

平成24年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

今後の弁理士制度の在り方に関する 調査研究報告書

本編

平成25年2月

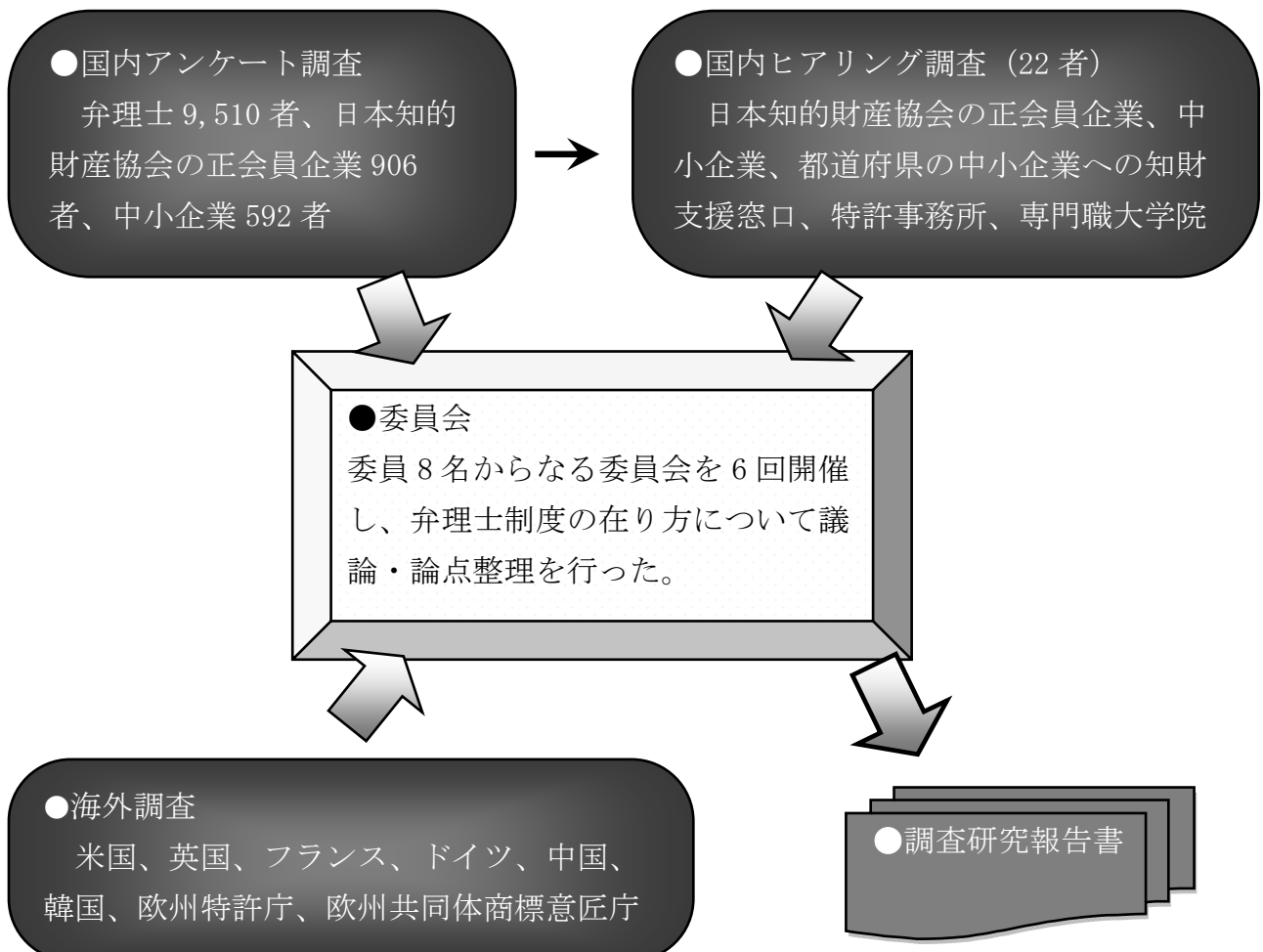
一般財団法人 知的財産研究所

要約

●調査研究の目的・必要性

平成 19 年の弁理士法改正法附則第 6 条には、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。また、平成 19 年の弁理士法改正法の施行からまもなく 5 年が経過することに加え、近年の知的財産を取り巻く情勢の変化により、弁理士のグローバルな観点での活動や、中小企業などを中心として、企業の事業、経営戦略にまで踏み込んだ活動がよりいっそう望まれるようになってきており、そのような活動を制度面から支えることを検討する必要性が生じている。

そのため、現在の弁理士制度（試験制度、研修制度、業務（職務） 関連規定等を中心とした弁理士制度全般）に関して、制度の実施・運用状況や課題に加え、ユーザーが弁理士に期待する役割等について調査すると共に、今後の弁理士制度の在り方について有識者による検討・論点整理を行うことで、弁理士法改正等の施策について検討するための基礎資料を作成することを目的として、本調査研究を行う。



I. 序

1. 本調査研究の目的・必要性

平成 12 年に弁理士法の全面改正が行われたのを端緒に、平成 14 年一部改正、平成 17 年一部改正及び平成 19 年一部改正を経て現在の弁理士法に至っている。その間、弁理士業務に知的財産権に関する各種業務を加えることで弁理士の活動フィールドの拡大を図りつつ、弁理士数の増大、多様な人材の参入等を視野に入れて弁理士試験における科目の簡素化、免除制度の拡充等が行われてきた。

特に、直近の改正である平成 19 年の弁理士法改正では、業務範囲の拡大、試験免除制度の拡充等を行う一方で、実務修習制度、継続研修制度の導入により弁理士に必要とされる能力の担保が図られ、弁理士数の増加により弁理士の競争環境が整ってきたことに対応すべく弁理士の研鑽の場の整備が行われた。

一方、平成 19 年の弁理士法改正法附則第 6 条には、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

現在、平成 19 年の弁理士法改正法の施行からまもなく 5 年が経過することに加え、近年の知的財産を取り巻く情勢の変化により、弁理士のグローバルな観点での活動や、中小企業などを中心として、企業の事業、経営戦略にまで踏み込んだ活動がよりいっそう望まれるようになってきており、そのような活動を制度面から支えることを検討する必要性が生じている。

そのような状況を踏まえ、現在の弁理士制度（試験制度、研修制度、業務（職務）関連規定等を中心とした弁理士制度全般）に関して、制度の実施・運用状況や課題に加え、ユーザーが弁理士に期待する役割等について調査すると共に、今後の弁理士制度の在り方について有識者による検討・論点整理を行うことで、弁理士法改正等の施策について検討するための基礎資料を作成することを目的として、本調査研究を行う。

2. 調査手法

上記目的・必要性を踏まえ、国内アンケート調査（弁理士 9,510 者、日本知的財産協会の正会員企業 906 者、中小企業 592 者）、国内ヒアリング調査（日本知的財産協会の正会員企業、中小企業、都道府県の中小企業への知財支援窓口、特許（特許法律）事務所、専門職大学院、延べ 22 者）及び海外調査（米国、英国、フランス、ドイツ、中国、韓国、

欧州特許庁、欧州共同体商標意匠庁）を実施し、これらの調査結果を踏まえ、委員会において弁理士制度の在り方について議論・論点整理を行って、報告書に取りまとめた。

Ⅱ．弁理士制度の見直し

1．試験制度

短答式試験を科目別に見ると、科目別の得点に偏りがある短答式試験合格者が存在している。これとは別に、工業所有権に関する条約は多いのに対し、出題範囲が不明確である上、今後も関連する条約が増えることが予想される。論文式筆記試験必須科目について、平成 12 年改正で条約単独の科目はなくなったが、これを復活させるべきとの意見もある。論文式筆記試験選択科目の選択問題には、受験者がいない科目や受験者が極めて少数の科目が存在している。口述試験の公平性に関する懸念があり、また、口述試験の合格率が低下している。試験科目の一部免除制度は、平成 12 年及び平成 19 年改正で導入されてきたが、制度が複雑になっている。

委員会では、アンケート、ヒアリング及び海外調査の結果を踏まえつつ、科目別の足切りの導入、論文式筆記試験選択科目について短答式試験による考査への変更、短答式試験の問題数の増加、論文式筆記試験必須科目について条約の単独科目の創設、口述試験の廃止と筆記試験の見直し、試験科目の免除規定の見直し、実務能力の考査、外国語能力の考査などが議論された。

2．研修制度

弁理士の実務修習では、出願書類の作成演習は行われているが、現場での実習（OJT）は行われていない。継続研修では多数の研修が行われているが、弁理士ナビからは、研修の形式（机上学習、ディスカッション形式、実習形式など）や講師活動・著作執筆活動の内容が把握できない。集合研修の効果確認が把握できていない（なお、外部機関による研修では簡単なレポートの提出が義務付けられている）。このような状況では、ユーザーは、資質の向上に積極的に取り組む弁理士を選択できず、弁理士にとっても、自らの資質の向上に積極的に取り組むためのインセンティブに欠けると考えられる。

委員会では、アンケート、ヒアリング及び海外調査の結果を踏まえつつ、実務修習における OJT 等の実習の導入、企業活動のグローバル化への対応、継続研修の受講状況及び効果の確認方法などが議論された。また、実務修習の課目免除制度の廃止、実務修習の講師及び指導者の条件緩和、実務修習の運用の見直し、継続研修の実施計画に係る運用緩和、

継続研修のみなし単位の認定緩和、新人弁理士の実務能力の向上策、コース研修の導入などについての意見もあった。

3. 業務範囲

(a) 特許、実用新案、意匠、商標、PCT 出願、マドリッド協定の議定書に基づく国際登録出願に関する特許庁における手続の代理、(b) 特許、実用新案、意匠、商標に関する異議申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理、(c) これら(a)(b)の手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことは、弁理士の法定業務である（弁理士法 4 条 1 項）。しかし、回路配置、育成者権、著作物に関する行政庁への手続代理は、弁理士の法定業務ではない。

また、特許、実用新案、意匠、商標等に関する、(d) 関税法に係る輸出入差止の手続の代理（4 条 2 項）、(e) 指定団体での裁判外紛争解決手続の代理（4 条 2 項）、(f) 技術上の秘密の売買契約、通常実施権許諾契約、その他の契約締結に関する相談、媒介、代理（4 条 3 項）、(g) 外国の行政官庁等に対する手続の資料作成（4 条 3 項）、(h) 知的財産侵害訴訟における補佐人として陳述、尋問（5 条）、(i) 審決取消訴訟における訴訟代理（6 条）、(j) 特定侵害訴訟における共同訴訟代理（6 条の 2）は、弁理士の法定業務である。しかし、回路配置、育成者権、著作物、知財に関する不正競争に係る業務は、弁理士の法定業務と法定外業務とが混在している。

委員会では、アンケート、ヒアリング及び海外調査の結果を踏まえつつ、日本弁理士会が提案する弁理士の業務範囲の拡大について、知的財産基本法上の知的財産に係る相談、特定不正競争に関する業務の拡大、品種登録出願手続の代理等、著作権物の登録手続代理等、特許庁の行政処分に対する取消訴訟の代理、弁理士の単独訴訟代理などが議論された。

4. 法人制度

現行の弁理士法においては、弁理士一人による特許業務法人の設立が認められていないが、事務所の資産と個人の資産との分離を進めていくため、また、将来的な複数社員法人への移行や他の特許業務法人との合併による事務所規模の拡大を容易にするため、一人法人を導入すべきではないかとの要望がある。一方、特許業務法人について一人法人の経営形態を認めた場合、法人の継続性の観点から問題があるとの指摘もある。

委員会では、アンケートやヒアリングの結果を説明し、平成 12 年と 19 年法改正時の産業構造審議会等の議論を踏まえつつ、弁理士が一人の特許業務法人を認めた場合の問題点などが議論された。

5. 秘匿特権

コモンロー諸国の民事訴訟において、当事者が所持する事件に関連した文書等の証拠の開示を請求することができるディスカバリーがある。その例外として、依頼者に、秘密性を確保すべき一定の通信や文書について、弁護士依頼人秘匿特権(attorney-client privilege)が、認められている。しかし、日本弁理士会から、日本の弁理士と依頼者との間のコミュニケーションについて、外国の訴訟手続においてその開示を拒否し、及び他人がこれを開示することを拒むことができない可能性がある旨の意見がある。一方、日本では、ディスカバリー制度は存在せず、秘匿特権という概念は存在しないが、弁理士には業務上取り扱ったことについて守秘義務が課せられ（弁理士法 30 条）、弁護士等と同様に、職務上知り得た事実であって黙秘すべきものについて証言を拒絶でき（証言拒絶権、民事訴訟法 197 条 1 項 2 号）、更に当該事実が記載された文書であって黙秘の義務が免除されていないものの提出を拒否できる（文書提出拒絶権、同法 220 条 4 号ハ）。

委員会では、アンケート結果を説明しつつ、他国の弁理士と依頼者との間のコミュニケーションが民事訴訟手続において開示から保護されるか否かに関する各国の現状把握と論点の確認、弁理士法に直接的に秘匿特権に対応する規定を設ける場合の論点などが議論された。

6. 利益相反

弁理士及び特許業務法人の利益相反について、弁理士法第 31 条第 3 号（第 48 条第 1 項第 3 号）は、自分が受任中の事件の相手方から依頼された他の事件を受任してはならない規定である。第 31 条第 3 号の「受任している事件」は、相手方がいる当事者対立構造の事件を前提とし、「他の事件」は、当事者対立構造事件のみならず、出願事件等の査定系事件も含まれると考えられている。しかし、当事者対立構造をとる事件を受任する場合には、その相手方から受任していた査定系事件については依頼者（つまり相手方）の同意がない限り継続することができない。また、特許業務法人に所属する弁理士には、同法第 31 条第 6 号及び第 7 号（第 48 条第 3 項第 5 号及び第 6 号）によって、自らが関与していない事件との関係でも業務制限があり、弁護士法人に所属する弁護士以上の業務制限がある。

委員会では、アンケートやヒアリングの結果を説明しつつ、日本弁理士会から提案された、利益相反を限定する提案について議論された。

7. 懲戒手続

弁理士法に基づく懲戒処分に際しては、所定の手続を経る必要があるが、過去の処分例では手続に長い期間を要している。また、懲戒処分のうち戒告処分を行う場合、当該処分が弁理士にとって重大な不利益処分であることから、聴聞の手続を要する（弁理士法 33 条 4 項）。一方、「懲戒運用基準」は、慢性的な予納残高不足を戒告処分に相当する職務怠慢・注意義務違反行為の一例として掲げているところ、予納残高不足を来した弁理士が少なからず存在している。このような場合、戒告処分及びその事実の公表に至る手続に相当な期間を要することから、このような弁理士が受任を続けることで、依頼者等が不測の損害を被るおそれが続くことになってしまう。

委員会では、参考のために弁理士会内の処分と弁護士懲戒について最近の状況などが説明された上で、懲戒手続について議論された。

8. 弁理士の使命

現在の弁理士法には、目的条項（弁理士法第 1 条）及び職責条項（同法第 3 条）はあるが、使命条項は設けられていない。日本弁理士会は、弁理士が、知的財産基本法にいう

「知的財産の創造、保護及び活用」を専権業務又は標榜業務とする専門的知識を有する人材であることを明らかにすると共に、社会に対して、より高い職責を使命として表明することにより、積極的に知的財産基本法の目的を推進し、もって、活力ある経済社会の実現を図るべきであると、提案している。

委員会では、提案の趣旨について議論された。

9. 非弁行為

非弁理士が依頼者の求めに応じて代理人として弁理士法第 75 条に規定する弁理士業務を行っている実態がある。これらについては、パトリス等の検索によって氏名等の情報を捕捉することが可能であるが、代理行為の対価として報酬の受渡しが行われたか否かまでは捕捉できない。そのため、非弁行為の疑いが高いケースであっても、報酬の受渡しの確証を得られない。商標登録出願手続についてみると、日本弁理士会からの警告書の発送数は被疑人数に対し 1 割程度にとどまっている。そこで、弁理士法第 75 条の「報酬を得て」という文言を削除することを、日本弁理士会は提案している。

委員会では、提案の趣旨について議論された。

10. 弁理士自治の一部拡充

経済産業大臣の総会決議取消権の廃止、経済産業大臣の役員解任権の廃止、継続研修の実施計画について経済産業大臣の承認を不要とすることなどを、日本弁理士会は提案している。

委員会では、提案の趣旨について議論された。

III. 海外調査結果

米国、英国、フランス、ドイツ、中国、韓国、欧州（欧州特許庁及び欧州共同体商標意匠庁）の弁理士制度に関する特徴を比較するため、海外調査を実施した。

調査内容は、弁理士制度を規定している条文、弁理士の業務範囲、弁理士が侵害訴訟を代理できるか、依頼人と弁理士との間の秘匿特権の根拠条文又は判例、資格要件（実務経験の必要性を含む）、弁理士試験（試験科目の構成、実務（実技）試験、口述試験を含む）、新人に対する研修、既に弁理士登録している者に対する研修、弁理士に関する情報公開、弁理士数の推移、特許業務法人の形態（一人法人、弁理士の有限責任を含む）、非弁行為、利益相反、制度改正の予定などが挙げられる。

はじめに

我が国の弁理士制度は 1899 年に公布された「特許代理業者登録規則」に始まる長い歴史を有するものであり、これまで我が国の産業の発達を支える大きな役割を担ってきた。

この間、その時代のニーズにあわせて幾度かの弁理士法改正が行われてきたが、直近の改正法が公布された平成 19 年以降においても制度を取り巻く情勢は国際的に大きく変化しており、昨年 1 月に知的財産戦略本部の知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会が取りまとめた「知財人財育成プラン」等においても、弁理士に求められる今日的な役割が変容してきていることが指摘されている。

本調査研究では、我が国の弁理士制度を取り巻く環境の変化等を踏まえ、現在の弁理士制度（試験制度、研修制度、業務関連規定等を中心とした弁理士制度全般）に関して、制度の実施・運用状況や課題に加え、ユーザーが弁理士に期待する役割等について調査した。具体的には、国内アンケート調査、国内ヒアリング調査及び海外調査を実施し、これらを基に有識者による検討・論点整理を委員会で行った。

本調査研究で得られた弁理士制度の在り方についての報告が、今後の弁理士法改正等の施策を検討するための基礎資料となれば幸いである。

最後に、本調査研究の遂行にあたり、アンケート調査票への回答及びヒアリング調査にご協力頂いた国内企業、各都道府県の知財支援窓口、国内外の特許（法律）事務所の関係者各位、並びに貴重なご意見及びご指導をいただいた委員をはじめとする関係各位に深く感謝申し上げる次第である。

平成 25 年 2 月

一般財団法人 知的財産研究所

「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究」委員会名簿

(敬称略)

委員長

相澤 英孝 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授

委員

生島 博 公益財団法人 東京都中小企業振興公社

東京都知的財産総合センター 所長

黒川 恵 日本弁理士会 弁理士法改正委員会 委員長

(阿部・井窪・片山法律事務所 弁理士)

清水 啓助 弁理士審査分科会試験部会 部会長

(清水特許事務所 弁理士)

荘林 啓 日本知的財産協会 特許第1委員会委員長

(株式会社リコー 知的財産センタースペシャリスト)

高橋 隆二 弁理士審査分科会特定侵害訴訟代理業務試験部会 部会長

(生田・名越・高橋法律事務所 弁護士・弁理士)

田村 爾 日本弁理士会 副会長

(プロメテ国際特許事務所 弁理士)

林 いづみ 永代総合法律事務所 弁護士

(五十音順)

オブザーバー

牧野 剛	特許庁	総務部秘書課	課長	
井上 正	特許庁	総務部秘書課	弁理士室	室長
石原 徹弥	特許庁	総務部秘書課	弁理士室	弁理士制度企画班長
原 真一郎	特許庁	総務部秘書課	弁理士室	弁理士制度企画係長
安西 周平	特許庁	総務部秘書課	弁理士室	弁理士制度企画係員
田中 耕一郎	特許庁	総務部総務課	法規班長	
桂 正憲	特許庁	総務部企画調査課	課長	
山中 隆幸	特許庁	総務部企画調査課	研究班長	
岡 英範	特許庁	総務部普及支援課	支援企画班長	
室井 賢一郎	特許庁	総務部普及支援課	地域調整係長	
青柳 政嗣	特許庁	総務部普及支援課	地域業務第一係長	
小野 和実	特許庁	総務部普及支援課	地域業務第二係長	
中野 宏和	内閣官房	知的財産戦略推進事務局	参事官補佐	
竹長 史貴	内閣官房	知的財産戦略推進事務局	主査	
田中 秀晴	日本弁理士会	会長室	室員	
仲 晃一	日本弁理士会	会長室	室員	
佐藤 耕一	日本弁理士会	事務局	第一事業部長	
須藤 進	日本弁理士会	事務局	主査	
三尾 美枝子	日弁連知的財産センター	事務局長		
		(キューブM総合法律事務所 弁護士)		
村上 尚子	日本弁護士連合会法制部法制第一課	事務局	職員	

事務局

大森 陽一	一般財団法人	知的財産研究所	専務理事	
天野 斉	一般財団法人	知的財産研究所	研究部長	
岩井 勇行	一般財団法人	知的財産研究所	統括研究員	
高橋 勝利	一般財団法人	知的財産研究所	主任研究員	
高橋 英樹	一般財団法人	知的財産研究所	主任研究員	
冨田 隆之	一般財団法人	知的財産研究所	主任研究員	

目 次（本編）

要約

委員会名簿

I. 序	1
1. 本調査研究の目的・必要性	1
2. 調査手法	2
(1) 国内アンケート調査	2
(2) 国内ヒアリング調査	3
(3) 海外調査	3
(4) 委員会	3
II. 弁理士制度の見直しの観点	4
1. 国会附帯決議等における指摘事項	4
2. 企業活動のグローバル化への対応	4
3. 中小企業等への対応	6
4. 公平公正な試験の実施	7
5. 実務能力・技能の担保	7
6. 総合的・戦略的な知財管理の支援	7
7. 技術の高度化・複合化への対応	8
8. 適正な業務の遂行	8
III. 弁理士への期待～中小企業支援機関から～	9
1. はじめに	9
2. 中小企業が期待する弁理士	10
(1) 知財出願業務のあり方	10
(i) ビジネス全体を把握した総合的、戦略的な知財出願	10
(ii) ビジネスに即応した的確な出願書類の作成	11
(2) 管理業務のあり方	11
(3) 業務範囲のあり方	12
(i) 専門分野特化の問題	12
(ii) 知財全体の業務範囲の問題	13
(4) 知財業務に関する弁理士費用	14
3. まとめ	14

IV. 弁理士への期待～JIPA から～	16
1. 企業が求める弁理士	16
2. 弁理士制度のあるべき姿	17
(1) 弁理士に求める資質	17
(2) グローバル化	17
(3) 企業に対するサービス向上	18
(4) 制度改正	19
V. 弁理士への期待に対して～日本弁理士会から～	21
1. 弁理士の社会的役割の明確化	21
(1) 弁理士法の目的条項等の見直し	22
(2) 業務範囲の見直し	22
2. 弁理士による国際的活動の支援	22
(1) 秘匿特権の明記	22
(2) 外国の行政官庁等に対する手続関連	23
(3) 外国における紛争に関する手続関連	23
3. 弁理士自治の一部拡充	23
(1) 大臣の総会決議取消権の廃止	23
(2) 大臣の役員解任権の廃止	23
(3) 継続研修の実施計画の承認	24
4. 試験・研修制度の見直し	24
(1) 試験制度の見直し	24
(2) 研修制度の見直し	25
5. 弁理士の業務環境の改善	25
(1) 特許業務法人の一人法人の許容	25
(2) 利益相反の見直し	25
(3) 専権業務規定（非弁行為）の見直し	26
6. 中小企業支援機関からの弁理士への期待に対して	26
(1) 試験制度及び研修制度の見直し	26
(2) 業務範囲等の見直し	27
(3) 知的財産権の取得・活用に係る費用	27
7. 産業界から弁理士への期待に対して（日本知的財産協会の意見について）	28
(1) コア業務に係る質の向上	28
(2) 紛争解決での専門知識を活かしたサポートの提供	29

(3) 企業の経営に知的財産を活かせるようなアドバイスの提供	30
(4) その他の指摘事項	30

VI. 弁理士制度の見直しの各論 31

1. 試験制度 31

(1) 現状把握と論点整理 31

(i) 試験制度の概要 31

(ii) 短答式試験 42

(iii) 論文式筆記試験必須科目 43

(iv) 論文式筆記試験選択科目 45

(v) 口述試験 47

(vi) 試験免除 50

(2) 意見 53

(i) 総論 53

(ii) 短答式試験 53

(iii) 条約科目 55

(iv) 論文式筆記試験選択科目 56

(v) 口述試験 57

(vi) 試験免除 59

(vii) 実務能力 61

(viii) 外国語 64

(3) 関連するヒアリング結果 64

2. 研修制度 66

(1) 現状把握と論点整理 66

(i) 研修制度の概要 66

(ii) 実務修習における実習 68

(iii) 継続研修の受講状況及び効果の確認方法 69

(2) 意見 72

(i) 総論 72

(ii) 実務修習の課目免除制度の廃止 73

(iii) 実務修習の講師及び指導者の条件緩和 74

(iv) 実務修習の運用の見直し 74

(v) 実務修習におけるOJT等の実習の導入 75

(vi) 継続研修の実施計画に係る運用緩和 76

(vii) 継続研修のみなし単位の認定緩和等 77

(viii) 新人弁理士の実務能力の向上策	77
(ix) 企業活動のグローバル化への対応	78
(x) 継続研修の受講状況及び効果の確認方法	78
(3) 関連するヒアリング結果	79
3. 業務範囲	79
(1) 現状把握と論点整理	79
(i) 弁理士法が規定する業務範囲	79
(ii) 関連するアンケート結果の概要	82
(2) 意見	91
(i) 総論	92
(ii) 弁理士法 4 条 3 項 (知的財産権に関する相談)	103
(iii) 弁理士法 2 条 4 項、4 条 (特定不正競争)	106
(iv) 弁理士法 4 条 2 項、5 条 1 項、6 条 1 項 (品種登録出願手続の代理等)	113
(v) 弁理士法 4 条、5 条 1 項、6 条 1 項 (著作権物の登録手続の代理等)	115
(vi) 弁理士法 6 条 (特許庁の行政処分に対する取消訴訟の代理)	120
(vii) 単独訴訟代理	122
(3) 関連するヒアリング結果	124
4. 法人制度	124
(1) 現状把握と論点整理	124
(i) 法人制度の概要	124
(ii) 特許業務法人における一人法人	126
(iii) 平成 19 年法改正時の検討結果	128
(iv) 規制改革推進のための 3 か年計画	129
(v) 関連するアンケート結果	130
(2) 意見	130
(3) 関連するヒアリング結果	132
5. 秘匿特権	133
(1) 現状把握と論点整理	133
(i) 背景	133
(ii) 法制度上の位置付けの整理	134
(iii) 論点 1: 依頼者に文書提出拒絶権が認められるか	136
(iv) 論点 2: 外国の弁理士に証言拒絶権・文書提出拒絶権が認められるか	137
(v) 関連するアンケート結果	141
(2) 意見	143
6. 利益相反	147

(1) 日本弁理士会の説明	147
(i) 弁理士法第31条第3号の解釈の明確化の必要性	147
(ii) 弁理士法第31条第6号、第7号の改正の必要性	150
(2) 弁理士法第31条第3号の解釈に関する平成19年法改正時の検討結果	150
(3) 関連するアンケート結果	151
(4) 意見	152
(5) 関連するヒアリング結果	156
7. 懲戒手続	156
(1) 現状把握と論点整理	156
(i) 懲戒制度の概要	156
(ii) 戒告処分の概要	157
(iii) 戒告処分の対象となりうる行為類型	158
(iv) 対応の方向性の検討	158
(2) 意見	159
8. 弁理士の使命	161
(1) 日本弁理士会の説明	161
(2) 意見	162
9. 非弁行為	164
(1) 日本弁理士会の説明	164
(2) 意見	165
10. 弁理士自治の一部拡充	167
(1) 日本弁理士会の説明	167
(2) 意見	168
VII. その他のアンケート結果概要	170
VIII. その他のヒアリング結果概要	173
1. その他のヒアリング結果概要（企業、知財支援窓口、特許事務所）	173
2. その他のヒアリング結果概要（専門職大学院）	175
IX. 海外調査結果概要	176
1. 業務範囲	176
(1) 弁理士が扱える業務	176
(2) 資格内資格制度	177
(3) 依頼人と弁理士間の秘匿特権	177

2. 資格要件等	177
(1) 弁理士になるために試験合格以外の特例があるか	177
(2) 実務経験	177
3. 弁理士試験	178
(1) 特許弁理士と商標弁理士に分けて試験を行っているか	178
(2) 受験資格	178
(3) 試験科目の構成	179
(i) 試験科目	179
(ii) 科目別の合格制度	180
(iii) 口述試験	180
4. 特許業務法人として一人法人は認められているか	180
5. 弁理士制度の各国比較	181

本報告書は、委員会での議論を元に各委員が執筆している。執筆の分担は以下のとおりである。

Ⅲ章：生島委員

Ⅳ章：荘林委員

本調査研究は、一般財団法人 知的財産研究所 高橋勝利 主任研究員、高橋英樹 主任研究員、富田隆之 主任研究員、岩井勇行 統括研究員、天野斉 研究第二部長が担当した。

海外の弁理士制度の調査は、下記の事務所にご協力して頂いた。

➤ 米国

Westerman, Hattori, Daniels & Adrian, LLP

➤ 中国

林達劉グループ北京魏啓学法律事務所

➤ 韓国

KIM & CHANG INTELLECTUAL PROPERTY

➤ 英国、フランス、ドイツ、欧州特許庁、欧州共同体商標意匠庁

Bird & Bird LLP

I. 序

1. 本調査研究の目的・必要性

平成 12 年に弁理士法の全面改正が行われたのを端緒に、平成 14 年一部改正、平成 17 年一部改正及び平成 19 年一部改正を経て現在の弁理士法に至っている¹。その間、弁理士業務に知的財産に関する各種業務を加えることで弁理士の活動フィールドの拡大を図りつつ、弁理士数の増大、多様な人材の参入等を視野に入れて弁理士試験における科目の簡素化、免除制度の拡充等が行われてきた。

特に、直近の改正である平成 19 年の弁理士法改正では、我が国産業の競争力を強化する上で、戦略的な知的財産権の取得・活用を適確に支援する弁理士の役割の重要性が一層高まっており、その量的拡大のみならず質的充実を図るため、業務範囲の拡大、試験免除制度の拡充等を行うと共に、弁理士の資質の向上を行う実務修習制度、継続研修制度の導入が行われた。

一方、平成 19 年の弁理士法改正法附則第 6 条には、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

現在、平成 19 年の弁理士法改正法の施行からまもなく 5 年が経過することに加え、近年の知的財産を取り巻く情勢の変化により、弁理士のグローバルな観点での活動や、中小企業などを中心として、企業の事業、経営戦略にまで踏み込んだ活動がよりいっそう望まれるようになってきており、そのような活動を制度面から支えることを検討する必要性が生じている²。

そのような状況を踏まえ、現在の弁理士制度（試験制度、研修制度、業務（職務）関連規定等を中心とした弁理士制度全般）に関して、制度の実施・運用状況や課題に加え、ユーザーが弁理士に期待する役割等について調査すると共に、今後の弁理士制度の在り方について有識者による検討・論点整理を行うことで、弁理士法改正等の施策について検討するための基礎資料を作成することを目的として、本調査研究を行う。

¹ 改正経緯の概要は資料編Ⅳ-11 を参照

² 知的財産推進計画2011において、「弁理士のグローバルな活躍を推進するため、弁理士法の見直しを視野に入れて、弁理士業務の現状を検証・評価し、必要な措置を講ずる。」ことが求められている。

2. 調査手法

上記目的・必要性を踏まえ、国内アンケート調査、国内ヒアリング調査及び海外調査を実施し、これらの調査結果を踏まえ、委員会において弁理士制度の在り方について議論・論点整理を行って、報告書に取りまとめた。

(1) 国内アンケート調査

アンケートの送付先は、本調査研究の対象である弁理士と、弁理士のユーザー側に当たる企業であって下記に掲げる企業である。

➤ 弁理士 (9,510 者)

2012 年 6 月 13 日時点で日本弁理士会に登録されている弁理士から個人情報の提供に同意しない者を除いた 9,510 者

➤ 企業 (1,498 者)

(i) 日本知的財産協会(JIPA: Japan Intellectual Property Association)の正会員企業 906 者

(ii) 中小企業 592 者

① 中小企業庁発行「元気なモノ作り中小企業 2009 年度」の対象企業 (300 者)

② 特許庁発行「知財で元気な中小企業 2007」の対象企業 (110 者)

※①と②の重複 6 者を排除

③ 出願件数上位の中小企業 (196 者)

※2008 年に公開された特許・意匠・商標データを用いて集計

④ 更に①から③について日本知的財産協会の正会員企業と重複する企業 8 者を排除

アンケート結果の詳細は、資料 I-1、I-2 と I-3 を参照のこと。

アンケート項目は、資料 I-4 と I-5 を参照のこと。

アンケートの回収率は以下のとおりである。

	JIPA	中小企業	弁理士
配布数	906	592	9,510
回収数	426	123	2,637
回収率	47.0%	20.8%	27.7%

（２）国内ヒアリング調査

下記の 22 か所にヒアリングを実施した。第Ⅷ章では概要を説明し、詳細は資料編Ⅱを参照のこと。

- 日本知的財産協会の正会員企業：4 か所
アンケート結果（問 2、問 6、問 7 など）を参考に抽出。
- 中小企業：5 か所
「知財で元気な中小企業 2007」からアンケート結果（問 3 など）を参考に抽出。
「平成 24 年度産業財産権制度活用優良企業等表彰」を受けた企業から抽出。
- 都道府県の中小企業への知財支援窓口：2 か所
都道府県独自の知財支援策も提供している知財支援窓口から抽出。
- 大手の特許（特許法律）事務所：5 か所
特許の出願件数を参考に抽出。
- 中小企業支援を活発に行っている特許事務所：3 か所
弁理士が著した書籍や論文、ホームページの記載に基づいて抽出。
- 専門職大学院：3 か所（3 大学を同時にヒアリング）

本報告書では、弁理士数が 10 名未満の特許事務所を「小規模特許事務所」と、弁理士数が 10 名以上の特許事務所を「大手特許事務所」と、中小企業支援を活発に行っている特許事務所を「中小企業支援特許事務所」と記載している箇所がある。

（３）海外調査

海外調査は、米国、英国、フランス、ドイツ、中国、韓国、欧州（欧州特許庁及び欧州共同体商標意匠庁）の弁理士制度について、現地の事務所に調査を依頼した。

（４）委員会

本調査研究に関して専門的な視点からの検討、分析、助言を得るために、学識経験者、産業界有識者、弁護士、弁理士から構成される委員会（委員名は委員名簿を参照のこと）を 6 回開催して議論を行い、弁理士制度に係る論点整理を行った。

Ⅱ．弁理士制度の見直しの観点

1．国会附帯決議等における指摘事項

平成 19 年弁理士法改正時の附則及び附帯決議で指摘されている事項について検討する必要がある。

➤ 平成 19 年弁理士法改正時附則（抄）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

➤ 平成 19 年弁理士法改正時附帯決議（抄） 参議院経済産業委員会

特定侵害訴訟代理制度における弁理士の受任等の在り方を含めた弁理士の積極的活用について、訴訟代理の状況や利用者のニーズを踏まえつつ、引き続き検討すること。また、弁理士の一人法人制度の導入その他の残された課題を含め、弁理士制度の在り方について、知的財産をめぐる国内外の動向や利用者のニーズ等を踏まえ、幅広い観点から更に検討を行うこと³。

➤ 平成 19 年弁理士法改正時附帯決議（抄） 衆議院経済産業委員会

特定侵害訴訟代理制度における弁理士の受任等の在り方を含めた弁理士の積極的活用については、訴訟代理の状況や利用者のニーズを踏まえつつ、引き続き検討を進めること⁴。

2．企業活動のグローバル化への対応

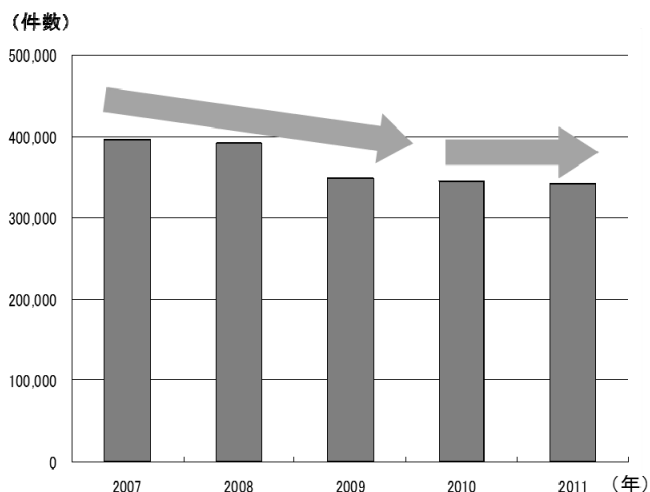
現在、日本の製造業の海外生産の動きは加速しており、中堅・中小企業も海外事業強化の姿勢が拡大⁵している。

日本特許庁への特許出願件数は減少しているが、日本特許庁を受理官庁とした PCT 出願件数は増加傾向にあり、例えば 2011 年の PCT 出願件数は前年比 20%増と増加している。

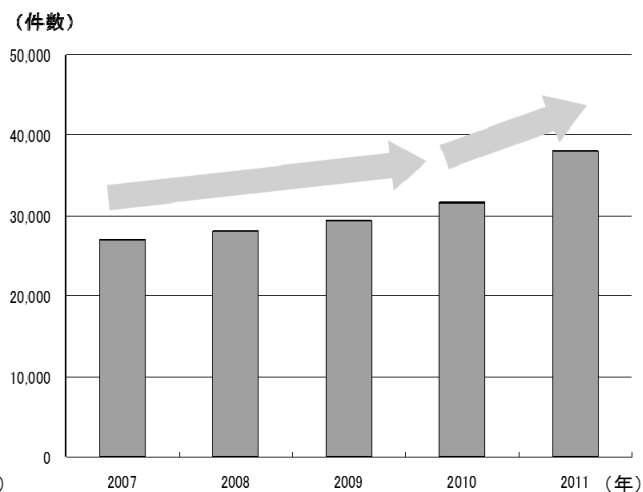
³ 参議院経済産業委員会付帯決議 2007 年 4 月

⁴ 衆議院経済産業委員会付帯決議 2007 年 6 月

⁵ 「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」（国際協力銀行 2011 年 7 月-9 月実施）。製造業で原則として海外現地法人を 3 社以上有する企業が対象。603 社が回答。

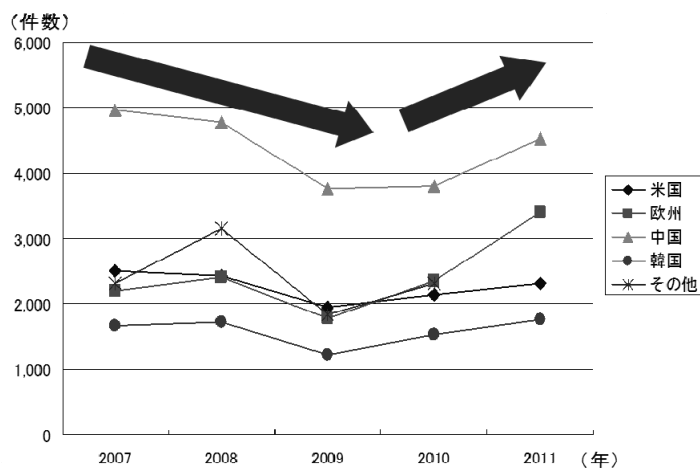


図表Ⅱ-1：特許出願件数の推移

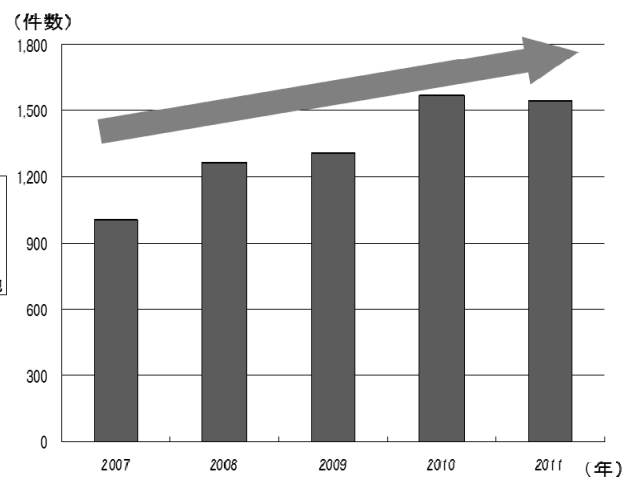


図表Ⅱ-2：日本特許庁を受理官庁とした PCT 出願件数の推移

また、意匠出願件数は大きく減少している一方、日本人による外国への意匠登録出願件数はリーマン・ショック直後に減少したものの、その後は増加傾向にある。商標の出願件数も減少傾向になる一方、マドリッド協定議定書に基づく商標の日本から外国への国際登録出願件数は増加傾向にある。



図表Ⅱ-3：日本人による外国への意匠登録出願件数の推移⁶



図表Ⅱ-4：日本から外国への国際登録出願件数の推移⁷

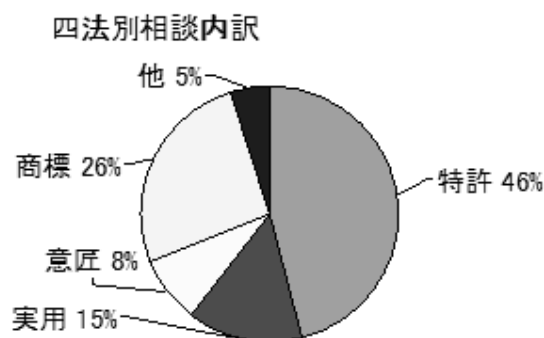
⁶ WIPO 統計「Industrial design applications by Origin and Office (2000～2010)」より特許庁作成

⁷ 特許庁作成

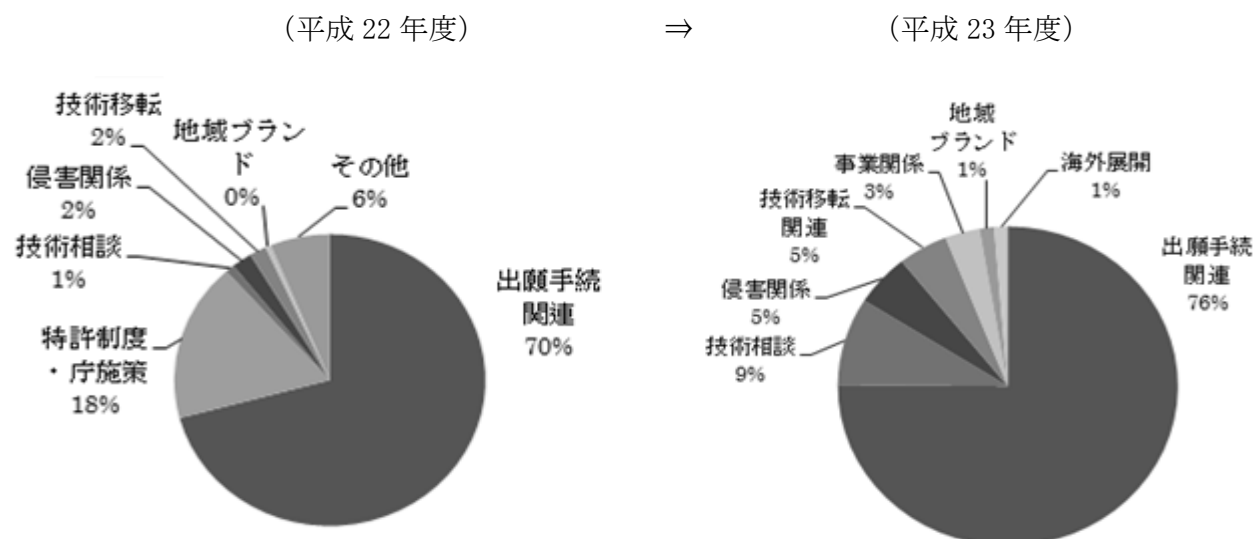
3. 中小企業等への対応

特許庁は、平成 23 年 4 月より中小企業からの知財関連相談を一元的に受け付けワンストップで解決を図る「知財総合支援窓口」を全国 47 都道府県に設置している。その支援の一環として、それまで窓口を利用していなかった中小企業等を訪問し、新たに知財の支援を実施した中小企業等は 2,376 者（平成 23 年度の実績）に及ぶ。また、のべ支援件数は、平成 22 年度の事業と比較すると 2 倍以上増加（45,016→100,910 件、平成 23 年度実績）している。

四法別の相談内訳は、特許が全体の約半数あり、四法以外は 5%である。本事業は、以前の「出願支援」ととどまらず「事業展開まで見据えた総合的な支援」を提供すべく立ち上げたものである。平成 22 年度と比較すると技術相談や侵害関係等の相談割合が増加している。



図表 II-5：四法別の相談内訳（平成 23 年度）⁸



技術相談：1% → 9%、侵害関係：2% → 5%、技術移転：2% → 5%

図表 II-6：相談項目の変化⁹

⁸ 特許庁作成

4. 公平公正な試験の実施

短答式試験は全科目の合計点で合否判断が行われるが、科目別に見ると得点が少ない（例えば、科目別の得点が 50%未満）合格者が存在している。

論文式試験の選択科目は 35 に細分化されているが、受験者がいない選択問題や受験者が極めて少数の選択問題が存在している¹⁰。

口述試験の受験者数は千人を超え、試験期間は 6 日間に及び、受験者によって出題内容と試験委員が異なっている。

平成 19 年改正では、知的財産に関する知識等を専門的に学んだ有能な人材の弁理士分野への参入を促進し、また、受験者の負担の軽減の観点から、試験科目の免除規定が拡大されたところである（弁理士法第 11 条）¹¹。

5. 実務能力・技能の担保

平成 19 年法改正時の議論では、実務能力・技能は試験で問うのではなく試験後の研修で担保することとされた経緯がある¹²。現在、弁理士試験では受験者の実務経験を受験資格として問わず、試験合格後、弁理士登録前の実務修習において明細書作成等の実務を習得させ、また、弁理士登録後の継続研修において実務能力の向上を図っている。

6. 総合的・戦略的な知財管理の支援

企業が他社との競争を勝ち抜くため、技術の特許権で保護することに加えて、付加価値や差別化の源泉となるデザインやブランドの要素を意匠権や商標権を活用して複合的に保護することの重要性が増大している。

また、製造方法や制御プログラムなど付加価値や差別化の源泉（コア部分）を営業秘密として保護すべきかの検討をすることが必要となっている。技術の国際標準化を進める場合にも、特許権を取得又は営業秘密として秘匿してコア部分を営業秘密として保護すべきかの検討をすることが必要となっている。

⁹ 特許庁作成

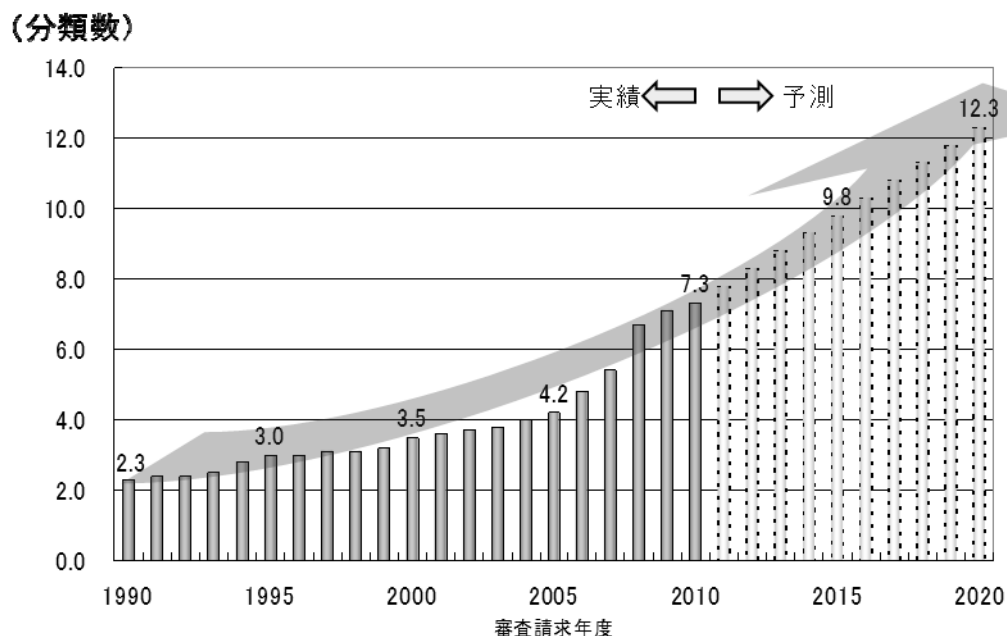
¹⁰ 詳細は本編 VI. 1. (1) (iv)

¹¹ 詳細は本編 VI. 1. (1) (vi)

¹² 平成 18 年産業構造審議会弁理士制度小委員会 第 1 回・第 2 回 議事録

7. 技術の高度化・複合化への対応

技術の複合化が進んでおり、特許出願がどのような技術を含むものかを示す特許分類の出願あたりの付与数が増加している。



図表Ⅱ-7：特許出願1件あたりに付与される特許分類数（平均）¹³

8. 適正な業務の遂行

弁理士が依頼者のニーズに応えながら適正に業務を遂行するには、業務の遂行に密接に関わる諸制度（利益相反行為の制限制度、経済産業大臣が行う懲戒制度、日本弁理士会が行う処分制度、特許業務法人制度等）は、公共の利益や依頼者の利益を守るものでなければならない。

¹³ 特許庁作成

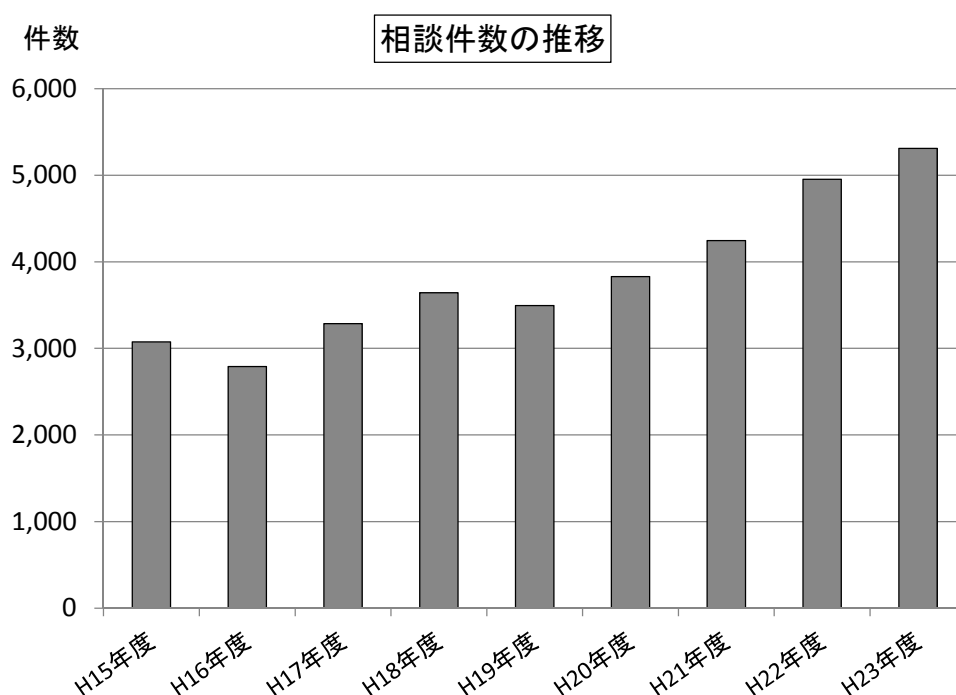
Ⅲ．弁理士への期待～中小企業支援機関から～¹⁴

1．はじめに

国内でのビジネス市場が縮小し、新興国を中心とする海外市場が拡大、競争が激化する中で中小企業の知的財産に対する意識は近年特に高まって来ている。関東経済産業局によるアンケート結果¹⁵を見ても「知財を意識した経営をしているか」との質問に対し「行っている」と回答した企業は全体の 77.5%を占めており、「必要と考えている」と回答をした企業は 20.1%ある。知財を意識した経営の内容は別にしても、両者を合わせると 97.6%という非常に高い数字になっている。

東京都知的財産総合センター（以下、当センターという）での中小企業の知財相談件数を見ても、設立当初の平成 15 年度で約 3,000 件であったのが、平成 20 年度で約 3,800 件、翌年度はリーマン・ショックがあったにもかかわらず 4,000 件を超え、平成 23 年度では約 5,300 件と年々増加、中小企業における知財に対する関心が年次高まっていることが判る。

東京都知的財産総合センター相談事業実績



図表Ⅲ-1：相談件数の推移

¹⁴ Ⅲ章は、生島委員が執筆した。

¹⁵ 平成 20 年度広域関東圏における中小企業の知財戦略実態報告書「中小企業のための知財支援策活用集」17 頁 経済産業省 関東経済産業局 平成 21 年 3 月

相談内容は権利取得についての相談や、知財管理、特許調査、係争関係の相談、技術契約に関する相談、著作権や不正競争防止法関連の相談等様々あるが、権利取得についての相談が 50%以上を占めている。権利取得の案件は特許、実用新案、意匠、商標の出願から登録に至るまでの色々な相談であるが、中小企業の場合、社内において知的財産部の組織や知財専門の人員を有しているところは数少ない。従って特許庁に提出する出願書類や特許庁とのやりとりをはじめ、知財の専門的な問題について中小企業のたよりとするところは、各種の支援機関もさることながら、やはり弁理士に担うところが多い。

全国約 420 万社の中で約 99.7%を占める中小企業にあって、その独自技術、独自製品の知財のガードと活用は、中小企業自身はもとより日本の産業にとって重要で、知財を専門業務とする弁理士に期待されるところは極めて大きい。

以下、中小企業が期待している弁理士像について、当センターにおける相談の現場からまとめてみた。

2. 中小企業が期待する弁理士

(1) 知財出願業務のあり方

(i) ビジネス全体を把握した総合的、戦略的な知財出願

相談に来られる中小企業の中で、どういう知財の出願をされているのか、あるいはどういう権利をお持ちなのか聞いて見ると、次のような例がよく見かけられる。

- 新製品、新技術に対し特許の権利を持っているが、ユニークなデザインについて意匠の出願はしていなかった。
- 逆に意匠権はもっているが、本来権利化せねばならない特許は出願していなかった。
- 特許や意匠の権利を保有しているが、新製品の名前に対し商標の出願をしていない。
- 実用新案で権利を保有していたが、事業開始の段階では権利が満了していた。出願当初から本来特許で出願すべきであった。
- 国内では知財の出願をしたが海外までは検討しなかった。ビジネスのことを考える出願しておくべきであった。
- 国内は特許、意匠、商標を出願し権利をとったが、海外は特許のみで商標、意匠は出願せず模倣対策で即効性に欠けた、等々。

上記の例は、それに携わった弁理士が出願する段階で、中小企業のビジネスの内容や今後のビジネスの計画等を十分ヒアリングし把握していたならば、どの知財で製品ないし技術を守るべきかを検討し得たはずなのにそれができていなかった例である。

中小企業の場合、大企業のように知財の戦略を練る知財組織と陣容がないところが多く、弁理士の力量により知財のガードが左右され、ひいては経営面に影響を与えるところが多い。

従って中小企業の場合、依頼案件を単に依頼どおり事務的にこなすのではなく、ビジネス全体を把握した上で総合的、戦略的な知財出願業務ができる弁理士が期待される。とりわけ近年のグローバル化の時代にあって、海外への知財出願についての知財戦略のアドバイスができる弁理士への期待が大きい。

(ii) ビジネスに即応した的確な出願書類の作成

中小企業の相談の中でまた目につくのが特許を例にとっていうなら、出願から権利化までの補正も含め、やたら限定の多い特許請求の範囲や、実施例の非常に少ない明細書である。また、出願後、明細書の記載不明瞭による拒絶理由通知を受けているものも散見される。

これらは、色々な要因によるところが多いが、弁理士として実務経験不足によるものや、ユーザーへのヒアリングが不足していることに起因していることが多いと思われる。

中小企業の場合は、特許明細書の作成能力はほとんどないといっている企業が多く、そのほとんどが弁理士に依存している。また知財の専門部隊がいる大企業と違い中小企業の場合、弁理士によって作成された明細書の良し悪しを判断する力もほとんどないと言って過言ではない。中小企業の場合、弁理士としての資格を有している以上、仕事を依頼した弁理士は知財のプロとして信頼できるものと思っている。よって、権利化された後、実際のビジネスで実施されている製品ないし技術と、権利化された特許の権利範囲が異なっていることがあり、それが問題となる事例も見受けられる。

以上のような観点から、中小企業にとって期待される弁理士は、当然ではあるが実務がしっかりできる弁理士であり、ユーザーのビジネスについてヒアリング能力のある弁理士、すなわちビジネスに即応した的確な出願書類の作成ができ、そのあとのフォローも的確にできる弁理士である。

(2) 管理業務のあり方

知財の出願から登録まで、また登録以降の維持年金の管理等の知財の管理業務は極めて重要な業務のひとつである。この管理業務についても知財組織とその陣容を有していない中小企業にとっては、弁理士に全面的ないし大部分を依頼しているケースが多い。

当センターの相談の中でも管理業務に関し以下のような相談ないしケースがある。

➤ 外国出願をする旨依頼していたが、弁理士が優先権主張日を誤り出願することができ

なかった。

- 他社にライセンスしている重要な特許の維持年金を依頼していたが、弁理士が病気で支払いがなされておらず権利が消滅してしまった。
- 特許出願を多数しているものの、審査請求時の判断をせずみなし取下げになっている。
- 権利維持の判断も的確にしていなかったため、維持年金を支払続けている、等々。

知財の管理は本来権利者がきっちりやるべき重要な業務であるが、知財という特殊性から知財の専門部署を持たない中小企業にとっては弁理士にたよらざるを得ないところが多い。管理業務においては、事務的な期限管理の問題から権利の維持要否の判断等、戦略的な問題も種々含まれる。弁理士として一人事務所での病気や高齢化の問題での期限管理等、実務上の問題が生じた場合のフォロー体制が望まれると同時に、審査請求や権利維持の要否の判断の仕方等、管理業務においても中小企業への知財戦略教育も含めたアドバイスのできる弁理士が望まれる。

（３）業務範囲のあり方

（ｉ）専門分野特化の問題

弁理士業務の中で中小企業が依頼する業務は特許、実用新案、意匠、商標の出願等手続代理業務や鑑定等、第三者との権利関係の相談事項が多い。中小企業の立場からすると、弁理士の資格を有する者は知財について、どのような案件でも対応してもらえるものと思っている。しかし、現実には特許・実用新案、意匠、商標でそれぞれ専門毎に専門の弁理士がおり、特許・実用新案の業務においては電気、機械、化学等、専門技術分野ごとにそれぞれ専門とする弁理士が業務をこなす。よって日頃弁理士と縁遠い中小企業にとってそれぞれの相談はワンストップで行かず、目的の弁理士に出会うまで相当苦労しているのが現状である。それに海外出願となるとまたそれぞれの知財に応じて海外知財業務のできる弁理士を探す必要が出てくるのである。

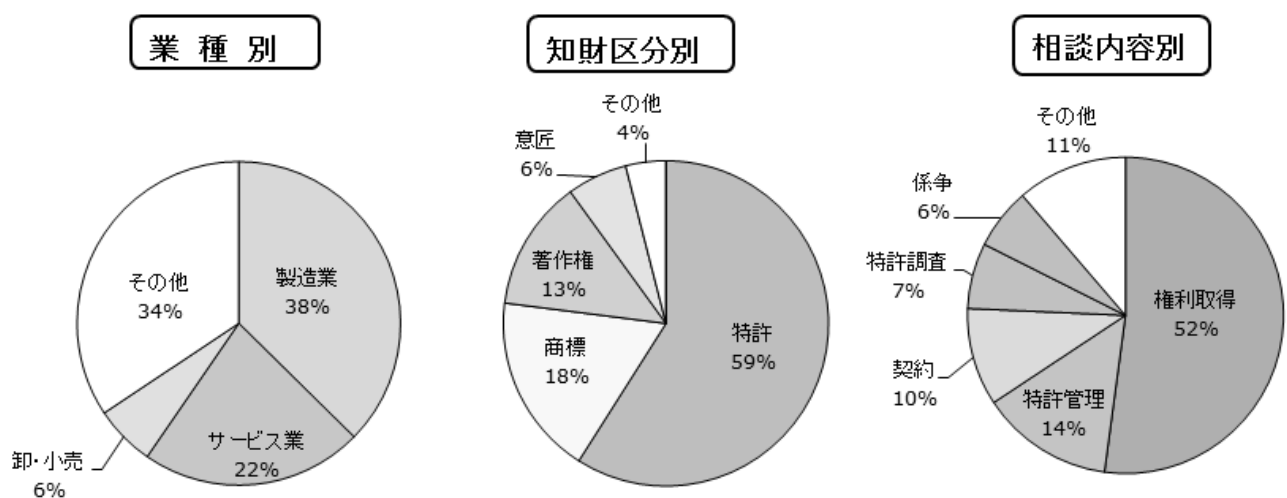
本来なら国内外を問わず知財のすべての業務においてオールマイティな弁理士が望まれるが、それは現実上無理であろう。大企業にあっては知財部門が各事業の形態に応じて知財戦略を立て、それに応じてそれぞれ専門の弁理士に仕事を依頼するため、弁理士業務の専門分野の特化はさほど支障がないと考えられる。というより、大企業にとってはむしろ専門分野に分かれてそれぞれのプロでいてくれるほうがありがたい面が多いと思われる。しかし、知財戦略部隊のない中小企業にとっては、一つの自社技術、製品でありながら、知財の種類や国内外に応じ、また技術分野に応じて夫々の弁理士に依頼せねばならないのは非常なハンディである。

従って、中小企業としてはそれぞれの知財の専門弁理士を揃えている知財の大事務所か、特許なら特許だけの事務所であっても、少なくとも初めの知財相談においては総合的な知財戦略のコンサルタントができる弁理士が望まれると同時に、必要に応じて意匠、商標等各知財の専門弁理士間での連携が取れ、ワンストップで対応できるシステムが望まれる。

(ii) 知財全体の業務範囲の問題

中小企業の相談は知財区分別に見ると特許、実用新案、意匠、商標、著作権、不正競争防止法等の権利取得の相談あるいは権利抵触関係等々様々である。

H23年度相談



図表Ⅲ-2：東京都知的財産総合センター平成23年度の相談

当センターでは、これまで企業で知財経験豊富な知財アドバイザーが中小企業の相談にのると同時に弁理士、弁護士が毎日常駐しており、必要に応じて相談の中に入る。全体的なとりまとめは知財アドバイザーが中小企業の立場になって、弁理士または弁護士のアドバイスも踏まえ行う。その相談の現場の中でひとつのネックは特許、実用新案、意匠、商標の相談は弁理士に入ってもらい行うが、著作権、不正競争防止法の案件になると弁護士に相談の場に入ってもらふことになる。知財における相談は、単に特許だけ、あるいは商標だけの相談で終わるものではなく、まずトータル的にその中小企業の知財状況を把握して、各知財、すなわち特許、意匠、商標、著作権、不正競争防止法関連等、総合的な保護、活用について如何にあるべきか検討することになる。その場合、特許、意匠、商標については弁理士に、著作権、不正競争防止法については弁護士にバトンタッチして相談するということでは、弁理士、弁護士それぞれに同じ説明が必要となることが多く、ユーザー側の立場からすると時間的なロスの問題等がある。技術契約の相談や、侵害係争等、当事者対立構造の相談の場合は弁護士が入っての相談となるが、知財相談の入り口部分での相談

は、著作権や不正競争防止法であっても鑑定的な業務も含め、ある程度弁理士でも対応可能な範囲に業務を広げることが中小企業にとって望ましいと思われる。

（４）知財業務に関する弁理士費用

中小企業にとって大きな問題のひとつは弁理士費用の問題である。中小企業白書 2009 年版によると、知的財産活動とヒット商品の関係について、大企業の場合は特許権等の知的財産権を取得していない企業が 1 割強にとどまる一方、中小企業は 5 割弱もあり特許権等未取得していない企業が圧倒的に多い¹⁶。

上記の数値の意味するところは、大企業の場合は開発品がヒット商品になるか否かはさておき、開発品、開発技術に対する知財の保護という戦略から特許等、知的財産による権利化を考えるゆえ、妥当な数字であろう。しかし、中小企業の場合はその知財戦略意識がまだ薄い面があり出願の検討もしていないところもあるだろうが、出願の検討はしていたとしても弁理士費用も含めた費用の点で出願もできずチャンスを逸した場合が多いと推察できる。

中小企業においても市場における独自製品、独自技術の知財による万全な保護を図らねばならないが、そこで問題となるのは知財にかかわる費用である。その中で特に弁理士に対する費用のウェイトの高い点が知財のガードを積極的にできない要因になっていると思われる。当センターの相談の中でも弁理士費用の観点から時間をかけても自分で努力し明細書を作成する中小企業は多い。また弁理士に依頼するにしても重要な部分については依頼するが、その改良、周辺部分まで知財を抑えるかということ費用の点でなかなか難しいという企業が目につく。

中小企業に対する費用の減免制度や助成制度も国レベルや自治体レベルであるが、我が国全体を見てまだまだアメリカや他の国に比べ、中小企業が十分利用できる制度に至っていないと思われる。近年、中小企業の製品に対しても模倣が増加していること等も考えると、国内外を問わず弁理士費用も含めた出願の段階から権利化までの費用軽減制度ないし仕組みが強く望まれるところである。

3. まとめ

中小企業の知財の相談現場から実情を紹介しながら述べてきたが、これからの日本経済の再生、強化のためには日本全産業の大部分を担う中小企業の知財への支援が不可欠である。

知財の専門組織、陣容のない中小企業にとって弁理士の役割は極めて大きい。中小企業

¹⁶ 中小企業白書 2009 年版 第 114 頁 中小企業庁 平成 21 年 4 月 24 日

に期待される弁理士とは、知財の出願から権利化まで知財の専門家として中小企業のビジネス実態を把握し、即戦力として実務をこなせる弁理士であり、管理業務においても中小企業のアドバイザーとしてヒアリングを惜しまずフォロー、支援できる弁理士である。また業務範囲も中小企業の全貌をとらえ、ワンストップで戦略的な知財のアドバイスができる弁理士である。

そのためには現状の弁理士試験制度や研修制度等をビジネスの実態に合わせた実務的なところに重点を置くよう改善する必要があるし、弁理士の業務全体の範囲についてもユーザーの視点に立って改善すべきである。また、費用面においても国や各自治体の支援制度もさることながら、弁理士自体もその仕組みを工夫していく必要がある。

IV. 弁理士への期待～JIPA から～¹⁷

1. 企業が求める弁理士

(1) 企業が求める弁理士とは、何よりも弁理士のコア業務、すなわち特許庁に対する個別の出願の代理に関して成果を出してくれる弁理士である。

そのためには、法律のみならず技術についても精通し、活用できる権利を取得してくれる弁理士というのが、企業がパートナーとして期待する弁理士である。

このためには、「Q (品質)」、「C (コスト)」、および「D (納期)」について気を配っていただくことはもちろん、多面的な観点からクレームドラフティングを行っていただくことが望ましい。多面的な観点からクレームをドラフトするためには、技術に対する興味や関心が高く、クライアントのビジネスや、クライアントを取り巻く業界の状況について理解していることを期待する。

企業は、まずは良い権利を取得しなければ、その後の権利活用や自社ビジネスへの貢献なども考えられないことは自明である。したがって、企業の期待というのは、とにかく良い明細書を書いていただきたい／その明細書を以って特許庁に出願し、良い権利が取得できるまでパートナーとして尽力していただきたい、ということに尽きる。

弁理士に期待する、良いサービスの例として、たとえば以下のようなものがある。

まず、法律や審査基準を熟知していることはもちろんであるが、その上で、できるだけ広い権利範囲を狙ったクレームドラフティングをしていただくことや、企業からお渡しした届出書、従来技術だけで明細書を書くのではなく、自ら関連資料を探して明細書を作成する（技術への興味・関心を持ち精通している、自ら学ぶ姿勢が見られる）ことが挙げられる。

こういった姿勢で、企業における発明創出から権利化まで（つまり権利を作り込むプロセス）に入り込み、一緒にやってくれる弁理士が期待される。

(2) また、企業が求める弁理士の別の観点として、知的財産に関する紛争の際に、専門知識をもってサポートしてくれる弁理士である。

知財紛争が生じた場合、企業は勝つために社内、社外メンバーを選定する。弁理士は、技術に強く、（特許庁への出願／権利化の代理人としての）高度な専門能力を生かして、強い証拠資料を作り出すことで、勝つための貢献をしていただきたい。

一方、弁護士は、対立構造にある当事者間の紛争解決という観点から、法律全般、交渉の進行、弁理士が用意した資料の出し方など、訴訟を見据えた勝ちストーリーを構築することで貢献していただきたい。

¹⁷ IV章は、莊林委員が執筆した。

企業が弁理士に求めることは、弁理士のコア業務について、更に質の高いサービスを提供していただきたいということである。その意味では、これら2点が、企業として弁理士に求めることの大半を占める。企業としては、弁理士の業務範囲は現状でよいと考える。むしろ現在の業務について、より質を高めていただくことを期待する。

(3) さらに、企業が求める弁理士の第3の観点として、知的財産を経営に活かすアドバイスをしてくれる弁理士というものがある。

この観点による弁理士は、実際に企業内での出願、権利化、他社交渉などを通じて、企業における知的財産権の活用や、企業における事業戦略などの経験を有している弁理士である。したがって、このような弁理士はごく少数であろうが、このようなアドバイスがあると企業にとって有益である。

2. 弁理士制度のあるべき姿

(1) 弁理士に求める資質

まず弁理士のコア業務である「出願などの代理」を最優先に考え、この業務の質を上げることを最優先していただきたい。業務範囲の拡大によりコア業務の質が下がるようでは本末転倒である。このための試験制度、教育制度としては、「技術」と「法律」をベースとした権利化手続きがきちんとできる者を合格させる／育成する制度を考えていただきたい。

この上で、個々の弁理士には、専権業務¹⁸である「出願などの代理」に関して、クライアントに対していかに質の高いサービスを提供できるかを考えられる弁理士であることを期待する。また、このためのスキル向上／維持に努力していただくことを希望する。

(2) グローバル化

弁理士のグローバル対応は、企業にとっては仕事を依頼する選択肢（弁理士、翻訳業者、外国弁理士・・・）が増えることになるので、歓迎する。そうなると弁理士は、今後は外国弁理士と同じ土俵で戦うことになる。彼らとフェアな競争をして堂々と勝つことを期待する。国内でも、弁理士と非弁理士とが良い意味で競い合ってレベルアップしていただきたい。

なお、上記は、「あくまで弁理士のコア業務である特許庁への出願代理をきちんと行った上で、外国も手がけたいというなら歓迎」という意味であることを念のため付記してお

¹⁸ 弁理士法第4条第1項、第75条に規定する業務をいう。工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）の手続に関する業務は、高度な技術専門的な知見を要することが多いことから、これらに係る業務を行うことを弁理士という資格者に限定し、・・・。（改訂3版 条解弁理士法 特許庁総務部総務課 経済産業調査会 2009年2月 53頁）

く。仮に、ここで言うグローバル化が、コア業務の質を向上させる努力をしないままで単に外国も手がけたいという意味であったなら、JIPA は弁理士が外国業務を手がけることに賛成できない。それ以前に、専権業務についてきちんとクライアントの期待に応えていただく方が先と考えるからである。

外国関連業務については、必ずしも英文明細書の作成や海外代理人との通信のみならず、日本特許庁に出願する明細書の質を上げることも十分にグローバル化に貢献する。たとえば、日本出願を基礎として外国に出願する場合、基礎となる日本出願の明細書を、外国（出願予定国）における明細書の記載要件をも満たしているように作成することでも、十分にクライアントに対するサービスとして提供し得る。これは、日本出願の明細書作成であるから弁理士のコア業務であると同時に、外国出願にも貢献する。このように、必ずしも英文明細書を作成することだけでなく、クライアントのグローバル化に貢献できることはある。よって、上述したように、あくまで弁理士のコア業務について質を高めることを第1に考えていただきたい。

また、弁理士は日本特許庁に対する出願代理をコア業務とするのであるから、グローバル化を論じる際には、” 外国クライアントから見た日本弁理士の価値” という観点からも考えていただきたい。日本の制度や運用は諸外国からも大いに注目されているし、日本の制度を手本として自国の知財制度を整備する国もある。よって、そのような諸外国、特にアジア各国の手本となるようなグローバル化、制度改正を実現していただきたい。

（3）企業に対するサービス向上

企業の知財活動は様々である。よって、それぞれに対応できる体制を考えていただくよう、まず第1にお願いしたい。企業の現状の組織体、社内／社外における事務手続や社内ルールなど、企業活動に影響が及ぶような制度改訂は受け入れがたい。

クライアントに対して質の高いサービスを提供するのが弁理士の基本的なミッションと考える。よって、企業に対するサービス向上とは、クライアントに対するサービスの質を上げることである。ここで、質の高いサービスを提供するとは、制度の問題ではなく弁理士のスキル、事務所の仕組みの問題であることを改めて指摘させていただきたい。

現実問題として、一人の弁理士が特許出願（すべての技術分野）に加えて訴訟やコンサルなど、全てを担当できるとは到底思えない。したがって、たとえば複数人の弁理士が所属する特許事務所において、A 氏、B 氏、C 氏は特許出願（分野 α 、分野 β 、分野 γ ）、D 氏はコンサル的業務・・・とか、ある事務所は弁理士全員が米国のエージェント資格を有しているなど、事務所全体として見たときに、クライアントに対して様々なサービスを提供していただく形態が現実的と考える。このように、弁理士の業務範囲を拡大せずとも、

事務所の形態、仕組みを考えていただくことにより、クライアントに対するサービスは十分提供できると考える。

また、業務範囲を広げると「広く浅く」という方向に向かってしまうのではないかと危惧する。この結果、むしろ個々の業務についての知識や経験などがきちんと蓄積されず、却ってクライアントに対するサービスの質が下がるおそれの方が大きいと考える。このような場合でも大企業であれば、知財部の経験や知識などから、弁理士の力量は判断できる。しかし中小企業であると、必ずしもそのような判断ができる会社ばかりではないかもしれない。このような企業が、きちんとした力量のない弁理士に仕事を依頼するようになっては、長い目で見て中小企業の保護にならない。この観点からも、弁理士には、業務範囲を広げるのではなくコア業務の質を上げるように努力していただくことを希望する。

弁理士が企業に対してコンサルティングを行うことについては、前述したように、そのようなサービスを提供できる弁理士は現実には少数であると想定する。またコンサルティングサービスが提供されたとしても、それだけでは企業が知的財産権を獲得できるわけではない。すなわち、その後に（たとえば）特許出願、権利化業務そして権利取得というプロセスが伴わないと企業の知的財産権が増加しない（日本の産業競争力もアップしない）。よって、単なるコンサルティングだけを目的とするのではなく、前述したように企業における発明創出、権利化プロセスに入り込み、出願から権利化という弁理士のコア業務までを通して提供していただくことを希望する。

（４）制度改正

制度改正の必要性を論じる場合には、まず何よりも、日本の産業競争力の発展のために、弁理士は何をすべきか？という視点で考えていただきたい。またグローバル化の項でも述べたが、アジア各国の手本となるようなグローバル化、制度改正を考えていただきたい。

弁理士法は、明治の導入期には、弱者保護（似非代理人から出願人を守る）が目的であった。だからこそ専権化を認め、資格者には自己研鑽を期待し、クライアントに対する質の高いサービスが提供されるように担保してきた。

このような出願人保護という枠組みの中で、産業の黎明期から、弁理士と企業とは手を携えて活動してきた。弁理士制度ができて長時間が経過する間に、企業も様々な経験をして育ってきた。日本国内のみならず外国に出て行く企業も多々現れた。その間、弁理士から多大なサポートがあったことは論を俟たない。

このような企業は、既に社内に十分な経験・ノウハウを有しており、（弁理士に頼むことなく）自ら日本、外国での権利取得、活用を進めていくだけの実力を有している。その一方で、中小企業、新興企業など、まだ専門職としての弁理士によるサポートが必要な企業も多い。

弁理士会は、「専権が認められた範囲について、きちんとクライアントの期待に応えられているのか」を常に検証していただきたい。そこで、仮に不十分な点があるのなら、まずは、その不十分な点をきちんと改善していただきたい。制度改正は、この観点から議論していただきたい。

V. 弁理士への期待に対して～日本弁理士会から～

弁理士制度は、平成 12 年以降、数次に亘り行われてきた弁理士法改正の流れを踏まえ、弁理士が国家資格として国民から期待される社会的役割を十分に果たせるよう、その拡充・強化を図るための見直しが必要であると考ええる。

特に、我が国の経済・産業の状況や、グローバルネットワーク時代の到来などの国際環境の変化を踏まえ、我が国の産業の国際競争力を高める上で重要となる、知的財産立国への歩みを確実なものとするため、最大限に弁理士制度を活用する環境を整備することが不可欠である。

本委員会においても、弁理士のユーザーである大企業からは弁理士の専権業務に係る実務能力の向上が主に期待され、中小企業からは知的財産全般を戦略的活用できるアドバイザーとしての役割が主に期待されている。これらは、正に、国際競争に巻き込まれている我が国の企業において、知的財産を活用することが喫緊の課題であり、弁理士が、これまでと同様、専権（コア）業務についての質を維持・向上することを前提として、企業の知的財産に係る活動を更に十分にサポートできるような仕組み作りを進めていく必要があることを裏付けている。

これらの状況を踏まえ、次の三つの主要な視点に基づき弁理士制度の見直しを行うことが必要であると考ええる。

①知的財産制度を担う中核的存在として、弁理士の社会的役割を明確化すること。

②グローバルネットワーク時代に対応して、我が国の弁理士による国際的活動を十分に支援できる制度を構築すること。

③弁理士制度が時代の要請を受けて自立的に発展していくことを促進するため、弁理士自治の一部拡充を図ること。

また、弁理士試験制度及び研修制度の見直しについては、将来を担う新しい弁理士制度の基盤となるとの認識のもとに、必要不可欠な範囲で行うべきと考える。

1. 弁理士の社会的役割の明確化

知的財産立国を実現するためには、特許権をはじめ産業財産権に係る主要な業務を担っている弁理士を、国家資格として知的財産制度を担う中核的存在であることを明確にすることにより、国民の弁理士へのアクセス性を改善し、国民が知的財産に係るより質の高い専門サービスを円滑に享受することを可能とする。

（１）弁理士法の目的条項等の見直し

弁理士が、国家資格として知的財産制度を担う中核的存在であることを明確化するため、目的条項（弁理士法第１条）や職責条項（同法第３条）などに知的財産制度の担い手であり、国富を豊かにする担い手等としての社会的使命があることなどを明文化する。

（２）業務範囲の見直し

企業による知的財産の戦略的活用を弁理士が十分に支援できるようにするため、弁理士が知的財産制度全般（権利取得・権利活用）への関与が可能であること明記するか、あるいは、現在の制度において不足する業務範囲を追記する（同法第４条乃至第６条）。

これから日本の経済再生の中心となるのは、大企業のみならず、中小企業である。知的財産に関し中小企業のサポートの中核となっているのは弁理士であり、弁理士がワンストップサービスを行うことができるように、弁理士の業務が知的財産制度全般にわたり一体不可分であるという認識の下、知的財産基本法に規定する「知的財産」に係る相談については、弁理士が受け付けられるよう、業務範囲を見直し、現在抜け落ちている部分を補てんすべきである。

業務範囲の見直しについては、日本弁護士連合会から反対の意見書が提出されているが、依頼者である企業等においては、紛争解決の専門家である弁護士と知的財産の専門家である弁理士とが互いに協力して知的財産に係る紛争処理に当たることが、何よりも依頼者の利益を守る上では極めて重要である。しかも、特定侵害訴訟代理のような弁護士と弁理士との共同訴訟代理を前提している限りにおいて、依頼者からの紛争処理に係る依頼は、必ず弁護士が関与することとなるため、日本弁護士連合会が指摘するような弁理士に対する様々な危惧は妥当ではない。

２．弁理士による国際的活動の支援

グローバルネットワーク時代における企業の知的財産に係る戦略的活動を、弁理士が積極的に支援するためには、弁理士の国際的活動を制度的に支える仕組みを強化することが必要である。また、このような仕組みを構築することは、我が国が知的財産立国を目指す姿勢を国内外にアピールすることとなり、知的財産立国の実現への大きな原動力となる。

（１）秘匿特権の明記

秘匿特権は依頼者の権利であり、依頼者の利益保護の観点から、弁理士が作成した鑑定

等の文書には秘匿特権があることを明記する。

（２）外国の行政官庁等に対する手続関連

企業の国際的な知的財産権の取得を支援するため、現在、特許等で認められている「外国の行政官庁等に対する手続に関する資料作成等」（同法第４条）については、外国における知的財産全般に関して関与可能な弁理士の業務であることを明記する。

（３）外国における紛争に関する手続関連

企業の外国における知的財産権の活用を支援するため、外国での知的財産に係る紛争処理に必要な手続に関する資料作成等については、弁理士の標榜業務¹⁹であることを明記する。

３．弁理士自治の一部拡充

弁理士制度が時代や社会の要請に柔軟に対処していくためには、国が関与して制度改革するだけでは不十分であり、弁理士自身が弁理士制度の設計や運営に積極的に関与することが不可欠である。今後は、弁理士制度の自立的発展を促進するためにも、弁理士自治の一部拡充を図ることが必要である。

（１）大臣の総会決議取消権の廃止

現在、会則変更に係る大臣の認可は、日本弁理士会の適正な運営に影響を及ぼす基本的な事項に限定されている。他方、大臣による総会決議取消権も存在し、大臣の監督を二重に課している。これは、大臣の認可事項を限定的とする制度趣旨に反するだけでなく、日本弁理士会の自発的な活動を制約する原因ともなることから、大臣による総会決議取消権（同法第72条）を廃止すべきと考える。

（２）大臣の役員解任権の廃止

現在、大臣の役員解任権が現存している士業は、極めて限定的となっており、当該規定

¹⁹ 弁理士法第4条第3項に規定される業務をいう。本項に規定する業務は、弁理士以外の者が行うことを禁ずる独占業務でなく、一般に誰もが自由に行うことができる自由業務について、これを弁理士の名をもって業務を行うことを認めようとするもの（いわゆる「標榜業務」）である。（改訂3版 条解弁理士法 特許庁総務部総務課 経済産業調査会 2009年2月 63頁）

があるが故に弁理士制度が社会的に未成熟なものと国民に誤解されることが危惧される。税理士法（平成 14 年）や公認会計士法（平成 16 年）で同様の規定が廃止された経緯も踏まえ、大臣の役員解任権（同法第 72 条）を廃止すべきと考える。

（3）継続研修の実施計画の承認

弁理士法第 31 条の 2 は、「弁理士は、経済産業省令で定めるところにより、日本弁理士会が行う資質の向上を図るための研修を受けなければならない」と規定している。そして、この継続研修の研修計画は事業年度の開始前に、経済産業大臣の承認を得ることが必要とされている（弁理士法施行規則第 28 条第 1 項）。どのような研修をどこで行うかは、日本弁理士会が自ら判断し実施すべきものであり、実施計画の追加・変更が容易にできないのは問題であると考ええる。

4．試験・研修制度の見直し

弁理士が、専権業務に係る実務能力や国内外の知的財産制度全般に関する知識・能力を向上させるためには、どのような試験・研修制度が必要かという視点で、見直しを図るべきと考える。

（1）試験制度の見直し

弁理士に期待される社会的役割を十分に果たすことができる人材を、弁理士として確保するとの観点から、弁理士数の増加よりも弁理士の資質向上に重点を置いた試験制度とするべきである。

そのためには、試験制度全体を大きく見直し、制度の再構築を図る。

また、企業による国際的な知的財産戦略を積極的に支援するため、「条約」に関する試験内容の充実を図る。

若く有為な人材を参入させる観点から導入された各種の免除規定については、過去約十年間で弁理士数が倍以上に急増し、所期の目的は既に達成されている。現在は、弁理士人口は弁理士登録後 10 年未満が約 6 割を占めるなど、OJT による弁理士の実務能力の向上も困難になりつつあり、弁理士制度全体に対するユーザーの不安要素となっているとの声もある。したがって、質の高い弁理士を確保する観点から、免除規定の廃止を含めた積極的な見直しが必要と考える。

（２）研修制度の見直し

前回の弁理士法改正で導入された実務修習制度や継続研修制度は、弁理士の資質向上に大きく寄与している。今後は、これらの制度を上手に活用し、弁理士全体の資質向上に繋げていくことが重要であると考ええる。

特に、①継続研修の実施計画の認定、②継続研修の認定対象の拡大、③登録後期間の浅い弁理士に対する重点的な研修実施などについて、見直しを進めるべきと考える。

５．弁理士の業務環境の改善

弁理士制度の見直しに際しては、弁理士が企業等の依頼者に対し質の高いサービスを、責任を持って提供することを可能とするため、弁理士の業務環境の改善を行うことが必要である。特に、弁理士業務ができる弁護士などの隣接法職種と比較し、弁理士制度独自の制約事項がある場合には、改善を図るべきと考える。

（１）特許業務法人の一人法人の許容

前回の法改正においても一人法人について検討がなされ、弁護士事務所との業務形態の差異を理由に、弁護士法人に認められている一人法人については、時期尚早と判断された。しかしながら、その後の調査においても、弁護士事務所と弁理士事務所との業務形態には殆ど差異が無いことも確認されており、当該理由の正当性は無い。

むしろ、法人化によるメリットである、①事務所の資産と資格者個人の資産との分離が図られ、資格者が業務を廃業する場合の業務の引継の容易になること、②将来の複数社員法人への移行や他の法人との合併による事務所の大規模化が促進されること、③法人化により社会的な信用力が増し資金調達が容易になることなどは、経営者が一人の特許事務所にも提供すべきものであり、一人法人を許容して、これらの特許事務所の経営環境の改善を図るべきである。

（２）利益相反の見直し

弁理士業務は、当事者系事件だけでなく、特許庁等を相手とした査定系事件を有している。当事者対立構造を前提とした現在の利益相反規定（同法第31条、同第48条）は、中小企業等の多様なニーズにも柔軟に対応できるよう見直しを図るべきである。

また、弁護士法人における利益相反規定は、過去に社員又は使用人として弁護士法人に勤務した際、当該法人が担当した事件について「自らこれに関与したもの」との条件を付

しているが、当該規定は現在の弁理士法では手当てがされていない。

（３）専権業務規定（非弁行為）の見直し

特許、実用新案、意匠、商標に係る出願をはじめとする業務は、業務遂行に専門的な知見を必要とするだけでなく、依頼者の産業財産権の保護・活用を図る上で極めて重要な業務である。また、産業財産権は、権利者以外の第三者の国民にも多大な影響を及ぼすことから、適正な権利取得を実現するために、弁理士や特許業務法人でない者が、これらの業務を行うことは制限されている。（同法第 75 条）

しかしながら、弁理士でない者により出願業務等が恒常的に行われている事実があり、このような非弁行為を放置することは、依頼者だけでなく国民全体の利益を損なうことが危惧される問題である。日本弁理士会としては、非弁行為を行っている者に警告書を出して、違法行為を中止するよう要請してきているが、弁理士法第 75 条の規定には、非弁行為となる条件として「報酬を得て」という文言があるため、報酬を得て行っている十分な確証が得ることができず、例えば、日本弁理士会で把握した商標登録出願に係る被疑者全体の 1 割程度にしか警告がされていないのが現状である。

依頼者や国民全体の利益を守り、非弁行為の抑制を図るためにも、「報酬を得て」の文言は削除すべきと考える。

6. 中小企業支援機関からの弁理士への期待に対して

知的財産を活用しようとする中小企業にとって弁理士の役割は極めて大きい。中小企業のニーズに十分に応えるためには、例えば、「知財の出願から権利化まで知財の専門家として中小企業のビジネスを把握し、即戦力として実務をこなせる弁理士」、「業務管理においても中小企業のアドバイザーとしてヒアリングを惜しまずフォロー、支援できる弁理士」、「中小企業の全貌をとらまえ、ワンストップで戦略的な知財のアドバイスができる弁理士」など、中小企業の知財活動を支援できる弁理士が求められている。

このような弁理士を育成・確保していくためには、以下に示すような、試験制度や研修制度の人材育成面だけでなく、業務範囲を含む制度面、更には社会的な仕組み自体の見直しなどが不可欠となる。

（１）試験制度及び研修制度の見直し

弁理士による知的財産権全般への対応を可能とするためには、特許法、実用新案法、意匠法、商標法などだけでなく、著作権法や不正競争防止法、更には、在外者による日本国

内における手続を含んだ国際的な権利取得と関連が深い条約などについての十分な知見を有する人材を確保することが必要である。これらは、既に、弁理士の試験制度の中に組み込まれているものではあるが、それらに関わる知識を十分に有していることを担保できる試験制度でなくてはならない。しかも、これらの知識を総合的かつ戦略的に駆使することができる問題解決能力や、中小企業のニーズを把握し的確なアドバイスを行うためのコミュニケーション能力なども必要とされ、試験制度の短答式、論文式、口述式の各試験段階に応じた役割を十分に発揮できる試験制度の構築が必要である。なお、知的財産権の中でも活用頻度が少ない部分については、試験制度ではなく、研修制度の充実で補完すべきと考える。

研修制度では、弁理士の実務能力の向上を図り、中小企業が抱える各種問題に対して実践的に対応できる能力を育成することが必要であると考え。このためには、現在の実務修習制度や継続研修制度をより実効性のあるものとしていくことが必要であり、特に、登録後の期間の浅い弁理士に対しては、実務経験不足を補うために、新人研修や無料相談等のOJT研修の充実を図ることが重要であると考え。

（２）業務範囲等の見直し

中小企業を支援するため、弁理士が知的財産権全般における権利取得から権利活用まで広範囲の業務に関与できるようにするため制度的な担保（業務範囲の拡充）が不可欠である。特に、相談業務においては、隣接法職種間で相談できる範囲が細分化されている現状では、依頼者が二度三度と重複した説明が必要となり手間も費用も嵩むこととなる。しかも、中小企業は、大企業と比較し、知的財産権に対応する十二分な資力を有していない場合が多く、このワンストップサービスへの期待は極めて高い。相談した後に、その弁理士のみで問題解決ができない場合は、他の弁理士や弁護士と連携して万全な対応をしてくれれば問題ないと言われていることを考慮すると、知的財産権の大半を取り扱っている弁理士にこのような相談窓口の役割を担うことが大きく期待されていると言える。

（３）知的財産権の取得・活用に係る費用

中小企業が知的財産権を取得・活用（訴訟等）するには、これらに掛る費用負担が大きいという問題がある。例えば、特許権を取得するには、書類作成や手続費用として弁理士に係る経費や、特許庁に支払う出願料・審査請求料等の公的経費が掛かる。また、海外での権利取得を行うには、日本の弁理士だけでなく、現地代理人の手数料や現地特許庁のオフィシャル・フィー等が必要となる。

特許庁の出願料等の減免制度をはじめ、国や自治体が、各種の出願等の支援制度を設け

ている。また、日本弁理士会も資力に乏しい個人や法人、また設立後間もない法人に対して特許出願等の援助制度を実施している。これらの拡充強化が更に必要であることは論をまたないが、これらの支援制度を必要とする中小企業が、タイムリーに制度を活用できるようにするためには、対応窓口となる弁理士がこれらの制度の活用に熟知することも不可欠であり、例えば、日本弁理士会関東支部が東京都知的財産総合センターなどの協力を得て、中小企業支援制度に関する研修を毎年開催しているように、支援制度の普及・啓蒙を図ることが必要である。

また、弁理士へ支払う費用については、依頼者と弁理士との間で各々任意に設定できるものであるが、例えば、複数の権利の取得を行う場合や、他の専門家と連携する場合などでは、経費のディスカウントや支払時期の調整などを図り、中小企業への負担を軽くする工夫をすることを、日本弁理士会は弁理士会員に推奨するよう指導することが考えられる。なお、弁理士会員の協力を仰ぐには、個々の弁理士の生計が安定することが不可欠であり、現在のように弁理士数が急増する中にあっては、過当競争で事務手数料の価格が低く抑えられ、弁理士や特許事務所に余裕がない状態が続いているため、十分な効果を上げることが期待できないことにも配慮すべきである。

7. 産業界から弁理士への期待に対して（日本知的財産協会の意見について）

産業界を代表して日本知的財産協会からは、第1に、弁理士のコア業務（専権業務）に係る質の向上が期待され、さらに、弁理士に対し、第2に、紛争解決における証拠資料作成など専門知識を活かしたサポートができる人材や、第3に、企業の経営に知的財産を活かせるようなアドバイスができる人材を育成・確保することが期待されている。

以下では、これらの各種期待に対する対応についてどのように対処すべきかについて説明する。

（1）コア業務に係る質の向上

弁理士のコア業務（専権業務）として、弁理士法第75条及び弁理士法施行令第8条には以下のものが列挙されている。

- 特許、実用新案、意匠、商標、国際出願、国際登録出願に関する特許庁への手続代理
- 特許、実用新案、意匠、商標に関する異議申立て・裁定に関する大臣への手続代理
- これらの手続に関する鑑定
- これらの手続に関する書類（願書、明細書、意見書、補正書等）の作成

弁理士が、これらのコア業務を依頼者の期待に応えるべく、質の高いサービスを提供す

るためには、最初に、これらの専権業務に係る法令に対して深い知識教養を有する人材であることが不可欠である。そして、これらの知識を基礎として業務に対応する実務能力を備えることが求められる。特に、前者の知識教養については、試験制度の見直しを図ることにより、合格者が専権業務を担う上で必要とされる資質を十分に備えているかを評価すべきである。

次に、実務能力については、日本知的財産協会より指摘されている事項に、「多面的な観点からクレームをドラフティング」や「良い明細書」が特に強調されていることから、特許出願に係る書類作成能力に対する不足感が顕著にあると推察される。

このような特許出願に係るクレーム作成や明細書作成に関しては、先輩弁理士に付いて多くの書類作成の実務を経験することが不可欠であり、いわゆる OJT 以外には真の実務能力を磨くことができないのが現状である。しかしながら、弁理士数が増加し、出願件数が停滞している状況では、弁理士の実務経験の機会は確実に減少しており、特に、弁理士登録後の期間の浅い弁理士に対しては、企業側も業務依頼を敬遠することが危惧され、益々、実務能力を身に付ける機会が減少することとなっている。このような悪循環を断ち切るためにも、実務修習制度や継続研修制度をより有効に活用すること、更には、新人研修やインターンなどの OJT 研修の拡充を図り、登録後の期間の浅い弁理士に対して集中的に実務能力を養成する機会を提供することが重要である。

（２）紛争解決での専門知識を活かしたサポートの提供

弁理士が、その専門的な知識や知見を活かして、企業の紛争解決に協力することが期待されている。特に、弁理士が得意とする、発明の本質に係る技術的事項の理解、出願等の特許性評価（新規性・進歩性・明細書の記載要件等）、侵害における技術的範囲の属否の評価などについて、その役割を果たすことが必要である。

弁理士が訴訟等の紛争解決においてその役割を十分に果たすためには、一緒に訴訟等を遂行する弁護士との意思疎通が不可欠である。日本弁理士会は日本弁護士連合会や単位弁護士会、弁護士の方々と広範かつ活発な協力関係にあり、特許、実用新案、意匠、及び商標などについては、その訴訟の過程で補佐人や共同訴訟代理人として、弁理士が弁護士と二人三脚で対応することが可能であり、十分な役割を果たせる環境が整備されていると言える。

他方、著作権や特定不正競争以外の不正競争行為などに対しては、弁理士が補佐人や共同訴訟代理人となることができず、依頼者の期待を十分に果たすことが期待できないことが危惧される。仮に、このような事件を弁護士に依頼するとした場合においても、特許、意匠、又は商標などの他の知的財産権との関わりで総合的な訴訟戦略を立案・実施する際には、弁理士のサポートが有効な場合もあり、そのような場合には、裁判外での打ち合わ

せに弁理士は参加できるが、裁判には立ち会うことができず、十分な主張・立証ができない可能性もある。

（３）企業の経営に知的財産を活かせるようなアドバイスの提供

日本知的財産協会は、企業の経営に知的財産を活かすためのアドバイスができる弁理士は、企業の事業戦略などについても深い知識が必要であり、「実際に企業内での出願、権利化、他社交渉などを通じて、企業における知的財産権の活用や、企業における事業戦略などの経験」が必要であると指摘している。

弁理士の中で企業勤務の弁理士は、現在、約２割を占め、その割合は増加しつつあること、さらに、日本弁理士会の継続研修では、企業の経営やビジネス戦略と知的財産との関わりをテーマとする研修（ビジネス関連）は、特許・実用新案関連の研修、外国法関連の研修に次いで、３番目に開催頻度が多い研修であることなどから、企業の経営にも造詣が深い弁理士が増えている。

（４）その他の指摘事項

日本知的財産協会からは、更に、①諸外国、特にアジア各国の手本となるようなグローバル化、制度改正を実現すること、②事務所の形態や仕組みを見直したサービスの向上などが要望されている。

上記①については、国家資格である弁理士という知的財産に係る専門人材を、我が国の知的財産立国の実現に向けて、中核的な担い手として十分に機能させるには、どのような制度改正が必要かという視点で制度の見直しを図ることが肝要であるとする。

また、上記②については、現在も各事務所において、弁護士や他の有資格者を入れたり、海外の駐在事務所を設置したりと、様々な事務所形態が模索されているところであり、企業のニーズに対応した事務所が今後も出現することが期待されている。もし、依頼者のニーズに応える事務所を設立するに際して、もし制度的な障害がある場合には、制度見直しの項目として検討することが必要であるとする。

VI. 弁理士制度の見直しの各論

1. 試験制度

(1) 現状把握と論点整理

(i) 試験制度の概要

① 目的等

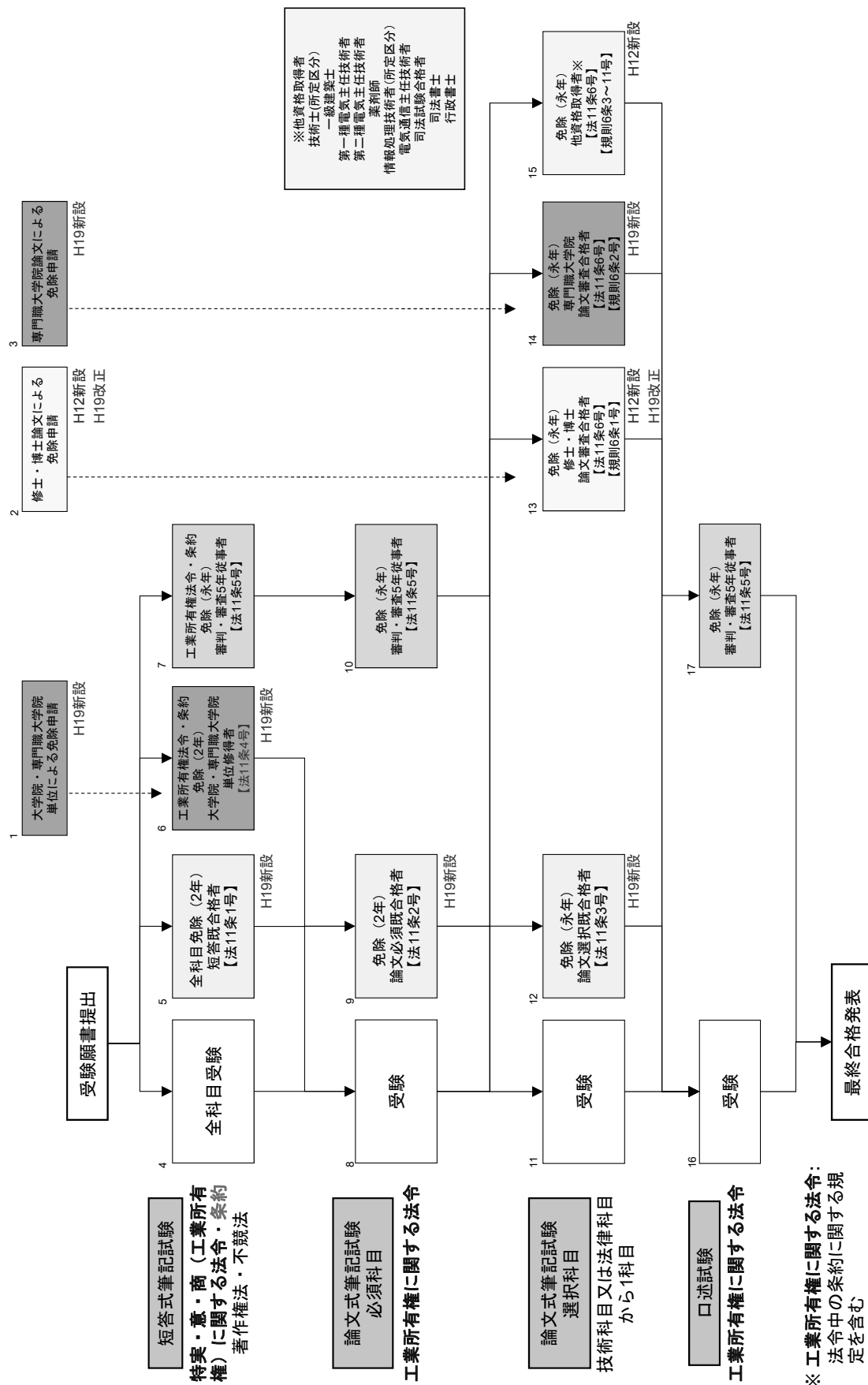
現在の弁理士試験制度の概要とフローを以下に示す。

	目的及び出題方針	出題分野	出題数	配点	試験時間	合格基準	採点格差の調整
短答式 筆記試験	弁理士活動を行うに当たり、必要な基礎的知識を有するか否かを判定し、かつ論文式筆記試験及び口述試験を適正に行う視点から許容できる最大限の受験者を選別するために、基礎的知識、法条の解釈及び理解を問う問題を出すものとする。	①特許、実用新案、意匠、商標(工業所有権)に関する法令 ②工業所有権に関する条約 ③弁理士の業務を行うのに必要な法令(著作権法、不正競争防止法)	出題数は5択択一式で60題とし、出題比率は概ね、特許+実用新案:意匠:商標:条約:著作権法+不正競争防止法=2:1:1:1:1とする。	1題1点	3.5時間	満点に対して65%の得点を基準として、論文式筆記試験及び口述試験を適正に行う視点から工業所有権審議会が相当と認めた得点以上であること。	なし
論文式 筆記試験 必須科目 及び 選択科目	弁理士活動を行うに当たり、基礎的に必要とされる法条の解釈及び理解力、判断力、論理的展開力、文章表現力等の総合的思考力を問う問題を出すものとする。	必須科目:工業所有権に関する法令 選択科目:技術又は法律に関する科目のうち1科目	出題数は出題内容のバランスと試験時間を考慮して設定するものとし、受験者の能力の適正な判定に努めるものとする。	配点比率は、特許+実用新案:意匠:商標:選択科目=2:1:1:1とする。	特許+実用新案は2時間、意匠、商標及び選択科目は各々1.5時間とする。	必須科目:標準偏差による調整後の各科目の得点の平均(配点比率を勘案して計算)が、54点を基準として口述試験を適正に行う視点から工業所有権審議会が相当と認めた得点以上であること。ただし、47点未満の得点の科目が一つもないこと。 選択科目:科目の得点(素点)が満点の60%	必須科目における採点格差の調整は、標準偏差により行う。
口述 試験	論文式筆記試験で確認された総合的思考力等に基づく口述による説明力を問う問題を出すものとする。	工業所有権に関する法令	出題数は自由とする。	科目別に配点しない。	各科目とも最大10分程度を目安とする。	採点基準をA、B、Cのゾーン方式とし、合格基準はC評価の科目が2科目以上ないこととする。	なし

※工業所有権に関する法令には、法令中の条約に関する規定を含む。

図表VI-1：弁理士試験の概要²⁰

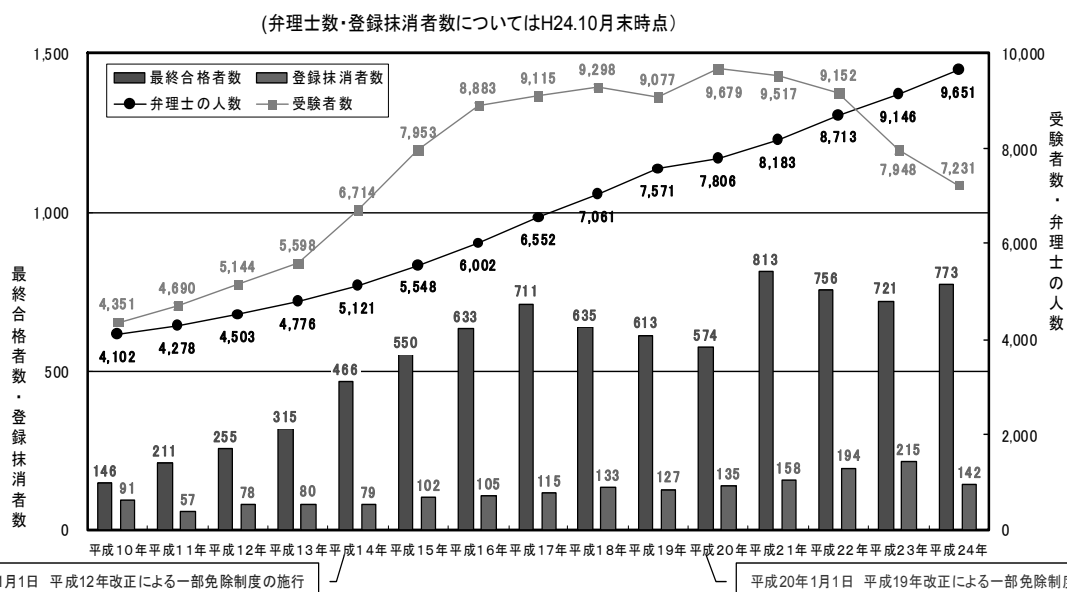
²⁰ 「弁理士試験の具体的実施方法について」（工業所有権審議会弁理士審査分科会試験部会）に基づいて作成



図表VI-2：試験制度フロー

② 試験の実施状況

受験者数は平成20年が最大で、最終合格者数は平成21年が最大である。22年、23年と受験者数は減少している。なお、弁理士数は増加している。

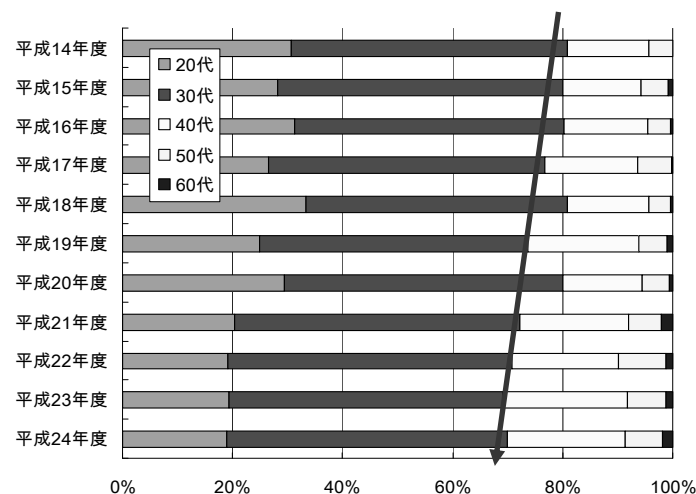


	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
志願者数	4,650	5,002	5,531	5,963	7,176	8,569	9,642	9,863	10,060	9,865	10,494	10,384	9,950	8,735	7,930
受験者数	4,351	4,690	5,144	5,598	6,714	7,953	8,883	9,115	9,298	9,077	9,679	9,517	9,152	7,948	7,231
最終合格者数	146	211	255	315	466	550	633	711	635	613	574	813	756	721	773
合格率	3.4%	4.5%	4.9%	5.6%	6.9%	6.9%	7.1%	7.8%	6.8%	6.7%	5.9%	8.5%	8.3%	9.1%	10.7%
合格者の平均年齢	統計データなし		34.3歳	34.1歳	34.0歳	34.3歳	33.8歳	34.7歳	33.6歳	35.3歳	34.1歳	36.1歳	36.5歳	36.5歳	36.7歳
平均受験回数			5.45回	4.19回	3.62回	3.87回	3.64回	3.39回	3.05回	3.50回	3.14回	4.06回	4.22回	4.18回	4.13回

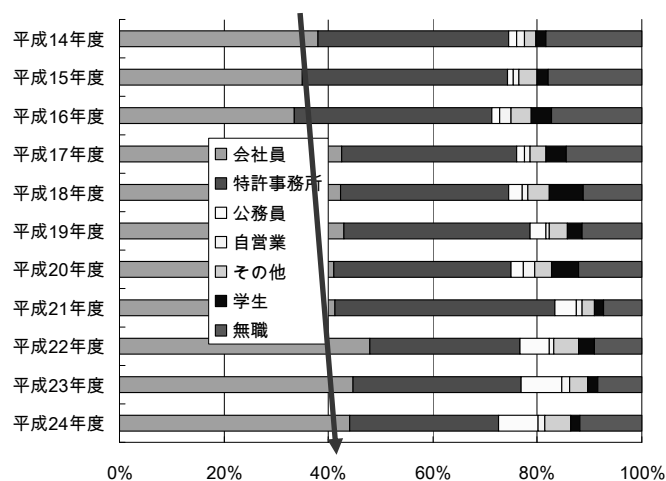
図表VI-3：受験者数、最終合格者数等の推移

最終合格者のうち、若い人材（20代30代）の割合はやや減少傾向にあり、会社員の割合はやや増加傾向にある。なお、若い人材の志願者数もやや減少傾向にあり、会社員の志願者の割合もやや増加傾向にある²¹。

²¹ これらの統計は、受験者の自主的記載による。



図表VI-4：年齢別の合格者



図表VI-5：職業別の合格者

合格者が受験を開始する平均年齢が年々遅くなっているのではないかと推定され、平成14年と平成24年との間では +2.19 歳遅くなっていると推定される。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
合格者の年齢 (A)	34.0	34.3	33.8	34.7	33.6	35.3	34.1	36.1	36.5	36.5	36.7
平均受験回数 (B)	3.62	3.87	3.64	3.39	3.05	3.50	3.14	4.06	4.06	4.18	4.13
差引 (A) - (B) [才]	30.38	30.43	30.16	31.31	30.55	31.80	30.96	32.04	32.28	32.32	32.57

※受験開始から毎年受験していると仮定して推定

図表VI-6：合格者の受験開始年齢

弁理士の数に関する、企業向けアンケート問24「弁理士の数が9600人超に増加したことをどのように評価しますか」に対して、選択肢「1 影響ない」が29.6%（知財協）、

23.6%（中小企業）で、選択肢「2 選択肢が増えたので良かった」が20.7%（知財協）、20.3%（中小企業）であった。また、弁理士向けアンケート問22²²「あなたの事務所で現状の業務を適正に処理する上で、事務所の弁理士数をどのようにするのが適切だと思いますか」に対して、選択肢「2 現在の弁理士数でよい」が51.8%で、選択肢「1 現在よりも弁理士数を増やす」が40.6%であった。

問24 弁理士の数が9600人超に増加したことをどのように評価しますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 影響ない	126	29.6%	29	23.6%
2 選択肢が増えたので良かった	88	20.7%	25	20.3%
3 競争で弁理士が良くなったので良かった	46	10.8%	16	13.0%
4 良くない弁理士が増えたので良くなかった	58	13.6%	7	5.7%
5 良い弁理士と悪い弁理士に二極化したので良くなかった	38	8.9%	6	4.9%
6 平均的にはサービスが良くなったので良かった	49	11.5%	15	12.2%
7 平均的にはサービスが悪くなったので良くなかった	14	3.3%	2	1.6%
8 その他	24	5.6%	2	1.6%
9 わからない	96	22.5%	48	39.0%
無回答	3	0.7%	2	1.6%
回答者数		426	123	

問22 あなたの事務所で現状の業務を適正に処理する上で、事務所の弁理士数をどのようにするのが適切と思われますか。下記選択肢の中から当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	件数	割合
1 現在よりも弁理士数を増やす	352	40.6%
2 現在の弁理士数でよい	449	51.8%
3 弁理士数を減らしたい	66	7.6%
回答者数		867

③ 実務能力の担保

企業向けアンケート問10・弁理士向けアンケート問8「試験制度の見直しについてお聞きします」に対して、選択肢「8 実務経験者の参入を促す方向性で見直すべき」が43.4%（知財協）、33.3%（中小企業）、29.0%（弁理士）であった。

²² 特許事務所等の経営者又は共同事務所の代表者に問うた。

問10 試験制度の見直しについてお聞きします。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業		弁理士	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 見直す必要はない	101	23.7%	22	17.9%	152	5.8%
2 企業活動の国際化に対応できる人材の参入を促す方向性で見直すべき	171	40.1%	36	29.3%	967	36.7%
3 技術・デザイン・ブランド等を含めた総合的な知財管理に対応できる人材の参入を促す方向性で見直すべき	71	16.7%	32	26.0%	472	17.9%
4 他の公的資格、職種経験等を有する多様な人材の参入を促す方向性で見直すべき	41	9.6%	13	10.6%	104	3.9%
5 若者の参入を促す方向性で見直すべき	5	1.2%	4	3.3%	146	5.5%
6 理工系人材の参入を促す方向性で見直すべき	42	9.9%	23	18.7%	486	18.4%
7 法文系人材の参入を促す方向性で見直すべき	8	1.9%	0	0.0%	56	2.1%
→ 8 実務経験者の参入を促す方向性で見直すべき	185	43.4%	41	33.3%	764	29.0%
9 特定の分野の知識や理解に特に優れた人材の参入を促す方向性で見直すべき	46	10.8%	28	22.8%	191	7.2%
10 合格者数を少なくする方向性で見直すべき	47	11.0%	4	3.3%	1572	59.6%
11 合格者数を多くする方向性で見直すべき	20	4.7%	5	4.1%	28	1.1%
12 その他	14	3.3%	13	10.6%	169	6.4%
13 わからない	0	0.0%	0	0.0%	115	4.4%
無回答	5	1.2%	5	4.1%	16	0.6%
回答者数	426		123		2637	

企業向け問 11・弁理士向け問 9「試験制度を具体的にどう見直せば良いとお考えですか」に対して、選択肢「7 出題内容を工夫することなどによって実務能力を問う」が 86.5%（知財協）、69.3%（中小企業）、62.2%（弁理士）であった。

問11 前問で選択肢2～12を選ばれた方にお聞きします。試験制度を具体的にどう見直せば良いとお考えですか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業		弁理士	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 工業所有権に関する外国語文献の読解力を問う	73	30.8%	25	33.3%	458	29.3%
2 工業所有権に関する外国の法令(米国特許法等)の知識や理解力を問う	111	46.8%	33	44.0%	564	36.1%
3 工業所有権に関する条約単独(TRIPS協定、パリ条約、PCT等)の論述力を問う	64	27.0%	11	14.7%	1049	67.2%
4 基準点未満の科目が1つでもあれば不合格とする(科目別足切りの導入)	29	12.2%	1	1.3%	744	47.7%
5 理工系の受験者に対して法律(民法、民訴法等)の基本的な知識や理解力を問う	46	19.4%	19	25.3%	472	30.2%
6 法文系の受験者に対して技術(力学、情報工学等)の基本的な知識や理解力を問う	42	17.7%	10	13.3%	552	35.4%
→ 7 出題内容を工夫することなどによって実務能力を問う	205	86.5%	52	69.3%	971	62.2%
8 科目数を削減することなどによって効率的に試験を運営する	25	10.5%	8	10.7%	45	2.9%
9 その他	29	12.2%	13	17.3%	251	16.1%
無回答	7	3.0%	6	8.0%	33	2.1%
回答者数	237		75		1561	

企業向け問 17・弁理士向け問 13「研修制度（実務修習、継続研修）の見直しについてお聞きします」に対して、選択肢「8 実務技能に優れた人材を育成する方向性で見直すべき」が 31.2%（知財協）、22.8%（中小企業）、35.2%（弁理士）であった。

問17企 研修制度(実務修習、継続研修)の見直しについてお聞きします。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるもの
問13弁 を3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業		弁理士	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 見直す必要はない	65	15.3%	6	4.9%	337	12.8%
2 企業活動の国際化に対応できる人材を育成する方向性で見直すべき	146	34.3%	29	23.6%	917	34.8%
3 発明等の発掘から活用まで一貫した知財管理への対応ができる人材を育成する方向性で見直すべき	65	15.3%	18	14.6%	575	21.8%
4 技術・デザイン・ブランド等を含めた総合的な知財管理への対応ができる人材を育成する方向性で見直すべき	51	12.0%	17	13.8%	445	16.9%
5 他の公的資格、職種経験等を有する多様な人材を育成する方向性で見直すべき	12	2.8%	4	3.3%	53	2.0%
6 理工系の知識や理解に優れた人材を育成する方向性で見直すべき	29	6.8%	11	8.9%	242	9.2%
7 法文系の知識や理解に優れた人材を育成する方向性で見直すべき	8	1.9%	1	0.8%	66	2.5%
8 実務技能に優れた人材を育成する方向性で見直すべき	133	31.2%	28	22.8%	927	35.2%
9 特定の分野の知識や理解に特に優れた人材を育成する方向性で見直すべき	32	7.5%	9	7.3%	185	7.0%
10 研修を厳格化し、弁理士、弁理士制度に対するユーザの信頼感を高める方向性で見直すべき	48	11.3%	11	8.9%	507	19.2%
11 弁理士の自己研鑽に委ねる方向性で見直すべき	37	8.7%	6	4.9%	550	20.9%
12 その他	13	3.1%	4	3.3%	129	4.9%
13 わからない	79	18.5%	56	45.5%	120	4.6%
無回答	2	0.5%	1	0.8%	13	0.5%
回答者数	426		123		2,637	

企業向け問 18・弁理士向け問 14「研修制度（実務修習、継続研修）を具体的にどう見直せば良いとお考えですか」に対して、選択肢「8 中級者・上級者向けの明細書作成等の実務研修を義務付ける」が 24.6%（知財協）、38.3%（中小企業）、18.4%（弁理士）で、選択肢「9 実務研修等のOJTを義務付ける」が 32.1%（知財協）、28.3%（中小企業）、17.9%（弁理士）であった。

問18企 前問で選択肢2～12を選ばれた方にお聞きします。研修制度(実務修習、継続研修)を具体的にどう見直せば良いと
問14弁 お考えですか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業		弁理士	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 講座の内容を見直す	87	31.1%	10	16.7%	846	32.1%
2 講座の修了要件として試験を課す	33	11.8%	5	8.3%	256	9.7%
3 実務修習、継続研修の修了条件として試験を課す	58	20.7%	18	30.0%	307	11.6%
4 必要単位数を多くする	11	3.9%	6	10.0%	179	6.8%
5 必要単位数を少なくする	16	5.7%	1	1.7%	386	14.6%
6 必須科目を増やす	16	5.7%	5	8.3%	252	9.6%
7 必須科目を減らす	13	4.6%	3	5.0%	226	8.6%
8 中級者・上級者向けの明細書作成等の実務研修を義務付ける	69	24.6%	23	38.3%	485	18.4%
9 実務研修等のOJTを義務付ける	90	32.1%	17	28.3%	471	17.9%
10 その他	9	3.2%	4	6.7%	162	6.1%
11 わからない	42	15.0%	16	26.7%	144	5.5%
無回答	2	0.7%	0	0.0%	25	0.9%
回答者数	280		60		2,637	

このように、アンケート結果では、現在の試験方法で出題内容を工夫して実務能力を問うことや研修制度に取り入れる意見が多かった。一方で、産業構造審議会弁理士制度小委

員会における平成 19 年法改正時の議論では²³、実務能力は試験でなく研修で担保するとされた経緯がある。

④ 企業活動のグローバル化への対応

企業向けアンケート問 8「弁理士制度全般の見直しについて」に対して、選択肢「2 企業活動の国際化への対応の観点で見直すべき」が 43.4%（知財協）、34.1%（中小企業）であった。また、問 9「日本の弁理士を通じて外国出願、権利取得を行う場合、日本の弁理士に何を求めますか」に対して、選択肢「1 現地代理人との意思疎通能力」が 69.5%、54.5%で、選択肢「3 外国特許法や実務に関する知識」が 54.0%、43.9%であった。

問8 弁理士制度全般の見直しについてお聞きます。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 見直す必要はない	102	23.9%	31	25.2%
→ 2 企業活動の国際化への対応の観点で見直すべき	185	43.4%	42	34.1%
3 発明等の発掘から活用まで一貫した知財管理への対応の観点で見直すべき	58	13.6%	24	19.5%
4 技術・デザイン・ブランド等を含めた総合的な知財管理への対応の観点で見直すべき	53	12.4%	23	18.7%
5 技術の高度化・複合化への対応の観点で見直すべき	93	21.8%	33	26.8%
6 工業所有権法の周辺法分野への対応の観点で見直すべき	37	8.7%	12	9.8%
7 試験や研修等による弁理士の質の担保の観点で見直すべき	138	32.4%	13	10.6%
8 弁理士の数の適正化の観点で見直すべき	61	14.3%	8	6.5%
9 弁理士の業務範囲の拡大の観点で見直すべき	39	9.2%	14	11.4%
10 その他	17	4.0%	12	9.8%
無回答	4	0.9%	2	1.6%
回答者数	426		123	

問9 日本の弁理士を通じて外国出願、権利取得を行う場合、日本の弁理士に何を求めますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
→ 1 現地代理人との意思疎通能力	296	69.5%	67	54.5%
2 現地の代理人事情の詳しさ	81	19.0%	29	23.6%
→ 3 外国特許法や実務に関する知識	230	54.0%	54	43.9%
4 外国法制度に適した実務管理能力（例えば、拒絶理由に対する期限管理）	83	19.5%	24	19.5%
5 外国特許庁から拒絶理由通知等を受けたときの対処方法に関するアドバイス	232	54.5%	47	38.2%
6 出願や、拒絶に対する応答のドラフト（草稿）の作成能力	116	27.2%	33	26.8%
7 明細書や書類の翻訳の正確性	100	23.5%	24	19.5%
8 特に期待していない	12	2.8%	5	4.1%
9 その他	5	1.2%	3	2.4%
無回答	1	0.2%	6	4.9%
回答者数	426		123	

²³ 「弁理士制度の見直しの方向性について」産業構造審議会 知的財産政策部会 平成 19 年 1 月
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/toushintou/benrishi_seido.htm [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⑤ 外国法令の知識

企業向けアンケート問9「日本の弁理士を通じて外国出願、権利取得を行う場合、日本の弁理士に何を求めますか」に対して²⁴、選択肢「3 外国特許法や実務に関する知識」が54.0%（知財協）、43.9%（中小企業）であった。同じく問11「試験制度を具体的にどう見直せば良いとお考えですか」に対して、選択肢「2 工業所有権に関する外国の法令（米国特許法等）の知識や理解力を問う」が46.8%、44.0%であった。

問9 日本の弁理士を通じて外国出願、権利取得を行う場合、日本の弁理士に何を求めますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

		知財協		中小企業	
		件数	割合	件数	割合
⑥	1 現地代理人との意思疎通能力	296	69.5%	67	54.5%
	2 現地の代理人事情の詳しさ	81	19.0%	29	23.6%
⑤	3 外国特許法や実務に関する知識	230	54.0%	54	43.9%
	4 外国法制度に適した実務管理能力（例えば、拒絶理由に対する期限管理）	83	19.5%	24	19.5%
	5 外国特許庁から拒絶理由通知等を受けたときの対処方法に関するアドバイス	232	54.5%	47	38.2%
	6 出願や、拒絶に対する応答のドラフト（草稿）の作成能力	116	27.2%	33	26.8%
	7 明細書や書類の翻訳の正確性	100	23.5%	24	19.5%
	8 特に期待していない	12	2.8%	5	4.1%
	9 その他	5	1.2%	3	2.4%
	無回答	1	0.2%	6	4.9%
回答者数		426		123	

問11 前問で選択肢2～12を選ばれた方にお聞きします。試験制度を具体的にどう見直せば良いとお考えですか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

		知財協		中小企業		弁理士	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
⑥	1 工業所有権に関する外国語文献の読解力を問う	73	30.8%	25	33.3%	458	29.3%
⑤	2 工業所有権に関する外国の法令（米国特許法等）の知識や理解力を問う	111	46.8%	33	44.0%	564	36.1%
	3 工業所有権に関する条約単独（TRIPS協定、パリ条約、PCT等）の論述力を問う	64	27.0%	11	14.7%	1049	67.2%
	4 基準点未満の科目が1つでもあれば不合格とする（科目別足切りの導入）	29	12.2%	1	1.3%	744	47.7%
	5 理工系の受験者に対して法律（民法、民訴法等）の基本的な知識や理解力を問う	46	19.4%	19	25.3%	472	30.2%
	6 法文系の受験者に対して技術（力学、情報工学等）の基本的な知識や理解力を問う	42	17.7%	10	13.3%	552	35.4%
	7 出題内容を工夫することなどによって実務能力を問う	205	86.5%	52	69.3%	971	62.2%
	8 科目数を削減することなどによって効率的に試験を運営する	25	10.5%	8	10.7%	45	2.9%
	9 その他	29	12.2%	13	17.3%	251	16.1%
	無回答	7	3.0%	6	8.0%	33	2.1%
回答者数		237		75		1561	

これらから、外国法令は日本の弁理士の専権業務とは直接関係しないが、その知識についてユーザーからの期待があることが伺える。

²⁴ 表中「⑤→」を参照

⑥ 外国語能力の担保

企業向けアンケート問 9²⁵「日本の弁理士を通じて外国出願、権利取得を行う場合、日本の弁理士に何を求めますか」に対して、選択肢「1 現地代理人との意思疎通能力」が 69.5%（知財協）、54.5%（中小企業）であった。同じく問 11「試験制度を具体的にどう見直せば良いとお考えですか」に対して、選択肢「1 工業所有権に関する外国語文献の読解力を問う」が 30.8%、33.3%であった。

これらに対処するために必要な外国語能力は、弁理士が以下の専権業務を行うためにも必要なものである。

- 外国語の文献に基づく特許、実用新案、意匠の鑑定
- 特許庁に対して英語で行われる特許の国際出願（PCT 出願）
- 特許庁に対して英語で行われる商標の国際登録出願（マドプロ出願）
- 特許庁に対して英語で行われる特許の外国語書面出願

また、知財本部で策定された下記の「知財人財育成プラン」²⁶においても外国語能力が求められている。

今後、我が国が国際競争力を高め、またグローバルに知財システムの構築をリードしていくためには、まず将来の状況を踏まえて、中長期的な人財育成の取組に向けてスタートを切ることが喫緊の課題である。そこで、10 年後に想起されるのは、例えば、以下のような状況である。

（知財をめぐる 10 年後の状況）

○ 英語によるグローバル特許出願

国際制度調和や企業活動のグローバル化が一層進展し、企業は英語によりグローバル特許出願を申請する。企業、弁理士・弁護士事務所では明細書の作成、権利化に向けた特許庁に対する手続を、また、特許庁ではこれら特許出願の審査を、それぞれ、英語で実行する。

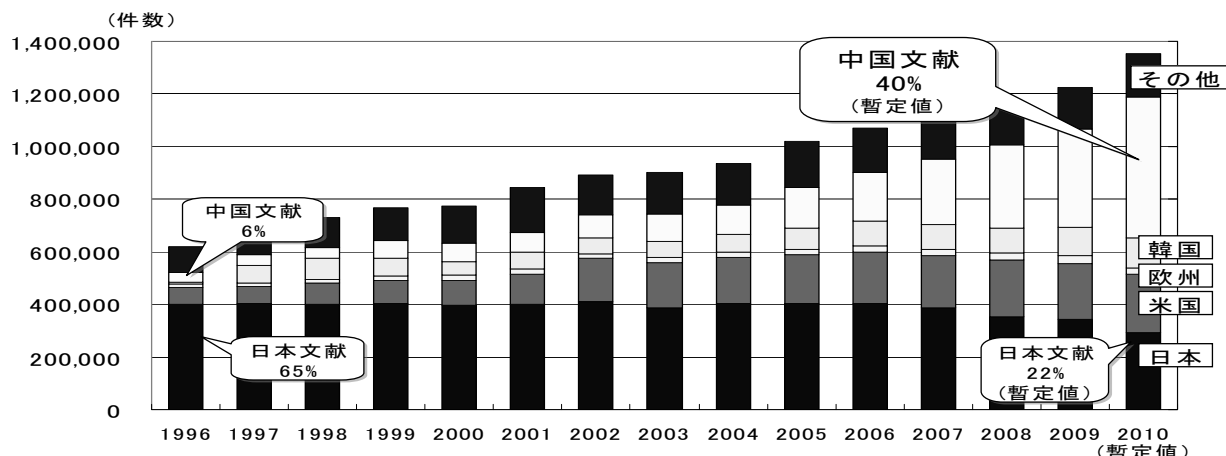
（知財人財育成の在り方）

・・・英語によるグローバル特許出願に対応していくためには、直ちに、企業、弁理士事務所、特許庁において英語での実務に対応できる能力を備えた人財の育成・確保に取り組むとともに、5 年を目途に所要の環境整備に取り組んでいく必要がある。

また、近年、世界の特許文献等に占める外国語文献の割合が急増している実態があり、先行技術調査等でも外国語能力が求められている。

²⁵ 上述した「⑤ 外国法令の知識」の表中「⑥→」を参照。

²⁶ 「知財人財育成プラン」（知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会・知財人財育成プラン検討ワーキンググループ 2012 年 3 月）



※世界で発行された特許文献（実用新案含む）を言語別に整理し、重複を排除したもの。
 ※複数の国に出願され、公開された同内容の特許文献について、日本語があるものは日本の特許としてカウント。
 ※日本語がない場合には、米国（英語）、欧州（英語、仏語、独語）、韓国（韓国語）、中国（中国語）の順で該当する国・地域（言語）の特許文献としてカウント。

図表VI-7：外国語文献の急増²⁷

⑦ 試験制度の見直し

企業向けアンケート問10・弁理士向けアンケート問8「試験制度の見直しについてお聞きします」に対して、選択肢「2 企業活動の国際化に対応できる人材の参入を促す方向性で見直すべき」が40.1%(知財協)、29.3%(中小企業)、36.7%(弁理士)であった。

問10企 試験制度の見直しについてお聞きします。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業		弁理士	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 見直す必要はない	101	23.7%	22	17.9%	152	5.8%
2 企業活動の国際化に対応できる人材の参入を促す方向性で見直すべき	171	40.1%	36	29.3%	967	36.7%
3 技術・デザイン・ブランド等を含めた総合的な知財管理に対応できる人材の参入を促す方向性で見直すべき	71	16.7%	32	26.0%	472	17.9%
4 他の公的資格、職種経験等を有する多様な人材の参入を促す方向性で見直すべき	41	9.6%	13	10.6%	104	3.9%
5 若者の参入を促す方向性で見直すべき	5	1.2%	4	3.3%	146	5.5%
6 理工系人材の参入を促す方向性で見直すべき	42	9.9%	23	18.7%	486	18.4%
7 法文系人材の参入を促す方向性で見直すべき	8	1.9%	0	0.0%	56	2.1%
8 実務経験者の参入を促す方向性で見直すべき	185	43.4%	41	33.3%	764	29.0%
9 特定の分野の知識や理解に特に優れた人材の参入を促す方向性で見直すべき	46	10.8%	28	22.8%	191	7.2%
10 合格者数を少なくする方向性で見直すべき	47	11.0%	4	3.3%	1572	59.6%
11 合格者数を多くする方向性で見直すべき	20	4.7%	5	4.1%	28	1.1%
12 その他	14	3.3%	13	10.6%	169	6.4%
13 わからない	0	0.0%	0	0.0%	115	4.4%
無回答	5	1.2%	5	4.1%	16	0.6%
回答者数	426		123		2637	

企業向け問11・弁理士向け問9「試験制度を具体的にどう見直せば良いとお考えですか」に対して、選択肢「7 出題内容を工夫することなどによって実務能力を問う」が86.5%(知財協)、69.3%(中小企業)、62.2%(弁理士)であった。また、選択肢「2 工業所有権に関する外国の法令（米国特許法等）の知識や理解力を問う」が46.8%(知財協)、44.0%(中小企業)で、選択肢「1 工業所有権に関する外国語文献の読解力を問う」が

²⁷ 特許庁作成

30.8%(知財協)、33.3%(中小企業)であった。一方、選択肢「3 工業所有権に関する条約単独 (TRIPS 協定、パリ条約、PCT 等) の論述力を問う」が 67.2%(弁理士)、27.0%(知財協)、14.7%(中小企業)、選択肢「4 基準点未満の科目が1つでもあれば不合格とする (科目別足切りの導入)」が 47.7%(弁理士)、12.2%(知財協)、1.3%(中小企業) であった。

問11企 前問で選択肢2～12を選ばれた方にお聞きします。試験制度を具体的にどう見直せば良いとお考えですか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業		弁理士	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 工業所有権に関する外国語文献の読解力を問う	73	30.8%	25	33.3%	458	29.3%
2 工業所有権に関する外国の法令(米国特許法等)の知識や理解力を問う	111	46.8%	33	44.0%	564	36.1%
3 工業所有権に関する条約単独 (TRIPS協定、パリ条約、PCT等) の論述力を問う	64	27.0%	11	14.7%	1049	67.2%
4 基準点未満の科目が1つでもあれば不合格とする(科目別足切りの導入)	29	12.2%	1	1.3%	744	47.7%
5 理工系の受験者に対して法律(民法、民訴法等)の基本的な知識や理解力を問う	46	19.4%	19	25.3%	472	30.2%
6 法文系の受験者に対して技術(力学、情報工学等)の基本的な知識や理解力を問う	42	17.7%	10	13.3%	552	35.4%
7 出題内容を工夫することなどによって実務能力を問う	205	86.5%	52	69.3%	971	62.2%
8 科目数を削減することなどによって効率的に試験を運営する	25	10.5%	8	10.7%	45	2.9%
9 その他	29	12.2%	13	17.3%	251	16.1%
無回答	7	3.0%	6	8.0%	33	2.1%
回答者数	237		75		1561	

(ii) 短答式試験

① 合格基準

短答式試験は全科目の合計点によって合格判断が行われているが、科目別に見ると、特定の科目の得点が少ない(50%未満) 短答式試験合格者が存在している。

また、他士業では、科目別の足切りを実施している例がある。

	短答式筆記試験				論文式(記述式)筆記試験	口述試験
	科目別足切り	足切り基準の設定	平成23年度試験における問題数	試験時間		
弁理士	×	×	60問	3時間30分	○	○
弁護士(司法試験)	○	全科目満点の40%未満	154問	5時間30分	○	—
公認会計士	○	全科目満点の40%未満	92問	5時間	○	—
司法書士	○	科目別に設定	70問 及び 登記申請書作成に関する記述式問題を数問	5時間	△ (短答式と同時に記述式問題を出題)	○
土地家屋調査士	○	科目別に設定	30問 及び 平面測量等に関する記述式問題を数問	4時間30分	△ (短答式と同時に記述式問題を出題)	○
行政書士	○	科目別に設定	60問 (60問中に記述式3問を含む)	3時間	△ (短答式と同時に記述式問題を出題)	—
社会保険労務士	○	科目別に設定	78問	4時間50分	—	—
税理士	—	—	—	—	○	—

「—」そもそも当該試験を行っていない 「○」行っている 「△」一部行っている 「×」行っていない

図表VI-8：他士業の試験制度との比較

② 条約の出題範囲

「工業所有権に関する条約」は多数存在しており、実際に出題される範囲との関係が不明確である上、該当する条約は今後も増えることが予想される。

工業所有権に関する条約	出題実績
パリ条約	○
PCT(特許協力条約)	○
TRIPS協定	○
ブダペスト条約(微生物寄託)	×
ストラスブール協定(特許分類)	×
特許法条約(PLT)【日本未加盟】	×
ヘーグ協定(意匠の国際登録)【日本未加盟】	×
ロカルノ協定(意匠分類)【日本未加盟】	×
マドリッドプロトコル(標章の国際登録)	○
TLT(商標法条約)	×
ニース協定(標章分類)	×
シンガポール条約(商標法)【日本未加盟】	×
ウィーン協定(図形標章分類)【日本未加盟】	×
マドリッド協定(原産地表示)	×
リスボン協定(原産地名称)【日本未加盟】	×
ACTA	×

図表VI-9：「工業所有権に関する条約」と出題実績

加盟を予定している「工業所有権に関する条約」として、ハーグ協定ジュネーブアクト（意匠の国際登録に関する協定）とロカルノ協定（意匠分類に関する協定）がある。

(iii) 論文式筆記試験必須科目

必須科目として条約単独の科目を再導入するには、下記で述べる過去の改正経緯との整理が必要である。

➤ 平成12年改正経緯（平成14年1月1日施行）

若く有為な人材の参入を促進するため、試験の簡素合理化を図ることとし、条約については、短答式において単独で考査し論文式においては工業所有権法令の範囲内で考査することとした。これは、論文式においては、条約単独の解釈等を問うよりも工業所有権法令の範囲内で考査する方がより適当であるとの考えに基づいていた。

➤ 平成19年改正経緯（平成21年1月1日施行）

受験者の条約に関する知識及び解釈・判断のレベルは旧試験と比べて低下しているとは言えなかったが、他方で国際出願の重要性が高まりつつあったため以下の措置を講ずることとした。

- (a) 工業所有権法令の範囲内で条約について問うことを施行規則において明確化する。
 (b) 日本弁理士会における法定義務研修の中で条約関連の講義を行う。

企業向けアンケートの問 15-1 の結果によると、平成 20 年以降（実務修習の開始）に合格した弁理士の条約に関する知識が低下しているとは言えない（絶対件数は少ないがこの点を感じたのは 2 例に過ぎない）。

問 15-1 平成 20 年以降に試験合格し、弁理士登録した弁理士の能力についてどのように思われますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを 1 つ選んでください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 以前と比べて能力が向上していると感じる	7	6.9%	0	0.0%
2 以前と比べて能力に変化はない	43	42.6%	2	50.0%
→ 3 以前と比べて能力が低下していると感じる	17	16.8%	0	0.0%
4 その他	9	8.9%	0	0.0%
5 わからない	25	24.8%	2	50.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	101		4	

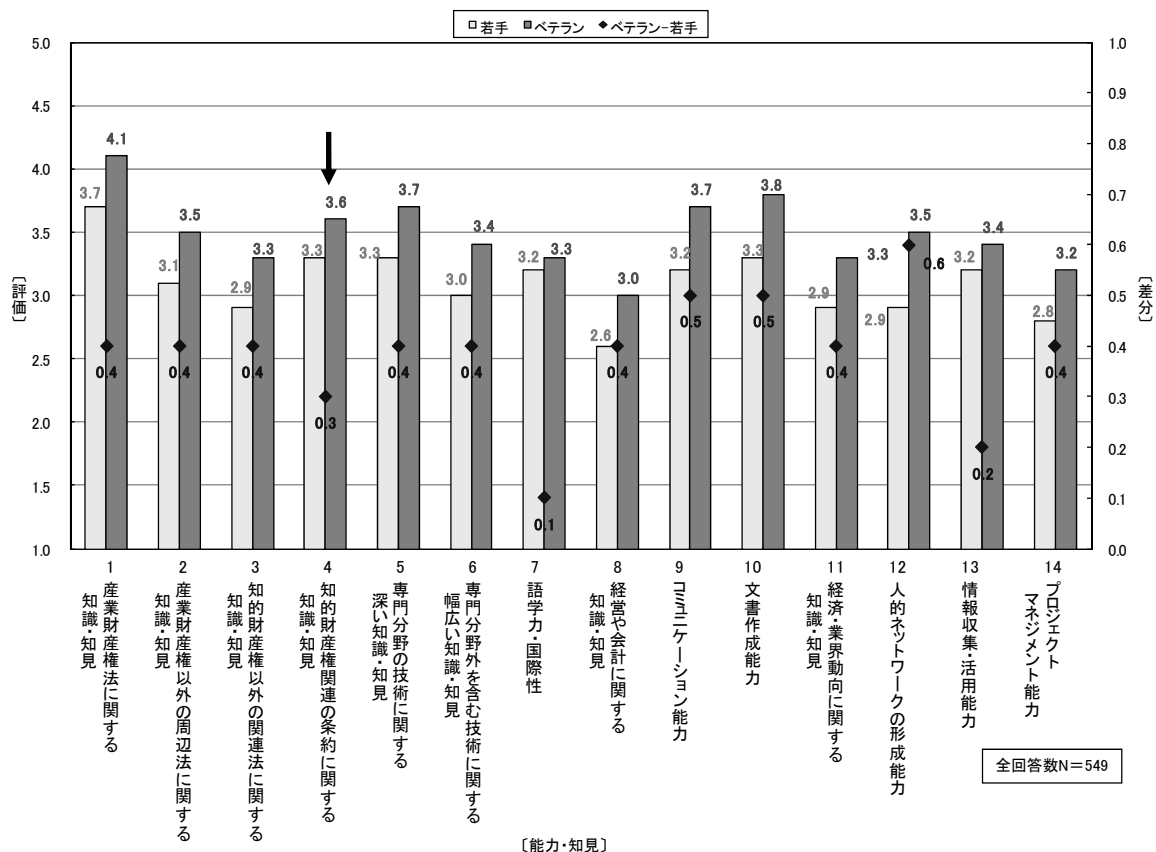
「3. 以前と比べて能力が低下していると感じる」→(2) どのような面でそう感じますか。1 つ選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
21 実務能力(明細書の作成能力等)	13	76.5%	0	0.0%
22 工業所有権に関する法令の知識や理解	3	17.6%	0	0.0%
→ 23 工業所有権に関する条約の知識や理解	2	11.8%	0	0.0%
24 工業所有権に関する法令・条約以外の法令・条約の知識や理解	0	0.0%	0	0.0%
25 その他	0	0.0%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	17		0	

※母数の 17 は、平成 20 年以降に試験合格した弁理士に業務を依頼したことがあり、その弁理士が「以前と比べて能力が低下していると感じる」と回答した企業数。

また、平成 22 年度に行ったアンケート調査結果²⁸を見ても、弁理士の条約に関する知識・知見に対するユーザー評価は、30 代以下の若手弁理士の能力が 40 代以上のベテラン弁理士と比べて特に低いとは言えない。

²⁸ 平成 22 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「今後の弁理士の育成のあり方に関する調査研究報告書」32 頁



※若手：年齢30代以下、ベテラン：年齢40代以上（外見の印象を含む）

図表VI-10：弁理士の能力に対するユーザー評価

若手弁理士とベテラン弁理士（平成22年度調査）

（iv）論文式筆記試験選択科目

論文式筆記試験選択科目を見直すためには、下記で述べる過去の改正経緯との整理が必要である。

➤ 平成12年改正の改正経緯（平成14年1月1日施行）

以下の課題等に対応するため科目見直しを行った。

- (a) 選択すべき科目が複数（3科目）あることが受験者にとって過度の負担となっていた。
- (b) 総計41科目の問題の難易度を揃えるといった問題作成における困難性があった。
- (c) 受験者による選択の仕方にばらつきがあった。
- (d) 試験実施期間が長期に渡っていた。

(e) 選択科目は、受験者の論理構成力についての資格取得時の必要最小限の素養を
 考查するものであり、実務に求められる多様な知識等は資格取得後の研修制度
 等によって習得できると考えられた。

➤ 平成 19 年改正の改正経緯（平成 21 年 1 月 1 日施行）

以下の課題等に対応するため科目見直しを行った。

(f) 共通問題と選択問題の階層関係が必ずしも的確でない場合や選択問題が重複し
 て複雑になっている場合があった。

(g) 1.5 時間で 2 分野の問題を解答させるよりも 1 分野の問題を解答させた方が、
 より深く受験者の能力を考查することができると考えられた。

現在、選択科目は 35 に細分化されているが、受験者がいない科目や受験者が極めて少
 数の科目がある。

旧試験

平成 12 年改正

平成 19 年改正

科 目	選択科目
1. 地球工学	構造力学
	建築構造
	土質工学
	測量学
2. 機械工学	機構学
	材料力学
	流体力学
	熱力学
	制御工学
3. 物理工学	制御工学
	計測工学
	光学
	半導体工学
	電磁気学
	電子回路
	電気機器
	送配電工学
	原子核工学
	通信工学
4. 情報通信工学	通信工学
	計算機工学
5. 応用化学	物理化学
	工業化学
	繊維化学
	有機化学
	無機化学
	金属材料学
	金属加工学
	薬化学
	薬品製造学
	生物化学
	薬化学
	薬品製造学
6. バイオテクノロジー	生物化学
	水産学
	農業機械学
	憲法
7. 弁理士の業務に関する法律	民法
	商法
	刑法
	民事訴訟法
	刑事訴訟法
	行政法
	国際私法
	経済学
	商品学

科 目	共通問題	選択問題
1. 地球工学	基礎構造力学	建築構造
		土質工学
		環境工学
2. 機械工学	基礎材料力学	流体力学
		熱力学
		制御工学
3. 物理工学	物理学	制御工学
		計測工学
		光学
		電子デバイス工学
		電磁気学
		回路理論
		エネルギー工学
		通信工学
		通信工学
4. 情報通信工学	情報理論	情報工学
		計算機工学
5. 応用化学	化学	有機化学
		無機化学
		材料工学
		薬学
		環境化学
		生物化学
		薬学
		環境化学
6. バイオテクノロジー	生物学	生命工学
		資源生物学
7. 弁理士の業務に関する法律	民法	民事訴訟法
		著作権法
		不競法・独禁法(※)
		行政法
		国際私法

科 目	選択問題
1. 理工Ⅰ (工学)	基礎材料力学
	流体力学
	熱力学
	制御工学
	基礎構造力学
	建築構造
	土質工学
	環境工学
2. 理工Ⅱ (数学・物理)	基礎物理学
	計測工学
	光学
	電子デバイス工学
	電磁気学
	回路理論
	エネルギー工学
3. 理工Ⅲ (化学)	化学一般
	有機化学
	無機化学
	材料工学
	薬学
4. 理工Ⅳ (生物)	環境化学
	生物学一般
	生物化学
	生命工学
5. 理工Ⅴ (情報)	資源生物学
	情報理論
	情報工学
	通信工学
6. 法律 (弁理士の業務 に関する法律)	計算機工学
	民法
	民事訴訟法
	著作権法
	不競法・独禁法(※)
	行政法
	国際私法

(※) 不正競争防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

図表VI-11：選択科目の改正推移

(v) 口述試験

口述試験は弁理士法上、筆記試験とともに「弁理士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定」するために行われるものであり（弁理士法第9

条)²⁹、品位等を判定するものではない。また、弁理士試験の他に口述試験を行っている士業試験は、司法試験予備試験³⁰、司法書士試験³¹、土地家屋調査士試験³²のみであるが、何れの口述試験においても弁理士試験と同様に知識や能力を判定するとされており、品位等を判定するものとはされていない。

なお、平成 23 年度までの旧司法試験及び平成 17 年度までの公認会計士試験においても口述試験が行われていたが、何れも廃止されている（廃止理由は後述）。

また、海外では、ドイツ及びフランスは口述試験を実施しているが、米国、中国、韓国、英国及び EPO は口述試験を実施していない。

① 口述試験の公平性等に対する懸念

口述試験は、全受験者を同一の時刻、試験官、問題で考査することが不可能であるという点で、公平性に関する根本的な問題を抱えている。さらに、昨今では、小型の電子機器（スマートフォン、録音機等）やインターネットを利用した即時の情報交換が普及しており、試験実施側が受験者の管理を徹底していたとしても、受験者による情報漏れを完全に防ぐことができるかについては疑問が残り、受験者間に不公平感が醸成されるおそれが増している。

実際に近年の口述試験の受験者数は千人を超え、試験期間は 6 日間に及び、不合格者も多数になり、不公平感の増大が懸念されている。

企業向けアンケート問 12・弁理士向けアンケート問 10 の結果によると、口述試験について選択肢「11 受験者によって異なる試験日、異なる問題、異なる試験委員で考査しているため、公平性に懸念がある」を選択した者は、知財協 19.2%(82/426)、中小企業 10.5%(13/124)、弁理士 26.4%(696/2,637)であった。

²⁹ 弁理士法第 9 条

弁理士試験は、弁理士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをもってその目的とし、次条に定めるところによって、短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

³⁰ 司法試験法第 5 条第 4 項

4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行う。」

³¹ 司法書士法第 6 条第 2 項

2 司法書士試験は、次に掲げる事項について筆記及び口述の方法により行う。ただし、口述試験は、筆記試験に合格した者について行う。

一 憲法、民法、商法及び刑法に関する知識

二 登記、供託及び訴訟に関する知識

三 その他第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力」

³² 土地家屋調査士法第 6 条第 3、4 項

3 筆記試験は、不動産の表示に関する登記について必要な次に掲げる事項に関する知識及び技能について行う。

一 土地及び家屋の調査及び測量

二 申請手続及び審査請求の手続

4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、前項第二号に掲げる事項に関する知識について行う。」

問12企 現在の試験制度では、筆記試験の合格者に対してさらに口述試験を行っています。口述試験についてどう思われますか。
問10弁 下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業		弁理士	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 見直す必要はない	201	47.2%	50	40.3%	1519	57.6%
→ 2 見直すべき	135	31.7%	20	16.1%	936	35.5%
3 わからない	87	20.4%	51	41.1%	167	6.3%
無回答	3	0.7%	3	2.4%	18	0.7%
回答者数	426		124		2637	

「2. 見直すべき」→(1)その理由は何ですか。当てはまると思われるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業		弁理士	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
→ 11 受験者によって異なる試験日、異なる問題、異なる試験委員で審査しているため、公平性に懸念がある	82	60.7%	13	65.0%	696	74.4%
12 口述試験は行わなくても特段問題ない	54	40.0%	5	25.0%	123	13.1%
13 受験者にとって必要以上の負担になっている	35	25.9%	5	25.0%	143	15.3%
14 その他	18	13.3%	3	15.0%	172	18.4%
無回答	1	0.7%	1	5.0%	5	0.5%
回答者数	135		20		936	

② 口述合格率と論文式必須科目の相関関係

近年の口述試験は、不合格者が多数となっている。このことは、選抜段階の一つとして機能しているとも言えるが、不公平感についても懸念が生じている。そこで、口述試験の合格率（口述合格率）と論文式筆記試験必須科目の得点との関係について分析³³を行うと、以下に示すように両者の相関がある。

	口述合格率と論文式必須科目の総得点との相関係数	分析対象者数
平成 21 年度	0.88	857
平成 22 年度	0.95	752
平成 23 年度	0.84	649
平成 24 年度	0.92	788

図表VI-12：口述合格率と論文式必須科目との相関関係

また、口述合格率と短答式筆記試験の得点との関係についても平成 21～24 年度の 4 年分をまとめて分析³⁴を行うと、口述合格率と短答式筆記試験の総得点との関係は、相関係数が 0.86（分析対象者数は 1,152 人）となり、相関がある。

なお、近年、短答式試験と論文式試験の合格率はあまり変化がないのに対して、口述試験の合格率は低下している。

³³ 特許庁作成。論文式筆記試験必須科目に合格した同年に口述試験を受験した者について分析。母数が少ないデータによる誤差を軽減するため、所定の各得点区分（平成 21、22 年は 10 点刻み、平成 23 年、24 年は 7 点刻み。）に該当する者の数が 10 人以上の範囲で分析（論文式筆記試験必須科目は得点の偏差値調整を行っているため、それぞれの年毎に分析する必要がある。）。

³⁴ 特許庁作成。短答式筆記試験に合格した同年に口述試験を受験した者について分析。母数が少ないデータによる誤差を軽減するため、4 年分をまとめて分析。

③ 他士業における口述試験の廃止理由

司法試験における口述試験の廃止理由は以下のように説明されている。

口述試験は受験者の口頭表現能力等を問い得るなどの長所が認められるものの、新司法試験との関係では次のような問題点が存する³⁵。

- (a) 法科大学院において、双方向的な教育が実施され、厳格な成績評価等も行われることに加え、司法修習過程においても不適格者をチェックすることが可能であるから、口述試験まで実施する必要性があるのか、との疑問が生じ得る。
- (b) 新司法試験においては、現行司法試験よりも論文式試験合格者が多数に上ることが見込まれることから、口述試験を実施するためには、試験科目の削減や試験時間の短縮が不可避となるが、その場合、試験としての選抜機能に疑問が生じ、受験者間に不公平感が醸成されるなどの事態に至るおそれがある。
- (c) 現行司法試験よりも多数に上ると見込まれる論文式試験合格者に対し、更に口述試験を行えば、それだけ最終合格者の決定に期間を要することになる。

そのため、口述試験については、法科大学院において双方向的・多方向的な教育が行われること等にかんがみ、実施しないこととする³⁶。

公認会計士試験における口述試験の廃止理由は以下のように説明されている。

受験者数の増加については、社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい試験制度への見直しが必要である。具体的には、現行、「3段階・5回」となっている試験体系を「1段階・2回」（短答式及び論文式試験）とするなど…試験制度の見直しを行うことが適切である³⁷。

(vi) 試験免除

平成12年改正（平成14年1月1日施行）では、受験者層の拡大を通じて弁理士の参入障壁の軽減を図るため、修士・博士論文審査合格者その他の公的資格者等に対して論文式選択科目の免除を行うこととした。平成19年改正（平成20年1月1日施行）では、知的財産に関する知識等を専門的に学んだ有能な人材の弁理士分野への参入を促進し、また、受験者の負担の軽減の観点から、知的財産に関して専門的に学んだ大学院修了者と、弁理士試験の一部科目の既合格者に対する試験科目の一部免除を行うこととした。

現行法における免除対象者と免除内容を以下に示す。

³⁵ 第3回法曹養成検討会・法務省資料（平成14年2月5日）

³⁶ 第10回法曹養成検討会・法務省資料（平成14年7月19日）

³⁷ 「公認会計士監査制度の充実・強化」金融審議会・公認会計士制度部会報告（平成14年12月17日）

弁理士 法 11 条	対象者	免除内容
1 号	短答式試験合格者	2 年以内の短答式試験
2 号	論文式試験（必須科目）合格者	2 年以内の論文式試験（必須科目）
3 号	論文式試験（選択科目）合格者	論文式試験（選択科目）
4 号	大学院課程（工業所有権の科目）修了者	2 年以内の短答式試験
6 号	選択科目の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有する者（省令 6 条各号で規定） ・ 修士・博士論文審査合格者 ・ 専門職大学院論文審査合格者 ・ 技術士、一級建築士、第一種・第二種電気主任技術者、薬剤師、情報処理技術者、電気通信主任技術者、司法試験に合格した者、司法書士、行政書士	論文式試験（選択科目）

図表VI-13：試験免除の対象者と免除内容

最終合格者のうち、技術士等の他資格取得者（弁理士法第 11 条第 6 号）の合格の割合は 20%前後で推移している。

また、最終合格者のうち、修士・博士論文審査合格による免除者の合格の割合は 36%から 51%の範囲で推移している。なお、平成 24 年度について分析すると、修士・博士論文審査合格による免除者の志願者に占める割合は 31.1%だが、合格者に占める割合は 50.1%であった。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
技術士	3	6	2	6	5	4	9	7	11	7	10
一級建築士	3	1	3	7	3	3	2	1	4	3	2
電気主任技術者	1	3	4	2	6	3	2	0	0	2	6
情報処理技術者	26	28	46	66	94	70	82	92	87	85	76
電気通信主任技術者	4	13	23	13	23	15	14	24	25	20	14
司法試験合格者	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1
薬剤師	24	15	15	19	13	20	21	22	18	10	20
行政書士	17	35	54	38	22	18	24	13	17	10	9
司法書士	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1
合計人数	78	101	147	153	166	134	155	159	162	138	139
合格者数に占める割合	17%	18%	23%	22%	26%	22%	27%	20%	21%	19%	18%
合格者数	466	550	633	711	635	613	574	813	756	721	773

図表VI-14：他資格取得者別の合格者割合

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
最終合格者のうち修士・博士免除者	203	230	229	327	255	276	293	398	346	344	362
最終合格者	466	550	633	711	635	613	574	813	756	721	723
修士・博士免除の割合 (%)	43.6	41.8	36.2	46.0	40.2	45.0	51.0	49.0	45.8	47.7	50.1

図表VI-15：修士・博士の免除による合格者割合³⁸

平成19年改正において、工業所有権に関する所定単位を取得して大学院を修了した者に対し、工業所有権法令・条約科目に関する修了後2年間の試験免除を導入した。しかし、他科目の合否によって、大学院の修了とは関係なく免除期間が2年を超える場合がある。

		ケース1 大学院修了者に対する 2年間の工業所有権法令・条約免除(法11条4号)				ケース2 短答式試験の合格者に対する 2年間の全科目免除(法11条1号)				ケース3			
		1年目	2年目	3年目	4年目	1年目	2年目	3年目	4年目	1年目	2年目	3年目	4年目
著作権法・不競法		不合格	不合格			合格	免除	免除		不合格	合格	免除	免除
工業所有権法令・条約	大学院修了	免除	免除	~~免除~~	~~免除~~	免除	免除	~~免除~~	~~免除~~	免除	免除	~~免除~~	~~免除~~

工業所有権法令・条約の知識とは無関係に、大学院修了後2年を超えて免除される場合と免除されない場合がある。

図表VI-16：免除期間の不均衡

企業向けアンケート問13・弁理士向けアンケート問11「平成19年の法改正で導入された試験の一部免除制度の見直しについてお聞きします」に対して、選択肢「1 見直す必要はない」が29.3%(知財協)、21.1%(中小企業)で、選択肢「6 わからない」が29.3%(知財協)、56.1%(中小企業)であった。一方、弁理士の回答は、選択肢「5 廃止する方向で見直すべき」が39.6%、「4 縮小する方向で見直すべき」が21.9%であった。

³⁸ http://www.jpo.go.jp/index/benrishi_shiken.html [最終アクセス日：2013年1月4日]

問13企 平成19年の法改正で導入された試験の一部免除制度の見直しについてお聞きします。下記選択肢の中から最も当
問11弁 てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業		弁理士	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 見直す必要はない	125	29.3%	26	21.1%	357	13.5%
2 見直すのは時期尚早	50	11.7%	16	13.0%	276	10.5%
3 拡大する方向で見直すべき	37	8.7%	5	4.1%	39	1.5%
4 縮小する方向で見直すべき	29	6.8%	1	0.8%	578	21.9%
5 廃止する方向で見直すべき	58	13.6%	3	2.4%	1045	39.6%
6 わからない	125	29.3%	69	56.1%	41	1.6%
7 その他	0	0.0%	0	0.0%	292	11.1%
無回答	2	0.5%	3	2.4%	20	0.8%
回答者数	426		123		2637	

(2) 意見

(i) 総論

(日本弁理士会の意見)

- 弁理士に期待される社会的役割を十分に果たすことができる人材を、弁理士として確保するとの観点から、「弁理士の量的拡大」を主眼としている現行試験制度を全面的に見直し、「弁理士の資質向上」により重点を置いた制度とするべきである。

(委員の意見)

- 平成 19 年の改正により、多様な人材の参入を促すとともに量的な拡大を図るため、免除制度が拡充され、また、実務修習制度の導入により、知識や論理力は試験、実務能力は実務修習という切り分けが行われた。今後の試験制度を検討するに当たっては、これら新たに導入された政策に対する評価を十分に行うことが重要である。そして、これまでと異なる新しい政策を採るならそれを明確に打ち出す必要がある。(清水委員)
- 平成 12 年以降の試験制度の改正には、その理由があり、それを改正するのであれば、十分な理由が必要である。特に、平成 19 年改正による制度については、実施後の期間も短く、緊急な改正を必要とする理由も、説明されなければならない(相澤委員長)

(ii) 短答式試験

(日本弁理士会の意見)

- 弁理士試験合格者の資質を向上するためには、短答式試験において、弁理士として必要な基礎的知識をバランスよく考査する制度を構築すべきであり、そのためには、

受験者全員を対象として、専門性のある選択科目を短答式試験により考查するとともに、総合点による合否判定に加えて科目毎のいわゆる「足切り制」を導入することが考えられる。

まず、これまでの短答式試験では、工業所有権に関する法令及び条約その他弁理士の業務を行うのに必要な法令であって経済産業省令で定めるもの（弁理士法第 10 条第 1 項第 1 号～3 号）のみが考查科目であったが、これに加えて、これまで論文式試験により考查されてきた選択科目についても短答式試験の考查科目とすべきである。選択科目も、論述能力というよりは上述したような基礎的知識を確認するものであるため、短答式試験に馴染むと考えられるからである。そして、全受験者を対象に必須科目と選択科目を短答式試験として考查することにより、弁理士として必要な幅広い法律及び技術等の専門分野について、法律のみでもなく、また専門分野のみでもない基礎的知識をバランスよく公平に考查することができる。なお、これまでの論文式試験選択科目免除者は、選択科目について高得点を取得することにより、短答式試験の総合点にこれを反映することができる。

また、合格者の知識の偏りは好ましくなく、工業所有権法全般にわたる基礎的知識のバランスが重要である。そのために、いわゆる「足切り制」を採用すべきである。足切り制は、選択科目についても採用されるべきである。「足切り制」の具体的な運用は、最終合格者の中に、短答式試験において各科目についての最低限の理解度を満たさない「足切り」候補がどの程度いるかを踏まえて検討すべきである。

そして、上述したように基礎的知識を十分に考查し、また科目別足切り制を実効あらしめるため、短答式試験の問題数を増加することが必要である。具体的には、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、条約、著作権・不正競争防止法について、例えば、現行の各 10 問を 20 問として合計 120 問（6 時間）とし、選択科目を 20 問ないしは 40 問（3 時間）として考查することが考えられる。選択科目は、例えば国家公務員採用総合職試験や大学のセンター試験を参考にすることが考えられる。

短答式試験の見直しに伴って、論文式試験の在り方も見直されるべきである。すなわち、論文式試験は、基礎的な法条の解釈及び理解力というよりは、論理的思考力、論述力の考查にその主眼を移すべきである。また、短答式の出題数の増大に伴って、論文式試験全体の物理的な負担量を検討すべきである。例えば、論文試験を 3 科目の試験時間とし、特許と実用新案、意匠と商標、及び条約に試験を分けて行うのも一案である。さらに、これまでは論文試験に含まれていた選択科目は、基礎的知識を考查する観点から短答式試験で考查するべきである。

(委員の意見)

- 口述試験の公平性維持のために非常に手間暇をかけなければいけないので、口述試験よりも最初の択一試験の段階を厚くする方が合理的だ。択一の問題数を増やして時間を長くする弁理士会の提案に基本的に賛成。(林委員)

(iii) 条約科目

(日本弁理士会の意見)

- グローバルネットワーク時代の企業による国際的な知的財産戦略を積極的に支援するため、「工業所有権に関する条約」について試験内容の充実を図るべきである。

そして、論文式試験に条約を単独科目として課すべきである。アンケート結果³⁹によれば、弁理士制度全般の見直しの観点として「企業活動の国際化への対応」がユーザーニーズの第1位であることに鑑みると、グローバルネットワーク時代の企業による国際的な知的財産戦略を積極的に支援するため、「工業所有権に関する条約」について試験内容の充実を図る必要がある。

なお、「工業所有権に関する条約」は、多数存在しており、実際の出題範囲が不明確であるとの指摘がある。「工業所有権に関する条約」には、弁理士の専権業務に関わる部分である、少なくとも、「パリ条約」、「PCT」、「マドリッド・プロトコル」と、更に加盟予定である「ハーグ協定ジュネーブアクト」が必須の出題範囲とされるべきである。

「条約」は、短答式試験だけではなく、論文式試験でも考查されるべきである。すなわち、条約は、各条文が翻訳文でかつ長文であるとともに、積み重ねられてゆく原則的な手続中に多くの例外が存在している。例えば、平成元年度の弁理士試験第2問「Aなる人より特許協力条約に基づく国際出願の依頼を受けた弁理士として留意すべき点を列挙し、これらについて説明せよ。」のような問題は、短答式試験では問うことが難しい。本問に回答するためには、PCT 国際出願を受任する際、当該事案について国際出願後に国内外で積み重ねられてゆく一連の手続を、依頼者に簡潔に順を追って説明するという能動的な知的作業が必要になる。これに対し、短答式試験は、一連の手続のうちの断片的な知識のみを、受動的に問われてこれに回答するものであるにすぎない。

(日本弁理士会推薦委員の意見)

- 条約は短答式で十分だという考え方もあるが、いかに国内出願も踏まえながらハンドリングしていくのか、知識をいかに積み上げて組み合わせる使うかという能力が問

³⁹ 資料編 I-2 問 8

われてくる部分でもあるので、より幅広く出題が可能な論文や口述も考える必要がある。(田村委員)

- 論文式によれば、ある具体的な事案があったときにそれをどのように手続に乗せていくのかという一連の流れを一気に能動的に説明をすることができる能力を問うことができる。(黒川委員)

(その他の委員の意見)

- 条約の問題は論文試験に余り馴染まないのではないか。PCT については、規則も短答式試験の範囲に入っており、実務的な問題が出題されている。(林委員)
- 望ましい弁理士像は、弁理士だけの問題でなくて弁護士に対しても同じようなニーズがある。国際化や専門性であって、これは共通する問題だ。弁護士の場合は国際化している人は勉強しており、研修が終わった後いろいろ努力して、実務の場に立つという慣行となっている。だから、専門性、国際性があるから試験で何かやらなくてはいけないかという発想は、なかなか試験では難しい。

弁理士試験に関しては、国際化というのは確かにあって、やるとしても論文はイメージとしてわからない。いわゆる国際保護、司法、国際化の基本原則がベースになくして、問題をつくることは無理。(高橋委員)

- 論文で条約を問うならば、条約の基礎となっている国際経済法についての理解を踏まえた出題でないと意義がない。弁理士が国際経済法の知識を用いる機会は少ない。なぜ出題をする必要があるのかを説明する必要がある。(相澤委員長)
- 条約の規定の知識を問うのであれば、短答式ではどういうところが聞けないのかを明らかにして欲しい。過去の条約の論文式試験の問題は、短答式でも問える内容であり、改めて、論文式試験で問うことは意味がない。(相澤委員長)
- 従来あった論文式試験を廃止したわけだから、少なくとも条約に関する知識が不十分だということを説明する必要がある。(相澤委員長)

(iv) 論文式筆記試験選択科目

(日本弁理士会の意見)

- 選択科目についての試験は、弁理士業務の質的充実を確保するうえで、不可欠であり、廃止するべきではない。選択科目については、現行の論文式試験によるのではなく、上述したように、短答式試験に移行することも検討されるべきである。

なお、これまでの改正経緯を見ると、論文式選択科目の簡素化・合理化が段階的に実施されてきたが、科目数が減少するにつれて、それぞれの「選択問題」の範囲が結果的に広がっている。それぞれの科目についてみると、範囲が広くなり、むしろ

負担が大きくなっているということもできるので、大学の学部・学科構成が時代と共に変化することを考慮すると、受験者間に不均衡が生じないように、定期的に選択科目の見直しをする必要があると考える。

（委員の意見）

- 弁理士会の選択科目の改正経緯に関する認識には誤りがある。「選択問題」についての改正はなされていない（相澤委員長）。

（ⅴ）口述試験

（日本弁理士会の意見）

- 弁理士業務の質的充実を維持することを目的として、弁理士の実務能力である「知識にバックアップされた総合的判断を、品位をもって口頭で伝えるコミュニケーション能力」を考査するためには、下記のように簡素化するとしても口述試験が不可欠である。アンケート結果⁴⁰によっても、口述試験について、見直す必要はないとの回答が最も多く（問 12：知財協 47.2%、中小企業 40.3%、弁理士 57.6%）、口述試験自体の廃止などの外在的ニーズはない。

なお、弁理士試験に合格した後は、実務修習制度が用意されているが、実務修習が参入障壁とならないよう極めて短期間（72 時間）に限定されたものとされている上、受講した者は原則として全員を合格させる制度設計になっていることから、これを他士業のような口述試験の補完措置と同視することはできない。

さらに、司法試験は、口述試験が廃止された一方、法科大学院修了⁴¹が司法試験の受験資格になり、公認会計士試験においても、現在三次試験（論述・口述）が廃止されたことを挙げ、弁理士試験においても口述試験の廃止が時代の流れであるかのよう論じる声もある。しかし、弁理士と他資格とでは、登録に至るまでの制度設計がまったく異なっており、口述試験がないことだけを切り離して、その是非を検討することは適切ではない。司法試験には、経済的理由などにより法科大学院に通えない者のために設けられた司法試験予備試験では、口述試験が課されている。また、公認会計士試験は、2 年以上の実務経験を要するほか、実務補習の修了考査⁴²が導入されている。加えて、税理士、社会保険労務士⁴³も口述試験がないが、受験資格が定められている。税理士は、実務経験も資格要件になっている。

⁴⁰ 資料編 I-1 企業向けアンケート問 12、弁理士向けアンケート問 10

⁴¹ 法曹養成検討会資料によれば、「口述試験については、法科大学院において双方向的・多面的な教育が行われること等に鑑み実施しないこととする」とされ、法科大学院が口述試験の補完措置になっていると考えられる。

⁴² 修了考査は実務補習（講義・演習 270 時間、研究課題 36 時間）の各段階で行われ、修了までに合計 60 時間の考査に合格する必要がある。

⁴³ 社会保険労務士では、実務経験がない場合には通信教育と講義を受けることで登録できるようである。

そして、口述試験の試験科目は、専権業務範囲に係る全ての科目とすることが好ましい。アンケート調査⁴⁴でも、弁理士制度全般の見直しの観点として、「企業活動の国際化への対応」がユーザーニーズ第1位となっている。グローバル化する知的財産権の保護・活用に対応して、日本国産業の国際競争力を高めるためには、口述試験において、「工業所有権に関する条約」についての設問を通じて、コミュニケーション能力を試すことが必要である。

最後に、口述試験について指摘されている不公平感を減らす工夫について、法改正事項ではないが、運用上の意見を述べる。

第一に、考查内容について、弁理士としての総合的思考力に主眼を置くことが考えられる。単に知識を問う設問は、短答式試験において十分考查することができるので、口述試験では、専ら、将来弁理士実務で直面するような、総合的な思考力に基づく口頭での説明を行える素養があるか否かを考查すべきである。そのためには、弁理士実務で直面するように、科目間に跨る総合的な問題解決の能力を考查することも考えられる。

第二に、特許法・実用新案法、意匠法、商標法及びできれば条約の全ての試験科目を、3名以上の試験委員がいる一部屋において20～30分かけて一度に考查することにより、部屋が異なることによる不公平感を可及的に減らすことが考えられる。

第三に、考查内容について、弁理士としてのコミュニケーション能力に主眼を置くことが考えられる。口述試験では、専ら、将来弁理士実務で直面するような、顧客とのコミュニケーション能力、総合的な判断を、品位をもって口頭で行える素養があるか否かを考查すべきである。

(日本弁理士会推薦委員の意見)

- 特許だけではなくて、特許と意匠等を組み合わせたような問題を出し、ある課題に対してどういう制度を使って問題解決を図っていくのかという問題の出し方もある。
(田村委員)
- ある程度口述試験でしか考查できないコミュニケーション能力とか、この人が弁理士になったときに本当に大丈夫だろうかという危惧を抱かせない人を新たに合格させていくという役割は、まだまだある。(田村委員)
- 口述試験と論文式試験あるいは短答式試験との間に相関があるというのは、今の口述試験が筆記試験と同じような知識を問うているので、ある意味当然。だから、違った観点からの問題にすることで、意味が出てくる。

相関があるということは、口述試験がむしろばらつきなく公平に行われていることを統計上証明しているのではないか。(黒川委員)

⁴⁴ 資料編 I-2 問8

(その他の委員の意見)

- 択一、論文、口述の3段階の試験の在り方をもう少し合理化できるのではないかと。例えば司法試験では口述試験を廃止して、択一と論文を同じ期間に実施し、択一で受かった者だけの論文答案を採点するという形で、合理化をしている。(林委員)
- コミュニケーション、会話能力は、どの仕事をする上でも非常に重要。本来口述試験はそういった人間性を見る試験だったと思うが、現実が違う。三段階の最後の口述試験を千数百人が受験して、ここで大幅な人数が落ちている。人間性を見るというよりは、知識を精査する試験になっている。

諸外国の弁理士試験でも、ほとんどの国で口述試験はない。司法試験でも既に口述試験は廃止された。公平性、中立性、効率性の点で、口述試験の維持には限界があるのではないかと。(林委員)
- アンケート等では、コミュニケーションがとりにくい弁理士、会話能力のない弁理士がいるというような意見が結構多数あった。それをリカバーするのが口述試験の本質論ではないかと。

実習面の補足ということで、口述試験では人間性を見るというか、フェース・トゥー・フェースで話をすれば、ある程度のことは理解できるのではないかと。(生島委員)
- 口述試験では、試験員が異なる、試験問題が異なることから、公平性が担保できない。公平性を担保できない試験は廃止されるべきである。(相澤委員長)

(vi) 試験免除

(日本弁理士会の意見)

- 免除規定は、平成12年改正及び平成19年改正により、「弁理士の量的拡大」といった観点から各種のものが導入されてきたが、弁理士数はここ約十年間で倍以上に急増し、所期の目的は既に達成されているし、アンケート結果⁴⁵からは、ユーザーは弁理士試験では実務能力を考査すべきとのニーズが顕在化しているように、量的拡大から資質向上へと転換すべき時期にきているといえる。加えて、全弁理士のうち登録後10年未満の者が約6割を占めており、特許出願の件数減少という現状とそれに伴うOJTの機会の喪失と相俟って、実務経験が少ない弁理士が相対的に多くなっていることが、弁理士制度全体に対する不安要素ともなっているとの声もある。換言すれば、資質が十分に担保されていない弁理士をいくら増やしても、ユーザーが求めるサービスの向上にはつながらないことが理解されるべきである。

そこで、弁理士試験合格者の受験年度における正しい知識を有しているかを考査

⁴⁵ 資料編I-1 企業向けアンケート問11、弁理士向けアンケート問9

するため、免除規定（弁理士法第 11 条各号）の第 5 号以外をすべて廃止し、受験年度における最新知識を有する試験合格者がその後の実務修習及び継続研修を経ることにより、高い資質を持った弁理士を確保することができるよう制度とすべきである。

なお、上述したような短答式試験制度の改正があった場合、選択科目を全受験者に課すことによって、これまでの免除者は、自己の選択科目の点数を総合点に反映することができるので、負担が増えるということはない。したがって、第 11 条第 3 号と第 6 号は廃止されるべきである。

また、短答式試験合格者への 2 年間の短答式試験の免除制度（同条第 1 号）については、次に述べる理由によっても廃止されるべきであると考ええる。

すなわち、短答式試験の免除制度によれば、法改正や条約加盟などがあった場合、当該年度における最新法令について、弁理士として必要な幅広い基礎的知識を十分に考查できないという重大な欠陥がある。実際、特許庁のデータによれば、平成 12 年から平成 20 年までは、「平均受験回数」が減少傾向であったものが、平成 21 年から平成 23 年の 3 年間で再び大きく増加傾向となっている。平成 21 年は、短答式試験及び論文式試験の一部免除制度による免除が実施された年であり、免除制度を利用する受験者がいるにもかかわらず、むしろ平均受験回数が増加しているということは、免除制度が適正に機能しておらず、むしろ受験者の負担が増える結果となっていると考えられる。

同条第 2 号の工業所有権法に関する論文式試験の 2 年にわたる免除であるが、上述したように、「平均受験回数」が大きく増加傾向となる平成 21 年は、短答式試験の一部免除と同時に論文式試験の一部免除制度による免除が実施された年であり、免除制度が適正に機能しておらず、受験者の負担が増える結果となっていると考えられることから、廃止すべきである。

また、例えば、受験 1 年目に短答式試験に合格して 2 年目に論文式試験に合格した者が、翌々年の受験に際しては短答式試験をもう 1 回受験しなければならないという問題もある。論文式試験は免除なのになぜ短答式試験を受験する必要があるのか、という不均衡が生じているのである。したがって、同条第 4 号の免除も廃止されるべきである。

（委員の意見）

- 現状の免除制度は非常に複雑になっているので、整理してはどうか。現状では、択一から口述まで全部きちんと受けて合格される方の割合が、他の士業の試験制度に比べて少ないのではないかと。（林委員）
- 平成 19 年改正による免除制度については、導入後、間もない上、制度を導入するときには、人材育成などの目的があった。これらの目的を踏まえた廃止についての合

理的な理由も示されていないので、その廃止は時期尚早でないかと思われる（相澤委員長）

（知的財産教育研究・専門職大学院協議会⁴⁶の意見⁴⁷）

- 現在、大学院において弁理士法施行規則第 5 条で定める工業所有権に関する科目の単位を修得し、当該大学院の課程を修了した者については、弁理士試験短答式筆記試験の一部科目が免除されている。これに対して、各大学院においては、単なる法律の知識だけでなく、知的財産の活用やマネジメントを行うための実践的な教育を提供することにより、多様な人材の育成に貢献しているところである。短答式筆記試験一部科目免除は、弁理士を目指す者にとって、このような大学院進学への重要なインセンティブであり、将来の知財人材の質の向上を図るうえで重要な役割を担っている。

以上のとおり、短答式筆記試験一部科目免除の趣旨と大学院教育の現状を鑑み、短答式筆記試験一部科目免除は、大学院教育の普及と知財人材の質の向上の観点から、現行の制度を維持することを要望する。

- 論文式筆記試験一部科目免除も、大学院進学への重要なインセンティブであり、将来の知財人材の質の向上に資するものである。とくに、大学院教育においては、学位論文の作成に向けて、十分な研究指導が行われており、高い学識を有する人材育成が推進されている。

したがって、論文式筆記試験一部科目免除も、現行の運用を維持することを要望する。

（vii）実務能力

（日本弁理士会の意見）

- アンケート結果⁴⁸によれば、弁理士試験制度の具体的な見直しについては、「実務能力を問う」ことについてのユーザーニーズが最も大きい。ここでユーザーが求める「実務能力」は、弁理士試験として考査することは困難であるが、試験合格者の資質を向上し、試験合格後の実務修習、日本弁理士会が実行する新人向けの特別な研修、継続研修及びOJTと併せることにより担保することができると考える。
- 弁理士試験は、試験合格後の実務修習に耐え得る最低限の知識・能力を考査するものであり、実務能力は、弁理士試験合格後に行われる実務修習及び継続研修などによって培われるべきである。

⁴⁶ 「知的財産教育研究・専門職大学院協議会」は、知的財産に関する教育・研究に従事する専門職大学院および大学院専攻が相互に緊密に協力し、関係機関との協調を図ることによって、知的財産に関する教育研究の水準の向上に貢献することを目的とする。会員校は 8 校。<http://www.jauip.org/index.html> [最終アクセス日：2013 年 2 月 13 日]

⁴⁷ 意見書の全文は、資料編 IV-10 を参照。

⁴⁸ 資料編 I-1 企業向けアンケート問 11、弁理士向けアンケート問 9

(日本弁理士会推薦委員の意見)

- (試験は何を問うのかという質問に対して) 試験は知識を問うということに関して異論はない。その知識の中に、知識を使う応用する能力も含めて、知識を問うと考えている。(田村委員)
- 実務能力を問う試験となると相当のレベルが必要で、その受験までの実務経験をどこで経験するのか考えると、結構複雑な問題。だから、最低限の実務能力をつけていくためのベースである知識と、そしてそれを論理的にきちんと組み合わせて説明できるような論述力とを、試験では問うておいて、あとは本人の経験がそれをサポートしていくという考え方になる。(田村委員)
- 試験と実務修習、その後が続く継続研修等、これらは試験、研修の一体化の中で、よりその能力を図るための仕組みづくりを考えていく必要がある。(田村委員)

(その他の委員の意見)

- 司法試験が変わって大きかったのは、今までの民法、民訴法という縦割りを取り払って、民法と民訴をくっつけた大問題を、大きな問いという形でやっている。狙いは、ロースクールでの実務能力をある程度反映させるという1つの工夫です。民法と民訴法で切り口が違うから、いろいろ派生してくるものを少しでも実に即した形で問題を作ろうという工夫からできたもの。例えてみると、実務は、縦割りでなくて横断的な問題になる。だから、仮にそういうものを作るとすると、現行弁理士法の縦割りの制度だと難しい。知的財産権という広い上位概念で試験しないと、横割りのリンクにならない。だから、知財戦略そのものを問おうとすると、現行法ではなかなかそこを見ることは難しいので、もう根本を変えないといけない。(高橋委員)
- 今回の調査により諸外国の弁理士試験では審査基準や明細書の起案などの実務的な試験科目が含まれていることがわかった。日本でも弁理士の実務能力を試験で問うとすれば、現在は法令だけになっているが、実際の実務では特許庁の審査基準が重要になるので、試験科目にそういうものを入れていくというのも1つの選択肢ではないか。(林委員)
- 知識としてどのようなものを問うのかという観点と、実務をやっていくに当たって何を要求するのかという観点とがいつも混同している。この委員会の中では、試験により何を問うのかという議論がまったくなされていない。まず、この点を議論し、知識を問うのか実務能力まで何らかの形で問うのかについて中間的に結論を出す必要があるのではないか。(荘林委員)
- 特許出願は、自分のビジネスを守るためにやっている。そのビジネスを守るための武器をつくってもらい、それが実務能力です。だから、幾ら判例をよく知っていて、

判例に沿って明細書を書いても、それが結局ほかの会社に活用できなかつたら、その弁理士は実務能力がないと我々は判断してもいいわけです。(荘林委員)

- 試験制度の中にも実務的なところを必須のところは入れ、研修でもやるべきで、両刀構えで行くべきだ。(生島委員)
- 中小企業は、試験を通ったらもう一人前の弁理士なので、何でも戦略的に物事を考えてやってくれるものだと、みんな期待している。日本の弁理士が参謀となって企業を引っ張っていくということを絶対やってほしい。それは試験制度というより、実務研修の方になると思うが。とにかく実態としてどう考えるべきだということを、試験制度の中で考えるべき。(生島委員)
- 論文試験等では単に法律や事実に対する理解力だけでなく、ビジネスプランとして知財戦略をどう考えるかという観点も入れるべき。(生島委員)
- 中小企業の場合は明細書についての専門性がわからないので、弁理士にすべて任せている。結果、でき上がった明細書は非常に権利の狭いものになっている事例であったり、特許権だけでなく意匠権も取っておかないと広く世に出たときのビジネスの攻撃性の面で役に立たない事例であったりする。

中小企業の場合は総合判断ができないので、一番大事な商品の看板の商標権をとっていないケースが多い。ビジネスの総合的な把握をした上で、必要な権利を確保する必要がある。費用対効果があるから、そういう実務面もいろいろ考慮しながら権利の確保、活用等を弁理士としてアドバイスするべき。(生島委員)
- 我々のセンターでは、司法修習生を連れてこられる弁護士が時々いる。現場に入っ
て、中小企業の相談にプロの先生がアドバイスしているのを横で聞いている。それを一生懸命メモに取っている。そういう練習をしながら、現場の実務を勉強している。このような実務が必要だ。(生島委員)
- 知財戦略や事業的な判断は、発明者とのインタビューを通じて、先行技術や競合製品との差異を明確化し発明を特定する過程や、発明の発展や応用を検討し権利行使が容易となるよう明細書を作成する過程等で、出願業務において通常行われている。このように知財戦略等のコンサルティング能力は実務能力と別個ものではない。戦略的なアドバイスがないというのは、発明者と弁理士とのインタラクティブなコミュニケーションが図られていないからではないか。(清水委員)
- 一定の範囲しか試験はしていないので、その一定の範囲をすれば基礎的能力はあるから自己研鑽により業務が遂行できるというのが資格試験である。基礎的な知識があることによって、仕事がきちんとできるし、更に自分の知っていることの限界もわかるので、適切な業務ができるという前提で現在の試験制度が成り立っていると考えられる。(相澤委員長)

(viii) 外国語

(日本弁理士会の意見)

- 外国語は単なるツールであり弁理士の専権業務とは直接の関係がないため、選択科目として外国語を導入するべきではない。

(日本弁理士会推薦委員の意見)

- 事務所の中に優秀なスタッフで、英語が話せる、中国語が話せるというスタッフが居さえすれば、弁理士が現地とのコミュニケーションをそういうスタッフを使いながら理解し、そしてユーザーに対して説明する。弁理士とはこのようにハンドリングすることが重要なわけで、最終的な判断をするということに関しては、言語というものは直接かかわってこないのではないかと。(田村委員)

(3) 関連するヒアリング結果⁴⁹

① 企業・特許事務所

- Q12: 弁理士試験で実務能力を問うことについて⁵⁰

(賛成意見)

試験で実務を問うべきであり、実務能力のある者が受かるような試験にしてもらいたい。ただ国家試験となると規模が大きいので、具体的にどのように問うべきなのか案が浮かばないが。実際にこのような試験を弁理士試験で行えば、実務を知らない者はほとんど合格できないだろうし、受験者自体も減ると思う。(大手特許事務所)

(反対意見)

試験で実務を問うのではなく、試験に受かったあとに習得すればよいのではないかと。

(小規模特許事務所)

- Q13: 弁理士試験の論文式筆記試験に条約を復活させる⁵¹ことについて

論文の方が制度趣旨の理解と論述力の確認を問うことができるので賛成である。

(JIPA 企業)

条約に関する必須の知識を確認するという意味では、論文式に限らず短答式で条約の問数を増やしたり、足切りを設けたり、出題の仕方を工夫してみることも良い。

(中小企業支援特許事務所)

⁴⁹ 資料編Ⅱを参照

⁵⁰ 資料編Ⅰ-1 企業向けアンケート問10問11、弁理士向けアンケート問8問9に関連して

⁵¹ 資料編Ⅰ-1 企業向けアンケート問11、弁理士向けアンケート問9に関連して

- Q14: 弁理士試験で外国法令や外国語を問うことについて⁵²

(賛成意見)

海外出願が増えていく傾向なので、国外案件を（英語で）ストレスなくできる弁理士を求める。弁理士試験に外国語科目を導入することも検討の余地があるのではないか。（JIPA 企業）

(反対意見)

試験科目で外国法令を必須とするのは行き過ぎである。工業所有権に関する試験科目は、日本の特許庁との間の専権業務範囲内に留まるべきであり、外国法令や外国の審査基準は、合格後に実務や研修等で担保すべきである。（大手特許事務所）

② 専門職大学院

- Q26: 弁理士試験の一部免除そのものが専門職大学院の呼び水になっているかについて⁵³

「はい」「いいえ」の両方の回答があった。

- Q27: 弁理士試験の一部免除について

現行の論文式選択科目の免除規定によれば、卒業研究は「工業所有権に関する法令に関する研究を除く」（弁理士法施行規則第6条1号、2号）とある。理系の大学院の学生であれば、自分が研究対象としている分野に対応する科目で免除されるが、法学系の学部出身の学生は、実質的には著作権または不競法を卒業研究の対象とせざるを得ず、現行法では研究の対象が狭すぎる点は問題である。本来、学生が深く勉強した科目で、免除すべきである。なかには身近だという程度の理由で著作権の研究を選んでいる学生もいるが、何れにしても結果として学生が著作権や不競法に流れており、免除が受けられることを考えるとそういった学生の行動を一概に否定できない。仮に、免除の対象を、知財に関する法学一般（用語は検討要）に広げることができれば、職務発明やライセンス契約を研究対象にできる。また、同様に、各国の産業財産権の比較なども考えられる。

⁵² 資料編 I-1 企業向けアンケート問 11、弁理士向けアンケート問 9 に関連して

⁵³ 資料編 I-1 企業向けアンケート問 13、弁理士向けアンケート問 11 に関連して

2. 研修制度

(1) 現状把握と論点整理

(i) 研修制度の概要

弁理士登録前の研修として実務修習があり、弁理士に係る研修制度として新人研修・新人養成研修、継続研修、及び能力担保研修がある。ここでは、前回の弁理士法改正で新たに導入された実務修習及び継続研修について、主に言及する。

実務修習は、弁理士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させるため、弁理士試験合格者等が弁理士登録前に修了することを義務付けている。

継続研修は、弁理士の資質向上を図るため日本弁理士会が行う研修を受けることを義務（弁理士法第31条の2）付けており、具体的には、5年間で70単位（1単位1時間）以上の研修を修了することとなっている。

企業向けアンケート問15「平成20年以降に試験合格した弁理士⁵⁴に業務を依頼したことがありますか」に対して「依頼したことがある」と回答した者に対して、更に「平成20年以降に試験合格し、弁理士登録した弁理士の能力についてどのように思われますか」と問うたところ、選択肢「2 以前と比べて能力に変化はない」「5 わからない」が上位にあって、実務修習の効果はアンケート結果からは伺えなかった。

問15-1 平成20年以降に試験合格し、弁理士登録した弁理士の能力についてどのように思われますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選んでください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 以前と比べて能力が向上していると感じる	7	6.9%	0	0.0%
2 以前と比べて能力に変化はない	43	42.6%	2	50.0%
3 以前と比べて能力が低下していると感じる	17	16.8%	0	0.0%
4 その他	9	8.9%	0	0.0%
5 わからない	25	24.8%	2	50.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	101		4	

問16「近年の弁理士（平成20年以降⁵⁵の合格者であるか否かにかかわらず）の能力についてどのように思われますか」に対して、選択肢「2 以前と比べて能力に変化はない」「6 わからない」が上位にあって、継続研修の効果はアンケート結果からは伺えなかった。

⁵⁴ 実務修習の受講義務付けが始まった年

⁵⁵ 継続研修の受講義務付けが始まった年

問16 平成20年以降、弁理士には、社会の様々な変化に対応できるように持続的に弁理士の能力を向上させる目的で、ユーザから信頼され続ける弁理士を養成することを目的とする継続研修の受講が義務付けられました。近年の弁理士(平成20年以降の合格者であるか否かにかかわらず)の能力についてどのように思われますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 以前と比べて能力が向上していると感じる	39	9.1%	7	5.7%
2 以前と比べて能力に変化はない	140	32.8%	19	15.4%
3 以前と比べて能力が低下していると感じる	46	10.8%	4	3.3%
4 平成20年以降、弁理士に業務を依頼したことがないので、判断できない	18	4.2%	8	6.5%
5 その他	14	3.3%	4	3.3%
6 わからない	169	39.6%	78	63.4%
無回答	1	0.2%	3	2.4%
回答者数	427		123	

問17 「研修制度(実務修習、継続研修)の見直しについてお聞きします」に対して、選択肢「2 企業活動の国際化に対応できる人材を育成する方向性で見直すべき」「8 実務技能に優れた人材を育成する方向性で見直すべき」が上位に挙がっている。

問17 研修制度(実務修習、継続研修)の見直しについてお聞きします。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 見直す必要はない	65	15.3%	6	4.9%
2 企業活動の国際化に対応できる人材を育成する方向性で見直すべき	146	34.3%	29	23.6%
3 発明等の発掘から活用まで一貫した知財管理への対応ができる人材を育成する方向性で見直すべき	65	15.3%	18	14.6%
4 技術・デザイン・ブランド等を含めた総合的な知財管理への対応ができる人材を育成する方向性で見直すべき	51	12.0%	17	13.8%
5 他の公的資格、職種経験等を有する多様な人材を育成する方向性で見直すべき	12	2.8%	4	3.3%
6 理工系の知識や理解に優れた人材を育成する方向性で見直すべき	29	6.8%	11	8.9%
7 法文系の知識や理解に優れた人材を育成する方向性で見直すべき	8	1.9%	1	0.8%
8 実務技能に優れた人材を育成する方向性で見直すべき	133	31.2%	28	22.8%
9 特定の分野の知識や理解に特に優れた人材を育成する方向性で見直すべき	32	7.5%	9	7.3%
10 研修を厳格化し、弁理士、弁理士制度に対するユーザの信頼感を高める方向性で見直すべき	48	11.3%	11	8.9%
11 弁理士の自己研鑽に委ねる方向性で見直すべき	37	8.7%	6	4.9%
12 その他	13	3.1%	4	3.3%
13 わからない	79	18.5%	56	45.5%
無回答	2	0.5%	1	0.8%
回答者数	426		123	

問18 「研修制度(実務修習、継続研修)を具体的にどう見直せば良いとお考えですか」に対して、選択肢「1 講座の内容を見直す」「3 実務修習、継続研修の修了条件として試験を課す」「8 中級者・上級者向けの明細書作成等の実務研修を義務付ける」「9 実務研修等のOJTを義務付ける」が上位に挙がった。

問18 前問で選択肢2～12を選ばれた方にお聞きます。研修制度(実務修習、継続研修)を具体的にどう見直せば良いとお考えですか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 講座の内容を見直す	87	31.1%	10	16.7%
2 講座の修了要件として試験を課す	33	11.8%	5	8.3%
3 実務修習、継続研修の修了条件として試験を課す	58	20.7%	18	30.0%
4 必要単位数を多くする	11	3.9%	6	10.0%
5 必要単位数を少なくする	16	5.7%	1	1.7%
6 必須科目を増やす	16	5.7%	5	8.3%
7 必須科目を減らす	13	4.6%	3	5.0%
8 中級者・上級者向けの明細書作成等の実務研修を義務付ける	69	24.6%	23	38.3%
9 実務研修等のOJTを義務付ける	90	32.1%	17	28.3%
10 その他	9	3.2%	4	6.7%
11 わからない	42	15.0%	16	26.7%
無回答	2	0.7%	0	0.0%
回答者数	280		60	

(ii) 実務修習における実習

弁理士の実務修習においては、出願書類の作成演習は行われているが、現場での実習(OJT)は行われていない。

他士業では、登録前研修において、中小企業に対する相談窓口での同席やインターン等の実習(OJT)によって実務能力の向上を図っている例がある。

	登録前研修制度		実務経験
	座学(講義・演習)	実習	
弁理士	◎	×	×
弁護士(司法試験)	◎	◎	×
公認会計士	◎	×	◎
司法書士	×	×	×
土地家屋調査士	×	×	×
行政書士	×	×	×
社会保険労務士	○	×	○
税理士	×	×	◎
中小企業診断士	×	○	○

◎:必須 ○:選択(どちらか一方でも可) ×:不要

図表VI-17：他士業の登録前研修制度と実務経験の要否

例えば、司法試験合格者は、司法修習(登録前研修)において裁判所及び検察庁での実務修習の他、弁護士の下で法律相談や法廷などに立ち会って個別指導を受けたり、弁護士会の活動を体験したりしている。中小企業診断士試験の合格者は、実務補習(登録前研

修)において、受講者6名以内でグループを編成し、指導員の指導のもとで実際に企業等に対する経営診断・助言を行っている⁵⁶。

また、主要各国の弁理士制度においては、弁理士の資格付与要件として(一定の実務経験を受験資格として課していたり、試験合格後に一定の実務修習を課していたりする)、一定の実務能力を担保・確認するのが一般的である⁵⁷。

(iii) 継続研修の受講状況及び効果の確認方法

継続研修では多数⁵⁸の研修が行われているが、弁理士ナビ⁵⁹(同法第77条の2、同規則第34条及び弁理士会会則第145条)で把握できる受講状況は、研修名、形態(集合研修、eラーニング、外部機関研修、特例単位)といった概形のみで、詳細(ディスカッション形式、実習形式、講師活動・著作執筆活動の内容等)は把握できない。また、集合研修の効果確認は講師に委ねられているが(継続研修実施細則第3条第3項)、実際に効果確認が行われたか否かについても把握できないのが現状である。なお、外部機関による研修では簡単なレポートの提出が義務付けられている。

このような状況では、ユーザーは、資質の向上に積極的に取り組む弁理士を選択できず、弁理士にとっても、自らの資質の向上に積極的に取り組むためのインセンティブに欠けると考えられる。

(弁理士ナビの状況)

弁理士ナビでは、各弁理士の受講状況が以下のように公表されている。

⁵⁶ 平成24年7月・8月・9月実施中小企業診断士実務補習について

⁵⁷ 本編 IX. 海外調査結果概要、資料編 III. 海外調査結果

⁵⁸ 平成23年度の実績は、集合研修444回、eラーニング研修187回、外部機関研修711回。

⁵⁹ <http://www.benrishi-navi.com/> [最終アクセス日：2013年1月4日]

項目に関する説明

【業務研修受講内容】

図表VI-18：弁理士ナビにおける継続研修の受講状況の表示例

弁理士ナビ

図表VI-19：弁理士ナビトップ画面

なお、弁理士ナビの利用実績⁶⁰（月累計）を見ると、平成24年12月時点で19,110件あり、一定程度利用されていることが分かる。

（継続研修の形式について）

集合研修及び外部機関研修においてディスカッション形式、実習形式等の研修効果が高いと考えられる講座を増やし、またそのような講座の有無を日本弁理士会等において把握できるようにすることについてどう考えるか。

（継続研修の効果確認について）

集合研修及び外部機関研修において試験等によって効果確認が行われる講座を増やし、またそのような講座の有無を日本弁理士会等において把握できるようにすることについてどう考えるか。

（継続研修の受講状況の公表及び検索について）

弁理士ナビにおける受講状況の表示を研修の内容に応じて「ディスカッション形式」、「実習形式」、「試験による効果確認有り」などのように細分化し、ユーザーが弁理士の受講状況をより詳細に把握できるようにすることについてどう考えるか。

また、受講状況から弁理士の検索が可能となるよう、弁理士ナビの検索項目についても整備を行うことについてどう考えるか。例えば、上述の講座（上級研修）や条約又は外国法令に関する講座を多く受講している弁理士等を検索できるようにすることが考えられるのではないかな。



検索の例			
☒ 上級研修:50単位以上受講	☒ 外国関連研修:50単位以上受講	☐ 講師活動:30単位以上受講	☐ 著作執筆活動:30単位以上受講
☐ 上級研修:30単位以上受講	☐ 外国関連研修:30単位以上受講	☐ 講師活動:20単位以上受講	☒ 著作執筆活動:20単位以上受講
☐ 上級研修:10単位以上受講	☐ 外国関連研修:10単位以上受講	☒ 講師活動:10単位以上受講	☐ 著作執筆活動:10単位以上受講
※上級研修:ディスカッション形式、実習形式又は試験による効果確認有りの集合研修及び外部機関研修			
※外国関連研修:条約又は外国法令関連の研修			

図表VI-20：受講状況からの検索例

⁶⁰ 弁理士ナビトップ画面へのアクセス数

(継続研修の必修単位⁶¹について)

ディスカッション形式、実習形式等の研修効果が高いと考えられる講座（上級研修）を継続研修の必修単位にすることについてどう考えるか。

(2) 意見

(i) 総論

(日本弁理士会の意見)

- 本年度で実務修習及び継続研修は 5 年目を迎えており、日本弁理士会としては、これらの研修制度が実務経験の乏しい新人弁理士の実務能力の向上や弁理士全体の資質の向上に大きく寄与していると評価している。ただし、これまで研修制度を運営してきた経験から、見直すべき点も顕在化しており、より良い研修制度とするために以下の点について見直しを進めるべきと考える。

また、研修制度の見直しに際しては、ユーザーである企業等からも要請されている、①専権業務に係る実務能力の向上、②知的財産全般の戦略的活用をアドバイスできる能力の取得、③企業活動の国際化に対応できる人材の育成などにも配慮した見直しを行うことが必要と考える。

(日本弁理士会推薦委員の意見)

- (研修制度がうまく機能している根拠を示して欲しいという意見に対して) この制度が導入される前と後では、研修の頻度が上がっている。1 人が必ず 70 単位以上の単位を取得することが義務化されているので、1 人が受けている研修の数は相当になっている。弁理士が 5 年間で 70 単位を受けるというボリュームは相当量ある。(田村委員)
- (国内外の知財戦略に対する弁理士会の体制を教えて欲しいという意見に対して) 知財ビジネスに係る研修は、科目数で 111 を網羅して、延べ受講人数で 4,000 を超えている。また、弁理士会に知財ビジネスコンサルティングの委員会を設け、委員会活動を通じて実際の中小企業の現場の話などを聞きながら、また疑似体験しながらスキルを高めている。(田村委員)

⁶¹ 必修は基本的に倫理研修（10 単位）のみ。なお、会長の指定による必修研修も存在し、平成 20 年及び平成 23 年には、法改正に関する研修（4 単位及び 2 単位）が指定された。

(その他の委員の意見)

- 研修制度はうまく機能している、意欲が高まっているとのご説明でしたが、それは一体どういう事実から出てきているのかがわかりません。もし効果測定をされているのであればお示し頂きたい。
クライアントとしては、弁理士会の研修が一定の効果を上げているかどうか分からない。出席の義務化や講座数、出席者数などの形式的な評価では不十分と考える。この5年間で、研修の結果がどのような効果を上げたのか、きちんと分析し結果を示していただきたい（出席の義務化は、勉強を義務付けるという効果はあると思うが、これにより実務能力の向上という効果が出ているのかどうか、弁理士会から何も示されていない）。このような現状では、弁理士会の提案に同意できない。（荘林委員）
- 米国の大学技術移転協会（AUTM: Association of University Technology Managers）が主催する研修会に何度か出席したが、そのたびに、講師は自らの経験をもとに問題となった事例や、解決するためのノウハウを惜しみなく披瀝してくれ、大変参考になったのを覚えている。また、研修の内容も講義を受けるだけでなく、グループ討論等も組み込まれ、研修生が関心を持つよう工夫されており、AUTM が研修に真剣に取り組んでいたことが印象的であった。何故、研修に熱心なのか聞いてみると、技術移転に携わる人材一人ひとりの評価が上げれば、大学の技術移転に対する社会的な地位の向上に繋がるということであった。弁理士会も、弁理士一人一人の能力の向上が弁理士全体に対する地位の向上に繋がるという認識で研修に取り組まれると良いと思う。（清水委員）
- 弁理士には高い専門的能力が求められるが、明細書作成、進歩性の判断といった中核となる実務を全く知らなくても試験に合格する。そのため、試験合格者に実務修習が課されたが、依然として実務能力の向上に対する強い要請がある。弁理士への信頼や専門家としての評価を高めるために、実務修習の内容や期間を充実させると共に終了認定は考査を含め厳格化することを検討する必要があるのではないか。
また、義務研修においても、発明者とのインタビューからはじまり明細書作成に至るまでの業務を体系的に修得できる実習を中心としたコース研修を導入することが望まれる。（清水委員）

(ii) 実務修習の課目免除制度の廃止

(日本弁理士会の意見)

- 現在、修習生の約1割が実務経験を有する者として、一部の課程履修を免除されている。しかしながら、免除対象者の中で起案を提出したものが約25%あり、その中でも起案が不合格となる者がいる。また、実務経験を有する者においても、起案を提出

し講義を受講することは、自分の実務を見直す貴重な機会となり、実務能力の向上にも寄与すると考える。したがって、課目免除制度について見直しが必要と考える。

弁理士資格を取得しようとする者は、実務経験の有無にかかわらず、必ず全ての研修課目を受講することは、修習生自身にとっても極めて有意義なことである。特に、現在の免除対象者は全体の約 1 割と少なく、免除対象者であってもその約 25%は起案提出や研修を受講していることを考慮すると、これを廃止する場合の不利益よりも、全員が受講することによる弁理士への信頼を高めることの方がメリットは大きいと考える。

(iii) 実務修習の講師及び指導者の条件緩和

(日本弁理士会の意見)

- 実務修習の講師及び指導者には、弁理士として 7 年以上の実務経験を要求している（弁理士法第 16 条の 2 第 2 項第 3 号）。弁理士の中には、弁理士としての実務経験は浅いが、例えば「特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務」に長年従事した経験を有する者もあり、実務修習の講師又は指導者として相応しい人材も多い。したがって、優れた講師や指導者をより多く確保する観点から、講師及び指導者の条件について弁理士になる前の実務経験（出願業務や審査業務）を算入可能とする見直しが必要と考える。

(知的財産教育研究・専門職大学院協議会の意見⁶²)

- 大学院が実務修習に関与（講師の派遣など）することは可能である。なお、このような実務修習への大学院の関与は、弁理士育成に向けた大学院による貢献という位置付けであり、必ずしも大学院を優遇する措置ではないことに留意されたい。

(iv) 実務修習の運用の見直し

(日本弁理士会の意見)

- 実務修習を修了するためには、免除者を除き全ての起案について合格の評価を得る必要がある。実務修習はその制度設計の段階から弁理士となる際の新たな参入障壁としないという考え方があり、未修了者を出すことについて極めて慎重に運用を行っている。しかしながら、2 回以上の起案再提出でも不合格の評価を受ける修習生がいること、未修了者を出さないことが修習生の間で周知の事実となっており、起案提出や講義受講に際して緊張感が少ない修習生も散見されるなどの問題も顕在化している。

⁶² 意見書の全文は、資料編 IV-10 を参照

このため、未修了者を出さないことを前提とした従来の運用は問題が多い。

弁理士になるのが相応しくない者については、実務修習を修了させない方が、ユーザーである企業等の利益を守る上では望ましく、また、本人のためでもある。当然、再受講を行うことも可能であることを考慮すれば、未修了者を出しても、その弊害は限定的であると考ええる。

現在の実務修習の課目は、特許・意匠・商標の出願手続を中心に設定され、権利取得までの一通りの実務を経験できるよう設定されている。当然、この実務修習を修了したからと言って、必ずしも出願書類等が十二分に作成できるレベルに達することを保証できるものではない。他方、弁理士の実務能力の更なる向上も求められており、実務修習の修了者に求められる能力レベルをどの程度に設定すべきか再検討することも必要である。

さらに、実務修習は年度内に修了することを前提としており、弁理士試験合格発表直後の12月から3月までの約3か月程度に集中して実施している。このため、起案や集合研修を行う課目数が限定される上、起案の再提出回数も制限される。修習生は既に仕事を持っている社会人が大多数であり、年度末で業務が集中し受講負担が大きいこと、また、修習生の76.2%は、研修期間が年度を跨ることも可能であるとしていることを考慮すれば、実務修習に係る研修期間や時期について見直すことが必要である。

実務修習の実効性を担保するため、研修課目の内容や数、研修期間や時期について常に見直すことが必要である。

（日本弁理士会推薦委員の意見）

- （実務修習の修習生の起案レベルはどの程度かという質問に対して）一応様式的に問題のないレベルや法律に明らかに反するような手続にはなっていないというレベルで、それでひとり立ちして書類の作成を任せるレベルではない。なお、各起案の採点基準は、講師間で打ち合わせている。（田村委員）

（v）実務修習におけるOJT等の実習の導入

（日本弁理士会の意見）

- ユーザーである企業等の約3割⁶³から弁理士に対し「実務研修等のOJTを義務付ける」ことが求められている。実務修習では、起案提出を課しており、課目免除者を除く全修習生にOJTに近い機会を与えている。また、特許事務所内で実務経験を積みたい者を対象に、日本弁理士会がインターン制度を実施している。さらに、関東支部等

⁶³ 資料Ⅰ-2 問18

の無料相談においてもベテラン弁理士の相談に初めて無料相談を行う弁理士が同席し、発明相談に係る OJT も実施している。仮に、全修習生に OJT などの実習を課す場合には、受入れ特許事務所の状況や発明相談会の開催頻度など機会提供側の状況も考慮すべきである。

実務修習で OJT 等の実習を義務化することについては、短期間に多くの研修機会を確保する必要があり、現時点においては実質的に困難である。ただし、弁理士登録後の比較的浅い時期に OJT 等の実習を経験する機会を提供することは、弁理士の実務能力を高めるのに有用であると考えられることから、インターン受入れ特許事務所の現状や若手弁理士と経験のある弁理士がペアで行う特許相談会の開催頻度の増加などを提供側の状況も考慮しながら、実施を検討していく。

（日本弁理士会推薦委員の意見）

- （実務修習における e ラーニングの効果に関する質問に対して）集合研修の起案等するには、e ラーニングを視聴して理解しておかないと、まともな起案ができないので、かなり実効性を高めている。（田村委員）
- （現場における実際の実務研修に関する質問に対して）時間数等が限られている関係で、今の段階では、全員の研修は実現できていない。（田村委員）

（vi）継続研修の実施計画に係る運用緩和

（日本弁理士会の意見）

- 研修の実施計画は事業年度の開始前に経済産業大臣の承認を得ることが必要とされている（弁理士法施行規則第 28 条第 1 項）。実施計画には、日本弁理士会や認定外部機関が実施するすべての研修を明記することとなっており、その変更は原則認められていない。そのため、実施計画には研修をより多く盛り込む傾向が見られ、結果として計画に対する実施の割合は、低くなり、平成 23 年度の日本弁理士会の実施率が 66%、認定外部機関で 66%となっている。

また、研修の追加・変更については、知的財産推進計画、法改正や重要判例などに対応する研修については柔軟に対応するよう運用されているが、依然として研修の追加・変更に関する制約は多い。

むしろ、多様な研修を柔軟に提供することを可能とするため、研修の実施計画で実施内容をチェックする事前チェック型より、研修報告に重点を置く、事後報告型へと改めるべきである。

(委員の意見)

- 研修は、現在の弁理士制度において重要な位置付けを与えられているので、その研修の実施を担保するため、経済産業大臣の承認を受けることは必要であると考えられる。(相澤委員長)

(vii) 継続研修のみなし単位の認定緩和等

(日本弁理士会の意見)

- 継続研修の単位については、日本弁理士会が実施する研修を受講するだけでなく、講師活動(10単位迄)、論文等の執筆(10単位迄)、認定外部機関が実施する研修の受講(30単位迄)によっても単位取得を可能としている。しかしながら、個々の取得単位数には上限が設定されており、弁理士会員が講師活動や論文等の執筆、更には認定外部機関が実施する研修を受講するインセンティブが高まらない原因となっている。また、弁理士の受講者が増えなければ、認定外部機関の研修活動も活性化しない。さらに、認定外部機関の実施する研修については、単位取得条件として200字~400字のレポート提出も義務化されており、会内の研修と比較して手続が加重されている点で不公平である。

講師活動、論文等の執筆、認定外部機関が実施する研修の受講による単位取得については、上限を撤廃し、各弁理士が自分の能力を自分に合ったやり方で自由に伸ばせるよう、多様な単位取得機会を確保する。また、認定外部機関における単位取得については、レポート提出を廃止し、会員が外部の研修を受けるインセンティブを高める。すなわち、これらの制限を撤廃すれば、認定外部機関の教育活動が活性化し、それらとの競争になる日本弁理士会の研修の質的向上にも資するものと考ええる。

(委員の意見)

- 研修の単位取得要件の緩和は、研修の意義を減じるもので妥当ではない。また、会内の研修についても、レポートの提出義務を課すべきである。(相澤委員長)。

(viii) 新人弁理士の実務能力の向上策

(日本弁理士会の意見)

- ユーザーである企業等から、専権業務などにおける弁理士の実務能力の向上に対する期待が大きい。現在、実務修習に続く研修として、新人研修や新人養成研修が実施されているが、実務修習と比較した場合の受講生の割合は、新人研修で38.5%、新人

養成研修で5.5%となっている。なお、新人養成研修は起案提出を含むため、受講者数が制限されている。

他方、一人前の弁理士となるには、実務経験が7年以上は必要とも言われており、実務能力を養うには、実務経験は不可欠である。現在、弁理士数が急増しているのに対し、出願件数は外国出願を除いて減少傾向となっており、実務経験が十二分に確保できないことが危惧されている。このような状況では、登録から期間の浅い弁理士に対して、新人研修や新人養成研修のような研修を集中的に提供することは、実務経験数の不足を補い、実務能力の向上を着実なものとするのが期待される。

登録後の期間が浅い弁理士には、新人研修や新人養成研修のような実務能力を向上するための研修を集中的に用意し、実務経験数の不足を補い、実務能力の向上を着実なものとするべきである。

(ix) 企業活動のグローバル化への対応

(日本弁理士会の意見)

- 研修制度の見直しについて、ユーザーである企業等⁶⁴から「企業活動の国際化に対応できる人材を育成する方向で見直すべき」との期待が多い。これに対しては、日本弁理士会としても、諸外国の法制や手続等の運用に係る研修の機会を増大し、会員の国際化対応力の向上を図るべきと考える。

(委員の意見)

- 弁理士が専門化しているが（私は特許専門、私は商標専門、海外のことは海外の代理人に任せているという意味合い）、中小企業は一人の弁理士で特許、商標、海外に対応できる能力が欲しい。（生島委員）

(x) 継続研修の受講状況及び効果の確認方法

(日本弁理士会の意見)

- 継続研修の受講状況は、日本弁理士会のホームページ「弁理士ナビ」によって、一般に提供している。弁理士の選択に資する情報を一般に提供していることを考慮すると、改善すべき点があればそれに対応することは必要だと考える。例えば、講師や著作物を執筆した時の単位認定については、何の講師か、何を執筆したのかは、それに携わった弁理士の能力を端的に示す部分でもあり、このような内容はオープンにしていくのが妥当ではないかと考えている。ただし、他の士業と比較しても、日本弁理士

⁶⁴ 資料編 I-2 問17

会の会員情報の開示はかなり充実しており、どこまでの情報を更に開示するかについては、個人情報との関係も考慮して検討すべきと考える。

なお、弁理士ナビは、1 か月に約 2 万件前後のアクセスがあるが、その多くは、弁理士が他の弁理士の電話番号や住所を調べるために行われていると考えられており、ユーザーによる弁理士の選択にどの位寄与しているのかは、更に精査が必要である。

継続研修の効果確認は、ディスカッション形式や実習形式など、効果がより期待できる研修を増やす方向性について基本的に異論はない。現実にはそのような方向性で研修プログラムを作成している。しかし、実施に際しては、これらの研修スタイルは受講人数や開催場所が限られるため、会員が約 1 万名おり全国に分布していることにも配慮しながら、研修機会が不均衡にならないように進めていくべきと考える。

必修科目の単位数を増やすことについては、弁理士は特許や商標など専門性を生かして活動している現状があり、倫理研修や法改正に係る研修以外にどのようなものが必要かについては、引き続き精査する予定である。

（3）関連するヒアリング結果⁶⁵

- 弁理士会の実務修習は全然足りない。本当に実務能力を養うには、5～7 年はかかる。（大手特許事務所）
- 現在の 70 時間の継続研修は一定の成果を上げていると思う。（大手特許事務所）
- 継続研修については、時間数を減らして、質の高い研修を行って欲しい。法律面は書面を見ればわかることだし、研修をやるのであれば実務ベースの役立つものにしてもらいたい。本当に役立つノウハウ自体は事務所特有のものであり、他のところで公開できないものなので、実現は困難だと思うが。（大手特許事務所）

3. 業務範囲

（1）現状把握と論点整理

（i）弁理士法が規定する業務範囲

（a）特許、実用新案、意匠、商標、PCT 出願、マドリッド協定の議定書に基づく国際登録出願に関する特許庁における手続の代理、（b）特許、実用新案、意匠、商標に関する異議申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理、（c）これら（a）（b）の手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことは、弁理士の法定業務である（4

⁶⁵ 資料編Ⅱ Q15。資料編Ⅰ-3 弁理士向けアンケート問 13 に関連して

条1項)。しかし、回路配置、育成者権、著作物に関する行政庁への手続代理は、弁理士の法定業務ではない。

また、特許、実用新案、意匠、商標等に関する、(d) 関税法に係る輸出入差止の手続の代理(4条2項)、(e) 指定団体での裁判外紛争解決手続の代理(4条2項)、(f) 技術上の秘密の売買契約、通常実施権許諾契約、その他の契約締結に関する相談、媒介、代理(4条3項)、(g) 外国の行政官庁等に対する手続の資料作成(4条3項)、(h) 知的財産侵害訴訟における補佐人として陳述、尋問(5条)、(i) 審決取消訴訟における訴訟代理(6条)、(j) 特定侵害訴訟における共同訴訟代理(6条の2)は、弁理士の法定業務である。しかし、回路配置、育成者権、著作物、知財に関する不正競争に係る業務は、弁理士の法定業務と法定外業務とが混在している。

以上の業務範囲の詳細は、下記の図表を参照のこと。

弁理士法	関連手続等	業務内容	特許	実用新案	意匠	商標	国際出願	国際登録出願(商標)	回路配置(回路配置利用権)	育成者権	著作物(著作権・著作隣接権)	知財に関する不正競争
4条1項	特許庁及び大臣への手続	手続代理、鑑定、その他の事務	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—
4条2項	関税法に係る輸出入差止の手続	輸出入差止の認定手続	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○
		輸出入差止の申立手続	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○
	指定団体での裁判外紛争解決手続	手続代理	○	○	○	○	—	—	○	×	○	△
4条3項	技術上の秘密の売買契約、通常実施権許諾契約、その他の契約	契約締結に関する相談、媒介、代理	○	○	○	○	—	—	○	×	○	△
		外国の行政官庁、準ずる機関に対する手続の資料作成	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
5条	知的財産侵害訴訟	補佐人として陳述、尋問	○	○	○	○	○	○	○	×	×	△
6条	審決取消訴訟	訴訟代理	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
6条の2	特定侵害訴訟	共同訴訟代理	○	○	○	○	—	—	○	×	×	△

☒ 法定業務（専権業務⁶⁶） ○ 法定業務 △ 特定の業務のみ法定業務 × 法定外業務 — 該当業務なし

図表VI-21：弁理士の業務範囲

⁶⁶ 弁理士法第4条第1項、第75条に規定する業務をいう。工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）の手続に関する業務は、高度な技術専門的な知見を要することが多いことから、これらに係る業務を行うことを弁理士という資格者に限定し、……。(改訂3版 条解弁理士法 特許庁総務部総務課 経済産業調査会 2009年2月 53頁)

弁理士法	不正競争防止法 2 条 1 項									
	1 号：周知な商品等表示の混同惹起* 2 号：著名な商品等表示の冒用* 3 号：他人の商品形態を模倣する商品の提供*	4 号～9 号：営業秘密関連		10 号 11 号：技術的制限手段を回避する装置等の提供	12 号：ドメイン名の不正取得等*	13 号：商品・役務の原産地・品質等の誤認惹起表示		14 号：競争事業者に対する信用毀損行為		15 号：代理人等の商標冒用行為*
		技術上の秘密*	左記以外			商標*	左記以外	特実意商、回路、技術上の秘密*	左記以外	
4 条 2 項 1 号：税関手続代理	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×
4 条 2 項 2 号：裁判外紛争解決手続代理	○	○	×	×	○	○	×	○	×	○
4 条 3 項 前段：契約代理・媒介・相談	—	○	×	—	—	—	—	—	—	—
4 条 1 項 以外：鑑定その他の業務	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
4 条 3 項 前段以外：相談	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
5 条：訴訟における補佐人	○	○	×	×	○	○	×	○	×	○
6 条の 2：特定侵害訴訟の代理	○	○	×	×	○	○	×	○	×	○

○法定業務 ×法定外業務 —該当する業務がない *特定不正競争（弁理士法第 2 条第 4 項）

図表 VI-22：不正競争に関連する弁理士の業務範囲

（ii）関連するアンケート結果の概要⁶⁷

企業向けアンケート問 1「平成 14、17、19 年の弁理士法の改正により、・・・弁理士の業務範囲が拡大されました。拡大された下記の業務を依頼したことがありますか」に対して、選択肢「7 <その他>上記 1～5 の業務については依頼を行っていない」が 68.8%（知財協）、70.7%（中小企業）で、選択肢「6 <その他>上記 1～5 に関する相談」がそれぞれ

⁶⁷ 資料編 I-2、I-3

18.5%、10.6%で、選択肢「1 <平成14年改正>工業所有権・・・に関する特定侵害訴訟の代理」がそれぞれ12.7%、8.9%であった。

問1 平成14、17、19年の弁理士法の改正により、特定侵害訴訟代理、税関での輸出入者側の手続代理など弁理士の業務範囲が拡大されました。拡大された下記の業務を依頼したことがありますか。下記選択肢の中から当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 <平成14年改正>工業所有権(特許、実用新案、意匠、商標)、回路配置利用権に関する特定侵害訴訟の代理	54	12.7%	11	8.9%
2 <平成14年改正>周知な商品等表示の混同惹起、著名な商品等表示の冒用、商品形態の模倣、営業秘密(技術上の情報に限る)の侵害、ドメイン名の不正取得・保有・使用に関する特定侵害訴訟の代理	3	0.7%	2	1.6%
3 <平成17、19年改正>特許権者等が申し立てた税関での輸出入差止に関する、輸出入者側の手続の代理	7	1.6%	0	0.0%
4 <平成17、19年改正>著作物、商品・役務の原産地・品質等の誤認惹起表示、競争事業者に対する信用毀損行為、商標代理人の商標冒用行為に関する裁判外紛争解決手続(ADR:仲裁、調停、あっせん)の代理	4	0.9%	1	0.8%
5 <平成17、19年改正>商品・役務の原産地・品質等の誤認惹起表示、競争事業者に対する信用毀損行為、商標代理人の商標冒用行為に関する訴訟における補佐人業務又は特定侵害訴訟の代理	1	0.2%	1	0.8%
6 <その他>上記1～5に関する相談	79	18.5%	13	10.6%
7 <その他>上記1～5の業務については依頼を行っていない	293	68.8%	87	70.7%
8 <その他>わからない	3	0.7%	2	1.6%
無回答	23	5.4%	8	6.5%
回答者数	426		123	

同じく問2「弁理士に依頼した業務に関して、弁理士に対する評価を教えてください」の問2-3「税関での輸出入差止申立手続の代理」に対して、選択肢「1 依頼していない」が96.5%（知財協）、99.2%（中小企業）であり、選択肢「2 期待したとおりの手続をしてもらえた」が3.3%（知財協）であった。

問2-3 税関での輸出入差止申立手続の代理

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 依頼していない	411	96.5%	122	99.2%
2 期待したとおりの手続をしてもらえた	14	3.3%	0	0.0%
3 期待したとおりの手続をしてもらえなかった	0	0.0%	0	0.0%
4 複数の弁理士に依頼したが、その能力にばらつきが大きい	0	0.0%	0	0.0%
無回答	1	0.2%	1	0.8%
回答者数	426		123	

同じく問2-4「裁判外紛争解決手続の代理（ADR：仲裁、調停、あっせん）」に対して、選択肢「1 依頼していない」が96.0%（知財協）、93.5%（中小企業）であり、選択肢「2 期待したとおりの代理をしてもらえた」が2.8%（知財協）であった。

問2-4 裁判外紛争解決手続の代理(ADR: 仲裁、調停、あっせん)

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 依頼していない	410	96.0%	115	93.5%
2 期待したとおりの代理をしてもらえた	12	2.8%	5	4.1%
3 期待したとおりの代理をしてもらえなかった	2	0.5%	3	2.4%
4 複数の弁理士に依頼したが、その能力にばらつきが大きい	3	0.7%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	426		123	

同じく問 2-5「ライセンス契約関連業務(媒介、締結代理、これらに関する相談)」に対して、選択肢「1 依頼や相談をしていない」が 81.7% (知財協)、83.7% (中小企業) であり、選択肢「2 期待したとおりの業務を行ってもらえた」が 14.8%、13.8%であった。

問2-5 ライセンス契約関連業務(媒介、締結代理、これらに関する相談)

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 依頼や相談をしていない	348	81.7%	103	83.7%
2 期待したとおりの業務を行ってもらえた	63	14.8%	17	13.8%
3 期待したとおりの業務を行ってもらえなかった	11	2.6%	2	1.6%
4 複数の弁理士に依頼したが、その能力にばらつきが大きい	5	1.2%	2	1.6%
無回答	1	0.2%	0	0.0%
回答者数	426		123	

同じく問 2-6「侵害訴訟の代理」に対して、選択肢「1 依頼していない」が 80.5% (知財協)、86.2% (中小企業) であり、選択肢「4 弁護士と協働のため、特に問題を感じなかった」が 10.1%、4.9%であり、選択肢「2 期待したとおりの代理をしてもらえた」が 8.5%、6.5%であった。

問2-6 侵害訴訟の代理

下記選択肢1から4の中から当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください(選択肢5については重複回答可)。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 依頼していない	343	80.5%	106	86.2%
2 期待したとおりの代理をもらえた	36	8.5%	8	6.5%
3 期待したとおりの代理をもらえなかった	2	0.5%	3	2.4%
4 弁護士と協働のため、特に問題を感じなかった	43	10.1%	6	4.9%
5 複数の弁理士に依頼したが、その能力にばらつきが大きい	3	0.7%	0	0.0%
無回答	1	0.2%	0	0.0%
回答者数	426		123	

同じく問 28「著作権関連業務に関して弁理士に依頼したことはありますか」「a. 実際に依頼した業務」に対して、選択肢「1 ない」が 62.7% (知財協)、48.0% (中小企業) であり、選択肢「2 相談」が 11.3%、11.4%であった。同じく「b. 今後依頼したい業務」に対して、選択肢「1 ない」が 37.8% (知財協)、26.0% (中小企業) であり、選択肢「2 相談」が 21.4%、13.0%で、選択肢「3 ライセンス契約」「4 裁判外紛争解決」「5 訴訟」「6 登録業務」が 2%から 8% (知財協と中小企業合わせて) であった。

問28 著作権関連業務に関して弁理士に依頼したことはありますか。また、今後依頼したいものはありますか。下記選択肢の中から当てはまるものをすべて選び、該当する欄に○を付けてください。

a. 実際に依頼した業務	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 ない	267	62.7%	59	48.0%
2 相談	48	11.3%	14	11.4%
3 ライセンス契約	10	2.3%	5	4.1%
4 裁判外紛争解決	9	2.1%	9	7.3%
無回答	115	27.0%	53	43.1%
回答者数	426		123	

b. 今後依頼したい業務	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 ない	161	37.8%	32	26.0%
2 相談	91	21.4%	16	13.0%
3 ライセンス契約	35	8.2%	10	8.1%
4 裁判外紛争解決	32	7.5%	7	5.7%
5 訴訟	22	5.2%	3	2.4%
6 登録業務	22	5.2%	4	3.3%
無回答	153	35.9%	69	56.1%
回答者数	426		123	

同じく問29「種苗法に基づく植物新品種保護関連業務は現在弁理士法に規定されていませんが、もし規定されていたら弁理士に依頼したいものはありますか」に対して、選択肢「1 ない」が90.6%（知財協）、94.3%（中小企業）で、選択肢「2 相談」「6 登録業務」が2%から7%（知財協と中小企業合わせて）であった。

問29 種苗法に基づく植物新品種保護関連業務は現在弁理士法に規定されていませんが、もし規定されていたら弁理士に依頼したいものはありますか。下記選択肢の中から当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 ない	386	90.6%	116	94.3%
2 相談	31	7.3%	3	2.4%
3 ライセンス契約	8	1.9%	2	1.6%
4 裁判外紛争解決	6	1.4%	0	0.0%
5 訴訟	5	1.2%	0	0.0%
6 登録業務	26	6.1%	2	1.6%
無回答	4	0.9%	3	2.4%
回答者数	426		123	

同じく問30「特許庁の行政処分（特許庁との手続についての却下処分等）に対する異議申立又は審査請求の結果に不服がある場合の行政訴訟の代理は現在弁理士法に規定されていませんが、もし規定されていたら弁理士に依頼したいですか」に対して、選択肢「1 はい」が52.3%（知財協）、57.7%（中小企業）で、選択肢「3 わからない」が34.3%、35.0%であった。

問30 特許庁の行政処分(特許庁との手続についての却下処分等)に対する異議申立又は審査請求の結果に不服がある場合の行政訴訟の代理は現在弁理士法に規定されていませんが、もし規定されていたら弁理士に依頼したいですか。下記選択肢の中から当てはまるものを選び、番号に○を付けてください。

		知財協		中小企業	
		件数	割合	件数	割合
1	はい	223	52.3%	71	57.7%
2	いいえ	51	12.0%	5	4.1%
3	わからない	146	34.3%	43	35.0%
無回答		6	1.4%	4	3.3%
回答者数		426		123	

同じく問31「・・・不正競争防止法に規定する不正競争の一部・・・について業務を・・・弁理士に依頼したことがありますか」に対して、選択肢「2 依頼したことがない」が86.2%（知財協）、81.3%（中小企業）であり、選択肢「1 依頼したことがある」が6.1%、6.5%であった。選択肢「1 依頼したことがある」を選択した者に対し、不競法2条1項の各号単位で依頼内容を質問したところ（問31-1）、1号から3号の「a 相談」がそれぞれ24者、11者、17者（知財協と中小企業をそれぞれ合算）であり、「b 税関での手続」「c ライセンス契約」「d 裁判外紛争解決」「e 訴訟」が0者から2者であった。4号から9号、12号、10号から11号、13号、14号、15号の「a 相談」は、0件から5件であった。

問31 現在、弁理士は不正競争防止法に規定する不正競争の一部(特定不正競争関連及び技術的制限手段に対する不正についての税関での手続関連、以下、まとめて特定不正競争等という。具体例は下記表を参照)について業務を行えますが、これに関して弁理士に依頼したことがありますか。

		知財協		中小企業	
		件数	割合	件数	割合
1	依頼したことがある(→下の問31-1に進んでください)	26	6.1%	8	6.5%
2	依頼したことがない(→問32に進んでください)	367	86.2%	100	81.3%
3	問の「特定不正競争等」そのものがわからないので回答を控える(→問33に進んでください)	21	4.9%	8	6.5%
無回答		12	2.8%	7	5.7%
回答者数		426		123	

問31-1 下記表の業務内容と不正競争に当たる行為(不正競争防止法第2条第1項各号)ごとに当てはまるものすべてを選び、該当する欄に○を付けてください。

◇周知表示混同惹起(第1号)(事例:他人の周知な商品名と混同する名称を含む商号を使用)

		知財協		中小企業	
		件数	割合	件数	割合
a	相談	21	80.8%	3	37.5%
b	税関での手続	1	3.8%	0	0.0%
d	裁判外紛争解決	0	0.0%	0	0.0%
e	訴訟	2	7.7%	0	0.0%
回答者数		26		8	

◇著名表示冒用(第2号)(事例:他人の著名なブランド名を含む名称で飲食店を経営)

		知財協		中小企業	
		件数	割合	件数	割合
a	相談	10	38.5%	1	12.5%
b	税関での手続	0	0.0%	0	0.0%
d	裁判外紛争解決	0	0.0%	1	12.5%
e	訴訟	0	0.0%	0	0.0%
回答者数		26		8	

◇商品形態模倣(第3号)(事例:有名な玩具の外観の形態を模倣)

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 相談	14	53.8%	3	37.5%
b 税関での手続	0	0.0%	0	0.0%
d 裁判外紛争解決	1	3.8%	1	12.5%
e 訴訟	1	3.8%	0	0.0%
回答者数	26		8	

◇営業秘密のうち技術上の情報(第4号~9号)(事例:勤務している会社の秘密として厳格に管理されている技術情報を協業者に売る)

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 相談	2	7.7%	0	0.0%
c ライセンス契約	0	0.0%	0	0.0%
d 裁判外紛争解決	1	3.8%	0	0.0%
e 訴訟	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	26		8	

◇技術的制限手段に対する不正(第10、11号)(事例:ゲームソフトのアクセスプロテクト外し)

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 相談	0	0.0%	0	0.0%
b 税関での手続	1	3.8%	0	0.0%
回答者数	26		8	

◇不正ドメイン使用(第12号)(事例:高額な値段で転売する目的で、他人の著名な商品名を含むドメイン名のウェブサイトを開設)

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 相談	4	15.4%	1	12.5%
d 裁判外紛争解決	0	0.0%	0	0.0%
e 訴訟	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	26		8	

◇商標に関する原産地等誤認惹起表示(第13号)(事例:中国産の繊維をMade in Englandと表示)

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 相談	3	11.5%	0	0.0%
d 裁判外紛争解決	0	0.0%	0	0.0%
e 訴訟	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	26		8	

◇特許、実用新案、意匠、商標、回路配置、技術上の秘密に関する競争者営業誹謗(第14号)(事例:相手方の商品が特許侵害品であると虚偽の事実を相手方の取引先に告げる)

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 相談	2	7.7%	1	12.5%
d 裁判外紛争解決	1	3.8%	0	0.0%
e 訴訟	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	26		8	

◇代理人等商標無断使用(第15号)(事例:外国製品の輸入代理店が、その外国メーカーの許諾を得ずにその商標を類似商品に使用)

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 相談	0	0.0%	0	0.0%
d 裁判外紛争解決	0	0.0%	0	0.0%
e 訴訟	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	26		8	

同じく問 32-2「特定不正競争等以外の不正競争に係る業務について弁理士が扱えないことについてどのようにお考えですか」に対して、選択肢「7 現状で問題がないため、特に考えたことがない」が 49.4%（知財協）、64.8%（中小企業）で、選択肢「1 不正競争については弁護士に依頼しており問題ない」が 32.8%、10.2%で、選択肢「5 不正競争について、弁理士が扱える業務と扱えない業務が混在しており、わかりづらい」が 11.2%、9.3%であった。

問32-2 特定不正競争等以外の不正競争に係る業務について弁理士が扱えないことについてどのようにお考えですか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 不正競争については弁護士に依頼しており問題ない	129	32.8%	11	10.2%
2 不正競争については弁護士に依頼しているが、弁理士に依頼したいと考えることがある	22	5.6%	6	5.6%
3 弁理士に依頼したが、「特定不正競争以外の不正競争」は弁理士の業務の範囲外であることを理由に断られた	2	0.5%	0	0.0%
4 不正競争について、弁理士が扱える業務と扱えない業務が混在しているが、わかりにくい	3	0.8%	1	0.9%
5 不正競争について、弁理士が扱える業務と扱えない業務が混在しており、わかりづらい	44	11.2%	10	9.3%
6 不正競争については、不正競争防止法以外の民法（従業員の引き抜きや名誉・信用毀損による不法行為など）、会社法（商号など）、労働関連法（秘密漏洩についての就業規則違反など）及び景表法（不当表示など）等の法令や、秘密保持契約・売買契約・開発製造委託契約その他の契約に関する問題と複雑に絡み合っていることが多いので、弁理士が扱うのは適当ではない	42	10.7%	6	5.6%
7 現状で問題がないため、特に考えたことがない	194	49.4%	70	64.8%
8 その他	5	1.3%	6	5.6%
無回答	4	1.0%	4	3.7%
回答者数	393		108	

同じく問 32-3「特定不正競争等以外の不正競争に係る業務のうち、弁理士の知見を生かすことができるものであり弁理士に依頼したい業務はありますか」に対して、選択肢「2 ない」が 86.0%（知財協）、85.2%（中小企業）で、選択肢「1 ある」が 9.7%、13.0%であった。選択肢「1 ある」を選択した者に対し、不競法 2 条 1 項の各号単位で依頼内容を質問したところ（問 32-4）、「a 相談」が 24 者から 38 者であり（知財協と中小企業をそれぞれ合算）、「b 税関での手続き」「c ライセンス契約」「d 裁判外紛争解決」「e 訴訟」が 4 者から 13 者であった。

問32-3 特定不正競争等以外の不正競争に係る業務のうち、弁理士の知見を生かすことができるものであり弁理士に依頼したい業務はありますか。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 ある（→問32-4に進んでください）	38	9.7%	14	13.0%
2 ない（→問33に進んでください）	338	86.0%	92	85.2%
無回答	17	4.3%	2	1.9%
回答者数	393		108	

問32-4 下記表の業務内容と不正競争に当たる行為（不正競争防止法第2条第1項の特定の各号）ごとに当てはまるものをすべて選び、該当する欄に○を付けてください。

◇営業秘密のうち営業上の情報の侵害（第4から9号）（デザイン盗用、商標登録出願前のネーミング）

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 相談	30	78.9%	8	57.1%
b 税関での手続き	13	34.2%	0	0.0%
c ライセンス契約	9	23.7%	2	14.3%
d 裁判外紛争解決	10	26.3%	1	7.1%
e 訴訟	9	23.7%	2	14.3%
回答者数	38		14	

◇技術的制限手段に対する不正（第10、11号）（ゲームソフトのアクセスプロテクト外し）

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 相談	22	57.9%	2	14.3%
d 裁判外紛争解決	7	18.4%	0	0.0%
e 訴訟	7	18.4%	1	7.1%
回答者数	38		14	

◇商標以外（特許、実用新案、意匠）に関する品質、製造方法等の誤認惹起表示（第13号）（使っていない材料を原材料として表示する）

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 相談	22	57.9%	8	57.1%
b 税関での手続き	7	18.4%	1	7.1%
d 裁判外紛争解決	6	15.8%	0	0.0%
e 訴訟	3	7.9%	1	7.1%
回答者数	38		14	

◇特許、実用新案、意匠、商標、回路配置、技術上の秘密以外に関する競争者営業誹謗（第14号）（相手方の商品が形態模倣された商品であると虚偽の事実を相手方の取引先に告げる）

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 相談	18	47.4%	6	42.9%
b 税関での手続き	7	18.4%	2	14.3%
d 裁判外紛争解決	8	21.1%	2	14.3%
e 訴訟	4	10.5%	2	14.3%
回答者数	38		14	

弁理士向けアンケート問2「下記の業務を受任したことがありますか。」の「(2)税関での輸出入差止申立手続の代理等」に対して、選択肢「受任なし」が78.0%、特・実が2.8%、意匠が1.8%、商標が3.8%で、特定不正競争各号が1%未満であった。

「(3)裁判外紛争解決手続（ADR：仲裁、調停、あっせん）の代理」に対して、選択肢「受任なし」が78.6%、特・実が4.7%、意匠が0.7%、商標が2.4%で、特定不正競争各号が1%未満であった。

「(4)ライセンス等契約の代理・媒介・相談」に対して、選択肢「受任なし」が37.7%、特・実が46.8%、意匠が8.4%、商標が22.7%、著作権が12.9%、技術上の秘密が14.6%であった。

「(5)補佐人業務」に対して、選択肢「受任なし」が65.9%、特・実が17.9%、意匠が3.7%、商標が5.7%、特定不正競争1号から3号が2%前後、特定不正競争4号～9号と12号～15号が1%未満であった。

「(7) 特定侵害訴訟の代理」に対して、選択肢「受任なし」が 60.3%、特・実が 27.2%、意匠が 5.1%、商標が 8.0%、特定不正競争 1 号から 3 号が 1%～3%、特定不正競争 4 号～9 号と 12 号～15 号が 1.1%以下であった。

(2) 税関での輸出入差止申立手続の代理等(弁理士法第4条第2項第1号)

	件数	割合
1 (a)特・実	75	2.8%
2 (b)意匠	47	1.8%
3 (c)商標	100	3.8%
4 (d)回路配置	3	0.1%
5 (e)特定不正競争(不競法2条1項)1号	16	0.6%
6 (e)特定不正競争(不競法2条1項)2号	10	0.4%
7 (e)特定不正競争(不競法2条1項)3号	15	0.6%
8 (e)特定不正競争(不競法2条1項)10,11号	5	0.2%
9 (f)著作権	21	0.8%
10 (g)育成者権	3	0.1%
11 (h)受任なし	2,056	78.0%
無回答	394	14.9%
回答者数	2,637	

(3) 裁判外紛争解決手続(ADR: 仲裁、調停、あっせん)の代理(弁理士法第4条第2項第2号)

	件数	割合
1 (a)特・実	125	4.7%
2 (b)意匠	19	0.7%
3 (c)商標	62	2.4%
4 (d)回路配置	1	0.0%
5 (e)特定不正競争(不競法2条1項)1号	22	0.8%
6 (e)特定不正競争(不競法2条1項)2号	14	0.5%
7 (e)特定不正競争(不競法2条1項)3号	14	0.5%
8 (e)特定不正競争(不競法2条1項)4～9号	9	0.3%
9 (e)特定不正競争(不競法2条1項)12号	3	0.1%
10 (e)特定不正競争(不競法2条1項)13号	6	0.2%
11 (e)特定不正競争(不競法2条1項)14号	3	0.1%
12 (e)特定不正競争(不競法2条1項)15号	2	0.1%
13 (f)著作権	15	0.6%
14 (g)受任なし	2,072	78.6%
無回答	400	15.2%
回答者数	2,637	

(4) ライセンス等契約の代理・媒介・相談(弁理士法第4条第3項)

	件数	割合
1 (a)特許・実用新案	1,234	46.8%
2 (b)意匠	221	8.4%
3 (c)商標	598	22.7%
4 (d)回路配置	13	0.5%
5 (e)著作権	341	12.9%
6 (f)技術上の秘密	384	14.6%
7 (g)受任なし	993	37.7%
無回答	233	8.8%
回答者数	2,637	

(5) 補佐人業務(弁理士法第5条)

	件数	割合
1 (a)特・実	472	17.9%
2 (b)意匠	98	3.7%
3 (c)商標	149	5.7%
4 (d)PCT出願	36	1.4%
5 (e)マドプロ出願	24	0.9%
6 (f)回路配置	2	0.1%
7 (g)特定不正競争(不競法2条1項)1号	61	2.3%
8 (g)特定不正競争(不競法2条1項)2号	38	1.4%
9 (g)特定不正競争(不競法2条1項)3号	51	1.9%
10 (g)特定不正競争(不競法2条1項)4～9号	6	0.2%
11 (g)特定不正競争(不競法2条1項)12号	1	0.0%
12 (g)特定不正競争(不競法2条1項)13号	6	0.2%
13 (g)特定不正競争(不競法2条1項)14号	11	0.4%
14 (g)特定不正競争(不競法2条1項)15号	6	0.2%
15 (h)受任なし	1,738	65.9%
無回答	348	13.2%
回答者数	2,637	

(7) 特定侵害訴訟の代理(弁理士法第6条の2)

	件数	割合
1 (a)特・実	242	27.2%
2 (b)意匠	45	5.1%
3 (c)商標	71	8.0%
4 (d)回路配置	0	0.0%
5 (e)特定不正競争(不競法2条1項)1号	26	2.9%
6 (e)特定不正競争(不競法2条1項)2号	10	1.1%
7 (e)特定不正競争(不競法2条1項)3号	17	1.9%
8 (e)特定不正競争(不競法2条1項)4～9号	3	0.3%
9 (e)特定不正競争(不競法2条1項)12号	1	0.1%
10 (e)特定不正競争(不競法2条1項)13号	2	0.2%
11 (e)特定不正競争(不競法2条1項)14号	10	1.1%
12 (e)特定不正競争(不競法2条1項)15号	0	0.0%
13 (f)受任なし	537	60.3%
無回答	80	9.0%
回答者数(付記弁理士のみ計上)	891	

(2) 意見

弁理士の業務範囲の拡大に関して、日本弁理士会の意見、委員の意見及び本調査研究委員会に提出された意見書の内容を、総論と各論に分け以下に示す。

なお、弁理士の業務範囲の拡大に関して本調査研究委員会に提出された意見書は以下のとおり。

➤ 平成24年10月23日付け日本弁護士連合会の意見書⁶⁸

(以下の見出しで「日本弁護士連合会の意見書」という)

⁶⁸ 資料IV-2 弁理士法改正による弁理士業務の範囲拡大に関する中間意見書 日本弁護士連合会 平成24年10月23日

- 平成 24 年 12 月 26 日付け日本弁理士会の意見書⁶⁹
(以下の見出しで「日本弁理士会の意見書」という)
- 平成 25 年 1 月 25 日付け日本弁護士連合会の意見書⁷⁰
(以下の見出しで「日本弁護士連合会の再意見書」という)
- 平成 25 年 2 月 12 日付けの日本弁理士会の意見書⁷¹
(以下の見出しで「日本弁理士会の再意見書」という)

(i) 総論

(日本弁理士会の意見)

- 企業をはじめ国民が知的財産に係る質の高い専門サービスを享受するためには、「国家資格として知的財産制度を担う中核的存在」である弁理士のいわゆる標榜業務の範囲に関する不必要な制限を緩和することが必要である。

特に、弁理士がユーザーである企業等の多様なニーズに十二分に応えるためには、知的財産基本法に示されるような知的財産の創造・保護・活用のあらゆる側面に弁理士が関与できるようにすることが不可欠である。

しかも、弁理士法上でこれらの標榜業務を明記することにより、弁理士が弁理士法上の責任を明確にした対応を行うことが可能となる。その結果、ユーザーが安心したサービスを享受できる。

また、業務範囲の見直しに際しては、以下に示すような知的財産を取り巻く環境の変化についても十分配慮することが必要である。

(a) 国際化への対応

企業の国際的活動が活発化している中で、弁理士が知的財産の側面からこのような企業活動を十分に支援ができるようにする必要がある。ユーザーである企業からは弁理士制度については、「企業活動の国際化への対応の観点で見直すべき」との期待が最も大きい。

(b) 総合的・戦略的な知財管理への対応

企業が他社との競争に勝ち抜くため、技術（特許、ノウハウ、育成者権）の保護だけでなく、デザイン（意匠、商品形態）、ブランド（商標）等の知的財産の保護を複合的に求めることが重要となっている。これらの複合的な知的財産権の保護への総合的な関与が求められている。特に、知的財産の一部について、現に弁

⁶⁹ 資料Ⅳ-3 日本弁護士連合会の「弁理士法改正による弁理士業務の範囲拡大に関する中間意見書」について 日本弁理士会 平成 24 年 12 月 26 日

⁷⁰ 資料Ⅳ-4 日本弁理士会「日本弁護士連合会の『弁理士法改正による弁理士業務の範囲拡大に関する中間意見書』について」に関する意見書 日本弁護士連合会 平成 25 年 1 月 25 日

⁷¹ 資料Ⅳ-5 日本弁護士連合会の「日本弁理士会「日本弁護士連合会の『弁理士法改正による弁理士業務の範囲拡大に関する中間意見書』について」に関する意見書」に対する意見 日本弁理士会 平成 25 年 2 月 12 日

理士に業務を依頼していたユーザーが、関連する対象について他の知的財産の保護を検討する際、同じ弁理士に相談できるように、ユーザーの利便性を改善する必要がある。

(c) 中小企業等への対応

日本の経済再生のためには、大企業のみならず、中小企業の力が強くななければならない。知的財産に関し中小企業の支援の一つの核となるのが弁理士であり、知的財産全般を一体不可分なものとして、相談から権利化、紛争解決まで、ワンストップサービスを提供できることが求められている。例えば、相談事案が「技術的なもの」であるのか「非技術的なもの」であるのかを明確に区別し、前者のみを弁理士に依頼するような困難な判断をユーザーに求める必要がないように、ユーザーの利便性を改善する必要がある。さらに、見直された標榜業務への弁理士の関与を通じて、埋もれていた知的財産侵害事件が表に出ることとなり、また共同訴訟代理により弁護士との協力関係も増え、結果としてユーザーの利益につながることを期待される。

- 日本弁理士会としては、以下の業務範囲について、特に見直しが必要と考える。

(a) 知的財産に係る相談業務

知的財産基本法上の知的財産のあらゆる相談に弁理士が責任をもって対応できるよう、「知的財産基本法上の知的財産に係る相談」を、弁理士の標榜業務として明記すべきである。

(b) 権利取得等の手続業務

著作権、育成者権、回路配置利用権などのように、弁理士が侵害対応（輸出入の差し止め）をできるにもかかわらず、権利取得等に係る行政手続が標榜業務として明確化されていないため、強い権利行使のもととなる確実な権利取得ができないのは問題である。手続を行っている実績もあり、弁理士に必要な業務として、著作権、育成者権、回路配置利用権に関する行政手続を弁理士法上に明記すべきである。

(c) 紛争処理業務

知的財産に係る紛争処理に総合的に対応しようとする、産業財産権以外の知的財産権についても駆使しなければならない。例えば、弁理士は、育成者権では輸出入の差し止めの侵害対応ができるにもかかわらず、同じ育成者権の他の侵害対応業務が制限されている。また、著作権では、裁判外紛争処理も可能であるのに、裁判における関与は排除されている。著作権法全般が弁理士試験短答式試験科目となっており、著作権法を資格試験の必須科目にしているのは弁理士制度だけである。

(d) 外国関連業務

外国においても産業財産権と関係が深い他の知的財産権取得に必要な手続については、弁理士が貢献できることを明示し、国内ユーザーが外国においても十分な権利行使ができる環境を整備する必要がある。また、企業の外国における知的財産権の活用を支援するため、外国での知的財産に係る紛争処理に必要な手続についても、資料作成等で弁理士が貢献できることを明示すべきである。

(e) 特定不正競争

弁理士法上導入されている「特定不正競争」という概念はユーザーにとって分かりづらく、ユーザーが弁理士を活用するうえでの妨げになっている。不正競争防止法全般が弁理士試験短答式試験科目となっており、不正競争防止法を資格試験の必須科目にしているのは弁理士制度だけである。

【職業倫理、懲戒制度の確立】

(日本弁護士連合会の意見書)

- 弁理士法に基づく弁理士資格及び弁理士制度は、本来は産業財産権の出願手続代理業務を主眼として構築されたものであって、対立当事者紛争を前提とした資格及び制度ではなく、また、弁護士制度のような職業倫理、懲戒制度等が必ずしも確立され、機能しているとはいえない。

(日本弁理士会の意見書)

- 以下の事実から、弁理士制度において「職業倫理、懲戒制度等が必ずしも確立され、機能しているとはいえない」との主張は、当たらない。

弁理士制度には、職業倫理に関する諸規範⁷²の他に、弁護士制度にはない研修受講の義務（5年間で70時間）が第31条の2（研修）に法定されている。この義務付けられた継続研修の必要な単位を受講しない弁理士は処分の対象となっている（日本弁理士会会則第49条の2）。

懲戒制度は弁理士法第32条以下に規定されているとおり、何人も経済産業大臣に対して適当な措置をとるべきことを求めることができるとされていると同時に、日本弁理士会会則第49条（会長の処分）において会員を処分することができると規定しており、二重の懲戒制度が用意されている。

また、弁理士法第62条（会則を守る義務）において、日本弁理士会の会員である全ての弁理士は弁理士会の会則を遵守する義務が定められている。その会則においては、職業倫理に関する義務が規定⁷³されており、そのうえに同法第44条を受けて弁

⁷² 弁理士法第3条（職責）、第29条（信用失墜行為の禁止）、第30条（秘密を守る義務）、第31条（業務を行ない得ない事件）、第31条の3（非弁理士に対する名義貸しの禁止）

⁷³ 第37条（秘密を守る義務）、第37条（違反行為の申告）、第40条（委嘱事項及び社会的貢献活動等を行う義務）、第41条（品位保持義務）、第41条の3（非弁理士に対する名義貸しの禁止）、第44条（弁理士の遵守すべき規律）、第45条（会則等の遵守）、第46条（使用人等の監督）、第47条（会員に対する監督）等

理士倫理（会令第 36 号）が規定されている。

したがって、職業倫理が確立されていないとは言えない。

これらの規定の遵守のために、当会は会員に対し 5 年間で 1 期間として 10 時間の倫理研修を受講することを義務付けている。また、処分請求については、綱紀委員会、審査委員会を経て会長が処分を行うこととしているが、更に苦情処理を行うコンプライアンス委員会を設けて、処分対象者発生の事前抑制に力を入れており、毎年一定の成果を上げている。

また、請求人側において、綱紀委員会の調査結果に不服があった事案を検討する不服審議委員会は、過半数の委員が会員以外の弁護士等によって構成されている。

そもそも日本弁護士連合会が指摘するように、弁理士制度に職業倫理、懲戒制度等が確立されず機能していないというのであれば、弁理士に審決等取消訴訟の代理権や特定侵害訴訟の代理権のような裁判上の権能が認められているということの説明がつかないと思われる。

（日本弁護士連合会の再意見書）

- 当連合会が指摘したのは、弁護士制度が「対立当事者紛争を前提とする」職業倫理を確立し、これが懲戒制度等により担保されているのに対し、弁理士制度は、そもそも対立当事者紛争を前提としたものではない、という点である。すなわち、いくら弁理士としての職業倫理が確立され、それが懲戒制度等により担保されているとしても、当該職業倫理が対立当事者紛争を前提としたものでなければ、対立当事者紛争における一方当事者に助言をする職業専門家として適切ではない、ということである。

（日本弁理士会の再意見書）

- 日本弁護士連合会は、弁理士制度が「対立当事者紛争を前提としたものではない」と主張する。しかしながら、弁理士には、弁理士法第 5 条の補佐人としての権限、第 6 条の審決取消訴訟の代理権、第 6 条の 2 の特定侵害訴訟の代理権が付与されており、既に弁理士は対立当事者紛争にも関与している。したがって、日本弁護士連合会の意見は説明がつかない。

【依頼者の利益】

（日本弁護士連合会の意見書）

- 産業財産権を含む知的財産権分野という一定の分野とはいえ、弁理士の業務範囲を拡大することにより、弁護士と同様の法律業務ができる可能性をはらむ弁理士制度の見直しは、依頼者ひいては国民の利益を害する可能性を否定できず安易に認められるべきものではない。

（日本弁理士会の意見書）

- 日本弁護士連合会は、平成 12 年弁理士法改正のときと同様に、弁理士が知的財産

権に関する相談を受けることになれば依頼者となる国民が不利益を受けるおそれが高いと指摘されているが、同改正により弁理士が産業財産権以外の著作権法や不正競争防止法に関する一定の業務を行うようになってから 10 年以上が経過するが、具体的に弁理士が国民に不利益を与えたという事件は発生していない。

このことから、日本弁護士連合会が指摘する「弁理士制度の見直しは、依頼者ひいては国民の利益を害する可能性を否定できず」との主張は、極めて抽象的な不安感に過ぎず、国民の利益を無視した弁護士の利益のための理屈に過ぎない。

(日本弁護士連合会の再意見書)

- 前記のとおり、そもそも、弁理士制度は「対立当事者紛争を前提とする」職業倫理を確立しておらず、それを懲戒制度等により担保していない。したがって、国民に不利益を与えていないのかの検証は困難であり、依頼者ひいては国民の利益を害する可能性を否定できないことに変わりはない。仮に、現時点で、不利益を与えた事実が確認できないとしても、その主な理由は、ただ単に、著作権法や不正競争防止法についての弁理士への依頼、相談事例がこれまで少なかったからである可能性を否定できない。

(日本弁理士会の再意見書)

- 日本弁護士連合会は、弁理士制度が「対立当事者紛争を前提としたものではない」と主張する。しかしながら、弁理士には、弁理士法第 5 条の補佐人としての権限、第 6 条の審決取消訴訟の代理権、第 6 条の 2 の特定侵害訴訟の代理権が付与されており、既に弁理士は対立当事者紛争にも関与している。したがって、日本弁護士連合会の意見は説明がつかない。

【依頼者のニーズ】

(日本弁護士連合会の意見書)

- これまで、平成 14 年、17 年、19 年の弁理士法改正によって、特定侵害訴訟代理、税関の輸入手続代理、特定不正競争業務の範囲拡大など、弁理士の業務範囲が拡大されてきた。当該改正の大きな理由の一つとして、依頼者等の利便性や依頼者ニーズの存在があり、今回の改正も同様に依頼者ニーズが、業務範囲の拡大の根拠に挙げられている。

しかしながら、今回、「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究」会が行った企業向けアンケートの結果において明らかになったことは、これまで拡大されてきた範囲の業務に対して、依頼者ニーズが非常に少ないという事実であり、また今回の法改正による業務拡大に対する要望の低さである。

前記アンケート結果では、従前拡大されてきた業務に対して、依頼したことがないとの回答が大半を占め、そして今回の改正の是非についても、現状で問題がないとの回答が大半を占めていた。

このように、アンケート結果により、弁理士の業務範囲を拡大することに依頼者ニーズがないという事実が明白となったが、単にニーズがないということだけではなく、前述したとおり、安易な業務拡大は、依頼者ひいては国民の利益を害する可能性を否定できないのであるから、到底認められるべきでない。

（日本弁理士会の意見書）

- 依頼者ニーズがないと見えるのは、現行の弁理士法上、弁理士業務として明記されていない業務については依頼者も弁理士に相談できないと考えているという現状が、アンケート結果に反映されたに過ぎない。

また、弁理士を対象としたアンケートにおいても、著作権や不正競争について相談を受けた弁理士の割合はそれほど多くないが、それは日本弁護士連合会の全会員に対しいったい何%の会員が著作権や不正競争の相談を恒常的に受けているかという議論と同様であり、数字を基準に議論すべき問題ではない。ニーズの強さの問題である。

例えば、この「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究」会合においても、中小企業の支援を行う東京都知的財産総合センターからは、弁理士の業務拡大に対する要望を頂いており、一部の中小企業には弁理士が知的財産全般の相談を扱うことに関して強いニーズがある。

（日本弁護士連合会の再意見書）

- 一部の中小企業のニーズがあるというのが真実であると仮定しても、何を根拠、基準として「強いニーズ」とするのか、不明である。弁理士会による反論はなんら反論足りない。

今回、行った企業向けアンケート結果により、弁理士の業務範囲の拡大について依頼者ニーズがないことは、もはや争いの余地のない、客観的に明白な事実である。

（日本弁理士会の再意見書）

- 当会が「強いニーズ」と表現したのは、「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究委員会」の場においても現実に知的財産に係る多数の相談案件を処理している東京都知的財産総合センターの所長が、中小企業の代弁者として、弁理士が知財全般の相談を扱う必要性を説明していることや、弁理士が日常業務の中で中小企業から知財に関する様々な相談を受けている実態を考慮したものである。アンケート結果の数値の多寡によって判断すべきではない。

（日本弁理士会推薦委員の意見）

- （依頼者のニーズがないのではという意見に対して）特許等が単独であるのではなく、それに営業秘密であるとかいろいろなものが組み合わさって、今後戦略等を立てなが

ら企業の知財活動を支援していかなくてはならない。個々の部分については、1つ1つ取り上げると特許等の業務に比べて圧倒的に少ないが、その重みという部分を加味しながら、評価をして欲しい。

弁理士に特定不正競争防止法の個々の1件1件について依頼するというよりは、むしろ相談等の中にいろいろな要素が出てきていて、結局、弁理士にトータル的に相談するというようなことが一つの傾向としてある。

ユーザー側から見ると、まずは弁理士に対して紛争解決のことを期待しながら、最終的には弁護士と一緒に問題解決が図られているというように、弁護士と弁理士がいい関係でやっていることに関しては、ユーザー側に認知が深まっている。(田村委員)

- (誰でもできる業務であるならば弁理士法に規定する必要はないという意見に対して) 標榜業務を弁理士法に規定することが、弁理士が弁理士の名のもとに、弁理士に対する職責や使命等をしっかり全うしながら業務を行うという位置付けになるで、ユーザーも弁理士がしっかりやってくれるので安心して任せられる。(田村委員)

(弁護士委員の意見)

- このアンケート結果⁷⁴を見ると、業務範囲拡大のニーズがないことが客観的に示されている。企業向けアンケートの回収率は良く、回答した企業(知財協426者、中小企業123者)はこの件に高い関心や関係を持っていることがわかる。ヒアリング結果を恣意的につまみ食いして、このアンケート結果を塗り替えるようなことがあってはならない。

すでに弁理士に認められている範囲の特定不正競争業務(問31-1)についても「弁理士に依頼したことがない」が86.2%(JIPA企業367者)、81.3%(中小企業100者)で、これに対して「ある」は6.1%(26者)、6.5%(8者)にすぎない。平成14年から19年までの法改正で認められてきた特定不正競争業務についてもそもそもユーザーニーズはなかったことがわかる。また、現在、弁理士が扱えない不正競争に係る業務(問32-2)については、「現状で問題ない」が49.4%、64.8%、「弁護士に依頼しており問題ない」が32.8%、10.2%、合わせると、8割近くの圧倒的多数が現状で問題ないと回答している。弁理士会が主張する「わかりづらい」という回答は約1割にすぎず、反対の「わかりにくくない」及び「弁理士が扱うのは適当ではない」の回答とほぼ同数にすぎない。結局、不正競争に係る弁理士の業務について「拡大したい業務」(問32-3)は「ない」が86.0%、85.2%だ。従って、アンケート結果によれば、知財協のみならず中小企業の圧倒的多数にとって、不正競争に係る業務についての弁理士の業務範囲を拡大するニーズが全くないことが客観的に明白になっている。(林委員)

⁷⁴ 資料編 I-2 問31、問32

- 企業向けアンケートの間 26 の侵害訴訟の代理について、選択肢「最初の相談が弁理士」が 18.3%（JIPA 企業 78 者）とあるが、これはもっぱら特定不正競争以外であると思われる。問 31-1 によれば特定不正競争のうち、訴訟までいったのは周知表示混同惹起についての 2 者のみである。（林委員）
- 誰でもできる業務であるならば弁理士法の条文に書く必要はないところを、4 条 3 項に標榜業務として掲げたいということで、これまで弁理士会はここを広げられてきて、今回も同様。ということは、誰でもできるという以上のお墨つきを国が法律で与えることを望んでいるのか、誰でもできる業務だが 4 条 3 項で標榜業務として掲げることによって弁理士がこの業務をすることについて国がオーソライズするという効果をねらっているのか、疑問。むしろ誰でもできる業務だという本来の意味なのであれば、4 条 3 項をこれ以上膨らませる必要はない。（林委員）
- (1) 日本弁理士会は、弁理士法 4 条に規定されるべき対象業務の範囲として、特許権等の工業所有権に限らず知的財産基本法上のすべての知的財産に拡大すること、著作権、育成者権等の権利取得に関する行政手続に拡大すること、知的財産に関する紛争処理業務一般に拡張すること、不正競争防止法によって保護される態様のうち弁理士法上規定される特定不正競争という限定を外すこと等を述べている。

しかし、弁理士において拡大を希望する業務範囲における知識や紛争解決能力がそなわっているとはいえず、又、弁理士にそれらの業務を行うことを期待する社会的ニーズもない。紛争解決能力に乏しい弁理士の業務範囲をいたずらに拡大することは、依頼者に予想外の不利益をあたえる危険があるので、日本弁理会の意見には基本的に反対である。（高橋委員）

- (2) 日本弁理士会が業務拡大を望む根拠として、弁理士は知的財産制度を担う中核的存在であること、弁理士は中小企業の知的財産に関する支援の核となっていること、相談から権利化や紛争解決までのワンストップサービスが求められていることなどを挙げている。

しかし、それらの認識は一方的な見方であり、誤った見方でもあるので、弁理士に業務拡大を認めうる理由にはなりえないと考える。知的財産基本法は、国の知的財産政策を担う知的財産高等裁判所や特許庁等の国家機関並びに地方公共団体の責務、又、大学や事業者の責務を定めている。そして、知的財産権の保護に関し司法の果たす役割がより重要になることが明記されており、他方、専門的知識を有する人材の確保、要請を講ずるものとされている。その制度運用については民間の専門家である弁護士や弁理士の活用を予定したものといえるが、弁理士のみが中核的担い手ではない。むしろ、司法の果たす役割の重要性からみて弁護士を含む法曹に対する期待は大きく、法科大学院の創設と新司法試験制度において知的財産権が選択科目とされたことや知的財産高等裁判所の創設の経緯からすれば、法律家である弁護士の増員と専門性にそ

の担い手を期待したものとみられる。従って、弁理士と弁護士はそれらの得意分野の業務を分担しつつ、共同して知的財産制度を担うことが期待されているとみるべきものであり、弁理士が工業所有権の権利創設において中心的役割を有しているからといって、それが知的財産一般の範囲に業務範囲を拡大することの根拠とはなりえない。これは、ユーザーが大手企業であろうと中小企業であろうと区別すべきものではなく、中小企業の支援においては、知的財産権制度の担い手と期待されている増員された弁護士の活用を図る政策をとるべきものである。（高橋委員）

- (3) 日本弁理士会は、弁理士には権利化や紛争解決までのワンストップサービスが求められている旨を述べているが、その趣旨は弁護士法 72 条ただし書きとして、弁理士法に知的財産権に関する民事紛争事件を業務範囲に含ませるべきであるとの意見と思われる。

しかし、弁理士に知的財産関連の紛争解決業務を期待する社会的ニーズは見られず、法的紛争解決のために必要な民法、民事訴訟法、民事執行法等の基本的な法的素養がないのにその業務を認めることはできない。近年リーガルサービスの提供に関してワンストップサービス化が強調されているが、それは高度に専門化された業務処理における複数の専門家の協同作業の問題であって、個々の専門家に対してワンストップリーガルサービスの提供を期待するものではないので、弁理士会の要望は誤った前提に基づいているといえる。知的財産制度は国内的にも国際的にも高度に専門化された法律制度といえるが、ひとりの専門家が、知的財産制度の権利創設から権利行使までのすべてにわたって高度な専門性を保有することは困難であり、工業所有権の権利創設の行政課程と権利行使による民事的権利・利益の調整過程とをそれぞれ弁理士と弁護士に担わす現行の法制度の基本的枠組みは維持されるべきものである。

弁理士の民事的権利・利益の調整能力に関しては、その能力を担保する民法、民事訴訟法等の基礎知識や応用能力が不十分であることは、特定侵害訴訟代理に係る能力担保研修（45 時間）後の特定侵害訴訟代理業務試験の結果（10 年間の平均合格率は約 6 割しかなく、4 割は不合格となっている。）からみてもいえることであり、特別な研修を受けてもなお共同代理の範囲に必要なレベルに達することに困難な状況があることを認識すべきである。能力担保研修を受けていない一般の弁理士においては、民事紛争をとり扱うに必要な民法、民事訴訟法等の基礎知識と応用力は持ち合わせていないと言わざるをえない。日本弁理士会は、著作権法が弁理士試験の短答式試験科目になっていることを指摘しているが、そのような短答式試験科目が課せられているからといって、弁理士が著作権の権利侵害の法律問題の相談を受けてそれを法的に分析して法的に処理するための法的素養や能力があることにはならない。

弁理士会が要求する業務範囲の拡大の各論については、以下の点を述べる他、基本的に反対する。弁理士はその本来的な業務である工業所有権の権利創設業務につい

てユーザーからなお一層の能力向上が要望されており、弁理士は、まずその本来的な業務の実務能力向上に努力すべきである。

弁理士に現行の特定不正競争に関する業務を認めたのは、技術的要素が強い性格等を考慮しての立法であった。弁理士が特定不正競争以外の業務を行えないことについては合理的理由があり、それを変更する必要をみない。弁理士会がいうワンストップサービスは、前記のとおり弁理士法改正の根拠たりえない。

企業向けアンケートには、弁理士に特許庁の行政処分に対する取消訴訟の業務を期待しているかの結果がみられるが、依頼者ニーズの問題だけでなく、訴訟代理の法律的専門性の観点からみて、安易に容認すべきではないと考える。その理由は、日本弁護士会の意見が正しいと思う。特許庁の行政処分に対する取消請求事件の受理件数が少ないからといって安易に弁理士に対して訴訟代理権を認めてよいというものではなく、事件の性格、弁理士にその訴訟代理権を認めるに足りる能力の有無等を検討すべきである。(高橋委員)

(その他の委員の意見)

- 知財協は非常に中国のことを懸念している。今、中国が諸外国で日本の企業を攻めるというのは少ないが、これからどんどん増えていくだろうというのが知財協の懸念です。異議申立てや訴訟をすると、知財担当者が育つという側面もある。そうすると、中国の若い弁護士、弁理士は、練習台として日本をどんどん攻めてきて、経験を積むのではないかとこのところまで知財協は心配している。そうなったときに、弁理士会はどのように日本企業を守るのか。別に専権業務の拡大ということではない。企業からすると、業務範囲の拡大ではなくて、弁理士は明細書あるいは技術的なところをお願いし、それから弁護士にはその他全般の訴訟進行をお願いする。つまりこれは戦争だから、これとこれを揃えたら勝つという品揃えとして、仕事を依頼する企業は考える。そうしたら、弁理士だけに頼むというのではなくて、勝つためには弁護士にも依頼する。一方で、まだ中小企業なり、ベンチャー企業なり、出願が不慣れなところは、沢山あるので、弁理士にはそういうところをきちんとやって欲しい。いい明細書を書くこと、特許調査をするところ、いわゆる出願の代理、そこのところをきちんとやることがまず大事。(荘林委員)
- ユーザーにとって弁理士の業務範囲が分かりにくいという意見は、大企業では無い。また、仮に業務範囲が分かりにくいというなら、きちんと示せばよいだけである。よって、弁理士会がこれを理由に範囲の拡大が必要と主張するロジックが分からないし受け入れがたい。そもそも、ユーザーとして業務範囲の拡大という必要を感じていない。

真にユーザーのためを思うのであれば、弁理士、弁護士がそれぞれの業務範囲を明示するのが第一である。また、相談された事項が弁理士の業務範囲外であれば、適切

な弁護士と連携すればよいだけのことである。つまり、ユーザーへ手間を掛けずにきちんと弁護士他と連携する方策を考えることが先である。ワンストップサービスとは、決して「何でも引き受ける」ことではなく、クライアントの手間が減る方向であれば良いと考える。

今回、実施した企業向けアンケートで、「最近の弁理士の仕事の質が落ちた」との結果⁷⁵も出ている。すなわち、専権化を認められた範囲内においてすら、きちんと出願人の期待に応えられていない。弁理士会は、これをもっと真摯に受け止めるべきではないか。すなわち弁理士会は、まず何よりも、「専権化を認められた業務について確実にユーザーニーズに応える」という宣言をすべきではないか。このためには弁理士会は、「ユーザーニーズに応えるため、ユーザーに提供する（専権）業務のクオリティを上げるために、何をすべきか」を最優先に考えるべきではないか。

業務範囲を広げたら質が上がるとは、到底思えない。質を上げるためには、むしろ（JIPA が要望しているように）弁理士のコア業務に集中していただきたい。

これ以上弁理士の業務を広げることは、中小企業にとっても良くないのではないか。例えば、英文明細書の資料作成は弁理士でなくてもできるが、一般の人は、標榜業務や専権業務というのはよくわからない。だから、英文明細書の資料作成は弁理士の標榜業務ですと言われると、弁理士に英文明細書の資料作成を頼まなくてはいけないと思ってしまい、料金が安くて腕も弁理士と変わらない者が英文明細書の資料作成ができるとしても、弁理士に依頼することになる。これは本当にユーザーのためになるのだろうか。日本全体のことを考えると、標榜業務を余り広げる必要もないのではないか。適切にサポートをしてくれる人がいる中小企業ならそれでも良いが、そういう人がいない中小企業がダイレクトに弁理士のところに行ってしまうということは、むしろユーザー本位にならないのではないか。

以上の理由から、業務範囲の拡大には反対する。（莊林委員）

- 弁理士の職務をもう少し枠を広げるべき。その理由は、知財センターは弁護士と弁理士が一緒におり、ユーザー目線から考えると、それぞれが違うところを分担しているというのは非常にやりにくい。お互いが仕事の領域で争うのではなくて、お互いが相談し合いながらユーザーに対して対応していく。例えば、著作権問題は、弁理士は得意じゃないから、知財センターのアドバイザーは弁護士の方に行ってしまう。その相談の一番初めの起点は、特許出願から始まって商標はどうかとトータル的なアドバイスをしている中で、著作権も重要だとなった場合、弁理士は退場して弁護士が入るというのだと、また初めから弁護士に説明をしなければいけない。これは困る。だから、ユーザーの要望というのはお互いがうまく議論を融合し合いながら、それぞれが

⁷⁵ 資料編 I-2 問2、問3、問4、問15-1、問16

分担を持っている専門分野の中でうまく融合し合いながらやることが、一番大事なこと。（生島委員）

- 弁理士あるいは弁護士の業務の範囲という視点からではなく、資力の不足している中小企業等が知的財産に関する問題について専門家から相談を受ける機会を確保するという視点からも弁理士の業務範囲の問題を考えていかなければならない。（相澤委員長）

（ii）弁理士法 4 条 3 項（知的財産権に関する相談）

（日本弁理士会の意見）

- 現在の企業活動においては、産業財産権のみならず営業秘密・ノウハウや著作権を含む知的財産権の活用を十分考慮して知財戦略等を立案することが重要になってきている。現行の弁理士法では、産業財産権に関する契約の代理、媒介若しくは相談をできる旨を規定するに止まっているが、契約に関する相談のみならず、また産業財産権のみならず、知的財産権全般の相談に、知的財産権に関する専門家である弁理士が積極的に取り組むことができるよう、弁理士法に標榜業務として規定しておくことが必要である。

また、「知的財産推進計画 2012」において、「中小企業の総合的支援の強化」と題して弁理士や弁護士を含む専門家が中小企業の総合的知財マネジメントのサポートを強化することが提言されている。知財マネジメントにおいては、その前提となる知的財産権全般に亘る相談業務は必須であり、弁理士法上に業務として位置付けることによって中小企業の弁理士に対するアクセスの改善（とりあえず相談だけでも弁理士にしてみようかと考えること）を図るべきである。

そこで、弁理士法第 4 条第 3 項に規定されている「産業財産権等に関する契約の締結の代理、媒介、相談等」を、「知的財産権に関する相談、契約の締結の代理、媒介等」とすべきである。

【産業財産権等に関する相談業務】

（日本弁護士連合会の意見書）

- 弁理士法 4 条 3 項は、産業財産権等の相談等のうち契約に関する相談等に限定しているが、この限定を外すことになれば、弁理士が単独で窓口となって、産業財産権等の訴訟外の権利行使を契機とした訴訟の提起・遂行を含む法律問題の相談等を広く受けることが容認されることになる。

しかし、産業財産権等の権利行使についての相談等に応じるためには、産業財産権法の知識だけではなく、民法及び民事訴訟法の素養が不可欠であるところ、弁理士資

格はそれらについての素養を担保するものではないため、民法、民事訴訟法等の知識や裁判実務に関するプラクティスを欠くことにより、総合的な判断ができず、処理方針を誤り、依頼者、ひいては国民に不利益を与えるおそれが生じる。

(日本弁理士会の意見書)

- 今回、当会が求める「産業財産権等に関する相談」業務は、弁理士がユーザーの抱える知的財産に関する問題につき相談を受けることによって全て把握したうえで、紛争性のある事案など必要なものは弁護士に依頼する、あるいは弁護士と共同で対処するなど、ユーザーニーズの振り分けを行おうというものである。日本弁護士連合会が指摘するような、「弁理士が単独で窓口となって、産業財産権等の訴訟外の権利行使を契機とした訴訟の提起・遂行を含む法律問題の相談等を広く受けること」といったユーザーの紛争解決を弁理士が単独で支援することを内容とするものではない。

現行の制度下においても弁理士は弁理士法第4条第3項に規定されるとおり契約代理業務を単独で行えるのであり、その前提となる契約に関する相談を受任している。およそ契約に関する相談を受任することができる能力を有する弁理士が知的財産の横の広がりについてユーザーの一部の特定の知的財産について相談を受任する能力がないとは言い難い。弁理士は、単に特許出願等の代理を受任する資格ではなく、弁理士法第1条が規定するように、弁理士は「工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを目的」とした制度である。弁理士が特許等の出願代理業務を遂行する際にも単に受任する以前にユーザーの知的財産の発掘、知的財産に係るニーズを把握したうえで行うのであり、そこに相談業務が介在することは当然のことである。仮に、日本弁護士連合会の言うとおりであるならば、およそ弁理士は契約代理業務以外に何等の相談も受けることができないことになりかねない。そうであれば、契約代理業務も行い得ないであろう。相談無しの契約代理業務を考えることは困難である。契約代理業務が認められている前提に相談業務があるというべきであり、明文はないとしても、現状、相談業務は認められていると考えるのが自然である。

(日本弁護士連合会の再意見書)

- 弁理士会は、「ユーザーの紛争解決を弁理士が単独で支援することを内容とするものではない」、「現状、相談業務は認められている」と反論する。

しかし他方で、日本弁理士会の意見書は、「紛争性ある事案など必要なものは弁護士に依頼する、あるいは弁護士と共同で対処するなど、ユーザーニーズの振り分けを」、まさに弁理士単独で行おうとするものであることを認めている。

当連合会の懸念は、弁理士資格は、そのような「ユーザーニーズの振り分け」を行う素養を担保するものではない、という点にある。紛争性の有無の判断を含めたユ

ユーザーニーズの正確な把握とその振り分けのためには、当連合会中間意見書⁷⁶3 ページに例を挙げて述べたように、民法及び民事訴訟法の素養が不可欠であるばかりか、前述のとおり、対立当事者紛争を前提とした職業倫理を身に着けていなければならない。

また、弁理士に認められた範囲の業務を遂行するために必要な限度でなされる弁理士と依頼者との間の相談と、「産業財産権等に関する相談」業務は、明らかに異なるものであり、その両者を混同して「現状、相談業務は認められている」とするのは適切ではない。

（日本弁理士会の再意見書）

- 日本弁護士連合会は、弁理士資格はユーザーニーズの振り分けを行う素養を担保するものではなく、「民法及び民事訴訟法の素養が不可欠であるばかりか、対立当事者紛争を前提とした職業倫理を身に着けていなければならない」とする。

日本弁護士連合会が指摘するように、弁理士に認められた範囲の業務を遂行するために必要な限度でなされる弁理士と依頼者との間の相談と、「産業財産権等に関する相談」を混同しているのではなく、そもそもこれらをユーザーが区別することは困難である。したがって、現状ではユーザーが相談を躊躇し、問題解決を困難にしているのではないか。先ずは、産業財産権を核にした知見を有する弁理士が窓口となることによってユーザーニーズを把握することが社会にとって有益であると考える。

また、そもそもコンサルティング業務は資格に関係なく広く一般に行われていることでもあり、相談業務が弁護士法第 72 条の規制の対象と言えないのではないか。

【他の法律が錯綜する法律問題】

（日本弁護士連合会の意見書）

- 産業財産権等に関する法律問題が単独で生ずることは稀であり、その他の法律問題と相俟って生ずるのが通常である。専門家として法律相談を受ける以上は、それらの法律問題についても分析し、説明することが求められる。例えば、特許権者から被疑侵害者に対する権利行使について相談を受ける場合には、訴訟提起前、訴訟係属中、又は判決確定後に、もし当該被疑侵害者につき法的整理手続が開始されたときには、手続法・実体法の両面においてどのような影響が生ずるのか、ということを依頼者に説明できなければならない。それができなければ、依頼者は、権利行使の利害得失や時期について適切な判断をすることができず、著しい不利益を受けるおそれがある。

（日本弁理士会の意見書）

- 日本弁護士連合会が指摘するような他の法律が錯綜する法律問題については、従来弁理士が単独で受任することは原則としてあり得ず、通常はユーザーから相談を受け

⁷⁶ 資料編 IV-2

た弁護士が産業財産権等に関する問題について弁理士に連絡してくるものである。また、ユーザーが抱える法律問題が「産業財産権等に関する法律問題が単独で生ずることは稀」であるならば、およそ世上に「知財総合支援窓口」等の知的財産に関する専門の窓口が存在することは説明がつかないことになる。

(日本弁護士連合会の再意見書)

- 弁理士会は、「他の法律が錯綜する法律問題については、従来弁理士が単独で受任することは原則としてあり得ず」とする。

しかし、この弁理士会の主張は、「産業財産権等に関する法律相談が単独で生ずることは稀であり、その他の法律問題と相俟って生ずるのが通常である」ことに対する反論になっておらず、むしろ、「産業財産権等に関する相談」業務を弁理士の業務とする必要がないことを支持するものである。

(日本弁理士会の再意見書)

- 日本弁護士連合会は、「産業財産権等に関する法律相談が単独で生ずることは希であり、その他の法律問題と相俟って生ずるのが通常である」とする。

「産業財産権等に関する法律相談が単独で生ずる」という意味は、産業財産法を検討することで解決可能な事項についての相談が生じるという意味であると考えるが、そのような相談は弁理士にとって稀ではなく、むしろ日常受けている多くの法律相談が産業財産法を検討することで対応できるものである。

産業財産法の適用される範囲内で、権利行使についての相談を受けることも、弁理士が日常行っている業務に基づいてこその確な対応が可能となるものであり、国民の利益を害することはない。

先の当会の意見書は、弁理士の業務上の経験から、このような産業財産権等に関する相談と併せて、仮に、他の法律問題が相俟って生ずるような場合には弁理士が単独で受任することはないと説明したものである。

(iii) 弁理士法 2 条 4 項、4 条（特定不正競争）

(日本弁理士会の意見)

- 弁理士法上導入されている「特定不正競争」という概念はユーザーにとって分かりづらく、ユーザーが弁理士を活用するうえでの妨げになっている。一方、「弁理士の業務を行うのに必要な法令であって、経済産業省令で定めるもの」（弁理士法第 10 条第 1 項第 3 号）として、不正競争防止法全般が弁理士試験短答式試験科目となっている。

ユーザーにとっての包括的・総合的な保護を実現することが必要であり、以下では、不正競争防止法第 2 条第 1 項の各号毎に説明する。

不正競争防止法 第2条第1項	行為	特定不正競争	制限
第1号～第3号	周知表示混同惹起行為等	◎	
第4号～第9号	営業秘密	○	技術上の秘密関連に限る
第10号, 第11号	デジタルコンテンツの技術的制限手段を妨げる装置等の譲渡等	×	
第12号	ドメイン名の不正取得・保有・使用行為	◎	
第13号	誤認惹起行為	○	商標関連に限る
第14号	信用毀損行為	○	特・実・意・商・回路・技術上の秘密関連に限る
第15号	代理人等による商標に関する権利の無断使用等	◎	

図表VI-23：現行法における特定不正競争と課題（◎は全部、○は一部）

● (a) 不正競争防止法第2条第1項第4号～第9号について

「営業秘密」には、技術上の秘密以外に、ユーザー未発表の意匠、商標についての相談に当たった弁理士が公表まで若しくは出願まで営業秘密として管理する必要があることがある。

また、弁理士は、産業財産権の出願の相談に伴い、ノウハウや出願前のネーミングやロゴ等について不正競争防止法上の営業秘密になり得るものについて、具体的な管理方法等のアドバイスを求められることもある。しかしながら、現状では依頼企業からしてみれば知的財産として一貫した管理体制構築を図るべき営業秘密について、技術上の秘密に関するもの以外については弁理士のアドバイスやサポートが受けられないことになる。

そこで、弁理士法第2条第4項に規定する「営業秘密」に、「意匠・商標に関するもの」を加えるべきである。

● (b) 不正競争防止法第2条第1項第10号及び第11号について

技術的制限手段の回避関連規制は、例えば、デジタルコンテンツへのアクセスコントロール管理技術を解除・無効とする技術的手段である機器やプログラムの提供等のように技術的要素が強く、模倣品・海賊版対策における重要な問題の一つであり、クラウド技術の進展等に伴い今後ともその重要性は益々増大するものと予想される。これら違反物品に対する対策にかかる業務を、弁理士の業務範囲に取り込むことが望ましい。

関税法の改正により、技術的制限手段の回避関連行為（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号、第 11 号）を組成する物品が、輸出入禁制品となった（関税法第 69 条の 3 および第 69 条の 12）。弁理士は、税関における輸出入差止申立手続において代理を行うことができ、そこでは特定不正競争の制約はないため、技術的制限手段の回避関連規制についても関与ができることになっている（実際、税関における専門委員に 16 名の弁理士が選任されている。）。

経済産業省（知的財産政策室）における不正競争防止法調査員にも 7 名の弁理士が選任されており、その職務内容は、「輸出又は輸入差止申立者の装置等が技術的制限手段回避機能を有しているか等について検討を行い、意見を述べる」こととされているなど、現行の特定不正競争の枠にとらわれずに弁理士の知見の活用が図られている。

インターネットを通じたデジタルコンテンツの普及に伴い、著作権法改正等により違法ダウンロードの取締り強化等の方策が講じられている中で、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号は、判例によれば、『我が国におけるコンテンツ提供事業の存立基盤を確保し、視聴等機器の製造者やソフトの製造者を含むコンテンツ提供事業者間の公正な競争秩序を確保するために、必要最小限の規制を導入するという観点に立って、立法当時の実態が存在する、コンテンツ提供事業者がコンテンツの保護のためにコンテンツに施した無断複製や無断視聴等を防止するための技術的制限手段を無効化する装置を販売等する行為を不正競争行為として規制するものである』と指摘されており（平成 20（ワ）20886 号）、コンテンツを保護する著作権制度と密接に関連している。弁理士が、弁理士法上の著作権関連業務を遂行する上で、今後、関連する不正競争法上の「技術的制限手段回避関連」に関してのみ取り扱えない状況が発生するおそれがある。

そこで、弁理士法第 2 条第 4 項に規定する「特定不正競争」に、「技術的制限手段回避関連規制（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号及び 11 号）」を加えるべきである。

- (c) 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 13 号について

不正競争防止法第 2 条第 1 項第 13 号に関しては、「商標に関するもの」と規定されているのみであるが、商品にかかる原産地・品質等誤認惹起行為は、具体的な材料、製造方法等、技術や特許の内容に関連することもある。

また、弁理士の技術的知見を活かせる事案の特定侵害訴訟において、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 13 号の主張が行われる際には、技術的知見を有する弁理士がその部分についてのみ訴訟進行に関与できないという事態が生じ得る。

そこで、弁理士法第 2 条第 4 項に規定する「特定不正競争」に、特許・実用新案、意匠に関するもの（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 13 号）を加えるべきである。

- (d) 不正競争防止法第2条第1項第14号について

形態模倣の侵害については、特定不正競争に含まれるにも拘わらず、その反訴として位置付けられる第14号の競争者営業誹謗行為については、特定不正競争に含まれないのは、不合理である。「商品形態模倣」等の特定不正競争に関して虚偽の事実が流布された場合に、実際には弁理士が対応しないと、被害者を迅速に救済できないおそれが生じる。

また、技術的制限手段の無効化手段に関し、弁理士が関与すべき理由は上記(b)のとおりであり、これに対する競争者営業誹謗行為についても弁理士が関与できないことは、不合理である。

そこで、弁理士法第2条第4項に規定する「特定不正競争」に、「形態模倣」、「技術的制限手段に関するもの」を加えるべきである。

- (e) 「特定不正競争」に関する「鑑定その他の事務」を規定することについて

特定不正競争に関し、裁判所における訴訟代理人・補佐人、裁判外紛争解決手続及び関税法における手続について、弁理士の業務に含まれることが規定されている。

しかし、その前提となる「鑑定その他の事務」について規定されていないのはバランスを欠き、弁理士によるワンストップサービスを図ることができない。

経営戦略、事業戦略上における競争戦略を考える上では、不正競争行為は常に考えなければならないことである。企業には資金的な制約もあり、発明、デザイン、ブランド等について単に権利化すればよいというものではなく、事業遂行上、権利化しない場合もある。このような状態で営業上の利益が侵害されたときやその相談を受けたときには、特定不正競争に関する鑑定その他の事務を提供できる専門家の存在が不可欠である。

そこで、弁理士法第4条第2項に新たに「特定不正競争」に関する「鑑定その他の事務」を規定すべきである。

【全般】

(日本弁護士連合会の意見書)

- 不正競争防止法に関して依頼者の利益を護るためには、複雑な事実関係の中から、故意・過失、不正競争行為の存在、損害の発生、不正競争行為と損害との相当因果関係など、権利義務の発生を基礎付ける原因事実（又はそれらの障害となり、若しくは消滅を基礎付ける原因事実）を不足なく拾い出し、適切な法律構成を行うことが必須である。そのためには、産業財産権法と不正競争防止法の知識だけでなく、民法及び民事訴訟法の素養が不可欠であるところ、弁理士資格はそれらについての素養を担保するものではなく、上述したように、依頼者、ひいては国民に不利益を与えるおそれが生じる。

(日本弁理士会の意見書)

- 日本弁護士連合会が指摘するように、弁理士制度は一部の弁理士を除いて、民法、民事訴訟法全般の素養を担保する制度ではない。しかしながら、弁理士法第 5 条に規定する補佐人業務、第 6 条に規定する審決等取消訴訟代理業務は全ての弁理士に認められた業務であり、弁理士は必要に応じて民法、民事訴訟法に関する知識を習得して業務に対応している。日本弁護士連合会の主張は、民法、民事訴訟法全般の素養が担保されていなければ一切の訴訟行為に関与できないというものであるが、およそ弁理士法上の上記の訴訟関連業務が永年に亘って遂行されていることに鑑みれば、弁理士が特定不正競争に関する鑑定その他の事務を遂行するうえで民法、民事訴訟法全般の素養の担保が必須であるとは言い難いのではないかと思料する。弁理士は、弁理士法第 3 条（職責）、第 29 条（信用失墜行為の禁止）の規範のもとに業務を遂行している。

そもそも当会が求めているのは、現行弁理士法の枠内で弁理士が取扱うことができる特定不正競争行為の範囲の拡大であり、特定不正競争行為についての単独での訴訟代理を求めている訳ではない。その限りにおいて、民法及び民事訴訟法の素養をことさら強調するのはポイントがずれているとしか言いようがない。

さらに、日本弁護士連合会が主張するような、単に民法や民事訴訟法という単体の法律が弁理士試験の試験科目として課されていないからそれらの素養が担保されないという理屈は、旧司法試験の合格者は産業財産権法の試験を受けていないから産業財産権法についての素養が担保されていない、という結論につながりかねない。司法試験においても全ての法律について試験が課されるわけではなく、憲法・民法・刑法等の一定の法律に関しての能力が担保されているに過ぎず、その後の法的素養の担保は各人の自己研鑽によるところが大きい。

すなわち、日本弁護士連合会の主張は当を得ていないと考える。

(日本弁護士連合会の再意見書)

- 弁理士会は、弁理士制度が民法及び民事訴訟法全般の素養を担保する制度ではないことを認めながらも、そのような素養の担保は、弁理士が特定不正競争に関する鑑定その他の事務を遂行するうえで必須ではないとする。そして、その理由として、単独での訴訟代理を求めている訳ではないこと、弁護士においても司法試験の試験科目は限定されていることを挙げる。

しかし、弁理士会が挙げる理由の前者についていえば、本来、単独で鑑定その他の事務を執り行うに際しては、単独の訴訟代理を行うのに必要十分な民法及び民事訴訟法の素養と同程度の素養が必要なのであって、訴訟になった場合にどのようなことになるのか、実体面及び手続面の双方について十分な素養がなければ、適切な鑑定その他の事務を執り行うことはできないはずである。

また、弁理士会が挙げる理由の後者について言えば、法体系における基本法（一般法）と特別法の関係についての理解を欠くというほかなく、憲法を頂点とする基本法の素養が担保されていない事実に変わりはない。

（日本弁理士会の再意見書）

- 日本弁護士連合会は、「本来、単独で鑑定その他の事務を執り行うに際しては、単独の訴訟代理を行うのに必要十分な民法及び民事訴訟法の素養と同程度の素養が必要」であるとする。

弁理士は、日常的な業務として種々の産業財産権等の鑑定を行ってきた。この鑑定の業務において、一番重要なことは、日々行っている顧客との産業財産権の対象事項についての意思疎通であり、更に、権利化までの過程で特許庁、裁判所との間で行われる諸手続の経験である。

もちろん、訴訟を踏まえての鑑定業務においては、その後の訴訟実務において影響のある民法、民事訴訟法に関する知識も必要なのは当然のことであるが、知見が無い部分については自己研鑽によって補えばよいことである。

【不正競争防止法第2条第1項第4号～第9号について】

（日本弁護士連合会の意見書）

- 未発表の意匠・商標に関する紛争の具体例として、会社の一部役員・従業員が退職して競争会社を設立し、持ち出した未発表の意匠・商標に関する情報を利用して事業を開始したという場合を想定する。

この場合、まず争点となるのは、当該情報が不正競争防止法2条6項の「営業秘密」に該当するか否かであり、特に重要な要件は、「秘密として管理されていたか否か」である。この点、未発表の意匠・商標に関する情報の管理は、設計図面等の技術上の営業秘密の管理と比べてより一層、技術的手段よりも、社内規則、閲覧手続、社員教育などに頼る度合いが強いものと考えられる。弁理士資格は、これらの関連事実や、その積み重ねによる立証活動への素養を担保するものではない。

（日本弁理士会の意見書）

- 弁理士は、依頼者である企業と長期に亘って継続して業務を行うことが多く、技術開発や発明奨励など企業の社内体制作りについて助言することがある。したがって、企業の未発表の意匠・商標に関する情報の管理には実態として関わっている。

ここで当会が要望する事項は、ユーザー未発表の意匠、商標についての相談に当たった弁理士が、公表まで若しくは出願まで営業秘密として管理することを、弁理士が行うことができる標榜業務としたいというものである。ご指摘のような顧客名簿の管理等の知的財産とは関係の薄い営業秘密についてまで弁理士が関与しようというの

ではない。また、弁理士の訴訟活動は弁護士と共同して行うことを前提としており、当会はその変更を求めているものでもない。

(日本弁護士連合会の再意見書)

- 弁理士会は、「ユーザー未発表の意匠、商標についての相談に当たった弁理士が、公表まで若しくは出願まで営業秘密として管理することを、弁理士が行うことができる標榜業務としたい」ものの、「顧客名簿の管理等の知的財産とは関係の薄い営業秘密についてまで弁理士が関与しようというのではない」と反論する。

しかし、未発表意匠・商標の秘密管理が顧客名簿等の秘密管理とは性質が異なるものであるかのような主張は、その意味及び根拠が不明である。また、営業秘密として管理された顧客名簿が知的財産保護の対象ではないというかのような主張も、むしろ営業秘密保護についての理解に疑問を生じさせるものである。

(日本弁理士会の再意見書)

- 現行法下においても弁理士は不正競争防止法第2条第1項第4号から第9号までの「技術上の秘密」に関する業務については関与できており、当然、秘密としての管理方法についても理解している。そもそも、当会は、「顧客名簿の管理」までは弁理士業務として求めるものではない。大切なのは、弁理士が根幹業務とする意匠、商標についての相談に当たった際に、公表まで若しくは出願までユーザー未発表の意匠、商標に関する営業秘密を扱う現実があるため、当会は現行法が規定する「技術上の秘密」だけでは不十分であると考えている。

【不正競争防止法第2条第1項第10号及び第11号について】

(日本弁護士連合会の意見書)

- 技術的制限手段は、技術に関するものではあるが、主たる争点となるのは、技術的制限手段やその回避の仕組みではない。むしろ、その回避機器・装置・プログラムの流通に関わる者の主観面（故意・過失）などが争われる局面が多くなると考えられる。弁理士が実際に輸入差止め等の代理が認められているといっても、それは、主観面などの要件が必要とされていないことが大きいと思料される。

(日本弁理士会の意見書)

- 侵害・非侵害の判断において、客観面が満たされていないにもかかわらず主観面のみを検討しても意味がなく、主観面（故意・過失）の判断は、客観面の要件が満たされた後に検討すべき事項である。

そして、客観面の判断については、常日頃から技術に通じている弁理士の知見を有効に活用することが国民の利益につながるし、訴訟になった場合には、弁理士と弁護士の共同訴訟活動を前提としているのであるから、弁護士と共に弁理士が主観面の判断においても貢献できるはずである。

(日本弁護士連合会の再意見書)

- 弁理士会は、客観面の判断に「常日頃から技術に通じている弁理士」の知見を活用することが国民の利益につながるとする。

しかし、技術に限らず、立証活動に弁護士以外の専門家の知見が有益な事件は多いが、それら専門家は訴訟代理人として活動するわけではなく、あくまでも当該専門分野の専門家として活動する。「常日頃から技術に通じている弁理士」という描写が正しいものであるかはさておき、仮に正しいとしても、その技術に関する知見は、共同訴訟代理人としてではなく、技術の専門家として活用されるべきである。

(日本弁理士会の再意見書)

- 先の当会の意見書において、弁理士は、「弁理士法第4条第2項第2号は著作物に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続を、第4条第3項は著作物に関する権利に関する契約代理業務を規定している」旨を述べた。著作権法第2条第1項第20号においても「技術的保護手段」を規定しており、不正競争防止法第2条第1項第10号、11号の案件処理に要する知見と同様な知見が著作権法においても求められている。弁理士に著作物に関するこれらの手続代理が認められていることは、弁理士がこの問題処理に知見を有していることの表れであると考ええる。

また、弁理士は現在でも特定不正競争として不正競争行為に係る業務の一端を担っており、不正競争防止法第2条第1項第10号、11号に規定される技術的制限手段回避に係る不正競争行為に関与するに際して、別途に特段の知見が必要であるとは考えられない。

(iv) 弁理士法4条2項、5条1項、6条1項（品種登録出願手続の代理等）

(日本弁理士会の意見)

- 一つの植物に関しては、品種登録の面からだけではなく特許の面からの保護も考えられ、また、その品種名については、地域ブランドを含めた商標登録も考えられることから、弁理士がワンストップで対応することはユーザーにとってメリットとなる。なお、品種登録をしてしまうと商標登録できなくなり、反対に、商標登録をすると品種登録をする際に名称変更命令が出されるなど、品種登録と商標登録の両方で同一の名称を用いることができないため、品種登録と商標登録のいずれで保護するか、または、品種登録と商標登録それぞれにおいて異なる名称を保護するかを検討する必要がある。

また、現在、外国企業から、特許出願の代理をした弁理士に対し、併せて種苗法第11条の優先権に基づく品種登録の出願の代理について依頼されることや、逆に、わが国において自ら品種登録出願をしたユーザーから、弁理士に対し、外国官庁に対

する品種登録出願や植物特許出願について相談されることがある。今後、農業の国際的保護の重要性が高まりつつある昨今、このような外国官庁に対する出願は今後増加すると予想され、海外ネットワークが既に構築されている弁理士のさらなる活躍こそがユーザーの利益に資するものとなる。日本弁理士会としても種苗法に関する研修を実施したり、品種登録出願手続に係る資料を会員に提供したりするなど、育成者権に係る実務能力の向上を図っている。

更に、弁理士は、弁理士法第 4 条第 2 項第 1 号により、関税法で規定する認定手続（第 69 条の 3 第 1 項、第 69 条の 12 第 1 項）及び、輸出入差し止め申立（第 69 条の 4 第 1 項、第 69 条の 13 第 1 項）における育成者権についての代理が可能である。それにもかかわらず、これに関連する品種登録出願手続、育成者権に関する手続の代理手続が規定されておらず、一つの植物の包括的・総合的な保護を望むユーザーにとっては、弁理士への依頼を躊躇したり、自ら手続を行わなければならなかったりすることから不便や不都合が生じる。

そこで、弁理士法第 4 条第 2 項に、品種登録出願手続、育成者権に関する手続の代理（移転、専用利用権の設定等）を加えるべきである。

また、育成者権に係る紛争処理に対して万全を期すには、弁理士の業務範囲に育成者権に係る裁判外紛争解決手続（弁理士法第 4 条第 2 項第 2 号）や、育成者権に係る訴訟における補佐人（同法第 5 条第 1 項）が含まれること、更には特定侵害訴訟の中に育成者権の侵害に係る訴訟が含まれることを明記すべきである。

（日本弁護士連合会の意見書）

- 品種登録出願手続は、産業財産権のように拒絶査定不服審判手続のような別段の異議申立手続は用意されておらず、拒絶処分に不服のある出願者は、行政不服審査法に基づく異議申立て（行政不服審査法 45 条）をし、また、行政事件訴訟法に基づき拒絶処分の取消訴訟を提起する構造となっている。そうすると、品種登録出願手続の代理手続は、行政法及び行政事件訴訟法の素養が不可欠となるところ、弁理士資格はそれらについての素養を担保するものではない。

（日本弁理士会の意見書）

- 品種登録出願手続の代理は、およそ誰でも代理可能な手続であるという運用がなされており、このことは農林水産省に照会すれば確認できることである。また、現実には、弁理士の名において品種登録出願手続の代理が数多く行われていることは、平成 19

年の弁理士法改正時の参議院経済産業委員会⁷⁷における農林水産省による答弁により明らかにされているとおりである。そして、ここで日本弁理士連合会が反論している行政法等の素養は、品種登録出願後の紛争処理にかかる問題であって、出願手続に必要な素養であるとは考えられない。

(日本弁理士連合会の再意見書)

- 弁理士会は、農林水産省の運用において誰でも代理可能な手続であり、また、行政法等の素養は品種登録出願後の紛争処理にかかる問題であって出願手続に必要な素養ではないとする。

しかし、誰でも代理可能な手続について格別の資格に基づかずに代理手続を行うことと、弁理士が弁理士の標榜業務として代理手続を行うこととは、意味が異なる。もし同じであるとするのならば、弁理士の標榜業務に含める意義もない。

また、品種登録出願後の紛争処理についての素養があつて初めて、適切な出願代理業務も行えるはずである。

(日本弁理士会の再意見書)

- 現在、弁理士が品種登録出願や著作権の登録に関する手続を事実行為として行っていることを弁理士の標榜業務に追加することは、弁理士の名の下に弁理士法上規定された信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、業務を行い得ない事件、名義貸しの禁止といった責任を負って遂行することであり、誰でも代理可能な手続であっても弁理士の標榜業務とすることが重要であると考える。

(v) 弁理士法 4 条、5 条 1 項、6 条 1 項 (著作権物の登録手続の代理等)

(日本弁理士会の意見)

- (a) 弁理士法第 4 条第 1 項について

著作物についての国際的保護の重要性が高まっている中、外国官庁に対する手続が今後増加すると予想され、海外ネットワークが既に構築されている弁理士のさらなる活躍こそがユーザーの利益に資するものになると考えられる。例えば、外国企業か

⁷⁷ 166 - 参議院 - 経済産業委員会 - 7 号会議録 平成 19 年 04 月 10 日 農林水産大臣政務官の発言の抜粋
○大臣政務官 (永岡桂子君) お答え申し上げます。

種苗法に基づきます新品種の登録出願につきましては、その手続は、育成者が自ら行うほか弁理士などの第三者が代理して行うことができるわけでございます。現在、出願の約四割を占めております海外からの出願に当たりましては、弁理士が代理人となつて行っている事例もございまして、同様に我が国から海外への出願に当たりましては、育成者権者が自ら権利侵害への対抗措置を講ずることは困難な場合も多く、例えば育成者権の侵害訴訟における補佐人として育成者権者が弁理士を活用する場面も増えてくると考えられます。

さらに、今後、育成者権侵害におけます裁判外の紛争処理機関の活用も促進していく方針でございまして、その際、弁理士も参加いたします日本知的財産仲裁センターの活用を図っていく方針でございます。

いずれにいたしましても、植物の新品種の育成者権の保護にかかわる弁理士の活用につきましては、今後とも日本弁理士会などとも連携を取り取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

らは、特許出願の代理をした弁理士に対し、併せて著作物、例えばプログラム著作物登録の申請の代理について依頼されることがあることや、逆に、わが国におけるユーザーから弁理士に対し、外国官庁に対する著作権登録の申請について相談されることもある。

弁理士法第4条第2項第2号には、著作物に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続に係る代理が、同第3項には、著作物に関する権利に係る契約の締結の代理が弁理士の業務として規定されている。それにもかかわらず、これらの契約や紛争解決手続の前の段階で弁理士が依頼者に関与する機会がある著作物の登録手続については、弁理士法上規定がなく、ユーザーにとっては、弁理士への依頼を躊躇したり、ユーザーが自ら手続をしなければならなかったりすることから不便や不都合が生じる。

また、上記のように依頼者の求めに応じて弁理士が著作物の登録手続の代理を行うこともあるが、その際にも本人行為として代理人氏名を伏せて行う等の対応を行うことがあり、統一した業務遂行がなされていないという現状がある。この点、文部科学省・文化庁、一般財団法人ソフトウェア情報センターによれば、弁護士、行政書士に限らず弁理士、企業内個人名の代理による手続を認めているとのことである。これは、弁理士法施行令第7条が規定する「弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限の解除」によって弁理士の専権業務から外された手続については、弁護士法、行政書士法等の制約がかからずに国民の誰でもが代理行為を行うことができることと同じ扱いであると考えることができる。しかし、現状では、弁理士が著作物の登録手続の代理を行うことができるかどうかについて疑念を持たれることがあり、ユーザーは弁理士への依頼を躊躇するおそれがある。

なお、プログラム関連発明は、特許出願を申請すると同時にプログラム著作物登録を申請する場合があります、依頼者にワンストップサービスを提供することにとまどいを生じることがある。

そこで、弁理士法第4条第1項に、著作物の登録手続代理を追加すべきである。

- (b) 弁理士法第4条第2項について

弁理士は、著作物に関して、税関におけるいわゆる水際業務、裁判外の紛争解決手続、契約締結の代理を業務とすることが規定されている。しかしながら、その前提となる「著作物に関する鑑定その他の事務」について規定されていないことはバランスを欠く。

そこで、弁理士法第4条第2項に新たに「著作権」に関する鑑定その他の事務を規定すべきである（「特定不正競争」と同じ）。

- (c) 弁理士法第4条第3項について

グローバルネットワーク時代における企業の知的財産に係る戦略的活動を、弁理士が積極的に支援するためには、弁理士の国際的活動を制度的に支える仕組みを強化

することが必要である。

企業の国際的な知的財産権の取得を支援するため、現在、特許等で認められている「外国の行政官庁等に対する手続に関する資料作成等」（同法第 4 条第 3 項）については、外国における知的財産全般に関して弁理士が関与することが望ましい。また、企業の外国における知的財産権の活用を支援するため、外国での知的財産に係る紛争処理に必要な手続に関する資料作成等についても、弁理士が標榜業務として関与することが望ましい。

そこで、弁理士法第 4 条第 3 項に、「外国の行政官庁等に対する手続に関する資料作成等」並びに「外国での知的財産に係る紛争処理に必要な手続に関する資料作成等」を規定すべきである。

- (d) 弁理士法第 5 条、第 6 条第 1 項（第 2 条第 5 項）について

一つの訴訟において、特許権、意匠権、商標権等とともに著作権も対象として含まれることがある。特許権、意匠権、商標権等については、弁理士法第 5 条第 1 項により、弁理士は当然に補佐人として訴訟に関与することができるにもかかわらず、著作権については、当然には補佐人として訴訟に関与することができない。

上記 (b) で述べたとおり、弁理士は著作権に関する様々な手続に関与できることが規定されている。最高裁判所ホームページの「判例検索システム」の「知的財産裁判例集」を用いて、昭和 41 年から平成 24 年 3 月末までの間に判決言い渡しが行われた著作権が争点となった判例を検索すると、747 件がヒットする。その内、14 件においては弁理士が補佐人として裁判に関与している。これらの 14 件の事件は、民事訴訟法第 60 条の裁判所の許可を得た補佐人として弁理士が、著作権が争点となった事件に関与したものである。実際に補佐人となった弁理士に照会したところ、多くの場合、単に許可申請書を提出しただけで許可されている。したがって、弁理士は著作権に関する訴訟手続において、専門的・技術的知識を補う補佐人としての役割を果たせる状況にあるとすることができる。

そこで、弁理士法第 5 条第 1 項に、著作権に関する補佐人としての業務を追加すべきである。

さらに、著作権に係る紛争処理に対して万全を期すには、同法第 6 条第 1 項における「特定侵害訴訟」の中に著作権の侵害に係る訴訟が含まれることを明記（同法第 2 条第 5 項の定義）し、弁理士が著作権に係る紛争処理に関与できることを明らかにすべきである。

【監督官庁】

（日本弁護士連合会の意見書）

- 弁理士制度は「工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及

び産業の発展に資することを目的とする」(弁理士法 1 条) ものであり、この制度のもとに資格を付与された弁理士の業務は、経済産業省及びその外局である特許庁に対する手続の代理業務に限られている。この趣旨から、弁理士の懲戒処分も経済産業大臣の所管事項(同法 32 条)とされるとともに、弁理士会は経済産業省の監督下に置かれ、その会則も経済産業大臣の認可を受けなければならないとされている(同法 57 条 2 項、61 条)のである。

したがって、文部科学省の外局である文化庁に対する手続となる著作権の登録手続の代理業務を扱うことは、およそ弁理士制度が想定しておらず適切な監督が行き届かないため、国民に不利益を与えるおそれがある。

(日本弁理士会の意見書)

- 弁理士法第 4 条第 2 項第 2 号は著作物に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続を、第 4 条第 3 項は著作物に関する権利に関する契約代理業務を規定しているが、これらの業務を遂行するに際して、文部科学省の特段の監督は必要とされていない。著作物の登録手続代理は行政書士を含む何人も代理できる事項であり、行政書士もその業務を遂行するうえで文部科学省等の特段の監督を受けているわけではない。

弁理士は著作物に関する権利に関する以上のような紛争解決手続の一端に関与する資格があるにもかかわらず、その前提となる登録手続に関与する資質がないとは、およそ紛争解決業務よりも行政庁に対する手続業務の方がより高度であると言っているに等しい。同様のことが、品種登録出願手続に関する日本弁護士連合会の主張についても該当する。

(日本弁護士連合会の再意見書)

- 当連合会の標記指摘に対し、弁理士会は、著作物に関する裁判外紛争解決手続代理や契約代理業務の遂行が弁理士に認められていること、行政書士を含む何人も代理できる事項であることを理由に、反論する。

しかし、誰でも代理可能な手続について格別の資格に基づかずに代理手続を行うことと、弁理士が弁理士の標榜業務として代理手続を行うこととは、意味が異なる。もし同じであるとするのならば、弁理士の標榜業務に含める意義もない。また、著作物に関する裁判外紛争解決手続代理や契約代理業務には文化庁は係らないので、これらの業務が文化庁に対する登録手続代理業務を認める基盤となるものではない。

(日本弁理士会の再意見書)

- 現在、弁理士が品種登録出願や著作権の登録に関する手続を事実行為として行っていることを弁理士の標榜業務に追加することは、弁理士の名の下に弁理士法上規定された信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、業務を行い得ない事件、名義貸しの禁止といった責任を負って遂行することであり、誰でも代理可能な手続であっても弁理士の標榜業務とすることが重要であると考える。

【著作権に関する訴訟】

(日本弁護士連合会の意見書)

- 著作権は実体面においても、弁理士が専ら業務対象として扱う産業財産権とは大きく異なる。産業財産権が特許庁による権利付与手続を経て公権的な権利範囲の設定がされるのに対し、著作権は、登録手続を経ることなく権利が発生し、その権利の存否や権利範囲確定には、当事者間の取引の実態や事実関係についての詳細の調査分析と法的評価判断が必要となるのである。弁理士資格はそれらについての素養、能力を担保するものではないから、弁理士は著作権に関する訴訟手続において、専門的・技術的知識を補う補佐人として役割を果たせる立場にはない。

(日本弁理士会の意見書)

- 最高裁判所ホームページの「判例検索システム」の「知的財産裁判例集」を用いて、昭和 41 年から平成 24 年 3 月末までの間に判決言い渡しが行われた著作権が争点となった判例を検索すると、747 件がヒットする。その内、14 件においては弁理士が補佐人として裁判に関与している。

これらの 14 件の事件は、民事訴訟法第 60 条の裁判所の許可を得た補佐人として弁理士が、著作権が争点となった事件に関与したものである。実際に補佐人となった弁理士に照会したところ、多くの場合、単に許可申請書を提出しただけで許可されている。

したがって、弁理士が著作権に関する訴訟手続において、専門的・技術的知識を補う補佐人として役割を果たせる立場にないということは事実を無視している。

現在、「知的財産推進計画 2012」において、「グローバル企業間では単純な特許紛争ではなく意匠や著作権も含む激しい「知財戦争」が繰り広げられている。そこでは、特許・実用新案、意匠・商標、著作権、トレードシークレット、ノウハウはもとより国際標準やアンチトラスト対応も含む全ての知財ツールを駆使する「多次元的

(multi-dimensional) な知財マネジメントが欠かせない。」と述べられているとおり、現実の意匠や商標にかかる紛争においては著作権も対象として一緒に含まれることがある。例えば、キャラクター商品では商標権、意匠権と著作権とが密接に結びついており、訴訟においては著作権だけを切り分けて対応することは、ユーザーの知的財産にかかる紛争解決のニーズを充足できるものではない。

(日本弁護士連合会の再意見書)

- 当連合会の標記指摘に対し、弁理士会は、過去 46 年間の 747 件の著作権関連事件の判決のうち 2%弱の事件（14 件）において弁理士が補佐人として関与していたこと、意匠や商標に係る紛争から著作権を切り放すことはできないことを根拠に、反論する。

しかし、たった 2%弱の事件への関与実績が、その実質的な関与の度合いを問わずに、弁理士の専門的・技術的知識が有益であるという事実を証することにならないことは、いうまでもない。

また、意匠や商標に係る紛争から著作権を切り放すことはできないことも、弁理士が著作権関連訴訟において補佐人となることを正当化しない。むしろ、前記の 2%弱の数字は、意匠や商標に係る紛争においても、弁理士の関与には自ずと限界があることを示すにすぎない。

(日本弁理士会の再意見書)

- 日本弁護士連合会は、「たった 2%弱の事件への関与実績が、その実質的な関与の度合いを問わずに、弁理士の専門的・技術的知識が有益であるという事実を証することにならない」と主張する。確かに件数は少ないが、これは、そもそも弁理士の業務として弁理士法上明記されていない現実を反映しているにすぎない。当然、弁理士法に明記されれば、弁理士の関与件数も増加することが期待される。

また、意匠や商標に係る紛争において著作権に係る主張が含まれている場合に、裁判の迅速審理の観点からも、弁理士が補佐人等として関与できることがユーザーの知的財産紛争処理においても望ましいと考える。

(vi) 弁理士法 6 条（特許庁の行政処分に対する取消訴訟の代理）

(日本弁理士会の意見)

- 弁理士は出願段階から手続にかかわっており、事案の経緯について詳しく知っているケースも多い。それにもかかわらず、特許庁による異議申立・審査請求（行政不服審査法上のもの）の決定・裁決に対する訴訟代理権が弁理士にないと、新たに訴訟代理人になる者に対してユーザー自身が出願段階からの経緯説明等の負担を負うことになる。また、知財の窓口である弁理士によるワンストップサービスを図ることもできない。

弁理士は特許管理人として在外者の行政事件訴訟法を扱うことができるため（特許法第 8 条）、外国人（自然人、法人）が出願人の場合には特許管理人たる弁理士が訴訟手続を行うことができ、現実にも訴訟手続をしているにもかかわらず、国内の出願人の行政事件訴訟だけ扱えないという問題がある。

そこで、弁理士法第 6 条に、特許庁の行政処分に対する異議申立、審査請求の結果に不服がある場合の取消訴訟の代理を加えるべきである。

(日本弁護士連合会の意見書)

- 弁理士法第 6 条は、弁理士による単独訴訟代理を認める条文であるが、行政法及び行政事件訴訟法についての素養が担保されていない弁理士に訴訟代理を認めれば、依

頼者の不利益と訴訟実務の混乱を招くことは必至である。例えば、行政事件訴訟法のみを取り上げても、抗告訴訟、当事者訴訟があり、また、前者の中にも、審決取消訴訟、無効確認の訴え、不作為の違法確認の訴え、義務付けの訴えなどがあり、そのどれを選択するかについては、十分な法律的素養をもって初めて適切に判断できるものというほかないからである。

(日本弁理士会の意見書)

- 弁理士法第6条に規定するとおり、弁理士は特許法第178条第1項、実用新案法第47条第1項、意匠法第59条第1項又は商標法第63条第1項に規定する訴訟に関して訴訟代理人となることができると規定しており、弁理士は永年に亘ってこの審決等取消訴訟の代理業務を単独で遂行してきたのであり、弁理士には素養が十分あると考えられる。

当会の要望事項である特許庁の行政処分に対する異議申立て、審査請求の結果に不服がある場合の取消訴訟の代理を加えることは、ユーザーの相談受任、出願代理、審査・審判への対応等の一連の業務の一環であり、弁理士が係わった権利創設手続が行政処分取消訴訟においてのみ弁理士の手から離れて弁護士に手渡されるというユーザーにとっての負担を軽減しようというものである。なお、企業向けアンケートの調査結果において⁷⁸、特許庁の行政処分に対する異議申立又は審査請求の結果に不服がある場合の行政訴訟の代理を、仮に弁理士法に規定した場合には弁理士に依頼したいかとの設問に対し、回答者の半数以上から肯定する回答が寄せられている。

また、弁理士は、特許管理人として在外者の行政事件訴訟を扱うことができ（特許法第8条）、外国人（自然人、法人）が出願人の場合には特許管理人たる弁理士が訴訟手続を行い、現実には訴訟手続を行っているのに、国内の出願人の行政事件訴訟だけ扱えないというのが実体である⁷⁹。

(日本弁護士連合会の再意見書)

- 当連合会の標記指摘に対し、弁理士会は、審決等取消訴訟代理の実績及び「弁理士が係った権利創設手続が行政処分取消訴訟においてのみ弁理士の手から離れて弁護士に手渡されるユーザーにとっての負担」を根拠に反論する。

しかし、審決等取消訴訟代理のみをこれまで行ってきたという実績は、各種の訴えのうちのどれを選択するか判断に十分な法律的素養があることを示すものではない。

⁷⁸ 資料Ⅰ-2 問30

⁷⁹ このような在外者の行政事件訴訟に弁理士が関与した事件として以下のものがある。

[冒認出願] H23（行コ）10003

[期限徒過] H23（行ウ）542、H23（行ウ）535、H23（行ウ）514、H22（行ウ）183、H22（行ウ）65、H21（行ウ）377、H19（行ウ）56、H18（行コ）10001、H17（行ウ）609、

[補正関係] H20（行コ）10002、H20（行ウ）82、H7（行ウ）301、H5（行ウ）99、S61（行ウ）85、

[委任状記載不備] S60（行ウ）109、S60（行ウ）66

[その他] H4（行ウ）60

また、弁理士が関わった権利創設手続が行政処分取消訴訟において弁理士の手を離れることは、むしろ、行政庁による行政処分の適法性に限られることなく権利創設手続全般を見直す機会が得られるという点で、ユーザーの利益に資するものである。

(日本弁理士会の再意見書)

- 日本弁護士連合会は、弁理士の審決等取消訴訟代理業務の実績が、「各種の訴えのうちどれを選択するか判断に十分な法律的素養があることを示すものではない」と主張する。しかし、先の当会の意見書で述べたとおり、弁理士は、特許法第8条に基づき特許管理人として在外者の行政事件訴訟を扱っており、外国人（自然人、法人）が出願人の場合には、特許管理人たる弁理士が処分の無効確認を含む訴訟手続を現実に行っている。したがって、弁理士が各種の訴えの選択に殊更の問題が生ずるとは考えられないし、そのような問題点があるという事実も無い。

また、日本弁護士連合会は、「弁理士が関わった権利創設手続が行政処分取消訴訟において弁理士の手を離れることは、むしろ、行政庁による行政処分の適法性に限られることなく権利創設手続全般を見直す機会が得られるという点で、ユーザーの利益に資する」と主張する。そういう理屈はあり得るが、それは実状を反映したものとは考えられない。現実には、多くのユーザーが弁理士に審決等取消訴訟の代理を依頼しており、日本弁護士連合会の主張は根拠がない。

(vii) 単独訴訟代理

(日本弁理士会の意見)

- 平成14年の弁理士法改正により弁護士との共同訴訟代理（特定侵害訴訟代理）が弁理士に認められ、平成15年から特定侵害訴訟代理業務試験が実施されている。現在、特定侵害訴訟代理の付記を受けた弁理士は、2,754人おり、弁理士全体の28.5%を占めている。

前回の法改正における参議院経済産業委員会における附帯決議「特定侵害訴訟代理制度における弁理士の受任等のあり方を含めた弁理士の積極的活用について、訴訟代理の状況や利用者のニーズを踏まえつつ、引き続き検討すること。また、弁理士の一人法人制度の導入その他の残された課題を含め、弁理士制度の在り方について、知的財産をめぐる国内外の動向や利用者のニーズ等を踏まえ、幅広い観点から更に検討を行うこと。」や、衆議院経済産業委員会における附帯決議「特定侵害訴訟代理制度における弁理士の受任等の在り方を含めた弁理士の積極的活用については、訴訟代理の状況や利用者のニーズを踏まえつつ、引き続き検討を進めること。」のように、弁理士への単独訴訟代理について引き続き検討することとなっている。

日本弁理士会としては、弁理士が訴訟代理に関与する実績も踏まえながら、将来

的には、依頼者側からの意見も踏まえ弁理士の単独訴訟代理について検討すべきと考えるが、まずは、弁理士が関与できる範囲(標榜業務の範囲)を知的財産権全般に拡充することが喫緊の課題であり、依頼者の期待に十二分に応えるためにも重要であると考え。

(日本弁護士連合会の意見書)

- 特定侵害訴訟のユーザーから、付記弁理士による単独受任を求める声は出されていないし、弁護士と付記弁理士とが共同代理をする特定侵害訴訟においては、弁護士と付記弁理士とが事案に応じて適当と考えられる役割分担と相互協力を行っている。付記弁理士による単独受任が適当と認められる事案が現実には存在するとは考えられない。

(日本弁理士会の意見書)

- 当会は、「特定侵害訴訟に関する付記弁理士による単独受任」を求めるものではない。

(委員の意見)

- 大企業であれば、これまでの経験から、仕事を依頼しようとする弁理士の力量などはある程度量れる(要は、腕の良い弁理士であるかどうか判断して依頼することができる)が、中小企業であると、そのような判断ができる会社ばかりではないかもしれない。一方で、弁理士に単独代理を認めると、形式的には全ての弁理士が訴訟代理を受任することが可能となる。

このような状況では、中小企業がきちんとした経験の無い弁理士に依頼してしまい、結果として質の高いサービスを提供されない中小企業が増えてしまうのではないかと、いうことを危惧する。換言すれば、弁理士の単独代理を認めることで、中小企業をミスリードすることになる、あるいはクライアントに不利益を与えることになるのではないかと危惧する。

この委員会では、「クライアントである企業を守るためには、弁護士、弁理士のどちらに(あるいは、両方に?)頼む方が良いか?」という観点から考えるべきである。この観点からは、JIPAは、弁理士の単独代理の必要性はないと考えるし、認めるべきではないと考える。

ただし、現在、付記弁理士という制度がある。現在の付記弁理士は、実質的に機能している状況ではない。たとえば、この付記弁理士に司法修習のような実務研修、実務経験を義務付け、実際に何年間あるいは何件という経験を基準とした上で何年か試行するなど、弁理士に単独で代理させてもクライアント(および、裁判所)に不利益を与えないという状況が将来的に整ってきた際には、そのときにあらためて弁理士の単独代理の可否について議論することに、やぶさかではない。この点を付言しておく。

(荳林委員)

(3) 関連するヒアリング結果⁸⁰

- Q2: 税関差止め・ADR について⁸¹

代理の経験があり、技術と法律がわかり、コミュニケーション能力のある外部弁理士に、初めから依頼した。(JIPA 企業)

- Q3: 侵害訴訟について⁸²

訴訟遂行は弁理士が担い、技術や特許性・抵触性議論のサポートを弁理士が担う。(JIPA 企業)

技術分野ごとに訴訟経験の豊富な 2 人を核に、経験の浅い 1~2 人を加えてチームを組んで対応している。(大手特許事務所)

- Q4: 不正競争に係る業務について⁸³

不正競争のうち弁理士が扱える業務が今後拡大することは、クライアントから見れば、依頼する弁理士の選択肢が増えるので好ましいことではあるが、一方、その業務の能力を十分に備えているか不安である。(JIPA 企業)

現状、不競法 2 条 1 項に関して弁理士ができる業務とできない業務が混在しており、弁理士を使うか否かを社内で判断する場合にその切り分けが煩わしいので、弁理士が不競法 2 条 1 項に関して万遍なく業務ができないと、依頼しないであろう。ただし、弁理士の実務能力が担保できていなければ結局誰も依頼しないだろう。(JIPA 企業)

4. 法人制度

(1) 現状把握と論点整理

(i) 法人制度の概要

① 特許業務法人制度導入の経緯

平成 12 年改正前の旧弁理士法においては、弁理士の事務所に関する特段の規定はなく、法人形態によって弁理士業務を行うことができなかったことから、弁理士は個人事務所の形態で経営を行ってきた。しかし、特許権等の産業財産権はその存続期間が 20 年などの長期にわたるため、弁理士が死亡、移転等をすれば、顧客への継続的な対応ができなくなるという問題が生じていた。また、弁理士の業務内容が専門化、高度化、多様化している中で、企業等のニーズへの的確な対応を図っていくためには、業務の継続性を図り、

⁸⁰ 資料編 II を参照

⁸¹ 資料編 I-2 企業向けアンケート問 31 に関連して

⁸² 資料編 I-2 企業向けアンケート問 26 に関連して

⁸³ 資料編 I-2 企業向けアンケート問 31 に関連して

総合的サービスの提供を実現することが求められており、事務所の法人化により経営体制を強化する必要が生じていた。

こうしたことから、平成 12 年の弁理士法改正において、それまでの個人事務所の経営形態に加えて「特許業務法人」という特別な法人制度が創設され、弁理士事務所の法人化が認められた。

これにより、平成 24 年 10 月末現在、174 の特許業務法人が設立されている⁸⁴。

② 特許業務法人の概要

（特許業務法人の形態）

特許業務法人は、弁理士業務を行うことを目的にしており、公益を目的とするものでも、株式会社等の会社のように純粋な営利追求を目的としたものでもない。さらに、特許業務法人は、弁理士業務を行うことから、自然人たる弁理士と同様の規律に服する必要があることを考慮し、弁理士法上の特別に認められた法人として設立することとされた。

（特許業務法人の社員）

弁理士事務所の法人化は、基本的にそれまで弁理士が行ってきた業務を法人が行えるようにするものであり、そこには自然人である弁理士と同等の能力・職業倫理等が要求される。このため、法人の所有者である社員については弁理士に限定することとされた。

（特許業務法人の最低社員数制限）

特許業務法人は、顧客への継続的な対応を図ることを立法趣旨としていることや、社員が債権者に対して連帯して無限責任を負うとされたことから、こうした点で共通性を有していた合名会社の規定を参考にして、二人以上の弁理士が共同して定款を作成し、登記することでもって設立され、また、社員数が一人となり、一人となった日から引き続き 6 月間その社員が二人以上にならなかった場合を解散事由とされた。

③ 特許業務法人の債権者に対する責任

（平成 12 年法改正時の議論）

特許業務法人の債権者に対する債務については、一次的にはその法人が責任を有することとなる。

特許業務法人の債権者に対する社員責任については、法人の構成員が自ら出資した限度で責任を負い、法人の債務につき法人の債権者に対する責任を一切負わないとする有限責任制度についても検討された。しかしながら、平成 11 年の知的財産専門サービス委員会の報告書においては、それまでは個人としての弁理士が無限責任であることに加えて、弁理士の約 97%が 5 人未満の事務所であり、法人資産が乏しいという実態を踏まえると、有

⁸⁴ 日本弁理士会の情報に基づいて記載

限責任とすることは顧客保護の観点からみて真に適切かどうか、また、職業賠償責任保険で対応可能かどうか等検討すべき点が多いとされた。

こうしたことから、平成 12 年の改正においては、特許業務法人については、社員の連帯による無限責任制を選択することとされた。

（平成 19 年法改正時の議論）

平成 19 年の改正においては、特許業務法人制度における無限責任制度の下では、他の弁理士の業務責任まで負わされることへの抵抗感が強いため、特許業務法人の制度が利用されにくかったことなどを踏まえ、特定の事件について社員を指定した場合には、当該事件に係る債務については当該指定社員のみが無限責任を負うこととする制度が導入された。

顧客保護の観点からは、仮に特許業務法人について有限責任制度を導入する場合でも、これを補完するための職業賠償責任保険制度が十分に整備されていることが必要であるとの議論もあった。また、財務諸表（貸借対照表・損益計算書）及び職業賠償責任保険への加入状況等の情報開示をするべきかについて検討することも必要ではないかとの議論もあった。

（ii）特許業務法人における一人法人

① 問題の所在

現行の弁理士法においては、社員一人による特許業務法人の設立が認められていないが、事務所の資産と個人の資産との分離を進めていくため、また、将来的な複数社員法人への移行や他の特許業務法人との合併による事務所規模の拡大を容易にするため、一人法人を導入すべきではないかとの要望がある。一方、特許業務法人について一人法人の経営形態を認めた場合、法人の継続性の観点から問題があるとの指摘もある。

② 他士業等の一人法人について

（a）弁護士法人における一人法人

弁護士法人においては、平成 14 年 4 月から一人法人の設立が認められており、現時点では士業の中で一人法人を認めている唯一の例となっている。平成 24 年 3 月 31 日現在、581 の弁護士法人が設立されている⁸⁵。

弁護士に一人法人が認められたのは、当時、弁護士の約 54%は複数の弁護士がいる法律事務所に所属しており、それら事務所の多くは、一人の経営弁護士が勤務弁護士を雇用する形態があったことが背景にある。これらの形態の事務所においても法人化の要望が非常に強かったため、そのような弁護士業務遂行の実態等を考慮しつつ、法人化により、弁護

⁸⁵ 「弁護士白書 2012 年版」，日本弁護士連合会 P124

士個人と事務所の資産の区別を図る⁸⁶とともに、弁護士業務の一層の共同化を可能とする途を開き、その業務提携基盤の拡大・強化を図ることとしたとされている⁸⁷。すなわち、弁護士事務所について一人法人の設立を認める場合であっても、実態としては、一人の経営弁護士が相当数の勤務弁護士を雇用する形態の事務所の法人化が中心になるものと考えられていた。

こうした状況においては、法人化により経営者個人と事務所の資産の区別を図るメリットが大きく、また、仮に設立の時点において一人法人であっても、事後的に二人以上の社員の法人へと移行する可能性も高いと考えられた。複数の弁護士がいる法律事務所に所属している者の割合は、立法当時の約 54%から平成 24 年 3 月現在の約 74%に増加した⁸⁸。

弁理士の場合、これまでの議論では複数の弁理士による業務の共同化が進んでいないとされ、仮に特許業務法人の一人法人化を認めた場合であっても、一人の経営弁理士が勤務弁理士を雇用する事務所が一人法人として設立される可能性は高くないと考えられてきた。名実ともに一人の弁理士のみが所属する事務所が一人法人を活用することとなった場合には、弁理士の死亡、移転等により顧客への継続的なサービスが困難となるなど、本来の特許業務法人に求められる継続性の観点から問題が生じる可能性もあるとの指摘もあった。

	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年
弁理士	4, 843	5, 654	6, 695	7, 732	8, 148	9, 145
弁護士	18, 897	20, 383	22, 021	25, 041	28, 789	32, 088

図表VI-24：資格者人口⁸⁹

	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年
弁理士	2, 677	2, 922	3, 206	3, 475	3, 615	3, 876
弁護士	11, 274	11, 219	11, 521	11, 922	12, 541	13, 653

図表VI-25：全事務所数

⁸⁶ 事務所を法人化していない場合には、弁護士の個人的資産・負債が業務上の負債・債務と混在しあっているところ、弁護士の業務は、預かり金を伴うことが多く、業務の内容が紛争性を有し、ある程度長期にわたるなどの特殊性があるため、弁護士一人の場合であっても、法人化により、弁護士個人と事務所の財産および経理を峻別する必要がある、これにより、依頼者保護の強化にも資するものと期待される。

⁸⁷ 「弁護士法人法」，商事法務研究会：黒川弘務、高木佳子、坂田吉郎 P 45

⁸⁸ 「弁護士白書 2012 年版」，日本弁護士連合会 P122

⁸⁹ 各年 3 月 31 日現在

	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年
弁理士	40%	37%	33%	30%	30%	29%
弁護士	45%	39%	37%	32%	28%	26%

図表VI-26：資格者人口に占める一人事務所の所属者数の割合

	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年
弁理士	72%	71%	69%	68%	68%	68%
弁護士	76%	71%	70%	67%	63%	61%

図表VI-27：全事務所数に占める一人事務所の数の割合

（b）合名会社における一人法人

平成17年の会社法改正前は、社員の個性を重視し人的結合を特徴とする合名会社については、二人以上の構成員（社員）が設立と存続に必要とされていたが、新会社法においては社員一名のみの設立・存続が認められた。

これは、持分会社において社員の個性が重視されるとしても、社員の加入や持分の一部の譲渡により社員が複数となりうること、これらが一人社員の意思で行いうるという点においては株式会社と変わるところがなく、一人持分会社を認めても直ちに社团性に反するとは言えず、これを認めない合理的な理由もないことによるとされている⁹⁰。

特許業務法人については、単に社团性を維持するという観点に加えて、顧客への継続的なサービスの提供を図るという観点から法人形態の在り方を検討する必要があると考えられる。このため、特許業務法人における一人法人については、合名会社と同様には扱えないものであるという考え方もある。

（iii）平成19年法改正時の検討結果

以下、「産業構造審議会 知的財産政策部会 弁理士制度小委員会報告書 『弁理士制度の見直しの方向性について』平成19年1月」から抜粋。

4. 対応の方向

（2）一人法人制度の導入について

現在、特許業務法人の社員は二人以上とされているが、これは弁理士が死亡した場合などに顧客への継続的な対応を図るという特許業務法人制度の設立趣旨を踏まえたものであり、一人法人を認めることは、当該趣旨から外れるものと考えられる。

他方、弁護士法によって一人法人が認められていること、会社法における設立の規定が緩和されていることもあり、特許業務法人についても一人法人を認めるべきとする意見もある。

⁹⁰ 「一問一答 新・会社法」商事法務 相沢哲 2005年7月

弁護士は一人法人が認められている唯一の士業であるが、これは弁護士事務所の多くが、一人の経営弁護士が勤務弁護士を雇用する、いわゆる「親弁型事務所」である実態を踏まえて導入されたものであり、事務所の約 7 割が一人事務所であって、業務の共同化が進んでいない弁理士とは状況が異なるものである。

一人法人制度の導入は、弁理士一人の経営であっても個人の資産の分離が図られるとともに、事務所の特許業務法人化や合併を促すなど、そのメリットがないわけではないが、特許業務法人の本来の趣旨及び現状の弁理士事務所の実態を踏まえれば、一人法人制度の導入は時期尚早であると考えられるものであり、引き続き、弁理士事務所の実態や他士業における状況等に注視しつつ、今後の課題として慎重に検討していくことが必要であると考えられる。

(iv) 規制改革推進のための 3 か年計画

以下、内閣府規制改革会議が公表した資料「規制改革推進のための 3 か年計画(再改定)」(平成 21 年 3 月 31 日閣議決定)から抜粋。

18 法務・資格

(1) 資格者法人の設立要件緩和

① 一人法人制度の創設【平成 20 年度以降検討、可能な限り早期に結論】

…一人法人制度については、資格者法人制度設立当初の趣旨に反し、①資格者の死亡時や廃業時における顧客への継続的な対応に問題が生じること、②専門化・高度化する顧客のニーズに対応した総合的なサービスの提供が困難となること、③賠償責任能力の強化につながらないことなどのデメリットがあるとの指摘がある。

その一方で、①事務所の資産と資格者個人の資産との分離が図られ、資格者が業務を廃業等する場合に他の資格者への業務の引継が容易になるとも考えられること、②将来的には複数社員法人への移行や他の資格者法人との合併による事務所の大規模化を促進することが可能となること、③法人化により社会的な信用力が増し資金調達が容易になることなどのメリットがあるとの見解もある。

また、一人法人制度の創設により顧客に損害を与えた場合に責任能力が希薄化するとの指摘もあるが、その代替措置として損害賠償請求の履行を担保するために必要な原資の供託や職業賠償責任保険加入等を義務付けることにより十分に対応することが可能であるとの見解もある。

行政書士団体、司法書士団体、社会保険労務士団体、土地家屋調査士団体からは、資格者社員が一人の場合においても法人設立ができるよう、設立要件を緩和して欲しいとの意見も示されており、国民の利便性の向上を図る観点から、国民のニーズや各資格者の業務の実態等を踏まえつつ、一人法人制度の創設について、メリットとデメリットの双方を十分に勘案しつつ検討を進め、可能な限り早期に結論を得る。

(v) 関連するアンケート結果

弁理士向けに実施したアンケートから⁹¹、一人法人のニーズをまとめると以下のとおり。

➤ 経営者 1 人、勤務者 1 人以上の事務所

弁理士向けアンケートの回答数：2,637

そのうち、経営者 1 人で勤務者 1 人以上：355

そのうち、「特許業務法人でない事務所を経営又は勤務している」かつ「一人法人が認められれば法人化を検討してみたい」を選択：114

よって、一人法人が認められれば法人化を検討してみたい割合は、 $114/355 = 32\%$ 。

➤ 経営者 1 人、勤務者 0 人の事務所

弁理士向けアンケートの回答数：2,637

そのうち、経営者 1 人で勤務者 0 人：218

そのうち、「特許業務法人でない事務所を経営又は勤務している」かつ「一人法人が認められれば法人化を検討してみたい」を選択：64

よって、一人法人が認められれば法人化を検討してみたい割合は、 $64/218 = 29\%$ 。

(2) 意見

(日本弁理士会の意見)

- 事務所の資産と事務所経営者の資産の分離が明確でないことは大変重要な問題であり、例えば、高齢になった事務所経営者が、別の事務所に業務を引き渡す際に、引き渡される事務所がどこからどこまでの資産と負債の責任を持てばいいのか、将来起こりうる相続の問題にどのように対処すればいいのか不明確であり、そこに引き渡し側の家族の問題などが入ると、事実上業務の引き継ぎが行えないこととなって、最終的には顧客に負担をかける結果となる。
- 現在、一人法人制度が導入されている資格者法人は、弁護士法人だけである。これは、弁護士事務所の多くが一人の経営弁護士が勤務弁護士を雇用する実態を踏まえていることが理由とされている。上記図表VI-26, 27 によれば、資格者人口に占める一人事務所の所属者数の割合は、平成 24 年で弁理士 29%、弁護士 26%であり、また、全事務所数に占める一人事務所の割合は、平成 24 年で弁理士 68%、弁護士 61%である。したがって、弁理士事務所と弁護士事務所の業務環境構造に大きな相違が認められるわけではない。なお、平成 24 年 3 月 31 日までに届け出られた弁護士法人の内、一人法人数は 243 法人であるのに対し、所属弁護士が一人のみの法人数は 106 法人

⁹¹ 資料編 I-3 問 16

(43.6%)である⁹²。すなわち、弁護士法人においても資格者が一人だけの一人法人の設立ニーズが現実であり、特許業務法人についても同様のニーズを反映した法人制度を否定する積極的な理由は見当たらない。

- 弁理士が企業等の依頼者に対し質の高いサービスを、責任を持って提供することを可能とするための業務環境の改善を行うことが必要である。
- 法人化によるメリットである、①事務所の資産と資格者個人の資産との分離が図られ、資格者が業務を廃業する場合の業務の引継の容易になること、②将来の複数社員法人への移行や他の法人との合併による事務所の大規模化が促進されること、③法人化により社会的な信用力が増し資金調達が容易になることなどは、経営者が一人の特許事務所にも提供すべきものであり、一人法人を許容して、これらの特許事務所の経営環境の改善を図るべきである。

(日本弁理士会推薦委員の意見)

- (一人事務所の弁理士が亡くなり、業務を引き継ぐ弁理士と死亡した弁理士の親族との間でトラブルが生じるおそれがあり、依頼者の利益を損ねるおそれがあるという問題が、一人法人制度の導入によって、どのように解決できるのかという質問に対して) 弁理士が亡くなって、その業務等を引き継ぐ場合、事業に伴う資産を、親族の方が、事務所の経営業務を引き継ぐ上で必要だという判断で譲り渡してくれれば、何ら問題ないが、残された親族の方が今後生計を立てていく上で事務所の資産はすべて家族のものだということで抱え込まれたら、事業を引き継ぐ方も負債だけを引き継ぐという変な状態になる可能性があって、その辺の分離が単純にはいきにくいことが危惧される。(田村委員)
- (年金管理や出願の記録を引き継ぐことは、亡くなられた弁理士の義務だと思うが、そういう観点では捉えていないのかという意見に対して) その家族がその業務を引き継ぎ、何かを行うという考え方はしていなくて、亡くなられた弁理士本人がやるべき行為ではあったかもしれないが、その弁理士が亡くなってしまっている以上は、その行為をその弁理士に負わせることはできないので、誰かがその手続を引き継がないといけない。しかし、例えばお金をもらったままで亡くなってしまったとき、そのお金は、その手続を引き継ぐ弁理士に渡すべきだが、そのようにスムーズにいかない場合もあり得る。(田村委員)

(その他の委員の意見)

- 業務のあり方(倫理とか懲戒制度も含めて)のベースがしっかりしていることの方が、この問題との関係、つまりご高齢の先生方の依頼者への責任、依頼者へのデメリ

⁹² 日本弁護士連合会編著「弁護士白書 2012 年版」129 頁、日本弁護士連合会 2012 年 11 月 28 日発行

ットが出ないような体制をどれだけとれるかということが問題であって、一人法人制度とは余り直接的な関係はない。(林委員)

- 法人化に伴って債権者に対する責任体制が明確になるのならば、これは非常にありがたい。ところが、負債が出た途端に連絡がとれなくなって、ほかの事務所も引き継がないというのが問題です。法人化の場合、その辺の体制を明確にして、その責任問題がクリアになって、可視化になれば、ありがたい。(生島委員)
- 先ほどの事例⁹³は、懲戒対象で済まされる問題ではない。法人化にする場合は、会社ならば定款があるが、その辺のことも踏まえた上の法人化といった問題だ。単に個人が懲戒対象になった後はお金だけの問題だということではない。後のフォローをどうするかという問題も発生してくるので、弁理士の業務体系としていかにあるべきだろうかという本質論の問題だ。(生島委員)
- 業務法人については、さまざまな選択肢があり、一人法人もその一つであり、規制緩和の視点も踏まえて、考えるべきである。(相澤委員長)
- 平成19年改正のときには時期尚早であると言われたのにもかかわらず、弁理士会の説明では、今回は時期が熟した等の説明がなく、我々ユーザーに対してどういうメリットがあるかということが、説明されていない。(荘林委員)
- 平常的にその事務所でやれる体制が必要だ。特許業務法人というステークホルダーのそれぞれの立場、意見が何も出ていない。(清水委員)

(3) 関連するヒアリング結果⁹⁴

- 法人化を検討したことがあるが、社員に無限責任が課せられている点が障壁になって、社員になりたい者がおらず、法人化に至っていない。一人法人が認められれば、まずは所長のみが社員になって法人を設立し、その後、経営に責任を持って行ける弁理士が出てきた段階で社員を追加して行くことが可能になる。(大手特許事務所)
- 税制上の利点がある(10%程減る)と聞いていたため、所長の代替わりのときに検討したが、①社員が二人以上必要であって責任を持たせる他の社員がいなかったため、②法人化すると将来的に思いがけないコンフリクト(例えば数十年前の出願の共同出願人との関係等)が生じた場合に、法人が代理人になってコンフリクトを回避するようなことが難しくなると考えられたため、法人化に至らなかった。(中小企業支援特許事務所)

⁹³ 特許料(年金)を弁理士が特許権者から受け取っていたにもかかわらず、その弁理士が特許料の支払い手続きしなかったために特許権が消滅した事例。

⁹⁴ 資料編Ⅱ Q17を参照。資料編Ⅰ-3 弁理士向けアンケート 問16に関連して

- 現行法の特許事件の指定社員制度ではなく、LLC (limited liability company) のように社員を有限責任にできる法人制度があれば、法人化しやすいのではないかと。
(大手特許事務所)

5. 秘匿特権

(1) 現状把握と論点整理

(i) 背景

近年、日本人による外国での特許登録件数が増加しており⁹⁵、日本の弁理士が関与（外国出願に関する助言、国内基礎出願に関する代理や鑑定等）した特許権について外国で訴訟が起こる可能性も高まりつつある。

日本弁理士会は、日本の弁理士と依頼者との間のコミュニケーション⁹⁶について、外国の訴訟手続においてその開示を拒否し、及び他人がこれを開示することを拒むことができない可能性があり⁹⁷、実際には開示を拒むことができない場合には、日本の弁理士と依頼者は、訴訟上はもちろんその後の事業上も不利な状況に置かれてしまう可能性があることを問題視し、弁理士法において、いわゆる「秘匿特権」の規定を設けることを要望している⁹⁸。

弁理士と依頼者との間のコミュニケーションが、他国の民事訴訟手続において開示から保護されるかどうかは、第一義的には当該法廷地の手続に依存する。したがって、最終的にこの問題の解決には条約などの国際的な取り決めが有効であると考えられ、そのため世界知的所有権機関（WIPO）においても議論が続いているほか⁹⁹、国際知的財産保護協会

⁹⁵ 主要外国特許庁（米欧中韓）における特許登録件数は、2007年の77,453件から2011年の94,258件に増加。

⁹⁶ 開示から保護を受ける対象（証言、文書等）の範囲は国ごとに差があると考えられるが、ここではこれを一般に「コミュニケーション」として扱う。

⁹⁷ 後述する「(2) 意見（日本弁理士会の意見）」を参照

⁹⁸ 青木高氏は、海外において日本の弁理士に秘匿特権が認められない場合の不都合として、日本の弁理士が特許の有効性や権利範囲に関する法的見解を述べた鑑定書や意見書がディスカバリー手続において開示強制され、訴訟において相手方に有利な証拠として用いられる例を指摘している（青木高「アメリカ特許訴訟における日本弁理士の秘匿特権」パテント Vol. 59, No. 11, p. 56-57）。(http://www.jpaa.or.jp/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200611/jpaapatent200611_056-062.pdf [最終アクセス日：2013年1月4日])

⁹⁹ 本件は特許法常設委員会(SCP)において議論されている。直近の第18回会合(2012年5月)では、国境を越えて問題となる事例に対する解決策として、非拘束的な指針又はミニマム・スタンダードの採択を提案する国がある一方で、これに異を唱える国もあった。なかでもいくつかの国は、本件は国内法の問題であるから、将来のSCPにおける議題から削除すべきであると強調した。これに対し、いくつかの国は、国境を越えた事例について更に研究を続けるべきとした(SCP第18回会合(2012年5月25日)議長サマリー、(http://www.wipo.int/edocs/mdocs/scp/en/scp_18/scp_18_11.pdf [最終アクセス日：2013年2月5日])

(AIPPI)などの団体でも検討されているが、南北問題が障壁となり、秘匿特権についての国際的取り決めについては議論が数年来進展していない¹⁰⁰。

なお、平成12年の弁理士法全面改正の際、参議院経済・産業委員会（平成12年3月30日）の附帯決議において「今後の弁理士制度の検討に当たっては、知的財産権の国際的情勢の動向にかんがみ、我が国企業の機密事項が外国の裁判においても保護されるよう適切な方策を検討する」こととされたほか、知的財産推進計画（平成15年、平成16年）でも、「米国における守秘特権（attorney-client privilege）と日本の弁理士の業務との関係につき、日本弁理士会の協力を得つつ調査を行い、関係法令による対応の可能性を含め、今後の方策につき」検討を行うこととされた。

（ii）法制度上の位置付けの整理

一般に、各国において国内の弁護士と依頼者との間のコミュニケーションは開示から保護されているが、国内の弁理士と依頼者との間のコミュニケーションが保護されるかどうかは、各国の法制度や裁判例によって異なる。

①コモンロー（英米法）諸国

コモンロー諸国の民事訴訟において、当事者はトライアルに先立ち、他方当事者が所持する事件に関連した文書等の証拠の開示を請求することができる（ディスカバリー）。その例外として、公益的見地から、依頼者に、秘密性を確保すべき一定の通信や文書について、その開示を拒む権利（privilege、秘匿特権）を与えており、なかでも弁護士依頼人秘匿特権（attorney-client privilege、以下ではこれを単に「秘匿特権」という）は、法令遵守及び訴訟手続における公益実現のために認められる¹⁰¹。

弁理士と依頼者との間のコミュニケーションについて秘匿特権が認められるかは、国によって異なる。

コモンロー諸国の裁判所が他国の弁理士と依頼者との間のコミュニケーションの開示の是非をどう判断するかについては、例えば米国の裁判例が参考になる。米国の裁判例によると、ある外国特許出願についての外国の弁理士とのコミュニケーションは、当該外国出願がなされた国の国内法において秘匿され、かつ当該法が米国の公共政策に反しない場

¹⁰⁰ AIPPIは、弁理士等との間のコミュニケーションの保護に関し、各国が国内法で定めるべき国際的な最低基準についての条約策定を提案するなどの活動を行っている。

(http://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/en/wipo_aippi_ip_ge_08/wipo_aippi_ip_ge_08_www_100879-related2.pdf [最終アクセス日：2013年2月5日])

¹⁰¹ SCP/16/4 Rev, p.5 (http://www.wipo.int/edocs/mdocs/scp/en/scp_16/scp_16_4_rev.pdf [最終アクセス日：2013年2月5日])。

合に、秘匿が認められる、との基準が用いられることがある¹⁰²。なお、日本弁理士会は、会員が関与する訴訟事件については会員が守秘義務を有することから、1996 年の民事訴訟法改正後、日本の弁理士について外国で秘匿が認められなかった裁判例があるか否かの把握は困難であると指摘している。

②シビルロー（大陸法）諸国

シビルロー諸国には、ディスカバリー制度は存在しない。しかし、専門家による十全な職務遂行のために、専門家と依頼者との間の率直でオープンなコミュニケーションが確保される必要があることは広く認識されており、このため専門家には職務上の守秘義務が課せられ、その違反には何らかの制裁が科される。これにより、依頼者には、弁護士等の専門家に伝えた情報が第三者に開示されないことが保証されている¹⁰³。

一般に弁理士には守秘義務が課されているが、それに基づいて弁理士が法廷において証言や文書提出を拒絶できるか否かは、国によって異なる。

日本では、ディスカバリー制度は存在せず、したがって秘匿特権という概念は存在しない。しかし、弁理士には業務上取り扱ったことについて守秘義務が課せられ（弁理士法 30 条）、弁護士と同様に、職務上知り得た事実であって黙秘すべきものについて証言を拒絶でき（証言拒絶権、民事訴訟法 197 条 1 項 2 号）、更に当該事実が記載された文書であって黙秘の義務が免除されていないものの提出を拒否できることとされている（文書提出拒絶権、同法 220 条 4 号ハ）。

したがって、日本で秘匿特権に対応する制度は 197 条 1 項 2 号と 220 条 4 号ハの両方であると考えられる。なお、同法 220 条 4 号は、1996 年の民事訴訟法改正の際、文書提出義務の一般義務化のために新設された。この改正によって、弁理士が職務上知り得た事実、及び技術又は職業の秘密に関する事項が記載された文書の所持者が、当該文書の提出を拒絶できることが明確化された。

シビルロー諸国の一つである日本の裁判所が他国の弁理士と依頼者との間のコミュニケーションの開示の是非をどう判断するかについては、(iv) で検討する。

¹⁰² SCP/18/6, p. 5 (http://www.wipo.int/edocs/mdocs/scp/en/scp_18/scp_18_6.pdf [最終アクセス日：2013 年 2 月 5 日] 参考として、Duplan Corp. v. Deering Milliken, Inc., 397 F. Supp. 1146, 1169-71 (D.S.C. 1975) を引用。この裁判例は、外国の依頼者と当該国の弁理士とのコミュニケーションに関し、「それが同国における特許出願手続の援助又は同国の特許法に関する法律的助言の提供に関する」ものである場合、「当該依頼者が米国の訴訟の当事者である場合でも、国際礼譲 (comity) の問題として、当該特許出願がなされた国の秘匿特権に関する法に従う」と述べている。なおこの裁判例は、後述の VLT 判決でも引用されている。）

¹⁰³ SCP/16/4 Rev, p. 6-7

(iii) 論点1：依頼者に文書提出拒絶権が認められるか

①前提

日本弁理士会が日本の弁理士と依頼者との間で交わされた「文書」を問題としていることから、ここでは文書提出拒絶権を中心に扱う。

現行の日本の民事訴訟法では、民事訴訟法 220 条 4 号ハの文言上、文書提出拒絶権の主体は「所持者」とされているが、その適用範囲に依頼者が含まれるかについては以下のような見解がある。

②「所持者」に依頼者が含まれるか否かに関する学説及び提言の状況

(ア)「所持者」に依頼者が含まれると解釈する学説

「当該文書（注：秘密保持を前提として依頼者から開示された内容を記載した文書）の写しなどを依頼者が所持しているときに、依頼者自身がその提出を拒絶できるかどうかの問題がある。（中略）そもそも文書提出義務否定の基礎となっている弁護士の黙秘義務は、弁護士自身の利益を保護するためのものではなく、依頼者の秘密保持の利益を保護するものとされていることを考えれば、依頼者たる所持人も弁護士の黙秘義務を理由として、文書提出義務の不存在を主張できると解すべきである。また、220 条 4 号ロ（注：現行のハ）では、（中略）証人の証言拒絶権の場合と異なって、文書の記載事項さえ黙秘義務の対象とされていれば、弁護士に限らず、文書所持人が提出義務を免れる趣旨であることを考えれば、依頼者など、弁護士の黙秘義務を主張するについて正当な法的利益をもつ所持人は、文書提出義務の例外事由を主張できるものとする。」¹⁰⁴

(イ)「所持者」に依頼者が含まれるかを明らかにしていない学説

「証言の場合と異なり、文書の場合は黙秘義務の主体が作成したものと第三者が作成したものが考えられ、それを黙秘義務の主体が所持している場合と第三者が所持している場合がある。（中略）第三者の文書は、黙秘義務の主体が所持している場合がこれ（注：「所持者」として文書提出を拒絶できる場合）に該当するというべきである。」¹⁰⁵

¹⁰⁴ 伊藤眞「自己使用文書としての訴訟等準備書面と文書提出義務」佐々木吉男追悼論集・民事紛争の解決と手続（2000）p. 426-427。高橋宏志「重点講義民事訴訟法（下）」（第2版）（2012）p. 180（注183）も同旨。兼子一 原著「条解民事訴訟法（第2版）」弘文堂（2011）p. 1204（加藤新太郎執筆）は、「所持者が誰であれ、専門職を信頼して秘密を開示した依頼者等の利益を保護する必要があるから」とする。同旨、秋山・伊藤・加藤・高田・福田・山本「コンメンタール民事訴訟法 IV」（2010）p. 399-400。

¹⁰⁵ 出水順「文書提出義務（二）—四号文書と証言拒絶権の関係」（滝井等編「論点新民事訴訟法」（1998））p. 270-271。なお、同趣旨の見解は他には見あたらないようである。

（ウ）日本弁護士連合会（日弁連）の提言

日弁連は、②（イ）を根拠として挙げつつ、「弁護士等については、依頼者との協議・交信に係る証言拒絶権および提出義務除外が認められることは条文上明らかなが、弁護士等以外の者（例えば依頼者自身）については、同様の証言拒絶権が認められるか、また同内容を記載した文書を所持している場合に文書提出義務除外事由となるかは必ずしも明らかではない」とし、これらが認められることを明確化するため、「「弁護士等の法的助言を得ることを目的とした弁護士等と依頼者の間の協議又は交信にかかる事項であって、秘密として保持されているもの」については、新たに証言拒絶権として認めるとともに、同内容を記載した文書を提出義務の除外事由として明記する」ことを提言している¹⁰⁶。なお、同提言は文書提出命令全般等に関するものであって、秘匿特権のみについて検討・提言したものではない。

③裁判例の状況

裁判例データベースで検索¹⁰⁷した限りでは、日本の裁判所において「所持者」に依頼者が含まれるか否かが争点となった裁判例は見あたらない。

④まとめ

以上、学説では依頼者にも文書提出拒絶を認める見解が有力であると考えられる。ただし、②（イ）のような見解も存在し、資格者だけでなく依頼者にも文書提出拒絶権が認められることを法令上明記することを要望している者が存在することも事実である。

一方、日本弁理士会からは、1996 年の民事訴訟法改正後、日本の弁理士について外国で秘匿が認められなかった裁判例についての指摘はないことにかんがみれば、改正を必要とする具体的な立法事実がないとして、法改正までは不要であるとの考えもある。法務省は、特段の措置の必要はないとの立場をとっているようである¹⁰⁸。

（iv） 論点 2：外国の弁理士に証言拒絶権・文書提出拒絶権が認められるか

①前提

日本では、外国の弁理士とのコミュニケーションが民事訴訟法 197 条 1 項 2 号及び 220 条 4 号ハの適用を受けるかどうかは文言上明確でない。

¹⁰⁶ 日本弁護士連合会「文書提出命令及び当事者照会制度改正に関する民事訴訟法改正要綱試案」（2012 年 2 月）p. 11

¹⁰⁷ TKC ローライブラリを用いて平成 25 年 1 月に検索

¹⁰⁸ 同省は「規制改革推進 3 か年計画」の策定作業状況（中間公表、平成 13 年 1 月）に際し、米国からの「弁護士と依頼人間の特権を法的に明文化された形で設定する」との要望に対して、「米法におけるいわゆる attorney-client privilege に相当する弁護士の守秘特権については、わが国においても、弁護士法第 23 条、刑事訴訟法第 105 条、第 149 条、民事訴訟法第 197 条第 1 項等により、既に明文化されており、現段階において、特段の措置を講ずべき必要性を認めない。」と説明している。

日本の国内法において、外国の弁理士とのコミュニケーションについて開示が拒絶できることが明らかであれば、当該国の裁判所は、日本の弁理士とのコミュニケーションに秘匿を認めやすくなる可能性もある。例えば豪州とニュージーランドでは、国内法で秘匿特権の適用範囲を外国における一定の実務家や個人とのコミュニケーションにも拡大している（参考 1）。

条約などの国際的な取り決めに議論して行くに当たって、日本側の要望として外国において日本の弁理士と依頼者との間のコミュニケーションに秘匿が認められることを求めながら、一方で、日本においては外国の弁理士と依頼者との間のコミュニケーションの扱いが明らかでないという状況は好ましいポジションではない。

各国の状況は以下のとおり。

	国内の弁護士	国内の弁理士	外国の弁理士	(出典)
NZ	○	○ 証拠法	○ 証拠法	NZ 証拠法 (参考 1)
豪	○	○ 特許法等	○ 特許法等	改正豪州特許法等 (参考 1)
米	○	○ (Patent Attorney) △ (Patent Agent) 裁判例	△ 裁判例；当該国で秘匿特権が認められていることが条件※	SCP/17/5 ¹⁰⁹ , p. 3 SCP/14/2 ¹¹⁰ , p. 23
英	○	○ 知財法	? 法令に言及なく、 裁判例なし	SCP/18/6 ¹¹¹ , p. 7 SCP/17/5, p. 3 SCP/14/2, p. 18
加	○	×	×	SCP/18/6, p. 6
			裁判例で否定	

※ VLT 事件(2000 年)において、マサチューセッツ地区裁判所は、1996 年の日本民事訴訟法改正により、弁理士と依頼者との間で交わされた文書が一般的な文書提出義務の例外とされたこと等を考慮し、初めて日本の弁理士に秘匿特権の行使を認めた¹¹²。

図表 VI-28：コモンロー諸国（依頼者の秘匿特権）

¹⁰⁹ http://www.wipo.int/edocs/mdocs/scp/en/scp_17/scp_17_5.pdf [最終アクセス日：2013 年 2 月 5 日]

¹¹⁰ http://www.wipo.int/edocs/mdocs/scp/en/scp_14/scp_14_2.pdf [最終アクセス日：2013 年 2 月 5 日]

¹¹¹ http://www.wipo.int/edocs/mdocs/scp/en/scp_18/scp_18_6.pdf [最終アクセス日：2013 年 2 月 5 日]

¹¹² VLT Corp. v. Unitrode Corp., 194 F.R.D. 8 (D. Mass. 2000), p.10-11

	国内の弁護士	国内の弁理士	外国の弁理士	(出典)
独	○	○ 弁理士法、 民訴法	△ WIPO 文書；当該国で同等の守 秘義務が課されていることが 条件	SCP/17/5, p. 4
スイス	○	○ 弁理士法、 民訴法	? 法令・裁判例なし	SCP/18/6, p. 12 SCP/17/5, p. 5
日	○	○ 弁理士法、 民訴法	? 法令・裁判例なし	

図表VI-29：シビルロー諸国（専門家の守秘義務に基づく証言・文書提出拒絶権）

②民事訴訟法 197 条 1 項 2 号・220 条 4 号ハの適用範囲に関する学説の状況

松浦教授ほか¹¹³は、197 条 1 項 2 号の適用主体につき、「2 号の証言拒絶権の主体は限定
 列举であるが、2 号には明示されていないがその他各個人の秘密を保護する趣
 旨から守秘義務（黙秘義務）を課せられている者も、利害状況は同様であるから、2 号を
 類推して、当該事項につき証言拒絶権を有すると解すべき」とし、その具体例として公認
 会計士、司法書士、税務署員等、調停委員・参与員等を挙げている。更に 220 条 4 号ハに
 おける主体についても、「原則として限定列举であるが、法令上守秘義務が定められ、こ
 れらの職種と実質的に同視できる場合には、類推適用もされる」としている。

伊東教授¹¹⁴は、「弁護士などに関する証言拒絶権の規定は、他人の秘密に関与する専門
 職業人を信頼して、その秘密を開示した者の利益を保護する趣旨によるものであり、その
 点を考えれば、当該国の法令によって守秘義務を負うものである限り、その職務内容にお
 いてわが国の弁護士に相当する外国弁護士にもこれらの規定（注：現行民事訴訟法 197 条
 1 項 2 号、220 条 4 号ハ）を類推適用することが許される」とされている。

さらに、民事訴訟法学者に対して行ったヒアリングでは、(a) 当該国で同国の弁理士に
 守秘義務が課されていることを条件として、同国の弁理士にも 197 条 1 項 2 号を類推適用
 できるのではないかと、(b) 当該国で同国の弁理士に文書提出拒絶権が認められていない場
 合や、日本の弁理士に文書提出拒絶権が認められていない場合には、原則として、我が国
 の民事訴訟でも、同国の弁理士に文書提出拒絶権は認められないが、それ以外の場合には
 認められるべき等の見解も得た。

¹¹³ 兼子・前掲 p. 1101 (松浦馨・加藤新太郎執筆), p. 1204-1205 (加藤新太郎執筆)

¹¹⁴ 伊藤・前掲 p. 426

③裁判例の状況

裁判例データベースで検索¹¹⁵した限りでは、外国の弁護士や弁理士の証言拒絶権・文書提出拒絶権が争点となった裁判例は見あたらなかったが、197条1項2号の適用主体として規定されていない公認会計士について、守秘義務（公認会計士法27条）が課せられていることから、弁護士と同様に同号の適用主体となることを前提としたとされる¹¹⁶裁判例が存在する¹¹⁷。

④まとめ

以上、外国の弁理士に証言拒絶権・文書提出拒絶権が認められるかについては、裁判例はなく、学説でも議論が少ない状況である。しかし、②に述べた学説の状況を踏まえると、我が国の民事訴訟において外国の弁理士への197条1項2号・220条4号ハの（類推）適用が論点となった場合、裁判所は、(a)当該弁理士が本国において服する守秘義務のルールを日本の「法令」と同等として扱ってよいか、(b)職務内容においてわが国の弁理士に相当するか、等を検討して、その可否を判断する可能性もあると考えられる。

（参考1）ニュージーランド証拠法及び豪州特許法

【ニュージーランド証拠法（2006年）54条¹¹⁸】

法律アドバイザーとのコミュニケーションに関する秘匿特権

(1) 法律アドバイザーから専門的な法的サービスを受ける者は、次の場合、その者と法律アドバイザーとの間の全てのコミュニケーションに関して秘匿特権(privilege)を有する。

(a) 秘密にする意図でなされたものであり、かつ

(b) 次の過程又は目的で行われたとき

(i) その者が法律アドバイザーから専門的な法的サービスを受ける場合、又は

(ii) 法律アドバイザーが当該サービスをその者に提供する場合

(2) 本条における専門的な法的サービスとは、登録特許弁理士(registered patent attorney)又は登録特許弁理士の機能と完全にまたは部分的に一致する機能を有する海外¹¹⁹の実務家(overseas practitioner)の場合、知的財産に関する情報又は助言を取得又は提供する行為を意味する。

(3) (略)

¹¹⁵ TKC ローライブラリを用いて平成24年11月に検索

¹¹⁶ 平成16年最高裁判所判例解説・民事編, p. 754, 763(中村也寸志執筆)

¹¹⁷ 最判平成16年11月26日第二小法廷決定, 判例タイムズ1169, p. 138-143

¹¹⁸ 原文: <http://www.legislation.govt.nz/act/public/2006/0069/latest/DLM393659.html> [最終アクセス日: 2013年2月5日]

¹¹⁹ なお、「海外」には、政令 (Order in Council of August 2008) が指定する87カ国が含まれている。前掲 SCP/17/5, p. 3

【豪州特許法 200 条（2011 年に新設された条項）¹²⁰⁾】

(2) 登録特許弁理士(registered patent attorney)が知的財産に関するアドバイスを依頼者に提供することを主な目的となされたコミュニケーションは、法律実務家が法的アドバイスを依頼者に提供することを主な目的となされたコミュニケーションと同様の手段により、かつ同様の程度において開示から保護(privileged)される。

(2A) 登録特許弁理士が知的財産に関するアドバイスを依頼者に提供することを主な目的として作成された記録又は文書は、法的実務家が法的アドバイスを依頼者に提供することを主な目的として作成された記録又は文書と同様の手段により、かつ同様の程度において開示から保護(privileged)される。

(2B) 2 項又は 2A 項における登録特許弁理士には、他の国又は地域において特許関連業務を行うことを許可された個人を含む。ただし、同人が該当する種類の知的財産に関するアドバイスを提供することを認められている場合に限る。

(v) 関連するアンケート結果¹²¹⁾

企業向けアンケート問 20-1「外国の裁判等において、依頼主と日本の弁理士との間の秘密とすべき文書等を秘匿できないという危惧を感じたことがありますか」に対して、選択肢「1 感じたことがある」が 28.2%（知財協）、5.7%（中小企業）であった。「1 感じたことがある」と回答した者に更に「日本の弁理士との通信等について何か考慮したことがありますか」と問うたところ、選択肢「11 ない」が 40.0%（知財協）で、選択肢「12 危惧を感じたため、弁理士ではなく、弁護士あるいは外国の弁護士とのみ文書のやりとりをするようにした」が 38.3%（知財協）であった。

問20-1 外国の裁判等において、依頼主と日本の弁理士との間の秘密とすべき文書等を秘匿できないという危惧を感じたことがありますか。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
▶ 1 感じたことがある	120	28.2%	7	5.7%
2 感じたことがない	303	71.1%	100	81.3%
無回答	3	0.7%	16	13.0%
回答者数		426	123	

¹²⁰⁾ 原文：<http://www.comlaw.gov.au/Details/C2012A00035> [最終アクセス日：2013 年 2 月 5 日]

¹²¹⁾ 資料編 I-2、I-3

「1. 感じたことがある」→(1)日本の弁理士との通信等について何か考慮したことがありますか。当てはまるものを一つ選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
11 ない	48	40.0%	5	71.4%
12 危惧を感じたため、弁理士ではなく、弁護士あるいは外国の弁護士とのみ文書のやりとりをするようにした	46	38.3%	1	14.3%
13 その他	21	17.5%	0	0.0%
無回答	5	4.2%	1	14.3%
回答者数	120		7	

企業向けアンケート問 20-2「外国の裁判等において、依頼主と日本の弁理士との間の秘匿とすべき文書等を秘匿することが認められるよう、相互主義の観点から、日本の裁判において外国の弁理士にも同様の秘匿が認められるべきと思われますか」に対して、選択肢「1 認められるべき」が 69.5%（知財協）であった。

問20-2 外国の裁判等において、依頼主と日本の弁理士との間の秘匿とすべき文書等を秘匿することが認められるよう、相互主義の観点から、日本の裁判において外国の弁理士にも同様の秘匿が認められるべきと思われますか。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 認められるべき	296	69.5%	47	38.2%
2 認められるべきではない	12	2.8%	1	0.8%
3 わからない	116	27.2%	72	58.5%
無回答	2	0.5%	3	2.4%
回答者数	426		123	

弁理士向けアンケート問 18-1（上記企業向けアンケート問 20-1 と同じ質問）に対して、選択肢「1 感じたことがある」が 22.0%であった。「1 感じたことがある」と回答した者に更に「日本の弁理士との通信等について何か考慮したことがありますか」と問うたところ、選択肢「12 危惧を感じたので、弁護士あるいは外国の弁護士を通じて文書のやりとりをするようにした」が 42.7%で、選択肢「11 ない」が 31.6%であった。

問18-1 外国の裁判等において、依頼主との間の秘密とすべき文書等を秘匿できないという危惧を感じたことがありますか。

	件数	割合
1 感じたことがある	579	22.0%
2 感じたことがない	1,931	73.2%
無回答	127	4.8%
回答者数	2,637	

「1. 感じたことがある」→(1)依頼主との通信等について何か考慮したことがありますか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	件数	割合
11 ない	183	31.6%
12 危惧を感じたので、弁護士あるいは外国の弁護士を通じて文書のやりとりをするようにした	247	42.7%
13 依頼主も危惧を感じたので、依頼が終了した	9	1.6%
14 その他	109	18.8%
無回答	38	6.6%
回答者数	579	

弁理士向け問 18-2（上記企業向け問 20-2 と同じ質問）に対して、選択肢「1 認められるべき」が 65.7%であった。

問18-2 外国の裁判等において、依頼主と日本の弁理士との間の秘匿とすべき文書等を秘匿することが認められるよう、相互主義の観点から、日本の裁判において外国の弁理士にも同様の秘匿が認められるべきと思われますか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	件数	割合
1 認められるべき	1,733	65.7%
2 認められるべきではない	41	1.6%
3 わからない	794	30.1%
無回答	69	2.6%
回答者数	2,637	

（2）意見

（日本弁理士会の意見）

- 日本企業が、例えば、米国・オーストラリア、インド、ASEAN の一部等のコモンローの国でディスカバリーが有る国において知的財産権の紛争に巻きこまれた際には、日本法にいわゆる「秘匿特権」の明記の規定がないため、日本の弁理士と相談した法律的事項や鑑定等の文書を、これらの当該訴訟国の裁判所に一方的に提出を求められ開示せざるを得ないという不利な取り扱いを受ける可能性が大きく、現に米国における多くの訴訟でそのような不利な取り扱いを過去には受けてきた。特に、海外における事業展開を進める必要性に迫られた中小企業が今後の訴訟において不利な取り扱いを受ければ、事業の撤退などの深刻な問題となることが危惧される。

これらの諸外国においてその国が認める「秘匿特権」が日本の弁理士に適用されるか否かは、国際礼让（comity）の観点から判断されるとの考えが大勢を占めるため、日本の弁理士法等の規定において、いわゆる「秘匿特権」があることを明記することにより、外国の裁判所においても「秘匿特権」が認められる可能性が高まり、日本企業、特に我が国の中小企業が国際進出を行う際のリスクを軽減することができる。これにより、企業等の依頼者が安心して日本の弁理士に相談することができ、弁理士も

依頼者の事業を総合的に支援することが可能となる。

- 1998 年の民事訴訟法改正を受け、アメリカの裁判所では、民事訴訟法第 220 条第 4 号の新設により、日本での法律において秘匿特権の対象となる文書は裁判所からの文書提出命令の例外となることが規定されるにいたったと認定し、日本の弁理士の作成した文書に対する秘匿特権の成立を認めるケースが発生するに至った。しかし、米国の全ての州の裁判所において、日本の弁理士が作成した法律判断等が記載された文書に対して秘匿特権が認められるか否かは依然として不確実な状態である。
- ディスカバリー制度も秘匿特権も前提としていない日本の民事訴訟法において、日本で文書提出拒否が認められる場合を規定した民事訴訟法第 220 条第 4 号ハ及びニ等に基づいては、訴訟が始まる前に弁理士と依頼者との間で取り交わされた法律的理解やアドバイスなどを記載した文書であって依頼者が所有する文書が証拠提出を拒否できる文書に当たるかどうかは明確とはいえない。依頼者が保有する弁理士の法律判断を記載した文書の提出について、依頼者が提出を拒否できるかどうかについては、明記されていないため疑義が生じている。

また、上記民事訴訟法第 197 条には職務上知りえた秘密について弁理士は証言を拒否することができる旨が規定されているが、民事訴訟法上の証言拒否権と米国等の判例法にもとづくディスカバリー制度下の秘匿特権とはそもそも本質的に異なるものである。

- 米国の訴訟を例にとると、Eisai 判決 (Eisai Ltd, and Eisai Inc. vs. Dr. Reddy' s Laboratories Ltd. and Dr. Reddy' s Laboratories Inc. / 2005.12.21 U.S. District Court Southern District of N.Y.) のように、国際礼让 (comity) の観点から判断するとしているものもある。しかし、Eisai 判決は、VLT 判決と比較して、日本企業と日本弁理士との間のコミュニケーションにおいて、日本弁理士作成の legal advice 記載文書であって、弁理士が保有するものではなく顧客が保有する文書が対象となった点で異なり、民事訴訟法第 220 条第 4 号には秘密文書の所持者が明確に規定されている等の理由から秘匿特権が認められた事案である。

実際には、民訴法第 220 条第 4 号には秘密文書を所持する対象者が明確に規定されておらず、一の地方裁判所が他の裁判所を拘束しないこと、秘匿特権を認めるか否かについては各裁判官の裁量により認定されていることは、VLT 判決と同様である。よって、Eisai 判決によっても、日本弁理士と顧客との間で交わされる文書であって、顧客が保有する文書について秘匿特権が認められるか否かは不確定な状況にある。

- 知的財産の本来的な国際性と我が国企業の海外進出を考慮すれば、複数国での知財訴訟のリスクは増大している一方、秘密が守られるべき情報は一つの裁判地で強制開示されれば致命的な損失となる。
- コモンローの国には米国のみならず、ASEAN を含むアジア諸国があり、今後、企業、

特に中小企業が海外に進出していく上で、具体的事案が起こってからでは遅きに逸し、事前に「依頼者」を保護してグローバル化を促進するためには、「秘匿特権」の明記は重要事項であると考えられる。

- いわゆる「秘匿特権」は知的財産制度のユーザーである日本企業等の依頼人の利益保護に大きく資するものであり、また日本弁理士の国際性を担保し得る重要な要素であるから、弁理士法等に直接的にいわゆる「秘匿特権」に対応する規定を設けることが強く望まれる。

(日本弁理士会推薦委員の意見)

- (外国の弁理士についてはどのように考えているのかという質問に対して) 1つの方向性としては相互主義と言う表現が適切かという点はあるが、日本の弁理士に与えられている権利に関しては、それに相当する海外の資格者であるならばそれを認めるという方向性は、1つの考え方としてある。ただ、日本弁理士会として、海外のアメリカのパテントアトニー、韓国や中国の弁理士等に同じことを認めるかどうかは、そこまで議論していないが、一個人としてはそういう方向性はあると思う。(田村委員)
- (弁理士法 30 条は弁理士の守秘義務を規定し、民訴法 220 条の「文書の所持者」には弁理士ではないクライアントである企業が含まれる。弁理士法 30 条を改正した場合、弁理士の守秘義務の中に、なぜクライアントが入るのが理解できないという意見に対して) 民事訴訟法で明確に書いてあることが望ましい形だと思うが、現行法の解釈では、はっきりわからない部分がある。弁理士が関与することが前提の文書である場合には、弁理士法の中で規定する仕方が一つあって、守秘義務の 30 条が秘匿特権の関連が近いので、守秘義務の 30 条で入れることを提案している。(田村委員)

(その他の委員の意見)

- 弁理士法に秘匿特権規定を創設することについては、わが国の民事訴訟法制度に照らし、慎重な検討が必要である。
① 上記「(日本弁理士会の意見)」の後半で、「我が国において、企業等の依頼人と日本弁理士との間にいわゆる「秘匿特権」があることが明記されていなければ、外国訴訟において日本企業側だけに「秘匿特権」が適用されず、企業等の依頼人と日本弁理士との間の、法律的判断を記載した文書や知財戦略等に関する通信文書が開示されることとなり、そのような開示により日本企業等が敗訴する可能性がある。」と述べている。

この主張における「いわゆる秘匿特権があること」の法律的な意味は明らかではないが、そもそも、「弁護士依頼者秘匿特権」(attorney-client privilege)の規定

を有するのはコモンローの国に限られ、日本を含むドイツ、フランス、スイス等のシビルローの国には、この規定は存在しない。

従って、弁理士法の中に「いわゆる秘匿特権」規定なるものを創設することについては、わが国の民事訴訟法制度に照らして、その位置付け等を含めた慎重な検討が必要であると考えます。（林委員）

- ② 以上のとおり、わが国の民事訴訟制度には、コモンロー上の「弁護士依頼者秘匿特権」(attorney-client privilege) の規定は存在しないが、それにもかかわらず、少なくとも、日本の弁護士については、米国などの attorney に対する秘匿特権を定めるコモンローの国において、「弁護士依頼者秘匿特権」(attorney-client privilege) の適用が一般に認められている。従って、外国における「弁護士依頼者秘匿特権」(attorney-client privilege) の適用如何は、より直接的には、日本の弁理士が米国等において、attorney、patent attorney 又は lawyer ではなく、patent agent であると認識されているかどうかに係る問題ではないかと思われる。

(a) 資料編の資料Ⅳ-6「秘匿特権に関する各国の規定」によれば、「弁護士依頼者秘匿特権」(attorney-client privilege) の規定を有するコモンローの諸国（米国、英国、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール）の中でも、attorney または patent attorney 以外の、patent agent をも、その対象としているのは、ごく例外的に、シンガポールのみである。なお、同表では、英国制度でも patent agent をも対象としていると記載されているが、引用されている Legal Services Act 2007 の § 190 が対象としている Legal professional とは、barrister, solicitor, relevant lawyer であって、patent agent とは規定されていない。

(b) ところで、弁理士会から第5回委員会後に提出された米国判決（VLT Corp. & Victor Corp. v. Unitrode Corp., 194 F.R.D. 8-20 (D. Ma. 2000)）においては、日本の弁理士は、patent attorney と翻訳されているが、attorney ではなく patent agent であるという前提を示した上で、米国では attorney にのみ適用され patent agent には適用されないところの「弁護士依頼者秘匿特権」(attorney-client privilege) が、patent agent である日本の弁理士には適用されるかを論じている。そして、同判決は、当該裁判所は、米国の弁護士依頼者秘匿特権に係る法律（United States law on privilege）が、日本の弁理士との通信文について、米国において弁護士（attorney）に与えるのと同じ保護を与えるかどうかについての法的判断を下す必要はなく、原告は、争点となった書簡に、日本の秘匿特権に関する法律（Japanese privilege law。具体的には民訴法 197 条と 220 条を挙げている。）を適用して、米国特許弁護士から日本の弁理士への助言を求める書簡は弁護士依頼者秘匿特権として保護することが、「連邦法に含まれている重要な方針と明らかに矛盾しないこと」を不足なく証明するだけで十分であると判示している。従って、同判決に照らしても、

我が国の法律において、企業等の依頼人と日本弁理士との間に「いわゆる秘匿特権」があることが明記されていなければ、外国訴訟において日本企業側だけに秘匿特権が適用されないという主張は根拠が乏しいと思われる。（林委員）

- 秘匿特権について弁理士法を改正すればいいのかというのは疑問。簡単だから弁理士法でというのであれば、日本全体の法制度との関係を全く考えていない。あくまで民訴法の解釈でできるのであれば、別に弁理士法を改正する必要はないし、仮に何か手を打つにしても、これは弁理士の守秘義務というよりは訴訟上の問題なので、やはり民訴法で何かするべきではないか。（荘林委員）
- 日本の出願人を、US での係争、訴訟から守ろうとする方向性については歓迎する。ただし、現在の弁理士会の提案（弁理士法を改正する）では、真にユーザー保護が図れるか分からない。よって、現時点では弁理士会の提案に同意しない。

たとえば、US で日本人に秘匿特権が認められない判決があるとして、何故秘匿特権が認められなかったのか？（US の法律の問題なのか、日本の法律の問題なのか、あるいは、単に手続や証拠が稚拙だったのか）、個々の判決を詳細に分析した上での提案ではない。よって、現在の弁理士会の提案で、今後確実に日本人に秘匿特権が認められるとの説明としてはまったく不十分である。単に弁理士の守秘義務として規定すればよいとの提案は安易に思える。

また、秘匿特権は、単に最終生成物である文書だけを保護するものではなく、依頼人と代理人との間で行われたコミュニケーションすべてを保護すべきものである。しかし、US でも、依頼者と代理人間の全てのコミュニケーションで秘匿特権が認められるケースばかりではない。

弁理士会は、秘匿特権について、きちんと秘匿特権の制度趣旨や運用、これまでの判決をきちんと理解、分析した上で、確実に日本人と代理人との間のコミュニケーションや文書が守れる内容で、あらためて提案していただきたい。（荘林委員）

6. 利益相反

（1）日本弁理士会の説明

（i）弁理士法第 31 条第 3 号の解釈の明確化の必要性

弁理士及び特許業務法人の利益相反については、弁理士法第 31 条及び第 48 条に規定されている。

このうち、第 31 条第 1 号、第 2 号（同第 6 号、第 7 号、第 48 条第 1 項第 1 号、第 2 号、同第 3 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号も同様。）は、自分が相手方として関与した

事件については、関与することを禁止する規定である。このような事件は、依頼者の利益保護、弁理士の職務の公正の確保、及び弁理士の品位保持という観点から、関与が禁止される。

また、第 31 条第 3 号（第 48 条第 1 項第 3 号も同様。）は、自分が受任中の事件の相手方から依頼された他の事件を受任してはならないとの規定である。その導入趣旨は、「同じ当事者間で争われる別の事件の場合はもとより、相手方より当該事件とは別の当事者との間の事件を依頼された場合であっても、当該事件を受任している間に、例えば多数の事件を依頼され、或いは多額の報酬等の提供を受けると、弁理士が公正に業務を遂行したとしてもその業務の公正さを疑われかねない行為となるため、このような事件の取り扱いを一律禁止することとした。」¹²²とされている。

ここで、第 31 条第 3 号は、「受任している事件」については、相手方がいる当事者対立構造の事件を前提とするが、「他の事件」については、当事者対立構造事件のみならず、出願事件等の査定系事件も含まれると考えられている。

弁理士業務の実態からすれば、当事者対立構造事件を受任する件数よりも出願事件等の査定系事件を受任する件数の方が圧倒的に多い。また、当事者対立構造事件は、2, 3 年で決着が着くものが多いのに対し、査定系事件は、権利化までに 4, 5 年、その後の権利の維持手続も含めると 20 年近く代理権が継続することになる。したがって一人の弁理士が年間 50 件の出願を扱うとすれば、常に 1,000 件分の査定系事件を受任していることになる。

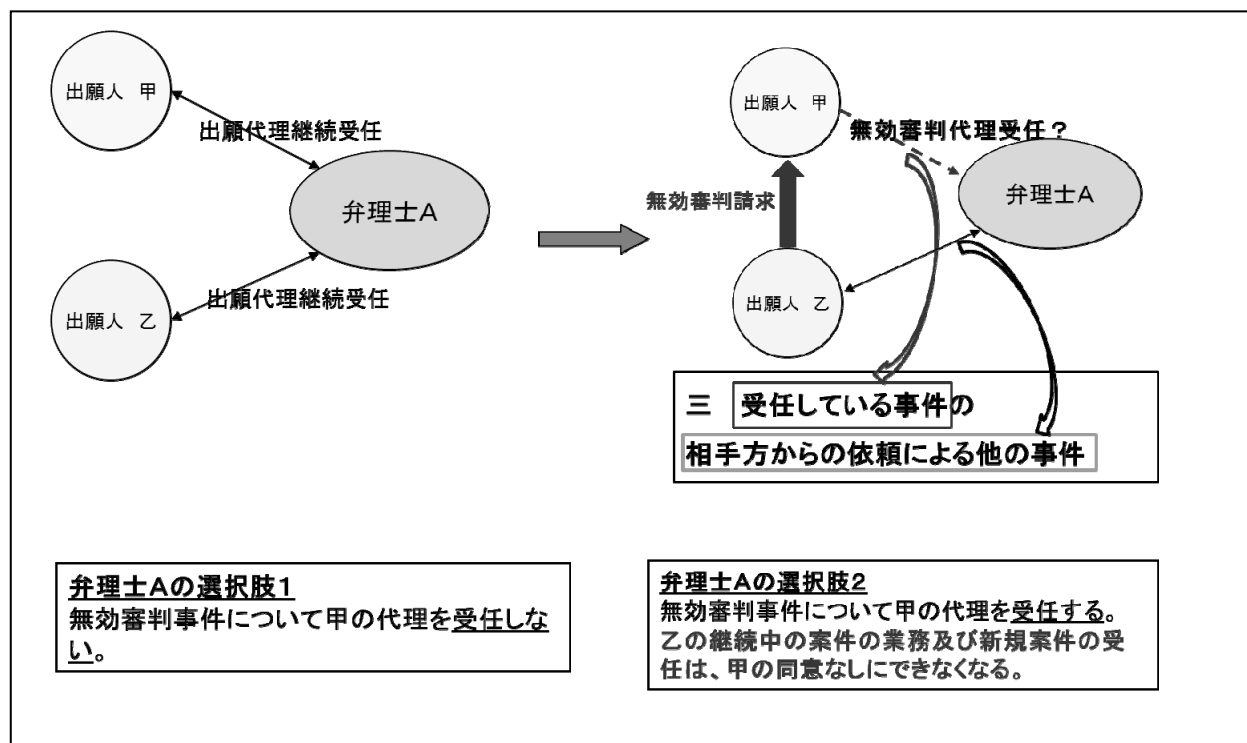
このような査定系事件は、それ自体で当事者対立構造を取るものではないので、直接利害が対立しているという状況にはないが、競合他社との関係では、潜在的に対立構造を取る可能性があり、また、情報管理上の問題も存在する。このため、各弁理士は、依頼者の利益保護、弁理士としての職務の公正、職業倫理上の信頼性維持の観点から、査定系事件の受任に際しても、製品が競合する別々の依頼者から同一の技術分野で競合する製品に関する事件を受任しないように留意をしている。また、日本弁理士会では、このような受任に際して留意すべき点をガイドラインとして弁理士倫理研修テキストで示している。実際、アンケート結果¹²³を見ても、利益相反を理由に出願の手続代理を断られた経験を有するユーザーは、知財協で 32.2%(137/426)、中小企業で 2.4%(3/123)存在し、利益相反により出願の手続代理ができなかった弁理士も 22.5%となっており、査定系事件での利益相反を回避しようという意識は浸透していると考えられる。

異なる技術分野で競合しない製品に関する査定系事件を別々の依頼者から受任しているような場合でも、依頼者同士は、一部競合する製品を取り扱っていることもあるので、下

¹²² 特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室編著、補訂特許庁総務部秘書課「改訂 3 版条解弁理士法—平成 19 年改正法対応—」163 頁 経済産業調査会、平成 21 年 2 月 2 日発行

¹²³ 資料編 I-2 企業向けアンケート問 19、I-3 弁理士向けアンケート問 17

図に示すように、弁理士 A が、不幸にして自己が代理した依頼者甲の特許について、別の依頼者乙から無効審判を請求されることがあり得る。



図表VI-30：弁理士法第31条第3号について（現状の課題）

この場合、無効審判の被請求人として依頼者甲の代理を受任するか、依頼者乙を相手方とする無効審判事件の受任を回避するかは、弁理士 A の判断に委ねられる。特に、依頼者甲が、中小企業、大学、個人等の場合には、一度受任した依頼者甲の特許について最後まで代理人としての責務を果たすべきという倫理も存在すると考えられる。

他方、弁理士 A が依頼者甲の依頼を受任すると、弁理士法第31条第3号の規定により、依頼者甲の同意を得ない限り、依頼者乙からの「他の事件」についての業務が禁止される。確かに、依頼者甲の依頼を受任した以上、依頼者乙からの新規の事件を受任してはならないことは当然のことと言える。しかし、この規定は、「他の事件についての業務」が禁止されると規定されている以上、新規の「他の事件」の受任のみならず、既に受任中の「他の事件」の業務も禁止される。したがって、依頼者甲の要請に従って、弁理士 A が無効審判事件の受任を選択すると、弁理士 A が依頼者甲からの依頼を受任する以前から受任している依頼者乙の事件についてまでも、同人の同意を得ない限り、その代理人を辞任しなければならないことになる。このことは依頼者乙の無効審判請求が発端とはいえ、依頼者乙の利益をあまりにも大きく損ねることになる。また、この問題は、無効審判事件の係属中の「他の事件」の業務についての問題であり、無効審判が終了すれば、問題とはならない事項でもある。

要するに、上述の事例においては、弁理士 A が無効審判の被請求人甲の代理をすることは実質的にできないということになり、依頼者甲に対する代理人として責務を果たすことができない。

(ii) 弁理士法第 31 条第 6 号、第 7 号の改正の必要性

現行弁理士法第 31 条第 6 号及び第 7 号は、特許業務法人の情報管理の実体や各弁理士が関与した事件の範囲とは無関係に、弁理士が過去に所属した特許業務法人が関与した事件に、その弁理士が関与することを一律に禁止している。このため、利益相反規定の適用範囲が必要以上に広く、特許業務法人の実態にそぐわない結果となっている。

弁護士法（第 25 条）及び司法書士法（第 22 条）等の場合には、当該資格者が弁護士法人あるいは司法書士法人に所属して法人の業務に従事していた場合であっても、当該資格者が事件に関与していなかった場合には、「自らこれに関与したもの」という限定を行うことによって、業務の禁止が及ばないこととしている。

(2) 弁理士法第 31 条第 3 号の解釈に関する平成 19 年法改正時の検討結果

以下、「産業構造審議会 知的財産政策部会 弁理士制度小委員会報告書 『弁理士制度の見直しの方向性について』平成 19 年 1 月」から抜粋。

3. 対応の方向

(1) 当事者対立構造をとる事件受任前から受任している事件の取扱について

当事者対立構造をとる事件受任前から受任している事件の取扱について特許出願等の手続きは、権利取得まで数年を要するとともに、その内容も熟知する必要があることから、仮に当事者対立構造をとる事件を弁理士が受任する場合に、当該事件の受任前から受任している当該事件の相手の出願代理等について、当該事件の依頼者の同意がなかった場合にその弁理士が継続して行えないことは、出願人にとっての利益が損なわれるとの意見がある。

しかしながら、依頼者の利益保護、弁理士の品位保持、依頼者と弁理士との信頼関係の保護という利益相反規定の趣旨を踏まえれば、そのような場合に継続して代理業務を行うことはできず、その依頼者の同意があれば許されるとする従来の考え方が自然であり、むしろ、そのような状態にある場合、当事者対立構造をとる事件をそもそも受任すべきではないとの見方すらある。

したがって、当事者対立構造をとる事件を受任する場合には、その相手方から受任していた業務については依頼者の同意がない限り継続することができないとする従来の解釈を維持することが適切と考えられる。

(3) 関連するアンケート結果¹²⁴

企業向けアンケート問 19「弁理士に業務を依頼しようとしたときに、何らかの理由により断られたことはありますか」に対して、選択肢「1 断られたことがある」が 48.6%（知財協）、8.9%（中小企業）であった。「1 断られたことがある」と回答した者へ更に「断られた理由は何ですか」と問うたところ、選択肢「11 利益相反を理由に出願の手続代理を断られた」が 66.2%（知財協）、選択肢「12 利益相反を理由に無効審判の手続代理を断られた」が 15.5%（知財協）、選択肢「13 利益相反を理由に紛争解決（ADR 又は訴訟）の手続代理を断られた」が 5.3%（知財協）であった。

問 19 弁理士に業務を依頼しようとしたときに、何らかの理由により断られたことはありますか。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 断られたことがある	207	48.6%	11	8.9%
2 依頼を断られたことはない	218	51.2%	107	87.0%
無回答	1	0.2%	5	4.1%
回答者数	426		123	

「1. 断られたことがある」→(1)断られた理由は何ですか。当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
11 利益相反を理由に出願の手続代理を断られた	137	66.2%	3	27.3%
12 利益相反を理由に無効審判の手続代理を断られた	32	15.5%	0	0.0%
13 利益相反を理由に紛争解決（ADR又は訴訟）の手続代理を断られた	11	5.3%	0	0.0%
14 利益相反を理由に上記1～3以外の業務を断られた	28	13.5%	1	9.1%
15 業務多忙を理由に断られた	40	19.3%	3	27.3%
16 技術分野の相違を理由に断られた	14	6.8%	1	9.1%
17 その他	10	4.8%	3	27.3%
無回答	1	0.5%	0	0.0%
回答者数	207		11	

弁理士向けアンケート問 17「これまで、利益相反規定に抵触すること又はそのおそれがあることにより、できない業務がありましたか」に対して、選択肢「1 出願の手続代理ができなかった」が 22.5%、選択肢「2 無効審判の手続代理ができなかった」が 4.9%、選択肢「3 紛争解決（ADR 又は訴訟）の手続代理ができなかった」が 1.5%であった。

¹²⁴ 資料編 I-2、I-3

問17 弁理士法には業務を行い得ない事件(いわゆる利益相反規定)が規定されています。これまで、利益相反規定に抵触すること又はそのおそれがあることにより、できない業務がありましたか。下記選択肢の中から当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

	件数	割合
1 出願の手続代理ができなかった	593	22.5%
2 無効審判の手続代理ができなかった	128	4.9%
3 紛争解決(ADR又は訴訟)の手続代理ができなかった	40	1.5%
4 特にない	1,291	49.0%
5 社内弁理士なので関係がない	666	25.3%
無回答	48	1.8%
回答者数	2,637	

(4) 意見

(日本弁理士会の意見)

- 弁理士が企業等の依頼者に対し質の高いサービスを、責任を持って提供することを可能とするため、弁理士の業務環境の改善を図る観点から、中小企業等の多様なニーズにも柔軟に対応できるよう見直しを図るべきである。
- 第31条第3号の「他の事件」には、「受任している事件」の受任時に既に受任していた他の事件及びその事件から派生する他の事件は含まれないことを明らかにすることにより、依頼者甲、乙の利害得失を調整すべきと考える。
 - ・ 改正案(第31条第3号)

三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件(受任している事件の受任時に既に受任していた他の事件及びその事件から派生する他の事件は除く)
 - ・ 改正案(第48条第1項第3号)

三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件(受任している事件の受任時に既に受任していた他の事件及びその事件から派生する他の事件は除く)
- 利益相反を考慮する上で、特許業務法人における情報管理のあり方が重要である。事件の受任に際しても、いわゆるチャイニーズ・ウォール(情報遮断措置)が適切に構築され、依頼者間の情報の混濁(コンタミネーション)が回避できる環境を構築していれば、依頼者の同意のもとで受任できる範囲も広がってくることは明らかである。そのような事情を考慮した上で、現行弁理士法第31条第6号及び第7号(第48条第3項第5号及び第6号も同様。)を見直す必要がある。
- 弁理士法第31条第6号及び第7号並びに弁理士法第48条第3項第5号及び6号の事件が、「自らこれに関与したもの」に限定されるように明確にすべきと考える。

・改正案（第31条第6号及び第7号）

六	社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であって、自らこれに関与したもの
七	社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであって、自らこれに関与したもの

・改正案（第48条第3項第5号及び第6号）

五	社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に他の特許業務法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であって、自らこれに関与したもの
六	社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に他の特許業務法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであって、自らこれに関与したもの

（日本弁理士会推薦委員の意見）

- （コンフリクトが起きても、当事者に伝えることなく業務をしても良いというのは、専門家として問題があるという意見に対して）コンフリクトが起きていることを説明することは必要。ただ、そのときに、結果として、継続しているものをすべて継続受任することが本当に妥当なのかどうかという部分を検討して、やはりそれは乙の不利益にもなるし、または、受任しないということで甲の不利益もある。乙からの継続受任の事件は、対特許庁との関係であり、当事者が対立構造をとっていないのだから、こういう状況が起きてしまうということを問題提起している。（田村委員）
- （上記説明を受けて）（そうすると、コンフリクトについては、当事者の了解を得た上で、業務を行うという前提かという質問に対して）弁理士法の「事件」の解釈が、弁護士と同じような規定ぶりで、基本的には当事者が対立構造をとっていることを前提としているので、査定系の対特許庁と権利取得を行っている手続までのことをすべてこの「事件」の中で広くとらえてしまうと、そういう部分が生じるので、そういう中で受任している事件が当事者系であればコンフリクトが生じていると認識できる。しかし、特許権を取得するという手続だけで見ると、その事件がすべてコンフリクトしているのかというのはまだクリアではない部分があって、その部分の弊害を少しでも緩和したい。（田村委員）
- （上記説明を受けて）何が弊害なのか理解できない。（相澤委員長）

(その他の委員の意見)

- 受任できるかというより前に、ご説明のケースは、この条文で想定しているものとは違うのではないか。ご説明のケースは、弁理士法 31 条 3 号の現に受けている事件の関係で利害対立してしまっている事件で、もともとお互いに依頼者なわけです。結局けんかしているもののどちらにつくかという話だから、仮につくとした場合、当然両方の承諾を得なければいけないのでは。だから、これを勝手にやっていいというのは考えられない。お互い、依頼者同士がけんかしたときにどちらにつくかというのは、当然ではないか。(高橋委員)
- (上記意見に対して) この状況というのは、新しい対立しているものの事件であれば、当然どちらにつくのかということにはなるが、従来から受任している出願代理継続受任のような手続は、全く対立していない。それをあるとき、当事者が対立したら、対立していないものもすべて整理して、受任しますとか、そういうことまでしないといけないのか。かかる状況は、かなりの件数を継続的にやってきた場合には、起こりやすい。(田村委員)
- コンフリクトチェックについて、弁理士と弁護士の仕事の仕方の違いというか感覚の違いを感じる。依頼が来たときには、まず利益相反関係に立つ場面があるかを所内でチェックして、コンフリクトチェックの結果、事件を受けられないケースは、どの弁護士でも日常的に行っている。だから、弁理士会はこの場合に、「断っているのでしょうか」とおっしゃるが、逆に、「受けられない」という方が常識だ。(林委員)
- (上記意見に対して) 受任している状況というのは、無効審判請求の代理を受ける場合には説明をするというのは当然必要なこと。(田村委員)
- 現在の条文でも「受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない」と規定されており、その時点で依頼者がチェックできる。依頼者に話をして、依頼者が、それでも、「今までの事件処理を継続して頂いた方がいいから、貴所とは続けます」と言って同意するか、それとも「いや、貴所とはやめます」と言うのか、そこで依頼者に選択してもらうのが同意のプロセスになっている。だから、「当然説明する」なら、現在の条文を変える必要はないはず。(林委員)
- (1) 日本弁理士会は、弁理士法第 31 条第 3 号を「受任している事件の相手方からの依頼による他の事件（受任している事件の受任の受任時に既に受任していた他の事件及びその事件から派生する他の事件は除く）」に改正するべきであると述べている。しかし、当該改正内容は、依頼者の利益保護を図った当初の立法趣旨に著しく反するものであり、同趣旨を定めた弁護士法（25 条 3 号）との均衡も害するので、許されるべきではない。(高橋委員)
- (2) 日本弁理会の意図は、相手方から受任中の出願手続等の継続的依頼業務については 31 条本文ただし書に規定される依頼者の同意を得ることなく、弁理士の自由な選

択により引き続き業務を行える地位をえることをその目的としている。依頼者の同意を不要とする以上、日本弁理士会の提案は、依頼者に対する説明義務も発生しないことを前提としているものと思われる。

しかし、当事者の利害が対立する事件の一方の利益を擁護するため委任関係を結んだ以上、他の事件といえども相手方と同時期に委任関係を継続することは、依頼者に不信を与え委任関係における信頼関係を害することは明らかである。これを依頼者が知らない場合は、もっと深刻になろう。弁理士法 31 条 3 号は、信任関係を基礎とする業務遂行における受任者が守るべき当然の事項を規定したものであり、それは依頼者の利益を保護するためにあるから、依頼者の同意が得られない以上、相手方の他の事件を遂行することはできないものとしなければ、信任関係を基礎とする弁護士や弁理士の制度は崩壊する。日本弁理士会は、説例事例において依頼者乙の利益を損ねると言うが、その原因は弁理士が事件の一方当事者の利益擁護のために、いずれも信任関係がある一方に加担したことによって生じたものであり、適切な論拠ではない。

日本弁理士会が提示する説例の事案においては、法律上の禁止業務規定の問題とは別の問題として、双方委任関係にある依頼者間の事件において一方の利益を擁護するために事件に関与するのであれば、一方当事者から事件受任する前に、当事者双方から同意を得ておくべき事案である。(高橋委員)

- (3) 同旨を規定した弁護士法 25 条 3 号については、弁護士及び弁護士会において当然の立法として定着している。現在、弁理士は付記弁理士として特定侵害訴訟において弁護士との共同代理が認められていることからすると、弁理士が当事者の利害が対立する事件性ある事件に関与する機会がますます増えるものと思われる。弁理士はかような状況にあることを深く認識すべきであって、弁理士のみが弁理士法 31 条 3 号の規制を逃れたいと考えることは、付記弁理士制度の創設に逆行するものであり、身勝手な提案と非難されるだけである。(高橋委員)
- コンフリクトの回避、調整は、もともとはクライアントが弁理士に対して信頼を維持するための大前提であると考ええる。

今回の弁理士会の提案は、弁理士の側から、クライアントに対して信頼感を与える努力を放棄するものと受け止める。JIPA は、今回の弁理士会のこのような姿勢について強い懸念を表明する。

仮に個別の事務所が、今回の弁理士会提案のような行動をした場合には、クライアントとしては、その事務所単独の問題として仕事を引き上げるだけであろう。しかし、本委員会の場で、弁理士会としてこのような提案をするのなら、クライアントとしては全ての弁理士に対して信頼感を持ち得ないという状況になりかねない。

よって、利益相反行為に関して、今回の弁理士会の提案には強く反対する。(荏林委員)

- 利益相反行為についての制限は、専門家の依頼者に対する誠実さを保障しているものであり、この利益相反行為についての制限を緩和することは専門家としての弁理士の信頼性に関わる問題であることが理解されなければならない（相澤委員長）。

（５）関連するヒアリング結果¹²⁵

- 中小のクライアントに対しては、コンフリクトの問題等があって大手の特許事務所では対応を躊躇することが多い。そのようなクライアントに対応できるように、弁理士業界としては、弁理士数人規模の事務所の活性化を考えて行く必要があるのではないか。そのような規模の事務所では海外情報を入手することなど、単独では難しいこともあるだろうから弁理士会等のサポートも必要になるであろう（大手特許事務所）。
- 弊所のクライアントには中小企業も多いが、コンフリクトの問題があって悩ましい。出願から登録までの業務では、実際にクライアントが争っていないのであるから、コンフリクトが発生していないと解釈してもよいのではないかと。現に訴訟で争っている２つのクライアントから同時に受任できないことは当然だが、現に争っていない状態で、かつ、クライアントに説明して了解が取れているのであれば、両者から受任してもよいと考える。かかる場合、当然、両者を担当する弁理士を分け、情報のコンタミネーションが生じないようにする物理的な環境を用意する配慮は必須である（大手特許事務所）。

７．懲戒手続

（１）現状把握と論点整理

（い）懲戒制度の概要

弁理士は、公の行政及び司法作用の一翼を担う公共性の高い職種であり、国が適正な資質を有する者に限ってその資格を付与している。したがって弁理士が業務等を正しく遂行せず、弁理士法に違反した場合等には、行政処分として懲戒処分を科すことが定められている。

さらに、懲戒処分が行われたときは、これを国民に周知することで処分の実効性を高め、依頼者等が不測の損害を被らないようにするため、官報公告（弁理士法 36 条）及び日本弁理士会ホームページ（弁理士ナビ）における公開がなされる（同法 77 条の 2、同法施行規則 34 条 9 号、10 号）。

¹²⁵ 資料編Ⅱ Q16。資料編Ⅰ-2 企業向けアンケート問 19、Ⅰ-3 弁理士向けアンケート問 17 に関連して

経済産業大臣が懲戒処分を行うことができるのは、弁理士が同法や同法に基づく命令に違反した場合、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があった場合（特許業務法人は、同法や同法に基づく命令に違反した場合、又は運営が著しく不当と認められる場合）である。その種類は、①戒告、②2年以内の業務の全部又は一部の停止、③業務の禁止（特許業務法人においては解散）であり（同法32条及び54条1項）、各処分の適用基準は、平成20年7月に特許庁が定めた「弁理士及び特許業務法人に対する経済産業大臣による懲戒処分に関する運用基準」¹²⁶（以下「懲戒運用基準」という。）によって定められている¹²⁷。

弁理士法に基づく懲戒処分に際しては、以下の手続を経る必要がある。なお、それぞれの手続に関する期間は個別案件によって異なるが、過去の処分例に基づく目安の所要期間を以下に示す。

懲戒処分に際して必要な手続	所要期間
①懲戒手続の開始 ➤請求（弁理士法33条1項） ➤職権（弁理士法33条3項）	—
②事実関係の調査 （弁理士法33条2項、3項、34条） ➤関係者の事情聴取や書面の回答要請など ➤当該弁理士に対する業務報告命令（必要に応じ）	7～21月
③聴聞の実施 （行政手続法13条、15条／弁理士法33条4項）	1月
④工業所有権審議会からの意見聴取 （弁理士法33条5項）	1～3月
⑤懲戒処分の実施、官報公告 （弁理士法32条、36条）	1～3月

図表VI-31：懲戒処分に際して必要な手続と所要期間

（ii）戒告処分の概要

上記懲戒の種類のうち、戒告処分は、違反事実に関して当該弁理士に戒告を行うだけで

¹²⁶ http://www.jpo.go.jp/shiryou/ki_jun/ki_jun2/unyouki_jyun.htm [最終アクセス日：2013年1月4日]

¹²⁷ 日本弁理士会会則第49条に基づく処分実績については資料IV-7を参照。

各士業における懲戒制度については資料IV-8を、各士業における懲戒実績については資料IV-9を参照。

弁護士については行政庁による懲戒制度はない。各弁護士会における懲戒処分件数の合計は、2010年・2011年ともに80件。http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/autonomy/data/2011kouki_tyoukai.pdf [最終アクセス日：2013年1月16日]

あるので、弁理士業務や弁理士の資格についての具体的変動は生じない。しかしながら、（i）で述べたように、懲戒処分が行われたときは、その事実が官報で公告され、日本弁理士会のホームページ（弁理士ナビ）でも公表されるため、依頼しようとする者の利益を保護することになり、ひいては、弁理士の信用にも関わることとなる。

戒告処分を行う場合、行政手続法の下では、聴聞を行うことは必要とされていないが（同法 13 条 1 項）、弁理士法に基づく戒告については、当該処分が弁理士にとって重大な不利益処分であることから、聴聞の手続を要することとされた経緯がある（同法 33 条 4 項）。

他士業¹²⁸のなかで、戒告処分を科す場合に聴聞を必要とするのは、公認会計士と社会保険労務士のみである。

（iii）戒告処分の対象となりうる行為類型

「懲戒運用基準」は、慢性的な予納¹²⁹残高不足を戒告処分に相当する職務怠慢・注意義務違反行為の一例として掲げている。近年、予納残高不足を来した弁理士の人数は以下の表のとおりである。

このような場合、戒告処分及びその事実の公表に至る手続に相当な期間を要することから、このような弁理士が受任を続けることで、依頼者等が不測の損害を被るおそれが続くことになってしまう。

予納残高不足の月数	人数		
	平成 22 年 10 月	平成 23 年 10 月	平成 24 年 10 月
1 か月以上 5 か月未満	4	9	17
5 か月以上 10 か月未満	1	6	1
10 か月以上	1	0	2

図表VI-32：予納残高不足を来した弁理士の人数

（iv）対応の方向性の検討

弁理士の職務の公共性に鑑みると、長期的又は慢性的に予納残高不足の状態が続いた場合、当該弁理士を適時に処分対象とすべきであると考えられる。また、当該弁理士の行為により依頼者等に不測の損害が及ぶことを防ぐため、そのような事実を速やかに公表することが必要である。そのためには、以下のような対応が考えられる。

¹²⁸ 法律により資格者団体の設立が義務づけられ、同団体に加入しなければ資格者としての業務を行えない 8 士業のうち、所属弁護士会及び日弁連に懲戒権限のある弁護士を除く 7 士業。以下同じ。

¹²⁹ 納付すべき手数料等の見込額をあらかじめ特許庁に納めておき、手続者の申出により、個々の手続に係る手数料を予納された額から引き落とす制度（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 14 条、15 条）

- (ア) 特許庁において義務違反の事実が明確に把握でき、証拠の収集も容易な非違行為については、手続保障を手厚くする必要性は比較的低い。むしろこのような類型の処分について手続の迅速性を優先するため、戒告手続については行政手続法の原則どおり、聴聞を行うことなく、弁明の機会を付与することで足りるとすべきではないか。
- (イ) 上記のような事例については、審議会における議論においてその手続の中立・公平性を担保する必要性も比較的低いことから、戒告の手続に際しては審議会への諮問を不要とすることも考えられるのではないかと¹³⁰。
- (ウ) 一般の懲戒とは別に、予納残高不足をはじめとする特別の行為類型に対して迅速に対応するための規定を新設することについてどう考えるか¹³¹。
- (エ) 懲戒制度に関する同審議会の運用の見直しだけで対応可能かと¹³²。
- (オ) 予納残高不足などの非違行為を行った弁理士の情報を特許庁から日本弁理士会に定期的に提供することにより、日本弁理士会における処分に対応するとの考え方もありうるが、果たして同会による処分が制裁としての抑止効果をもちうるか。また、公益を害する行為である対特許庁の非違行為に対し、自治的観点から行われる同会による処分に対応することの是非をどう考えるか。

(2) 意見

(日本弁理士会推薦委員の意見)

- 懲戒は経済産業大臣が処分するものだが、弁理士会の中にも別途、会員の処分制度がある。会長の発意又は何人も行える処分請求によって、会員を処分すべきか否かの判断が行われる。例えば処分請求があると、綱紀委員会で事実関係が調査され、審査すべき事実がある場合には審査委員会で審議される。この審議結果は会長を拘束する。また、日本弁理士会では苦情処理を行うコンプライアンス委員会を設けて処分対象者発生の事前抑制にも力を入れている。弁理士会の中にも会員の処分の規定があり、会の中で処分を行っている。ここ¹³³では大臣の処分の数字には出ていないだけ。(田村委員)
- (退会処分された方が再入会を申請された場合の取り扱いに関する質問に対して) 登録を認めるかどうか、弁理士会の中で登録の判断をするのとあわせて、問題がある場

¹³⁰ 他士業で、懲戒処分の際には審議会への諮問が必要とされているのは、弁理士のほか公認会計士と税理士のみ。ただし、司法書士と土地家屋調査士に対する懲戒権者は法務局又は地方法務局長、行政書士に対する懲戒権者は都道府県知事とされている。

¹³¹ 他士業では、公認会計士法(30条、31条)、税理士法(45条、46条)、及び社会保険労務士法(25条の2、25条の3)が、まず特定の義務違反行為とその懲戒の種類について定め、続いて一般の懲戒について規定している。

¹³² 工業所有権審議会運営規程においては、懲戒案件に関しては、懲戒部会と弁理士審査分科会の議決が必要とされている(同規程11条、8条)。

¹³³ 資料編 IV-7 を指す

合には登録審査会を開いて、外部有識者、弁護士にも入っていただいて判断する。

(田村委員)

- (その場合、退会になった理由は当然考慮されますかという質問に対して) 一旦その会員に対する懲罰は既に終わっているのです、それらも考慮しながら総合的に判断する。
(田村委員)
- (処分の手続に関する質問に対して) 会内の処分は、処分請求があると、事実関係を調査して、その調査の結果、慎重に判断すべきだということであればその処分を司るコンプライアンス委員会や、その結果が客観的に妥当かどうかを判断する審査委員会を経て最終的な処分に至る。苦情等も含めても、件数が全体的に少ないというのは1つの特徴です。年に10件、苦情を入れるともうすこし30件40件という数字が出てくる場合もあるかもしれない。(田村委員)
- (会員の権利停止の処分内容に関する質問に対して) 会員の権利停止の場合は、月とか、年とかという一定の期間に会員としての権利、例えば総会に参加する権利、会員に与える優待への参加する権利の停止です。業務停止ではない。(田村委員)
- (過去の退会処分が2件について経済産業大臣に対する懲戒請求をしなかった理由は何か、という質問に対して) 退会で足りるという判断をしたのだと思う。(田村委員)

(その他の委員の意見)

- 弁護士については、懲戒制度が機能しており、その結果を公開している。日本弁護士連合会のウェブサイトでは懲戒結果について詳細な統計が毎年公開されている。2011年の新受で受けた懲戒請求事案の件数が1,885。各都道府県の単位弁護士会の委員会で審査した上で、懲戒処分、戒告、業務停止、退会命令、除名の処分者が2011年だけで80名。それに対する不服申立の制度として、日弁連の綱紀委員会、懲戒委員会があり、裁判官や検察官も入って審査している。これに対して、弁理士については懲戒制度が機能しているとも思えない。

データによれば、弁理士の懲戒処分はこの2年でゼロとなっている。さすがにゼロということはないのではないか。予納残高不足だけが懲戒事由の例として挙がっているが、それだけでなく、年金維持管理を怠って権利を喪失したとか、審決取消訴訟の提訴期間を徒過したとか、利益相反違反があったとか、そういった事案がないわけではないと思う。一人でなさっている弁理士がお亡くなりになったりして、依頼者が困ってしまったという会社の話も聞く。懲戒対象事案が埋もれているということは、懲戒制度が機能していないということなので、実際、機能するにはどうしたらいいかという点で、必要な法改正であれば速やかにするべき。

本来弁理士会には、第一次情報がユーザーから来るはずなので、それがうまく特許庁とつながって、懲戒制度が機能するようにすべきではないか。(林委員)

- 弁理士会内の処分については、その手続も結果も一切、公開されていない。しかも、資料VI-7によれば、平成23年までの過去3年間の処分実績は毎年1件のみで、経済産業大臣に対する懲戒請求は3年間通してゼロである。(林委員)
- 弁理士会の説明によると、弁理士会における懲戒の実情が詳らかではない。懲戒は、弁理士の専門家としての責任を担保する制度として、重要であるので、弁理士会における懲戒の実情を詳らかに、説明して欲しい。(相澤委員長)

8. 弁理士の使命

(1) 日本弁理士会の説明

現在の弁理士法は平成12年に全面改正が行われたが、平成14年には「知的財産基本法」が制定され、我が国は知的財産立国の実現に向けて、大きく歩み始めたところである。近年においては、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現することが不可欠である。

現在の弁理士法には、目的条項（弁理士法第1条）はあるが、使命条項は設けられていない。隣接法職種 of 法律を見ても、目的条項か使命条項の何れか一方の規定しか設けられていないのが現状である。

しかしながら、弁理士法の目的条項は、「この法律は、弁理士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを目的とする。」となっており、法律制定の趣旨は明記されているが、弁理士の使命について明示しているものではない。

また、弁理士法第56条第2項には、日本弁理士会の役割として「弁理士会は、弁理士の使命及び職責にかんがみ、弁理士の品位を保持し、弁理士の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。」と記されているが、「弁理士の使命」についての条文が記載されていないのは、法律として明確でないとの指摘もある。

(2) 意見

(日本弁理士会の意見)

- 弁理士は、知的財産を専ら扱う専門家の中で、唯一の国家資格である。我が国が知的財産立国を実現するには、弁理士が個人を超えた高い使命感を持ち、率先して知的財産の創造、保護及び活用に関与することが重要である。
- 弁理士制度が対象とする業務も「工業所有権」としか言及されていないことから、知的財産立国の実現を担う国家資格としては、不十分と言わざるを得ない。
- 弁理士が、知的財産基本法にいう「知的財産の創造、保護及び活用」を専権業務又は標榜業務とする専門的知識を有する人材であることを明らかにすると共に、社会に対して、より高い職責を使命として表明することにより、積極的に知的財産基本法の目的を推進し、もって、活力ある経済社会の実現を図るべきである

そのためには、弁理士法の目的条項（弁理士法第1条）や職責条項（同法第3条）などに、弁理士が知的財産制度の担い手であり、国富を豊かにする担い手等としての社会的使命があることなどを明文化する。

一例として、以下のように、目的条項の改正に加えて、使命条項を新設し、職責条項を改正することを希望する。

(目的) 改正案

第一条 この法律は、弁理士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、知的財産の適正な創造、保護及び活用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを目的とする。

(使命) 新設

弁理士は、国際的な視野に立脚し、知的財産の創造・保護・活用と、知的財産制度の健全な運用・発展に寄与することにより、産業の発展と国民生活の向上に貢献することを使命とする。

(職責) 改正案

第三条 弁理士は、常に品位を保持し、内外国の知的財産に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

(日本弁理士会推薦委員の意見)

- （使命条項により、これから具体的にどういう使命を果たしていくつもりかという質問に対して）使命に関して、既に自分たちの意識では持っており、実際に業務としても知的財産全般に関しての関与をしていかなければならないと考えている。しかしながら、会員の中には、そのような問題意識が乏しい人もおり、弁理士が社会の期待に十

分な役割を果たせない場面もある。また、弁理士の社会的使命が明確になって、そのような役割に貢献したいと意識する人が弁理士に集まりやすくなる効果も期待できる。弁理士の社会的意義をより明確にするためにも、使命条項を補強する改正をお願いしたい。(田村委員)

- (使命についてどうしたいのか、使命条項がなぜ必要なのかの立法事実がわからないという意見に対して) 知的財産立国を目指すという我が国の大きな目標があり、しかも、知的財産のかかなりの部分に弁理士が関与しているという事実がある。これらを踏まえ、弁理士には知的財産立国を目指す中核的な役割があることを弁理士法に組み込むことは、国の一つの大きな方向性を示すという意味で、社会的にも、国際的にも意味があると考えます。(田村委員)

(その他の委員の意見)

- (1) 弁理士会は、弁理士法に、弁理士の果たす使命または職責の対象として、「知的財産」の文言を明記すべきと提言しているが、以下の理由により反対である。(高橋委員)
- (2) 知的財産基本法は、知的財産の範囲について工業所有権を超えて植物新品種、著作物その他の人間の創作的活動により生み出されるもの、商号、営業上の情報などに拡大された領域を定義し、知的財産の重要性にかんがみて国家機関や地方公共団体あるいは大学、事業者等の職責を定めている。そして、国の知的財産制度を担う民間の人材は、弁護士、弁理士のほか広く創造力豊かな人材の育成が期待されているところである。弁理士は日本の知的財産制度の担い手の一部にすぎず、業法である弁理士法の中に職責条項であれ、目的条項であれ知的財産の文言を明記することは、広く人材の育成と確保を図った知的財産基本法の趣旨に沿わない。

また、弁理士法の職責条項または使命条項において知的財産の文言を明記することは、国民に対して、弁理士がその職務の範囲にない著作権や営業秘密の保護ないし不正競争防止法一般に関する民事的紛争の処理を業として取り扱えるかのごとき誤解を与えるおそれがあり適切でない。(高橋委員)

- 弁護士(＝法律の専門家)と弁理士(主として産業財産権の出願代理の専門家)とが、共にそれぞれの専門性を生かして協働し、より良い成果を出すという現在の役割分担で何か問題があるのか。弁理士会は弁理士法第1条に目的規定を設け、知財基本法に定める知的財産権全般を明記することにより、従来の工業所有権という基本枠を取り払い、“知財専門弁護士＝弁理士”という位置付けを希望しているように思われるが、そのようなことをユーザーは望んでいない(アンケート結果や荘林委員の意見)。弁理士が知財弁護士としての地位を求めるのであれば、司法試験による法曹資

格を取るのが筋である。米国での patent attorney は bar exam に合格した法曹資格者を前提としている。（林委員）

- 企業向けアンケート¹³⁴によれば、弁理士に依頼した業務のトップは産業財産権の出願代理であるが、それについても「能力にばらつきが大きい」という回答が、知財協会で 42.5%もある。弁理士は産業財産権の出願代理の専門家たるべきであり、使命条項や業務範囲の拡大を図るよりも、コア業務である出願代理の充実を図る方が先決ではないか。（林委員）
- 趣旨がよく理解できないところがある。単なる弁理士の要望なのか、課題がどこにあるのか、ユーザー目線なのか、そのバックボーンがわからない。（生島委員）
- 今回の弁理士会の提案は、特許庁への出願代理という弁理士のコア業務を重視し、クライアントに対するサービスの質を高めていただきたいというユーザーの要望に沿っていないと考える。

まず、弁理士は特許庁に対する出願、権利化の代理業務を専権とする資格であることを再確認すべきである。すなわち弁理士とは、決してグローバルに事業を展開しようとする一部の企業のため、あるいは日本へ出願してくる外国企業のためだけにある資格ではない。弁理士に対するクライアントには、日本のマーケットだけを対象とする企業も、多々存在することを忘れてはならない。弁理士は、広く日本出願人のために業務を行うべきである。

しかし、今回の弁理士会の提案はむしろ、外国出願を行う一部の出願人のみに対してサポートを強化する意図と解釈されうる。このように、ことさらに一部の出願人を重視しようとする意図しているような今回の提案には強く反対する。JIPA はユーザー代表として、弁理士の使命条項を変更する必要はなく（むしろ変更すべきではなく）、弁理士は全ての日本人のために等しくサービスを提供すべきと考える。（荏林委員）

- 使命条項で考えられている弁理士の具体的な使命とはなにかということを明らかにして欲しい。（相澤委員長）。

9. 非弁行為

（1）日本弁理士会の説明

弁理士が行う特許・実用新案・意匠・商標に係る出願業務は、業務遂行に専門的な知見を必要とするだけでなく、依頼者の産業財産権の保護・活用を図る上で極めて重要な業務である。また、産業財産権は、権利者以外の第三者たる国民にも多大な影響を及ぼすことから、適正な権利取得を実現するために、弁理士や特許業務法人でない者がこれらの業務

¹³⁴ 資料 I-2 問 2-1

を行うことは制限されている（弁理士法第 75 条）。

すなわち、同法第 75 条は、弁理士以外の者（以下、「非弁理士」という）が、他人の求めに応じ、報酬を得て同条所定の行為を行うこと（以下、「非弁行為」という）を禁止するいわゆる専権規定である。

しかしながら、非弁理士が依頼者の求めに応じて代理人として同法第 75 条に規定する弁理士業務を行っている実態がある。これらについては、パトリス等の検索によって氏名等の情報を捕捉することが可能であるが、代理行為の対価として報酬の受渡しが行われたか否かまでは捕捉できない。

そのため、弁護士・弁理士以外が代理人となっており非弁行為の疑いが高いケースであっても、報酬の受渡しの確証を得られず、商標登録出願手続についてみると、以下の表のように日本弁理士会からの警告書の発送数は被疑人数に対し 1 割程度にとどまっている。

年度	弁護士・弁理士以外の 代理人	弁護士・弁理士以外の 代理出願件数	警告書発送数
2006	98 人	485 件	8 件
2007	158 人	611 件	38 件
2008	130 人	945 件	9 件
2009	135 人	295 件	14 件
2010	107 人	284 件	5 件
2011	144 人	405 件	7 件
合計	735 人	3,022 件	81 件（11%）

図表VI-33：警告書の発送数

（２）意見

（日本弁理士会の意見）

- 弁理士でない者により出願業務等が恒常的に行われている事実があり、このような非弁行為を放置することは、依頼者だけでなく国民全体の利益を損なうことが危惧される問題である。

「他人の求めに応じ報酬を得て」に対応する文言を有しない他士業法（司法書士法、税理士法、土地家屋調査士法）もあることから、非弁行為を抑制するためにも同法第 75 条から「報酬を得て」という文言を削除すべきである。

それにより、情報検索等によって把握した者を直ちに非弁行為を行った者として推定し、取締りの強化を図るべきである。ただし、弁理士法の専権規定から「報酬を得て」という文言を削除した場合であっても、同法第 79 条（刑事罰）の認定には慎重な運用をすることが求められることは言うまでもない。

なお、このことは、本人出願行為を禁じる趣旨ではないため、同法第 75 条の「他人の求めに応じ」という要件は現行どおり存置することが必要である。

(委員の意見)

- まず、弁理士は特許庁への代理業務を専権で行う資格であることを再確認すべきである。弁理士とは元々、質の悪い代理行為によって出願人が被害を受けないように、すなわち出願人を保護するための資格であることを再確認すべきである。

したがって、庁への代理行為を無資格者が行っている現状があれば、それについては取り締まる必要があるとは考える。しかし逆に、このような行為以外を取り締まる必要は無いし、そのような取り締まりをも認めるべきではない。

今回の弁理士会の提案は、果たして本当に出願人に不利益が生じたかどうかを問うことなく、単に弁理士会の都合で取り締まりやすくするという内容であると理解する。

本来、弁理士がプロとして、圧倒的な質の良さ、きちんとした手続、適正な料金をクライアントに提供すれば、質の悪い非弁行為は自ら消滅すると考える。

よって弁理士会は、まずは弁理士がきちんとした質の高いサービスを提供すれば、このような非弁行為が行われる余地は無いことを真摯に受け止めていただきたい。他を取り締まることを考える前に、自らの業務の質を上げること、国民が質の高いサービスを受けられるには何が必要か、という観点から考えていただきたい。ともあれ、今回の弁理士会の提案内容であれば、この改訂を認める必要はないと考える。

また、この委員会で何度も表明していることであるが、企業は本人出願、あるいはホールディング会社が事業会社の特許管理までを行うなど、様々な態様で出願、権利化の業務を行っている。弁理士会は、「本人出願を邪魔するつもりは無い」との意見を表明しているものの、法律／ルールはいったん改正されると、その趣旨が忘れられて一人歩きするおそれがあることを忘れるべきではない。企業は、いかなる意味でも、企業が行っている業務に、現在も将来も影響が及ぶことは受け入れがたい。

以上 2 つの点から、今回の弁理士会の提案には反対する。(莊林委員)

10. 弁理士自治の一部拡充

(1) 日本弁理士会の説明

① 大臣の総会決議取消権

現在、日本弁理士会会則（以下、「会則」という。）を変更する際、一部の会則変更には、経済産業大臣の認可が必要とされている（弁理士法第 57 条第 2 項）¹³⁵。また、会則の変更には、会員である弁理士が参加する総会の決議が必須とされている（同法第 65 条）。旧弁理士法では、会則変更の際、全ての事項について通商産業大臣の認可が必要とされていた。しかし、平成 12 年の弁理士法改正において、弁理士会の自主的な活動を促進する観点から、認可事項は、弁理士会の適正な運営に大きな影響を及ぼす基本的な事項に限定されている。

条解弁理士法では¹³⁶、弁理士法第 72 条の趣旨について、『弁理士会は会員である弁理士により自主的に運営されることが妥当であるが、経済産業大臣は、弁理士会を監督している以上、仮に弁理士会がその運営を誤った場合、監督権を行使し、その改善に努めることが必要である。本条は、会の運営に特に影響を与えるものが、役員と総会決議であるため、役員の行為や総会決議が、弁理士に関する法令又は会則に違反したり、公益を害すると認められるような場合の経済産業大臣の監督権限を規定するものであり、旧施行令で規定されていたものを法律に規定したものである。』と記述している。

現在、大臣の総会決議取消権を規定している他士業法は、公認会計士法、税理士法、社会保険労務士法である。一方、弁護士法、司法書士法、行政書士法、土地家屋調査士法には総会決議取消権は存在しない。また、日本弁理士会の重要な事項に係る会則変更に際しては、経済産業大臣の認可権限と総会決議取消権（同法第 72 条）の 2 つの権限が重複して働くことになる。

② 大臣の役員解任権

弁理士法第 72 条は、「経済産業大臣は、弁理士会の総会の決議又は役員の行為が法令又は弁理士会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議の取消し又は役員の解任を命ずることができる。」と規定している。

他士業法を見ると、このような大臣の役員解任権を規定しているのは、社会保険労務士法と弁理士法だけであり、弁護士法、司法書士法、行政書士法、土地家屋調査士法には、このような規定は存在しない。また、公認会計士法、税理士法には、かつては役員解任権

¹³⁵ 会則改正で大臣の認可が必要な項目は、会員の種別及びその権利義務に関する規定、役員に関する規定、会議に関する規定、弁理士の登録に関する規定、登録審査会に関する規定、会員の品位保持に関する規定、会員の研修に関する規定（継続研修のみ）、実務修習に関する規定（弁理士法施行令第 5 条）。

¹³⁶ 特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室編著、補訂特許庁総務部秘書課「改訂 3 版条解弁理士法—平成 19 年改正法対応—」266 頁 経済産業調査会、平成 21 年 2 月 2 日発行

が規定されていたが、税理士法は平成 14 年¹³⁷に、公認会計士法は平成 16 年¹³⁸に、いずれも廃止されている。

③ 継続研修の実施計画

弁理士法第 31 条の 2 は、「弁理士は、経済産業省令で定めるところにより、日本弁理士会が行う資質の向上を図るための研修を受けなければならない」と規定している。そして、この継続研修の実施計画は、事前に経済産業大臣の承認が必要とされており、年度の初めまでにその 1 年間の実施計画を策定しなければならない（弁理士法施行規則第 28 条第 1 項）¹³⁹。

いまの世の中で 1 年後に何が起きるかを予測して、実施計画を提出し、その承認を得て、その枠内でしか研修ができないというのは全く実情に即していない。平成 24 年度の実施計画からは多少の柔軟性確保が図られ、研修実施に際しては、知的財産推進計画、制度などの法改正、重要判決等については、随時継続研修として認定していくこととされているが、やはり内容が限定的である。知財に係る事件や、諸外国の制度・運用の動向など、タイムリーに様々な内容の研修を実施するうえでは、依然として制約が多いと言わざるを得ない。また、既に申請した実施計画の変更については、研修開催場所の変更（例えば、「東京」から「大阪」への会場変更）が認められないなど、制約も多い。

（２）意見

（日本弁理士会の意見）

- 弁理士制度が社会の要請に柔軟に対処していくためには、国が関与して制度を改革するだけでは不十分であり、弁理士自身が弁理士制度の設計や運営に積極的に関与す

¹³⁷ 税理士法の一部改正にかかる第 151 回国会・参議院財政金融委員会の政府参考人の説明（平成 13 年 4 月 5 日）

『我々も国税庁として日税連と御相談させていただきましたが、我々、日税連等の創設以来ちょうど五十年余の歴史から見ましても、極力自主的な運営をやる、そういう実力も能力もありますし、現在の行政庁と日税連の信頼関係を考えますと、更には今後の相互信頼の一層の確立という観点からも、できるだけのいわば自主性というのは進めていきたいというふうに思ったわけでございます。特に、人事権まで行政が介入する必要性は必ずしもないのではないかとということから、大臣による役員の解任規定は削除させていただくことにさせていただきました。』

¹³⁸ 公認会計士法の一部改正にかかる第 156 回国会・参議院財政金融委員会の政府参考人の説明（平成 15 年 5 月 29 日）

「今回の法律改正は、先ほどから申し上げておりますように、エンロン事件等を発端といたしまして、監査の充実というようなことを主眼とし、更には公認会計士試験の簡素化、拡充ということを主眼としてやっているわけでございますが、他方、従来から規制緩和要望の中にあつたものでありますとか、あるいは業界等からこういう規制緩和をしてほしいという要望もございました。そういうものにつきましては、例えば今回、広告規制の廃止でありますとか、あるいは公認会計士協会の会則事項からの、先ほどもちょっと話題になりました監査標準報酬規定の廃止でありますとか、あるいはその監査法人の会計年度の弾力化でありますとか、あるいは公認会計士協会の役員解任命令権の廃止、あるいは監査法人の設立・定款変更等の廃止、そういうようなものを今回盛り込んでおるところでございます。」

¹³⁹ 弁理士法施行規則第 28 条（実施計画の承認及び実施状況の報告） 日本弁理士会は、継続研修を行おうとする事業年度の開始前に、継続研修の実施計画を作成し、事業年度ごとにあらかじめ経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、法第 71 条第 1 項の規定に基づき、日本弁理士会に対し、事業年度ごとに、継続研修の実施状況の報告を求めるものとする。

ることが不可欠である。日本弁理士会の自治は、社会的に責任のある行動をとる原点であり、弁理士自治の一部拡充を図ることが必要である。

(大臣の総会決議取消権の廃止について)

会則中の重要事項に経済産業大臣の認可権限がかかっているのであれば、総会決議取消権を二重に課すことは監督の行き過ぎであり、大臣の認可事項を限定的とする制度趣旨に反するというべきである。また、ことさら重要でない会則の事項の変更に関してまで総会決議取消権を規定する意味にも乏しいと言うべきである。弁理士会の自発的な活動を制約する原因ともなりかねないので、大臣の総会決議取消権を廃止すべきである。

(大臣の役員解任権の廃止について)

経済産業大臣による日本弁理士会の役員解任権は一度も行使されたことがなく、他の士業法を見ても、このような人事介入権限は廃止される方向であり、弁理士法が時代に取り残されていると言わざるを得ない。このままでは弁理士制度が社会的に未成熟なものと国民に誤解を与えかねない。また、特許庁と日本弁理士会の一層の信頼関係を確立する意味からも、経済産業大臣の役員解任権を廃止すべきである。

(継続研修の実施計画の承認について)

事前の実施計画の大臣承認を不要とするか、又は、実施計画の追加・変更を容易にできるように柔軟性を確保すべきである。継続研修の対象の拡大を図り、より継続研修を実効あらしめるためには、実施計画の柔軟性を確保する必要がある。諸外国の法改正や重要判例など、タイムリーにどのような研修をどこで行うかは、日本弁理士会が自ら判断し実施すべきものである。

(委員の意見)

- 現在の制度のどこに問題があるのか具体的に示されていない。(相澤委員長)

VII. その他のアンケート結果概要¹⁴⁰

企業向けアンケート問2「弁理士に依頼した業務に関して、弁理士に対する評価を教えてください」問2-1「特許庁への出願手続等の代理」に対して、選択肢「2 期待したとおりの代理をしてもらえた」が52.8%（知財協）、70.7%（中小企業）であったが、選択肢「4 複数の弁理士に依頼したが、その能力にばらつきが大きい」が42.5%（知財協、重複回答可の数字）であった。また、問2-2「外国出願関連業務」に対して、選択肢「2 期待したとおりの業務を行ってもらえた」が52.3%（知財協）、52.8%（中小企業）であったが、選択肢「4 複数の弁理士に依頼したが、その能力にばらつきが大きい」が32.6%（知財協、重複回答可の数字）であった。

問2-1 特許庁への出願手続等の代理

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 依頼していない	22	5.2%	18	14.6%
2 期待したとおりの代理をもらえた	225	52.8%	87	70.7%
3 期待したとおりの代理をもらえなかった	71	16.7%	11	8.9%
4 複数の弁理士に依頼したが、その能力にばらつきが大きい	181	42.5%	14	11.4%
無回答	2	0.5%	2	1.6%
回答者数	426		123	

問2-2 外国出願関連業務（資料・翻訳文作成、外国の代理人への媒介、これらに関する相談）

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 依頼していない	49	11.5%	49	39.8%
2 期待したとおりの業務を行ってもらえた	223	52.3%	65	52.8%
3 期待したとおりの業務を行ってもらえなかった	77	18.1%	4	3.3%
4 複数の弁理士に依頼したが、その能力にばらつきが大きい	139	32.6%	6	4.9%
無回答	0	0.0%	2	1.6%
回答者数	426		123	

同じく問4「弁理士に依頼した業務に関して問題がありましたか」に対して、選択肢「1 特に問題はなかった」が65.6%（知財協）、78.9%（中小企業）で、選択肢「2 問題があった」が32.8%（知財協）であり、更に本選択肢を選んだ者に「どのような点に問題がありましたか」を問うたところ、選択肢「11 依頼者の意見を踏まえた手続等をしない」が25.0%（知財協）、選択肢「15 弁理士の補助者に業務を任せすぎている」が42.1%（知財協）であった。

問4 弁理士に依頼した業務に関して問題がありましたか。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 特に問題はなかった	280	65.6%	97	78.9%
2 問題があった	140	32.8%	20	16.3%
無回答	7	1.6%	6	4.9%
回答者数	427		123	

¹⁴⁰ 資料編 I-2、I-3

「2. 問題があった」→(1)どのような点に問題がありましたか。当てはまると思われるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

		知財協		中小企業	
		件数	割合	件数	割合
11	依頼者の意見を踏まえた手続等をしない	35	25.0%	6	30.0%
12	依頼者への確認をしないで手続等をすすめる	27	19.3%	0	0.0%
13	最初に、料金の明確な説明がない	17	12.1%	4	20.0%
14	請求された料金の積算根拠が明らかでない	29	20.7%	3	15.0%
15	弁理士の補助者に業務を任せすぎている	59	42.1%	10	50.0%
16	広告、宣伝又は勧誘の方法が適切ではない	3	2.1%	0	0.0%
17	その他	41	29.3%	3	15.0%
無回答		3	2.1%	2	10.0%
回答者数		140		20	

同じく問6「ある特許出願に関する発明発掘、権利化、ライセンス交渉、訴訟等の各段階の担当者について、下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び」に対して、知財協では、選択肢「7 複数の異なる社内人材が各段階を担当し、複数の異なる外部弁理士が部分的に支援する」が27.9%であった。一方、中小企業では、選択肢「1 同一の社内人材が全段階を担当し、同一の外部弁理士が全段階を支援する」が38.2%であった。

問6 ある特許出願に関する発明発掘、権利化、ライセンス交渉、訴訟等の各段階の担当者について、下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

		知財協		中小企業	
		件数	割合	件数	割合
1	同一の社内人材が全段階を担当し、同一の外部弁理士が全段階を支援する	43	10.1%	47	38.2%
2	同一の社内人材が全段階を担当し、同一の外部弁理士が部分的に支援する	79	18.5%	22	17.9%
3	同一の社内人材が全段階を担当し、複数の異なる外部弁理士が部分的に支援する	47	11.0%	11	8.9%
4	同一の社内人材が全段階を担当し、外部弁理士には依頼していない	11	2.6%	2	1.6%
5	複数の異なる社内人材が各段階を担当し、同一の外部弁理士が全段階を支援する	15	3.5%	7	5.7%
6	複数の異なる社内人材が各段階を担当し、同一の外部弁理士が部分的に支援する	75	17.6%	6	4.9%
7	複数の異なる社内人材が各段階を担当し、複数の異なる外部弁理士が部分的に支援する	119	27.9%	10	8.1%
8	複数の異なる社内人材が各段階を担当し、外部弁理士には依頼していない	23	5.4%	6	4.9%
9	その他	3	0.7%	2	1.6%
10	わからない	9	2.1%	8	6.5%
無回答		4	0.9%	2	1.6%
回答者数		426		123	

同じく問23「弁理士の専門分野（特許／意匠／商標等）の特化についてどう思われますか」に対して、選択肢「3 専門分野に特化した弁理士と工業所有権全般について手続代理等をできる弁理士が混在しているのが望ましい（必要に応じて使い分ける）」が55.2%（知財協）、43.9%（中小企業）であった。

問23 弁理士の専門分野(特許/意匠/商標等)の特化についてどう思われますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 専門分野に特化した弁理士が望ましい	125	29.3%	36	29.3%
2 専門分野に特化せず、工業所有権全般について手続代理等をできる弁理士が望ましい	39	9.2%	18	14.6%
3 専門分野に特化した弁理士と工業所有権全般について手続代理等をできる弁理士が混在しているのが望ましい(必要に応じて使い分ける)	235	55.2%	54	43.9%
4 その他	4	0.9%	1	0.8%
5 わからない	21	4.9%	13	10.6%
無回答	2	0.5%	2	1.6%
回答者数		426	123	

同じく問26「知的財産の侵害訴訟の代理は誰に依頼しましたか」に対して、選択肢「1 最初の相談から弁護士のみ」が20.4%（知財協）、10.6%（中小企業）で、選択肢「2 最初の相談は弁理士で、追って弁護士が参加」が18.3%、16.3%で、選択肢「3 最初の相談は弁護士で、追って弁理士が参加」が12.2%、5.7%であった。

問26 知的財産の侵害訴訟の代理は誰に依頼しましたか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 最初の相談から弁護士のみ	87	20.4%	13	10.6%
2 最初の相談は弁理士で、追って弁護士が参加(→(1)に進んでください)	78	18.3%	20	16.3%
3 最初の相談は弁護士で、追って弁理士が参加(→(1)に進んでください)	52	12.2%	7	5.7%
4 代理の依頼はしていない	209	49.1%	83	67.5%
無回答	2	0.5%	2	1.6%
回答者数		426	123	

弁理士向けアンケート問19-1「これまでに特定侵害訴訟代理人として受任した事件で、裁判所に単独出頭の許可を申請したことがありますか」に対して、「1 申請したことがある」者は5名で、「弁護士の都合が悪くなったため(期日の直前に)」共同受任の弁護士が出頭できないため」が、その理由であった。

問19-1 これまでに特定侵害訴訟代理人として受任した事件で、裁判所に単独出頭の許可を申請したことがありますか。あるとすればその理由は何でしたか。下記選択肢の中から最も当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	件数	割合
1 申請したことがある	5	0.6%
2 申請したことはない	325	36.4%
3 特定侵害訴訟の代理を受任したことがない	551	61.8%
無回答	11	1.2%
回答者数		892

理由：
 ・弁護士の都合が悪くなったため(期日の直前に)。
 ・弁護士の急用。
 ・共同受任の弁護士が出頭できないため。

VIII. その他のヒアリング結果概要¹⁴¹

1. その他のヒアリング結果概要（企業、知財支援窓口、特許事務所）

Q6：弁理士の選択について¹⁴²

（弁理士ナビに関して）

- 相談者には弁理士ナビを紹介しているが、弁理士ナビの記載項目のうち、事務所の住所以外の、技術分野、専門分野、取扱い業務で弁理士を絞ることが難しい。現在の記載項目からは、その弁理士は何が強みなのかわからない。そのためか、個人の相談者は、近所にいる弁理士を選択しているようである。（知財支援窓口）

（事務所の規模に関して）

- 弊社から見て関係を続けていきたい事務所とは、ある程度の規模があって幅広い技術力があり、事務的な管理力にも優れた事務所である。また、小規模事務所でも方針やコンセプトがしっかりしていたり、組織を感じさせたりする事務所とは関係を続けていきたいと思っている。（JIPA 企業）

Q7：中小企業支援について

（支援の在り方に関して）

- 月に1度企業に出向いて2時間ほど知財サポート会議を開いている（顧問契約の一環）。その会議には、社長、開発部長（+営業、法務）が参加して、発明の発掘や戦略を練っている。技術者は、発明に値する技術を「あたりまえ」と思っており自分で気づいておらず、その会議で指摘されて初めて気づいている。（中小企業支援特許事務所）
- 近年の不景気で、企業の創造力も低下してきていると感じることがある。特に他社からこういうモノを作ってくれと言われて部品等を作っていた中小メーカーは、仕事の減少に伴って創造する場面が減少していることがその理由だと思う。自ら創造力を発揮して行くには、特許の出願活動を活発化させると良い。出願件数は企業の創造性を定量的且つ客観的に評価できる貴重な指標。自分が研修の講師を行うときは、技術者の創造意欲を刺激し、経営者には技術者に創造意欲があることを伝えるようにしている。（中小企業支援特許事務所）

（能力担保に関して）

- 入り口として、継続研修等に知財コンサルを養成する長めのコース（短期間に養成することは無理）を用意して欲しい。（中小企業支援特許事務所）

¹⁴¹ 詳細は資料編Ⅱを参照

¹⁴² 資料編Ⅰ-2 企業向けアンケート問21に関連して

(支援の具体例に関して)

- 弊社では自主事業として「知財専門家派遣事業」を実施しており、戦略支援、経営化支援、人材育成支援のために、知財専門家たる弁理士等を企業に派遣している。例えば、派遣先の企業内のノウハウを不競法で保護するために必要な企業内の体制づくりを弁理士に行ってもらい、知的財産アドバイザーが企業ニーズに沿った形で支援が行われるよう進捗管理等を行っている。(知財支援窓口)

Q11：弁理士への期待について

(総合サービスに関して)

- 模造品対策に関連して、模造品の生産国と販売国が異なり結果として多数の国に対応しなければならず、また、解決手段も行政摘発・ADR・訴訟・ライセンス・和解等多岐にわたるため、模造品対策のための社内対応の負担が大きい。そのため、これらの対策を一括して管理できる核となる事務所があると良い。(JIPA 企業)

(営業秘密の管理に関して)

- 営業秘密に関するノウハウの管理体制作りや、その営業秘密をノウハウとして秘匿するか／特許出願すべきかを、弁理士に相談している(判断そのものは弊社が行う)。(中小企業)

Q18：弁理士の数について¹⁴³

(増加に反対する)

- 弁理士の質を維持し、出願人へ提供するサービスの質を担保するために、合格者数を減らすべきである。(大手特許事務所)

(増加に反対しない)

- 弁理士の数が増加しても、影響はあまりない。あくまで、仕事ができるか否かが、弁理士選択のポイントだからである。(JIPA 企業)

Q19：外国出願(内外案件、外内案件)に対する事務所の取り組みについて

(外国語に関して)

- quality を確保するために、原則として弁理士自身が翻訳することによって、英語力のレベルアップを図っている。また、外内案件について英語の明細書の経験(OJT)を積んでから、内外案件を担当してもらっている。(大手特許事務所)

¹⁴³ 資料編 I-2 企業向けアンケート問 24 に関連して

Q20：特許事務所の付加価値について

(外国出願関連業務に関して)

- 外国出願に付加価値を付けたサービスをクライアントに提供することが、弊所の基本姿勢である。(大手特許事務所)

2. その他のヒアリング結果概要（専門職大学院）

Q27：弁理士試験の一部免除について¹⁴⁴

- 現行の論文式選択科目の免除規定によれば、卒業研究は「工業所有権に関する法令に関する研究を除く」(弁理士法施行規則第6条1号、2号)とある。理系の大学院の学生であれば、自分が研究対象としている分野に対応する科目で免除されるが、法学系の学部出身の学生は、実質的には著作権または不競法を卒業研究の対象とせざるを得ず、現行法では研究の対象が狭すぎる点は問題である。本来、学生が深く勉強した科目で、免除すべきである。なかには身近だという程度の理由で著作権の研究を選んでいる学生もいるが、何れにしても結果として学生が著作権や不競法に流れており、免除が受けられることを考えるとそういった学生の行動を一概に否定できない。弁理士の実際の業務では、著作権や不競法を扱うことはあまりなく、弁理士としてどのような人材を育てたいのか（フィロソフィー）を考えなくてはならないのか。

仮に、免除の対象を、知財に関する法学一般（用語は検討要）に広げることができれば、職務発明やライセンス契約を研究対象にできる。また、同様に、各国の産業財産権の比較なども考えられる。

その他：

- これからの弁理士には国際的な知識・能力が必須であろう。しかし、弊大学で、弁理士会の継続研修の外部機関研修として、海外の知財の講座を開いているが、企業からの出席はあるのに対して、弁理士の出席がほとんどない。著名な実務家を講師に招いているにも関わらず弁理士の出席が少なすぎる。専門職大学院協議会が開く、英語（日本語禁止）で行われるセミナーでも同様な傾向がある。国際的な知識・能力を持った弁理士を求めるには、従来とは異なる何らかのショックが必要なのかもしれない。

¹⁴⁴ 資料編 I-1 企業向けアンケート問 13、弁理士向けアンケート問 11 に関連して

IX. 海外調査結果概要

米国、英国、フランス、ドイツ、中国、韓国、欧州（欧州特許庁及び欧州共同体商標意匠庁）の弁理士制度に関する特徴を比較するため、海外調査を実施した。

以下、調査結果の概要を説明する。各国の詳細な調査結果については、資料編Ⅲ．を参照のこと。

1. 業務範囲

（1）弁理士が扱える業務

米国の弁理士（Patent Agent）は、米国特許庁に対する業務を行えるが、特許侵害訴訟や拒絶審決に対する審決取消訴訟を代理できない。また、商標手続の業務を行えない。

中国では、商標の代理人資格制度が廃止されており、公民であれば商標に関する業務を行える。商標代理管理弁法は、商標代理組織を規制する法律であり、商標代理管理弁法で規定される「商標代理人」は商標代理組織の従業員であるという意味しか持たない。また、弁理士（専利代理人）は、弁護士との共同でなく単独で侵害訴訟を代理できるが、公民代理に該当する。

韓国の弁理士（변리사）は、審決取消訴訟を代理できるが、侵害訴訟を代理できない。

英国の弁理士は、特許弁理士（patent attorney）と商標弁理士（trade mark attorney）とに分かれている。また、特許弁理士は、訴訟を迫行する権利並びに、Patents County Court 及び High Court の一部である Patents Court において特許庁が提起した appeal に対する弁論をする権利を有する。High Court 及び Court of Appeal において特許、意匠、商標又は技術情報に関する事項について訴訟を提起するには、特許弁理士には付記証書（litigator certificate）の提出が必要である。

ドイツの弁理士（patentanwalt）は、事務所の弁理士と 企業弁理士（patentassessor という肩書）とに分かれている。企業弁理士は、弁理士としての資格において、裁判所、仲裁裁判所又はその他の権限当局における手続において雇用者を代理することはできない。また、弁理士単独では、侵害訴訟を迫行できない。

フランスの弁理士（産業財産権代理人：conseil en propriété industrielle）は、特許の弁理士と商標の弁理士とに分かれている。また、弁理士単独では、侵害訴訟を迫行できない。

欧州特許庁（EPO：European Patent Office）の弁理士（職業代理人：professional representative）は、EPO に対する手続の代理人であって、侵害訴訟は各国の国内裁判所で扱うので業務範囲には該当しない。

欧州共同体商標意匠庁（OHIM: Office for Harmonization in the Internal Market）に対する代理人制度はなく、加盟国の国内法で定められた条件により、国内の産業財産権庁において商標及び意匠に係る事項について代理をする資格があれば手続代理ができる。また、加盟国の代理人は、共同体商標裁判所において単独で侵害訴訟を代理できる。

（２）資格内資格制度

英国には資格内資格制度があり、High Court 及び Court of Appeal において特許、意匠、商標又は技術情報に関する事項について訴訟を提起するには、特許弁理士には付記証書(litigator certificate)の提出が必要である。

（３）依頼人と弁理士間の秘匿特権

米国では、裁判所により判断が分かれている。中国では秘匿特権がない。韓国、英国、ドイツ、フランス、EPO では認められる。OHIM では規則上明らかになっていない。

２． 資格要件等

（１）弁理士になるために試験合格以外の特例があるか

米国では、元特許庁職員に試験免除の特例がある。韓国では、弁護士であれば弁理士登録できる。

（２）実務経験

米国では、実務経験は必要ない。

中国の特許弁理士は、２年以上の科学技術業務又は法律業務に従事した経験（特許等に関する実務である必要はない）が必要である。但し、2012 年の専利代理人資格試験では、高等学院・学校理工系専攻の在校大学院生の勉強期間が２年満期になる者、若しくは、高等学院・学校理工系専攻の在校博士については、２年以上の科学技術業務に従事したとみなす。なお、試験合格後、１年間の実習をしてから、正式に専利代理人になる。

韓国では、実務経験は必要ないが、弁理士としての業務開始及びそれに必要な弁理士登録のためには、１年の実務修習を終えなければならない。

英国の特許弁理士は、登録に実務経験が必要だが受験資格ではない。①特許弁理士業の十分な経験を含む、専門家による監督の下で知的財産分野における少なくとも２年間の常

勤の実務経験、または、②連合王国における特許弁理士業の十分な経験を含む、知的財産分野における少なくとも4年間の常勤の実務経験を修了することが必要である。商標弁理士は、登録に実務経験が必要だが受験資格ではない。商標弁理士業の十分な経験を含む、知的財産分野における少なくとも2年間の常勤の実務経験を十分に修了していることが必要である。

ドイツでは、試験の受験者は、34か月間の研修又は長期間に及ぶ特許実務家としての経験が必要である。

フランスでは、受験資格として実務経験が必要である。

EP0では、受験資格として職業訓練の経験が必要である。①EP0の職業代理人名簿に登録されている者の監督の下で、当該者の助手として、EPCの締約国において、少なくとも3年間常勤の研修を修了し、当該期間において、欧州特許出願又は欧州特許に係る広範囲に及ぶ業務に従事する。または、②EPCの締約国の領域内に住所又は事務所を有する自然人又は法人の雇用の下で、少なくとも3年間、常勤で働き、かつ、欧州特許出願又は欧州特許に係る広範囲に及ぶ業務に従事する一方でEPC第133条(3)の規定に従ってEP0においてその雇用者を代理する。

3. 弁理士試験

米国はPatent Agent 試験を調査した。

(1) 特許弁理士と商標弁理士に分けて試験を行っているか

英国、フランスでは、特許の弁理士と商標の弁理士に分けて試験を行っている。

(2) 受験資格

米国では、科学的小よび技術的小経歴に関する審査に合格している必要がある。カテゴリーA：特定の学科（理工系）で学士を取得、カテゴリーB：特定の学科で規定の履修単位（理工系）を取得、カテゴリーC：FE(Fundamentals of Engineering)テストに合格する、何れかの方法で証明される。

中国では、高等学院・学校理工系専攻を卒業し、一種の外国語をマスターしている必要がある。ただし、外国語に対する考査や評価はなされていない。

韓国では、民間の英語能力検定試験の成績が一定以上（例えばTOEIC 775点以上）必要である。

英国の特許弁理士は、①連合王国の大学若しくはPolytechnic 又はOUVS (Open University Validation System) により授与された科学、工学、テクノロジー又は数学をベースとする科目の学位、②バッキンガム大学が大学としての地位を付与される前に付与した証明書、あるいは、③(1992年以前に) 全国学位授与評議会が付与した学位、または、④所定の試験に合格することが必要である。また、商標弁理士は、①連合王国の大学若しくはPolytechnic 又はOUVS により授与された学位、②バッキンガム大学が大学としての地位を付与される前に付与した証明書、あるいは、③(1992年以前に) 全国学位授与評議会が付与した学位、または、④所定の試験に合格することが必要である。

ドイツでは、自然科学、工学又は技術系の科目に関する課程を修了し、かつ、当該分野において1年間の技術研修を受けていることが、「3年研修」を受ける前提条件である。そして、「3年研修」を終えていることが受験資格である。なお、知的財産の保護に関する分野の職務に既に10年間従事している場合には、「3年研修」に変わるものと認められる。

フランスでは、以下が受験資格である。①60ECTS (European Credit Transfer System) の付与された卒業証書又は工学修士などの、国内における科学又は技術の分野における卒業証書を有すること。医学博士、薬学に関する国家試験合格、歯科医学博士、獣医学博士、医学又は薬学の研究に関する卒業証書、建築学の卒業証書、及び政治学院の学位は、工学修士に相当する。②商標及び意匠につき、CEIPI (Centre d'Études Internationales de la Propriété Intellectuelle) の証明書に準ずる卒業証明書を有すること。③特許につき、CEIPI の証明書に準ずる卒業証明書を有すること。④最低3年間の専門家としての実務経験。

EPO では、①大学レベルの科学又は工学の資格を有する、又は同等の科学又は工学に関する知識を有すること、及び、②所定の実務経験が必要である。

(3) 試験科目の構成

(i) 試験科目

米国では、①事実状況を分析する能力、②特許実務に関するサービスを特許出願人に提供する上で、特許法律や規則、手続を適切に行う能力登録(特許弁護士および弁理士としての倫理基準や専門家としての適切な行為に関する設問も含む) も含まれる。

中国では、①関連法律知識として、民法通則、契約法、民事訴訟法、行政訴訟法、行政再議法、刑法、対外貿易法も含まれる。②専利代理実務として、発明と実用新案の専利出願の明細書及びクレームの作成、拒絶理由通知書に応答する際の意見書の作成及び専利出願書類の補正、無効審判請求書の作成、無効審判請求に対する意見書の作成も含まれる。

韓国では、①多肢選択式試験で、民法概論(親族、相続編を除く)、自然科学概論(物理、化学、生物、地球科学を含む)も含まれる。②主観式論述型試験に、民事訴訟法も含まれる。

英国では、基礎試験に、外国の特許法及び手続の基礎問題、外国の商標法及び手続の基礎問題が含まれる。上級試験に、商標実務に関する上級問題、商標検索の上級問題、連合王国及び諸外国で出願される特許の明細書の作成、連合王国で付与された又は出願された特許の明細書の補正、連合王国で付与された特許の侵害及び有効性の問題が含まれる。

ドイツでは、米国及び日本の特許法及び商標法に関する基礎知識、弁理士規則に関する知識、並びに弁理士の職業規範に関する知識に関する問題が含まれる。

フランスでは、①商標等の先使用権の調査結果に基づき、ある記号(sign)の有効性及び利用可能性に関する意見を記述する問題、②登録商標に対する異議申立書を作成すること、又は異議申立てに対する意見書を作成する問題、③フランス又は欧州共同体の法律並びに国際条約及び取決めに基づく商標権、識別性を有する記号、ドメイン名、不正競争防止法、及び寄生的な行為に関する実務的な問題に関して法律相談書又は意見書を作成する問題、④フランス及び欧州共同体の法律並びに国際条約及び取決めに基づく著作権を含む意匠及び実用新案に関する実務的な問題に関して法律相談書又は意見書を作成する問題が含まれる。

EPO では、EPO における手続との関連で重要である限りにおいて、アメリカ合衆国及び日本の国内法に関する一般知識に関する問題が含まれる。

(ii) 科目別の合格制度

中国では、法律知識部分又は代理実務部分において、一つの部分だけ合格した場合、2年以内に追試験に参加し、残りの部分に合格すればよい。

英国では、基礎試験の科目ごとの合格制度がある。

EPO では、試験 A, B, C, D ごとの合格制度がある。

(iii) 口述試験

ドイツとフランスでは、口述試験を実施している。

米国、中国、韓国、英国及び EPO では口述試験を実施していない。

4. 特許業務法人として一人法人は認められているか

米国、英国、ドイツ、フランスでは、一人法人は認められている。

中国、韓国では、一人法人は認められていない。

5. 弁理士制度の各国比較

弁理士制度の各国比較の一覧表を以下に示す。個々の項目の詳細については、資料編Ⅲを参照のこと。

	米国	中国 (特許)	中国 (商標)	韓国	英国	ドイツ	フランス	EPO	OHIM
1. 弁理士を規定する条文	・ 35U.S.C § 2(b) (2) (D). ・ 37C.F.R. Part 11	・ 専利代理条例、 ・ 専利代理管理弁法	商標代理管理弁法	弁理士法	・ Copyright, Designs and Patents Act 1988 第274条～278条 (以下、特許法) ・ Trade Marks Act 1994 第82条～87条 (以下、商標法)	・ 弁理士法 (PAO:Patentanwaltsoordnung) ・ 弁理士職務法 (BPA:Berufssordnung der Patentanwälte)	知的財産法CPI 第422条	欧州特許条約EPC 134条、134a条	共同体商標に関する理事会規則 No. 207/2009 92条、93条
2. 業務範囲	Patent Agent (弁理士) 及び Patent Attorney (特許弁理士) がUSPTOに対してできる業務範囲 ・ 特許出願の準備及び手続 ・ 特許出願又はその他書類に関する顧客に対するアドバイス ・ 特許出願の明細書及びクレームの作成 ・ クレーム発明の特許性を示すためにUSPTOのコミュニケーションに対して提出する反論の作成 ・ 特許出願に関してUSPTOのコミュニケーションに対して提出する返答の作成 ・ 公用、インターフェアランス、再審査手続、申立て、上訴又はその他、特許審判インクワーフェアランス部 (BPAI) に対して行う手続用又はその他手続用のコミュニケーションの作成。 なお、弁理士は、USPTOの特許業務以外の代理ができないため、商標手続などの業務はできない。	・ 専利代理機構は下記の事務を引き受ける。(条例8条) ①専利事務に関する期間サービスを提供。 ②専利出願書類の作成を代理し、専利登録出願を取り扱う、実体審査又は審判に関する事務を請求。 ③異議を出し、専利権無効審判に関する事務を請求。 ④専利を受ける権利、専利権の譲渡及び専利許可に関する事務。 ⑤招きを受け、専利代理人を専利顧問として派遣。 ⑥他の関係事務を取り扱う。 ・ 専利代理人は、専利代理機構に割り当てられる専利代理業務を引き受ける。(条例17条) ・ 上記の規定に基づき、知財庁に対する手続の代理、異議、審査取消訴訟の代理、侵害訴訟の代理、税関に対する手続の代理、裁判外紛争解決手続の代理、ライセンス契約の代理、これらの相談などの業務に従事できる。	・ 商標代理人は、次の要件を満たさなければならない。(弁法9条) ①完全な民事行為能力を有する ②商標法と関連法律法規を熟知し、商標代理專業知識を有する。 ③商標代理組織で従業員とする。	・ 弁理士 (변리사) は、特許庁または法院に対して特許、実用新案、デザインまたは商標に関する事項を代理し、その他の事務を行うことを要とする。(2条) ・ 弁理士は、特許、実用新案、デザインまたは商標に関する事項の訴訟代理人に就くことができる。(8条) (※審決取消訴訟に指す) ・ 上記条文の規定に従って、弁理士は、特許庁に対する産業財産権、著作権等の権利取得や紛争解決に関する権利又は認められる行為又は審決に対する取消訴訟において代理権を有する。	○特許弁理士 (patent attorney) (特許法274条) 如何なる個人、パートナーシップ又は法人も、次の目的で他人の代理人としての業務を行うことができる。 (a) 連合王国その他において特許出願し、又は特許を取得すること、又は (b) 特許出願又は特許に関連するその他の事項について、長官における手続を行うこと ○商標弁理士 (trade mark attorney) (商標法82条) 商標登録に関し、ある者により又はある者に対し本法により求められ又は認められる行為又は登録商標に関する手続は、代理人により又はその代理人に対して行うことができる。	・ 弁理士 (企業弁理士) と patent assessor に分かれている。 ・ 企業弁理士は、弁理士としての資格において、裁判所、仲裁裁判所又はその他の権限当局における手続において雇用者を代理することはできないが、一定の例外がある。 弁理士は、下記の職業上の任務を有する。(PAO 3条 (2)) ①特許、追加保護証明書 (SPC)、実用新案、トポグラフィに関する権利、商標若しくは商標法により保護されているその他の権利、又は植物品種の取得、維持、弁護及びこれらの特権に対する異議申立てに係る事項について代理及び助言を行なうこと ②ドイツ特許商標庁 (DPMA) 及びドイツ特許裁判所 (DPatG) に付託された検討事項に関して、第三者を代理すること ③特許若しくはSPCの無効若しくは取消げの宣言又は強制ライセンスの付与を理由に、連邦最高裁判所 (BGH) における訴訟手続において、第三者を代理すること ④ドイツ植物品種庁において植物品種権に係る事項に関して、第三者を代理すること。 弁理士はさらに以下の権限を有する。(PAO 3条 (3)) ⑤知的財産、データ処理プログラム、保護されていない発明若しくは当該技術者へのその他の技術的貢献、植物品種若しくは植物育種の分野における貢献に関する事項又はそれらに関連する法律問題について、第三者に助言を与える、かつ、その代理すること ⑥区裁判所における意匠の保護期間の延長について、他者を代理すること ⑦紛争解決手続において⑤に定める事項について、他者を代理すること	・ 弁理士 (職業代理人: professional representative) により行なわれる手続には、技術審判部又は拡大審判部における審査、付与手続、異議申立手続、限定及び取消手続並びに不服申立手続が含まれる。例外的なものは次のものがある。 1) 欧州特許出願の提出 2) 優先日から31ヶ月間が経過する前の欧州段階への移行 3) 手数料の支払い 職業代理人の職務には、商標及び意匠の登録簿の調査、新たな商標及び意匠は意匠に関する帳簿への助言、商標及び意匠に関する出願の提出及び送行、商標及び意匠の異議申立ての助言、商標に対する異議申立ての処理、取消、無効及び商標に関する助言及び対応、並びに商標及び意匠の侵害に対する助言及び対応が含まれる。(92条 (2)) 弁理士制度に相当する制度は存在しない。加盟国の国内法で定められた条件により、国内の産業財産権庁において商標及び意匠に係る事項について代理をする資格があればよい。		

[illegible]

	米国	中国（特許）	中国（商標）	韓国	英国	ドイツ	フランス	EPO	OHIM
	倫理性や信頼性が欠落している証拠で欠格の事由となり得るものは、以下が挙げられている。 ① 有罪判決を受けた場合 ② 薬物またはアルコール中毒 ③ 誠意の欠落 ④ 弁護士免許の剥奪または業務停止処分。または懲戒調査中に弁護士を辞職している	・専利代理人資格証書を取得してから5年以内に専利代理業務等に従事していない場合、その専利代理人資格証書は自動的に失効。 ・専利代理人が次に掲げるいずれかに当たる場合、当該者の所在する専利代理機構が招聘関係を解除し、かつ、当該者の「専利代理人従業証」を回収し、省、自治区、直轄市の専利管理機関が警告を与えるか、若しくは中国専利局から「専利代理人資格証書」を取り消す処罰を与える。 ①職責を遂行せず、若しくは、不適任により依頼人の利益を損なった者、など	—	・禁烟以上の薬物の宣告を受け、その執行が終了した日から3年が経たない者 ・禁烟以上の薬物の執行猶予中にある者 ・未成年者、禁治産者または准禁治産者 ・破産者であって、復権していない者 ・強姦又は強姦未遂によって免職され、または弁理士法または弁理士法によって登録取消または除名された者であって、免職、登録取消または除名された後、2年が経たない者	IPRgにより違反行為又はその規定及び規則の重大な違反を犯していることみなされる登録特許弁理士又は登録商標弁理士は、当該登録簿から削除される場合がある。	弁理士業許可の欠格事由は、PAO第14条に定められ、原則として、志願者が弁理士として職務を遂行する重大な違反行為を行なった場合には、承認申請は拒絶される。	工業所有権代理人の職業を営む自然人又は法人が、本編の規則若しくはその適用のために採用される本文に違反したか、又は誠実な警告若しくは良心に反する行為をしたかの何れかの罪を犯す場合は、たとえそれが職業外の範囲であったとしても、次の懲戒措置、すなわち、警告、譴責、停職、又は除名の何れかが適用される可能性がある。	a) epiに年会費を納付しなかった場合 b) 当該職業代理人が死亡したか又は法的無能力になった場合 c) 当該職業代理人が締結国の一の国民でなくなった場合、又は d) 当該職業代理人が既に締結国の一つの中に事務所又は雇用場所を有していない場合	職業代理人が事務所又は雇用場所を有する加盟国の中央産業財産権において自然人又は法人を代理する資格が停止されている場合は、OHIMが自ら停止することができ、
(4) 実務経験	必要ないが、多くの場合、弁理士を目指す者は、特許事務所等で実務経験を積みながら試験に臨んでいる。	2年以上の科学技術業務又は法律業務に従事した経験。※特許等に関する実務である必要はない 但し、2012年の専利代理人資格試験では、高等学院・学校理工系専攻の在校大学院生の勉強期間が2年満期になる者、若しくは、高等学院・学校理工系専攻の在校博士について、2年以上の科学技術業務に従事したとみなす。 なお、 <u>就職合格後</u> 、1年間の実習をしてから、正式に専利代理人になる。	必要ない。	必要ないが、弁理士として必要な業務開始及びそれに必要な業務経験の積み重ねは、 <u>1年の実務経験</u> を終えなければならない。	○特許登録に必要だが受験資格ではない。特許弁理士業の十分な経験を営む、専門家による監督の下で知的財産分野における少なくとも2年間の常勤の実務経験。または、連合王国における特許弁理士業の十分な経験を営む、知的財産分野における少なくとも4年間の常勤の実務経験を修了。 ○商標登録に必要だが受験資格ではない。商標弁理士業の十分な経験を営む、知的財産分野における少なくとも2年間の常勤の実務経験を十分に修了していること	試験の受験者は、 <u>34ヶ月間の研修又は長期間には及ぶ特許実務経験としての経験が必要。</u> 受験資格として、 <u>経験が必要</u>	受験資格として、 <u>経験が必要</u> ①EPOの職業代理人名簿に登録されている者の監督の下で、当該者の助手として、EPCの締結国において、少なくとも3年間常勤の研修を修了しており、当該期間において、欧州特許出願又は欧州特許に係る広範囲に及ぶ業務に従事したこと。	受験資格として、 <u>経験が必要</u> ②EPCの締結国の領域内に住所又は事務所を有する自然人又は法人の雇用の下で、少なくとも3年間、常勤で働き、かつ、欧州特許出願又は欧州特許に係る広範囲に及ぶ業務に従事する一方でEPC第133条(3)の規定に従ってEPOにおいてその雇用者を代理したこと。	—
実務経験を取得するタイミング		①専利事務所、 律師事務所又は「法律」の二文字を含む法律機構での経験。 ②科学技術性質のコンピューター企業又は「科技」の二文字を含む科学技術機構での業務経験。	なお、各商標代理組織内部では、採用した新人に対して実務業務に一定の実務又は研修期間を与えて教育している。	次のいずれかの者の監督の下で積みこことができる。①登録特許弁理士若しくは登録商標弁理士、又は②連合王国で特許弁理士業若しくは商標弁理士業に従事している若しくはその十分な経験を持つ、パリスター、ソリシタ若しくは弁理士。	①自然科学、工学又はは経済系の科目に関する <u>1年間の技術研修を受けること</u> が、下記の「3年研修」を受けなければならない。 ②34ヶ月間のうち <u>26ヶ月間は企業弁理士の下で研修し、並びに、ドイツ連邦特許裁判所で6ヶ月の研修を受ける。</u>	①自然科学、工学又はは経済系の科目に関する <u>1年間の技術研修を受けること</u> が、下記の「3年研修」を受けなければならない。 ②34ヶ月間のうち <u>26ヶ月間は企業弁理士の下で研修し、並びに、ドイツ連邦特許裁判所で6ヶ月の研修を受ける。</u>	②EPCの締結国の領域内に住所又は事務所を有する自然人又は法人の雇用の下で、少なくとも3年間、常勤で働き、かつ、欧州特許出願又は欧州特許に係る広範囲に及ぶ業務に従事する一方でEPC第133条(3)の規定に従ってEPOにおいてその雇用者を代理したこと。	—	

	米国	中国（特許）	中国（商標）	韓国	英国	ドイツ	フランス	EPO	OHIM
4. 弁理士試験（米国はPatent Agent 試験を測定）									
(1) 特許と商標の実施に付けている	特許のみ（弁理士は商標の手続を特許のみで代理できない）	特許のみ	試験は廃止	分けていない	分かれている	分けていない	分かれている	特許のみ	資格試験がない
(2) 試験の開催機関	USPTOが運営実施する試験と、USPTOの委託を受けた民間機関のプロメトリックによる商業試験	国家知識産権管理局が組織・設立する専利代理人審査委員会	－	特許庁長が主管し、これを実施する。	CIPA(Chartered Institute for Patent Attorneys) と ITMA(Chartered Institute of Trademark Attorneys)の合同による合同試験委員会	弁理士会 (Patentanwaltsskammer)	フランス産業財産権庁 (INPI)	EPO	－
(3) 受験資格	科学的および技術的経歴に関する要件に合格すること。証明方法は、以下の3種類。 ・カテゴリーA：特定の学科（理工系）で学士を取得 ・カテゴリーB：特定の学科で規定の履修単位（理工系）を取得 ・カテゴリーC：FE(Fundamentals of Engineering) テストに合格	中華人民共和国憲法を擁護する中国公民で、かつ、満18歳以上で、完全な民事行為能力を有すること。しかも、 高等学院・学校理工系専攻を卒業し、一種の外国語をマスターし、専利法と関連法律知識を熟知し、2年以上の科学技術業務又は法律業務に従事していること 。なお、外国語能力資格証書を提出する必要がなく、試験に外国語に対する審査・評価がない。	－	上記の欠格事由がない者	○特許 ①王国の大学若しくは Polytechnic又はRONSにより授けられた 科学・工学・テクニク・ロジックは数学をベースとする科目の学位 、②バツキンガム大学が大学としての地位を付与される前に付与した証明書、あるいは、③（1992年以前に）全国学位授与評議会が付与した学位。または、④所定の試験に合格すること。 ○商標 ①連合王国の大学若しくは Polytechnic又はRONSにより授けられた学位、②バッキンガム大学が大学としての地位を付与される前に付与した証明書、あるいは、③（1992年以前に）全国学位授与評議会が付与した学位。または、④所定の試験に合格すること。	① 自然科学、工学又は技術系の科目に関する課程を修了し、かつ、当該分野において1年間の技術研修を受けていることが、3年研修 を受けること。 ② 3年研修 を終えていること。 なお、知的財産の保護に関する分野の職務に既に10年間従事している場合には、3年研修に変わるものと認められる。 また、ドイツ以外のEU加盟国の特許弁理士は、特別資格試験を受ける。	① RDCETSの付与された卒業証書又は工学修士など の、国内における科学又は工学技術の分野における卒業証書（第2期）を有すること。 と。医学博士、薬学に関する国家試験合格、歯科医学博士、獣医学博士、医学又は薬学の研究に関する卒業証書、建築学の卒業証書（PIG）、及び政治学院の学位は、工学修士に相当する。 ②商標及び特許につき、CEIPの証明書に準ずる卒業証明書を有すること。 ③特許につき、CEIPの証明書に準ずる卒業証明書を有すること。	① 大学レベルの科学又は工学の資格 を有する。又は ②所定の実務経験	－
(4) 試験の頻度	外国語能力 問わない ・プロメトリックによる商業試験：通常の営業日であればいつでも可能 ・USPTOが運営実施する試験：年に1回	外国語のマスターが受験資格になっているが、実際には問われていない 毎年1回	－	民間の英語能力検定試験の成績が一定以上 （例えば TOEIC 775点以上） 毎年1回	問わない 毎年1回	問わない 2月/3月、6月/7月、及び10月/11月の年3回	問わない 少なくとも2年に1回（実際には年に1回）	問わない 3月初め又は2月の終わりに、年一回実施	－

(6)試験科目	米国	中国（特許）	中国（商標）	韓国	英国	ドイツ	フランス	EPO	OHIM
①特許法 35 U.S.C. ・特許・商標および著作権の連邦規則 37 C.F.R. ・特許審査手続きマニュアル (Manual of Patent Examination Procedure: MPEP) 及びその他 USPTOの政策および手続に関する書類に関連する特許業務の知識 ・事実状況を分析する能力 ・特許業務に関するサービスを特許出願人に提供する上で、特許法律や規則、手続を適切に行う能力登録（特許弁護士および弁理士としての倫理基準や専門家としての適切な行為に関する設問も含む）	①専利法知識 ・専利の基礎知識、専利権利との実質的な条件、出願書類に対する要求、専利出願のプロセスと手続、専利出願の不承審判、専利の無効審判、専利権の実施と保護、専利文書及び専利分類 ・PT、パダベント条約、ストラスブル協定、ロカルノ協定等、専利代理知識 ②関連法律知識 ・民法通則、契約法、民事訴訟法、行政法、刑法、労働法、不正競争防止法 ・植物新品種保護条例、集積回路の回路記号保護条例、知的財産税関保護条例、パリ条約、TRIPS協定。 ③専利代理実務 ・発明と実用新案の専利出願の明細書及びクレームの作成 ・拒絶理由通知書に回答する際の意見書の作成及び専利出願書類の修正 ・無効審判請求書の作成、無効審判請求に対する意見書の作成	-	-	①第1次試験：多肢選択式。特許法、実用新案法、商標法、デザイン保護法及び発明、民法法（特許法、商標法、民法法） ②第2次試験：主観式論文型 必須課題：特許法（条約を含む）、商標法（条約を含む）、デザイン保護法（条約を含む）、著作権法、産業デザイン、IT科目の理工系科目 任意課題： ・民法法（条約を含む）、商標法（条約を含む）、著作権法、産業デザイン、IT科目の理工系科目	○基礎試験 商標 ・連合王国における商標実務の基礎問題 ○基礎試験 特許 ・連合王国における特許法及び特許手続の基礎問題 ・外国の特許法及び手続の基礎問題 ○基礎試験 共通 ・連合王国における商標法の基礎問題 ・外国の商標法及び手続の基礎問題 ・外国の商標法及び手続の基礎問題 ・連合王国の意匠及び著作権法の基礎問題 ・英国法の基礎問題 ○上級試験 商標 ・連合王国の商標法及び国際的な商標法の上級問題 ・欧州共同体の商標法及び国際的な商標法に関する上級問題 ・上級試験 特許 ・連合王国及び外国で出願された特許の明細書の作成と出願された特許の明細書の修正 ・連合王国で付与された特許の侵害及び有効性	・特許法、実用新案法、職務発明法、商標法、意匠法、植物品種法、民法、会社法、競争法、独占禁止法、手続法。 ・ヨーロッパ共同体法、知的財産に関する多国間協定。 ・米国及び日本の特許法及び商標法に関する基礎知識 ○基礎試験 並べに弁理士規則に関する知識、並びに特許法、並びに特許協力条約、パリ条約、TRIPS協定。	①特許の科目 機械、電気、化学又は生物学から1科目選択。 ②商標、意匠及び実用新案の科目 1) 先使用権の調査結果に基づき、ある記号（sign）の有効性及び利用可能性に関する意見を記述する 2) フランスのINPI又はOHIMに対して登録商標に対する異議申立てを作成すること、又は異議申立てに対する意見を作成する 3) フランス又は欧州共同体の法律並びに国際条約及び取決めに基づく商標、識別性を有する記号、ドメイン名、不正競争防止法、及び特許的権利に関する実務的な問題に関して、法的相違又は意見を形成する 4) フランス及び欧州共同体の法律並びに国際条約及び取決めに基づく著作権を含む意匠及び実用新案に関する実務的な問題に関して、法的相違又は意見を形成する	①次に掲げる事項に関する十分な知識 a) EPCに定める欧州特許法及び関係特許に関するその他の法令 b) パリ条約 c) 特許協力条約 d) 拡大審判部の全判例及びIPREDに定めるEPOの判例 ②次に掲げる国の国内法に関する一般知識 a) 欧州特許庁長官及び欧州特許に適用される限りにおいて、EPO締結国 b) EPOにおける手続との関連で重要である限りにおいて、アメリカ合衆国及び日本	-
外国語科目 外国の法令	ない	ない	-	英語は、民間留学能力検定試験で代替	ない	ない	ない	ない	-
外国の法令	ない	ない	-	ない	ある（上記参照）	ある（上記参照）	ない	ある（上記参照）	-
科目別合格	ない	法律知識部分又は代理実務部分において一つの部分だけ合格した場合、2年以内に追試験に参加し、残りの部分に合格すればよい。	-	ない	ある（上記参照）	ない	ない	試験A,B,C,Dごとに異なる	-
元USPTO職員は、試験免除の適用を受けられる資格がある。免除が適用されるのは最終試験のみで、通常、試験合格後に実施される「倫理および信頼性に関する審査」については免除されない。	元USPTO職員は、試験免除の適用を受けられる資格がある。免除が適用されるのは最終試験のみで、通常、試験合格後に実施される「倫理および信頼性に関する審査」については免除されない。	ない	-	①前年度の第1次試験に合格した者は、当該年度の第1次試験が免除。 ②特許庁の5級以上の公務員または高品位公務員団に属する一級職公務員であつて、5年以上特許行政業務に従事した経歴がある者に対しては、第1次試験の全科目を免除し、第2次試験の科目のうち一部を免除。 ③・・・	①ロンドン大学クイーンメアリー校における3ヶ月間の全日制の課程及びマンチェスター大学における1年間の定時制の課程；基礎試験免除 ②ボーンマス大学での知的財産修士（PGDip）／法学修士号及びブルネル大学における知的財産修士（PGCert）／準博士（PGDip）／法学修士号及修士に関する準備修士；基礎試験免除 ③法学などその他の科目で取得した学位課程の単位についても免除が考慮される ④上級試験に関しては、欧州資格試験の全部又は試験A及び／又はBに合格した弁理士志願者又は、特許上級試験のP3及び／又はP4に合格したものともみなされる	ない	ない	ない	-

	米国	中国（特許）	中国（商標）	韓国	英国	ドイツ	フランス ある（正記参照）	EPO 筆記試験の大半は実務試験である。 ・予備試験（4時間）： 法的問題及びクイズの作成に関する問題 ・試験A（8時間半）： 欧州特許出願のクイズの作成 ・試験B（3時間）： 先行技術が引用されている拒絶理由通知に対する応答 ・試験C（5時間）： 欧州特許に対する異議申立ての作成 ・試験D（5時間）： 法的問題、覚書又は自由実施の評価の作成	OHIM
実務試験	ない	専利代理業務を通じて専利書類の作成能力を考慮する。当該科目の知識は、法律系と技術を相互結合する総合能力を考慮する。	－	ない	上級試験にある	ない	ある	－	－
多肢選択式試験	午前と午後150問ずつ実施され、それぞれ30時間。100問のうち採点の対象となるのは90問で、残りの10問はベータ・テストフィニッシュ。試験に合格するには、70%（採点の対象90問のうち63問）以上の正解が必要。	専利法律知識と関連法律知識の2科目でそれぞれ100問の選取。試験時間は、専利法律知識が2.5時間、関連法律知識が2時間。	－	多肢選択式の5肢択一型で行われ、1科目当たり40問で、試験時間は1科目当たり70分。	ない	ない	ない	－	－
口述試験	ない	ない	－	ない	ない	ある	ある	ない	－
(6)受験者数	受験者2716名、合格率56.0% (2011年)	受験者3816名、合格率1493名、合格率11%(2011年)	－	受験者4489名、合格率240名、合格率5.4% (2011年)	受験者1012名、合格率44.1% (2011年)	受験者196名、合格率189名、合格率96% (2011年)	受験者283名、合格率595名、合格率26% (2012年)	－	－
5. 研修									
(1) 新人研修									
実施しているか	国や監督官庁などによる正式な研修制度はない。	実施している	国や監督官庁などによる正式な研修制度はない。	弁理士としての業務開始及びそれに必要な弁理士登録のためには、 1年の実務修習 を終えることを要求。	実施していないが、登録に必要	実施していない (但し、受験に実務経験が必要)	実施していない (但し、受験に実務経験が必要)	実施していない (但し、受験に実務経験が必要)	－
実施主体	ただし、民間非営利団体、企業特許ブランチイニシエーション協会 (National Association of Patent Practitioners: NAPP) による認証制度はあるが、この認証制度はあまり知られておらず、ほとんどの登録弁理士および弁理士はこの認証を受けていない。	中華全国専利代理人協会	但し、商標代理組織がそれぞれ実施。	① 弁理士会 が実施する実務修習 (以下「 集合教育 」という) 及び ②弁理士事務所、企業の特許専任部署、特許庁、知識財産権関連機関・団体または研究所が実施する、実務修習 (以下「 弁理士事務所教育 」という)	－	但し、ドイツ特許商標庁、弁理士会及び民間組織は研修及び教育セミナーを開催。	－	－	－
教材の作成者	－	中華全国専利代理人協会教育・培訓部が統一的に配布し、教材は、当該研修の責任を負う講師の講義内容からなっている。	各商標代理組織及びその研修担当者が研修教材を選定。	集合教育の研修教材は当該科目を担当する講師が執筆することを原則。	－	－	－	－	－

	米国	中国（特許）	中国（商標）	韓国	英国	ドイツ	フランス	EPO	OHIM
義務/任意研修	-	継続 中国（特許） 専利代理人任用証を取れない	-	韓国 継続研修。ただし、弁護士で弁理士登録をした者、特許庁所風の7級以上の公務員であったり10年以上特許行政事務に従事した経歴がある等者は、実務修習が義務でない。	-	-	-	-	-
罰則	-	専利代理人任用証を取れない	-	登録を拒否、また、弁理士の資格を有するが登録をせずに弁理士業務を行った者は、500万ウォン以下の罰金。	-	-	-	-	-
登録前/後	-	試験合格後、 弁理士登録前	-	試験合格後、 弁理士登録前	-	-	-	-	-
開催頻度・期間	-	1年間に1回実務研修に参加しなければならない。 40時間 （5日）。7回開催（2011年）	-	実務修習中の 集合講習 は2カ月以上 240時間以上 で、 弁理士事務所等 の実務修習期間は 10カ月以内 、集合教育期間及び弁理士事務所等の実務修習期間は 連続して1年 。	-	-	-	-	-
カリキュラム	-	「専利代理人培訓弁法（試行）」第6条の規定に基づき、中国で専利代理人資格を取った者に対する実務研修のカリキュラムは次のとおり。 ①専利代理実務 ②専利代理人職業道德と従業執行規律 ③専利代理業務の規定制度 ④その他の専利代理業務	-	①集合教育：講義、討論、事例・課題研究及び発表等の方法で行われる。 1. 弁理士職業倫理/特許戦略と弁理士の役割/弁理士実務英語 2. IP特許、特許審判、特許訴訟、特許マップ、標準特許、先行技術検索等 3. 著作権制度の理解 4. 商標制度の理解 5. 不正競争防止法と営業秘密保護 6. 海外知財権制度の理解 7. 技術分野（電子、機械、化学、商標）別明細書の作成、意見/補正書の作成実習 ②弁理士事務所等での研修：実務修習の範囲は、具体的に定められていない。	-	-	-	-	-
必須科目	-	選択と必須科目に分かれていない	-	選択と必須科目に分かれていない	-	-	-	-	-
0JT	-	専利代理又は専利審査の経歴を有しない者は、 専利代理機構で満1年間の実務実習 に参加しなければならない。	-	弁理士事務所、企業の特許専担部署、特許庁、知識財産権関連機関、団体または研究所主管の弁理士事務所等での 実務研修	-	-	-	-	-
費用	-	実務研修費用は、 専利代理機構 が統一的に定める。費用負担の軽減策はないが、中西部地区及び東北旧工業区は費用が減らされている。	-	集合研修 の場合、研修費用100万ウォンは 本人 が負担し残りの100万ウォンは 弁理士会 が支援。なお、費用削減策はない。 弁理士事務所研修 の場合には、 相互をもちいながら 実務中心の経験をする形で進められる。	-	-	-	-	-
受講履歴	-	中華全国専利代理人協会ウェブサイトに掲載・公開。	-	新人研修を受けたか否かに関する記録は提供していない。	-	-	-	-	-

	米国	中国（特許）	中国（商標）	韓国	英国	ドイツ	フランス	EPO	OHIM
(2) フォローアップ研修									
実施している国や監査官庁などによる、正式な研修制度はない。	実施している	不定期的に研修を実施	不定期的に研修を実施	法定研修制度を継続しななければならない制度が新設。(2011年施行)	実施している	実施していない	実施していない	実施していない	-
実施主体	なお、特許弁護士の場合、ほとんどの登録州では、毎年ある一定の数のContinuing Legal Education (CLE)を受けることが必須なので、CLEのためにAmerican Intellectual Property Law Association (AIPLA) やAmerican Bar Association (ABA) 等の非営利団体が開催する特許関係の研修を受ける者もいる。	国家知識産権局専利代理主管部門が責任を負い、中華全国専利代理人協会が実施。	中華商標協会が主催し、他の機関（国家工商総局商標局、商標審判委員会等）と協力して実施する。	大韓弁理士会主体が実施するが、大韓弁理士会の承認を受けた関連機関及び団体等が実施主体になることもある。	IPREG: Intellectual Property Regulation Board (CIPAとITMAの合同部局)	但し、弁理士会が継続的な教育セミナーを開催。	-	但し、epiはセミナー及び研修を提供している。	-
教材の作成者	-	研修科目ごとに作成者は相違	主催者が作成	該当研修の実施主体	PRB、TRB、IPReg	-	-	-	-
義務/任意研修	-	義務。毎年少なくとも12時間の研修。	任意	義務。2年の研修周期毎に、倫理研修2時間以上、専門研修6時間以上及び選択研修16時間以上。	義務。技術者継続教育 (CPD/Continuing Professional Development) を最低16時間	-	-	-	-
罰則	-	受講履歴は専利代理機構の年度検査と専利代理人の職位評価の必須条件の一つ。	ない	2年の研修周期内に義務研修履修期間を満了しない場合、特許庁に過料を納付し、次の周期に追加して履修。連続して3期以上義務研修を履修しない場合、弁理士懲戒委員会の回付対象。	CIPA及びITMAの懲戒手続規定に基づき設立された共同懲戒パネルに付託され、当該登録特許弁理士又は登録商標弁理士が該当する登録簿から削除されることになる可能性がある。	-	-	-	-
開催頻度	-	毎月、専利代理人に対する従業員研修がある。	1年に何回にかけて行われる。	研修開催頻度は決まっている。ない。	研修開催頻度は決まっている。ない。	-	-	-	-
カリキュラム	-	①専利及び関連法律・法規 ②専利願書の作成 ③専利審判と無効 ④専利訴訟 ⑤文献検索と情報サービス ⑥専利代理人の職業道徳と従業員規律 ⑦専利代理機構の管理 ⑧その他専利代理業務 専利代理人は、年度計画に基づいて、適合する従業員研修クラスを選択して参加できる。	所定の科目はない	2年毎に倫理研修2時間、専門研修6時間及び選択研修16時間以上を履修。 ①必須研修：倫理研修と専門研修。大韓弁理士会が指定。専門研修は、弁理士登録関連専門知識、法令・制度の制定・改定、技術動向等に関する研修。 ②選択研修：大韓弁理士会主催の研修・セミナー及び大韓弁理士会が事前承認した関連機関及び団体主催の研修（委任研修、機関認定研修）を通じて履修。	2年毎に倫理研修2時間、専門研修6時間及び選択研修16時間以上を履修。 ①必須研修：倫理研修と専門研修。大韓弁理士会が指定。専門研修は、弁理士登録関連専門知識、法令・制度の制定・改定、技術動向等に関する研修。 ②選択研修：大韓弁理士会主催の研修・セミナー及び大韓弁理士会が事前承認した関連機関及び団体主催の研修（委任研修、機関認定研修）を通じて履修。	-	-	-	-
必須科目	ない	ない	ない	上記参照	上記参照	-	-	-	-
費用	-	専利代理機構が参加・申請した場合、専利代理機構が負担。専利代理人が個人的に従業員研修に参加する場合、個人の負担。中国中西部と東北地方の会員の費用は軽減される。	専利代理機構が参加・申請した場合は、商標代理機構が負担。商標代理人が個人的に従業員研修に参加する場合、個人の負担。	本人の負担であり、弁理士会が主催する研修の場合、参加費の一部が割引。	本人の負担であり、弁理士会が主催する研修の場合、参加費の一部が割引。	-	-	-	-
受講履歴	-	中華全国専利代理人協会ウェブサイトに掲載・公開される。	強制的に公開されない	弁理士会ホームページに公開。	弁理士会ホームページに公開。	-	-	-	-

	米国	中国（特許）	中国（商標）	韓国	英国	ドイツ	フランス	EPO	OHIM
6. 弁理士に関する情報公開									
(1) 公開 されて いるか	はい	はい	特許代理人の登録制度 がないので公開されて いない	はい	はい	はい	はい	はい	はい
(2) 公開 の主体	USPTO	中華全国専利代理人協会	—	韓国特許庁及び大韓弁理士 会	IPReg	弁理士会	フランス産業財産権庁 (INPI)	EPO	OHIM
(3) 強制 /任意	強制	強制	—	強制	強制	強制	強制	強制	強制
(4) 公開 情報	①登録者名簿（登録特許弁理士お よび弁理士に関する基本的情 報）： ・姓、名、ミドルネーム ・所属企業・機関（該当する場 合） ・住所 ・電話番号（任意） ・登録番号 ・種別（特許弁理士または弁理 士） ②懲戒処分（最終決定）を受けた 登録者に関する情報 ・氏名 ・処分の概要、最終懲戒処分に は、業務停止、登録除名、戒告の 3種類があり、戒告処分の場合の み、USPTO特許担当長官が命令し た場合は匿名扱いになる。	氏名、 性別、 生年月日、 専攻、 証書発行情日、 従業証番号、 勤務先	—	①登録者で公開する情報 （弁理士の氏名、登録日、 登録番号、事務所名、事務 所住所）は、強制公開。 ・大韓弁理士会で公開する 情報 ①基本情報（強制公開）： 氏名、出生年度、事務所情 報、資格取得の種類及び日 付、登録日付、開業・休業 状態及び日付、専門分野及 び専攻・経歴等、これを立 証できる情報、研修教育履 修現況 ②選択情報（任意公開）： 写真、E-Mail、学歴、経 歴、取扱業務、主な受任事 件の現況、著書及び論文、 受賞事項及び自己紹介	・登録弁理士の氏名、 ・事務所の住所、 ・登録日、 ・登録資格、 ・PRB及び該当する登録官が適 切とみなすその他の詳細事項	・弁理士の氏名 ・弁理士として承認された日、 ・事務所の住所 ・弁理士が届け出た通信に係るデータ	・氏名 ・事務所の住所 ・登録日 ・保持した職業的経験に係 る職能としての専門分野	・アルファベット順の氏 名 ・ISOの国コードによる国 籍 ・職業代理人の住所 ・任意事項：電話/FAX番 号、Eメールアドレス	・職業代理人の氏名及び住所 ・事務所の住所又は法律事務所の 住所
(5) 公開 内容の 制限	懲戒的規則違反の申し立てを受け た特許弁理士および弁理士に関す る情報は、最終的な懲戒処分が戒 告、業務停止、除名となった場合 のみ官報で公告。	ない	—	上記参照		司法省は名簿の管理及びアクセスに関 する詳細を規定。	ない	上記参照	上記のみ

	米国	中国（特許）	中国（商標）	韓国	英国	ドイツ	フランス	EPO	OHIM
7. 弁理士数									
(1) 推定	41,588人（2012/11/9現在） 但し、退職者や死に者も登録簿に記載されており、統計の意図がない。2012年1月13日付Dennis Crouch氏のPatently-Oのブログにおいて、現役の登録者は26,000人以下と推定。また、現役の登録者のうち、82パーセントが特許弁理士で、18パーセントが弁理士と記載。	・代理人資格証取得者：9517名、代理人従業員所有者：4742名（2008年6月現在） ・代理人資格証取得者：14679名、代理人従業員所有者：7909名（2012年10月現在）	-	2126名（2002年） 4244名（2007年） 7369名（2011年）	1446名（2002/12/31現在） 1721名（2007/12/31現在） 1958名（2012/11/1現在）	1892名（2000年） 2389名（2005年） 3200名（2012年度） 但し、企業弁理士は弁理士会のメンバーでない場合が多いため、概算では、現存する3200人の特許弁理士のうち約600名（約20%）が企業と終身雇用契約を締結している。	535名（2001年） 600名（2004年） 680名（2008年） 909名（2012年10月現在） （11年間に68%の増加）	6132名（2000年） 8076名（2005年） 10427名（2012年3月現在）	登録されている職業代理人名簿は提供していない
(2) 事務所数の推移	弁理士事務所の統計データはない。	888か所（2012年10月現在） 700か所（2008年6月現在）	商標局に届け出ている組織数 3907か所（2008年） 8500か所（2012年）	2012年6月現在958事務所。	統計データはない	統計データはない	324（2012年10月現在）	統計データはない	-
(3) 就業先	統計資料は確認できないが、大半は特許事務所ないし法律事務所で勤務。	公式データはないが、専利代理業務に従事するため、必ず専利代理機関に勤める必要がある。専利代理人の就業先は、主として、専利代理事務所、知財代理事務所、専利代理資格を持っている法律事務所。	主は商標代理事務所又は（法人）、専利（知識産権）代理事務所又は（専利代理）有限会社（法人）、その他各種顧問・顧問有限会社（法人）	企業、研究所、特許事務所、特許審査法人、法律事務所、弁理士法人、大学校の産学協力団、發明振興会、著作権協会、公益弁理士会等	統計データはない	統計データはない	統計データはない	統計データはない	-
(4) 企業弁理士の割合	正確な数値は分からない。Patently-Oのブログによると、企業に勤める弁理士は数千人程度。	公式データはないが、企業に勤めている場合、資格を持っている専利代理人として専利代理業務に従事できない。	統計資料は確認できない	統計資料は確認できない	統計データはない	統計データはない	統計データはない	統計データはない	-
(5) 代理人による出願割合	統計資料は確認できない	2011年に国家知識産権局が受理した専利出願の専利代理率は63%。	統計資料は確認できない	代理人出願：92%、直接出願：8%（2011年）	統計データはない	統計データはない	統計データはない	統計データはない	-
(6) 弁理士数の議論	弁理士数に関する議論は存在しない	弁理士数の不足感はあるようである。	議論はないが、商標代理組織の増長につれて、商標代理人のレベルが種々雑多となり、商標代理業界の素質が低下し、無秩序な競争が発生し、時には規定違反の現象も生じている。	2000年度に試験による選法人員を120人から200人に調節した以降、弁理士数に関する議論はない。					

	米国	中国 (特許)	中国 (商標)	韓国	英国	ドイツ	フランス	EPO	OHIM
8. 経営環境									
(1) 非弁理士による雇用	いかなる企業や組織も、弁理士を雇用できる (規制する規定がない)。	できない(弁法28条)	—	弁理士でない者による弁理士の雇用を禁じている。(7条の2)	できる(Legal Services Act 2007 第15条)	できる (PA0 41a条、155条、156条)	できる(L422条1)	EPGにはこの事項に関する特別な規定がない。経営環境は、国内法及び共同法により規定。	CTMRにはこの事項に関する特別な規定がない。経営環境は、国内法及び共同法により規定。
(2) 特許業務法人の形態	・ブラクティシヨナー (登録特許弁理士) とブラクティシヨナー以外の者との間におけるパートナーシップの活動に特許、商標またはその他の法権に関するUSPTOの手続きが含まれる場合、ブラクティシヨナーはブラクティシヨナー以外の者とパートナーシップを組んではならない。(37 C.F.R § 10.40)	・パートナー制専利代理機構は3人以上のパートナーが共に資金を出して設立しなければならない。 ・有限責任制専利代理機構は5人以上の出資者が共同に資金を出して設立しなければならない。(弁法3条) また、専利代理機構のパートナー又は出資者は下記の条件に合致しなければならない。(弁法第5条) ①専利代理人の資格を有する ②専利代理機構で2年以上の従業資格経験を持つ。 ③専利代理業務に従事することができると。 また、ブラクティシヨナー以外の者がブラクティシヨナーの専利的判断について指図または管理する権限を有している場合、ブラクティシヨナーは、営利を目的とした法律実務が認められている企業 (corporation) や団体 (association) という形態で義務してはならない。または法律実務が認められている企業や団体と共に業務してはならない。(37 C.F.R § 10.68(c)) なお、法人の具体的な経営形態などは、連邦法ならびに州法によって規制。	新たに設立する 商標代理機構 は、「中華人民共和国公司法」又は「中華人民共和国共同経営企業法」の 規定に従って登録 しなければならない。(商標代理機構行政審査が廃止された後の関係活動に関する通知 第2条)	弁理士でない者による弁理士の雇用を禁じている。(7条の2) 5人以上の弁理士を構成員とする法人を設立することができ。(6条の3)	・有限責任パートナーシップ (LLP) は、パートナーの一部又は全員が無限責任を負う。LLPでは、パートナーは他のパートナーの違反行為又は過失に対して責任を負わない。LLPは法人であり、LLPの出資者は、共同の「連帯」責任を負うが、相互の行為について「個人的な」(連帯) 責任を負わない。有限責任会社は、出資者の責任が当該出資者の会社に対する出資額又は保証額の範囲内に限定される会社である。(Limited Liability Partnership' s Act 2000) ・一般的な特許業務法人の形態には、有限責任会社 (Ltd.) も存在する (Companies Act 2006)。Ltd. では、会社の出資者又は引受人の責任は、会社の財産に制限されている。	①「Sozialist」とは、民法705条上のパートナーシップ (GmbH) である。GHRを規定するためにパートナーシップ契約を締結することは推奨されるが、義務ではない。GHRの出資者は全員、会社の債務に対して責任を有する。すなわち、出資者はすべての義務及び完了済の取引に関して個人的に責任を負う。 ②独立専門職から構成されるパートナーシップに関する法律に基づくパートナーシップ。この法的形態は、特にフリーランスの専門家から構成される法人に適用している。パートナーは連帯して会社の債務、並びに新たなパートナーの加入以前に存在した債務及び取引について完全な責任を有する。パートナーがその義務に違反した場合に、当該パートナーシップはその財産を持って、かつ、当該義務及び義務違反について個人的に責任を有するすべてのパートナーは責任を負うものとされる。その他の出資者は、当該義務違反に関与していない場合には、個人の財産を持って責任を果たす義務はない。 ③有限責任法律事務所 (mbH) の設立目的は、あらゆる種類の法的問題について助言及び代理を行うことにある (PA0 52c条)。義務違反の場合、法人のみ、その財産をもって責任を負わなければならない。直接債務などの稀な場合 (「法人格を否認する」) を除き、代表パートナーが個人的に責任を負うことはない。 ④株式会社 (Aktiengesellschaft) の形で共同して事業を行うこともできる。 ⑤英国の有限責任パートナーシップ (LLP) や有限責任会社 (Ltd.)、さらに米国のLLPや有限責任会社 (LLC) などの外国の法的形態も、上記以外の特許業務法人の組織形態として認められている。	できる(L422条1) ①民法上のパートナーシップ (SCP) は、特にフリーランスの専門職から構成される法人に適用している。SCPのパートナーは全員、当該会社の債務について連帯責任 (無限責任) を負うものと定めている。 ②自由特許業務法人 (SEL) は、共通して無限責任の財産について無限責任を課している。 ③上記以外の形態で設立された特許業務法人を認めている。(L422条7) a) 取締役会長、経営者、取締役会構成員、事務所長、管理者、及び取締役会又は監査委員会の構成員の過半数が、産業財産権代理人としての資格を有していること。 b) 産業財産権代理人が資本本及び議決権の過半数を保有していること c) 新規パートナーの受入には、事情に応じて、取締役会、監督委員会、又は管理者の事前承認を条件としていること ④以上の要件が満たされている場合には、英国の有限責任組合 (LLP) や有限責任会社 (Ltd.) 及び米国のLLPやLLC、並びにその他の組織形態による特許業務法人などの外国の法人形態も認められる。	—	
(3) 一人法人	弁理士が個人事業主 (sole proprietorship) となることは 可能 。	認められない (弁法3条)	認められない	認められない (6条の3)	認められる (特許法274条(1))	認められる	認められる (L422条6)	—	—

	米国	中国（特許）	中国（商標）	韓国	英国	ドイツ	フランス	EPO	OHIM
10. 利益相反	ブラクデクイシヨナーの個人的利益と顧客の利益が相反する場合、代理業務を請け負わないこと。 ・利益が異なる複数の顧客の代理業務を請け負わないこと。 ・顧客以外の者からの影響を受けないこと。 ・不適切と捉えられ（利益相反の可能性があると捉えられる）行為をしないこと。(37 C.F.R. § 10.62 ~ 98, 87.93, 101.111) また、特許弁護士の場合は、さらに、登録州の職業倫理のルールにも規制される。	専利代理事務所は委任を受けた後、同一内容である専利事務において、利害関係のある別の委任者からの委任を受けてはならない。(条例10条)	商標代理組織は、同一商標案件の双方当事者の委任を受けてはならない。(弁法7条)	法人の所属弁護士は自己または第三者のために法人の業務範囲に属する業務を行うことができず、法人の所属弁護士であった者は、その法人に所属した期間中に、その法人が受任し、または受任を承諾した事件について、弁理業務を行うことができない。(6条の7) また、弁護士は、相手方の代理人として取り扱った事件については、業務を行うことができない。(7条)	規制対象者は、その利益が依頼人若しくは元依頼人の利益と相反する場合、又はその事務所のパートナー等が相反することを知っている若しくはそれを知っている根拠がある場合には、合理的な根拠がある場合にも、利益相反を禁止する規定を排除することはできない。 ただし、すべての事情により合理的である場合、規制対象者は、全当事者が書面によりそのインフォームド・コンセントをしていない場合には、利益相反が存在する状況又は利益相反が生じる可能性のある状況において、同一の又は関連する事項に関して、複数の依頼人又は元依頼人に対立する依頼人の代理をすることができず、しかしながら、同意の有無を問わず、規制対象者は、その行為が中立的とみなされない状況又は両当事者から指示を受けることが規則第5の違反となる可能性がある状況若しくは規則第8が遵守できない状況においては、争いのある問題について対立する又は対立する可能性のある当事者を代理することを拒絶しなければならない。(行動規範 規則7)	弁理士は、利益相反がある場合又はその他の専門的な方法により当該事項への関与が停止された場合で、同一の方法で他の当事者に助言をした又はその代理をしたときは、新たな当事者の代理として行動してはならない。 利益相反関係者の同意がある場合にも、利益相反を禁じる規定を排除することはできない。 利益相反がある場合には、弁理士は契約関係を終了させざる義務を有する。(PAO 39a条(4)、BOPA 4条)	特許弁理士は、対立する利益を有する依頼人に対する助言、支援又はその代理を控えなければならない。しかしながら、友誼的仲人(unable compositor)として介入することはできない。 特許弁理士は、第三者から事前に受領した情報の秘密が害される可能性について依頼人には、ある事項について依頼人を代理することは認められない。(CNCP1 規則12.2)	メンバーは自らの利益と対立する命令を拒否するものとする。このような場合、依頼人に対する損害が生じる可能性を回避することなく当該命令の執行を延期することはできない。 メンバーは当該生じる可能性のある損害を回避するために直ちに必要に限りにおいて、当該命令を受諾し、履行するものとする。それ以降、当該事業への関与を停止するものとする。(d)	OHIMは統一の行動規範を定めていない。職業代理人は、その事務所又は雇用場所を有する加盟国の法に拘束される。
(1) 業務の制限	懲罰手続が行われ、違反があると確定した場合は、ブラクデクイシヨナーに対して①警告、②業務停止処分又は、③免許剥奪が言い渡される。(37 C.F.R. § 10.132) なお、弁護士の場合は、USPTOから与えられる懲罰に加え、登録州からも懲罰を受けることになる。	専利代理機構が同一専利出願又は専利事件について利害関係を有するその他依頼者の委任を受けた場合、当該専利代理機構に対して、是正するよう命じると同時に、懲戒を科する。(専利代理懲戒規則(試行) 第6条(7))	商標代理組織が弁法第7条の規定に違反した場合は、その所在地又は行為地の県級以上の工商行政管理部門から警告又は1万円以下の罰金を科する。違法所得がある場合、違法所得額の3倍以下の罰金を超える。(弁法13条)	法人の場合、法人設立認可が取り消されることがある。(6条の8) 違反した弁理士は、倫理委員会または懲戒委員会に回付され、警告、3年以下の被選挙権の制限または除名されることがある。(16条)	懲戒手続が取られる可能性がある。(行動規範 規則2)	専門的活動の実施が拒絶される可能性がある。(PAO 41条、BOPA 8条)	警告、譴責、停職、又は除名の何れかが適用される可能性がある。(L422条10)	懲戒措置により罰せられる可能性がある(懲戒規則4条)	—

	米国	中国（特許）	中国（商標）	韓国	英国	ドイツ	フランス	EP0	OHIM
1.1. 制度改正									
	2012年10月18日付けで、職業倫理（Professional Conduct）の基礎について、のルールを変更すること（USPTOより）を予定していることがUSPTOより発表。この変更は、USPTOの職業倫理基準をAmerican Bar Associationのモデルルールに近づけることが目的。	「専利代理業条例改正草案」（審査送付稿） ①専利代理機構のパートナー又は株主の要件を明確に規定。法律事務所が専利代理業務に従事する場合の要件を規定。 ②「専利代理人」の呼称を「専利代理人資格試験参加者の要件を緩和」 ③専利代理援助制度の明確な規定。	2003年の資格試験の廃止後、商標代理人の全レベルが低下し、依頼者のために科学的かつ有効な商標代理サービスを提供することができない等の問題が起ころうになった。そのため、 商標代理資格制度を再び構築 し、自律性体制の正当性と必要性が強調されている。	非理士法一部改正案の内容 非理士資格審議委員会と非理士懲戒委員会の統合及び特許法法律事務所の大型化、専門化を誘導するための有期限会社形態の特許法人制度の導入等。	情報は無い	非理士制度全体の改正は予定されていないが、非理士の研修及び試験に関する規則の改正作業が現在行なわれている。改正後の規則は特に、育児休暇などによる研修からの離脱及び中断、脱退、研修中の融資及び管轄当局に発行される証明書等の問題を扱う。	情報は無い	情報は無い	情報は無い
1.2. 公益活動									
義務か	非理士の義務でない。しかし、特許弁護士の場合、登録州より公益活動が義務又は、強く推奨されている。	義務でない	義務でない	義務でない	義務でない	義務でない	義務（CNCP1の規則第18条）	義務でない	CTMRには定めていない
活動内容	但し、USPTOは、公益活動プログラムを民間非営利団体やその他の弁護士協会等と共に設立しているため、公益活動は強く支持している。	但し、専利代理条例（改正草案審査送付稿）が施行されたら、専利代理人における専利出願に対する援助は制度化され、中国の専利出願事業に影響を与えるであろう。	-	ただし、大韓非理士会では、多様な公益活動を実施し、公益活動としては、下記のようなものがある。 -技術鑑定の実施 -生活保護対象者、学生等に対する無料業務受任 -中小企業に対する無料弁理業務 -知識財産権無料相談センターの設置並びに運営 -特許法律援助事業を運営 -知識財産権関連の価値評価業務の遂行	民事裁判における訴訟手続のための法的支援制度は、2007年法律事務法第194条に定められているが、この一般的な法的支援制度は、特許裁判所における訴訟手続では利用できない。	-	特許非理士は、INPI及びCNCP1により共同で実施されている無料相談サービスに参加するものと定められている。 進取行為は、誠実、名譽若しくは良心に反する行為に適用されるL422条10に定められる懲戒処分に処せられる可能性がある。	-	-

禁 無 断 転 載

平成 24 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究報告書

平成 25 年 2 月

請負先 一般財団法人 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 11 番地

精興竹橋共同ビル 5 階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@iip.or.jp

今後の弁理士制度の在り方に関する 調査研究報告書

資料編

平成25年2月

一般財団法人 知的財産研究所

目 次（資料編）

資料Ⅰ．国内アンケート結果	1
Ⅰ－１．試験に関するアンケート結果（企業向け、弁理士向け）	3
Ⅰ－２．試験以外に関するアンケート結果（企業向け）	20
Ⅰ－３．試験以外に関するアンケート結果（弁理士向け）	79
Ⅰ－４．国内アンケート調査票（企業向け）	139
Ⅰ－５．国内アンケート調査票（弁理士向け）	164
資料Ⅱ．国内ヒアリング結果	183
資料Ⅲ．海外調査結果	209
Ⅲ－１．アメリカの調査結果	214
Ⅲ－２．ドイツの調査結果	254
Ⅲ－３．英国の調査結果	271
Ⅲ－４．フランスの調査結果	291
Ⅲ－５．欧州特許庁の調査結果	305
Ⅲ－６．欧州共同体商標意匠庁の調査結果	319
Ⅲ－７．中国の調査結果	328
Ⅲ－７－１．専利代理人制度	328
Ⅲ－７－２．商標代理人制度	355
Ⅲ－８．韓国の調査結果	368
Ⅲ－９．中国の調査に関する付録資料	388
Ⅲ－９－１ 専利代理条例	388
Ⅲ－９－２ 専利代理管理弁法	392
Ⅲ－９－３ 専利代理管理弁法修正決定	399
Ⅲ－９－４ 専利代理人コード標準	400
Ⅲ－９－５ 2010 年専利代理人試験問題	406
資料Ⅳ．その他	417
Ⅳ－１．分野別特許出願件数、知財民事訴訟件数の推移等	417
Ⅳ－２．弁理士法改正による弁理士業務の範囲拡大に関する中間意見書（日本弁護士連 合会）	422
Ⅳ－３．日本弁護士連合会の「弁理士法改正による弁理士業務の範囲拡大に関する中間 意見書」について（日本弁理士会）	431

IV－4．日本弁理士会「日本弁護士連合会の『弁理士法改正による弁理士業務の範囲拡大に関する中間意見書』について」に関する意見書（日本弁護士連合会）	444
IV－5．日本弁護士連合会の「日本弁理士会「日本弁護士連合会の『弁理士法改正による弁理士業務の範囲拡大に関する中間意見書』について」に関する意見書」に対する意見（日本弁理士会）	454
IV－6．秘匿特権に関する各国の規定	458
IV－7．弁理士会の処分実績	459
IV－8．各士業における懲戒制度	460
IV－9．各士業における懲戒実績	461
IV－10．今後の弁理士試験及び実務修習の在り方に関する意見について（知的財産教育研究・専門職大学院協議会）	462
IV－11．弁理士制度の改正経緯	465

資料 I

I. 国内アンケート結果

1. 目的

我が国の弁理士制度の実態と問題点を把握し、今後の弁理士制度の在り方を検討する際の基礎データを得る。

2. アンケート送付先

アンケートの送付先は、本調査研究の対象である弁理士と、弁理士のユーザー側に当たる企業であって下記に掲げる企業である。

(1) 弁理士 (9,510 者)

2012 年 6 月 13 日時点で日本弁理士会に登録されている弁理士から個人情報提供不同意者を除いた 9,510 者

(2) 企業 (1498 者)

(i) 日本知的財産協会(JIPA)の正会員企業 906 者

(ii) 中小企業 592 者

① 中小企業庁発行「元気なモノ作り中小企業 2009 年度」の対象企業 (300 者)

② 特許庁発行「知財で元気な中小企業 2007」の対象企業 (110 者)

※①と②の重複 6 者を排除

③ 出願件数上位の中小企業 (196 者)

※2008 年に公開された特許・意匠・商標データを用いて集計

④ さらに①から③について日本知的財産協会(JIPA)の正会員企業と重複する企業 8 者を排除

※中小企業の定義

業種 : 従業員規模・資本金規模

製造業・その他の業種 : 300 人以下又は 3 億円以下

卸売業 : 100 人以下又は 1 億円以下

小売業 : 50 人以下又は 5,000 万円以下

サービス業 : 100 人以下又は 5,000 万円以下

3. アンケート項目

資料 I - 4 「国内アンケート調査票 (企業向け)」と資料 I - 5 「国内アンケート調査票 (弁理士向け)」を参照のこと。

4. アンケートの回収率

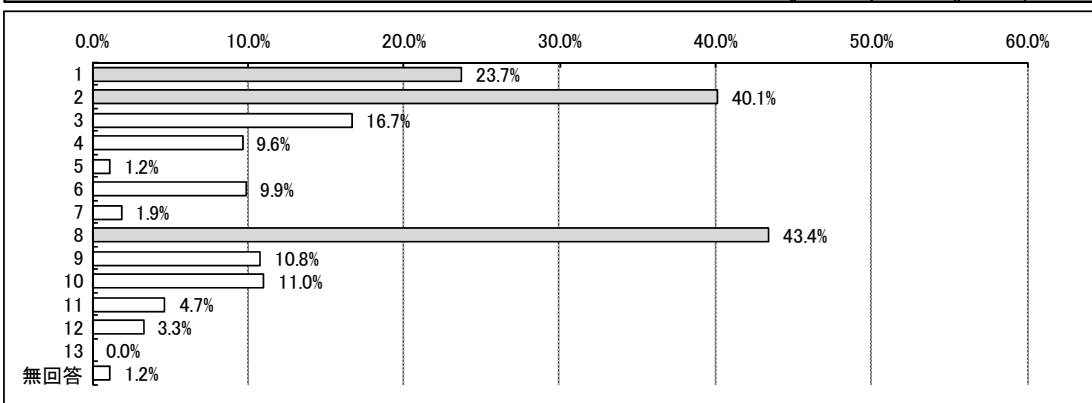
アンケートの回収率は以下のとおりである。

	JIPA	中小企業	弁理士
配布数	906	592	9,510
回収数	426	123	2,637
回収率	47.0%	20.8%	27.7%

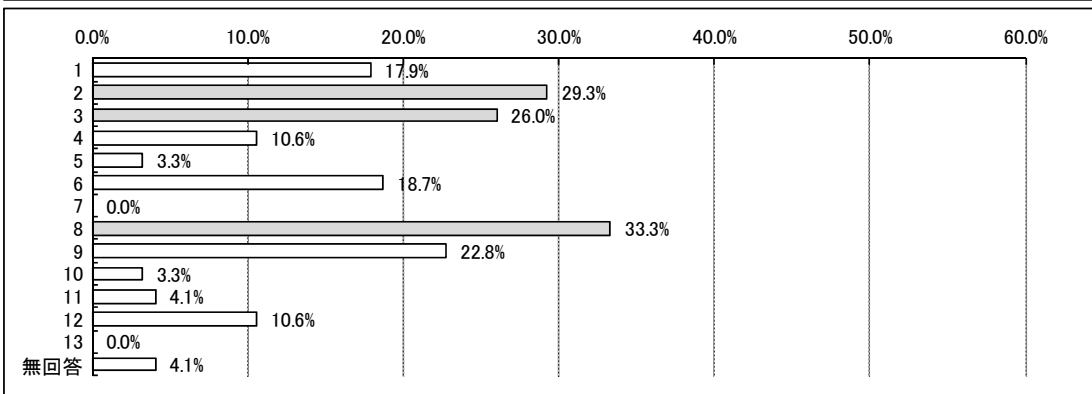
I-1. 試験に関するアンケート結果（企業向け、弁理士向け）

問10 試験制度の見直しについてお聞きします。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

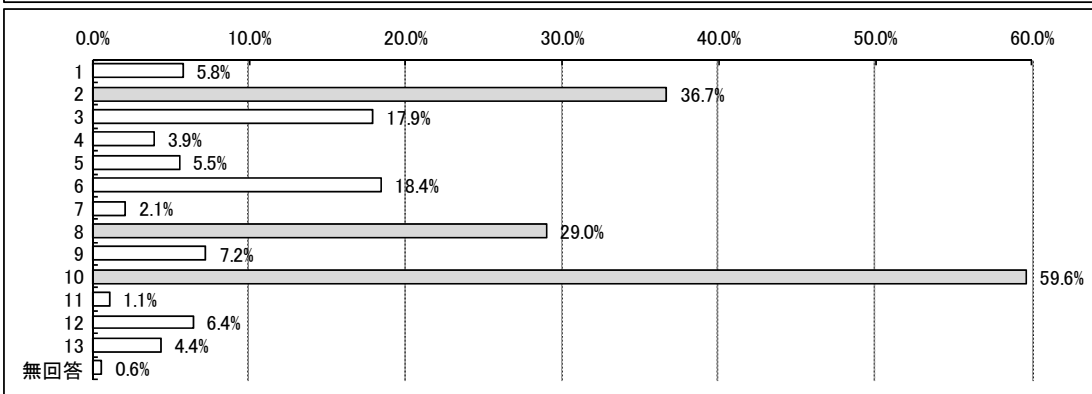
	知財協		中小企業		弁理士	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 見直す必要はない	101	23.7%	22	17.9%	152	5.8%
2 企業活動の国際化に対応できる人材の参入を促す方向性で見直すべき	171	40.1%	36	29.3%	967	36.7%
3 技術・デザイン・ブランド等を含めた総合的な知財管理に対応できる人材の参入を促す方向性で見直すべき	71	16.7%	32	26.0%	472	17.9%
4 他の公的資格、職種経験等を有する多様な人材の参入を促す方向性で見直すべき	41	9.6%	13	10.6%	104	3.9%
5 若者の参入を促す方向性で見直すべき	5	1.2%	4	3.3%	146	5.5%
6 理工系人材の参入を促す方向性で見直すべき	42	9.9%	23	18.7%	486	18.4%
7 法文系人材の参入を促す方向性で見直すべき	8	1.9%	0	0.0%	56	2.1%
8 実務経験者の参入を促す方向性で見直すべき	185	43.4%	41	33.3%	764	29.0%
9 特定の分野の知識や理解に特に優れた人材の参入を促す方向性で見直すべき	46	10.8%	28	22.8%	191	7.2%
10 合格者数を少なくする方向性で見直すべき	47	11.0%	4	3.3%	1572	59.6%
11 合格者数を多くする方向性で見直すべき	20	4.7%	5	4.1%	28	1.1%
12 その他	14	3.3%	13	10.6%	169	6.4%
13 わからない	0	0.0%	0	0.0%	115	4.4%
無回答	5	1.2%	5	4.1%	16	0.6%
回答者数	426		123		2637	



<知財協>



<中小企業>



<弁理士>

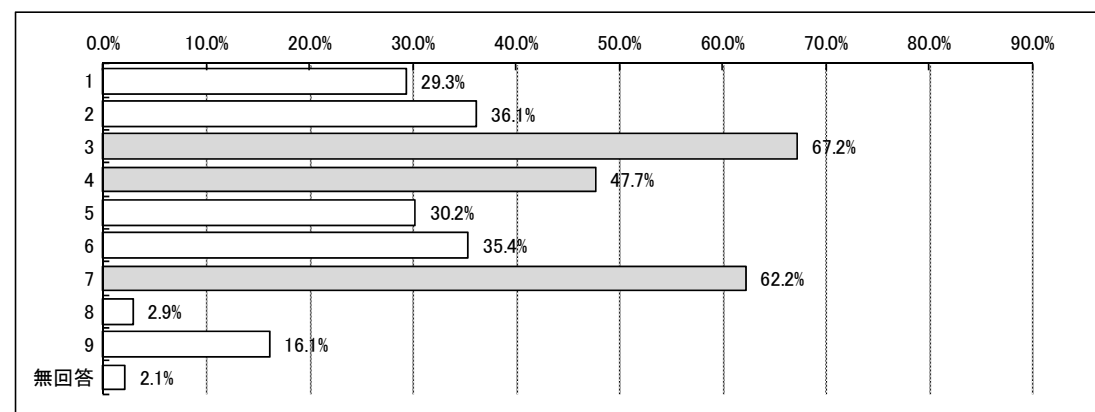
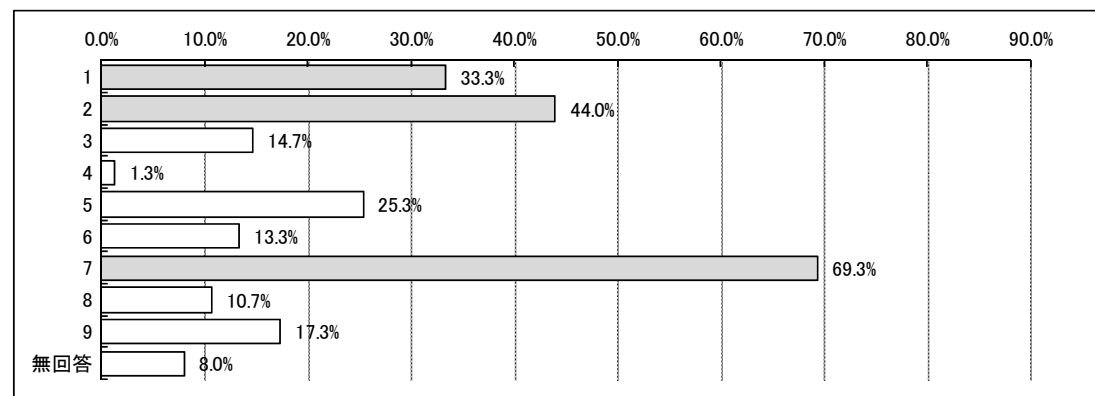
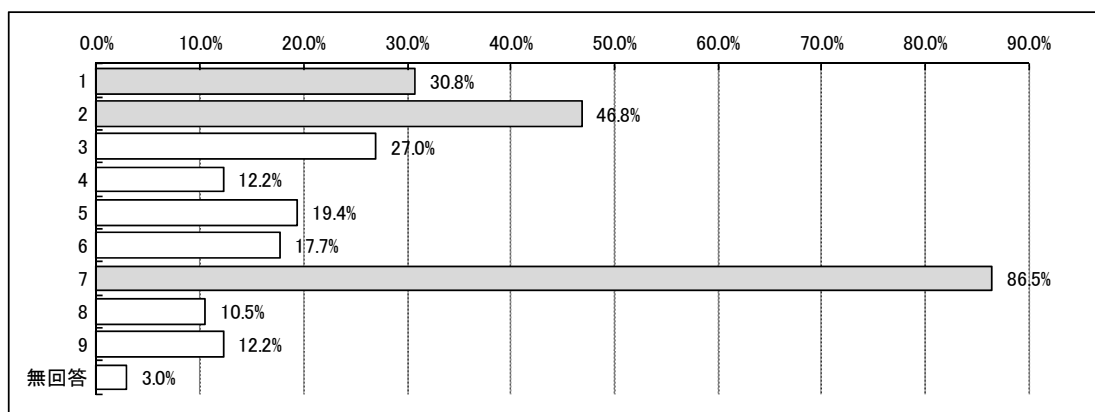
- その他：・修士卒 論文選択免除は見直すべき。
- (企業)・短答試験も科目毎に合格最低点を設けるべき。
- ・コミュニケーションがしっかりできる人。
 - ・論理的説明能力、コミュニケーション能力を問う方向で見直すべき。
 - ・欧州弁理士試験を参考にした試験内容にして頂きたい。
 - ・記憶力ではなく判断力、理解力を審査する方向で見直してほしい。
 - ・企業の知財実務／係争実務に明るく、ユーザーの現場のニーズに応えられる人材の参入を促す。
 - ・企業の経験者が望ましいと思うが、少なくとも企業の考えも理解できる人材であるべき。
 - ・実務能力(実務経験)も試験に導入すべき。
 - ・弁理士の基礎知識を含めた質を担保する方向性で見直すべき。
 - ・特許出願等の手続能力を評価する試験制度を設け、手続面の専門の資格を新たに設けるべき。(特実意商別に受験可)※今の試験制度は、法律面での能力を評価する部分に偏りすぎており、合格者が必ずしも特許庁への手続能力が優れているとは限らない。特に短答試験は、実際の実務であまり関係することがない問題が多く、合格後、実際に弁理士となった後に重要となる知識を問う試験となっているか疑問である。
- その他：・patent agent試験とtrade mark agent試験に分けてはどうか。
- (弁理士)・特許弁理士と商標弁理士を別試験にすべき。
- ・免除制度をなくすべき、弁護士も試験を受けるべき。
 - ・免除が多すぎる。
 - ・免除を見直すべきである。不公平をなくすべき。
 - ・受験科目の免除制度は廃止、縮減の方向性で見直すべき。
 - ・免除制度の廃止。審査官等の免除廃止。受験生に公平な制度とすべき。合格者を過度に少なくするのは良くない。
 - ・一度合格した試験の複数年免除制度はいらない。
 - ・弁護士の資格を持っていたても特実意商の論述・口述は免除すべきではない。
 - ・特許庁実務5年以上の免除の廃止。
 - ・特許庁出身者への資格付与は不要。
 - ・特許庁での有資格条件で、例えば特許の審権は特許法のみを免除し他の筆記試験はすべて一般の受験先と共に受験し合格することを条件とすべし。
 - ・弁理法7条3号を見直す。
 - ・特許庁の有資格者も通常の短答、論文、口述の試験を受けさすべき。
 - ・審査官経験者であっても試験を受験させるべき。法律系の基礎知識も担保させる必要あり。
 - ・審査(特許庁)従事者の免除を制限すべき(特に任期付審査官)。
 - ・選択科目の免除は、廃止すべき。条約科目を復活すべき。
 - ・選択科目の免除はやめるべき→全員に2科目くらいは受験させるべき→・修士卒でもエンジニアとしての専門能力に欠如。
 - ・選択試験の免除は廃止すべき。ドクター持ってもひどいのがいる。
 - ・短答免除などの各種免除制度は廃止すべき。受験生を一律に同じ条件で選別し、線の太い人材を募るべき。複雑な優遇制度は不要。
 - ・論文試験の免除制度(大学院卒)を廃止すべき。
 - ・試験官の個人差が強く影響する 口述試験を見直すべき。
 - ・口述試験は、問題(出題内容)や試験官がバラバラで極めて不公平なので要改善。全員に○をつけるひどい試験官もいます。
 - ・弁理士となる資格は「弁理士試験合格」のみに一本化する。
 - ・合格判定基準の引上げ
 - ・合格難易度を上げる(難しくする／合格率を下げる)。
 - ・代理人としての会話力、倫理道德性、社交性も見るべき。
 - ・文章能力を判定する試験課目が必要。現在の選択課目は不要。
 - ・コミュニケーション能力に優れた人材で参入を促すべき。
 - ・コミュニケーション能力を向上する方向で見直すべき。
 - ・クライアントと適切に意思疎通できる人間、情報を論理的に理解し、それを的確に文章化できる人間のみを合格させるべき。
 - ・論文式筆記試験(必須科目)を以前と同じく5科目にする。
 - ・実務能力の担保方法の検討。
 - ・実務試験を入れるべき。
 - ・教科書知識に偏重しないで、実務の資質を重視すべき。
 - ・特許明細書を作成する能力が担保されるように見直すべき。
 - ・基本となる工業所有権法四法とその実務の理解度の高い人材の参入を促す方向で見直すべき。
 - ・業務に関係する法律の理解力としても、もっと高いレベルを求めるように見直すべき。
 - ・国内法、条約の適切な理解、解釈できる人材の参入。
 - ・少なくする必要はないが、難易度を上げるべき。
 - ・基礎知識不足の弁理士が散見される。試験の難易度up。
 - ・合格者の数というよりは、質の観点から調整すべき。
 - ・法律知識の深さをもっとみるべき。
 - ・実務経験(例えば3年)を受験資格に加える(又は登録要件)。
 - ・技術の実務経験を考慮する制度。
 - ・技術のみならず法律(訴訟・契約)の双方を専門に扱える人材が少ない。
 - ・弁理士の業務範囲の拡大の観点で見直すべき。
 - ・運転免許程度の最低限の知識でも可かな?と思える程にひずみがあるのでは。
 - ・レベルの低い合格者が多すぎる。一発合格制度を復活させるべき。
 - ・合格数、現状でOK。
 - ・数で取るのではなく、あくまで可否を決めるべき。
 - ・数ありきで合格レベルを下げるのはナンセンス。質重視を常に考えてもらいたい。

- ・ 実際に必要な論文科目(条約)の再追加。
- ・ 論文試験に条約を復活させても外国関連業務には役立たないから無駄。
- ・ 必須科目の試験を増やすべき 特に条約。
- ・ 試験科目を昔のように広くすべき。択一試験合格、大学院による免除の撤廃をすべき。そもそも大量に有資格者がいる必要がなく、実務者用の資格も設けられているので質の低下を避けるべき。
- ・ 採点の公平性の観点、実務ができる者ほど苦勞するようにできている。
- ・ 公平性を担保する方向性で見直すべき。
- ・ 一定の能力を有すれば合格できるようにする。
- ・ 合格者のレベルを担保する方向性で見直すべき。
- ・ 合格すべき者がちゃんと合格し、基本的な知識等に不備の者が合格することがない制度にすべき。
- ・ 選択科目をなくすべき。
- ・ 受験資格として理系学位を課すべき。
- ・ 多様な才能の評価基準からの見直し。
- ・ 弁理士への適正をより厳しく試す方向にすべき。
- ・ 語学(特に英語)能力を問う内容を加入すべき。
- ・ 法的思考力を見るべき。
- ・ 弁理士に必要な法的知財を有する者のみが受かる制度にすべき。
- ・ 法律の基礎的な理解が足りない者が多いのでトリッキーな問題ではなく、本質的な内容を問う問題に対応できる者を増やすべき。
- ・ 論理思考、法的解釈力の強さを試験で確保。
- ・ 論理的な文章が書ける能力を問う方向で見直すべき。
- ・ 合格率が上がった分、能力不足の弁理士が増えたため、H13以降の合格者に対し、再度選別試験を受けさせるべき。
- ・ 法文系は排除すべき。
- ・ 法文系人材の参入を制限する方向で見直す(理系学士必須等)。
- ・ 問題の難易度が年度によって大きくなりすぎた。合格者数も年度によって大きくなりすぎた。不公平感を非常に感じる。
- ・ 問6-6の態様を目指すなら民法・民訴法なども必須科目にするべき。問6-3に態様を目指すなら、企業での発明がなされるまでの企業活動の知識を身につけさせるような科目。
- ・ 試験で何の能力を測るのか明確にしてから見直すべき。
- ・ 最近若年層の参入が減少したように感じる。
- ・ 問6に書いたように企業での活躍も考慮して、幅を広げるべき。
- ・ 知的水準の高い者に絞るべき。
- ・ 合格しても就職口がないことを何とかすべき。
- ・ 条文、青本等の基礎知識を有さない者は合格させるべきではない。
- ・ 弁理士としての素養のある人を合格させることで足り、知識は研修でまかなう。
- ・ 無分別に数だけを増やそうとするものの必要性そのものについて見直すべき。
- ・ 「～の参入を多くする」とか「多くする」とか「少なくする」とかの方向付けはやめてほしい。
- ・ 出題が減ることが予想される状況で合格者を増やした政策を反省すべき。
- ・ 条約の論文試験を再導入すべき。
- ・ 合格者のクオリティを確保すべき。
- ・ 2001年以前の制度に戻す 合格率3～3.5%程度にする。
- ・ 企業の知財実務、係争に明るく、ユーザーの現場のニーズに応えられる人材の参入を促す。
- ・ 人数で制限するのではなく、実力で認めるべき人材は認めるべき。
- ・ 弁理士試験に受かった者は、審査官になれるような途も開くべき。
- ・ 問題を見直し、科目を増して合格人数を1/5以下にすべき。
- ・ 企業での有経験者の参入を促す方向で見直すべき。
- ・ 弁理士の質の向上(近年の試験が簡単になったため、知識が不十分な状態で資格がとれてしまう)。
- ・ 弁理士でない委員が試験制度を決めているという実情を見直すべき。もっと弁理士会の意見が反映された試験制度にするべき。
- ・ 民法の基礎知識も理解させるべき。
- ・ 公正性を担保とする方向性で見直す。特に口述試験。
- ・ ニーズが多様化する中で、単一の資格制度、試験制度で対応できるのかの観点で見直すべき。
- ・ 条約を試験課目にする。
- ・ 人物、人柄を重視する為、面接に重点を置く。上場会社、官庁でも人物本位で採否を決めている。弁理士制度の将来性の為に必要である。
- ・ 弁理士の基礎迫力の担保(理系科目)。
- ・ ①弁護士、特許庁有資格者を含め、全員が一律の試験を受けるべき②短答、論文、口述の分割合格制度を廃止し、従来通りの一律合格に変更すべき。合格者の質を確保する観点からです。
- ・ 2001年以前の試験制度に戻すべき(・条約を重視する。・合格持ち越し制度の廃止。・免除制度の廃止)。
- ・ クレーム作成法の教育。
- ・ 論理的思考、問題解決能力に優れた人材の参入を保守方向。
- ・ 条約の知識、理解を確認すべき。
- ・ すべての受験生が同じ試験を受け、すべての免除をなくし(ある特定の方がいろんな意味で利益を得ている)、理系大学を卒業したことを受験資格にすべきである。
- ・ 若者が参入を希望するうえでの将来性の確保。EX収入。
- ・ 法制度を適切に理解しているレベルに達した者に限るように見直すべき。
- ・ 弁理士の基礎知識を含めた質を担保する方向性で見直すべき。
- ・ 知財法の正確な知識を持った人を入れる…根拠条文を正確に理解していないと覚しき合格者がいるように思われるため。
- ・ 語学力を有する人材の登用を検討すべき。

- ・ 法律文書の作成能力を重視する方向性で見直すべき。
- ・ 法律知識だけでなく、実務能力を試す方向で見直すべき。
- ・ 国際法に関連する分野を設けるべき。
- ・ 免除科目を見直すべき。
- ・ 法律に関して暗記偏重の方向をみなおす。
- ・ 国家資格を有する代理人としての自覚を持たない者は排除すべき。
- ・ 能力担保の点で見直すべき。
- ・ 弁理士としての質を担保できる観点。
- ・ 外国特許法、実務能力の担保の観点で見直すべき。
- ・ 弁理士としての能力を適格に判断する試験制度とするよう見直すべき。
- ・ 合格者の質。
- ・ 勉強1年程度で合格できる試験にすべきではない。合格後弁理士として一人立ちできない場合があるため。
- ・ グローバル化に照らし英語を試験科目に加える。
- ・ 英語の能力を問う方向。
- ・ 合格者の品質アップの方向で見直すべき。
- ・ 弁理士の適性(基礎能力等)を問う方向性。
- ・ 点数(論文、口述)を公表すべき。
- ・ 特許庁審査官から弁理士になる道は不要。
- ・ 日本語能力の高い人材の参入を促す方向性で見直すべき。
- ・ 弁理士として省令施行規則を理解できる人材。
- ・ 弁理士の知名度をもっと上げて、幅広く興味をもってもらいたい。弁護士との知名度の差がありすぎる。
- ・ 免除をなくす方向で見直すべき(品質・レベルが下がる)。
- ・ 弁理士としての質の確保。
- ・ 免除制度をなくして、公平な試験制度にすべき。
- ・ 特許庁、弁護士からの流入を阻止すべき。
- ・ 交渉力を有する人材の参入。産業イノベーションできる人材の参入。
- ・ 現在の試験は、弁理士試験に限らず法的資格試験全般にいえるが、教科書的な理解を問うものが多い。実務的なセンスをたやすものを多く入れて欲しい(米国のBarを参考に)。
- ・ 知識の多さだけでなく確かな判断力の有無を問うべきだ。
- ・ 国際化に対応。
- ・ 知識ではなく、応用能力の高さの評価が必要。

問11企 前問で選択肢2～12を選ばれた方にお聞きします。試験制度を具体的にどう見直せば良いとお考えですか。下記選
問9弁 択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業		弁理士	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 工業所有権に関する外国語文献の読解力を問う	73	30.8%	25	33.3%	458	29.3%
2 工業所有権に関する外国の法令(米国特許法等)の知識や理解力を問う	111	46.8%	33	44.0%	564	36.1%
3 工業所有権に関する条約単独(TRIPS協定、パリ条約、PCT等)の論述力を問う	64	27.0%	11	14.7%	1049	67.2%
4 基準点未満の科目が1つでもあれば不合格とする(科目別足切りの導入)	29	12.2%	1	1.3%	744	47.7%
5 理工系の受験者に対して法律(民法、民訴法等)の基本的な知識や理解力を問う	46	19.4%	19	25.3%	472	30.2%
6 法文系の受験者に対して技術(力学、情報工学等)の基本的な知識や理解力を問う	42	17.7%	10	13.3%	552	35.4%
7 出題内容を工夫することなどによって実務能力を問う	205	86.5%	52	69.3%	971	62.2%
8 科目数を削減することなどによって効率的に試験を運営する	25	10.5%	8	10.7%	45	2.9%
9 その他	29	12.2%	13	17.3%	251	16.1%
無回答	7	3.0%	6	8.0%	33	2.1%
回答者数		237	75	1561		



その他：・特許と商標は別の試験（資格要件）とする。例えば、特許弁理士には理科系の学士号を必須とする等。

（企業）・選択科目は不要（やめる）べき。

- ・口述試験等でキャリア（ヒアリング等で能力をチェック）を採点考慮する。
- ・対人対応能力（コミュニケーション能力）を問う。
- ・試験合格後は仮免許で、一定の経験を積んでから、本免許を与える。
- ・選択科目に知財管理を追加する。
- ・試験委員の個人差を少なくする。
- ・語学（英語）の試験を行う。
- ・同日出願に関する設問など現実に即しない問題を無くす。
- ・現在と同じ科目、内容で良いが、合格者数を多くする。
- ・実務経験者の負荷軽減など。
- ・課題発見～論述能力を論文試験で重視する。
- ・試験回数を増やす（年2回程度）。
- ・必須科目の合格後3年間の免除はやめるべき。
- ・口述試験の強化。口述試験の公平性の確保。
- ・工業所有権に関する条約（PCT、パリ等）に関する知識、理解力を問う。
- ・弁護士が無条件で弁理士になれることを認めない。
- ・現状の弁理士業務の大半を占めている出願から権利化までの業務は、多くの実務経験を必要とするものであるのに、実務経験を必要としない試験制度になっているためか、特に若い弁理士は無資格の者と同じような教育と経験を積ませないと何も業務をまかせられない。これでは、資格試験自体が意味がない。また、出願を定期的に行っている多くの会社では、出願から権利化までの業務については、自社で量的に処理できない場合に外注に出す感覚で弁理士に依頼しており、弁理士の立場が下請けと同程度に低い。このような現状を考慮し、全体的に試験制度を見直す必要があるのではないか。
- ・自動車免許と同様に実務試験必須とする。
- ・知識よりは理解力に重点を置いた方がよいのでは？
- ・自己の得意分野などを論理的に記述させる。
- ・技術の高度化、複合化、周辺特許の確保など事業活用できる権利確保に対応可能な人材かの見極め。
- ・企業経験を受験資格に入れる。
- ・権利解釈などの特許実務に関する能力を問う。
- ・実務に直接関係する法律面の知識を問う問題を増やす。

その他：・合格点数を上げる。

（弁理士）・合格率を下げる。

- ・短答、論文の合格率を低くする。
- ・試験のレベルを上げて、優秀な者のみが合格するようにする。
- ・知的財産の運用に関するアイデアを問う。
- ・特許弁理士試験では商標法を外す。
- ・試験科目を増やす。
- ・理工系の科目を増やす。
- ・選択科目を増す。選択科目種類を増やす。
- ・試験科目を元に戻す。
- ・理工系の人でも工学力に欠ける者あり→科目の免除はやめるべき。
- ・技術に関する試験科目に合格した者にのみ特許の取扱を認める。
- ・弁理士倫理を問う。
- ・事務所の補助者としての経験を考慮しても良いのではないかな？
- ・昔の論文試験のように、条文解釈についての論述問題を増やす。昨今の合格者をみていると、起承転結の基本的な論述ができていない。
- ・実務試験の導入。
- ・実務能力の有無を問う試験を行う。
- ・試験で実務能力を問うのは誤り（無理）。
- ・クレーム作成問題等。
- ・試験前又は試験後に実務を数年経験させる。
- ・専門分野特定試験を行うことも検討すべし。
- ・専門分野の能力を問う（技術系なら電気分野など）。
- ・実務経験を受験資格に含める。
- ・実務経験・企業経験（開発設計等）を受験資格に追加する。
- ・験をしないで専門家を選べるはずがない。
- ・実務経験者の負荷軽減。
- ・合格者数を減らす。
- ・合格者数を一定の数の範囲内にすべき。
- ・中心業務の法律について、きちんと論述させてほしい。奇策はいらない。

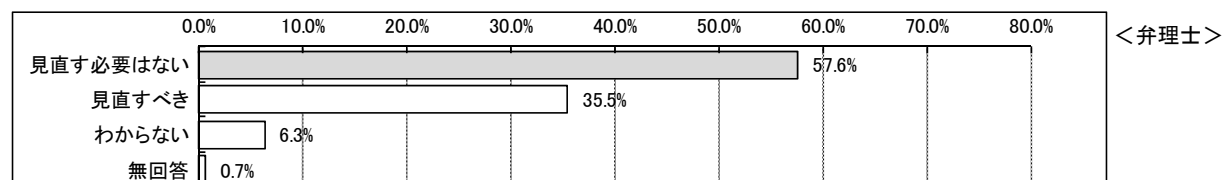
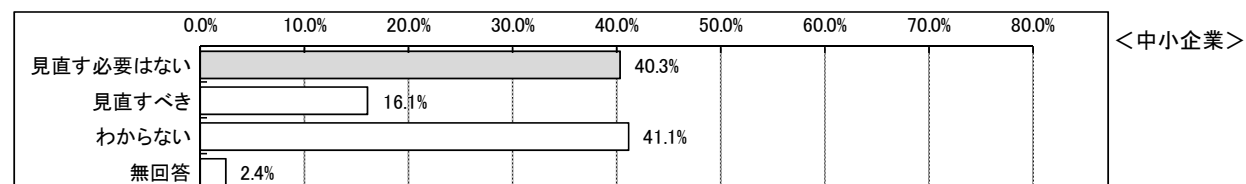
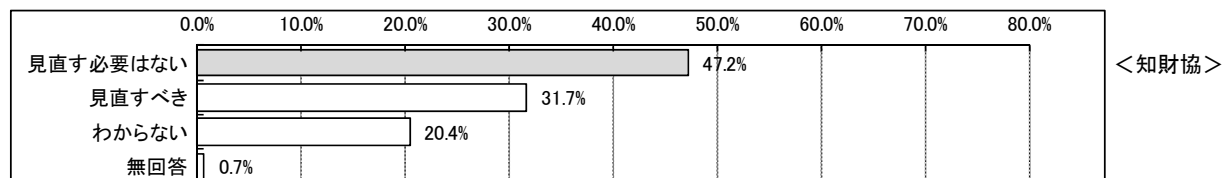
- ・ 現行の試験制度では、論文試験において、論点を数多く挙げさせるため、ただ単に頁目を列挙さえすれば合格する制度になってしまっています。本来は、法律の論文なので、問題の所在→問題提起→結論というしっかりした論述ができるような試験にすべきです。
- ・ もう少し論理的思考能力を重視、トリビア削減。
- ・ 論理的思考力及び文章力を問う。キーワード採点の弊害。
- ・ 日本語の文章能力、表現能力
- ・ 免除制度の見直し、廃止。
- ・ 選択課目の免除の廃止。
- ・ 技術科目の免除をやめる。文系でも理系でも技術を1つは受ける。
- ・ 修士卒の優遇及び行政書士の優遇の廃止。
- ・ 短答での合格の翌年への持越しをなくす。試験問題が簡単すぎる。短答についても各科目ごとに50題程度とし、科目ごとの足切りを設ける→司法試験のようにちゃんと知識をとれるようにする。
- ・ 短答の足切り点を上げるとともに、短答合格者の次年度免除の廃止。
- ・ 合格科目(短答、論文)の持ち越し制度の見直し。
- ・ 法改正もあるので、免除についても最新の知識を担保すべき。
- ・ 一定期間の実務経験者の選択科目免除してはどうか。
- ・ 専門科目免除は廃止すべき。各種優遇制度を廃止して、なるべく同一の条件で試験すべきと思う。不要な「甘やかし」は、人材の能力低下につながると考える。
- ・ 弁理士となる資格は「弁理士試験合格」のみとして例外は認めない。その方がフェア。
- ・ 免除をなくして、全受験生に技術の基本的な知識を問うようにした方が良いと思う。
- ・ 外国語能力を問う。
- ・ 外国語の会話能力を問う。
- ・ 英語によるspecの作成実習。
- ・ 文章能力を判定する試験課目が必要。現在の選択課目は不要。
- ・ 論理力を問う。
- ・ 記憶力ではなく思考力を問う試験が必要。
- ・ 論理的な文章(パズルではなく)を作成する能力を問う。
- ・ 問題に対処するプロセス、思考過程を問う(弁理士でもできない人はたくさんいるので、試験には向かないと思いますが)
- ・ HOW TO試験でなく、理論試験とすることにより、知的レベルとの高さをテストする。
- ・ 例外的事項でなく、基本的な事項を理解しているか否か。
- ・ 知財制度の趣旨、基本の理解を問う、論述力を問う。
- ・ 多肢選択試験のレベルアップ
- ・ 法的ロジックを問う設問を短答で出題する。
- ・ 難度の高い試験とすべき。
- ・ 試験問題のレベルを上げ、実力差がでるようにする。
- ・ 問題が若干実務より過ぎると思います。
- ・ 欧州特許代理人の試験が参考となる。
- ・ 理系・文系に限らず、民法、民訴の知識を問うべき。
- ・ 実務に近い形(コミュニケーション能力など)が必要。ロジカルな考え方ができない弁理士が多い。
- ・ 短答試験の条約、不競法、著作権法の問題数を増やす。例えば、20問増やし全80問にする。また、短答試験の合格者を現在の半分程度に絞り、論文試験で半分程度の合格者とし、全体の合格者は現在と同程度にする。
- ・ 国内法のより深い知識を問う。合格レベル(短答)の引き上げ。
- ・ ジャンル分けを行い、そのジャンルでの対応力を問う。
- ・ 出願範囲に偏りがいないような試験を行う。
- ・ 基本的な知識等については4とし、付記のように+αとして特定分野についての力を有する人材が育つ環境とし、国際力をつける。
- ・ 受験機関の資料だけ(法文を見ない)で合格するような国家試験などあり得ない!地道な勉強をしてこそ合格する内容にすべき!
- ・ 大幅に易化する。外国語によるコミュニケーション能力を問う。社会人としての常識を問う。
- ・ 口述試験の一部を英語で行う。
- ・ 口述試験において、受験生の間でもこの試験官に当たったら落ちるなどの話があり、実際そのような合否の判定の甘さが試験官で異なる印象を受けます。そのような不公平をなくしてほしい。また、知識を問うのは短答・論文で充分であり口述では人間性、コミュニケーション力に問題がないことを確認すれば充分と思う。現在の口述のような条文の再現力等を問いたいのなら筆記試験でやればよい。(その方が採点基準も統一しやすい)
- ・ 特定経験を持つ者に対して優遇する資格。
- ・ 弁理士としての的確な法的アドバイス、法律の適用が出来るかどうかを問うのが良い。
- ・ 法律の本質を問うような問題を出す(特に論文試験)最近では事例問題が主流であるが、この場合対応策等表面的な部分しか勉強せず、法律の本質を理解していない弁理士が増えている。本質を理解していれば、ある程度不測の事案にも対応できる。本質を理解していなければ、不測の事案に全く対応できない。
- ・ 特・実を扱うことのできる弁理士か否かを差別化する制度を設ける。
- ・ 特許弁理士、商標弁理士、著作権弁理士など特定分野のみの弁理士の可能性。
- ・ 日本の産業の将来方向を考える力。

- ・ 複数法域に関する事例で総合的管理能力を問う。
- ・ 理系学士あるいは高専卒以上必須。受験条件にする。
- ・ 受験資格として理系学士、好ましくは修士以上の取得を要件とすることや、企業での研究・開発経験を必須とする。
- ・ 技術開発、研究開発経験者に有利な制度。
- ・ 2次試験の受験者数を制限し、2次試験の選別精度を高める。
- ・ 弁理士登録の要件に実務経験を入れる。公認会計士のように。
- ・ 試験で何の能力を測るのか明確にしなければ具体策はない。
- ・ 7を導入すると、学生や未経験者に不利になってしまう。
- ・ 知財立国を担う人材を発掘
- ・ 特許庁にとって役立つ資格ではなく、企業目線で役立つ専門家に資格を与えるべき。
- ・ 科目数の増大により、弁理士業務範囲の拡大に伴う知識(の向上)を問う。
- ・ 総合的な知財管理に対応できる人材の参入促進のため、周辺法(著作、不競法)の論述力を問うべき。
- ・ 論文試験の出題内容や採点基準を工夫するなどして、ヤマが当たったから合格できたとか、論述力がないのに合格できたという基本的な知識や理解力が不足したり、資質に欠ける合格者を出さないようにすべき。
- ・ 経営の知識を問う。
- ・ 民法・民訴の基礎知識の必修化。
- ・ 大学院卒の選択科目免除廃止。
- ・ 基本的な論述力を問うべき。まともな論文の書けないレベルは、合格とすべきでない。
- ・ 2001年以前の制度に戻す 理科系科目を必須にする。
- ・ 短答の足りきを厳しくし、口述の不合格者は減らすべき。
- ・ コミュニケーションスキルを見るべき。
- ・ 弁理士の専権業務である条約(パリ、PCT、マドプロ)については短答式試験問題を増やす。
- ・ 条約が理解できていればよい。(論述力まで不要)。短答式試験の合格点の引き上げで対応できる。(40点以上は必要ではないか。)
- ・ ビジネス要素に関する問題も出す。
- ・ 一行問題を増して、知識力を要求すべき 2010、2011年の試験委員を努めた上での感想。
- ・ 難易度を下げる。
- ・ 実務経験を受験資格とする。
- ・ 制度の理解を問う。
- ・ 「特許庁有資格者」の制度を撤廃する。
- ・ 平成13年度以前の試験制度をベースとした難易度の高い試験にもどして、弁理士の質の向上を図る。
- ・ 科目毎合格など受験者の負担を軽減する。
- ・ 口述試験の評価基準の統一。口述試験の結果の通知、解答の公表。
- ・ いたずらに負担を軽減すべきでない。
- ・ 短答試験免除をやめる。
- ・ 技術又は法律についてのバックグラウンドを問う。
- ・ 選択科目免除をなくす。
- ・ 受験者全員に民法、民訴法、理系科目の試験を課すべき。
- ・ 合格持ち越しを廃止すべき。免除制度を廃止すべき。
- ・ 必要な試験課目は適切に増やす。短答のボーダ低すぎる(科目ごと足切りがあってもよい)。論文試験の問題数が少なすぎる、時間も短すぎる。おかしい免除制度は無くす。1次試験から3次試験まで一年で合格させよ(おかしい持越し制はやめる。)
- ・ 口述試験官の違いによる合格率のバラツキの解消。
- ・ 現制度のまま、合格レベル水準を引き上げる。
- ・ 合格点を上げる(短答・論文)。
- ・ 免除制度を止めて、受験者間の不公平をなくす。
- ・ 受験者として技術の応用的な理解力を問う。
- ・ 人数削減。
- ・ 口述で条約の基本構造を問う。
- ・ 合格点を引き上げる。
- ・ 論文試験のウェイトを上げる。
- ・ 基準点を上げる。
- ・ ヨーロッパ弁理士のように、明細書ドラフト作成の試験を導入すべき。
- ・ 基準点を上げる。
- ・ 記憶力、集中力の強さが弁理士の強さの一つと思う。誰でもそこそこ勉強してなれる程度の資格なら、そこそこの仕事しかできない人間が集まる。
- ・ 旧試験制度と同様にすべき。
- ・ 日本の判例についての知識や理解力を問う。
- ・ 産業財産権その他の法令に関する知識を使った問題解決能力を問う。
- ・ 基本知識の定着を問う。
- ・ 科目数を削減する必要はない。
- ・ 合格率を設定する。

- ・ 工業所有権についての論述力を課目数増で判断。
- ・ 実務経験が長く、且つ実務能力の高い方の参入。
- ・ (欧州のような)クレーム起案や中間処理実務能力を問う。
- ・ 基礎知識理解の徹底度を問うべき。
- ・ 欧州のように特許弁理士と商標弁理士との二本立てとするのも一案かと。
- ・ 題意把握力、コミュニケーション力が問われるような試験にすべき。
- ・ PCT出願等の手続きについての実務的試験を入れる。
- ・ 短答式のon-line受験を可能に。
- ・ 科目にかかわらず、論理的な文章が書かれているか採点する。(箇条書き的な答案を排除)。
- ・ 絶対値、偏差値は利用しない。
- ・ 試験審査の見直しが必要。
- ・ 一定期間の実績経験を求める試験制度。
- ・ 免除制度をすべて廃止すべき。不公平すぎる。
- ・ いわゆる一行問題の活用 of 択一式で「解なし」を設ける。
- ・ ① 択一試験の合格基準点を上げる。←論文の受験生を絞り込む上で有効である。② 択一論文の合格者に対する次年度、次々年度の免除をやめる。③ 論文合格者を上位20%ぐらいにする。
- ・ 出題内容レベルはそのまま、量(問3範囲)を広くし、時間を長くする。
- ・ 確かな判断力を問うべき。
- ・ 科目数を増やすことにより総合能力を問う。
- ・ 語学の試験を行なうべき。(TOEIC等の代用も可)

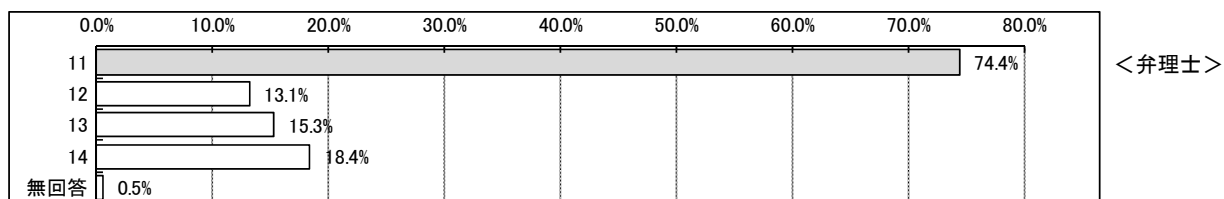
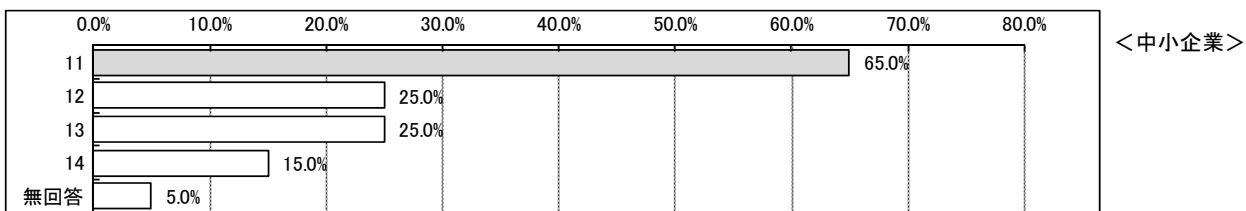
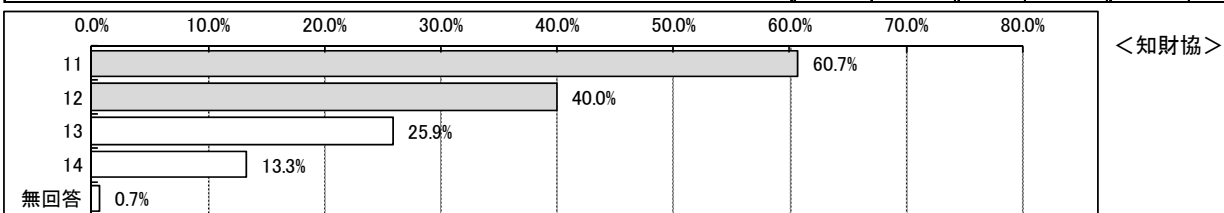
問12企 現在の試験制度では、筆記試験の合格者に対してさらに口述試験を行っています。口述試験についてどう思われますか。
問10弁 か。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業		弁理士	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 見直す必要はない	201	47.2%	50	40.3%	1519	57.6%
2 見直すべき	135	31.7%	20	16.1%	936	35.5%
3 わからない	87	20.4%	51	41.1%	167	6.3%
無回答	3	0.7%	3	2.4%	18	0.7%
回答者数	426		124		2637	



「2. 見直すべき」→(1)その理由は何ですか。当てはまると思われるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業		弁理士	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
11 受験者によって異なる試験日、異なる問題、異なる試験委員で考査しているため、公平性に懸念がある	82	60.7%	13	65.0%	696	74.4%
12 口述試験は行わなくても特段問題ない	54	40.0%	5	25.0%	123	13.1%
13 受験者にとって必要以上の負担になっている	35	25.9%	5	25.0%	143	15.3%
14 その他	18	13.3%	3	15.0%	172	18.4%
無回答	1	0.7%	1	5.0%	5	0.5%
回答者数	135		20		936	



その他：・教科書知識だけでなく、実務的知識も問うべき。

(企業)・知識だけでなく、依頼者の話を聞き取り、かつ依頼者に説明する能力の有無でも可否判断すべき。

- ・顧客への対応能力を見てほしい。
- ・口述試験は公平性を欠くための、論文試験で絞るべき。
- ・口頭で説明する能力は必要であるが、短時間で記憶内容を即答する記憶力はあまり業務に必要でないか
- ・人間性、社交性を見極めて欲しい。
- ・弁理士として必要な常識を持っているか、コミュニケーション能力を持っているか、をみるべき。
- ・口述試験は行うべき、と思うが公平性が担保されるべき、と思う。また、近年、口述試験者の知識不足による不合格者数が多いようであるが、論文試験合格あがりで口述試験の受験者数を絞り込み、口述試験の不合格者数を減らすべきと思う。
- ・試験の為のみの設問を行うのではなく、実務に有用な内容にして欲しい。
- ・知識としての回答の是非ではなく、コミュニケーション能力、論理的説明力を見て欲しい。
- ・論述試験後、論述試験の結果が不明な状態で、3月間学習せねばならず、負担が大きい。
- ・口頭による意思伝達能力問題解決能力を問う割合を大きくすべき。
- ・論理的な応答、明快な応答ができることも評価する。
- ・実務に則した試験内容として頂きたい。
- ・内容のない口述試験よりも実務経験重視が良い。
- ・知識を問うのではなく、人間性を見るべき。
- ・実務的な試験内容、コミュニケーション能力を見る試験内容に変更すべき。
- ・弁理士に問われるのは法律の暗記能力でなく難しい手続に対する対応能力なので、現在のような口述試験よりも難しい事例への対応能力を問う試験を重視すべきと考える。
- ・口述能力をより確認できる試験にすべき。
- ・地方からは、場所に負担を感じます。

その他：・資格試験に口述試験は必要ない。

(弁理士)・きびしすぎる

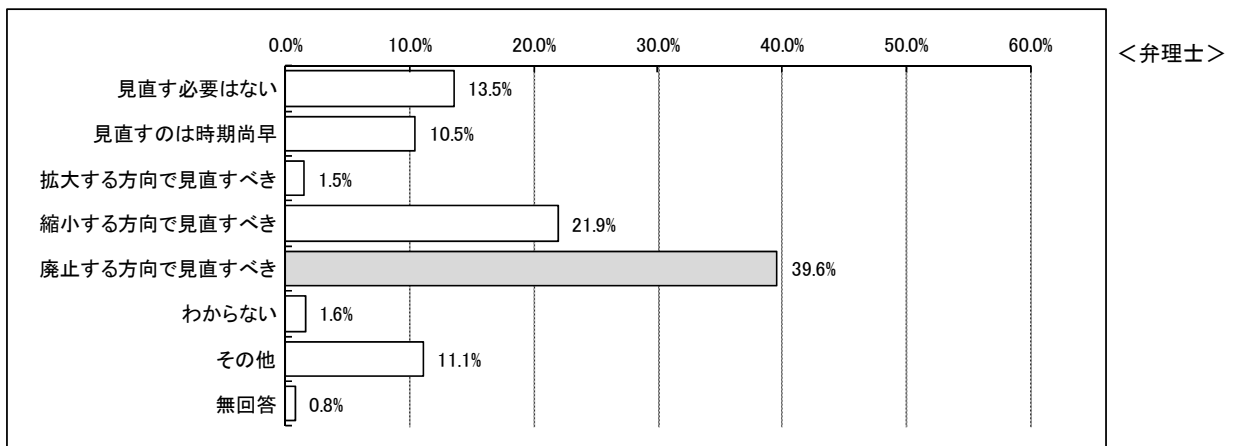
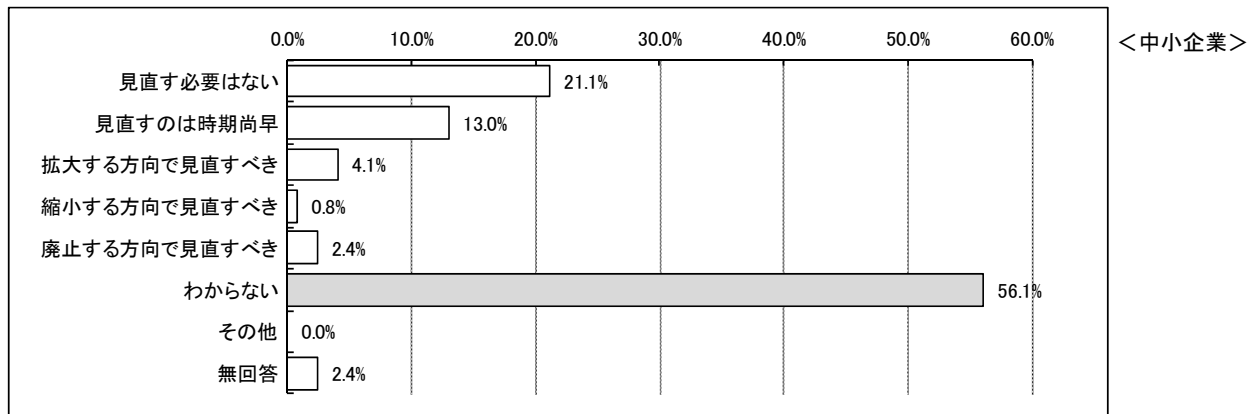
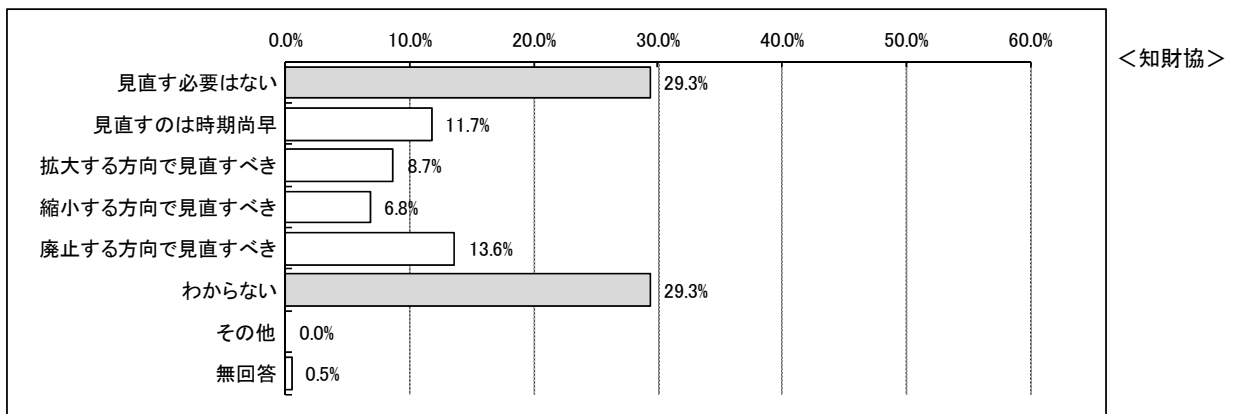
- ・論文試験の見直しで口述の合格率を上げる。
- ・弁理士倫理を問うて欲しい。
- ・対話能力、陳述(口頭)能力の考查を重視する方向で。
- ・変な人をはじくのに役立つようにやってほしい。
- ・筆記は以前のように難しくして、口述は人物判定に重きを置く。
- ・弁理士の信用又は品位を害する行為を行うおそれのある合格者を排除すべきである。
- ・口述試験は特に不適格な人材を排除するために行うべき。現在の20%程度が不合格になるような試験はおかしい。
- ・「2-11」のような問題があるにもかかわらず、「落とす試験」になっている。本当にNGな人を少数人落とす試験でいいと思う。
- ・弁理士にとって顧客との対応が重要であるが、人間関係をきずけない者が合格してきており、これを回避するためには口述試験で対応能力をチェックする必要がある。
- ・もっと人間を見る観点が必要。
- ・コミュニケーション能力を十分に確認できるように。
- ・より厳しくすべき。実務能力よりもコミュニケーション能力をみてコミュニケーション能力がない者は全員落とすべき。
- ・課題発見力、人柄等の発明者とのコミュニケーション能力をはかるべき。
- ・起案、コミュニケーション能力に重点を置き、これまでの学科との重複の観点を廃止すべき。
- ・コミュニケーション能力が明らかに不足している合格者が最近多い。
- ・ある試験官は殆んど全ての受験生に不合格を付している。このような人物を長年試験官としておくことは理不尽であり、口述試験が不公平、不合理である。
- ・試験委員によって判断に大きな差異がでている。
- ・面接者の恣意的判断となっている。
- ・試験委員の質がきわめて低い者が居て、全く公平性が欠如している。
- ・特に、可否が就職委員の裁量に依存している点が不公平を拡大していると思われる。
- ・口述試験において、受験生の間でもこの試験官に当たったら落ちるなどの話があり、実際そのような可否の判定の甘さが試験管で異なる印象を受けます。そのような不公平をなくしてほしい。また、知識を問うのは短答論文で充分であり口述では人間性、コミュニケーション力に問題がないことを確認すれば充分と思う。現在の口述のような条文の再現力等を問いたいのなら筆記試験でやればよい。(その方が採点基準も統一しやすい)
- ・せめて、レーンによって落ちる人数を均一化し、不公平感をなくすべき。
- ・不合格者の数はせいぜい数10人程度でよい。現在は試験官によるバラツキが多過ぎる。
- ・条文丸暗記の問題が多いようであるが、その問題に意味はない。
- ・実務的応用力を見る質問にすべき。論文の暗記を問うような問題は必要ない。
- ・2次試験との趣旨の相違が明確でない。口述試験の趣旨を明確にすること。
- ・単なるセレモニーになっている。コミュニケーション能力を確認すべき。
- ・実務経験の有無を口述試験にて確かめるべき。
- ・むしろ実務能力のほとんどない者が合格することが問題。
- ・型にはまった質問しかせず、実力を計るテストになっていない。
- ・即答できる能力は必須ではない。
- ・試験委員の厳しさの差がありすぎる。
- ・非常に問題のある人でも何度か受ければ結局全員が最終合格できるようになっている。
- ・条文の丸暗記など、問題の内容が弁理士の適正を計る内容になっていない。
- ・実務よりすぎる。
- ・条約を入れるべき。
- ・より受験者の能力を判断しやすい適切な口述試験に変えていくべき。試験時間をもう少し長くできないか？

- ・ 基本的に構わないので理系の質問をすべきと考えます。
- ・ 公平性の担保、不合格理由の公開。
- ・ 口述試験に不合格の場合にも試験結果が通知されず、評価の内容が不明瞭であると感じます。
- ・ 論文試験により知識のあることは認められているのだから、不合格者を多数出すような試験であるべきでない。なお、論文の採点を考えるべきである。
- ・ 筆記試験合格者数と口述試験合格者の相関が不明確。口述試験で「絞る」のか、合格者数の「調整」なのか、年によってバラつきがある印象。
- ・ 論文試験の答案の解説をさせるなど、負担を減らしつつ論理力を問うことを重視するように変更すべき。
- ・ 2次試験の難易度を上げるべき。現状では十分な理解がない受験生が2次試験に合格してしまうため、結果として3次試験で不合格となってしまって受験生に酷、また効率が悪く不合理。
- ・ 論理性、明確性を問う内容も追加する。
- ・ 社会人の多い知識であるにも関わらず東京のみ平日受験がある点。
- ・ あの圧迫感のある対面形式で弁理士として求められる資質が試されるとはとうてい思えない。
- ・ 口述試験も受験者数をもっと制限してもよい。
- ・ 公平性が担保されていない試験で合格率を下げているため、さらに公平性に問題を増幅させている。
- ・ 条約や工業所有権全般(不競法、著作権法含む)を勘案してないと思える問題が相談として実務上ひんぱんにあるの
- ・ で。
- ・ 弁理士としての業務を行っていくか否かの点で考えるべき。
- ・ 現在の筆記テスト内容では、一夜漬けでも合格する。これを口述で発見することが必要。
- ・ 知識があってもプレゼン能力が不十分な者が落された。
- ・ 口述試験どころか弁理士試験自体、実務とまったく関係ないから、不公平極まりない口述は不要。
- ・ 法律の本質を問うような問題を出す。
- ・ たった30分の試験で3割落ちる試験なんて異常だ。論文試験を難しくして、口述は本当にマズイ人を落とすべき。
- ・ 口述試験の不合格者が多すぎる。筆記試験で不合格になるべき受験者が含まれているのでは？
- ・ 条文の暗記ではなく、実務対応能力をみてほしい。
- ・ 何のために口述試験をするのか現状の検証も含めて行うべきである。
- ・ わずかな時間に一言ないだけで1年俸に振るのは、あまりにも酷。運だめし感が否めない。
- ・ 廃止によってコミュニケーション能力の極端に低い者の参入を懸念する。
- ・ 口頭による問題解決能力、意思伝達能力を問う試験であってもらいたい。
- ・ 条文だけでなく逐条解説、審査基準の記載内容の丸暗記等、単に合格者を減らしたいだけとも思われる。実務上の必要性に欠ける勉強が求められる。
- ・ 基準未滿のものが1科目でもあれば、不合格とする。
- ・ 人物評価でなく、暗記力の評価になっているので、口述試験本来の目的を果していない。
- ・ もっと難しくすべき。
- ・ 意匠法について、条文の暗記を多く求められる傾向等、問題の内容について検討が必要。
- ・ 現実に不合格者がいることから試験としては必要だと思います。
- ・ 枝葉末節にこだわりすぎている。もっと本質的な理解を見るべき試験内容にすべきである。
- ・ 現在の採点基準に加え、弁理士として最低限のコミュニケーション能力(説得力が聞き出す能力など)を備えているかどうか採点基準に採用すべき。
- ・ 仕事上口頭で説明することは必要なので、口述試験及びその試験勉強を通して真剣に訓練できることは、非常に有益だが可否の採点基準が大いに不明確だと思います。
- ・ 2001年度以前の制度に戻す。
- ・ 必要以上に厳しい試験官がいる。
- ・ 特定の試験委員についてのみ問題があると思われる。その他は見直す必要はない。毎年同じ試験委員が担当すべきではない。(連続可としても2、3年程度が妥当)
- ・ 一科目でも不合格なら、合格させるべきでない。
- ・ 位置づけを明確にすべき。
- ・ 口述試験の目的と異なる運用がなされている。
- ・ 公平性に懸念がある割りに合格率が低すぎる。
- ・ 記憶力を問う問題はやめるべきである。
- ・ 細かい法知識よりもクライアントからの質問に口頭で回答できることが必要だと思います。
- ・ 人物を見る面接とすべき。知識は択一と論文で十分である。
- ・ 知識以外の部分をより詳細にみるべき。
- ・ 意図的に落そうとする試験委員は排除すべき。
- ・ 論文試験を充実し口述での不合格者を減らす。
- ・ 口述試験では、話の論理性を見るべき。細かい知識は短答試験で問うべき。2001年以前のような試験にすべき。
- ・ 人格性の評価。
- ・ 試験委員によって合格率が大きく異なる。
- ・ 論文合格者数を減らし、口述合格率を上げるべき。
- ・ 単なる知識の確認ではなく、専門家となるにふさわしい人材が否かを見極める内容とすべき。
- ・ 試験委員の主観が多分に入り、不公平になり易いと思うので、例えば受験生一人に対する試験委員の数を増やす等の工夫をすべきと考えます。
- ・ 口述試験そのものの問題というよりは、口述試験の対象者が多すぎるのがそもそも問題であろう。たしかに、当たり外れの不公平感はあるだろう。
- ・ 口述合格のバラツキを小さくする。
- ・ もっと対話能力をみる。

- ・特に特定の試験委員が絶対権力者のごとふるまい、当該試験委員の受験生の不合格率が特に高い場合試験に対する不公性があるとは考えられない。
- ・可否の基準がわからない、負担だとは思う。口述で落とすのは酷なのでは？10%超は落としすぎではないか？
- ・性格不適合格者を除けるようにする。
- ・11.を前提として、口述不合格者を減らす。
- ・条文を暗記していなくても、人物評価を優先すべし。
- ・口述試験で合格者数を調整すべきでない。
- ・口述で基礎的質問に答えられずに落とされている論文合格者が多すぎる。多岐、論文をもっときっちりとした試験にすべき。
- ・論述で決めるべき。
- ・可否基準を明らかにすべき。
- ・筆記試験が絞り込めば、口述は簡単にする。
- ・口述試験の前の論文試験合格者が多すぎる。口述試験は同日に同じ問題で一斉に行うべき。
- ・知識の集積度を問うのではなく、理解解釈度について問うべきだと思います。
- ・条約関連の科目を増加すべき。
- ・より実務的観点からの質問をするべき。
- ・口述試験の時間を、多岐&論文試験の充実に当てるのが望ましい。
- ・知識を問うよりもコミュニケーション(理解力、判断力と説明能力)能力を重視した試験をすべき。
- ・試験委員に試験問題を配付する時期を早めて、問題の内容を十分に把握させるべきと考える。
- ・各設問に対する、不合格基準が不明のため。
- ・受験生間の公平が担保されていない。不合格が多すぎる。
- ・1科目の設問数、時間を増やす。又は相対評価にする。今の試験では1ミスが即1科目不合格となり運不運に左右されやすい。このため口述不合格者は膨大な数の条文を暗記せざるを得ず負担が多。口述不合格のペナルティがキツすぎるために受験
- ・試験官のレベルが受験生よりも低いので、試験官の質問の意味がよくわからず正解を答えようがないことがある。
- ・プレゼン能力を判定できるような内容の口述試験。
- ・現実的に、試験委員によって大きく合格率が異なっている。これは、公的な試験制度としてありえない状態である。
- ・口述は依頼者との会話を試す上で必要。時間を十分にとるべき。
- ・1人当たりの時間を長くして、受験生の論理性を判断。
- ・合格率の低いレーンにいる試験委員は、1年でくびにすべき。
- ・試験量によっての不公平性がある。
- ・合格率が高すぎる。試験問題も、実務寄りの問題として、その対応力を見るような問題とすべき。
- ・質問の理解力、回答の正確簡潔性を審査することに努力すべき。
- ・実務能力を試す試験になっていない。条文の記憶力を試す試験は意味がない。
- ・口述試験を行う意義を明確にすべき。
- ・合格者の割合を増やす。
- ・口述の不合格者が多すぎ。短答、論文でもっとふるいにかけるべき。
- ・条文をいかに正確に再現できるかを問う試験になっており、実務とはほど遠い。
- ・コミュニケーション能力が測定できるものにすべき。

問13 平成19年の法改正で導入された試験の一部免除制度の見直しについてお聞きします。下記選択肢の中から最も当
問11 にはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

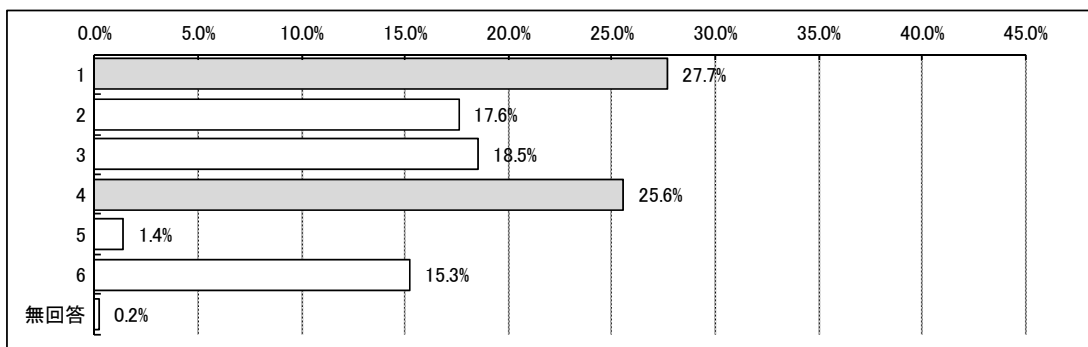
	知財協		中小企業		弁理士	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 見直す必要はない	125	29.3%	26	21.1%	357	13.5%
2 見直すのは時期尚早	50	11.7%	16	13.0%	276	10.5%
3 拡大する方向で見直すべき	37	8.7%	5	4.1%	39	1.5%
4 縮小する方向で見直すべき	29	6.8%	1	0.8%	578	21.9%
5 廃止する方向で見直すべき	58	13.6%	3	2.4%	1045	39.6%
6 わからない	125	29.3%	69	56.1%	41	1.6%
7 その他	0	0.0%	0	0.0%	292	11.1%
無回答	2	0.5%	3	2.4%	20	0.8%
回答者数	426		123		2637	



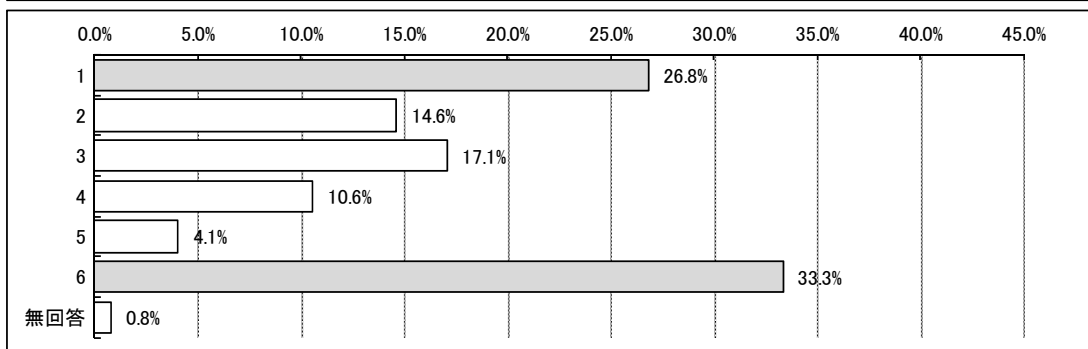
- その他：・ 少なくとも特定の大学院を卒業したことによる短答免除はなくすべき。レベルが低すぎる。
- (弁理士)・ 公平性担保のため、非免除者の選択科目の試験日程を秋頃にするなど必須科目とは異なる時期にすべき。
- ・ 行政書士の免除、建築士の免除等、対象が広すぎる。限定すべき。
 - ・ 必須科目については廃止すべき。
 - ・ 選択科目が実務に役立つことは少ないので、選択課目を廃止すべき。
 - ・ 公的資格や資格による論文式試験合格者の免除は見直すべき。
 - ・ 法改正など論文では聞きにくい条文の理解を問うため短答免除は廃止すべき。
 - ・ 優秀な人材を合格させるための制度として、再検討すべき。
 - ・ 免除は実務経験に基づくべきであると考えます。
 - ・ 審査官経験、知財専攻を含め、全て廃止し、平等性を担保すべき。
 - ・ 合格者の質向上の方向で判断すべき。
 - ・ 短答試験の免除をするなら合格最低点プラス5点以上の人などとするべき。
 - ・ 選択試験は科目(科目間のレベルの差も問題)によっては高校レベルもある。
 - ・ 全員、同一条件化するため免除なしとする。
 - ・ 論文試験免除されているにもかかわらず、短答試験免除期間が過ぎたら、短答試験を受験しないといけない点を見直すべき。
 - ・ 当初の免除の導入の趣旨から実効があるのかないのかきちんと検証してから方向を決めるべき。
 - ・ 頻繁な見直しは受験生への影響が大きい。
 - ・ 数学系の修士も免除されるべき。
 - ・ H19改正前も含め全免除制度を廃止すべきである。
 - ・ 短答は免除あり、論文は免除なしでよいと思う。
 - ・ 弁理士試験は専門分野の優劣で決まる試験であってはならない。あくまで産業財産権法で。
 - ・ 少なくとも理系の選択科目1つ以上を全受験生に必須とすべき。
 - ・ 理系でマスターは、もはや一般的だから、現行制度はマスターに対して甘すぎではないか。
 - ・ 短答試験の合格点の引き上げが重要と思われる。40点未満では基本的知識が身につけていない。
 - ・ 「修士博士」の資格が免除者の約7割を占めていることを問題視すべき。これこそ廃止すべきと思う。
 - ・ 見直す際に一時的に短答合格率、筆記合格率が大きく変動するのは好ましくないと考えます。
 - ・ 免除の適切なものを選別すべき。
 - ・ 特許業務は、理工系大学の学部卒という条件を追加。
 - ・ 多技選択式の免除制度は見直すべき。
 - ・ 短答式等の各段階の試験合格後、再受験できる時期がバラバラであり、もっとすっきりすべき。
 - ・ 弁理士法11条四号は廃止する方向で見直すべき。
 - ・ 通常の試験を受ける者との間で公平性に欠けるので見直すべき。
 - ・ 短答、論文、口述試験の勉強は相互に関連しているため全て同時に勉強するのが最も効率的と考えるが、現行の免除制度では短答だけ、論文だけ、口述だけを勉強する受験生が多く、例えば論文ばかり勉強しすぎて短答的知識が抜け落ちている者などがある。一方で、1ヶ年に1つずつ科目合格をねらう者が多いため合格までに要する時間だけはやけに間延びしている。従って勉強時間の総量としては多いが、だらだらと長期間続けているために知識が歯抜けになった状態で合格する者も多いと考える。
 - ・ 試験のあり方をもっと明確にしないと結論は出ない。

問14企 試験制度の見直しに伴い、受験料の値上げが必要になる可能性があります。受験料の値上げについてどう考えて
問12弁 ですか。下記選択肢の中から当てはまると思われるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

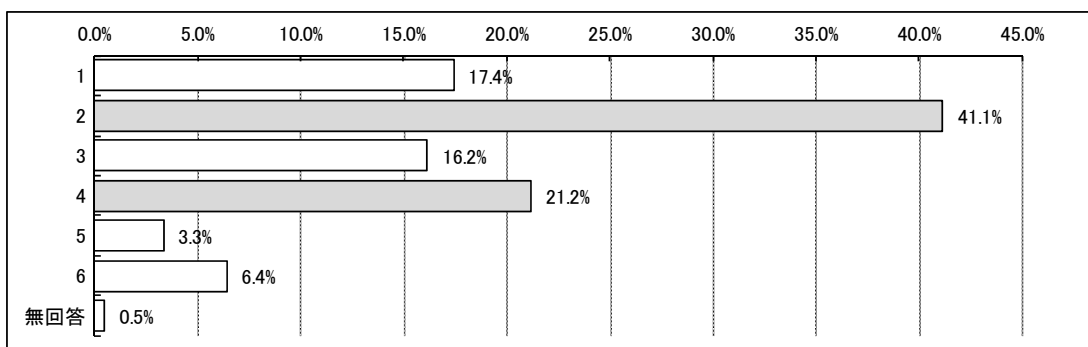
		知財協		中小企業		弁理士	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
1	経済状況、財政状況が厳しい中、弁理士試験制度も、簡素化、合理化による費用の節約を図るべきであり、受験料の値上げは望ましくない	118	27.7%	33	26.8%	459	17.4%
2	高度化、複雑化する企業活動、技術等に対応できる人材を、手間をかけて厳選するべきであり、厳格な審査を行うための受験料の値上げは必要である	75	17.6%	18	14.6%	1085	41.1%
3	受験者の参入障壁になるため受験料の値上げは望ましくない	79	18.5%	21	17.1%	426	16.2%
4	どちらでもよい	109	25.6%	13	10.6%	558	21.2%
5	その他	6	1.4%	5	4.1%	88	3.3%
6	わからない	65	15.3%	41	33.3%	169	6.4%
無回答		1	0.2%	1	0.8%	13	0.5%
回答者数		426		123		2637	



<知財協>



<中小企業>



<弁理士>

- その他：
- ・程度問題だと思う。
 - (企業) ・内容の充実と値上げ幅がバランスしていれば良い。
 - ・何十万円もかかるはずがないので必要なら値上げはOKと思う。
 - ・高速化、複雑化する企業活動、技術問うに対応できる人材を、受験料の値上げを最小限に留め、合理的に厳選するべき。
 - ・参入障壁にならない程度の値上げならOK。
 - ・値上げ、値下げの前に算定根拠を明確にする。その後は、根拠に従って毎年自動的に算出する。
 - ・もっと削るべきところは他にあるのではないのでしょうか？
 - ・値上げが必要になる理由が不明確。
 - ・試験制度の見直し内容により必要なら若干の値上げはやむをえない。

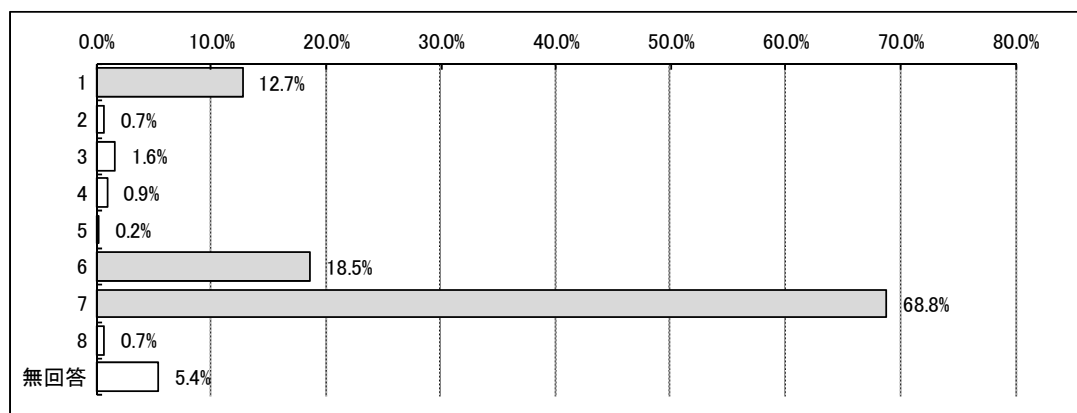
- ・受験料より受験するための費用が高いため、安く勉強できる環境制が必要。
- その他：
 - ・厳選や厳格な審査は必要だが、その結果と受験料の値上げとはイコールではない。
- (弁理士)
 - ・受験者数が拡大しており、可能性に疑問　そもそも現在の収支はどうなっているのか不知です。
 - ・受験料が心配な人は、はじめから論外。
 - ・明確な目的を持って受験しているため、多少の値上げがあっても受験者数は減らないと考えられる。
 - ・必要かつ公正な制度を担保するための費用ならばしかたない。
 - ・試験制度の見直しに必要な値上げなら、問題ないが、値上げの理由、根拠を説明できることが必要。
 - ・変動制、○回目は××円、○○専攻者は××円、学生無料etc
 - ・値上げ額も1000とか、高額でなければ影響はない。
 - ・そもそも高くない。交通費や宿泊費の負担の方が大きい。
 - ・現状の金額が不明であり、またどの程度の値上りか不明。
 - ・値上げは止むを得ないとしても、減免手当を講ずる。
 - ・2の内容に賛成であるが値上げが必ずしも必要とは限らない。
 - ・基本的には「2」だが、費用をかけずに厳格な審査は可能と思う。
 - ・常識的な範囲の金額であれば値上げしても良いと考える。
 - ・値上げの金額による。
 - ・採算無視で安価にすべき。公の資格だから。
 - ・短答式試験と論文式試験とを別途にすべき。
 - ・受験試験数(1次、2次、3次)に応じて受験料も段階的にしてはどうか。
 - ・会計士のように2段階式にする等、値上げせず質の確保ができるよう考えるべき。
 - ・弁理士制度運営のトータルな施策の中で判断すべき。
 - ・中小企業診断士は、試験を通過する度に受験料が必要になるが、それでも受験者はいるので、値上げがどの程度のインパクトを与えるのか？と疑問に思う。
 - ・値下げの可能性を検討すべき。
 - ・3との関係で、規制緩和というヌルマ湯はもうやめて欲しい却って、本当に必要な人材が育たない。
 - ・値上げは望ましくないが、試験制度の簡素化はすべきではない。値上げ(短答合格の場合は次年度の値下げ等)で対応すべき。
 - ・必要な受験料を徴収すればよい。
 - ・短答の合格率低減により費用削減と公平感確保の両立。
 - ・特許印紙による受験料の納付を廃止してほしい。
 - ・受験料を値上げする場合、短答式試験不合格者に対し、請求より受験料の半額返還する制度がよい。
 - ・国家資格のため、あまり高くすべきでない。
 - ・合格者数を減らせば値上げせずともすむ。
 - ・口述試験を受ける人数を、適性な能力者のみにしよれば会場費講師費用等、かなり節約できると思う。
 - ・国が補助すべき。
 - ・人材の厳選を簡素化するくらいなら、値上げ(ただし少額)の方がましである。
 - ・大学受験でも3万～4万／回なので、40000円までは問題なし。
 - ・物価に合わせて適宜変更すればよい。
 - ・受験料は比較的安いと思うのでどうしても必要ならすれば良いと思う。
 - ・試験コストは国家負担とすべき。
 - ・合理化等による費用の節約をしても尚見直しに必要な費用の上昇はやむをえない。
 - ・何度も受験しにくくするように一定回数以上の受験料を高額にする。
 - ・現行の受験料は十分に安いのでは？
 - ・理由が妥当であれば、値上げも必要。
 - ・大学／企業で研究事務経験3年を義務化する。
 - ・正しく試算してみて、必要であれば値上げすればよい。仮に3倍の36000円になったとしてもよいだろう。あるいは、極論として、短答、論文、口述ごとにその場で必要額を徴収してもよいではないか。
 - ・併せて補助金等の制度があれば値上げも可と思う。
 - ・受験料の値上げが質の向上につながるのなら賛成。
 - ・適正な受験制度に見合った受験料であればよい。
 - ・建前論でなく、合理的説明ができるのであれば、値上げしてもよい。
 - ・ある程度の値上げは容認できますが、過度な負担にならないような配慮は必要と考えます。3万円程度ならば問題ないと考えます。
 - ・過度の高額化は望ましくない。
 - ・適正な受験料であれば値上げをしても良いと思う。
 - ・必要なら値上げでよいと思います。
 - ・本当に必要になるのか、判らないし、疑問でもある。
 - ・費用削減の努力をしても避けられないときは値上げもやむを得ない。
 - ・現状安いと思うが、短答と論文以降を別料金にできないか。
 - ・資力に乏しい学生などには受験料の補助制度を設ければよい。
 - ・少々の値上げであれば影響はない。
 - ・現在でも十分に高すぎる。
 - ・1次試験合格者を絞り込めば、受験料の値上げをしなくても済むのではないか。

I－2．試験以外に関するアンケート結果（企業向け）

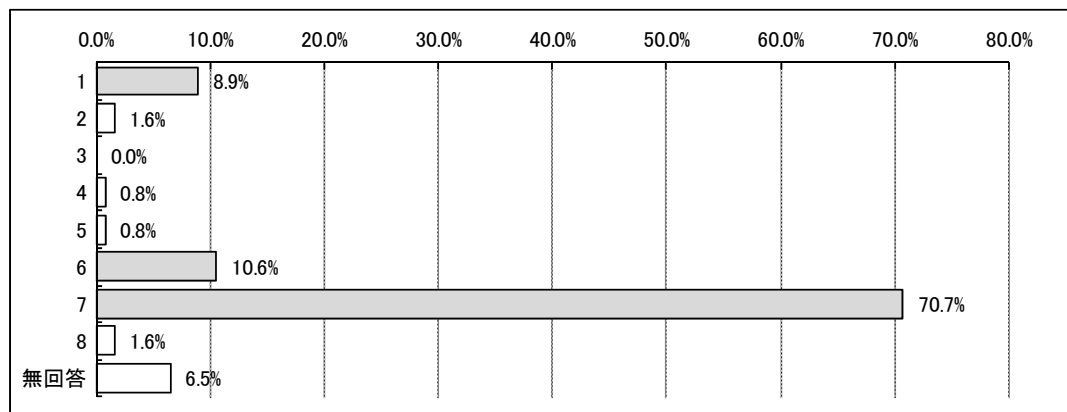
I．弁理士に依頼した業務と社内の知財管理体制に関して

問1 平成14、17、19年の弁理士法の改正により、特定侵害訴訟代理、税関での輸出入者側の手続代理など弁理士の業務範囲が拡大されました。拡大された下記の業務を依頼したことがありますか。下記選択肢の中から当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 <平成14年改正>工業所有権(特許、実用新案、意匠、商標)、回路配置利用権に関する特定侵害訴訟の代理	54	12.7%	11	8.9%
2 <平成14年改正>周知な商品等表示の混同惹起、著名な商品等表示の冒用、商品形態の模倣、営業秘密(技術上の情報に限る)の侵害、ドメイン名の不正取得・保有・使用に関する特定侵害訴訟の代理	3	0.7%	2	1.6%
3 <平成17、19年改正>特許権者等が申し立てた税関での輸出入差止に関する、輸出入者側の手続の代理	7	1.6%	0	0.0%
4 <平成17、19年改正>著作物、商品・役務の原産地・品質等の誤認惹起表示、競争事業者に対する信用毀損行為、商標代理人の商標冒用行為に関する裁判外紛争解決手続(ADR:仲裁、調停、あっせん)の代理	4	0.9%	1	0.8%
5 <平成17、19年改正>商品・役務の原産地・品質等の誤認惹起表示、競争事業者に対する信用毀損行為、商標代理人の商標冒用行為に関する訴訟における補佐人業務 又は特定侵害訴訟の代理	1	0.2%	1	0.8%
6 <その他>上記1～5に関する相談	79	18.5%	13	10.6%
7 <その他>上記1～5の業務については依頼を行っていない	293	68.8%	87	70.7%
8 <その他>わからない	3	0.7%	2	1.6%
無回答	23	5.4%	8	6.5%
回答者数		426	123	



<知財協>

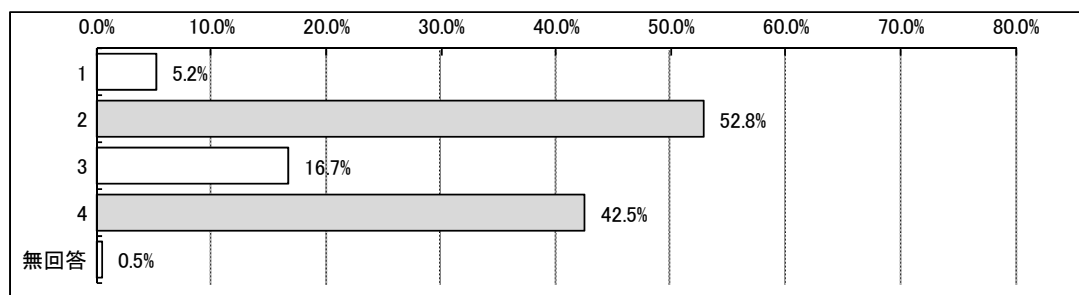


<中小企業>

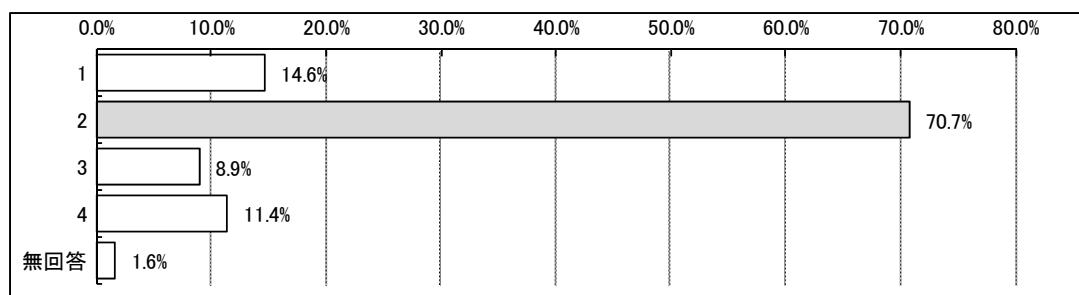
問2 弁理士に依頼した業務に関して、弁理士に対する評価を教えてください。各問の選択肢1から3の中から当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください(選択肢4については重複回答可)。依頼していない場合はそれぞれ「1. 依頼していない」を選んでください。

問2-1 特許庁への出願手続等の代理

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 依頼していない	22	5.2%	18	14.6%
2 期待したとおりの代理をしてもらえた	225	52.8%	87	70.7%
3 期待したとおりの代理をしてもらえなかった	71	16.7%	11	8.9%
4 複数の弁理士に依頼したが、その能力にばらつきが大きい	181	42.5%	14	11.4%
無回答	2	0.5%	2	1.6%
回答者数		426	123	



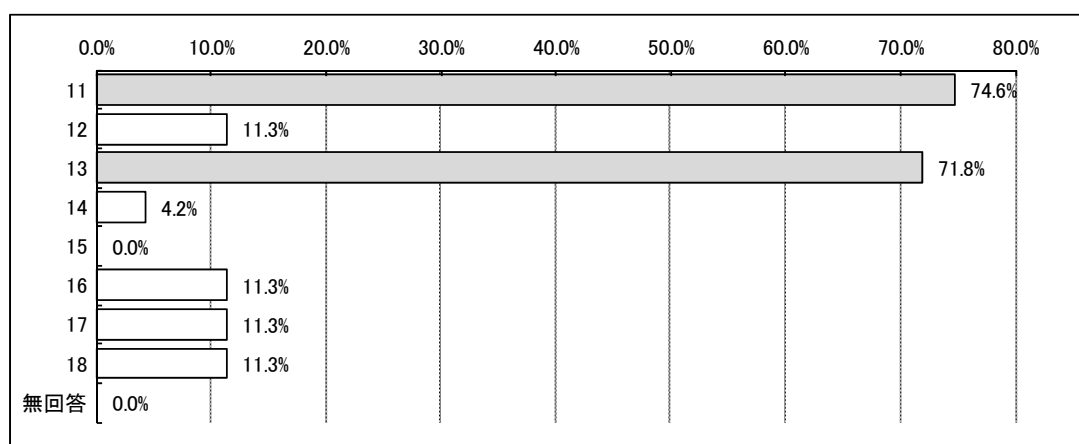
<知財協>



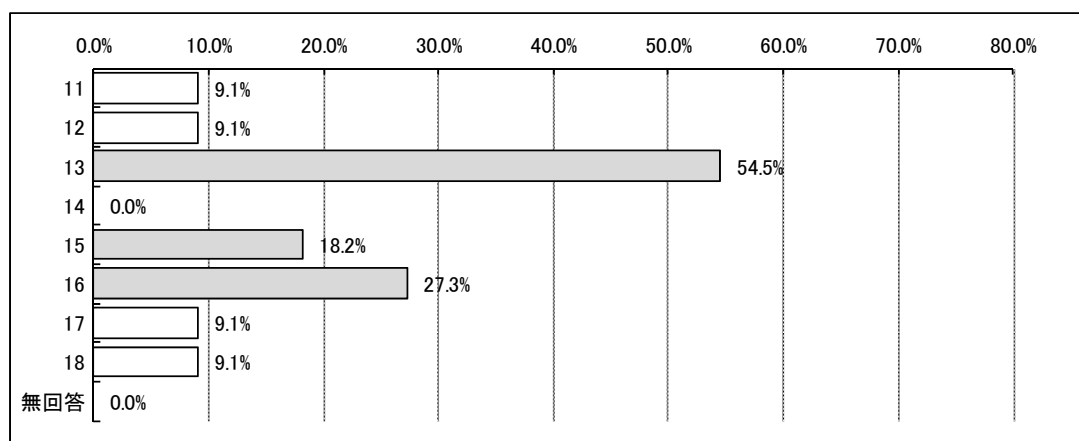
<中小企業>

「3. 期待したとおりの代理をしてもらえなかった」→(1) 回答の理由を3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
11 発明に関する技術的な知識や理解が不足している	53	74.6%	1	9.1%
12 法律や審査基準等の知識や理解が不足している	8	11.3%	1	9.1%
13 明細書の作成能力が不足している	51	71.8%	6	54.5%
14 意匠登録に関する専門的な知識や理解が不足している	3	4.2%	0	0.0%
15 商標登録に関する専門的な知識や理解が不足している	0	0.0%	2	18.2%
16 出願から権利取得までの手続(中間処理等)に関する知識や理解が不足している	8	11.3%	3	27.3%
17 依頼した弁理士が得意にしている工業所有権の分野(特実・意・商)が偏っている	8	11.3%	1	9.1%
18 その他	8	11.3%	1	9.1%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
回答者数		71	11	



<知財協>

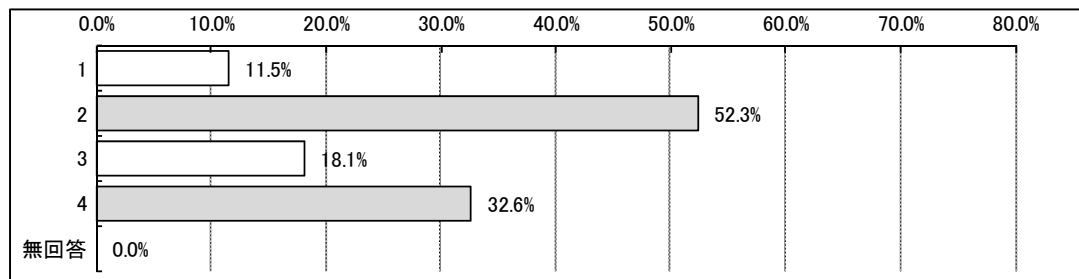


<中小企業>

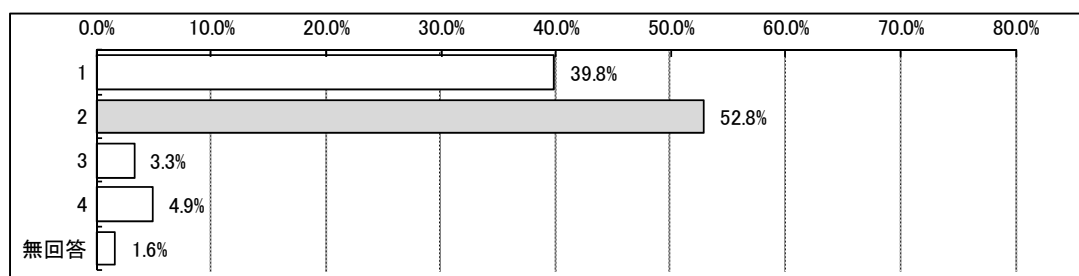
- その他：
- ・中間処理を自発的に進めようとする意欲が低い。
 - ・弁理士事務所内の技術者に明細書を書かせている。
 - ・明細書を実際に作成する事務所員の能力が不足している。
 - ・主語、述語の関係、特許用語が翻訳しにくい記載になっていることがある。
 - ・文書の作成は自社で行ない特許文としての体裁整えを依頼。
 - ・サービス精神がない。弁理士の人間性に問題がある。
 - ・打合せした内容(発明のポイント等)が反映されていない。
 - ・英和の翻訳能力が不足している。
 - ・コミュニケーション能力の欠如。
 - ・手続によって、出来の完成度に差異あり。

問2-2 外国出願関連業務(資料・翻訳文作成、外国の代理人への媒介、これらに関する相談)

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 依頼していない	49	11.5%	49	39.8%
2 期待したとおりの業務を行ってもらえた	223	52.3%	65	52.8%
3 期待したとおりの業務を行ってもらえなかった	77	18.1%	4	3.3%
4 複数の弁理士に依頼したが、その能力にばらつきが大きい	139	32.6%	6	4.9%
無回答	0	0.0%	2	1.6%
回答者数		426	123	



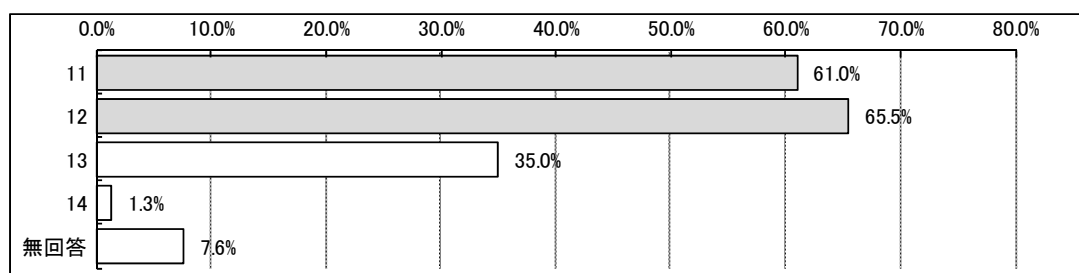
<知財協>



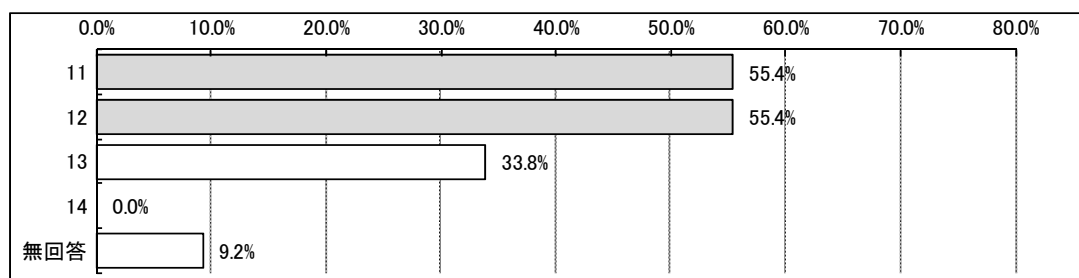
<中小企業>

「2. 期待したとおりの業務を行ってもらえた」→(1) 回答の理由を3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
11 期待したとおりの資料や翻訳文の作成をしてもらえた	136	61.0%	36	55.4%
12 期待したとおりの外国の代理人への媒介をしてもらえた	146	65.5%	36	55.4%
13 期待したとおりの相談ができた	78	35.0%	22	33.8%
14 その他	3	1.3%	0	0.0%
無回答	17	7.6%	6	9.2%
回答者数		223	65	



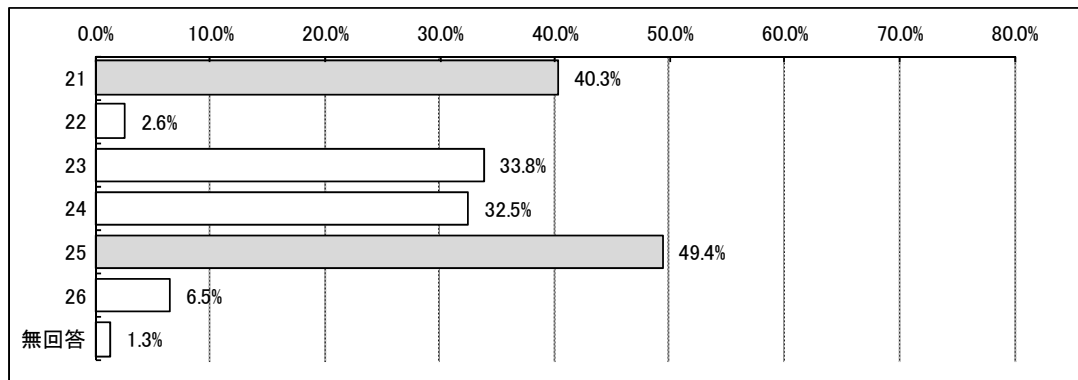
<知財協>



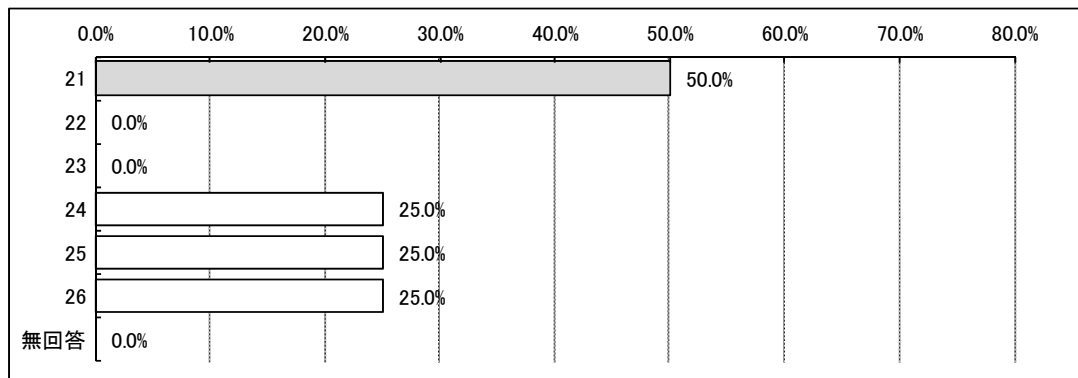
<中小企業>

「3. 期待したとおりの業務を行ってもらえなかった」→(2)回答の理由を3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
21 外国の法律や審査基準等の知識や理解が不足している	31	40.3%	2	50.0%
22 条約の知識や理解が不足している	2	2.6%	0	0.0%
23 資料や翻訳文の作成能力が不足している	26	33.8%	0	0.0%
24 外国の代理人に関する知識や外国の代理人との意思疎通能力が不足している	25	32.5%	1	25.0%
25 外国の代理人からの連絡を取り次ぐだけで、弁理士としての助言などがない	38	49.4%	1	25.0%
26 その他	5	6.5%	1	25.0%
無回答	1	1.3%	0	0.0%
回答者数		77	4	



<知財協>

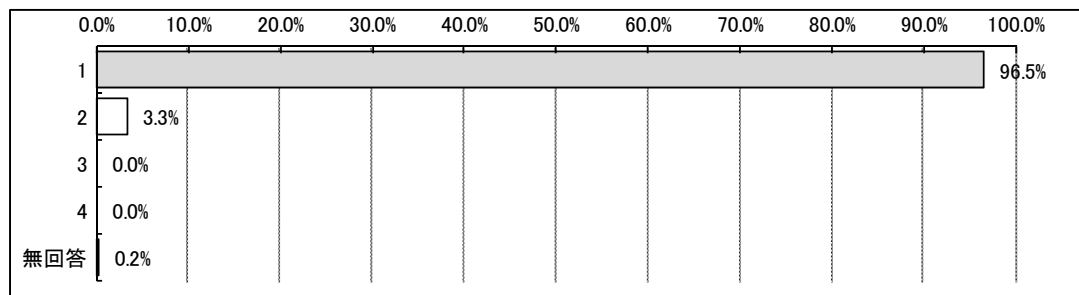


<中小企業>

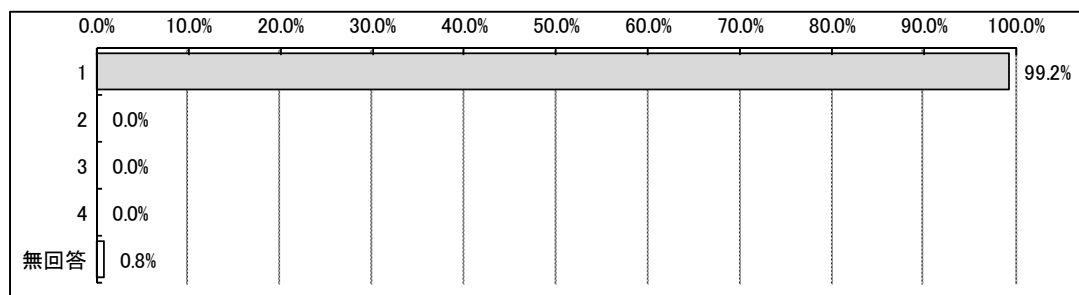
- その他:
- ・結局は現地代理人に丸投げになる。
 - ・他国との違いについて質問すれば答えてくれるが、積極的なアドバイスがもらえなかった。
 - ・事務手続上のミスが何度かあった。
 - ・外国の代理人と積極的に意思疎通してないと感じる。

問2-3 税関での輸出入差止申立手続の代理

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 依頼していない	411	96.5%	122	99.2%
2 期待したとおりの手続をしてもらえた	14	3.3%	0	0.0%
3 期待したとおりの手続をしてもらえなかった	0	0.0%	0	0.0%
4 複数の弁理士に依頼したが、その能力にばらつきが大きい	0	0.0%	0	0.0%
無回答	1	0.2%	1	0.8%
回答者数		426	123	



<知財協>



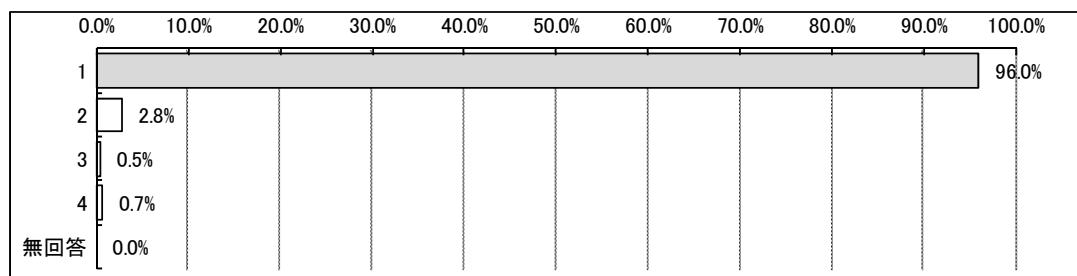
<中小企業>

「3. 期待したとおりの手続をしてもらえなかった」→(1)回答の理由を3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

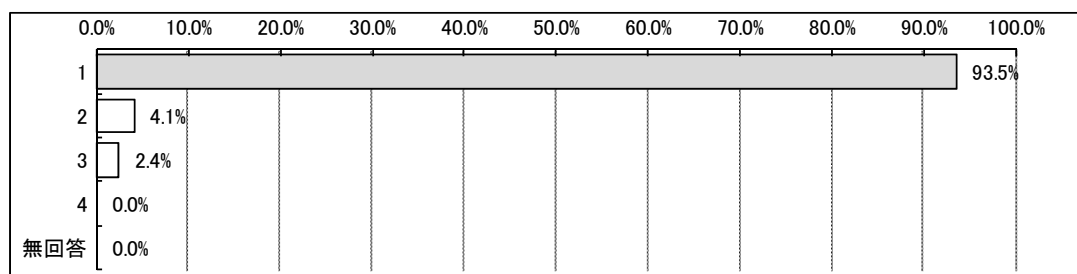
	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
11 関税法等の申立に関する法律面・手続面での知識や理解が不足している	0	0.0%	0	0.0%
12 提出書類の作成能力が不足している	0	0.0%	0	0.0%
13 侵害の内容に関する理解が不十分である	0	0.0%	0	0.0%
14 その他	0	0.0%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
回答者数		0	0	

問2-4 裁判外紛争解決手続の代理(ADR: 仲裁、調停、あっせん)

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 依頼していない	410	96.0%	115	93.5%
2 期待したとおりの代理をしてもらえた	12	2.8%	5	4.1%
3 期待したとおりの代理をしてもらえなかった	2	0.5%	3	2.4%
4 複数の弁理士に依頼したが、その能力にばらつきが大きい	3	0.7%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	426		123	



<知財協>



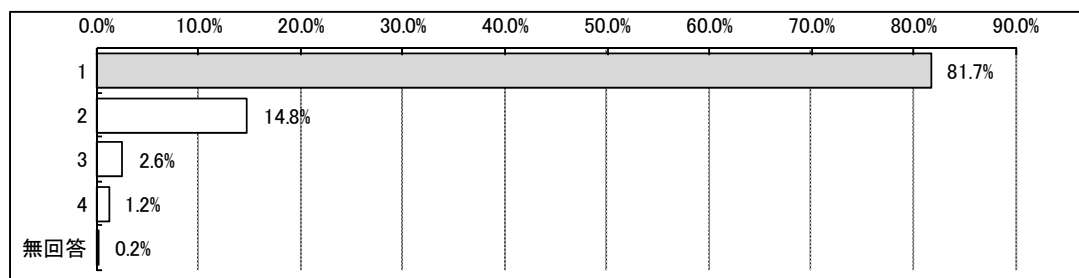
<中小企業>

「3. 期待したとおりの代理をしてもらえなかった」→(1) 回答の理由を3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

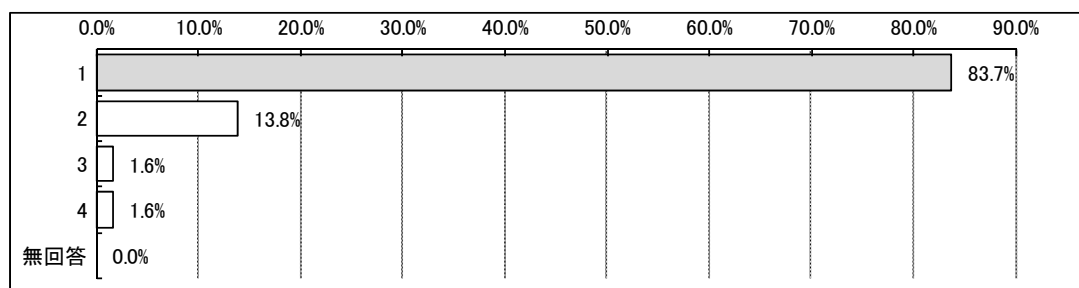
	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
11 紛争解決に関する法律面・手続面での知識や理解が不足している	0	0.0%	1	33.3%
12 提出書類の作成能力が不足している	0	0.0%	0	0.0%
13 紛争内容の理解が不十分である	1	50.0%	1	33.3%
14 その他	0	0.0%	1	33.3%
無回答	1	50.0%	0	0.0%
回答者数	2		3	

問2-5 ライセンス契約関連業務(媒介、締結代理、これらに関する相談)

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 依頼や相談をしていない	348	81.7%	103	83.7%
2 期待したとおりの業務を行ってもらえた	63	14.8%	17	13.8%
3 期待したとおりの業務を行ってもらえなかった	11	2.6%	2	1.6%
4 複数の弁理士に依頼したが、その能力にばらつきが大きい	5	1.2%	2	1.6%
無回答	1	0.2%	0	0.0%
回答者数		426	123	



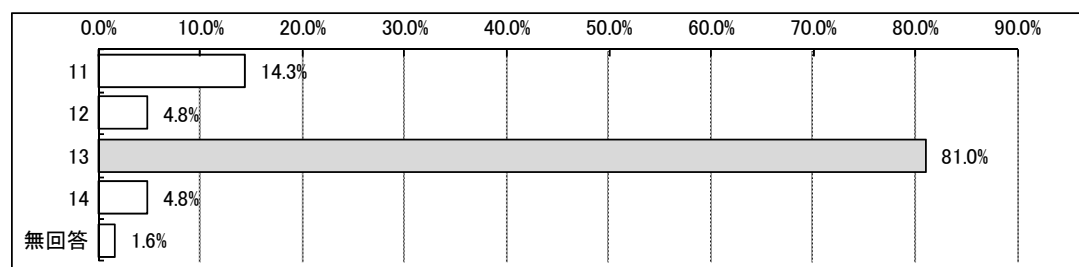
<知財協>



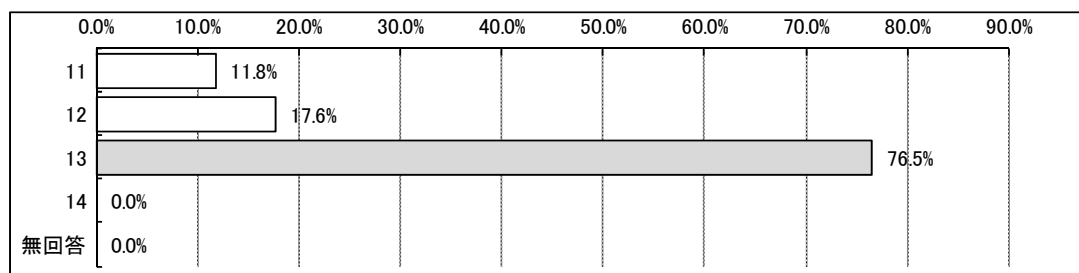
<中小企業>

「2. 期待したとおりの業務を行ってもらえた」→(1) 回答の理由を3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
11 期待したとおりの媒介(ライセンス交渉等)をしてもらえた	9	14.3%	2	11.8%
12 期待したとおりの契約の締結代理をしてもらえた	3	4.8%	3	17.6%
13 期待したとおりの相談ができた	51	81.0%	13	76.5%
14 その他	3	4.8%	0	0.0%
無回答	1	1.6%	0	0.0%
回答者数		63	17	



<知財協>



<中小企業>

その他: ・成果は出ていないが、プロセスは問題ない。
・契約書のチェックをしてもらった。

「3. 期待したとおりの業務を行ってもらえなかった」→(2) 回答の理由を3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

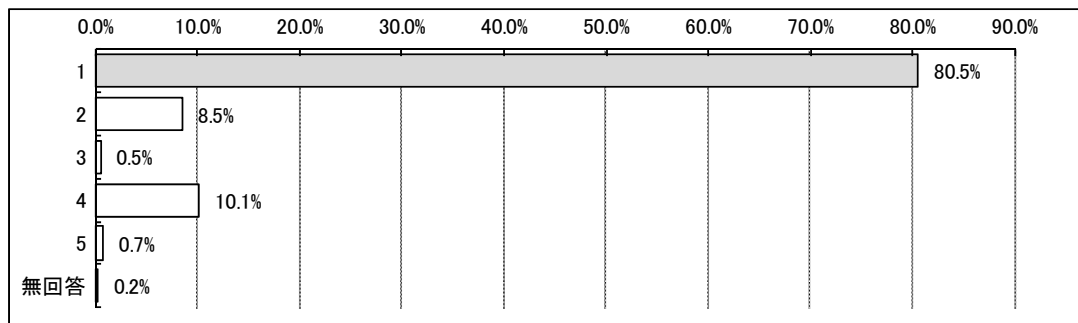
	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
21 民法等の契約に関する法律の知識や理解が不足している	2	18.2%	1	50.0%
22 契約に関する手続の知識や理解が不足している	2	18.2%	0	0.0%
23 契約書の作成能力が不足している	3	27.3%	0	0.0%
24 契約交渉相手(候補)との意思疎通能力が不足している	1	9.1%	0	0.0%
25 契約交渉相手からの連絡を取り次ぐだけで、弁理士としての助言などがない	1	9.1%	0	0.0%
26 契約交渉相手との交渉力が不足している	2	18.2%	1	50.0%
27 その他	4	36.4%	1	50.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	11		2	

その他：・別に頼まなくても良かったレベル。
・ライセンス関連外国法や税法については分からないといわれた。
・法律事務所(弁護士)の紹介のみ。
・要望を聞き入れず、意見を押し付けてくるが多々あった。
・調査や交渉する代理人の紹介をうけた。

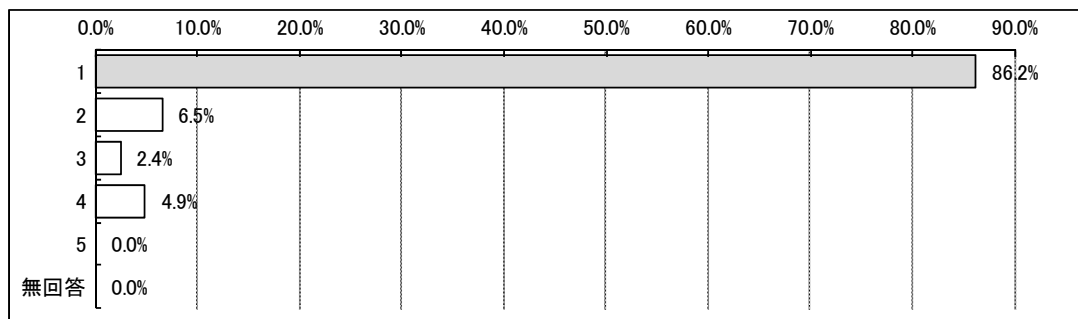
問2-6 侵害訴訟の代理

下記選択肢1から4の中から当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください(選択肢5については重複回答可)。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 依頼していない	343	80.5%	106	86.2%
2 期待したとおりの代理をしてもらえた	36	8.5%	8	6.5%
3 期待したとおりの代理をしてもらえなかった	2	0.5%	3	2.4%
4 弁護士と協働のため、特に問題を感じなかった	43	10.1%	6	4.9%
5 複数の弁理士に依頼したが、その能力にばらつきが大きい	3	0.7%	0	0.0%
無回答	1	0.2%	0	0.0%
回答者数	426		123	



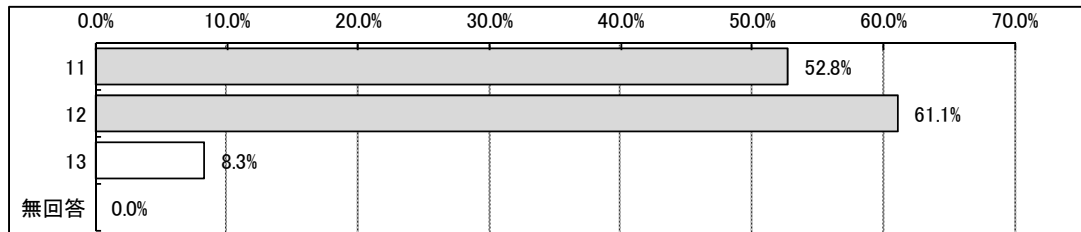
<知財協>



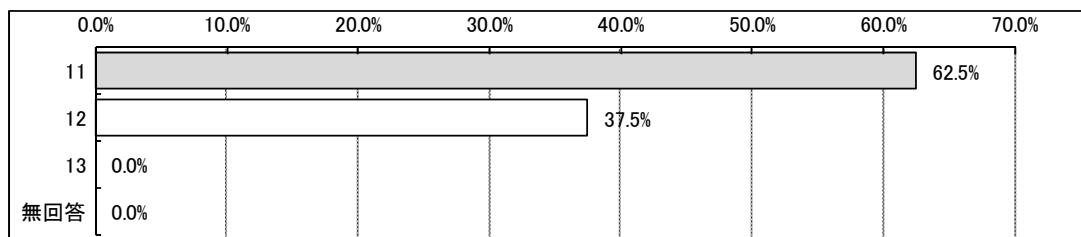
<中小企業>

「2. 期待したとおりの代理をしてもらえた」→(1) 回答の理由を2つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
11 期待した結果が得られた	19	52.8%	5	62.5%
12 期待したとおりの相談ができた	22	61.1%	3	37.5%
13 その他	3	8.3%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
回答者数		36	8	



<知財協>



<中小企業>

その他: ・技術的な断面で十分な知識を提供。
・期待に沿って、技術的サポートを弁護士に対して行ってくれた。

「3. 期待したとおりの代理をしてもらえなかった」→(2) 回答の理由を3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

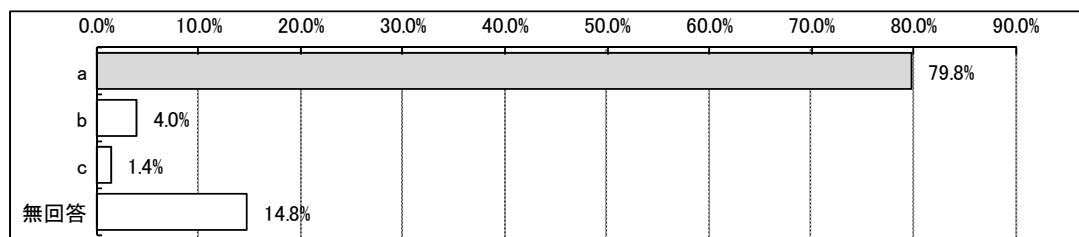
	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
21 民訴法等の訴訟に関する法律の知識や理解が不足している	0	0.0%	0	0.0%
22 紛争解決に関する手続の知識や理解が不足している	0	0.0%	0	0.0%
23 紛争内容の理解が不十分である	1	50.0%	2	66.7%
24 その他	1	50.0%	2	66.7%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
回答者数		2	3	

その他: ・弁護士との役割分担が不明で、弁理士がいる意味がなかった。
・調査や助言がほとんどなかった。

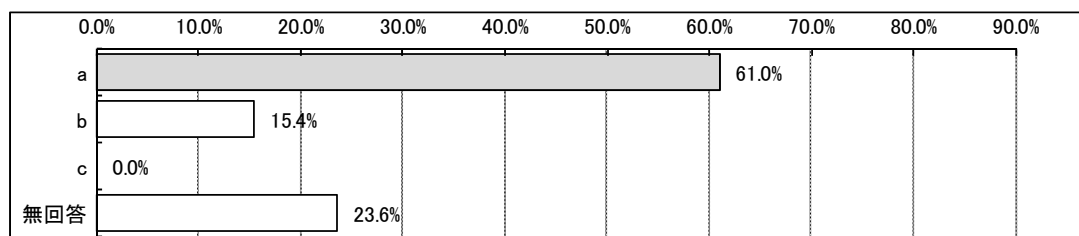
問3 問2に挙げた業務の他に、弁理士に依頼した業務に関して、弁理士に対する評価を教えてください。また、今後依頼したい業務があれば教えてください。該当する欄に○を付けてください。

1. 事業化を展望した開発、知財戦略についての相談

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 依頼していない	340	79.8%	57	61.0%
b 期待したとおりだった	17	4.0%	16	15.4%
c 期待したとおりでなかった	6	1.4%	0	0.0%
無回答	63	14.8%	24	23.6%
回答者数		426	97	



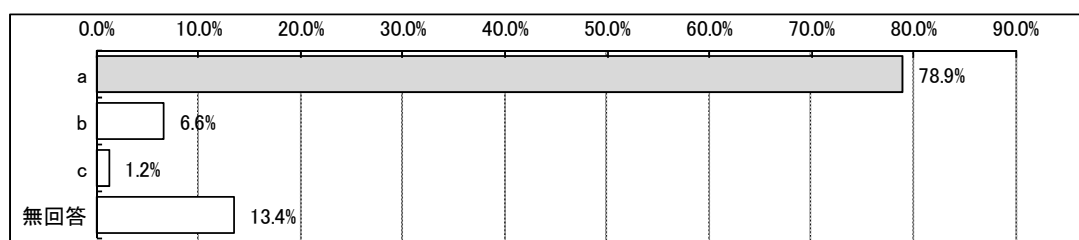
<知財協>



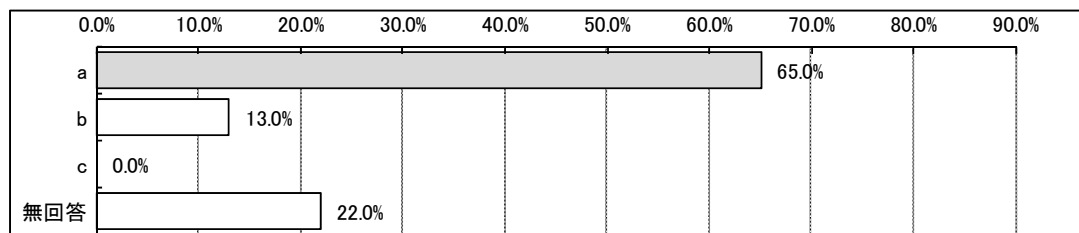
<中小企業>

2. 企業内における知的財産の管理方法に関する相談

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 依頼していない	336	78.9%	80	65.0%
b 期待したとおりだった	28	6.6%	16	13.0%
c 期待したとおりでなかった	5	1.2%	0	0.0%
無回答	57	13.4%	27	22.0%
回答者数		426	123	



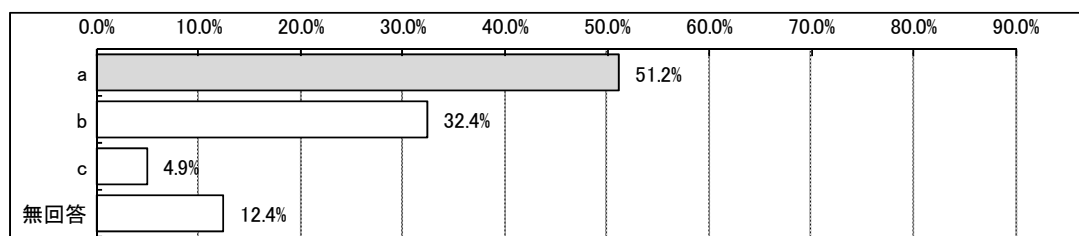
<知財協>



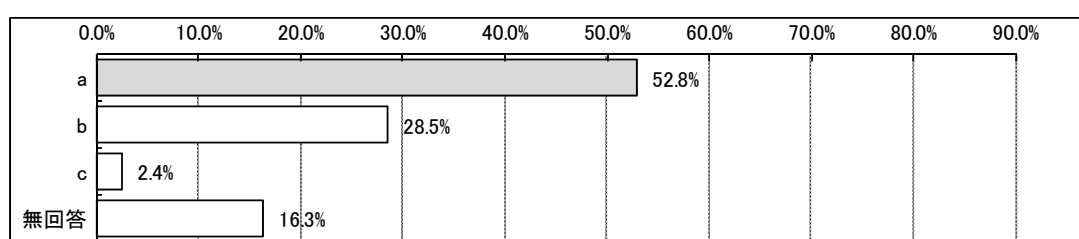
<中小企業>

3. 発明、意匠の発掘や創出に関する相談

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 依頼していない	218	51.2%	65	52.8%
b 期待したとおりだった	138	32.4%	35	28.5%
c 期待したとおりでなかった	21	4.9%	3	2.4%
無回答	53	12.4%	20	16.3%
回答者数		426	123	



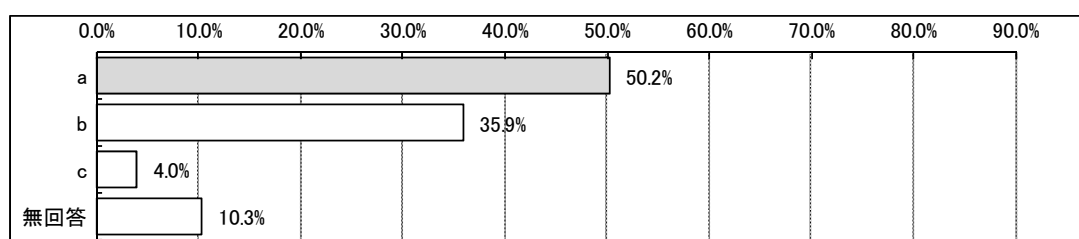
<知財協>



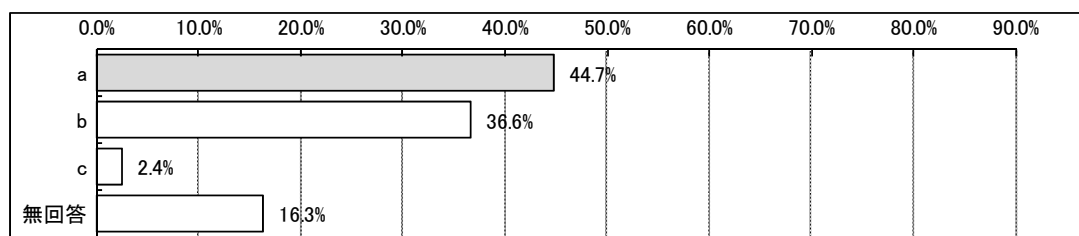
<中小企業>

4. 国内の先行技術、先行意匠、先行商標の調査

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 依頼していない	214	50.2%	55	44.7%
b 期待したとおりだった	153	35.9%	45	36.6%
c 期待したとおりでなかった	17	4.0%	3	2.4%
無回答	44	10.3%	20	16.3%
回答者数		426	123	



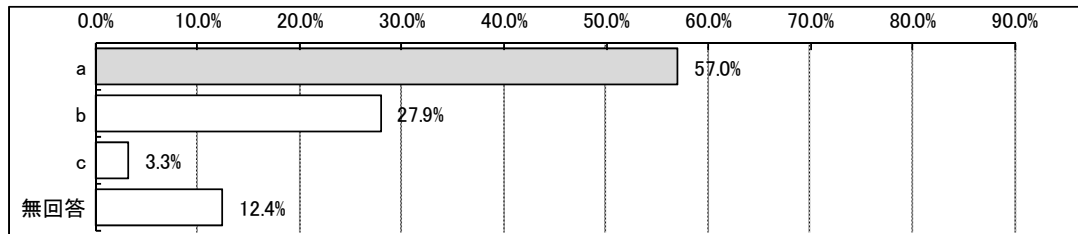
<知財協>



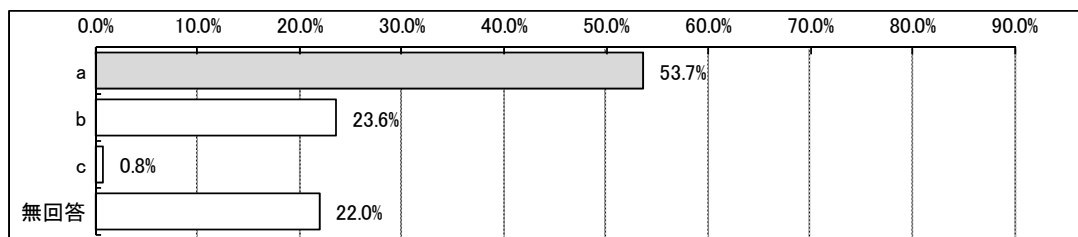
<中小企業>

5. 外国の先行技術、先行意匠、先行商標の調査

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 依頼していない	243	57.0%	66	53.7%
b 期待したとおりだった	119	27.9%	29	23.6%
c 期待したとおりでなかった	14	3.3%	1	0.8%
無回答	53	12.4%	27	22.0%
回答者数		426	123	



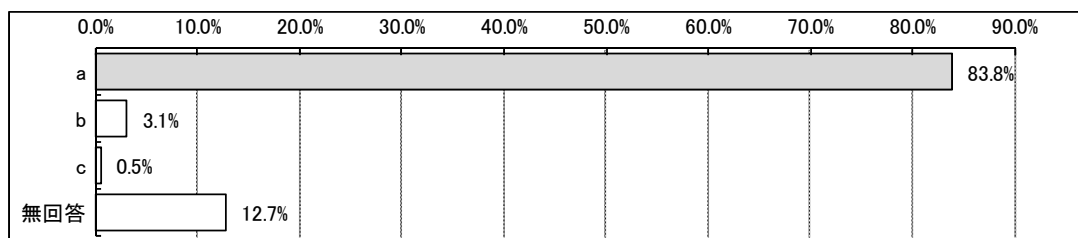
<知財協>



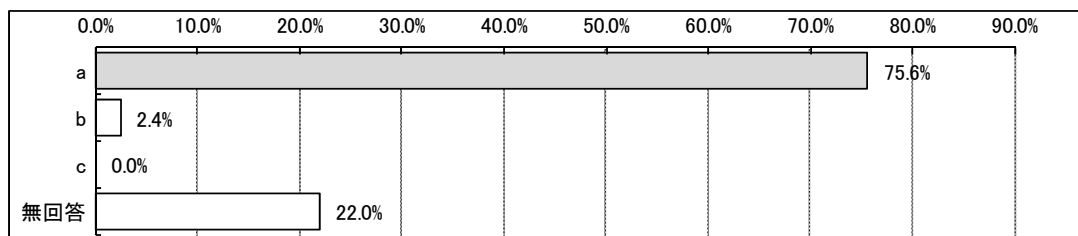
<中小企業>

6. 営業秘密の管理に関する相談

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 依頼していない	357	83.8%	93	75.6%
b 期待したとおりだった	13	3.1%	3	2.4%
c 期待したとおりでなかった	2	0.5%	0	0.0%
無回答	54	12.7%	27	22.0%
回答者数		426	123	



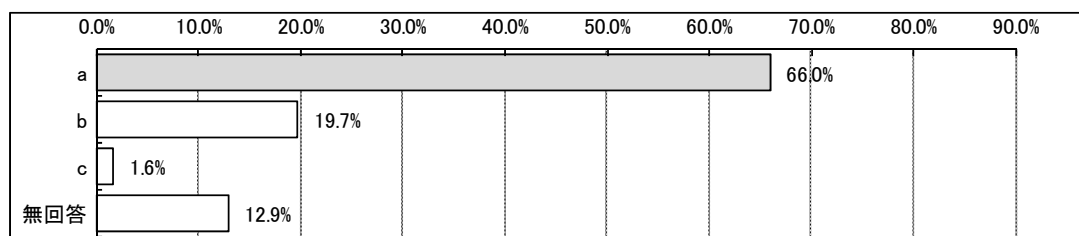
<知財協>



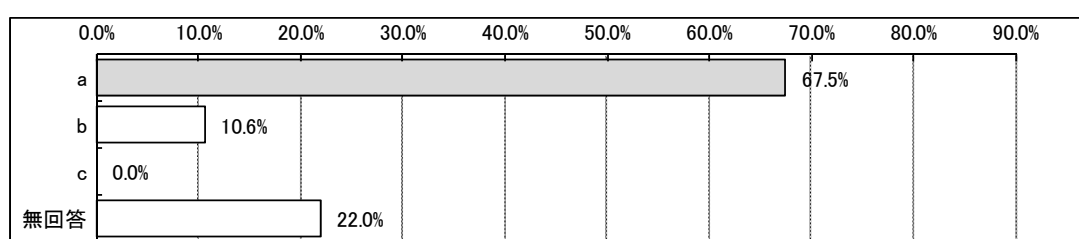
<中小企業>

7. 先使用権に関する相談

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 依頼していない	281	66.0%	83	67.5%
b 期待したとおりだった	84	19.7%	13	10.6%
c 期待したとおりでなかった	7	1.6%	0	0.0%
無回答	55	12.9%	27	22.0%
回答者数		426	123	



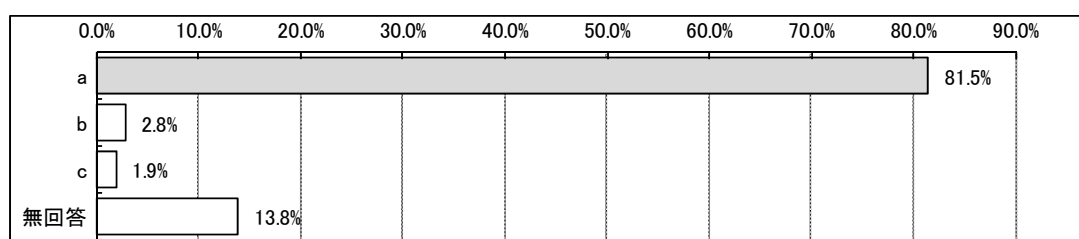
<知財協>



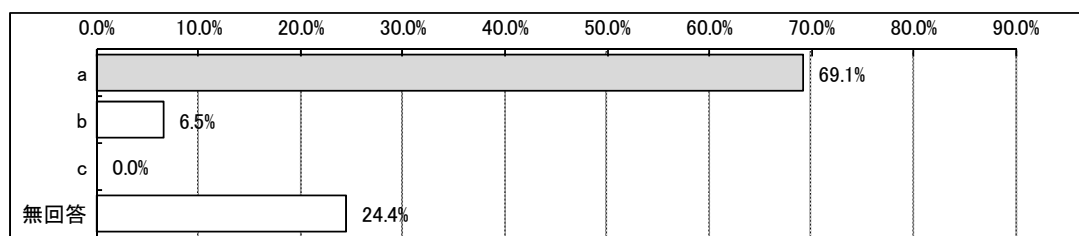
<中小企業>

8. 知的財産の価値評価

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 依頼していない	347	81.5%	85	69.1%
b 期待したとおりだった	12	2.8%	8	6.5%
c 期待したとおりでなかった	8	1.9%	0	0.0%
無回答	59	13.8%	30	24.4%
回答者数		426	123	



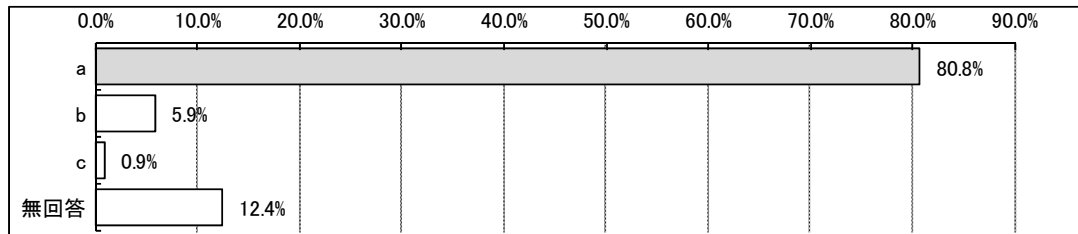
<知財協>



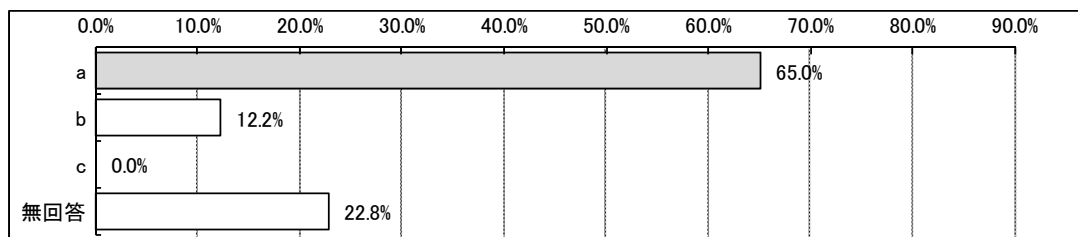
<中小企業>

9. 権利維持の判断に関する相談

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 依頼していない	344	80.8%	80	65.0%
b 期待したとおりだった	25	5.9%	15	12.2%
c 期待したとおりでなかった	4	0.9%	0	0.0%
無回答	53	12.4%	28	22.8%
回答者数		426	123	



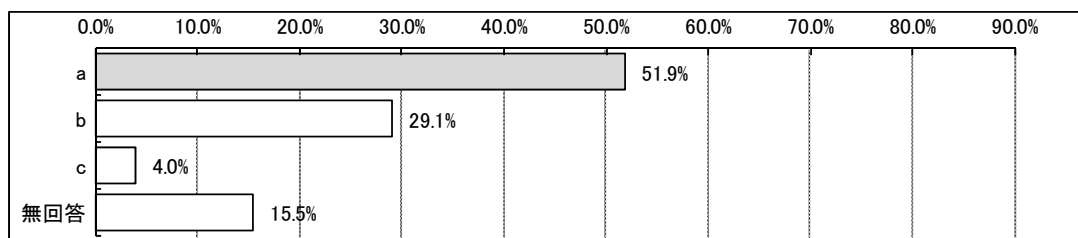
<知財協>



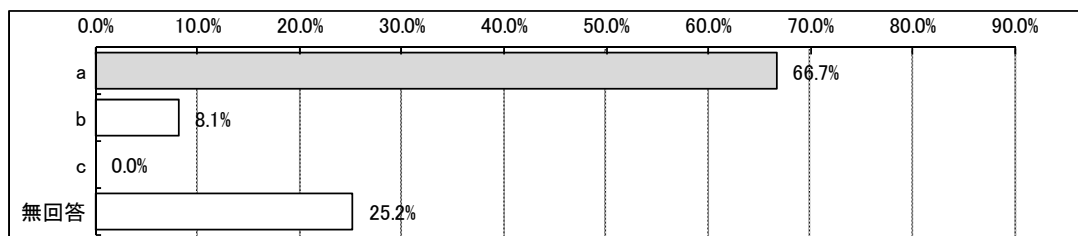
<中小企業>

10. 知的財産に関する教育、啓発

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 依頼していない	221	51.9%	82	66.7%
b 期待したとおりだった	124	29.1%	10	8.1%
c 期待したとおりでなかった	17	4.0%	0	0.0%
無回答	66	15.5%	31	25.2%
回答者数		426	123	



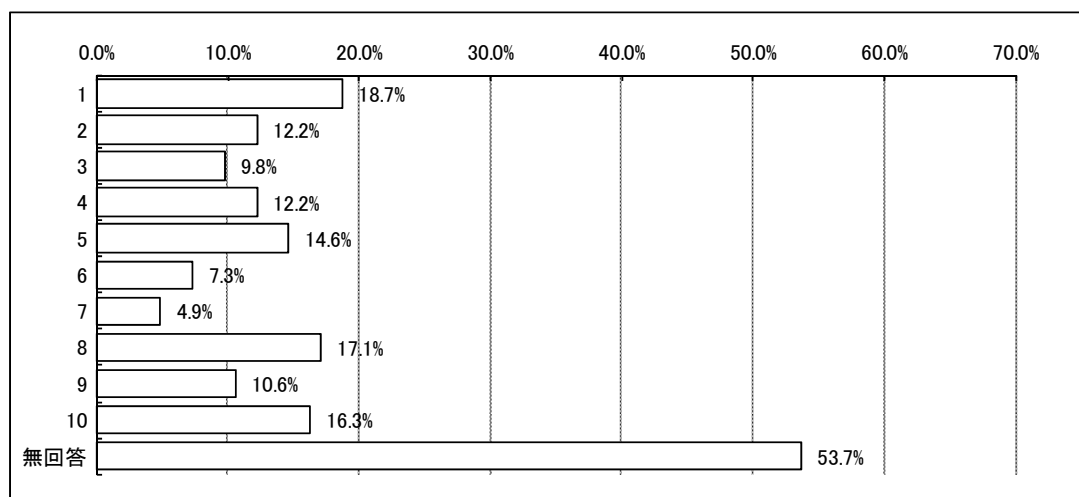
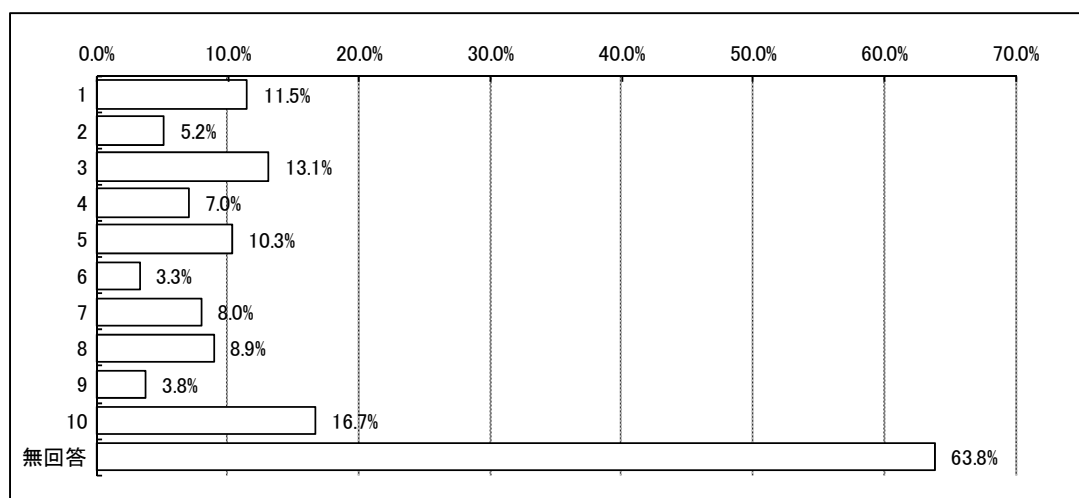
<知財協>



<中小企業>

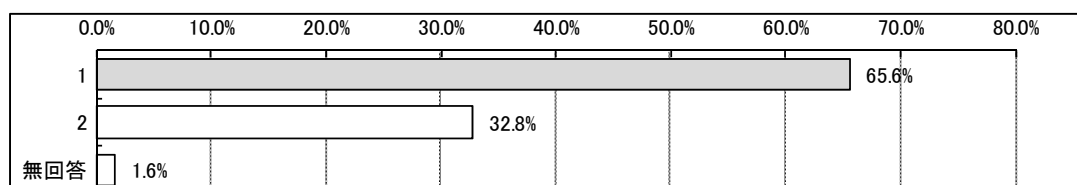
d. 今後依頼したい

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 事業化を展望した開発、知財戦略についての相談	49	11.5%	23	18.7%
2 企業内における知的財産の管理方法に関する相談	22	5.2%	15	12.2%
3 発明、意匠の発掘や創出に関する相談	56	13.1%	12	9.8%
4 国内の先行技術、先行意匠、先行商標の調査	30	7.0%	15	12.2%
5 外国の先行技術、先行意匠、先行商標の調査	44	10.3%	18	14.6%
6 営業秘密の管理に関する相談	14	3.3%	9	7.3%
7 先使用权に関する相談	34	8.0%	6	4.9%
8 知的財産の価値評価	38	8.9%	21	17.1%
9 権利維持の判断に関する相談	16	3.8%	13	10.6%
10 知的財産に関する教育、啓発	71	16.7%	20	16.3%
無回答	272	63.8%	66	53.7%
回答者数	426		123	

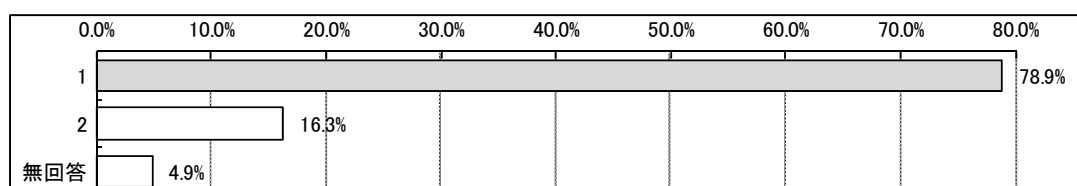


問4 弁理士に依頼した業務に関して問題はありましたか。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 特に問題はなかった	280	65.6%	97	78.9%
2 問題があった	140	32.8%	20	16.3%
無回答	7	1.6%	6	4.9%
回答者数		427	123	



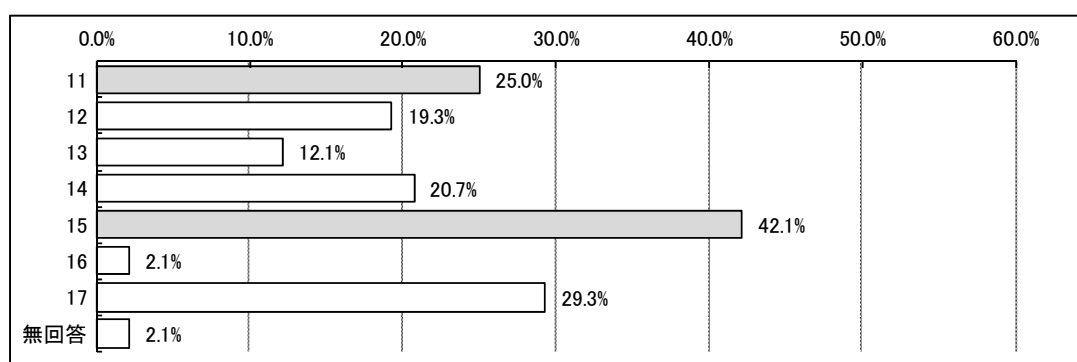
<知財協>



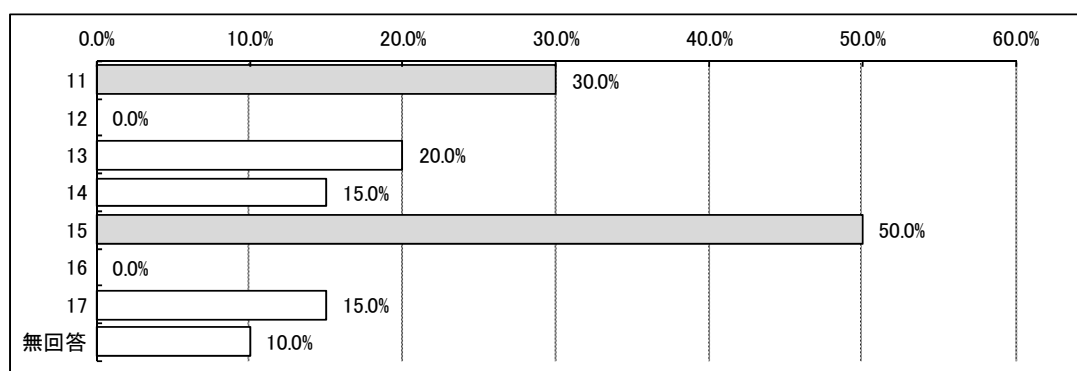
<中小企業>

「2. 問題があった」→(1)どのような点に問題がありましたか。当てはまると思われるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
11 依頼者の意見を踏まえた手続等をしない	35	25.0%	6	30.0%
12 依頼者への確認をしないで手続等をすすめる	27	19.3%	0	0.0%
13 最初に、料金の明確な説明がない	17	12.1%	4	20.0%
14 請求された料金の積算根拠が明らかでない	29	20.7%	3	15.0%
15 弁理士の補助者に業務を任せすぎている	59	42.1%	10	50.0%
16 広告、宣伝又は勧誘の方法が適切ではない	3	2.1%	0	0.0%
17 その他	41	29.3%	3	15.0%
無回答	3	2.1%	2	10.0%
回答者数		140	20	



<知財協>

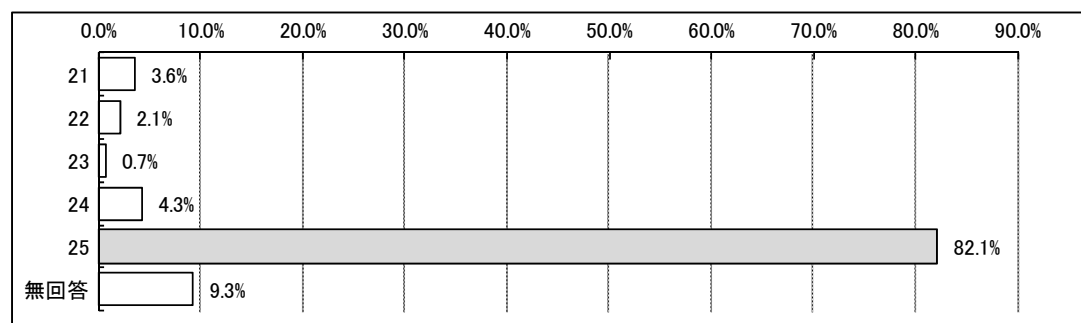


<中小企業>

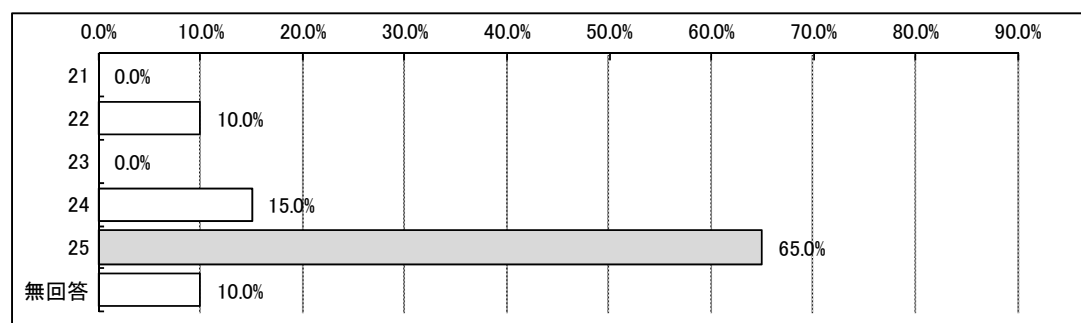
- その他：・OAに対する対応が不適切。
- ・明細書ドラフトの納期が遅い(特定の弁理士)。
 - ・ドラフトの納期を守れない場合がある。
 - ・回答が遅い、期限ぎりぎり。
 - ・レスポンスが遅く、指示があるまで具体的アドバイスがない。
 - ・特許庁提出書類管理に問題があり、期間徒過、提出漏れを生じた。
 - ・出題内容でよく理解しないで作成したことがある。
 - ・明細書作成を外注している。
 - ・依頼者の説明そのままの文章をトレースするだけで専門的な知識が生かされないまま明細書、意見書が作成される。
 - ・依頼者側に実務作業や書面の実体的作製を要求する。
 - ・「企業として判断を行うために必要な程度」を理解していない。企業というものを知らなさすぎる。
 - ・成功報酬の考え方。中間対応を自社で対応するとしした場合に、不愉快な反応をされた。中間対応を自社対応して特許登録となった場合の成功報酬の考え方に食い違いが生じた。→当社側：成功に寄与したのは弁理人：出願人＝0.5：0.5のため、少なくとも成功報酬は減額されるべき 代理人側：特許登録されたから料金規程通り、満額請求⇒このケースの事前の料金の申し合せができてなかったのが原因だが、合理的に考えて、当社側主張が正しいと思うのだが。
 - ・明らかに不合理な補正案を提示してきた。
 - ・過去に委託した外国権利化業務委託について、現地代理人への料金未払い。
 - ・依頼した業務を実施しない。
 - ・どれだけの日数、時間を要したか等、都合の悪い質問をすると答えが返ってこない。
 - ・審査請求を依頼したが期間内に手続きしなかった。
 - ・外国事務所の選定について企業側の事情を考慮していない。

「2. 問題があった」→(2)これらの問題について相談等をした機関はありますか。当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
21 日本弁理士会	5	3.6%	0	0.0%
22 特許庁	3	2.1%	2	10.0%
23 他の公的機関	1	0.7%	0	0.0%
24 その他	6	4.3%	3	15.0%
25 相談等をしていない	115	82.1%	13	65.0%
無回答	13	9.3%	2	10.0%
回答者数		140	20	



<知財協>



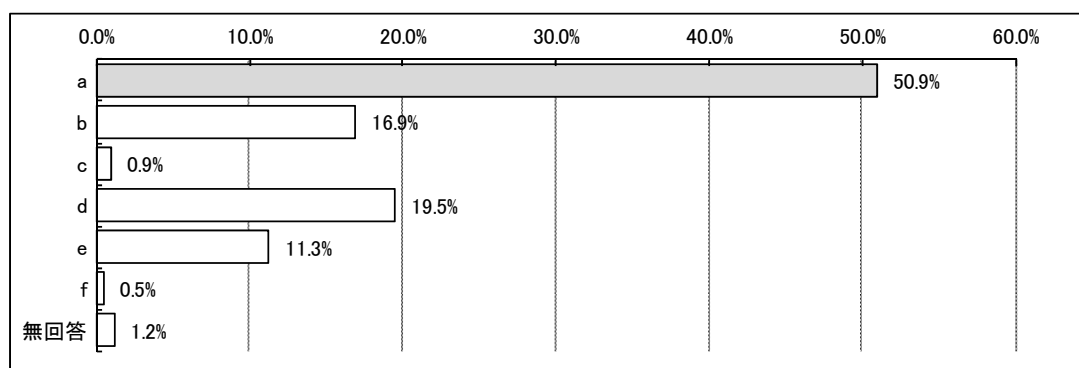
<中小企業>

- その他：・当人に直接打診 ・大学の知財担当者
・弁護士 ・特許事務所 ・弁理士の所属上司

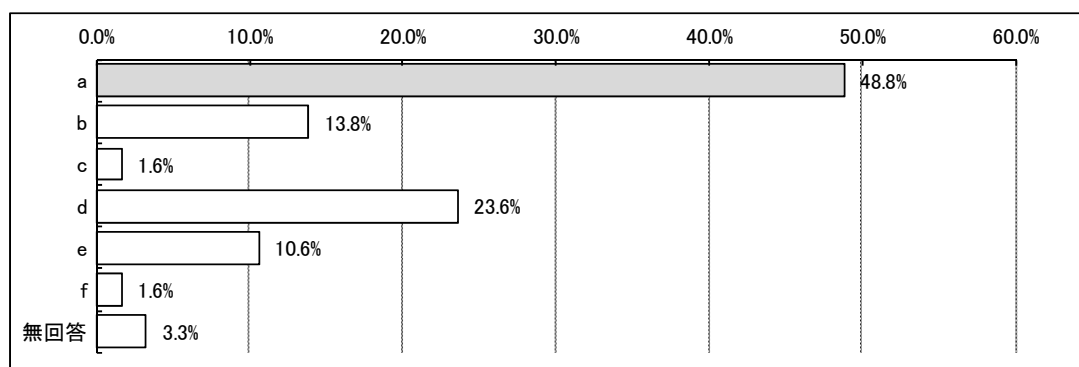
問5 明細書のドラフト(草稿)の作成者等についてお聞きます。下記(1)～(3)のそれぞれについて最も当てはまると思われるものを1つ選び、下記表の該当する欄に○を付けてください。複数の事務所に依頼している場合には、最も多く利用する事務所に関して回答ください。

(1) 特許庁へ出願する明細書、特許請求の範囲等のドラフト(草稿)を最も多く作成する作成者はどなたですか。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 外部弁理士	217	50.9%	60	48.8%
b 外部弁理士の補助者	72	16.9%	17	13.8%
c 社内弁理士	4	0.9%	2	1.6%
d 社内の知財担当者(社内弁理士以外)	83	19.5%	29	23.6%
e 発明者	48	11.3%	13	10.6%
f その他	2	0.5%	2	1.6%
無回答	5	1.2%	4	3.3%
回答者数		426	123	



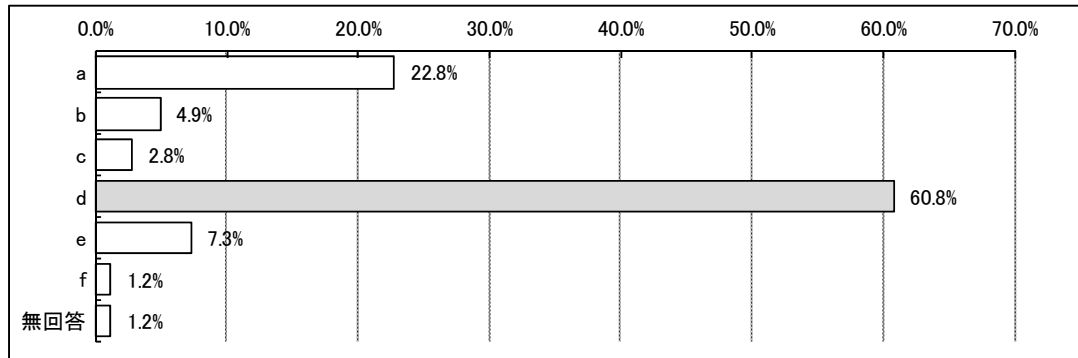
<知財協>



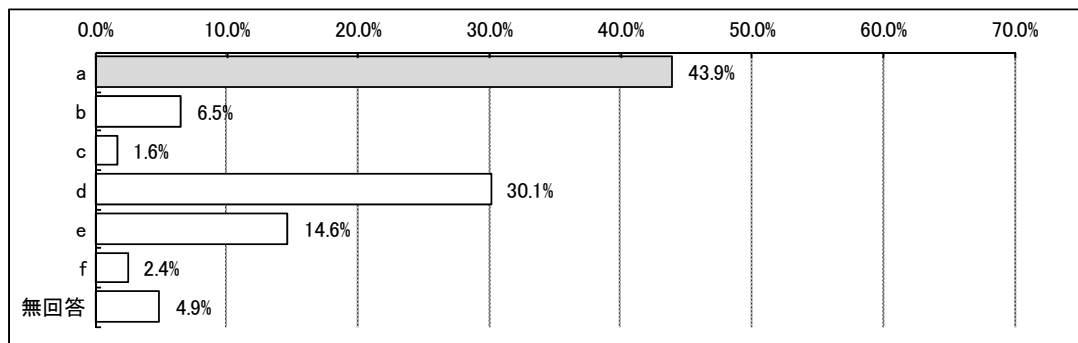
<中小企業>

(2) 特許庁へ提出する意見書や補正書に関して実質的な反論内容や補正内容を考えるのは主としてどなたですか。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 外部弁理士	97	22.8%	54	43.9%
b 外部弁理士の補助者	21	4.9%	8	6.5%
c 社内弁理士	12	2.8%	2	1.6%
d 社内の知財担当者(社内弁理士以外)	259	60.8%	37	30.1%
e 発明者	31	7.3%	18	14.6%
f その他	5	1.2%	3	2.4%
無回答	5	1.2%	6	4.9%
回答者数		426	123	



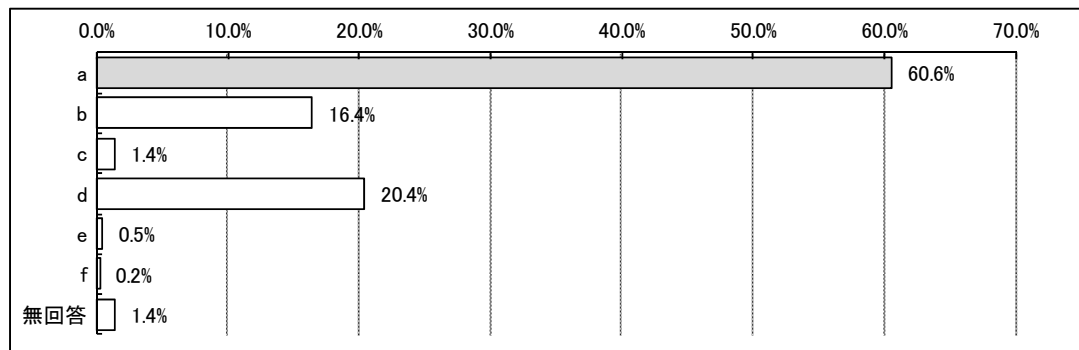
<知財協>



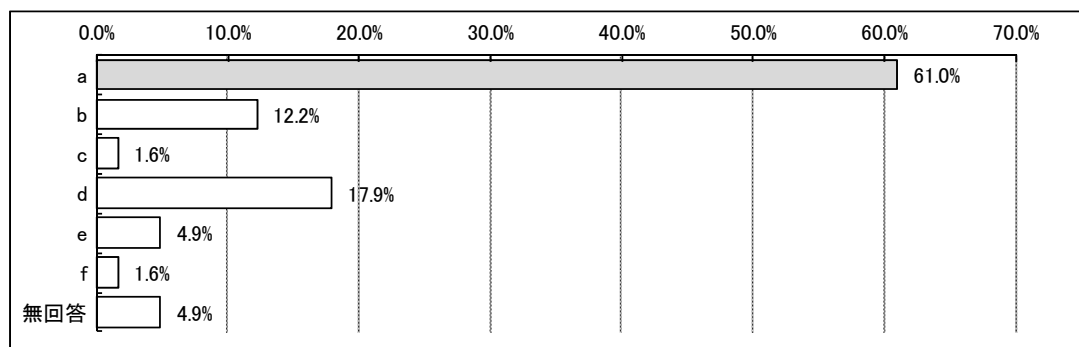
<中小企業>

(3) 特許庁へ提出する意見書や補正書のドラフト(草稿)を最も多く作成する作成者はどなたですか。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 外部弁理士	258	60.6%	75	61.0%
b 外部弁理士の補助者	70	16.4%	15	12.2%
c 社内弁理士	6	1.4%	2	1.6%
d 社内の知財担当者(社内弁理士以外)	87	20.4%	22	17.9%
e 発明者	2	0.5%	6	4.9%
f その他	1	0.2%	2	1.6%
無回答	6	1.4%	6	4.9%
回答者数		426	123	



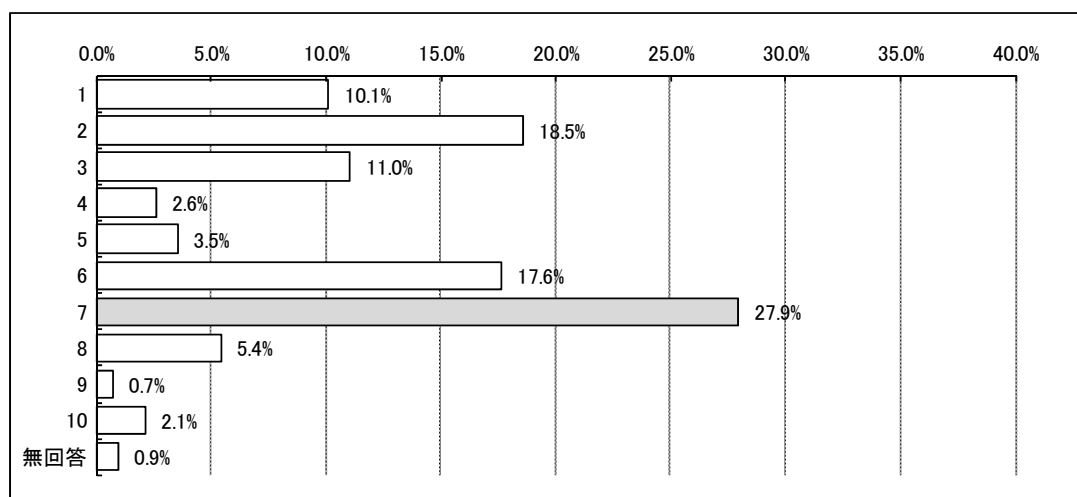
<知財協>



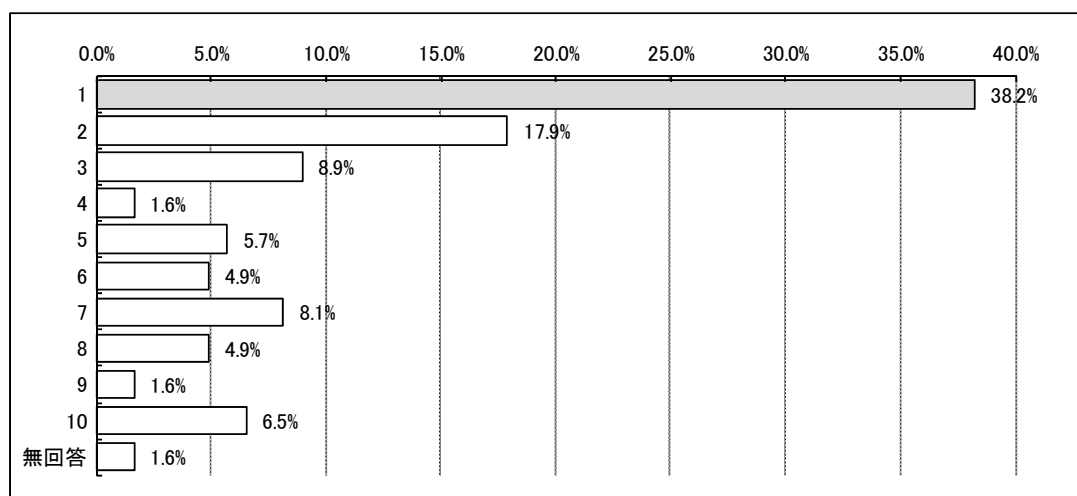
<中小企業>

問6 ある特許出願に関する発明発掘、権利化、ライセンス交渉、訴訟等の各段階の担当者について、下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

		知財協		中小企業	
		件数	割合	件数	割合
1	同一の社内人材が全段階を担当し、同一の外部弁理士が全段階を支援する	43	10.1%	47	38.2%
2	同一の社内人材が全段階を担当し、同一の外部弁理士が部分的に支援する	79	18.5%	22	17.9%
3	同一の社内人材が全段階を担当し、複数の異なる外部弁理士が部分的に支援する	47	11.0%	11	8.9%
4	同一の社内人材が全段階を担当し、外部弁理士には依頼していない	11	2.6%	2	1.6%
5	複数の異なる社内人材が各段階を担当し、同一の外部弁理士が全段階を支援する	15	3.5%	7	5.7%
6	複数の異なる社内人材が各段階を担当し、同一の外部弁理士が部分的に支援する	75	17.6%	6	4.9%
7	複数の異なる社内人材が各段階を担当し、複数の異なる外部弁理士が部分的に支援する	119	27.9%	10	8.1%
8	複数の異なる社内人材が各段階を担当し、外部弁理士には依頼していない	23	5.4%	6	4.9%
9	その他	3	0.7%	2	1.6%
10	わからない	9	2.1%	8	6.5%
無回答		4	0.9%	2	1.6%
回答者数		426		123	



<知財協>

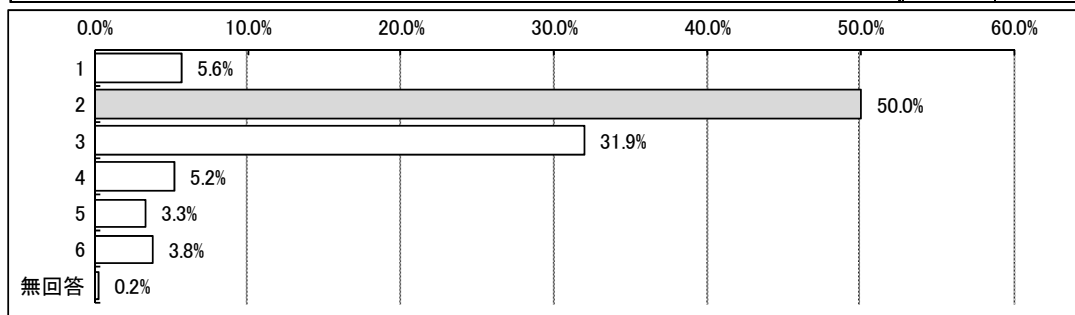


<中小企業>

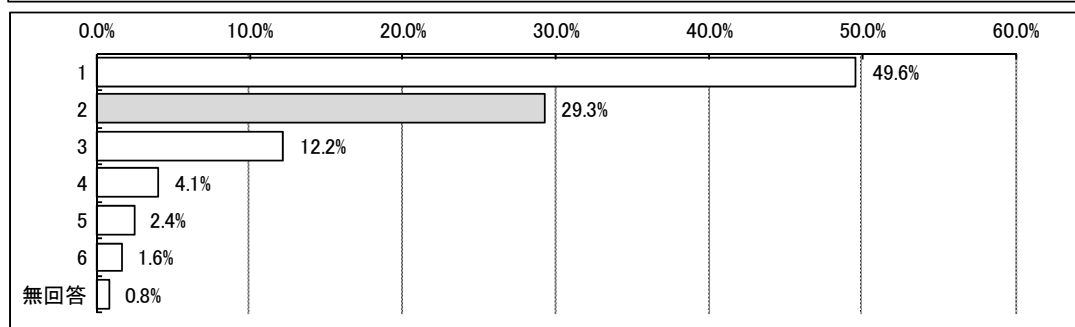
その他：・権利化までは上記2。交渉・訴訟段階からは複数人で対応。代理人は主として弁護士とすることが多い。
・社内人材は同一もあれば、異なる場合もある。外部も同様。

問7 現在の又は近い将来予定している貴社の本社とグループ会社の知財管理体制について、下記選択肢の中から最も当てはまると思われるもの1つを選び、番号に○を付けてください。

		知財協		中小企業	
		件数	割合	件数	割合
1	グループ会社がない	24	5.6%	61	49.6%
2	本社(持ち株会社を含む)の知的財産管理部門が集中して管理	213	50.0%	36	29.3%
3	各グループ会社の知的財産管理部門がそれぞれ管理	136	31.9%	15	12.2%
4	特定のグループ会社(以下、管理会社という)の知的財産管理部門が集中して管理	22	5.2%	5	4.1%
5	その他	14	3.3%	3	2.4%
6	わからない	16	3.8%	2	1.6%
無回答		1	0.2%	1	0.8%
回答者数		426		123	



<知財協>

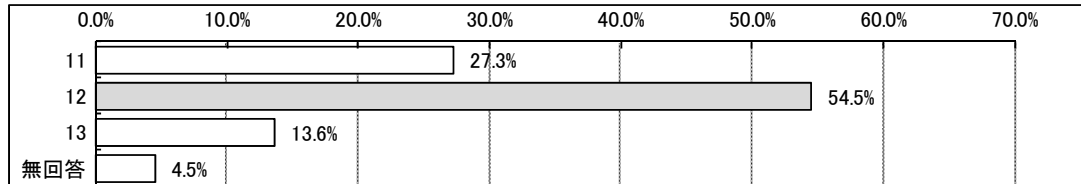


<中小企業>

- その他:
- ・グループ会社からの出願はない。
 - ・グループ会社により異なる。
 - ・必要に応じてグループ会社の知財管理の一部を本社が支援する。
 - ・特許については4.の12.に該当するが、商標については本社の知的財産部が同様の支援をしている。
 - ・知財部門は本社にしかないが、各グループ会社がそれぞれ管理する。
 - ・原則3であるが個別整理で2の場合もある。
 - ・グループ会社ではないがOEM供給先とは、共同出願という形でそれぞれの会社で管理している。
 - ・技術開発部門の管理室
 - ・知財部門は本社にしかないが、各グループ会社がそれぞれ管理する。
 - ・原則3であるが個別整理で2の場合もある。
 - ・グループ会社の特性に合わせて本社が集中管理する場合とグループ会社が個別に管理する場合がある。
 - ・2. 本社集中管理と3. グループ会社管理の二本立。
 - ・一部のグループ会社を除き本社(持ち株会社を含む)の知的財産管理部門が集中して管理。
 - ・2と3が混在。

「4. 特定のグループ会社（以下、管理会社という）の知的財産管理部門が集中して管理」→（1）管理会社の社内弁理士の業務について回答してください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
11 社内弁理士がない	6	27.3%	3	60.0%
12 グループ内企業の出願等の手続の支援	12	54.5%	2	40.0%
13 その他	3	13.6%	0	0.0%
無回答	1	4.5%	0	0.0%
回答者数		22	5	



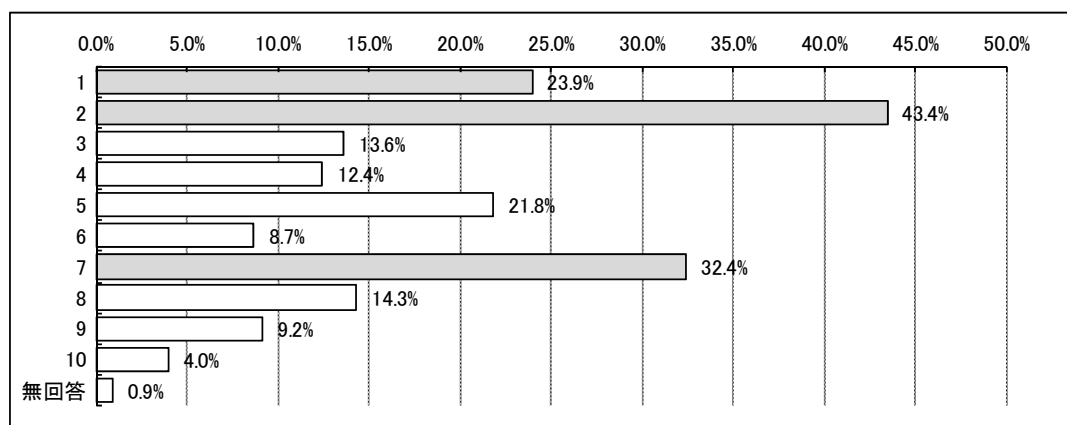
<知財協>

- その他：
- ・知財担当部員と原則同様。
 - ・グループ会社の知財全業務を担当（社内弁理士はいない）。
 - ・社内弁理士に管理業務を依頼していない。

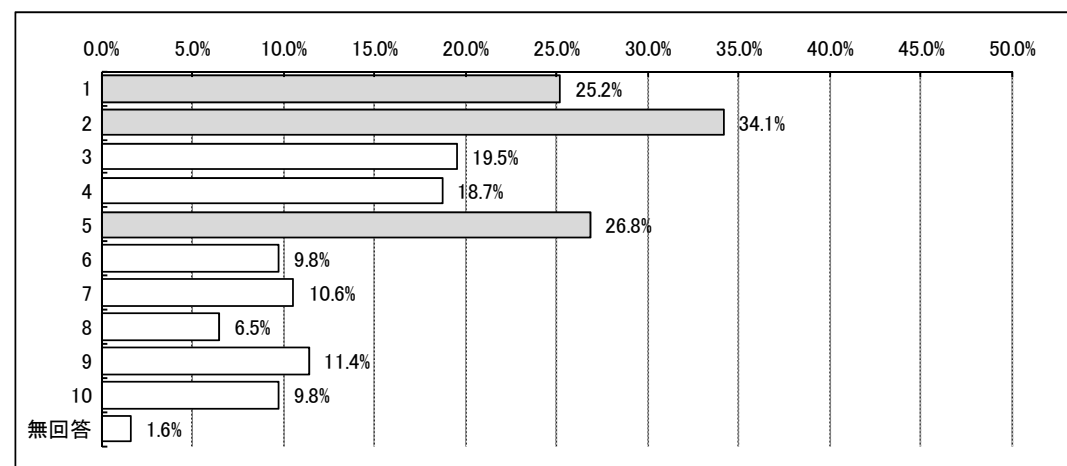
Ⅱ. 弁理士制度の見直しに関して

問8 弁理士制度全般の見直しについてお聞きます。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 見直す必要はない	102	23.9%	31	25.2%
2 企業活動の国際化への対応の観点で見直すべき	185	43.4%	42	34.1%
3 発明等の発掘から活用まで一貫した知財管理への対応の観点で見直すべき	58	13.6%	24	19.5%
4 技術・デザイン・ブランド等を含めた総合的な知財管理への対応の観点で見直すべき	53	12.4%	23	18.7%
5 技術の高度化・複合化への対応の観点で見直すべき	93	21.8%	33	26.8%
6 工業所有権法の周辺法分野への対応の観点で見直すべき	37	8.7%	12	9.8%
7 試験や研修等による弁理士の質の担保の観点で見直すべき	138	32.4%	13	10.6%
8 弁理士の数の適正化の観点で見直すべき	61	14.3%	8	6.5%
9 弁理士の業務範囲の拡大の観点で見直すべき	39	9.2%	14	11.4%
10 その他	17	4.0%	12	9.8%
無回答	4	0.9%	2	1.6%
回答者数		426	123	



<知財協>



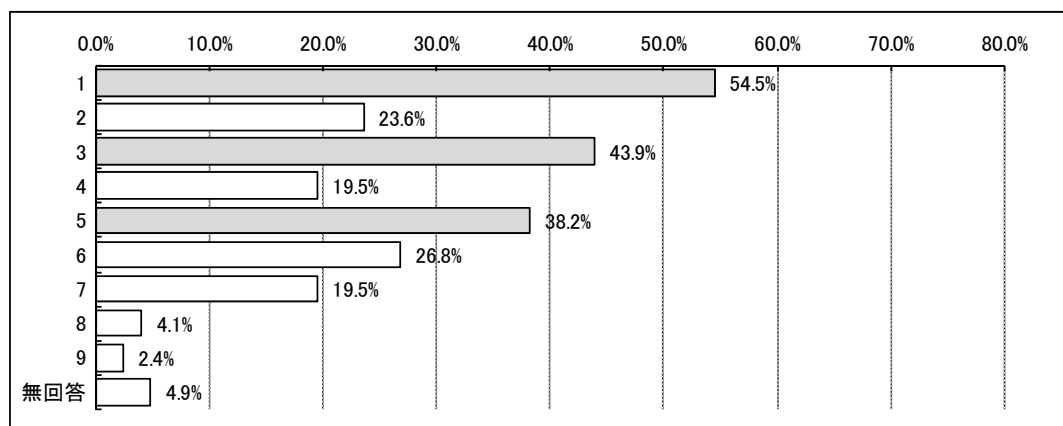
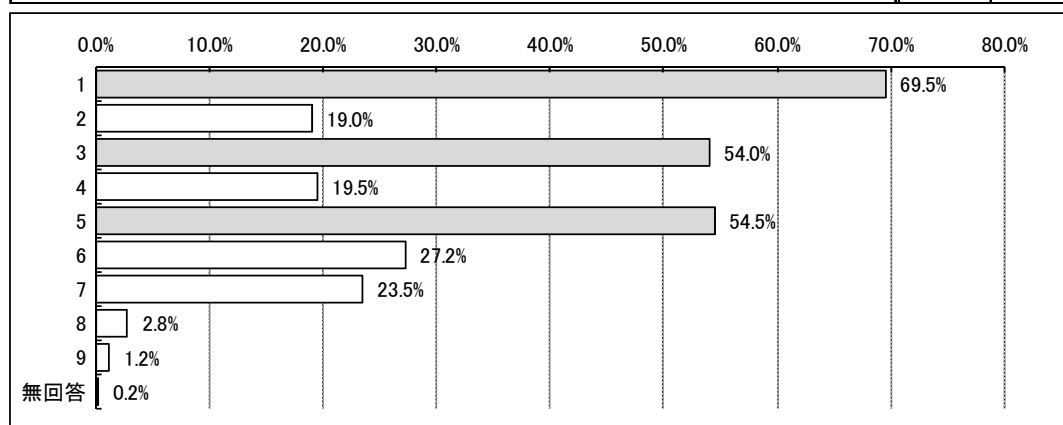
<中小企業>

その他：・技術的知識。
 ・もっと実務に沿った内容にすべき。
 ・弁理士としての専門性を向上して欲しい。
 ・資格には実務経験も考慮すべき。
 ・特に見直す必要性は感じていないが、見直しを否定するものでもない。
 ・グループ会社での知財管理という観点で見直すべき。
 ・条約を勉強しなくても合格できる試験制度は問題がある。
 ・企業ニーズへの真のマッチングの観点から見直すべき。
 ・制度と言うより、人間性、価値観、質の問題と思う。
 ・知財戦略等を含めた多能化。
 ・弁理士よりも特許裁判官の資質を見直すべきではないか？
 ・分からない。

- ・弁理士が単独で侵害訴訟代理できる様にすべき。
- ・自治権をもたせる。
- ・弁理士の利益相反の点で検討すべき。
- ・特に意見はありませんが、まれに技術力の低い弁理士がいます。
- ・コンフリクトの関係で、依頼できる優秀な事務所が少ない。
- ・特許出願等の手続能力を評価する試験制度を設け、手続面の専門の資格を新たに設けるべき。(特実意商別に受験可)※今の試験制度は、法律面での能力を評価する部分に偏りすぎており、合格者が必ずしも特許庁への手続能力が優れているとは限らない。特に短答試験は、実際の実務であまり関係することがない問題が多く、合格後、実際に弁理士となった後に重要となる知識を問う試験となっているか疑問である。

問9 日本の弁理士を通じて外国出願、権利取得を行う場合、日本の弁理士に何を求めますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 現地代理人との意思疎通能力	296	69.5%	67	54.5%
2 現地の代理人事情の詳しさ	81	19.0%	29	23.6%
3 外国特許法や実務に関する知識	230	54.0%	54	43.9%
4 外国法制度に適した実務管理能力(例えば、拒絶理由に対する期限管理)	83	19.5%	24	19.5%
5 外国特許庁から拒絶理由通知等を受けたときの対処方法に関するアドバイス	232	54.5%	47	38.2%
6 出願や、拒絶に対する応答のドラフト(草稿)の作成能力	116	27.2%	33	26.8%
7 明細書や書類の翻訳の正確性	100	23.5%	24	19.5%
8 特に期待していない	12	2.8%	5	4.1%
9 その他	5	1.2%	3	2.4%
無回答	1	0.2%	6	4.9%
回答者数		426	123	

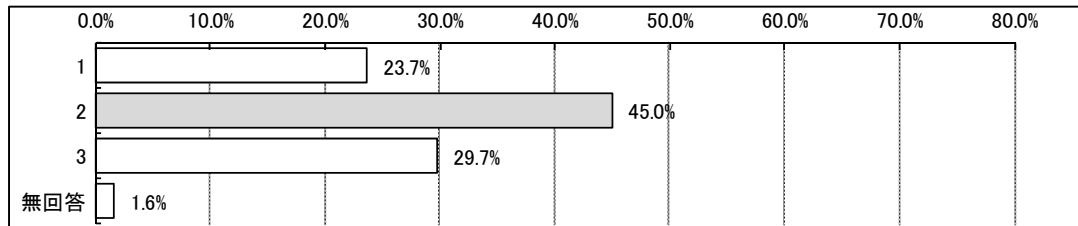


- その他:
- ・適正な費用。
 - ・日本の弁理士には原則として外国案件を依頼していない。
 - ・低料金で対応できるように。
 - ・1～7の全てが当然に必要。優先順位は付けられない。
 - ・英文明細書の作成能力(翻訳を超えるもの)。

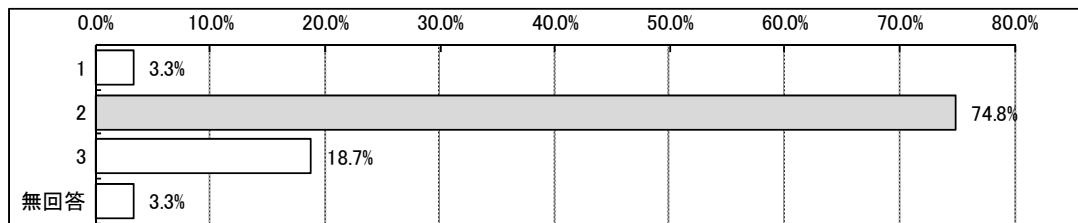
試験に関する問10から問14まで削除

問15 平成20年以降の試験合格者には、弁理士登録する際に弁理士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させることを目的とする実務修習の受講が義務付けられました。平成20年以降に試験合格した弁理士に業務を依頼したことがありますか。

		知財協		中小企業	
		件数	割合	件数	割合
1	依頼したことがある → 問15-1に進んでください	101	23.7%	4	3.3%
2	依頼したことはない	192	45.0%	92	74.8%
3	わからない(業務を依頼した弁理士が平成20年以降の合格者であるか不明である)	127	29.7%	23	18.7%
無回答		7	1.6%	4	3.3%
回答者数		427		123	



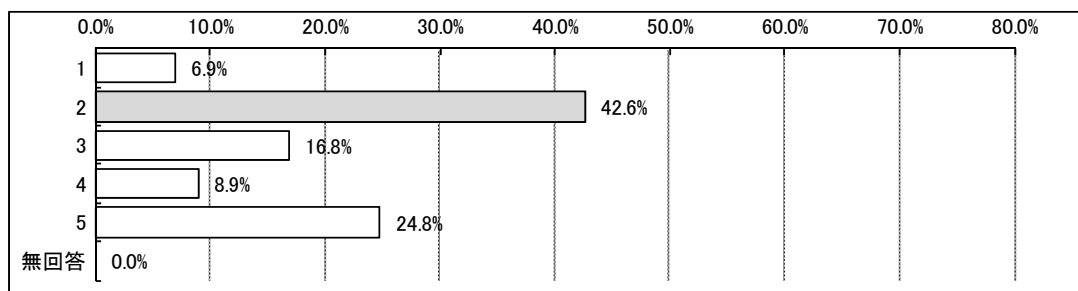
<知財協>



<中小企業>

問15-1 平成20年以降に試験合格し、弁理士登録した弁理士の能力についてどのように思われますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選んでください。

		知財協		中小企業	
		件数	割合	件数	割合
1	以前と比べて能力が向上していると感じる	7	6.9%	0	0.0%
2	以前と比べて能力に変化はない	43	42.6%	2	50.0%
3	以前と比べて能力が低下していると感じる	17	16.8%	0	0.0%
4	その他	9	8.9%	0	0.0%
5	わからない	25	24.8%	2	50.0%
無回答		0	0.0%	0	0.0%
回答者数		101		4	



<知財協>

その他:

- ・経験不足な点があることは否めない。
- ・年度より人によるばらつきが大きい。
- ・H20年前後共個人間ばらつき大きく比較が困難。
- ・明細書を見たこともない合格者がいることは問題がある。
- ・実務修習の受講と弁理士の能力との関連性の問いの位置付けが不明であり、回答不能。
- ・個々人の能力に負う面が大きい。
- ・いろいろいるのでなんともいえない。
- ・実務能力は、弁理士試験と必ずしも比例しない。
- ・能力は弁理士によって違いがある。

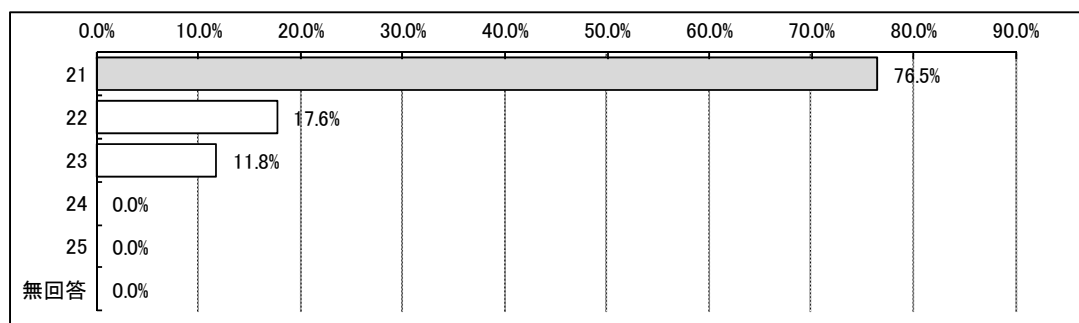
「1. 以前と比べて能力が向上していると感じる」→(1)どのような面でそう感じますか。1つ選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
11 実務能力(明細書の作成能力等)	3	42.9%	0	0.0%
12 工業所有権に関する法令の知識や理解	3	42.9%	0	0.0%
13 工業所有権に関する条約の知識や理解	0	0.0%	0	0.0%
14 工業所有権に関する法令・条約以外の法令・条約の知識や理解	0	0.0%	0	0.0%
15 その他	1	14.3%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	7		0	

その他：・コミュニケーション能力や、CS意識の高さ。

「3. 以前と比べて能力が低下していると感じる」→(2)どのような面でそう感じますか。1つ選び、番号に○を付けてください。

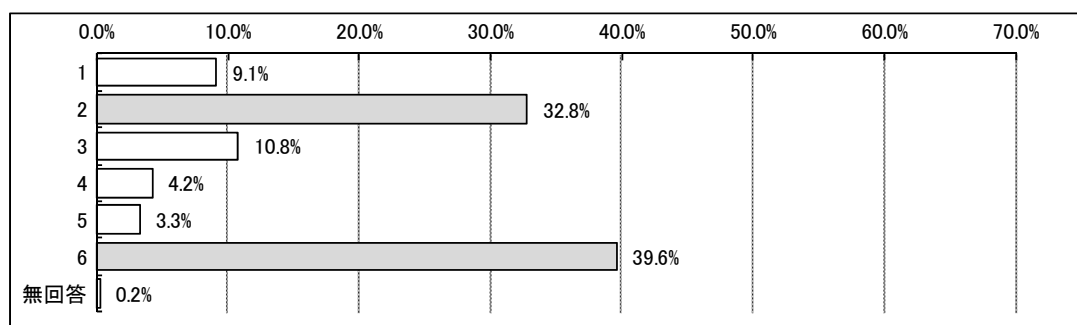
	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
21 実務能力(明細書の作成能力等)	13	76.5%	0	0.0%
22 工業所有権に関する法令の知識や理解	3	17.6%	0	0.0%
23 工業所有権に関する条約の知識や理解	2	11.8%	0	0.0%
24 工業所有権に関する法令・条約以外の法令・条約の知識や理解	0	0.0%	0	0.0%
25 その他	0	0.0%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	17		0	



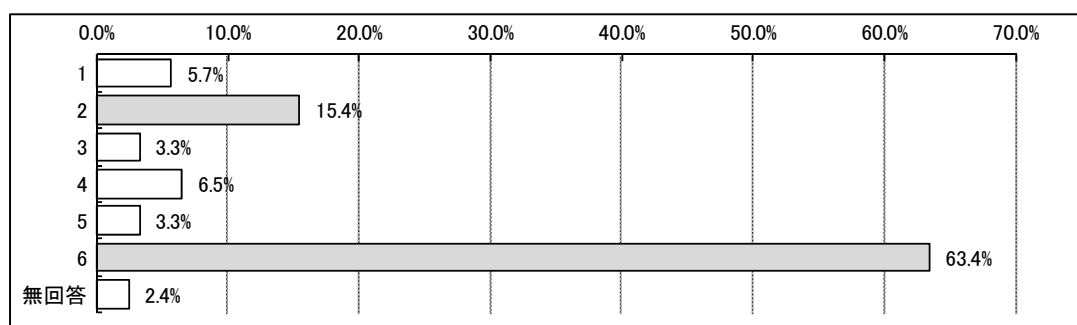
<知財協>

問16 平成20年以降、弁理士には、社会の様々な変化に対応できるように持続的に弁理士の能力を向上させる目的で、ユーザから信頼され続ける弁理士を養成することを目的とする継続研修の受講が義務付けられました。近年の弁理士（平成20年以降の合格者であるか否かにかかわらず）の能力についてどのように思われますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 以前と比べて能力が向上していると感じる	39	9.1%	7	5.7%
2 以前と比べて能力に変化はない	140	32.8%	19	15.4%
3 以前と比べて能力が低下していると感じる	46	10.8%	4	3.3%
4 平成20年以降、弁理士に業務を依頼したことがないので、判断できない	18	4.2%	8	6.5%
5 その他	14	3.3%	4	3.3%
6 わからない	169	39.6%	78	63.4%
無回答	1	0.2%	3	2.4%
回答者数		427	123	



<知財協>



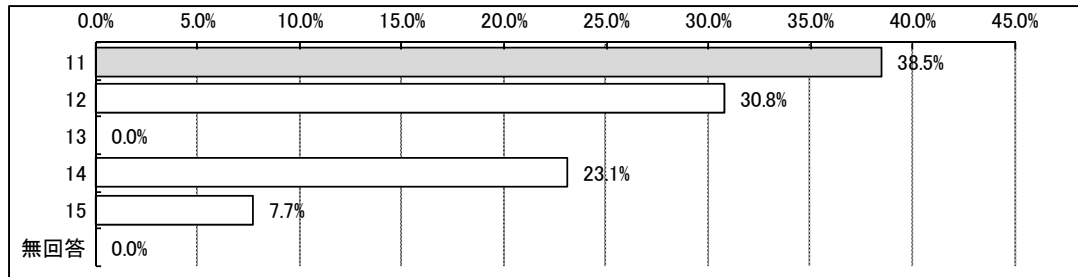
<中小企業>

その他：

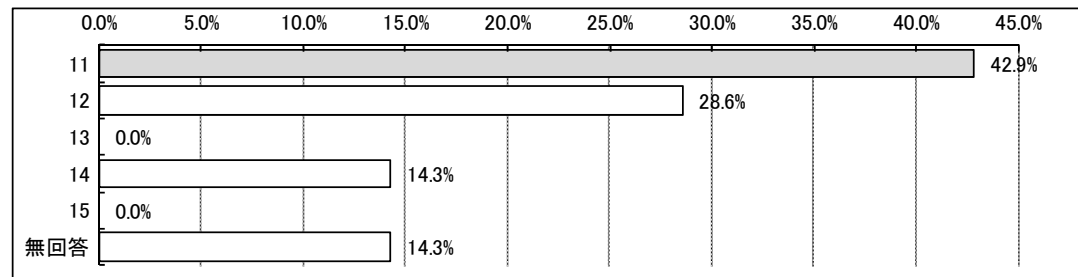
- ・親切に一步先まで指導していただければいい感じになります。
- ・比較対象が不在。
- ・以前比べても分からないが、能力に個人差があり過ぎる。
- ・研修項目個人の選択に委されていると聞いているが、偏りが出ないか？
- ・そもそも論理的に物事を説明できない方が、合格者の中にいる。
- ・若い弁理士に対する事務所の指導が足りない。
- ・研修を受けるのが目的化していないか。
- ・業務を依頼した弁理士については、多様な能力を持っていると感じた。

「1. 以前と比べて能力が向上していると感じる」→(1) どのような面でそう感じますか。1つ選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
11 実務能力(明細書の作成能力等)	15	38.5%	3	42.9%
12 工業所有権に関する法令の知識や理解	12	30.8%	2	28.6%
13 工業所有権に関する条約の知識や理解	0	0.0%	0	0.0%
14 工業所有権に関する法令・条約以外の法令・条約の知識や理解	9	23.1%	1	14.3%
15 その他	3	7.7%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	1	14.3%
回答者数		39	7	



<知財協>

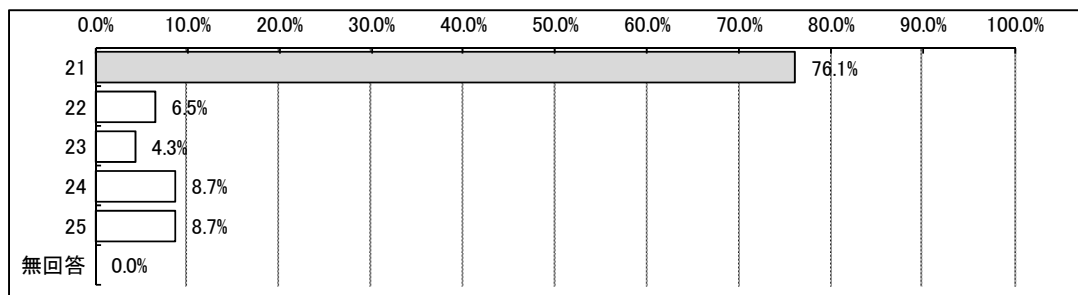


<中小企業>

その他：・審査動向の理解、明細書やクレームのあり方に対するトレンドの理解。
・従前に比べて幅が広がったように感じられる。
・サービス業としての社会人意識と言動。

「3. 以前と比べて能力が低下していると感じる」→(2) どのような面でそう感じますか。1つ選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
21 実務能力(明細書の作成能力等)	35	76.1%	3	75.0%
22 工業所有権に関する法令の知識や理解	3	6.5%	0	0.0%
23 工業所有権に関する条約の知識や理解	2	4.3%	1	25.0%
24 工業所有権に関する法令・条約以外の法令・条約の知識や理解	4	8.7%	0	0.0%
25 その他	4	8.7%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
回答者数		46	4	

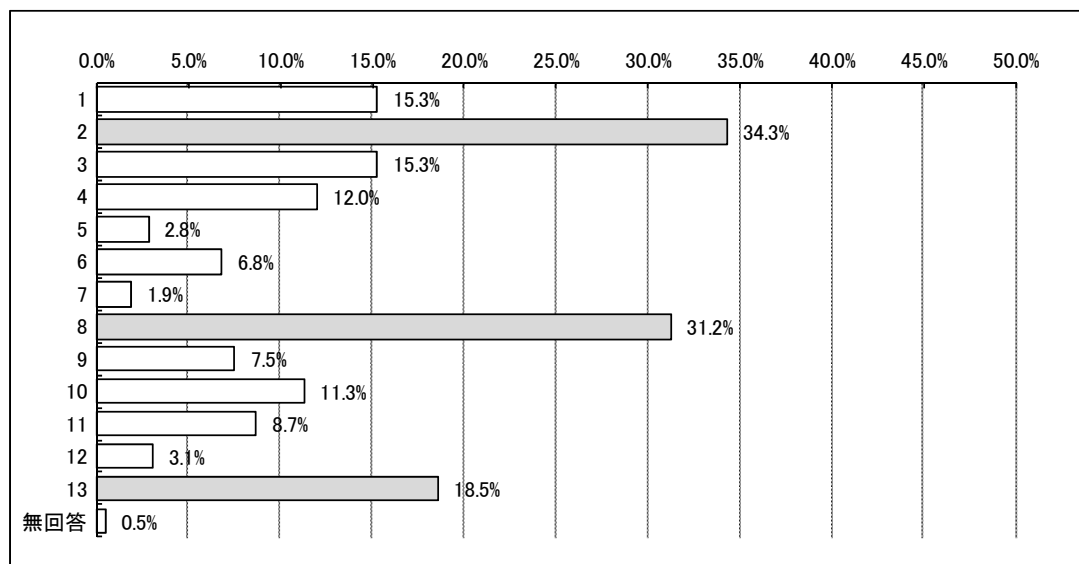


<知財協>

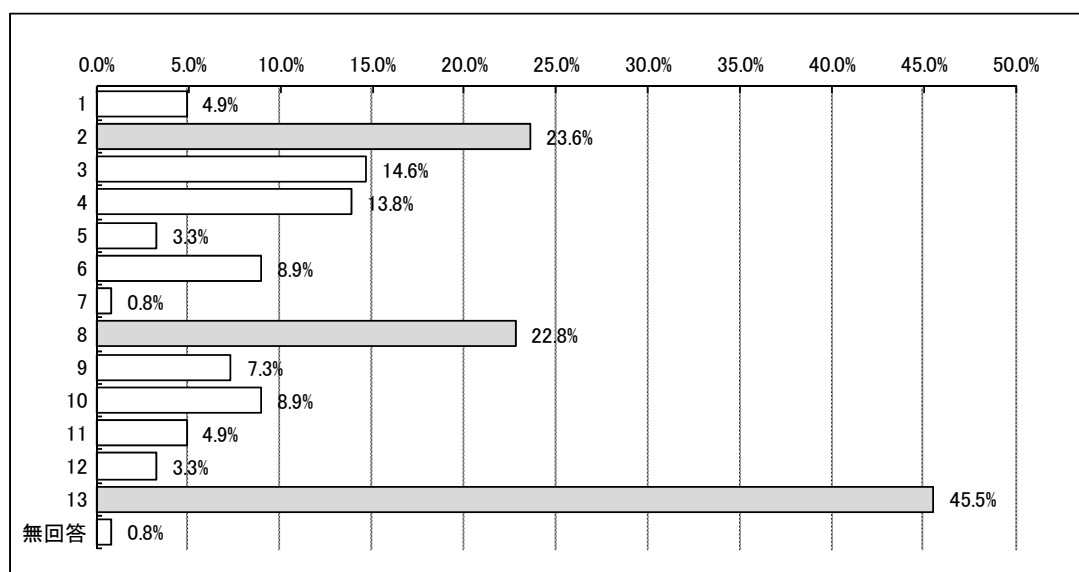
その他：・社会人としての質の低下。
・ビジネス的、専門的知識が欠如しているように思う。
・発明の理解。

問17 研修制度(実務修習、継続研修)の見直しについてお聞きします。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 見直す必要はない	65	15.3%	6	4.9%
2 企業活動の国際化に対応できる人材を育成する方向性で見直すべき	146	34.3%	29	23.6%
3 発明等の発掘から活用まで一貫した知財管理への対応ができる人材を育成する方向性で見直すべき	65	15.3%	18	14.6%
4 技術・デザイン・ブランド等を含めた総合的な知財管理への対応ができる人材を育成する方向性で見直すべき	51	12.0%	17	13.8%
5 他の公的資格、職種経験等を有する多様な人材を育成する方向性で見直すべき	12	2.8%	4	3.3%
6 理工系の知識や理解に優れた人材を育成する方向性で見直すべき	29	6.8%	11	8.9%
7 法文系の知識や理解に優れた人材を育成する方向性で見直すべき	8	1.9%	1	0.8%
8 実務技能に優れた人材を育成する方向性で見直すべき	133	31.2%	28	22.8%
9 特定の分野の知識や理解に特に優れた人材を育成する方向性で見直すべき	32	7.5%	9	7.3%
10 研修を厳格化し、弁理士、弁理士制度に対するユーザの信頼感を高める方向性で見直すべき	48	11.3%	11	8.9%
11 弁理士の自己研鑽に委ねる方向性で見直すべき	37	8.7%	6	4.9%
12 その他	13	3.1%	4	3.3%
13 わからない	79	18.5%	56	45.5%
無回答	2	0.5%	1	0.8%
回答者数		426	123	



<知財協>

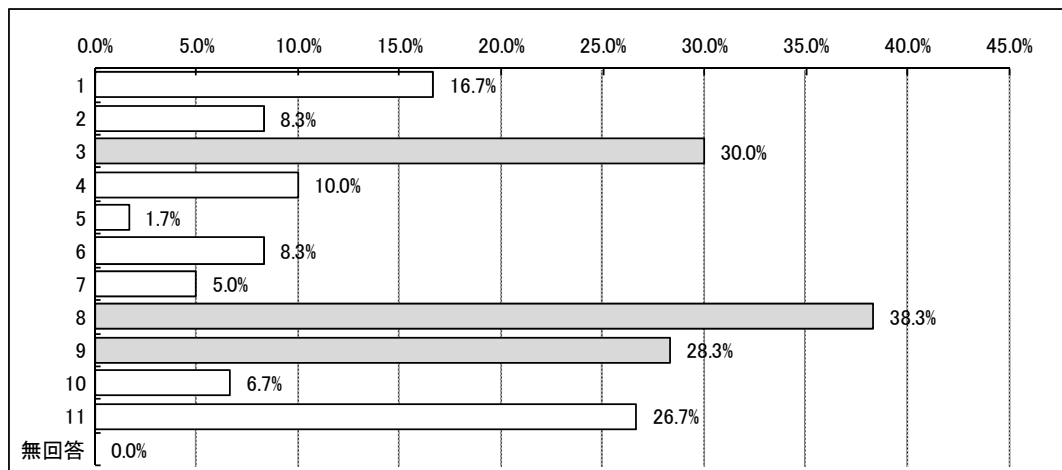
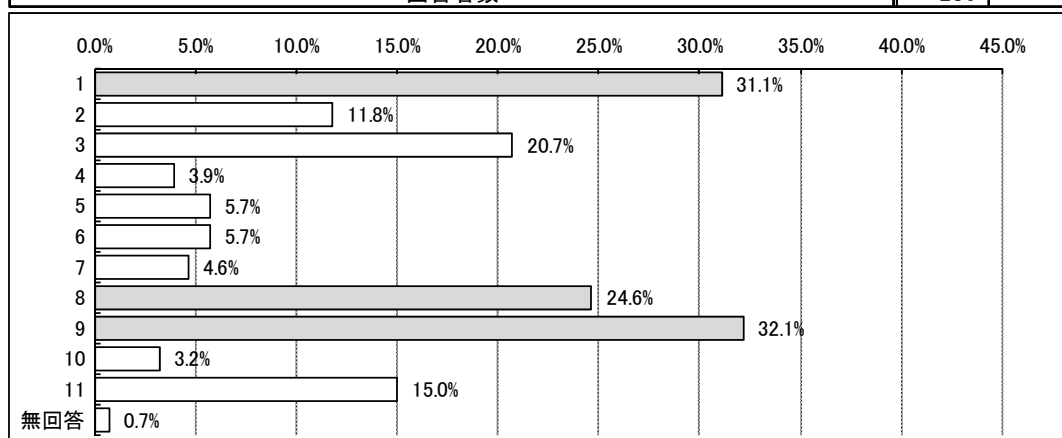


<中小企業>

- その他：
- ・研修で身に付く知識が実務に役立つとは限らないので、大手事務所で受入れて教育を施すべき（若手に限る）。
 - ・とかく視野の狭い人が多いので、これは研修でいかんともしがたい。
 - ・OJT（企業知財部所属、特許事務所勤務）実践者は免除すべき。
 - ・社内弁理士向けの内容が少ない。
 - ・費用が高く、業務の負担になるため必要ない。
 - ・コミュニケーション力や、相手の立場にたって、依頼業務に対応する、という研修を加えるべき。
 - ・能力向上は、研修制度を設ければ達成されるものではない。
 - ・企業ニーズを的確に踏まえた人材を育成する方向性で見直すべき。
 - ・全てを、定期的に見直す。
 - ・研修内容がわからないので何とも言えないが、また依頼したいと思えるような弁理士が多くなることを期待したい。
 - ・企業活動そのものを知る必要があると思われます。
 - ・経営の観点から物事を考えられる弁理士を育成すべき。
 - ・権利解釈などもっと実務に精通した人材を作るべき。
 - ・試験制度や合格者数の適正化等により、OJTのみで十分な対応ができるような方向性で対応すべき。
 - ・研修で実務能力を高めるのではなく、実務能力自体の試験を設けるべき。
 - ・専門分野で分けるべき。

問18 前問で選択肢2～12を選ばれた方にお聞きます。研修制度(実務修習、継続研修)を具体的にどう見直せば良いとお考えですか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 講座の内容を見直す	87	31.1%	10	16.7%
2 講座の修了要件として試験を課す	33	11.8%	5	8.3%
3 実務修習、継続研修の修了条件として試験を課す	58	20.7%	18	30.0%
4 必要単位数を多くする	11	3.9%	6	10.0%
5 必要単位数を少なくする	16	5.7%	1	1.7%
6 必須科目を増やす	16	5.7%	5	8.3%
7 必須科目を減らす	13	4.6%	3	5.0%
8 中級者・上級者向けの明細書作成等の実務研修を義務付ける	69	24.6%	23	38.3%
9 実務研修等のOJTを義務付ける	90	32.1%	17	28.3%
10 その他	9	3.2%	4	6.7%
11 わからない	42	15.0%	16	26.7%
無回答	2	0.7%	0	0.0%
回答者数		280	60	



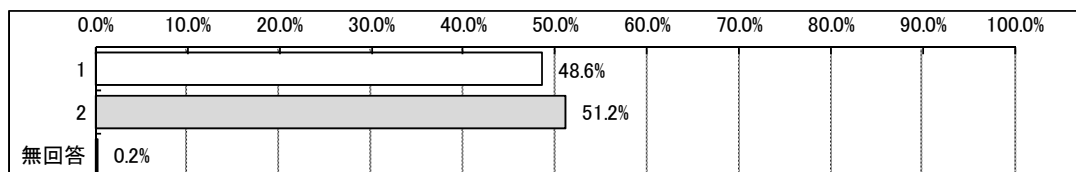
その他: 研修で身に付く知識が実務に役立つとは限らないので、大手事務所で受入れて教育を施すべき(若手に限る)。

- ・ 外国(特に中国の法改正)に適應できる法知識は必要。
- ・ 実務能力を確認した上で資格を与えるべき。
- ・ 実務修習は費用時間の点で過度の負担。また実務の中で習得すべきもの。
- ・ 全体の底上げではなく、淘汰されるべくは淘汰されるべき。
- ・ 実務研修を充実させるべき。
- ・ 登録前の企業でのインターン研修を検討する。
- ・ 定期的な見直しの中で判断する。
- ・ 弁理士試験は、受験資格に一定の実務経験を必須要件とし、2や3のような内容の試験だけのほうがよい。また、特許、意匠、商標など、なんでも屋の弁理士を生む現在の弁理士試験では、エキスパートが育ち難い。
- ・ 全員義務づけるのではなく、実務能力の高さ、合格者の希望(特許中心の)、弁理士希望か、商標中心の弁理士希望か等によって内容を変えるべき。
- ・ 試験は必要ない。金銭負担がないようにすべきである。

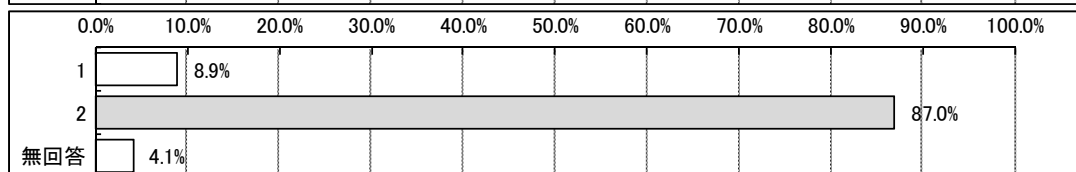
Ⅲ. 利益相反、秘匿特権

問19 弁理士に業務を依頼しようとしたときに、何らかの理由により断られたことはありますか。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 断られたことがある	207	48.6%	11	8.9%
2 依頼を断られたことはない	218	51.2%	107	87.0%
無回答	1	0.2%	5	4.1%
回答者数		426	123	



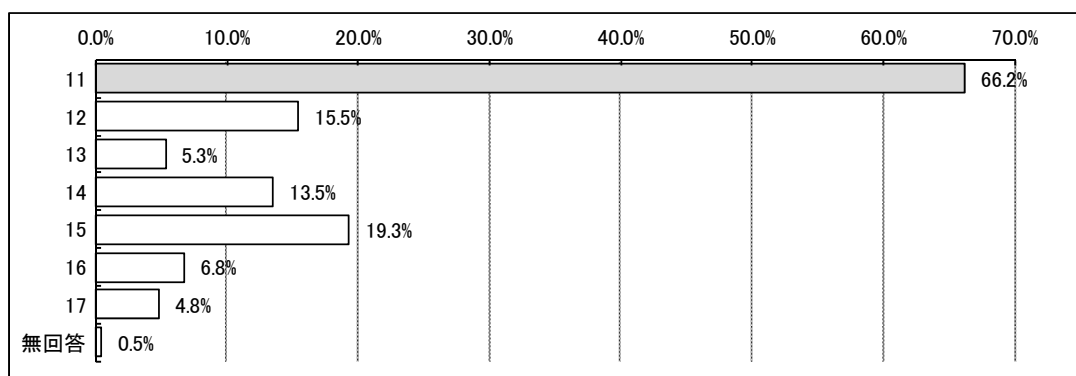
<知財協>



<中小企業>

「1. 断られたことがある」→(1)断られた理由は何ですか。当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
11 利益相反を理由に出願の手續代理を断られた	137	66.2%	3	27.3%
12 利益相反を理由に無効審判の手續代理を断られた	32	15.5%	0	0.0%
13 利益相反を理由に紛争解決(ADR又は訴訟)の手續代理を断られた	11	5.3%	0	0.0%
14 利益相反を理由に上記1～3以外の業務を断られた	28	13.5%	1	9.1%
15 業務多忙を理由に断られた	40	19.3%	3	27.3%
16 技術分野の相違を理由に断られた	14	6.8%	1	9.1%
17 その他	10	4.8%	3	27.3%
無回答	1	0.5%	0	0.0%
回答者数		207	11	



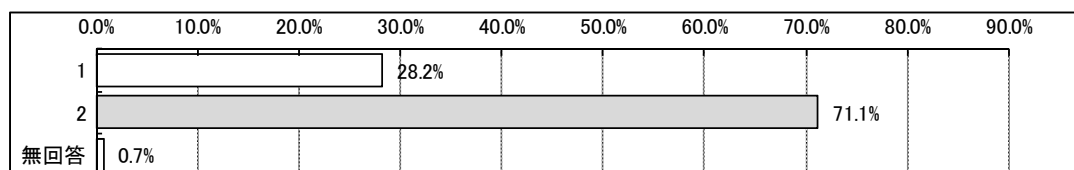
<知財協>

- その他:
- ・指定した期間で対応できない為断られた。
 - ・発明内容のコンフリクト。
 - ・途中受任や一部の手續のみの受任は責任を持ってないためとのことで断られた。
 - ・年間一定数量以上の出願依頼を求められた。
 - ・特許性がないとの理由で出願業務を断られた。
 - ・先行技術との差異が出せないとして出願手續代理を留保された。
 - ・紛争相手が同じ弁理士事務所に業務を依頼している。
 - ・報酬とマッチしない。
 - ・海外企業との契約の相談(特許の内容を含む)。
 - ・ライバル会社の依頼を受けているため。

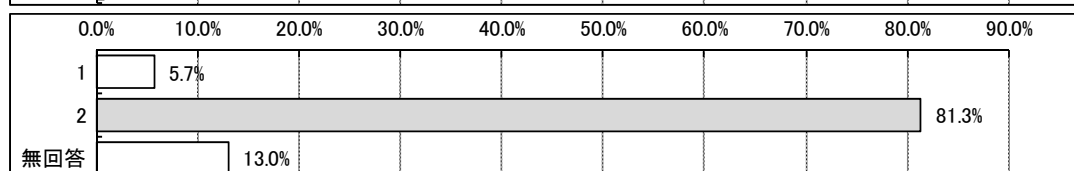
問20 日本の裁判においては、日本の弁理士が保有している、依頼主との間の秘密とすべき文書等を秘匿できることが民事訴訟法で認められていますが、外国の裁判や行政手続（以下「裁判等」という）においては、相手方や当局への開示が強制されるのではないかとこのことについてお聞きします。

問20-1 外国の裁判等において、依頼主と日本の弁理士との間の秘密とすべき文書等を秘匿できないという危機を感じたことがありますか。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 感じたことがある	120	28.2%	7	5.7%
2 感じたことがない	303	71.1%	100	81.3%
無回答	3	0.7%	16	13.0%
回答者数		426	123	



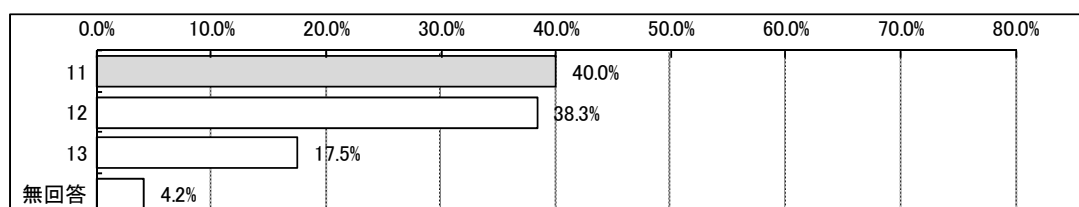
<知財協>



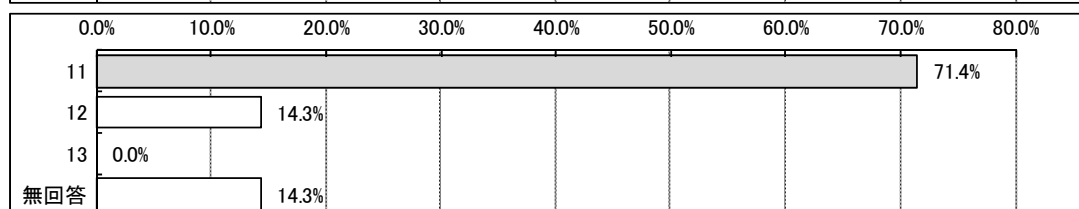
<中小企業>

「1. 感じたことがある」→(1) 日本の弁理士との通信等について何か考慮したことがありますか。当てはまるものを一つ選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
11 ない	48	40.0%	5	71.4%
12 危機を感じたため、弁理士ではなく、弁護士あるいは外国の弁護士とのみ文書のやりとりをするようにした	46	38.3%	1	14.3%
13 その他	21	17.5%	0	0.0%
無回答	5	4.2%	1	14.3%
回答者数		120	7	



<知財協>

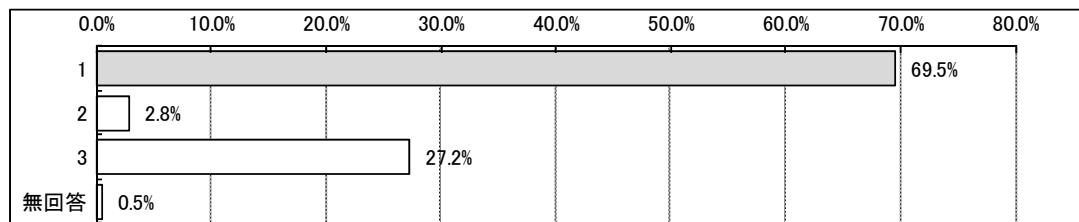


<中小企業>

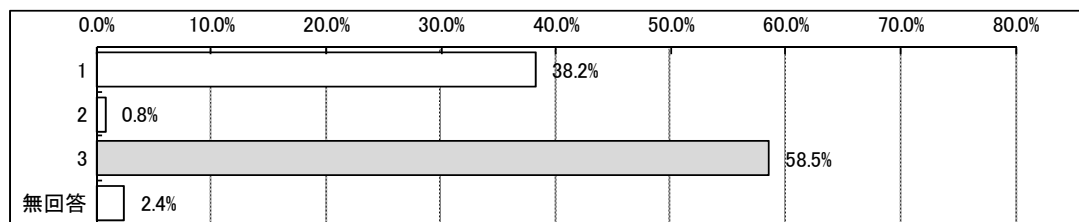
- その他：
- ・担当者に記述方法への注意を促した。
 - ・やりたいが、現実いろいろ制約があって出来ない。
 - ・外部に出したくないものは文書に残さない。
 - ・100%ではないが、秘匿できる可能性が高いと考えている。
 - ・米国における秘匿特権が日本弁理士にも適用されることを確認した上で、各種対応を実施した。
 - ・問題の懸念のある文書については、弁護士を宛先に入れて通信するようにしている。
 - ・開示して問題があるものは文書にしない。
 - ・Privileged and confidential と明記。
 - ・外国案件については、弁護士を交えた通信をする様にしている。
 - ・弁護士、外国弁護士を加えてやりとり(メール)した。
 - ・文書のやりとりをする窓口を特定した。

問20-2 外国の裁判等において、依頼主と日本の弁理士との間の秘匿とすべき文書等を秘匿することが認められるよう、相互主義の観点から、日本の裁判において外国の弁理士にも同様の秘匿が認められるべきと思われますか。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 認められるべき	296	69.5%	47	38.2%
2 認められるべきではない	12	2.8%	1	0.8%
3 わからない	116	27.2%	72	58.5%
無回答	2	0.5%	3	2.4%
回答者数		426	123	



<知財協>

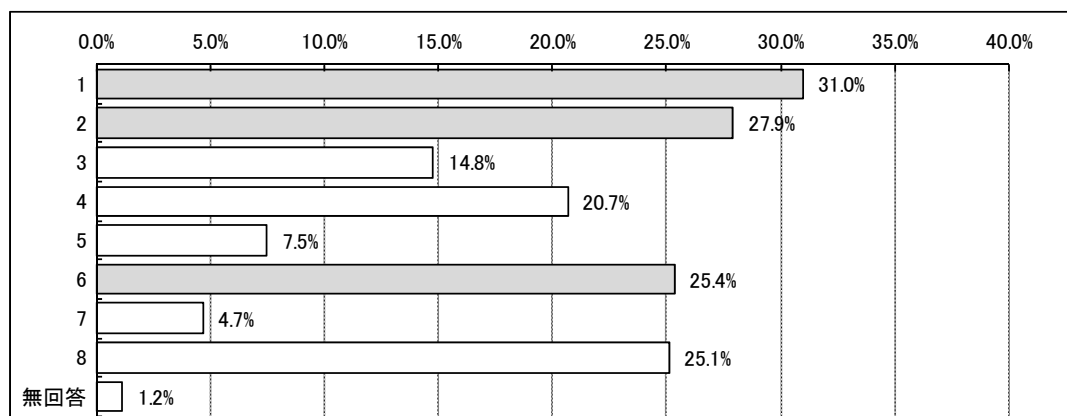


<中小企業>

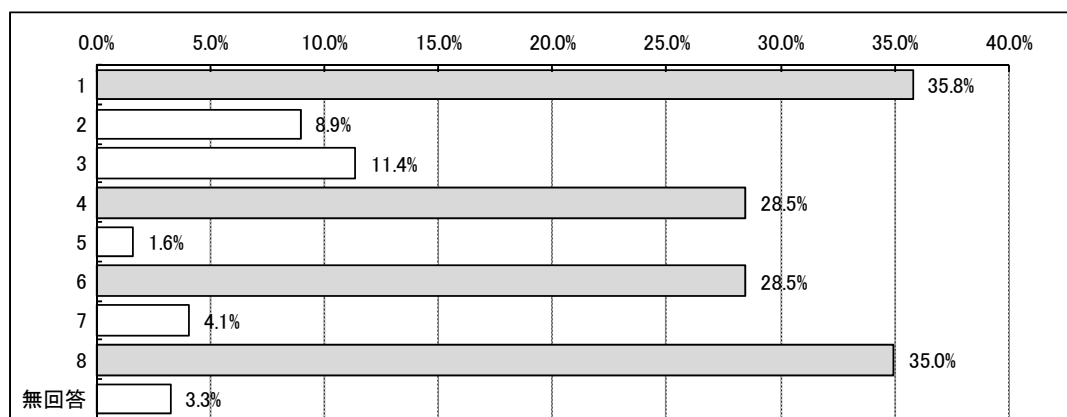
Ⅳ. 弁理士の選択、評価等について

問21 現在、各弁理士の通算登録期間、継続研修の受講歴、取扱分野情報（例えば「特許・実用新案,A45,C09」のように表示）、経済産業大臣による懲戒に関する事項等の情報については、日本弁理士会ホームページの弁理士情報検索システム（弁理士ナビ）で公表されています。他に弁理士ナビで公表すべき情報はありますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 代理した出願の発明の名称等、取扱分野の詳細	132	31.0%	44	35.8%
2 日本弁理士会による処分に関する事項	119	27.9%	11	8.9%
3 弁理士試験受験時の選択科目名等、資格取得状況の詳細	63	14.8%	14	11.4%
4 料金	88	20.7%	35	28.5%
5 弁理士事務所の経営に関する会計書類	32	7.5%	2	1.6%
6 第三者機関による弁理士・事務所の知的財産専門サービスに対する格付け情報	108	25.4%	35	28.5%
7 その他	20	4.7%	5	4.1%
8 わからない	107	25.1%	43	35.0%
無回答	5	1.2%	4	3.3%
回答者数		426	123	



<知財協>



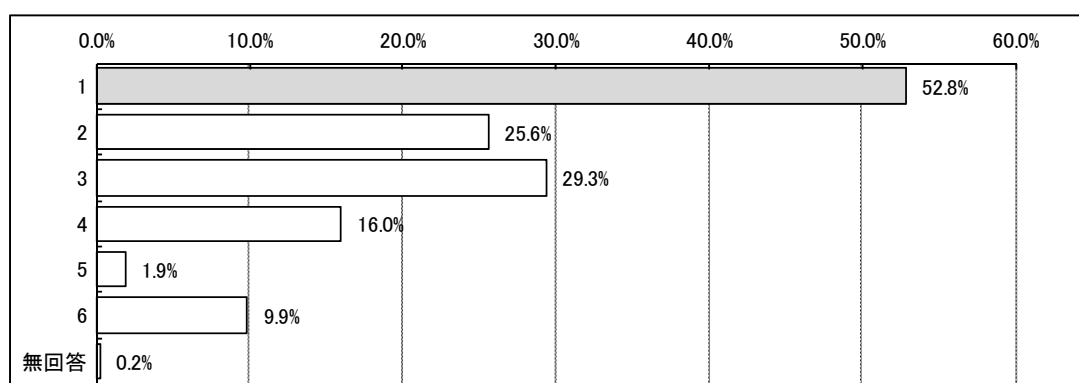
<中小企業>

その他：

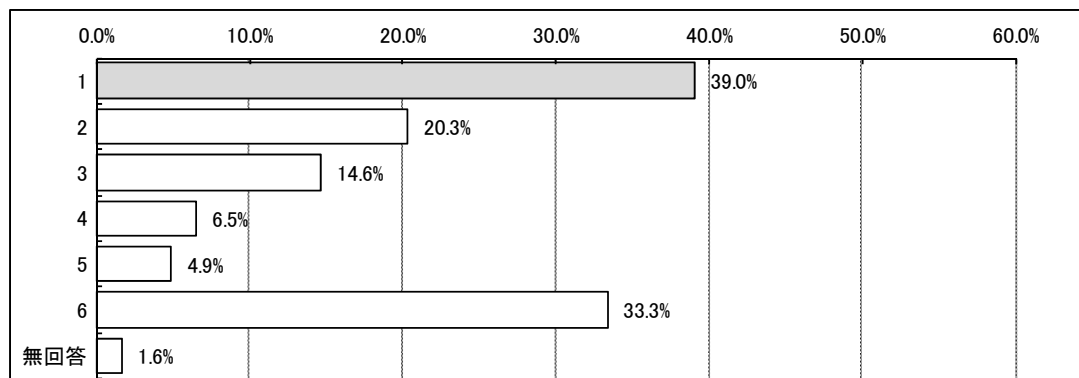
- ・弁理士ナビを参考に用いる可能性は低い。
- ・得意分野、専門分野、実績。
- ・現在のクライアント。主要クライアント。
- ・日本弁理士会での会務活動等。
- ・弁理士により公表項目がまちまちで統一的に全公表項目を公表してほしい。
- ・取り扱った件数（出願、中間処理、意見書、PCTなど）。
- ・企業内弁理士の企業名。
- ・裁判、無効審判などの取扱記録。
- ・コンフリクトチェックの検討のため経歴も開示。
- ・弁理士業務の補助者の人数、得意分野などの情報を各所、オープン義務化。
- ・弁理士の経歴、学歴、年齢。
- ・専門（専攻）分野の詳細、弁理士に至る経緯（企業の有無）。

問22 貴社の社員が弁理士試験に合格したことや弁理士登録していることについて、貴社内ではどのように評価されますか。下記選択肢の中から当てはまると思われるものをすべて選び、番号に○を付けてください。なお、貴社の社員に弁理士試験に合格した者や弁理士がいない場合には、貴社の社員が弁理士試験に合格した場合のことを想定して、回答してください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 弁理士試験に合格したことは肯定的に評価される	225	52.8%	48	39.0%
2 弁理士試験に合格した後、弁理士として登録していることは肯定的に評価される	109	25.6%	25	20.3%
3 弁理士試験の合格や弁理士登録は個人の評価には影響しないが、組織としてそのような知財人材が増えることは肯定的に評価される	125	29.3%	18	14.6%
4 弁理士試験の合格や弁理士登録は社内での評価に影響しない	68	16.0%	8	6.5%
5 その他	8	1.9%	6	4.9%
6 わからない	42	9.9%	41	33.3%
無回答	1	0.2%	2	1.6%
回答者数		426	123	



<知財協>



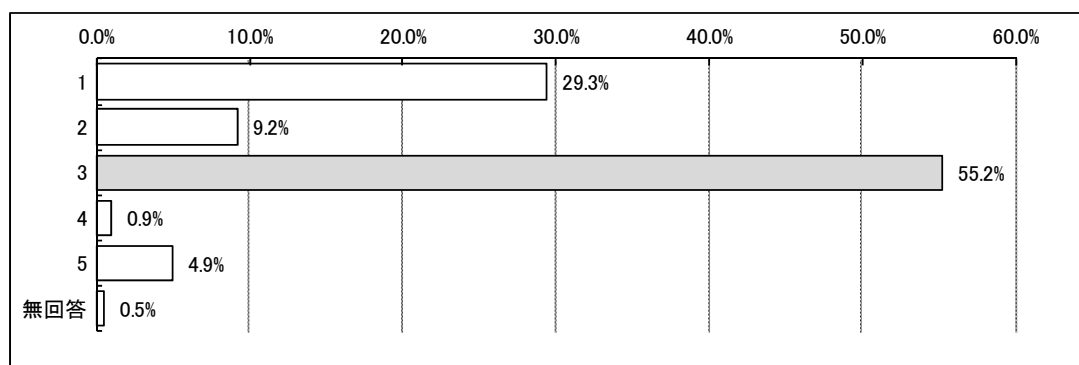
<中小企業>

その他：・ 肯定的に評価されるが、具体的優遇はない。

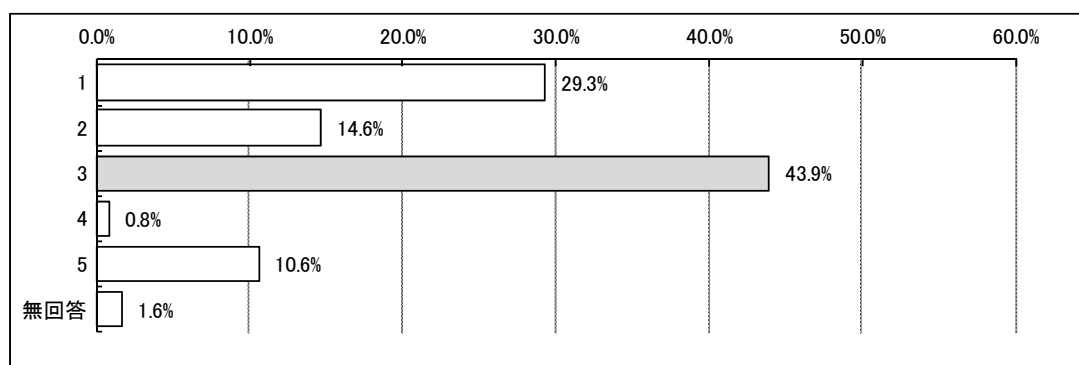
- ・ 実務能力を評価。
- ・ 国家資格として名刺に記載し、弁理士会の会費を会社が負担する。
- ・ 資格取得に伴う知識を業務にどのように活かすかが必要。
- ・ それ自身のみで個人の評価には直接影響しないが、資格奨励金等の支援が得られる。
- ・ 報償金が支給される。
- ・ 資格を取得した者に対する評価と待遇についてどのような扱いとするか決める必要がある。評価が具体的な形となって反映される様に社則等の改定が必要。
- ・ 弁理士試験に合格したものが居ないが、あまり高く評価されることはなさそう。

問23 弁理士の専門分野(特許/意匠/商標等)の特化についてどう思われますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 専門分野に特化した弁理士が望ましい	125	29.3%	36	29.3%
2 専門分野に特化せず、工業所有権全般について手続代理等をできる弁理士が望ましい	39	9.2%	18	14.6%
3 専門分野に特化した弁理士と工業所有権全般について手続代理等をできる弁理士が混在しているのが望ましい(必要に応じて使い分ける)	235	55.2%	54	43.9%
4 その他	4	0.9%	1	0.8%
5 わからない	21	4.9%	13	10.6%
無回答	2	0.5%	2	1.6%
回答者数		426	123	



<知財協>

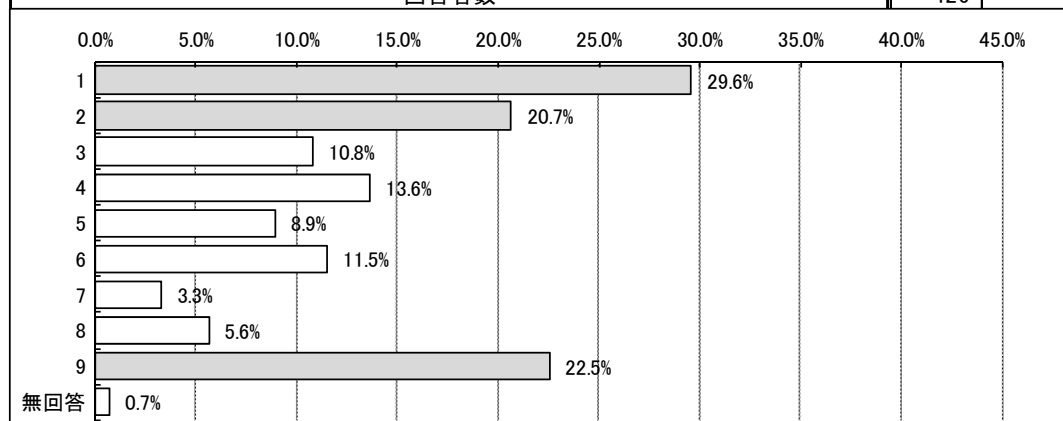


<中小企業>

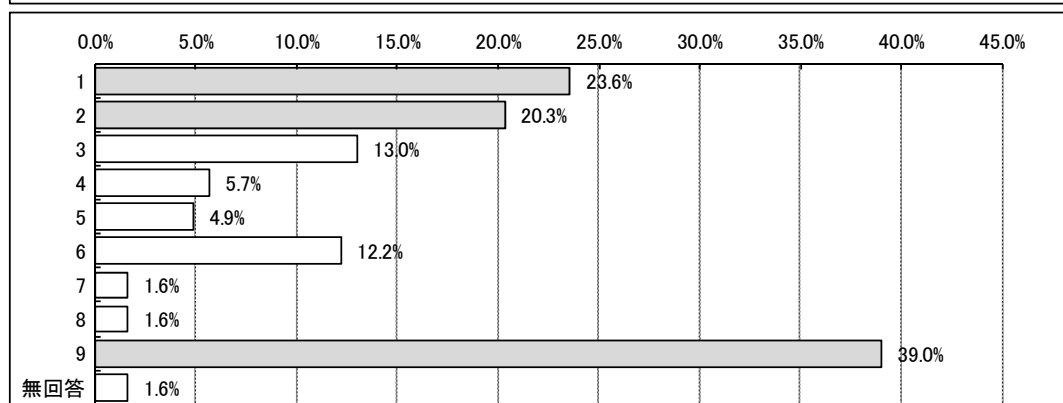
その他: ・企業所属と特許事務所所属とで異なる。
 ・どちらでもかまわないが、おおむね特化されているように思われる。
 ・オールマイティーで、どの分野も最高の弁理士がよい。企業側は、どの分野も同じに同じ人間が担当するので。
 ・特に必要ない。
 ・こだわらない。

問24 弁理士の数が9600人超に増加したことをどのように評価しますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 影響ない	126	29.6%	29	23.6%
2 選択肢が増えたので良かった	88	20.7%	25	20.3%
3 競争で弁理士が良くなったので良かった	46	10.8%	16	13.0%
4 良くない弁理士が増えたので良くなかった	58	13.6%	7	5.7%
5 良い弁理士と悪い弁理士に二極化したので良くなかった	38	8.9%	6	4.9%
6 平均的にはサービスが良くなったので良かった	49	11.5%	15	12.2%
7 平均的にはサービスが悪くなったので良くなかった	14	3.3%	2	1.6%
8 その他	24	5.6%	2	1.6%
9 わからない	96	22.5%	48	39.0%
無回答	3	0.7%	2	1.6%
回答者数		426	123	



<知財協>



<中小企業>

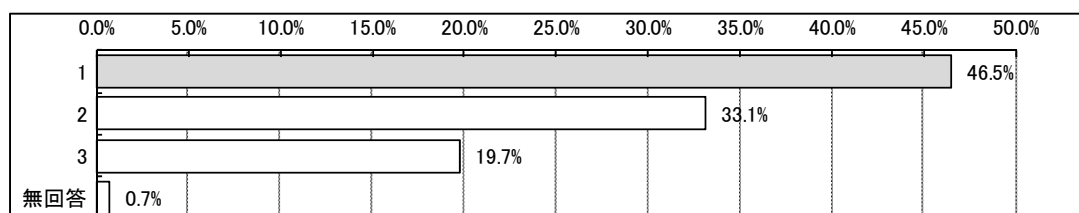
その他：・ 営業活動が激しくなってきて、こちらの業務に影響を及ぼしている。

- ・ 昨今、景気が悪いせいもあって売り込みが増えた。
- ・ 競争が増えたことで、「稼ぎ」を気にする弁理士もあり、サービスの低下(対価の請求が強くなった)があった。
- ・ 数が問題ではない。仕事のとれない弁理士が増えただけでは？
- ・ 小規模の事務所等、分離、結合等多く不安定。
- ・ 弁理士は市場の仕事量に対して多すぎる 減らすべき。
- ・ 実務を行うのが弁理士であることが多くなったので良いと思う。
- ・ 大都市の特許法人に偏在していることが問題。
- ・ 弁理数が増加したことを理由にして、弁理士の権益を拡大しようとする考えが出ているとすると、問題であると思う。
- ・ 競争が促進される。望ましい。
- ・ 価格競争を招き、サービスの向上と品質の軽視の両面がある。いわゆる特許技術者が減り、弁理士自身が対応することが増えた点は良かった。
- ・ 弁理士が増えたことで、個々の弁理士の質レベルを客観的に評価できる指標がないと、クライアント側の選択が難しい。
- ・ 価格競争に走る弁理士が増えたので良くなかった。
- ・ 新規に依頼する弁理士への不安が強くなった。余計なストレスとなり、良いよりも良くないに近い。
- ・ 今後、これがどの様に影響するのか、注意深く見守っていく必要がある。
- ・ 弁理士間、事務所間で過当競争となり、事務所経営が苦しくなる方向となり、結果、優秀な人材が集まりづらくなり、日本の知財業界全体の質の低下が懸念される。

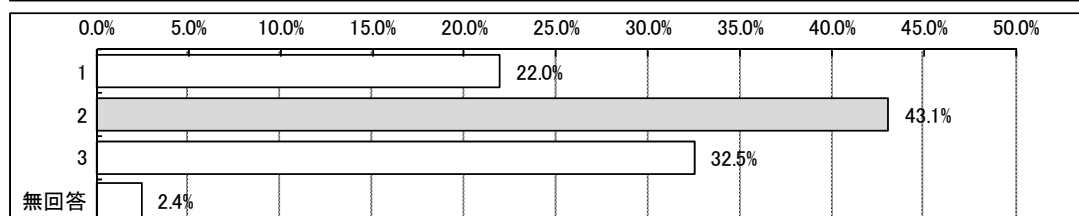
- ・ 明細書作成依頼を安心して任せられる方が増えた。
- ・ 弁理士が増加したものの、競争が足りない。
- ・ 競争により弁理士が疲弊することが心配。
- ・ 費用が安くなったので良かった。
- ・ 企業付弁理士の増加は評価される。特に昔とちがってスペシャリストではなく、マネージングもできる人材が増加したことは良い傾向。

問25 業務を依頼するに当たって、弁理士事務所の規模についてどのように考えますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 現在よりも規模を大きくすべきである	198	46.5%	27	22.0%
2 現在より規模を大きくする必要はない	141	33.1%	53	43.1%
3 わからない	84	19.7%	40	32.5%
無回答	3	0.7%	3	2.4%
回答者数		426	123	



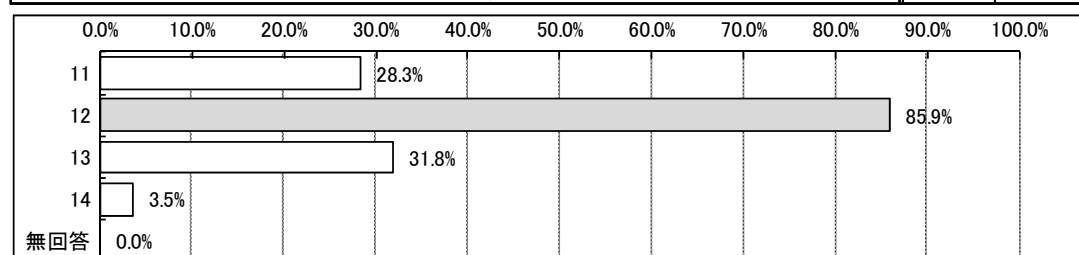
<知財協>



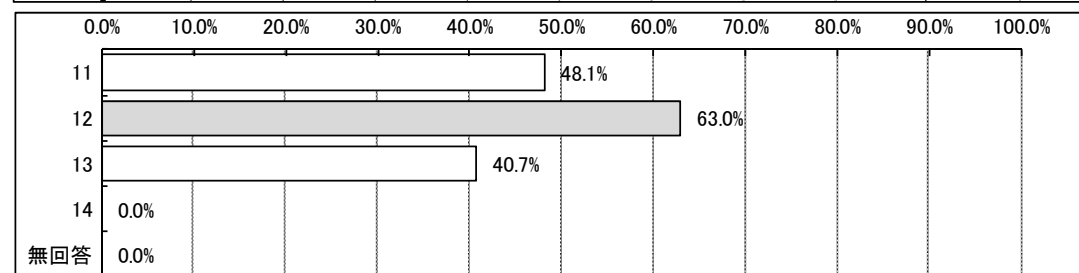
<中小企業>

「1. 現在よりも規模を大きくすべきである」→(1)その理由は何ですか。当てはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
11 事務所の規模を大きくすることによってサービスが幅広く提供されるため	56	28.3%	13	48.1%
12 弁理士が一人の事務所では、業務の継続性に不安があるため	170	85.9%	17	63.0%
13 弁理士が一人の事務所では、業務の質に不安があるため	63	31.8%	11	40.7%
14 その他	7	3.5%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
回答者数		198	27	



<知財協>



<中小企業>

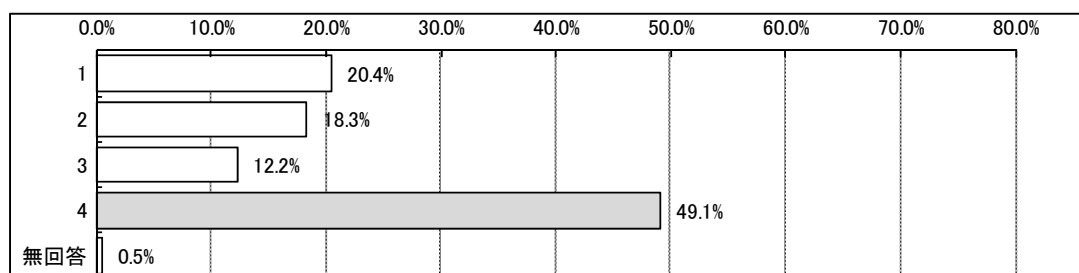
その他：・ 重要案件ほど、海外への出願を伴うが、一人の事務所で海外案件について適切に対応できると思われる。特に情報収集などの点から。

- ・ 案件に応じて適した弁理士を選択しやすくなる。
- ・ 事務所の数が多く、選別に困る。
- ・ 業務収理量の増減に対応し易くなるため。
- ・ 国際対応力を高める可能性が高まると考えるため。
- ・ ライセンスや訴訟等に対応できる体制を前提とすべき。出願内容が権利確獲に偏ってはいは、戦えない権利となってしまう。

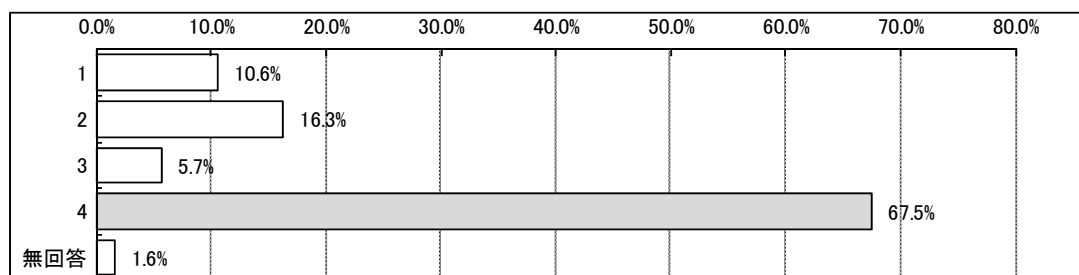
V. 弁理士の業務範囲について

問26 知的財産の侵害訴訟の代理は誰に依頼しましたか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるもの一つを選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 最初の相談から弁護士のみ	87	20.4%	13	10.6%
2 最初の相談は弁理士で、追って弁護士が参加(→(1)に進んでください)	78	18.3%	20	16.3%
3 最初の相談は弁護士で、追って弁理士が参加(→(1)に進んでください)	52	12.2%	7	5.7%
4 代理の依頼はしていない	209	49.1%	83	67.5%
無回答	2	0.5%	2	1.6%
回答者数		426	123	



<知財協>

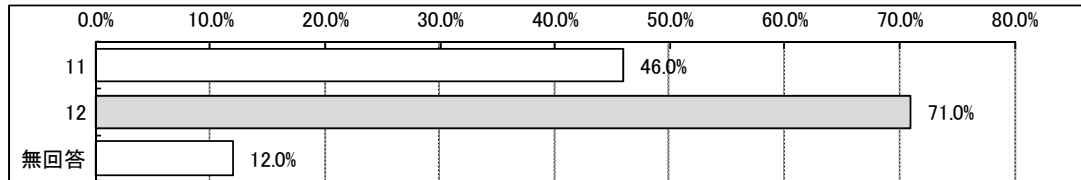


<中小企業>

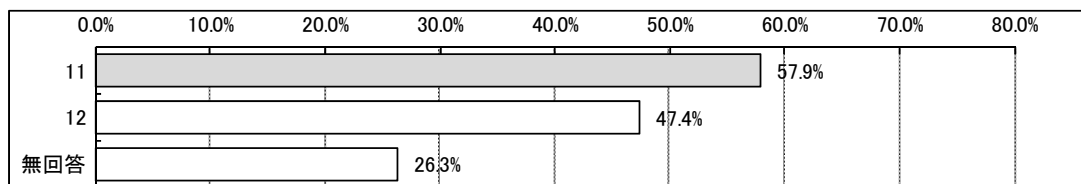
「2. 最初の相談は弁理士で、追って弁護士が参加」

「3. 最初の相談は弁護士で、追って弁理士が参加」→(1) その弁理士は付記弁理士 でしたか。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
11 付記弁理士でない	46	46.0%	11	57.9%
12 付記弁理士であった	71	71.0%	9	47.4%
無回答	12	12.0%	5	26.3%
回答者数		100	19	



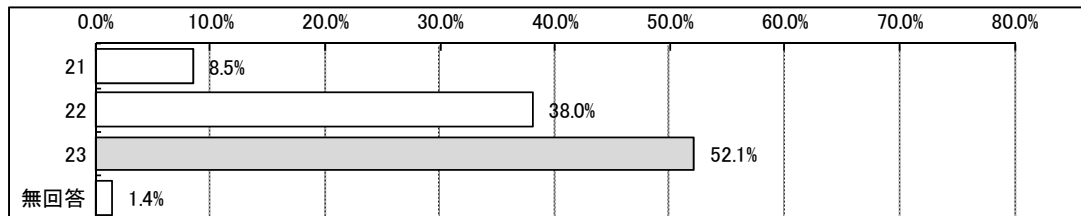
<知財協>



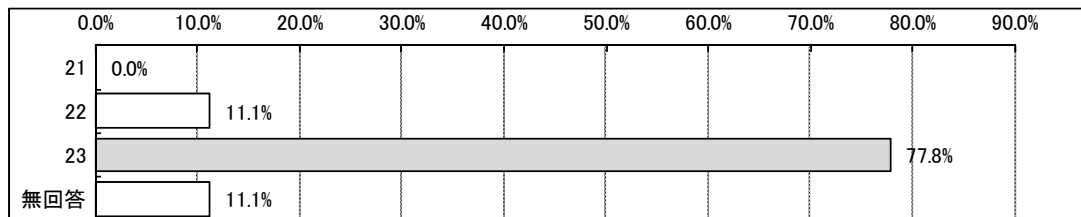
<中小企業>

「12. 付記弁理士であった」→(2) 付記弁理士の知見が有効でしたか。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
21 有効ではなかった	6	8.5%	0	0.0%
22 どちらともいえない	27	38.0%	1	11.1%
23 有効だった	37	52.1%	7	77.8%
無回答	1	1.4%	1	11.1%
回答者数		71	9	



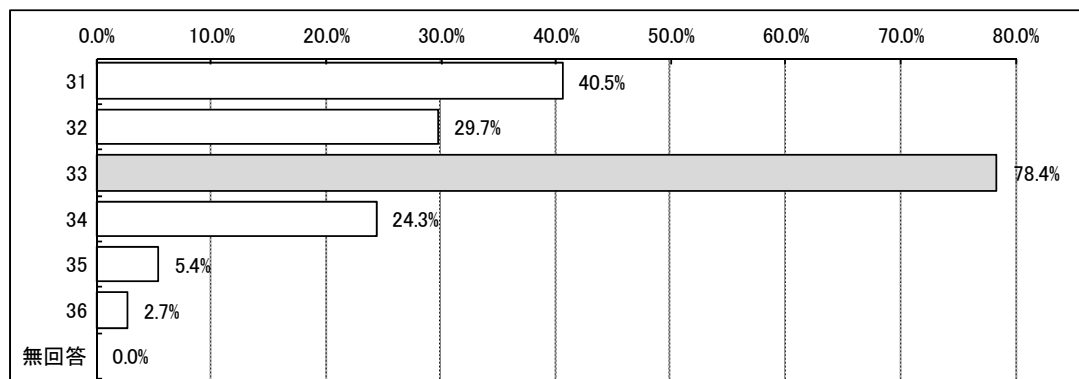
<知財協>



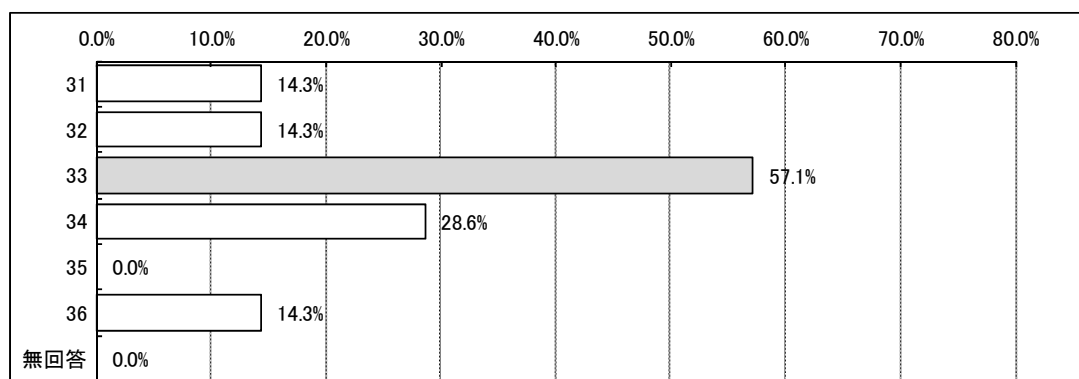
<中小企業>

「23. 有効だった」→(3)どのような知見が有効でしたか。当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
31 訴訟戦略に関する知見	15	40.5%	1	14.3%
32 訴訟手続に関する知見	11	29.7%	1	14.3%
33 技術に関する知見	29	78.4%	4	57.1%
34 工業所有権法令・条約に関する知見	9	24.3%	2	28.6%
35 工業所有権法令・条約以外の法令・条約に関する知見	2	5.4%	0	0.0%
36 その他	1	2.7%	1	14.3%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
回答者数		37	7	



<知財協>

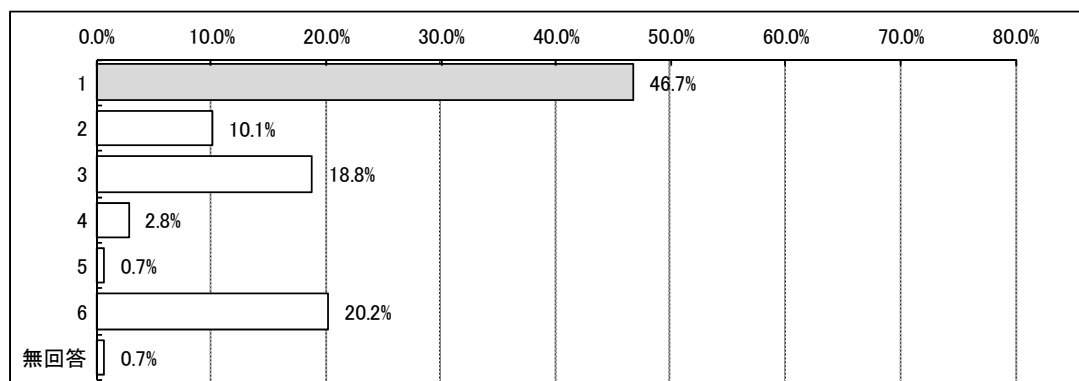


<中小企業>

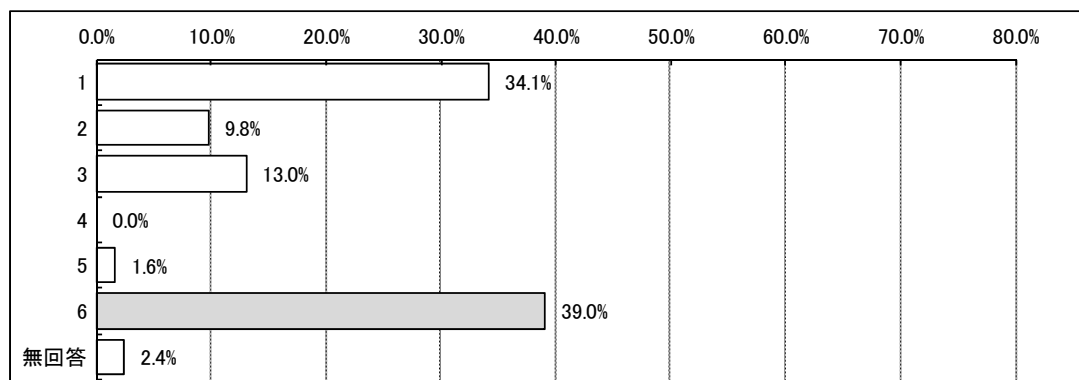
その他：・クレーム解釈、特許の有効性の見解、無効審判も視野に入れた検討。

問27 弁理士による特定侵害訴訟代理は、弁護士との共同受任でのみ認められ、その場合は、弁護士と共に出頭すること（共同出頭）が原則とされています。ただし、裁判所が相当と認めるときは弁理士による単独出頭が認められています（弁理士法第6条の2第3項）。このような制度についてどうお考えですか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

		知財協		中小企業	
		件数	割合	件数	割合
1	現行のままでよい（共同受任が必要で、裁判所の許可なしに弁理士に単独出頭を認める必要はない）	199	46.7%	42	34.1%
2	共同受任の必要はあるが、裁判所の許可なしに弁理士の単独出頭を認める必要がある	43	10.1%	12	9.8%
3	弁理士による単独受任を認めるべきである	80	18.8%	16	13.0%
4	弁理士による侵害訴訟代理を認める必要はない	12	2.8%	0	0.0%
5	その他	3	0.7%	2	1.6%
6	わからない	86	20.2%	48	39.0%
無回答		3	0.7%	3	2.4%
回答者数		426		123	



<知財協>



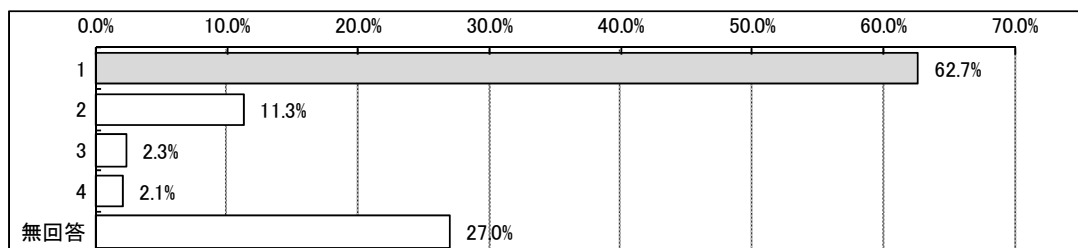
<中小企業>

その他：・有名無実化され、実効が図れているとは思えない。
 ・理系に弱い弁護士が非常に多いため、弁理士の能力向上を図った上で、弁理士による単独受任を認めるべきである。
 ・「相当と認めるとき」とはあいまいで規定の有用性がわからない。
 ・単独出頭を許可する基準を明確にすればよい。

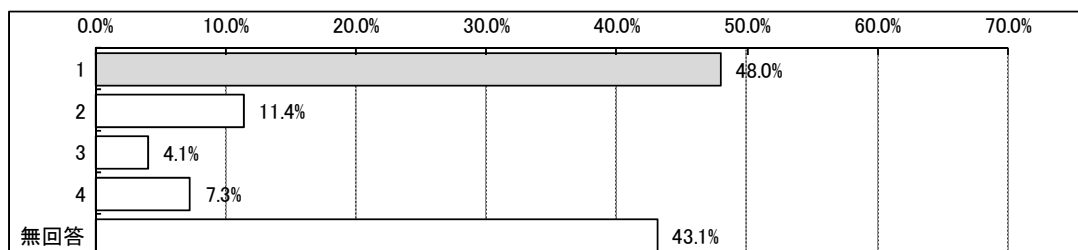
問28 著作権関連業務に関して弁理士に依頼したことはありますか。また、今後依頼したいものはありますか。下記選択肢の中から当てはまるものをすべて選び、該当する欄に○を付けてください。

a. 実際に依頼した業務

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 ない	267	62.7%	59	48.0%
2 相談	48	11.3%	14	11.4%
3 ライセンス契約	10	2.3%	5	4.1%
4 裁判外紛争解決	9	2.1%	9	7.3%
無回答	115	27.0%	53	43.1%
回答者数		426	123	



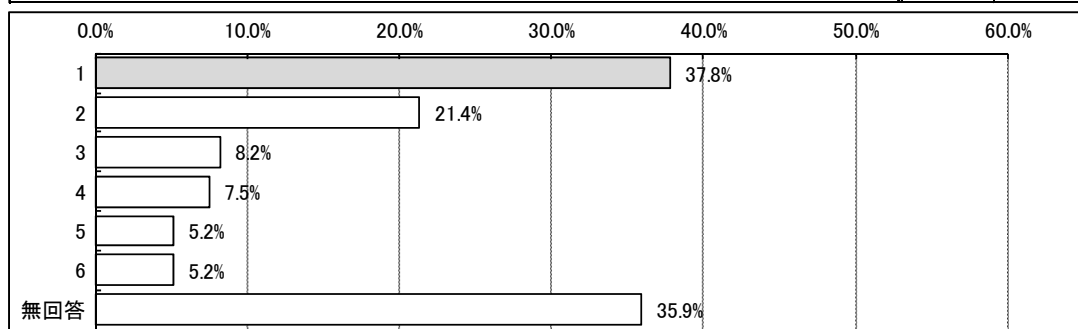
<知財協>



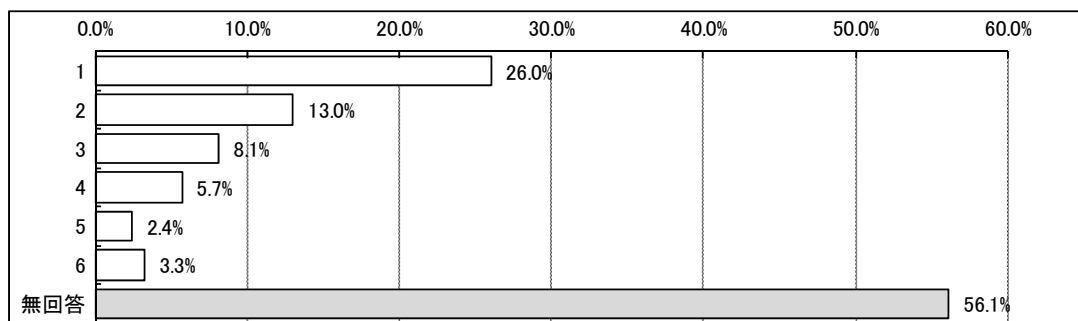
<中小企業>

b. 今後依頼したい業務

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 ない	161	37.8%	32	26.0%
2 相談	91	21.4%	16	13.0%
3 ライセンス契約	35	8.2%	10	8.1%
4 裁判外紛争解決	32	7.5%	7	5.7%
5 訴訟	22	5.2%	3	2.4%
6 登録業務	22	5.2%	4	3.3%
無回答	153	35.9%	69	56.1%
回答者数		426	123	



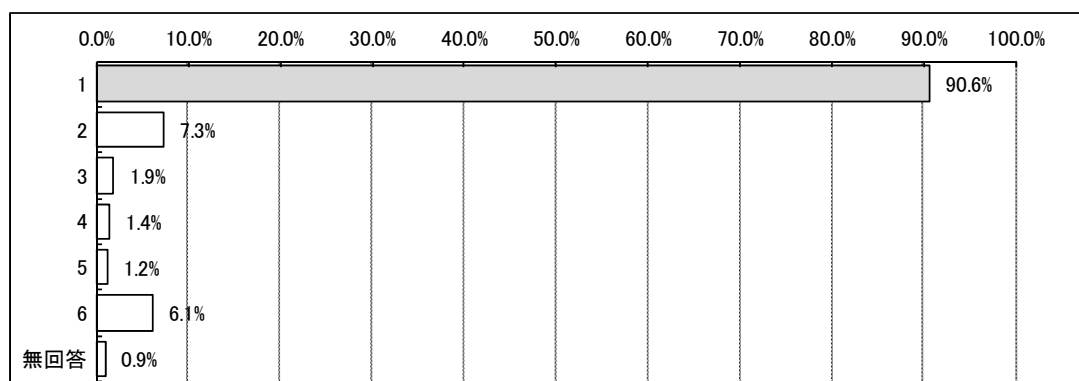
<知財協>



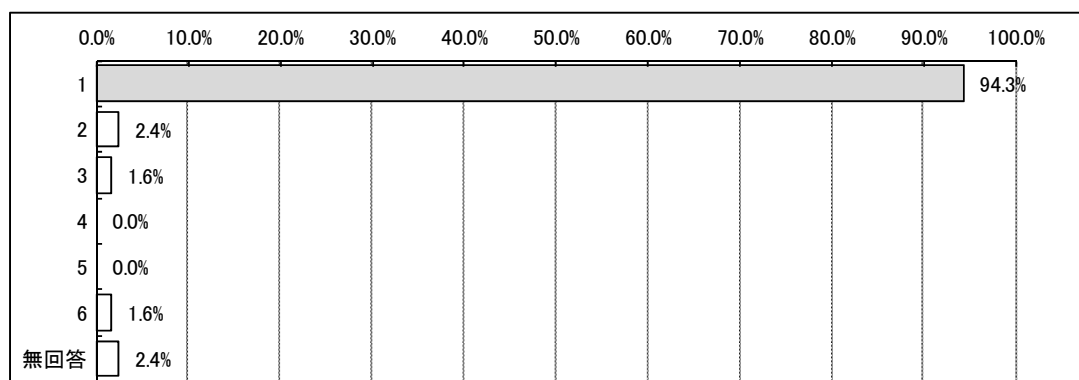
<中小企業>

問29 種苗法に基づく植物新品種保護関連業務は現在弁理士法に規定されていませんが、もし規定されていたら弁理士に依頼したいものはありますか。下記選択肢の中から当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 ない	386	90.6%	116	94.3%
2 相談	31	7.3%	3	2.4%
3 ライセンス契約	8	1.9%	2	1.6%
4 裁判外紛争解決	6	1.4%	0	0.0%
5 訴訟	5	1.2%	0	0.0%
6 登録業務	26	6.1%	2	1.6%
無回答	4	0.9%	3	2.4%
回答者数		426	123	



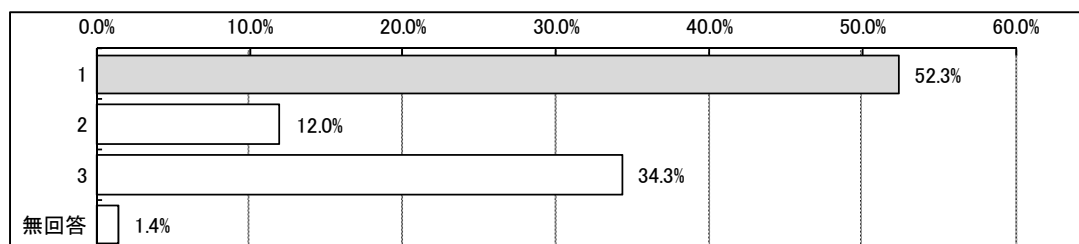
<知財協>



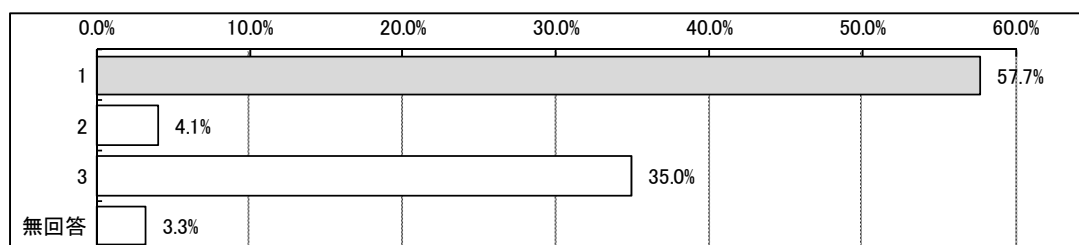
<中小企業>

問30 特許庁の行政処分(特許庁との手続についての却下処分等)に対する異議申立又は審査請求の結果に不服がある場合の行政訴訟の代理は現在弁理士法に規定されていませんが、もし規定されていたら弁理士に依頼したいですか。下記選択肢の中から当てはまるものを選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 はい	223	52.3%	71	57.7%
2 いいえ	51	12.0%	5	4.1%
3 わからない	146	34.3%	43	35.0%
無回答	6	1.4%	4	3.3%
回答者数		426	123	



<知財協>

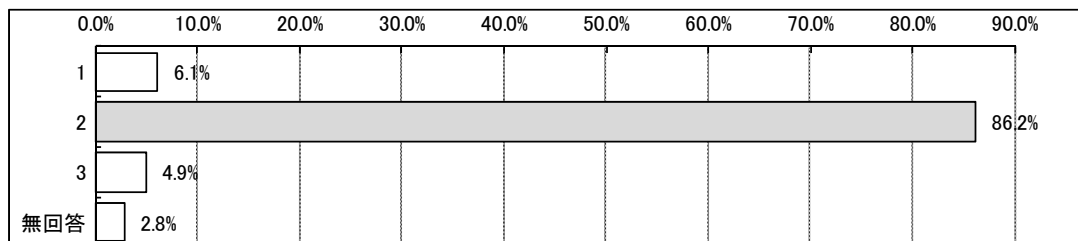


<中小企業>

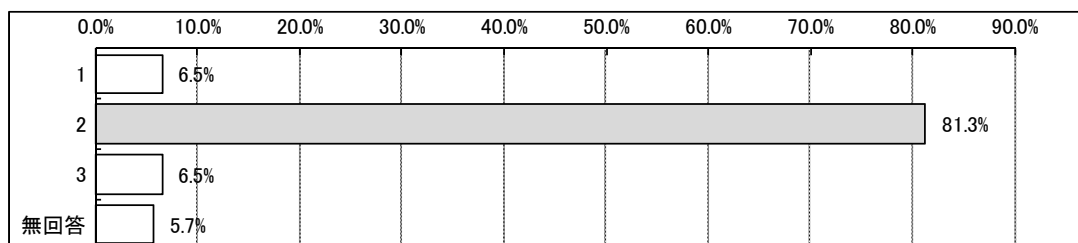
VI. 特定不正競争について

問31 現在、弁理士は不正競争防止法に規定する不正競争の一部(特定不正競争関連及び技術的制限手段に対する不正についての税関での手続関連、以下、まとめて特定不正競争等という。具体例は下記表を参照)について業務を行えますが、これに関して弁理士に依頼したことがありますか。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 依頼したことがある(→下の問31-1に進んでください)	26	6.1%	8	6.5%
2 依頼したことがない(→問32に進んでください)	367	86.2%	100	81.3%
3 問の「特定不正競争等」そのものがわからないので回答を控える(→問33に進んでください)	21	4.9%	8	6.5%
無回答	12	2.8%	7	5.7%
回答者数		426	123	



<知財協>

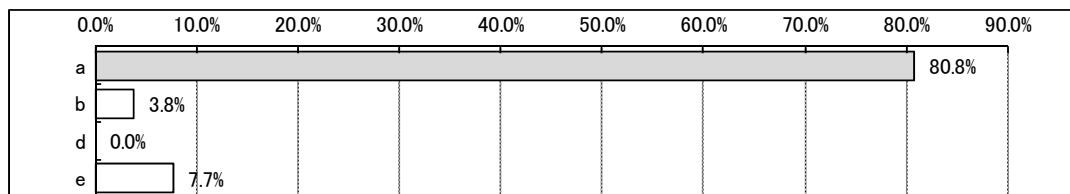


<中小企業>

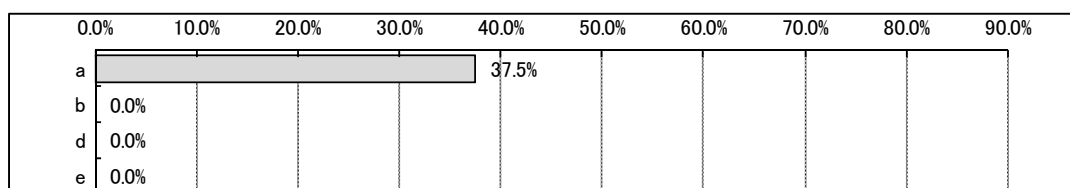
問31-1 下記表の業務内容と不正競争に当たる行為(不正競争防止法第2条第1項各号)ごとに当てはまるものをすべて選び、該当する欄に○を付けてください。

◇周知表示混同惹起(第1号)(事例:他人の周知な商品名と混同する名称を含む商号を使用)

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 相談	21	80.8%	3	37.5%
b 税関での手続	1	3.8%	0	0.0%
d 裁判外紛争解決	0	0.0%	0	0.0%
e 訴訟	2	7.7%	0	0.0%
回答者数		26	8	



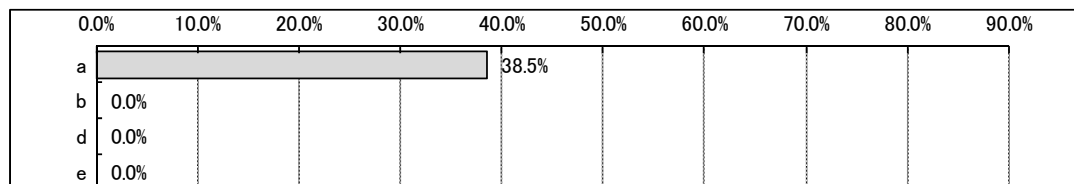
<知財協>



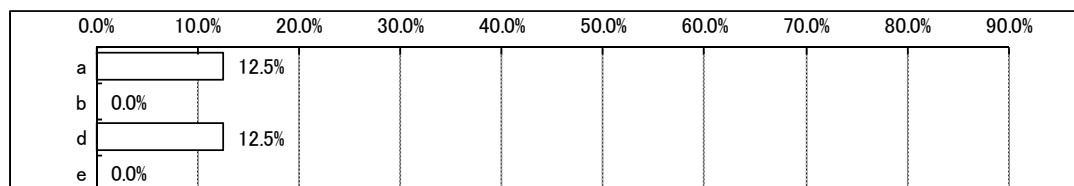
<中小企業>

◇著名表示冒用(第2号)(事例:他人の著名なブランド名を含む名称で飲食店を経営)

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 相談	10	38.5%	1	12.5%
b 税関での手続	0	0.0%	0	0.0%
d 裁判外紛争解決	0	0.0%	1	12.5%
e 訴訟	0	0.0%	0	0.0%
回答者数		26	8	



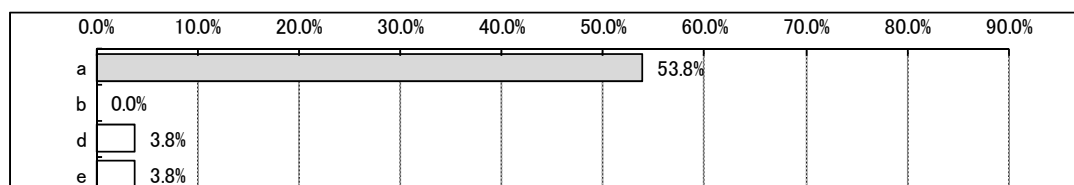
<知財協>



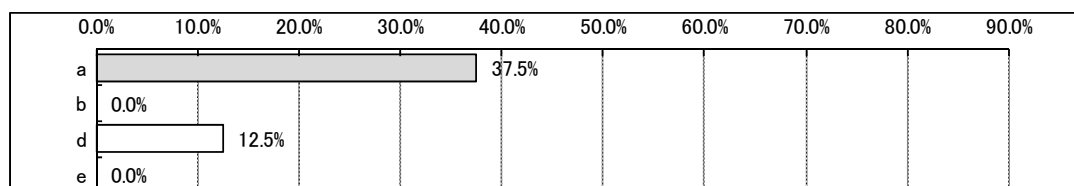
<中小企業>

◇商品形態模倣(第3号)(事例:有名な玩具の外観の形態を模倣)

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 相談	14	53.8%	3	37.5%
b 税関での手続	0	0.0%	0	0.0%
d 裁判外紛争解決	1	3.8%	1	12.5%
e 訴訟	1	3.8%	0	0.0%
回答者数		26	8	



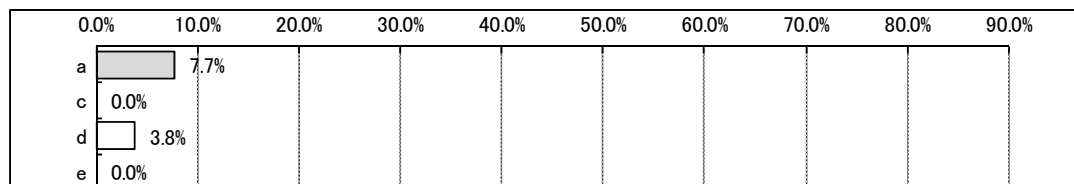
<知財協>



<中小企業>

◇営業秘密のうち技術上の情報（第4号～9号）（事例：勤務している会社の秘密として厳格に管理されている技術情報を協業者に売る）

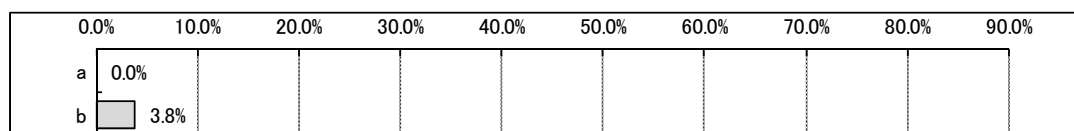
	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 相談	2	7.7%	0	0.0%
c ライセンス契約	0	0.0%	0	0.0%
d 裁判外紛争解決	1	3.8%	0	0.0%
e 訴訟	0	0.0%	0	0.0%
回答者数		26	8	



<知財協>

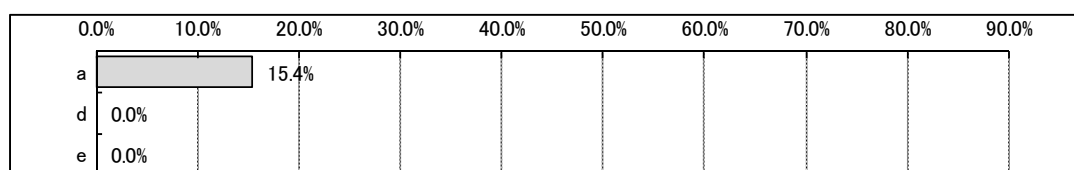
◇技術的制限手段に対する不正（第10、11号）（事例：ゲームソフトのアクセスプロテクト外し）

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 相談	0	0.0%	0	0.0%
b 税関での手続	1	3.8%	0	0.0%
回答者数		26	8	

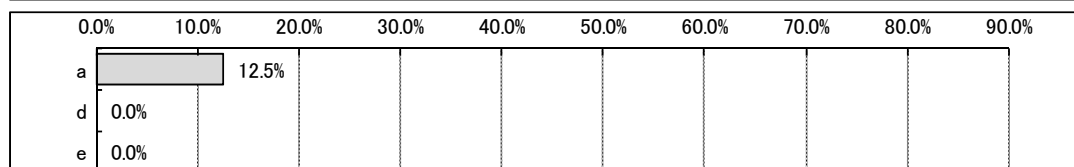


◇不正ドメイン使用（第12号）（事例：高額な値段で転売する目的で、他人の著名な商品名を含むドメイン名のウェブサイトを開設）

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 相談	4	15.4%	1	12.5%
d 裁判外紛争解決	0	0.0%	0	0.0%
e 訴訟	0	0.0%	0	0.0%
回答者数		26	8	



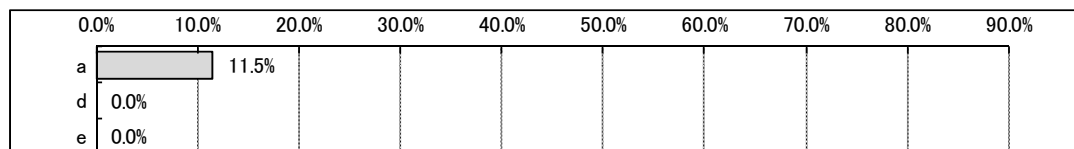
<知財協>



<中小企業>

◇商標に関する原産地等誤認惹起表示(第13号)(事例:中国産の繊維をMade in Englandと表示)

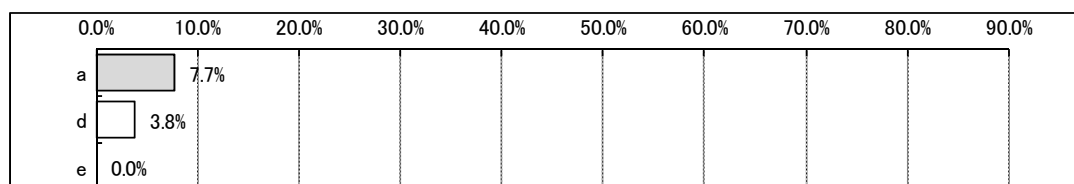
	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 相談	3	11.5%	0	0.0%
d 裁判外紛争解決	0	0.0%	0	0.0%
e 訴訟	0	0.0%	0	0.0%
回答者数		26	8	



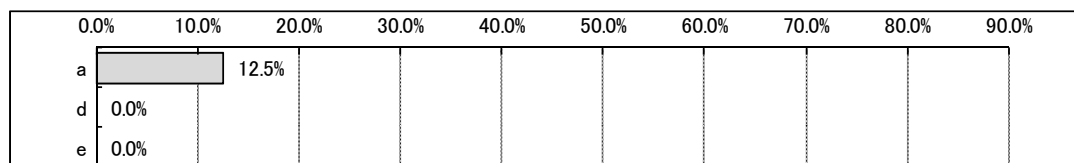
<知財協>

◇特許、実用新案、意匠、商標、回路配置、技術上の秘密に関する競争者営業誹謗(第14号)(事例:相手方の商品が特許侵害品であると虚偽の事実を相手方の取引先に告げる)

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 相談	2	7.7%	1	12.5%
d 裁判外紛争解決	1	3.8%	0	0.0%
e 訴訟	0	0.0%	0	0.0%
回答者数		26	8	



<知財協>



<中小企業>

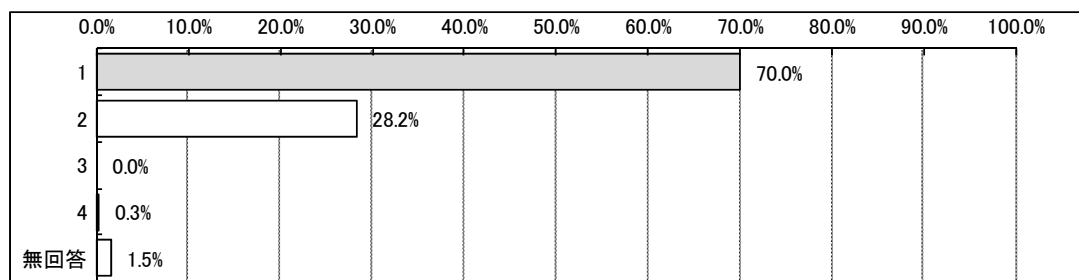
◇代理人等商標無断使用(第15号)(事例:外国製品の輸入代理店が、その外国メーカーの許諾を得ずにその商標を類似商品に使用)

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 相談	0	0.0%	0	0.0%
d 裁判外紛争解決	0	0.0%	0	0.0%
e 訴訟	0	0.0%	0	0.0%
回答者数		26	8	

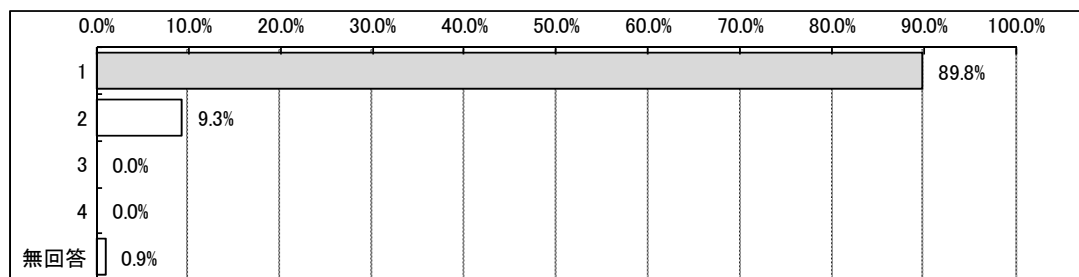
問32 本問では、現在法律上弁理士が扱うことのできない「特定不正競争等以外の不正競争」(下の問32-4の表を参照)に係る業務についてお聞きます。

問32-1 特定不正競争等以外の不正競争に係る業務の依頼先についてお聞きます。下記選択肢の中から依頼したことのある最も当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 誰にも依頼したことはない	275	70.0%	97	89.8%
2 弁護士	111	28.2%	10	9.3%
3 司法書士等(弁理士、弁護士以外の者)	0	0.0%	0	0.0%
4 その他	1	0.3%	0	0.0%
無回答	6	1.5%	1	0.9%
回答者数		393	108	



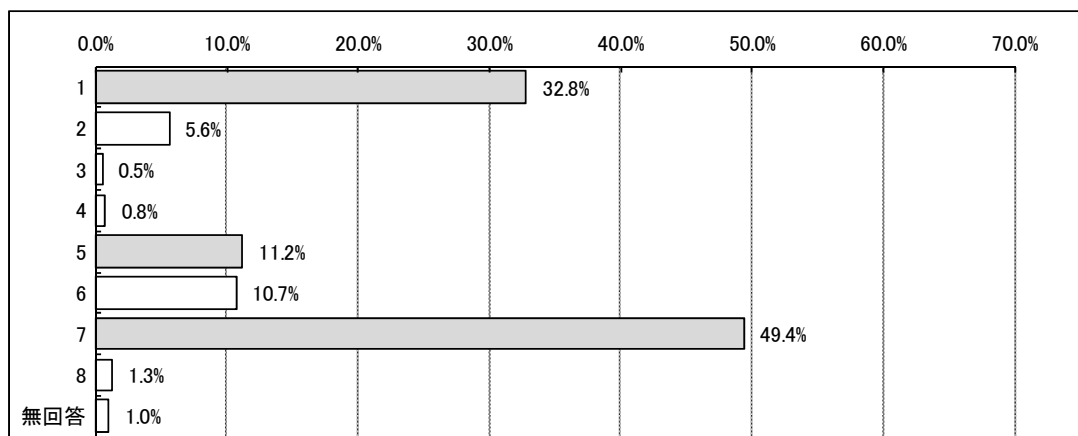
<知財協>



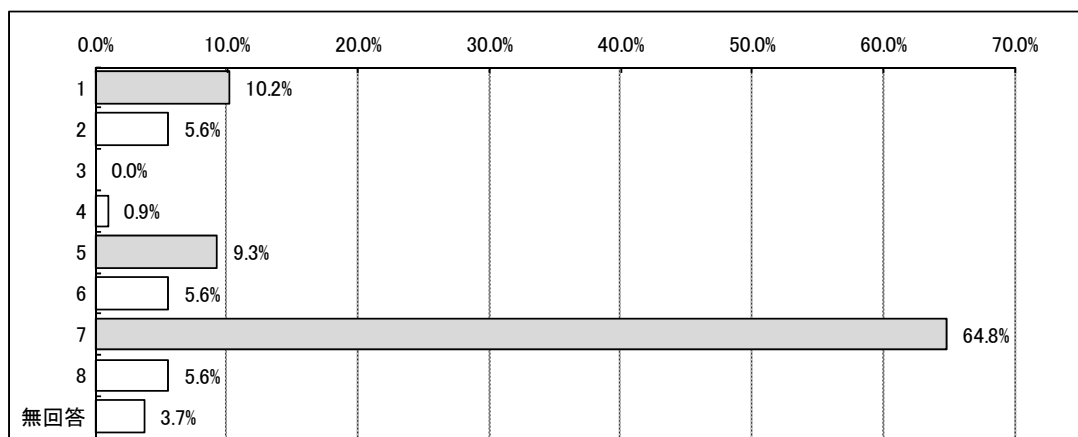
<中小企業>

問32-2 特定不正競争等以外の不正競争に係る業務について弁理士が扱えないことについてどのようにお考えですか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 不正競争については弁理士に依頼しており問題ない	129	32.8%	11	10.2%
2 不正競争については弁理士に依頼しているが、弁理士に依頼したいと考えることがある	22	5.6%	6	5.6%
3 弁理士に依頼したが、「特定不正競争以外の不正競争」は弁理士の業務の範囲外であることを理由に断られた	2	0.5%	0	0.0%
4 不正競争について、弁理士が扱える業務と扱えない業務が混在しているが、わかりにくい	3	0.8%	1	0.9%
5 不正競争について、弁理士が扱える業務と扱えない業務が混在しており、わかりづらい	44	11.2%	10	9.3%
6 不正競争については、不正競争防止法以外の民法（従業員の引き抜きや名誉・信用毀損による不法行為など）、会社法（商号など）、労働関連法（秘密漏洩についての就業規則違反など）及び景表法（不当表示など）等の法令や、秘密保持契約・売買契約・開発製造委託契約その他の契約に関する問題と複雑に絡み合っていることが多いため、弁理士が扱うのは適当ではない	42	10.7%	6	5.6%
7 現状で問題がないため、特に考えたことがない	194	49.4%	70	64.8%
8 その他	5	1.3%	6	5.6%
無回答	4	1.0%	4	3.7%
回答者数		393	108	



<知財協>

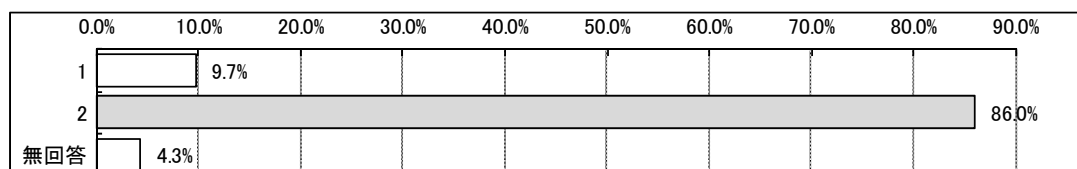


<中小企業>

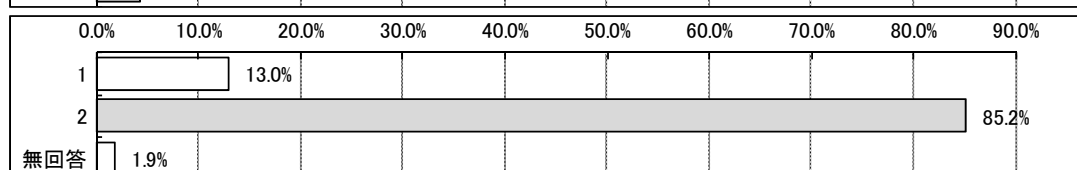
その他：・不正競争に関する案件が発生していないのでわからない。
・くわしい弁理士、本件が得意な弁理士がいるのか？
・弁理士が実際に扱えるかどうか、知識、業務面で不安がある。
・弁理士に依頼するには無理。

問32-3 特定不正競争等以外不正競争に係る業務のうち、弁理士の知見を生かすことができるものであり弁理士に依頼したい業務はありますか。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 ある(→問32-4に進んでください)	38	9.7%	14	13.0%
2 ない(→問33に進んでください)	338	86.0%	92	85.2%
無回答	17	4.3%	2	1.9%
回答者数		393	108	



<知財協>

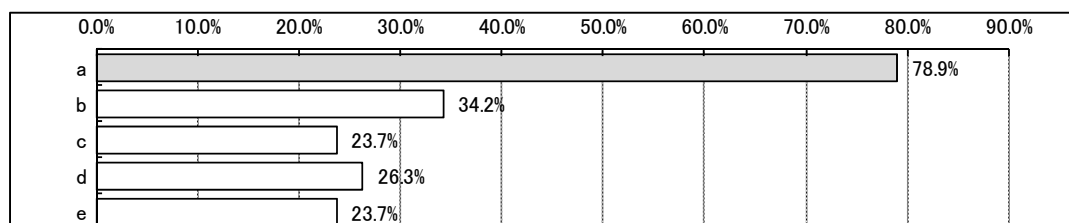


<中小企業>

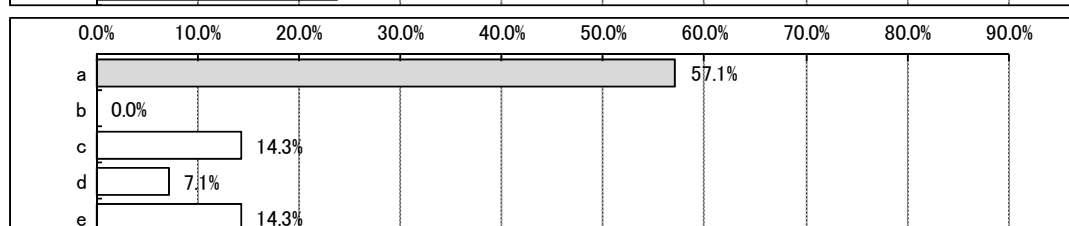
問32-4 下記表の業務内容と不正競争に当たる行為(不正競争防止法第2条第1項の特定の各号)ごとに当てはまるものをすべて選び、該当する欄に○を付けてください。

◇営業秘密のうち営業上の情報の侵害(第4から9号)(事例:デザイン盗用、商標登録出願前のネーミング)

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
a 相談	30	78.9%	8	57.1%
b 税関での手続き	13	34.2%	0	0.0%
c ライセンス契約	9	23.7%	2	14.3%
d 裁判外紛争解決	10	26.3%	1	7.1%
e 訴訟	9	23.7%	2	14.3%
回答者数		38	14	

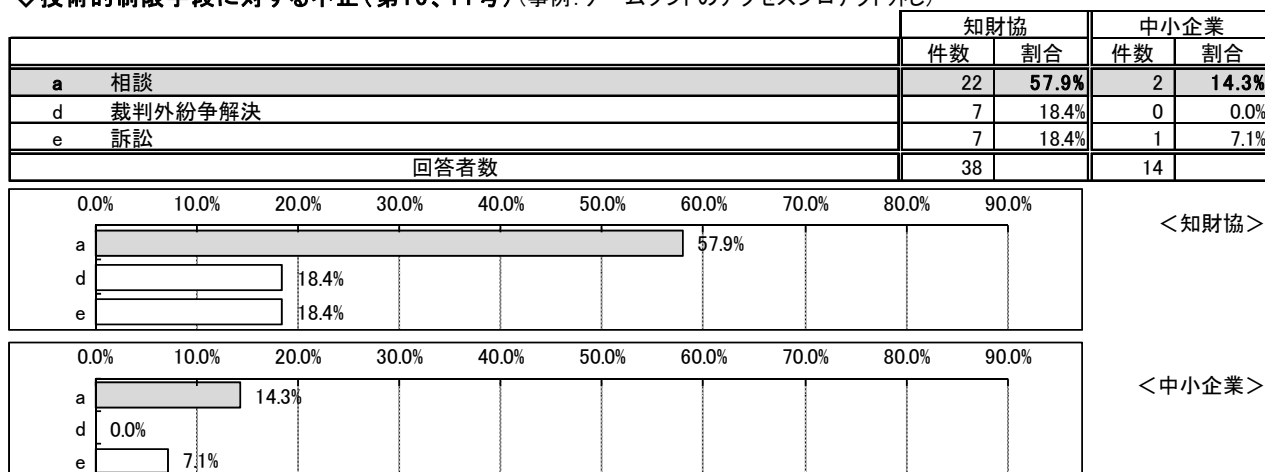


<知財協>

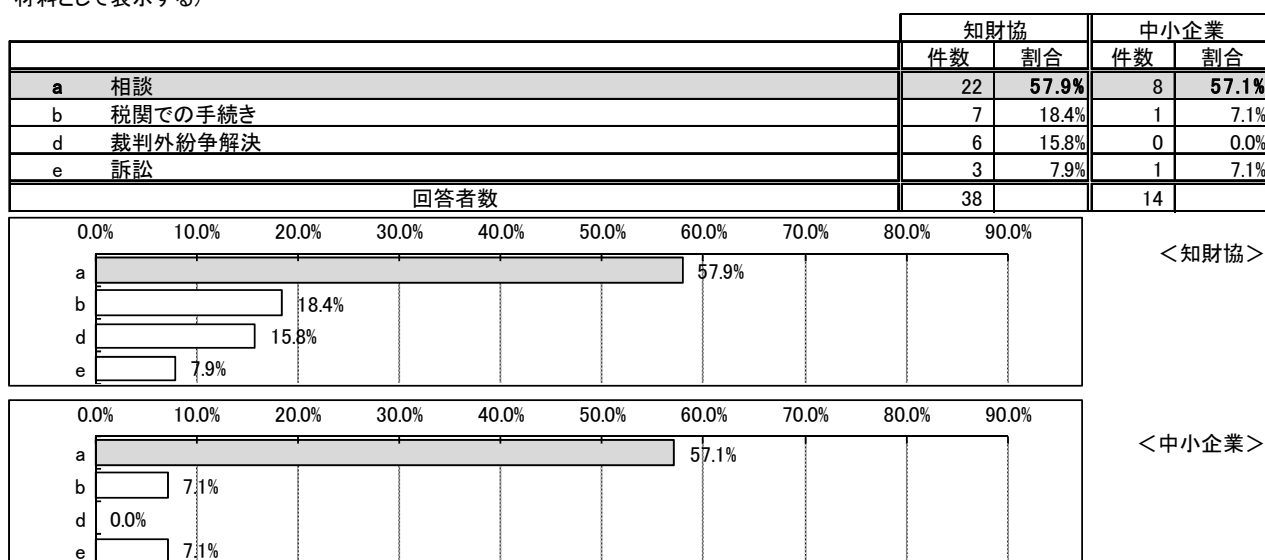


<中小企業>

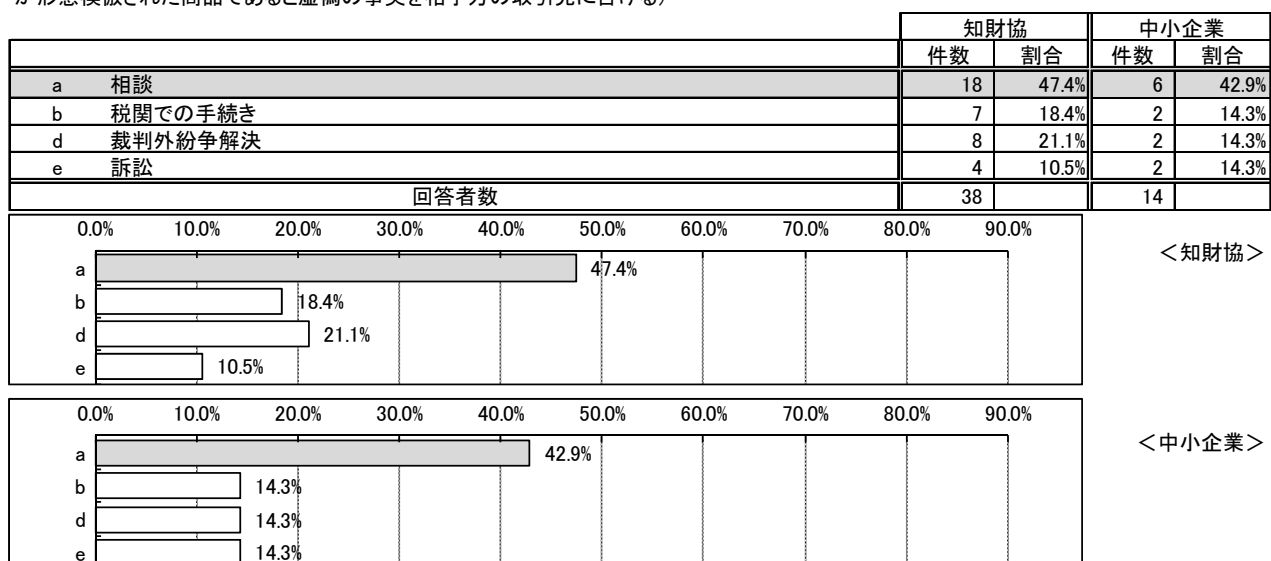
◇技術的制限手段に対する不正（第10、11号）（事例：ゲームソフトのアクセスプロテクト外し）



◇商標以外（特許、実用新案、意匠）に関する品質、製造方法等の誤認惹起表示（第13号）（事例：使っていない材料を原材料として表示する）



◇特許、実用新案、意匠、商標、回路配置、技術上の秘密以外に関する競争者営業誹謗（第14号）（事例：相手方の商品が形態模倣された商品であると虚偽の事実を相手方の取引先に告げる）



Ⅶ. その他

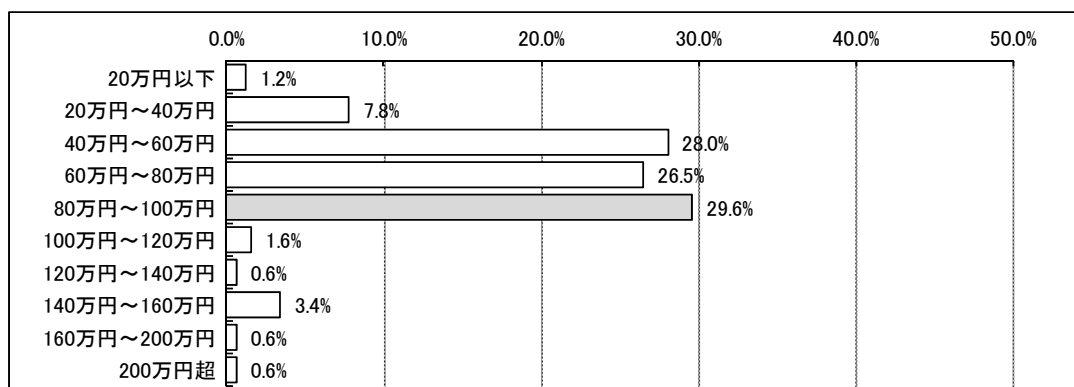
問33 外国出願の経験がある方にお聞きます。外国出願費用(外国特許庁への出願までに要した費用。外国特許庁へ支払う出願料・翻訳費・代理人費用等を含む。)の概算を教えてください。

※1カ国への1出願について典型的なケースで記載いただければ結構です。

※日本国特許庁への出願を経て外国出願した場合については、日本国特許庁への出願費用分(出願料、代理人費用等)を除いた概算で記載してください。

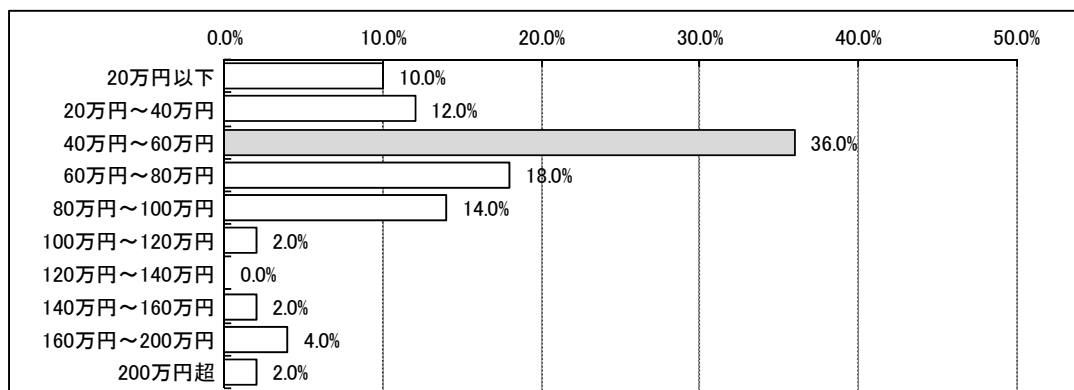
○特許 約()万円 / 1出願(1カ国)

	知財協		中小企業		全体(知財協+中小企業)	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 20万円以下	4	1.2%	5	10.0%	9	2.4%
2 20万円～40万円	25	7.8%	6	12.0%	31	8.4%
3 40万円～60万円	90	28.0%	18	36.0%	108	29.1%
4 60万円～80万円	85	26.5%	9	18.0%	94	25.3%
5 80万円～100万円	95	29.6%	7	14.0%	102	27.5%
6 100万円～120万円	5	1.6%	1	2.0%	6	1.6%
7 120万円～140万円	2	0.6%	0	0.0%	2	0.5%
8 140万円～160万円	11	3.4%	1	2.0%	12	3.2%
9 160万円～200万円	2	0.6%	2	4.0%	4	1.1%
10 200万円超	2	0.6%	1	2.0%	3	0.8%
回答者数	321		50		371	



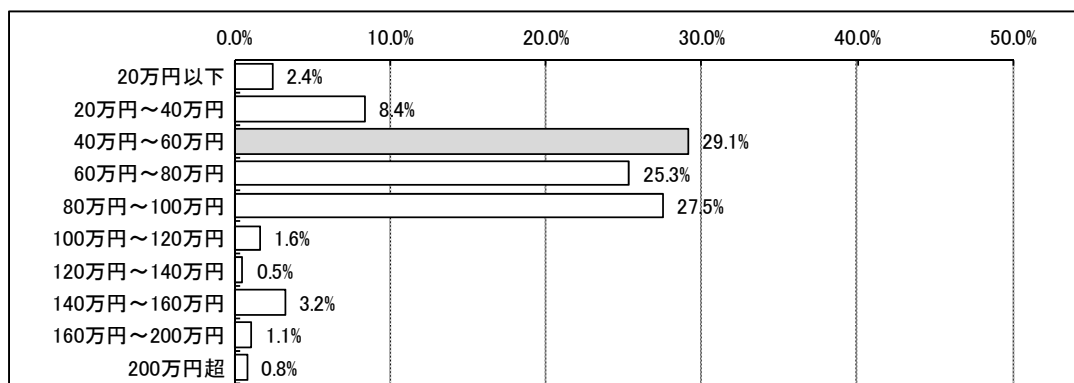
<知財協>

平均値＝
78.3万円



<中小企業>

平均値＝
80.0万円

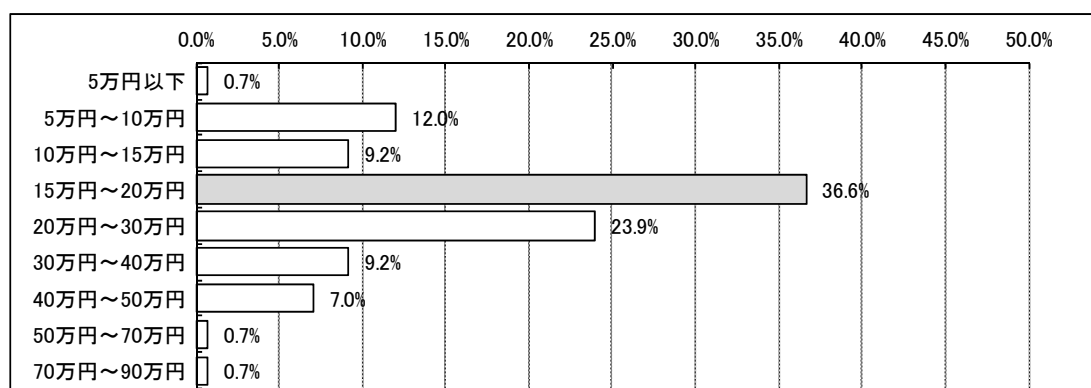


<全体>

平均値＝
78.6万円

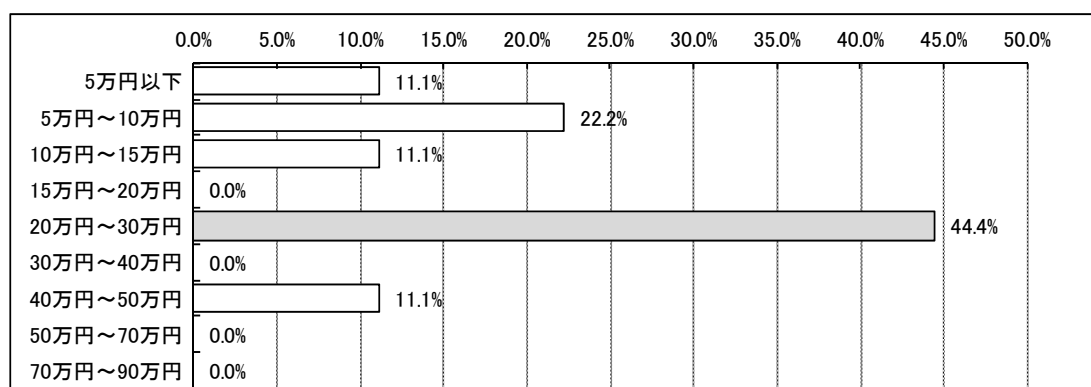
○意匠 約()万円 / 1出願(1力国)

	知財協		中小企業		全体(知財協+中小企業)	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 5万円以下	1	0.7%	1	11.1%	2	1.3%
2 5万円～10万円	17	12.0%	2	22.2%	19	12.6%
3 10万円～15万円	13	9.2%	1	11.1%	14	9.3%
4 15万円～20万円	52	36.6%	0	0.0%	52	34.4%
5 20万円～30万円	34	23.9%	4	44.4%	38	25.2%
6 30万円～40万円	13	9.2%	0	0.0%	13	8.6%
7 40万円～50万円	10	7.0%	1	11.1%	11	7.3%
8 50万円～70万円	1	0.7%	0	0.0%	1	0.7%
9 70万円～90万円	1	0.7%	0	0.0%	1	0.7%
回答者数	142		9		151	



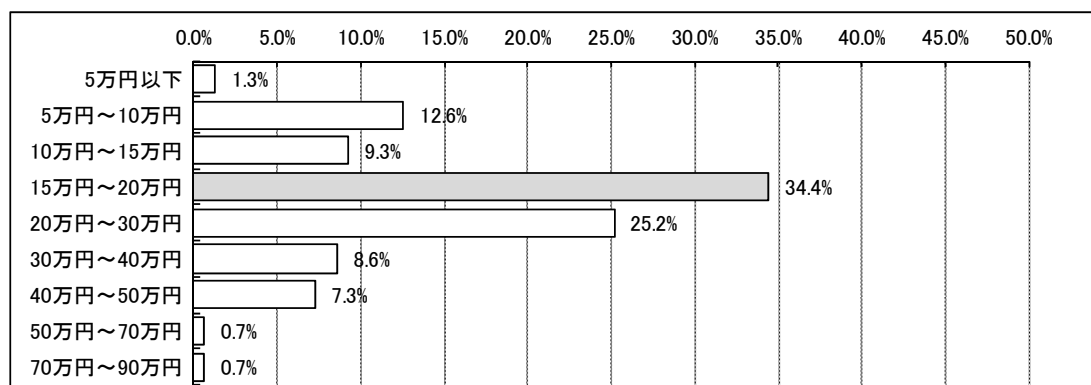
<知財協>

平均値＝
24.7万円



<中小企業>

平均値＝
24.1万円

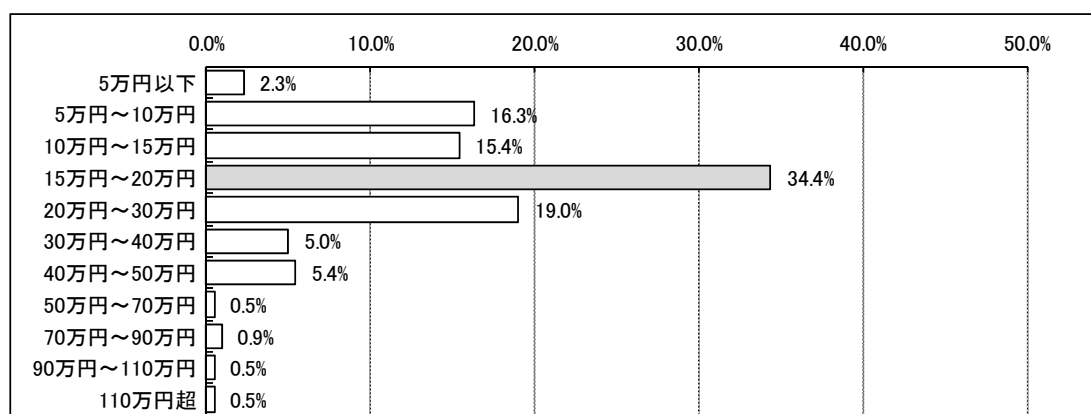


<全体>

平均値＝
24.7万円

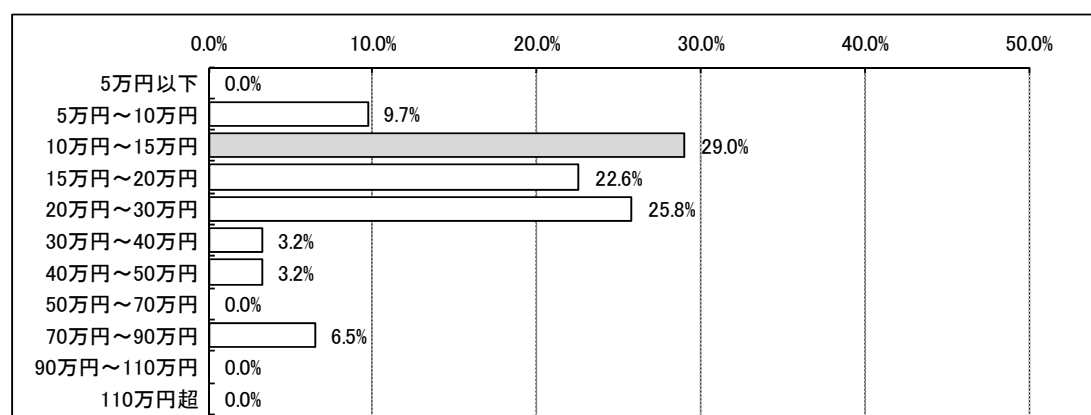
○商標 約()万円 / 1出願(1カ国)

	知財協		中小企業		全体(知財協+中小企業)	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 5万円以下	5	2.3%	0	0.0%	5	2.0%
2 5万円～10万円	36	16.3%	3	9.7%	39	15.5%
3 10万円～15万円	34	15.4%	9	29.0%	43	17.1%
4 15万円～20万円	76	34.4%	7	22.6%	83	32.9%
5 20万円～30万円	42	19.0%	8	25.8%	50	19.8%
6 30万円～40万円	11	5.0%	1	3.2%	12	4.8%
7 40万円～50万円	12	5.4%	1	3.2%	13	5.2%
8 50万円～70万円	1	0.5%	0	0.0%	1	0.4%
9 70万円～90万円	2	0.9%	2	6.5%	4	1.6%
10 90万円～110万円	1	0.5%	0	0.0%	1	0.4%
11 110万円超	1	0.5%	0	0.0%	1	0.4%
回答者数	221		31		252	



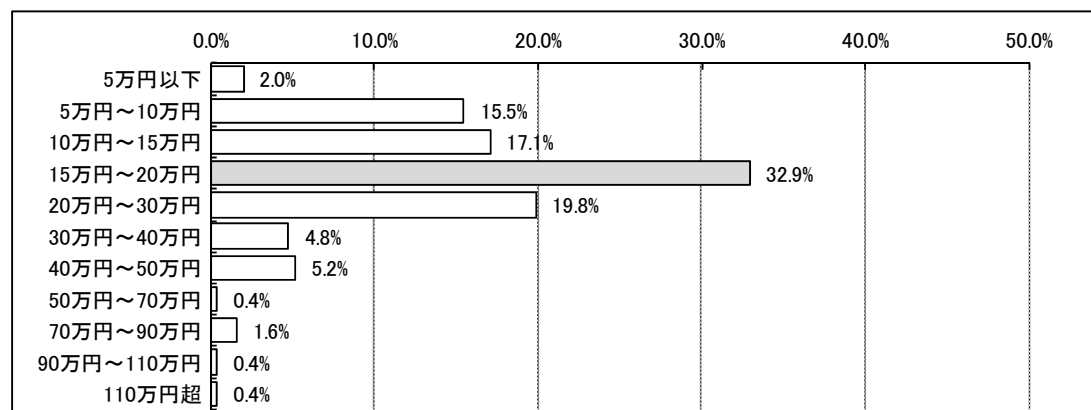
<知財協>

平均値＝
22.8万円



<中小企業>

平均値＝
24.6万円



<全体>

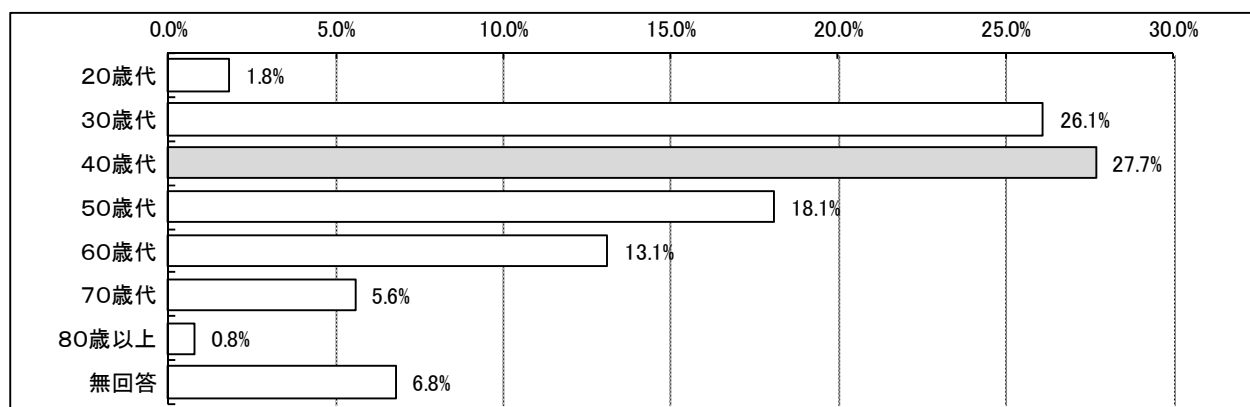
平均値＝
23.0万円

I－3．試験以外に関するアンケート結果（弁理士向け）

◇弁理士の属性

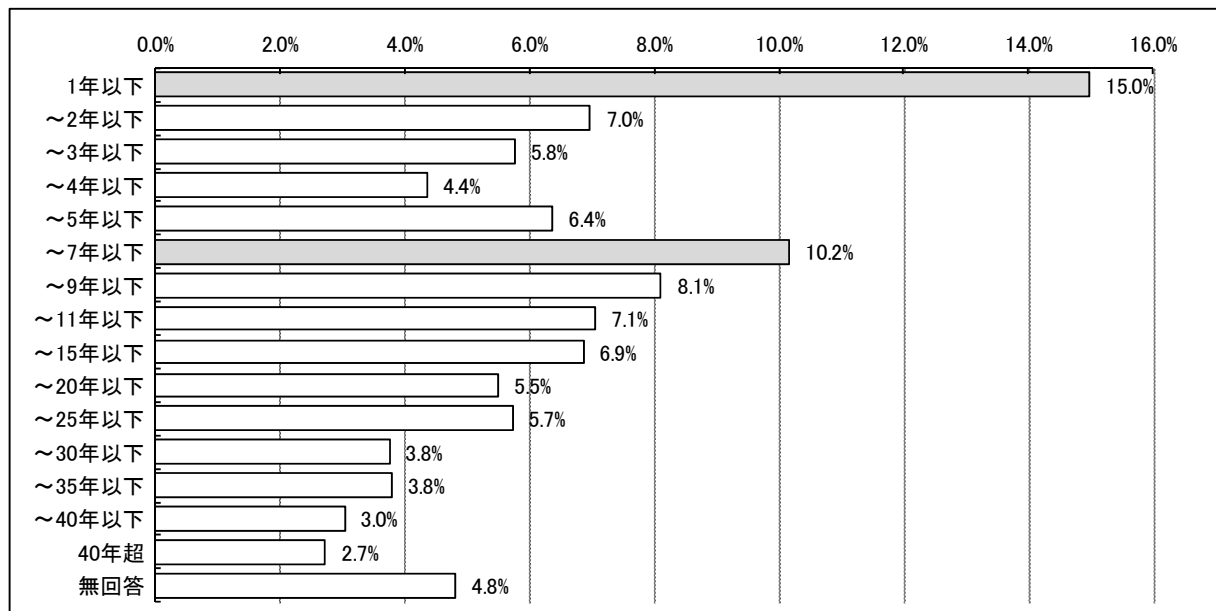
（1）年齢

		件数	割合
1	20歳代	48	1.8%
2	30歳代	689	26.1%
3	40歳代	730	27.7%
4	50歳代	477	18.1%
5	60歳代	346	13.1%
6	70歳代	147	5.6%
7	80歳以上	21	0.8%
	無回答	179	6.8%
回答者数		2,637	



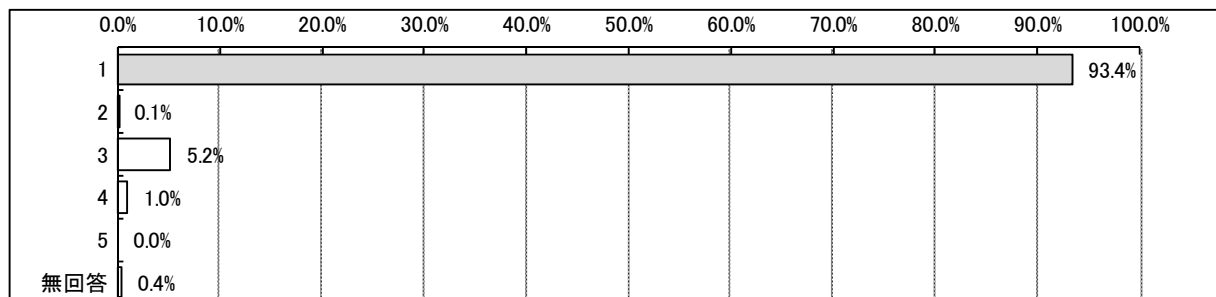
(2) 弁理士登録年数

		件数	割合
1	1年以下	395	15.0%
2	～2年以下	184	7.0%
3	～3年以下	152	5.8%
4	～4年以下	115	4.4%
5	～5年以下	168	6.4%
6	～7年以下	268	10.2%
7	～9年以下	214	8.1%
8	～11年以下	186	7.1%
9	～15年以下	181	6.9%
10	～20年以下	145	5.5%
11	～25年以下	151	5.7%
12	～30年以下	99	3.8%
13	～35年以下	100	3.8%
14	～40年以下	80	3.0%
15	40年超	72	2.7%
	無回答	127	4.8%
回答者数		2,637	



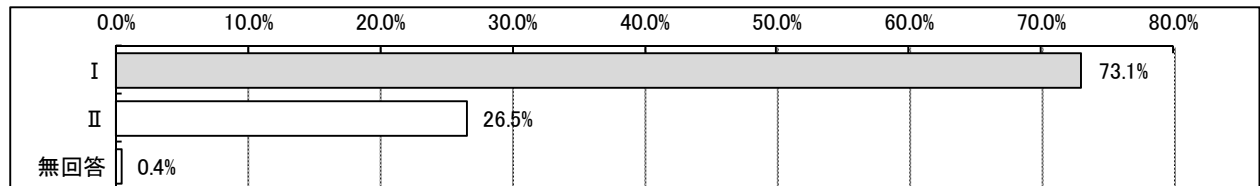
(3) 弁理士となった資格(当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください)

		件数	割合
1	弁理士試験合格	2,462	93.4%
2	弁理士詮衡試験合格	2	0.1%
3	特許庁有資格	137	5.2%
4	弁護士資格	26	1.0%
5	その他	0	0.0%
	無回答	11	0.4%
回答者数		2,637	



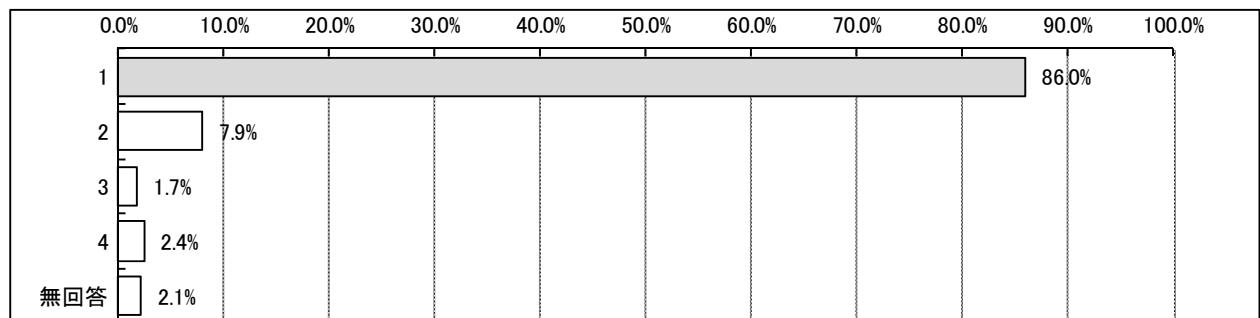
(4) 経営・勤務の形態以下のいずれかに当てはまる番号に○を付けてください。

		件数	割合
I	事務所弁理士(特許(法律)事務所で仕事をしている弁理士)	1,929	73.1%
II	社内弁理士(企業、大学、TLO等に勤務又は公務員として勤務している弁理士)	700	26.5%
無回答		10	0.4%
回答者数		2,639	



「I. 事務所弁理士(特許(法律)事務所で仕事をしている弁理士)」→Q1: 事務所の使用している名称に含まれる文字は、

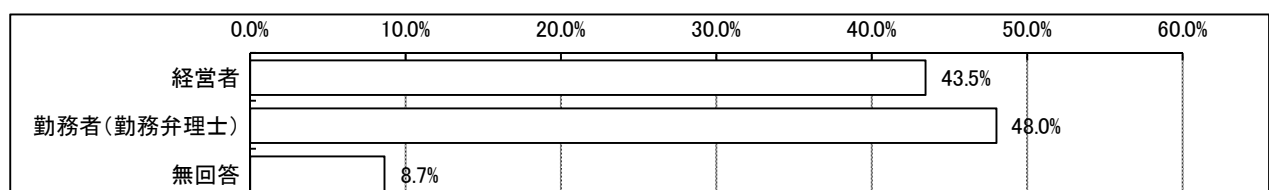
		件数	割合
1	特許事務所、特許商標事務所、商標特許事務所、商標事務所(特許業務法人を含む)	1,658	86.0%
2	特許法律事務所、法律特許事務所(特許業務法人、弁護士法人を含む)	153	7.9%
3	法律事務所(弁護士法人を含む)	33	1.7%
4	その他	46	2.4%
無回答		41	2.1%
回答者数		1,929	



特許技術事務所、国立大学法人、法律経済事務所、国際特許事務所、知財事務所、特許総合事務所、弁理士
その他: 事務所、知的財産事務所、知財法務事務所、知的財産総合事務所、アンドパートナーズ、、特許庁業務法人、
知財コンサル事務所、知財経営コンサルタント事務所

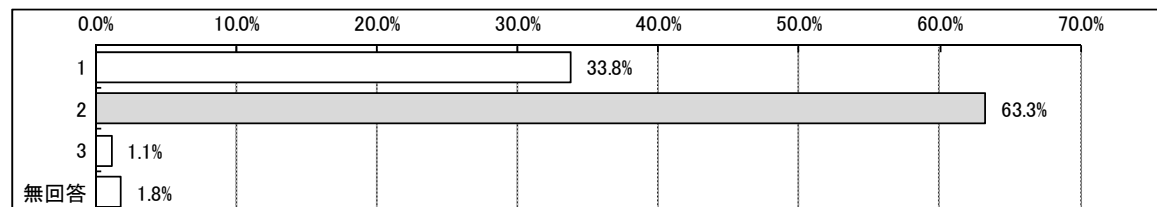
「I. 事務所弁理士(特許(法律)事務所で仕事をしている弁理士)」→Q2: あなたは、事務所の

		件数	割合
5	経営者	839	43.5%
6	勤務者(勤務弁理士)	926	48.0%
無回答		168	8.7%
回答者数		1,929	



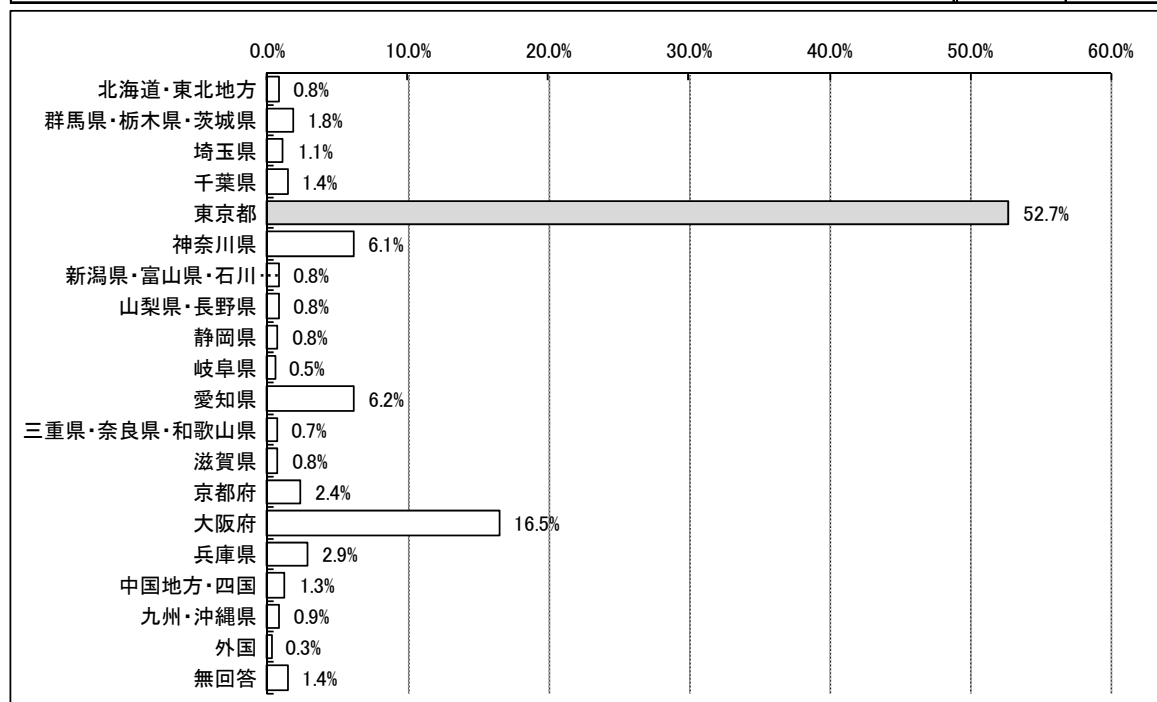
(5) 付記弁理士・弁護士(当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください)

		件数	割合
1	付記弁理士である	891	33.8%
2	付記弁理士でない	1,668	63.3%
3	弁護士である	30	1.1%
無回答		48	1.8%
回答者数		2,637	



(6) 勤務地域(都道府県)

		件数	割合
1	北海道・東北地方	22	0.8%
2	群馬県・栃木県・茨城県	48	1.8%
3	埼玉県	30	1.1%
4	千葉県	38	1.4%
5	東京都	1,391	52.7%
6	神奈川県	162	6.1%
7	新潟県・富山県・石川県・福井県	22	0.8%
8	山梨県・長野県	22	0.8%
9	静岡県	20	0.8%
10	岐阜県	14	0.5%
11	愛知県	163	6.2%
12	三重県・奈良県・和歌山県	18	0.7%
13	滋賀県	20	0.8%
14	京都府	63	2.4%
15	大阪府	435	16.5%
16	兵庫県	76	2.9%
17	中国地方・四国	33	1.3%
18	九州・沖縄県	23	0.9%
19	外国	7	0.3%
	無回答	38	1.4%
回答者数		2,637	



I. 弁理士業務に関して

問1 過去3年間の業務の中で、下記イ、ロ、ハの業務に関する作業量(時間)の割合はどの程度ですか。概略で結構ですので、下記(1)～(3)について最も当てはまると思われる割合(「～5」、「～10」等)を選び、該当する割合に○を付けてください(イロハ全体で概ね100%になるようにしてください)。なお、社内弁理士の方は、各業務に関わった作業量としてください。

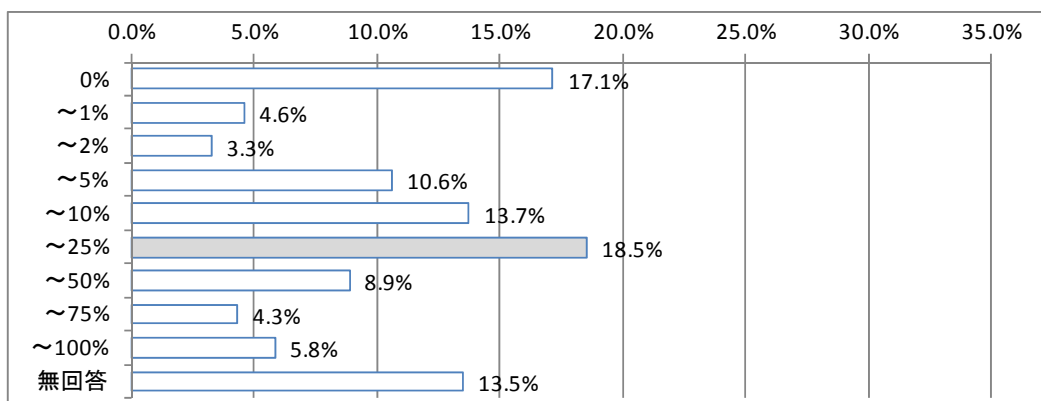
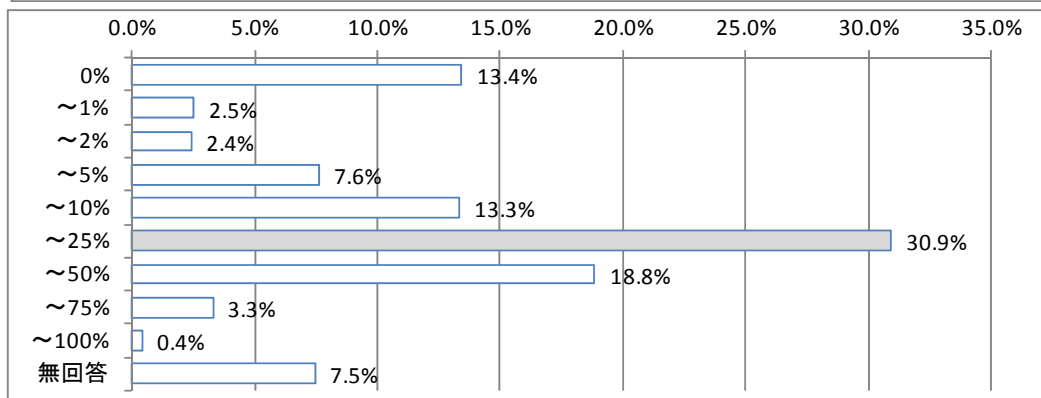
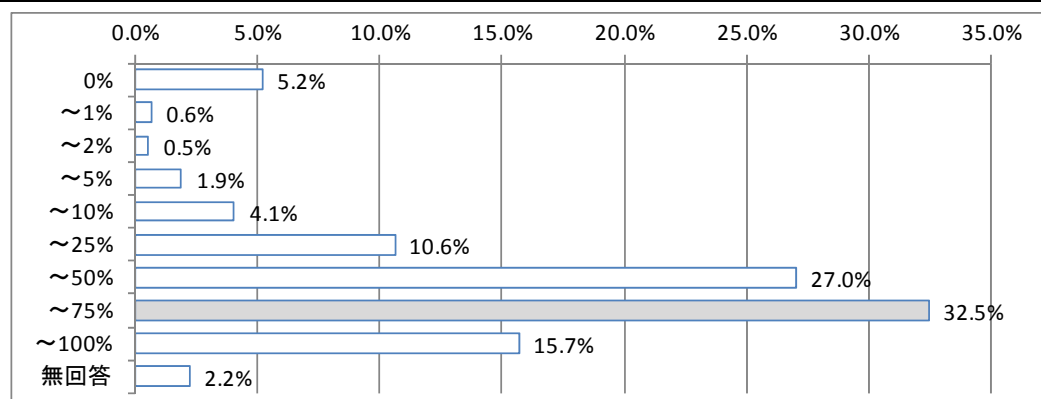
イ. 日本の特許庁への出願・中間処理(拒絶査定不服審判等を含む)の手續の代理等(弁理士法第4条第1項)

ロ. 外国の官庁等への出願・中間処理(拒絶査定不服審判等を含む)の資料の作成等(弁理士法第4条第3項)

ハ. 上記以外の業務(問2に掲げる業務)

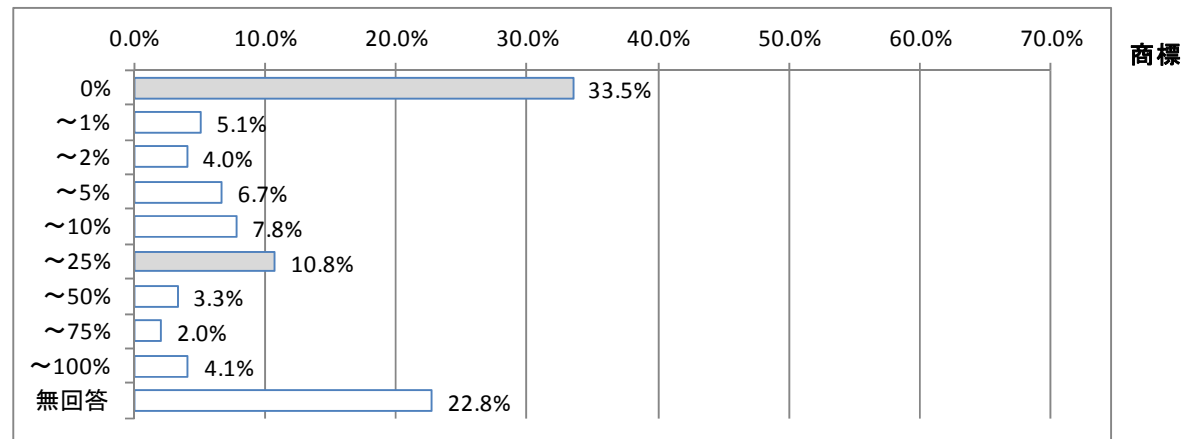
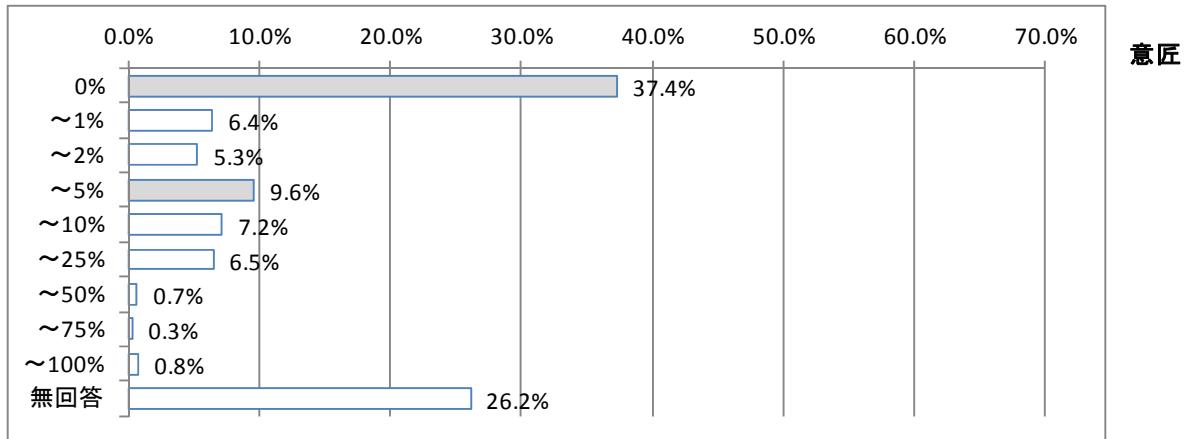
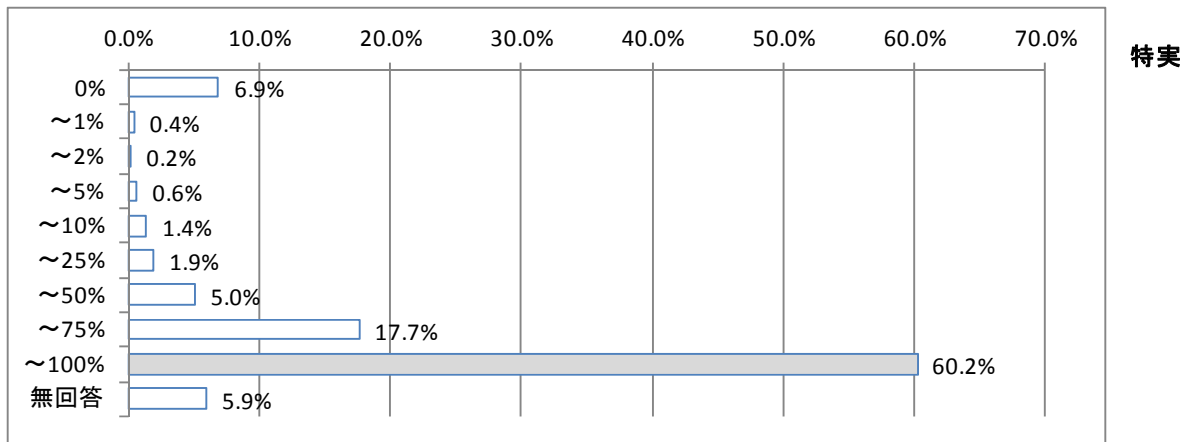
(1) 弁理士としての全作業量(時間)のうち、

		件数			割合		
		イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ
1	0%	137	354	452	5.2%	13.4%	17.1%
2	～1%	17	67	121	0.6%	2.5%	4.6%
3	～2%	14	64	86	0.5%	2.4%	3.3%
4	～5%	50	201	279	1.9%	7.6%	10.6%
5	～10%	107	351	362	4.1%	13.3%	13.7%
6	～25%	280	815	488	10.6%	30.9%	18.5%
7	～50%	713	497	234	27.0%	18.8%	8.9%
8	～75%	856	87	114	32.5%	3.3%	4.3%
9	～100%	414	11	154	15.7%	0.4%	5.8%
無回答		58	197	355	2.2%	7.5%	13.5%
回答者数		2,637	2,637	2,637			



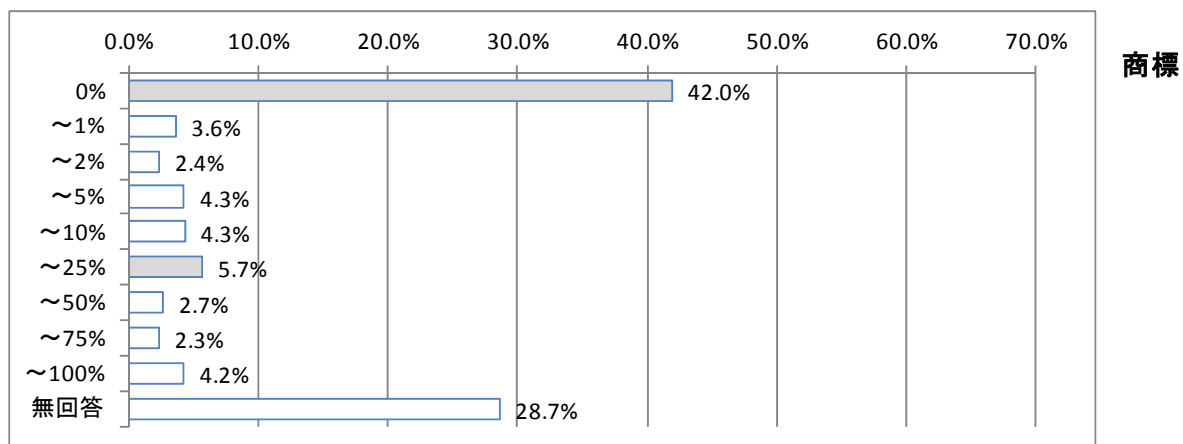
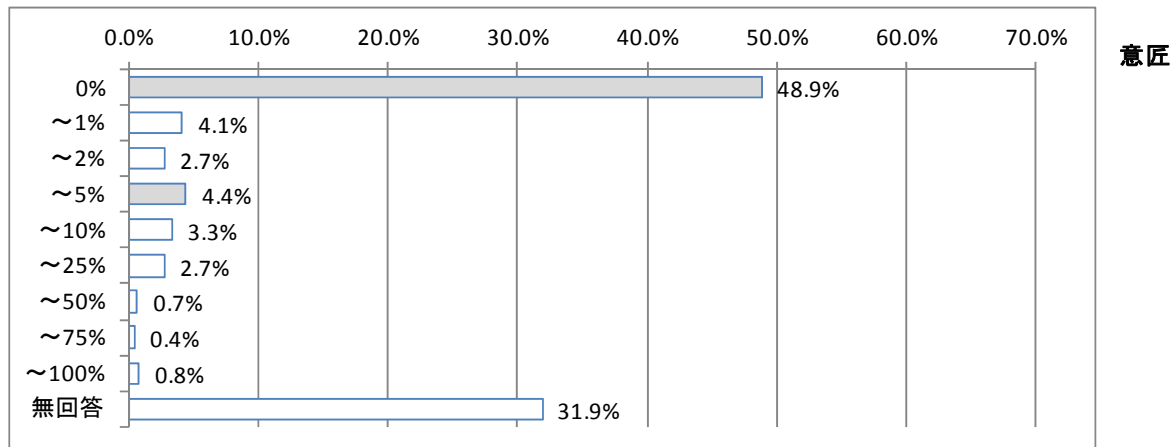
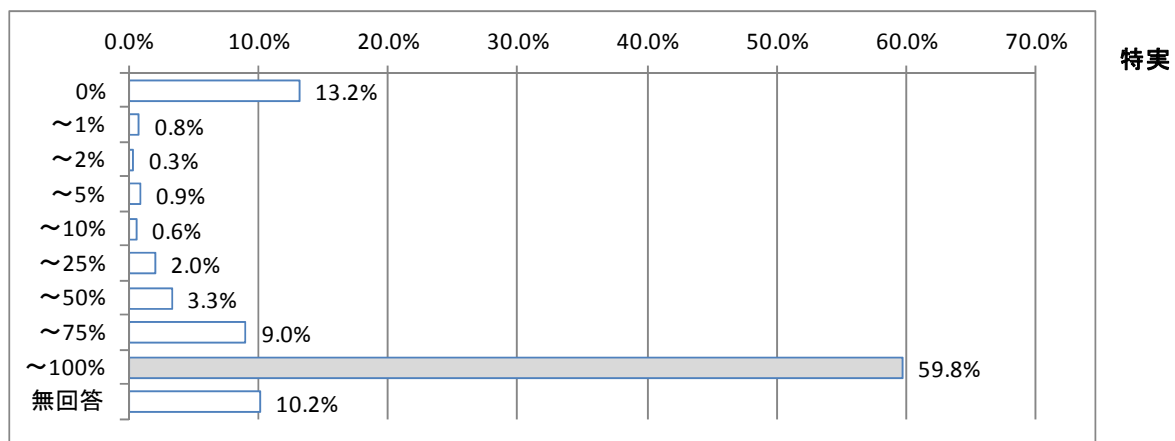
(2) イ. 日本の特許庁への出願・中間処理の手続の代理等の作業量(時間)のうち、

		件数			割合		
		特実	意匠	商標	特実	意匠	商標
1	0%	181	985	884	6.9%	37.4%	33.5%
2	~1%	11	169	134	0.4%	6.4%	5.1%
3	~2%	4	139	106	0.2%	5.3%	4.0%
4	~5%	16	253	176	0.6%	9.6%	6.7%
5	~10%	36	189	206	1.4%	7.2%	7.8%
6	~25%	50	171	285	1.9%	6.5%	10.8%
7	~50%	133	18	87	5.0%	0.7%	3.3%
8	~75%	466	8	54	17.7%	0.3%	2.0%
9	~100%	1,588	20	109	60.2%	0.8%	4.1%
	無回答	156	690	601	5.9%	26.2%	22.8%
回答者数		2,637	2,637	2,637			



(3) ロ. 外国の官庁等への出願・中間処理の資料の作成等の作業量(時間)のうち、

		件数			割合		
		特実	意匠	商標	特実	意匠	商標
1	0%	349	1,289	1,107	13.2%	48.9%	42.0%
2	～1%	20	109	95	0.8%	4.1%	3.6%
3	～2%	9	72	62	0.3%	2.7%	2.4%
4	～5%	23	117	113	0.9%	4.4%	4.3%
5	～10%	15	88	114	0.6%	3.3%	4.3%
6	～25%	53	72	149	2.0%	2.7%	5.7%
7	～50%	87	18	70	3.3%	0.7%	2.7%
8	～75%	238	11	61	9.0%	0.4%	2.3%
9	～100%	1,576	21	112	59.8%	0.8%	4.2%
	無回答	269	842	757	10.2%	31.9%	28.7%
回答者数		2,637	2,637	2,637			



問1 [事務所弁理士／社内弁理士]

過去3年間の業務の中で、下記イ、ロ、ハの業務に関する作業量(時間)の割合はどの程度ですか。

イ. 日本の特許庁への出願・中間処理(拒絶査定不服審判等を含む)の手續の代理等(弁理士法第4条第1項)

ロ. 外国の官庁等への出願・中間処理(拒絶査定不服審判等を含む)の資料の作成等(弁理士法第4条第3項)

ハ. 上記以外の業務(問2に掲げる業務)

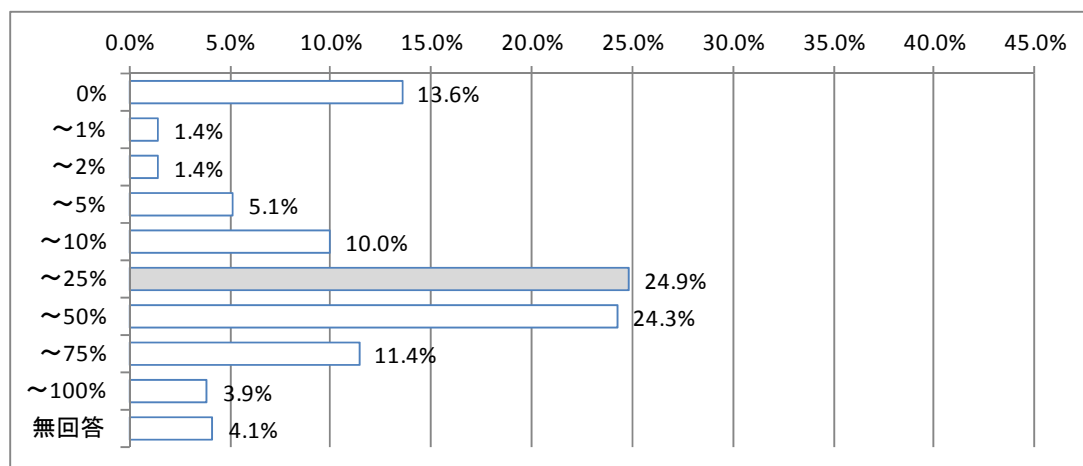
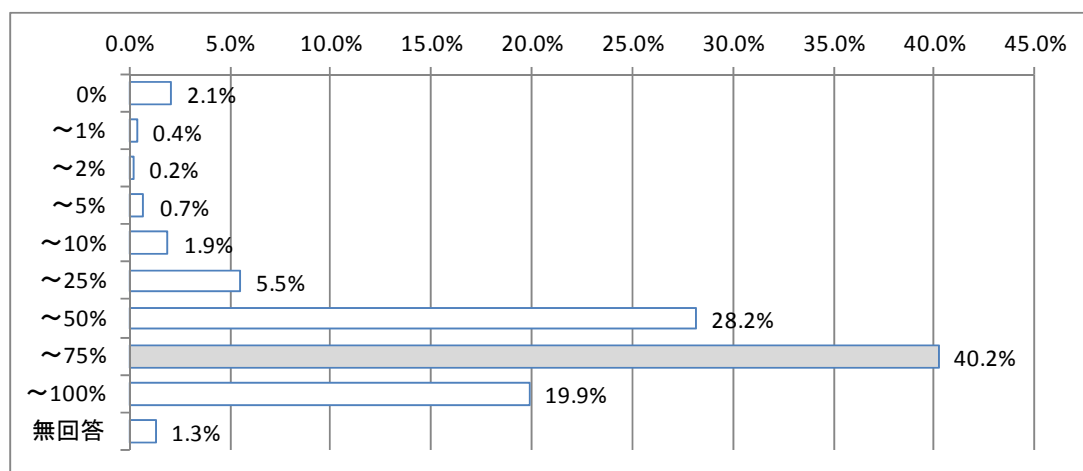
I 事務所弁理士(特許(法律)事務所で仕事をしている弁理士)

II 社内弁理士(企業、大学、TLO等に勤務又は公務員として勤務している弁理士)

(1) 弁理士としての全作業量(時間)のうち、

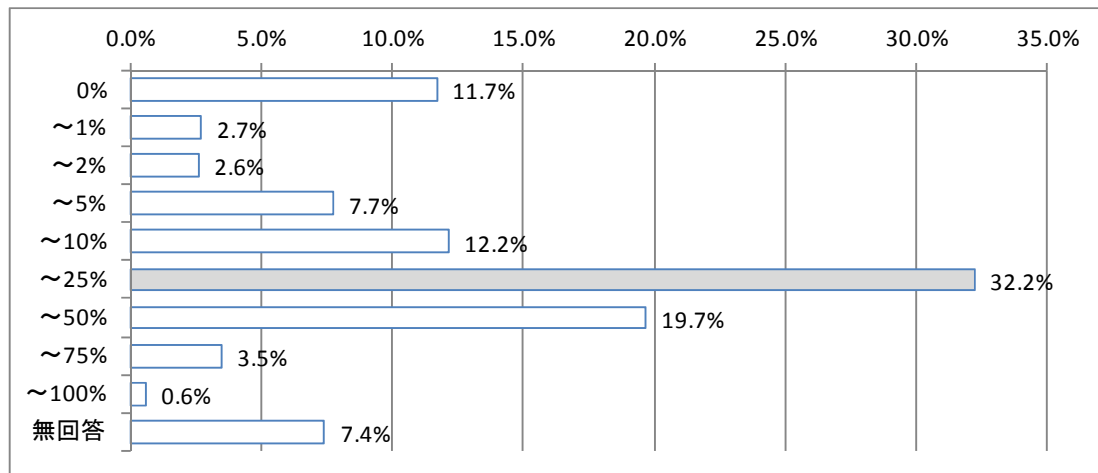
イ. 日本の特許庁への出願・中間処理の割合

		件数		割合	
		I	II	I	II
1	0%	40	95	2.1%	13.6%
2	～1%	7	10	0.4%	1.4%
3	～2%	4	10	0.2%	1.4%
4	～5%	14	36	0.7%	5.1%
5	～10%	37	70	1.9%	10.0%
6	～25%	106	174	5.5%	24.9%
7	～50%	544	170	28.2%	24.3%
8	～75%	776	80	40.2%	11.4%
9	～100%	384	27	19.9%	3.9%
無回答		25	29	1.3%	4.1%
回答者数		1,929	700		

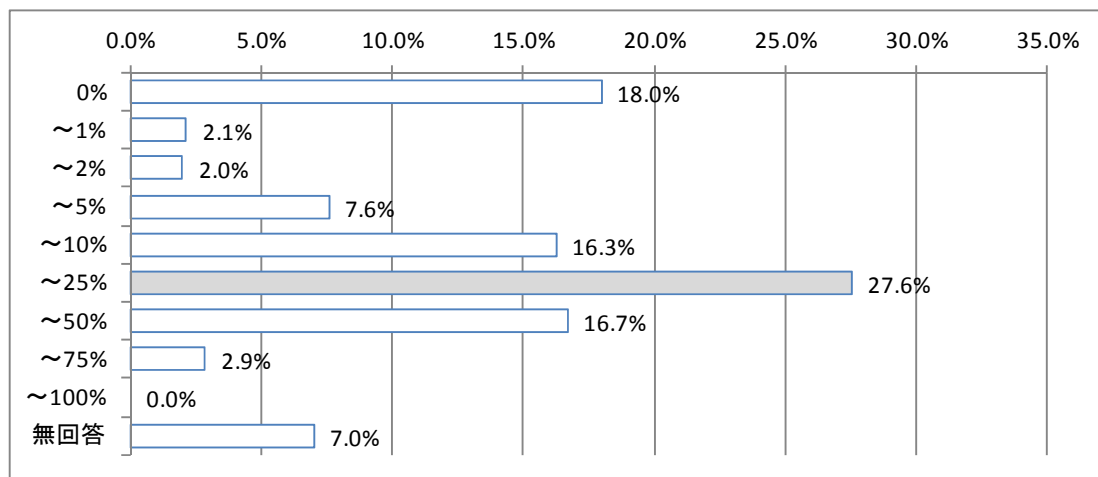


ロ. 外国の官庁等への出願・中間処理の割合

		件数		割合	
		I	II	I	II
1	0%	226	126	11.7%	18.0%
2	～1%	52	15	2.7%	2.1%
3	～2%	50	14	2.6%	2.0%
4	～5%	149	53	7.7%	7.6%
5	～10%	235	114	12.2%	16.3%
6	～25%	622	193	32.2%	27.6%
7	～50%	380	117	19.7%	16.7%
8	～75%	67	20	3.5%	2.9%
9	～100%	11	0	0.6%	0.0%
無回答		143	49	7.4%	7.0%
回答者数		1,929	700		



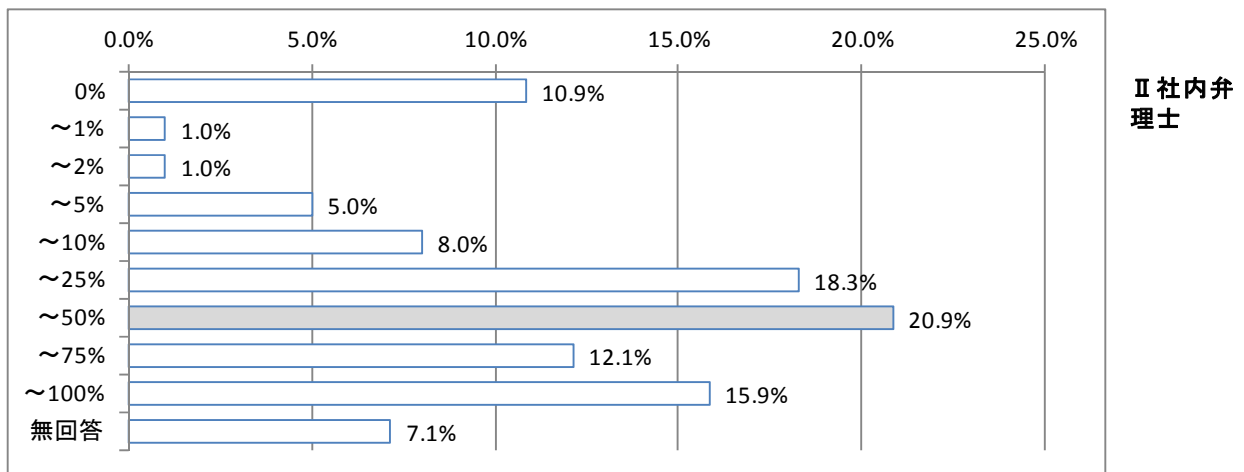
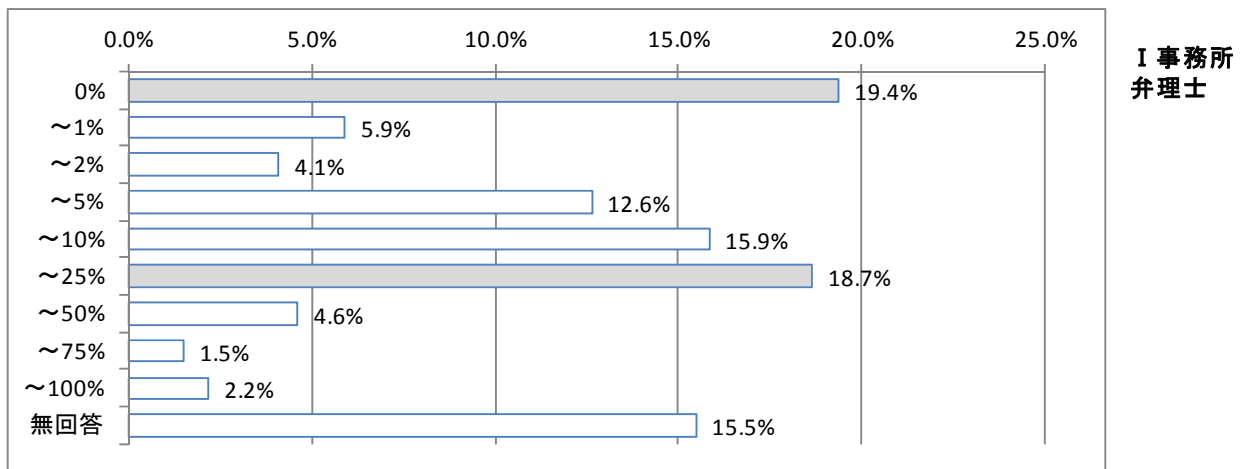
弁理士



Ⅱ 社内弁理士

ハ. 上記以外の業務(問2に掲げる業務)の割合

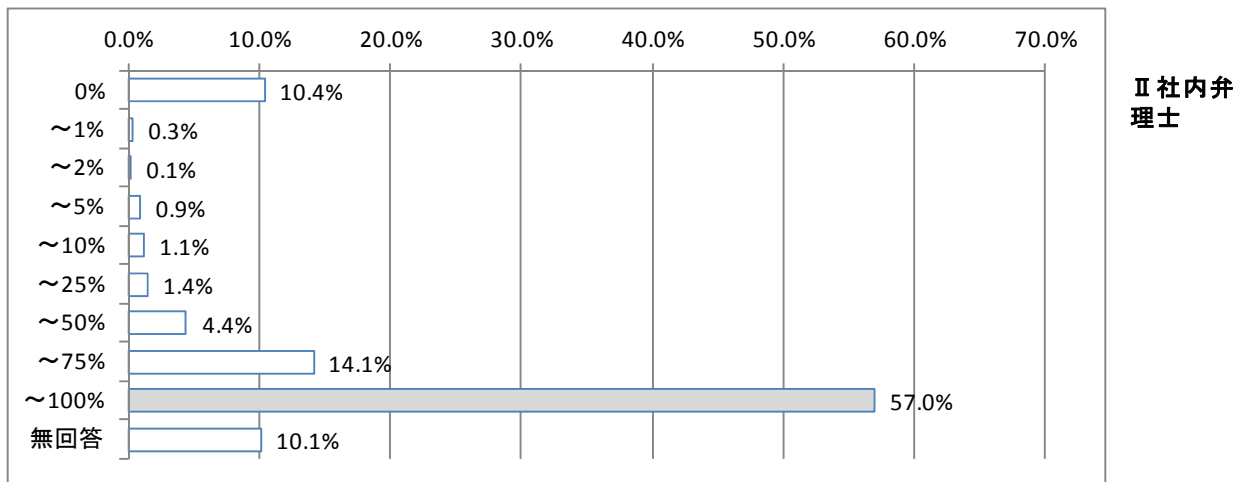
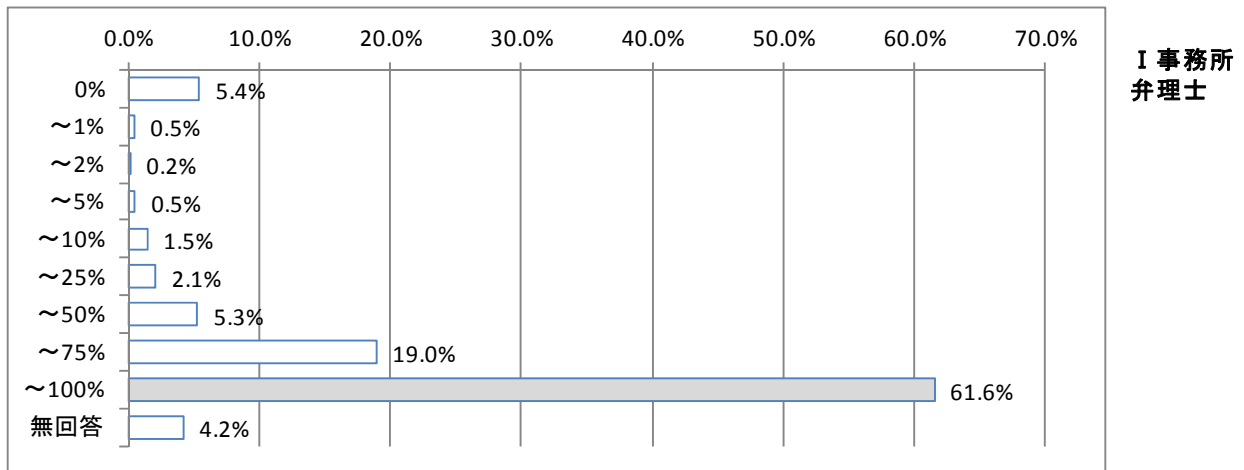
		件数		割合	
		I	II	I	II
1	0%	374	76	19.4%	10.9%
2	～1%	114	7	5.9%	1.0%
3	～2%	79	7	4.1%	1.0%
4	～5%	244	35	12.6%	5.0%
5	～10%	306	56	15.9%	8.0%
6	～25%	360	128	18.7%	18.3%
7	～50%	89	146	4.6%	20.9%
8	～75%	29	85	1.5%	12.1%
9	～100%	42	111	2.2%	15.9%
無回答		299	50	15.5%	7.1%
回答者数		1,929	700		



(2) イ. 日本の特許庁への出願・中間処理の作業量(時間)のうち、

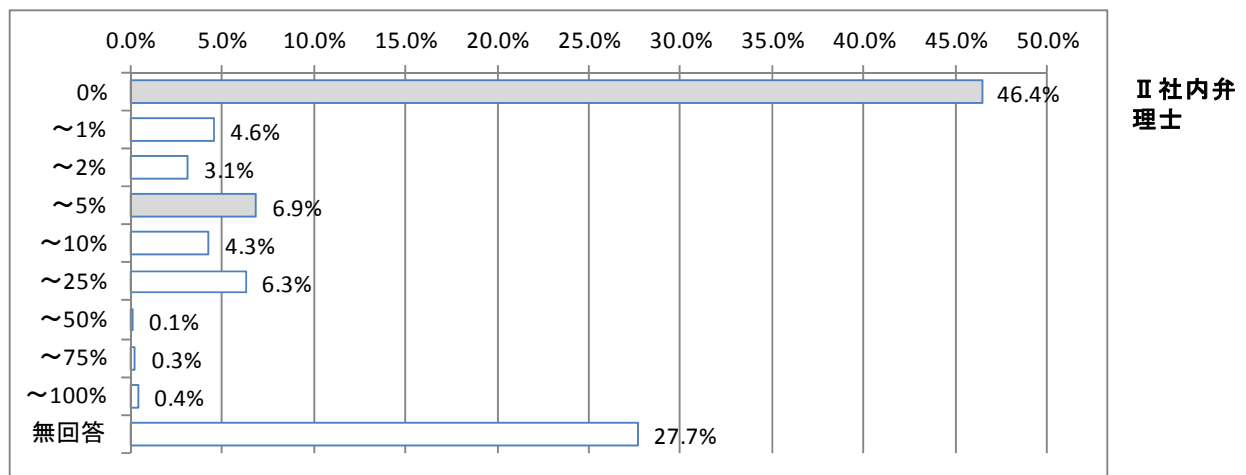
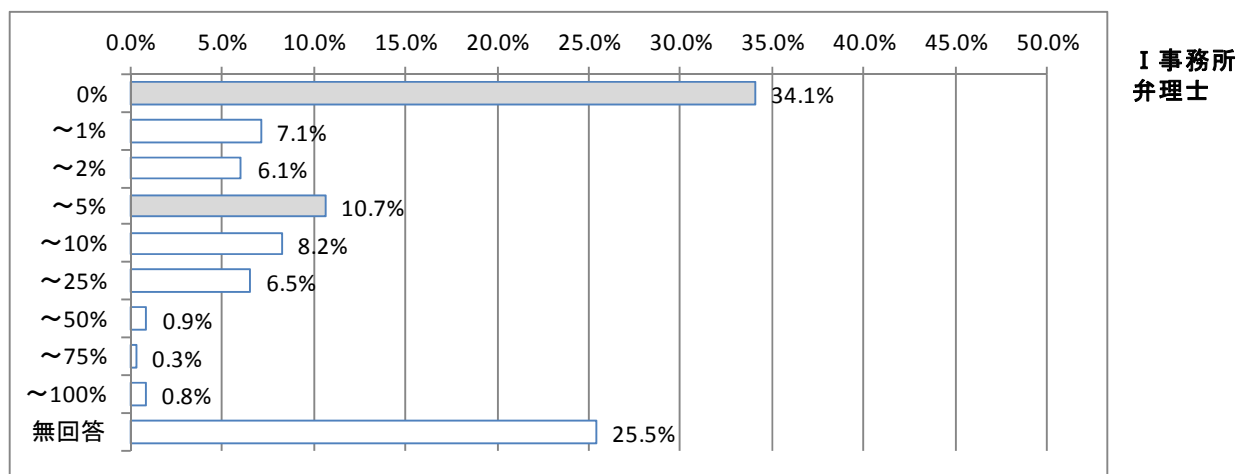
○特実の割合

		件数		割合	
		I	II	I	II
1	0%	105	73	5.4%	10.4%
2	~1%	9	2	0.5%	0.3%
3	~2%	3	1	0.2%	0.1%
4	~5%	10	6	0.5%	0.9%
5	~10%	28	8	1.5%	1.1%
6	~25%	40	10	2.1%	1.4%
7	~50%	102	31	5.3%	4.4%
8	~75%	367	99	19.0%	14.1%
9	~100%	1188	399	61.6%	57.0%
無回答		81	71	4.2%	10.1%
回答者数		1,929	700		



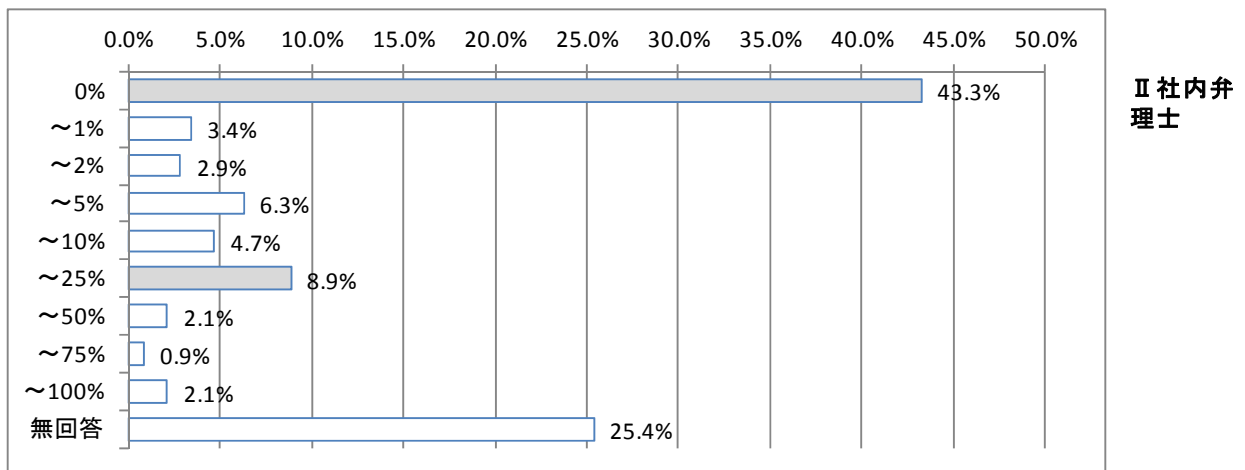
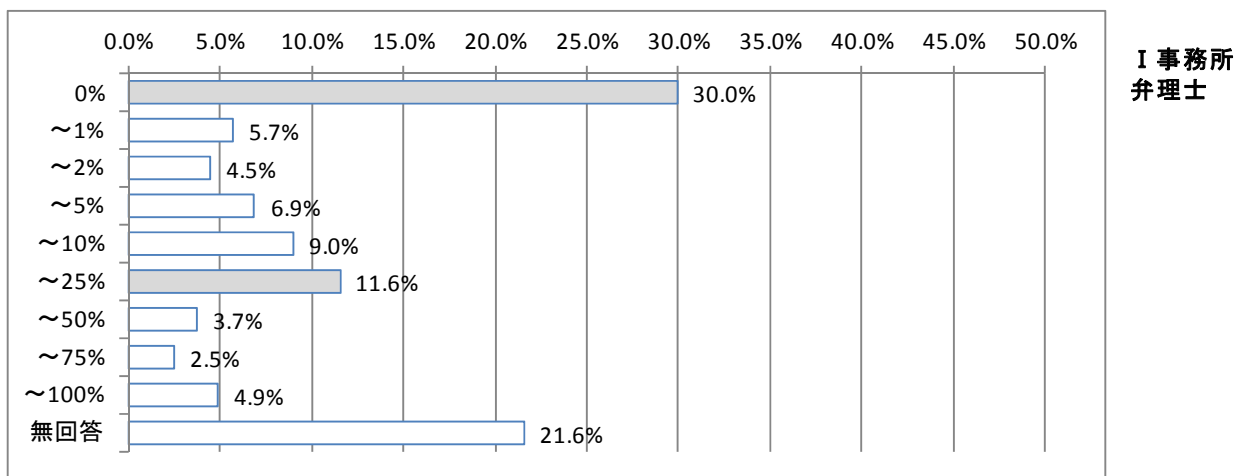
○意匠の割合

		件数		割合	
		I	II	I	II
1	0%	658	325	34.1%	46.4%
2	～1%	137	32	7.1%	4.6%
3	～2%	117	22	6.1%	3.1%
4	～5%	206	48	10.7%	6.9%
5	～10%	159	30	8.2%	4.3%
6	～25%	126	44	6.5%	6.3%
7	～50%	17	1	0.9%	0.1%
8	～75%	6	2	0.3%	0.3%
9	～100%	16	3	0.8%	0.4%
無回答		491	194	25.5%	27.7%
回答者数		1,929	700		



○商標の割合

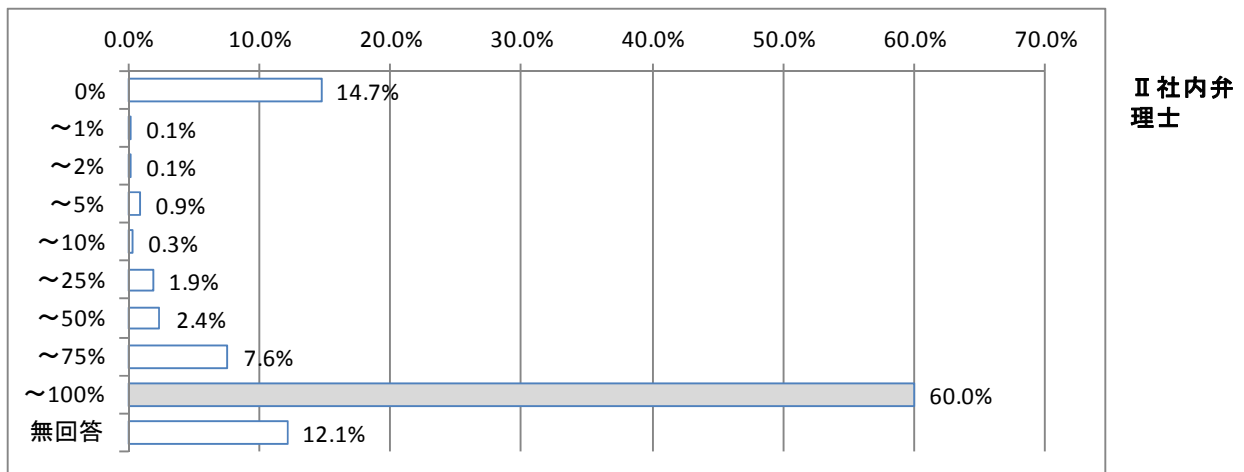
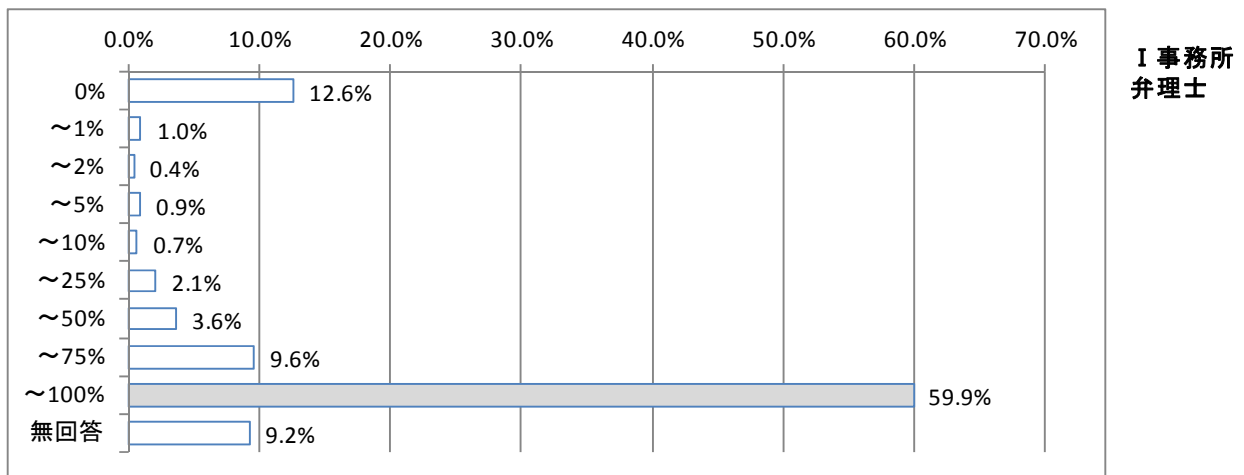
		件数		割合	
		I	II	I	II
1	0%	578	303	30.0%	43.3%
2	～1%	110	24	5.7%	3.4%
3	～2%	86	20	4.5%	2.9%
4	～5%	133	44	6.9%	6.3%
5	～10%	173	33	9.0%	4.7%
6	～25%	223	62	11.6%	8.9%
7	～50%	72	15	3.7%	2.1%
8	～75%	48	6	2.5%	0.9%
9	～100%	94	15	4.9%	2.1%
無回答		417	178	21.6%	25.4%
回答者数		1,929	700		



(3) ロ. 外国の官庁等への出願・中間処理の作業量(時間)のうち、

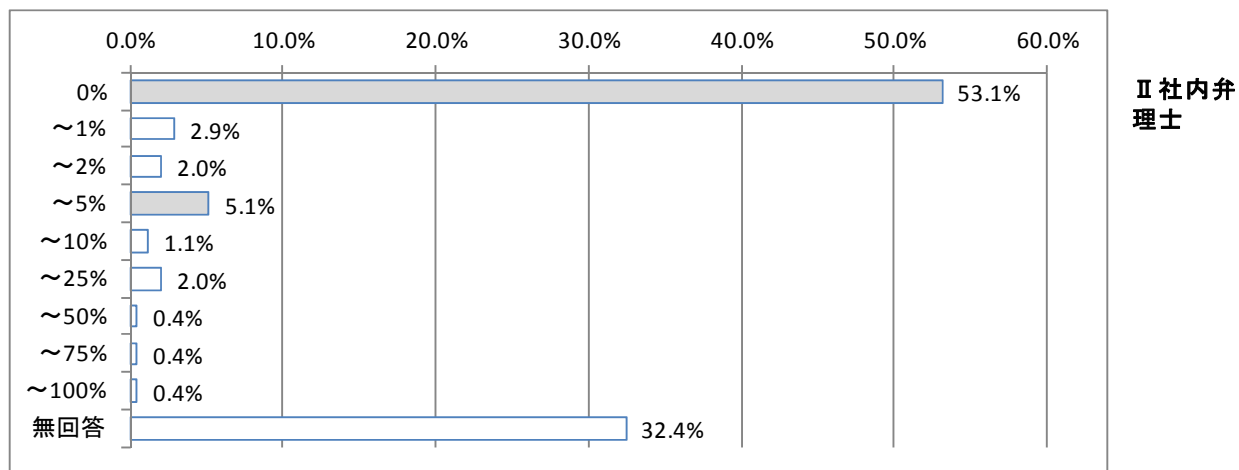
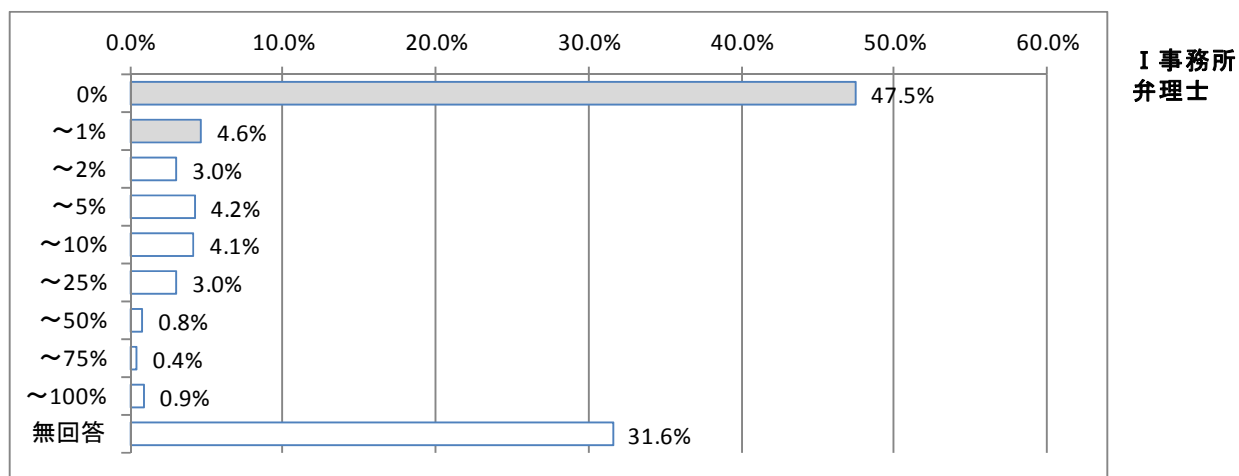
○特実の割合

		件数		割合	
		I	II	I	II
1	0%	244	103	12.6%	14.7%
2	～1%	19	1	1.0%	0.1%
3	～2%	8	1	0.4%	0.1%
4	～5%	17	6	0.9%	0.9%
5	～10%	13	2	0.7%	0.3%
6	～25%	40	13	2.1%	1.9%
7	～50%	70	17	3.6%	2.4%
8	～75%	185	53	9.6%	7.6%
9	～100%	1156	420	59.9%	60.0%
無回答		178	85	9.2%	12.1%
回答者数		1,929	700		



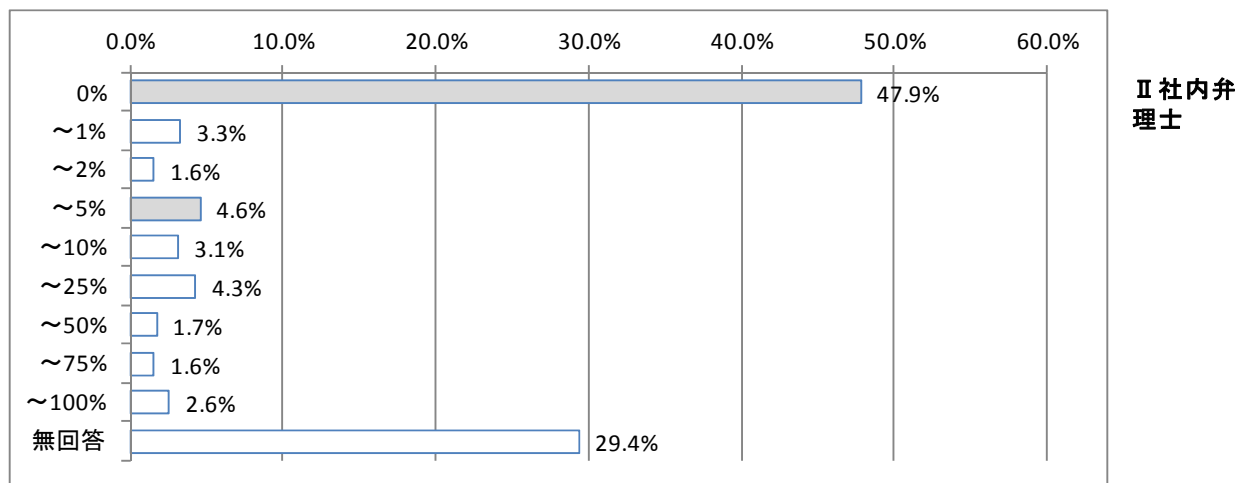
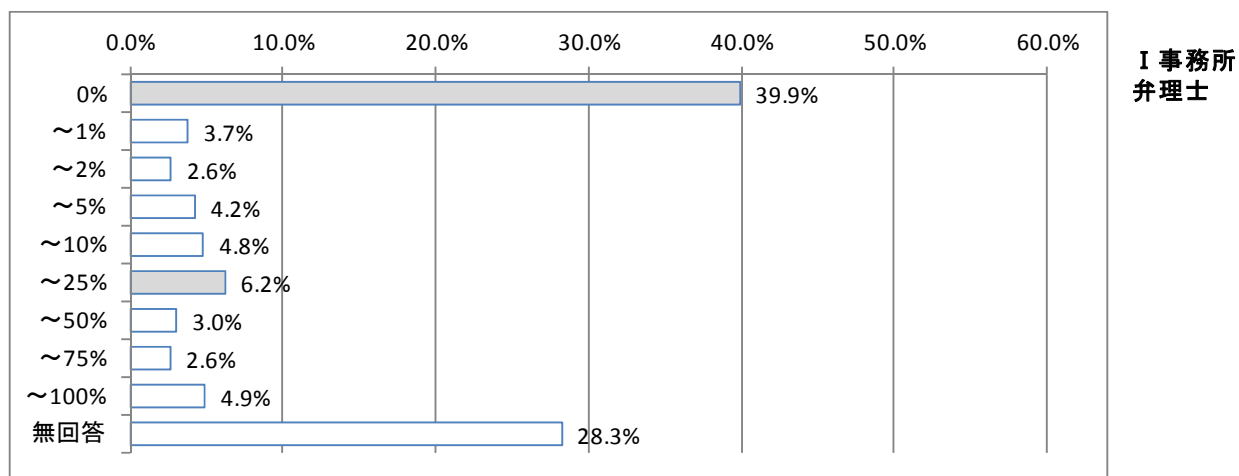
○意匠の割合

		件数		割合	
		I	II	I	II
1	0%	916	372	47.5%	53.1%
2	～1%	89	20	4.6%	2.9%
3	～2%	58	14	3.0%	2.0%
4	～5%	81	36	4.2%	5.1%
5	～10%	80	8	4.1%	1.1%
6	～25%	58	14	3.0%	2.0%
7	～50%	15	3	0.8%	0.4%
8	～75%	8	3	0.4%	0.4%
9	～100%	17	3	0.9%	0.4%
無回答		609	227	31.6%	32.4%
回答者数		1,929	700		



○商標の割合

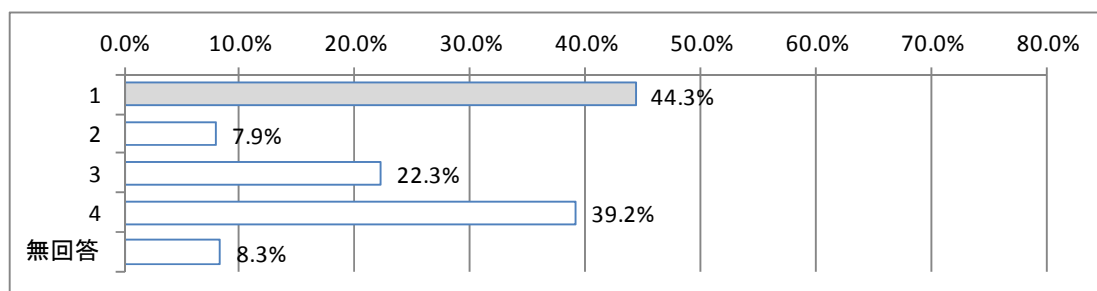
		件数		割合	
		I	II	I	II
1	0%	770	335	39.9%	47.9%
2	～1%	72	23	3.7%	3.3%
3	～2%	51	11	2.6%	1.6%
4	～5%	81	32	4.2%	4.6%
5	～10%	92	22	4.8%	3.1%
6	～25%	119	30	6.2%	4.3%
7	～50%	58	12	3.0%	1.7%
8	～75%	50	11	2.6%	1.6%
9	～100%	94	18	4.9%	2.6%
無回答		545	206	28.3%	29.4%
回答者数		1,929	700		



問2 下記の業務を受任したことがありますか。該当する欄に○を付けてください。なお、社内弁理士の方は、各業務を担当したことがあれば○を付けてください。

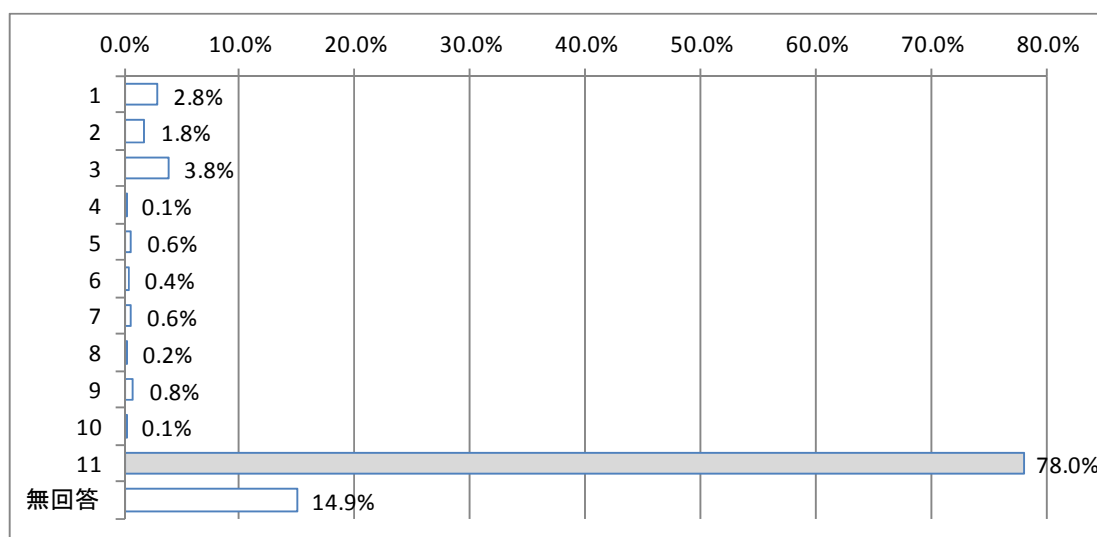
(1) 登録後の審判(無効、訂正、取消)・商標の登録異議申立手続の代理(弁理士法第4条第1項)

	件数	割合
1 (a)特許・実用新案	1,169	44.3%
2 (b)意匠	209	7.9%
3 (c)商標	588	22.3%
4 (d)受任なし	1,033	39.2%
無回答	219	8.3%
回答者数	2,637	



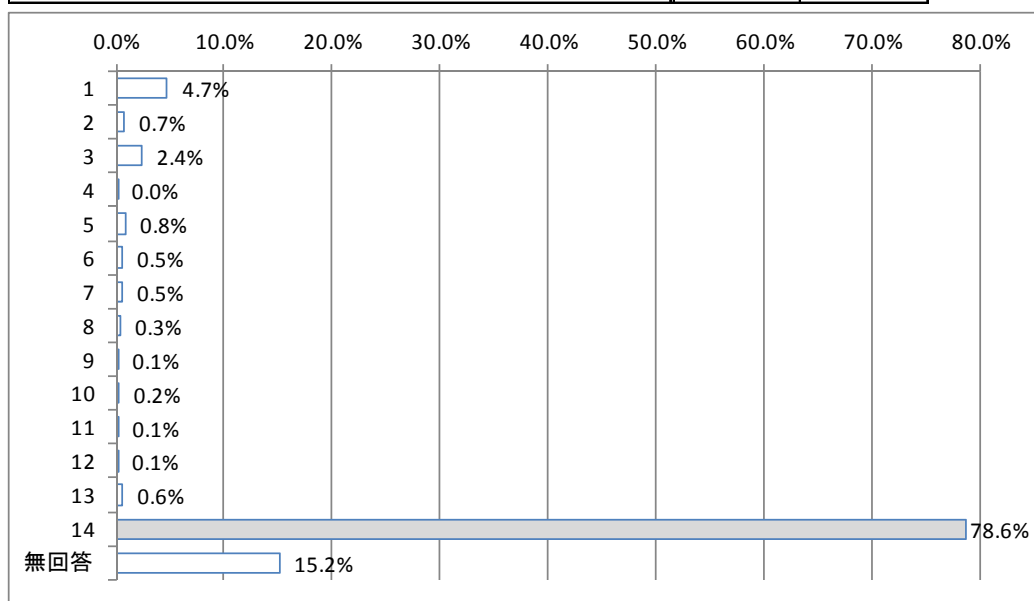
(2) 税関での輸出入差止申立手続の代理等(弁理士法第4条第2項第1号)

	件数	割合
1 (a)特・実	75	2.8%
2 (b)意匠	47	1.8%
3 (c)商標	100	3.8%
4 (d)回路配置	3	0.1%
5 (e)特定不正競争(不競法2条1項)1号	16	0.6%
6 (e)特定不正競争(不競法2条1項)2号	10	0.4%
7 (e)特定不正競争(不競法2条1項)3号	15	0.6%
8 (e)特定不正競争(不競法2条1項)10,11号	5	0.2%
9 (f)著作権	21	0.8%
10 (g)育成者権	3	0.1%
11 (h)受任なし	2,056	78.0%
無回答	394	14.9%
回答者数	2,637	



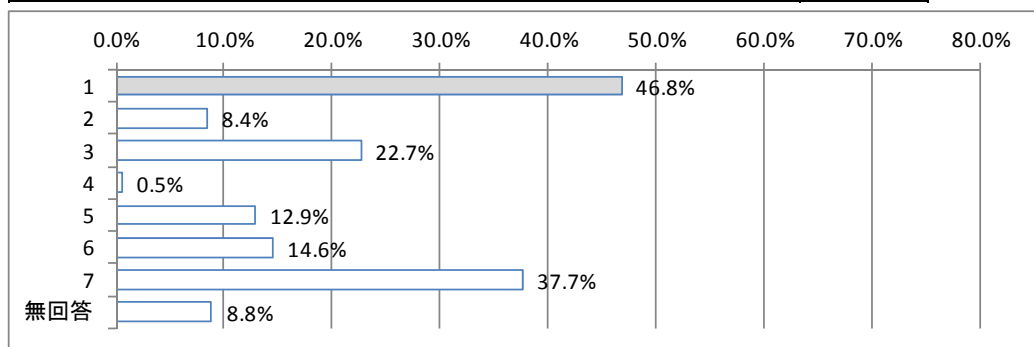
(3) 裁判外紛争解決手続(ADR: 仲裁、調停、あっせん)の代理(弁理士法第4条第2項第2号)

	件数	割合
1 (a)特・実	125	4.7%
2 (b)意匠	19	0.7%
3 (c)商標	62	2.4%
4 (d)回路配置	1	0.0%
5 (e)特定不正競争(不競法2条1項)1号	22	0.8%
6 (e)特定不正競争(不競法2条1項)2号	14	0.5%
7 (e)特定不正競争(不競法2条1項)3号	14	0.5%
8 (e)特定不正競争(不競法2条1項)4~9号	9	0.3%
9 (e)特定不正競争(不競法2条1項)12号	3	0.1%
10 (e)特定不正競争(不競法2条1項)13号	6	0.2%
11 (e)特定不正競争(不競法2条1項)14号	3	0.1%
12 (e)特定不正競争(不競法2条1項)15号	2	0.1%
13 (f)著作権	15	0.6%
14 (g)受任なし	2,072	78.6%
無回答	400	15.2%
回答者数	2,637	



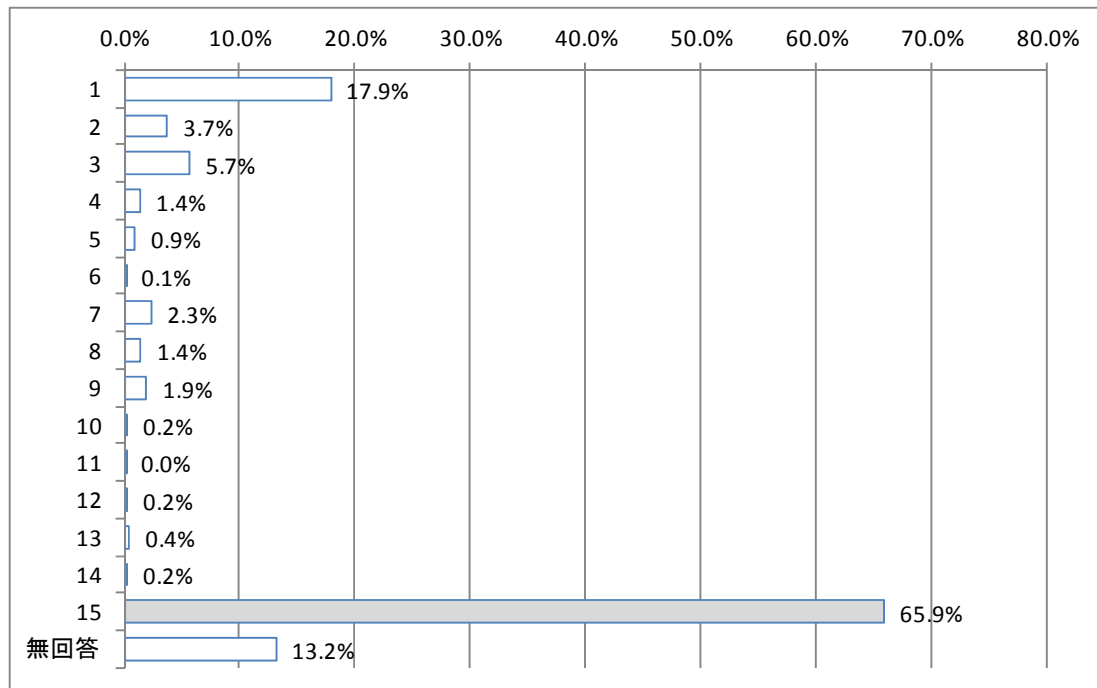
(4) ライセンス等契約の代理・媒介・相談(弁理士法第4条第3項)

	件数	割合
1 (a)特許・実用新案	1,234	46.8%
2 (b)意匠	221	8.4%
3 (c)商標	598	22.7%
4 (d)回路配置	13	0.5%
5 (e)著作権	341	12.9%
6 (f)技術上の秘密	384	14.6%
7 (g)受任なし	993	37.7%
無回答	233	8.8%
回答者数	2,637	



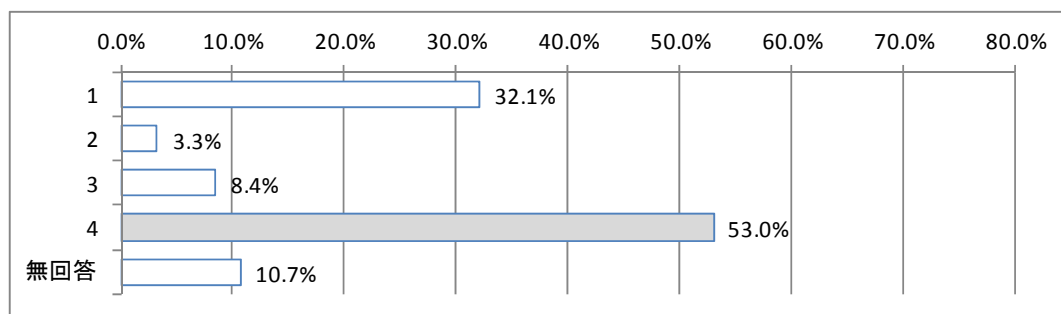
(5) 補佐人業務(弁理士法第5条)

	件数	割合
1 (a)特・実	472	17.9%
2 (b)意匠	98	3.7%
3 (c)商標	149	5.7%
4 (d)PCT出願	36	1.4%
5 (e)マドプロ出願	24	0.9%
6 (f)回路配置	2	0.1%
7 (g)特定不正競争(不競法2条1項)1号	61	2.3%
8 (g)特定不正競争(不競法2条1項)2号	38	1.4%
9 (g)特定不正競争(不競法2条1項)3号	51	1.9%
10 (g)特定不正競争(不競法2条1項)4～9号	6	0.2%
11 (g)特定不正競争(不競法2条1項)12号	1	0.0%
12 (g)特定不正競争(不競法2条1項)13号	6	0.2%
13 (g)特定不正競争(不競法2条1項)14号	11	0.4%
14 (g)特定不正競争(不競法2条1項)15号	6	0.2%
15 (h)受任なし	1,738	65.9%
無回答	348	13.2%
回答者数	2,637	



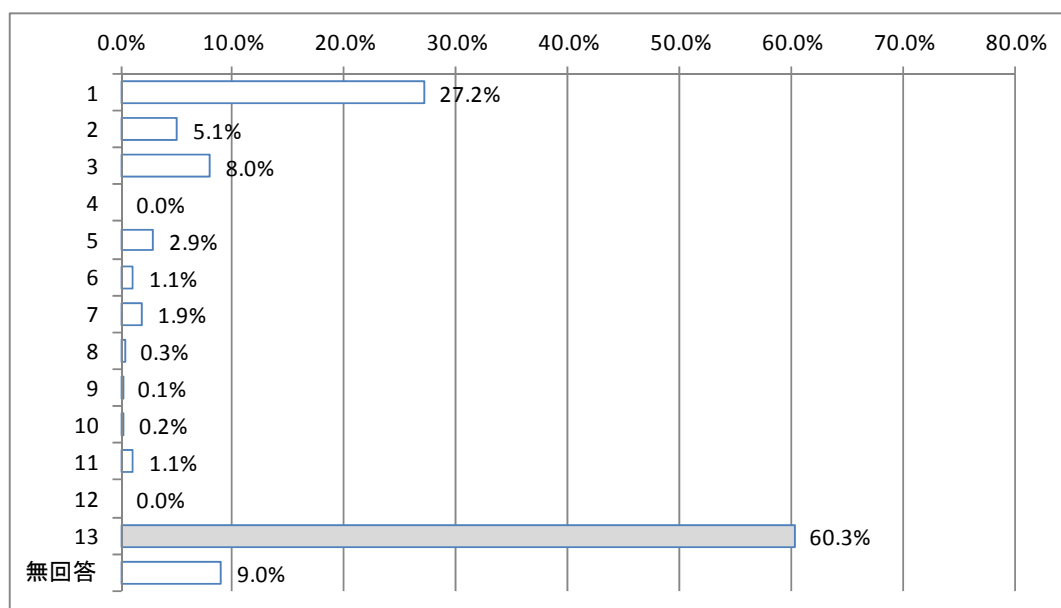
(6) 審決取消訴訟の代理(弁理士法第6条)

	件数	割合
1 (a)特許・実用新案	847	32.1%
2 (b)意匠	86	3.3%
3 (c)商標	222	8.4%
4 (d)受任なし	1,397	53.0%
無回答	283	10.7%
回答者数	2,637	



(7) 特定侵害訴訟の代理(弁理士法第6条の2)

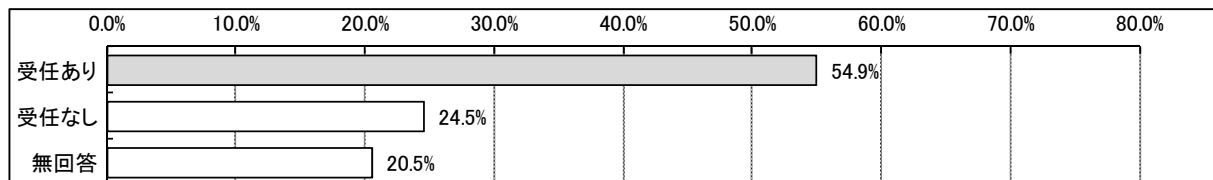
	件数	割合
1 (a)特・実	242	27.2%
2 (b)意匠	45	5.1%
3 (c)商標	71	8.0%
4 (d)回路配置	0	0.0%
5 (e)特定不正競争(不競法2条1項)1号	26	2.9%
6 (e)特定不正競争(不競法2条1項)2号	10	1.1%
7 (e)特定不正競争(不競法2条1項)3号	17	1.9%
8 (e)特定不正競争(不競法2条1項)4~9号	3	0.3%
9 (e)特定不正競争(不競法2条1項)12号	1	0.1%
10 (e)特定不正競争(不競法2条1項)13号	2	0.2%
11 (e)特定不正競争(不競法2条1項)14号	10	1.1%
12 (e)特定不正競争(不競法2条1項)15号	0	0.0%
13 (f)受任なし	537	60.3%
無回答	80	9.0%
回答者数(付記弁理士のみ計上)	891	



問3 下記の業務を受任したことがありますか。また、今後受任したい業務はありますか。該当する欄に○を付けてください。なお、社内弁理士の方は、各業務を担当したことがあれば○を付けてください。

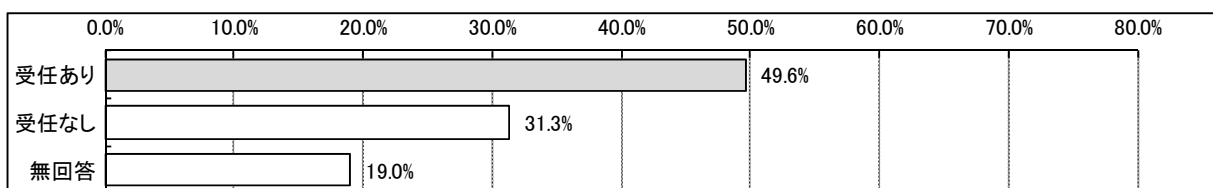
1. 事業化を展望した開発、知財戦略についての相談

	件数	割合
a 受任あり	1,449	54.9%
b 受任なし	647	24.5%
無回答	541	20.5%
回答者数	2,637	



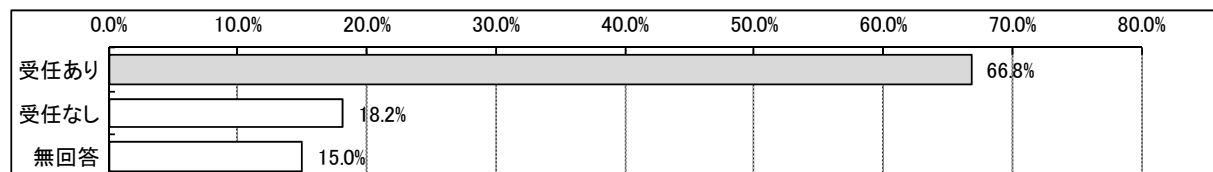
2. 企業内における知的財産の管理方法に関する相談

	件数	割合
a 受任あり	1,309	49.6%
b 受任なし	826	31.3%
無回答	502	19.0%
回答者数	2,637	



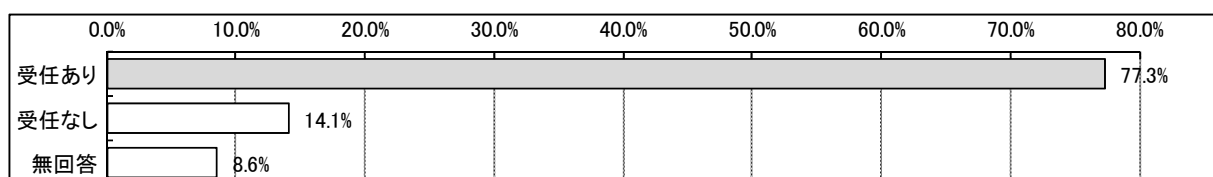
3. 発明、意匠の発掘や創出に関する相談

	件数	割合
a 受任あり	1,763	66.8%
b 受任なし	479	18.2%
無回答	396	15.0%
回答者数	2,638	



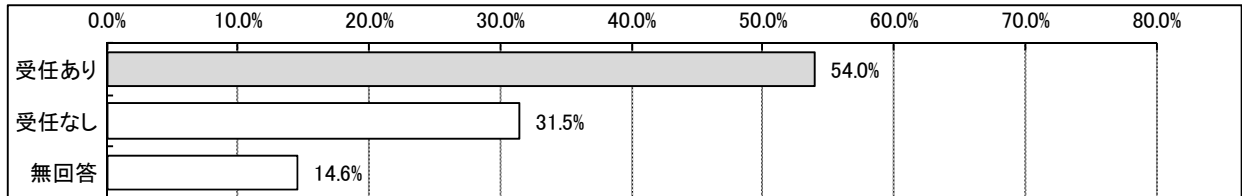
4. 国内の先行技術、先行意匠、先行商標の調査

	件数	割合
a 受任あり	2,039	77.3%
b 受任なし	372	14.1%
無回答	226	8.6%
回答者数	2,637	



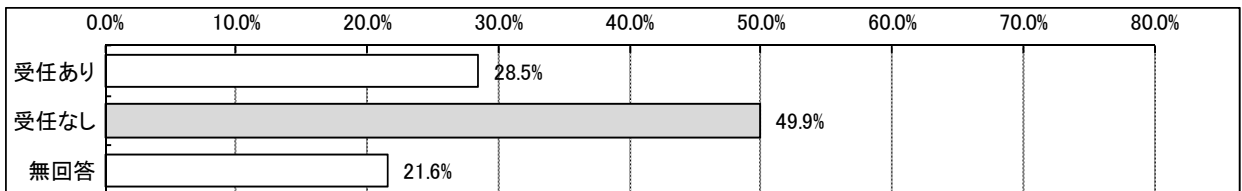
5. 外国の先行技術、先行意匠、先行商標の調査

	件数	割合
a 受任あり	1,424	54.0%
b 受任なし	831	31.5%
無回答	385	14.6%
回答者数	2,637	



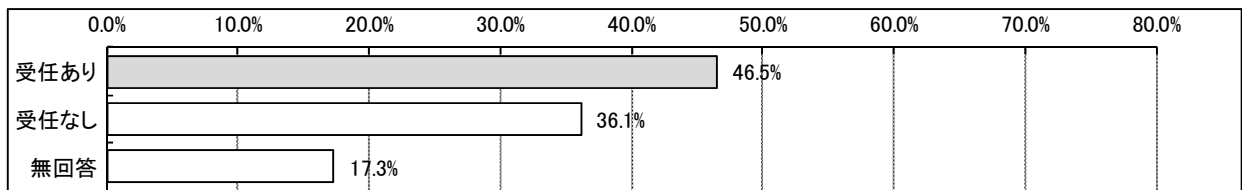
6. 営業秘密の管理に関する相談

	件数	割合
a 受任あり	751	28.5%
b 受任なし	1,317	49.9%
無回答	569	21.6%
回答者数	2,637	



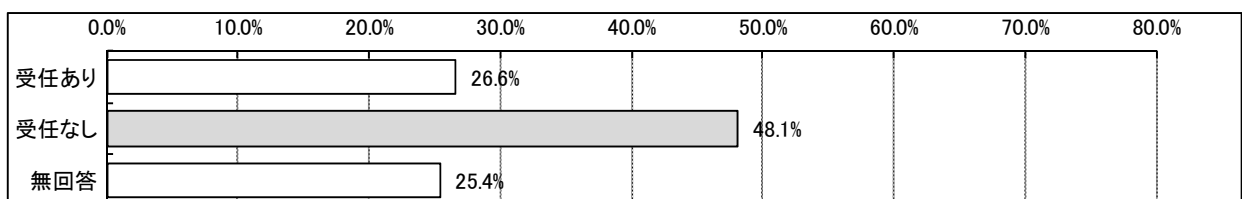
7. 先使用权に関する相談

	件数	割合
a 受任あり	1,227	46.5%
b 受任なし	953	36.1%
無回答	457	17.3%
回答者数	2,637	



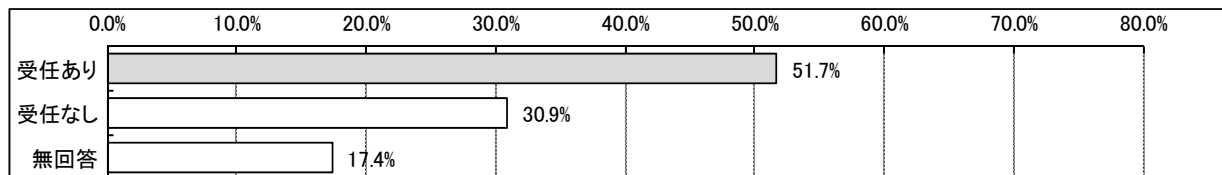
8. 知的財産の価値評価

	件数	割合
a 受任あり	701	26.6%
b 受任なし	1,268	48.1%
無回答	670	25.4%
回答者数	2,637	



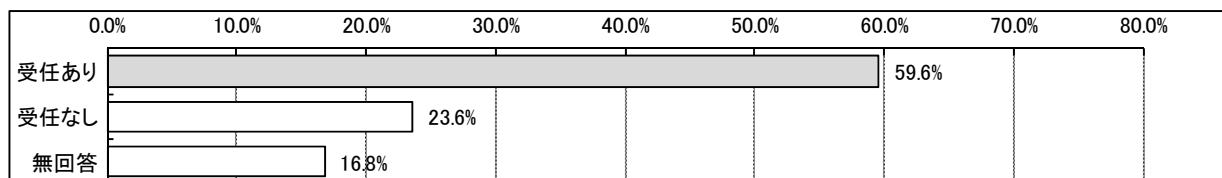
9. 権利維持の判断に関する相談

	件数	割合
a 受任あり	1,364	51.7%
b 受任なし	815	30.9%
無回答	458	17.4%
回答者数	2,637	



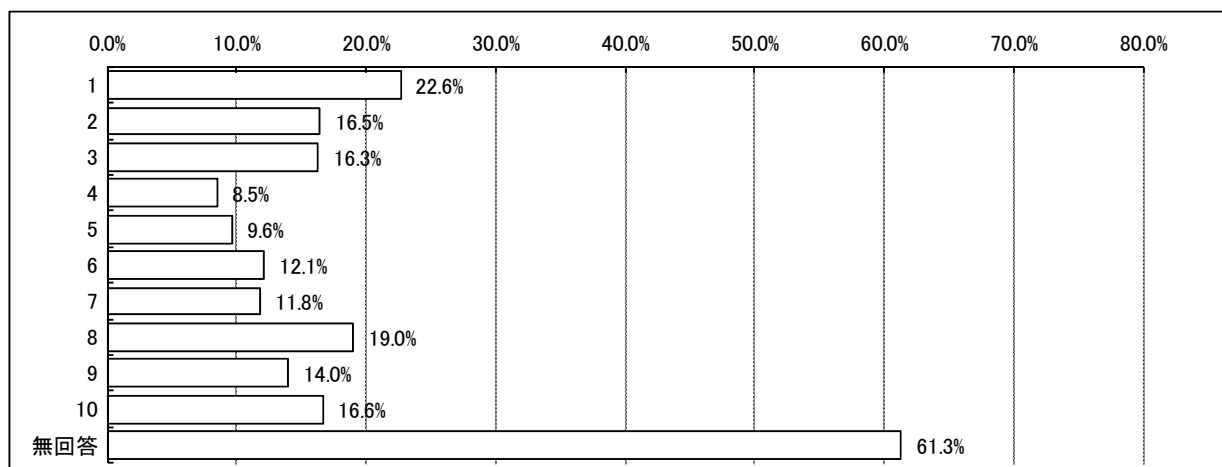
10. 知的財産に関する教育、啓発

	件数	割合
a 受任あり	1,572	59.6%
b 受任なし	623	23.6%
無回答	442	16.8%
回答者数	2,637	



(c) 今後受任したい

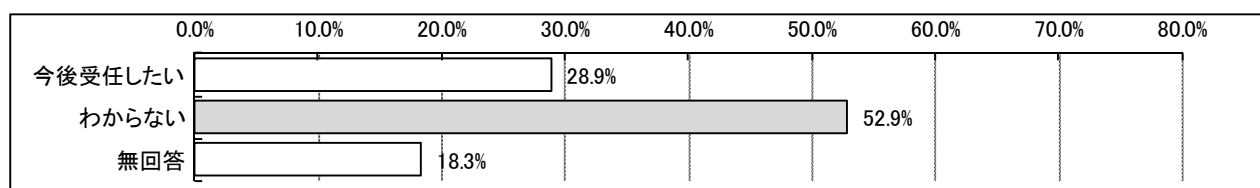
	件数	割合
1 事業化を展望した開発、知財戦略についての相談	597	22.6%
2 企業内における知的財産の管理方法に関する相談	434	16.5%
3 発明、意匠の発掘や創出に関する相談	430	16.3%
4 国内の先行技術、先行意匠、先行商標の調査	224	8.5%
5 外国の先行技術、先行意匠、先行商標の調査	254	9.6%
6 営業秘密の管理に関する相談	320	12.1%
7 先使用権に関する相談	311	11.8%
8 知的財産の価値評価	501	19.0%
9 権利維持の判断に関する相談	369	14.0%
10 知的財産に関する教育、啓発	439	16.6%
無回答	1,617	61.3%
回答者数	2,637	



問4 現在は弁理士法に規定された業務範囲でないが、もし規定されていたら今後受任したい業務はありますか。該当する欄に○を付けてください。なお、社内弁理士の方は、規定されていたら担当したい業務があれば○を付けてください。

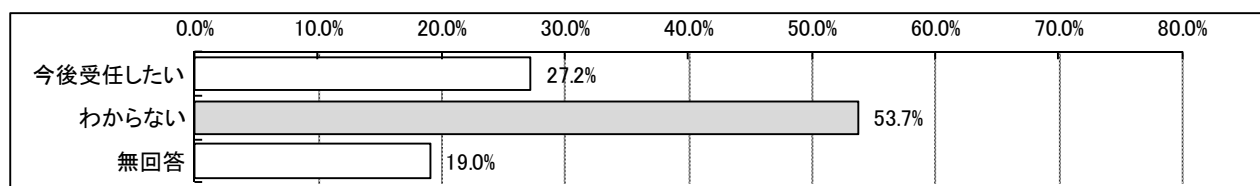
(1)意匠・商標に係る営業秘密のうち営業上の情報の侵害に関する税関手続の代理、ADR手続の代理、補佐人業務、訴訟代理(不競法第2条第1項第4～9号関係)

	件数	割合
a 今後受任したい	761	28.9%
b わからない	1,394	52.9%
無回答	483	18.3%
回答者数	2,637	



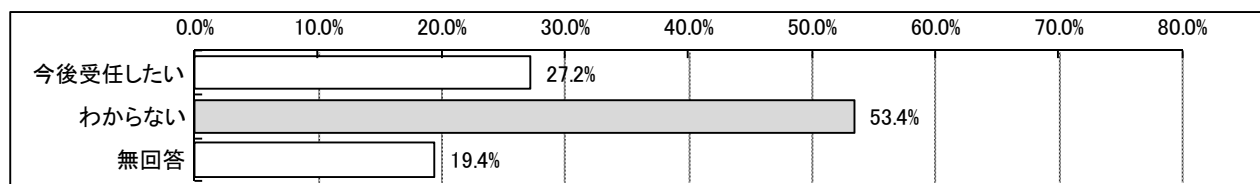
(2)技術的制限手段に対する不正に関するADR手続の代理、補佐人業務、訴訟代理(同10・11号関

	件数	割合
a 今後受任したい	718	27.2%
b わからない	1,417	53.7%
無回答	502	19.0%
回答者数	2,637	



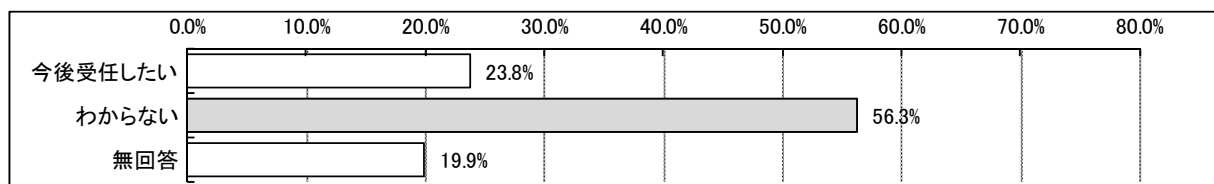
(3)品質、製造方法等の誤認惹起表示のうち商標以外(特許、実用新案、意匠)の表示に関する税関手続の代理、ADR手続の代理、補佐人業務、訴訟代理(同13号関係)

	件数	割合
a 今後受任したい	717	27.2%
b わからない	1,408	53.4%
無回答	512	19.4%
回答者数	2,637	



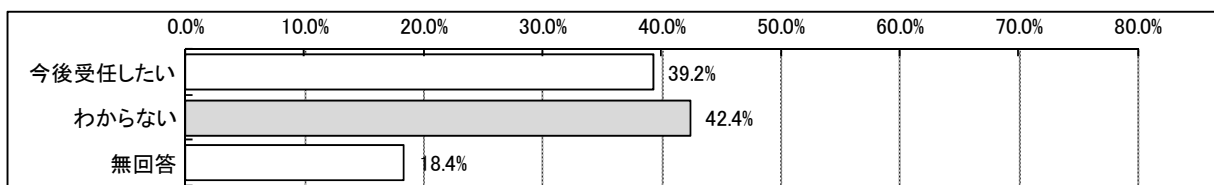
(4)競争者信用毀損行為のうち特許、実用新案、意匠、商標、回路配置、技術上の秘密以外についての行為に関するADR手続の代理、補佐人業務、訴訟代理(同14号関係)

	件数	割合
a 今後受任したい	627	23.8%
b わからない	1,484	56.3%
無回答	526	19.9%
回答者数	2,637	



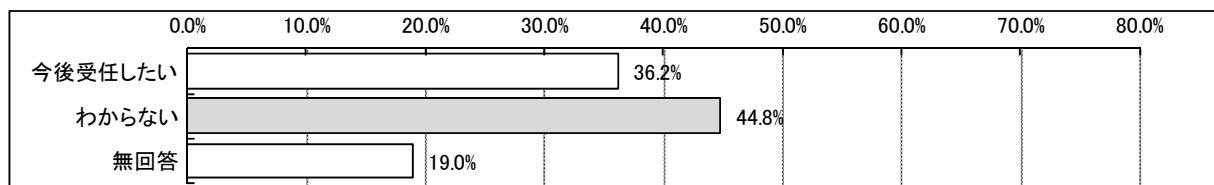
(5)著作物の登録手続の代理

	件数	割合
a 今後受任したい	1,035	39.2%
b わからない	1,118	42.4%
無回答	484	18.4%
回答者数	2,637	



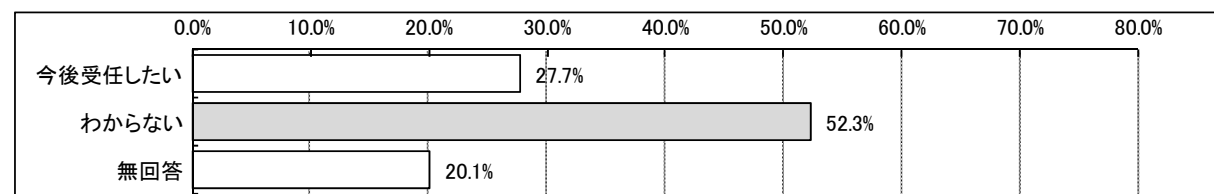
(6)著作物についての補佐人業務、侵害訴訟の代理

	件数	割合
a 今後受任したい	955	36.2%
b わからない	1,182	44.8%
無回答	500	19.0%
回答者数	2,637	



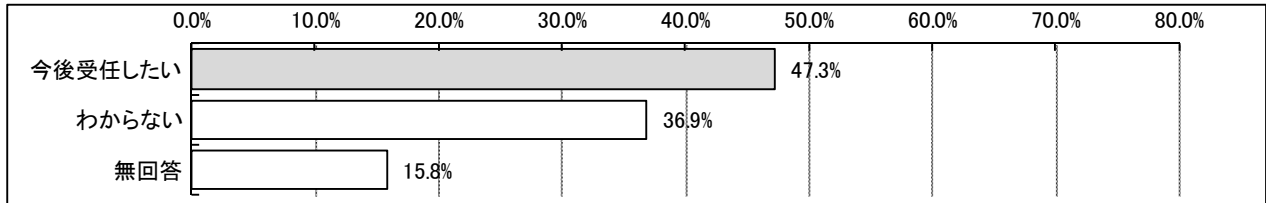
(7)品種登録出願手続の代理、育成者権についての手続の代理(移転、専用利用権の設定等)、侵害訴訟の代理

	件数	割合
a 今後受任したい	730	27.7%
b わからない	1,378	52.3%
無回答	529	20.1%
回答者数	2,637	



(8)特許庁の行政処分(特許庁との手続についての却下処分等)に対する異議申立又は審査請求の結果に不服がある場合の行政訴訟の代理

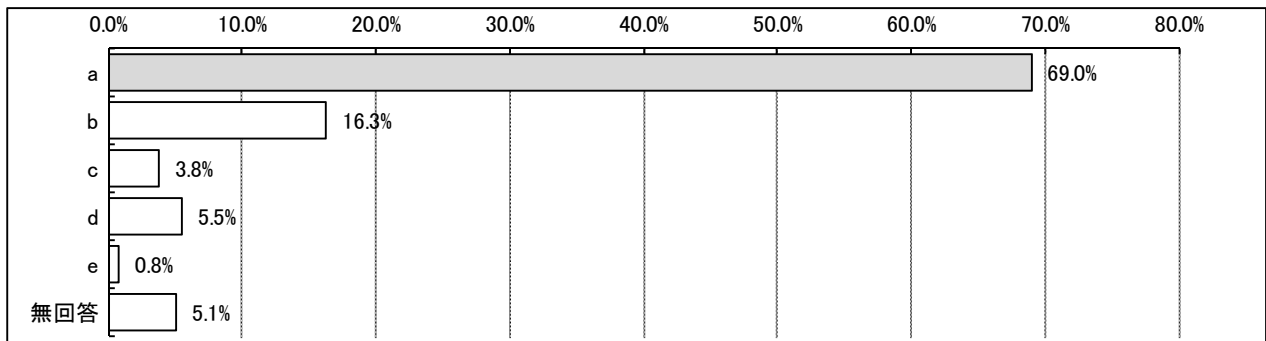
	件数	割合
a 今後受任したい	1,247	47.3%
b わからない	973	36.9%
無回答	417	15.8%
回答者数	2,637	



問5 特許庁へ提出する下記(1)～(4)の書類のドラフト(草稿)を最も多く作成する作成者はどなたですか。下記の者(「弁理士」、「弁理士事務所の補助者」等)の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、該当する欄に○を付けてください。

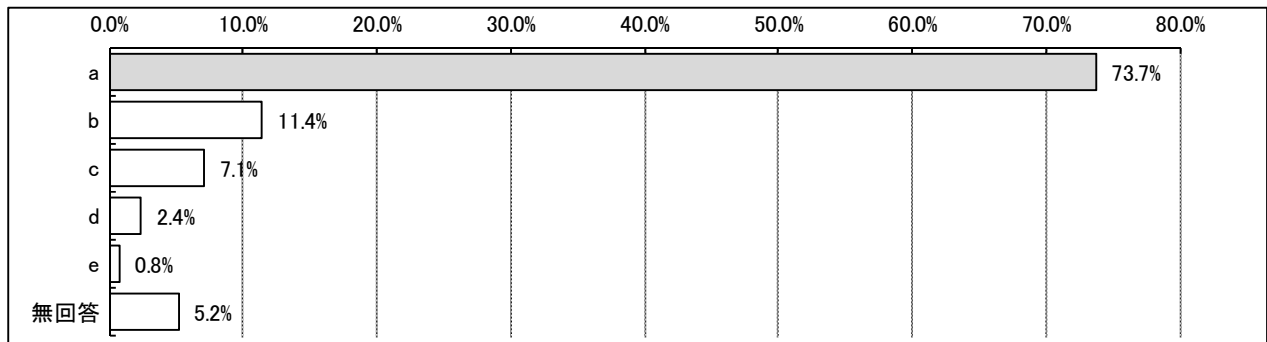
(1)明細書

	件数	割合
a 弁理士	1,819	69.0%
b 弁理士事務所の補助者	430	16.3%
c 依頼主の知財担当者	101	3.8%
d 発明者	146	5.5%
e その他	22	0.8%
無回答	134	5.1%
回答者数	2,637	



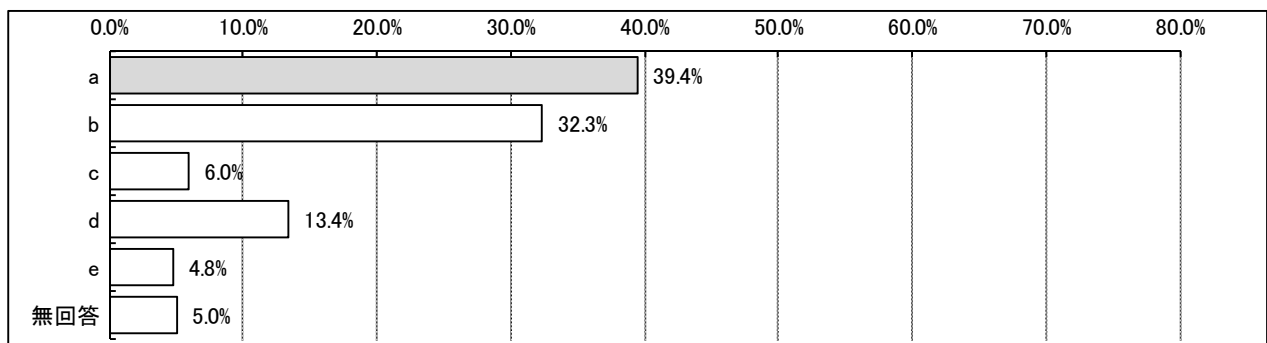
(2)特許請求の範囲

	件数	割合
a 弁理士	1,943	73.7%
b 弁理士事務所の補助者	301	11.4%
c 依頼主の知財担当者	187	7.1%
d 発明者	63	2.4%
e その他	20	0.8%
無回答	136	5.2%
回答者数		2,637



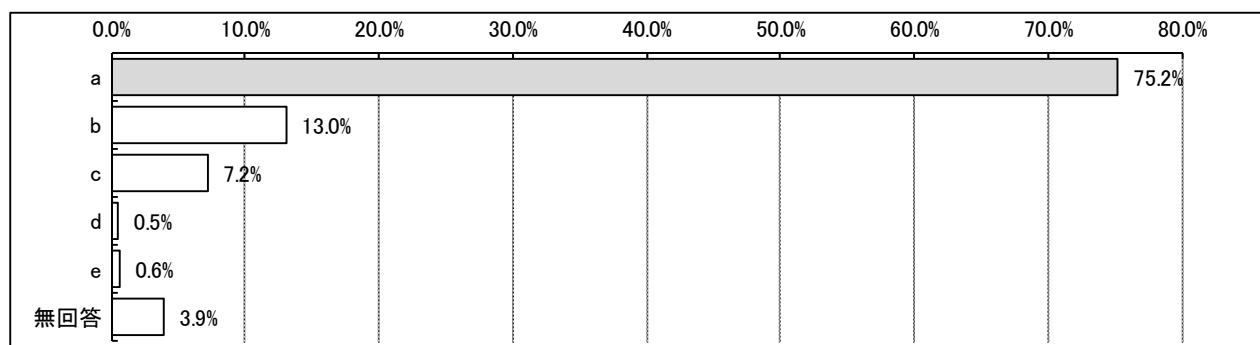
(3)図面

	件数	割合
a 弁理士	1,040	39.4%
b 弁理士事務所の補助者	853	32.3%
c 依頼主の知財担当者	157	6.0%
d 発明者	353	13.4%
e その他	126	4.8%
無回答	133	5.0%
回答者数		2,637



(4)中間処理等における意見書や補正書

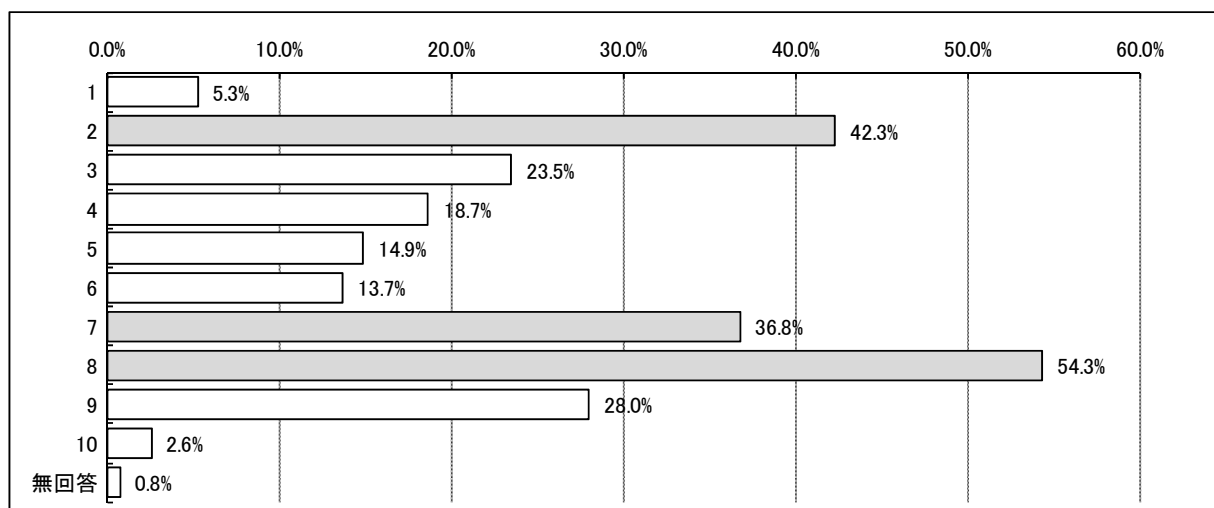
	件数	割合
a 弁理士	1,983	75.2%
b 弁理士事務所の補助者	344	13.0%
c 依頼主の知財担当者	190	7.2%
d 発明者	14	0.5%
e その他	17	0.6%
無回答	104	3.9%
回答者数		2,637



Ⅱ. 弁理士制度の見直しに関して

問6 弁理士制度全般の見直しについてお聞きします。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	件数	割合
1 見直す必要はない	139	5.3%
2 企業活動の国際化への対応の観点で見直すべき	1,116	42.3%
3 発明等の発掘から活用まで一貫した知財管理への対応の観点で見直すべき	620	23.5%
4 技術・デザイン・ブランド等を含めた総合的な知財管理への対応の観点で見直すべき	493	18.7%
5 技術の高度化・複合化への対応の観点で見直すべき	393	14.9%
6 工業所有権法の周辺法分野への対応の観点で見直すべき	361	13.7%
7 試験や研修等による弁理士の質の担保の観点で見直すべき	970	36.8%
8 弁理士の数の適正化の観点で見直すべき	1,433	54.3%
9 弁理士の業務範囲の拡大の観点で見直すべき	739	28.0%
10 その他	68	2.6%
無回答	20	0.8%
回答者数	2,637	



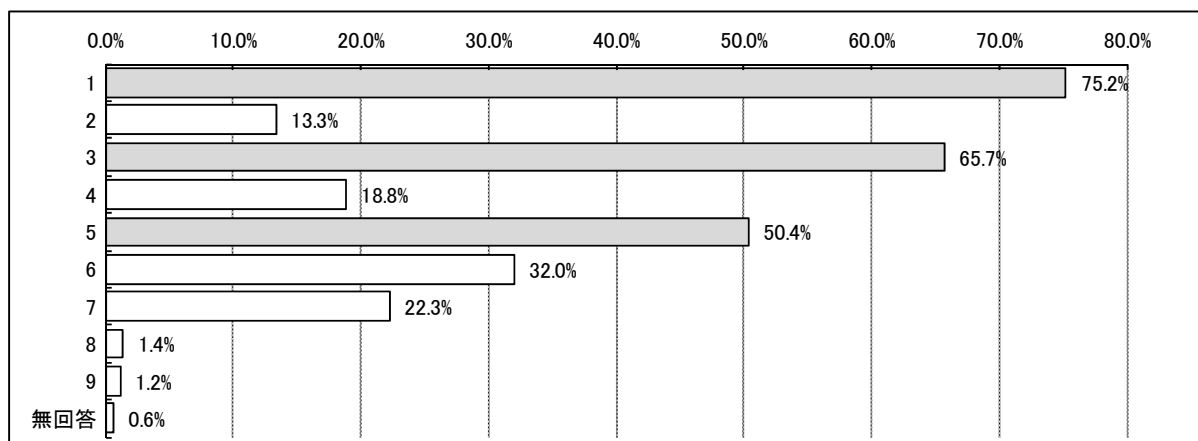
その他：・ Idea開発の体系的創設性への試み。

- ・ 代理人としての会話力、倫理道徳性、社交性も見るべき。
- ・ 弁理士制度そのものの存在意義の有無を検討した方がよい。
- ・ 制度の要否を含め、抜本的に見直してみたい。特許弁理士、商標弁理士といった専門弁理士制度もクライアント側から見るとかなり合理的。
- ・ 制度の見直しで解決できない。
- ・ 多様性(国際化の対応も含め)が受けられる様に見直すべき 国際化だからといって、全ての弁理士を強制的に国際化すべきでない。多様性を重視すべき。
- ・ 非弁行為に対する厳罰化。対価の有無を問わない形への改正。
- ・ 弁理士の名義貸しを厳格に無くすように見直すべき。
- ・ 弁理士の補助者が実質的に明細書を作成し、顧客と対応するような実質的な非弁行為が多く行われていることを聞くが、そのようなことは禁止すべき。
- ・ 特許技術者(補助者)が特許庁審査官と電話等で対応できるようにすべき！！現状は審査官が拒否するので大変不便である。
- ・ 企業内弁理士の強化育成に取り組むべき。
- ・ 社内弁理士は不要だと思う。社内弁理士の場合の弁理士登録料を引き上げて、事務所勤務の登録料を下げるべきだ。社内弁理士の「代理」の意味があまりないと思う。弁理士試験が簡単になりすぎて、弁理士がふえすぎです。ふえてよかったという話を聞いたことはない。他士業(会計士、弁護士)も同様。
- ・ 社内弁理士という受け皿が安定した収入につながっている事実を直視して、見直すべき。
- ・ 金もうけ主義的発想を止め、専門家に徹すること。
- ・ 法人名称を「弁理士法人」とすべき。
- ・ 弁理士の報酬について見直すべき。
- ・ 実務能力を有するか否かで弁理士資格を見直すべき。

- ・付記弁理士制度を社会から認められる実質のある制度にしてほしい。特許弁護士として社会から認められる試験にし狭き門にする。
- ・弁理士試験を難しくするべき。
- ・グローバルネットワーク時代に対応して国際的に活動を支援する観念で見直すべき(特にUS秘匿特権)。
- ・試験や研修等によっては弁理士の質を担保できないことを理解すべき。
- ・業務範囲の拡大は実情に合わない。
- ・知財のみならず、経営や産業政策まで広大した観点で見直すべき。
- ・分野毎に資格を細分化すべき。
- ・最近の弁理士は技術がわからない者が多いのでその欠陥を補充する制度。
- ・手数料について旧制度に戻すべき。
- ・弁理士が適正な利益を得られるよう見直すべき。
- ・社外取締役のメンバーに必須とする(業界により)。
- ・職場の人事権、管理権がないから肩身が狭く、弁理士業務を行い難い。どうにかならないか。
- ・外国での訴訟で、企業の利益を守れる弁理士の制度。
- ・コンフリクトの見直し。
- ・国益の観点で見直し。
- ・出願審査請求費用の大幅低減による出願の増加。
- ・無能な古参弁理士を排除する制度を導入する。
- ・付記弁理士は役に立たない制度のため廃止すべき。
- ・実務能力のない弁理士の排除。
- ・審査官上がりの登録や弁護士の当然弁理士登録の廃止。
- ・技術の事業化促進の観点で見直すべき。
- ・弁理士が海外で仕事ができるような環境作りと資金支援システムの構築。
- ・弁護士制度の見直しと併せて行うべきである。
- ・「弁理士」の存在のアピール 広報活動。
- ・弁護士とその他士業の業務範囲に区別をつけるべき。
- ・外国出願業務を弁理士の独占業務とするよう見直すべき。
- ・明細書の作成を弁理士のみの専権事項であることを明文化する。
- ・出願件数減少、弁理士数の増加による料金の低下に危惧する。企業内弁理士ですが、同じ弁理士として、このような現状は望まない。
- ・弁理士が単独で訴訟代理できるように見直すべき。
- ・補助者の業務制限。
- ・代理業を営まない企業弁理士等の資格保持者に対する制限。
- ・弁理士の基礎学力の担保(理系科目)。
- ・弁理士報酬の適正化。不当な安値の排除。
- ・外国代理人とのやりとりの業務は、「弁理士資格」又は「本人」以外できないようにするべきではないか。代理人資格を有さない人が、外国代理人とレターのやりとりをして生計を立てているという話を複数聞いたことがある。
- ・研修自体に反対はしないが「義務研修」は止めるべき。我々は顧客に対して最高のサービスを提供することが至上命令であるところ、研修の義務化によって多大な時間を割くことに非常な疑問を感じる。内容的にみても、義務化を肯定する内容はないし、もし、情報を伝えるというのであれば、他に方法はあるはずである。
- ・コンフリクトの要件を緩和すべき。
- ・むやみに数だけ増やすのは意味がない。合格者のうち希望する者は少なくとも特許業界に職を見つけられスキ
- ・弁理士試験の正常化、公平化、透明化(試験官の質の向上)。
- ・8について、飽和状態なので数を減らすべき。
- ・名義貸し行為への厳罰。
- ・弁理士は企業経営にもっと参画すべきであり、その為の能力が必須。
- ・弁理士の形式的代理による出願等手続について大幅に制限すべきだ。
- ・外国制度に通じていること。

問7 日本の弁理士を通じて外国出願、権利取得を行う場合、日本の弁理士に何が求められると思われますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	件数	割合
1 現地代理人との意思疎通能力	1,984	75.2%
2 現地の代理人事情の詳しさ	352	13.3%
3 外国特許法や実務に関する知識	1,732	65.7%
4 外国法制度に適した実務管理能力(例えば、拒絶理由に対する期限管理)	497	18.8%
5 外国特許庁から拒絶理由通知等を受けたときの対処方法に関するアドバイス	1,328	50.4%
6 出願や、拒絶に対する応答のドラフト(草稿)の作成能力	844	32.0%
7 明細書や書類の翻訳の正確性	587	22.3%
8 その他	37	1.4%
9 わからない	31	1.2%
無回答	17	0.6%
回答者数		2,637

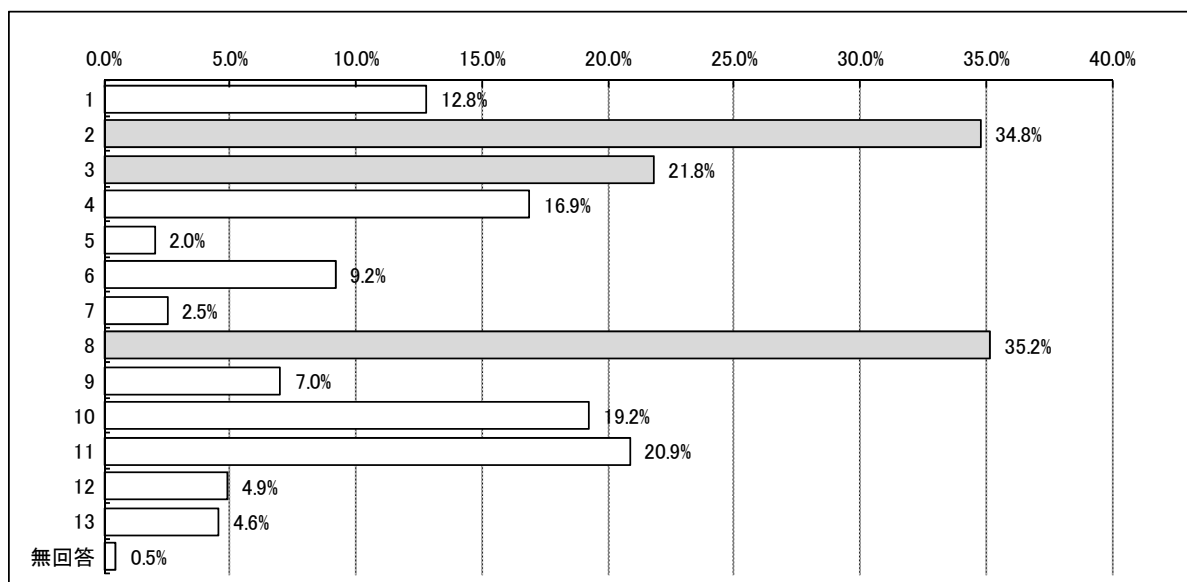


- その他:
- ・ 当該外国の知財needsに対する意気込み、知財Infastructureの度合。
 - ・ 日本側でやることと現地で行うことの作業分担の見直しをつけること。
 - ・ 内外人とのコミュニケーション能力、最低限の英語力。
 - ・ 英語力
 - ・ 英文書類作成能力
 - ・ 発明の内容等の的確な把握力
 - ・ 外国の特許訴訟に関する知識
 - ・ 技術の理解
 - ・ コスト。
 - ・ 処理スピード。
 - ・ 現地の審査事情、国ごとの審査の傾向、審査官の特徴。
 - ・ 秘匿特権attorney-client privilege。
 - ・ 財力
 - ・ 外国向けの明細書、クレーム作成能力 日本用の明細書クレーム流用では不十分なケース多し。
 - ・ 出願の価値
 - ・ 海外における知財ポートフォリオ作りにおける総合的なサポート。
 - ・ 現地人の管理能力
 - ・ クライアントの技術理解。
 - ・ 基礎となる日本明細書の適切さ。
 - ・ 費用対効果の判断基準の提案。
 - ・ 書簡の読解、咀嚼、作成能力、これには語学能力、法知識、技術知識を含む
 - ・ 出願人との意思疎通能力。
 - ・ 弁理士の魅力が薄れている。試験合格者もレベルが下がっている。特に大企業との関係で相対的な地位が下がっている。一方的な安い料金を仕事を投げられており、単なる下請けのようだ。故に、事務所に余裕がなくなっている。やはり、目安となる料金表(報酬額書)は、企業側(経団連とか)と、弁理士会側と特許庁の三者で教護の上作成すべき。中小企業にとっても、料金の目安は大事。
 - ・ ビジネスを成功させるために必要なその国特有の知財事情をアドバイスできる能力
 - ・ ビジネス的センス(顧客のビジネス的な立場を考える弁理士が多い。)
 - ・ 外国経験が必要だと思います。ペーパーでの勉強ではダメ。
 - ・ 明細書の作成を翻訳者に丸投げしない。

試験に関する問8から問12まで削除

問13 研修制度（登録前の実務修習、登録後の継続研修）の見直しについてお聞きます。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	件数	割合
1 見直す必要はない	337	12.8%
2 企業活動の国際化に対応できる人材を育成する方向性で見直すべき	917	34.8%
3 発明等の発掘から活用まで一貫した知財管理への対応ができる人材を育成する方向性で見直すべき	575	21.8%
4 技術・デザイン・ブランド等を含めた総合的な知財管理への対応ができる人材を育成する方向性で見直すべき	445	16.9%
5 他の公的資格、職種経験等を有する多様な人材を育成する方向性で見直すべき	53	2.0%
6 理工系の知識や理解に優れた人材を育成する方向性で見直すべき	242	9.2%
7 法文系の知識や理解に優れた人材を育成する方向性で見直すべき	66	2.5%
8 実務技能に優れた人材を育成する方向性で見直すべき	927	35.2%
9 特定の分野の知識や理解に特に優れた人材を育成する方向性で見直すべき	185	7.0%
10 研修を厳格化し、弁理士、弁理士制度に対するユーザの信頼感を高める方向性で見直すべき	507	19.2%
11 弁理士の自己研鑽に委ねる方向性で見直すべき	550	20.9%
12 その他	129	4.9%
13 わからない	120	4.6%
無回答	13	0.5%
回答者数	2,637	



その他：・ 明細書1本書けない弁理士が沢山いるという。それをなくすべし！

- ・ 弁理士登録に実務経験年数条件を付加し、登録前実務修習を廃止すべき。
- ・ 地方においても中央同様の研修を偏りなく受けられるようにすべき。
- ・ 研修の効果確認のレベルを上げるべき。
- ・ 座学には限界がある。登録後には実務につかせれば良い。
- ・ 実務研修の充実 合格者の実力不足のため。
- ・ 研修によって修得される能力は限界がある。単なる講義は少なくして登録（合格）～3年間ぐらいかけて実務中心の研修としたらどうか。
- ・ コミュニケーション能力の増強に力を入れるべき。
- ・ 特に未経験者を集めて別途研修すべき。
- ・ 知識の伝達だけでなく、文章力、思考力、読解力などを実務に則して行なう司法研修を参考にされたい。
- ・ 会社経営がわかる人材を育成して欲しい。
- ・ 経営やマーケティングの視点からの研修を。
- ・ 現在は広く浅くという方向ですが人数が多いので効果の程がわかりません。もう初期から、かなり選択性にするのもひとつの方法かと思いますが。
- ・ 軽減条件の緩和
- ・ 経験年数の多い弁理士にとって、魅力のある研修を増やして欲しい。
- ・ 実務をしている以上特定の年齢に達すると継続研修が免除されるのはおかしい。80才以上でも登録をしているのであれば義務づけるべき。やらないのならば登録をなくせば足りる。

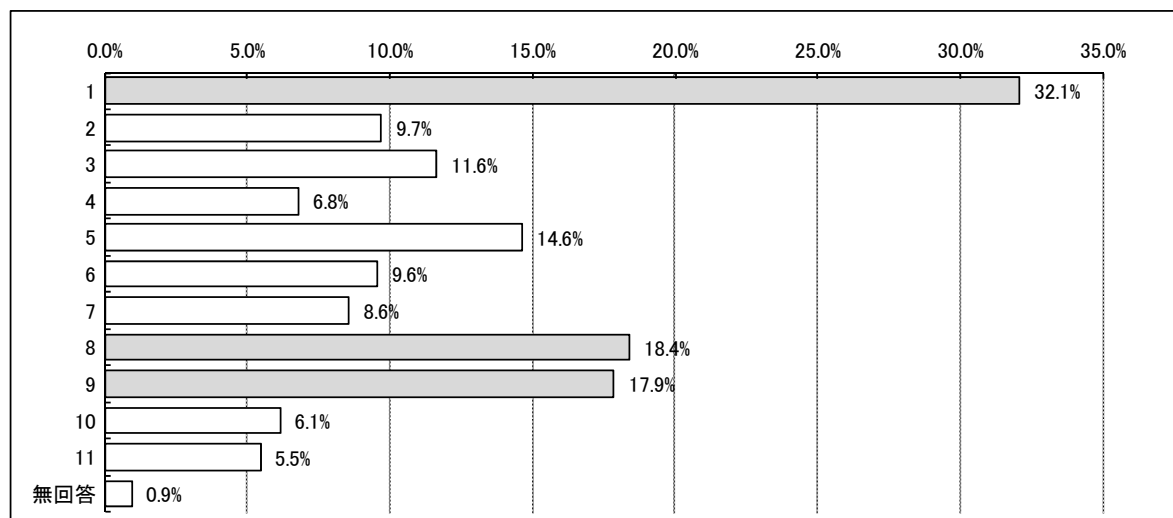
- ・形だけになっている気がする。
- ・eラーニングが多すぎる。
- ・そもそも試験合格後に研修制度がいない。その分試験を難しくするべき。
- ・未経験の弁理士のみを対象とし実務経験の機会を提供する制度とすべき。
- ・年齢に応じた研修時間とする方向性で見直すべき。
- ・現在の必須のものだけで十分。
- ・知財大学院の活用を検討すべき。
- ・研修のすべてが役立つとは思えないが、反対するものではない。実際は業務を通し経験をつむことが最も有効な育成と思います。
- ・研修を増強する必要がある 特に実務修習は時間が不足している。
- ・廃止すべき。暇な弁理士のみが残る。
- ・研修は仕事の負担になるだけ。
- ・弁理士のように即独立できる程度まで実務的な研修をすべき。
- ・弁理士に多様性があってよいと思われる。特定の方向へのみ特化した研修制度でなく、オプション化が望ましい。
- ・コンサルティング能力を問うべき。
- ・実務修習は地方在住者や、知財業務を行っていないものへの障壁になっており、見直すべき。
- ・法の精神にのっとった方向で見直すべき(クライアントの言いなりにならない)。
- ・実務経験のある講師にすべき。
- ・受けたい研修(e-learning以外)があっても、業務との兼ね合いが難しい。
- ・知財管理というよりも、知財戦略をプロデュースできる人材を育成するべき。
- ・幅広く、深くかつ高度に。
- ・研修の選択肢を増やすべき
- ・業務の多様化は必至であり、研究材料の提供等で十分。
- ・周辺事務に関する法改正もすべて必須研修にする。
- ・法改正の研修は登録維持の条件としてもよい。他の研修は自己責任に委ねるべきであるが、弁理士会の対外的ポーズとして多少は能力向上研修をメニュー化してもよい。そもそも弁理士会の研修程度では一人前にはなれない。
- ・弁理士のような2回試験を行ない、能力に欠ける者は登録させないようにすべき。
- ・理工系の知識を必須とするよう見直すべき。
- ・年配者に5年間70時間は多すぎる。
- ・eラーニングで配信する研修を増やすべき(平日昼間に研修に出かける時間がない)。
- ・登録前の実務修習で一定レベルに達しないものは登録を1年先送りにとし、次年度再度同じ実務修習を受けさせるべき。
- ・あまり有用でない研修も多かった 条約外国法などの第一人者を講師にお招きしないと意味がない。
- ・単位の繰り越しができるようにしてほしい。
- ・登録前についてはディスカッション形式での修習をふやし、弁理士同士、同期同士の横のつながりがもてるようにすべき。(司法修習のように)
- ・実務修習に関して、厳格化する必要はないが、レポート不提出や認定基準に満たない者はきちんと(助け舟を出さずに)落とすべきである。現在は甘い。
- ・継続研修は、お勉強と更新チェックという両方の目的が混在している。資格者のレベルをチェックするならばそれに適した研修にすべき。
- ・実務経験者のみを受験資格とすれば原則必要なし。その他ポイント数が多すぎる！！
- ・科目を厳選して、共に必要な科目をじっくり修得させる制度にすべき。
- ・受講期間を柔軟にする方向で見直すべき。
- ・登録前の実務修習は、起案の難易度及び量を下げるか、起案を廃止すべき。
- ・実務修習の課題提出期限を長くすべき。
- ・弁理士の数が多いので自己研鑽しない者は淘汰されるはずそれでよい。
- ・法律知識が不十分な弁理士をなくすべきである。
- ・もっとグローバルな人材の養成。
- ・登録前の研修では受講生に対して講師の数が少なかった。
- ・人としての基本をわきまえた弁理士が増えていこう見直すべき。
- ・明細書の作成を弁理士業務の中核と位置付ける。
- ・実務レベルを高める方向で見直すべき。
- ・倫理研修座学をいつでも受けられるようにする。

- ・ 論理研修の座学研修は廃止するべき。
- ・ 実務に直接関係ない研修(倫理等)の時間を削減すべき。
- ・ 特許調査に関する研修の充実を図るべき。
- ・ 登録後の義務研修機関70Hrs⇒50Hrs程度に低減。
- ・ 継続研修⇒あまり効果なし。
- ・ 受講のための費用が高すぎる、学生に大して減免制度があるべき
- ・ 理工系の弁理士に商標意匠を相談しても、満足した解答が得られず、又、その逆に、商標系の弁理士に、特許の相談をしても、同様。最低ラインの知識は得られるようにするべき。
- ・ 企業ニーズを的確に踏まえた人材を育成する方向性で見直すべき。
- ・ 登録前の修習は実務経験の有無をコースで分けるべき。
- ・ ある程度、自己研鑽が必要であり、そもそも研修で担保できる部分はそれ程多くはないと考えます。
- ・ 登録後の継続研修(例えばeラーニング)をなくすべき。その時間を実務にあてた方がよっぽど有意義です。
- ・ 時間を減らす方向で見直すべき。
- ・ 弁理士の多様化を図ることがよい。個々の専門得意分野に応じて研修は受ければよくシンポジウム等の多方面の研修を受けやすくするため、外部機関の制限は撤廃すべきである。
- ・ 研修者のレベルがバラバラで有効に機能していない。
- ・ コストを下げ会費を安くしてほしい。eラーニングの拡充を 集合教育をへらしてもよいのでは。
- ・ 企業内弁理士増加や知財運用の重要化に対応した内容を追加すべき。
- ・ 例えばゼミ形式。役立つ形にしてほしい。
- ・ 知財経験(従事している業務)によって分けるべき。
- ・ 発明相談に即応可能な公知例調査能力を付ける方向で見直すべき。
- ・ 事務所運営能力を向上させる方向性で見直すべき。
- ・ 「ビジネス」をサポートする観点での知識、技能を。
- ・ 研修内容がばらばらであるため、中級から上級へステップアップできる体系に見直すべきである。
- ・ 試験制度や合格者数の適正化等により、OJTのみで十分な対応ができるような方向性で対応すべき。
- ・ 研修内容をもう少ししぼってもよいのではないかな？。
- ・ 特許事務所の開業、仮言に関する研修がない。
- ・ 継続研修の履修単位を減らすべき。
- ・ 登録前と後を区別して回答させるべき。 前最低レベルの底上げ 後特定分野の突出。
- ・ 登録後の継続研修において、技術経営や知財法等の隣接分野における研修も単位認定の対象にすべき。
- ・ 現在の試験合格の簡単さからすると、前実務修習はもっともっと充実させるべき。一方、後研修は10年を超えると法改正ぐらいを義務化すればよい。
- ・ 廃止すべき。
- ・ 単位の繰り返しができる様にして欲しい。
- ・ 継続研修の単位取得の強制力を弱めるべき。つまり、継続研修を任意化すべき。
- ・ 登録後研修は意識があるが、時間がかかる講義は義務への影響が大きい。
- ・ 実務修習と継続研修を同じ土俵で論ずることは難しい。
- ・ 替玉研修が可能な現行制度を見直すべきである。必須の集合研修以外は全て本人以外の者に対応させることが現行では可能である(e-learningのパスワードを替玉に使わせれば済んでしまう)。
- ・ 無償化すべき。合格して高額の研究(実務修習)を強制するのは悪徳商法に似ている。
- ・ 原則としては自己研鑽に委ねるべきと考えるが、現在の試験制度および合格者数(合格比率)では、登録前の実務修習をどのように見直しても無駄に思える。要は、弁理士としての資質を満たしていない者が合格できる現状では、研修制度をいくら見直しても、良い方向にはならないと考える。
- ・ 登録前修習を厳格化し、可法修習のように(eラーニングではない)講義、演習で対応して最終の修了試験で実務適性を判断すべき。
- ・ 実務能力を有する者(問9の7)を合格者とする事で、登録前の実務修習は不要となる筈。(登録後は、やはり、あった方がよい)。
- ・ 教科書を丸読みしている教官は別の人に交代すべき。
- ・ 会計士等のように登録時に実務を問う試験を導入する。
- ・ 経営能力、営業能力の研修を強化すべき。
- ・ 趣旨には賛同するが、実務修習は負担が大きい。分散化できないか。
- ・ 終了時にテストを設ける。
- ・ 課題クリアの基準をもっと高くすべき(特に実務修習)。
- ・ 登録後の研修は、任意にすべきと思う。(希望者のみ)。
- ・ ディスカッション、プレゼン能力についてもある程度担保するよう見すべき。
- ・ 研修費用の減額の方向性で見直すべき。
- ・ 5年70時間の義務研修は不要。法改正を中心に義務を課すべきで、30時間もあれば充分。実務研鑽の時間が大事。どうでもよい時間つぶしだけの研修は不要。費用対効果を考えるべき。実務をこなしてこそ、真の実力は身につく。
- ・ 弁理士会の会務の重要性を認識してもらえるような内容を追加すべき。弁理士制度の重要性も同様。

- ・ 訴訟力に優れた人材を育成すべき。弁理が日本で訴訟しないから、海外で知財の訴えをする／される場合、企業ほとんどが弁理士でなく弁護士に相談するのが現状。
- ・ 知財戦略を考えられる人材を育成。
- ・ 企業内での実務を習得するインターン制度を設けるべき。
- ・ 制度定着の時期でより早良な見直しは不束と思う。個人的には有用な内容が多い(継続研修)。
- ・ 外国の制度に関する技術、知識の拡充を図るなど。
- ・ 高齢の弁理士が登録継続のために無理して研修を受けている。実務が出来ないのに、登録を維持していることが問題だと感じる。研修受講がその一つのチェックになっているとすれば、現在の研修制度は有効だと思う。

問14 前問で選択肢2～12を選ばれた方にお聞きします。研修制度(登録前の実務修習、登録後の継続研修)を具体的にどう見直せば良いとお考えですか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	件数	割合
1 講座の内容を見直す	846	32.1%
2 講座の修了要件として試験を課す	256	9.7%
3 実務修習、継続研修の修了条件として試験を課す	307	11.6%
4 必要単位数を多くする	179	6.8%
5 必要単位数を少なくする	386	14.6%
6 必須科目を増やす	252	9.6%
7 必須科目を減らす	226	8.6%
8 中級者・上級者向けの明細書作成等の実務研修を義務付ける	485	18.4%
9 実務研修等のOJTを義務付ける	471	17.9%
10 その他	162	6.1%
11 わからない	144	5.5%
無回答	25	0.9%
回答者数		2,637



- その他:
- ・ 外国法令の解釈、外国出願の実務をもっと盛り込む。
 - ・ 他の国の制度説明の講座を増やす。
 - ・ 英語交渉能力。
 - ・ 英文読解、communication skillの研修充実。
 - ・ 条約と外国語
 - ・ e-learningの改善→多様な端末での視聴。
 - ・ 明細書作成実務、外国実務を増やす。
 - ・ 文章を書かせる必要がある。
 - ・ 初級者中級者向けの明細書作成、拒絶理由対応の実務研修を義務付ける。
 - ・ 今はあれもこれもと必要単位数が多すぎる。(座学e-ラーニング)ので、実務研修に力点を置くためプログラムを見直すべき。
 - ・ 実務研修の充実化。
 - ・ 研修制度は不要(義務研修は)自己責任である。
 - ・ 登録後の継続研修は、弁理士本人の自主性にまかせるべきであり、倫理的な内容と内外国の法律改正に関係する内容のみに絞るべきである。

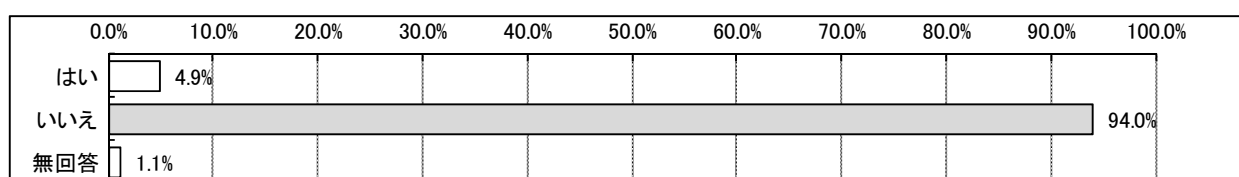
- ・「登録後の継続研修」そのものに疑義を感じている。登録後、何を自己勉強(研鑽)するかは、各人各様である。個人的にはコンピュータの基礎技術を修得したいと思っているが、これは自己の為に自己責任で実行すべきことと考える。
- ・弁理士登録に実務経験年数条件を付加し、登録前実務修習を廃止すべき。
- ・登録後の継続研修制度を廃止する。
- ・研修制度は廃止すべきである。そのことは、講師が最も分かっている筈である。時間、エネルギー、金の浪費は止めるべきである。
- ・弁理士試験の合格者を少なくする代わりに、研修を軽減するのがよい。(現在、合格者が増えすぎたために、質が低下し、研修が必要になってしまっていると思います。)
- ・研修は廃止すると共に、弁理士数を大幅に増やすことで競争を促す。
- ・登録前の実務修習自体が不要。実務経験のない者にとってある程度有益ではあるが、結局は実務経験を積まないで一人前になれないため。したがって実務修習の内容は任意受講とすべき。例えば新人研修に組み込めば良いと考える。
- ・弁理士登録要件としての研修は国が行うべきである。
- ・登録後の研修でもよいのではないか？
- ・研修手当が¥1000/時では低過ぎ、弁理士の給与報酬を引き下げている。
- ・研修単位制度自体の見直し
- ・研修は多く、必須単位は不要。
- ・必須単位数を増やす。
- ・現在の必須課目のみにする。
- ・基礎的な技術系講座の導入、必須化。
- ・選択科目を増やしあらゆるニーズに対応する。
- ・選択の幅を増やし、各人がそれぞれの専門分野、興味分野の知識を伸ばせるようにすべき。
- ・継続研修は、年齢層に応じた研修期間必要単位数とすべき。
- ・質の担保は市場での競争に委ねるべき。企業側は弁理士の実力を判断できるため。
- ・企業弁理士向けの研修がほしい。
- ・外国で勤務先企業が訴訟対応するときに企業内弁理士としていかに企業を防衛すべきかなど企業内弁理士を育成する内容を強く希望します。現行の研修内容は事務所弁理士の観点でのみ行われているように感じます。
- ・ある程度のレベルがある者のみを弁理士にしないと結局価格競争となる。
- ・依頼者からのフィードバックの制度を設ける。
- ・自己の業務に関連した必要な範囲にしぼる。
- ・いわゆる資格マニア的な者が多く弁理士として使命感がない。本当に弁理士になりたい者を育成すべき。そのため、実務的な研修をすべき。
- ・任意参加とする。
- ・必要単位数が多く、単位を稼ぐための受講もしているので質の担保や向上につながるような講座とコマ数を希望する。
- ・単位制度は不要
- ・演習形式の研修を増やす。研修受講免除をなくす。
- ・出席をきびしくcheckし、またレポート提出を多くする。
- ・実務修習は費用時間の点で過度の負担。会社の理解も得られにくい。また、実務の中で習得すべきもの。
- ・義務的でなく自らの意思で自ら希望する分野につき選択した科目を選ばせる。
- ・必須にすべきでない。必須化によって、研修の雰囲気が悪くなったと思う。
- ・受講者が理解しやすい研修内容にすべき。
- ・平日に研修を受けるのは困難。土日開催をふやす方向。
- ・良いところを伸ばす仕組みも必要。
- ・専門分野に特化した研修とすべき。
- ・e-learningのみによる全単位の所得を可能とすべし。
- ・このような部分的な改善ではなく、制度そのものを見直すべき。ex.『弁理士補』の導入。一定年数明細書作成の実務経験を経て、『弁理士』になる。
- ・業務に必要な法的思考を養う基礎訓練。
- ・モデルとそのモデルにあったカリキュラムを組み立てて研修内容を考えべき。
- ・特例を拡大する。
- ・外部機関研修上限の緩和。
- ・民法、民訴法の必修化
- ・様々なテーマの研修バリエーションの充実
- ・だらだらとした講義が多すぎる。倫理研修など単位が多すぎる。
- ・科目が多すぎて消化不良となる現状を見直し、少科目で質の高い研修を行うべき。
- ・他国の制度はどうなっているか比較検討したらどうか？
- ・たとえば、米国法関連の単位を〇個取得すると、称号がもらえる。(期限付き)

- ・ポイントに応じてランク(称号のようなもの)を付与するようにしたらどうか。
- ・弁理士以外の方が講師である研修を増やす。
- ・事務所経営、運営の講座が必要
- ・研修の期間をもっと長く、ポイント数もへらす。
- ・経験と業務分野に応じて選択できるように研修を増加する。
- ・企業弁理士と、事務所弁理士の必須課目をわける(勤務年数で一部免除)。
- ・教科書的な記載や発言(例:審査基準の概要等)は、資料やe-learningの発表原稿から排除し、必要最小限の時間に限って、実務に直接的に役立つ内容のみを集中的に説明するような集合研修を行う。
- ・デキる人ほど受講する時間が取れず、苦しんでいる。
- ・弁理士会マターだが、弁理士向の重点集、Q&Aで対応できる、弁理士の学習意欲の向上。
- ・他工業の講座など対象を拡大してほしい。
- ・周辺法の実務、出願以外の契約や相談等の実務に対応すべき。
- ・特許事務所の弁理士は例えば拒絶応答で減縮でない適切な反論ができるスキルがない人が多い。依頼人の権利を確保するためきちんと応答できるような能力の育成が必要。
- ・実務修習と継続研修をタレレベルで検討できない。今の試験制度であれば、実務修習の終了要件をきびしくすべき。
- ・eラーニング廃止。映像を流しっぱなしにできるので。
- ・弁理士が行う業務が多様化しているため、特定の業務に関する研修の義務付けには反対。
- ・e-learning講師の話すスピードが遅い。倍速再生機能を付けるべき。
- ・特許&意匠と商標で資格制度を区別したうえで、研修内容を見直す。
- ・登録前の企業のインターン研修を検討する。
- ・継続研修の講師単位や外部機関研修単位の上限廃止。
- ・登録後の継続研修の罰則を強化すべき。
- ・研修でなく、自発的な勉強を促す。
- ・外部機関の制限の撤廃。
- ・短答試験と論文を同日に行い論文合格発表を早め最終合格発表を早くすることで研修期間を充実させること。
- ・まったくの初心者のレベルアップをした上で、中、上級者を含めて確認研修をする。
- ・専門性を高める様に、選択科目を設ける。
- ・ケーススタディを増やす。
- ・実務を行っている者が活用できる研修を増やす 実務者の免除も考慮する。
- ・受講者のレベルに合わせられるように講座のレベルを選択できるようにする。
- ・eラーニングの拡充。
- ・前述の通り。経験や従事している業務に応じて行う(不足の点を受講)。
- ・講師活動の単位数を増やし講師活動を奨励する。講師活動は自己研鑽に非常に有効。
- ・特許事務の経験3年を義務化する。
- ・事業との関係で知財を考えることができるような内容のものを追加する。
- ・公知例調査の実習を義務付ける。
- ・「ビジネス」サポートのスキル(例えば財務税務知識)。
- ・単位を管理するなんてことはやめる。
- ・論文の提出により評価する。(同時に形式的な研修をなくし研修負担を軽減する)。
- ・登録前と後を区別して回答させるべき。前最低レベルの底上げ 後特定分野の突出。
- ・中級者上級者向けの明細書作成等の実務研修をやる。
- ・登録後の継続研修の分野を経営分野等に拡大し、それぞれの分野に専門性をもつ弁理士を育成する。
- ・最近の合格者のレベルはあまりにも落ちてきているので、登録までは補として2年間位はOJTを義務化すべき。
- ・知的財産に限らず幅広い研修を。
- ・外部研修、執筆、講師活動の単位数上限をなくす。
- ・継続研修の任意化を図る。
- ・もう少しコンパクトに要領のよいものにする。長い講演形式が多すぎる。
- ・研修の継続性は必要ですが、その成果は自己責任として問うべきではないと思います。
- ・替玉研修が可能な現行制度を見直すべきである。必須の集合研修以外は全て本人以外の者に対応させることが現行では可能である(e-learningのパスワードを替玉に使わせれば済んでしまう)。
- ・初級者の実務能力向上を図れる制度とする。(試験では実務能力を問われない傾向にあるため)。
- ・グループによる討論会(明細書作成について討論)。
- ・ワークショップorゼミ形式での研修が最も身につく。

- ・ 倫理研修の一回性(5年ごとに受ける制度の廃止)。
- ・ 登録後の研修は、希望者のみにすべき。
- ・ 登録前と登録後では基準が異なっているべき。
- ・ 司法修習制度のように一定期間、合宿所で実務教育を行う。
- ・ 実務者の講師を大幅に増やす。
- ・ 弁理士の技量はクライアントが評価するので、単位等は何の目安か？もっと、視野を拡大してほしい。

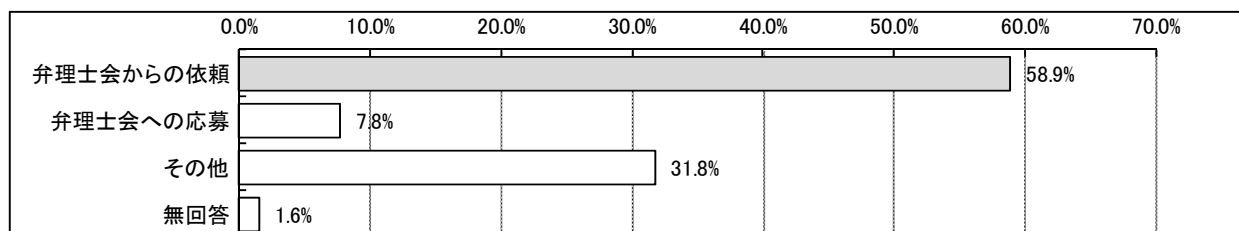
問15 弁理士試験の委員を経験したことがありますか。

	件数	割合
1 はい	129	4.9%
2 いいえ	2,478	94.0%
無回答	30	1.1%
回答者数		2,637



「1. はい」→(1)どのようにして試験委員になりましたか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

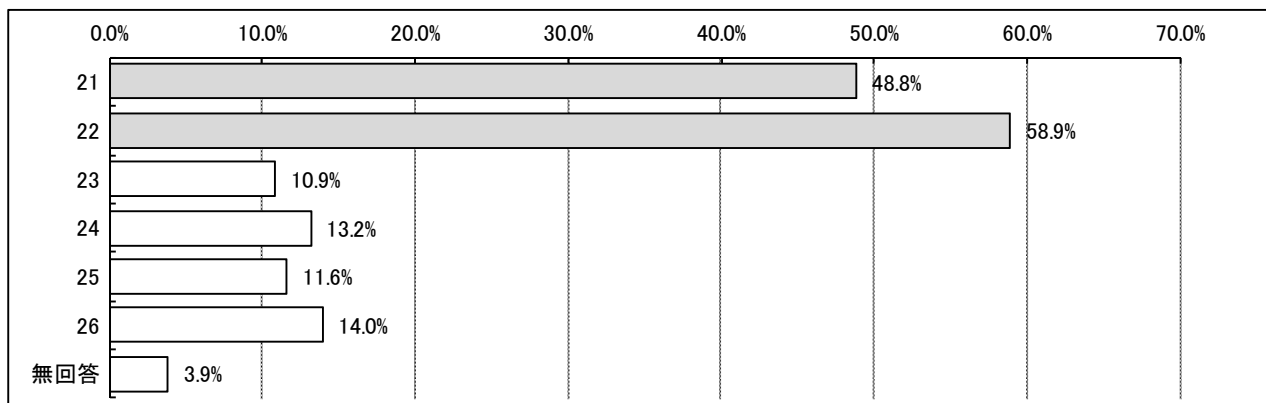
	件数	割合
11 弁理士会からの依頼	76	58.9%
12 弁理士会への応募	10	7.8%
13 その他	41	31.8%
無回答	2	1.6%
回答者数		129



- その他：
- ・ 弁理士会からの推薦
 - ・ 弁理士会の下部グループからの依頼。
 - ・ 所属クラブからの推薦
 - ・ 特許庁推薦
 - ・ 特許庁職員として
 - ・ 特許庁審判官として
 - ・ 特許庁在職中、任命された。
 - ・ 特許庁内部委員
 - ・ 庁OBのため、特許庁からの依頼があった。
 - ・ 前試験委員からの推薦
 - ・ 弁理士の会議からの推選。
 - ・ 不明。会派からの打診を受け、承諾し、選任された。
 - ・ 委員長からの依頼。
 - ・ 庁からの依頼。
 - ・ 特許庁内の試験委員。
 - ・ 特許庁での出題者、電気関係。
 - ・ 特許庁在職中の専門試験委員。
 - ・ 東京高裁からの推薦。

「1. はい」→(2)試験委員を経験した感想についてお聞きます。当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	件数	割合
21 試験委員を担当することは当然の義務である	63	48.8%
22 採点等の負担が大きかった	76	58.9%
23 担当した以上の負担をしても良かった	14	10.9%
24 報酬が少ない	17	13.2%
25 報酬は不用である	15	11.6%
26 その他	18	14.0%
無回答	5	3.9%
回答者数	129	



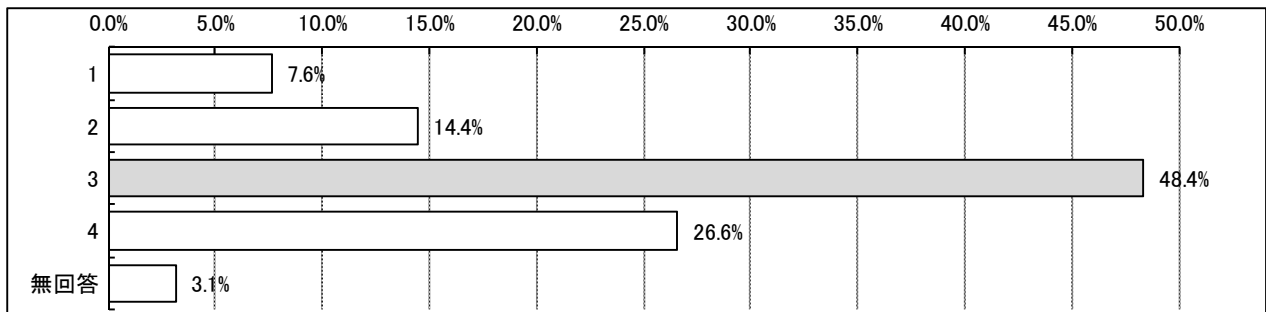
その他：・非常に勉強になりました。

- ・ただし公平な採点のためには当然の義務である。採点のバラツキをなくす工夫が必要。
- ・自らもリフレッシュできよい経験であった。
- ・試験の実施の仕方、試験が求められている弁理士像について考え直すべきと思った。
- ・外部委員の負担は大きいと感じた。
- ・論文の採点基準の通り採点しても、本来の基準では不合格であろうと思われる者が口述試験を受けていることに驚いた。口述試験では多くの受験生が法全集に頼り、とても一次試験を合格した者とは思えなかった。
- ・合格ラインが甘い。本来、受からないような者まで特許庁は再考すべき！合格してしまっている。
- ・弁理士会が2年任期にこだわるのは弊害がある。
- ・筆記試験の採点は減点式を採用し、合格へのハードルを上げるべき。合格率ありきではなく、厳しく採点すべき。
- ・良い経験になった。
- ・落す為の試験は必要ないのでは。
- ・複数で採点するために論文であってもキーワードがあるか否かで配点することになり、論旨がすぐれた実務能力のある人よりも、キーワードを多数覚えている知識量の大きい人が有利となることに疑問を感じた。

Ⅲ. 特許業務法人制度

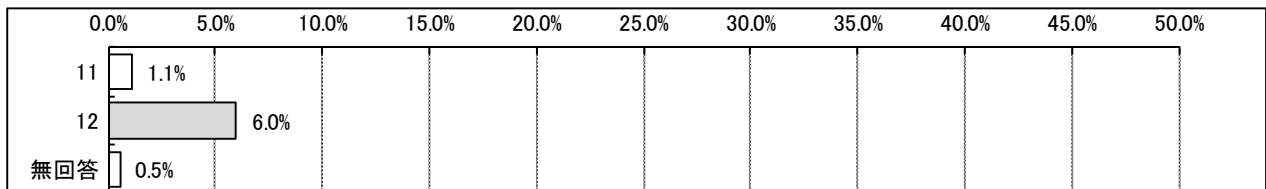
問16 特許業務法人制度や指定社員制度についてお聞きします。あなたは特許業務法人の社員ですか、または、特許業務法人でない事務所を経営又は勤務していますか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	件数	割合
1 特許業務法人の社員である	201	7.6%
2 特許業務法人の社員でなく「使用人である弁理士」である	381	14.4%
3 特許業務法人でない事務所を経営又は勤務している	1,275	48.4%
4 社内弁理士なので本制度には関心がない	701	26.6%
無回答	83	3.1%
回答者数	2,637	



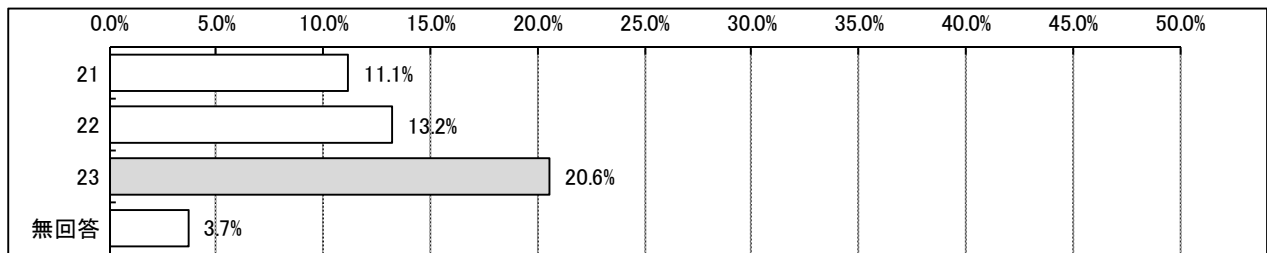
「1. 特許業務法人の社員である」→(1) 現在、指定社員制度を利用していますか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	件数	割合
11 指定社員制度を利用している	29	1.1%
12 指定社員制度を利用していない	158	6.0%
無回答	14	0.5%
回答者数	2,637	



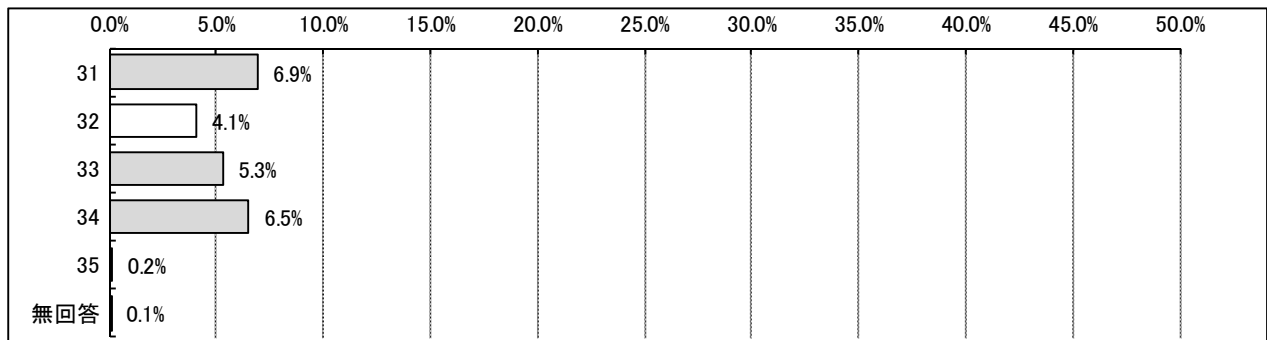
「3. 特許業務法人でない事務所を経営又は勤務している」→(2)特許業務法人制度や指定社員制度を検討する予定はありますか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	件数	割合
21 特許業務法人の一人法人が認められれば、特許業務法人化を検討してみたい	294	11.1%
22 今後とも、特許業務法人化を検討する予定はない	348	13.2%
23 未定である	542	20.6%
無回答	97	3.7%
回答者数	2,637	



「21. 特許業務法人の一人法人が認められれば、特許業務法人化を検討してみたい」→(3)検討してみたい理由は何ですか。当てはまるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	件数	割合
31 代理業務の継続安定性の向上	183	6.9%
32 社会的信用の向上	107	4.1%
33 税法上の利点の享受	140	5.3%
34 個人資産と法人資産の明確な分離	172	6.5%
35 その他	4	0.2%
無回答	2	0.1%
回答者数	2,637	



その他：・年金・保険等の充実

・現状の規制緩和の過度な進み具合を見ると弁理士に無限責任を課すのはあまりにも酷。有限責任にすべき。

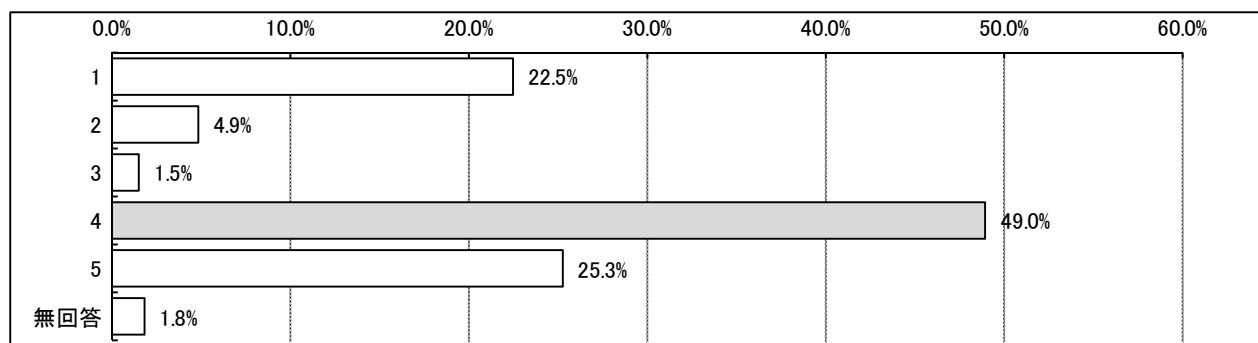
・委任状の簡素化、つまり法人代理できる。

・経営者の取り分の適正化。

Ⅳ. 利益相反、秘匿特権

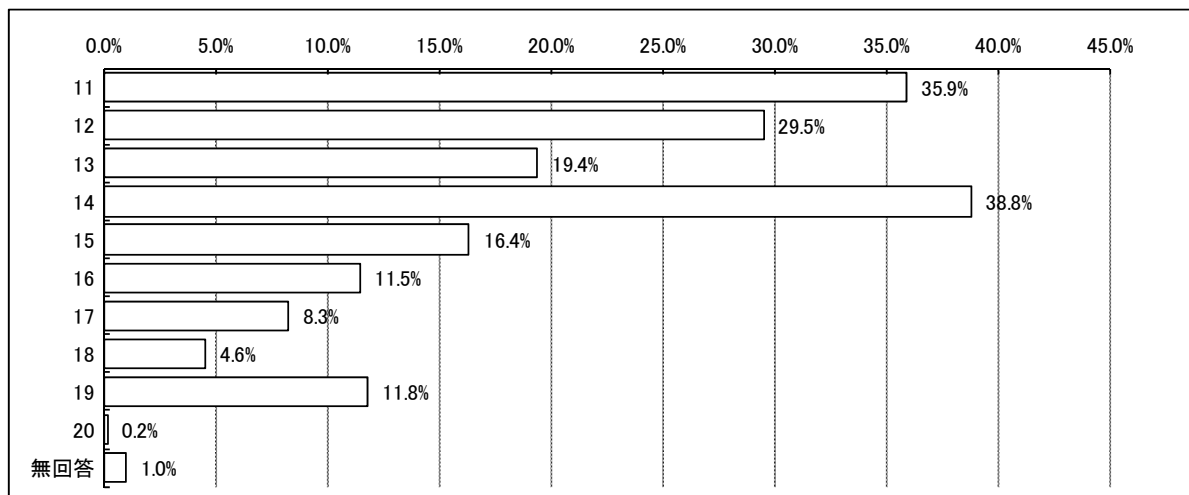
問17 弁理士法には業務を行い得ない事件(いわゆる利益相反規定)が規定されています。これまで、利益相反規定に抵触すること又はそのおそれがあることにより、できない業務がありましたか。下記選択肢の中から当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

	件数	割合
1 出願の手続代理ができなかった	593	22.5%
2 無効審判の手続代理ができなかった	128	4.9%
3 紛争解決(ADR又は訴訟)の手続代理ができなかった	40	1.5%
4 特にない	1,291	49.0%
5 社内弁理士なので関係がない	666	25.3%
無回答	48	1.8%
回答者数	2,637	



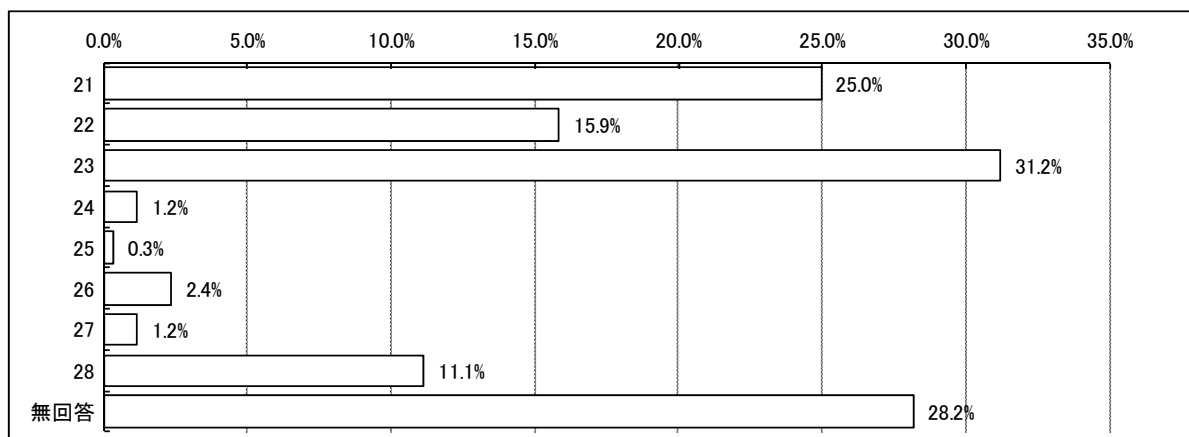
「1. 出願の手続代理ができなかった」→(1)分野はどれに該当しましたか。

	件数	割合
11 特実(化学)	213	35.9%
12 特実(電気)	175	29.5%
13 特実(電子)	115	19.4%
14 特実(機械)	230	38.8%
15 特実(情報処理)	97	16.4%
16 特実(半導体)	68	11.5%
17 特実(その他)	49	8.3%
18 意匠	27	4.6%
19 商標	70	11.8%
20 その他	1	0.2%
無回答	6	1.0%
回答者数		593



「1. 出願の手続代理ができなかった」→(2)当該利益相反は弁理士法のどの規定に該当しましたか。

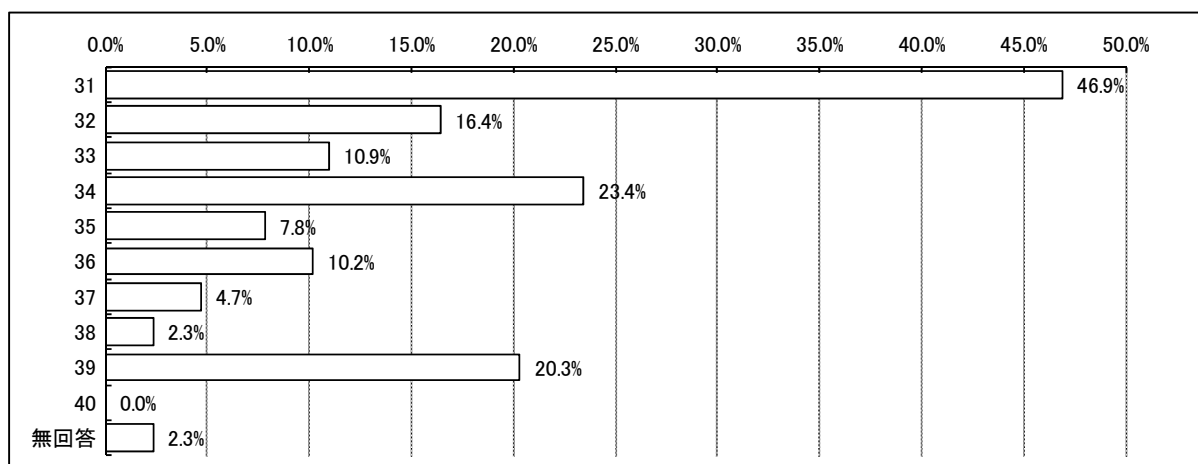
	件数	割合
21 31条1号	148	25.0%
22 31条2号	94	15.9%
23 31条3号	185	31.2%
24 31条4号	7	1.2%
25 31条5号	2	0.3%
26 31条6号	14	2.4%
27 31条7号	7	1.2%
28 その他	66	11.1%
無回答	167	28.2%
回答者数		593



- その他:
- ・ 弁理士倫理3条、会則36条。
 - ・ 規定に該当はしないが競合他社だったため。
 - ・ これらの規定には該当しないが、同一事業分野に属しており将来これらの規定に該当するおそれがあったため。
 - ・ 論理上の問題である。
 - ・ 技術的、マーケット的、コンフリクト。
 - ・ 先に受任した他人の出願とバッティングした為。
 - ・ 弁理士倫理
 - ・ 該当するものはないが、将来生じる可能性を考慮。
 - ・ 条文上の規定ではなく、競業者であること23.の「おそれ」。
 - ・ 将来的に31条に該当する可能性がある相手。
 - ・ 31条3号に将来的に該当する可能性があった。
 - ・ 同一クライアントからの依頼件数が減少しているが利益相反の問題があるために新たな顧客開拓ができない。
 - ・ 29条
 - ・ 現依頼人に配慮し委託しなかった。
 - ・ 同一技術分野で開示された技術情報が混同するおそれがあった。
 - ・ クライアントに確認したところダメと言われた。
 - ・ コンタミネータのおそれがあった。
 - ・ 弁理士法を離れた同業他社の件。
 - ・ 該当はしないものの拡大解釈されるおそれを懸念。
 - ・ 将来的に生じるおそれがあるため。
 - ・ 同様の技術内容のクライアントをすでに担当していた。
 - ・ 31条3号類似？同一分野同系他社同士の特許出願。
 - ・ 依頼者の競合先。
 - ・ 依頼先に配慮の為。
 - ・ 競合する依頼人からの依頼。
 - ・ 事務所の方針として。
 - ・ 明らかな利益相反といえないがコンペティターの出願件。
 - ・ 48条1項3号。

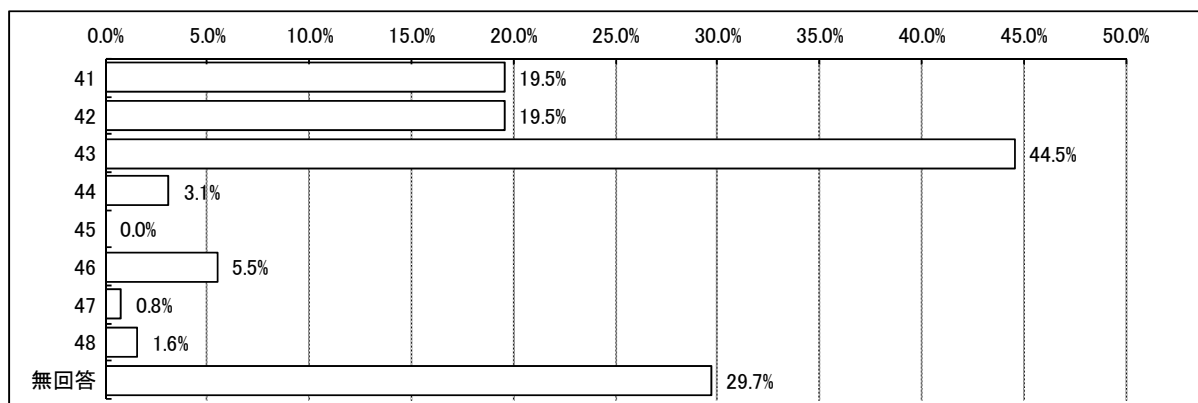
「2. 無効審判の手続代理ができなかった」→(3)分野はどれに該当しましたか。

	件数	割合
31 特実(化学)	60	46.9%
32 特実(電気)	21	16.4%
33 特実(電子)	14	10.9%
34 特実(機械)	30	23.4%
35 特実(情報処理)	10	7.8%
36 特実(半導体)	13	10.2%
37 特実(その他)	6	4.7%
38 意匠	3	2.3%
39 商標	26	20.3%
40 その他	0	0.0%
無回答	3	2.3%
回答者数	128	



「2. 無効審判の手続代理ができなかった」→(4)当該利益相反は弁理士法のどの規定に該当しましたか。

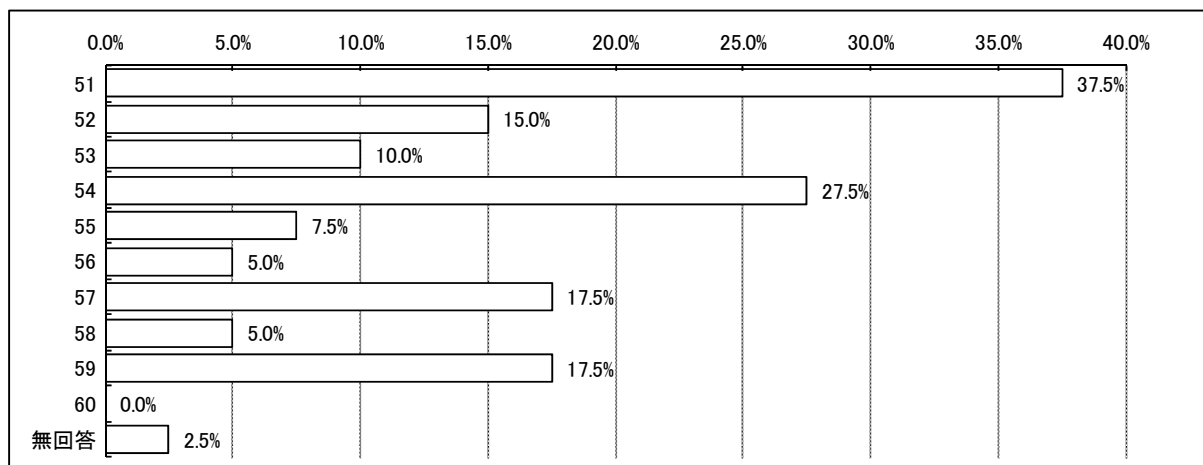
	件数	割合
41 31条1号	25	19.5%
42 31条2号	25	19.5%
43 31条3号	57	44.5%
44 31条4号	4	3.1%
45 31条5号	0	0.0%
46 31条6号	7	5.5%
47 31条7号	1	0.8%
48 その他	2	1.6%
無回答	38	29.7%
回答者数	128	



その他：・依頼するほうが事前調査するのでほぼありえない。

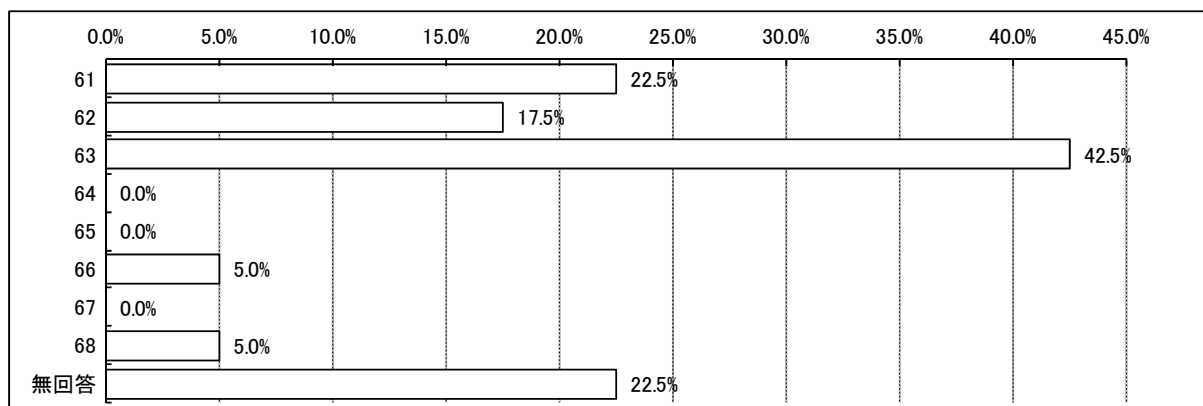
「3. 紛争解決(ADR又は訴訟)の手続代理ができなかった」→(5)分野はどれに該当しましたか。

	件数	割合
51 特実(化学)	15	37.5%
52 特実(電気)	6	15.0%
53 特実(電子)	4	10.0%
54 特実(機械)	11	27.5%
55 特実(情報処理)	3	7.5%
56 特実(半導体)	2	5.0%
57 特実(その他)	7	17.5%
58 意匠	2	5.0%
59 商標	7	17.5%
60 その他	0	0.0%
無回答	1	2.5%
回答者数	40	



「3. 紛争解決(ADR又は訴訟)の手続代理ができなかった」→(6)当該利益相反は弁理士法のどの規定に該当しましたか。

	件数	割合
61 31条1号	9	22.5%
62 31条2号	7	17.5%
63 31条3号	17	42.5%
64 31条4号	0	0.0%
65 31条5号	0	0.0%
66 31条6号	2	5.0%
67 31条7号	0	0.0%
68 その他	2	5.0%
無回答	9	22.5%
回答者数	40	

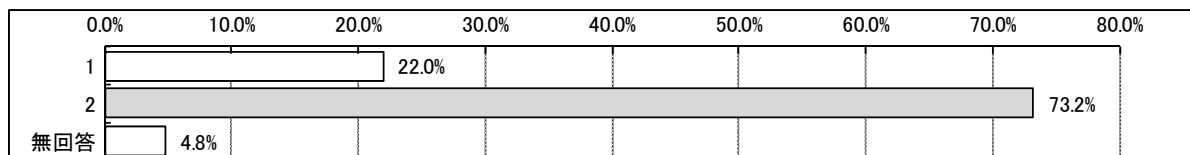


その他：・厳密には弁理士法上のものではない。

問18 日本の裁判においては、日本の弁理士が保有している、依頼主との間の秘密とすべき文書等を秘匿できることが民事訴訟法で認められていますが、外国の裁判や行政手続（以下「裁判等」という）においては、相手方や当局への開示が強制されるのではないかと危惧があります。このことについてお聞きします。

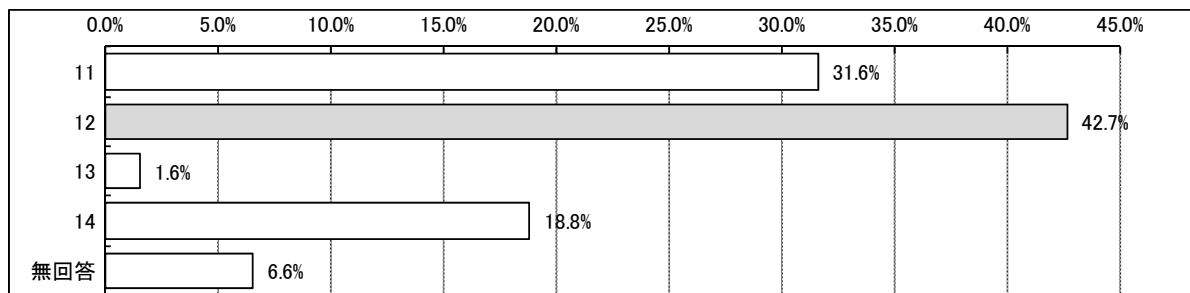
問18-1 外国の裁判等において、依頼主との間の秘密とすべき文書等を秘匿できないという危惧を感じたことがありますか。

	件数	割合
1 感じたことがある	579	22.0%
2 感じたことがない	1,931	73.2%
無回答	127	4.8%
回答者数	2,637	



「1. 感じたことがある」→(1)依頼主との通信等について何か考慮したことがありますか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	件数	割合
11 ない	183	31.6%
12 危惧を感じたので、弁護士あるいは外国の弁護士を通じて文書のやりとりをするようにした	247	42.7%
13 依頼主も危惧を感じたので、依頼が終了した	9	1.6%
14 その他	109	18.8%
無回答	38	6.6%
回答者数	579	



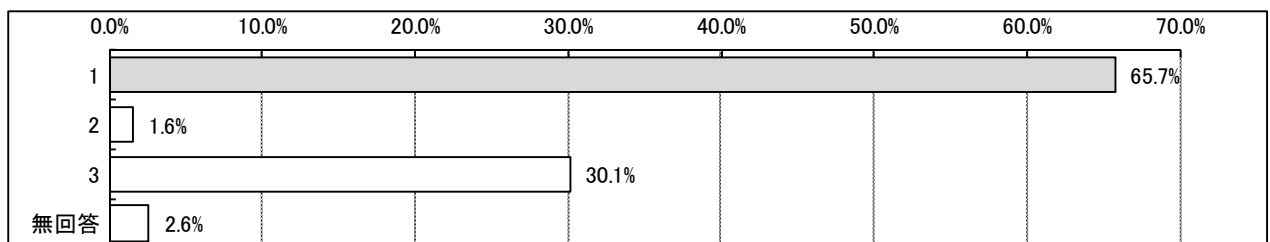
その他：・ 具体的な対策を検討中。

- ・ 文書の保管廃棄ルールの制定。
- ・ Privilegeであることを表記した。
- ・ 秘匿特権文書であることを明示した。
- ・ 必要な表示等を行っているが、徹底は難しい。実際どこまで保護が受けられるかも不安が残る。
- ・ 心配しながら進めた。
- ・ あらゆる可能性を考慮して対応した。
- ・ 電話連絡を原則とし、文字化は注意している。
- ・ 自己のコメントを文章として残さないように求めた。
- ・ 文書でのやりとりを中止した。
- ・ 日本弁理士－依頼者間の通信内容に制限を加えた。
- ・ ややこしいケースでは口頭のやりとりにした。
- ・ 危惧を感じた件は文書を残さず口頭で連絡した。
- ・ 際どい部分等は記録に残さずに、電話で対応する。
- ・ 判断事項は記載しない(口頭のみで対話)。
- ・ クライアントとの書面の記載方法(表現)を工夫している。
- ・ 米国裁判で本件リスクを感じたが、ダメもとでそのまま秘匿特権を主張した。
- ・ 社内弁理士というだけでprivilegeが継承されるか否か明確でないため現地代理人とコミュニケーションをせざるを得ない。

- ・ 100%ではないが、秘匿できる可能性が高いと考えている。
- ・ 漠然とした危惧を感じることはある。(メールのやりとりで)
- ・ 感じたが、特段の対策は取らなかった。
- ・ 不平等を解消すべき。
- ・ 付記する文字の検討をしている。
- ・ なるべく秘匿されるようにするが秘匿されない可能性もあることを認識して進めた。
- ・ 文書の内容に注意する。
- ・ 危惧の意識はある。しかし、実際の事案に出会ったことがない。
- ・ 外国弁護士の自宅に電話。
- ・ 誤解を招くような表現はさけている。
- ・ 文書に秘対象である旨の表示をした。
- ・ 文書のやりとりを極力避ける。
- ・ 事案にたずさわっていない。
- ・ ラベル付け。
- ・ 外国への出願等もすべて弁理士の完全な責任の下で行なうことが必要(非弁の事実上の代理は危険である。)
- ・ 一定期間経過した通信記録は削除するよう社内ルールを設けた。
- ・ 暗号化して通信する様にした。

問18-2 外国の裁判等において、依頼主と日本の弁理士との間の秘匿とすべき文書等を秘匿することが認められるよう、相互主義の観点から、日本の裁判において外国の弁理士にも同様の秘匿が認められるべきと思われますか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	件数	割合
1 認められるべき	1,733	65.7%
2 認められるべきではない	41	1.6%
3 わからない	794	30.1%
無回答	69	2.6%
回答者数		2,637



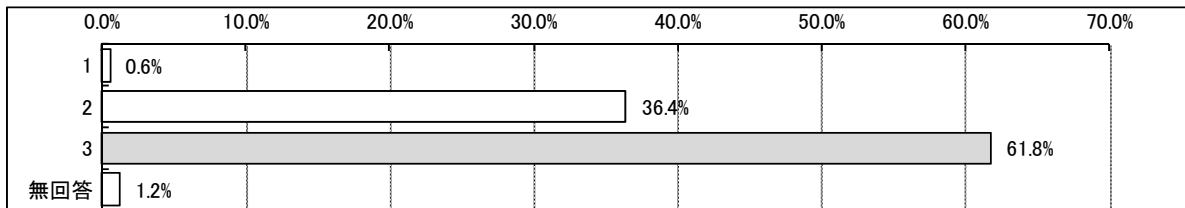
V. 特定侵害訴訟代理人制度（付記弁理士制度）について

問19 本問は、付記弁理士の資格をお持ちの方にお聞きます。

特定侵害訴訟代理業務は、弁護士との共同受任、共同出頭が原則とされていますが、裁判所が相当と認めるときは弁理士による単独出頭が認められています（弁理士法第6条の2第3項）。

問19-1 これまでに特定侵害訴訟代理人として受任した事件で、裁判所に単独出頭の許可を申請したことがありますか。あるとすればその理由は何でしたか。下記選択肢の中から最も当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

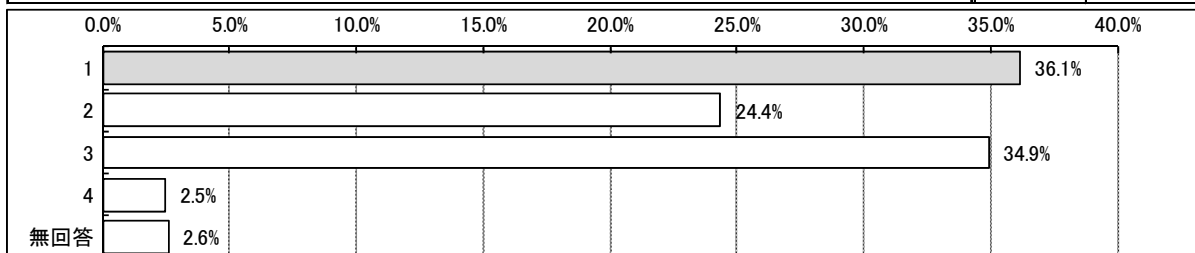
	件数	割合
1 申請したことがある	5	0.6%
2 申請したことはない	325	36.4%
3 特定侵害訴訟の代理を受任したことがない	551	61.8%
無回答	11	1.2%
回答者数	892	



理由：
 ・弁護士の都合が悪くなったため（期日の直前に）。
 ・弁護士の急用。
 ・共同受任の弁護士が出頭できないため。

問19-2 同制度の受任及び出頭形態を変える必要があると思われるか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	件数	割合
1 現行のままでよい（共同受任が必要で、裁判所の許可なしに弁理士に単独出頭を認める必要はない）	322	36.1%
2 共同受任の必要はあるが、裁判所の許可なしに弁理士の単独出頭を認める必要がある	217	24.4%
3 弁理士による単独受任を認めるべきである	311	34.9%
4 その他	22	2.5%
無回答	23	2.6%
回答者数	891	



その他：・裁判所というのは、司法試験を通った人たちの場であるので、弁護士さんの顔をつぶすようなことはしない方がよいと思う。

- ・補佐人で充分である。
- ・付記弁理士は、一般的に、単独出頭が可能なレベルの知識が備わっているのか不明で
- ・単独受任をみとめるべきであると考え。（外国での秘匿権等に有利）但し、弁理士が単独受任ができるようになって、企業は弁理士単独にはまかせないと思う。
- ・付記弁理士制度は廃止すべき。補佐人のときと業務上変わるところがないのに試験を受けてパスする必要はないから。
- ・民法民訴の知識を十分身に付けれる内容の試験制度となれば、単独受任を認めるべき。
- ・現行制度の状況を検証した上で検証すべきである。
- ・所定の事件数をこなすまでは共同で、それ以上であれば単独で訴訟遂行できるようになればよい。

- ・ 共同受任が一番良い方法と思う。
- ・ 実際には経験を加味して関与事件数が一定に達した時は単独受任を認めるべき。
- ・ 民法、民訴の試験のレベルアップと法廷技術の実習を義務付けて、単独訴訟代理で生きたる特許弁護士制度とすべきである。
- ・ 制度を廃止する。
- ・ 実質的にはクライアントの意向にするので問1,2,3はあまり問題ではない。

VI. 基本的事項

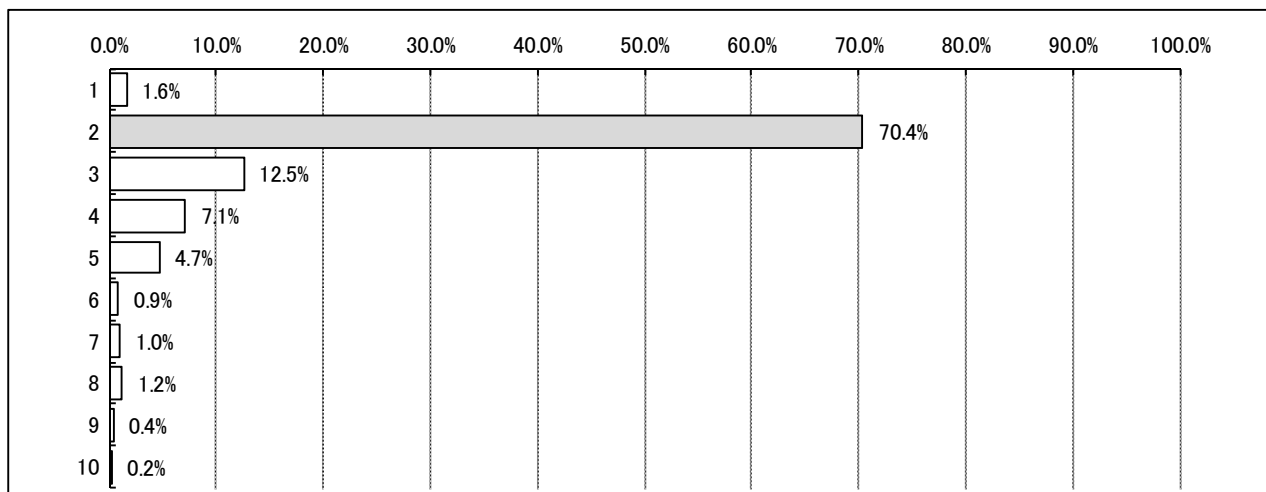
以下の問20～問22は、事務所経営弁理士、又は共同事務所の代表者の方に対する質問です。一事務所でお一人のみ回答ください。

問20 事務所の構成員に関して回答をお願いします。下記欄に構成員の人数をご記入ください。該当者がいない場合には「0」とご記入ください。

(1) 経営者の数

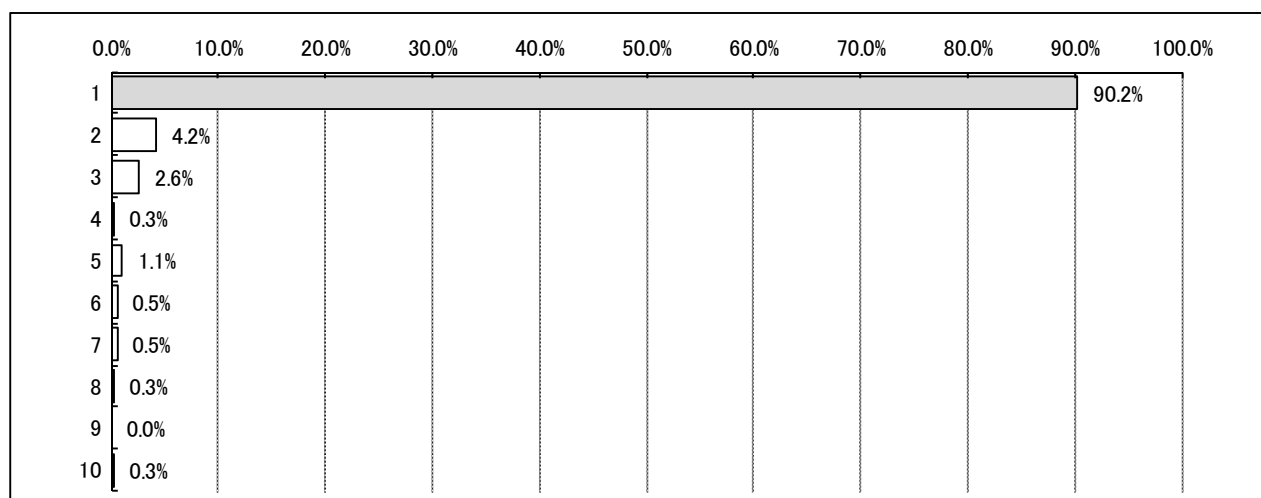
1. 弁理士

	件数	割合
1 0名	13	1.6%
2 1名	573	70.4%
3 2名	102	12.5%
4 3名	58	7.1%
5 5名以下	38	4.7%
6 7名以下	7	0.9%
7 10名以下	8	1.0%
8 15名以下	10	1.2%
9 20名以下	3	0.4%
10 20名超	2	0.2%
回答者数		814



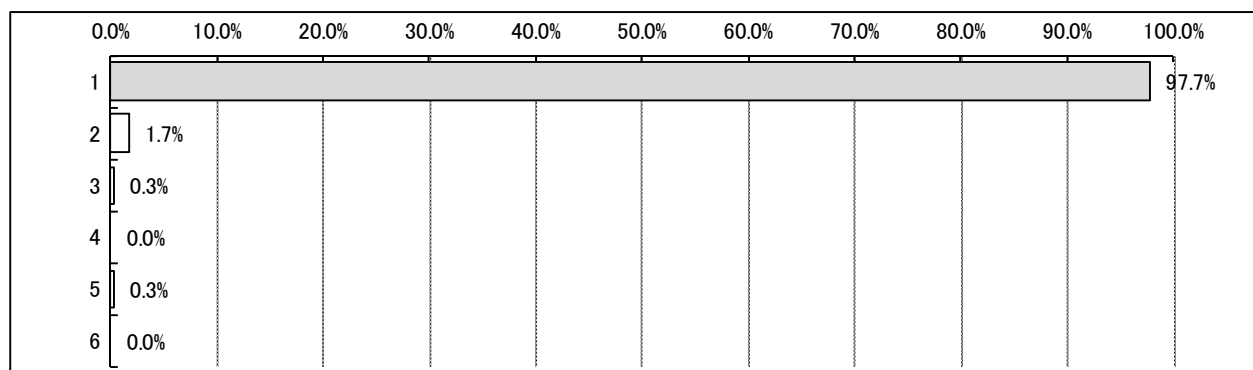
2. 弁護士

	件数	割合
1 0名	342	90.2%
2 1名	16	4.2%
3 2名	10	2.6%
4 3名	1	0.3%
5 5名以下	4	1.1%
6 7名以下	2	0.5%
7 10名以下	2	0.5%
8 15名以下	1	0.3%
9 20名以下	0	0.0%
10 20名超	1	0.3%
回答者数		379



3. その他の士業資格者

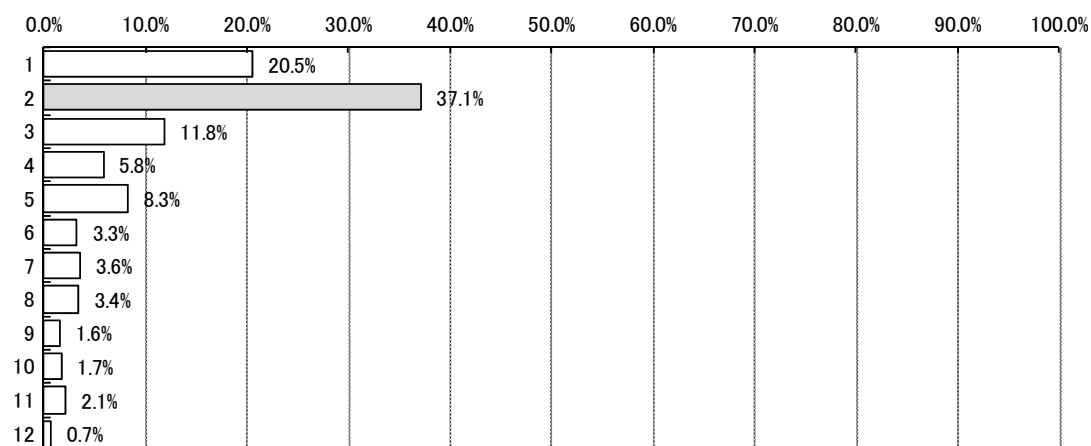
	件数	割合
1 0名	346	97.7%
2 1名	6	1.7%
3 2名	1	0.3%
4 3名	0	0.0%
5 5名以下	1	0.3%
6 5名超	0	0.0%
回答者数		354



(2)勤務者の数

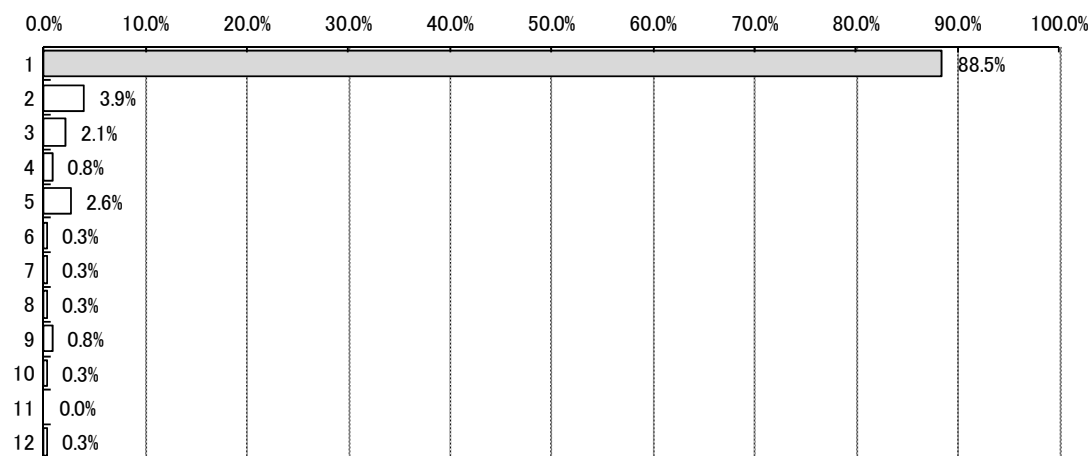
1. 弁理士

	件数	割合
1 0名	144	20.5%
2 1名	260	37.1%
3 2名	83	11.8%
4 3名	41	5.8%
5 5名以下	58	8.3%
6 7名以下	23	3.3%
7 10名以下	25	3.6%
8 15名以下	24	3.4%
9 20名以下	11	1.6%
10 40名以下	12	1.7%
11 70名以下	15	2.1%
12 70名超	5	0.7%
回答者数		701



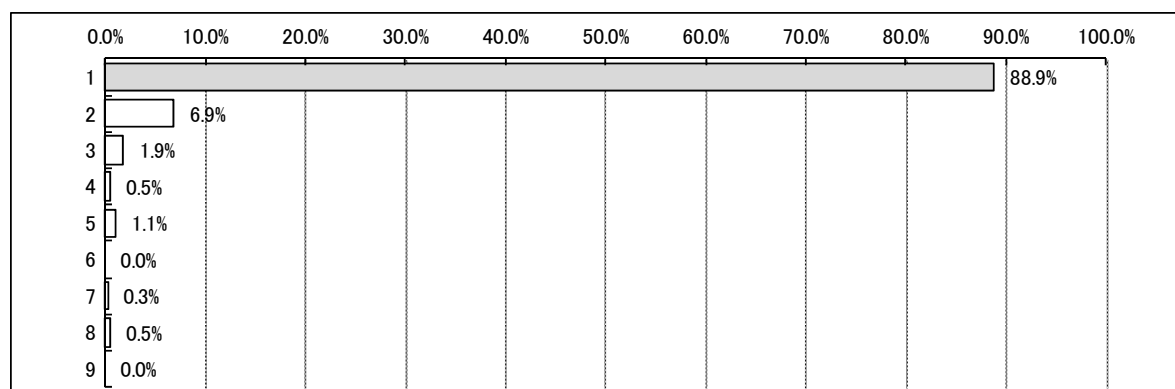
2. 弁護士

	件数	割合
1 0名	338	88.5%
2 1名	15	3.9%
3 2名	8	2.1%
4 3名	3	0.8%
5 5名以下	10	2.6%
6 7名以下	1	0.3%
7 10名以下	1	0.3%
8 15名以下	1	0.3%
9 20名以下	3	0.8%
10 40名以下	1	0.3%
11 70名以下	0	0.0%
12 70名超	1	0.3%
回答者数		382



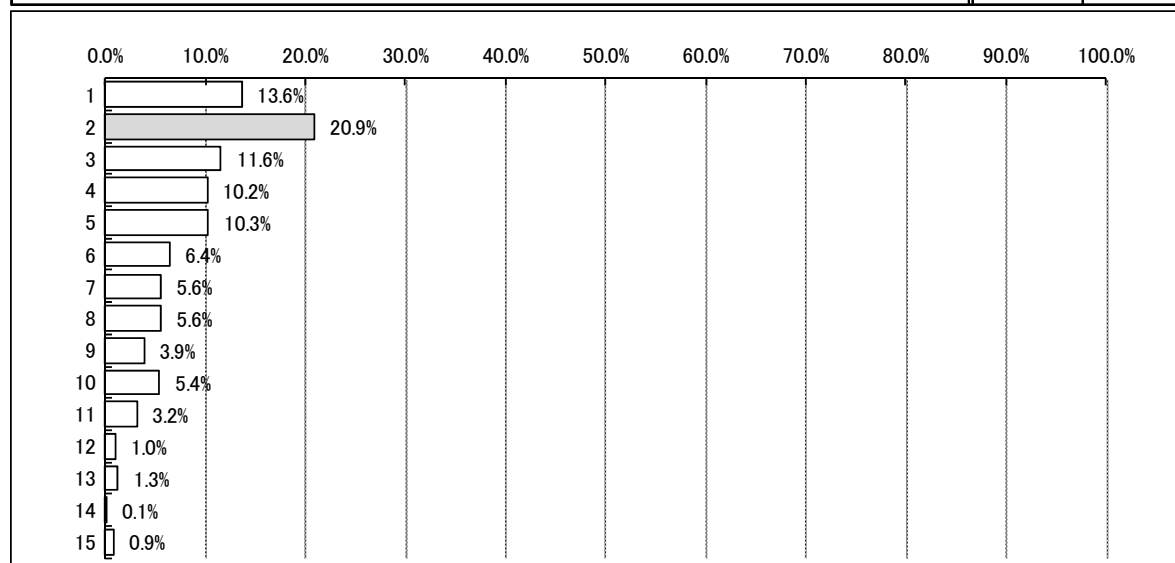
3. その他の士業資格者

	件数	割合
1 0名	335	88.9%
2 1名	26	6.9%
3 2名	7	1.9%
4 3名	2	0.5%
5 5名以下	4	1.1%
6 7名以下	0	0.0%
7 10名以下	1	0.3%
8 15名以下	2	0.5%
9 15名超	0	0.0%
回答者数	377	



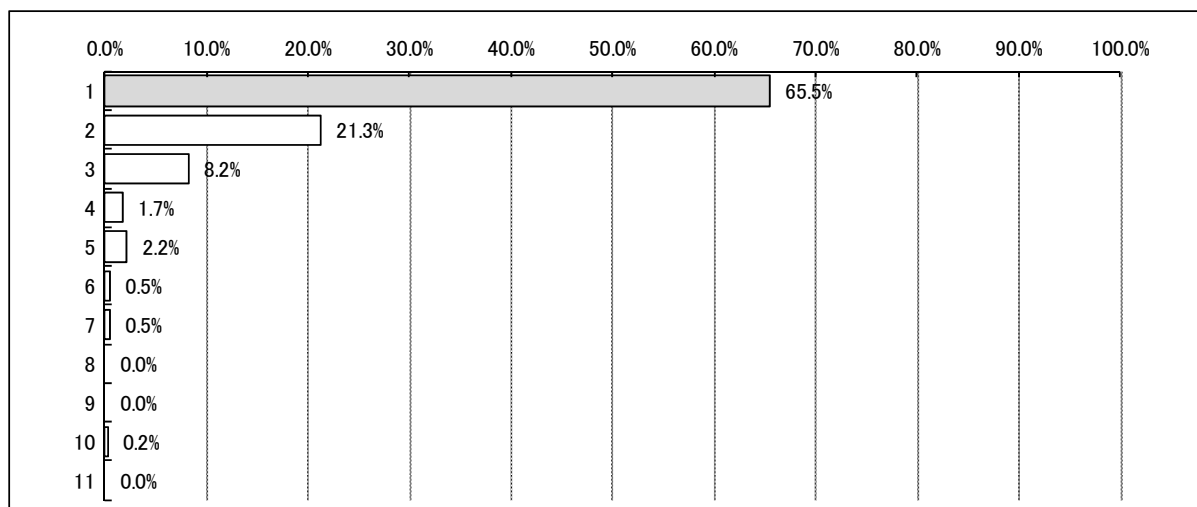
4. その他の事務所員

	件数	割合
1 0名	95	13.6%
2 1名	146	20.9%
3 2名	81	11.6%
4 3名	71	10.2%
5 5名以下	72	10.3%
6 7名以下	45	6.4%
7 10名以下	39	5.6%
8 15名以下	39	5.6%
9 20名以下	27	3.9%
10 40名以下	38	5.4%
11 70名以下	22	3.2%
12 100名以下	7	1.0%
13 150名以下	9	1.3%
14 200名以下	1	0.1%
15 200名超	6	0.9%
回答者数	698	



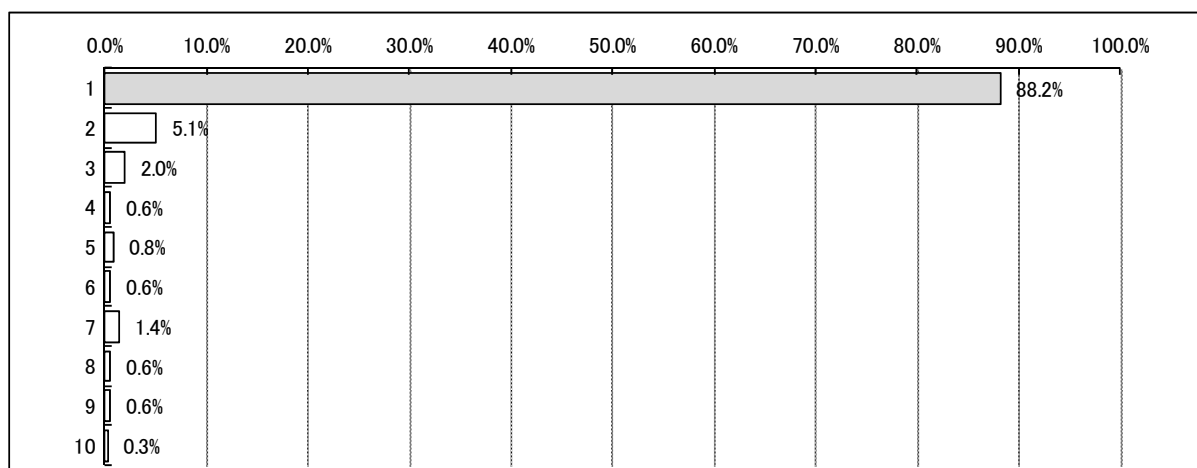
5. アルバイト

	件数	割合
1 0名	271	65.5%
2 1名	88	21.3%
3 2名	34	8.2%
4 3名	7	1.7%
5 5名以下	9	2.2%
6 7名以下	2	0.5%
7 10名以下	2	0.5%
8 15名以下	0	0.0%
9 20名以下	0	0.0%
10 40名以下	1	0.2%
11 40名超	0	0.0%
回答者数		414



6. 派遣

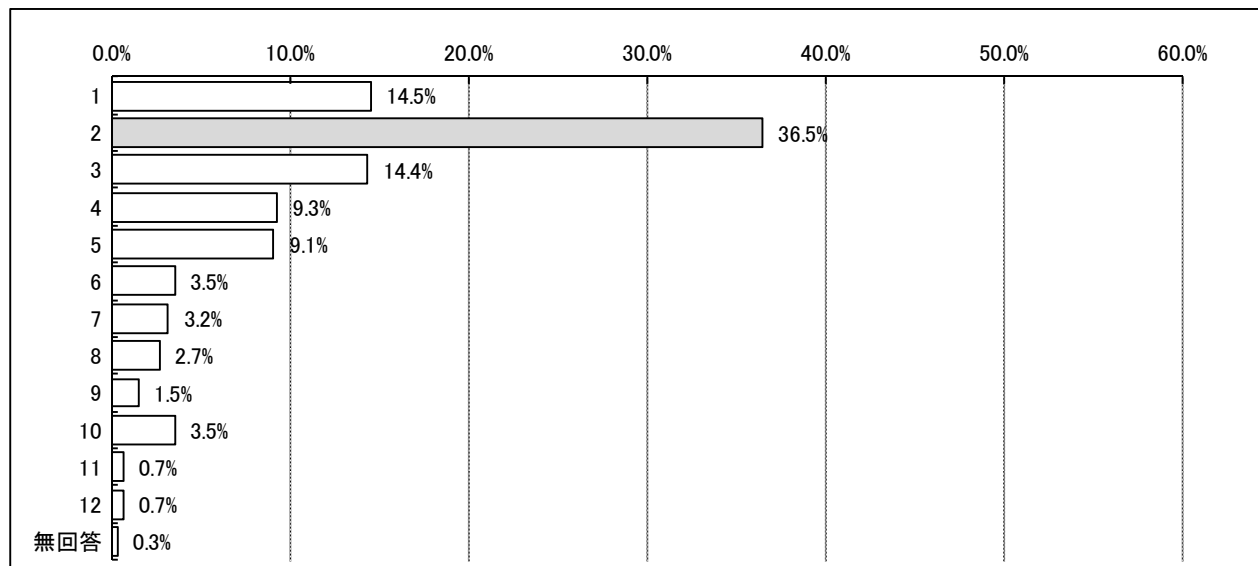
	件数	割合
1 0名	313	88.2%
2 1名	18	5.1%
3 2名	7	2.0%
4 3名	2	0.6%
5 5名以下	3	0.8%
6 7名以下	2	0.6%
7 10名以下	5	1.4%
8 15名以下	2	0.6%
9 20名以下	2	0.6%
10 20名超	1	0.3%
回答者数		355



問21 前問の(2)の「4. その他の事務所員」の構成はどのようになっていますか。下記欄に人数等をご記入ください。複数の職務を兼ねている方については、主な職務の観点から当てはまるものを1つ選びご記入ください。該当者がいない場合には「0」とご記入ください。

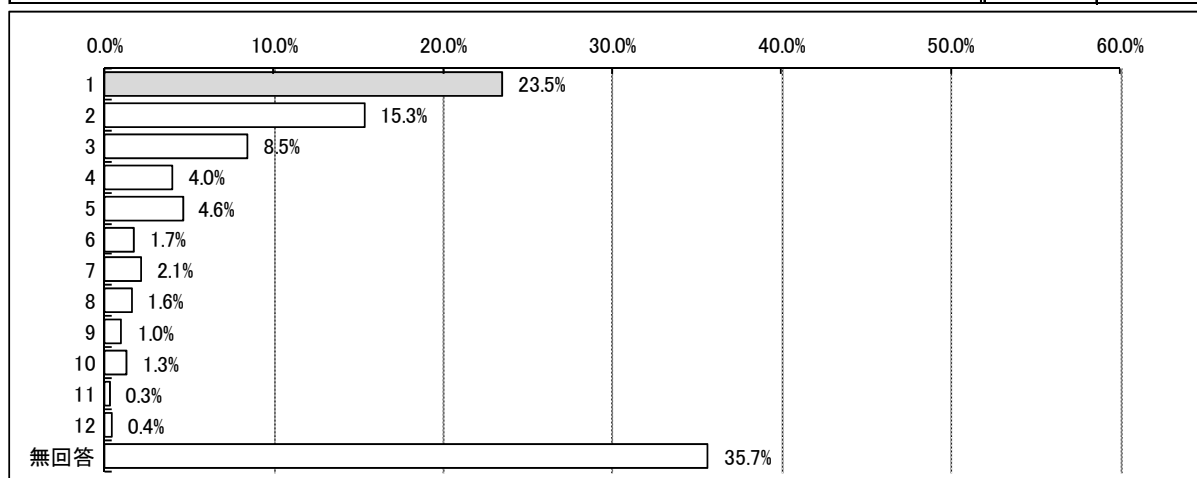
1. 一般事務員(期限管理、書誌的書類の作成、手紙の作成等)

	件数	割合
1 0名	86	14.5%
2 1名	216	36.5%
3 2名	85	14.4%
4 3名	55	9.3%
5 5名以下	54	9.1%
6 7名以下	21	3.5%
7 10名以下	19	3.2%
8 15名以下	16	2.7%
9 20名以下	9	1.5%
10 40名以下	21	3.5%
11 70名以下	4	0.7%
12 70名超	4	0.7%
無回答	2	0.3%
回答者数		592



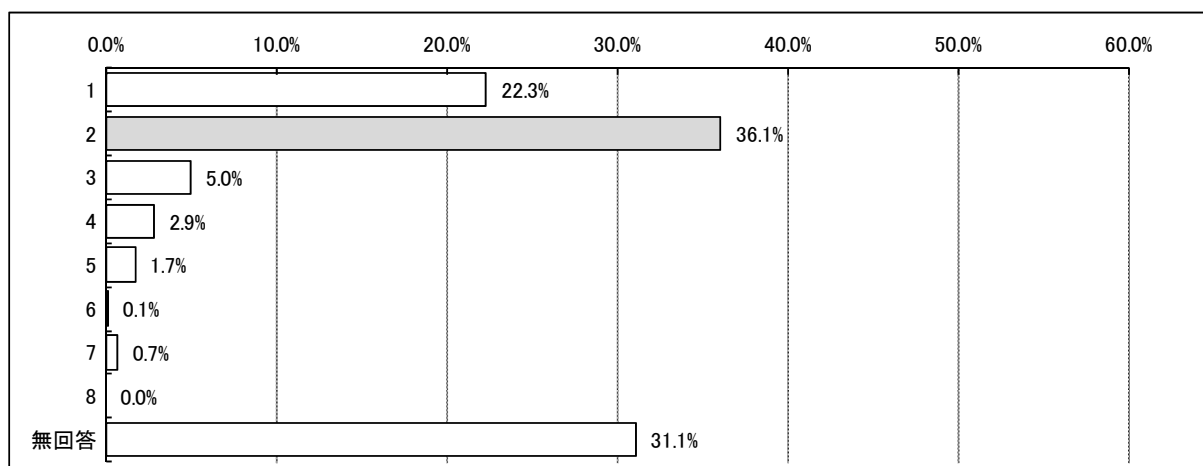
2. 1の一般事務員の中で、外国関連処理を行う者

	件数	割合
1 0名	164	23.5%
2 1名	107	15.3%
3 2名	59	8.5%
4 3名	28	4.0%
5 5名以下	32	4.6%
6 7名以下	12	1.7%
7 10名以下	15	2.1%
8 15名以下	11	1.6%
9 20名以下	7	1.0%
10 40名以下	9	1.3%
11 70名以下	2	0.3%
12 70名超	3	0.4%
無回答	249	35.7%
回答者数		698



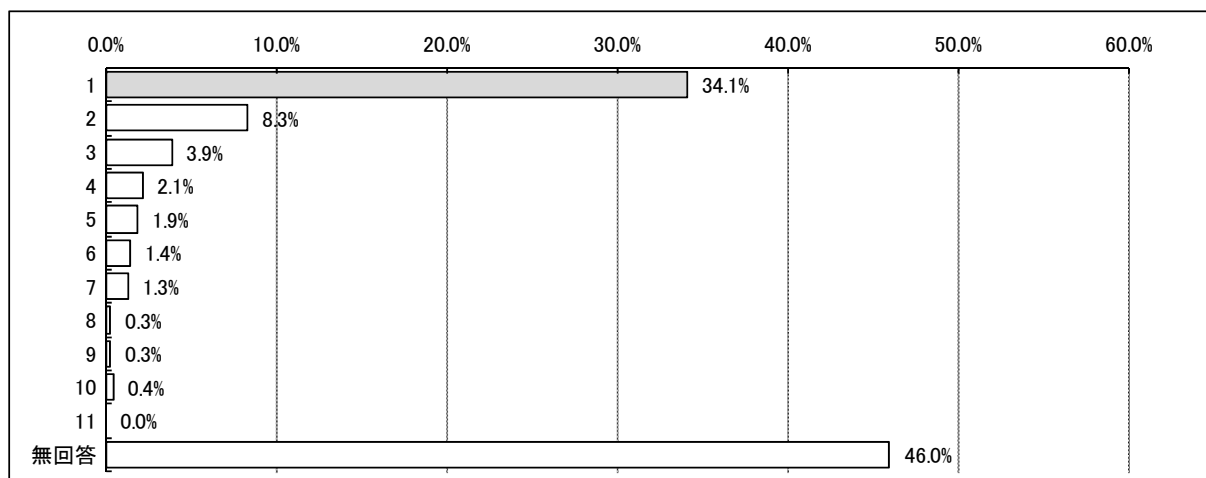
3. 経理担当者

	件数	割合
1 0名	156	22.3%
2 1名	252	36.1%
3 2名	35	5.0%
4 3名	20	2.9%
5 5名以下	12	1.7%
6 7名以下	1	0.1%
7 10名以下	5	0.7%
8 10名超	0	0.0%
無回答	217	31.1%
回答者数		698



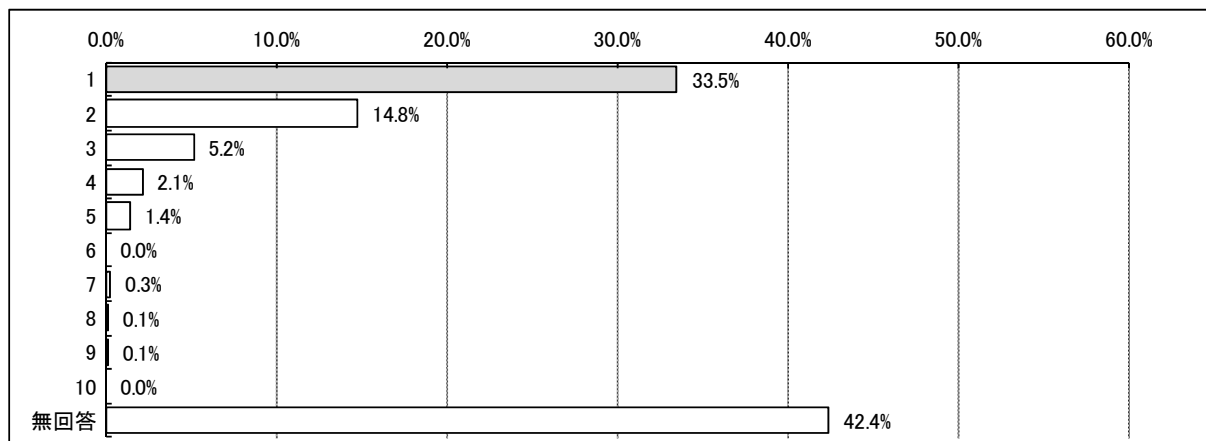
4. 翻訳者(日本語から外国語への翻訳及びその逆を含む)

	件数	割合
1 0名	238	34.1%
2 1名	58	8.3%
3 2名	27	3.9%
4 3名	15	2.1%
5 5名以下	13	1.9%
6 7名以下	10	1.4%
7 10名以下	9	1.3%
8 15名以下	2	0.3%
9 20名以下	2	0.3%
10 40名以下	3	0.4%
11 40名超	0	0.0%
無回答	321	46.0%
回答者数	698	



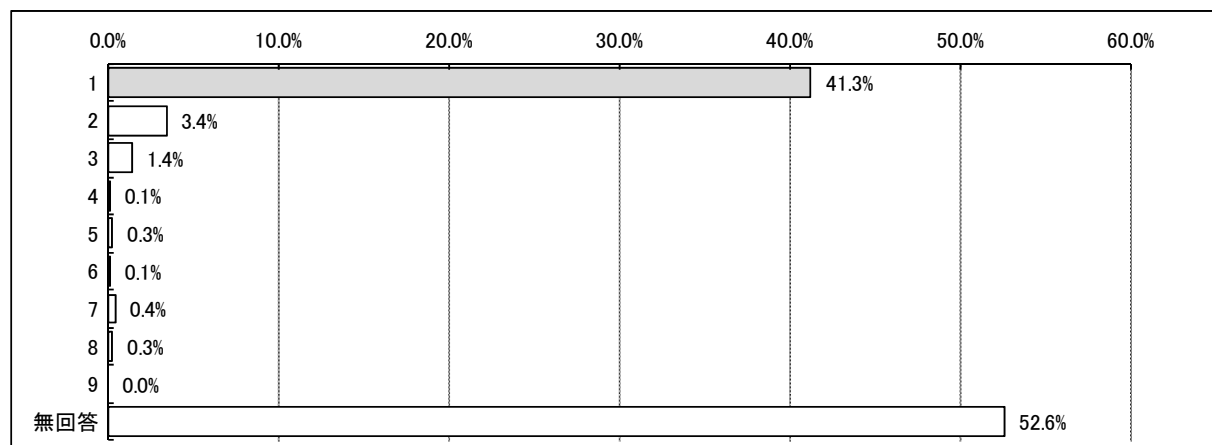
5. 図面作成者(トレーサー、パソコンやCAD使用の図面作成等)

	件数	割合
1 0名	234	33.5%
2 1名	103	14.8%
3 2名	36	5.2%
4 3名	15	2.1%
5 5名以下	10	1.4%
6 7名以下	0	0.0%
7 10名以下	2	0.3%
8 15名以下	1	0.1%
9 20名以下	1	0.1%
10 20名超	0	0.0%
無回答	296	42.4%
回答者数	698	



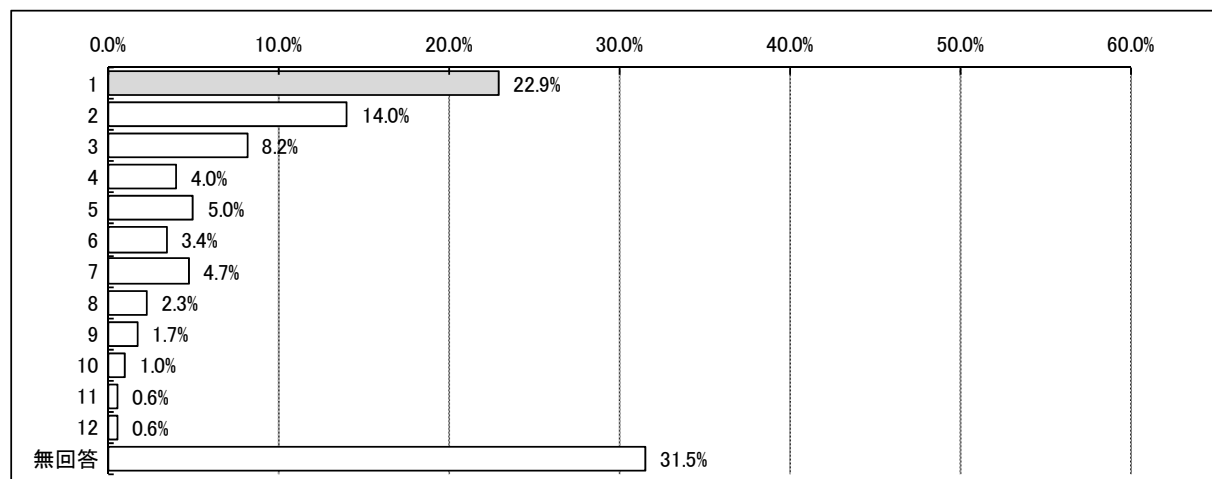
6. 調査員（先行技術調査、商標調査等）

	件数	割合
1 0名	288	41.3%
2 1名	24	3.4%
3 2名	10	1.4%
4 3名	1	0.1%
5 5名以下	2	0.3%
6 7名以下	1	0.1%
7 10名以下	3	0.4%
8 15名以下	2	0.3%
9 15名超	0	0.0%
無回答	367	52.6%
回答者数	698	



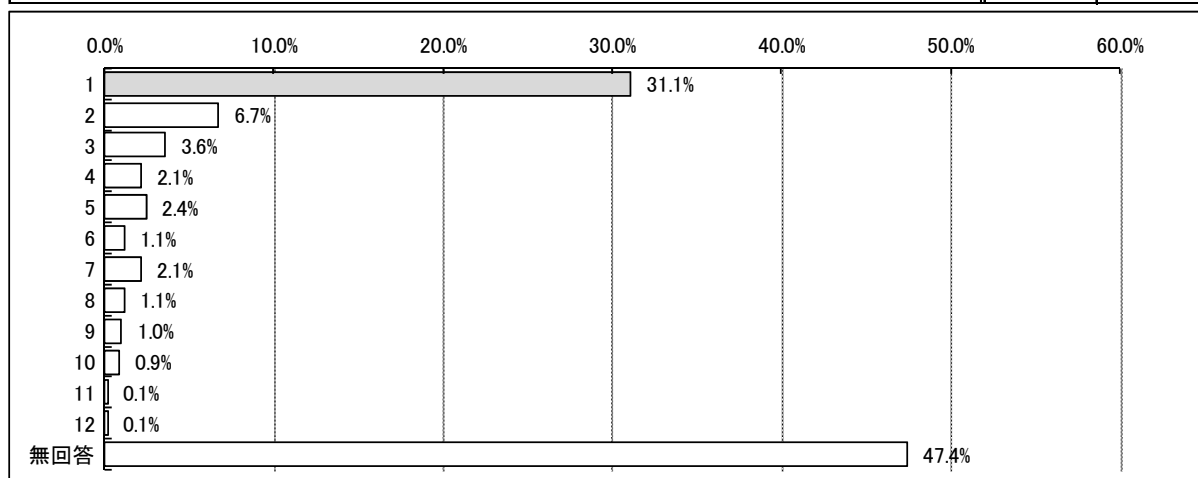
7. 技術スタッフ（明細書ドラフト作成、その他弁理士補助）

	件数	割合
1 0名	160	22.9%
2 1名	98	14.0%
3 2名	57	8.2%
4 3名	28	4.0%
5 5名以下	35	5.0%
6 7名以下	24	3.4%
7 10名以下	33	4.7%
8 15名以下	16	2.3%
9 20名以下	12	1.7%
10 40名以下	7	1.0%
11 70名以下	4	0.6%
12 70名超	4	0.6%
無回答	220	31.5%
回答者数	698	



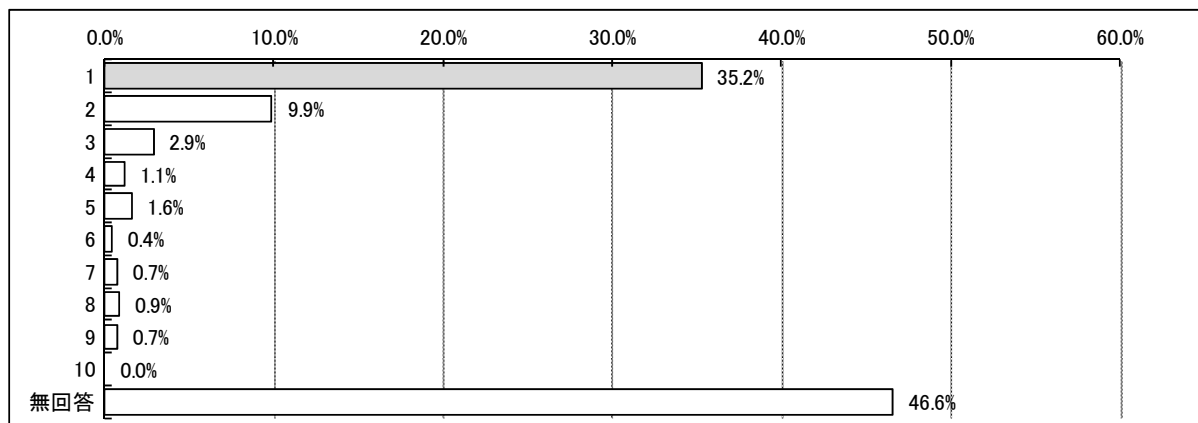
8. 7の技術スタッフの中で、外国関連処理を行う者

	件数	割合
1 0名	217	31.1%
2 1名	47	6.7%
3 2名	25	3.6%
4 3名	15	2.1%
5 5名以下	17	2.4%
6 7名以下	8	1.1%
7 10名以下	15	2.1%
8 15名以下	8	1.1%
9 20名以下	7	1.0%
10 40名以下	6	0.9%
11 70名以下	1	0.1%
12 70名超	1	0.1%
無回答	331	47.4%
回答者数		698



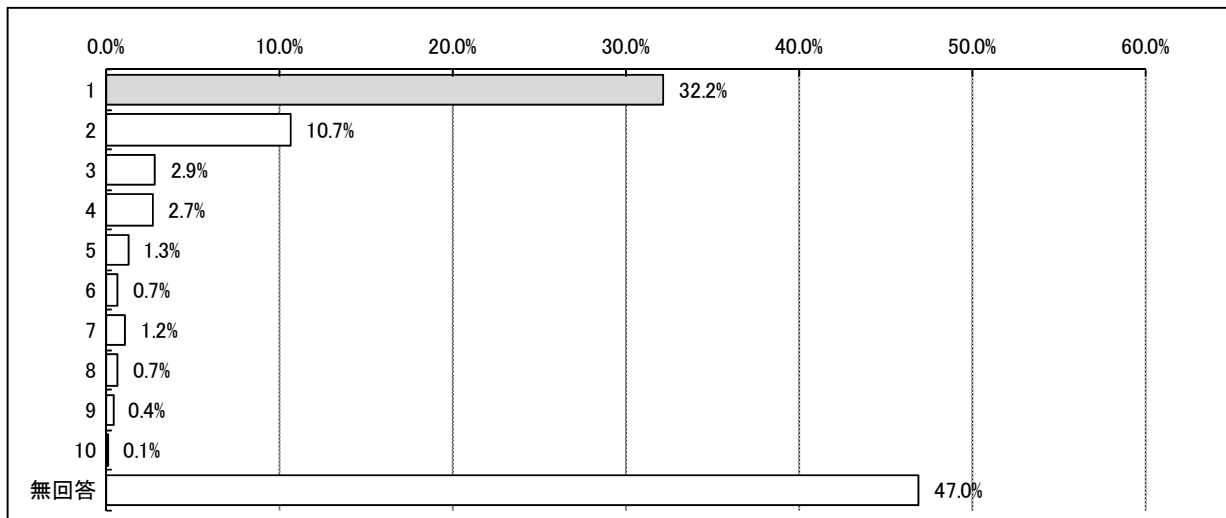
9. 商標担当者

	件数	割合
1 0名	246	35.2%
2 1名	69	9.9%
3 2名	20	2.9%
4 3名	8	1.1%
5 5名以下	11	1.6%
6 7名以下	3	0.4%
7 10名以下	5	0.7%
8 15名以下	6	0.9%
9 20名以下	5	0.7%
10 20名超	0	0.0%
無回答	325	46.6%
回答者数		698



10. 総務、庶務、システム管理者

	件数	割合
1 0名	223	32.2%
2 1名	74	10.7%
3 2名	20	2.9%
4 3名	19	2.7%
5 5名以下	9	1.3%
6 7名以下	5	0.7%
7 10名以下	8	1.2%
8 15名以下	5	0.7%
9 20名以下	3	0.4%
10 20名超	1	0.1%
無回答	325	47.0%
回答者数		692

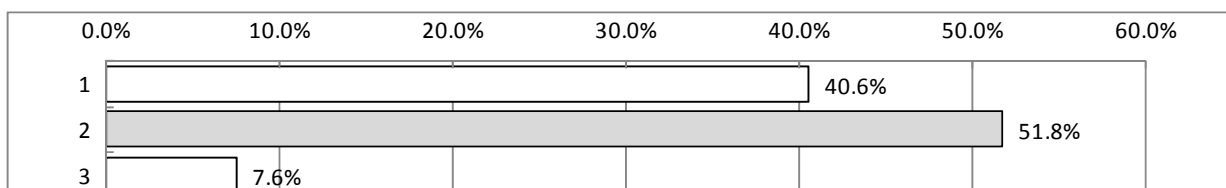


11. その他

- ・事務、翻訳その他
- ・所長秘書
- ・入力
- ・コンピューター管理
- ・ナビゲイター
- ・英文チェック
- ・通関士

問22 あなたの事務所で現状の業務を適正に処理する上で、事務所の弁理士数をどのようにするのが適切と思われますか。下記選択肢の中から当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	件数	割合
1 現在よりも弁理士数を増やす	352	40.6%
2 現在の弁理士数でよい	449	51.8%
3 弁理士数を減らしたい	66	7.6%
回答者数		867



I－4．国内アンケート調査票（企業向け）

I．弁理士に依頼した業務と社内の知財管理体制に関して

問1 平成14、17、19年の弁理士法の改正により、特定侵害訴訟代理、税関での輸出入者側の
手続代理など弁理士の業務範囲が拡大されました。拡大された下記の業務を依頼したことがあります
か。下記選択肢の中から当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

＜平成14年改正＞

- 1．工業所有権（特許、実用新案、意匠、商標）、回路配置利用権に関する特定侵害訴訟
の代理¹
- 2．周知な商品等表示の混同惹起、著名な商品等表示の冒用、商品形態の模倣、営業秘密
（技術上の情報に限る）の侵害、ドメイン名の不正取得・保有・使用に関する特定侵害
訴訟の代理²

＜平成17、19年改正＞

- 3．特許権者等が申し立てた税関での輸出入差止に関する、輸出入者側の手続の代理³
- 4．著作物、商品・役務の原産地・品質等の誤認惹起表示、競争事業者に対する信用毀損
行為、商標代理人の商標冒用行為に関する裁判外紛争解決手続（ADR：仲裁、調
停、あっせん）の代理⁴
- 5．商品・役務の原産地・品質等の誤認惹起表示、競争事業者に対する信用毀損行為、商
標代理人の商標冒用行為に関する訴訟における補佐人業務⁵又は特定侵害訴訟の代理⁶

＜その他＞

- 6．上記1～5に関する相談
- 7．上記1～5の業務については依頼を行っていない
- 8．わからない

¹ 弁理士法第6条の2、第2条第5項

² 弁理士法第6条の2と第2条第5項で規定されている業務のうち同法第2条第4項で定義される特定不正競争であつて不競法第2条第1項第1号、2号、3号、4号から9号、12号に該当するもの

³ 弁理士法第4条第2項第1号。なお、権利者側の税関での輸出入差止手続は平成12年改正で追加された。

⁴ 弁理士法第4条第2項第2号で規定されている業務のうち同法第2条第4項で定義される特定不正競争であつて不競法第2条第1項第13号、14号、15号に該当するもの

⁵ 弁理士法第5条で規定されている業務のうち同法第2条第4項で定義される特定不正競争であつて不競法第2条第1項第13号、14号、15号に該当するもの

⁶ 弁理士法第6条の2で規定されている業務のうち同法第2条第4項で定義される特定不正競争であつて不競法第2条第1項第13号、14号、15号に該当するもの

問2 弁理士に依頼した業務に関して、弁理士に対する評価を教えてください。各問の選択肢1から3の中から当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください（選択肢4については重複回答可）。依頼していない場合はそれぞれ「1. 依頼していない」を選んでください。

問2－1 特許庁への出願手続等の代理

- | |
|---|
| <p>1. 依頼していない</p> <p>2. 期待したとおりの代理をしてもらえた</p> <p>3. 期待したとおりの代理をしてもらえなかった</p> <p>→（1）回答の理由を3つ以内で選び、番号に○を付けてください。</p> <p>1 1. 発明に関する技術的な知識や理解が不足している</p> <p>1 2. 法律や審査基準等の知識や理解が不足している</p> <p>1 3. 明細書の作成能力が不足している</p> <p>1 4. 意匠登録に関する専門的な知識や理解が不足している</p> <p>1 5. 商標登録に関する専門的な知識や理解が不足している</p> <p>1 6. 出願から権利取得までの手続（中間処理等）に関する知識や理解が不足している</p> <p>1 7. 依頼した弁理士が得意にしている工業所有権の分野（特実・意・商）が偏っている</p> <p>1 8. その他（ ）</p> <p>4. 複数の弁理士に依頼したが、その能力にばらつきが大きい</p> |
|---|

問 2－2 外国出願関連業務（資料・翻訳文作成、外国の代理人への媒介、これらに関する相談）

1. 依頼していない

2. 期待したとおりの業務を行ってもらえた

→（1）回答の理由を3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

1 1. 期待したとおりの資料や翻訳文の作成をしてもらえた

1 2. 期待したとおりの外国の代理人への媒介をしてもらえた

1 3. 期待したとおりの相談ができた

1 4. その他（ ）

3. 期待したとおりの業務を行ってもらえなかった

→（2）回答の理由を3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

2 1. 外国の法律や審査基準等の知識や理解が不足している

2 2. 条約の知識や理解が不足している

2 3. 資料や翻訳文の作成能力が不足している

2 4. 外国の代理人に関する知識や外国の代理人との意思疎通能力が不足している

2 5. 外国の代理人からの連絡を取り次ぐだけで、弁理士としての助言などがない

2 6. その他（ ）

4. 複数の弁理士に依頼したが、その能力にばらつきが大きい

問 2－3 税関での輸出入差止申立手続の代理

1. 依頼していない

2. 期待したとおりの手続をしてもらえた

3. 期待したとおりの手続をしてもらえなかった

→（1）回答の理由を3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

1 1. 関税法等の申立てに関する法律面・手続面での知識や理解が不足している

1 2. 提出書類の作成能力が不足している

1 3. 侵害の内容に関する理解が不十分である

1 4. その他（ ）

4. 複数の弁理士に依頼したが、その能力にばらつきが大きい

1. 依頼していない
2. 期待したとおりの代理をしてもらえた
3. 期待したとおりの代理をしてもらえなかった

→ (1) 回答の理由を3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

- 1 1. 紛争解決に関する法律面・手続面での知識や理解が不足している
- 1 2. 提出書類の作成能力が不足している
- 1 3. 紛争内容の理解が不十分である
- 1 4. その他 ()

4. 複数の弁理士に依頼したが、その能力にばらつきが大きい

1. 依頼や相談をしていない
2. 期待したとおりの業務を行ってもらえた
→ (1) 回答の理由を3つ以内で選び、番号に○を付けてください。
 - 1 1. 期待したとおりの媒介（ライセンス交渉等）をしてもらえた
 - 1 2. 期待したとおりの契約の締結代理をしてもらえた
 - 1 3. 期待したとおりの相談ができた
 - 1 4. その他（ ）
3. 期待したとおりの業務を行ってもらえなかった
→ (2) 回答の理由を3つ以内で選び、番号に○を付けてください。
 - 2 1. 民法等の契約に関する法律の知識や理解が不足している
 - 2 2. 契約に関する手続の知識や理解が不足している
 - 2 3. 契約書の作成能力が不足している
 - 2 4. 契約交渉相手（候補）との意思疎通能力が不足している
 - 2 5. 契約交渉相手からの連絡を取り次ぐだけで、弁理士としての助言などがない
 - 2 6. 契約交渉相手との交渉力が不足している
 - 2 7. その他（ ）
4. 複数の弁理士に依頼したが、その能力にばらつきが大きい

問 2－6 侵害訴訟の代理

下記選択肢 1 から 4 の中から当てはまると思われるものを 1 つ選び、番号に○を付けてください
(選択肢 5 については重複回答可)。

1. 依頼していない

2. 期待したとおりの代理をしてもらえた

→ (1) 回答の理由を 2 つ以内で選び、番号に○を付けてください。

1 1. 期待した結果が得られた

1 2. 期待したとおりの相談ができた

1 3. その他 ()

3. 期待したとおりの代理をしてもらえなかった

→ (2) 回答の理由を 3 つ以内で選び、番号に○を付けてください。

2 1. 民訴法等の訴訟に関する法律の知識や理解が不足している

2 2. 紛争解決に関する手続の知識や理解が不足している

2 3. 紛争内容の理解が不十分である

2 4. その他 ()

4. 弁護士と協働のため、特に問題を感じなかった

5. 複数の弁護士に依頼したが、その能力にばらつきが大きい

問3 問2に挙げた業務のほかに、弁理士に依頼した業務に関して、弁理士に対する評価を教えてください。また、今後依頼したい業務があれば教えてください。該当する欄に○を付けてください。

業務内容	業務の評価			今後
	a. 依頼していない	b. 期待したとおりだった	c. 期待したとおりでなかった	d. 今後依頼したい
1. 事業化を展望した開発、知財戦略についての相談				
2. 企業内における知的財産の管理方法に関する相談				
3. 発明、意匠の発掘や創出に関する相談				
4. 国内の先行技術、先行意匠、先行商標の調査				
5. 外国の先行技術、先行意匠、先行商標の調査				
6. 営業秘密の管理に関する相談				
7. 先使用权に関する相談				
8. 知的財産の価値評価				
9. 権利維持の判断に関する相談				
10. 知的財産に関する教育、啓発				

問4 弁理士に依頼した業務に関して問題がありましたか。

1. 特に問題はなかった

2. 問題があった

→ (1) どのような点に問題がありましたか。当てはまると思われるものをすべて
選び、番号に○を付けてください。

- 1 1. 依頼者の意見を踏まえた手続等をしない
- 1 2. 依頼者への確認をしないで手続等をすすめる
- 1 3. 最初に、料金の明確な説明がない
- 1 4. 請求された料金の積算根拠が明らかでない
- 1 5. 弁理士の補助者⁷に業務を任せすぎている
- 1 6. 広告、宣伝又は勧誘の方法が適切ではない
- 1 7. その他 ()

→ (2) これらの問題について相談等をした機関はありますか。当てはまるものを
すべて選び、番号に○を付けてください。

- 2 1. 日本弁理士会
- 2 2. 特許庁
- 2 3. 他の公的機関
- 2 4. その他 ()
- 2 5. 相談等をしていない

⁷ 弁理士でない特許事務所の所員で、明細書等の出願書類の作成等の弁理士業務の補助を行う人のことをいう。

問5 明細書のドラフト（草稿）の作成者等についてお聞きます。下記（１）～（３）のそれぞれについて最も当てはまると思われるものを１つ選び、下記表の該当する欄に○を付けてください。複数の事務所に依頼している場合には、最も多く利用する事務所に関して回答ください。

- （１）特許庁へ出願する明細書、特許請求の範囲等のドラフト（草稿）を最も多く作成する作成者はどなたですか。
- （２）特許庁へ提出する意見書や補正書に関して実質的な反論内容や補正内容を考えるのは主としてどなたですか。
- （３）特許庁へ提出する意見書や補正書のドラフト（草稿）を最も多く作成する作成者はどなたですか。

	（１）	（２）	（３）
a. 外部弁理士			
b. 外部弁理士の補助者			
c. 社内弁理士			
d. 社内の知財担当者（社内弁理士以外）			
e. 発明者			
f. その他			

問6 ある特許出願に関する発明発掘、権利化、ライセンス交渉、訴訟等の各段階の担当者について、下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを１つ選び、番号に○を付けてください。

- １．同一の社内人材が全段階を担当し、同一の外部弁理士が全段階を支援する
- ２．同一の社内人材が全段階を担当し、同一の外部弁理士が部分的に支援する
- ３．同一の社内人材が全段階を担当し、複数の異なる外部弁理士が部分的に支援する
- ４．同一の社内人材が全段階を担当し、外部弁理士には依頼していない
- ５．複数の異なる社内人材が各段階を担当し、同一の外部弁理士が全段階を支援する
- ６．複数の異なる社内人材が各段階を担当し、同一の外部弁理士が部分的に支援する
- ７．複数の異なる社内人材が各段階を担当し、複数の異なる外部弁理士が部分的に支援する
- ８．複数の異なる社内人材が各段階を担当し、外部弁理士には依頼していない
- ９．その他（ ）
- １０．わからない

問7 現在の又は近い将来予定している貴社の本社とグループ会社の知財管理体制について、下記選択肢の中から最も当てはまると思われるもの1つを選び、番号に○を付けてください。

1. グループ会社がない
2. 本社（持ち株会社を含む）の知的財産管理部門が集中して管理
3. 各グループ会社の知的財産管理部門がそれぞれ管理
4. 特定のグループ会社（以下、管理会社という）の知的財産管理部門が集中して管理
→（1）管理会社の社内弁理士の業務について回答してください。
 - 1 1. 社内弁理士がいない
 - 1 2. グループ内企業の出願等の手続の支援
 - 1 3. その他（ ）
5. その他（ ）
6. わからない

Ⅱ. 弁理士制度の見直しに関して

問8 弁理士制度全般の見直しについてお聞きします。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

1. 見直す必要はない
2. 企業活動の国際化への対応の観点で見直すべき
3. 発明等の発掘から活用まで一貫した知財管理への対応の観点で見直すべき
4. 技術・デザイン・ブランド等を含めた総合的な知財管理への対応の観点で見直すべき
5. 技術の高度化・複合化への対応の観点で見直すべき
6. 工業所有権法の周辺法分野への対応の観点で見直すべき
7. 試験や研修等による弁理士の質の担保の観点で見直すべき
8. 弁理士の数の適正化の観点で見直すべき
9. 弁理士の業務範囲の拡大の観点で見直すべき
10. その他（ ）

問9 日本の弁理士を通して外国出願、権利取得を行う場合、日本の弁理士に何を求めますか。下記
選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

1. 現地代理人との意思疎通能力
2. 現地の代理人事情の詳しさ
3. 外国特許法や実務に関する知識
4. 外国法制度に適した実務管理能力（例えば、拒絶理由に対する期限管理）
5. 外国特許庁から拒絶理由通知等を受けたときの対処方法に関するアドバイス
6. 出願や、拒絶に対する応答のドラフト（草稿）の作成能力
7. 明細書や書類の翻訳の正確性
8. 特に期待していない
9. その他（

問10 試験制度の見直しについてお聞きます。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

1. 見直す必要はない
2. 企業活動の国際化に対応できる人材の参入を促す方向性で見直すべき
3. 技術・デザイン・ブランド等を含めた総合的な知財管理に対応できる人材の参入を促す方向性で見直すべき
4. 他の公的資格、職種経験等を有する多様な人材の参入を促す方向性で見直すべき
5. 若者の参入を促す方向性で見直すべき
6. 理工系人材の参入を促す方向性で見直すべき
7. 法文系人材の参入を促す方向性で見直すべき
8. 実務経験者の参入を促す方向性で見直すべき
9. 特定の分野の知識や理解に特に優れた人材の参入を促す方向性で見直すべき
10. 合格者数を少なくする方向性で見直すべき
11. 合格者数を多くする方向性で見直すべき
12. その他（ ）

問 1 1 前問で選択肢 2 ～ 1 2 を選ばれた方にお聞きします。試験制度を具体的にどう見直せば良いとお考えですか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

1. 工業所有権に関する外国語文献の読解力を問う
2. 工業所有権に関する外国の法令（米国特許法等）の知識や理解力を問う
3. 工業所有権に関する条約単独（TRIPS 協定、パリ条約、PCT 等）の論述力を問う
4. 基準点未満の科目が 1 つでもあれば不合格とする（科目別足切りの導入）
5. 理工系の受験者に対して法律（民法、民訴法等）の基本的な知識や理解力を問う
6. 法文系の受験者に対して技術（力学、情報工学等）の基本的な知識や理解力を問う
7. 出題内容を工夫することなどによって実務能力を問う
8. 科目数を削減することなどによって効率的に試験を運営する
9. その他（)

問 1 2 現在の試験制度では、筆記試験の合格者に対してさらに口述試験を行っています。口述試験についてどう思われますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

1. 見直す必要はない
2. 見直すべき
→（1）その理由は何ですか。当てはまると思われるものをすべて選び、番号に○を付けてください。
 - 1 1. 受験者によって異なる試験日、異なる問題、異なる試験委員で審査しているため、公平性に懸念がある
 - 1 2. 口述試験は行わなくても特段問題ない
 - 1 3. 受験者にとって必要以上の負担になっている
 - 1 4. その他（)
3. わからない

問 1 3 平成 1 9 年の法改正で導入された試験の一部免除制度⁸の見直しについてお聞きします。下記
選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1 つ選び、番号に○を付けてください。

- 1. 見直す必要はない
- 2. 見直すのは時期尚早
- 3. 拡大する方向で見直すべき
- 4. 縮小する方向で見直すべき
- 5. 廃止する方向で見直すべき
- 6. わからない

問 1 4 試験制度の見直しに伴い、受験料の値上げが必要になる可能性があります。受験料の値上げ
についてどうお考えですか。下記選択肢の中から当てはまると思われるものをすべて選び、番号に○
を付けてください。

- 1. 経済状況、財政状況が厳しい中、弁理士試験制度も、簡素化、合理化による費用の節約を図るべきであり、受験料の値上げは望ましくない
- 2. 高度化、複雑化する企業活動、技術等に対応できる人材を、手間をかけて厳選するべきであり、厳格な審査を行うための受験料の値上げは必要である
- 3. 受験者の参入障壁になるため受験料の値上げは望ましくない
- 4. どちらでもよい
- 5. その他 ()
- 6. わからない

⁸ 弁理士法第 1 1 条、同法施行規則第 5 条、第 6 条

問 1 5 平成 2 0 年以降の試験合格者には、弁理士登録する際に弁理士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させることを目的とする実務修習の受講が義務付けられました。平成 2 0 年以降に試験合格した弁理士に業務を依頼したことがありますか。

1. 依頼したことがある → 問 1 5 - 1 に進んでください
2. 依頼したことはない
3. わからない（業務を依頼した弁理士が平成 2 0 年以降の合格者であるか不明である）

問 1 5 - 1 平成 2 0 年以降に試験合格し、弁理士登録した弁理士の能力についてどのように思われますか。 下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを 1 つ選んでください。

1. 以前と比べて能力が向上していると感じる
→ (1) どのような面でそう感じますか。1 つ選び、番号に○を付けてください。
 - 1 1. 実務能力（明細書の作成能力等）
 - 1 2. 工業所有権に関する法令の知識や理解
 - 1 3. 工業所有権に関する条約の知識や理解
 - 1 4. 工業所有権に関する法令・条約以外の法令・条約の知識や理解
 - 1 5. その他（ ）
2. 以前と比べて能力に変化はない
3. 以前と比べて能力が低下していると感じる
→ (2) どのような面でそう感じますか。1 つ選び、番号に○を付けてください。
 - 2 1. 実務能力（明細書の作成能力等）
 - 2 2. 工業所有権に関する法令の知識や理解
 - 2 3. 工業所有権に関する条約の知識や理解
 - 2 4. 工業所有権に関する法令・条約以外の法令・条約の知識や理解
 - 2 5. その他（ ）
4. その他（ ）
5. わからない

問 16 平成 20 年以降、弁理士には、社会の様々な変化に対応できるように持続的に弁理士の能力を向上させる目的で、ユーザから信頼され続ける弁理士を養成することを目的とする継続研修の受講が義務付けられました。近年の弁理士（平成 20 年以降の合格者であるか否かにかかわらず）の能力についてどのように思われますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを 1 つ選び、番号に○を付けてください。

1. 以前と比べて能力が向上していると感じる

→ (1) どのような面でそう感じますか。1 つ選び、番号に○を付けてください。

1 1. 実務能力（明細書の作成能力等）

1 2. 工業所有権に関する法令の知識や理解

1 3. 工業所有権に関する条約の知識や理解

1 4. 工業所有権に関する法令・条約以外の法令・条約の知識や理解

1 5. その他（ ）

2. 以前と比べて能力に変化はない

3. 以前と比べて能力が低下していると感じる

→ (2) どのような面でそう感じますか。1 つ選び、番号に○を付けてください。

2 1. 実務能力（明細書の作成能力等）

2 2. 工業所有権に関する法令の知識や理解

2 3. 工業所有権に関する条約の知識や理解

2 4. 工業所有権に関する法令・条約以外の法令・条約の知識や理解

2 5. その他（ ）

4. 平成 20 年以降、弁理士に業務を依頼したことがないので、判断できない

5. その他（ ）

6. わからない

問 1 7 研修制度（実務修習、継続研修）の見直しについてお聞きします。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

1. 見直す必要はない
2. 企業活動の国際化に対応できる人材を育成する方向性で見直すべき
3. 発明等の発掘から活用まで一貫した知財管理への対応ができる人材を育成する方向性で見直すべき
4. 技術・デザイン・ブランド等を含めた総合的な知財管理への対応ができる人材を育成する方向性で見直すべき
5. 他の公的資格、職種経験等を有する多様な人材を育成する方向性で見直すべき
6. 理工系の知識や理解に優れた人材を育成する方向性で見直すべき
7. 法文系の知識や理解に優れた人材を育成する方向性で見直すべき
8. 実務技能に優れた人材を育成する方向性で見直すべき
9. 特定の分野の知識や理解に特に優れた人材を育成する方向性で見直すべき
- 1 0. 研修を厳格化し、弁理士、弁理士制度に対するユーザの信頼感を高める方向性で見直すべき
- 1 1. 弁理士の自己研鑽に委ねる方向性で見直すべき
- 1 2. その他（ ）
- 1 3. わからない

問 1 8 前問で選択肢 2 ～ 1 2 を選ばれた方にお聞きします。研修制度（実務修習、継続研修）を具体的にどう見直せば良いとお考えですか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

1. 講座の内容を見直す
2. 講座の修了要件として試験を課す
3. 実務修習、継続研修の修了条件として試験を課す
4. 必要単位数を多くする
5. 必要単位数を少なくする
6. 必須科目を増やす
7. 必須科目を減らす
8. 中級者・上級者向けの明細書作成等の実務研修を義務付ける
9. 実務研修等の OJT を義務付ける
- 1 0. その他（ ）
- 1 1. わからない

Ⅲ. 利益相反、秘匿特権

問 19 弁理士に業務を依頼しようとしたときに、何らかの理由により断られたことはありますか。

1. 断られたことがある

→ (1) 断られた理由は何ですか。当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

- 1 1. 利益相反を理由に出願の手続代理を断られた
- 1 2. 利益相反を理由に無効審判の手続代理を断られた
- 1 3. 利益相反を理由に紛争解決（ADR又は訴訟）の手続代理を断られた
- 1 4. 利益相反を理由に上記1～3以外の業務を断られた
- 1 5. 業務多忙を理由に断られた
- 1 6. 技術分野の相違を理由に断られた
- 1 7. その他（ ）

2. 依頼を断られたことはない

問20 日本の裁判においては、日本の弁理士が保有している、依頼主との間の秘密とすべき文書等を秘匿できることが民事訴訟法⁹で認められていますが、外国の裁判や行政手続（以下「裁判等」という）においては、相手方や当局への開示が強制されるのではないかという危惧があります。このことについてお聞きします。

問20-1 外国の裁判等において、依頼主と日本の弁理士との間の秘密とすべき文書等を秘匿できないという危惧を感じたことがありますか。

1. 感じたことがある

→ (1) 日本の弁理士との通信等について何か考慮したことがありますか。当てはまるものを一つ選び、番号に○を付けてください。

1 1. ない

1 2. 危惧を感じたため、弁理士ではなく、弁護士あるいは外国の弁護士とのみ文書のやり取りをするようにした

1 3. その他 ()

2. 感じたことがない

問20-2 外国の裁判等において、依頼主と日本の弁理士との間の秘密とすべき文書等を秘匿することが認められるよう、相互主義の観点から、日本の裁判において外国の弁理士にも同様の秘匿が認められるべきと思われますか¹⁰。

1. 認められるべき

2. 認められるべきではない

3. わからない

⁹ 民事訴訟法第197条、第220条

¹⁰ 2012年に改正されたオーストラリア知財法では、第200条(2)において、外国の法律上認められた特許弁理士等も自国の特許弁理士と同様に文書等を秘匿できることを認めている。

問 2 1 現在、各弁理士の通算登録期間、継続研修の受講歴、取扱分野情報（例えば「特許・実用新案, A45, C09」のように表示）、経済産業大臣による懲戒に関する事項等の情報については、日本弁理士会ホームページの弁理士情報検索システム（弁理士ナビ）¹¹で公表されています。他に弁理士ナビで公表すべき情報はありますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

- 問 2 2 貴社の社員が弁理士試験に合格したことや弁理士登録していることについて、貴社内ではどのように評価されますか。下記選択肢の中から当てはまると思われるものをすべて選び、番号に○を付けてください。なお、貴社の社員に弁理士試験に合格した者や弁理士がいない場合には、貴社の社員が弁理士試験に合格した場合のことを想定して、回答してください。

- 156 –

問 2 3 弁理士の専門分野（特許／意匠／商標等）の特化についてどう思われますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

1. 専門分野に特化した弁理士が望ましい
2. 専門分野に特化せず、工業所有権全般について手続代理等をできる弁理士が望ましい
3. 専門分野に特化した弁理士と工業所有権全般について手続代理等をできる弁理士が混在しているのが望ましい（必要に応じて使い分ける）
4. その他（ ）
5. わからない

問24 弁理士の数が9600人超に増加したことをどのように評価しますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内を選び、番号に○を付けてください。

1. 影響ない
2. 選択肢が増えたので良かった
3. 競争で弁理士が良くなったので良かった
4. 良くない弁理士が増えたので良くなかった
5. 良い弁理士と悪い弁理士に二極化したので良くなかった
6. 平均的にはサービスが良くなったので良かった
7. 平均的にはサービスが悪くなったので良くなかった
8. その他 ()
9. わからない

問 25. 業務を依頼するに当たって、弁理士事務所の規模についてどのように考えますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1. 現在よりも規模を大きくすべきである
- (1) その理由は何ですか。当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください。
- 1 1. 事務所の規模を大きくすることによってサービスが幅広く提供されるため
- 1 2. 弁理士が一人の事務所では、業務の継続性に不安があるため
- 1 3. 弁理士が一人の事務所では、業務の質に不安があるため
- 1 4. その他 ()
2. 現在より規模を大きくする必要はない
3. わからない

問 2 6 知的財産の侵害訴訟の代理は誰に依頼しましたか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを一つ選び、番号に○を付けてください。

- ¹² 付記弁理士とは、特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、かつ、日本弁理士会より弁理士登録にその旨の付記を受けたときは、特定侵害訴訟に関して、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、その訴訟代理人となることができる弁理士を指す。「特定侵害訴訟」（弁理士法2条5項）とは、特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利の侵害又は「特定不正競争」（弁理士法2条4項）による営業上の利益の侵害に係る訴訟を指す。

問27 弁理士による特定侵害訴訟代理は、弁護士との共同受任でのみ認められ、その場合は、弁護士とともに出頭すること（共同出頭）が原則とされています。ただし、裁判所が相当と認めるときは弁理士による単独出頭が認められています（弁理士法第6条の2第3項）。このような制度についてどうお考えですか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

1. 現行のままでよい（共同受任が必要で、裁判所の許可なしに弁理士に単独出頭を認める必要はない）
2. 共同受任の必要はあるが、裁判所の許可なしに弁理士の単独出頭を認める必要がある
3. 弁理士による単独受任を認めるべきである
4. 弁理士による侵害訴訟代理を認める必要はない
5. その他（ ）
6. わからない

問 28 著作権関連業務に関して弁理士に依頼したことはありますか。また、今後依頼したいものはありますか。下記選択肢の中から当てはまるものをすべて選び、該当する欄に○を付けてください。

	a. 実際に依頼した業務	b. 今後依頼したい業務
1. ない		
2. 相談		
3. ライセンス契約		
4. 裁判外紛争解決		
5. 訴訟		
6. 登録業務		

問 2 9 種苗法に基づく植物新品種保護関連業務は現在弁理士法に規定されていませんが、もし規定されていたら弁理士に依頼したいものはありますか。下記選択肢の中から当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

1. ない
2. 相談
3. ライセンス契約
4. 裁判外紛争解決
5. 訴訟
6. 登録業務

問 3 0 特許庁の行政処分（特許庁との手続についての却下処分等）に対する異議申立て又は審査請求の結果に不服がある場合の行政訴訟の代理は現在弁理士法に規定されていませんが、もし規定されていたら弁理士に依頼したいですか。下記選択肢の中から当てはまるものを選び、番号に○を付けてください。

- | |
|-----------------------------|
| 1. はい
2. いいえ
3. わからない |
|-----------------------------|

VI 特定不正競争について

問 3 1 現在、弁理士は不正競争防止法に規定する不正競争の一部（特定不正競争¹³関連及び技術的制限手段に対する不正についての税関での手続関連、以下、まとめて特定不正競争等という。具体例は下記表を参照）について業務を行えますが、これに関して弁理士に依頼したことがありますか。

1. 依頼したことがある（→下の問 3 1－1 に進んでください）
2. 依頼したことがない（→問 3 2 に進んでください）
3. 問の「特定不正競争等」そのものがわからないので回答を控える（→問 3 3 に進んでください）

問 3 1－1 下記表の業務内容と不正競争に当たる行為（不正競争防止法第 2 条第 1 項各号）ごとに当てはまるものをすべて選び、該当する欄に○を付けてください。

該当行為と その事例 業務内容	周知表示混同惹起（第 1 号） 他人の周知な商品名と混同する名称を含む商号を使用	著名表示冒用（第 2 号） 他人の著名なブランド名を含む名称で飲食店を経営	商品形態模倣（第 3 号） 有名な玩具の外観の形態を模倣	営業秘密のうち技術上の情報（第 4 号～9 号） 勤務している会社の秘密として厳格に管理されている技術情報を協業者に売る	不正ドメイン使用（第 12 号） 高額な値段で転売する目的で、他人の著名な商品名を含むドメイン名のウェブサイトを開設
a. 相談					
b. 税関での手続					
c. ライセンス契約					
d. 裁判外紛争解決					
e. 訴訟					

¹³ 弁理士法第 2 条第 4 項で定義

該当行為と その事例 業務内容	技術的制限手段 に対する不正 (第 10、11 号) ゲームソフトの アクセスプロテ クト外し	商標に関する原 産地等誤認惹起 表示 (第 13 号) 中国産の繊維を Made in England と表示	特許、実用新案、意 匠、商標、回路配置、 技術上の秘密に関する 競争者営業誹謗 (第 14 号) 相手方の商品が特許侵 害品であると虚偽の事 実を相手方の取引先に 告げる	代理人等商標無断 使用 (第 15 号) 外国製品の輸入代 理店が、その外国 メーカーの許諾を 得ずにその商標を 類似商品に使用
a. 相談				
b. 税関での手続				
c. ライセンス契約				
d. 裁判外紛争解決				
e. 訴訟				

問３２ 本問では、現在法律上弁理士が扱うことのできない「特定不正競争等以外の不正競争」（下の問３２－４の表を参照）に係る業務についてお聞きします。

問32-1 特定不正競争等以外の不正競争に係る業務の依頼先についてお聞きます。下記選択肢の中から依頼したことのある最も当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

1. 誰にも依頼したことはない
2. 弁護士
3. 司法書士等（弁理士、弁護士以外の者）
4. その他（

問 3 2 - 2 特定不正競争等以外の不正競争に係る業務について弁理士が扱えないことについてどのようにお考えですか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

1. 不正競争については弁護士に依頼しており問題ない
2. 不正競争については弁護士に依頼しているが、弁理士に依頼したいと考えることがある
3. 弁理士に依頼したが、「特定不正競争以外の不正競争」は弁理士の業務の範囲外であることを理由に断られた
4. 不正競争について、弁理士が扱える業務と扱えない業務が混在しているが、わかりにくくはない
5. 不正競争について、弁理士が扱える業務と扱えない業務が混在しており、わかりづらい
6. 不正競争については、不正競争防止法以外の民法（従業員の引き抜きや名誉・信用毀損による不法行為など）、会社法（商号など）、労働関連法（秘密漏洩についての就業規則違反など）及び景表法¹⁴（不当表示など）等の法令や、秘密保持契約・売買契約・開発製造委託契約その他の契約に関する問題と複雑に絡み合っていることが多いので、弁理士が扱うのは適当ではない
7. 現状で問題がないため、特に考えたことがない
8. その他（ ）

問３２－３ 特定不正競争等以外の不正競争に係る業務のうち、弁理士の知見を生かすことができるものであり弁理士に依頼したい業務はありますか。

1. ある (→問 3 2-4に進んでください)
2. ない (→問 3 3に進んでください)

¹⁴ 不当景品類及び不当表示防止法

問 3 2 - 4 下記表の業務内容と不正競争に当たる行為（不正競争防止法第 2 条第 1 項の特定の各号）ごとに当てはまるものをすべて選び、該当する欄に○を付けてください。

該当行為と その事例 業務内容	営業秘密のうち営業上の情報の侵害 (第 4 から 9 号) デザイン盗用、商標登録出願前のネーミング	技術的制限手段に対する不正 (第 10、11 号) ゲームソフトのアクセスプロテクト外し	商標以外（特許、実用新案、意匠）に関する品質、製造方法等の誤認惹起表示（第 13 号） 使っていない材料を原材料として表示する	特許、実用新案、意匠、商標、回路配置、技術上の秘密以外に関する競争者営業誹謗（第 14 号） 相手方の商品が形態模倣された商品であると虚偽の事実を相手方の取引先に告げる
a. 相談				
b. 税関での手続				
c. ライセンス契約				
d. 裁判外紛争解決				
e. 訴訟				

VII その他

問 3 3 外国出願の経験がある方にお聞きします。外国出願費用（外国特許庁への出願までに要した費用。外国特許庁へ支払う出願料・翻訳費・代理人費用等を含む。）の概算を教えてください。

※ 1 カ国への 1 出願について典型的なケースで記載いただければ結構です。

※ 日本国特許庁への出願を経て外国出願した場合については、日本国特許庁への出願費用分（出願料、代理人費用等）を除いた概算で記載してください。

特許	約（	）万円	／	1 出願（1 カ国）
意匠	約（	）万円	／	1 出願（1 カ国）
商標	約（	）万円	／	1 出願（1 カ国）

I-5. 国内アンケート調査票（弁理士向け）

●下記の事項について記入をお願いします。

(1)年齢	歳	(2)弁理士登録年数	年
(3)弁理士となった資格（当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください） 1. 弁理士試験合格 2. 弁理士詮衡試験合格 3. 特許庁有資格 4. 弁護士資格 5. その他（ ）			
(4)経営・勤務の形態 以下のいずれかに当てはまる番号に○を付けてください。 I. 事務所弁理士（特許（法律）事務所で仕事をしている弁理士） →Q 1：事務所の使用している名称に含まれる文字は、 1. 特許事務所、特許商標事務所、商標特許事務所、商標事務所（特許業務法人を含む） 2. 特許法律事務所、法律特許事務所（特許業務法人、弁護士法人を含む） 3. 法律事務所（弁護士法人を含む） 4. その他（ ） →Q 2：あなたは、事務所の 5. 経営者 6. 勤務者（勤務弁理士） II. 社内弁理士（企業、大学、TLO等に勤務又は公務員として勤務している弁理士）			
(5)付記弁理士・弁護士（当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください） 1. 付記弁理士である 2. 付記弁理士でない 3. 弁護士である			
(6)勤務地域（都道府県）（ ）			

I 弁理士業務に関して

問1 過去3年間の業務の中で、下記イ、ロ、ハの業務に関する作業量（時間）の割合はどの程度ですか。概略で結構ですので、下記（1）～（3）について最も当てはまると思われる割合（「～5」、「～10」等）を選び、該当する割合に○を付けてください（イロハ全体で概ね100%になるようにしてください）。なお、社内弁理士の方は、各業務に関わった作業量としてください。

イ. 日本の特許庁への出願・中間処理（拒絶査定不服審判等を含む）の手續の代理等（弁理士法第4条第1項）

ロ. 外国の官庁等への出願・中間処理（拒絶査定不服審判等を含む）の資料の作成等（弁理士法第4条第3項）

ハ. 上記以外の業務（問2に掲げる業務）

（1） 弁理士としての全作業量（時間）のうち、

イ. の割合は[0、～1、～2、～5、～10、～25、～50、～75、～100]％、

ロ. の割合は[0、～1、～2、～5、～10、～25、～50、～75、～100]％、

ハ. の割合は[0、～1、～2、～5、～10、～25、～50、～75、～100]％

である。

（2） イ. の作業量（時間）のうち、

特実の割合は[0、～1、～2、～5、～10、～25、～50、～75、～100]％、

意匠の割合は[0、～1、～2、～5、～10、～25、～50、～75、～100]％、

商標の割合は[0、～1、～2、～5、～10、～25、～50、～75、～100]％

である。

（3） ロ. の作業量（時間）のうち、

特実の割合は[0、～1、～2、～5、～10、～25、～50、～75、～100]％、

意匠の割合は[0、～1、～2、～5、～10、～25、～50、～75、～100]％、

商標の割合は[0、～1、～2、～5、～10、～25、～50、～75、～100]％

である。

問2 下記の業務を受任したことがありますか。該当する欄に○を付けてください。なお、社内弁理士の方は、各業務を担当したことがあれば○を付けてください。

(1) 登録後の審判（無効、訂正、取消）・商標の登録異議申立手続の代理（弁理士法第4条第1項）

(a) 特許・実用新案	(b) 意匠	(c) 商標	(d) 受任なし

(2) 税関での輸出入差止申立手続の代理等（弁理士法第4条第2項第1号）

(a) 特・実	(b) 意匠	(c) 商標	(d) 回路配置	(e) 特定不正競争（不競法2条1項）				(f) 著作権	(g) 育成者権	(h) 受任なし
				1号	2号	3号	10, 11号			

(3) 裁判外紛争解決手続（ADR：仲裁、調停、あっせん）の代理（弁理士法第4条第2項第2号）

(a) 特・実	(b) 意匠	(c) 商標	(d) 回路配置	(e) 特定不正競争（不競法2条1項）								(f) 著作権	(g) 受任なし
				1号	2号	3号	4～9号	12号	13号	14号	15号		

(4) ライセンス等契約の代理・媒介・相談（弁理士法第4条第3項）

(a) 特許・実用新案	(b) 意匠	(c) 商標	(d) 回路配置	(e) 著作権	(f) 技術上の秘密	(g) 受任なし

(5) 補佐人業務（弁理士法第5条）

(a) 特 ・ 実	(b) 意 匠	(c) 商 標	(d) PCT 出願	(e) マド プロ 出願	(f) 回 路 配 置	(g) 特定不正競争（不競法2条1項）								(h) 受任 なし
						1 号	2 号	3 号	4～ 9 号	12 号	13 号	14 号	15 号	

(6) 審決取消訴訟の代理（弁理士法第6条）

(a) 特許・実用新案	(b) 意匠	(c) 商標	(d) 受任なし

(7) 特定侵害訴訟の代理（弁理士法第6条の2）

(a) 特 ・ 実	(b) 意 匠	(c) 商 標	(d) 回路 配置	(e) 特定不正競争（不競法2条1項）								(f) 受任な し
				1 号	2 号	3 号	4～9 号	12 号	13 号	14 号	15 号	

問3 下記の業務を受任したことがありますか。また、今後受任したい業務はありますか。該当する欄に○を付けてください。なお、社内弁理士の方は、各業務を担当したことがあれば○を付けてください。

業務内容	(a) 受任 あり	(b) 受任 なし	(c) 今後 受任した い
1. 事業化を展望した開発、知財戦略についての相談			
2. 企業内における知的財産の管理方法に関する相談			
3. 発明、意匠の発掘や創出に関する相談			
4. 国内の先行技術、先行意匠、先行商標の調査			
5. 外国の先行技術、先行意匠、先行商標の調査			
6. 営業秘密の管理に関する相談			
7. 先使用权に関する相談			
8. 知的財産の価値評価			
9. 権利維持の判断に関する相談			
10. 知的財産に関する教育、啓発			

問4 現在は弁理士法に規定された業務範囲でないが、もし規定されていたら今後受任したい業務はありますか。該当する欄に○を付けてください。なお、社内弁理士の方は、規定されていたら担当したい業務があれば○を付けてください。

業務内容	(a) 今後受 任したい	(b) わか らない
(1) 意匠・商標に係る営業秘密のうち営業上の情報の侵害に関する税関手続の代理、ADR 手続の代理、補佐人業務、訴訟代理（不競法第2条第1項第4～9号関係）		
(2) 技術的制限手段に対する不正に関する ADR 手続の代理、補佐人業務、訴訟代理（同10・11号関係）		
(3) 品質、製造方法等の誤認惹起表示のうち商標 <u>以外</u> （特許、実用新案、意匠）の表示に関する税関手続の代理、ADR 手続の代理、補佐人業務、訴訟代理（同13号関係）		
(4) 競争者信用毀損行為のうち特許、実用新案、意匠、商標、回路配置、技術上の秘密 <u>以外</u> についての行為に関する ADR 手続の代理、補佐人業務、訴訟代理（同14号関係）		
(5) 著作物の登録手続の代理		
(6) 著作物についての補佐人業務、侵害訴訟の代理		
(7) 品種登録出願手続の代理、育成者権についての手続の代理（移転、専用利用権の設定等）、侵害訴訟の代理		
(8) 特許庁の行政処分（特許庁との手続についての却下処分等）に対する異議申立て又は審査請求の結果に不服がある場合の行政訴訟の代理		

問5 特許庁へ提出する下記(1)～(4)の書類のドラフト（草稿）を最も多く作成する作成者はどなたですか。下記の者（「弁理士」、「弁理士事務所の補助者」等）の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、該当する欄に○を付けてください。

	(a) 弁理士	(b) 弁理士 事務所の補 助者	(c) 依頼主 の知財担当 者	(d) 発明者	(e) その他
(1) 明細書					
(2) 特許請求の範囲					
(3) 図面					
(4) 中間処理等における意見書や補正書					

Ⅱ 弁理士制度の見直しに関して

問6 弁理士制度全般の見直しについてお聞きします。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

- | |
|---|
| 1. 見直す必要はない |
| 2. 企業活動の国際化への対応の観点で見直すべき |
| 3. 発明等の発掘から活用まで一貫した知財管理への対応の観点で見直すべき |
| 4. 技術・デザイン・ブランド等を含めた総合的な知財管理への対応の観点で見直すべき |
| 5. 技術の高度化・複合化への対応の観点で見直すべき |
| 6. 工業所有権法の周辺法分野への対応の観点で見直すべき |
| 7. 試験や研修等による弁理士の質の担保の観点で見直すべき |
| 8. 弁理士の数の適正化の観点で見直すべき |
| 9. 弁理士の業務範囲の拡大の観点で見直すべき |
| 10. その他 () |

問7 日本の弁理士を通じて外国出願、権利取得を行う場合、日本の弁理士に何が求められると思われますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

- | |
|---------------------------------------|
| 1. 現地代理人との意思疎通能力 |
| 2. 現地の代理人事情の詳しさ |
| 3. 外国特許法や実務に関する知識 |
| 4. 外国法制度に適した実務管理能力（例えば、拒絶理由に対する期限管理） |
| 5. 外国特許庁から拒絶理由通知等を受けたときの対処方法に関するアドバイス |
| 6. 出願や、拒絶に対する応答のドラフト（草稿）の作成能力 |
| 7. 明細書や書類の翻訳の正確性 |
| 8. その他 () |
| 9. わからない |

問8 試験制度の見直しについてお聞きします。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

1. 見直す必要はない
2. 企業活動の国際化に対応できる人材の参入を促す方向性で見直すべき
3. 技術・デザイン・ブランド等を含めた総合的な知財管理に対応できる人材の参入を促す方向性で見直すべき
4. 他の公的資格、職種経験等を有する多様な人材の参入を促す方向性で見直すべき
5. 若者の参入を促す方向性で見直すべき
6. 理工系人材の参入を促す方向性で見直すべき
7. 法文系人材の参入を促す方向性で見直すべき
8. 実務経験者の参入を促す方向性で見直すべき
9. 特定の分野の知識や理解に特に優れた人材の参入を促す方向性で見直すべき
10. 合格者数を少なくする方向性で見直すべき
11. 合格者数を多くする方向性で見直すべき
12. その他 ()
13. わからない

問9 前問で選択肢2～12を選ばれた方にお聞きします。試験制度を具体的にどう見直せば良いとお考えですか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

1. 工業所有権に関する外国語文献の読解力を問う
2. 工業所有権に関する外国の法令（米国特許法等）の知識や理解力を問う
3. 工業所有権に関する条約単独（TRIPS 協定、パリ条約、PCT 等）の論述力を問う
4. 基準点未満の科目が1つでもあれば不合格とする（科目別足切りの導入）
5. 理工系の受験者に対して法律（民法、民訴法等）の基本的な知識や理解力を問う
6. 法文系の受験者に対して技術（力学、情報工学等）の基本的な知識や理解力を問う
7. 出題内容を工夫することなどによって実務能力を問う
8. 科目数を削減することなどによって効率的な試験を行う
9. その他 ()

問１０ 現在の試験制度では、筆記試験の合格者に対してさらに口述試験を行っています。口述試験についてどう思われますか。下記選択肢の中から当てはまると思われるものを選び、番号に○を付けてください。

１．見直す必要はない

２．見直すべき

→（１）その理由は何ですか。当てはまると思われるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

１１．受験者によって異なる試験日、異なる問題、異なる試験委員で考査しているため、公平性に懸念がある

１２．口述試験は行わなくても特段問題ない

１３．受験者にとって必要以上の負担になっている

１４．その他（ ）

３．わからない

問１１ 平成１９年の法改正で導入された弁理士試験の一部免除制度¹⁵の見直しについてお聞きします。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを１つ選び、番号に○を付けてください。

１．見直す必要はない

２．見直すのは時期尚早

３．拡大する方向で見直すべき

４．縮小する方向で見直すべき

５．廃止する方向で見直すべき

６．その他（ ）

７．わからない

¹⁵ 弁理士法第 11 条、同法施行規則第 5 条、第 6 条

問１２ 試験制度の見直しに伴い、受験料の値上げが必要になる可能性があります。受験料の値上げについてどうお考えですか。下記選択肢の中から当てはまると思われるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

- １．経済状況、財政状況が厳しい中、弁理士試験制度も、簡素化、合理化による費用の節約を図るべきであり、受験料の値上げは望ましくない
- ２．高度化、複雑化する企業活動、技術等に対応できる人材を、手間をかけて厳選するべきであり、厳格な審査を行うための受験料の値上げは必要である
- ３．受験者の参入障壁になるため受験料の値上げは望ましくない
- ４．どちらでもよい
- ５．その他（ ）
- ６．わからない

問１３ 研修制度（登録前の実務修習、登録後の継続研修）の見直しについてお聞きします。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを３つ以内で選び、番号に○を付けてください。

- １．見直す必要はない
- ２．企業活動の国際化に対応できる人材を育成する方向性で見直すべき
- ３．発明等の発掘から活用まで一貫した知財管理への対応ができる人材を育成する方向性で見直すべき
- ４．技術・デザイン・ブランド等を含めた総合的な知財管理への対応ができる人材を育成する方向性で見直すべき
- ５．他の公的資格、職種経験等を有する多様な人材を育成する方向性で見直すべき
- ６．理工系の知識や理解に優れた人材を育成する方向性で見直すべき
- ７．法文系の知識や理解に優れた人材を育成する方向性で見直すべき
- ８．実務技能に優れた人材を育成する方向性で見直すべき
- ９．特定の分野の知識や理解に特に優れた人材を育成する方向性で見直すべき
- １０．研修を厳格化し、弁理士、弁理士制度に対するユーザの信頼感を高める方向性で見直すべき
- １１．弁理士の自己研鑽に委ねる方向性で見直すべき
- １２．その他（ ）
- １３．わからない

問 1 4 前問で選択肢 2 ～ 1 2 を選ばれた方にお聞きします。研修制度（登録前の実務修習、登録後の継続研修）を具体的にどう見直せば良いとお考えですか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

1. 講座の内容を見直す
2. 講座の修了要件として試験を課す
3. 実務修習、継続研修の修了条件として試験を課す
4. 必要単位数を多くする
5. 必要単位数を少なくする
6. 必須科目を増やす
7. 必須科目を減らす
8. 中級者・上級者向けの明細書作成等の実務研修を義務付ける
9. 実務研修等の OJT を義務付ける
- 1 0. その他（ ）
- 1 1. わからない

問 1 5 弁理士試験の委員を経験したことがありますか。

1. はい
 - (1) どのようにして試験委員になりましたか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。
 - 1 1. 弁理士会からの依頼
 - 1 2. 弁理士会への応募
 - 1 3. その他（ ）
 - (2) 試験委員を経験した感想についてお聞きします。当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。
 - 2 1. 試験委員を担当することは当然の義務である
 - 2 2. 採点等の負担が大きかった
 - 2 3. 担当した以上の負担をしても良かった
 - 2 4. 報酬が少ない
 - 2 5. 報酬は不用である
 - 2 6. その他（ ）
2. いいえ

Ⅲ 特許業務法人制度

問 1 6 特許業務法人制度や指定社員制度についてお聞きします。あなたは特許業務法人の社員ですか、又は、特許業務法人でない事務所を経営又は勤務していますか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

1. 特許業務法人の社員である

→ (1) 現在、指定社員制度を利用していますか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

1 1. 指定社員制度を利用している

1 2. 指定社員制度を利用していない

2. 特許業務法人の社員でなく「使用人である弁理士」である

3. 特許業務法人でない事務所を経営又は勤務している

→ (2) 特許業務法人制度や指定社員制度を検討する予定はありますか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

2 1. 特許業務法人の一人法人が認められれば、特許業務法人化を検討してみたい

→ (3) 検討してみたい理由は何ですか。当てはまるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

3 1. 代理業務の継続安定性の向上

3 2. 社会的信用の向上

3 3. 税法上の利点の享受

3 4. 個人資産と法人資産の明確な分離

3 5. その他 ()

2 2. 今後とも、特許業務法人化を検討する予定はない

2 3. 未定である

4. 社内弁理士なので本制度には関心がない

IV 利益相反、秘匿特権

問 17 弁理士法には業務を行い得ない事件（いわゆる利益相反規定）が規定されています。これまで、利益相反規定に抵触すること又はそのおそれがあることにより、できない業務がありましたか。下記選択肢の中から当てはまるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

1. 出願の手続代理ができなかった

→ (1) 分野はどれに該当しましたか。

1 1. 特実（化学） 1 2. 特実（電気） 1 3. 特実（電子） 1 4. 特実（機械）
1 5. 特実（情報処理） 1 6. 特実（半導体） 1 7. 特実（その他） 1 8. 意匠
1 9. 商標 2 0. その他（ ）

→ (2) 当該利益相反は弁理士法のどの規定に該当しましたか。

2 1. 31 条 1 号 2 2. 31 条 2 号 2 3. 31 条 3 号 2 4. 31 条 4 号
2 5. 31 条 5 号 2 6. 31 条 6 号 2 7. 31 条 7 号
2 8. その他（ ）

2. 無効審判の手続代理ができなかった

→ (3) 分野はどれに該当しましたか。

3 1. 特実（化学） 3 2. 特実（電気） 3 3. 特実（電子） 3 4. 特実（機械）
3 5. 特実（情報処理） 3 6. 特実（半導体） 3 7. 特実（その他） 3 8. 意匠
3 9. 商標 4 0. その他（ ）

→ (4) 当該利益相反は弁理士法のどの規定に該当しましたか。

4 1. 31 条 1 号 4 2. 31 条 2 号 4 3. 31 条 3 号 4 4. 31 条 4 号
4 5. 31 条 5 号 4 6. 31 条 6 号 4 7. 31 条 7 号
4 8. その他（ ）

3. 紛争解決（ADR又は訴訟）の手続代理ができなかった

→ (5) 分野はどれに該当しましたか。

5 1. 特実（化学） 5 2. 特実（電気） 5 3. 特実（電子） 5 4. 特実（機械）
5 5. 特実（情報処理） 5 6. 特実（半導体） 5 7. 特実（その他） 5 8. 意匠
5 9. 商標 6 0. その他（ ）

→ (6) 当該利益相反は弁理士法のどの規定に該当しましたか。

6 1. 31 条 1 号 6 2. 31 条 2 号 6 3. 31 条 3 号 6 4. 31 条 4 号
6 5. 31 条 5 号 6 6. 31 条 6 号 6 7. 31 条 7 号
6 8. その他（ ）

4. 特にない

5. 社内弁理士なので関係がない

問 18 日本の裁判においては、日本の弁理士が保有している、依頼主との間の秘密とすべき文書等を秘匿できることが民事訴訟法¹⁶で認められていますが、外国の裁判や行政手続（以下「裁判等」という）においては、相手方や当局への開示が強制されるのではないかという危惧があります。このことについてお聞きします。

問 18-1 外国の裁判等において、依頼主との間の秘密とすべき文書等を秘匿できないという危惧を感じたことがありますか

1. 感じたことがある
- (1) 依頼主との通信等について何か考慮したことがありますか。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。
- 1 1. ない
- 1 2. 危惧を感じたので、弁護士あるいは外国の弁護士を通じて文書のやり取りをするようにした
- 1 3. 依頼主も危惧を感じたので、依頼が終了した。
- 1 4. その他 ()
2. 感じたことがない

問 18-2 外国の裁判等において、依頼主と日本の弁理士との間の秘匿とすべき文書等を秘匿することが認められるよう、相互主義の観点から、日本の裁判において外国の弁理士にも同様の秘匿が認められるべきと思われますか¹⁷。当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

1. 認められるべき
2. 認められるべきではない
3. わからない

¹⁶ 民事訴訟法第 197 条、第 220 条

¹⁷ 2012 年に改正されたオーストラリア知財法では、第 200 条(2)において、外国の法律上認められた特許弁理士等も自国の特許弁理士と同様に文書等を秘匿できることを認めている。

V 特定侵害訴訟代理人制度（付記弁理士制度）について

問 19 本問は、付記弁理士の資格をお持ちの方にお聞きします。

特定侵害訴訟代理業務は、弁護士との共同受任、共同出頭が原則とされていますが、裁判所が相当と認めるときは弁理士による単独出頭が認められています（弁理士法第6条の2第3項）。

問 19-1 これまでに特定侵害訴訟代理人として受任した事件で、裁判所に単独出頭の許可を申請したことがありますか。あるとすればその理由は何でしたか。下記選択肢の中から最も当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

- | |
|---|
| 1. 申請したことがある
→理由（) |
| 2. 申請したことはない |
| 3. 特定侵害訴訟の代理を受任したことがない |

問 19-2 同制度の受任及び出頭形態を変える必要があると思われますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

- | |
|--|
| 1. 現行のままでよい（共同受任が必要で、裁判所の許可なしに弁理士に単独出頭を認める必要はない） |
| 2. 共同受任の必要はあるが、裁判所の許可なしに弁理士の単独出頭を認める必要がある |
| 3. 弁理士による単独受任を認めるべきである |
| 4. その他（) |

VI 基本的事項

以下の問20～問22は、事務所経営弁理士、又は共同事務所の代表者の方に対する質問です。二事務所でお一人のみ回答ください。

問20 事務所の構成員に関して回答をお願いします。下記欄に構成員の人数をご記入ください。該当者がいない場合には「0」とご記入ください。

(1) 経営者の数

1. 弁理士	() 名
2. 弁護士	() 名
3. その他の士業資格者	() 名

(2) 勤務者の数

1. 弁理士	() 名
2. 弁護士	() 名
3. その他の士業資格者	() 名
4. その他の事務所員	() 名
5. アルバイト	() 名
6. 派遣	() 名

問21 前問の(2)の「4. その他の事務所員」の構成はどのようになっていますか。下記欄に人数等をご記入ください。複数の職務を兼ねている方については、主な職務の観点から当てはまるものを1つ選びご記入ください。該当者がいない場合には「0」とご記入ください。

1. 一般事務員（期限管理、書誌的書類の作成、手紙の作成等）	() 名
2. 1の一般事務員の中で、外国関連処理を行う者	() 名
3. 経理担当者	() 名
4. 翻訳者（日本語から外国語への翻訳及びその逆を含む）	() 名
5. 図面作成者（トレーサー、パソコンやCAD使用の図面作成等）	() 名
6. 調査員（先行技術調査、商標調査等）	() 名
7. 技術スタッフ（明細書ドラフト作成、その他弁理士補助）	() 名
8. 7の技術スタッフの中で、外国関連処理を行う者	() 名
9. 商標担当者	() 名
10. 総務、庶務、システム管理者	() 名
11. その他 () 名（職種をお答えください（ ））	

問 2 2 あなたの事務所で現状の業務を適正に処理する上で、事務所の弁理士数をどのようにするのが適切と思われますか。下記選択肢の中から当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 現在よりも弁理士数を増やす2. 現在の弁理士数でよい3. 弁理士数を減らしたい |
|--|

資料Ⅱ

Ⅱ．国内ヒアリング結果

1．国内ヒアリングの目的

企業や弁理士事務所等に、アンケート調査では十分に調査できない、弁理士業務の評価や問題点等に関するヒアリング調査を実施して、今後の弁理士の在り方に関する基礎資料を作成する。

2．国内ヒアリングの実施方法

9月下旬から11月上旬にかけて、下記の22か所にヒアリングを実施した。

- 日本知的財産協会 JIPA の会員企業：4 か所
- 中小企業：5 か所
「知財で元気な中小企業 2007」「平成 24 年度産業財産権制度活用優良企業等表彰」から抽出
- 都道府県の中小企業への知財支援窓口：2 か所
- 大手の特許（特許法律）事務所：5 か所
- 中小企業支援を活発に行っている特許事務所：3 か所
弁理士が著した書籍や論文、ホームページの記載に基づいて抽出。
- 専門職大学院：3 か所（3 大学を同時にヒアリング）

本報告書では、弁理士数が 10 名未満の特許事務所を「小規模特許事務所」と、弁理士数が 10 名以上の特許事務所を「大手特許事務所」と、中小企業支援を活発に行っている特許事務所を「中小企業支援特許事務所」と記載している。

3．ヒアリング結果（企業、知財支援窓口、特許事務所）（専門職大学院は後述）

Q 1；弁理士へ依頼した業務の評価について（Q 2、Q 3、Q 4 を除く）

（発明の発掘に関して）

- 発明者が弁理士に発明内容を説明すると、発明者が気づかない点をアドバイス（上位概念化や発明のバリエーション等）をしてくれる点は、良かった。〔中小企業〕
- 弁理士は、時々弊社を訪問して雑談をしながら、（出願依頼されるであろう）特許ネタを探しているようである。弁理士との雑談の中で、弊社が特許出願しようと思っていなかった部分に目を付けてくれて、実際に特許を取得できたこともある。〔中小企業〕

(知財の活用に関して)

- 弊社製品のデットコピーが出回ったとき、弊社の意匠権に基づいて、相手方に警告状を送って交渉の代行してもらったところ、相手方が製造を中止した点は、弁理士の専門性を発揮してもらって良かった。〔中小企業〕
- 弊社の製品は他社実施の確認がやや難しい点があるところ、信頼できるお客様からの情報を契機とした侵害訴訟が裁判上の和解で解決したことや、警告だけで侵害を止めることができたことがあり（弁護士と弁理士の連名）、弁理士の専門性を発揮してもらえた。〔中小企業〕
- 他社からその他社企業の特許を弊社が使っているのではないかという警告の連絡があったとき、ふだん付き合いがある弁理士に相談したことがある。その弁理士から問題なさそうなので暫く様子を見ようと言われ、そのまま放置しておいた。言われたとおり何も問題にならず済んだ。〔中小企業〕

(その他)

- 新たな技術分野にも対応でき、海外の最新の知財の知見を教えてもらっている点が、良かった。〔JIPA 企業〕
- ある製品のビジネス展開に先立って特許調査を行ったところ、類似する特許が見つかった。弁理士に相談したところ、出願の包袋を取り寄せる等して特許を分析してもらい、特許発明の技術的範囲に属するか属しないかを調査してもらったことがあり、専門家たる弁理士に依頼して良かった事例である。
一方、相談者が弊公社の専門相談をきっかけに受任契約を結んだ弁理士が特許庁との審査のやり取りにおける対応が非常に粗末だったため、弁理士を変更して出願をし直す形になったケースがある。相談者が新しい弁理士に変更したことで登録を受けることができたが、本来より余計な時間がかかってしまった。ただし、こうした悪い事例は非常に数少なく、当該弁理士も既に専門相談の体制から外れている。〔知財支援窓口〕
- 相談者は、弁理士の説明を正確に理解せずに鵜呑みする傾向がある。例えば、この発明は進歩性があるので出願できそうだとの説明を弁理士が出願前にしていたにもかかわらず、拒絶理由が来ると、相談者は話が違うではないかと怒ってしまうことがある。権利範囲を広くとるためにクレームを上位概念化して出願するので、拒絶理由が来るのが普通であることを、相談者に理解してもらうのが難しく、意思疎通が難しいときがある。〔知財支援窓口〕
- 弁理士個人ではなく事務所に依頼していることに加えて、仕事の結果は100%事務所や弁理士の能力に依存するものではなく、弊社がどのような情報や指示を与えるかにも依存することから、一概にこの弁理士のこの事例が良かったとか悪かったとはいえない

い。いえるとしたら、弊社とコミュニケーションを図れ、いい関係を構築し維持できる事務所（弁理士）が、良い事務所（弁理士）である。〔JIPA 企業〕

- 同じことを相談者に説明するにしても、相談員（コーディネーター）が説明するよりも、弁理士が説明した方が納得してもらえる（権威のある人からの説明の方が納得してもらえる）ことがある。〔知財支援窓口〕

Q 2：税関差止め・ADR について

- 代理の経験があり、技術と法律がわかり、コミュニケーション能力のある外部弁理士に、初めから依頼した。〔JIPA 企業〕

Q 3：侵害訴訟について

（弁護士との役割分担に関して）

- 訴訟遂行は弁護士が担い、技術や特許性・抵触性議論のサポートを弁理士が担う。〔JIPA 企業〕
- 相手から警告された場合ないし自社特許が侵害された場合、侵害の発生が社内で確認できた段階でまず社外弁理士に鑑定依頼（無効理由も含め）をし、その後弁護士を交えて対策を講ずる。弁理士は、鑑定の後は弁護士のサポートに回る。なお、その弁理士は、当社の出願を恒常的に依頼した信頼のおける弁理士である。〔JIPA 企業〕
- 担当している企業とのコンフリクトがなく、該当案件の技術分野に長けて、企業に勤めていたことがある弁理士が、弁護士とチームを組む。〔大手特許事務所〕
- 企業の担当弁理士（原告側のとき）、又は、該当する案件の技術分野に詳しい弁理士（被告側のとき）が、所内の弁護士とチームを組む。〔大手特許事務所〕
- 訴訟案件について、弁理士は訴訟代理人として表に出てくるケースもあるが（相手が弁理士を訴訟代理人にしてくると当方も同様にすることが多い）、訴訟チームの一員として弁護士を技術面でサポートする裏方に徹することが多い。〔大手特許事務所〕

（経験を積むための策に関して）

- 技術分野ごとに訴訟経験の豊富な 2 人を核に、経験の浅い 1～2 人を加えてチームを組んで対応している。〔大手特許事務所〕
- 経験のある弁理士（ライセンス交渉等の経験のある元企業知財部長など）が、侵害訴訟等を担当する。なお、侵害訴訟等に関心のある若手弁理士が、侵害訴訟のチームに加わってスキルを付けさせることがある。〔大手特許事務所〕
- 訴訟経験があってパートナークラスの付記弁理士が、主に担うが、該当案件の技術分野が得意であることと、コミュニケーション能力を備えていることも必要である。また、経験の不足している弁理士が、チームの一員に参加して勉強することがある。

〔中小企業支援特許事務所〕

- 訴訟チームには、経験のある弁理士 2 人に経験の少ない弁理士 1 人を参加させて、経験を積ませるようにしている。〔大手特許事務所〕

（受任の在り方に関して）

- 侵害訴訟の弁理士単独受任が認められるとしたら、社内弁理士を活用すれば訴訟コストを下げるができるメリットがある。〔JIPA 企業〕
- 弁理士法第 6 条の 2「弁理士は、・・・、特定侵害訴訟に関して、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、その訴訟代理人となることができる。」と規定されており、弁護士が事件を先に受任していることが前提となっているが、実態としては、弁理士が先に無効審判等の相談や受任を受けているケースが多いと思う。ただし、弁護士とチームを組んで共同受任する必要性がある点は、今のままで良い。〔大手特許事務所〕

Q 4：不正競争に係る業務について

（業務範囲の拡大と能力担保に関して）

- 不正競争のうち弁理士が扱える業務が今後拡大することは、クライアントから見れば、依頼する弁理士の選択肢が増えるので好ましいことではあるが、一方、その業務の能力を十分に備えているか不安である。〔JIPA 企業〕
- 現状、不競法 2 条 1 項に関して弁理士ができる業務とできない業務が混在しており、弁理士を使うか否かを社内で判断する場合にその切り分けが煩わしいので、弁理士が不競法 2 条 1 項に関して万遍なく業務ができないと、依頼しないであろう。ただし、弁理士の実務能力が担保できていなければ結局誰も依頼しないだろう。〔JIPA 企業〕
- 弁理士は弁護士よりも頻繁に企業と接しており、また、費用も安いと思われるので、企業が代理人に頼み易くなるということはあるだろう。〔JIPA 企業〕
- 不正競争に得意な弁護士に依頼している。特定不正競争に得意な弁理士がいれば、業務を依頼する可能性はある。〔JIPA 企業〕
- 特定不正競争に得意な弁理士がいれば、業務を依頼する可能性はあるが、そもそも特定不正競争に得意な弁理士がいるのであろうか。〔JIPA 企業〕
- 特定不正競争に関しては、形態模倣や営業秘密に関して依頼を受けたりすることがある。不正競争や著作権関連等、弁理士の業務範囲を広げることについては、依頼者の立場で考えた場合に弁理士の専門性を期待して頼みたいと思える範囲までで良いのではないかと。〔中小企業支援特許事務所〕

(その他)

- 不正競争に係る弁理士の業務範囲が拡大しても、訴訟等を除けば、対価（報酬）の求め方が定まっておらず、売上げには貢献しにくい。ノウハウ管理も、同様に、売上げには貢献しにくい。〔中小企業支援特許事務所〕
- 営業秘密管理のコンサルティングなども行うことがあるが、不正競争等の周辺業務は案件数も少なく、クライアントからお金を頂くことも難しい。〔中小企業支援特許事務所〕

Q 5：弁理士に対する評価の仕方について

- 事務所ごとに（弁理士ごとでなく）、作成された明細書を所定の評価項目に従って点数化して評価している。評価結果は、事務所にフィードバックし、また、今後の事務所発注に反映させている。〔JIPA 企業〕
- 客観的な評価基準はないが、問題のある弁理士は知財部の担当者が上司と相談の上で、新規発注を停止している。原則として過去に依頼した案件の中間処理は引き上げない。〔JIPA 企業〕
- 客観的な評価項目を以て評価をしていないが、知財部担当者が明細書を書いているので、経験によって明細書の良し悪しの判断ができ、弁理士の評価をしていることになる。〔JIPA 企業〕

Q 6：弁理士の選択について

(弁理士ナビに関して)

- 相談者には弁理士ナビを紹介しているが、弁理士ナビの記載項目のうち、事務所の住所以外の、技術分野、専門分野、取扱業務で弁理士を絞ることが難しい。現在の記載項目からは、その弁理士は何が強みなのかわからない。そのためか、個人の相談者は、近所にいる弁理士を選択しているようである。〔知財支援窓口〕
- 古くからお付き合いしている弁理士（特許事務所）のほかに、弁理士間の情報、同業他社における評判、同業他社からの紹介等、人の繋がりで得た情報を元に、評判の良い弁理士を新たに選んでいる。なお、弁理士ナビでは、かかる情報を得ることができない。〔JIPA 企業〕
- 新規に弊所に業務を依頼して頂くクライアントは、口コミによる紹介が多く、人の繋がりが重要である。弁理士ナビで弊所を選んで頂くケースはないのではないかと。なお、弁理士ナビのスペックは十分。〔大手特許事務所〕

(事務所の規模に関して)

- 弊社から見て関係を続けていきたい事務所とは、ある程度の規模があって幅広い技術

力があり、事務的な管理力にも優れた事務所である。また、小規模事務所でも方針やコンセプトがしっかりしていたり、組織を感じさせたりする事務所とは関係が続けていきたいと思っている。〔JIPA 企業〕

- 知財を余り意識していない頃（昭和年代）、技術がらみのトラブルを相談した弁護士から、弁理士を紹介された。そのトラブルを契機に、知財の重要性を痛感し、特許出願を積極的にするようになった。この弁理士（東京の特許事務所）には、継続的に、発明の発掘、特許戦略等の相談、特許出願の依頼をしている。ある程度の大きさと豊富な人材を備えている事務所なので、海外出願や侵害訴訟にも安心して対応を任せられるので、今後とも、この弁理士（特許事務所）に依頼するつもりである。〔中小企業〕
- 付き合いのある大手企業の知財の管理職から紹介された東京の弁理士に依頼している。地元にも弁理士がいるが 1 人で開業しており、複数の弁理士が在籍する特許事務所の方が、様々な技術に対応できるので、安心できる。〔中小企業〕

（その他）

- 企業に最適な弁理士を紹介するに当たり、企業が弁理士を選択する際の物差しをどのような内容にしたらよいか悩んでいる。〔知財支援窓口〕
- 社長の知り合いから紹介された弁理士であって、途中変更もあったが、今後ともお付き合いしていく予定である。〔中小企業〕

Q 7：中小企業支援について

（支援の在り方に関して）

- 月に 1 度企業に出向いて 2 時間ほど知財サポート会議を開いている（顧問契約の一環）。その会議には、社長、開発部長（＋営業、法務）が参加して、発明の発掘や戦略を練っている。技術者は、発明に値する技術を「あたりまえ」と思っており自分で気づいておらず、その会議で指摘されて初めて気づいている。〔中小企業支援特許事務所〕
- 近年の不景気で、企業の創造力も低下してきていると感じることがある。特に他社からこういうモノを作ってくれと言われて部品等を作っていた中小メーカーは、仕事の減少に伴って創造する場面が減少していることがその理由だと思う。自ら創造力を発揮して行くには、特許の出願活動を活発化させると良い。出願件数は企業の創造性を定量的かつ客観的に評価できる貴重な指標。自分が研修の講師を行うときは、技術者の創造意欲を刺激し、経営者には技術者に創造意欲があることを伝えるようにしている。〔中小企業支援特許事務所〕
- 中小企業には、弁理士の仕事をもっと埋もれていると思うので、発掘の支援が必要で

ある。〔JIPA 企業〕

- 中小企業の場合、“何を特許にするか”、“クレームはどうするか”等、発明原稿を固めていくことに苦慮しており、その段階から現場に入り込み、企業と同じ目線で一緒に考えてくれる弁理士が求められている。“解決したい技術的課題は何か”、“解決するための技術（発明した技術）は何か”、“発明を活用して企業に利益をもたらすための戦略”等を、一緒に考えてもらいたい。言い換えると、知財の活用や技術移転など、企業の知財コンサルができる弁理士が求められている。〔知財支援窓口〕
- 中小企業の場合、“何が特許発明になるのか”、“特許を取ってどう活用するのか”等の知財の基本がわかっていないので、発明する段階から現場に入り込み、また、発明を活用して企業に利益をもたらすための戦略の知財コンサルができる弁理士を期待する（必要であれば顧問契約を結ぶ）。最も、その知財コンサル力を弁理士がどのように身に付けるのか、心配な点はある。〔知財支援窓口〕
- 中小企業の社長は、特許等の知財を自身の事業にどのように役立てるのかに関心があるのだから、弁理士はそのバックアップの役割を果たすべきで、会社の経営の中に入っていったら、知財コンサルの付加価値を付けて行くべきである。そのためには、会社を訪問してどんどん経営の中に入って行くことが肝要である。〔中小企業支援特許事務所〕
- 弁理士が、他士業の中で知財経営に携わることができる一番近い位置にいると考える。〔中小企業支援特許事務所〕
- 社長の個性を尊重し、社長と上手くコミュニケーションを取って、特許をビジネスに活用し収益を上げて経営に生かせる弁理士が、望まれている。〔中小企業支援特許事務所〕

（能力担保に関して）

- 入り口として、継続研修等に知財コンサルを養成する長めのコース（短期間に養成することは無理）を用意して欲しい。〔中小企業支援特許事務所〕
- 弁理士は知財コンサルの付加価値を付けて行くべきであるが、現時点では知財コンサルの能力を持っている人が少なく、これをどのように担保していくのか問題である。〔中小企業支援特許事務所〕
- 企業にとって知財担当者は、自社／他社の技術と市場を理解している人材であって、経営の参謀スタッフとして存在するべきである。経営者には、知財担当者を参謀として育成する（人事異動等）必要があると言っている。同様に弁理士も企業の参謀になれる。しかし、現状、弁理士は出願手続の職人になりすぎており、世間は、弁理士を特許屋（代筆屋）としてしか見ていない。企業の特許を活用してどのように稼ぐのか、企業にアドバイスできる技術コンサルの付加価値を付ける必要がある。

明細書に付加価値をこれ以上付けることはできないからである。最も、この技術コンサルを身に着けるカリキュラムが不足している。コンサルティングは座学で学んだからと言って誰もができるという訳ではないが、多くの人が挑戦できるように基本的な知識を習得できるカリキュラムを整えておくことは重要である。〔中小企業支援特許事務所〕

- 自分は、5 年くらい前から知財コンサルに注目し始めて、中小企業支援センターで経験を積んできた。知財コンサルを行う能力は、集合教育だけでは不十分であり、実践を積み重ねている必要があると感じたからである。〔中小企業支援特許事務所〕

（支援の具体例に関して）

- 弊公社では自主事業として「知財専門家派遣事業」を実施しており、戦略支援、経営化支援、人材育成支援のために、知財専門家たる弁理士等を企業に派遣している。例えば、派遣先の企業内のノウハウを不競法で保護するために必要な企業内の体制づくりを弁理士に行ってもらい、知的財産アドバイザーが企業ニーズに沿った形で支援が行われるよう進捗管理等を行っている。〔知財支援窓口〕
- 着想段階から相談してもらえるようになるには、予め経営者（発明者）のことを良く知って、お互いに良好な関係を築いておくことが重要である。自分の場合は若い頃から経営者が集まる研修会等に頻繁に顔を出していた。〔中小企業支援特許事務所〕
- 弊所では、発明の着想段階から聞き出していくようにしている。発明のコンセプトを抽出して、その場でクレームを作成し、実施例の変形例の検討する作業を、半日程度かけて発明者から（誘導しつつ）聞き出していく。クレームを作成するなどして具体的に示すと、発明者は即座に様々なバリエーションを考え出せることが多い。これを 2、3 回繰り返していくことで、周辺技術を含めた発明群を作っていく。〔中小企業支援特許事務所〕
- 中小企業は費用の問題から多数の出願を行うことが難しいので、1 つの出願の中に多くの実施例を入れるようにしている。複数の実施例のうち、製品化するのは、1 つの実施例にすぎないかもしれないが、他社（大企業）が真似るのを防ぐことができる。〔中小企業支援特許事務所〕
- クライアントの生産拠点は主に国内であるし、外国で模倣品が出たとしてもそれを発見して、権利行使まで行うことは中小企業にとって難しいことなので本当に外国出願をする必要があるかをクライアントに熟慮してもらうようにしている。〔中小企業支援特許事務所〕
- 特許公開公報によって公開される前から特許出願中であることを、クライアントの

関連業界にアピールすることをクライアントに助言している。そうすると、出願に係る発明を他社が実施している情報を得やすくなる。他社情報を掴み次第、早期審査請求して、ライセンス確保に繋げた例もある。〔中小企業支援特許事務所〕

(その他)

- 明細書作成等の業務に係る対価（報酬）の算出法が確立しているのに対して、技術コンサルの対価（報酬）の算出法は定まっておらず、技術コンサルを行っても対価を得られないのは課題である。弁理士がコンサルタントとして社会的に認知されていないことが主因だと思われるので、今後その認知を高めていく必要がある。税理士は税のことしか分からないような人でも、コンサルタントとして認知されることがあるのとは対照的である。〔中小企業支援特許事務所〕

Q 8：出願から訴訟までの一連の流れにおける知財部員と弁理士の役割分担について
(弁理士による一貫担当に関して)

- 知財部員は、担当する技術分野において、発明の発掘から権利化まで、及び、ライセンス・ADR・訴訟等の権利活用を担当する。なお、社内弁理士は、自分の担当外の分野における権利活用についても、必要によりその技術分野の担当者と共に、その一躍を担当する場合がある。外部弁理士には、発明の発掘の段階から現場に入ってもらい（多い時には週 1 の頻度）、その分野に精通して技術の蓄積と弊社の戦略を理解してもらっている。そのため、これらの技術や戦略を心得ている同じ弁理士に、ライセンス・ADR・訴訟等の権利活用も依頼している。〔JIPA 企業〕
- ①発明の発掘から権利化までと、②ライセンス交渉や訴訟等の権利活用で担当する知財部員は、同じ技術分野を担当する同一人である。（JIPA 企業）

(弁理士による部分担当に関して)

- 発明の発掘から侵害訴訟までの業務は、同じ社内担当者が担う。弁理士には、特許調査が終了し発明の内容が固まったところから拒絶理由の中間処理まで依頼するが、拒絶査定不服審判請求からは、社内で処理する。〔JIPA 企業〕
- 問題となる弊社の特許の権利化に関わった弁理士、又は、訴訟経験のある弁理士が、技術面をサポートするために侵害訴訟に加わる可能性がある。〔JIPA 企業〕

(弁護士による部分担当に関して)

- 権利化までは弁理士に依頼しているが、侵害訴訟や特定不正競争関連は弁護士に相談するであろう。弁護士は様々な業務に対応できるのに対して、弁理士はそのスキルが未知数だからである。なお、商標や特許の鑑定等を弁理士に依頼する可能性はある。

(JIPA 企業)

- ライセンス交渉は通常社内の人材が対応するが、必要に応じて外部弁護士も使う場合がある（訴訟が想定される場合など）（JIPA 企業）

(その他)

- 発明の発掘から権利化までの業務と、ライセンス交渉や侵害訴訟業務とは、担当者が異なる。前者は、主に、技術系のバックグラウンドを備える者が担当し、後者は、法律系のバックグラウンドを備える者が担当している。（JIPA 企業）
- 弁護士は、技術や知財の知識が不足している点があり、不十分であると感じている。弁理士は、技術や知財の知識を備えていることのほかに、経営に参加／経営をサポートできる人材が、是非とも必要である。スピード感を持って判断できる有能な弁理士であれば、弊社の経営に参加してもらいたい。〔中小企業〕
- ライセンス交渉や侵害訴訟業務のチームに、関連する特許の権利化業務を担当した者が、一時的に加わってサポートする場合がある。訴訟等のフィードバックは、そのチームに加わった者によって、権利化部隊に反映され、また、当該案件が完了した後に作成されるレポートによって、権利化部隊に反映される。（JIPA 企業）

Q 9：明細書の作成を社内で内製する／外部事務所に外注する切り分けルールについて

- 厳密なルールがあるわけではないが、以下の場合、社内で内製する傾向がある。
〔JIPA 企業〕
 - 企業的に重要で社内で十分議論したい発明
 - 特許性や発明者原稿の記載内容に課題（問題）があって、事務所がてこずる可能性のある発明
 - 発明者の原稿を多少直すだけですぐ出願できる発明
 - 出願期限まで1週間を切るような特急の出願
 - 知財部員の勉強のため
- 外部事務所に依頼するのは多忙で内製が困難な場合又は新規技術分野で内製の経験がない場合に限られるが、それらの理由とは別に、頼りになる事務所とは関係が続けておくという配慮もしている。弊社から見て関係が続けていきたい事務所とは、ある程度の規模があって幅広い技術力があり、事務的な管理力にも優れた事務所である。また、小規模事務所でも方針やコンセプトがしっかりしていたり、組織を感じさせたりする事務所とは関係が続けていきたいと思っている。〔JIPA 企業〕

Q 10：社内弁理士の業務について

- 社内の知財担当者は、弁理士であるか否かによって、通常の権利化業務の役割に差は

ない。ただし、審査における面接は、弁理士が担当することになっている。〔JIPA 企業〕

Q 1 1 : 弁理士への期待について

(総合サービスに関して)

- 模造品対策に関連して、模造品の生産国と販売国が異なり結果として多数の国に対応しなければならず、また、解決手段も行政摘発・ADR・訴訟・ライセンス・和解等多岐にわたるため、模造品対策のための社内対応の負担が大きい。そのため、これらの対策を一括して管理できる核となる事務所があると良い。〔JIPA 企業〕
- 弊社は、米国／韓国／中国／台湾／インド／メキシコに展開しており、海外出願や当該国の知財に詳しくトラブル対応ができ、かつ、英語ができる弁理士を求める。海外国において信頼関係の結べる（運命共同体足り得る）弁護士／弁理士と、弊社との間に人的結びつきを得ることができれば良いと考えている。〔中小企業〕
- 海外出願できない弁理士には、海外事務所とのネットワークを組んで、出願できるような体制になってもらいたい。〔知財支援窓口〕
- 核となる技術分野を持ちつつも、ある程度一通りの業務（出願から訴訟まで）はこなせることが必要だと思う。〔中小企業支援特許事務所〕
- 特許出願しても（特許権侵害していない）似たような製品が世の中に出回っており、やみ雲に出願しても効率が悪いので、例えば、技術マップを利用した開発戦略の方向性（隙間分野の製品開発提案等）や特許出願戦略を指導してもらえるような、知財戦略コンサルをして欲しい。〔中小企業〕

(営業秘密の管理に関して)

- 営業秘密に関するノウハウの管理体制作りや、その営業秘密をノウハウとして秘匿するか／特許出願すべきかを、弁理士に相談している（判断そのものは弊社が行う）。〔中小企業〕
- 東京都の知財支援窓口に、ある新しい技術をノウハウとして秘匿しておくべきか／特許出願すべき等の知財の相談したことがある。弁理士よりも知財支援窓口の方が、相談できる内容の範囲が広いと感じている。〔中小企業〕
- 新しい電子部品の特性を評価したいが、弊社内で評価できる設備がなく、外部に依頼するしかない。しかし、その電子部品には新しい技術（発明ネタ／ノウハウ）が含まれており、これをどのように保護しつつ、外部に評価依頼をするのか悩んでいる。〔中小企業〕

(その他)

- 従業員の発明意欲を向上させるためにも職務発明規定があると良いと思っており、誰かに相談して作成してもらいたい。ふだん付き合いがある弁理士は、弊社の経営者側に立っているのだと思うが、この話をする、経営者とトラブルが生じることを懸念してはっきりとしたことを言ってくれない。〔中小企業〕
- 収益が上がりそうな特許であれば、ライセンス交渉を弁理士に依頼する可能性はある。交渉が纏まらずさらに訴訟にまで発展する場合、弊社が訴訟を行うのは金銭的にも体力的にも無理である（弁理士に訴訟関連の業務を依頼することは今のところ検討していない）。弊社の特許の侵害を見つけたとしても、同様に、ライセンス交渉までの依頼であろう。〔中小企業〕
- 現行の弁理士業務の枠内で十分である。〔JIPA 企業〕
- 種苗法の相談も少なからずあるが、品種登録するための要件を満たしておらず（相談者が登録要件を理解しておらず、例えば、出願品種の育成や繁殖の方法が定まっていない）、品種登録手続する以前の話（例えば、出願品種の育成や繁殖の方法を確定する必要があることの説明）で終わっている。〔知財支援窓口〕
- 減免制度については、もっと盛んに活用されるべきであるが、肝心の特許事務所には余り知られていないように感じる。制度利用の際に、特許事務所に対して benefit を付けることで、活用を促進できるのではないかとと思われる。〔知財支援窓口〕

Q 1 2 : 弁理士試験の在り方について (Q 1 3、Q 1 4 を除く)

(実務能力を問うことに賛成)

- 試験で実務を問うべきであり、実務能力のある者が受かるような試験にしてもらいたい。ただ国家試験となると規模が大きいので、具体的にどのように問うべきなのか案が浮かばないが。実際にこのような試験を弁理士試験で行えば、実務を知らない者はほとんど合格できないだろうし、受験者自体も減ると思う。〔大手特許事務所〕
- 選択科目として実務科目を加えることはあり得るのではないか。〔大手特許事務所〕
- 試験については簡単になりすぎていて、価値がなさすぎている。法律・実務を知らない者が通れる試験になってしまっている。通って欲しい人（スキルはあるが、忙しくて試験対策の時間が取れない者）が落ちてしまって、通らなくていい人（スキルはないが、時間はあるため十分に試験対策ができる者、多くは若者）が通れる試験になっている。〔大手特許事務所〕

(実務能力を問うことに反対)

- 試験で実務を問うのではなく、試験に受かった後に習得すればよいのではないか。〔小規模特許事務所〕

(その他)

- 論文式試験は、現状の事例問題のほかに、基本的な問題で条文の趣旨を問うようなものがあったもよいと思う。その制度趣旨の理解が、実務でもクライアントへの説明で必要だからである。〔JIPA 企業〕
- 今後の弁理士には、論理的な思考をできる人を求める。例えば、論文試験において司法試験のように様々な論理立てで論述できる問を出題し、論理力を試せるとよい。〔大手特許事務所〕
- すべての弁理士には、今後、民法・契約・経営・技術の素養が必要であり、民法等を試験の必須科目にしても良いと思う（経営は試験に馴染まない）。〔中小企業支援特許事務所〕

Q 13：弁理士試験の論文式筆記試験や口述試験に条約を復活させることについて
(論文式筆記試験の条約科目の復活に賛成)

- 賛成である。論文の方が制度趣旨の理解と論述力の確認を問うことができるからである。〔JIPA 企業〕
- 論文試験に条約を復活させるべきである。グローバル化が進んでいる今日、弁理士が備えなければならない基礎知識を問う必要があるからである。事例形式の問題が作りにくいのであれば、一昔前の一行問題で制度趣旨を聞くのも良いと思う。短答試験の○×では、受験テクニックだけで通ってしまい、条約の趣旨をきちんと理解しているかわからない。〔中小企業支援特許事務所〕
- 業務が少ない著作権や不競法を止めても、条約を論文式に復活させることに賛成である。論文式試験は、制度趣旨について理解を深く問うことが、短答式試験より長けている。〔大手特許事務所〕

(短答式筆記試験の充実に賛成)

- 条約に関する必須の知識を確認するという意味では、論文式に限らず短答式で条約の問題数を増やしたり、足切りを設けたり、出題の仕方を工夫してみることも良いと思う。〔中小企業支援特許事務所〕
- 短答式試験で条約の問題数を増やすことや、科目ごとの足きりを設けることも、条約の理解を確認するために良いことと思う。〔大手特許事務所〕
- PCT のように手続的な事項を問うのは短答式で間に合うかもしれない。〔大手特許事務所〕

(主に論文式筆記試験の科目の充実に賛成)

- 一昔前は、明細書が書ければ、論理的思考を表現できることになるので、論文式試験に受かると言われたものである。逆は、必ずしもそうではないようであるが、明細書の作成能力と論述能力は共通している部分があり、論文式試験は弁理士試験の中で特に重要な試験であると考えている。そのような意味からも、論文式試験の科目を充実させることは望ましいと考えている。〔大手特許事務所〕
- 賛成である。試験は、知識を短期間に習得できていることを診るもので、特に、論文式試験は、論理的整合性のある文章を書く能力を診るものであって、これらの能力が、明細書や訴訟の準備書面を書く力に繋がるからである。〔大手特許事務所〕
- 復活させるべきである。論文式筆記試験ならばストーリー（筋目）を書く力を考查できるからである。このストーリーを書く力は、すなわち、明細書を書く力に繋がるものである。〔大手特許事務所〕

(出題内容に関して)

- パリ条約と PCT（+TRIPS）に限定して復活させることに賛成である。出題する条約は弁理士であれば誰でも必要とする基本的な条約に限定すべき。〔中小企業支援特許事務所〕
- PCT は実務で重要性が増しているが、手続面の規定が多いことから、論文式の問題を作成するとあじけない回答になる。出題するなら「～について論じよ」という出題でなく、「こうなったときの手続はどうなるか」といった問題がよいかもしれない。〔小規模特許事務所〕
- 論文で問う意義のある問題を作ることは簡単ではないと思われるが、例えば、パリ条約の条文の趣旨を論述させることでも良いと思う。同じような問題が繰り返し出題されても止むを得ない。〔大手特許事務所〕
- 確かに手続的な事項を列記するような問題であれば論文で問う必要はないと思うし、論文で問う意味がある条約の問題を作成するのは難しいと思うが、例えば条約の自己執行性などの法律問題を出題するのも、一案だと思う。〔大手特許事務所〕
- 論文式試験で問題を作りにくいというのであれば、一行問題を複数設けた問でもよいのではないか。〔大手特許事務所〕
- PCT 規則等、短答で問えば足りるものもあるが、例えば PCT の 19 条補正やパリ優先権の趣旨を理解しているかを問うには論文が良い。〔大手特許事務所〕

Q 1 4 : 弁理士試験で外国法令や外国語を問うことについて

(賛成)

- 海外出願が増えていく傾向なので、国外案件を（英語で）ストレスなくできる弁理士を求める。弁理士試験に外国語科目を導入することも検討の余地があるのではないか。[JIPA 企業]
- 今の時代に合わせてやってみてもいいと思う。[小規模特許事務所]
- 選択科目として外国語、外国法令を加えることはあり得るのではないか。[大手特許事務所]

(反対)

- 試験科目で外国法令を必須とするのは行き過ぎである。工業所有権に関する試験科目は、日本の特許庁との間の専権業務範囲内に留まるべきであり、外国法令や外国の審査基準は、合格後に実務や研修等で担保すべきである。[大手特許事務所]
- 外国法令は、試験に合格した後に個人が自己研鑽で身に着けるものである。[大手特許事務所]
- 受験生の負担が大きいので、不要と考える。外国法令は、合格後、研修等で身に着ければよいと考える。どの国のどの分野を専門とするかは、弁理士になった後に各自で選べば良いと思う。[中小企業支援特許事務所]

Q 1 5 : 研修の在り方について

(実務修習に関して)

- 弁理士会の実務修習は全然足りない。本当に実務能力を養うには、5～7 年はかかる。[大手特許事務所]
- 実務修習に要する費用負担は大きいと思う。[大手特許事務所]

(継続研修に関して)

- 現在の 70 時間の継続研修は一定の成果を上げていると思う。[大手特許事務所]
- 継続研修は良くできている。E-ラーニングも便利でありがたい。[大手特許事務所]
- 継続研修については、時間数を減らして、質の高い研修を行って欲しい。法律面は書面を見ればわかることだし、研修をやるのであれば実務ベースの役立つものにしてもらいたい。本当に役立つノウハウ自体は事務所特有のものであり、他のところで公開できないものなので、実現は困難だと思うが。倫理研修のグループディスカッションは非常によかった。[大手特許事務所]
- 継続研修において、高齢の講師の場合、話がもの足りないことが多い。若くて名前を聞いたことのない人が話すときには、積極的に参加している。[小規模特許事務所]

- 免除制度については、80 歳以上の免除はおかしいと感じる。〔大手特許事務所〕

(その他)

- 付記弁理士の能力担保研修は厳しくすることが必要ではないか。例えば司法修習の一部に参加させてもらい、民事訴訟に関する研修や考試を修了するなどのことを検討しても良いのではないか。〔大手特許事務所〕
- 弁理士育成では、外国案件に実際に接することが重要。特に、外国において接する場面を作れると良い。外国の事務所との間で交換派遣等を行うことも一案。〔大手特許事務所〕

Q 1 6 : コンフリクトについて

(中小企業に対する業務に関して)

- 中小のクライアントに対しては、コンフリクトの問題等があって大手の特許事務所では対応を躊躇することが多い。そのようなクライアントに対応できるように、弁理士業界としては、弁理士数人規模の事務所の活性化を考えて行く必要があるのではないか。そのような規模の事務所では海外情報を入手することなど、単独では難しいこともあるだろうから弁理士会等のサポートも必要になるであろう。〔大手特許事務所〕
- 中小企業と大企業間でもコンフリクトが生じることが多いので、中小企業の案件が少ない。〔大手特許事務所〕
- 弊所は中小企業のクライアントが少ない。既存の大手のクライアントとのコンフリクトが生じるため、新たに中小のクライアントまで手を広げることができないからである。〔大手特許事務所〕

(出願代理に関して)

- 弊所のクライアントには中小企業も多いが、コンフリクトの問題があって悩ましい。出願から登録までの業務では、実際にクライアントが争っていないのであるから、コンフリクトが発生していないと解釈してもよいのではないか。現に訴訟で争っている 2 つのクライアントから同時に受任できないことは当然だが、現に争っていない状態で、かつ、クライアントに説明して了解が取れているのであれば、両者から受任してもよいと考える。かかる場合、当然、両者を担当する弁理士を分け、情報のコンタミネーションが生じないようにする物理的な環境を用意する配慮は必須である。〔大手特許事務所〕
- 査定系ではクライアントの同意が得られれば、コンフリクトは生じない。ただし、担当者を分ける、コンタミネーションしない情報管理をする環境を整えることが、

前提である。〔大手特許事務所〕

- 共同出願の当事者系審判で困ることがある。A と B の共同特許（A は弊所のクライアントでなく A が主導的に権利化した。B は弊所のクライアントだが主導的に権利化に携わっていない）に対し、C が無効審判を請求するにあたって弊所に代理を求められても、B と C のコンフリクトを理由に、C の代理を断るしかない。しかし、弊所は本共同出願の代理人ではないし、権利化にも携わっていない。〔大手特許事務所〕

（その他）

- 海外のクライアントと日本のクライアントの技術分野と重なることが多く、コンフリクトの問題が生じるため、弊所は外内案件が少ない。〔大手特許事務所〕

Q 17：特許業務法人化について

- 法人化を検討したことがあるが、社員に無限責任が課せられている点が障壁になって、社員になりたい者がおらず、法人化に至っていない。一人法人が認められれば、まずは所長のみが社員になって法人を設立し、その後、経営に責任を持って行ける弁理士が出てきた段階で社員を追加して行くことが可能になる。〔大手特許事務所〕
- 税制上の利点がある（10%程減る）と聞いていたため、所長の代替わりのときに検討したが、①社員が 2 人以上必要であって責任を持たせる他の社員がいなかったため、②法人化すると将来的に思いがけないコンフリクト（例えば数十年前の出願の共同出願人との関係等）が生じた場合に、法人が代理人になってコンフリクトを回避するようなことが難しくなると考えられたため、法人化に至らなかった。〔中小企業支援特許事務所〕
- 現行法の特定事件の指定社員制度ではなく、LLC（limited liability company）のように社員を有限責任にできる法人制度があれば、法人化しやすいのではないかと。〔大手特許事務所〕
- 検討中であるが、後継者が不在であるといった問題も発生しておらず、法人化の緊急性は特にない。〔大手特許事務所〕

Q 18：弁理士の数について

（増加に反対する）

- 弁理士の質を維持し、出願人へ提供するサービスの質を担保するために、合格者数を減らすべきである。〔大手特許事務所〕
- 優秀な人材を集めるには（若手に弁理士の魅力を訴求するには）、ある程度の報酬

が必要であり、そのために弁理士の保護が必要である。〔大手特許事務所〕

(増加に反対しない)

- 弁理士の数が増加しても、影響は余りない。あくまで、仕事ができるか否かが、弁理士選択のポイントだからである。〔JIPA 企業〕
- 弁理士の数が増加することは、企業にとって弁理士を選択できる幅が増えて良いが、弁理士が業務受任する価格が下がってきており、今後、明細書等の品質の低下を懸念する。なお、現状、明細書等の品質が下がっているとまでは感じていない。また、業務受任の価格の低下は、事務所に勤務する弁理士の報酬の低下に繋がり、若人にとって、事務所に勤務する弁理士の魅力が小さくなってきていると思う。〔JIPA 企業〕
- 弁理士の数が増加することは良いことだと思う。弁理士間で競争して切磋琢磨して優秀な弁理士を輩出できるからである。ただし、実務能力、技術力が不足している弁理士に対しては、何かしらのサポートは必要だと思う。〔大手特許事務所〕
- 弁理士の数が増えて、弁理士を中途採用しやすくなった。また、弁理士がショッピングされる結果、特定の弁理士に依頼が集中し、若手が育ちにくくなっている。〔大手特許事務所〕
- 弁理士の数に関しては、特許の業務に限って言えば技術的な知識や能力等の問題から弁理士であれば誰でもできるというものではなく、現在の競争状態で適正であると感じているが、商標はコスト競争が激しすぎて絶望的な状況であると感じている。〔中小企業支援特許事務所〕
- 弁理士の数が増加して弊所に悪い影響があったということはない。他方、良い影響は、競争によって切磋琢磨して弁理士のレベルが上がることで、実務において十分な能力を有している優秀な所員が合格しやすくなったことである。〔大手特許事務所〕
- 弁理士の活動領域を実務上広げるには、多様な人材の参入を促すことが重要。多様な人材を参入させるにはある程度の人数を合格させる必要があるのではないか。〔大手特許事務所〕

Q 19：外国出願（内外案件、外内案件）に対する事務所の取り組みについて
(外国語に関して)

- quality を確保するために、原則として弁理士自身が翻訳することによって、英語力のレベルアップを図っている。また、外内案件について英語の明細書の経験(OJT)を積んでから、内外案件を担当してもらっている。〔大手特許事務所〕
- 所内の弁理士は通訳不要な程度の外国語力を備えており、海外クライアントとの電話会議は週に何度も行っている。〔大手特許事務所〕

- 翻訳は弊所内で内製している。外注するよりもコストがかかっているかもしれないが、品質を確保することの方が重要である。品質を確保できれば、翻訳の拙さに由来して後の工程（拒絶理由に対応する工程等）でコストが掛かるよりも、最終的にはコストが安くなるからである。また、出願から登録まで（外国出願を含めて）、原則として1人で対応しており、後の工程で出戻りを防いでいる。〔大手特許事務所〕
- 内外案件については、同一の弁理士が国内出願から外国出願までを担当することを理想としている。しかし、実際には、語学力等の問題で外国出願を担当しない弁理士もいるため、そのような場合は外国出願を担当するグループが外国出願を担当し、国内出願を担当した弁理士と密に連携を取って対処している。〔大手特許事務所〕

（その他）

- 内外案件を処理できる弁理士を配置した内外専任の部署を作っている。その部署のメンバーには外国法令等に関する必要な研修を受けさせて、海外代理人の意向にただ従うのではなく、日本の依頼人の意向に沿った形で対応する。内外案件については、海外のクライアントは日本の制度を知らないの、日本特有の制度や扱いについて海外のクライアントに納得してもらうように説明している。〔大手特許事務所〕
- 弊所では、1人の弁理士が国内外出願から訴訟まで担当しているので、出願国を考慮した一貫した明細書の作成や中間処理をすることができる。〔大手特許事務所〕

Q 20：特許事務所の付加価値について

（外国出願関連業務に関して）

- 外国出願に付加価値を付けたサービスをクライアントに提供することが、弊所の基本姿勢である。〔大手特許事務所〕
- 日本語の明細書の作成に関してはどの事務所でもある程度の水準に達しており目立った差が出にくく、本当の質の評価も非常に難しい。そのため日本語の明細書の作成に関して付加価値を付けて行くことは難しいのが現状である。そこで、弊所は、外国出願や、海外でトラブルに巻き込まれている中小企業の支援といった複雑な案件に取り組むことで事務所の付加価値を付けて他の事務所との差別化を図ろうとしている。〔中小企業支援特許事務所〕
- 弁理士の中には余り見られないが、若手弁護士の中には、特定の新興国の専門家として活路を見出そうとしている者もいる。弊所も、そのような者を見習って新興国対応を充実させていきたい。〔中小企業支援特許事務所〕
- 弁理士（特許事務所）は、仕事に付加価値を付けた者だけが、生き残る世界である。日本語を使えるのは日本の弁理士だけなのだから、外国出願に際しても、そこに付加価値を付けて（外国の代理人はそこに付加価値を付けることができない）、外国の代

理人に負けないように努力すべきである。〔大手特許事務所〕

- 日本の開発の現場が海外にシフトして国内出願が減少し、また、日本の市場の縮小に伴って外内案件が減少しており、日本の弁理士が活躍できる場が減少している。また、企業からコストダウンが求められた結果、工数が不足して明細書の品質が低下している（発明のエッセンスを抽出するために考察する時間がない）。また、企業に知識や情報が集まってきている。その結果、専門集団としての特許事務所の存在価値が低下していることに危機感を感じている。今後、日本の企業は外国に出ていく（外国出願を増やしていく）だろうから、日本の弁理士に何ができるのか、考えなければならない。〔大手特許事務所〕

（知財コンサル、知財教育に関して）

- 企業に対して、開発者向け、幹部向けの知財教育（無償）を多く行っていることは弊所の特徴である。企業内で知財教育を行う場合、企業内の知財担当者が講師になるよりも外部の専門家が講師になった方が話を聞いてくれるようで、企業の知財担当者から講師依頼が来る。開発者向けに海外の知財制度の教育など、中堅企業の幹部向けに特許の重要性の教育などを行っており、好評を博している。本当に良い出願を行うには、こうした教育が重要であると認識している。〔大手特許事務所〕
- 従来多かった、紹介による新規クライアントの開拓が今後は期待できず、現在は知財コンサルに関する講演を通じて新規クライアントを確保するように努めている。〔中小企業支援特許事務所〕
- 特許庁の説明会等も手続の話題が中心になっていると思うが、知財の価値の考え方についての啓蒙活動をより増やしてもらいたい。〔中小企業支援特許事務所〕
- 弁理士はクライアントから技術屋（特許屋）として見られることが多いところ、元来、技術屋は専門性にこだわり専門外に拒絶反応を示す傾向があり、弁理士も同様な傾向がある。そのため、弁理士が技術屋の枠の外に出ることを難しくしている。自分の場合は、法律系出身（高校では工業を専攻した）だからということもあると思うが、専門外のことに拒否反応を示すこともなく、その都度勉強しながら幅広い分野に挑んできた。弁理士試験に受かるということは、論理的な思考はできるということ。実務でも論理的に思考し、要するに何がポイントなのかを理解するように努めることが重要である。〔中小企業支援特許事務所〕
- 弁理士に「特許を使ってどのように稼ぐのか」という質問をしてみると、知財コンサル業務の力がわかる。〔中小企業支援特許事務所〕

（その他）

- 弁理士の専権業務の強化として quality control 部門を設けて明細書の quality を

向上させる施策を行っている。例えば、36 条の拒絶理由通知数、登録率、明細書の作成日数等、事後的に数字で評価できるものを管理し、担当した弁理士にフィードバックしている。明細書の質は単純に評価できるものではなく、これらの数字を良くすることが直接的に仕事の質や事務所の経営を良くする訳ではないとは認識しているが、実際にかかるマネジメントをしている他の事務所の実績が伸びていることから弊所でも導入している。〔大手特許事務所〕

- 差別化のために付加価値をつける取り組みとしては、品質向上、海外案件を得意分野とすることのほか、担当者の能力による品質のばらつきをなくすため、主軸となる弁理士と他の弁理士とのコミュニケーションを密にして、標準レベルを上げる努力をしている。〔大手特許事務所〕

4. 専門職大学院のヒアリング結果

Q 2 1 : 専門職大学院の学生のうち社会人（仕事を継続しながら／退職して学業に専念の両方を含む）の割合について

- 社会人が減っているのは、開校後の 3 年の間に専門職大学院への志願者が一通り入学を終えていることと、リーマンショック後の景気後退によって企業に余裕がなくなって仕事を継続しながら学業をさせることが難しくなっているからであろう。
- 2005 年は全体の 5 割であったが、2012 年は全体の 1/3 ほどに減った。
- 2005 年は全体の 7 割であったが、2012 年は全体の 1/2 ほどに減った。
- 母体大学の法学系の学部卒が多く、社会人は 1 割ほどである。

Q 2 2 : 弁理士試験に対する大学の支援体制について

- 支援体制は学部と重なっており、正規の授業とは別の特別コースを設け、講師や現役弁理士がボランティアで受験勉強を支援している。
- 受験料を補助している。
- 弁理士試験を研究する集まり（研究室）を作って受験勉強の支援をしている。現役合格者へ報奨金を支給している

Q 2 3 : 大学院終了後の就職先について

- 企業の知財部が主な就職先であり、法務部もある。一部の修了生は特許事務所や特許の調査会社に就職している。
- 企業の知財部が主な就職先であり、一部の修了生が特許事務所に就職している。
- 母体が理系ではなく文系の法学部のため、7 割が企業の企画部や営業部に就職し、3 割が特許事務所に就職している。

- 企業を退職（休職）して大学院で勉強した者は、元の企業に戻る人が多い。

Q 2 4：授業の必須科目、選択科目について

- 特実意商が必須科目で、著作権と不競法が選択科目という分け方はしていない。
- すべての授業科目を複数の区分（群、類）のいずれかに分けて、その 1 つの区分の中で必須しなければならない単位数を決めている（選択必須）
- 母体が法学部のため、著作権を選択する割合が他大学より高い。修士論文も同様の傾向。

Q 2 5：短答式試験免除となる工業所有権の授業と、短答式試験で現に出題されている問題との差について

- 大学院の授業は、筆記試験やレポートの提出によって条文の趣旨の理解を問うのに対して、短答式試験では、（重箱の隅を突くような）条文の文言解釈など条文の細かい点を問うており、授業と短答試験のベクトルは異なっている。①教授は自分の専門を限られた時間の中で効果的に学生に教えたい、②大学院側は短答免除を受けるなら相応の勉強を学生にさせたい、③特許庁は短答免除の前提となる授業は、受験機関が行っているような受験指導的な内容でないことや講義形式であることを求めている、という 3 点で大学院はジレンマに陥っている。
- 生徒には、たとえ短答式試験免除で弁理士試験に臨んでも、短答式試験に合格できるだけの力量を持っていないと、論文式試験必須科目には合格できないと、指導している。
- 法学系の先生によっては、通常の授業の中で条文の文言解釈や判例解釈を講義している方もいらっしゃるが、受験指導的な内容ではない。
- 正規の授業とは別の特別コースで、短答試験の対策をしている。
- 試験で求められることと、大学院が教えたいことは異なると認識しており、当校は試験対策をしないことを明言している。

Q 2 6：弁理士試験の一部免除そのものが専門職大学院の呼び水になっているか

- はい。説明会やパンフレットで説明しており、呼び水になっていると認識している。しかし、一部免除であって全部免除ではなく、弁理士試験は簡単に受かるようなものではないことも十分に説明している。
- いいえ。授業は、弁理士試験対策向けのものではないことを明言している。過去に、免除を期待して入学した学生の授業態度が消極的であった場合もあり、受験のためだけならそのための学校に行った方が良いと言っている。
- 短答式免除を希望する学生は 2～3 割、選択免除を希望する学生は 7～8 割いる。

- なお、免除は修了から 2 年間しか受けられないが、企業に勤めて数年経過すると、弁理士試験を受験する意欲がなくなっているようである。

Q 27：弁理士試験の一部免除について

- 現行の論文式選択科目の免除規定によれば、卒業研究は「工業所有権に関する法令に関する研究を除く」（弁理士法施行規則第 6 条 1 号、2 号）とある。理系の大学院の学生であれば、自分が研究対象としている分野に対応する科目で免除されるが、法学系の学部出身の学生は、実質的には著作権又は不競法を卒業研究の対象とせざるを得ず、現行法では研究の対象が狭すぎる点は問題である。本来、学生が深く勉強した科目で、免除すべきである。なかには身近だという程度の理由で著作権の研究を選んでいる学生もいるが、いずれにしても結果として学生が著作権や不競法に流れており、免除が受けられることを考えるとそういった学生の行動を一概に否定できない。弁理士の実際の業務では、著作権や不競法を扱うことは余りなく、弁理士としてどのような人材を育てたいのか（フィロソフィー）を考えなくてはならないのではないか。

仮に、免除の対象を、知財に関する法学一般（用語は検討要）に広げることができれば、職務発明やライセンス契約を研究対象にできる。また、同様に、各国の産業財産権の比較なども考えられる。

- 平成 19 年改正で導入した短答式試験の免除規定を直ちに廃止するのは難しいが、内容を再検討することは考えられる。例えば、短答式試験を基本問題と応用問題に分けて、基本問題を免除とし、応用問題を免除としない等。なお、専門職大学院の免除だけに限らず、現行法で規定されているすべての免除規定を合わせて見直すのであれば、話は別であろう。
- 産業財産権を学部で学んでいる学生にとって、大学院で再度 14 科目 28 単位を履修させるのは無駄であるため、短答式免除のための 14 科目 28 単位の履修条件を再考してもらいたい。

その他：

- これからの弁理士には国際的な知識・能力が必須であろう。しかし、弊大学で、弁理士会の継続研修の外部機関研修として、海外の知財の講座を開いているが、企業からの出席はあるのに対して、弁理士の出席がほとんどない。著名な実務家を講師に招いているにもかかわらず弁理士の出席が少なすぎる。専門職大学院協議会が開く、英語（日本語禁止）で行われるセミナーでも同様な傾向がある。国際的な知識・能力を持った弁理士を求めるには、従来とは異なる何らかのショックが必要なのかもしれない。

資料Ⅲ

Ⅲ 海外調査結果

➤ 目的

米国、英国、フランス、ドイツ、中国、韓国、欧州（欧州特許庁及び欧州共同体商標意匠庁）の弁理士制度に関する特徴を比較するため、以下の項目を調査する。

➤ 調査項目（海外調査票）

弁理士が、特許弁理士と商標弁理士等に分かれている場合には、それぞれに分けて調査する。

1. 弁理士制度を規定している条文について

（1）弁理士制度を規定している条文（例えば、弁理士法）を教えてください。

2. 業務範囲について

（1）条文（例えば弁理士法）が規定する、弁理士が扱える業務（知財庁に対する手続の代理、鑑定、審決取消訴訟の代理、侵害訴訟の代理、税関に対する手続の代理、ADR の手続の代理、ライセンス契約の代理、これらの相談、・・・など）は何ですか。

侵害訴訟の代理ができる場合、弁理士単独で代理できますか、それとも、弁護士との共同でないと代理できませんか。

（2）資格内資格制度（付記弁理士に相当する制度、専門認定制度）があれば、どのような制度ですか。

（3）特定の組織による（公的機関か民間かを問わず）、弁理士の格付評価が行われていますか。行われている場合、どのような評価をし、どのように公開されていますか。

（4）依頼人と弁理士間の秘匿特権の根拠条文又は判例には、どのようなものがありますか。

また、他国の弁理士に秘匿特権を認める根拠条文又は判例がある場合、どのような条文又は判例ですか。

3. 資格要件等について

（1）弁理士になるための資格として、試験合格以外の特例がありますか。ある場合、その特例は何ですか。

（2）国籍要件、居住要件がありますか。ある場合、その要件は何ですか。

（3）欠格事由はありますか。ある場合、その事由は何ですか。

（4）実務経験は必要ですか。必要な場合、

- (i) 実務経験はどのタイミングで求められていますか。例えば、試験合格後か、試験合格前か、それ以外ですか。
- (ii) 実務経験の取得はどのように行っていますか。

4. 弁理士試験について（米国の場合は Patent Agent 試験を調査）

- (1) 特許と商標に分けて試験を行っていますか（特許弁理士と商標弁理士に分けて試験を行っていますか）
- (2) 試験の実施機関は誰ですか。
- (3) 受験資格は何ですか。
特に、受験資格として外国語能力は必要ですか。
- (4) 試験の頻度はどのくらいですか。
- (5) 試験科目の構成について
 - (i) 試験科目は何ですか。
特に、外国語科目がありますか。ある場合、その科目は何ですか。
特に、条約ではなく、他国（外国）の法令に関する科目がありますか。ある場合、その内容は何か。
 - (ii) 科目別の合格制度はありますか。ある場合、その内容は何か。
 - (iii) 科目の免除制度がありますか。ある場合、その内容は何か。
 - (iv) 実務（実技）試験がありますか。ある場合、その内容は何か。また、過去の問題をいただけますか。
 - (v) 多肢選択式の試験がある場合、問題数はいくつで、試験時間は何時間ですか。
 - (vi) 口述試験がある場合、その内容は何か。
- (6) 過去5年間の受験者数、合格者数、合格率の推移はどうなっていますか。

5. 研修について（米国の場合は Patent Agent の研修を調査）

- (1) 新人に対する研修
 - (i) 新人に対して研修を実施していますか。
 - (ii) その実施主体は誰ですか。
 - (iii) 研修教材の作成者は誰ですか。
 - (iv) 研修は義務研修ですか任意研修ですか。
 - (v) 研修を受講しなかった場合、罰則はありますか。
 - (vi) 研修は試験合格後、弁理士の登録前に行いますか、又は、登録後に行いますか。
 - (vii) 研修の開催頻度や期間はどのくらいですか。
 - (viii) 研修のカリキュラム（科目数）はどのようになっていますか。そのうち、必須科目は何で、どのような内容ですか。

- (ix) 研修の中で現場実習（OJT）が行われている場合、実習先、時間数等の概要を教えてください。
 - (x) 研修の費用はどのようになっていますか。費用は誰が負担しますか。費用負担の軽減策はありますか。
 - (xi) 新人研修の受講履歴は、Web 上（弁理士を検索するシステム）等で公開されていますか。
- (2) 既に弁理士登録している者に対する研修（フォローアップ研修）
- (i) 既登録者に対して研修を実施していますか。
 - (ii) 実施主体は誰ですか。
 - (iii) 研修教材の作成者は誰ですか。
 - (iv) 研修は義務ですか任意ですか。
 - (v) 研修を受講しなかった場合、罰則はありますか。
 - (vi) 研修の開催頻度や期間はどのくらいですか。
 - (vii) 研修のカリキュラム（科目数）はどのようになっていますか。そのうち、必須科目は何で、どのような内容ですか。
 - (viii) 研修の中で現場実習（OJT）が行われている場合、実習先、時間数等の概要を教えてください。
 - (ix) 研修の費用はどのようになっていますか。費用は誰が負担しますか。費用負担の軽減策はありますか。
 - (x) 研修の受講履歴は、Web 上（弁理士を検索するシステム）等で公開されていますか。

6. 情報公開について

- (1) 弁理士に関する情報は公開されていますか。
- (2) 公開の主体は誰ですか。
- (3) 公開は強制ですか、任意ですか。
- (4) 公開される情報の内容は何ですか。
- (5) 情報公開法や個人情報保護法による公開内容等に制限がある場合、どのような制限ですか。

7. 弁理士数等について

- (1) 過去 10 年の弁理士数の推移はどうなっていますか。
- (2) 過去 10 年の弁理士事務所（特許業務法人含む）数の推移はどうなっていますか。
- (3) 過去 10 年の弁理士の就業先（企業、特許事務所、特許業務法人、法律事務所、弁護士法人、その他）はどこですか。

- (4) 弁理士総数に占める、企業に勤める弁理士の割合はどのくらいですか。
- (5) 過去 10 年の弁理士又は特許業務法人が代理人となっている出願の割合、企業が代理人を介さずに直接出願している割合は、それぞれどのくらいですか。
- (6) 弁理士の数に対して、どのような議論（他の団体の主張を含む）がありますか。

8. 経営環境について

- (1) 弁理士の資格を持たない者や他の資格者による弁理士の雇用は、認められていますか。
- (2) 特許業務法人の形態はどのようになっていますか。
- (3) 特許業務法人として一人法人は認められていますか。
- (4) 特許業務法人の弁理士には、有限責任が認められていますか。

9. 非弁行為について

- (1) 弁理士又は特許業務法人でない者による行為の制限はありますか。制限がある場合、その根拠となる条文、ガイドライン等を教えてください。
- (2) その制限に違反した場合に、罰則はありますか。罰則がある場合は、その根拠となる条文等を教えてください。
- (3) グループ企業（企業 A と企業 B）間の行為について教えてください。
 - (i) 企業 A が企業 B の出願代理等を行おうとした場合、どのような制限がありますか。
 - (ii) 企業 A と企業 B がグループ企業であるか否かをどのような基準で判断しますか。
例えば、議決権の過半数を所有しているか否かを基準にするなど。
 - (iii) 企業 A に弁理士がいるか否かで、その制限は異なりますか。

10. 利益相反について

- (1) 特定の事件等について弁理士又は特許業務法人による業務の制限はありますか。制限がある場合はその根拠条文、ガイドライン、判例等を教えてください。
- (2) その制限に違反した場合、何らかの制裁（法令上の罰則、弁理士会の内規等）はありますか。ある場合はその根拠となる条文、内規等を教えてください。

11. 制度改正について

- (1) 弁理士制度の改正が予定されている場合、どのような内容ですか。

12. 弁理士の公益活動について

- (1) 貴国の弁理士制度では、公益活動（pro bono publico service）が弁理士の義務（努力義務を含む。以下同じ）とされていますか。ここで、公益活動とは、無料又

は低廉な報酬による一定の弁理士サービスの提供とお考えください。

(2) 公益活動が義務とされている場合、

(i) 公益活動義務の根拠となるルール（法律、規則、会則など）を教えてください。

例えば、日本のある弁護士会では、基本的人権の擁護・社会正義の実現を弁護士の使命と定める弁護士法に基づき、会則において一定の公益活動を義務化しています。

(ii) 公益活動の範囲に含まれる活動を教えてください。

(iii) 公益活動の義務に違反した場合の制裁を教えてください。

➤ 調査の依頼先

各国の弁理士制度の調査は、下記の事務所に依頼した。

✧ 米国

Westerman, Hattori, Daniels & Adrian, LLP

✧ 中国

林達劉グループ北京魏啓学法律事務所

✧ 韓国

KIM & CHANG INTELLECTUAL PROPERTY

✧ 英国、フランス、ドイツ、欧州特許庁、欧州共同体商標意匠庁

Bird & Bird LLP

Ⅲ－１．アメリカの調査結果

１．条文

（１）弁理士制度の規定条文

弁理士（Patent Agent）、特許弁護士（Patent Attorney）及び商標等に関し USPTO に対して手続をする弁護士の行為は、35U.S.C.（特許法）第 2 条(b)(2)(D)¹⁸に基づき、USPTO の規則により規定される。

庁は、

(2) 法律と矛盾しないことを条件として、次の規則を制定することができる。

(D) 庁に対して出願人その他の当事者を代表する代理人、弁護士その他の者の承認及び行為を規制することができ、また、当該人に対し、出願人その他の者の代表者として承認を受ける前に、当該人が良好な品性及び名声を有していること、及び庁に対する出願その他の手続を行う上で、出願人その他の者に対して有益なサービス、助言、助力を提供するために必要な資格を有していることを証明するよう要求することができる規則¹⁹

上記法律に基づき、弁理士、特許弁護士及び商標等に関し USPTO に対して手続をする弁護士を規制する規則は、37 C.F.R. Part 11 に記載されている²⁰。

特許弁護士及び商標等に関し USPTO に対して手続をする弁護士の場合は、以上規定に加えて、弁護士登録をしている州の規定に準ずる必要がある。

２．業務範囲

（１）弁理士が扱える業務

37 C.F.R. 11.5(a)に基づき、USPTO で登録を行っている弁理士及び特許弁護士は、USPTO に対する特許出願及びその準備に関して出願人の代理として業務を行うことが許されている。なお、USPTO に登録することにより可能になる業務は、USPTO に対して行う特許業務に限定されている。

USPTO に対する業務の種類は、37 C.F.R. 11.5(b)に列挙されているが、これらに限定されないとも示してある。列挙されている業務は以下のとおりである。

➤ 特許出願の準備及び手続

¹⁸ <http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/mpep-9015-appx-1.html> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁹ 日本特許庁仮訳 http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

²⁰ http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_rules.pdf [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

- USPTO に提出する特許出願又はその他書類に関する顧客に対するアドバイスの提供
- 特許出願の明細書及びクレームの作成
- クレーム発明の特許性を示すために USPTO のコミュニケーションに対して提出する反論の作成
- 特許出願に関して USPTO のコミュニケーションに対して提出する返信の作成
- パブリックユース、インターフェアランス、再審査手続、申請書 (petition)、上訴又はその他、特許審判インターフェアランス部 (BPAI) に対して行う手続用又はその他手続用のコミュニケーションの作成
- USPTO において特許出願を行うにあたって必要又は偶発的業務

以上のように、特許弁護士と弁理士に区別はつけられておらず、両者には、USPTO における特許法の実務に対して、同等の特権が与えられている。

しかしながら、弁理士は USPTO の特許業務以外ではいかなる法的問題の事項も代理人になることはできないため、商標手続の業務に従事することはできない。また、弁理士は連邦裁判所における特許侵害訴訟も提起できず、州裁判所における特許ライセンスや宣誓書が絡む契約の訴訟も提起することはできない。USPTO の特許クレームの拒絶処分を米国連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) に控訴することもできない。しかし、弁理士は州及び連邦裁判所での特許に係わる訴訟での専門家証人や立会人として出頭することはできる。

したがって、37 C.F.R. 11.5(a)に基づき、弁理士が可能な業務の範囲は、USPTO における特許手続（特許審判インターフェアランス部 (BPAI) も含む）に限定され、裁判所で行われる侵害訴訟の代理をすることはできない。

（２）資格内資格制度

資格内資格制度は、存在しない。

（３）弁理士の格付評価

該当せず。

（４）依頼人と弁理士間の秘匿特権

最高裁は、弁理士が USPTO における手続において、弁護士と同じように顧客に対して法的サービスを提供することができると示し、弁理士による法的サービスの提供はフロリダ州において認可されていない法的業務の遂行には当てはまらないと認定した²¹。この最高

²¹ Sperry v. Florida, 373 U.S. 379 (1963).

裁判決を適用し、弁理士と依頼人間のコミュニケーションも弁護士と依頼人とのコミュニケーションと同様に秘匿特権が生じると示している判例が多数存在する²²。しかしながら、米国では、裁判所によって異なる判断がなされることが可能なため、秘匿特権が生じないと示す判例も存在する²³。

他国の弁理士に秘匿特権を認める判例は存在する。他国の弁理士とのコミュニケーションについて、秘匿特権が生じるか否かは、その他国の弁理士の国において秘匿特権が認められているか否かに関係すると示す判例が存在する²⁴。判例として、フランスの弁理士やドイツの弁理士とのコミュニケーションについて秘匿特権が認められたものが存在する²⁵。しかしながら、上述のように、米国内において弁理士と依頼人間のコミュニケーションについて秘匿特権が認められるか否かについても裁判所により意見が分かれているため、他国の弁理士に秘匿特権が必ずしも認められるわけではない。

また、他国の弁理士のコミュニケーションについて秘匿特権が認められるべきか否かについては、秘匿特権を求める側に立証の責任がある。

3. 資格要件等

(1) 試験合格以外の特例

USPTO に特許弁護士又は弁理士として登録されるためには、書類審査、試験、倫理及び信頼性に関する審査の3段階を経なくてはならず、特例は認められていない。ただし、下記の図表1の要件を満たす元USPTO職員は、試験免除の適用を受けられる資格がある。試験免除の是非に関して最終的な判断をするのは、USPTO 登録規律局 (Office of Enrollment and Discipline: OED) の局長である。なお、免除が適用されるのは登録試験のみで、通常、試験合格後に実施される「倫理及び信頼性に関する審査」については免除の対象にはならない。

下記に該当する元USPTO職員は、登録申請書を提出する際、科学的及び技術的な経歴を有していることを条件とし、かつ下記に定められた規定に合致している場合、試験免除の適用を申請できる。

²² In re Ampicillin Antitrust Litig., 81 F.R.D. 377, 393 (D.D.C. 1978)、Stryker Corp. v. Intermedics Orthopedics, Inc., 145 F.R.D. 298, 304 (E.D.N.Y. 1992)等

²³ In re Rivastigmine Patent Litigation, 237 F.R.D. 69 (S.D.N.Y. 2006)、Joh. A. Benckiser G.m.b.H., Chemische Fabrik v. Hygrade Food Prods. Corp., 253 F.Supp. 999, 1000 (D.N.J. 1966)等

²⁴ McCook Metals L.L.C. v. Alcoa Inc., 192 F.R.D. 242, 256 (N.D.Ill. 2000).

²⁵ 以上と同じ判例。257 - 258.

退職時、特許審査官（patent examiner）として勤務しており、特許審査官としての職務経験が2004年7月26日現在で4年に満たない元 USPTO 職員	申請者が以下のことを証明した場合、試験免除の対象となる。 ・ 退職時点で現役の特許審査官として勤務していた。 ・ 法的な能力（legal competency）と交渉権限（negotiation authority）に関する免状（certificate）²⁶を取得している。 ・ 免状取得後、最後の2年間における特許審査官としての成果評価（performance plan）の各項目で、少なくとも「十分に良い（fully successful）²⁷」の評価を得ている。 ・ 退職時に、成果評価項目に関して、口頭又は文書による警告を受けていない。
退職時、特許審査官として勤務しており、特許審査官としての職務経験が、2004年7月26日現在、4年以上の元 USPTO 職員	申請者が以下のことを証明した場合、試験免除の対象となる。 ・ 退職時点で現役の特許審査官として勤務しており、2004年7月26日までに少なくとも4年の実務経験がある。 ・ 退職までの最後の2年間における成果評価の各項目で、少なくとも「十分に良い（fully successful）」の評価を得ている。 ・ 退職時に、成果評価項目に関して、口頭又は文書による警告を受けていない。
退職時に特許審査官でない一部の元 USPTO 職員	申請者が以下のことを証明した場合、試験免除の対象となる。 ・ USPTO で責任あるポジションを担い、その結果、登録試験に合格すると同等の特許出願に関する知識を有していることを証明した場合、試験免除の対象となる。「責任あるポジション」には、①特許の規則や手続の変更、特許審査ガイドラインの開発、MPEP の変更など、特許審査にかかわる方針に関して幅広いガイダンスを提供した、②連邦裁判所における特許訴訟で USPTO の代表を務めた、のいずれかが該当する。 ・ 上記の職務で最後の2年間における成果評価の各項目で、少なくとも「十分に良い」の評価を得ている。 ・ 退職時に、成果評価項目に関して、口頭又は文書による警告を受けていない。

注：試験免除の対象となるのは、退職日から2年以内。

図表1：試験免除に関する規定²⁸

²⁶ 職員の決定権限・決定内容が法的に有効であること、また政府以外の個人・団体と交渉する権限を持つことを公式に認定したもの。

²⁷ 評価は高い順に、「Outstanding」「Commendable」「Fully successful」「Marginal」「Unsatisfactory」となっている。

²⁸ Title 37 CFR, Section 11.7(d) (1) (2) (3)を基にワシントンコア作成

（２）国籍要件、居住要件

米国市民は、USPTO による一連の審査及び試験に合格すれば、誰でも登録弁理士として登録できる（弁護士であれば登録特許弁理士）。一方、米国内に合法的に居住している外国人（永住権保有者）も、USPTO による一連の審査及び試験に合格すれば、米国市民と同様に登録弁理士として登録できる（弁護士であれば登録特許弁理士）。

一方、外国に居住している外国人の場合、居住国における特許庁に特許弁理士として登録しており、特許弁理士として適正に活動していることを証明し、USPTO による一連の審査及び試験に合格した場合、登録弁理士として登録することができる。外国に居住している USPTO 登録弁理士は、居住国から USPTO へ特許出願を行う出願人に関してのみ、代理業務を行うことができる。また、外国に居住する登録特許弁理士が、居住国の特許庁によって登録除名された場合、USPTO はその通知を受けた後、迅速に USPTO 登録特許弁理士及び弁理士名簿から該当者の登録を削除し、登録除名を官報（Official Gazette）で公告する。居住国の特許庁によって登録を除名された弁理士が、USPTO による登録を維持したい場合は、USPTO 登録を削除すべきでないとする理由を USPTO へ提出し、認められなくてはならない²⁹。

ただし、上記は、申請者の居住国の特許局が、USPTO との特許実務を認められた者に対して「大幅な相互特権（substantially reciprocal privileges）」を認めている場合に限り、現在のところ、この大幅な相互特権を認めているのはカナダ知的財産庁（Canadian Intellectual Property Office）のみである³⁰。

一方、米国内に居住する非移民の外国人（永住権を保有していない外国人）は、登録申請及び登録試験の受験を行うことはできるが、合格した場合、正式な登録特許弁理士又は弁理士としては認められず、限定的認定（limited recognition）となる。この場合、登録申請の際に米国内に合法的に滞在していることを示す証拠（特許出願にかかわる就労又は研修を目的として、米国市民移民サービス局（United States Citizenship and Immigration Services: USCIS）³¹によって発行された査証や、米労働省との間で提出・受理した書類の写しなど）の提出が必要になる。限定的認定は、USCIS によって認められた就労又は研修の期間のみ有効で、その期間を過ぎた場合や、米国を離れた場合は自動的に失効となる。さらに、外国に居住する外国人には限定的認定は付与されない³²。

²⁹ General Requirements Bulletin for Admission to the Examination for Registration to Practice in Patent Cases Before the United States Patent and Trademark Office (http://www.uspto.gov/ip/boards/oed/GRB_March_2012.pdf#search='general+requirements+bulletin+uspto [最終アクセス日：2013年1月4日]). p. 1; 37 CFR 11.6(b), (c).

³⁰ General Requirements Bulletin for Admission to the Examination for Registration to Practice in Patent Cases Before the United States Patent and Trademark Office. (前出) p. 8.

³¹ USCIS は、旧「移民帰化局 (U.S. Immigration and Naturalization Service: INS)」。

³² 37CFR 11.9(b)

(3) 欠格事由

試験に合格した者は、OED による倫理性及び信頼性 (good moral character and reputation)³³に関する審査を受ける。試験合格者は、合格通知と共に OED から提供される登録用紙に正しく回答し、関連する事実や期日、情報をすべて開示し、自らの倫理性及び信頼性を証明する有効な書類の写しを提供しなくてはならない³⁴。

それと同時に、USPTO は、試験に合格した登録特許弁護士及び弁理士の候補者に関する情報を公表し (6. (4) 節を参照のこと)、彼らの倫理や道徳性に関して一般からのコメント募集を 45 日間にわたって実施する。

上記の過程で、候補者の倫理性や信頼性に対して何らかの疑問が明らかになった場合、OED はさらに独自調査を実施する。調査の結果によっては、登録特許弁護士又は弁理士として認められない場合がある。

倫理性や信頼性が欠落している証拠で欠格の事由となり得るものとして、以下が挙げられている (ただしこれらに限定されない)。

- ① 有罪判決を受けた場合
- ② 薬物又はアルコール中毒
- ③ 誠意の欠落
- ④ 弁護士免許の剥奪又は業務停止処分。又は懲戒調査中に弁護士を辞職している

以下では、それぞれについて説明する³⁵。

① 有罪判決を受けた場合

殺人や放火などの重罪判決を受けた者、倫理的に卑しい行為や背任行為、司法管理への干渉、偽証、詐称、詐欺、賄賂、強奪、横領、窃盗などを伴う軽罪判決を受けた者、及びこれらの犯罪を企てたことで有罪判決を受けた者は、恩赦を受けるか、更生したことを示す満足な証拠を提出しない限り、倫理性や信頼性に欠けるとみなされる。また、これらの判決を受けた者は、判決や遅延判決までの期間、有罪判決に基づく失効猶予や仮釈放の期間、及びこれらの期間が終了してから 2 年間は、登録申請を行うことができない。

② 薬物又はアルコール中毒

申請者は、薬物又はアルコール中毒の記録がないかを検査され、これらの記録が見つかった場合、OED 局長によって認められた専門家による評価を受けるよう求められる場合が

³³ “good moral character and reputation” は、正確には、「誠意、正直さ、信用性、信頼性があり、法律プロセスや司法を遂行するという専門家としての責任を持ち、またそうした資質を備えているとみなされる状況にあること」と定義されている。(37 CFR 11.2)

³⁴ General Requirements Bulletin for Admission to the Examination for Registration to Practice in Patent Cases Before the United States Patent and Trademark Office (前出). p. 2; 37 CFR 11.7(a).

³⁵ 37CFR 11.7(h)

ある（費用は申請者が負担する）。例えば、倫理性及び信頼性に関する正式な調査が開始される前に、過去に薬物又はアルコール中毒の記録が見つかり、その更生の記録が見つからない場合や、現在、薬物又はアルコール中毒を示す記録が見つかった場合、OED 局長が申請者に対して、登録申請を辞退し、治療や更生を行うよう要請する場合がある。

③ 誠意の欠落

登録申請書の記述やその他において、倫理性や信頼性に関する事実の開示で誠意の欠落が見られた場合、誠意に欠けるとして欠格の事由となり得る。

④ 弁護士免許の剥奪又は業務停止処分。又は懲戒調査中に弁護士を辞職している³⁶

州政府によって弁護士免許の剥奪又は業務停止処分を受けた者や、懲戒調査中に弁護士を辞職した者による登録申請には、以下のような規定が定められている（弁護士に加え、該当する行政区域によって何らかの免許を受けた専門家も対象）。

- 弁護士免許の剥奪処分を受けた者や懲戒調査中に弁護士を辞職した者は、処分又は辞職から 5 年間は登録申請できない。
- 業務停止処分を受けた者は、業務停止処分中は登録申請できない。
- 免許剥奪や業務停止処分を受けた者、又は懲戒調査中に弁護士を辞職した者で、有罪判決を受けた者（上記の①に該当する者）は、①及び④の規定が適用される。

これらに該当する者が登録申請を行う場合、OED 局長に対して自分が改善及び更正したことを示す証拠を提出しなくてはならない。OED 局長は、下記の要素に基づき、申請者の改善及び更正がなされたかどうかを判断する³⁷。

- 不正行為の状況。倫理的に卑しい行為が含まれているものか、情状酌量の余地があるかそれとも深刻な問題を抱えている状況か、不正行為は単独的なものかそれともより大きな規模の行為の一部か、など
- 不正行為が行われた際の申請者の年齢及び教育
- 不正行為が行われてから現在までに経過した時間。それ以外に不正行為が行われていない期間、不正行為の内容に応じて、改善及び更正に費やされた時間と内容
- 不正行為によって金銭的損失を受けた被害者に対する申請者の補償内容
- 前科の消滅（expungement of a conviction）

³⁶ § 11.7 (h) の冒頭で欠格の事由を列挙した部分では、「州政府による弁護士免許の剥奪や業務停止処分を受けた場合、又は懲戒調査中に辞職した場合」と記されているが、詳述部分（§ 11.7 (h) (4)）では、「該当する行政地域で免許を受けた弁護士又はその他の専門家（licensed to practice law or other profession in any jurisdiction）で、倫理的行為を理由として免許剥奪、業務停止処分を受けた場合、又は懲戒調査中に辞職した場合」と、幅広い定義になっており、弁理士も含まれる。

³⁷ 37 CFR 11.7(i)

- 執行猶予の早期終了や早期の仮釈放が認められた場合
- （不正行為の一因が薬物又はアルコール中毒である場合）薬物やアルコールを2年以上摂取していない場合（「治療プログラムの参加及び終了」などの形で証明される）
- 有罪判決に伴い課された罰金の支払
- 不正行為に繋がった行為の改善状況
- 社会的恩恵のあるプログラムや社会的問題を改善することを目的としたプログラムへの十分かつ良心的な参加
- 不正行為が行われた際に、問題として指摘された態度の変化

倫理性や信頼性に関する問題はケースバイケースで対応され、登録の是非に関する最終判断は OED 局長の任意で行われる。例えば、高校生や大学生の頃にスピード違反や信号無視、未成年飲酒など、マイナーな法律違反を犯したものの、それ以降は違反をしておらず、現在 40 歳になっているというような場合は、登録を認められる³⁸。

倫理性や信頼性に欠けるとして登録を拒否された者は、決定から2年経過した後（具体的に規定されている場合を除く）、再び登録を申請することができる。倫理性や信頼性に関する調査の対象となっていることを通知された申請者が、自発的に登録申請を辞退することは可能である。この場合も、登録申請を辞退してから2年後に再申請することができる。ただし、登録申請及び再登録申請に伴う料金を支払うと同時に、倫理性や信頼性を身に付けたことを示す必要がある。さらに、試験も再度受験しなくてはならない³⁹。

（4）実務経験

登録にあたって、実務経験は要件の一つとして定められてはいない。ただし多くの場合、弁理士を目指す者は、特許事務所で実務経験を積みながら試験に臨んでいる⁴⁰。

4. 弁理士試験（米国の場合は Patent Agent 試験を調査）

（1）特許と商標に分けて試験を行っているか

米国内で特許に関する実務（申請や手続など）を行えるのは、発明者本人又は譲受人⁴¹、及び発明者の代理業務委託を受けた、USPTO に登録された特許弁理士又は弁理士のみである。USPTO によって登録されていない特許弁理士又は弁理士が発明者の代理として USPTO との実務に携わることはできない。なお、登録特許弁理士及び弁理士共に、特許の申請及び手続を行うことができるが、弁理士は、特許訴訟や、居住行政地域で「法律行為」として定められている法律実務を行うことはできない（特許弁理士はこれらの法律実務を行え

³⁸ USPTO の OED 職員（匿名希望）とのインタビュー（5月17日）より。

³⁹ 37 CFR 11.7(k)

⁴⁰ 特許事務所とのインタビュー（5月16日）より。

⁴¹ 発明者より企業に譲渡があった場合、USPTO においてその譲渡の事実を記録した上で、企業が特許手続を行うことは可能。37 C.F.R. 3.71

る)。例えば、「契約書の作成」を法律行為として定めている行政地域においては、弁理士が特許に関する契約書を作成することができない⁴²。

USPTO は、法により、USPTO との特許実務を行う特許弁護士及び弁理士の承認プロセスや登録管理、特許弁護士及び弁理士による業務の規制を行う権限を認められている。登録申請書の受理から登録までのプロセスの管理、登録特許弁護士及び弁理士の懲戒処分などを行うのは、USPTO 内にある登録規律局 (OED: Office of Enrollment and Discipline)⁴³である。OED には、以下のような責務が定められている⁴⁴。

- OED によって USPTO との実務を行うことを認められた特許弁護士及び弁理士の登録管理
- 登録試験の開発及び管理
- 登録申請者の技術的経歴や倫理面の審査
- 登録を希望する者の氏名の公開
- 登録特許弁護士及び弁理士の名簿の維持管理（每晚更新）
- 登録特許弁護士及び弁理士、商標実務を行う弁護士による非倫理的行為の申立てがあった場合は、その調査

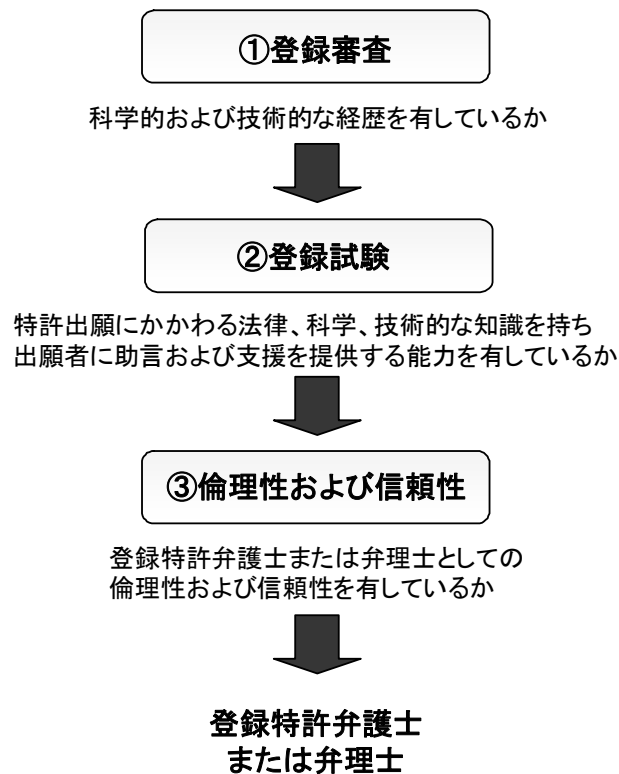
OED による審査及び試験を通じて USPTO 登録特許弁護士又は弁理士として認められるには、①登録申請書の審査、②登録試験、③登録特許弁護士又は弁理士としての倫理性及び信頼性の審査、という 3 つのプロセスに合格し、必要な経歴や資質を備えていることを証明しなくてはならない。

⁴² General Information Concerning Patents “Attorneys and Agents” USPTO Revised November 2011.

<http://www.uspto.gov/web/offices/pac/doc/general/index.html#attorneys> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁴³ OED のウェブサイトは、<http://www.uspto.gov/web/offices/dcom/gcounsel/oed.htm> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁴⁴ OED Mission <http://www.uspto.gov/web/offices/dcom/olia/oed/mission.htm> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]



図表 2：登録特許弁護士又は弁理士へのプロセス⁴⁵

特許弁護士又は弁理士としての登録を希望する者は、まず、「登録申請書 (Application for registration to practice before the United States Patent and Trademark Office) を提出する。同申請書で申請者の科学的及び技術的経歴が審査され、これに合格した者のみが、登録試験を受験することができる。登録試験では、特許実務に関する法律、規則、手順が問われる。そして登録試験に合格した者に対して、USPTO による「一般からのコメント募集」が行われる。一般からのコメント募集では、試験に合格した登録候補者の氏名を一般公開し、候補者の倫理性や信頼性に関するコメントを一般から募集する。募集は 45 日間にわたって行われ、誰でもコメントを提出することができる。この間に、倫理性や信頼性に関する問題が認められなかった候補者だけが、特許弁護士又は弁理士として USPTO に登録することができる⁴⁶。

なお、商標の申請手続を行えるのは、以下に該当する者のみである⁴⁷。

- 出願人（自分が所属する企業や団体の代表として出願することも可）
- 弁護士

⁴⁵ USPTO 資料を基にワシントンコア作成

⁴⁶ "General Information Concerning Patents" USPTO. Revised November 2011. "Attorneys and Agents" <http://www.uspto.gov/web/offices/pac/doc/general/index.html> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日] および USPTO 登録規律局 (Office of Enrollment and Discipline: OED) の職員 (匿名希望) とのインタビュー (2006 年 5 月 17 日実施) より。

⁴⁷ 37 CFR 10.14

- 1956 年 12 月 31 日までに USPTO との実務を行うことを認められた者
- 米国以外の居住国において、その国の特許商標庁に登録している者は、居住国における出願人の代理業務を行うことができる。ただし、居住国における特許商標庁が、USPTO との商標実務を認められた者に対して「大幅な相互特権（substantially reciprocal）」を認めている場合に限られる⁴⁸。

1957 年 1 月以降、弁護士は商標及びその他の非特許案件の実務を行うために USPTO に登録する必要はない。また、弁護士でない者が商標及びその他の非特許案件の実務を行うために USPTO の登録や認定を受けることはできない。

特許実務を行える者	商標及びその他の非特許案件の実務を行える者
▪ 発明者 ▪ 譲受人（発明者より譲渡があった場合） ▪ 登録特許弁護士 ▪ 登録弁理士	▪ 出願人 ▪ 弁護士（登録する必要はない） ▪ 1956 年までに USPTO との実務を行うことを認められた者

注 1：弁理士は USPTO に対して行う業務に限定して特許実務を行うことができる。

注 2：「大幅な相互特権」を認めている国の特許商標庁の登録者は USPTO との実務を行えるが、この特権を認めているのは、現在のところカナダのみ。

図表 3：USPTO との実務を行える者⁴⁹

（2）試験の実施機関

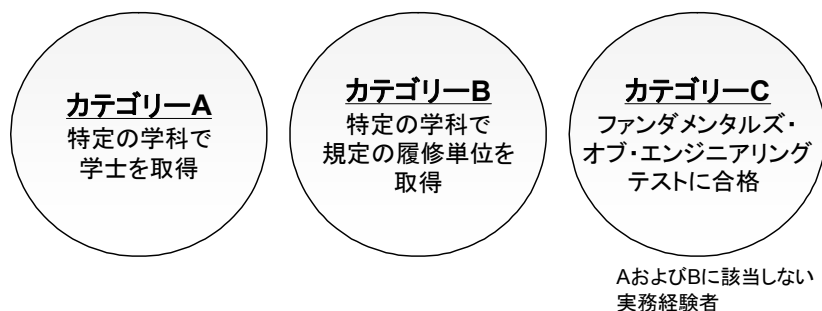
登録試験は、2003 年まではペーパー方式（試験用紙に鉛筆で回答を記入する）で、USPTO により 1 年に 2 回実施されていた。しかし、受験者の増加に伴い（2003 年には 6,000 件の登録申請が受理された）、登録申請の処理が試験の直前に集中するようになっていたため、2004 年の試験から方式が改正された。従来のペーパー方式から新たにコンピュータ方式に移行すると共に、USPTO が運営実施する試験（USPTO administered examination）に加え、USPTO の委託を受けた民間機関のプロメトリック（Thomson Prometric）による商業試験が行われるようになっている。ただし、試験の作成や受験者の最終的な合否の判断は、USPTO によって行われている。

⁴⁸ ただし、現在のところ、この「大幅な相互特権」を認めているのは、カナダ知的財産局（Canadian Intellectual Property Office）のみである。（“General Requirements Bulletin for Admission to the Examination for Registration to Practice in Patent Cases Before the United States Patent and Trademark Office”（前出）p.8）

⁴⁹ USPTO 資料を基にワシントンコア作成

(3) 受験資格

受験資格を得るには、登録申請書を提出し、科学的及び技術的経歴に関する審査に合格して、受験資格を得なくてはならない。登録申請者（受験希望者）は、特許出願人に対して価値あるサービスを提供するのに十分な科学的及び技術的訓練を受けていることを証明しなくてはならず、その証明方法には、以下の3種類がある。



図表 4：受験資格に必要とされる科学的技術的経歴⁵⁰

以下では、それぞれのカテゴリーについて説明する。

(i) カテゴリーA

以下のいずれかの技術的学科で学士を有している場合、必要な科学的及び技術的訓練を受けているとみなされる。

⁵⁰ USPTO 資料を基にワシントンコア作成

以下のいずれかの学科で学士号を取得していること		
生物学 Biology	薬理学 Pharmacology	電気化学工学 Electrochemical Engineering
生物化学 Biochemistry	物理学 Physics	工学物理学 Engineering Physics
植物学 Botany	繊維技術 Textile Technology	一般工学 General Engineering
コンピュータ科学 Computer Science (注)	航空工学 Aeronautical Engineering	地質工学 Geological Engineering
電子技術 Electronics Technology	農業工学 Agricultural Engineering	産業工学 Industrial Engineering
食品技術 Food Technology	生物医学工学 Biomedical Engineering	機械工学 Mechanical Engineering
一般化学 General Chemistry	セラミック工学 Ceramic Engineering	金属工学 Metallurgical Engineering
海洋工学 Marine Technology	化学工学 Chemical Engineering	鉱業工学 Mining Engineering
微生物学 Microbiology	土木工学 Civil Engineering	原子力工学 Nuclear Engineering
分子生物学 Molecular Biology	コンピュータ工学 Computer Engineering	石油工学 Petroleum Engineering
有機化学 Organic Chemistry	電子工学 Electrical Engineering	

注：コンピュータ科学については、Computing Sciences Accreditation Board(CSAB)の Computer Science Accreditation Commission(CSAC)、又は Accreditation Board for Engineering and Technology(ABET)の Computing Accreditation Commission(CAC)によって認定されたものであること。

図表 5：カテゴリーA に分類される学科⁵¹

これらの学科で学士を有している者は、該当するカレッジ又は大学が発行する正式な成績証明書 (transcript) を提出しなくてはならない。卒業証書、卒業証書の写し、成績証明書の写しは認められない。

⁵¹ General Requirements Bulletin for Admission to the Examination for Registration to Practice in Patent Cases Before the United States Patent and Trademark Office. (前出) p. 4

上記以外の学科で学士を有している者や、上記の学科で修士以上の学位を有しているが学士は有していない者は、以下のカテゴリーB 又は C の要件を満たしていなくてはならない。

(ii) カテゴリーB

上記カテゴリーA に分類される以外の学科で学士を有している者は、以下のオプション (1~4) を満たすことで、カテゴリーA に示されている学科での学士号に相当する十分な科学的及び技術的訓練を受けていることを証明することができる。履修単位が認められる講座は下記のように厳格に決められている。また、その他の教育についても、カテゴリーA の学士に相当することを証明できれば、OED 局長によりケースバイケースで検討される。

オプション 1	物理学で 24 履修単位取得 ※物理学の専攻者を対象とした物理学課目のみが対象。
オプション 2	以下の合計で 32 履修単位取得 - 化学又は物理学で 8 履修単位 - 生物学、植物学、微生物学、又は分子生物学で 24 履修単位 ※化学又は物理学の 8 履修単位は連続した課目で、いずれも実験研究室のプログラムを含んでいること。科学又は工学の専攻者を対象とした課目のみが対象。
オプション 3	化学で 30 履修単位取得 ※化学専攻者を対象とした化学課目のみが対象。
オプション 4	以下の合計で 40 履修単位取得 - 化学又は物理学で 8 履修単位 - 化学、物理学、生物学、植物学、微生物学、分子生物学、又は工学で 32 履修単位 ※化学又は物理学の 8 履修単位は連続した課目で、いずれも実験研究室のプログラムを含んでいること。科学又は工学の専攻者を対象とした課目のみが対象。コンピュータ科学については限定的に認められる。(注)

注：オプション 4 では、設計工学 (design engineering) 又は機械製図 (drafting) の課目が 4 履修単位まで認められる。また、コンピュータ科学については、理論的な基礎、分析、設計に重点を置き、実験研究室での作業を相当に含む課目の履修単位が認められる。ただしこれらの課目における履修単位は、「科学又は物理学で 8 履修単位」の代替とすることはできない。

図表 6：カテゴリーB に分類されるオプション⁵²

上記のオプションによって申請する者は、該当するカレッジ又は大学が発行する正式な成績証明書を提出しなくてはならない。卒業証書、卒業証書の写し、成績証明書の写しは

⁵² General Requirements Bulletin for Admission to the Examination for Registration to Practice in Patent Cases Before the United States Patent and Trademark Office. (前出) p. 5

認められない。さらに、成績証明書と併せてそれぞれのプログラムに関する正式な解説を添付しなくてはならない。プログラムの解説には、申請者が受講した年に作成されたパンフレットのカバーページのコピー（年を示している所を含む）、専攻学科の必要条件を記述したページのコピーが含まれていなくてはならない。

外国での教育や職務経験を積むための学科履修、軍教育、人生経験など、その他の教育に関しては、カテゴリーA の学科の学士に相当することを証明できる場合に限り、「科学的及び技術的経歴を有している」とみなされることもある。これらの教育や経験の例には、以下のようなものが挙げられる（いずれもカテゴリーA の学科に相当することが必要）。

- 米国のカレッジ又は大学で、カレッジ・レベルのクレジット（単位）として認められている特定のコース
- カレッジ又は大学によって認められた特別クレジット・プログラム（例としてカレッジ・レベル試験プログラム（College Level Examination Program: CLEP）⁵³など）で取得したクレジット
- カレッジ又は大学によって、本人の「人生経験」にクレジットが認められた場合（カレッジ又は大学は、クレジット付与の対象となる学科を明確にすることが必要）
- 通信教育評議会（Distance Education and Training Council）の承認を受けた高等教育機関（postsecondary institution）が実施している通信学習コース
- 別の教育機関によって認められた学位が、米国のカレッジ又は大学によって、自分たちのカレッジ又は大学のカリキュラムに相当すると認めた場合
- 専門の教育機関によって、外国で受けた教育が米国の典型的な教育課程に相当すると認められた場合
- 米農務省による社会人講座（Graduate School）やその他の機関で取得したクレジットで、目的にかない、米国のカレッジ及び大学における学習に相当すると認められたもの

（iii）カテゴリーC

カテゴリーのA 及びB には該当しないが、科学又は工学の分野で実務経験がある者は、ファンダメンタルズ・オブ・エンジニアリング（Fundamentals of Engineering: FE）テストに合格することで、科学的及び技術的分野での訓練を受けていることを証明できる。FE テストは、工学の基礎に関するテストで、州又はそれに類する行政区域の州工学審査官委員会（State Board of Engineering Examiners）によって運営実施されている。カテ

⁵³ CLEP による試験に合格することで、カレッジ・レベルの教育を受けていることを示すことができる。多くのカレッジが CLEP によるクレジット（履修単位）を認めている。

ゴリーCの適用を受ける場合、FE テストの正式結果と共に、取得した学士の成績証明書を提出しなければならない。

なお、登録申請時に提出すべき書類及び料金は以下のようになっている⁵⁴。

- 登録申請書 (PTO-158)
- 公式の成績証明書
- プログラムの解説 (カテゴリーB による申請者のみ)
- その他、申請者が資格を有していることを示す書類 (外国人であれば、合法的に就労できることを示す査証の写しなど)
- 登録申請料金：40 ドル⁵⁵
- 登録試験料金：商業試験を希望する場合は 200 ドル、USPTO が運営実施する試験を希望する場合は 400 ドル。なお、商業試験希望者は、受験前に別途、商業試験を運営実施するプロメトリックへ 150 ドルを支払う。(試験の概要については後述を参照)

審査の結果、科学的及び技術的経歴を十分に持ち合わせていると判断された者には、受験のプロセスを記述した文書と共に受験資格を認める通知が送付される。

登録申請の内容に不備があった場合、OED は申請者に追加情報又は文書を提出するよう通知する。通知を受けた申請者は 60 日以内に不備を直して完全な登録申請書を提出しなくてはならない。登録申請の審査で不合格となった者には、不合格の理由を詳しく説明した文書と共に不合格通知が送られ、登録申請時に納入した受験料が返金される。

受験資格の判断に、十分な語学能力を持ち合わせているか否かについて審査はない。

(4) 試験の頻度

登録申請書を提出し、USPTO による審査の結果、科学的及び技術的な訓練を身に付けていると判断された受験者に対して、受験資格の通知及び受験の手続を説明した書面が送られる。なお、2003 年までは、登録試験はペーパー方式で、USPTO により、全米約 37 都市において 1 年に 2 回実施されていたが、2004 年の試験方式の改正により、プロメトリックによる商業試験 (コンピュータ方式) が加えられた。試験回数も以下のように変更され、

⁵⁴ General Requirements Bulletin for Admission to the Examination for Registration to Practice in Patent Cases Before the United States Patent and Trademark Office. (前出) p. 10

⁵⁵ 非倫理的行為によって弁護士免許を剥奪された者や業務停止処分を受けた者、懲戒処分調査中に自発的に辞職 (免許剥奪) を申し出た者が登録申請する場合、OED による審査で倫理面に問題があるとして登録を認められなかった者が更正を示す証拠と共に登録申請する場合、有罪判決を受けた者が登録申請する場合、非倫理的行為によって登録除名や業務停止処分を受けた元登録特許弁護士又は弁理士が再登録申請する場合などは 1,600 ドル (37 CFR 1.21(a)(10))。

現在は通年で受験することが可能になっている。この結果、現在は、プロメトリックによる商業試験を受験する者が主流となっている。

➤ プロメトリックによる商業試験

受験者はプロメトリックに連絡（インターネット、電話、試験が行われるセンターへ直接出向く）して、試験会場（全国に 400 ヶ所以上ある）及び期日（通常の営業日であればいつでも可能）を選択する。

➤ USPTO が運営実施する試験

年に 1 回で、試験会場はバージニア州アレクサンドリアにある USPTO 本部のみとなっている（ペーパー方式）。

USPTO が運営実施する試験を希望する登録申請者は、試験予定日の 3 ヶ月前までに登録申請書を提出しなくてはならない（期日は年によって異なり、試験日及び登録申請書の提出期限は毎年発表される）。一方、通年で受験が可能なプロメトリックによる商業試験を希望する登録申請者には、登録申請書の提出期限はない。ただし、受験資格を認められてから 90 日以内（正確には受験資格の通知書に記載されている期日までに）受験しなくてはならない。90 日以内に受験しなかった場合、受験資格は失効し、再度登録申請書を提出しなくてはならない。また、商業試験の受験者は期日以内であれば試験日を変更することが可能であるが、USPTO が運営実施する試験の受験者は、受験日を変更することはできない⁵⁶。

（5）試験科目の構成

（i）試験科目

登録試験は、以下の知識や能力を有しているかを判断することを目的としたものである。

➤ 特許に関する法律及び規則に関する知識

◇ 合衆国法典第 35 卷「特許」（United States Code Title 35 - Patents）⁵⁷

◇ 連邦規則法典第 37 卷「特許・商標及び著作権」（Title 37 - Code of Federal Regulations. Patents, Trademarks, and Copyrights）⁵⁸

⁵⁶ General Requirements Bulletin for Admission to the Examination for Registration to Practice in Patent Cases Before the United States Patent and Trademark Office. (前出) p. 13, 19

⁵⁷ 35 USC http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁵⁸ 37 CFR http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_rules.pdf [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

- 特許審査手続マニュアル (MPEP: Manual of Patent Examination Procedure) ⁵⁹及びその他 USPTO の政策及び手続に関する書類に関連する特許実務の知識
- 事実状況を分析する能力
- 特許実務に関するサービスを特許出願人に提供する上で、特許法律や規則、手続を適切に行う能力

また、試験には、登録特許弁護士及び弁理士としての倫理基準や専門家としての適切な行為に関する設問も含まれている。

試験は全部で 100 問あり、1 問につき 5 つの選択肢があり、その中から正しい回答を選択する 5 者択一方式である。これらの問題は科目別の構成にはなっていない。

2011 年 4 月 4 日まで、問題は MPEP の中から引用されていたが、2011 年 4 月 4 日より、MPEP 以外の資料よりも引用されるようになった⁶⁰。現在問題が引用される資料は以下のとおりである。

1. Manual of Patent Examining Procedure (MPEP), Edition 8, Revision 8
2. Examination Guidelines Update: Developments in the Obviousness Inquiry After KSR v. Teleflex⁶¹
3. New Interim Patent Subject Matter Eligibility Examination Instructions, August 2009⁶²
4. Interim Guidance for Determining Subject Matter Eligibility for Process Claims in View of Bilski v. Kappos, July 2010⁶³
5. Interim Guidance for Determining Subject Matter Eligibility for Process Claims in View of Bilski v. Kappos, July 2010⁶⁴
6. Supplementary Examination Guidelines for Determining Compliance with 35 U.S.C. §112 and for Treatment of Related Issues in Patent Applications, February 2011⁶⁵
7. Changes To Implement the Prioritized Examination Track (Track I) of the Enhanced Examination Timing Control Procedures Under the Leahy- Smith America

⁵⁹ MPEP は、特許出願にかかわる USPTO 審査官、申請者、弁護士、弁理士、申請者の代理人向けに、特許出願にかかわる手続やプラクティスの手引書として作成されているもので、

<http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/mpep.htm> から入手できる。 [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁶⁰ http://www.uspto.gov/ip/boards/oed/exam/reg_exam_source_material.jsp [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁶¹ <http://edocket.access.gpo.gov/2010/pdf/2010-21646.pdf> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁶² http://www.uspto.gov/web/offices/pac/dapp/opla/2009-08-25_interim_101_instructions.pdf [最終アクセス日：2012 年 11 月 12 日]

⁶³ <http://edocket.access.gpo.gov/2010/pdf/2010-18424.pdf> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁶⁴ http://www.uspto.gov/patents/law/exam/bilski_guidance_27_jul2010.pdf [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁶⁵ <http://edocket.access.gpo.gov/2011/pdf/2011-2841.pdf> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

Invents Act (September 23, 2011)⁶⁶

8. Revision of Standard for Granting an Inter Partes Reexamination Request (September 23, 2011)⁶⁷
9. Rules of Practice before the Board of Patent Appeals and Interferences in Ex Parte Appeals (November 22, 2011)⁶⁸

また、2012 年 10 月 2 日頃より、以下の資料も追加されることが発表されている⁶⁹。

10. Leahy-Smith America Invents Act (Public Law 112-29, Sept. 16, 2011)⁷⁰
11. Preissuance Submissions by Third Parties Final Rules (77 Fed. Reg. 42150, July 17, 2012)⁷¹
12. Citation of Prior Art in a Patent File Final Rules (77 Fed. Reg. 46615, August 6, 2012)⁷²
13. Inventor's Oath or Declaration Final Rules (77 Fed. Reg. 48776, August, 14, 2012)⁷³
14. Supplemental Examination Final Rules (77 Fed. Reg. 48828, August 14, 2012)⁷⁴
15. Inter Partes, Post Grant, and Covered Business Method Review Final Rules (77 Fed. Reg. 48680, August 14, 2012)⁷⁵

⁶⁶ <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2011-09-23/pdf/2011-24467.pdf> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁶⁷ <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2011-09-23/pdf/2011-24464.pdf> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁶⁸ <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2011-11-22/pdf/2011-29446.pdf> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁶⁹ http://www.uspto.gov/ip/boards/oed/exam/aia_regexamsourcematerial2012sep04.jsp [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁷⁰ http://www.uspto.gov/aia_implementation/20110916-pub-1112-29.pdf [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁷¹ <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2012-07-17/pdf/2012-16710.pdf> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁷² http://www.uspto.gov/aia_implementation/citation_of_prior_art_fr.pdf [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁷³ http://www.uspto.gov/aia_implementation/fr_inventor_oath.pdf [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁷⁴ http://www.uspto.gov/aia_implementation/fr_supp_exam.pdf [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁷⁵ http://www.uspto.gov/aia_implementation/fr_specific_trial.pdf [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

分類	タイトル
100	Secrecy, Access, National Security, and Foreign Filing
200	Types, Cross-Noting, and Status of Application
300	Ownership and Assignment
400	Representative of Inventor or Owner
500	Receipt and Handling of Mail and Papers
600	Parts, Form, and Content of Application
700	Examination of Applications
800	Restriction in Applications Filed Under 35 U.S.C. 111; Double Patenting
900	Prior Art, Classification, and Search
1000	Matters Decided by Various U.S. Patent and Trademark Office Officials
1100	Statutory Invention Registration (SIR) and Pre-Grant Publication (PG Pub)
1200	Appeal
1300	Allowance and Issue
1400	Correction of Patents
1500	Design Patents
1600	Plant Patents
1700	Miscellaneous
1800	Patent Cooperation Treaty
1900	Protest
2000	Duty of Disclosure
2100	Patentability
2200	Citation of Prior Art and <i>Ex Parte</i> Reexamination of Patents
2300	Interference Proceedings
2400	Biotechnology
2500	Maintenance Fees
2600	Optional <i>Inter Partes</i> Reexamination
2700	Patent Terms and Extensions
以下、MPEP 添付参考資料編	
Ap I	Appendix I - Partial List of Trademarks
Ap II	Appendix II - List of Decisions Cited
Ap L	Appendix L - Patent Laws
Ap R	Appendix R - Patent Rules
Ap T	Appendix T - Patent Cooperation Treaty
Ap AL	Appendix AL - Administrative Instructions under The PCT
Ap P	Appendix P - Paris Convention

図表 7 : MPEP の項目（特許実務に関する具体的な項目）

受験者は、試験会場に、文書、資料、機器、電子機器などを持ち込むことはできない。

また、試験中は MPEP を参照することが認められており、MPEP は以下のような形で提供されている。また、メモ用紙や鉛筆の持込みも下記のように定められている。

➤ プロメトリックによる商業試験

MPEP の電子版（PDF ファイル）が提供される。受験者にはメモ用紙と鉛筆が支給され、これらは試験終了と共に回収される。

➤ USPTO が運営実施する試験

MPEP のコピー（紙版）が提供される。受験者が自分でコピーした MPEP を持ち込むことはできない。なお、回答用紙に記入するため、鉛筆を 2 本以上持ってくる必要がある。

試験の正式な結果は、後日、OED によって郵送で通知される。合格者には採点結果が通知されないが、不合格者には正解率が通知される。プロメトリックによる商業試験の受験者は、試験当日に試験が終了した時点で、受験したコンピュータを使って非公式な試験結果を知ることができる（正式結果は後日 OED から送付される通知による）が、USPTO が運営実施する試験の受験者にはこうしたサービスはない。

試験に合格した受験者には、合格通知と共に登録へ向けたその後の手続について記述した文書が郵送される。なお、以下に示すその後の登録手続は合格通知に記載されている日から 2 年以内に完了しなくてはならない。2 年以内に完了できなかった場合は、再度登録試験を受験しなくてはならない。

- OED による登録に関する質問書にすべて正しく回答し、関連する情報を開示し、必要な書類の写しを提出する。
- OED による一般からのコメント募集期間を経る。
- 上記のプロセスで何も問題がなかった場合は、登録料（100 ドル）を納入し、USPTO 局長の下、宣誓を行う。

一方、試験で不合格となった者は、不合格通知に記された日から 60 日以内に、試験の設問及びそれに対する自分の回答を検査することができる。検査は、USPTO の本部（バージニア州）でのみ実施されており、事前に予約することが必要である。また、検査は設問及び回答の閲覧のみが可能で、室内でメモを取ることや写しを取ることはできない。

また、試験で不合格となった者は、通知を受けた後に再び登録申請書を提出し、再度受験資格を得ることができる。ただし実際に受験できるのは前回の試験日から 31 日目以降

となっている。なお、受験可能な回数に制限は定められていない⁷⁶。

なお、外国語科目はない。他国（外国）の法令に関する科目もない。

（ii）科目別の合格制度

該当せず（USPTO による特許弁護士及び弁理士を対象とした登録試験は、科目別構成にはなっていない）。

（iii）科目の免除制度

該当せず（USPTO による特許弁護士及び弁理士を対象とした登録試験は、科目別構成にはなっていない）。ただし、一定の条件を満たす USPTO の元職員は登録試験の免除を受けることができる。

（iv）実務試験

実務試験は実施されていない。

（v）多肢選択式試験

試験は、午前と午後に 50 問ずつ実施され、所要時間はそれぞれ 3 時間となっている。100 問のうち、採点の対象となるのは 90 問で、残りの 10 問は「ベータ・テスト」に分類されている。10 問のベータ・テストは、受験者の法的な資質（legal qualification）を測定するために、「単純すぎないか」「複雑すぎないか」「曖昧すぎないか」などが分析され、「受験者の法的資質を正確に測定するのに適切な設問である」と判断された場合、その後行われる試験において採点対象の設問として扱われる（今回の試験では採点の対象から外される）。また、100 問のうち、どれがベータ・テスト用の設問であるかは明らかにされない。試験に合格するには、70%（採点の対象となっている 90 問のうち 63 問）以上で正解しなくてはならない⁷⁷。

（vi）口述試験

該当せず。

⁷⁶ General Requirements Bulletin for Admission to the Examination for Registration to Practice in Patent Cases Before the United States Patent and Trademark Office. (前出) p.18-22., "Registration Examination Questions" <http://www.uspto.gov/web/offices/dcom/olia/oed/examquestions.htm> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日], 37 CFR 11.7, 11.8

⁷⁷ <http://www.uspto.gov/ip/boards/oed/exam/registration.jsp#heading-1> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

（６）受験者数、合格者数、合格率の推移

試験日	受験者数	合格率
2011 年	2,716	56.0%
2010 年	3,120	59.4%
2009 年	3,357	59.6%
2008 年	3,634	56.6%
2007 年	3,192	55.6%

図表 8：過去 5 年間の受験者数、合格率の推移⁷⁸

５．研修（米国の場合は Patent Agent の研修を調査）

（１）新人に対する研修

国や監督官庁などによる新人の弁理士（米国特許商標庁（US Patent and Trademark Office: USPTO）の登録弁理士を目指す者及び登録直後の弁理士を含む）を対象とした正式な研修制度はない（ただし、USPTO の登録特許弁護士及び弁理士⁷⁹を目指す者を中心に構成される民間非営利団体、全米特許プラクティショナー協会（National Association of Patent Practitioners: NAPP）による認証制度はある。しかし、このような認証制度は余り知られておらず、ほとんどの登録弁護士及び弁理士はこのような認証を受けることはない⁸⁰。

USPTO による登録試験及び審査に合格した弁理士（および特許弁護士）は、法律事務所や大学、研究機関、政府機関などに雇用されるか、独立開業事務所を開設するなどして、実務経験を積んでいく。こうした中で、弁理士（又は特許弁護士）を目指す者を対象とした一般的な職業訓練プログラムなども行われていない。特許とは関係のない仕事をしながら、自ら勉強し、弁理士を目指す者もいるが、法律事務所に勤めながら登録試験の合格を目指すケースが多い。この場合、「USPTO の登録弁理士（又は特許弁護士）として登録された後も、一定期間、勤める」ことを条件として、法律事務所が弁理士（又は特許弁護士）を目指す者（科学的又は技術的経験のある者）をリーガル・アシスタントとして雇用するというのが、一般的である。こうすることによって、法律事務所は、弁理士（又は特許弁護士）を目指す者に、非公式ではあるが、実践的な研修の場を提供していることになる⁸¹。

⁷⁸ “Exam Results” USPTO <http://www.uspto.gov/ip/boards/oed/exam/past/results/index.jsp> を基に WHDA 作成 [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁷⁹ 弁理士は、米国では patent agent と呼ばれ、米国特許商標庁（USPTO）によって認められた patent agent および特許弁護士（patent attorney）のみが特許申請に関する手続を行える。ただし米国の弁理士に認められているのは特許申請に関する手続のみで、商標申請は行えない（弁護士は商標申請も行える）。

⁸⁰ 2012 年 11 月 1 日現在、ワシントン D.C. において、NAPP のメンバーとして登録している者は一人。

⁸¹ 知的財産権専門法律事務所 3 ケ所（①Birch, Stewart, Kolasch & Birch、②Finnegan, Henderson, Farabew, Garrent & Dunn、③Barnard Loop & McCormack LLP）との電話インタビュー結果による（2006 年 5 月 16 日実施）。なお、インタビュー先は匿名希望。以下、1 章については本インタビューに基づく。

（２）既に弁理士登録している者に対する研修

国や監督官庁などによる、既登録の弁理士（および特許弁護士）を対象とした正式な研修制度はない。

USPTO の登録が認められた弁理士（又は特許弁護士）は、法律事務所や大学、研究機関、政府機関などに雇用されるか、独立開業事務所を開設するなどして、実務経験を積んでいく（登録が認められる前から法律事務所などで雇用されている場合が多い）。

なお、特許弁護士の場合、ほとんどの登録州では、毎年ある一定の数の Continuing Legal Education (CLE) を受けることが必須とされているため、CLE のために American Intellectual Property Law Association (AIPLA)⁸²や American Bar Association (ABA)⁸³等の非営利団体が開催する特許関係の研修を受ける者もいる。

6. 情報公開

（１）弁理士に関する情報は公開されるか

USPTO は、登録特許弁護士及び弁理士に関する情報を管理し、法律で認められた範囲でその一部を公開している。例えば、USPTO は登録特許弁護士及び弁理士の登録者名簿（roster）を公開しており、一般の者が特許出願に当たり登録特許弁護士又は弁理士を探したい場合、USPTO のウェブサイトで公開されている登録簿⁸⁴を通じて、登録特許弁護士及び弁理士を検索することが可能になっている。ただし、USPTO による公開登録者名簿は、登録特許弁護士及び弁理士の氏名や連絡先など基本的な情報のみで、登録期日や経歴、得意分野などは記載されていない。

また、USPTO では、登録試験に合格した登録希望者に関して、倫理性や信頼性に関する一般からのコメントを募集するため、試験合格者に関する情報を公開しているほか、USPTO による更新手続要請（定期的に実施）⁸⁵に返答していない登録者及び返答せずに登録から除名された者に関する情報、違法行為や規定違反の調査を受け、USPTO による懲戒処分を受けた登録者に関する情報なども公開している。こうした情報は、毎週発行される官報（Official Gazette）で公告されると共に、その多くはウェブサイトでも公表されている（情報公開の内容は図表 6 を参照のこと）。

このほか、民間団体が登録特許弁護士及び弁理士の一覧を商業用にデータベース化しているところもあるが、公式な情報ではない。

⁸² <http://www.aipla.org/Pages/default.aspx> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁸³ <http://www.americanbar.org/aba.html> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁸⁴ Registered Attorneys and Agents Search. <http://des.uspto.gov/OEDCI/> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁸⁵ OED では、登録特許弁護士および弁理士が登録の継続を希望しているかどうかを確認するため、定期的に登録継続の意思を確認する書簡（更新手続の要請）を送付している。登録継続を希望する特許弁護士および弁理士は期日内に返答することが求められ、期日内に返答しなかった場合は「更新手続の要請に返答しなかった者」として公開される。公開後、一定期間を経て所定の再登録申し込みを行わなかった者は自動的に登録から除名される（37 CFR 10.11）。

(2) 公開の主体

USPTO。

(3) 公開は強制か任意か

USPTO による登録特許弁護士及び弁理士に関する情報の公開は強制である。ただし、公開登録簿における電話番号の記載は任意である。

(4) 公開される情報

USPTO による特許弁護士及び弁理士に関する情報公開の種類と内容は下記の図表のとおりとなっている。いずれも、USPTO の官報⁸⁶に掲載された情報が最も正確かつ公式である。

⁸⁶ <http://www.uspto.gov/go/og/index.html> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

種類	内容
登録者名簿（登録特許弁護士及び弁理士に関する基本的情報）	・ 姓、名、ミドルネーム ・ 所属企業・機関（該当する場合） ・ 住所 ・ 電話番号（任意） ・ 登録番号 ・ 種別（特許弁護士又は弁理士）
試験合格後、登録を希望している者に関する情報公開（希望者の倫理性や信頼性に関するコメントを一般から募集するために公開） ⁸⁷	・ 姓、名、ミドルネーム ・ 所属企業・機関（該当する場合） ・ 住所
USPTO による更新手続要請に返答していない登録者、及び返答せずに登録から除名された者に関する情報	<更新手続要請に返答していない登録者> ・ 姓、名、ミドルネーム ・ 所属企業・機関（該当する場合） ・ 住所 <返答せずに登録から除名された者> ・ 姓、名、ミドルネーム ・ 所属企業・機関（該当する場合） ・ 住所
上記の手続によって登録から除名された後、所定の手順によって再登録した者に関する情報 ⁹⁰	・ 氏名 ・ 所属企業・機関（該当する場合） ・ 住所
懲戒処分（最終決定）を受けた登録者に関する情報 ⁹¹	・ 氏名 ・ 処分の概要 （最終懲戒処分には、業務停止（suspension）、登録除名（exclusion）、戒告（reprimand）の 3 種類があり、戒告処分の場合のみ、USPTO 特許担当長官が命令した場合は匿名扱いになる）

図表 9：USPTO による情報公開の種類とその内容⁹²

⁸⁷ <http://www.uspto.gov/web/offices/dcom/olia/oed/names.htm> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁸⁸ <http://www.uspto.gov/ip/boards/oed/practitioner/survey/lackofresponse2012apr04.jsp> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁸⁹ <http://www.uspto.gov/ip/boards/oed/practitioner/remove/index.jsp> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁹⁰ <http://www.uspto.gov/ip/boards/oed/practitioner/reinstatement/index.jsp> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁹¹ 最終的な懲戒処分が決定した場合、官報で公告された後、上記のウェブサイトに記載されるが、官報で公告された全ての案件が上記のウェブサイトに記載されるわけではない。このため、懲戒処分を受けた者に関する全ての正確な情報を知るには、官報を閲覧することが適切となる（USPTO 職員とのインタビューより）。

<http://des.uspto.gov/Foia/DispatchOEDServlet?RetrieveAll=true> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁹² これら USPTO ウェブサイトを基にワシントンコア作成、WHDA 更新

（５）公開内容等の制限

登録特許弁護士及び弁理士に関する情報の公開については、連邦規則法典第 37 卷「特許、商標及び著作権」の副章 B「管理」（Subchapter B - Administration）、第 102 部「政府情報の開示（Part 102 - Disclosure of Government Information）」によって定められている。

第 102 部はさらに、副部 A「情報公開法（Subpart A - Freedom of Information Act: FOIA）」と、副部 B「個人情報保護法（Subpart B - Privacy Act）」とに分かれている。個人情報保護法に基づく情報公開の特別例外措置（すなわち、公開の対象外となるもの）を受ける記録システムの中で、登録特許弁護士及び弁理士に関するものとして以下が挙げられている⁹³。

- 登録特許弁護士及び弁理士に関する情報
- 登録特許弁護士及び弁理士に関する申立て、調査、懲戒手続に関する情報
- 特許出願に支援を提供した非登録特許弁護士及び弁理士に関する情報

上記の規定（§ 102.34(b)(1)(i)(D)-(F)）の根拠となっているのは、連邦公報（Federal Register）「COMMERCE/PST-TM-1」である。連邦公報 69520 号（Vo. 70, No. 220, 2005 年 11 月 16 日号）によれば、登録特許弁護士及び弁理士に関する情報公開について、以下のことが規定されている⁹⁴。

- 登録特許弁護士及び弁理士の登録簿（連絡先住所、法律事務所又は所属機関の名称、電話番号、登録番号）を公開する。
- 登録の状況に関する問い合わせがあった場合は、情報を公開する。
- 登録を申請している特許弁護士及び弁理士について、彼らの適性或資格に関する情報を一般から募集するため、情報を公開する。
- 合衆国法典第 5 卷（5 U.S.C.）の 552a (k) (2) に基づき、法の施行という機能を遂行するため、登録特許弁護士及び弁理士の記録システムのうち、調査に関する資料（investigatory materials）は、公示（notice）、アクセスなどの対象外とする。

なお、上記の規定に基づき、懲戒的規則違反の申立てを受けた特許弁護士及び弁理士に関する情報は、最終的な懲戒処分が戒告、業務停止、除名となった場合のみ官報で公告さ

⁹³ 37 CFR 102.34(b)(1)(i)(D)-(F)。なお、§ 102.34 によれば、基本的に、国防、外交に関する資料や、調査記録（investigative records）などが情報公開の対象外とされている。

⁹⁴ Federal Register 69520 Vol. 70, No. 220/Wednesday, November 16, 2005/Notices
<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2005-11-16/pdf/E5-6314.pdf> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

れる⁹⁵。

また、特許弁護士及び弁理士としての登録を希望する者が提出する登録申請書には、登録特許弁護士及び弁理士が登録申請書に記載する情報は、個人情報保護法及び FOIA によって認められている範囲で秘匿扱いされることが明記されている⁹⁶。

7. 弁理士数等

(1) 弁理士数の推移

2012 年 11 月 9 日現在、弁理士数は、41,588 人である。しかし、弁理士登録費用が定期的に徴収されるわけでもなく、既登録者に対して研修の義務もないため、既に退職している者や死去している者の名前も登録簿に記載されていると思われる。

2012 年 1 月 13 日に特許に関して有名な Patently-0 のブログにおいて、著者は、実際に現役の登録者は、26,000 人以下ではないかと推定した⁹⁷。また、同著者は、現役の登録者のうち、82 パーセントが特許弁護士で、18 パーセントが弁理士であると記載している。

USPTO は、このような問題が存在することを認知しているため、37 C.F.R. § 10.11 に基づき、アンケートを実施しており、登録番号の古い順番にアンケートを送り、45 日以内にこのアンケートに対する回答を OED 長官に送ることが必要とされている。アンケートに対して返信がなかった場合は、登録簿から削除される⁹⁸。

以上のような状況であるため、弁理士の数に関する推移等の統計を取っても余り意味がなく、USPTO やその他団体がそのような統計をとっているという情報もない。

(2) 弁理士事務所（特許業務法人含む）数の推移

弁理士事務所の登録簿は存在せず、そのような統計をとっている団体もないため、数の推移についてはわからない。

(3) 弁理士の就業先

統計資料は確認できないが、大半は特許事務所ないし法律事務所で勤務している。

(4) 企業に勤める弁理士の割合

正確な数値はわからないが、上述のように大半は特許事務所ないし法律事務所に勤務する。特許関係の情報に詳しい Dennis Crouch 氏の Patently-0 ブログによると、企業に勤

⁹⁵ USPTO 職員との電話インタビュー（5 月 23 日実施）より。

⁹⁶ General Requirements Bulletin for Admission to the Examination for Registration to Practice in Patent Cases Before the United States Patent and Trademark Office. (前出) p. 27

⁹⁷ <http://www.patentlyo.com/patent/2012/01/the-uspto-records-identify-more-than-41750-active-registered-practitioners-that-number-is-obviously-wrong-because-many-folk.html> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

⁹⁸ <http://www.uspto.gov/ip/boards/oed/practitioner/survey/index.jsp> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

める弁理士は数千人程度である⁹⁹。また、企業による米国特許弁護士又は弁理士の雇用数ランキングトップ 50 は以下のとおりである。

ランキング	企業名	ランキング	企業名
1	IBM	26	Chevron
2	3M	27	Texas Instruments
3	Johnson & Johnson	28	Siemens
4	QUALCOMM	29	Xerox
5	Procter & Gamble	30	Alcatel Lucent
6	Pfizer	31	Thomson Licensing/Technicolor
7	Microsoft	32	Glaxo Smith Kline
8	Hewlett-Packard	33	Canon
9	MERCK	34	Wyeth
10	Intel	35	Apple
11	Medtronic	36	Nokia
12	ELI LILLY	37	Honeywell International
13	Google	38	Novartis Pharmaceuticals
14	Amgen	39	E I DuPont de Nemours
15	General Electric	40	Shell Oil
16	Intellectual Ventures	41	Schlumberger Technology
17	Genentech	42	Becton Dickinson
18	Research-In-Motion	43	Baxter Healthcare
19	Abbott Laboratories	44	Eastman Kodak
20	Boeing	45	ExxonMobil
21	Bristol Myers Squibb	46	Corning
22	Dow Chemical	47	Pioneer Hi Bred International
23	Monsanto	48	BP America
24	Life Technologies	49	Boston Scientific
25	Caterpillar	50	Deere

図表 10：企業による特許弁護士又は弁理士雇用数ランキング¹⁰⁰

（５）弁理士が代理人となっている出願の割合、企業が直接出願している割合

企業が代理人を介さずに直接出願している割合についての統計を見つけることはできなかった。

（６）弁理士の数の議論

米国では数について特に議論は存在しないが、弁理士の制度等について異議がある場合は、AIPLA 等の団体がロビー活動等を行う。

⁹⁹ http://www.patentlyo.com/patent/2012/11/where-patent-attorneys-work-big-in-house.html?utm_source=feedburner&utm_medium=email&utm_campaign=Feed%3A+Patently0+%28Dennis+Crouch%27s+Patently-0%29 [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁰⁰ Patently-0 のブログ記事を基に WHDA 作成

8. 経営環境

(1) 弁理士の資格を持たない者や他の資格者による弁理士の雇用

基本的に認められている。いかなる企業や組織も、弁理士を雇用することができる。弁理士の所属先を、弁理士事務所に限定する規定はない。ただし、後述するような登録特許弁護士及び弁理士の業務形態を規制する規則はある¹⁰¹。

USPTO によれば、2006 年 11 月 10 日現在、USPTO に登録されている弁理士は 10,758 名、登録特許弁護士は 41,857 名となっている¹⁰²。これらの登録特許弁護士及び弁理士の経営環境に関する全国的な統計を見つけることはできなかったが、知的財産権法に関する分野で活動している弁護士（法律事務所、企業、政府サービス、学界に所属する弁護士）を中心に構成される米国知的財産法協会（American Intellectual Property Law Association: AIPLA）の弁理士特別委員会（Special Committee on Patent Agents）が 2006 年 1 月に発表した調査結果によれば、弁理士の肩書／職務機能は以下のように分類されている（回答者 243 名）。

肩書／職務機能	回答者数 (%)
弁理士／（プライベート・プラクティスのパートナー）	34 名 (14.0%)
弁理士／（プライベート・プラクティスのアソシエイト）	76 名 (31.3%)
弁理士（企業に所属）	58 名 (23.9%)
その他	75 名 (30.9%)

注1：「プライベート・プラクティス」は独立開業している法律事務所又は弁理士事務所のこと（上記の調査の場合、弁理士を対象としているため、弁理士事務所と考えられる）。「パートナー」はこれらの法律事務所又は弁理士事務所の所有者、「アソシエイト」は所有者ではない弁理士のことを意味する。

注2：その他には、「弁理士／自営業（self-employed）」、「弁理士／一人法人（sole practitioner）」などのほか、「技術部長（technology manager）」「IP スペシャリスト」「大学技術移転局局長（Director of university tech transfer office）」など様々な肩書が示されている。

図表 11：AIPLA 弁理士特別委員会による調査結果¹⁰³

(2) 特許業務法人の形態

米国には特許業務法人の形態を明確に規制する法律はないが、連邦規則法典第 37 巻（Title 37 - Code of Federal Regulations）「特許、商標及び著作権（Patents,

¹⁰¹ 知的財産権専門法律事務所 3 ケ所（①Birch, Stewart, Kolasch & Birch、②Finnegan, Henderson, Farabew, Garrent & Dunn、③Barnard Loop & McCormack LLP）との電話インタビュー（5 月 16 日実施）および弁理士が創設した合弁会社 2 社との電話インタビュー（5 月 22 日実施）より。なお、インタビュー先はいずれも匿名希望。

¹⁰² “Registered Attorneys and Agents Search…” USPTO <http://des.uspto.gov/OEDCI/> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁰³ AIPLA による登録弁理士調査結果（2006 年 1 月）を基にワシントンコア作成

Trademarks, and Copyrights)」（「特許・商標・著作権規則」）の第 10 部「他者の代理として行う USPTO との手續 (Part 10 - Representation of others before the Patent and Trademark Office)」の中には、登録特許弁護士及び弁理士の業務形態について以下のような規則がある。

- プラクティショナー（登録特許弁護士及び弁理士）とプラクティショナー以外の者との間におけるパートナーシップ編成に関して、パートナーシップの活動に特許、商標又はその他の法律に関する USPTO との手續が含まれる場合、プラクティショナーはプラクティショナー以外の者とパートナーシップを組んではない（§ 10. 49）
- プラクティショナー以外の者がプラクティショナーの専門的判断について指図又は管理する権限を有している場合、プラクティショナーは、営利を目的とした法律実務が認められている企業（corporation）や団体（association）という形態で業務してはならない。又は法律実務が認められている企業や団体と共に業務してはならない。（§ 10. 68(c)）

なお、上記の § 10. 49 における「パートナーシップ」の定義については、法人形態としてのパートナーシップ（日本でいう「合名会社」に相当）に限定したものではなく、プラクティショナー以外の者と提携して継続的に行われる業務形態も含まれるなど、幅広い定義となっている¹⁰⁴。また、上記に関連して、登録特許弁護士及び弁理士が以下の行為を行うことも禁止されている¹⁰⁵。

- 登録特許弁護士又は弁理士でない者が USPTO との間で認められていない実務を行うことを支援すること
- 登録除名や業務停止処分を受けた登録特許弁護士又は弁理士が USPTO との間で実務を行うことを支援すること
- 弁護士でない者が認められていない法律実務を行うことを支援すること

USPTO の登録特許弁護士及び弁理士は、あらゆる企業や機関、組織（政府、大学、研究機関など）に所属できるほか、上記の規則に合致している範囲内で、企業（corporation）、団体（association）、パートナーシップ（partnership）、個人事業主（sole proprietorship）などの法人を設立して事業を行うことが可能である。これらの法人の具体的な経営形態などは、連邦法及び州法によって規制されているため、州によって異なる。

¹⁰⁴ 2003 年 2 月、登録特許弁護士の Michael J. Colitz 氏は、発明者の特許取得を支援する仲介会社と継続的な事業取引関係にあったことに関して、「§ 10. 49 で定められているパートナーシップの定義は、企業法によるパートナーシップの定義よりも広範なものであり、被告は仲介会社と顧客や料金を共有しており、Colitz 氏と仲介会社との関係は § 10. 49 の違反にあたる」として、5 年間の業務停止処分を受けている。

¹⁰⁵ 37 CFR 10. 47

（３）特許業務法人として一人法人は認められるか

特許業務法人という特定の形態はないが、弁理士が個人事業主（sole proprietorship）となることは可能である。

（４）特許業務法人の弁理士には、有限責任が認められるか

特許業務法人という特定の法人形態はないが、法人の形態によっては有限責任が認められる場合もある。以下は、法人の主な種類（個人事業主、パートナーシップ、有限責任会社、コーポレーション又はＳコーポレーション）と概要及び責任の有無をまとめたものである。

法人形態	概要及び責任の有無
個人事業主 (sole proprietorship)	所有者は一人。収益及び損失は所有者の所得及び損失となり、法人としての債務はすべて所有者の債務となる（無限責任）。
パートナーシップ (partnership)	２人以上の所有者（「パートナー」と呼ばれる）によって所有され、収益及び損失はパートナーの間で均等に分配され、法人としての債務はすべてパートナーの債務となる（無限責任）。ただし、無限責任となるゼネラル・パートナーと、有限責任となるリミテッド・パートナーがいる場合もある。
有限責任会社 (limited liability company: LLC)	パートナーシップとコーポレーションの中間。個人事業主やパートナーシップと同様、法人としての収益及び損失は所有者（「メンバー」と呼ばれる。１人以上のメンバーで設立が可能）の間で分配されるが、メンバーにはコーポレーションの所有者（「株主」と呼ばれる）と同様の有限責任が認められる。
Ｃコーポレーション又はＳコーポレーション (C-Corporation or S-Corporation)	いずれも所有者（「株主」）は有限責任だが、Ｃコーポレーションの場合、法人税及び配当税の対象（２重税）となるのに対し、Ｓコーポレーションでは、法人としての収益及び損失は株主に分配されるため２重税を回避することができる（Ｓコーポレーションの場合、一部の経費は控除の対象とならない、株主はすべて米国人でかつ７５名以下であること、といった制限がある）。

注：登録特許弁理士及び弁理士は、特許・商標・著作権規則で定められた規制に合致する必要がある。

注：企業法は、連邦及び州政府によって規制されているため、より詳細な規制や規定は州によって異なる。

図表 12：法人の形態と概要及び責任の有無¹⁰⁶

¹⁰⁶ Wikipedia http://en.wikipedia.org/wiki/Sole_proprietorship、<http://en.wikipedia.org/wiki/Corporation>
 [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]、SoleProprietor Magazine などの情報を基にワシントンコアにて作成

9. 非弁行為

(1) 弁理士又は特許業務法人でない者による行為の制限

USPTO における業務は、37 CFR § 11.5(b)に記載されている。また、このような業務を行うことを許可されている者は、37 CFR § 11.5(a)（特許）及び 37 CFR § 11.14（商標）に示されており、特許の場合は、登録弁理士及び弁理士、商標の場合は、弁理士又は、1956 年までに USPTO との実務を行うことを認められた者である。

(2) その制限に違反した場合の罰則

USPTO が違反者に対して罰則を与えることはできない。37 CFR § 11.19(a) 及び(b)に基づき、OED が罰則を与える権限があるのはプラクティショナーに対してのみである。37 CFR 11.1 に基づき、「プラクティショナー」とは、USPTO において登録のある弁理士又は弁理士であると定義されている。したがって、OED（及び USPTO）は、その違反者に対して警告状を送付することはできるが、その違反者に対して罰則を与える権限はなく、もしも、違反者が警告を無視するようであれば、その違反者が法的業務を遂行している州に通報することで、州が違反者に罰則を与えるかもしれない¹⁰⁷。

(3) グループ企業（企業 A と企業 B）間の行為

(i) 企業 A が企業 B の出願代理等を行おうとした場合の制限

基本的に、企業 A が別の企業である企業 B の出願代理を行うことはできない。37 C.F.R. 3.71 に基づき、発明の譲受人である企業は出願業務を行うことはできるが、それ以外の特許弁理士や弁理士でない者が出願業務を行うことは許可されていない。

(ii) 企業 A と企業 B がグループ企業であるか否かの判断基準

上述のように、企業 A と企業 B がグループ企業であったとしても、別企業である場合、企業 A が企業 B の出願代理を行うことはできない。

(iii) 企業 A に弁理士がいるか否かで、その制限は異なるか

企業 A に特許弁理士又は弁理士がいる場合、出願代理を行うのは、企業ではなく、個別の代理人（弁理士又は弁理士）であると解釈されることが可能になる。よって、企業 A の弁理士又は弁理士が、企業 A の特許権を利益相反の問題なく、企業 B の出願代理を行う場合、代理できるのであれば可能と思われる。

¹⁰⁷ http://www.uspto.gov/about/advisory/tpac/unauthorized_practice_of-law_before_the_uspto.pdf [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

10. 利益相反

(1) 弁理士又は特許業務法人による業務の制限

コンフリクト（利益相反）に相当するものは、連邦規則法典第 37 巻「特許・商標・著作権規則」の中で規制されている。

利益相反に関する規定は、特許・商標・著作権規則の中で一つの条項としてまとめられているわけではなく、登録特許弁理士及び弁理士としての「規範」、及び登録特許弁理士及び弁理士として守るべき最低限の行為を詳述した「懲戒的規則」が記載されている第 10 部「他者の代理として行う USPTO との手續」の中に散見される。また、利益相反に関する規定は、出願、中間処理、無効審判などの具体的な業務を対象として記述されていない。

なお、特許弁理士の場合は、USPTO の規定に加えて、登録州の職業倫理（Professional Conduct）のルールにも規制される。登録州の職業倫理は、たいてい American Bar Association のモデルルール¹⁰⁸をそのまま導入しているか、モデルルールを基に規定を作成している。

特許・商標・著作権規則の利益相反に関する規定は、主に以下の 4 つに分けることができる。

- プラクティショナーの個人的利益と顧客の利益が相反する場合は代理業務を請け負わないこと
- 利益が異なる複数の顧客の代理業務を請け負わないこと
- 顧客以外の者からの影響を受けないこと
- 不適切と捉えられる（利益相反の可能性があると捉えられる）行為をしないこと

以下は、主に利益相反に相当する部分が記述されている条項である。

- § 10.62 「プラクティショナーの個人的利益が、プラクティショナーとしての独立した専門的判断に影響を及ぼす可能性がある場合、代理業務契約を辞退する」
 - (a) 顧客が完全な情報開示を受けた後で同意している場合を除き、プラクティショナー自身の金銭、事業、資産、個人的利益が、顧客の代理として専門的判断を行使する上で影響を及ぼすことが合理的に考えられる場合、プラクティショナーはその代理業務契約を請け負ってはならない。
 - (b) プラクティショナー又はプラクティショナーが所属する企業の別のプラクティショナ

¹⁰⁸ ABA' s Model Rules of Professional Conduct:

http://www.americanbar.org/groups/professional_responsibility/publications/model_rules_of_professional_conduct/model_rules_of_professional_conduct_table_of_contents.html [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

一が、USPTO との実務に関して提出される何らかの宣誓供述書に署名する場合や証人として召喚される場合、又はその可能性が明白な場合（すなわち、利益の相反が生じる可能性がある場合）、プラクティショナー又はプラクティショナーが所属する企業の別のプラクティショナーは、USPTO との手續に関して代理業務契約を請け負ってはならない。ただし、以下に定められたような場合は、代理業務契約を請け負うことが可能である。

- (1) 証言は、非係争案件にのみ関するものである。
- (2) 証言は、方式にのみ関するもので、証言に反対する相当な証拠が提出されると考えられる理由がない。
- (3) 証言が、プラクティショナー又はプラクティショナーが所属する企業が顧客へ提供した法律サービスの質や価値のみに関するものである。
- (4) 特定の案件でプラクティショナー又はプラクティショナーが所属する企業の相談役としての価値が際立っており、代理業務契約の拒否によって顧客に相当な困難がもたらされる場合。

➤ § 10.63 「プラクティショナーが証人となる場合の代理業務契約の辞退」

- (a) USPTO との手續を行うために代理業務契約を請け負った後で、プラクティショナー又はプラクティショナーが所属する企業のその他のプラクティショナーが、USPTO との実務に関して提出される何らかの宣誓供述書に署名する義務、又は証言する義務が発生した場合、又はその可能性が明白な場合（すなわち、利益の相反が生じる可能性がある場合）、§ 10.62 (b) の (1) ～ (4) に定められた特定の場合を除き、請け負っている代理業務契約を辞退しなくてはならない。
- (b) USPTO との手續を行うために代理業務契約を請け負った後で、プラクティショナー又はプラクティショナーが所属する企業のその他のプラクティショナーが、自分の顧客以外のために宣誓供述書へ署名する可能性や証人として証言を求められる可能性が生じた場合、プラクティショナーはその宣誓供述書や証言が自分の顧客に不利となる可能性がない限り、代理業務を継続することができる。

➤ § 10.64 「訴訟又は USPTO との手續で所有権を取得することを避ける」

- (a) プラクティショナーは、以下の場合を除き、顧客のために行っている USPTO との手續で対象となっている案件に専有的な所有権を取得してはならない。
 - (1) プラクティショナーが、料金又は経費を確保するために、法で認められた先取特権 (lien) として取得する場合。
 - (2) 顧客との間で妥当な成功報酬として契約している場合。
 - (3) 特許案件の場合で、料金の一部又は全部として特許に所有権を有している場合。

- (b) プラクティショナーは、係属中の USPTO との手続又は USPTO との手続が予定されている案件に関して、顧客に金銭の貸付又は金銭的支援の保証を行ってはならない。ただし、法によって USPTO への支払が義務付けられている料金、調査経費、医療審査経費、証拠を入手及び提示するための経費など、顧客に最終的な支払義務があると考えられる経費に関して貸付又は金銭的支援の保証を行うことはできる。

➤ § 10. 65 「顧客との事業関係に関する制限」

顧客が完全な情報開示を受けた後で同意している場合を除き、プラクティショナーは、プラクティショナーが顧客を守るために専門的判断を行使することを期待している一方で、プラクティショナーとは異なる利益を持つ顧客との間で代理業務契約を行ってはならない。

➤ § 10. 66 「複数の顧客の利益がプラクティショナーの独立した専門的判断を損なう可能性がある場合、代理業務契約を請け負わない、又は継続しない」

- (a) 代理業務契約を請け負うことによって、プラクティショナーが別の顧客のために行う独立した専門的判断に悪影響を及ぼす場合や、その可能性がある場合、又は、代理業務契約を請け負うことによってプラクティショナーが異なる利益を代理することになる可能性がある場合、本項目の (c) で認められた場合を除き、その代理業務契約を請け負ってはならない。
- (b) プラクティショナーは、ある顧客のために行う独立した専門的判断が別の顧客の代理業務によって悪影響を受ける場合やその可能性がある場合、又は複数の代理業務によって異なる利益を代理することになる可能性がある場合、本項目の (c) で認められた場合を除き、複数の代理業務を継続してはならない。
- (c) 本項目の (a) 及び (b) の状況で、プラクティショナーがそれぞれの利益の代理を適切に行えることが明白で、かつそれぞれの顧客が、こうした代理業務がプラクティショナーの独立した専門的判断に及ぼす影響の可能性について完全な情報開示を受けた後で同意した場合、プラクティショナーは複数の顧客の代理を行うことができる。
- (d) プラクティショナーが懲戒的規則に基づいて代理業務契約から辞退することが必要な場合、OED 局長又は特許担当長官の命令がある場合を除き、プラクティショナーが所属する企業又は関連する企業のパートナーやアソシエイト、その他のプラクティショナーがその代理業務契約を受託又は継続することはできない。

➤ § 10. 67 「複数の顧客に対する類似クレームの和解」

2 人以上の顧客の代理を務めているプラクティショナーは、自らの顧客（複数の出願人）の類似クレームを一括して和解すること、又は自らの顧客（複数の出願人）に対抗する類似クレームを一括して和解することをしてはならない。又は一括して和解しようとする活

動に参加してはならない。ただし、それぞれの顧客が本件について助言を受けた後で和解に同意している場合はよい。

➤ § 10. 68 「顧客以外の者からの影響を避ける」

- (a) 顧客が完全な情報開示を受けた後で同意している場合を除き、プラクティショナーは以下のことをしてはならない。
 - (1) プラクティショナーが顧客のために行う法律サービスに関して、顧客以外の者から報酬を受け取ること。
 - (2) プラクティショナーによる顧客の代理業務契約に関連して、顧客以外の者から価値ある物を受け取ること。
- (b) プラクティショナーは、法律サービスの提供に関して自分を推薦する者や雇用する者、及び自分（プラクティショナー）へ支払をする者が、法律サービスの提供におけるプラクティショナーとしての専門的判断について指図することや専門的判断を制限することを許してはならない。
- (c) プラクティショナー以外の者がプラクティショナーの専門的判断について指図又は管理する権限を有している場合、プラクティショナーは、営利を目的とした法律実務が認められている企業（corporation）や団体（association）という形態で業務してはならない。又は法律実務が認められている企業や団体と共に業務してはならない。

➤ § 10. 87 「異なる利益を持つ者とのコミュニケーション」

顧客の代理を務めている間、プラクティショナーは以下のことをしてはならない。

- (a) 自らの顧客の出願と対立する出願人に関して、別のプラクティショナーが代理業務を行っていることを知っている場合に、別のプラクティショナーによる事前の同意を得ずに、自らの顧客の出願と対立する出願人との間で代理業務について話をする。又は他者に対立する出願人との間で代理業務について話をさせること。ただし、プラクティショナーが自らの顧客に対して、対立する出願人と会い、和解協議を行うよう勧めることは不適切ではない。
- (b) プラクティショナーの代理を受けていない者の利益がプラクティショナーの顧客の利益と相反する場合、又は相反する可能性がある場合、その者に対して法律専門家を雇用するよう勧める以外の助言を行うこと。

➤ § 10. 93 「担当官との接触」

- (a) プラクティショナーは、裁定機関（tribunal）¹⁰⁹の判事や担当官、職員への価値のある贈り物や貸付が、彼らの職務活動に影響を及ぼそうとしている行為と捉えられる場

¹⁰⁹ 裁定機関（tribunal）には、裁判所、USPTO、その他の審判機関（adjudicatory bodies）が含まれる。

合、こうした贈り物や貸付をしてはならない。

- (b) プラクティショナーは、当事者間の手続を含め、利害の対立がある USPTO との手続において、原因 (cause) のメリットについて裁定機関の判事や担当官、職員とコミュニケーションしてはならない。ただし以下の場合を除く。
 - (1) 公式な手続の過程におけるコミュニケーション。
 - (2) 書面によるコミュニケーションで、プラクティショナーがその書面の写しを対立する側の弁護士又は対立当事者に弁護士がついていない場合、対立当事者へ迅速に提出した場合。
 - (3) 対立する側の弁護士又は対立当事者に弁護士がついていない場合、対立当事者へ適切な事前通知を行った上で、口頭でコミュニケーションする場合。
 - (4) その他、法律で定められている形でコミュニケーションする場合。

➤ § 10. 101 「公務員としての行動」

- (a) 公職にあるプラクティショナーは、以下のことをしてはならない。
 - (1) それが公共の利益にあたらないと認識し、又は公共の利益にあたらないことが明白であるにもかかわらず、立法上の案件において、プラクティショナー又は依頼人が特別な優位を取得するために公職という立場を利用すること、又はそうしようと試みること。
 - (2) 裁定機関がプラクティショナー又は依頼人に優位に動くよう影響力を及ぼすために公職を利用すること、又は影響力を行使することを目的として公職という立場を利用すること。
 - (3) いかなる者からも価値のある申し出を受けた場合、その申し出が公務員としてのプラクティショナーの行為に影響を与えることを目的としていることを認識している場合、又はそれが明白な場合に、その申し出を受けること。
- (b) 米国政府の高官又は職員であるプラクティショナーは、規則で定められた場合を除き、特許案件に関して USPTO との実務を行ってはならない。

➤ § 10. 111 「不適切に見える行為でさえも避ける」

- (a) 特許審査を含め、何らかの審決を下す分野で業務した後に民間法律事務所などに移ったプラクティショナーは、過去の業務で扱った案件について代理業務を請け負ってはならない。
- (b) プラクティショナーは、公務員として勤務している間に扱った案件を、民間法律事務所などに移った後に請け負ってはならない。
- (c) プラクティショナーは、裁定機関、立法機関、公務員に、不適切な影響を与えることができる、又は不適切な根拠に基づいて影響を与えることができると、表明又は暗示

してはならない。

(2) その制限に違反した場合の制裁

違反があると思われるに十分な理由 (probable cause) が存在する場合、懲罰手続が行われる。これにより、違反があると確定した場合は、プラクティショナーに対して①警告、②業務停止処分、又は③免許剥奪が言い渡される¹¹⁰。

なお、弁護士の場合は、USPTO から与えられる懲罰に加え、登録州からも懲罰を受けることになる。登録州の懲罰は、各州により異なる。

1 1. 制度改正

(1) 弁理士制度の改正

2012 年 10 月 18 日付けで、職業倫理 (Professional Conduct) の基準についてのルールを変更することを予定していることが USPTO より発表された¹¹¹。この変更は、USPTO の職業倫理基準を American Bar Association のモデルルールに近づけることが目的である。現在、2012 年 12 月 17 日まで、この変更に関して公から意見収集を行っている。現在のルールを大幅に変える変更ではないが、American Bar Association のモデルルールと対比し、変更予定箇所を示すドキュメントも USPTO より発表されている¹¹²。

1 2. 弁理士の公益活動

(1) 貴国の弁理士制度では、公益活動 (pro bono publico service) が弁理士の義務とされているか

公益活動は、弁理士の義務とされていない。しかし、弁護士の場合、登録州より公益活動が義務とされ、又は強く推奨されている。

USPTO は、公益活動プログラムを民間非営利団体やその他弁護士協会等と共に設立しているため、公益活動は強く支持していることがうかがえる。例えば、2012 年 10 月 25 日に USPTO より発表された報道発表によると、USPTO は、California Lawyers for the Arts 及び Federal Circuit Bar Association (FCBA) との協力の結果、カリフォルニアとワシントン DC において、公益活動プログラムを開始したことが記載されている¹¹³。このプログラムは、特許権を得る資金がない個人発明家や企業等を対象に、法的支援を行うことを目的としている。

現時点において、USPTO は、4 つの公益プログラムの設立を援助したことが発表されており、2013 年末までには、さらに 10 もの公益プログラムを開始するように援助をしてい

¹¹⁰ 37 CFR § 10.132

¹¹¹ 77 Federal Register 64190

¹¹² <http://www.uspto.gov/ip/boards/oed/rulecomparison.pdf> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹¹³ <http://www.uspto.gov/news/pr/2012/12-66.jsp> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

る。公益プログラムにボランティアを希望する特許弁護士は、FCBA のウェブサイトにて情報を入手することも USPTO のウェブサイトにて示されている。

(2) 公益活動が義務とされている場合

(i) 公益活動義務の根拠となるルール

該当せず。

(ii) 公益活動の範囲に含まれる活動

該当せず。ただし、弁護士の場合、公益活動の定義は、各州により定められている。American Bar Association の Model Rule 6.1 によると、無償又は報酬を得ることを期待せずに、限られた財力を有す者に対して法的サービスを提供すること、又は、限られた財力を有す者のニーズに対応することを主たる目的として、慈善、宗教、市民、コミュニティー、政府及び教育に関する団体に対して法的サービスを提供することが最も重要な公益活動であるとされている¹¹⁴。

(iii) 公益活動の義務に違反した場合の制裁

該当せず。

¹¹⁴ Model Rule 6.1 は、
http://www.americanbar.org/groups/probono_public_service/policy/aba_model_rule_6_1.html [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日] にて入手可能。なお、各州が個々に弁護士制度を導入しているため、ABA のルールをそのまま導入する州もあれば、改正したものを使っている州もある。

Ⅲ―２．ドイツの調査結果

１．条文

（１）弁理士制度の規定条文

ドイツの弁理士（patentanwalt）は、自らの技術開発若しくはノウハウの保護を求める発明者及び出願人又は商標若しくは意匠の登録を求める企業及び会社に助言を与え、かつ、その代理をする。弁理士は、依頼人に代わってすべての産業財産権について、国内段階及び国際段階の両段階における出願、ライセンス契約の終了及び（限られた範囲内で）国内及び国際的な権限当局及び裁判所において依頼人を代理する。

ドイツの弁理士には、弁理士法（PAO: Patentanwaltsordnung, Bundesgesetzblatt I, 1966, p. 557, Bundesgesetzblatt I, 2011, p. 2524 において最終改正）及び弁理士職務法（BOPA: Berufsordnung der Patentanwälte, Mitt. 1997, 243 ff）に定める職業上のルールが適用される¹¹⁵。

弁理士及び特許パラリーガルは、弁理士会（Patentanwaltskammer）の構成員である（PAO 第 53 条）。弁理士会は、弁理士の職業上の利益及びニーズの保護及び促進、並びに、職業行動規範の遵守を職務としている。

２．業務範囲

（１）弁理士が扱える業務

PAO 第 3 条(2)の規定は、ドイツの弁理士の専門的職務は次のものから構成されると定めている。

1. 特許、追加保護証明書（SPC: supplementary protection certificate）、実用新案、トポグラフィーに関する権利、商標若しくは商標法により保護されているその他の権利、又は植物品種権の取得、維持、弁護及びこれらの権利に対する異議申立てに係る事項について代理及び助言を行うこと
2. ドイツ特許商標庁（DPMA: Deutsches Patent- und Markenamt）及びドイツ特許裁判所（BPatG: Bundespatentgericht）に付託された検討事項に関して、第三者を代理すること
3. 特許若しくは SPC の無効若しくは取下げの宣言又は強制ライセンスの付与を理由に、連邦最高裁判所（BGH: Bundesgerichtshof）における訴訟手続において第三者を代理すること

¹¹⁵ PAO: <http://www.patentanwalt.de/downloads/pa/PA0.pdf> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

BPOA: http://www.patentanwalt.de/downloads/pa/PAK_BO.pdf [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

4. ドイツの植物品種庁（Bundessortenamt）において植物品種権に係る事項に関して、第三者を代理すること。

さらに、PAO 第 3 条(3)は、弁理士には次に掲げる行為が認められていると規定している。

1. 知的財産、データ処理プログラム、保護されていない発明若しくは当該技術へのその他の技術的貢献、植物品種権若しくは植物育種の分野における貢献に関する事項又はそれらに関連する法律問題について、第三者に助言を与え、かつ、その代理をすること
2. 区裁判所（Amtsgerichte）における意匠（Geschmacksmuster）の保護期間の延長について、他者を代理すること
3. 紛争解決手続において 1. に定める事項について、他者を代理すること

弁理士は、通常裁判所で弁論をする資格はないが、通常裁判所に依頼人の意見書を提出することは認められている（PAO 第 4 条(1)）。ドイツの地方裁判所（LG: Landgericht）、高等裁判所（OLG: Oberlandesgericht）及び連邦最高裁判所（BGH: Bundesgerichtshof）における訴訟手続（無効控訴を除く）において、弁理士は、例外的な場合、すなわち弁護士による代理が義務付けられていない場合（例えば、差止めの申立て及びプロテクティブ・レターに関する事項に関して）には、当該訴訟の代理をすることが認められている（PAO 第 4 条(3)）。しかしながら、管轄裁判所が口頭弁論を開く場合、弁護士による代理が義務となる。

（２）資格内資格制度

ドイツには付記弁理士に相当する制度はない。弁理士は、侵害訴訟における単独代理は認められておらず、弁護士との共同代理のみ認められている。

（３）弁理士の格付評価

ドイツには弁理士の格付制度はない。法律事務所については、民間団体による非公式の格付／格付制度が存在し、当該格付では法律事務所の格付、プロフィール及び特定の弁理士のプロフィールが提供されている（例えば juve Handbook¹¹⁶）。

（４）依頼人と弁理士間の秘匿特権

ドイツの法律には秘匿特権を認める一般原則はない。弁護士・依頼人間の秘匿特権の問題は、成文法及び判例のいずれによっても明らかにされていない。しかしながら、弁護士

¹¹⁶ <http://www.juve.de/anwaltporraits?lang=en> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

と依頼人間の通信は、証言を拒むことのできる個人の権利に関連する差押禁止の原則により保護されており、かつ、外部弁護士の守秘義務の根拠にもなっている。刑事訴訟において証言を拒むことのできる権利は、刑事訴訟法（StPO: Strafprozessordnung¹¹⁷）第 53 条に定められている。民事訴訟については、民事訴訟法（ZPO: Zivilprozessordnung¹¹⁸）第 383 条に同様の原則が確認できる。証言を拒むことのできる権利の表明として、弁理士が職業上の資格において預託を受けた書類は、開示から保護されている。このことは、刑事訴訟については StPO 第 97 条、民事訴訟については ZPO 第 142 条(2)にそれぞれ規定されている。また、弁理士は PAO 第 39a 条(2)の定めるところにより、原則として秘密を保持する法的な義務を有する。守秘義務は、BOPA 第 2 条(1)にも規定されており、かかる義務は業務の終了後も存続するとされている。

守秘義務に違反した場合には、StGB 第 203 条により処罰され、懲役又は罰金が科される可能性もある。

3. 資格要件等

(1) 試験合格以外の特例

弁理士になるには、資格試験に合格しなければならない。弁理士向けの 34 ヶ月間の研修又は長期間に及ぶ特許実務家としての経験を経た後、弁理士志願者は試験に申し込まなければならない。さらに、ドイツ以外の EU 加盟国の特許弁理士で、ドイツ弁理士として実務に携わろうとする者は、特別資格試験（1990 年 7 月 6 日の弁理士としての承認のための資格試験に関する法律に基づく試験。下記参照。）を受けなければならない。試験に合格した弁理士志願者は、PAO 第 11 条の定めるところにより、「企業弁理士（Patentassessor）」という肩書を持つことができる。

資格及び承認に関する要件は、PAO 第 5 条に定められている。同規定により、弁理士として実務に携わることが認められるには、原則として、弁理士の資格の取得又は 1990 年 7 月 6 日の弁理士としての承認のための資格試験に関する法律（Eignungsprüfung nach dem Gesetz über die Eignungsprüfung für die Zulassung zum Patentanwalt, BGBl. I, p. 1349¹¹⁹）の定めるところにより試験に合格することが義務付けられている。

弁理士志願者が技術的能力を取得し（PAO 第 6 条）、法律に関する知識に係る試験に合格し、かつ、弁理士と共に少なくとも半年間業務に従事した場合、PAO 第 5 条(2)に定める資格要件は満たされたものとみなされる。必要な法的技能を備えていることは、試験委

¹¹⁷ <http://www.gesetze-im-internet.de/stpo/> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹¹⁸ <http://dejure.org/gesetze/ZPO> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹¹⁹ <http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/pazeignprg/gesamt.pdf> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

員会が実施する筆記試験及び口頭試験を受けることで証明される（PA0 第 8 条）。したがって、弁理士としての資格を取得するには、原則として筆記試験及び口頭試験に合格することが求められるのである。

（２）国籍要件、居住要件

ドイツには、国籍要件又は居住要件自体はない。PA0 第 6 条の定めるところにより、弁理士志願者は、同法の適用上有効な範囲内において、自然科学、工学又は技術系の科目に関する課程を修了していなければならない。しかしながら、同法の適用上有効な範囲外にある大学の学位に相当するものも認められる（PA0 第 6 条(2)）。技術的資格の取得後、弁理士志願者は、ドイツで知的財産分野における教育を少なくとも 34 ヶ月間（「3 年研修」）受けなければならない、うち 26 ヶ月間は少なくとも事務所の弁理士又は企業の特許部門に在籍する企業弁理士（PA0 第 11 条）の下での研修とする（PA0 第 7 条(1)）。

（３）欠格事由

弁理士業許可の欠格事由は、PA0 第 14 条に定められている。原則として、志願者が弁理士として職務を遂行するに値しない者とみなされるような重大な違反行為を行った場合には、承認申請は拒絶されなければならない。PA0 第 14 条に定める個別的要件により、司法の運営（Rechtspflege）及び法の適用を求める者の利益に関して妥協がされていないことが確保される。

PA0 第 14 条は、次に掲げる事項を欠格事由として定めている。

1. 連邦憲法裁判所により、志願者が基本的権利を喪失し、公職につく権利がないと判断された場合
2. 志願者が刑事犯罪により有罪とされた場合
3. 志願者が特許弁理士として実務に携わることを排除する最終判決が下された場合
4. 司法の管理に関して志願者に対して取られた懲戒手続が合法的に認められた場合
5. 弁理士志願者が特許弁理士として職務を遂行するに値しない者とみなされるような重大な違反行為を行った場合
6. 弁理士志願者が、犯罪行為により、個人の自由に基づく基本的な民主的秩序に違反した場合
7. 深刻な健康上の理由
8. 志願者による特許弁理士の独立性及び司法の管理を損なう行為
9. 破産
10. 志願者が一定期間、裁判官、公務員、職業軍人又は兵士である場合

弁理士として実務に携わるための承認を得るには申請をしなければならない（PA0 第 13

条)。当該申請については、ドイツ特許庁長官が判断を下す（PAO 第 15 条）。

ドイツの弁理士の研修及び該当する試験のガイドラインは、「特許弁理士の研修及び試験に関する規則」

（PatAnwAPO: Patentanwaltsausbildungs- und Prüfungsverordnung¹²⁰）に定められている。PatAnwAPO 第 4 条により、ドイツ特許商標庁長官は、次に掲げる場合は、ドイツ弁理士として研修を受けるための承認を取り消すことができる。

1. 当該志願者に研修への参加を認めるべきではなかったことが証明される場合
2. 研修への参加を拒絶するのに相当する事態が後に生じる場合
3. 研修期間（PatAnwAPO 第 7 条(3)）が延長されたにもかかわらず、志願者が研修の最終目標に到達しない場合、又は
4. 志願者が研修中に負う義務に違反した場合又は研修が故意に遅延させられた場合

（4）実務経験

弁理士の研修への参加資格の前提条件は、PatAnwAPO 第 1 条及び PAO 第 6 条に定められている。研修への参加が認められるには、志願者は科学、工学又は専門技能科目の学位を持ち、かつ、当該技術分野において 1 年間の技術研修を受けていなければならない。研修の教育内容は PatAnwAPO 第 16 条に定められており、志願者はかかる研修により事務所の弁理士又は企業弁理士との研修において法律に関する知識及び実務経験を取得する。この他にも志願者には、ワーキンググループへの参加（PatAnwAPO 第 19 条）、特許弁理士としての一般的な法律学の習得（PatAnwAPO 第 19b 条、PAO 第 7 条(3)）、並びに、「オフィス・イヤー」と呼ばれるドイツ特許商標庁及びドイツ連邦特許裁判所における 8 ヶ月間の研修の修了（PatAnwAPO 第 22 条及び第 23 条）が義務付けられている。以上により、知的財産法の分野における経験は研修により取得されているため、当該経験は研修それ自体への参加の要件とはされていない。

PatAnwAPO 第 6 条によれば、研修の目的は、志願者に、その技術的能力に基づき、知的財産分野及び求められている一般的な判例法に関する広範囲な知識を教授し、かつ、事務所の弁理士又は企業弁理士に求められる実務に精通するようにすることである。

PatAnwAPO 第 7 条により、3 年間の研修は次の順番で行われるものと定められている。

1. 事務所の弁理士又は企業の特許部門に在籍する企業弁理士の下で少なくとも 2 年 2 ヶ月の研修
2. ドイツ特許商標庁での 2 ヶ月の研修、及び

¹²⁰ <http://www.gesetze-im-internet.de/patanwapo/> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

3. ドイツ連邦特許裁判所での 6 ヶ月の研修

知的財産の保護に関する分野の職務に既に 10 年間従事している場合には、3 年間の研修に代わるものと認められる。技術的経験及び法律事務の経験があることの証明は、資格試験の受験資格とされている。

4. 弁理士試験

(1) 特許と商標に分けて試験を行っているか

ドイツでは研修が弁理士の資格を取得するために行われていることから、試験は一種類しかない。資格試験 (PatAnwAPO 第 31 条) は、2 つの筆記試験と 1 つの口述試験から構成されており、特許及び商標法を含むすべての知的財産分野を対象とすることができる。

(2) 試験の実施機関

2009 年 8 月 14 日の弁理士の職務に関する法律に基づく手続の現代化に関する法律 (Gesetz zur Modernisierung von Verfahren im patentanwaltlichen Berufsrecht (BGBl. I, p. 2827)) により、弁理士志願者の研修及び試験を含む弁理士に直接係るすべての事項に関する責任は、2009 年 9 月 1 日付で、弁理士会に委譲された。この改革は、特に弁理士という職業の自治機関である弁理士会に業務を引き継ぐことで、弁理士という職業の自治を強化することが意図されている。現時点¹²¹では、ドイツ特許庁が弁理士の試験を計画・実施している。

(3) 受験資格

受験資格は、PatAnwAPO 第 27 条及び PAO 第 10 条に規定されている。志願者は、PAO 第 6 条に基づき求められている技術的資格を有することを証明するか又は PAO 第 7 条に基づき特許弁理士に必要な知的財産分野における研修を受けたことを証明しなければならない。試験はドイツ語のみで行われるため、外国語能力は必要ではない。

(4) 試験の頻度

試験は、2 月／3 月、6 月／7 月、及び 10 月／11 月の年 3 回行われる。

(5) 試験科目の構成

試験は 2 種類の筆記試験及び 1 種類の口述試験から構成されている (PAO 第 8 条及び PatAnwAPO 第 34 条及び第 36 条)。試験科目は次に掲げるとおりである。

¹²¹ 2012 年 10 月

(i) 試験科目

特許法(Patentrecht)、実用新案法(Gebrauchsmusterrecht)、職務発明法(Recht der Arbeitnehmererfindungen)、商標法(Markenrecht)、意匠法(Geschmacksmusterrecht)、植物品種法(Sortenschutzrecht)、民法(Bürgerliches Recht)、商法(Handelsrecht)、会社法(Gesellschaftsrecht)、競争法(Wettbewerbsrecht)、独占禁止法(Kartellrecht)、手続法(gerichtliches Verfahrensrecht)、ヨーロッパ共同体法、知的財産に関する多国間協定、外国の特許法、実用新案法及び商標法に関する基礎知識、特許弁理士規則(Patentanwaltsordnung)に関する知識、並びに特許弁理士の職業規範(Berufsordnung der Patentanwälte)に関する知識。

前述したとおり、試験はドイツ語のみで行われる。外国語能力は必要ではない。

他国の知的財産及び法的規制が試験科目になる場合もある。最も重要なものは、欧州特許条約(EPC)、特許協力条約(PCT)、工業所有権の保護に関するパリ条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)、並びに、米国及び日本の特許法及び商標法に関する基礎知識である。

(ii) 科目別の合格制度

筆記試験及び口述試験のいずれにおいても、上記に示された試験科目を含むことができる。そのため、受験者は科目別に試験に合格できない仕組みになっている。

(iii) 科目の免除制度

この試験制度の下では、受験者に特定の試験科目の免除は認められていない。

(iv) 実務試験

知的財産分野における実務上の経験が求められているとはいえ、実務試験は行なわれていない。実務試験は、法律問題又は特定の問題の評価(実務部分)の形式で行なわれる可能性はある。例えば、試験に解決されなければならない特定の問題を抱える依頼人が登場した場合、回答は依頼人宛の手紙という形式で記述されることになる。実務試験は口述試験で問われる可能性もある。

(v) 多肢選択式試験

多肢選択式の試験はない。筆記試験は、問題を法的に考察し、完全な文章で回答する形で実施される。

(vi) 口述試験

口述試験に関しては PatAnwAPO 第 36 条に規定されており、当該試験には一度に 5 名の受験者のみ招集される。試験は試験委員会の面前で行なわれる (PatAnwAPO 第 29 条)。口述試験は受験者 1 名につき 1 時間行なわれる。5 名の受験者は上記の試験科目について試験を受けるため、試験全体は適度な休憩時間をはさみながら約 5 時間行われる。

(6) 受験者数、合格者数、合格率の推移

年度	志願者	合格者	不合格率
2000	167	162	2.99 %
2001	111	103	7.20 %
2002	168	163	2.98 %
2003	168	157	6.55 %
2004	165	163	1.21 %
2005	162	151	6.79 %
2006	186	171	8.06 %
2007	179	169	5.59 %
2008	158	154	2.53 %
2009	168	163	2.98 %
2010	196	195	0.51 %
2011	196	189	3.57 %

図表 13：ドイツ弁理士資格試験の結果¹²²

5. 研修

(1) 新人に対する研修

現時点で、新人の弁理士、すなわち資格試験を合格したばかりの弁理士のための研修制度はない。ドイツ特許商標庁、弁理士会及び民間組織は弁理士のための研修及び継続的な教育セミナーを開催している。そのため、上記研修は義務とはされていない。

(2) 既に弁理士登録している者に対する研修

したがって、登録弁理士のための義務的なフォローアップ研修も存在しない。登録弁理士は通常、弁理士会の会合に招待されている。会合では、継続的な教育セミナーが提供されている。しかしながら、これらのセミナーへの参加も義務ではない。

¹²² <http://www.dpma.de/english/service/publications/annualreports/index.html> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日] DPMA-2006 年及び 2011 年の年報

6. 情報公開

(1) 弁理士に関する情報は公開されるか

PAO 第 29 条の定めるところにより、弁理士会は電子的な認可弁理士名簿を作成・保管しなければならない。この名簿は、国内の権限当局及び裁判所、並びに司法サービスの利用者及び法的紛争の当事者に対する情報提供を目的としている。認可弁理士名簿は、無料で公衆に入手可能である。

(2) 公開の主体

弁理士会は電子的な認可弁理士名簿を保管する義務を負っている (PAO 第 29 条(1))。

(3) 公開は強制か任意か

情報公開は義務である。適任証明書 (competency certificate) が交付された場合に、弁理士名簿に登録される (PAO 第 29 条(2))。

(4) 公開される情報

認可弁理士名簿では、弁理士の氏名、弁理士として承認された日、事務所の住所及び当該弁理士が届け出た通信に係るデータが公開される (PAO 第 29 条(3))。

(5) 公開内容等の制限

PAO 第 29 条(5)の定めるところにより、司法省 (Bundesministerium für Justiz) は名簿の管理及びアクセスに関する詳細を規定する。名簿に記載される情報は、PAO 第 29 条(3) (上記参照) に定められたものに限定されている (上記参照)。

7. 弁理士数等

ドイツ特許庁及び弁理士会のいずれも、弁理士の事務所又は雇用場所 (企業、特許事務所等) に関する統計を発表又は入手可能な状態にしていないことから、この質問に対して十分な回答を提供することができない。弁理士会は、弁理士事務所、特許業務法人又は弁理士組合に関する登録を維持していない。理由の一つとして挙げられるのが、企業弁理士は弁理士会のメンバーでない場合が多いために、企業に雇用されている企業弁理士の割合が認定できないということである。概算では、現存する 3200 人の特許弁理士のうち約 600 名 (約 20%) が企業と終身雇用契約を締結している。

そのため、現時点では、過去 10 年間の弁理士数の推移に関する情報を提供することしかできない。

年度	登録	年度末の数
2000	133	1, 892
2001	140	1, 996
2002	125	2, 073
2003	141	2, 151
2004	147	2, 255
2005	178	2, 389
2006	131	2, 477
2007	162	2, 576
2008	159	2, 693
2009	156	2, 838
2010	177	2, 956
2011	189	3, 089
2012	150	3, 200

図表 14：弁理士数の推移¹²³

8. 経営環境

(1) 弁理士の資格を持たない者や他の資格者による弁理士の雇用

PAO 第 2 条 (BOPA 第 1 条) は、弁理士は独立してその専門的職務を行うと定めている (PAO 第 2 条(1))。弁理士の活動は商業活動でも手工業活動 (craft activity) でもない (PAO 第 2 条(1))。PAO 第 2 条は、経済的独立性及び自立性を強調している。PAO 第 41a 条は、固定的な雇用環境にある特許弁理士 (Syndikuspatentanwalt: 顧問弁理士) の権利に関する規定を定めている。この場合、雇用者は弁護士でないものとする。企業弁理士は雇用者の代理として行動すると同時に、独立した自由意思によりその職務を行うことができる。そのため、企業弁理士は、弁理士としての資格において、裁判所、仲裁裁判所又はその他の権限当局における手続において雇用者を代理することはできない。PAO 第 11 条によれば、企業弁理士 (Patentassessor) は、原則として企業又は会社における固定的な雇用においてアドバイザーを務める権利を有する (下記項目 9 を参照)。そのため、企業に在籍する企業弁理士は、社内特許専門家／エンジニアと同等の能力及び権限を有する。すなわち、当該企業弁理士には特別な協議権や代理権は認められていない (RBerG 第 3 条)。PAO 第 155 条及び第 156 条は、固定的な雇用における企業弁理士の協議権や代表権を定義し、PAO 第 3 条(3) 及び(3) に定める任務及び権利に従って企業弁理士の行為能力を拡大している (上記業務範囲を参照のこと)。企業弁理士は、第三者がその雇用者のグル

¹²³ DPMA -2006 年及び 2011 年の年報、及び弁理士会への個人的な照会

ープ企業又は海外の契約上のパートナーである場合には、当該第三者に助言をし、かつ、その代理をすることができる。企業弁理士は、事務所の弁理士としての職務に従事することを希望する場合には、ドイツ弁理士会から弁理士資格の付与及び宣誓を受けなければならない。PAO 第 41a 条、第 155 条及び第 156 条の規定に鑑みれば、事務所の弁理士／企業弁理士は弁護士でない者をその雇用者とすることができる。

（２）特許業務法人の形態

以下では、ドイツの特許業務法人として典型的な法的形態が説明されている。

（i）「Sozietät」とは、ドイツ民法（BGB: Bürgerliches Gesetzbuch）第 705 条以下に定める民法上のパートナーシップ（GbR: Gesellschaft bürgerlichen Rechts）である。GbR を発足するためにパートナーシップ契約を締結することは推奨されるが、義務ではない。GbR の出資者は全員、会社の債務に対して責任を有する。すなわち、出資者はすべての義務及び完了済の取引に関して個人的に責任を負う。

（ii）特許弁理士の間で二番目に一般的な法的形態は、独立専門職から構成されるパートナーシップに関する法律（PartGG: Partnerschaftsgesellschaftsgesetz）第 1 条第 1 項第 1 文に基づくパートナーシップ（Partnerschaft）である。この法的形態は、特にフリーランスの専門家から構成される法人に適している。パートナーは連帯して会社の債務（§ 8, Abs. 1, PartGG）、並びに新たなパートナーを加入以前に存在した債権及び取引について完全な責任を有する（PartGG 第 8 条第 1 項第 2 文及び商法 HGB: Handelsgesetzbuch 第 130 条）。パートナーがその義務に違反した場合には、当該パートナーシップはその財産を持って、かつ、当該義務及び義務違反について個人的に責任を有するすべてのパートナーは責任を負うものとする（PartGG 第 8 条第 2 項）。その他の出資者は、当該義務違反に関与していない場合には、個人の財産を持って責任を果たす義務はない。

（iii）さらに、PAO 第 52c 条に、「有限責任法律事務所（Patentanwaltsgesellschaft mbH）」という特許業務法人の法的形態が定められている。Patentanwaltsgesellschaft の設立目的は、あらゆる種類の法的問題について助言及び代理をすることにある。PAO 第 52b 条は、この形態の特許業務法人の承認について規定している。義務違反の場合、法人のみ、その財産をもって責任を負わなければならない。直接債務などの稀な場合（法人格を否認する）を除き、代表パートナーが個人的に責任を負うことはない。

（iv）弁理士は、株式会社（Aktiengesellschaft）の形で共同して事業を行うこともできる。ドイツでは、2004 年に特許弁理士株式会社（Patentwalts-Aktiengesellschaft）

がドイツ憲法の定める職業の自由の権利（ドイツ憲法第 12 条 1）及び差別禁止規定（ドイツ憲法第 3 条 1）に基づき、初めて連邦最高裁判所(BGH, Bundesgerichtshof)により認められた¹²⁴。

（v）英国の有限責任パートナーシップ（LLP）や有限責任会社（Ltd）、さらに米国の LLP や有限責任会社（LLC）などの外国の法的形態も、上記以外の特許業務法人の組織形態として認められている。

LLP は、パートナーの一部又は全員が限定的な責任を負うパートナーシップである。LLP では、あるパートナーが行った違反行為又は過失について他のパートナーは責任を負わない。英国の LLP は法人である。そのため、英国の LLP のパートナーは共同の「連帯」責任を有するが、相互の行為について「個人的な」（単独で）責任を負わない。英国では、LLP には 2000 年有限責任パートナーシップ法（グレートブリテン）及び 2002 年有限責任パートナーシップ法（北アイルランド）が適用される。有限責任会社とは、出資者の責任が会社に対するその出資額又は保証額の限度に制限されている会社であると定義されている。有限責任会社は持分又は保証により制限をすることができる。英国の有制限責任会社は会社登記局（Companies House）を通じて登記される。

（３）特許業務法人として一人法人は認められるか

弁理士は一人法人として存続することが認められている。弁理士は独立した専門家となることが原則とされている。この原則は PAO 第 2 条及び BOPA 第 1 条に正式に規定されている。この点に関して、BOPA 第 6 条及び PAO 第 26 条は、弁理士は事務所を開設しなければならないと定めている。事務所は、個人的な事務所又は専門家法人のいずれでも良い。

（４）特許業務法人の弁理士には有限責任が認められるか

上記で説明されているように、特許業務法人には有限責任を課すものと無限責任を課すものが存在する。Sozietät が無限責任を課すパートナーシップである一方で、組合（Partnerschaft）ではパートナー間では有限責任が課されるが、第三者に対しては無限責任が課される。特許有限責任会社（Patentanwalts-gesellschaft mbH）及び弁理士株式会社（Patentanwalts-Aktiengesellschaft）、並びに LLP や有限責任会社（Ltd.）などの外国の形態によるものを含む特許業務法人の組織形態の大半は、有限責任が課されている。

¹²⁴ <http://juris.bundesgerichtshof.de/cgi-bin/rechtsprechung/document.py?Gericht=bgh&Art=en&sid=84e1ff177ec545b1313b8e584a9c1bcf&nr=34944&pos=0&anz=1>. [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

9. 非弁行為

(1) 弁理士又は特許業務法人でない者による行為の制限

法律上の助言及び代理に関する権利は、PA03 条に規定されている。ドイツの弁理士は、独立した法律顧問及び法定代理人である。PA0 第 155 条は、終身雇用契約を締結している企業弁理士 (Patentassessor) の助言を行う権限及び代理権を規定している。

PA0 第 155 条は次のように規定している。

- (1) 終身雇用契約に基づき、本法に定める知的財産分野の活動に従事する (第 11 条に定める) 企業弁理士は、次に掲げる場合には、第 3 条第 2 項及び第 3 項に従って、その雇用契約の範囲内において、第三者に助言し又はその代理をすることができる。
 1. 当該第三者と企業弁理士の雇用者が相互に関連し、若しくは競合しており (BGB1 第 18 条)、又は会社間契約の契約当事者である (BGB1 第 291 条及び第 292 条) 場合、
 2. 当該第三者がドイツに居住していない又は事業所を有しておらず、かつ、契約により知的財産分野においてその利益を代表する者として当該企業弁理士の雇用者を指定している場合。
- (2) 第 1 項第 2 号に掲げる場合には、企業弁理士は第三者から代理人又は公認された受取人としての任命を受けることができる (PatG 第 25 条、GebrMG 第 28 条、HalblSchG 第 11 条(2)、GeschmMG 第 58 条及び MarkenG 第 96 条)。
- (3) 第 1 項第 2 号及び第 2 項の規定は、終身雇用又は類似の雇用関係を有する企業弁理士には適用されない。

弁理士又は特許業務法人でない者による行為に関しては、直接の規制はない。第三者に助言をする権利に関しては、1998 年 12 月 19 日の破産法 (EGInsO) 及びその他の法律の導入法を改正する法律第 1 条 (BGB1. I, p. 3836¹²⁵) により最終改正された 1935 年 12 月 13 日のドイツ法的助言法 (Rechtsberatungsgesetz。RBerG I, p. 1478) に関連する規定が定められている。

2008 年、ドイツで (2011 年 12 月 6 日付けで第 16G 条 6 により最終改正された) 2007 年 12 月 12 日の「Gesetz über außergerichtliche Rechtsdienstleistungen (Rechtsdienstleistungsgesetz)¹²⁶」(以下、RDG という)と命名された新たな法的サービス法が施行された。同法は、従前の規則を再編成している。RDG は、裁判外のサービスの提供に関する許容性及び認可を定めている。そのため、同法は法の適用を求める国民の保護及び法的取引の保護に役立っている。ある行為が「法的サービス」の定義に該当するか

¹²⁵ <http://www.gesetzesweb.de/RBerG.html> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹²⁶ <http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/rdg/gesamt.pdf> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

は、RDG 第 2 条に定められている。RDG 第 2 条に定める「法的サービス」とは、法律上の専門知識を必要とする法的事項の解決を促進すると解釈されるものをいう。RDG 第 3 条は、かかる定義に該当しない行為を定めている。当該行為には、科学的意見、仲裁委員会の行為、紛争解決機関の行為、斡旋、紛争処理、法的問題についての議論及びマスコミに関わる問題、並びにグループ企業内の法的問題が含まれる。

法的サービスを提供する権限は、RDG に確定的に制定 (finally legislated) されているわけではない。職業規則の特別規定との関連において制限が定められている。そのため、第三者（弁護士や弁理士でない者）による知的財産分野における依頼人への助言及び依頼人の代理に関する制限については、連邦弁護士法（BRAO: Bundesrechtsanwaltsordnung）及び PAO に規定されている。前述のとおり、弁理士の権利は PAO 第 3 条に定められている。そのため、RDG は弁理士法と共に、特許分野における法律相談を提供する権利を弁理士に付与している。特許法に係る包括的な相談は、専門的なノウハウ及び適格かつ包括的な教育を必要とする難しい業務である。

（２）その制限に違反した場合の罰則

許可を得ずに法的サービスを提供すること又は法律顧問として行動することは、行政上の違反行為であり、5000 ユーロ以下の罰金に処せられる可能性がある（RDG 第 20 条(2)）。さらに、民法（BGB: Bürgerliches Gesetzbuch¹²⁷）第 134 条及び RDG 第 3 条の規定により、認可を得ていない者が契約を締結するなどの行為を行った場合、かかる行為は無効とされる。また、許可を得ずに法的サービスを提供した場合には不正競争行為とみなされ¹²⁸、差止めを求める警告状が発行される場合がある。また、依頼人が当該行為を行なった者が認可を得ていないことを知らなかった場合には、民法上の損害賠償を請求される可能性もある（BGB 第 280 条）。

（３）グループ企業（企業 A と企業 B）間の行為

（i）企業 A が企業 B の出願代理等を行おうとした場合の制限

グループ企業は、株式会社法（AktG: Aktiengesetz¹²⁹）第 18 条 I に規定されている。異なる企業は通常、当該グループから完全に独立している。企業 B の出願代理又はその他の行為を行なうには、企業 A は企業 B を代理する権限を持たなければならない（BGB 第 165 条）。代理の権限は、企業 A と企業 B の間で締結される契約上の取り決め又は黙示の同意により生じうる。

¹²⁷ <http://www.gesetze-im-internet.de/bgb/> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹²⁸ § 4 Nr. 11 UWG, http://www.gesetze-im-internet.de/uwg_2004/_4.html [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹²⁹ <http://dejure.org/gesetze/AktG> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

(ii) 企業 A と企業 B がグループ企業であるか否かの判断基準

AktG 第 18 条 I の規定は、グループ企業とは同一の支配下で統合された複数の企業であると定めている。ある企業が他の企業の議決権株式の 100%を保有する場合、当該企業及び他の企業はグループ企業であると一般に定義される。その他の場合、グループ企業が存在するかを判断する基準は、ある企業が実際に他の企業に従属しているかが問題になる。これは通常、企業間に利益移転契約又は支配契約が存在する場合には、認められる。

(iii) 企業 A に弁理士がいるか否かで、その制限は異なるか

企業 A が社内弁理士を有するか否かによって、制限が変わることはない。社内弁理士は、弁理士の資格において、当該企業の代理として行動することは禁じられている (PAO 第 41a 条(1))。これは、すなわち、社内弁理士は、弁理士として、その雇用者に代わって、裁判所における手続又は権限当局に申請等を行うことができないということである。当該弁理士が社内弁理士ではなく独立した専門家である場合には、代理を希望する会社に対する一般的な代理権 (general representative power) を有する必要がある。代理権は弁理士と依頼人間で締結される契約に基づき生じうる。

10. 利益相反

(1) 弁理士又は特許業務法人による業務の制限

弁理士の負う基本的義務は、PAO 第 39a 条に定められている。弁理士が負う基本的な義務の一つは、相反する利益を代理しないことである (PAO 第 39a 条(4))。利益相反の代表を禁じる規定は、弁理士に関する職業規範である BOPA 第 4 条にも定められている。弁理士は、利益相反がある場合又はその他の専門的な方法により当該事項への関与が停止された場合で、同一の方法で他の当事者に助言をした又はその代理をしたときは、新たな当事者の代理として行動してはならない。利益相反の代表の禁止は、職能団体に属する弁理士に対して発せられた命令にも適用される (BOPA 第 4 条(2))。利害関係者の同意がある場合にも、利益相反を禁じる規定を排除することはできない (BOPA 第 4 条(3))。利益相反がある場合には、弁理士は契約関係を終了させる義務を有する (BOPA 第 4 条(4))。

(2) その制限に違反した場合の制裁

利益相反に関する上記の制限に違反した場合には、PAO 第 41 条及び BOPA 第 8 条に定めるところにより、専門的活動の実施が拒絶される可能性がある。

11. 制度改正

(1) 弁理士制度の改正

現時点では弁理士制度全体の改正は予定されていない。しかしながら、ドイツ特許庁

(DPMA) に確認したところ、弁理士の研修及び試験に関する規則 (PatAnwAP0: Patentanwaltsausbildungs- und Prüfungsverordnung¹³⁰) の改正作業が現在行なわれていることを認めている。DPMA は、現在草案を作成されており、作成された法案は翌年以降に完成され、連邦参議院 (Bundesrat) で承認されなければならない (PA0 第 16 条)。同規則の規定は 1966 年に制定されたものであり、かつ、試験、研修及び条件に関する様々な問題が未解決の状態にあるため、改正は必要であると思われる。改正後の規則は特に、育児休暇などによる研修からの離脱及び中断、脱落、研修中の融資及び管轄当局に発行される証明書等の問題を扱う。また、現在の評価スケール (scale of marks) に代わる 18 点満点の制度を採用することも協議されている。

1 2. 弁理士の公益活動

(1) 貴国の弁理士制度では、公益活動 (pro bono publico service) が弁理士の義務とされているか。

原則として、公益のための無償奉仕 (「プロボノサービス」) を提供することは一般的には義務付けられていない。ドイツ法において「プロボノサービス」に相当するのは、“Verfahrenskostenhilfe” 又は “Prozesskostenhilfe” と称する法的支援を提供する制度といえるかもしれない。法的支援に関する法的制度は、特定の状況においては弁理士に法的支援を求める者を代理することを義務付ける場合がある。

(2) 公益活動が義務とされている場合

(i) 公益活動義務の根拠となるルール

法的支援に関する法的制度は、訴訟手続の費用を支払うことができない者が法的支援を請求する権利を有することを保証する (PatG 第 129 条)。特許問題に関わる法的支援は特許法 PatG 第 129 条から第 138 条までの規定に定められている¹³¹。

法的支援請求の認容については、PatG 第 130 条から第 132 条までの規定に定められている。ある者が法的支援を受ける権利を有する場合には、弁理士は一般的には無料奉仕をするわけではない。委任を受けた代理人は法的支援を受ける権利を有する者から報酬を受ける権利はない (民事訴訟法 ZPO¹³² 第 122 条)。代わりに、弁理士費用は政府により支払われる。法的支援を求める者は、自らの選択により弁理士又は弁護士を任命することができる。弁理士は、法的支援を受ける権利が認められた依頼人を代理するかを自ら決断することができる (PatG 第 133 条)。しかしながら、裁判長は PatG 第 133 条第 2 文及び ZPO 第 121 条(5) の定めるところにより、弁理士に代理を義務付けることができる。権限を委

¹³⁰ <http://www.gesetze-im-internet.de/patanwapo/> [最終アクセス日: 2013 年 1 月 4 日]

¹³¹ <http://www.gesetze-im-internet.de/patg/> [最終アクセス日: 2013 年 1 月 4 日]

¹³² <http://www.gesetze-im-internet.de/zpo/> [最終アクセス日: 2013 年 1 月 4 日]

任された代理人は PAO 第 43 条及び BRAO 第 48 条 Nr. 1（弁護士職業規範¹³³）に従って、代理する義務を負う。権限を委任された代理人は、特別な理由により代理の拒否を申請することができる（PAO 第 43 条(2)及び BRAO 第 48 条(2)）。法的支援に関する法的制度により、弁理士に法的支援を求める者を代理するよう義務付けることができる。

（ii）公益活動の範囲に含まれる活動

特許に係る事項に関しては、次の手続について法的支援を請求することができる。

- 特許付与手続(PatG 第 130 条)
- 特許の取消し及びクレームの減縮手続(PatG 第 131 条)
- 異議申立て手続(PatG 第 132 条(1))
- 無効手続(PatG 第 132 条(2))
- 不服申立て手続(PatG 第 138 条)

（iii）公益活動の義務に違反した場合の制裁

この義務に違反した場合には、職業規範に従って、懲戒処分に出せられる可能性がある（PAO 又は BRAO）。

¹³³ <http://www.gesetze-im-internet.de/brao/> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

Ⅲ―3 英国の調査結果

1. 条文

(1) 弁理士制度の規定条文

英国では、特許弁理士 (patent attorney) 及び商標弁理士 (trade mark attorney) は 2010 年 1 月 1 日に施行された 2007 年司法サービス法 (Legal Services Act 2007¹³⁴) に定められている。同法は、特許弁理士及び商標弁理士の職務を規制するために、特許弁理士会 (CIPA: Chartered Institute for Patent Attorneys) と商標弁理士会 (ITMA: Institute of Trademark Attorneys) に共同して知的財産規制評議会 (以下、IPReg: Intellectual Property Regulation Board) と呼ばれる独立した評議会を設立することを義務付けている。英国の特許弁理士及び商標弁理士並びにその従業者は、2007 年司法サービス法第 184 条及び第 185 条の定めるところにより、それぞれ 1988 年著作権、意匠及び特許法 (CDPA: Copyright, Designs and Patents Act 1988¹³⁵) 第 275A 条並びに 1994 年商標法¹³⁶第 83A 条に基づく弁理士規則の適用を受ける。

2009 年 9 月版の行動規範 (Code of Conduct¹³⁷) の規則 12 は 2010 年 10 月に改正され、規則 6 及び規則 8 に関するガイダンスは 2011 年 9 月に改正されている。

2. 業務範囲

(1) 弁理士が扱える業務

1988 年著作権、意匠及び特許法第 274 条の規定は、特許代理人としての業務を行なうことが認められた者の業務範囲を次のように定めている。

(1) いかなる個人、パートナーシップ又は法人も、次に掲げる目的で、他人の代理人としての業務を行うことができる。

(a) 連合王国又はその他の場所において、特許出願をし、又は特許を受けること、又は

(b) 特許出願又はその他の特許に係る事項について、長官の面前における手続を行なうこと。

商標弁理士については、改正後の 1994 年商標法第 82 条に規定されている。その業務範囲は、商標法により商標登録又は登録商標に関するその他の手続に関連してある者により又はある者のために行なうことが義務付けられている又は認められている行為と定められている。

¹³⁴ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2007/29/contents> [最終アクセス日: 2013 年 1 月 4 日]

¹³⁵ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1988/48/contents> [最終アクセス日: 2013 年 1 月 4 日]

¹³⁶ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1994/26> [最終アクセス日: 2013 年 1 月 4 日]

¹³⁷ http://www.ipreg.org.uk/information/code_conduct.php [最終アクセス日: 2013 年 1 月 4 日]

すべての特許弁理士は訴訟を迫行する権利並びに州特許裁判所 (patents country court) 及び高等法院 (High Court) の一部である特許裁判所 (Patents Court) に特許庁が提起した上訴における弁論をする権利を有する。高等法院 (High Court) 及び控訴院 (Court of Appeal) において特許、意匠、商標 又は技術情報に関する事項について訴訟を提起するには、特許弁理士には付記証書 (litigator certificate) の提出が求められる (下記付記弁理士制度を参照)。

(2) 資格内資格制度

英国には付記弁理士制度がある。1999 年、CIPA に十分な資格及び経験を有するそのメンバーに付記証書を付与する公認機関としての地位が付与された。この証明書により、特許、意匠、商標又は技術的情報に関する事項について、特許裁判所 (Patents Court) を含む高等法院 (High Court) 及び州特許裁判所 (Patents County Court) 又は高等法院 (High Court) の判決に対する控訴が提起された控訴院 (Court of Appeal) で訴訟を迫行する権利が付与される。

この権利により、付記弁理士は、訴訟を迫行し、当該事案についてソリシタ (solicitor、事務弁護士) を利用することなく、バリスタ (barrister、法廷弁護士) に出廷するよう依頼することができる。政府はこの権利を付与することにより、依頼人がより自由に助言者を選択し、訴訟費用を削減できるようにすることを目的としている。証明書の付与は CIPA の上位裁判所資格規則 (Higher Courts Qualification Regulations) に規定されている¹³⁸。

CIPA の 2007 年上位裁判所資格規則 (規則 2 に定める定義を参照) の定義によれば、「付記証書」とは、CIPA から登録特許弁理士に付与される証明書をいう。かかる証明書を有する者は、「Patent Attorney litigator (付記弁理士)」と呼ばれる。付記弁理士は訴訟の迫行及び弁論を行なう権利を有する (CIPA 2007 年上位裁判所資格規則第 5 項を参照)。付記弁理士は次に掲げる権利を有する。

- (i) 特許裁判所 (Patents Court) を含む高等法院 (High Court) の大法官部 (Chancery Division) 又は州特許裁判所 (Patents County Court) として指定された裁判所を含む州裁判所 (County Court) において、知的財産訴訟を迫行する権利
- (ii) 特許裁判所を含む高等法院の大法官部の判決に対して及び州特許裁判所として指定された裁判所を含む州裁判所において、知的財産訴訟に対する控訴を提起する権利、
- (iii) 州特許裁判所として指定された裁判所を含む州裁判所における知的財産訴訟の審理

¹³⁸ http://www.cipa.org.uk/download/CIPA_Regulations_2007.pdf. [最終アクセス日 : 2013 年 1 月 4 日]

で弁論をする権利、及び

(iv) 知的財産訴訟の補助となる暫定的な事項に関する非公開の審理で弁論をする権利

付記証書を受けるための条件は、CIPA の 2007 年上位裁判所資格規則第 6 項に定められている。次に掲げる条件を満たす申請人には、付記証書が付与される。

- (a) 特許弁理士登録簿に登録されており、かつ、CIPA の会員であること
- (b) 当該登録簿に最低 3 年間登録されていること、及び
- (c) CIPA の職業規範の特別規則に拘束されることに書面で合意し、かつ、CIPA の特別懲戒手続に従うことを義務付けられることに書面で合意したこと、
- (d) 並びに、
- (e) CIPA により正当であると確認された訴訟手続を十分にとり、かつ、訴訟を迫行する権利を有する者の監督の下で最低 6 ヶ月の経験を踏んでいること、又は
- (f) イングランド及びウェールズの裁判所で訴訟手続を遂行する権利を有するソリシタ若しくはバリスタ、又は、1990 年裁判所及び司法サービス法に基づく権限を授与された訴訟迫行人であること若しくは過去にそうであったこと

有効な訴訟手続講座の受講希望者は、次に掲げる制定法上の知的財産権の創出、侵害に対する責任、当該知的財産権に関する脅迫行為に対して利用可能な訴え (threats action)、及びその侵害に対する防御に関する一般的な基礎知識を有することが期待されている¹³⁹。

- a) 特許
- b) 商標
- c) 著作権
- d) 未登録意匠権
- e) 登録意匠
- f) 追加保護証明書 (supplementary protection certificate)

上記受講希望者には、次に掲げるコモンロー上の権利の侵害より生じる責任及び当該侵害に対する防御についても知識を有することが期待されている¹⁴⁰。

- g) 秘密の漏洩 (Breach of confidence)
- h) 詐称通用

当該基礎知識を有するかは、次に掲げる項目を含む筆記試験により審査される¹⁴¹。

➤ 知的財産訴訟に関する一般法

¹³⁹ CIPA Higher Courts Qualification Regulations 2007 SCHEDULE III 2.1.1

¹⁴⁰ CIPA Higher Courts Qualification Regulations 2007 SCHEDULE III 2.1.2

¹⁴¹ CIPA Higher Courts Qualification Regulations 2007 SCHEDULE III 2.2.1

- 知的財産紛争に係る民事証拠 (civil evidence) 、及び
- 民事訴訟手続

上記講座には、当該講座を通じて評価及び記録される実務試験が含まれる（技能的基礎知識¹⁴²⁾）。評価では、受講者の次に掲げる能力が考慮される。

- 事実に関する資料の分析、問題の特定、並びに適用法の特定及び適用の能力
- 紛争を裁判外で処理する方法で解決するための助言を含む適切な手続を特定する能力
- 紛争について適切な裁判所を選択する能力
- 事案の陳述書を作成する能力
- 開示を行う能力、及び
- 非公開問題について弁論者としての役割を果たす能力

講座の全過程は、2 年間の間に 6 度の連休に集中して行われる。当該講座への参加が認められるには、弁理士志願者は少なくとも次の基本的要件のいずれかを備えていなければならない¹⁴³⁾。

- a) 特許弁理士登録簿に登録されるための試験に合格していること
- b) 欧州特許庁 (EPO) の職業代理人名簿に登録されるための試験に合格していること
- c) JEP の基礎試験 (foundation paper) に合格していること
- d) ロンドン大学クイーンメアリー校の知的財産学科修了証書を取得していること又は修士課程の修了、及び CIPA の特別試験に合格していること
- e) 上記 d) に相当する課程を修了していること

（３）弁理士の格付評価

公的な特許弁理士格付制度はない。知的財産関連法律事務所及び選定された特許弁理士については格付制度が存在する（例：Fault Rankings¹⁴⁴⁾）。

（４）依頼人と弁理士間の秘匿特権

法曹人の秘匿特権に係る原則は、コモンローに明示されている。証拠の開示に対して保護を与える公正の基本原則と理解されている。イングランドでは、法曹人の秘匿特権には、1998 年民事訴訟規則 (CPR: Civil Procedure Rules 1998¹⁴⁵⁾ の規則 31.6 に定める標準開示ルール (rules of standard disclosure) が適用される。

¹⁴²⁾ CIPA Higher Courts Qualification Regulations 2007 SCHEDULE III 3.1

¹⁴³⁾ CIPA Higher Courts Qualification Regulations 2007 SCHEDULE IV

¹⁴⁴⁾ <http://www.fault.com> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁴⁵⁾ <http://www.legislation.gov.uk/uksi/1998/3132/article/3.6/made> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

標準開示は、当事者に次に掲げるものの開示のみ義務付ける。

- (a) 当事者が依拠する文書、及び
- (b) 次に掲げる書類
 - (i) 当事者自身の主張に悪影響を及ぼすもの、
 - (ii) その他の当事者の主張に悪影響を及ぼすもの、又は
 - (iii) その他の当事者の主張を裏付けるもの、及び
- (c) 当該当事者が該当する実施細則により開示が義務付けられている書類

英国の民事訴訟において書類を閲覧する権利は、CPR 第 31.15 条に定められている。同規定は、書面による通知により、書類を開示された当事者は、当該開示をした当事者が閲覧を制限する権利を有する場合を除き、当該書類を閲覧する権利を有すると定める。

法務職特権には2つの種類が存在する。

- (a) 法的助言特権は、法的助言を与える又は取得する目的で行われた弁護士とその依頼人との間の通信の秘密を保護する。
- (b) 訴訟上の特権は、実際の又は企図された訴訟を目的に行われた弁護士、依頼人及び第三者の間の通信の秘密を保護する。

法的助言特権は、依頼人の法律上の権利及び義務に関して、法的助言を与える又は取得する目的で行われた弁護士と依頼人間の（書面及び口頭による）秘密の通信のすべてについて適用される。依頼人は、法的助言特権の適用上、狭義に解釈される。そのため、弁護士と企業の従業者の間で行われた通信は特権の範囲に該当しない。これは、すなわち、依頼人ではない従業者の作成した書類は、特権により保護されないということである。

さらに、選択的放棄（selective waiver）という選択肢が存在する。これにより、法律上特権が認められた通信の写しを第三者と共有することができる。ただし、当該書類が公衆に入手可能になっていないことを条件とする。

3. 資格要件等

（1）試験合格以外の特例

資格試験は必須である。特許弁理士登録簿及び／又は商標弁理士登録簿への登録資格は、2009 年特許弁理及び商標弁理士の資格及び登録規則¹⁴⁶に定められている。

¹⁴⁶

http://www.ipreg.org.uk/document_file/file/Indiv_Attrny_Qual&Regist_Regulations_v22sep09_minor_corrections.pdf [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

同資格及び登録規則第 4.2 及び 4.3 の定めるところにより、CIPA の特許規制評議会 (PRB) 及び／又は ITMA の商標規制評議会 (TRB) のいずれかへの入会資格には、資格試験に合格しなければならない。

4.2 個人は、次に掲げることを特許弁理士登録簿の登記官が納得できるように証明することができた場合には、特許弁理士登録簿への登録資格が認められる。

- (a) PRB が義務付ける必要な学歴を有すること、
- (b) PRB が義務付ける資格試験に合格していること、及び
- (c) 次に掲げる者の監督の下で、特許弁理士業の十分な経験を含む、知的財産分野における少なくとも 2 年間の常勤の実務経験を十分に修了していること、

- (i) 登録特許弁理士、又は

- (ii) 連合王国で特許弁理士業に従事している又はその十分な経験を有するバリスタ、ソリシタ又は弁護士、

又は、連合王国における特許弁理士業の十分な経験を含む、知的財産分野における少なくとも 4 年間の常勤の実務経験を十分に修了していること、及び

- (d) 登録者の性格及び適格性に関する要件を含む IPReg 及び登録者に求められる教養及び研修に関して PRB により定められたその他の規定及び規則を遵守することができること。

4.3 個人は、次に掲げることを商標弁理士登録簿の登記官が納得できるように証明することができた場合には、商標弁理士登録簿への登録資格が認められる。

- (a) TRB が義務付ける必要な学歴を有すること、
- (b) TRB が義務付ける資格試験に合格していること、及び
- (c) 次に掲げる者の監督の下で、商標弁理士業の十分な経験を含む、知的財産分野における少なくとも 2 年間の常勤の実務経験を十分に修了していること、

- (i) 登録商標弁理士、又は

- (ii) 連合王国で商標弁理士業に従事している又はその十分な経験を有するバリスタ、ソリシタ又は弁護士、

又は、連合王国における商標弁理士業の十分な経験を含む、知的財産分野における少なくとも 4 年間の常勤の実務経験を十分に修了していること、及び

- (d) 登録者の性格及び適格性に関する要件を含む IPReg 及び登録者に求められる教養及び研修に関して PRB により定められたその他の規定及び規則を遵守することができること。

2009 年資格及び登録規則第 4.4 条に概説されているように、2007 年欧州共同体規則に基づき職業資格が認められたことから、特許弁理士会又は商標弁理士会への登録を申請する者にはついては例外が認められる場合がある。

4.4 随時改正されている 2007 年欧州共同体規則（職業資格の認定）（SI 2007 No. 2781）に基づき、適切に PRB 又は TRB への申請をした個人は、該当する登録簿のいずれかへの登録について規則 4.2(b) 又は 4.3(B) により義務付けられている試験に合格したものとみなされる。

（２）国籍要件、居住要件

国籍要件及び居住要件はない。（改正後の）1991 年特許弁理士及び商標弁理士の登録のための試験に関する試験規則¹⁴⁷に定める資格要件には、国籍要件及び居住要件は含まれていない。

受験を申請するには、弁理士志願者は、氏名及び定住所、並びにかかる住所が連合王国内にない場合には、連合王国内での信書の送達用住所を表示しなければならない（試験規則第 19 項）。

上記資格及び登録規則も、国籍要件及び居住要件を定めていない。

（３）欠格事由

特許弁理士／商標弁理士登録簿からの削除は、上記資格及び登録規則第 9 に定められている。IPReg により違反行為又はその規定及び規則（懲戒手続規則や行動規範）の重大な違反を犯しているとみなされた登録特許弁理士又は登録商標弁理士は、当該登録簿から削除される場合がある。さらに IPReg は当該者を一定期間再登録しないよう指示することもできる。上記登録簿のいずれかから氏名が削除された者の氏名及び詳細と共に当該削除の理由及びその他の詳細を含む特別の記録は、公衆の自由な閲覧に供される。

（４）実務経験

知的財産分野における実務経験は、要件とされている。上記資格及び登録規則第 4.2(c) に定められているように、特許弁理士として登録をされるには、弁理士志願者は、①特許弁理士業の十分な経験を含む、専門家による監督の下で知的財産分野における少なくとも 2 年間の常勤の実務経験、又は、②連合王国における特許弁理士業の十分な経験を含む、知的財産分野における少なくとも 4 年間の常勤の実務経験を修了していなければならない。商標弁理士に求められている実務経験は規則 4.3(c) に定められている。

（i）知的財産分野における常勤の実務経験は資格試験の前後いずれにおいても修了できるため、受験資格とはなっていない。通常、専門家の監督の下での常勤の実務経験と資格試験に向けた勉強は同時に行われる。

¹⁴⁷ http://www.cipa.org.uk/download/2007_exam_regulations.pdf [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

(ii) 規則 4.2 及び 4.3 の定めるところにより、知的財産分野における常勤の実務経験は、次のいずれかの者の監督の下で積むことができる。i) 登録特許弁理士若しくは登録商標弁理士、又は ii) 連合王国で特許弁理士業若しくは商標弁理士業に従事している若しくはその十分な経験を持つ、バリスタ、ソリシタ若しくは弁護士。

実際には、必要な専門家としての技能は、弁護士事務所又は企業の特許部門のいずれかに属する特許弁理士の技術補佐員 (technical assistant) としての業務に従事する間に取得される。もう一つの選択肢は、知的財産部門を有する事務所に雇用されているソリシタとしての資格を取得することである。かかるソリシタを擁する事務所は、登録特許弁理士の資格が得られるように新人を教育する可能性がある。原則として、試験又は試験に関する規定で示された試験に合格し、登録特許弁理士又は商標弁理士として登録される資格を有するに者は、知的財産分野における実経験を有する。しかしながら、実際には、専門的な研修を受けずに当該試験に合格することは困難とされている。通常、基礎試験は弁理士業に 1 年間従事した後に受験され、一般的に、弁理士志願者たちは、約 3 年間にわたって弁理士業に係る研修を受けるまでは、上級試験 (advanced paper) を受験する準備はできていない (CIPA ウェブサイトの登録資格を参照)。

4. 弁理士試験

英国の特許弁理士試験は、(改正後の) 1991 年特許代理人及び商標代理人の登録のための試験に関する規則に定められている。

(1) 特許と商標に分けて試験を行っているか

特許と商標に関する試験は分けて行われている。特許弁理士登録簿と商標弁理士登録簿のいずれか、又は両方への登録を希望する者は、該当する単位 (module) (特許単位及び／又は商標単位) を受験しなければならない。試験問題は 2 つのグループに分けられている。すなわち基礎試験と上級試験である (以下、総称して「試験」という場合がある。試験規則第 3 項を参照)。基礎試験が「書籍による学習 (bookwork)」に基づく問題から構成されているのに対して、上級試験はより高度なものになる。試験はモジュール方式で行われるため、原則として他の試験に合格していなくともいずれの試験も受けることができるが、特許単位又は商標単位のいずれかにおける上級試験の受験は除く (試験規則第 8 項)。

特許弁理士の資格試験は、試験規則第 4 項に定められており、受験者は次のいずれかの試験に合格していなければならない。

a. 特許基礎試験、共通基礎試験、及び特許上級試験のすべて (試験規則別表 I を参照)、

又は

b. 商標基礎試験、共通基礎試験及び特許上級試験のすべて（試験規則別表 I を参照）

商標弁理士の資格試験も同様に試験規則第 5 項に定められている。したがって、受験者は次の試験に合格していなければならない。

a. 商標基礎試験の T2、共通基礎試験及び商標上級試験のすべて（別表 I）、又は

b. 特許基礎試験の P1 及び共通基礎試験、別表 I に掲げられた試験及び商標上級試験、又は

c. 別表 II に定める規定を考慮して第 5a 項又は第 5b 項に定める条件を満たすために合格することが義務付けられている当該受験者に適切な一又は複数の試験

（2）試験の実施機関

CIPA と ITMA の合同試験委員会（JEB: Joint Examination Board）である。合同試験委員会は、CIPA は ITMA と共に、特許代理人登録簿及び商標代理人登録簿への登録につながる試験を実施する責任を有する。

（3）受験資格

特許の受験資格は、試験規則第 6 項に定められている。

受験者は、次に掲げる学位を取得している場合には、特許基礎試験及び共通基礎試験を受験することが認められる。

(a) ①連合王国の大学若しくはポリテクニク、又はオープン・ユニバーシティー評定サービス（OUVS: Open University Validation System）により授与された科学、工学、テクノロジー又は数学をベースとする科目の学位、②バッキンガム大学が大学としての地位を付与される前に付与した証明書¹⁴⁸、あるいは、③（1992 年以前に）全国学位授与評議会が付与した学位（試験規則第 6 項）。又は、

(b) (a) に規定する試験に相当する別表 IV に定められたその他の試験に合格していること。

商標に関する受験資格は、試験規則第 7 項に定められている。

(a) 次に掲げるものを取得している者は、商標基礎試験及び共通基礎試験を受験することができる。

(i) 連合王国の大学若しくはポリテック、又は OUVS により付与された学位、バッキン

¹⁴⁸ a licence awarded by the University College of Buckingham before that College was granted University status

ガム大学が大学としての地位を付与される前に付与した証明書、又は（1992 年以前に）全国学位授与評議会が授与した学位。

（ii）委員会が第 7a(i)に規定する試験に相当すると判断した別表 IV に定められたその他の試験に合格していること。

(b) 資格を有する者は、次に掲げる場合には、商標基礎試験及び共通基礎試験を受験することができる。

（i）G. C. S. E. において、英語を含む少なくとも 5 科目で A、B、又は C の成績を受けていること

（ii）G. C. E で少なくとも 2 科目について合格しており、かかる 2 科目のうち少なくとも 1 科目が別表 III で指定されている科目であること

（iii）第 7b(i)及び第 7b(ii)で指定されている試験に相当するとみなされる別表 IV に定められているその他の試験に合格していること

(c) 第 7b の適用上、資格を有する者とは次に掲げる者をいう。

（i）これらの規則が施行された日において、CIPA 又は ITMA の研究生会員又は準会員である者

（ii）これらの規則が施行される日から 3 年以内に CIPA 又は ITMA の研究生会員又は準会員になるための申請をする者。ただし、当該申請が最終的に受理されることを条件とする

（iii）2008 年 3 月 31 日以前に、商標試験の受験申請をした又はする者で、結果を問わず、当該試験を正式に受験した者

外国語能力を有することは望ましいが、必要ではない。

（4）試験の頻度

試験はすべて、毎年 11 月に行われる。

（5）試験科目の構成

（i）試験科目

基礎試験及び上級試験の各試験の試験科目は、試験規則の別表 I に定められている。科目は次に掲げるとおりである。

①商標基礎試験

➤ T2: 連合王国における商標実務の基礎

②特許基礎試験

- P1: 連合王国における特許法及び特許手続の基礎
- P5: 外国の特許法及び手続の基礎

③共通試験

- T1: 連合王国における商標法の基礎
- T5: 外国の商標法と実務の基礎
- D&C: 連合王国の意匠及び著作権法
- Law: 英国法の基礎

④商標上級試験

- T3: 連合王国の商標法及び商標実務に関する上級問題
- T4: 商標検索
- T6: 欧州共同体の商標法及び国際的な商標法及び商標実務に関する上級問題

⑤特許上級試験

- P2: 特許代理人の実務
- P3: 連合王国及び諸外国で出願される特許の明細書の作成
- P4: 出願手続中、取消手続又はその他の状態にある、連合王国で付与された又は出願された特許の明細書の補正
- P6: 連合王国で付与された特許の侵害及び有効性

試験は英語で行われるが、試験問題には他国の法令も含まれる。例えば、P5 の諸外国の特許法及び特許手続の基礎、T5 の諸外国の商標法及び商標実務の基礎や T6 の欧州共同体の商標法及び国際的な商標法及び商標実務の応用（高度な技術）（T6）などの問題が用意されている。

（ii）科目別の合格制度

受験者は科目ごとに試験に合格することが認められている。資格試験はモジュール方式で行われているため、原則として他の試験問題に合格していない場合にもいずれの試験を受験することができる。すなわち、モジュール方式の試験はどの順番で受験することもできる（ただし、上級試験の受験は除く。試験規則第 8 項）。各単位には特定の科目が割り当てられている（試験規則別表 I）。

（iii）科目の免除制度

特定の試験科目（単位）の免除制度は存在する。面度制度及びみなし合格については、試験規則第 12 項以下及び別表 V に定められている。最も一般的なのは、ロンドン大学クイーンメアリー校における 3 ヶ月間の全日制の課程及びマンチェスター大学における 1 年

間の定時制の課程による免除である。多くの研修生が、知的財産法に係る卒業証書及びすべての基礎試験からの免除が与えられるこの2つの課程のいずれかを履修する。これ以外にすべての基礎試験からの免除が認められる方法には、ボーンマス大学での知的財産に関する準修士 (PGCert) / 準修士 (PGDip) / 法学修士号及びブルネル大学における知的財産法に関する準修士を取得している場合が含まれる。法学などその他の科目で取得した学位課程の単位についても免除が考慮される（試験規則別表 V を参照）。上級試験に関して、欧州資格試験の全部又は試験 A 及び／若しくは B に合格した弁理士志願者は、特許上級試験の P3 及び／又は P4 に合格したものとみなされる（試験規則別表 V）。

（iv）実務試験

受験者は、職務に関する知識の試験（実務試験）を受験することが義務付けられている。特許及び商標の上級試験は、実務試験である（試験規則別表 I（上級試験）を参照）。

（v）多肢選択式試験

試験問題はすべて記述式である。多肢選択式の試験はない。

（vi）口述試験

口述試験はなく、すべて筆記試験である。

（6）受験者数、合格者数、合格率の推移

年度	受験者	合格者	不合格率
2007	1, 204	711	40, 95 %
2008	1, 240	678	45, 32 %
2009	1, 247	678	45, 63 %
2010	1, 003	539	46, 27 %
2011	1, 012	566	44, 07 %

図表 15：受験者数、合格者数、合格率の推移¹⁴⁹

5．研修

（1）新人に対する研修

連合王国では、特許弁理士の新人、すなわち、資格試験に合格した特許代理人に対する研修を義務付ける制度はない。

¹⁴⁹ 商標弁理士会及び特許弁理士会を代表する共同試験委員会

<http://www.jointexaminationboard.org.uk/yearlypassrates.php> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

（２）既に弁理士登録している者に対する研修

登録特許弁理士向けの特別なフォローアップ研修もない。しかしながら、登録特許弁理士及び商標弁理士は、技術者継続教育(CPD: Continuing Professional Development¹⁵⁰)と呼ばれる継続的な研修に参加することが義務付けられている。2009 年技術者継続教育規則は、IPReg のウェブサイトから入手可能である。

CPD 規則第 3.1 の定めるところにより、登録特許弁理士又は登録商標弁理士は、登録の各暦年の間に、技術者継続教育（CPD）の研修を合計で最低 16 時間受講することが義務付けられている。同様に、権限を授与された訴訟追行人も、訴訟に関する CPD を最低 6 時間受講することが義務付けられており、そのうち最大 3 時間は規則第 3.1 に定める CPD の合計受講時間に含むことができる。CPD 規則を遵守していることを証明するには、毎年宣言をする必要がある（CPD 規則第 3.4）

3.4 登録特許弁理士又は登録商標弁理士は、資格及び登録規則に従って登録簿のいずれか又は両者への登録の継続を申請する場合は、本規則別表 1 に定める様式により規則第 3.1 及び第 3.2（該当する場合）を遵守している旨の年次宣言（annual declaration）及び要請された場合には、当該申請の前暦年に受講した CPD の詳細を提出することの約束をしなければならない。

PRB(the Patent Regulation Board of CIPA)と TRB(the Trade Mark Regulation Board of ITMA)は、個別に又は IPReg として共同で、規則第 3.1 又は第 3 に定める要件を満たすために登録特許弁理士及び登録商標弁理士が受講する課程及びその他の研修の金額、種類、内容及び形式を定め、各ガイダンスを発行することができる（CPD 規則第 3.5 項）。

CPD の受講は義務である（CPD 規則第 3.1 条）。CPD 規則第 5.3 条によれば、これらの規則の不遵守で規則第 4 条により十分に対処されていないものは、CIPA 及び ITMA の懲戒手続規定に基づき設立された共同懲戒パネルに付託され、当該登録特許弁理士又は登録商標弁理士が該当する登録簿から削除されることになる可能性がある。

6. 情報公開

これまでは登録簿は特許代理人登録簿として発行されていたが、2010 年 1 月 1 日から 2007 年司法サービス法が施行されたのを受けて、1988 年著作権、意匠及び特許法が改正され、現在では特許弁理士登録簿として発行されている。

¹⁵⁰ http://www.ipreg.org.uk/document_file/file/20090930_CPD_Regulations.pdf [最終アクセス日：2012 年 11 月 23 日]

登録簿は次に掲げる規則に従って発行されている。

- 2009 年特許弁理士及び商標弁理士の資格及び登録規則、及び
- 特許弁理士及び商標弁理士登録機関規則

（１）弁理士に関する情報は公開されるか

上記規則は、1990 年特許代理人登録簿規則に基づき保管されている特許代理人登録簿に登録されている者はすべて、当該上記規則の施行に伴い、当該上記規則に基づき保管される特許弁理士登録簿に登録されると定めている。

（２）公開の主体

IPReg は、特許弁理士に関する情報公開に関して責任を負っている。2007 年司法サービス法は、CIPA を「承認規制機関」として任命している。CIPA の規制に関する意思決定機能を代理機能と区別するために、CIPA は特許弁理士に関する独立した規制機関として特許規制評議会（PRB）を設立した。同様に、ITMA も商標弁理士の登録に関する責任を有する独立した商標弁理士業の規制機関として、商標規制評議会（TRB）を設立した。2 つの評議会は共通する一般の会員を持ち、知的財産規制評議会（IPReg）として共同して活動をする。

（３）公開は強制か任意か

情報公開は義務である。2009 年特許弁理士及び商標弁理士の資格及び登録規則第 3.6 によれば、IPReg は、前暦年の終了時において登録簿の記載事項の写しを、電子的手段及び／又は刊行物により、各年の 4 月 1 日までに、公衆に入手可能とすると定められている。

（４）公開される情報

2009 年特許弁理士及び商標弁理士の資格及び登録規則第 3 条の定めるところにより、登録簿の記載事項には、氏名、事務所の住所、登録日及び登録資格が含まれる。

（５）公開内容等の制限

公開される情報は、2009 年特許弁理士及び商標弁理士の資格及び登録規則第 3 に定める情報に制限されている。

3.3 特許弁理士登録簿は、各登録特許弁理士について、登録弁理士の氏名、事務所の住所、登録日、登録資格、並びに PRB 及び該当する登録官が適切とみなすその他の詳細事項を含むものとする。

3.4 商標弁理士登録簿は、各登録商標弁理士について、登録弁理士の氏名、事業場の住所、登録日、登録資格、並びに TRB1 及び該当する登録官が適切とみなすその他の詳細事項を含むものとする。

3.5 登録簿は、IPReg が CIPA 及び ITMA と協議の結果指示する日時、形式及び方法により、公衆の閲覧に供されるものとする。

7. 弁理士数等

CIPA 及び知的財産庁のいずれも、事務所数に関する記録を提供することはできなかった。また企業に勤める特許弁理士の数についても記録はなかった。また、知的財産庁は特許弁理士による出願数と企業の出願数を比較する統計も保有していない。次の表は過去 10 年間ににおける連合王国の登録特許弁理士／登録商標弁理士の数の推移を示している。

年度	登録	退職	12 月 31 日付けで登録簿の登録人数
002	74	42	1,446
003	71	46	1,487
2004	91	39	1,531
2005	115	40	1,597
2006	102	50	1,644
2007	132	54	1,721
2008	114	64	1,760
2009	119	58	1,812
2010	93	39	1,859
2011	100	38	1,917
2012	69	27	1,956 (figure on 1/11/2012)

図表 16：弁理士数の推移¹⁵¹

8. 経営環境

(1) 弁理士の資格を持たない者や他の資格者による弁理士の雇用

司法サービス法 (LSA) 第 15 条¹⁵²は、(弁理士資格を持たない)雇用者が、留保された法律上の行為を行っている者の雇用を希望する場合に遵守しなければならない複数の規定を定めている。同法第 18 条は、留保された法律上の行為とは特許弁理士の行為であると定める。したがって、通常、特許弁理士は、特許弁理士としての資格又はその他の資格を持たない者に雇用されることができる。

¹⁵¹ CIPA, Ms. Anna Chappel, 会員の管理 (個人照会)

¹⁵² <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2007/29/section/15> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

（２）特許業務法人の形態

1998 年著作権、意匠及び特許法第 274 条(1)の規定により、いかなる個人、パートナーシップ又は法人も、特許代理人として行動する事業をおこなうことができる。1994 年商標法第 84 条においても、個人、パートナーシップ及び法人について同様の規定を置いている。

特許業務法人としてごく一般的なのが有限責任パートナーシップ（LLP: Limited Liability Partnerships）である。英国では、LLP は 2000 年有限責任パートナーシップ法（グレートブリテン）¹⁵³（以下「LLPGB」という）及び 2002 年有限責任パートナーシップ法（北アイルランド）¹⁵⁴（以下「LLPNI」という）の適用を受ける。この種類のパートナーシップでは、パートナーの一部又は全員が有限責任を負う。LLP では、パートナーは他のパートナーの違反行為又は過失に対して責任を負わない。英国の LLP は法人である。したがって、英国の LLP の出資者は、共同の「連帯」責任を負うが、相互の行為について「個人的な」（単独）責任を負わない。有限責任会社は、出資者の責任が当該出資者の会社に対する出資額又は保証額の範囲内に限定される会社であると定義されている。有限責任会社は持分又は保証により制限をすることができる。英国の有限会社は、会社登記局を通じて登記される。

特許業務法人には、ジェネラル・パートナーシップという形態も存在する。当該パートナーシップは、1890 年パートナーシップ法（PA¹⁵⁵）に定められている。

パートナーシップは、口頭による合意、書面による文書又は行為（conduct）により設立することができる。出資者の最低人数は 2 名で、2002 年以降最大人数は無制限とされている。各パートナーは、経営への参加、同等の利益分配、事業において生じた責任に対する免責、及び他のパートナーにより除名されない権利を有する。パートナーシップはパートナーの死亡により解消される。パートナーは他のパートナーの債務について連帯責任を負うため、有限責任は存在しない。LLP として受けることのできる恩恵により、ジェネラル・パートナーシップは一般的な特許業務法人の形態にはなっていない。

一般的な特許業務法人の形態には、有限責任会社（Ltd.）も存在する。Ltd. は 2006 年会社法（CA¹⁵⁶）に定められている。

¹⁵³ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/12/contents> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁵⁴ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2002/12/contents> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁵⁵ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/Vict/53-54/39/contents> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁵⁶ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/contents> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

Ltd. の登記は、ロンドン、カーディフ、ナントガルー、エディンバラ及びベルファストに事務所を有する会社登記局を通じて行われる。Ltd. では、会社の出資者又は引受人の責任は、会社の財産に制限されている。

（３）特許業務法人として一人法人は認められるか

上記 1998 年著作権、意匠及び特許法第 274 条（１）の文言（「いかなる個人」）によれば、特許業務法人が一人法人として存在することは認められている。

（４）特許業務法人の弁理士には有限責任が認められるか

上記で説明したとおり、特許業務法人には有限責任が課されるものと無限責任を課されるものがある。ジェネラル・パートナーシップが無限責任を課すのに対して、LLP 及び Ltd. など特許業務法人の組織形態の大半では有限責任が課される。

9. 非弁行為

（１）弁理士又は特許業務法人でない者による行為の制限

CDPA 第 274 条の規定によれば、連合王国又はその他の場所において特許出願をする若しくは特許を受けること、又は特許出願に関して若しくは特許に係るその他の事項に関して、長官に対する手続を行うことが認められているのは、特許弁理士又は特許業務法人だけである。CDPA 第 276 条は、登録特許弁理士でない個人は、「特許代理人」又は「特許弁理士」という語を含む名称又は表示をもって、（組合として以外で）業務を行うこと、又は業務の過程において、「特許代理人」又は「特許弁理士」と自らを表示する又は表示されることを容認することをしてはならないと定めている。特許業務法人についても同様である。

（２）その制限に違反した場合の罰則

CDPA 第 276 条(6)、商標法 85 条(3)の規定は、この原則に違反する者は違反行為を犯したものとされ、陪審員によらない有罪判決により標準等級のレベル 5 を超えない罰金に処せられると定めている。さらに、かかる違反行為に対する訴訟手続は、当該違反行為が行われた日から 1 年以内であればいつでも、開始することができるとする。

（３）グループ企業（企業 A と企業 B）間の行為

（i）企業 A が企業 B の出願代理等を行おうとした場合の制限

英国のコモンローには、グループ企業に関する特別な法律はない。企業は独立している

ことが原則とされている。この原則は、裁判所による複数の判決により確立されている

157。
。

企業 B の代理出願又はその他の行為を行うには、企業 A は企業 B を代理する権限を有していなければならない。代理権は、企業 A と企業 B との間で締結される契約又は黙示の同意により生じうる。

(ii) 企業 A と企業 B がグループ企業であるか否かの判断基準

複数の企業がグループ企業であるか否かを判断するための法律はない。企業 A と企業 B がグループ企業であるか否かを判断する基準はいくつか存在する。一般的な基準は、企業 A が企業 B に従属しているか否かである。これは通常、企業間で利益移転契約又は支配契約が締結されている場合に示される。ある企業が他の企業に対して広範囲に及ぶ影響を及ぼすことのできる場合、当該企業はグループ企業であるとみなされる。

(iii) 企業 A に弁理士がいるか否かでその制限は異なるか

これらの制限は、企業 A に社内特許弁理士がいるか否かで変わらない。当該特許弁理士が企業 B の代理権を有する場合にのみ、当該特許弁理士は企業 B の代理として行動することができる。代理権は、当該特許弁理士と企業 B の間で締結される契約、企業 A と企業 B との間で締結される契約又は黙示の同意により生じうる。

10. 利益相反

(1) 弁理士又は特許業務法人による業務の制限

利益相反については、特許弁理士、商標弁理士及びその他の規制対象者に関する行動規則に定められている。行動規範規則第 7 は次のように定めている。

規制対象者は、その利益が依頼人若しくは元依頼人の利益と相反する場合、又はその事務所のパートナー、規制対象者若しくは職員の利益が依頼人若しくは元依頼人の利益と相反を知っている若しくはそれを疑う合理的な根拠がある場合には、代理を行ってはならない。

ただし、すべての事情により合理的である場合には、規制対象者は、全当事者が書面によりそのインフォームド・コンセントをしている場合にのみ、利益相反の存在する状況又は利益相反が生じる可能性のある状況において、同一の又は関連する事項に関して、複数の依頼人又は元依頼人に対立する依頼人の代理をすることができる。しかしながら、同意の有無を問わず、規制対象者は、その行為が中立的とみなされない状況又は両当事者から

¹⁵⁷ Salmon 対 A Salmon & Co Ltd [1897] AC 22 (House of Lords); Trustor AB 対 Smallbone (No 3) [2001] 3 All ER 987)。 <http://www.ucc.ie/law/restitution/archive/englcases/trustor2.htm> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

指示を受けることが規則第 5 の違反となる可能性がある状況若しくは規則第 8 が遵守できない状況においては、争いのある問題について対立する又は対立する可能性のある当事者を代理することを拒絶しなければならない。（強調は筆者）

行動規範の定義によれば、「規制対象者」とは、登録者、登録者の従業者、又は登録者である組織の経営者をいう。行動規範はさらに、利益相反が存在する場合に行動する方法に関するガイダンスを（第 7.1 号から第 7.8 号までに）定めている。第 7.1 号によれば、規制対象者は、現在の又は過去の依頼人に対立するような行為を行う指示を受理するべきでなく、依頼人に対立するような行為は停止するべきであるとされている。これは、インフォームド・コンセント又はその他の取決めににより解決される問題ではない（第 7.7 号）。したがって、利害関係人のインフォームド・コンセントは利益相反を排除することはできない。利益相反を回避するために、規制対象者はさらに、依頼人の依頼を引き受ける前に「利益相反に関する確認」を行うべきである（第 7.4 号）。

このため、付記弁理士に係る利益相反は、付記証書を有し、かつ、その範囲内で行動する特許弁理士の職業規則に定められている（特別職業規則¹⁵⁸）。

規則 5 の定めるところにより、付記弁理士は、利益相反又は利益相反が生じる重大なリスクがある場合には、複数の依頼人を代理する指示を受けてはならない。さらに、付記弁理士は、その資格を問わず、現在又は過去の代理人を代理する過程において、当該依頼人について利益相反に関する情報を取得する又は取得した場合には、当該付記弁理士は、当該依頼人に対立する行為を行う指示を受諾してはならず、又はそれ以降当該依頼人に対立する行為を停止しなければならない。

（2）その制限に違反した場合の制裁

規則 2 に定めるように、登録者、すなわち登録特許弁理士、登録書評弁理又は登録機関（法人又は非法人）は、当該行動規則により、自らの作為及び不作為に限らず、その承認した者による作為及び不作為についても責任を有する。これらの規則を遵守できなかった場合には、懲戒手続が取られる可能性がある。

1 1. 制度改正

資格制度については最近改正が行われ（ITMA 教育及び研修改革¹⁵⁹）、2010 年に施行され

¹⁵⁸ http://www.ipreg.org.uk/information/code_conduct.php [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁵⁹ <http://www.jointexaminationboard.org.uk/cms/images/newsimages/ITMA%20Summary%20of%20Progress%20February%202009.pdf> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

た。新たな資格制度は、登録商標弁理士としての資格の取得を希望する者に適用される。英国における今後の改正予定に関する情報はない（ITMA、個人照会）。

1 2. 弁理士の公益活動

連合王国では、原則として特許弁理士に対してプロボノサービスの提供は義務付けられていない。

「知的財産相談所 (IP clinics)」と呼ばれる無料のサービスは、英国の複数の都市で CIPA により提供されている¹⁶⁰。同サービスは、知的財産分野における代理人のいない創作者 (innovator) 及び発明者に対して、その考案の早い段階で助言を提供することを目的としている。登録特許弁理士も無料相談の提供に参加している。しかしながら、特許弁理士に無料相談を提供することを義務付ける規定はない。

プロボノサービスの事案の解決機関として機能する「LawWorks」と呼ばれる国内の慈善事業が存在する¹⁶¹。個人及び地域団体は、支払能力がなく、法的支援を受ける権利がない場合には、無料の法律相談及び斡旋を受けるために慈善事業の適用を申請することができる。

政府による法的支援を申請することができる。民事裁判における訴訟手続のための法的支援制度は、2007 年法律事務法第 194 条に定められている¹⁶²。同法 194 条第 6 項では、次に掲げる場合には、「プロボノ代理 (pro bono representation)」は、次に掲げる代理であると定義されている。

- (a) 無償で法定代理人が提供する代理、又は
- (b) コミュニティ司法サービスの一部として、司法委員会による資金援助を受けている代理

しかしながら、この一般的な法的支援制度は、特許裁判所における訴訟手続では利用できない。

このため、英国法には、特許弁理士に英国におけるプロボノサービスの提供を義務付ける規定はない。

¹⁶⁰ <http://www.cipa.org.uk/pages/advice-clinics> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁶¹ <http://www.lawworks.org.uk/> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁶² <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2007/29/section/194> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

Ⅲ—４．フランスの調査結果

１．条文

（１）弁理士制度の規定条文

フランスの弁理士（産業財産権代理人：Conseil en propriété industrielle）は、1992 年 7 月 1 日付法律第 92-597 号により正式に承認された CPI: Code de la propriété intellectuelle（フランス知的財産法¹⁶³）第 4 巻に定められている。同法は、産業財産権並びに芸術的及び文学的財産に関する旧法に代わる法律である。産業財産権代理人としての職務を行うための条件は、フランス知的財産法第 2 章に規定されている。

知的財産専門家については、1990 年 11 月 26 日付法律第 90-1052 号¹⁶⁴及び 1992 年 4 月 1 日付布告第 92-360 号¹⁶⁵にも規定がある。この専門的職業に従事しているのは、特許、意匠、実用新案及び商標に係る出願を専門とする特許弁理士及び／又は商標弁理士である。

フランスの特許及び商標弁理士会は CNCPI: Compagnie Nationale des Conseils en Propriété Industrielle と呼ばれている。特許弁理士及び商標弁理士は CNCPI のメンバーである。知的財産専門家のための職業規則及び基準は、フランス弁理士会規則（Reglement interieur de la Compagnie Nationale des Conseils en Propriété Industrielle¹⁶⁶）に定められている。

フランスの特許弁理士は職業倫理規定を遵守しなければならない。特許弁理士の主な職務は、依頼人に対する責任、職業上の守秘義務及び利益相反の回避である。CNCPI は特許及び商標弁理士による当該行動規範の遵守を確保している。

２．業務範囲

（１）弁理士が扱える業務

フランスの特許弁理士の業務及び任務は、フランス弁理士会規則第 3 章第 11 条及び 1992 年 7 月 1 日付法律第 92-597 号知的財産法（立法部分）第 L. 422-1 条に定められている。特許弁理士の一般的な任務は次に掲げるとおりである。

¹⁶³ http://perlpot.net/cod/propriete_intellectuelle.pdf [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

英文： http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=127185 [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁶⁴

http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=61CA37A56F73548D3D849376BC98352F.tpdjo06v_3?cidTexte=LEGITEXT000006076812&dateTexte=19920702 [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁶⁵

http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=65CA6748914228247FB0070801803654.tpdjo08v_1?cidTexte=JORFTEXT000000539024&dateTexte=19920403&categorieLien=cid [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁶⁶ http://www.cncpi.fr/fckupload/File/RI_CNCPI_arrete%20du%2029%20juillet%201994_correction%200809.pdf [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

産業財産権代理人という職業は、産業財産権、それに関係する権利、及びいずれかの関連事項に係る権利を取得し、維持し、利用し又は防御する目的で、習慣的かつ有償の方法により、助言し、援助し又は他人の代理をする役務を公衆に提供することである。前記の役務には、法律相談及び私的証書の作成を含むものとする。

何人も、産業財産権庁長官が作成した産業財産権代理人名簿に登録されていない限り、産業財産権代理人の肩書、それと同等の肩書又はそれとの混同を招く程に類似する肩書を使用することはできない。

したがって、産業財産権代理人名簿に登録され、次に掲げる業務を行うことができるのは特許弁理士のみである。

フランス弁理士会規則第 13 は、フランスの特許弁理士の使命を次のように定めている。

- 報告及び相談（第 13.1）
- 経済交渉（第 13.2）
- 権限を授与された法定代理人（第 13.3）
- 裁判の専門家（judicial expert）（第 13.4）

CNCPI の定めるところにより、フランスの特許弁理士は、知的財産権の保護と利用の最善の態様の決定及び実施、並びに技術革新と商業活動の支援に責任を有する戦略の専門家である。さらに、特に侵害及びフランス又は海外で自由に活動することに関連した紛争について、その回避、相談及び支援を行なうことも任務としている。また、（譲渡、実施許諾又はフランチャイズなどに関する）契約の交渉及び草案の作成、事業移転及び産業財産権のポートフォリオに精通している経済の専門家でもある。フランスの特許弁理士は、欧州及び国際社会に関する専門知識も有する必要がある。すなわち、国内、欧州及び国際社会における法律及び実務に関する知識も求められているのである（CNCPI のウェブサイト参照）。

フランスで特許侵害が行われた場合、民事上及び刑事上の責任が生じる（フランス知的財産法第 L615-12 条及び第 L615-14 条を参照。最高刑は、2 年以下の懲役及び 100 万フランの罰金である）。特許侵害訴訟は、第一審通常裁判所である、いずれかの特定された大審裁判所（Tribunaux de Grande Instance (TGI)）で行われる。商事裁判所が設置されていない地方では、通常、商事裁判所に提起される事項については該当する TGI が管轄権を有する。TGI で弁論する権利は適格な弁護士（avocat）に認められている。特許弁理士

(conseil en brevets) に TGI で弁論する権利は認められていない。2011 年に採択された法律 (法律第 2011-94 号) により、従前は avoués (控訴に係る業務について特別に資格を得た弁護士) の専門的業務とされていたものを avocats の専門的業務に併合した。2012 年 1 月 1 日以降、控訴院 (Cour d'appel) において弁論する権利を有するのは avocats のみである。フランス最高裁判所 (Cour de cassation) において弁論をする権利は、最高裁判所及び国務院弁護士 (avocats au Conseil d'Etat et à la Cour de cassation) と呼ばれる、最高裁判所 (Cour de cassation) 及び国務院 (Conseil d'Etat) で弁護をすることが認められている専門の弁護士のみに認められている。

このため、フランスの特許弁理士は単独で訴訟を迫行することは認められておらず、特許事件を専門とする適格な弁護士 (avocats) が必要となる。

(2) 資格内資格制度

フランスには付記弁理士やその他の特別の資格を認める制度はない。

(3) 弁理士の格付評価

公的機関及び民間組織による特許弁理士の格付サービスはない。知的財産に係る法律事務所及び選定された特許弁理士については格付制度が存在する (例: Fault Ranking)。

(4) 依頼人と弁理士間の秘匿特権

原則として、弁護士と依頼人の間で行われた通信は、刑法に定められている公的政策の職業上の守秘義務の原則により保護されている (新刑法¹⁶⁷第 226-13 条)。例えば、刑法第 L226-13 条は、「その立場若しくは職業、又は一時的な職務若しくは任務により、秘密を託された者が当該秘密情報を開示した場合、当該者は 1 年の懲役又は 1 万 5 千ユーロの罰金に処せられる」と定めている。

職業上の秘密保持の原則は、特定の司法及び法律の専門家に係る改革を定める 1971 年 12 月 31 日付法律第 71-1130 号¹⁶⁸第 66-5 条にも定められている。

「すべての分野において、助言又は防御に係るかを問わず、弁護士からその依頼人に送付された又は依頼人向けに作成された書面による意見、依頼人と弁護士との間及び弁護士間で行われた通信 (弁護士間で行われた通信で「公文書」と表示された通信を除く)、議

¹⁶⁷ <http://www.legifrance.gouv.fr/Traductions/en-English/Legifrance-translations> [最終アクセス日: 2013 年 1 月 4 日]

¹⁶⁸ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=LEGITEXT000006068396&dateTexte=vig> [最終アクセス日: 2013 年 1 月 4 日]

事録及びファイルに一般的に保管されているすべての書類は、職業上の守秘義務の対象となる。」

弁護士や医者などの特定の専門家は、その依頼人から秘密情報を託される可能性がある。これらの専門家は、職業上の秘密保持という法原則により、「職業上の秘密保持」義務に違反してはならない。このため、職業上の守秘義務は、弁護士が依頼人から取得した情報を公開することを防止する。依頼人の代理として行った事項に関して弁護士が作成した資料、弁護士と依頼人との間の通信、及び弁護士と相手方弁護士間の通信は、職業上の守秘義務により保護されている（1971年12月31日付法第66-5条）。

フランスの法律では、弁護士（avocats）と依頼人の間で行われた通信に関しては法律上の特権が認められ、開示することができない。社内弁護士は適格な専門家（regulated profession）とはみなされていない。そのため、社内弁護士と当該会社の経営陣又はその他の従業者の間で行われた通信は、法律上の特権による保護対象ではない。社内顧問が外部の弁護士と行った通信のみ、特権が認められる。

フランスの特許弁理士の職業上の守秘義務は、フランス弁理士会規則第12.3条に明示的に定められている。同条により、特許弁理士は特許弁理士とその依頼人との間で行なわれた相談又はそれが意図された事項について職業上の守秘義務を遵守し、依頼人とその特許弁理士との間で行われた通信はすべて、職業上の守秘義務により保護されている。

特許弁理士には、職業上の守秘義務により、次のことが義務付けられている。

- 法律で想定されている場合においてその依頼人又は専門的業務について知ることのできたことのみ証言すること
- その依頼人の行為に関する情報及びファイルを、第三者又は権限当局に開示することを拒否すること

司法上、行政上又は関税に係る照会をする権利を合法的に有する者又はいかなる権限によっても、職業上の守秘義務に対抗することはできない。

3. 資格要件等

（1）試験合格以外の特例

資格試験の受験は必須である。知的財産法第L421-2条は、資格要件を次のように定めている。「何人も、善良な人格を有さず、かつ、職業的資格及び実務に関する要件を満たしていないときは、前条にいう名簿に登録することはできない。登録には、保持する資格

及び修得した職業的経験に係る職能としての専門分野についての告知を付記する。」

特許弁理士が工学又は自然科学の学位を有し、かつ、CEIPI (Centre d'Études Internationales de la Propriété Intellectuelle)¹⁶⁹での司法研修コースを受講することが要件の一つとなっている。

特許弁理士名簿及び商標弁理士名簿への登録資格を取得するには、弁理士志願者は、フランス産業財産権庁(INPI)が実施する試験(EQF)に合格しなければならない。資格試験には筆記試験と口述試験が含まれる(下記項目4を参照)。

(2) 国籍要件、居住要件

フランスには国籍要件及び居住要件はない。

(3) 欠格事由

フランス知的財産法第 L421-2 条に、「何人も、善良な人格を有さず…前条にいう名簿に登録することはできない。」と定められている。

欠格事由は、フランス知的財産法典第 L422-10 条に定められている。

産業財産権代理人の職業を営む自然人又は法人が、本編の規則若しくはその適用のために採用される本文に違反したか、又は誠実、名誉若しくは良心に反する行為をしたか of いずれかの罪を犯す場合は、たとえそれが職業外の範囲であったとしても、次の懲戒措置、すなわち、警告、譴責、停職、又は除名のいずれかが適用されることがある。罰は、司法長官が議長を務める産業財産権代理人協会の規律委員会によって宣告される。

特許弁理士登録簿／商標弁理士登録簿からの削除は、フランス弁理士会規則第 22 条に規定されている。同条によると、知的財産法第 L422-1 に基づき名簿から削除された特許弁理士は、当該名簿から削除されている期間は、特許弁理士の職業を行うことが認められない。

(4) 実務経験

知的財産分野における実務経験は、要件とされている。フランス弁理士会規則は、知的財産分野の有資格者、すなわち適格な特許弁理士の監督の下で、最低3年間のインターンシップ又は研修コースを受けることが要件であると公告している。

¹⁶⁹ ストラスブールのロバートシューマン大学法学部の知的所有権関係の研修コース

監督者は研修生の教育に積極的に関与し、当該研修生がインターンシップの修了時に資格試験に合格し、かつ、特許弁理士という専門的職業に従事する際に必要な理論上及び実務上の知識を取得することを支援する。また、監督者は企業の規則及び手続に関しても研修生に助言を与えるものとする。研修生には、職業行動規則を教授しなければならない。知的財産分野における実務経験は、資格試験を受験資格にもなっている。

4. 弁理士試験

資格試験は、知的財産規則第 R421-1 条、第 R421-2 条、及び第 R421-5 条、並びに第 R421-8 条の規定を適用する 2004 年 9 月 23 日付布告(Arrêté du 23 septembre 2004 portant application des dispositions des articles R. 421-1, R. 421-2 et R. 421-5 à R. 421-8 du code de la propriété intellectuelle¹⁷⁰) に規定されている。

(1) 特許と商標に分けて試験を行っているか

研修及び試験は、産業財産権代理人 (Conseil en propriété industrielle) としての資格を取得することが目的とされている。しかしながら、試験は特許部分 (Brevets d'invention) と商標部分 (Marques, dessins et modeles) に分けられ、別々に実施される。

(2) 試験の実施機関

試験規則第 3 条によれば、フランスの特許弁理士及び商標弁理士としての資格を付与するための資格試験 (EQF) を実施する責任は、INPI にある。

(3) 受験資格

EQF の受験資格は、2004 年 9 月 23 日付布告に基づく試験規則第 1 条等に定められている。

- 60ECTS (European Credit Transfer System : 欧州単位互換制度) の付与された卒業証書又は工学修士などの、国内における科学又は技術の分野における卒業証書 (第 2 期) を有すること。次に掲げる学位は、工学修士に相当するものとみなされる。医学博士、薬学に関する国家試験合格、歯科医学博士、獣医学博士、医学又は薬学の研究に関する卒業証書、建築学の卒業証書 (DPLG: Diplome Par Le Gouvernement) 、及び政治学院の学位。
- 商標及び意匠 (Marques, dessins et modèles) につき、CEIPI の証明書に準ずる卒業証明書を有すること。
- 特許 (Brevets d'invention) につき、CEIPI の証明書に準ずる卒業証明書を有すること。

170

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?dateTexte=&categorieLien=id&cidTexte=JORFTEXT000000627235&fastPos=1&fastReqId=959552064&oldAction=rechExpTexteJorf> [最終アクセス日 : 2013 年 1 月 4 日]

と。

- 最低 3 年間の専門家としての実務経験。弁理士志願者は、知的財産分野の実務に関して適格な者の監督の下で、フランス国内で専門的な実務が行なわれたこと、又はフランス知的財産規則第 R421-6 条に基づき試験委員会により当該実務に相当するとみなされた職業上の実務経験を修了したことを、証明しなければならない。
- 次に掲げる者に対しては、特別の制度が適用される。i) 欧州共同体の加盟国において特許弁理士又は商標弁理士の業務を実施する資格を認める証明書又は権限証書を有する者、又は ii) 過去 10 年間で少なくとも 2 年間、欧州共同体の加盟国において特許弁理士又は商標弁理士の業務を行った者。

試験はフランス語のみで実施される。外国語能力があれば望ましいが、必要ではない。

(4) 試験の頻度

2004 年 9 月 23 日付布告に基づく試験規則第 4 条の定めるところにより、各試験科目（特許又は商標）の試験は、少なくとも 2 年に 1 回実施されなければならない。実際には、特許及び／又は商標・意匠の各科目に関する試験は年一回実施されている。試験日は INPI 長官により決定されている¹⁷¹。

(5) 試験科目の構成

(i) 試験科目

特許 (Brevets d'invention) の科目の試験に関しては、試験規則第 9 条に定められている。筆記試験は次に掲げる専門科目のいずれかから含むことができる。

- 機械、電気、化学又は薬学

弁理士志願者は、試験前に上記の専門分野から一科目選択でき、口述試験も同一の科目とされる。

商標、意匠及び実用新案 (Marques, dessins et modeles) の科目に関しては、試験規則第 11 条 A に定められている。したがって、筆記試験は次に掲げる内容となる。

1. フランスの法律に従って、先使用权の調査結果に基づき、ある記号 (sign) の有効性及び利用可能性に関する意見を記述すること
2. フランスの INPI 又は OHIM に対して登録商標に対する異議申立書を作成すること、又

¹⁷¹ <http://www.inpi.fr/> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

は異議申立てに対する意見書を作成すること

3. フランス又は欧州共同体の法律並びにフランスが締約国である国際条約及び取決めに基づく商標権、識別性を有する記号、ドメイン名、不正競争防止法、及び寄生的な行為 (parasitical acts) に関する実務的な問題に関して法律相談書 (consultation paper) 又は意見書を作成すること
4. フランス及び欧州共同体の法律並びにフランスが加盟国である国際条約及び取決めに基づく著作権を含む意匠及び実用新案に関する実務的な問題に関して法律相談書又は意見書を作成すること。

口述試験は、フランスの法律に基づく権利、国際条約、欧州共同体の規則及び指令、並びに外国の主な権利の適用に関連した法的問題の分析及び議論について実施される（試験規則第 11 条 B）。

- 不正競争、ドメイン名及び寄生的な不正行為を含む商標法及び識別性を有する記号、
- 著作権を含む意匠及び実用新案に関する権利。この試験において、職業倫理に関する問題が提起される可能性もある。

試験はフランス語で行われ、外国語は含まれない。

最も重要な国際条約には欧州特許条約 (EPC)、特許協力条約 (PCT)、産業財産権の保護に関するパリ条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)、共同体商標規則 (CTMR)、標章の国際登録に関するマドリッド協定及びマドリッド議定書、ハーグ協定 (HMA)、並びに共同体意匠法などである。

(ii) 科目別の合格制度

受験者は科目ごとに合格することは認められていない。しかしながら、特許 (Brevets d'invention) と商標 (Marques, dessins et modeles) を個別に合格することができる。

(iii) 科目の免除制度

フランスの試験制度は受験者に対して特定の科目免除を認めていない。

(iv) 実務試験

筆記試験の大半は、法律相談状、有効性に関する意見、特許出願書類又は登録商標に対する異議申立書の作成などの形式により回答される実務試験から構成されている。

(v) 多肢選択式試験

多肢選択式の試験はない。

(vi) 口述試験

口述試験は上記で説明した。

(6) 受験者数、合格者数、合格率の推移

合格率に関する情報はない。INPI は、いずれかの試験に合格した受験者の氏名を公表している。

5. 研修

(1) 新人に対する研修

フランスには特許弁理士の新人、すなわち資格試験に合格した特許代理人のための研修を義務付ける制度はない。

(2) 既に弁理士登録している者に対する研修

登録特許弁理士に義務付けられる特定のフォローアップ研修はない。

6. 情報公開

(1) 弁理士に関する情報は公開されるか

産業財産に関する適格者名簿への登録に関しては、フランス知的財産法第 1 章に定められている。フランス知的財産法第 L421-1 条によれば、INPI 長官が毎年、産業財産権に関する適格者名簿を作成する。名簿は公表される。

フランス知的財産法第 L421-2 条によれば、登録は保持する専門及び資格並びに修得した職業的経験の告知が付記される。

(2) 公開の主体

特許弁理士名簿を公開する責任は INPI にある。

(3) 公開は強制か任意か

情報公開は義務である。CNCPI の規則第 2 条によれば、知的財産権に関する適格者の登録及び削除／取消はすべて、フランス知的財産法典第 L422-5 条に基づき特許弁理士名簿に記載されなければならない。INPI 長官に対する宣言により、登録を請求しなければならない。

(4) 公開される情報

特許弁理士名簿の記載事項には、氏名、事務所の住所及び登録日が含まれる。これ以外にも、フランス知的財産法第 L421-2 条の定めるところにより、保有する証明書及び修得された職業的実務経験に従って専門に関する言及が含まれる。

(5) 公開内容等の制限

特許弁理士名簿で公開された情報に関しては特別の制限は定められていない。

7. 弁理士数等

CNCPI 及び INPI のいずれも、フランスの特許弁理士に関する記録を保有していない。特許弁理士の数は自由な公衆の閲覧に供されておらず、CNCPI のメンバーにのみ提供されている。このため、この質問に正確に回答することはできない。

8. 経営環境

(1) 弁理士の資格を持たない者や他の資格者による弁理士の雇用

フランス知的財産法 (CPI) 第 L421-1 条は、特許弁理士は、企業の従業者として、個人若しくは団体の自由業として、又は自由業として業務を行なう者の従業者として、その業務を行うことができると定めている。したがって、特許弁理士は、特許弁理士の資格又はその他の資格を持たない者の従業員となることが認められている。

(2) 特許業務法人の形態

CPI 第 L422-6 条は、特許弁理士に、特許弁理士の団体においてその職務を行う権利を認めている。特許弁理士が会社を通じてその職務を行うことを希望する場合、CPI 第 L422-7 条は、一般的に特許業務法人には 2 つの組織形態が認められていると定めている。

1. 民法上のパートナーシップ (SCP: sociétés civiles professionnelles) は、1966 年 11 月 29 日付法律第 66-879 号民法上のパートナーシップ法 (LSCP: Loi n° 66-879 du 29 novembre 1966 relative aux sociétés civiles professionnelles¹⁷²) に規定されている。この法的形態は、特にフリーランスの専門家から構成される法人に適している。LSCP 第 16 条は、SCP のパートナーは全員、当該会社の債務について連帯責任を負うものと定めている。

¹⁷² <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000692471> [最終アクセス日 : 2013 年 1 月 4 日]

2. 特許業務法人の組織形態としてもう一つ認められているのが、自由特許業務法人 (SEL: société d'exercice libéral) である。SEL は、1990 年 12 月 31 日付法律第 90-1258 号 (LSEL: Loi n° 90-1258 du 31 décembre 1990 relative à l'exercice sous forme de sociétés des professions libérales soumises à un statut législatif ou réglementaire ou dont le titre est protégé et aux sociétés de participations financières de professions libérales¹⁷³) に規定されている。SEL には様々な形態が存在する。例えば、SELAFA: the Société d'Exercice Libéral à Forme Anonyme、SELARL: the Société d'Exercice Libéral à Responsabilité Limitée、SELCA: Société d'Exercice Libéral à Commandite par Actions、SELAS: the Société d'Exercice Libéral par Actions Simplifiée などがある。すべての SEL は共通して会社の財産について有限責任を課している。
3. CPI 第 L422-7 条は、次に掲げる場合には、上記以外の形態で設立された特許業務法人を認めている。
- a) 取締役会長、経営者、取締役会構成員、事務所長、管理者、取締役会又は監視委員会の構成員の過半数が、産業財産権代理人としての資格を有していること、
 - b) 産業財産権代理人が資本及び議決権の過半数を保有していること
 - c) 新規パートナーの受け入れには、事情に応じて、取締役会、監督委員会、又は管理者の事前承認を条件としていること

これらの要件が満たされている場合には、英国の有限責任組合 (LLP) や有限責任会社 (Ltd.) 及び米国の LLP や LLC、並びにその他の組織形態による特許業務法人などの外国の法人形態も認められる。

(3) 特許業務法人として一人法人は認められるか

特許弁理士が一人法人として存続することは認められている。CPI 第 L422-6 条は、個人若しくは団体として、又は他の産業財産弁理士の従業者として職務を行うものとするとして定めている。

(4) 特許業務法人の弁理士には有限責任が認められるか

上記で説明したように、特許業務法人には、有限責任を課しているものと無限責任を課しているものが存在する。SCP が無限責任を課す一方で、SEL 並びに LLP などの外国の法人形態及び有限責任会社 (Ltd.) などの大半の特許業務法人は有限責任を課している。

173

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000718101&fastPos=1&fastReqId=2033788922&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte> [最終アクセス日: 2013 年 1 月 4 日]

9. 非弁行為

(1) 弁理士又は特許業務法人でない者による行為の制限

フランス知的財産法は、第 L422-1 条に「産業財産権代理人」としての資格を有する者の業務範囲を定めている。同法第 L422-4 条は次のように定める。

産業財産権庁への手続において代理人を立てることを希望する者は、対象事項の技術的内容から当該代理が必要とされる行為に限り、第 L422 条 1 の最終段落によって定められた専門分野が当該行為に適合する産業財産権代理人により代理されることができる。前段落の規定は、弁理士又は申請人が契約上の義務を負う会社若しくは公的機関の弁理士、あるいは専門職業機関の役務を利用することを妨げない。

そのため、同法典第 L422-1 条は、何人も、産業財産権庁長官が作成した産業財産権代理人名簿に登録されていない限り、産業財産権代理人の肩書、それと同等の肩書又はそれとの混同を招く程に類似する肩書を使用することはできない、と定めているのである。さらに、何人も対象事項の技術的性質により特許弁理士の代理が必要な行為について出願人を代理することが認められている行為に関しては、行ってはならないと定めている。

(2) その制限に違反した場合の罰則

CPI 第 L422-1 条に違反する行為は、フランス刑法 (code pénal) 第 433-17 条に定められている刑罰により処罰される可能性がある。CPI 第 L422-1 条は、その第 3 段落の規定の違反に対しては、刑法第 259 条第 2 項に定める罰が科されると定めている¹⁷⁴。

(3) グループ企業（企業 A と企業 B）間の行為

(i) 企業 A が企業 B の出願代理等を行おうとした場合の制限

企業は完全に独立していることが一般原則となっている。この原則は、フランス民法第 1832 条に定められている¹⁷⁵。

フランスの法律はグループ企業に関する特別な規則を制定していない。そのため、上記一般原則が適用される。企業 B の代理出願又はその他の行為を行うには、企業 A は企業 B の代理権を有する必要がある。代理権は企業 A と企業 B の間で締結される契約又は黙示の同意により生じうる。企業 A は、企業 B の代理として行為を行う場合には、企業 B の財務上の利益を考慮して行為しなければならない。

¹⁷⁴

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?cidTexte=LEGITEXT000006070719&idArticle=LEGIARTI000006418581&dateTexte=&categorieLien=cid> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁷⁵ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006070721&dateTexte=20080505> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

(ii) 企業 A と企業 B がグループ企業であるか否かの判断基準

企業がグループ企業であるか否かを判断するための規定はない。フランスの裁判所は、事案毎に、グループ企業という企業形態を判断している。企業 A と企業 B がグループ企業であるかを判断する基準はいくつか存在する。一般的な基準の一つは企業 A が企業 B に従属しているか否かである。これは一般的に、企業 A が企業 B の株式を 10%以上保有する場合に認められる。 もう一つの基準は、企業間で利益移転契約又は支配契約が締結されているかである。ある企業が他の企業に広範囲に及ぶ影響力を有する場合には、これらの企業はグループ企業であるとみなされる。

(iii) 企業 A に弁理士がいるか否かでその制限は異なるか

これらの制限は、企業 A に社内特許弁理士がいるか否かで変わらない。企業 A の社内特許弁理士は、企業 B の代理権を有する場合には、当該企業 B の代理として行為を行うことができる。かかる代理権は、当該特許弁理士と企業 B との間で締結される契約又は黙示の同意により生じうる。

10. 利益相反

(1) 弁理士又は特許業務法人による業務の制限

利益相反の回避は、CNCPI の規則第 12.2 条に定められた特許弁理士の一般的職務の一つである。特許弁理士は同様に、対立する利益を有する依頼人に対する助言、支援又はその代理を控えなければならない。しかしながら、友誼的仲裁人 (amiable compositeur) として介入することはできる。特許弁理士は、第三者から事前に受領した情報の秘密が害される可能性がある場合には、ある事項について依頼人を代理することは認められない。権利保有者と別段の合意がされている場合を除き、いかなる行政上又は法律上の権限当局にも、特許弁理士はその依頼人のために取得に貢献した知的財産に関する法的所有権の本質的有効性に対して異議を申し立てることは禁じられている。ただし、この禁止規定は、権利の没収又は喪失に関連して、権限に異議を申し立てることには適用されない。本条の適用上、「依頼人」とは、税金及びロイヤルティの支払などの単純な業務を超えた助言、支援又は代理を求める者をいう。

(2) その制限に違反した場合の制裁

利益相反に関して違反行為を行った場合には、CPI 第 422-10 条により処罰される可能性がある (3.3 の欠格事由を参照)。

1 1. 制度改正

現時点で、制度の改革に関する情報はない。

1 2. 弁理士の公益活動

フランスの特許弁理士により提供されているプロボノサービスに相当するものは、義務的な無料相談といえるかもしれない。CNCPI と INPI は共同でかかるサービスを提供している。具体的には、フランスの特許弁理士は、長年にわたって、パリに所在する INPI の施設及びその他の複数の都市において無料の相談サービスを提供してきている。その基礎的な概念は、最初の無料相談、すなわち産業財産権に係る問題に直面している人に無償で相談サービスを提供することである。複雑な状況においてファースト・オピニオンを提供する義務は特許弁理士にある。事案によるが、特許弁理は各事案につき最大約 30 分間の相談時間を提供する。相談の範囲内で、特許弁理士は、当該者の有する質問に対して回答をするか又は当該状況に関する第一印象を示す。

CNCPI の規則第 18 条によれば、フランスの特許弁理士は、INPI 及び CNCPI により共同で実施されている無料相談サービスに参加するものと定められている。CNCPI の規則第 4 章により無料相談の提供が「特許弁理士」の職務及び責任の一つとして定められていることから、その違反行為は、誠実、名誉若しくは良心に反する行為に適用される CPI 第 422-10 条に定める懲戒処分に処せられる可能性がある。

フランスの法律には、特許侵害及びその有効性を同時に扱う一般管轄裁判所に適用される法的支援制度(l'aide juridique)が存在する(例えば、tribunal de grande instance, tribunal de commerce, cour d'appel など)。これらの裁判所においては、法的支援に関する一般規定が適用できる。フランスの法的支援制度は、法的支援を規定する 1991 年 7 月 10 日付法律第 91-647 号 (Loi n° 91-647 du 10 juillet 1991 relative à l'aide juridique¹⁷⁶) に規定されている。

フランス政府は、申請人の収入の程度に基づき法的支援を提供するが、当該事案の許容性及び実体的事項も一つの判断要素となる。当該事案が特に検討に値するものとみなされた場合には、法的支援は提供される。しかしながら、この形態の法的支援は特許及び商標に関する訴訟手続には適用されない。したがって、原則として特許弁理士にはプロボノサービスを提供する義務はない。

¹⁷⁶ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=LEGITEXT000006077779&dateTexte=vig> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

Ⅲ－５．欧州特許庁の調査結果

１．条文

（１）弁理士制度の規定条文

欧州特許条約（EPC：European Patent Convention¹⁷⁷）第 134 条によれば、欧州特許庁（EPO：European Patent Office）における手続において自然人又は法人を代理することは、EPO によりその目的のために保管されている名簿に氏名が記載されている弁理士（職業的代理人：professional representative）のみ行うことが認められている。かかる職業的代理人とは、次に掲げる者をいう。

- (a) EPC の締約国の国民
- (b) 当該締約国に事務所又は雇用場所を有する者、及び
- (c) 欧州資格試験（EQE：European qualifying examination）に合格している者

欧州特許弁理士は、EPC 第 134a 条に定められているように、管理理事会の規定により施行され、かつ、これらの職業代理人に対する懲戒権を行使する EPO の職業代理人協会（epi：The European Patent Institute¹⁷⁸）の一員である。epi は規定及び規則、並びに職業行動規範（Code of Conduct¹⁷⁹）を定めている。

設立規則（Regulation on Establishment）第 4 条に定める epi の目的¹⁸⁰は次に掲げるとおりである。

- (a) 職業代理人の職務、並びに特に懲戒問題及び EQE に関する事項について、EPO と協力すること
- (b) メンバーの職務に関する知識の普及の支援
- (c) 特に勧告を通じて、メンバーの職業行動規則の遵守を促進すること、及び
- (d) 産業財産権に関するすべての事項について、必要に応じて、欧州特許機構及びその他の組織と連携すること

欧州特許弁理士は、懲戒規則（Regulation on Discipline¹⁸¹）に定められている懲戒処分の対象である。

¹⁷⁷ <http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/epc.html> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁷⁸ <http://www.patentepi.com> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁷⁹ <http://www.patentepi.com/patentepi/en/Rules-and-Regulations/code-of-conduct.php> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁸⁰ <http://www.patentepi.com/patentepi/en/Rules-and-Regulations/regulation-on-establishment.php> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁸¹ <http://www.patentepi.com/patentepi/en/Rules-and-Regulations/regulation-on-discipline.php> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

EQE は、職業代理人向け欧州資格試験に関する規則（REE）及びその実施規則（IPREE）に規定され、これら REE と IPREE は、補足官報 OJ12/2011¹⁸²に規定されている。

2. 業務範囲

（1）弁理士が扱える業務

EPO には、代理を強制されない原則がある。これは、いかなる者も EPO に対して代理される義務を負わないことを意味する（EPC 第 133 条(1)）。

いかなる者も、本条約に規定される手続を職業代理人が代理することを強制されない。

しかしながら、締約国内に住所又は事務所を有していない者については、職業代理人が代理しなければならない（EPC 第 133 条(2)）。職業代理人は次に掲げる権利及び義務を負う。

- EPC に規定するすべての手続を行う権利（EPC 第 134 条(5)）
- 事務所を設立する権利（EPC 第 134 条(6)）
- 弁理士と依頼人間の証拠に関する秘匿特権（EPC 第 134a 条(1) (d) 及び EPC 規則第 153）
- 「欧州特許弁理士」という肩書
- epi への強制加入（EPC 第 134a 条(2)）

職業代理人により行われる手続には、技術審判部又は拡大審判部における審査、付与手続、異議申立手続、限定及び取消手続並びに不服申立手続が含まれる。例外には次のものがある。

- 欧州特許出願の提出
- 優先日から 31 ヶ月間が経過する前の欧州段階への移行（EPC 規則 159(1)）
- 手数料の支払

これらの行為には職業代理人は必要とされない。

EPC 第 134 条(1)は、「EPC によって規定する手続における自然人又は法人の代理は、この目的で欧州特許庁に備えられた名簿に氏名が登録されている職業代理人のみがすることができる。」と定めている。職業代理人は、欧州特許弁理士（EPA: European Patent Attorney）の肩書を有する。EPC 第 134 条(2)は、資格に関する要件を定めており、同条によれば職業代理人は次に掲げる者でなければならない。

¹⁸² <http://www.epo.org/learning-events/eqe.html> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

- (a) 締約国の国民であること
- (b) 締約国の領域内に事務所又は雇用場所を有すること、及び
- (c) 欧州資格試験（EQE）に合格したこと

代理は、職業代理人又は権限を授与された従業者若しくは弁護士により行われなければならない（EPC 第 134 条(8)）。EPO に対して当事者を代理する弁護士は、EPC 締約国において資格を与えられ、かつ当該締約国に事務所を有し、また、当該締約国において特許問題に関して職業代理人として行動することができる資格を有さなければならない。権限を授与された従業者及び弁護士はいずれも、署名済の委任状又は既に記録されている一般委任状への言及の形で承認されなければならない。

EPC は、欧州特許庁（EPC）における単一の調和された手続を通して、欧州特許を付与するための法的枠組みを提供している。締約国における欧州特許に関する問題（所有権、有効性及び侵害等）のほぼすべてが、該当する国内法により独立して判断されている。ただし、異議申立手続、限定及び取消しは除くものとする。侵害は国内裁判所に付託される。国内裁判所における訴訟手続は、欧州特許弁理士の業務範囲には該当しない。EPC には、訴訟制度は定められていない。そのため、欧州特許弁理士には、特許訴訟で代理人として行為する権利はない。

（２）資格内資格制度

EPC には、付記弁理士制度又はその他の専門認定制度はない。

（３）弁理士の格付評価

公的な弁理士格付サービスは存在しない。格付サービスは知的財産法律事務所及び選定された特許弁理士については存在する（ドイツ及び英国を参照）。

（４）依頼人と弁理士間の秘匿特権

弁理士と依頼人間の秘匿特権は、EPC 第 134a 条(1) (d) 及び EPC 規則第 153 に定められている。これらの規定は、職業代理人は、EPO に対する手続を行うときは、その義務を免除されている場合を除き、職務の遂行において秘密として受領した情報を開示しない義務を負うと定めている。

EPC 第 134a 条：

(1) 管理理事会は、次の事項を規制する規定を採択しかつ修正する権限を有する。

(d) 欧州特許庁における手続においての、職業代理人と依頼人又はその他の者との間の

通信についての職業代理人の守秘義務及び不開示特権

EPC 規則 153 弁護士－依頼人の証拠秘匿特権

- (1) 職業代理人としての資格における職業代理人から通知を求められた場合は、職業代理人とその依頼人又は他の者との間の通信であって、上記の目的に関連しており、かつ、「職業代理人の規律に関する規則」第2条に該当するもののすべては、欧州特許庁における手続において、開示に関して恒久的に秘匿特権を有する。ただし、当該特権が依頼人によって明示して放棄されているときは、この限りでない。
- (2) 開示に対する当該特権は、特に、次の事項に関する通信は書類に適用する。
 - (a) 発明の特許性の評価
 - (b) 欧州特許出願の作成又は手続遂行、又は
 - (c) 欧州特許又は欧州特許出願の有効性、保護の範囲又は侵害に関する意見。

職業上の守秘義務の原則は、職業行動規定（規律に関する規則）第2条に定められている。しかしながら、職業代理人の証言をする又は情報を提供しない権利は、「米国の弁護士・依頼者間の秘匿特権」に相当するものではない。「証拠開示手続」等の米国裁判所における手続では、秘密情報を開示する義務が存続している。

3. 資格要件等

(1) 試験合格以外の特例

EPC 第134条に定められているように、本条約で規定されている手続における自然人又は法人の代理は、次に掲げる要件を満たす職業代理人によってのみ行うことができる。

- (a) 締約国の国民であること
- (b) 締約国の領域内に事務所又は雇用場所を有すること、及び
- (c) 欧州資格試験（EQE）に合格したこと

EQE 合格の要件に関する例外は、EPC 第134条(3)に定められている（「既得権条項（grandfather clause）」）。これは国内の代理人の業務を保護することを目的としている。

本条約の締約国に加盟した日より1年の期間内に、次の条件を満たす自然人は、当該名簿への記入を申請することができる。

- (a) 締約国の国民であること
- (b) 締約国の領域内に事務所又は雇用場所を有すること、及び

- (c) 締約国の中央産業財産権官庁に対し特許事件に関して自然人又は法人を代理する資格を有すること。そのような資格に特別の職業資格が求められない場合は、その者は、当該締約国で少なくとも 5 年間業としてその業務をしていなければならない。

これは国内の代理人の業務を保護することを目的としている。申請は加盟した日から 1 年以内にされなければならない。

(2) 国籍要件、居住要件

国籍要件及び居住要件はある。EPC 第 134 条(2)は、欧州特許弁理士は、締約国の国民であること又は当該締約国に事務所若しくは雇用場所を有さなければならないと規定している。上記の例外は EPC 第 134 条(7)に定められている。

欧州特許庁長官は、次のことを免除できる。

- (a) 特別な場合において(2)(a)又は(3)(a)に規定する国籍要件
- (b) 出願人が他の方法で必要な資格を得た旨の証明を提出した場合は、(3)(c)第 2 文に規定する当該締約国の中央産業財産権官庁に対して代理をする資格を有することの要件

さらに、IPREE 規則 15 によれば、職業訓練 (professional activity) は、一の締約国内で完了されるものとする。

(3) 欠格事由

職業代理人名簿からの削除の事由は EPC 規則 154 に定められている。同規定によれば、削除は請求 (EPC 規則 154(1)) 又は職権により、次に掲げる場合にのみ、行われる。

- epi に年会費を納付しなかった場合
- 当該職業代理人が死亡したか又は法的無能力になった場合
- 当該職業代理人が締約国の 1 の国民でなくなった場合、又は
- 当該職業代理人が既に締約国の 1 の中に事務所又は雇用場所を有していない場合

請求により、再登録は可能である (EPC 規則 154(3))。

EPC 第 134a 条は、協会又は欧州特許庁 (epi) が職業代理人に関して行使する懲戒権を定めている。

懲戒措置は、懲戒規則第 4 条に定められている。

1. 職業代理人は、職業行動規則を遵守できなかった場合には、次に掲げる制裁のいずれかに処せられることがある。

- a) 警告
 - b) 懲戒
 - c) 10000 ユーロ以下の罰金
 - d) 6 ヶ月以下の期間にわたる職業代理人名簿からの削除
 - e) 無期限の職業代理人名簿からの削除
2. 第 1 項に定める制裁は、職業代理人が欧州特許庁における職業代理人協会の設立に関する規則第 6 条に従って、2 ヶ月間の期限内に、会費を支払わなかった場合にも、適用される可能性がある。

懲戒規則第 5 条に定める懲戒機関は、職業行動規則の違反があったか否か及び該当する懲戒措置を判断する。懲戒機関とは次のものをいう。

- a) 欧州特許庁における職業代理人協会の懲戒委員会
- b) 欧州特許庁の懲戒審議会
- c) 欧州特許庁の懲戒審判部

(4) 実務経験

知的財産分野における実務経験は、欧州特許弁理士の資格を得るために必要不可欠な要件とされている。職業訓練は、EQE の受験資格とされている (REE 第 11 条「職業訓練」、IPREE 規則 15。上記 4. (3) 記載の受験資格参照)。

したがって、EQE の受験者は職業代理人 (欧州特許弁理士) の監督の下で研修を受けているか、又はいずれかの締約国において設立された事業会社において特許問題を扱う従業者でなければならない (REE 第 11 条 (2) a))。

EPO の審査官は、審査官として最低 3 年間職務を履行した後に初めて EQE の受験申請をすることができる (REE 第 11 条 (2) b))。

欧州特許弁理士名簿に登録されるために EQE に合格していることの要件の免除 (既得権条項) もまた、知的財産分野における職業経験を証明することを義務付けている。

EPC 第 134 条 (3) その者は、当該締約国で少なくとも 5 年間業としてその業務をしていなければならない。

4. 弁理士試験

(1) 特許と商標に分けて試験を行っているか

欧州資格試験 (EQE) は、欧州特許弁理士としての資格を得るためにのみ実施されている。

(2) 試験の実施機関

REE 第 10 条によれば、EQE は、監督部 (REE 第 2 条及び第 3 条)、試験部 (REE 第 4 条及び第 5 条)、試験委員会 (REE 第 7 条及び第 8 条)、並びに試験事務局 (REE 第 9 条) により計画・実施されている。

(3) 受験資格

登録及び参加の条件は REE 第 11 条に定められている。同条によれば、志願者は請求することで受験者として登録される。ただし、次のことが条件となる。

- 1) 大学レベルの科学又は工学の資格を有すること、又は IPREE に定める同等の科学又は工学に関する知識を有することを事務局に納得させることができること、及び
- 2) 職業訓練を開始していること。

職業訓練は、REE 第 11 条第 2 項(a)又は(b)に定められている。

- (a) (i) EP0 の職業代理人名簿に登録されている一又は複数の者の監督の下で (EPC 第 134 条(1))、一又は複数の当該者の助手として、EPC の締約国において、少なくとも 3 年間常勤の研修を修了しており、当該期間において、欧州特許出願又は欧州特許に係る広範囲に及ぶ業務に従事したこと、
- (ii) EPC の締約国の領域内に住所又は事務所を有する自然人又は法人の雇用の下で、少なくとも 3 年間、常勤で働き、かつ、欧州特許出願又は欧州特許に係る広範囲に及ぶ業務に従事する一方で EPC 第 133 条(3)の規定に従って EP0 においてその雇用者を代理したこと
- (b) 試験日において、EP0 の審査官の職務を少なくとも 4 年間常勤で遂行していることを事務局に納得させること。

事務局長は、国内特許出願及び国内特許に係る手続に関して弁理士志願者が行った訓練を考慮することもできる (REE 第 11 条(4))。さらに、REE 第 18 条に定める通知で指定された期間内に所定の手数料が支払われることも要件とされている (REE 第 11 条(6))。

外国語能力は必要ではなく、EQE にのみ関係する問題である。試験は EP0 の公用語とされる 3 つの言語で作成されている (英語、フランス語及びドイツ語)。しかしながら、受

験者は上記以外の締約国の公用語で回答を提出することが認められている。

(4) 試験の頻度

試験は通常、3月初め又は2月の終わりに、年一回実施される（REE 第1条）。

(5) 試験科目の構成

(i) 試験科目

EQE は、受験者が EPO において職業代理人としての実務を行う資格を有する（実務に適任である）かを、明らかにすることを目的としている。受験者は特に欧州特許法、特許協力条約（PCT）、パリ条約、EPO の審判部における判例、並びに欧州特許出願及び欧州特許に適される限りにおいて一定の国内法に精通している必要がある。試験問題は、当該試験が実施される年の直前の年の12月31日に施行されている条文に関してのみ出題される。

REE 第1条(4)によれば、試験は最低限、次に掲げる内容を含むものとする。

- 職業代理人がその任務において通常入手可能な情報を基に、欧州特許出願のクレーム及び導入文の作成
- 先行技術が引用されている拒絶理由通知書に対する応答の作成
- 欧州特許に対する異議申立通知書の作成、特定の状況における法的問題への回答及び法律上の評価の作成

試験の概要は REE 第13条に規定されており、同規定は外国の法令も EQE の試験科目であると定めている。

試験は、受験者が次に掲げる知識を有するかを証明する。

(1) 次に掲げる事項に関する十分な知識

- (a) EPC に定める欧州特許法及び共同体特許に関するその他の法令
- (b) パリ条約（第1条から第5条の4まで及び第11条）
- (c) 特許協力条約
- (d) 拡大審判部の全判断及び IPREE に定める EPO の判例、及び

(2) 次に掲げる国の国内法に関する一般知識

- (a) 欧州特許出願及び欧州特許に適用される限りにおいて、EPC 締約国
- (b) EPO における手続との関連で重要である限りにおいて、アメリカ合衆国及び日本

(ii) 科目別の合格制度

EQE はモジュール形式で行われる。EQE に合格するには、受験者はすべての試験に合格

しなければならない。受験者は、試験 A、B、C 及び D を別々に合格することができる。2013 年以降、受験者は予備試験に合格しなければ（第 1 回目の予備試験は 2012 年に実施された）、本試験（試験 A、B、C 及び D）を受験することができなくなっている。本試験には、特定の状況においては、低い点数の試験を他の高い点数を得られた試験で相殺することのできる補整制度がある（IPREE 規則 6）。

（iii）科目の免除制度

受験者に対する特定の試験科目の免除を認める制度はない。

（iv）実務試験

筆記試験の大半は実務試験である¹⁸³。

- 予備試験(4 時間)：法的問題及びクレームの作成に関する問題
- 試験 A(3 時間半)：欧州特許出願のクレーム及び誘導文の作成
- 試験 B(3 時間)：先行技術が引用されている拒絶理由通知に対する応答
- 試験 C(5 時間)：欧州特許に対する異議申立ての作成
- 試験 D(5 時間)：法的問題、覚書又は自由実施（FTO）分析などの法律上の評価の作成

（v）多肢選択式試験

EQE には多肢選択式の試験はない。

（vi）口述試験

EQE には口述試験はない。試験は筆記試験のみから構成される（REE 第 1 条(3)）。

（6）受験者数、合格者数、合格率の推移

受験者（初受験／再受験）の数及び合格率に関する詳細な統計は、EPO のウェブサイトですべて入手可能になっている¹⁸⁴。

¹⁸³ 実務試験の過去問：<http://www.epo.org/learning-events/eqe/compendium.html> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁸⁴ <http://www.epo.org/learning-events/eqe/statistics.html> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

年度	受験者	合格者	不合格率
2002	1, 153	431	62, 62 %
2003	1, 223	346	71, 71 %
2004	1, 448	425	70, 65 %
2005	1, 622	513	68, 37 %
2006	1, 702	510	70, 03 %
2007	1, 809	407	77, 50 %
2008	1, 845	673	63, 52 %
2009	1, 741	473	72, 83 %
2010	2, 717	631	70, 94 %
2011	2, 245	545	75, 72 %
2012	2, 283	595	73, 94 %

図表 17：受験者数、合格者数、合格率の推移

5. 研修

(1) 新人に対する研修

特許弁理士の新人、すなわち資格試験に合格した特許弁理士に対する研修を義務付ける制度はない。

(2) 既に弁理士登録している者に対する研修

登録欧州特許弁理士向けに義務付けられた特別なフォローアップの研修はない。epi はセミナー及び研修を提供している。しかしながら、かかるセミナー及び研修への参加は epi のメンバー（欧州特許弁理士）に義務付けられていない。

6. 情報公開

(1) 弁理士に関する情報は公開されるか

職業代理人に関する情報公開制度は存在する。

本条約によって規定する手続における自然人又は法人の代理は、この目的で欧州特許庁に備えられた名簿に氏名が掲げられている職業代理人のみがすることができる（EPC 第 134 条(1)）。

(2) 公開の主体

EPO には職業代理人名簿を公表する責任がある（EPC 第 134 条(1)）。

(3) 公開は強制か任意か
情報公開は強制である。

(4) 公開される情報
職業代理人名簿の記載事項には次のものが含まれる。

- アルファベット順の氏名
- ISO の国コードによる国籍
- 職業代理人の住所
- 任意事項：電話／FAX 番号、E メールアドレス

公開された名簿は EPO ウェブサイトのデータベース上で、オンラインで入手可能である。

(5) 公開内容等の制限
上記の情報のみ公開される。

7. 弁理士数等

年度	職業代理人数
2000	6,132
2001	6,294
2002	7,240
2003	7,635
2004	7,991
2005	8,076
2006	8,469
2007	8,747
2008	8,895
2009	9,240
2010	10,088
2011	10,391
2012 (3 月)	10,427

図表 18：弁理士数の推移¹⁸⁵

¹⁸⁵ 2000 年 4 月から 2012 年 1 月までの EPI 情報

http://www.patentepi.com/patentepi/en/Information/archived_issues.php [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

8. 経営環境

EPC にはこの事項に関する特別な規定又は規則がないことから、この質問に正確に解答することはできない。経営環境は、国内法及び共同体法により規定されている。

9. 非弁行為

(1) 弁理士又は特許業務法人でない者による行為の制限

EPC 第 133 条(1)は、いかなる者も EP0 における手続において代理されることを義務付けられないとする一般原則を定めている（代理の非強制）。しかしながら、強制されないとはいえ、代理人を立てることは推奨される。締約国に住所又は事務所を有さない者に対しては例外が適用される（強制代理。EPC 第 133 条(2)）。

締約国内に住所又は主たる営業所を有していない自然人又は法人については、欧州特許出願の提出を除き、本条約に規定するすべての手続を職業代理人が代理しかつその代理人を通して手続をする。施行規則には、その他の例外を規定することができる。

認められているのは欧州特許出願の提出のみである。提出には、提出日の付与につながるすべての行為が含まれる（EPC 規則 55）。

手数料の支払は誰でも行なうことができる。

代理が義務付けられている場合には、当該代理は職業代理人名簿に記載された者（EPC 第 134 条(1)）、従業者（EPC 第 133 条(3)）又は弁護士（EPC 第 134 条(7)）のみ行うことができる。EPC にはこれ以外に、欧州特許弁理士又は特許業務法人でない者による行為を規制する規定はない。

(2) その制限に違反した場合の罰則

罰則又はその他の懲戒措置それ自体は存在しない。代理には、i) 任命、及び ii) 承認が求められる。承認は、当事者に代わって EP0 において行為を行う代理人が、当該当事者から資格を得たかにより証明される。任命及び承認が求められている場合に、ある者が EP0 において行為を行なうことが認められていないときは、当該者により行われた手続（出願の提出を除く。EPC 第 58 条及び第 133 条(2)）は行われなかったものとみなされる（EPC 規則 152(6)）。

所要の委任状が期限内に提出されなかった場合は、代理人が取った手続であって、欧州特許の出願以外のものは、取られなかったものとみなし、これは、本条約によって規定されている他の法的結果に不利な影響を及ぼさない。

不遵守に対する罰則は具体的な手続に応じて定められ、当該手続に関する EPC の規定に定められている。例えば、付与手続においては、代理について十分な是正が行われない場合には、EPC 第 90 条(5)に従って出願は拒絶される。異議申立手続においては、EPO は異議申立人が正当に代理されているかを判断する。これが遵守されない場合には、異議申立ては受容できないものとされる (EPC 規則 77(2))。欧州段階への移行の際には、EPO は国際出願について EPC 第 133 条(2)の定める要件が満たされているかを判断する。欠陥が求めに応じて補正されない場合には、出願は拒絶される (EPC 規則 163(5)及び(6))。

(3) グループ企業 (企業 A と企業 B) 間の行為

(i) 企業 A が企業 B の出願代理等を行おうとした場合の制限

出願人は、締約国に住所又は事務所を有する場合は、その従業者により代理されることができる (EPC 第 133 条(3))。当該従業者は委任されていなければならない (EPC 規則 152)。2つの企業 (企業 A 及び企業 B) が経済的に連携している場合にも、従業者に他の法人／会社を代理することを認める規定は EPC にはない。したがって、企業 A の従業者は、業務に従事している企業の代理として出願することのみでき、当該企業と経済的に連携している企業の代理としてかかる行為を行うことはできない (技術審判部の決定 T 298/97 hn II¹⁸⁶)。

EPC 第 133 条(3)最後の文の規定に基づき実施規則に規定が定められていないことから、現在 EPC は経済的な関係を有する法人の従業者に他の法人の代理を認めていない。

(ii) 企業 A と企業 B がグループ企業であるか否かの判断基準

グループ企業は広義の「経済的な関係を有する法人」に該当する。

(iii) 企業 A に弁理士がいるか否かでその制限は異なるか

企業 A の社内特許弁理士は、従業者ではなく職業代理人名簿に記載された独立した職業代理人として行為している場合に限り、企業 A と経済的な関係を有する企業 B を代理することができる。

10. 利益相反

(1) 弁理士又は特許業務法人による業務の制限

利益相反は、欧州特許庁における職業代理人協会の行動規範 (Code of Conduct) 第 4 条(d)に定められている。

¹⁸⁶ http://archive.epo.org/epo/pubs/oj002/02_02/02_0832.pdf [最終アクセス日 : 2013 年 1 月 4 日]

規律に関する規則第 3 条(2)に掲げる要件のほか、メンバーは自らの利益と対立する命令を拒否するものとする。このような場合、依頼人に対する損害が生じる可能性を回避することなく当該命令の実行を延期することができない場合には、メンバーは当該生じる可能性のある損害を回避するために直ちに必要な限りにおいて、当該命令を受諾し、履行するものとする。それ以降、当該事案への関与を停止するものとする。

懲戒規則 (Regulation on Discipline) 第 3 条 (依頼人に対する行動に関する特別規定) は次のように定めている。

- 1) その職業上の役務に対する依頼を受け入れない又は当該役務を停止する職業代理人は、直ちに依頼人にその旨を通知するものとする。後者の場合、当該職業代理人は、依頼人が損害を被らないように適切な措置を取るものとする。
- 2) 職業代理人は、依頼の受諾又は継続が、対立する利害を有する他の依頼人を代理した又は助言をした特定の事項を取り扱う必要性を生じ、かつ、当該対立が解決していない場合には、その役務を拒否又は停止しなければならない。

(2) その制限に違反した場合の制裁

利益相反に関する違反行為は、懲戒措置により罰せられる可能性がある (上記の欠格事由を参照)。

1 1. 制度改正

現時点で制度の改正に関する情報はない。

1 2. 弁理士の公益活動

EPC 及び epi の定める職業行動規則のいずれも、欧州特許弁理に係る「プロボノサービス」の概念を定めていない。職業代理人はかかる無料サービスの提供又は参加を義務付けられていない。

III—6. 欧州共同体商標意匠庁の調査結果

1. 条文

(1) 弁理士制度の規定条文

欧州共同体商標意匠庁（OHIM: Office for Harmonization in the Internal Market）における代理は、2009 年 2 月 26 日付共同体商標に関する理事会規則第 207/2009 号（CTMR: Community trade mark regulations¹⁸⁷）の第 4 節（第 92 条以下）に定められている。

共同体において自己の住所又は主たる事務所若しくは実効的な工業上若しくは商業上の施設を有さない自然人又は法人は、共同体商標出願以外は、本規則に定めるすべての手続について、職業代理人により、第 93 条(1)に従い OHIM に対し代理されなければならない（CTMR 第 92 条(2)）。職業代理に関する同様の特別な規定は国際登録にも適用される。

CTMR 第 93 条は、OHIM に対する自然人又は法人の職業代理を行うことができるのは次に掲げる者のみであると定めている。

- (a) 加盟国の 1 において資格を有し、かつ、その事務所を共同体内に有する、当該国において商標／意匠事項の代理人として行動することができる範囲での法律の有資格実務家、及び
- (b) この目的のために、商標意匠庁に備えられている名簿に名称が掲載されている職業代理人

注釈付の CTMR 実施規則（CTMIR 又は IR）（共同体商標に関する理事会規則（EC）第 40/94 を施行する 1995 年 12 月 13 日付委員会規則（EC）第 2868/95 号）は、OHIM のウェブサイトから入手可能である¹⁸⁸。

現在までのところ、OHIM の代理制度では、OHIM において代理をする欧州商標意匠弁理士のための欧州職業行動規範を定めてない。CTMR 第 92 条(2)の規定によれば、OHIM における職業代理人は、その事務所又は雇用場所がある加盟国の法律に拘束される。そのため、職業代理人による不適切な行動が行われた場合、適用される制度及び懲戒措置は当該加盟国の職業行動規範及び法律により異なる可能性がある。

¹⁸⁷ <http://oami.europa.eu/ows/rw/pages/CTM/legalReferences/regulations.en.do> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁸⁸ <http://oami.europa.eu/ows/rw/resource/documents/CTM/regulations/2868en-codified.pdf> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

欧州共同体商標意匠庁（OHIM）における手続に関するガイドラインは、OHIM のウェブサイトから入手できる¹⁸⁹。

マニュアルには、公式のガイドラインについて行われた最新の改正が含まれる。定期的に改訂されるガイドラインと異なり、マニュアルは随時更新され、OHIM の最新の実務を反映する¹⁹⁰。

2. 業務範囲

（1）弁理士が扱える業務

欧州共同体商標（CTM）制度は、欧州における統一された商標登録制度で、一の登録により EU の全加盟国において保護が与えられる。これは、ある加盟国における CTM 出願に対する異議申立ては、出願全体の拒絶につながる可能性があり、CTM 登録は全加盟国で法的効力があることを意味する。

CTMR 第 93 条は、OHIM に対する自然人又は法人の職業代理人は、次に掲げる者によってのみ行うことができると定めている。

- (a) 加盟国の 1 において資格を有し、かつ、その営業所を共同体内に有する、当該国において商標事項の代理人として行動することができる範囲での法律の有資格実務家
- (b) この目的のために、商標意匠庁に備えられている一覧に名称が掲載されている職業代理人

職業代理人とは、次に掲げる自然人であるとする。a) 加盟国の国民である自然人、b) 共同体内に事務所又は雇用場所を有する自然人、及び、c) 加盟国の中央産業財産権官庁において商標／意匠に関する事項について自然人又は法人を代理する資格を有する自然人（欧州商標意匠弁理士）。

そのため、統一された欧州商標意匠弁理士制度に相当する制度は存在しない。加盟国の国内法で定められた条件により、国内の産業財産権庁において商標及び意匠に係る事項について代理をする資格があるかが判断される。欧州商標意匠弁理士の業務範囲には、商標及び／又は意匠に係る事項に関する OHIM におけるいかなる行為も含む（「OHIM におけるすべての手続において」CTMR 第 92 条(2)）。このため、職業代理人の職務には、商標及び／又は意匠の登録簿の調査、新たな商標及び／又は意匠に関する戦略への助言、商標及

¹⁸⁹ <http://oami.europa.eu/ows/rw/pages/CTM/legalReferences/guidelines/guidelines.en.do> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁹⁰ http://oami.europa.eu/ows/rw/resource/documents/CTM/legalReferences/partasection5_profrep.pdf [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

び／又は意匠に関する出願の提出及び遂行、商標及び／又は意匠の利用に対する助言、商標に対する異議申立ての処理、取消、無効及び譲渡に関する助言及び対応、並びに商標及び／又は意匠の侵害に対する助言及び対応が含まれる。

CTMR 第 96 条によれば、侵害及び効力に関する管轄権は、共同体商標裁判所と呼ばれる第 1 審及び第 2 審国内裁判所が有する（CTMR 第 95 条）。

共同体商標裁判所は、次のものについて専属管轄権を有する。

- (a) 全ての侵害訴訟及び、国内法に基づいて認められている場合は、共同体商標についての侵害のおそれに関する訴訟
- (b) 国内法に基づいて認められている場合は、不侵害の宣言を求める訴訟
- (c) 第 9 条(3)第 2 文にいう行為の結果として提起された全ての訴訟
- (d) 第 100 条により共同体商標の取消又は無効宣言を求める反訴

このため、職業代理人は、弁護士が出廷していない場合にも、共同体商標裁判所において当事者を代理することが認められている。

（２）資格内資格制度

CTMR には、付記弁理士又はその他の専門認定制度は定められていない。

（３）弁理士の格付評価

公的な特許弁理士格付サービスはない。知的財産法律事務所及び選定された特許弁理士他に関する格付サービスは存在する（ドイツ及び UK の該当箇所を参照）。

（４）依頼人と弁理士間の秘匿特権

多くの EU 加盟国には弁護士・依頼人間の秘匿特権及び秘密文書の取扱いに関する規定が存在するにもかかわらず、OHIM には単一の又は統一された規則は存在しない。有資格弁護士が国内法により保護されている又は当該加盟国の職業代理人組織の懲戒措置に拘束されている一方で、国内の弁護士・依頼人間の秘匿特権が他の又はすべての加盟国に適用されるのか否か、またその限度については明らかになっていない。そのため、CTM 制度を改正する際は、弁護士・依頼人間の秘匿特権による登録職業代理人の保護に関する規定が含まれるべきである。現時点では、弁護士・依頼人間の秘匿特権の適用方法及び範囲は明らかにされていない。

3. 資格要件等

(1) 試験合格以外の特例

後述するように、欧州共同体レベルで統一された資格試験は存在しない。CTMR 第 93 条は、OHIM において職業代理人として行動するために求められる条件が定められている。

弁護士は加盟国の国内法によれば当該国内庁において常に第三者を代理する資格を有する職業代理人である。CTMR 第 93 条(1)(a)によれば、次に掲げる 3 つの条件が満たされなければならない。a) 加盟国の 1 において資格を有すること、b) 共同体内に事務所を有すること、及び c) 加盟国内で商標事項に関し代理する権限を有すること。資格を有するということは、弁護士資格を有する又は加盟国の職業上の肩書において実務を行なうことを承認されていなければならないという意味である（マニュアルの付属文書 1 を参照）。CTMR 第 93 条(2))によれば、弁護士は職業代理人名簿に登録されない。

OHIM の保管する職業代理人名簿への登録の承認及び登録がされている職業代理人は OHIM において第三者を代理する資格を有する。当該名簿への登録が認められるには、次に掲げる要件が満たされなければならない。a) 加盟国の 1 の国民であること、b) 共同体内に事務所を有すること、及び c) 国内法により資格を有すること。国内産業財産権庁により証明証書も求められている。

国内法に基づく資格の付与（CTMR 第 93 条(2)(c)及び CTMIR 第 78 条(1)(b)）は、加盟国により異なる。

- 一部の加盟国では、資格の付与には特別な職業資格を有することが条件とされている（すなわち、資格試験に合格していること）。例えば、フランスやドイツ。
- その他の加盟国では、加盟国の中央産業財産権庁において少なくとも 5 年間継続して職業代理人として職務に従事していることを義務付けている。
- 加盟国の 1 の中央知的財産庁において商標及び／又は意匠に関する事項について自然人又は法人を代理する職業資格が加盟国の定める規則により公式に認められている者。

そのため、ある者が資格を有するか又は資格試験を受験する必要があるかは各加盟国の規定により個別に定められている。資格を取得するための具体的な条件はマニュアルの付属文書 1 及び 2 に記載されている。

(2) 国籍要件、居住要件

国籍要件及び居住要件は存在する。CTMR 第 93 条(2)(a)/(b)及び(4)の規定によれば、申請者は加盟国の国民であるか、又は共同体内に事務所若しくは雇用場所がなければならない。OHIM 長官は、その裁量により、特別な状況においてはこの要件を免除することができる（CTMR 第 93 条(4)）。

(3) 欠格事由

CTMIR 第 78 条(3)及び(5)によれば、職業代理人としての登録は、当該職業代理人が事務所又は雇用場所を有する加盟国の中央産業財産権庁において自然人又は法人を代理する資格が停止されている場合には、OHIM が自ら停止することができる。欠格事由は、国内法令に従って定められている。国内の官庁は、認識する関連の出来事を OHIM に通知するものとする。前記のとおり、現時点で OHIM には統一された行動規範並びに欠格につながる違反行為及び処罰を定める懲戒措置がない。

(4) 実務経験

商標及び意匠の分野における実務経験は、各加盟国の該当する国内法令に定められる国内要件である。上記で詳細に述べられたように、実務経験は、特別な職業資格又は 5 年間の実務経験のいずれかにより取得される。

4. 弁理士試験

CTM は産業財産の保護に関して単一の権原を構成する。しかしながら、資格試験に関しては、現時点では、OHIM において代理を行う職業代理人が CTM の規定及び規則に関する専門的知識を有することの保証につながる欧州共同体レベルでの中央試験又は国内試験の国際調和は実施されていない。仮にそのような試験があったとしても、資格試験の条件及び要件は、各加盟国の産業財産権庁において個別に規定されている。このため、資格試験に関する質問に正確に回答することはできない。

5. 研修

司法試験又は資格試験に合格した有資格職業代理人に対する研修を義務付ける制度及び登録職業代理人に対する義務的なフォローアップ研修に相当するものもない。

6. 情報公開

一般に、職業代理人はガイドライン A 部第 5 節¹⁹¹と、マニュアル A 部第 5 節¹⁹²に規定されている。

(1) 弁理士に関する情報は公開されるか

職業代理人の公開制度はある。

CTMR 第 93 条に定める職業代理人名簿への登録手続は、OHIM ガイドライン／マニュアル

¹⁹¹ <http://oami.europa.eu/ows/rw/pages/CTM/legalReferences/guidelines/professionalRepresentation.en.do> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁹² http://oami.europa.eu/ows/rw/resource/documents/CTM/legalReferences/partasection5_profrep.pdf [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

の第 5.2.2.5 節に詳述されている。同節によれば、名簿への登録請求を処理する権限は、商標管理法務部、特に審査支援部の登録と料金の管理課にあるという。名簿への登録は、職業代理人に付与された ID 番号の表示を含む肯定的な決定の通知を受けて実行される。職業代理人名簿は、OHIM 官報及び OHIM が発行する職業代理人の住所氏名録で公表される。

（２）公開の主体

商標管理法務部、特に審査支援部の登録と料金の管理課が情報公開を行う責任を有する。

（３）公開は強制か任意か

CTMR 第 93 条によれば、同条第 2 項の条件を満たす自然人は職業代理人名簿への登録が認められる。そのため、関連する情報と共に名簿を公開することは義務である（OHIM ガイドライン第 5.2.2.5 節）。

（４）公開される情報

CTMR 第 93 条に基づく職業代理人名簿は、OHIM ウェブサイト上の官報からオンラインで入手できる¹⁹³。

公開される情報には、職業代理人の氏名及び住所、事務所の住所、又は法律事務所の住所が含まれる。職業代理人名簿への登録請求に関するファイルは公衆の閲覧に供されていない。ID 番号は該当する職業代理人以外の者には通知されない（OHIM ガイドライン第 5.2.2.5 節）。

（５）公開内容等の制限

上記の情報のみ公開される。

7. 弁理士数等

OHIM は欧州で登録されているすべての職業代理人名簿は提供していない。唯一入手可能な職業代理人名簿には、実際に行われた当該名簿への登録及び取消のみが記載されている。過去の職業代理人すべてに関する記録は存在するが、公衆の閲覧には供されていない。そのため、職業代理人の数に関する質問には回答できない。

8. 経営環境

CTMR 及び CTMIR は、この点に関する特別な規定を定めていない。職業代理人の経営環境は各加盟国の国内規定又は共同体法により個別に定められているため、この質問に正確

¹⁹³ <http://oami.europa.eu/ows/rw/resource/documents/OHIM/OHIMPublications/officialJournal/index06-12-en.pdf>
[最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

に回答することはできない。

9. 非弁行為

(1) 弁理士又は特許業務法人でない者による行為の制限

弁理士等の資格を持たないものによる行為に対する制限はない。CTMR 第 92 条(1)は、原則としていかなる者も OHIM において代理されることを強制されないと規定している。CTMR 第 93 条によれば、代理が義務付けられている場合（CTMR 第 92 条(2)）又は共同体において自己の住所又は主たる事務所若しくは実効的な工業上若しくは商業上の施設を有する自然人又は法人が職業代理人を任命する場合には、職業代理人のみ OHIM において代理に関する手続を行うことが認められている。

また、CTMR 第 92 条(3)によれば、共同体において自己の住所又は主たる事務所若しくは実効的な工業上若しくは商業上の施設を有する自然人又は法人は従業者により代理されることができる。本項が適用される法人の従業者は、その法人と経済的関係を有する他の法人が共同体内にその住所又は主たる事務所若しくは実効的な工業上若しくは商業上の施設を有さない場合であっても、当該他の法人をも代理することができる。

(2) その制限に違反した場合の罰則

罰則に関する規定はない。弁護士又は CTMR 第 93 条(2)により OHIM が保管する名簿に登録されている職業代理人による代理は、明示的に求められた場合に、署名済の委任状を提出することのみ必要となる（CTMIR 規則 76(1)）。

従業者がその雇用者の代理として行った行為は、「職業代理」行為には該当しない。自然人又は法人（雇用者）の代理として行為を行う従業者は、委任状を提出しなければならない（CTMIR 規則 76(2)）。

CTMR 第 93 条(2)の定めるところにより職業代理人、従業者又は手続の当事者でないその他の自然人又は法人は、第三者の代理として OHIM における手続を行うことはできない。

(3) グループ企業（企業 A と企業 B）間の行為

(i) 企業 A が企業 B の出願代理等を行おうとした場合の制限

CTMR 第 92 条(3)の規定によれば、企業の法務部は、2 の法人間に経済的関係が存在し（すなわち、当該企業が同一のグループに属している）かつ OHIM において代理人とみなされることを希望する法務部が共同体内に存在する場合にのみ、他の企業を代理する資格を有する。

(ii) 企業 A と企業 B がグループ企業であるか否かの判断基準

経済的関係を有する法人の従業者による代理に関しては、OHIM ガイドライン/マニュアルの第 5.2.3.2 節に定められている。2 の法人間に経済的依存関係が存在する場合には、経済的関係があるものとみなされる。経済的依存関係は、2 の法人が同一のグループのメンバーである又は経営支配体制がある場合には、存在する。

企業間の経済的関係は、1980 年 6 月 25 日付加盟国と公営企業との間の財政上の関係の透明性に関する委員会指令第 80/723/EEC 号(0J EC L 195 p. 35)¹⁹⁴、及び 1996 年 1 月 31 日付技術移転契約に関する委員会規則第 240/96 号(0J EC L 31 p. 2)¹⁹⁵に定められている。これらの指令及び規則によれば、次に掲げる場合には、複数の企業が相互に経済的関係を有するとみなされる。

- 1 の企業が他の企業の資本の過半数を有する場合
- 1 の企業が他の企業の株式の過半数を有する場合
- 1 の企業が他の企業の経営陣の半数以上を任命することができる場合

OHIM マニュアル第 5.2.3.2 節は次のように定めている。「EC 条約第 85 条(1)に係る判決によれば、経済的関係とは、両企業が、その子会社又は支店がマーケティング戦略の決定に実質的な自治性を持たない経済体を形成する場合には、存在するものとみなされる」

次に掲げる関係に基づく場合には、経済的関係は存在しない。

- 商標のライセンス契約に基づく関係
- 相互代理又は法的支援を目的とした 2 の企業間における契約上の関係
- 単なる供給者／顧客の関係（例：独占販売権又はフランチャイズ契約）

(iii) 企業 A に弁理士がいるか否かでその制限は異なるか

企業 A の社内特許弁理士が、（企業 A の従業者としてではなく）弁護士としての資格を有する場合又は OHIM の職業代理人として名簿に登録されている場合、当該特許弁理士は、個人の実務家としての資格において企業 B を代理する資格を有する。企業 A と関係する企業 B との間に必要な経済的関係が存在する場合、すべての通信は、OHIM の有する代理人名簿に従業者代理人として登録の申請及び取得をした法務部の構成員（従業者）による署名が認められる。

¹⁹⁴ <http://eurlex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31980L0723:EN:HTML> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁹⁵ <http://eurlex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31996R0240:EN:HTML> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

10. 利益相反

前述したように、OHIM において代理を行う職業代理人について、OHIM の代理制度は統一の行動規範を定めていない。現時点で、OHIM は、OHIM で代理を行う欧州商標意匠弁理士の欧州職業行動規範を定めていない。OHIM において代理する職業代理人は、その事務所又は雇用場所を有する加盟国の法律に拘束される。したがって、利益相反に関する国内規制の違反及び法的責任は、当該加盟国の職業行動規範及び法律に基づき個別に定められる（CTMR 第 93 条(2)c）。

11. 制度改正

現時点で、制度の改正に関する具体的な情報はない。2002 年に、欧州共同体委員会から理事会に対して CTMR 第 92 条に定める代理の機能の調査に関する報告書¹⁹⁶が送付された。当該報告書は、当該理事会に OHIM の職業代理人制度に関する見解を付与し、OHIM が検知した特定の問題の解決に関して提案をすることを目的としていた。

- 1) 職業代理人の住所に関する問題
- 2) 職業代理人名簿への登録のための統一資格試験
- 3) 統一の職業行動規範

12. 弁理士の公益活動

CTMR 及びその実施規則には、職業代理人によるプロボノサービスに関する規定及び規則を定めていない。

¹⁹⁶ <http://oami.europa.eu/en/mark/marque/pdf/Ctoc2002-766.pdf> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

Ⅲ－７．中国の調査結果

Ⅲ－７－１．専利代理人制度

１．条文

（１）弁理士制度の規定条文

専利代理人制度に関する主な法律規定（行政法規、部門規章なども含め）は下記のとおりで、URL は中国語の条例等を示し、日本語仮訳を資料Ⅲ－９に添付します。なお、「専利代理人」とは弁理士の中国語表記です。

➤ 専利代理条例¹⁹⁷

1991 年 4 月 1 日から施行 未改正 資料Ⅲ－９－１（日本語仮訳）

➤ 専利代理管理弁法¹⁹⁸

2003 年 7 月 15 日から施行後改正あり 資料Ⅲ－９－２（日本語仮訳）

➤ 専利代理管理弁法修正決定¹⁹⁹

公布日 2011 年 3 月 28 日から施行 資料Ⅲ－９－３（日本語仮訳）

➤ 専利代理人コード標準²⁰⁰

2002 年 6 月 1 日から施行 未改正 資料Ⅲ－９－４（日本語仮訳）

➤ 専利代理人資格試験実施弁法²⁰¹

2008 年 10 月 1 日から施行（2004 年 4 月 1 日に発布された国家知識産権局令第 36 号「専利代理人資格試験実施弁法」は同日に廃止された）

➤ 専利代理人資格試験規則違反行為処理弁法²⁰²

2008 年 10 月 1 日から施行

➤ 専利代理懲戒規則（試行）²⁰³

2003 年 1 月 1 日から施行

➤ 専利代理機構の年度検査弁法²⁰⁴

1998 年 1 月 16 日から施行

➤ 企業専利工作管理弁法（試行）²⁰⁵

2000 年 1 月 5 日から施行

¹⁹⁷ http://www.sipo.gov.cn/zldlgl/fgygz/200808/t20080820_415645.html [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁹⁸ http://www.sipo.gov.cn/zldlgl/fgygz/200808/t20080820_415649.html [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

¹⁹⁹ http://www.gov.cn/flfg/2011-04/20/content_1848506.htm [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

²⁰⁰ http://www.sipo.gov.cn/zcfg/flfg/zl/bmgz/200804/t20080403_369106.html [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

²⁰¹ http://www.gov.cn/flfg/2008-10/20/content_1125448.htm [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

²⁰² http://www.sipo.gov.cn/zldlgl/fgygz/200810/t20081006_420073.html [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

²⁰³ http://www.sipo.gov.cn/zcfg/flfg/zl/bmgz/200804/t20080403_369109.html [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

²⁰⁴ http://www.sipo.gov.cn/zcfg/flfg/zl/bmgz/200804/t20080403_369100.html [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

²⁰⁵ http://www.sipo.gov.cn/zcfg/flfg/zl/bmgz/200804/t20080403_369104.html [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

2. 業務範囲

(1) 弁理士（専利代理機構と専利代理人）が扱える業務

「専利代理機構」は「専利代理条例」第8条の規定に基づき、次に掲げる業務に従事することができます。

専利代理機構は下記の事務を引き受ける²⁰⁶。

- (一) 専利事務に関する諮問サービスを提供する。
- (二) 専利出願書類の作成を代理し、専利登録出願を取り扱う。実体審査又は審判に関する事務を請求する。
- (三) 異議を出し、専利権無効審判に関する事務を請求する。
- (四) 専利を受ける権利、専利権の譲渡及び専利許可に関する事務を取り扱う。
- (五) 招きを受け、専利代理人を専利顧問として派遣する。
- (六) 他の関係事務を取り扱う。

また、「専利代理人」は、「専利代理条例」第17条の規定に基づき、次に掲げる業務に従事することができます。

専利代理人は、専利代理機構に割り当てられる専利代理業務を引き受けなければならない。許可を得ずに勝手に委任を引き受けてはならない。

上記の規定に基づき、専利代理機構と専利代理人は、知財庁に対する手続の代理、鑑定、審決取消訴訟の代理、侵害訴訟の代理、税関に対する手続の代理、裁判外紛争解決の手続の代理、ライセンス契約の代理、これらの相談などの業務に従事することができます。

また、侵害訴訟について、専利代理人は弁護士²⁰⁷と共同せず、単独して代理することができます。しかし、その代理は、「公民代理」に該当し、「弁護士代理」の律師の特有権利を有しません。

「民事訴訟法」第58条においては、「弁護士、当事者の近親族、関連社会团体又は所属単位が推薦した者、人民法院²⁰⁸が許可したほかの公民」が訴訟代理人として委託されることができるとされています。専利代理人は今まで主に公民代理の名義（民訴第58条における「人民法院が許可したほかの公民」）で訴訟に参加していました。したがって、訴訟手続において、専利代理人は公民代理の身分で訴訟を代理することができます。人民法院

²⁰⁶ 発明、実用新案、意匠を事務の対象とします。専利法 第1条、第2条

²⁰⁷ 日本の「弁護士」に相当する。

²⁰⁸ 日本の「裁判所」に相当する。

も専利代理人が侵害訴訟を代理することを黙認します。個別の人民法院は、その身分を確認するために、公民代理の身分で出頭する代理人に対して、代理人資格証明書を提供するよう要求することもあります。

実務上、多くの専利訴訟事件、特に無効紛争に係る行政訴訟事件において、委任者は、自己の合法的権利を十分に保護するために、いずれも専利代理人による単独代理又は専利代理人と律師による共同代理を委任します。

ただし、専利代理人が専利権侵害紛争訴訟を代理することについて一定の制約があります。中国「民事訴訟法」によれば、民事訴訟において、律師（弁護士を指す）のみ有償サービスを提供する訴訟代理人を担当することができます。また、「律師法」においても、律師従業証を取得していない者は、経済的利益を求めるための訴訟代理又は弁護業務に従事してはならず、かつ、当該規定に違反した場合における罰則を明確に規定しています。したがって、専利代理人は単独して侵害訴訟を代理する際に、代理費用を合理支出として、被疑侵害者に請求することは難しいです。

そのほか、案件資料の調査と取り寄せに関する律師の特有権利についても、専利代理人は有しません。

なお、2013年1月1日から施行する「民事訴訟法」の改正法においては、第58条を下記のように改正しました。今後、専利代理人は「関連社会団体が推薦した公民」の方式で参加しなければならないと考えられます。具体的な方式について、また決められていません。（新しい民訴では、「人民法院が許可したほかの公民」が削除されたので、今後、「関連社会団体が推薦した公民」の方式で参加する方法しかない。）

改正後の民事訴訟法第58条

当事者、法定代理人は一人又は二人の者を訴訟代理人として委託することができる。

下記者は訴訟代理人として委託されることができる。

- （一）律師、基層法律サービス従業者
- （二）当事者の近親族又は従業者
- （三）当事者所在地区、単位及び関連社会団体が推薦した者。

（2）資格内資格制度

中国の現行専利代理人制度には、日本の弁理士法第6条2のような資格内資格制度がありません。

（3）弁理士人の格付評価

特定の組織による（公的機関か民間かを問わず）、弁理士の格付評価が行われていることはありません。

ただし、各企業、代理事務所は、自社の状況に応じて、専利代理人に対する格付を行うこともあります。そのおおよその状況は次のとおりです。

① 代理人資格証を取得した代理人は、経験の豊富程度に基づいて、高級専利代理人、専利代理人に分けられている。

② まだ専利代理人資格証を得ずに、専利代理関連業務に従事している者は、独立的に代理業務に従事できるか否かに応じて、専利エンジニア、専利代理人助理と分けられている。

また、代理人試験を合格してから、正式な専利代理人になるため、1年間の専利代理業務の実習をしなければなりません。

専利代理業務の実習業務をより良く規範化するために、「専利代理人実務実習管理弁法（試行）」に関する中華全国専利代理人協会の実施意見の要求に基づき、専利代理機構は、専利代理人従業証を申し込む際に、「専利代理人実務実習評価表」を提出しなければなりません。当該表における「導師評語」は、代理人実務実習に対する評価に及んでいます。

（4）依頼人と弁理士間の秘匿特権

現行の立法では、依頼人と専利代理人間の秘匿特権について明確に規定した条文はありません。他国の弁理士に秘匿特権を認める根拠条文也没有ありません。関連判例也没有ありません。従って、依頼人と弁理士間の秘匿特権が有しないと理解してよろしいです。

3. 資格要件等

（1）試験合格以外の特例

専利代理人資格証書を取得するために、必ず専利代理人資格試験に参加し、かつ、合格しなければなりません。

専利代理条例第 16 条

専利代理人資格を申し込む者が本人から申し込んだ上、専利代理人考查委員会の審査を経て合格した場合、中国知識産権局（専利局）から「専利代理人資格証書」を発行する。専利代理人考查委員会は、中国専利局、国務院関連部門及び専利代理人組織関連人員から構成する。

また、現在、専利代理人になるための資格として、試験合格以外の特例はありません。1985 年～1988 年は、中国の専利制度を作ったばかりの時期で、代理人資格の試験がまだありませんでした。その時期は、専利代理人の資格を得るため、受験する必要がありますませんでした。

なお、2011 年 2 月 11 日、国務院法制弁公室は、国家知識産権局から国務院の審議のため

に報告した「専利代理条例（改正草案送審稿）」全文を公布し、社会各界の意見を聴取することに決めました。当該（修正草案送審稿）において、「専利代理人」を「専利代理師」に変更しています。しかも、第8条には、人員を限定する状況下で、国务院専利行政部門に専利代理師資格証を審査・発行するよう申し込むことができると規定しています。

専利代理条例（改正草案送審稿）第8条

中華人民共和国憲法を擁護し、完全な民事行為能力を有し、かつ、次に掲げる要件を満たす中国公民は、国务院専利行政部門が審査・発行する専利代理師資格証を申し込むことができる。

- （一）品行の良好な者
- （二）高等学院・学校本科以上の学歴を有する者
- （三）専利審査、専利法律研究業務に10年以上従事した者
- （四）高級職名又は同等專業レベルを有する者。

（2）国籍要件、居住要件

専利代理人資格を申し込む要件の1つは、中華人民共和国憲法を擁護し、かつ、次に掲げる要件を満たす中国公民であると規定している。

- 満18歳以上で、完全な民事行為能力を有する者
- 高等学院・学校理工系専攻卒業（又は同等学歴を有する）で、かつ、一種の外国語を身に着けた者
- 「専利法」と関連法律知識を熟知する者
- 2年以上の科学技術業務又は法律業務に従事した者

上記のとおり、専利代理人資格を申し込む者は中国国籍を有すべきです。ただし、居住についてはいかなる要求も規定していません。

（3）欠格事由

専利代理人の欠格事由には次の規定が含まれています。

「専利代理条例」第19条

専利代理人資格証書を取得してから5年以内に専利代理業務又は専利行政管理業務に従事していない場合、その専利代理人資格証書は自動的に失効する。

「専利代理条例」第25条

専利代理人が次に掲げるいずれかに当たる場合、その情状が軽微な者については、当該者の所在する専利代理機構が批評・教育を行う。情状が深刻な者については、当該者の所在する専利代理機構が招聘関係を解除し、かつ、当該者の「専利代理人従業証」を回収し、

省、自治区、直轄市の専利管理機関が警告を与えるか、若しくは中国専利局から「専利代理人資格証書」を取り消す処罰を与える。

- (一) 職責を遂行せず、若しくは、不適任により依頼人の利益を損なった者
- (二) 依頼人の発明創造内容を漏洩し、若しくは剽窃した者
- (三) 代理権限を越えて依頼人の利益を損なった者
- (四) 無断で委任を受けて、専利代理業務を行い、費用を受け取った者

(4) 実務経験

(i) 実務経験のタイミング

実務経験は試験の参加を申し込む際にも要求されますし、試験合格後、代理人資格を申し込む際にも要求されます。

専利代理人資格試験の参加を申し込む者は2年以上の実務経験、即ち、科学技術業務又は法律業務に従事した経験を有すべきです。即ち、2年以上の実務経験があるこそ、専利代理人資格試験に参加することができます。

ただし、2012年の専利代理人資格試験では、申込要件に対する重大な変更を行い、高等学院・学校理工系専攻の在校大学院生における勉強期間が2年満期になる者、若しくは、高等学院・学校理工系専攻の在校博士については、2年以上の科学技術業務に従事したこととみなします。在校大学院生又は博士は、通学中の学院・学校の学籍証明を提供しなければなりません。

また、試験合格後、1年間の実習をしてから、正式に専利代理人になります。

(ii) 実務経験の取得

試験の参加を申し込むための実務経験について、次のような機構で取得することができます。

- 専利事務所、律師事務所又は「法律」の二文字を含む法律機構での経験
- 科学技術性質のコンピュータ企業又は「科技」の二文字を含む科学技術機構での業務経験

従業して2年満期になった場合、所在する機構が2年実務経験証明を発行する。証明する主な内容には、氏名、身分証明書番号、従業機構名称、業務期日範囲（終止期日と開始期日間の差が2年以上の論理関係を満たす）、証明期日、所在機構公印の押印を含む。

また、前述のように、2012年から試験申込要件を適度に緩和しました。そのうち、実務経験に対する要求としては、2年以上の科学技術経験に限っています。

国家知識産権局は、次のとおりに認めました。

「一方では、現在大学院生の教育が本科生の教育と異なっているので、大学院生になっている者は、通常、既に多くの具体的科学研究業務に従事し、大学での卒業前の実習により

既に多くの具体的科学研究業務に参加し、完全にテキストに限る教育とはいえない。また、現在中国での就業形勢が比較的深刻であり、より多い大学院生が資格試験の参加を経て、より早く知財権業界への参加を速めたがっていることに鑑み、国家知識産権局は、2011年付で国务院に提出した「専利代理条例改正草案」において、既に2年の実務経験を取り消した。現在、2年実務経験に対する緩和を図っているが、仮に高等学院・学校の文科系専攻の在校大学院生が既に2年以上勉強し、若しくは当該者が在校博士になっている場合、当該者が既に2年実務経験を有するとみなせるので、事実上、一種の緩和に該当する。したがって、当該状況に該当する試験参加者が提出すべき実務経験証明書は、学籍証明のみで十分であり、学位、卒業証書については、既に卒業し、若しくは卒業して2年未満の者は、直接その卒業証書又は学位証書を提供することができる。」

なお、試験合格後、代理人資格を申し込む際の実務経験について、専利事務所で実習しなければなりません。

4. 弁理士（専利代理人）の試験

（1）特許と商標に分けて試験を行っているか

専利代理人と商標代理人の管理体制がそれぞれ相違しますので、専利代理人試験は、商標代理人試験と相違する独立的試験となります。

1984年3月12日、「専利法」が全国人民代表大会常務委員会で通過され、1985年4月1日から実施されることにより、中国専利代理制度は設立されました。当時、専利代理機構と専利代理人の研修に当たって、まだ全国的な統一試験がなかったので、当時の専利局での研修を経て、全国で約6000人が従業証を取得しましたが、それ以降、徐々に規範化されるにつれて、1992年から全国的な資格試験が開始されました。1992年から2012年までに14回の専利代理人統一試験を行っています。

1992年から「専利代理条例」を發布・実施して以来、2004年までに合計7回の全国専利代理人資格試験を行ってきました。すなわち、2004年までの専利代理人資格試験は、2年ごとに1回行われていました。その後、2005年に「全国専利代理人資格試験改革方案」が提案されましたが、当該改革法案により1回/2年を1回/1年に変更しました。

（2）試験の実施機関

専利代理人試験は国家知識産権局が主催します。国家知識産権局は、専利代理人考查委員会を組織・設立します。当該考查委員会は、「専利代理人資格試験大綱」の審査・決定と専利代理人資格試験の合格ラインの確定に対する責任を負っています。当該考查委員会のメンバーは、国家知識産権局、国务院関連部門、中華全国専利代理人協会の関係者及び

専利代理人の代表者から構成し、その主任は、国家知識産権局局長が担任しています。専利代理人考査委員会の事務室は、国家知識産権局に設置されており、専利代理人資格試験の各種の具体的な業務責任を負っています。

（３）受験資格

専利代理人資格試験に参加する者は、必ず中華人民共和国憲法を擁護する中国公民でなければならず、かつ、満 18 歳以上の者であり、完全な民事行為能力を有しなければなりません。しかも、高等学院・学校理工系専攻（又は同等な学歴を有する）を卒業し、一種の外国語をマスターし、「専利法」と関連法律知識を熟知し、2 年以上の科学技術業務又は法律業務に従事していなければなりません。

ただし、国家知識産権局サイトにおける「2012 年全国専利代理人資格試験の関連事項に関する公告（第 171 号）」の申込要件には、「一種の外国語をマスターする」との要求がなくなりましたが、その他の要件は「専利代理条例」の規定と一致していました。

確かに「専利代理条例」において、一種の外国語をマスターすべきと要求していますが、実際に試験を申し込む際には、いかなる外国語能力資格証書も提出する必要もなく、かつ、試験の内容にも外国語に対する考査・評価がありません。

ただし、専利代理人は一種の外国語をマスターしなくても良いとはいえません。外国語能力に対する要求は、主に専利事案を代理する業務を通じて表われています。すなわち、専利代理人は、大量の専利文献を閲読するためには多くの外国語書類に接しなければなりません。しかも、仮に渉外専利代理機構で専利代理人業務に従事する場合、クライアントから依頼される事案は外国語書類になっているので、各事務所が専利代理人を招聘する際に、要求する応募者の外国語能力も非常に高く、応募者は外国語能力資格証書を提供するだけでなく、筆記試験により外国語能力テストを受けなければなりません。

「専利代理人資格試験実施弁法」第 7 条に基づき、次のいずれかの情状に該当する者は、専利代理人資格試験に参加できません。

- （一）故意に犯罪を犯し、刑事処罰を科された者
- （二）専利代理人資格を取り上げられた者
- （三）本弁法第 12 条に規定する 3 年以内に専利代理人資格試験に参加できず、かつ 3 年未満の者

（４）試験の頻度

1992 年から「専利代理条例」を發布・実施して以来、2004 年までに合計 7 回の全国専利代理人資格試験を行ってきました。すなわち、2004 年までの専利代理人資格試験は、2 年ごとに 1 回行われていました。その後、2005 年に「全国専利代理人資格試験改革法

案」が提案されましたが、当該改革法案により 1 回/2 年を 1 回/1 年に変更しました。

「専利代理人資格試験実施弁法」第 2 条

専利代理人資格試験は、全国統一試験制度を実行し、毎年 1 回行う。

(5) 試験科目の構成

(i) 試験科目

中国の専利代理人資格試験科目には、以下の科目が含まれているし、持込不可の筆記方式を採用します。外国語科目とその他国家の法律・法規に係る科目は含んでいません。

① 専利法律知識

当該試験科目の試験問題は以下の内容に関するものです。

- 専利の基礎知識、専利権付与の実質的な条件、出願書類に対する要求、専利出願のプロセスと手続、専利出願の不服審判、専利権の無効審判、専利権の実施と保護、専利文献及び専利分類
- 関係の専利国際条約と国際協定（特許協力条約、特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約、国際特許分類に関するストラスブール協定、意匠の国際分類を制定するロカルノ協定等）、専利代理条例及び関係規程

② 関連法律知識

当該試験科目の試験問題は以下の内容に関するものです。

- 民法通則、契約法、民事訴訟法、行政訴訟法、行政再議法、刑法、対外貿易法、著作権法、商標法、不正競争防止法
- 植物新品種保護条例、集積回路の回路配布保護条例、知的財産税関保護条例、工業所有権の保護に関するパリ条約、知的所有権の貿易の側面に関する協定の関係知識

③ 専利代理実務

当該試験科目の試験問題は以下の内容に関するものです。

- 発明と実用新案の専利出願の明細書及びクレームの作成
- 拒絶理由通知書に応答する際の意見書の作成及び専利出願書類の補正
- 無効審判請求書の作成、無効審判請求に対する意見書の作成

(ii) 科目別の合格制度

「2012 年全国専利代理人資格試験の関連事項に関する公告（第 171 号）3(1) の实际需要に基づく合格ラインの確定には、試験が終了した後、専利代理人考查委員会は、専利業務の实际需要と当年試験問題の難易程度に基づき、十分な討議を経て合格ラインを確定すると規定しています。

各科目の満点は、それぞれ中国専利法律知識 150 点、関連法律知識 100 点、専利実務

150 です。国家知識産権局が公布した 2011 年試験合格ラインによれば、合格ラインは法律知識部分（専利法律知識と関連法律知識との総和）と代理実務部分（専利代理実務 1 科目）の 2 つの合格ラインに分けられます。

試験参加者が法律知識部分又は代理実務部分の中、一つ部分だけに合格した場合、審査委員会弁公室は、当該合格試験成績を記録します。合格成績の記録は当年から 3 年以内に有効ですので、試験参加者は、それ以降から 2 年以内に追試験に参加し、残りの部分に合格すればよろしいです。（仮に、試験参加者の法律知識部分が当年の合格ラインに達していない場合、翌年の追試験時に専利法律知識と関連法律知識の 2 科目の追試験に参加しなければなりません。）試験参加者が 3 年以内に全部の科目試験に合格できなかった場合、第 4 年に再度試験に参加するときには、新たに全部科目の試験に参加し、かつ、新たに合格成績の記録周期に入ることになります。

（iii）科目の免除制度

専利代理人試験に係る免除制度はありません。専利代理人資格証書を取得するために、全国代理人資格試験に参加する者は、必ず 3 科目の試験に参加しなければなりません。

（iv）実務試験「専利代理実務」

独立的な実務試験はありませんが、上記「専利代理実務」という科目を通じて専利書類の作成能力を考査します。当該科目の特徴は、法律条文と技術を相互結合する総合能力を考査します。「専利代理実務」科目試験には二つの問題が含まれていますが、2006 年から 2010 年までの各年試験問題の構造はおおよそ下記のとおりです。

- 審査意見通知書への回答（意見陳述書の作成、特許請求範囲の補正、必要時には分割出願における独立請求項と分割理由の説明を提出する）
- 無効実務（意見陳述書、特許請求範囲の補正、簡易回答）
 - ✧ 作成実務（特許請求範囲の作成、単一性に係る簡易回答）
- 請求範囲の作成（簡易回答）

＜2010 年専利代理実務試験問題＞

クライアントは、あなたが所属する代理機構にクライアントが発明した食品料理機の発明提案書（添付図面 1）とクライアントが入手した従来技術（添付図面 2）を提供し、あなたが所属する代理機構に特許出願を依頼した。あなたは、特許出願書類を作成する前に、従来技術を検索し、かつ、関連性のある対比文献を見つけた（添付図面 3）。

（詳細は資料Ⅲ－9－5 をご参照ください。）

(v) 多肢選択式試験

専利法律知識と関連法律知識の2科目試験には、マークシート回答カード方式を採用し、専利代理実務科目には論述回答と実際作成方式を採用しているため、多肢選択式の科目は、専利法律知識と関連法律知識の2科目です。2科目ともそれぞれ100個の選択肢からなっております。2012年前までは、100個の問題はいずれも一肢問題と多肢問題を混合しているため、標注の説明がありませんでした。2012年からは、100個の問題中、30個は一肢問題で、70個は標注の説明がない一肢問題と多肢問題が混合されています。試験時間について、2012年前までの専利法律知識試験時間は2時間で、2012年の専利法律知識試験は2.5時間ですが、過去より0.5時間増加しています。関連法律知識試験時間は2時間であり、専利実務試験時間は4時間になっています。

(vi) 口述試験

専利代理人資格試験には口述試験がなく、持込不可の筆記試験方式で行い、マークシート回答カードと論述問題の方式を採用しています。

(6) 受験者数、合格者数、合格率の推移

過去5年間の受験者数、合格者数、合格率の推移は次のとおりです。

年度	受験人数	合格者数	合格率
2011	13,616	1,493	11%
2010	12,669	1,368	10.8%
2009	11,805	924	7.8%
2008	5,492	692	12.6%
2007	8,326	610	7.3%

図表 19：専利代理人試験の受験者数、合格人数及び合格率の推移

5. 研修（代理従業証を取る前の実務研修）

(1) 新人に対する研修

(i) 新人に対して研修を実施しているか

新人に対する研修を実施しています。

(ii) 実施主体

中国の専利代理新人に対する研修の実施主体は中華全国専利代理人協会です。当該協会は、事前に毎年実務研修計画を立てると同時に、協会サイトに当年の実務研修に係る情報などを掲載することにより、専利代理人資格証を有する者の実務研修を組織しています。

（iii）研修教材の作成者

中国の専利代理新人に対する研修に用いる教材の作成者は固定されていません。通常、専利代理人資格証を有する者が参加する実務研修の教材は、中華全国専利代理人協会教育・培訓部が統一的に配布し、教材は、当該研修の責任を負う講師の講義内容からなっています。したがって、実務研修教材の作成者は固定されていません。（例えば、教材内容は、各都市の実務研修を担当する各講師により相違します。また、各実務研修期間における講師も相違します）

（iv）研修は義務か任意か

専利代理人資格を取得した新人は、専利代理機構での実習期間中、実務研修に参加しなければなりません。当該実務研修に参加しない場合、専利代理人従業証を取得することができません。即ち、当該研修は専利代理人従業証を取得する前に行わなければなりません。

専利代理人執業培訓弁法（試行）第6条

新たに専利代理人資格を取得した者は、専利代理機構での実習期間中に専利代理人の実務研修に参加しなければならない。……実務研修に参加していない者は、専利代理人従業証を取れない。

（v）研修を受講しなかった場合の罰則

実務研修に参加していない者は、専利代理人従業証を取れません。

（vi）研修のタイミング

研修は、代理人試験が合格した後、専利代理人従業証を取得する前に行わなければなりません。つまり、弁理士の登録前に行います。

（vii）研修の開催頻度や期間

専利代理人資格証の取得から専利代理人従業証の取得までの1年間に1回実務研修に参加しなければなりません。当該実務研修時間は、40 勉強時間（5 日）となります。実務研修が開催される時期と場所（培訓地点）は中華全国専利代理人協会より前年度の専利代理人資格試験に合格した者の分布状況に基づき、決まりますが、下記「2011 年専利代理人実務研修計画表（共七期）」表に記載のように、地方ごとに開催の時間は異なっており、2011 年は、全国において 7 回の研修が計画されました。試験に合格した者は自分のニーズに従い、研修を受ける時期と培訓地点を選択することができます。

「専利代理管理弁法」に基づき、中華全国専利代理人協会が 2010 年 1 月 28 日に発布し

た「専利代理从業人員培訓指南」及び2010年3月31日に發布した「専利代理从業人員培訓指南實施意見」の要求に応じて、専利代理人資格証を有する者は、従業証を申し込む場合、実務研修の理論研修時間は40勉強時間（5日）となります。

（viii）実務研修のカリキュラム

「専利代理人培訓弁法（試行）」第6条の規定に基づき、中国で専利代理人資格を取った者に対する実務研修のカリキュラムは次のとおりです。

- 専利代理実務
- 専利代理人職業道德と従業執行規律
- 専利代理業務の規定制度
- その他の専利代理業務

（ix）現場実習

中国で専利代理人資格証を取った者は、中華専利代理人協会の要求に基づき、専利代理機構で満1年間の実習に参加しなければなりません。当該現場実習を経ていない者は、専利代理人従業証を取れなくなります。したがって、実習期間における実務研修のほかに、満1年間の現場実習に参加しなければなりません。

「専利代理管理弁法」第20条（3）

専利代理又は専利審査の経歴を有しない人員は、専利代理機構で連続に1年以上現場実習に参加し、かつ、実務研修に参加すべきである。

（x）研修の費用

中華全国専利代理人協会の関連規定によれば、実務研修費用は基本的にRMB1500/人/回です。通常、昨年の専利代理人資格試験に合格された人数が集中されている都市の順序で選定した上、全国各地で行われています。経済発展状況に応じて、地方により料金が若干相違する状況もあります。

順番	時間	培訓地点	技術分野	培訓費用（元/人）	備考
第一期	3 月	武漢	機電	1,200	中西部地区との交流促進のための優遇
第二期	4 月	蘇州	機電	1,500	
第三期	4 月	北京	機電	1,500	
第四期	5 月	広東	機電	1,500	
第五期	5 月	上海	化学	1,500	
第六期	6 月	北京	機電	1,500	

図表 20：2011 年専利代理人実務研修計画表（共七期）

中国中西部地区及び東北旧工業区に所在する会員機構の者が実務研修に参加する際の実務研修費用は、優遇政策に恵まれるので、1 人 1200 元となる。

実務研修費用をどちらが負担するかについては、規定していないものの、通常、実務研修費用は、専利代理機構が統一的に納めます。

ここ数年間、実務研修費用は、いずれも変更されていません。また、費用の負担を軽減する政策也没有ありません。

（x i）新人研修の受講履歴

専利代理人資格証を有する者が実務研修に参加・受講した記録は、中華全国専利代理人協会ウェブサイトに掲載・公開されます²⁰⁹。

（2）既に弁理士登録している者に対する研修

（i）既登録者に対して研修を実施しているか

既登録者に対する研修を実施しています。

（ii）実施主体

従業執行研修の実施主体は、中華全国専利代理人協会です。

「専利代理人執業培訓弁法（試行）」第 2 条

国家知識産権局専利代理主管部門（以下「主管部門」という）は、専利代理人従業研修の年度計画の制定に対する責任を負い、研修内容を確定し、請負実施機構を確定し、かつ、研修計画を国家知識産権局培訓工作主管部門に届け出る。研修の請負実施機構は、計画に

²⁰⁹ 関連リンク：<http://www.acpaa.cn/jypx.asp?catid=99> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

2012 年の情報：http://www.acpaa.cn/list_jypx.asp?news_id=2664&catid=99 [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

基づいて研修業務を計画・組織・貫徹する。主管部門は、毎年年初に各研修の内容、時間、地点及び請負実施機構を公布する。

(iii) 研修教材の作成者

従業執行研修の教材内容は、専利代理人が自己に適応する研修内容を選ぶことができますので、研修科目にそれぞれ相応する作成者も相違し、固定していません。

(iv) 研修は義務か任意か

中国専利代理機構で専任又は兼任の代理業務に従事しているすべての専利代理人は、いずれも定期的に従業執行研修に参加しなければなりません。

「専利代理人執業培訓弁法（試行）」第3条

中国専利代理機構で専任又は兼任の代理業務に従事しているすべての専利代理人は、いずれも定期的に従業執行研修に参加しなければならない。

専利代理機構は、毎年少なくとも専利代理機構で勤めている代理人総数の1/3の代理人が業務執行研修に参加しなければならない。研修に参加した記録は、専利代理機構の年度検査と専利代理人職位評定の必須要件の1つとなる。

(v) 研修を受講しなかった場合の罰則

受講履歴は、専利代理機構の年度検査と専利代理人の職位評価の必須条件の一つとなります。なお、当該研修に参加しなくても、専利代理機構と専利代理人に特に不利益となることはありません。「2012年専利代理人年度検査に関する補充通知」によれば、年度検査に必要な書類(3)と(6)には、専利代理機構及び専利代理人が会員義務を遂行したか否かを検査する内容、及び専利代理人が研修に参加した時間状況を検査する内容を含んでいます。

専利代理人協会「2012年専利代理人年度検査に関する補充通知」2-2) - (3)

専利代理機構及び専利代理人が会員義務を遂行したか否かを検査する

専利代理人協会「2012年専利代理人年度検査に関する補充通知」2-2) - (6)

専利代理人が研修に参加した時間状況を検査する

(vi) 研修の開催頻度や期間

ほとんど毎月専利代理人に対する従業研修があります。また、研修時間の長さは、研修内容に基づいて制定します。当該研修に係る通知内容は、中華全国専利代理人協会ウエ

ブサイトに掲載されますので、専利代理人は、自己の要望に適応する研修内容を選択して参加することができます。

専利代理人の従業執行研修の時間は、A と B に分けて計算しています。また、各専利代理人は、毎年度少なくとも 12 時間の研修に参加しなければなりません。そのうち、A 類研修の時間は少なくとも 6 時間です。A と B は具体的に以下のとおりです。

① A に該当する情況

- 専利代理人協会が開催した研修活動
- 専利代理人協会が主催又は認可したその他の活動

② B に該当する情況

- 全国性知的財産権組織、全国性業界協会、省レベル以上の知的財産権関係部門が主催した知的財産権関連の学術性会議国際性知的財産権組織が主催した知的財産権学術性会議
- 全国技術性業界協会が主催した学術会議
- 専利代理人協会が認可するその他の会議と研修活動

「専利代理人年度執業培訓課時要求及課時計算弁法（試行）」1-1)

専利代理人の従業執行研修の時間は A と B に分けて計算する。

「専利代理人年度執業培訓課時要求及課時計算弁法（試行）」1-3)

各専利代理人は、毎年度少なくとも 12 時間の研修に参加しなければならない。そのうち、A 類研修の時間は少なくとも 6 時間である。

(vii) 研修のカリキュラム

研修のカリキュラム（科目数）について、「専利代理人執業培訓弁法（試行）」第 4 条に規定されています。詳細は次のとおりです。

「専利代理人執業培訓弁法（試行）」第 4 条

従業研修内容は次のとおりである。

- 専利及び関連法律・法規
- 専利願書の作成
- 専利審判と無効
- 専利訴訟
- 文献検索と情報サービス
- 専利代理人の職業道徳と従業紀律
- 専利代理機構の管理
- 涉外専利代理業務

➤ その他専利代理業務

専利代理人は、年度計画に基づいて、適合する従業研修クラスを選択して参加できます。なお、必須科目はありません。

(viii) 現場実習

従業資格証書を取る前に、専利代理事務所・機構で満1年の実習に参加しなければなりません。既登録者に対する研修において、現場実習はありません。

(ix) 研修の費用

研修の費用は、従業研修内容及び講師によりその費用が異なり、固定されていません。通常、専利代理機構が参加・申請した場合は、専利代理機構がその研修費用を負担します。また、専利代理人が個人的に従業研修に参加する際には個人の負担となります。従業研修も実務研修と同様に、基本的には専利代理人協会の制定した料金政策に従いますが、経済的に若干遅れている中国中西部と東北地方の会員は、ある程度軽減されます。

(x) 研修の受講履歴の公開

専利代理人が、中華全国専利代理人協会が組織する研修に参加し修業した場合、当該研修に係る記録内容は、中華全国専利代理人協会ウェブサイトに掲載・公開されます。必要な場合は、キーワードでその詳細を検索できます²¹⁰。

6. 情報公開

(1) 弁理士（専利代理人）に関する情報は公開されるか

専利代理人の情報は、中華全国専利代理人協会ウェブサイトに掲載・公開されています²¹¹。

(2) 公開の主体

専利代理人の情報は、中華全国専利代理人協会より公開されています。

(3) 公開は強制か任意か

専利代理人情報の公開は強制的です。

(4) 公開される情報

専利代理人協会ウェブサイトに掲載される専利代理人の情報には、氏名、性別、生年月

²¹⁰ http://www.acpaa.cn/search_train.asp [最終アクセス日：2013年1月4日]

²¹¹ 専利代理人情報の問合せサイト：http://www.acpaa.cn/search_agent.asp [最終アクセス日：2013年1月4日]
専利代理機構情報の問合せサイト：http://www.acpaa.cn/search_agents.asp [最終アクセス日：2013年1月4日]

日、専攻、証書発行期日、従業証番号、勤務先を含んでいます。

(5) 公開内容等の制限

中国にはまだ個人情報保護に関する専門法律がありませんので、専利代理人情報の公開内容などに制限がありません。

7. 弁理士数等

(1) 弁理士数の推移

1984 年 4 月 1 日から「専利法」が実施されて以来、同年の 6 月 9 日、中国専利局は、約 250 人が参加した第 1 回研修会を行いました。当該約 250 人が中国で最初の専利代理人でした。2011 年年末までに、合計 1 万 2291 人が専利代理人資格を取っていますが、そのうち、7220 人は、既に専利代理従業証を取得しています。

年度	代理人資格証取得者	代理人従業証所有者	当年代理機構数（合計）
2002	435		
2003			
2004	530		
2005			
2006	721		
2007. 8	610 （計 8, 825）		644
2008. 6	69 （計 9, 517）	計 4, 742	60 （計約 700）
2009	924 （計 10, 441）	402 （計 6, 022）	約 150 （計 762）
2010	956 （計 11, 397）	439 （計 6, 438）	37 （計 799）
2011. 8	1, 493 （計約 13, 000）	764 （計 7, 133）	70 （計 845）
2012. 10	1, 679 （計 14, 679）	776 （計 7, 909）	43 （計 888）

図表 21：専利代理人、代理機構数の推移

(2) 弁理士事務所（特許業務法人含む）数の推移

2011 年年末までに、審査許可されて設立した専利代理機構は 869 所です。
詳細は上記の表をご参照ください。

(3) 弁理士（専利代理人）の就業先

過去 10 年の専利代理人の就業先に関する公式データはありません。しかし、専利代理業務に従業するため、必ず専利代理機構に勤める必要がありますので、専利代理人の就業先は、主として、専利代理事務所、知財代理事務所、専利代理資格を持っている法律事務

所です。

（４）企業に勤める弁理士の割合

企業に勤める弁理士の割合に関する公式データはありません。しかし、専利代理業務に従業するため、必ず専利代理機構に勤める必要がありますので、企業に勤めれば、代理人試験が合格し、資格を持っていますが、専利代理人として、専利代理業務に従事できません。

（５）特許業務法人（専利代理機構）の出願の割合、企業が直接出願している割合

統計によれば、1985年4月から2009年3月まで合計503万件の専利を出願しましたが、専利代理業務法人による出願累計件数は、既に357万件を超過し、出願総件数の71.1%を超えております。

そのうち、2007年に国家知識産権局が受理した専利出願件数は69.4万件ですが、当年の専利代理率（専利代理業務法人が代理人となっている出願の割合）は71.5%でした。

また、2011年に国家知識産権局が受理した専利出願総件数は163.3万件ですが、当年の専利代理率は63%（102.8万件）でした。

なお、2004年～2012年（8年間）の中国専利出願件数は20%の成長を示し、専利代理業務法人による専利代理率は約70%を示しています。

つきまして、企業が専利代理人又は専利代理業務法人を介さずに直接出願している割合は低いです。

（６）弁理士（専利代理人）の数の議論

中国経済、科学技術における専利制度の役割は日増しに増長しており、専利代理人に対する社会的ニーズも持続的に増長しています。知識産権人材は、社会各層において最高レベルを占めているので、知的財産権技能を身に着けるだけではなく、理工系知識も身に着けなければなりません。国内専利出願状況も、依然として増長率を見せており、専利代理人の職業の前途は依然として有望です（上海知財服務局副主任許偉華）。

特に、知識財産権環境が多いに改善され、知識産権仲介サービス体系が徐々に完備されつつある現在、絶え間なく増えている企業の知的財産権サービスへのニーズと知的財産権代理人の育成は明らかに不足しています。今後では技術を身に着けただけではなく、法律と管理を熟知し、知的財産権と外国語に精通したハイレベルの複合型の国際競争力を持つ専利代理人材が必要となります。（北京市知識産権局副局長王淑賢）

8. 経営環境

（１）弁理士（専利代理人）資格を持たない者や他の資格者による弁理士の雇用

専利代理人従業証を持たない者又は他の資格者は、専利代理人の名義を以って専利代理

業務に従事してはなりません。

「専利代理管理弁法」第 28 条

専利代理人従業証を持たない者は、専利代理人の名義を以って、経済的利益のための専利代理業務に従事してはならない。

ただし、専利代理人従業証を有している者は多くはないので、実務において、相当数量の専利代理人従業証又は専利代理人資格証書を有しない者が、専利エンジニアの名義で、専利代理機構で勤務しています。

(2) 特許業務法人（専利代理機構）の形態

中国の専利代理機構は、パートナー制専利代理機構又は有限責任制専利代理機構の 2 つの形態に分けられています。当該形態は、中国「専利代理管理弁法」に規定されています。

「専利代理管理弁法」第 3 条

専利代理機構の組織形式はパートナー制専利代理機構又は有限責任制専利代理機構になっている。パートナー制専利代理機構は 3 人以上のパートナーが共同に資金を出して設立しなければならない。有限責任制専利代理機構は 5 人以上の出資者が共同に資金を出して設立しなければならない。

パートナー制専利代理機構のパートナーは当該専利代理機構の債務に対して無限な連帯責任を負う。有限責任制専利代理機構は当該機構のすべての資産を以って自分の債務に対して責任を負う。

「専利代理管理弁法」第 5 条

専利代理機構のパートナー又は出資者は下記の条件に合致しなければならない。

- (一) 専利代理人の資格を有する。
- (二) 専利代理機構で 2 年以上の従業資格経験を持つ。
- (三) 専利代理業務に従事することができる。

……

即ち、専利業務法人として 1 人法人は認められません。少なくとも 3 人以上のパートナー又は 5 人以上の出資者から構成しなければなりません。

また、法律事務所が専利業務に従事する際には、専任律師のうち、三人以上の律師が専利代理人資格を有さなければなりません。

「専利代理管理弁法」第 4 条（五）

- (五) ……法律事務所が専利代理業務を執行しようと申請する場合、当該法律事務所で業

務に従事する専任律師のうち、3 人以上の律師は、専利代理人資格を有さなければならない。

(3) 特許業務法人として一人法人は認められるか

上記の規定に基づき、中国の専利代理機構について、一人法人は認められません。

(4) 特許業務法人の弁理士には有限責任が認められるか

前述のように、中国の専利代理機構は、パートナー制専利代理機構又は有限責任制専利代理機構の2つの形態に分けられています。パートナー制専利代理機構のパートナーは当該専利代理機構の債務に対して無限な連帯責任を負います。有限責任制専利代理機構は当該機構のすべての資産を以って自分の債務に対して責任を負います。

したがって、専利代理人がパートナー制専利代理機構のパートナーである場合、当該専利代理機構の債務に対して無限な連帯責任を負います。パートナーではない専利代理人の場合は、専利代理機構の債務に対して責任を負いません。ただし、自分の誤り又は過失で顧客に損害をもたらした場合、代理機構は経済賠償をした後、専利代理人に一定の比例の賠償金を要求することができます。

また、有限責任制専利代理機構について、当該機構のすべての資産を以って自分の債務に対して責任を負いますので、勤めている弁理士は特に責任を負担しません。

9. 非弁行為

(1) 専利代理人又は専利代理機構でない者による行為の制限

法律規定によれば、専利代理人又は専利代理機構でない者は、専利業務を委任されたり、実行したりすることができません。関連法律条文などは次のとおりです。

「専利法」第19条

中国で居所又は営業拠点を有しない外国人、外国企業又は外国その他組織が中国で専利を出願し、かつ、その他の専利事務を行う場合は、法により設立された専利代理機構に委任して代理させなければならない。

中国の企業・団体又は個人が国内で専利を出願し、かつ、その他の専利事務を行う場合は、法により設立された専利代理機構に委任して代理させることができる。……

「専利代理管理弁法」第28条

専利代理人従業執行資格証を有しない者は、経済的利益を得るために、専利代理業務に従事してはならない。

「専利代理管理弁法」第29条

専利代理人は、専利代業務を受ける場合、自己の所属する専利代理事務所の名義で委任

を受け、委任者と書面的な委任契約を締結し、統一的に費用を受け取り、如実に記帳しなければならない。

専利代理人は無断で委任を受け、専利代理業務を執行し、費用を受け取ってはならない。

（２）その制限に違反した場合の罰則

非弁行為について明確な罰則を設けていませんが、専利代理人が無断に委任を受けることを禁止し、専利代理人従業証を持たない者が、経済的利益のために専利代理委任を受けることについて懲戒規則を定めています。

「専利代理懲戒規則（試行）」第 7 条 専利代理人が次に掲げるいずれかに該当する場合、当該専利代理人に対して、是正するよう命じると同時に、本規則第 5 条に規定する懲戒を科する。

- （一）同時に 2 つ以上の専利代理機構で従業する場合
- （二）その他の専利代理人、専利代理機構を誹謗し、若しくは、不正方式により当該者に損害をもたらした場合
- （三）無断で委任を受けたり、無断で依頼人から費用を受け取ったり、依頼者の財物を受け取ったり、専利代理サービスを提供する便宜を利用して、当事者の紛争利益を貪り、若しくは相手側当事者の財物を受け取った場合
- （四）当事者が合法的に証拠を収集することを妨害・阻止した場合
- （五）審査業務を妨げたり、若しくは、専利行政法執行業務の正常な進行を妨害した場合
- （六）専利行政部門の従業員が退職・離職した後、専利代理業務に従事し、本人が審査・処理したことのある専利出願事件又は専利事件を代理した場合
- （七）依頼者の営業秘密又はプライバシーを漏洩した場合
- （八）誤りにより当事者に重大な損害をもたらした場合
- （九）その他の違法業務活動に従事した場合

「専利代理懲戒規則（試行）」第 9 条

専利代理人資格を有するものの、まだ専利代理人従業証を持たない者は、経済的利益のために専利代理委任を受けて、専利代理業務に従事した場合、不法従業活動を停止するよう命じると同時に、事件として記録する。

本規則第 7 条、第 8 条に掲げる行為のいずれかに該当する場合、当該専利代理人に対して、警告、通報批判、専利代理人資格の取消という懲戒を科するものとする。

（３）グループ企業（企業 A と企業 B）間の行為

専利代理機構でない場合、他の企業のために専利出願を代理することができません。両

者がグループ企業であっても、それぞれ独立の法人である場合、相手側のために出願代理できません。

「専利法」第 19 条第 2 項に基づき、中国企業・団体又は個人は、国内で専利を出願し、かつ、その他の専利事務を行う場合は、法により設立された専利代理機構に委任して代理させることができるだけでなく、自ら直接行うこともできます。すなわち、企業 B は、自ら出願することができるし、若しくは、専代理機構に出願代理を委任することができます。企業 A が専利代理機構である場合、企業 B のために出願代理できますが、専利代理機構ではない場合、出願代理を行うことができません。ただし、企業 B が企業 A の支社（独立の法人ではない）である場合、企業 A は自己の名義で直接専利を出願することができます。

「専利法」第 19 条

中国で居所又は営業拠点を有しない外国人、外国企業又は外国その他組織が中国で専利を出願し、かつ、その他の専利事務を行う場合は、法により設立された専利代理機構に委任して代理させなければならない。

中国の企業・団体又は個人が国内で専利を出願し、かつ、その他の専利事務を行う場合は、法により設立された専利代理機構に委任して代理させることができる。……

10. 利益相反

(1) 弁理士又は特許業務法人（専利代理人又は専利代理機構）による業務制限
専利代理業務の受理等について下記のような制限規定があります。

「専利代理条例」第 9 条

専利代理事務所は委任を受け、業務を引き受ける場合、委任者が署名し、委任事項及び委任権限が明瞭に記載してある書面的な委任状を持たなければならない。

専利代理事務所は請求により、委任者に指定された専利代理人を派遣し、代理業務を引き受けることができる。専利代理事務所は委任を受け、業務を引き受ける場合、国家の関係規定に従って料金を受け取ることができる。

「専利代理条例」第 10 条

専利代理事務所は委任を受けた後、同一な内容である専利事務において、利害関係のある別の委任者からの委任を受けてはならない。

「専利代理条例」第 11 条

専利代理事務所は「専利代理人資格証」を持っている人員を専利代理人として招聘・任用

しなければならない。……………

「専利代理条例」第 17 条

専利代理人は専利代理事務所に割り当てられる専利代理業務を引き受けなければならない。許可を得ずに委任を引き受けてはならない。

「専利代理条例」第 18 条

専利代理人は同時に 2 つ以上の専利代理事務所で専利代理業務に従事することができない。

専利代理人は専利代理事務所から転勤する前に、未完成の専利代理事件を妥当に処理しなければならない。

「専利代理条例」第 23 条

専利代理人は代理業務の活動に了解した発明の内容に対しては、専利出願に既に公布又は公告された部分を除いて、秘密保持責任を負うべきである。

(2) その制限に違反した場合の制裁

専利代理業務上の規定違反に対する懲戒条文は次のとおりです。

「専利代理懲戒規則（試行）」第 6 条

専利代理機構が次に掲げるいずれかに該当する場合、当該専利代理機構に対して、是正するよう命じると同時に、本規則第 4 条に規定する懲戒を科する。

- (一) 設立を申し込む際に、真実状況を隠匿し、欺瞞の手段を取った場合
- (二) 無断で主要登録事項を変更した場合
- (三) 無断で支所を設立した場合
- (四) 年度検査を経過して自動的に補充報告していない場合
- (五) 不正手段で業務を募集した
- (六) 委任を受けた後、正当な理由なしに代理業務を断った場合
- (七) 同一専利出願又は専利事件について、利害関係を有するその他依頼者の委任を受けた場合
- (八) 誤りにより当事者に重大な損害をもたらした場合
- (九) その他の違法業務活動に従事し、若しくは、国务院の関連規定に違反した場合

「専利代理懲戒規則（試行）」第 7 条

専利代理人が次に掲げるいずれかに該当する場合、当該専利代理人に対して、是正する

よう命じると同時に、本規則第 5 条に規定する懲戒を科する。

- (一) 同時に 2 つ以上の専利代理機構で従業する場合
- (二) その他の専利代理人、専利代理機構を誹謗し、若しくは、不正方式により当該者に損害をもたらした場合
- (三) 無断で委任を受けたり、無断で依頼人から費用を受け取ったり、依頼者の財物を受け取ったり、専利代理サービスを提供する便宜を利用して、当事者の紛争利益を貪り、若しくは相手側当事者の財物を受け取った場合
- (四) 当事者が合法的に証拠を収集することを妨害・阻止した場合
- (五) 審査業務を妨げたり、若しくは、専利行政法執行業務の正常な進行を妨害した場合
- (六) 専利行政部門の従業員が退職・離職した後、専利代理業務に従事し、本人が審査・処理したことのある専利出願事件又は専利事件を代理した場合
- (七) 依頼者の営業秘密又はプライバシーを漏洩した場合
- (八) 誤りにより当事者に重大な損害をもたらした場合
- (九) その他の違法業務活動に従事した場合

「専利代理懲戒規則（試行）」第 9 条

専利代理人資格を有するものの、まだ専利代理人従業証を持たない者は、経済的利益のために専利代理委任を受けて、専利代理業務に従事した場合、不法従業活動を停止するよう命じると同時に、事件として記録する。

本規則第 7 条、第 8 条に掲げる行為のいずれかに該当する場合、当該専利代理人に対して、警告、通報批判、専利代理人資格の取消という懲戒を科するものとする。

1 1. 制度改正

(1) 専利代理人資格試験等に関する改正

2012 年、高学歴、高素質の若者が早期に専利代理人業界に加入したがっている切迫な要望を満たすために、国家知識産権局は、さらに専利代理人資格試験制度に係る規定を詳細に解釈し、応募範囲を拡大し、初めて要件を満たす大学院生、博士などの応募を許可しました。2012 年の専利代理人資格試験の応募人数と成長率は再び史上記録を突破し、合計 1.678 万人が応募し、同期比は 21%も成長しました。

(2) 代理制度の改正

現行の「専利代理条例」は、1991 年 4 月 1 日から施行されたものです。中国の専利代理業界と知識産権事業の発展を図るために、国家知識産権局は、2009 年初、「専利代理条例」改正作業を開始し、着実な前期作業を基にして、社会各層からの意見を収集・整理すると同時に、各条文に対する討議を経て形成された「専利代理条例改正草案」（審査送

付稿)を2011年1月に国务院の審議のために提出しました。

市場経済体制の構築と改善及び「専利法」の改正において、元条文と現実とはなはだ食い違っていますが、主に次のような問題が存在しています。

- 専利代理機構による仲介役務機構の性質が不明確である。
- 専利代理機構と専利代理人従業資質の授与要件と手続が不明晰であり、行政許可法と「全面推進依法行政実施綱要」の原則と方針と適応しない。
- 専利代理機構と専利代理人の行為に対する規範化が不綿密・非科学的である。

改正内容は、主に次の3点を含んでいます。

(i) 専利代理機構の組織類型の増加

現在、既に公布されている「専利代理条例(改正草案審査送付稿)」は、現存の2種類の類型を基にして、特殊なパートナーシップ専利代理機構を増加しています。

草案では、専利代理機構は、普通合夥企業(パートナーシップ)、特殊な普通合夥企業又は有限責任会社を指すと規定しています。専利代理機構がパートナー企業の場合、3人以上のパートナーがいなければなりません。専利代理機構が有限責任会社の場合、5人以上の株主がいなければなりません。

草案では、専利代理機構のパートナー又は株主の要件を明確に規定し、かつ、次に掲げるいずれかに該当する場合は、専利代理機構のパートナー又は株主を申し込めないと規定しています。①完全な民事行為能力を有しない者、②パートナー又は株主を申し込むときの年齢が65歳を超えた者、③パートナー又は株主を申し込む3年前に本条例に規定する警告以上の懲戒を科された者、④パートナー又は株主を申し込む3年前の間に年度検査に通過されていない者。

また、草案では、律師事務所が専利代理業務に従事する場合、少なくとも3人のパートナーが専利代理人資格証を有し、かつ、当該3人パートナーは、専利代理機構のパートナー又は株主と同様の条件を有しなければならないと規定しています。

(ii) 「専利代理人」の「専利代理師」への変更及び全面的な規範化

専利制度の正常な運用における専利代理の重要な役割に鑑み、既に公布された「専利代理条例(改正草案審査送付稿)」では、「専利代理人」の称呼を「専利代理師」に変更し、かつ、資格証の取得、従業証の発行などについて全面的に規定しました。

より多くの優秀人材を募集するために、草案では、専利代理人資格試験参加者の要件を改正し、2年以上の科学技術業務又は法律業務に従事した条件を取り消し、「高等院校理工科專業卒業」を「高等院校理工科專業本科以上の學歷を有する」に変更しました。

草案では、審査を経て資格証が授与される条件について明確に規定し、審査を経て資格証を授与される制度を規範化し、公衆からの監督の便宜を図っています。

上記のほかに、草案では、欺瞞の手段による応募、試験中のカンニングなどに対する処罰措置、自律的な管理に係る従業資格証の申込要件、発行停止、抹消、取消などの内容についても規定しています。

（iii）専利代理援助制度の明確な規定

専利出願の品質を向上し、困難な専利出願人を助けるために、草案では、専利代理援助制度を明確に規定しています。

草案では、専利代理機構と専利代理師は、国家规定に基づいて専利代理援助義務を遂行し、基準を満たす専利代理援助役務を提供し、被援助者の合法的権利を保護しなければならないと規定しています。

また、専利代理援助義務を拒絶する専利代理師に対する処罰・懲戒の内容も規定し、律師資格と専利代理人資格とも有する者に対しても1つの資格に偏る内容を規定しています。

なお、審査送付稿において、専利代理機構は委任を受けて、専利関連訴訟業務を代理又は受け取ることができる規定しました。

12．弁理士（専利代理人）の公益活動

中国の専利代理人制度では、公益活動は専利代理人の義務とされておられません。しかも、無料又は低廉な報酬による一定のサービスの提供などもほとんどありません。たまに営業又は宣伝のために一部のターゲット会社に対して、専利知識、専利出願の現状又は業務の流れなどを説明することがありますが、かかる行為はあくまでも営業又は宣伝のための宣伝活動となります。

ただし、「専利代理条例（改正草案審査送付稿）」においては、困難な専利出願人を助けるために、専利代理援助制度を明確に規定していますが、当該改正が確定されたら、専利代理人における専利出願に対する援助は制度化され、中国の専利出願事業に積極的な影響を与えると考えております。

Ⅲ－７－２．商標代理人制度

１．条文

（１）弁理士（商法代理人）制度の規定条文

商標代理人制度に関する主な法律規定（行政法規、部門規章なども含め）を下記のとおりです。

➤ 商標代理管理弁法²¹²

2010 年 7 月 12 日公布・施行

➤ 中国商標法²¹³

1993 年と 2001 年改正 1983 年 3 月 1 日から施行

➤ 中国商標法实施条例²¹⁴

2002 年 9 月 15 日から施行

➤ 国家工商行政管理総局關於商標代理行政審批取消後有關工作的通知²¹⁵

2003 年 4 月 30 日發布

➤ 香港、澳門服務提供者在內地開展商標代理業務暫行弁法²¹⁶

2005 年 1 月 1 日から施行

２．業務範囲

（１）商標代理人が扱える業務

中国の商標代理人は、「商標代理管理弁法」の規定に基づき、商標代理組織で商標関連業務に従事しています。商標代理人が扱っている業務の内容は次のとおりです。

「商標代理管理弁法」第 2 条

本弁法にいう商標代理とは、商標代理組織が依頼人の委任を受けて、依頼人の名義を以って、商標登録出願又はその他の商標事項を行っていることを指す。

本弁法にいう商標代理組織とは、商標代理組織が依頼人の委任を受けて、依頼人の名義を以って、商標登録出願又はその他の商標事項を行っている組織のことを指す。本弁法にいう商標代理人とは、商標代理人は商標代理組織で従業している従業員のことを指します。

²¹² http://sbj.saic.gov.cn/flfg1/sbxzg/200911/t20091116_72514.html [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

²¹³ http://sbj.saic.gov.cn/flfg1/flfg/200501/t20050104_53010.html [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm（日本語仮訳） [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

²¹⁴ http://sbj.saic.gov.cn/flfg1/flfg/200408/t20040826_53011.html [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm（日本語仮訳） [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

²¹⁵ <http://www.lawbox.cn/2011/0107/55833.html> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

²¹⁶ http://sbj.saic.gov.cn/flfg1/gfwj/200411/t20041125_54888.html [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

「商標代理管理弁法」第6条

商標代理組織は、依頼人の委任を受けることができると同時に、商標代理人を指定して次に掲げる業務を行うことができる。

- (一) 商標の登録、変更、更新、譲渡、異議、取消、審判、権利侵害クレームなどに係る事項の代理
- (二) 商標法律諮詢の提供、商標法律顧問の担任
- (三) その他の商標関連事務の代理

商標代理人が扱っている商標登録出願書などの書類について、商標代理人は、署名し、商標代理組織の公印を捺印する。

また、訴訟事件において、商標代理人による公民代理として単独代理ができますが、通常、商標代理人と律師による共同代理を委任することが多いです。当該方式は、専利代理人の場合とほぼ同じです。具体的には、専利代理人の業務範囲における訴訟代理に関する節をご参照ください。

(2) 資格内資格制度

中国の現行商標代理人制度には日本の弁理士法第6条の2のような資格内資格制度がありません。

(3) 商標代理人の格付評価

特定の組織による商標代理人の格付評価はありません。

(4) 依頼人と弁理士間の秘匿特権

中国の現行立法の中では、依頼人と商標代理人間の秘匿特権について明確に規定した条文はありません。また、他国の代理人に秘匿特権を認める根拠条文はありません。

3. 資格要件など

(1) 試験合格以外の特例

中国の商標代理人は、専利代理人と異なり、2003年に商標代理人資格試験制度が廃止された後、満18歳の完全民事能力を有する公民は、いずれも商標を出願し、若しくは、商標に係る活動をする権利を有するようになりましたので、当然に特例も存在しません。現行の商標代理人資格要件については次の規定があります。

「商標代理管理弁法」第9条

商標代理人は、次の要件を満たさなければならない。

- (一) 完全な民事行為能力を有する
- (二) 商標法と関連法律、法規を熟知し、商標代理專業知識を有する。
- (三) 商標代理組織で従業する。

(2) 国籍要件、居住要件

「商標代理管理弁法」第9条から見れば、商標代理人の国籍要件と居住要件に対しては制限がありません。

(3) 欠格事由

商標代理人が業務に従事する際に、代理従業規定に違反した場合は、それに相応する処罰が科されます。

「商標代理管理弁法」第14条

商標代理人が次に掲げるいずれかに該当する場合は、その所在地又は行為地の県級以上の工商行政管理部门から警告又は1万元以下の罰金を科します。

- (一) 無断で委任を受けて、依頼人から費用を受け取り、依頼人の財物を受け取った場合
- (二) 事実も欺瞞し、虚偽証拠を提供し、若しくは、他人を脅威・誘導して事実を欺瞞し、虚偽証拠を提供させた場合
- (三) 本弁法第10条、第11条、第12条の規定に違反した場合
- (四) その他の違法行為を取った場合

「商標代理管理弁法」第10条

商標代理人は、同時に2つ以上の商標代理組織で従業してはならない。

「商標代理管理弁法」第11条

商標代理人は、依頼人のために営業秘密を保守し、依頼人の同意を経ずに、未開示の代理事項をその他の機構又は個人に漏洩してはならない。

「商標代理管理弁法」第12条

依頼人の委託事項に悪意があることを明知し、若しくは、その行為が国家法律に違反し、又は詐欺性を有する状況下で、商標代理人は、委任を受け取ってはならない。

(4) 実務経験

(i) 実務経験のタイミング

2003年の機構改革において、商標代理事務所審査および商標代理人資格審査の行政審査批准制度は取消され、商標代理試験制度も廃止されましたので、現在では国家工商行政管理総局商標局からの実務経験に対する具体的要求はありませんが、各商標代理組織内部では商標代理業務全般の高いレベル及び最適な効果に達するために、採用した新人に対し

て実際業務に一定の実務又は研修期間を与えて教育しています。

（ii）実務経験の取得

次のような機構で取得することができます。

各商標代理組織内部では商標代理業務全般の高いレベル及び最適な効果に達するために、採用した新人に対して実際業務に一定の実務又は研修期間を与えて教育しています。通常、3～6 月の場合が多いですが、当該期間も新人の実際適用状況に応じてある程度短縮したり、又は延長したりすることがあります。

4. 弁理士（商標代理人）の試験

（1）特許と商標に分けて試験を行っているか

かつて 2000 年 9 月 16 日、国家工商行政管理総局は、全国商標代理人資格試験を主催しました。公開・公正な採用を経て、合計 540 人が合格し、商標代理人資格証書を取得しました。ただし、2003 年の機構改革時に、商標代理機構の審査・許可と商標代理人資格の審査許可という行政審査許可制度を取り消し、商標代理人の試験制度を廃止しました。数多い古参商標従業者も商標代理人試験の回復のために努力を尽くしているにもかかわらず、商標代理人試験の回復はまだ不明です。

（2）試験の実施機関

2003 年の機構改革前までには、国家工商行政管理局商標局が「商標代理人資格審査方法」および「商標代理人試験方法」に基づいて実施していました。現在では商標代理人試験はありません。

（3）受験資格

現在では、各商標代理人組織で商標代理業務に従事する商標代理人は、所属する商標代理組織の業務設定に応じて、外国語を身に着けたもの又は外国語を身に着けていないものに分けられます。すなわち、渉外代理業務に従事する商標代理人は、英語、日本語又はその他の外国語を身に着ける必要がありますが、国内顧客業務に従事する商標代理人の外国語能力に対する要求はそれほど高くありません。

5. 研修

（1）新人に対する商標代理組織による研修

（i）新人に対する研修

各商標代理組織内部では商標代理業務全般の高いレベル及び最適な効果に達するために、採用した新人に対して実際業務に一定の実務又は研修期間を与えて教育しています。通常、

3～6 月の場合が多いですが、当該期間も新人の実際適用状況に応じてある程度短縮したり、又は延長したりすることがあります。

(ii) 実施主体

商標代理新人に対する研修の実施主体は各商標代理組織です。

(iii) 研修教材の作成者

各商標代理組織及びその研修担当者は研修教材を選定することができるし、又は自ら作成した講義を持って授業します。

(iv) 研修は義務か任意か

各商標代理組織内部での研修ですので、各商標代理組織の規定によって異なりますが、法律上、義務として規定されていません。

(v) 研修を受講しなかった場合の罰則

研修を受講しなかった場合の罰則ですが、各商標代理組織の規定に従うべきです。研修は法律上の義務ではありませんので、研修を受講しなかった場合でも、法律上の不利益が特にありません。

(vi) 研修のタイミング

商標代理人の登録制度がありませんが、通常、各商標代理組織内部では、採用した新人に対して実際業務に一定の実務又は研修期間を与えて教育しています。

(vii) 研修の開催頻度や期間

商標代理組織における研修は、正式に商標代理業務に従事する前に行う研修と商標代理業務に従事しながら行う研修があります。その期間は固定されていませんが、各商標代理組織が適切に決めています。

(viii) 研修のカリキュラム

各商標代理組織は、主に「中国商標法」、「商標代理弁法」、「中国商標法实施条例」を含むその他法律・法規、商標の登録、変更、更新、譲渡、異議、取消、審判、権利侵害クレームなどに係る代理実務知識及び出願実務の流れなどを教えています。

(ix) 現場実習

商標代理組織における研修は、正式に商標代理業務に従事する前に行う研修と商標代理

業務に従事しながら行う研修がありますので、後者の場合、商標代理新人は、現場実習に参加しながら行います。なお、実習先、時間数などは固定されていません。各商標代理組織がそれぞれの実況に合せて調整又は決定します。

(x) 研修の費用

研修は、商標代理組織内部で行われますので、特に費用は生じません。

(x i) 研修の受講履歴

各商標代理組織が自ら新人に対して行う研修なので、受講履歴を公開する義務がなく、その必要もありません。

(2) 中華商標協会による研修

(i) 中華商標協会による研修

中華商標協会は常に他の機関、例えば国家工商総局商標局、商標審判委員会と協力し、不定期的に商標代理人に対する研修を行います。その研修は主に商標の登録と出願、商標の管理と保護、商標の許諾使用及び商標異議等の内容について授業を手配し、授業担当者がほとんど商標局各處處長以上の役員なので、権威があります。

(ii) 実施主体

中華商標協会が主催するが、通常、他の機関と協力して実施します。

(iii) 研修教材の作成者

通常、指定された教材がなく、研修内容に関する資料を講義という形で参加者に配ります。講義の編集もほとんど主催機関、即ち国家工商局及び中華商標協会が共同で作成したものであり、内容が実用の原則に基づき決められるわけです。

(iv) 研修は義務か任意か

中華商標協会による研修の主な目的は、商標代理人の法務及び専門知識を豊富にさせ、かつ業務能力を高めることにあります。このような研修は自由参加の原則に従って行うものであり、強制的なものではありません。

(v) 研修を受講しなかった場合の罰則

当該研修は任意ですので、参加しなくても如何なる罰則がありません。

(vi) 研修の開催頻度や期間

所定の期間はありません。1年に何回にかけて行われます。

(vii) 研修のカリキュラム

所定の科目がなく、通常、専門知識、強く注目される部分等についても授業します。

(viii) 実務研修

当該内容はありません。

(ix) 研修の費用

毎回の研修費用は異なっていますが、1人当たりにはほぼ1500～3000元ぐらいです。費用の負担について、通常、商標代理組織が参加・申請した場合は、商標代理組織がその研修費用を負担します。商標代理人が個人的に従業研修に参加する際には個人の負担となります。

(x) 研修の受講履歴の公開

当該研修は強制的に要求されるのではないので、商標代理人の記録も強制的に公開されていません。したがって、商標代理人の研修記録を公開する公式サイト又は検索システムはありません。

6. 情報公開

商標代理人の情報について、インターネットで検索することができますが、検索ルートは主に各商標代理組織が経営しているサイトとなります。民間組織が経営しているサイト²¹⁷もありますが、掲載されている商標代理人は345人しかいないですので、実際の商標代理人数より遥かに少なく、全面的ではないです。

しかも、商標代理人の登録制度がありませんので、関係情報の公開は特に不可能であると考えております。

7. 商標代理人数など

(1) 商標代理人数の推移

2000年9月16日、全国商標代理人試験では約4,000人が応募しましたが、実際に試験に参加した者は約2,600人でした。試験後、540人が試験に合格し、商標代理人の資格を取得しました。ただし、2003年の機構改革につれて、商標代理事務所審査及び商標代理人資格審査の行政審査批准制度は取り消され、商標代理人試験制度も廃止されましたの

²¹⁷ 例えば、中国商標専門ネット：<http://www.cha-tm.com/dailiren/> [最終アクセス日：2013年1月4日]

で、その後の正式な統計データは出ていません。

（２）商標代理組織（商標代理業務法人を含む）数の推移

国家工商行政管理総局商標局ウェブサイト²¹⁸によれば、現在、商標局に届け出ている中国国内の商標代理業務組織は、約 8500 所になっています²¹⁹。

年度	商標代理機構数
2002	147（計 147）
2003	694（計 841）
2004	745（計 1,586）
2005	675（計 2,261）
2006	568（計 2,829）
2007	523（計 3,352）
2008	555（計 3,907）
2009	730（計 4,637）
2010	1,041（計 5,678）
2011	1,369（計 7,047）
2012	1,453（計約 8,500）

図表 22：商標代理機構数の推移

（３）商標代理人の就業先

過去 10 年の商標代理人の就業先は、主に商標代理事務所又は商標代理有限公司（法人）、専利（知識産権）代理事務所又は専利代理有限公司（法人）、その他各種顧問・諮問有限公司（法人）になっています。

改革後、「商標代理機構行政審査が廃止された後の関係活動に関する通知」（資料Ⅲ－9－16）は、商標代理機構の設立について特別な制限を規定していませんが、「中華人民共和国公司法」又は「中華人民共和国共同経営企業法」の規定に基づいて登録した有限责任公司又はパートナー企業でなければならないと要求しています。

（４）商標代理人総数に占める、企業に勤める代理人の割合

公式データがありません。

²¹⁸ <http://sbj.saic.gov.cn/sbdl/zmd/> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

²¹⁹ 2011 年中国商标战略年度发展报告 <http://sbj.saic.gov.cn/tjxx/201205/P020120831490324620644.pdf> [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

(5) 商標代理業務法人が代理人となっている出願の割合、企業が直接出願している割合
公式データがありません。

(6) 弁理士の数の議論

商標代理人について登録管理しないので、その数に対する議論は特にありません。商標代理制度の改革後、商標代理業界は、さらに開放されつつあり、商標代理機構及び商標代理人の迅速な発展につれて、商標出願に多大な便宜と選択余地を与えています。ただし、商標代理組織の増長につれて、商標代理人のレベルが種々雑多となり、商標代理業界の素質が低下し、無秩序な競争が発生し、時には規定違反の現像も生じています。

8. 経営環境

(1) 商標代理人資格を持たない者や他の資格者による弁理士の雇用

2003 年の改革を経て、商標代理人資格の登録がありませんので、現在、商標代理業務に従事するものは、「商標代理管理弁法」に規定する要件を満たせば宜しいです。

(2) 商標代理組織の形態

商標代理組織は、「中華人民共和国公司法」又は「中華人民共和国共同経営企業法」の規定に基づいて登録した有限責任公司又はパートナー企業でなければなりません。

「商標代理機構行政審査が廃止された後の関係活動に関する通知」第 2 条

新たに設立する商標代理機構は、「中華人民共和国公司法」又は「中華人民共和国共同経営企業法」の規定に基づいて登録した有限責任公司又はパートナー企業でなければならない。

(3) 商標代理組織として一人法人は認められるか

新たに設立する商標代理機構は、「中華人民共和国公司法」又は「中華人民共和国共同経営企業法」の規定に基づいて登録した有限責任公司又はパートナー企業でなければなりません。パートナー企業である場合、2 人以上のパートナーより構成すべきですが、有限責任会社である場合、1 人有限責任会社を設置することができます。ただし、1 人有限責任会社の株主が会社資産が株主資産と独立していることを証明できない場合、会社債務に対して、連帯責任を負わなければなりません。即ち、1 人有限責任会社の法人格が否定されるおそれがあります。上記「商標代理機構行政審査が廃止された後の関係活動に関する通知」第 2 条を参照。

（４）商標代理組織の商標代理人の有限責任

商標代理人がパートナー制代理機構のパートナーである場合、当該商標代理組織の債務に対して無限な連帯責任を負います。パートナー又は出資者ではない場合は、商標代理機構の債務に対して責任を負いません。ただし、自分の誤り又は過失で顧客に損害をもたらした場合、代理組織は経済賠償をした後、商標代理人に一定の比例の賠償金を要求することができます。

また、有限責任制商標代理組織である場合、商標代理人は、特に責任を負担しません。

９．非弁行為

（１）商標代理組織でない者による行為の制限

中国で商標代理人試験制度が廃棄されましたので、所定の条件を満たす者はだれでも商標代理人になることができます。ただし、商標代理組織でない場合、商標代理業務に従事できません。

「商標代理管理弁法」第 15 条

本弁法第 4 条第 1 項を違反して、工商行政管理部門の登録なしに、商標代理活動に従事し、又は欺瞞手段で登録された組織について、所在地の県級以上の工商行政管理部門が企業登記管理関連の法律・規定に従い処罰すべきである。

「商標代理管理弁法」第 4 条

商標代理組織の設立を申し込む場合、申込者は、所在地の県級以上の工商行政管理部門で登録を申し込み、「企業法人営業執照（許可書）」又は「営業執照」を受け取らなければならない。

法律事務所が商標代理に従事する場合は、前項の規定を適用しない。

（２）その制限に違反した場合の罰則

「商標代理管理弁法」第 15 条に基づき、工商行政管理部門の登録なしに、商標代理活動に従事した場合、所在地の県級以上の工商行政管理部門が企業登記管理関連の法律・規定に従い処罰すべきである。

（３）グループ企業（企業 A と企業 B）間の行為

商標代理組織でない場合、他の企業のために商標出願を代理することができません。両者がグループ企業であっても、それぞれ独立の法人である場合、相手側のために出願代理できません。

企業 B は、自ら出願することができるし、若しくは、商標代理組織に出願代理を委任することができます。企業 A が商標代理組織である場合、企業 B のために出願代理できます。

が、商標代理組織ではない場合、出願代理を行うことができません。ただし、企業Bが企業Aの支社（独立の法人ではない）である場合、企業Aは自己の名義で直接商標を出願することができます。

10. 利益相反

（1）商標代理人又は商標代理組織の業務制限

特定の事件などについての商標代理人又は特許業務法人による業務制限はありません。ただし、商標代理業務の受理等について下記のような制限規定があります。

「商標代理管理弁法」第5条

商標代理組織は、その他の企業又は個人に商標代理活動に従事するよう委託してはならず、かつ、当該従事活動のために便宜を提供してはならない。

「商標代理管理弁法」第7条

商標代理組織は、同一商標案件の双方当事者の委任を受けてはならない。

「商標代理管理弁法」第10条

商標代理人は、同時に2つ以上の商標代理組織で従業してはならない。

「商標代理管理弁法」第11条

商標代理人は、依頼人のために営業秘密を保守し、依頼人の同意を経ずに、未開示の代理事項をその他の機構又は個人に漏洩してはならない。

「商標代理管理弁法」第12条

依頼人の委託事項に悪意があることを明知し、若しくは、その行為が国家法律に違反し、又は詐欺性を有する状況下で、商標代理人は、委任を受け取ってはならない。

（2）その規定に違反した場合の制裁

「商標代理管理弁法」第13条

商標代理組織が次に掲げるいずれかに該当する場合は、その所在地又は行為地の県級以上の工商行政管理部门から警告又は1万元以下の罰金を科する。違法所得がある場合、違法所得額の3倍以下の罰金を科するが、3万元を超えない。

（一）第三者と馴れ合って、依頼人の合法權益を損害した場合

（二）本弁法第5条、第7条の規定に違反した場合

（三）国家と社会公共利益又は他の代理組織の合法權益を損害した場合

（四）その他の違法活動に従事した場合

「商標代理管理弁法」第14条

商標代理人が次に掲げるいずれかに該当する場合は、その所在地又は行為地の県級以上

の工商行政管理部门から警告又は1万元以下の罰金を科します。

- (一) 無断で委任を受けて、依頼人から費用を受け取り、依頼人の財物を受け取った場合
- (二) 事実も欺瞞し、虚偽証拠を提供し、若しくは、他人を脅威・誘導して事実を欺瞞し、虚偽証拠を提供させた場合
- (三) 本弁法第10条、第11条、第12条の規定に違反した場合
- (四) その他の違法行為を取った場合

1 1. 制度改正

(1) 商標代理人制度の改正

2003年に商標代理体制を全面的に社会向けに開放していくにつれて、資格試験の廃止、従業レベルの緩和などにより、次の問題が発生しました。

- 商標代理人の全体レベルが低下し、依頼者のために科学的かつ有効な商標代理サービスを提供することができない。
- 商標代理人に誠実が欠如し、商標代理機構に対する社会評価も低減した。
- 代理人の流動性が大きく、商標代理業界は人材を募集・留保しかねる。
- 商標代理人と商標代理機構の権利義務が不明確である。
- 商標代理業界に核心価値が欠如し、独立性が疑われる。

上記の状況に基づき、今後の対策又は改善策としては、商標代理資格制度を再び構築し、自律性体制の正当性と必要性が強調されます。その意義は次のとおりです。

- 商標代理資格制度は、商標代理人が誠実に従業する保障となる。
- 商標代理資格制度は、商標代理人のレベルを向上し、人材を吸収する保障となる。
- 商標代理資格制度は、国際慣例に合致し、国際競争に参与する需要となる。
- 商標代理資格制度は、商標代理人と商標代理機構の法的地位を明確化するのに役立ち、商標代理業界の発展を促進する。
- 律性体系は、商標代理業界の健康な発展を保証する。

したがって、中国政府は、「国家知識産権戦略綱要」において、仲介サービス機構と業界協会の発展目標を明確にし、仲介サービス機構は、市場化、専門化、規範化、規模化の方向へ発展すべきと強調しました。また、ハイレベルの人材チームを育成し、信義体系を構築し、基礎保障条件を向上し、国際化レベルを高めなければなりません。グローバル化につれて、仲介サービス機構は、ますます市場の再分化に臨み、海外出願能力と海外訴訟能力、国際規制の制定に参与する能力を向上すべきです。したがって、商標代理資格制度を構築し、かつ、健全な自律性体系を構築することは極緊迫なことになっているので、商標代理資格制度の構築はより重要となってきます。

1 2. 商標代理人の公益活動

中国の商標代理人制度では、公益活動は商標代理人の義務とされておりません。しかも、無料又は低廉な報酬による一定の代理人サービスの提供などもほとんどありません。たまに営業又は宣伝のために一部のターゲット会社に対して、商標知識、商標出願の現状又は業務の流れなどを説明することがありますが、かかる行為はあくまでも営業又は宣伝のための宣伝活動となります。

Ⅲ－８．韓国の調査結果

１．条文

（１）弁理士制度の規定条文

韓国の弁理士（변리사）制度を規定する法律としては、弁理士法があります²²⁰。

２．業務範囲

（１）弁理士が扱える業務

弁理士法第２条及び第８条では、弁理士の取扱業務を下記のように規定しています。

- 弁理士法第２条(業務) 弁理士は、特許庁又は法院に対して特許、実用新案、デザイン又は商標に関する事項を代理し、その事項に関する鑑定とその他の事務を行うことを業とする。
- 弁理士法第８条(訴訟代理人になる資格) 弁理士は、特許、実用新案、デザイン又は商標に関する事項の訴訟代理人になることができる。

上記条文の規定に従って、弁理士は特許庁に対する産業財産権、著作権等の権利取得や紛争解決に関連した諸般の業務を行い、審決に対する取消訴訟において代理権を有します。

弁理士の特許侵害訴訟代理権認定如何について、従前は論争がありましたが、最近、弁理士の特許侵害訴訟代理権を認めないことは合憲であるという憲法裁判所の決定(2010 憲マ 740)がありました。上記決定に従って、弁理士は特許侵害訴訟において代理権又は共同代理権が認められず、弁護士のみが侵害訴訟において代理権を有します。

（２）資格内資格制度

韓国弁理士法上では、日本の付記弁理士又は専門認定制度等のような資格内制度はありません。

（３）弁理士の格付評価

現在、いかなる機関でも、弁理士に対する等級評価は実施していません。

（４）依頼人と弁理士間の秘匿特権

日本の民事訴訟法と同様に、韓国の民事訴訟法にも弁理士と依頼人との間に行き来した、弁理士の職務上の秘密に属する事項については、法院の文書提出命令を拒絶し得る特権が

²²⁰ http://www.jetro-ipr.or.kr/lawEtc_list.asp# [最終アクセス日：2013年1月4日]

認められます。関連条文には、下記の民事訴訟法第三百四十四条及び第三百十五条が挙げられます。

第三百四十四条(文書の提出義務)

①次の各号に掲げる場合に、文書を有している者は、提出を拒否できない

三 ……。ただし、下記の各項目の事由のいずれか 1 つに該当する場合には、この限りでない

イ ……

ロ ……

ハ 第三百十五条第一項の各号に規定の事項のいずれか一つに規定の事項が記されており、秘密を守る義務が免除されていない文書

② ……

第三百十五条(証言拒否権)

①証人は、次の各号のいずれか一つに該当すれば、証言を拒否できる。

一 弁護士・弁理士・公証人・公認会計士・税理士・医療関係者・薬剤師、その他法令により秘密を守る義務のある職位、又は宗教の職位にあるか、このような職位にあった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受ける際

二 技術又は職業の秘密に属する事項について尋問を受ける際

②証人が秘密を守る義務が免除された場合には、第一項の規定を適用しない。

これに関連し、今のところ、民事訴訟法第三百十五条の弁理士の秘匿特権が問題となった判例はないものと確認されます。

3. 資格要件等

(1) 試験合格以外の特例

弁理士法第3条は、弁護士法によって弁護士の資格を有する者であって、弁理士登録をした者は弁理士の資格があるとし、試験合格以外の特例を規定しています。

(2) 国籍要件、居住要件

弁理士資格の要件として国籍及び居住を要件とするかについて、法には別途の規定をおいていません。したがって、弁理士資格に国籍及び居住は要件事項にはならないといえます。

(3) 欠格事由

弁理士法第4条に規定されている欠格事由を有する者は、次のとおりです。

- 禁固以上の実刑の宣告を受け、その執行が終了したか、執行が免除された日から 3 年経ない者
- 禁固以上の刑の執行猶予言渡を受け、その猶予期間中にある者
- 未成年者、禁治産者又は準禁治産者
- 破産者であって、復権していない者
- 弾劾又は懲戒処分によって免職され、又は弁理士法若しくは弁護士法によって登録取消若しくは除名された者であって、免職、登録取消又は除名された後、2 年経ない者

(4) 実務経験

実務経験は、受験資格要件になるわけではありませんが、弁理士法第 5 条によれば、弁理士としての業務開始及びそれに必要な弁理士登録のためには、1 年の実務修習を終えなければならないことを要求しています。

- 実務経験の時期：実務修習は試験合格後に要求され、1)2 カ月以上の弁理士会主管実務修習と、2)10 カ月以内の弁理士事務所等での実務修習を終えなければなりません。
- 実務経験の取得方法：弁理士会主管実務修習は集合教育で、講義、討論、事例・課題研究及び発表等の方法で行われ、出席及び集合教育の間に行われる試験で特定基準以上を満たさなければ、集合教育の履修が認められません。弁理士事務所等での実務修習の範囲は、具体的に定められてはおらず、弁理業務と関連した業務であれば満たされます。修習者は 1 カ月単位で実務修習日誌を作成し、大韓弁理士会に提出しなければならず、総実務修習率が 90% 以上の場合に修了可能です。これについては、下記新人に対する研修部分で詳細にご説明致します。

4. 弁理士試験

(1) 特許と商標に分けて試験を行っているか

韓国の場合、弁理士資格を取得すれば、特許と商標の業務をいずれも行うことができ、特許弁理士と商標弁理士を分けて区分していません。したがって、弁理士試験も別途の区分なしに一つの試験で行われています。

(2) 試験の実施機関

弁理士法第 4 条の 2 は、弁理士試験は特許庁長が主管し、これを実施すると規定しています。

(3) 受験資格

最終合格日を基準に、弁理士法第 4 条各号の欠格事由がない者は、受験することができ、弁理士法第 4 条に規定されている欠格事由は、上記でご説明したとおりです。

一方、外国語能力は、民間の英語能力検定試験の成績が一定の点数以上であることを要求しており、1 次試験の前日までに成績を発表し、通知された試験の点数が基準点以上の者に限って、受験の資格を付与しています。

試験名	TOEFL			TOEIC	TEPS	G-TELP	FLEX
	PBT	CBT	IBT				
基準点数	560	220	83	775	700	77(level-2)	700

図表 23：試験の種類及び基準点数

(4) 試験の頻度

毎年 1 回行われ、1 次試験と 2 次試験に分けて行われています。

(5) 試験科目の構成

(i) 試験科目

2012 年度弁理士試験の試験計画公告による試験科目の構成は、次のとおりです。

① 第 1 次試験：多肢選択式

産業財産権法(特許法、実用新案法、商標法、デザイン保護法及び条約を含む)、民法概論(親族、相続編を除く)、自然科学概論(物理、化学、生物、地球科学を含む)、英語(民間語学能力検定試験で代替)

② 第 2 次試験：主観式論述型

必須科目(3 科目)：特許法(条約を含む)、商標法(条約を含む)、民事訴訟法

選択科目(1 科目)：デザイン保護法(条約を含む)、著作権法、産業デザイン、機械設計、熱力学、金属材料、有機化学、化学反応工学、電気磁気学、回路理論、半導体工学、制御工学、データ構造論、醗酵工学、分子生物学、薬剤学、薬品製造化学、繊維材料学、コンクリート及び鉄筋コンクリート工学のうち 1 科目

なお、外国語科目はなく、英語科目は、民間語学能力検定試験で代替しています。

また、条約以外の他国の法令に関する科目はありません。

(ii) 科目別の合格制度

科目別合格制度は実施していません。

(iii) 科目の免除制度

前年度の第1次試験に合格した者は、当該年度の第1次試験が免除されます。例えば、2012年の1次試験の合格者は2013年の1次試験が免除されます。

第2次試験初日を基準に、特許庁の5級以上の公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員であって、5年以上特許行政事務に従事した経歴がある者に対しては、第1次試験の全科目を免除し、第2次試験の科目のうち一部を免除します。

第2次試験初日を基準に、特許庁所属の7級以上の公務員であって、10年以上特許行政事務に従事した経歴がある者に対しては、第1次試験を免除します。

(iv) 実務試験

実務試験は別途に実施していません。

(v) 多肢選択式試験

第1次試験は、多肢選択式の5肢択一型で行われ、問題数は1科目当たり40個であり、試験時間は1科目当たり70分です。第1次試験科目は上記で申し上げたとおりです。

(vi) 口述試験

口述試験は実施していません。

(6) 受験者数、合格者数、合格率の推移

下記の図表のとおりです。

	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
2007年	5,509	202	3.7%
2008年	4,595	219	4.8%
2009年	4,310	226	5.2%
2010年	4,821	244	5.1%
2011年	4,449	240	5.4%

図表 24：弁理士試験の受験者数、合格者数および合格率

5. 研修

(1) 新人研修

(i) 新人に対して研修を実施しているか。

弁理士法第5条によれば、弁理士としての業務開始及びそれに必要な弁理士登録のためには、1年の実務修習を終えることを要求しています。

したがって、新人弁理士に対しては、弁理士会主管の実務修習(以下「集合教育」)及び

弁理士事務所、企業の特許専担部署、特許庁、知識財産権関連機関・団体又は研究所の実務修習(以下「弁理士事務所等教育」)が要求されます。

(ii) 実施主体

上記で申し上げたように、集合教育は弁理士会が主体となって実施し、弁理士事務所等の教育は、弁理士事務所、企業の特許専担部署、特許庁、知識財産権関連機関・団体又は研究所が主体になって実施します。

(iii) 研修教材の作成者

2011 年 12 月 19 日付で弁理士会が発刊した「弁理士試験合格者実務修習運営細則」を参照すると、集合教育の研修教材は当該教科目を担当する講師が執筆することを原則とするものの、教育の目的に符合する場合、担当講師が執筆しない図書を教材として用いることもできます。上記教材は弁理士会会長が発刊します。

一方、弁理士事務所等での研修には、一般に教材を用いていません。

(iv) 研修は義務か任意か

弁理士法第 5 条第 1 項及び第 2 項では、新人の場合、研修を義務的に受けなければならないと規定しています。

ただし、弁理士法第 5 条第 2 項ただし書では、新人弁理士のうち、弁護士の資格を有する者で、弁理士登録をした者、特許庁所属の 7 級以上の公務員であって、10 年以上特許行政事務に従事した経歴がある者、特許庁の 5 級以上の公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員であって、5 年以上特許行政事務に従事した経歴がある者、弁理士登録が取り消されて再登録する者に対しては、実務修習が義務事項でないとし、例外を規定しています。

(v) 研修を受講しなかった場合の罰則

弁理士法第 5 条の 2 は、弁理士の登録を申請した者が、実務修習を受けなければならない者がこれを受けないときに該当する場合には、登録を拒否しなければならないと規定しています。また、これと関連し、弁理士法第 25 条は弁理士の資格を有する者であって、登録をせず、弁理士の業務を行った者は 500 万ウォン以下の罰金に処すると規定しています。

(vi) 研修のタイミング

弁理士合格者実務修習規定では、実務修習対象者は、弁理士試験に合格した者であって、実務修習登録簿に登録された者とする規定しています。また、上記で申し上げたように、

弁理士法第5条によって弁理士としての登録のためには実務修習を履修することが要求されます。したがって、実務修習の時期は弁理士試験合格後、弁理士登録前となります。

(vii) 研修の開催頻度や期間

弁理士合格者実務修習規定第7条第2項及び第8条第1項によれば、実務修習中の集合教育期間は2カ月以上(240時間以上)であり、弁理士事務所等の実務修習期間は10カ月以内とし、集合教育期間及び弁理士事務所等の実務修習期間は通算して1年でなければなりません。

したがって、2011年度新人弁理士集合教育は、2011年12月21日から2012年2月23日までに行われ、弁理士事務所等の教育は、各弁理士事務所等で個人別に10カ月の期間を定めて行っています。

(viii) 研修のカリキュラム

① 集合教育の場合

集合教育は、講義、討論、事例・課題研究及び発表等の方法で行われ、出席及び集合教育の間に行われる試験において特定基準以上を満たさなければ、集合教育の履修が認められません。弁理士試験合格者実務修習規定第10条による集合教育の教育範囲は、下記のとおりです。

- 弁理士の素養に関する科目
- 産業財産権制度に関する理論と実務
- 著作権法等、その他知識財産権法に関する理論
- 特許訴訟等の理論と実務
- 外国の知識財産権制度に関する理論と実務
- 半導体配置設計権等、新知識財産権に関する科目
- その他必要であると認める科目

2011年度弁理士実務修習における具体的な科目名は、下記のとおりでした。ご参考までに、選択科目と必須科目は別途に分かれていません。

- 弁理士職業倫理/特許戦略と弁理士の役割/弁理士実務英語
- 特許制度関連(ex. BM 特許、特許審判、特許訴訟、特許マップ、標準特許、先行技術検索)
- 著作権制度の理解
 - 著作権ライセンス
- 商標制度の理解
- 不正競争防止法と営業秘密保護

- 海外知財権制度の理解-日本、中国、ヨーロッパ、米国
- 技術分野(電子、機械、化学、商標)別明細書の作成、意見/補正書の作成実習

② 弁理士事務所等での研修の場合

弁理士事務所等での実務修習の範囲は、具体的に定められておらず、弁理業務と関連した業務であれば満たされます。修習者は、1 カ月単位で実務修習日誌を作成し、大韓弁理士会に提出しなければならず、総実務修習率が 90%以上の場合、修了可能です。

(ix) 現場実習

新人弁理士に対する研修としては、弁理士事務所、企業の特許専担部署、特許庁、知識財産権関連機関・団体又は研究所主管の弁理士事務所等での現場研修があります。

弁理士事務所等での研修は、10 カ月以内の期間中に行われ、弁理業務と関連した業務を行い、1 カ月単位で実務修習日誌を作成し、大韓弁理士会に提出しなければならず、総実務修習率が 90%以上の場合、修了可能です。

(x) 研修の費用

集合研修の場合、2006 年を基準に、研修費用は計 200 万ウォン(食費別途)であり、このうち 100 万ウォンは本人が負担し、残りの 100 万ウォンは弁理士会が支援しました。併せて、費用軽減に対する特別な制度はありません。

弁理士事務所研修の場合には、給与をもらいながら実務中心の経験をする形で進められています。

(x i) 新人研修の受講履歴

韓国特許庁のホームページ²²¹では、弁理士登録情報を検索することができ、大韓弁理士会ホームページ²²²では、登録された会員弁理士の情報を検索することができます。

しかし、上記のような検索システムでは、制限された情報のみを提供しており、新人研修を受けたか否かに関する記録は提供していません。弁理士事務所等のホームページで所属弁理士の履歴を提供する場合には、公開することもあります。これは一般的な場合に該当しないと思われます。

(2) 既に弁理士登録している者に対する研修

(i) 既登録者に対して研修を実施しているか

最近、特許庁に弁理士登録をした者に対し、大韓弁理士会が施行する法定研修を履修し

²²¹ www.kipo.go.kr [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

²²² www.kpaa.or.kr [最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日]

なければならない制度が新設されました。

上記義務研修は、2011 年 11 月 25 日付で施行された弁理士法第 15 条により、弁理士の専門性の強化を通じて、知識基盤社会の多様な変化に応じた社会的要求に能動的に対応し、顧客に信頼される弁理士を養成する目的で新しく設けられました。

（ii）実施主体

弁理士会が発行した弁理士義務研修規則第 1 条によれば、登録弁理士の研修は原則的に大韓弁理士会主体で実施されます。しかし、弁理士義務研修規則第 10 条及び第 11 条により、一定の場合に大韓弁理士会の承認を受けた関連機関及び団体等が研修実施主体になることもあります。

- 第 1 条(目的) この規則は「弁理士法」第 15 条によって大韓弁理士会(以下「本会」という)が実施する弁理士研修教育の方法、手続等必要な事項を定めることを目的とする。
- 第 10 条(委任研修) ①委任研修を実施しようとする専門教育機関又は団体は、研修実施 30 日前までに次の各号の証憑書類と共に別紙第 2 号の弁理士義務研修実施申請書を作成し、運営委員会に提出しなければならない。
 1. 研修過程の細部内容又は講義計画書
 2. 個別講座を担当する講師の略歴又は講師選定基準
 3. 出席、評価管理等を含む研修管理計画
 4. その他本会で補完を要請した事項②本会は、前項に対する申請がある場合、運営委員会の審議を経て、当該専門教育機関又は団体に研修教育を委任することができる。
③委任研修を実施する専門教育機関又は団体は、研修終了後、30 日以内にこれを履修した弁理士の名簿及びそれぞれの履修時間等を記載した研修実施結果報告書を本会に提出しなければならない。
- 第 11 条(機関認定研修) ①認定研修で指定を受けようとする教育、学術大会、セミナー等を開催する機関又は団体は、研修実施 30 日前までに、次の各号の証憑書類と共に別紙第 2 号の弁理士義務研修実施申請書を作成し、本会に提出しなければならない。
 1. 研修課程の細部内容又は講義計画書
 2. 個別講座を担当する講師の略歴又は講師選定基準
 3. 出席、評価管理等を含む研修管理計画
 4. その他本会で補完を要請した事項②本会は、前項の申請がある場合、運営委員会の審議を経て当該機関又は団体の研修

教育を認定研修として指定することができる。

③認定研修を実施する機関又は団体は、研修終了後の 30 日以内にこれを履修した弁理士の名簿及びそれぞれの履修時間等を記載した研修実施結果報告書を弁理士会に提出しなければならない。

(iii) 研修教材の作成者

該当研修の実施主体が準備しています。

(iv) 研修は義務か任意か

2 年の研修周期（偶数年度 1 月 1 日から奇数年度 12 月 31 日まで）毎に、24 時間（倫理研修 2 時間以上、専門研修 6 時間以上及び選択研修 16 時間以上）を義務的に研修しなければなりません。

(v) 研修を受講しなかった場合の罰則

2 年の研修周期内に付与された義務研修履修期間を履修しない場合、弁理士法第 27 条によって特許庁に過料を納付しなければなりません。また、過料を納付しても、履修していない研修時間は削除されるのではなく、次の周期に追加して履修しなければなりません。過料納付基準は、弁理士法施行令第 23 条により、次の図表のとおりです。

違反行為	根拠法律条文	過料金額(万ウォン)		
		1 回	2 回	連続 3 回以上
イ. 法第 15 条第 1 項に違反して研修教育を受けない場合 ・ 研修教育実績：なし ・ 研修教育実績：50%未満 ・ 研修教育実績：50%以上 75%未満 ・ 研修教育実績：75%以上 100%未満	第 26 条 第 1 項	150	300	500
		100	200	400
		75	150	300
		50	100	200

図表 25：研修を受講しなかった場合の罰則

さらに、連続して 3 周期以上義務研修を履修しない場合、弁理士懲戒委員会の回付対象となります。

(vi) 研修の開催頻度

研修開催頻度は決まっていますが、2012 年度には 11 月 2 日まで計 36 回の研修が開催されました。開催期間は各研修課程毎に異なり、代表的な場合を例として挙げると、次

のとおりです。

➤ 民事訴訟実務研修

大韓弁理士会主催で、上半期及び下半期に計 2 回主催され、2012 年上半期の研修は、2012 年 7 月 4 日及び 5 日の 2 日間に 11 時間にわたって行われた。下半期の研修は 11 月 14 日及び 15 日に 11 時間行われる予定。

➤ 必須研修

倫理研修 1 時間、専門研修 3 時間で構成され、2012 年には計 7 回開催された(2012 年 3 月 27 日、5 月 10 日、6 月 1 日、6 月 22 日、9 月 12 日、10 月 11 日、11 月 1 日)。

(vii) 研修のカリキュラム

研修の種類には、倫理研修、専門研修及び選択研修があり、2 年毎に倫理研修 2 時間、専門研修 6 時間及び選択研修 16 時間以上を履修しなければなりません。

各研修の具体的な内容は下記のとおりです。

① 必須研修

倫理研修と専門研修を必須研修とし、大韓弁理士会が必須と指定した科目の研修のことです。

- 倫理研修は、弁理士業務の遂行に必要な礼節及び職業倫理意識を培うためになされる研修です。ご参考までに、2012 年の倫理研修の主題は、弁理士の職務行為基準としての法曹倫理、訴訟代理人倫理等がありました。
- 専門研修は、弁理士業務関連専門知識、法令・制度の制・改定、技術動向等に関する研修です。ご参考までに、2012 年の専門研修の主題は、知財権侵害による不公正貿易行為の調査制度、知財権保護のための税関の国境措置手続、特許及び実用新案審査指針書改定動向等がありました。

② 選択研修

必須研修を除いた科目として、大韓弁理士会主催の研修・セミナー(必須研修過程以外)及び大韓弁理士会が事前承認した関連機関及び団体主催の研修(委任研修、機関認定研修)を通じて履修することができます。ご参考までに、2012 年の選択研修の主題は、産学研標準特許創出支援のための標準特許専門弁理士養成教育、海外知財権動向等がありました。

(viii) 現場実習

登録弁理士に対する現場実習研修は行っていません。

(ix) 研修の費用

研修費用は本人の負担であり、弁理士会が主催する研修の場合、弁理士会会員に限って参加費の一部が割引されます。具体的な費用の例として、民事訴訟実務研修の場合には、

会員 33,000 ウォン、登録前の新人弁理士 154,000 ウォン、非会員 220,000 ウォンであり、必須研修の場合、専門研修と倫理研修をいずれも受講する場合、会員 33,000 ウォン、非会員 77,000 ウォンです。

(x) 研修の受講履歴

下記 6. 項目で詳細にご説明するとおり、弁理士法第 14 条によって 2011 年 11 月 25 日から研修教育履修現況を含む弁理士情報が弁理士会ホームページに公開されています。

6. 情報公開

(1) 弁理士に関する情報は公開されるか。

韓国特許庁のホームページでは、検索によって登録弁理士の情報を公開しており、大韓弁理士会のホームページでは、弁理士法第 14 条に従って、検索により会員弁理士の情報を公開しています。追加で、2011 年 11 月 25 日からは大韓弁理士会ホームページで公開する情報の種類をより多様化し、弁理士の専門性に関する情報が分かるようにしました。

弁理士法第 14 条（情報公開）

- ①弁理士会は、依頼人の弁理士選任の便宜上、第 5 条第 1 項によって登録された弁理士の専門分野、資格取得事項等必要な情報を公開しなければならない。
- ②第 5 条第 1 項によって登録された弁理士は、第 1 項による情報公開のために必要な情報を弁理士会に提供しなければならない。この場合、弁理士は偽りの情報を提供してはならない。
- ③特許庁長は、第 1 項による情報公開のために、弁理士登録情報を弁理士会に提供することができる。
- ④第 1 項による情報の公開範囲、公開方法及びその他必要な事項は、大統領令で定める。

(2) 公開の主体

それぞれ韓国特許庁及び大韓弁理士会が主体となって公開しています。

(3) 公開は強制か任意か

特許庁で公開する情報(弁理士の氏名、登録日、登録番号、事務所名、事務所住所)の場合、強制的に公開されます。

大韓弁理士会で公開する情報のうち、基本情報の場合、強制的に公開され、選択情報の場合、当該弁理士が所望する場合にのみ公開されます。基本種類と選択情報は下記のとおりです。

➤ 基本情報

氏名、出生年度、事務所情報、資格取得の種類及び日付、登録日付、開業・休業状態及び日付、専門分野及び専攻・経歴等、これを立証できる情報、研修教育履修現況

※専門分野：4 つの専門分野に区分する(商標・デザイン/機械・金属・建設/化学・生命工学/電気・電子・情報通信)。専門分野は「主専門分野」と「非専門分野」に区分して公開

➤ 選択情報

写真、E-Mail、学歴、経歴、取扱業務、主な受任事件の現況、著書及び論文、受賞事項及び弁理士が作成した自己紹介

(4) 公開される情報

上記をご参照下さい。

(5) 公開内容の制限

写真、E-Mail、学歴、経歴、取扱業務、主な受任事件の現況、著書及び論文、受賞事項及び弁理士が作成した自己紹介の場合、当該弁理士の同意がある場合のみ公開されます。

7. 弁理士数等

(1) 弁理士数の推移

過去 10 年間の弁理士数の推移は下記のとおりです。

年度	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
人	2,426	2,843	3,228	3,716	3,998	4,244	4,554	7,059	7,193	7,369

図表 26：弁理士数の推移²²³

(2) 弁理士事務所数の推移

特許庁及び大韓弁理士会に関連資料について問い合わせましたが、年度別弁理士の事務所数については具体的な統計資料がないという回答がありました。ただし、2007 年度の報道資料から、2006 年 12 月現在の登録弁理士事務所の数は 537 事務所であることを確認することができ、大韓弁理士会から 2012 年 6 月現在の登録弁理士事務所の数は 958 事務所であるという確認を受けました。

(3) 弁理士の就業先

弁理士の就職先としては、企業、研究所、特許事務所、特許業務法人、法律事務所、弁

²²³ 韓国特許庁発行知識財産統計年譜及び月別弁理士登録/取消現況

護士法人、大学校の産学協力団、発明振興会、著作権協会、公益弁理士会等と多様であり、最近では、知的財産権の重要性に対する認識が高まるにつれ、次第に多様化している趨勢です。現在までは、特許事務所に就職する割合が最も多く、企業も弁理士の採用を増やしていることが把握されています。

（４）企業に勤める弁理士の割合

企業に勤める弁理士の割合に関する具体的な統計資料は、確認されませんでした。

（５）弁理士が代理人となっている出願の割合、企業が直接出願している割合

年度	2002	2003	2004	2005	2006
代理人	97,227	108,579	130,055	150,105	154,454
直接出願	8,909	10,073	10,060	10,816	10,411
合計	106,136	118,652	140,115	160,921	164,865
代理人出願の割合(%)	91.61	91.51	92.82	93.28	93.69
直接出願の割合(%)	8.39	8.49	7.18	6.72	6.31

年度	2007	2008	2009	2010	2011
代理人	157,984	155,861	148,239	156,523	164,708
直接出願	14,485	14,771	15,284	13,578	14,216
合計	172,469	170,632	163,523	170,101	178,924
代理人出願の割合(%)	91.6	91.34	90.65	92.02	92.05
直接出願の割合(%)	8.4	8.66	9.35	7.98	7.95

図表 27：弁理士又は特許業務法人が代理人となっている出願の割合、企業が代理人を介さずに直接出願している割合の推移

（６）弁理士の数の議論

2000 年度に試験による選抜人員を 120 人から 200 人に調節した以降、弁理士数に関する論議はありません。

8. 経営環境

（１）弁理士の資格を持たない者や他の資格者による弁理士の雇用

弁理士法第 7 条の 2 では、弁理士でない者による弁理士の雇用を禁じています。

弁理士法第 7 条の 2（弁理士でない者等との提携禁止） 弁理士は第 5 条、第 21 条又は

第 22 条を違反した者（注：弁理士として登録されていない者）から特許、実用新案、デザイン又は商標に関する請託や斡旋を受けることができず、これらに自らの名称を使用させることはできない。

（２）特許業務法人の形態

弁理士法第 6 条の 3 は、特許法人設立の要件として次のような事項を規定しています。

弁理士法第 6 条の 3（法人の設立）①弁理士は業務を組織的・専門的に行うために、大統領令で定めるところによって 5 人以上の弁理士を構成員とする法人を設立することができる。

②法人を設立するときには、構成員となる弁理士が定款を作成し、大統領令の定めるところによって特許庁長の認可を受けなければならない。定款を変更するときにも同じである。

③定款には、次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 目的、名称、主事務所及び分事務所の所在地
2. 構成員の氏名及び住所
3. 構成員の会議に関する事項
4. 法人の代表に関する事項
5. 資産及び会計に関する事項
6. 存立時期又は解散事由を定めた場合には、その時期又は事由

④法人は大統領令の定めるところによって登記しなければならない。

⑤法人は主事務所の所在地で設立登記をすることで成立する。

（３）特許業務法人として一人法人は認められるか

上記弁理士法第 6 条の 3 第 1 項に規定されているとおり、特許法人は 5 人以上の弁理士が構成員とならなければならないと規定しているので、1 人法人は認められないと言えます。

（４）特許業務法人の弁理士には有限責任が認められるか

上記事項に対し、弁理士法には別途の規定をおいていません。しかし、弁理士法第 6 条の 10 第 2 項では、法人について同法で定めたことを除いては、商法の合名会社に関する規定を準用すると規定しており、韓国商法の合名会社は、無限責任社員のみ存在する会社である点に照らせば、韓国も日本と同様に、合名会社の規定準用によって無限責任になります。

9. 非弁行為

(1) 弁理士又は特許業務法人でない者による行為の制限

弁理士法第 21 条及び第 22 条では、弁理士でない者が弁理士の業務を行ったり、弁理士又はこれと類似の名称を用いることを禁じています。また、弁理士法第 8 条の 3 では、弁理士が他人に自らの氏名や商号を用いて弁理業務を行わせる行為を禁じています。

- 第 21 条(弁理士でない者の弁理士業務禁止) 弁理士でない者は、第 2 条による代理業務を行うことができない。
- 第 22 条(弁理士でない者の弁理士等の名称使用禁止) 弁理士でない者は、弁理士又はこれと類似の名称を用いることができない。
- 第 8 条の 3(名義貸与等の禁止) ① 弁理士は、他人に自らの氏名や商号を用いて弁理士の業務を行わせてはならず、資格証や登録証を貸与してはならない。
② 弁理士は受任している事件と関連し、相手方から利益を受けてはならず、利益を要求したり、約束してもならない。
③ 弁理士は争訟中の権利を譲受してはならない。

弁理士会ホームページでは、非弁行為に対する申告を受け付け、非弁行為を監視しています。

(2) その制限に違反した場合の罰則

弁理士法第 24 条では、弁理士でない者が弁理士の業務を行った場合、5 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金を賦課しており、弁理士法第 25 条では、弁理士でない者が弁理士又はこれと類似の名称を用いた場合、300 万ウォン以下の罰金を賦課しています。

(3) グループ企業（企業 A と企業 B）間の行為

(i) 企業 A が企業 B の出願代理等を行おうとした場合の制限

上記で申し上げたように、弁理士でない者は、出願代理等の弁理業務を業として行うことができません。従って、企業 A が弁理士法人でない場合、企業 A は企業 B の出願代理等の業務を代理することができません。

なお、企業 A と企業 B がグループ企業であるからといって、特別に発生する制限はありません。

(ii) 企業 A と企業 B がグループ企業であるか否かの判断基準

独占規制及び公正取引に関する法律施行令第 3 条では、企業集団の範囲を下記のように定義しています。

第3条（企業集団の範囲） 法第2条（定義）第2号各目以外の部分で「大統領で定める基準によって、事実上、その事業内容を支配する会社」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。

1. 同一人が単独で、又は次の各目のいずれかに該当する者（以下「同一人関連者」という）と合わせて当該会社の発行株式（「商法」第370条（議決権のない株式）の規定による議決権のない株式を除く。以下、同条、第3条の2（企業集団からの除外）、第17条の5（債務保証禁止対象の除外要件）、第17条の8（大規模内部取引の理事会の議決及び公示）及び第18条（企業結合の申告等）において同じ）総数の100分の30以上を所有する場合であって、最多出資者の会社

イ. 配偶者、6親等以内の血族、4親等以内の姻戚（以下「親族」という）

ロ. 同一人が単独で、又は同一人関連者と合わせて総捐金額の100分の30以上を出捐した場合であって、最多出捐者になるか、同一人及び同一人関連者のうち1人が設立者である非営利法人又は団体（法人格がない社団又は財団をいう。以下同様。）

ハ. 同一人が直接又は同一人関連者を通じて役員の構成や事業運用等について支配的な影響力を行使している非営利法人又は団体

ニ. 同一人が同号又は第2号の規定によって事実上事業内容を支配する会社

ホ. 同一人及び同一人とロ目乃至ニ目の関係に該当する者の使用人（法人の場合には、役員、個人の場合には、商業使用人及び雇用契約による被雇用人をいう。）

2. 次の各目の1に該当する会社であって、当該会社の経営について支配的な影響力を行使していると認められる会社

イ. 同一人が他の主要株主との契約又は合意によって代表理事を任免し、又は役員の100分の50以上を選任し、若しくは選任することができる会社

ロ. 同一人が直接又は同一人関連者を通じて当該会社の組織変更又は新規事業への投資等、主な意思決定や業務執行に支配的な影響力を行使している会社

ハ. 同一人が支配する会社（同一人同社の場合には、同一人を含む。以下、同項目で同じ）と当該会社間に次の1に該当する人事交流がある会社

（1）同一人が支配する会社と、当該会社間に役員の兼任がある場合

（2）同一人が支配する会社の役・社員が当該会社の役員として任命され、同一人が支配する会社に復職する場合（同一人が支配する会社のうち、当初の会社でない会社に復職する場合を含む）

（3）当該会社の役員が同一人が支配する会社の役・社員として任命され、当該会社又は当該会社の系列会社に復職する場合

ニ. 通常範囲を超えて、同一人又は同一人関連者と資金・資産・商品・役務等の取引

をし、又は債務保証をし、若しくは債務保証を受けている会社、その他の当該会社が同一人の企業集団の系列会社と認められ得る営業上の表示行為をする等、社会通念上の経済的同一体として認められる会社

(iii) 企業 A に弁理士がいるか否かでその制限は異なるか

企業 A が特許法人でない場合、他人の出願代理業務は非弁行為に該当するので、企業 B の出願を代理することはできません。

企業 A に属する弁理士 X が、特許法人でなく弁理士 X として、グループ企業 B の出願を代理することもできない。弁理士法第 7 条の 2 では、弁理士が、弁理士でない者と提携する行為を禁止しています。

弁理士法第 7 条の 2 (弁理士でない者などとの提携の禁止)

弁理士は第五条、第二十一条又は第二十二条を違反した者より特許、実用新案、デザイン又は商標に関する請託か斡旋を受けることができず、これらに自らの名称を用いさせることができない。

企業 A (特許法人ではない) の社員である弁理士 X が、グループ企業 B の特許業務を代理することは、弁理士法第 7 条の 2 に規定されている「弁理士でない者よりの特許業務の請託」に該当するので、許容されない²²⁴。

従って、企業 A の社員である弁理士 X が、本人の名義でグループ企業 B の出願を代理することも不可能である。

10. 利益相反

(1) 弁理士又は特許業務法人による業務の制限

弁理士法第 6 条の 7 では、法人の構成員及び所属弁理士は自己又は第三者のために法人の業務範囲に属する業務を行うことができず、法人の構成員であった者又は所属弁理士であった者は、その法人に所属した期間中に、その法人が受任し、又は受任を承諾した事件については、弁理業務を行うことができないと規定しています。

また、弁理士は、相手方の代理人として取り扱った事件については、業務を行うことができません(弁理士法第 7 条)。

これと関連し、弁理士法第 7 条が問題となった判例を下記のように紹介致します。

²²⁴ 大韓弁理士会の回答

<大法院 2007. 7. 26. 言渡 2005 フ 2571 判決権利範囲確認(特)>

➤ 事実関係及び争点

- ① 一方の当事者の代理人として特許法人が選任され、相手方の代理人である弁理士がその特許法人の構成員乃至所属弁理士の場合、弁理士法第7条に違反するか否か及び上記所属弁理士には特許庁に申告されていない事実上の所属弁理士も含まれるか否か
- ② 弁理士法第7条を違反した審判代理行為について、当事者が審決時まで異議を提起しない場合の審決の効力

➤ 判決の要旨

- ① 同一の弁理士が同一の事件で時期を異にして審判請求人と被審判請求人を代理する場合だけでなく、同じ時期に審判請求人と被審判請求人を同時に代理する行為も当然禁止されると言えるので、一方の当事者の代理人として特許法人が選任された場合、相手方の代理人である弁理士がその特許法人の構成員乃至所属弁理士であれば、弁理士法第7条に違反する。この時、弁理士が形式的に特許庁長にその特許法人の所属弁理士として申告されている場合だけでなく、実質的にその特許法人の所属弁理士に該当する場合にも、その特許法人の所属弁理士と見なければならない。
- ② 弁理士法第7条を違反した審判代理行為について、当事者が審決時まで異議を提起しない場合、手続上の誤りが審決を取り消す程に重大であるとは見難いという理由で、審決の効力を認める。

さらに、弁理士会会則第13条では、弁理士は依頼人が同意した場合を除いては、既に受任している事件と利害が抵触する事件を受任したり、自身の利害関係によって業務遂行に支障をきたすおそれがある事件を受任してはならないと規定しています。

(2) その制限に違反した場合の制裁

弁理士法第6条の7又は第7条を違反する場合、法人の場合、弁理士法第6条の8によって法人設立認可が取り消されることがあります。また、弁理士法第6条の7又は第7条に違反した代理行為は、無権代理行為となって無効になります(依頼人が追認する場合、有効になることがあります)。

弁理士個人に対する制裁として、弁理士法第6条の7又は第7条を違反した弁理行為をした弁理士は、弁理士法第16条によって倫理委員会又は懲戒委員会に回付され、警告、3年以下の被選挙権の制限又は除名のような不利益を受けることがあります。

1 1. 制度改正

2012年10月16日に弁理士法一部改正案に係る説明会があり、この時に論議された弁理士法一部改正案の内容は、下記のとおりです。

(i) 改正概要

弁理士資格審議委員会と弁理士懲戒委員会の統合及び特許法律事務所の大型化・専門化を誘導するための有限会社形態の特許法人制度の導入等。

弁理士法一部改正法律案：

- 弁護士法によって業務遂行が制限中の弁護士に対する登録制限
- 弁理士の広告規定の新設(消費者を誤って導いたり、誤解を呼び起こす広告の禁止)
- 法人に対する懲戒準用規定の新設
- 弁理士関連委員会の統合及び弁理士懲戒時効制度の導入
- 弁理士会会員の会則遵守義務を規定する条項を新設
- 法人の構成員又は所属弁理士であった者の受任制限に関するただし書規定を新設(特許法人が同意した場合には、その特許法人の構成員又は所属弁理士であった者が、その特許法人に所属した期間中に、その特許法人が受任し、又は受任を承諾した事件についても、弁理士の業務を行うことができる)等

12. 弁理士の公益活動

(1) 貴国の弁理士制度では公益活動が弁理士の義務とされているか

韓国の弁理士制度は、弁理士に対して公益活動の義務を課していません。ただし、大韓弁理士会では、「弁理士は知識財産権を保護育成し、その公正な利用を図ることによって、知識財産権制度及び国家産業の発展に寄与することを使命とする」という弁理士会倫理綱領によって、会規により多様な公益活動を実施しています。弁理士会で実施している公益活動としては、下記のようなものがあります。

- 技術鑑定の実施
- 生活保護対象者、学生等に対する無料業務受任
- 中小企業に対する無料弁理業務
- 知識財産権無料相談センターの設置及び運営
- 特許法律救助事業を運営
- 知識財産権関連の価値評価業務の遂行

Ⅲ－９．中国の調査に関する付録資料

Ⅲ－９－１ 専利代理条例

第一章 総 則

第一条 専利代理事務所及び委任者の合法的權益を保障し、専利代理業務の正常な秩序を擁護するため、本条例を制定する。

第二条 本条例に称される専利代理とは専利代理事務所が委任者の名義で、代理権限の範囲以内に、専利登録出願又は他の専利事務を取り扱うことである。

第二章 専利代理事務所

第三条 本条例にいう専利代理事務所とは、委任者の委任を受け、委任権限の範囲以内に、専利登録出願又はその他の専利事務を取り扱うサービス機構である。

専利代理事務所には以下の三種類がある。

- (一) 涉外専利事務を取り扱う専利代理事務所
- (二) 国内専利事務を取り扱う専利代理事務所
- (三) 国内専利事務を取り扱う弁護士事務所

第四条 専利代理事務所の成立には下記の条件に合致しなければならない。

- (一) 自分の名称、規定、固定な執務場所を有する。
- (二) 必要な資金と業務施設を有する。
- (三) 財務が独立であり、独立で民事責任を負うことができる。
- (四) 三人以上の専利専利代理人資格を持っている専任人員及び中国専利庁に規定された比率に合致する専利専利代理人資格を持っている兼職人員を有する。

弁護士事務所は専利代理業務を取り扱う場合、前記の第四項に規定される専任人員を有しなければならない。

第五条 専利管理機関に専利代理事務所の成立を申請するには、下記の書類を提出しなければならない。

- (一) 専利代理事務所を成立する申請書（当該申請書に専利代理事務所の名称、執務場所、責任者の氏名を明確に記載しなければならない）
- (二) 専利代理事務所の規程
- (三) 専利代理人の氏名及びその資格証
- (四) 専利代理事務所の資金と施設状況の書面証明。

第六条 国内専利事務を取り扱う専利代理事務所を成立しようと申請する場合、又は弁護士事務所が専利代理業務を取り扱おうと申請する場合、その主管機関の同意を取得した後、

省、自治区、直轄市の専利管理機関に報告して審査を求める。主管機関がない場合、直接に省、自治区、直轄市の専利管理機関に報告して審査を求める。審査に合格し同意を取得したものは、審査機関により中国専利庁に報告し、審査・許可を求める。

渉外専利事務を取り扱う専利代理事務所を成立しようと申請する場合、「中華人民共和国専利法」の関係規定に従って処理しなければならない。渉外専利事務を取り扱う専利代理事務所は、中国専利庁に許可された後、国内専利事務を取り扱うことができる。

第七条 専利代理事務所は許可される日より成立し、法により専利代理業務を展開し、民事権利を享有し、民事責任を負う。

第八条 専利代理事務所は下記の事務を引き受ける。

- (一) 専利事務に関する諮問サービスを提供する。
- (二) 専利出願書類の作成を代理し、専利登録出願を取り扱う。実体審査又は審判に関する事務を請求する。
- (三) 異議を出し、専利権無効審判に関する事務を請求する。
- (四) 専利を受ける権利、専利権の譲渡及び専利許可に関する事務を取り扱う。
- (五) 招きを受け、専利代理人を専利顧問として派遣する。
- (六) 他の関係事務を取り扱う。

第九条 専利代理事務所は委任を受け、業務を引き受ける場合、委任者が署名し、委任事項及び委任権限が明瞭に記載してある書面的な委任状を持たなければならない。

専利代理事務所は請求により、委任者に指定された専利代理人を派遣し、代理業務を引き受けることができる。専利代理事務所は委任を受け、業務を引き受ける場合、国家の関係規定に従って料金を受け取ることができる。

第十条 専利代理事務所は委任を受けた後、同一な内容である専利事務において、利害関係のある別の委任者からの委任を受けてはならない。

第十一条 専利代理事務所は「専利代理人資格証」を持っている人員を専利代理人として招聘・任用しなければならない。招聘・任用した専利代理人に対して、専利代理事務所は任用手続をし、「専利代理人工作証」を授与し、中国専利庁に届出なければならない。専利代理事務所は初めて専利代理業務を取り扱う人員に対して、一年度のインターン期間が満了した後、「専利代理人工作証」を授与することができる。専利代理事務所は任用関係を解除する専利代理人に対して、タイムリーにその「専利代理人工作証」を回収し、中国専利庁に届出なければならない。

第十二条 専利代理事務所は機構名称、住所及び責任者を変更する場合、中国専利庁に報告して登録を求めなければならない。許可・登録されてからこそ、変更が発効できる。

専利代理事務所は営業停止の場合、妥当に各種の未完成事項を処理した後、元審査機関に申告しなければならない。当該機関により中国専利庁に報告し、関係手続をする。

第十三条 許可された専利代理事務所は状況の変化で本条例第四条の規定する条件に合致

しなくなり、また一年度に条件を揃えることができない場合、もともと審査を行った専利管理機関は中国専利庁に当該専利代理事務所を取り消すようと建議しなければならない。

第三章 専利代理人

第十四条 本条例にいう専利代理人とは、「専利代理人資格証」を有し、「専利代理人工作証」を持っている人員である。

第十五条 中華人民共和国憲法を擁護し、下記の条件を揃える中国公民は専利代理人資格を申請できる。

(一) 満十八歳以上であり、完全な民事行為能力を有する。

(二) 大学レベルの学校の理工科から卒業し（或いは同等学歴を有し）、一種の外国語をマスターする。

(三) 専利法と関係法律知識に詳しい。

(四) 科学技術又は法律に関する仕事について2年以上の経験を持っている。

第十六条 専利代理人資格を申請する人員は、本人が申請し、専利代理人審査委員会に審査されて合格した場合、中国専利庁から「専利代理人資格証」を受け取る。

専利代理人審査委員会は中国専利庁、国務院の関係部門及び専利代理人組織の関係人員からなる組織である。

第十七条 専利代理人は専利代理事務所割り当てられる専利代理業務を引き受けなければならない。許可を得ずに委任を引き受けてはならない。

第十八条 専利代理人は同時に二つ以上の専利代理事務所で専利代理業務を執り行うことができない。

専利代理人は専利代理事務所から転勤する前に、妥当に未完成の専利代理事件を処理しなければならない。

第十九条 「専利代理人資格証」を取った日より五年度以内に専利代理業務又は専利行政管理仕事をしない場合、その「専利代理人資格証」は自動に効力を失う。

第二十条 専利代理人は専利代理業務に従事している期間に、又は専利代理業務を離れる日より一年度以内、専利を出願することができない。

第二十一条 専利代理人は法により専利代理業務に従事することは、国家法律に保護され、いかなる機構及び個人でも干渉することができない。

第二十二条 国家機関の従業者は、専利代理事務所で兼職し、専利代理業務に従事するなどのことをしてはならない。

第二十三条 専利代理人は代理業務の活動に了解した発明の内容に対しては、専利出願に既に公布又は公告された部分を除いて、守秘責任を負う。

第四章 懲戒規則

第二十四条 専利代理事務所に下記の各号状況の一つがあった場合、その上級主管部門又は省、自治区、直轄市の専利管理機関は警告という懲戒に処することができる。情状が重大であった場合、中国専利庁より機構を取消す懲戒に処する。

(一) 審査・許可を申請する時、真実を隠し、虚偽をなした。

(二) 許可を得ずに、主な登記事項を変更した。

(三) 審査・許可を得ずに、又は許可された専利代理業務の範囲を超えて、無断に委任を受け、専利代理業務を引き受けた。

(四) その他の違法的な業務活動に従事した。

第二十五条 専利代理人に次の各号行為の一つがあったとき、情状が軽微であった場合、所属した特許代理事務所に批評・教育される。情状が重大であった場合、所属した専利代理事務所に任用関係を解除され、その「専利代理人工作証」を返還しなければならない。省、自治区、直轄市の専利管理機関に警告され、又は中国専利庁に「専利代理人資格証」を取り上げられるという懲戒に処される。

(一) 職責を履行しなかった、又は職責を適任できなかったせいで、委任者の利益に損害を与えた。

(二) 委任者の発明内容を漏洩・剽窃した。

(三) 代理権限を越え、委任者の利益に損害を与えた。

(四) 許可を得ずに、委任を受け、委任人から料金を取った。

前項の行為により、委任者に経済的損失を与えた場合、専利代理事務所は経済賠償の責任を負った上、一定の比率で当該専利代理人から賠償を取り戻すことができる。

第二十六条 懲戒された専利代理事務所は、中国専利庁が処したその機構を取消すという処罰に対して不服がある場合、又は懲戒された専利代理人は、その「専利代理人資格証」を取り上げるという処罰に対して不服がある場合、中国専利庁に不服審判を請求することができる。不服審判の決定に不服がある場合、その決定書を受けた日より 15 日以内に、裁判所に起訴することができる。

第五章 附 則

第二十七条 本条例の解釈は中国専利庁が責任を負う。

第二十八条 本条例は一九九一年四月一日より施行する。一九八五年九月四日に国務院が許可し、当年の九月十二日に中国専利庁が公布した「専利代理試行規定」は同時に廃止する。

III－9－2 専利代理管理弁法

第一章 総則

第一条 専利代理制度を完備させ、専利代理業の正常な秩序を擁護し、専利代理事務所及び弁理士が法により業務を執行することを保障するため、「専利法」と「専利代理条例」に基づき、本弁法を制定する。

第二条 国家知識産権局及び各省、自治区、直轄市の知識産権局は、「専利法」、「専利代理条例」及び本弁法に基づき、専利代理事務所と専利代理人を管理・監督する。

中華全国専利代理人協会は、専利代理事務所と専利代理人が模範的に「専利法」、「専利代理条例」及び本弁法を執行しようと組織・指導し、業務施行行為を標準化し、業界自律を厳格にし、絶えず業界のサービスレベルを引き上げる。

第二章 専利代理事務所及びその業務機構の設立、変更、営業停止及び取消

第三条 専利代理事務所の組織形式はパートナー制専利代理事務所又は有限責任制専利代理事務所である。

パートナー制専利代理事務所は三人以上のパートナーが共同に資金を出して設立しなければならない。有限責任制専利代理事務所は五人以上の出資者が共同に資金を出して設立しなければならない。

パートナー制専利代理事務所のパートナーは当該専利代理事務所の債務に対して無限な連帯責任を負う。有限責任制専利代理事務所は当該機構のすべての資産を以って自分の債務に対して責任を負う。

第四条 専利代理事務所を設立するには下記の条件に合致しなければならない。

- (一) 本弁法の第七条に規定される機構名称を有する。
- (二) パートナー協議書又は規程を有する。
- (三) 本弁法の第五条、第六条の規定に合致するパートナー又は出資者を有する。
- (四) 必要な資金を有する。パートナー制専利代理事務所を設立する場合、人民幣五万元より少なくない資金を有しなければならない。有限責任制専利代理事務所を設立する場合、人民幣十万元より少なくない資金を有しなければならない。
- (五) 固定な執務場所及び必要な執務施設を有する。

弁護士事務所は専利代理業務を執行しようと申請する場合、当該弁護士事務所業務を執行している専任弁護士のうち、三人以上の弁護士は専利代理人資格を持っていないなければならない。

第五条 専利代理事務所のパートナー又は出資者は下記の条件に合致しなければならない。

- (一) 専利代理人の資格を有する。
- (二) 専利代理事務所にて2年以上の従業資格経験を持つ。

- (三) 専利代理業務に携わることができる。
- (四) 専利代理事務所の設立を申請する時、年齢は満 65 歳を超えていない。
- (五) 品行が優秀である。

第六条 下記の状況の一つがある場合、専利代理事務所のパートナー又は出資者になってはならない。

- (一) 完全な民事行為の能力を有していない。
- (二) 国家機構又は企業、事業機構に務め、まだ正式に辞職、解任、引退又は定年退職の手續をしていない。
- (三) 他の専利代理事務所のパートナー又は出資者として 2 年未満である。
- (四) 「専利代理懲戒規則（試行）」第五条に規定される批判通告又は専利代理人資格の取上という懲戒を受けて三年未満である。
- (五) 刑事処罰（過失犯罪を除く）を受けた。

第七条 専利代理事務所は一つの名称しか享有・使用できない。

専利代理事務所の名称は当該機構の所在地都市の名称、屋号、「専利代理事務所」又は「専利代理有限公司」又は「知的財産権代理事務所」からなるものである。その屋号は全国範囲に使用されている又は使用されたことのある専利代理事務所の屋号と同様、又は類似してはならない。

専利代理業務を執行する弁護士事務所は、本弁護士事務所の名称を使用することができる。

第八条 専利代理事務所の設立には、下記の申請材料を提出しなければならない。

- (一) 専利代理事務所の設立に関する申請表
- (二) 専利代理事務所のパートナー協議書又は規程
- (三) 資金検査証明
- (四) 専利代理人資格証及び身分証の写し書類
- (五) 人員の履歴及び人事保存書類の保存証明、引退又は退職証明の写し書類
- (六) 執務場所及び執務施設についての証明
- (七) 他の必要である証明材料

弁護士事務所は専利代理業務を執行しようと申請する時、下記の申請材料を提出しなければならない。

- (一) 専利代理業務の創設に関する申請表
- (二) 当該弁護士事務所を主管する司法行政機関は当該事務所が専利代理業務を創設することに同意するという意見を表明した書類
- (三) 弁護士事務所のパートナー協議書又は規程
- (四) 弁護士事務所の従業資格許可証の写し書類と資金証明
- (五) 専利代理人の弁護士従業執行資格証、専利代理人資格証及び身分証の写し書類

(六) 執務場所及び執務施設についての証明

(七) 他の必要である証明材料

上記の証明材料は専利代理事務所の設立又は専利代理業務の創設を申請する前の六ヶ月間以内に出さなければならない。

第九条 専利代理事務所の設立を審査・許可するプロセス

(一) 専利代理事務所の設立を申請する場合、所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局に申請を出さなければならない。審査を経て、省、自治区、直轄市の知識産権局は本弁法の規定する条件に合致すると認定すると、申請を受けた日より 30 日以内に国家知識産権局に報告しなければならない。本弁法の規定する条件に合致しないと認定すると、申請を受けた日より 30 日以内に申請人に書面的な通知を送付しなければならない。

(二) 本弁法の規定する条件に合致する申請に対して、国家知識産権局は提出された材料を受けた日より 30 日以内に許可決定を出し、提出した省、自治区、直轄市の知識産権局に通知し、新規設立した機構に専利代理事務所登録証及び機構番号を授与しなければならない。本弁法の規定する条件に合致しない申請に対して、国家知識産権局は提出された材料を受けた日より 30 日以内に、提出した省、自治区、直轄市の知識産権局に、改めて審査を行うよう通知しなければならない。

専利代理業務の創設を申請する弁護士事務所に対して、上記の規定を参照して審査する。

第十条 専利代理事務所は名称、住所、規程、パートナー又は出資者等の登録事項を変更する場合、国家知識産権局に申請すると同時に、所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局に報告しなければならない。その変更は国家知識産権局に許可されて初めて発効する。

第十一条 専利代理事務所は営業停止又は取り消しをする場合、適切に各種の未完成事項を処理した後、所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局に申請しなければならない。審査を経て同意された場合、専利代理事務所の登録証及び標識札を省、自治区、直轄市の知識産権局に返し、また国家知識産権局により、営業停止又は取り消しの手続をする。

第十二条 専利代理事務所は本省で業務機構を設立する場合、所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局に申請しなければならない。許可を取得した後、所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局により、国家知識産権局に届け出る。

専利代理事務所は本省以外で業務機構を設立する場合、所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局に同意された後、業務機構の所在地である省、自治区、直轄市の知識産権局に申請しなければならない。許可を取得した後、業務機構の所在地である省、自治区、直轄市の知識産権局により、国家知識産権局に届け出る。

第十三条 業務機構の設立を申請する専利代理事務所は下記の条件に合致しなければならない。

(一) 設立時間は 2 年以上である。

(二) 10 人以上の専利代理人を有する。

(三) 昨年の年度検査に合格した。

第十四条 専利代理事務所の業務機構は下記の条件に合致しなければならない。

(一) 専利代理事務所から派遣される又は招かれる専任専利代理人を二名以上有する。

(二) 固定的な執務場所と必要な資金を有する。

(三) 業務機構の名称は専利代理事務所の正式名称、業務機構の所在地である都市の名称及び「弁事処」の三文字からなるものである。

第十五条 各省、自治区、直轄市の知識産権局は、専利代理事務所がその行政地域で業務機構を設立するには必要である他の条件及びプロセスを加えることができる。加える場合、その関係規定を国家知識産権局に届け出るべきである。

第十六条 専利代理事務所の業務機構は自分の単独な名義で専利代理業務をしてはならない。その人事、財務、業務などは所属の専利代理事務所に統一的に管理される。専利代理事務所はその業務機構の業務活動に対して民事責任を負う。

本省以外で業務機構を設立する専利代理事務所は、その業務機構が業務機構の所在地である省、自治区、直轄市の知識産権局からの指導と監督を受ける。

第十七条 業務機構は営業停止又は取り消しをする場合、適切に各種の未完成事項を処理した後、業務機構の所在地である省、自治区、直轄市の知識産権局に申請しなければならない。許可された後、その知識産権局により国家知識産権局に届け出ると同時に、専利代理事務所の所在地である省、自治区、直轄市の知識産権局にも写しを届け出なければならない。

専利代理事務所は営業停止又は取り消しをする場合、所属の業務機構も同時に停止しなければならない。

第三章 専利代理人の従業資格

第十八条 専利代理人は業務を執行する場合、許可されて設立した専利代理事務所の任用を受け、弁理士従業執行資格証を持たなければならない。

第十九条 専利代理事務所は専利代理人を招く場合、自由及び協商一致の原則で専利代理人と任用合意書を締結しなければならない。任用合意書を締結する両方はその合意書を遵守・履行しなければならない。

第二十条 専利代理人従業執行資格証を授与するには下記の条件に合致しなければならない。

(一) 専利代理人資格を有する。

(二) 専任として専利代理業務に携わることができる。

(三) 専利代理又は専利審査の経歴を有しない人員は専利代理事務所で連続に一年以上にインターンし、且つ業務研修に参加する。

(四) 専利代理事務所に招かれる。

(五) 授与される時の年齢は満 70 歳を越えていない。

(六) 品行が優秀である。

第二十一条 下記の状況の一つに合致する場合、専利代理人従業執行資格証を授与しない。

(一) 完全な民事行為の能力を有していない。

(二) 申請する前に他の専利代理事務所で業務を執行し、未だ当該代理機構に解任されなく、未だ専利代理人従業執行資格証の取消手続をしていない。

(三) 専利代理人従業執行資格証を取った日より一年未満の間に、他の専利代理事務所に転じた。

(四) 「専利代理懲戒規則（試行）」第五条に規定される専利代理人従業執行資格証の取上という懲戒を受けた日より三年未満である。

(五) 刑事処罰（過失犯罪を除く）を受けた。

第二十二条 専利代理人従業執行資格証の授与を申請するには、下記の材料を提出しなければならない。

(一) 専利代理人従業執行資格証の申請表

(二) 専利代理人資格証及び身分証の写し書類

(三) 人事保存書類の保存証明又は引退・退職証明の写し書類

(四) 専利代理事務所に出示された任用合意書

(五) 申請した前に、他の専利代理事務所で業務を執行した専利代理人は、当該専利代理事務所からの解任証明を出さなければならない。

(六) 初めて専利代理従業執行資格証の授与を申請する場合、属している専利代理事務所に出示されたインターン証明及び業務研修に参加した証明を出さなければならない。

第二十三条 国家知識産権局は、中華全国専利代理人協会に専利代理人従業執行資格証の授与、変更及び取消に関する具体的な仕事を委任する。

第二十四条 審査を経て、中華全国専利代理人協会は専利代理人従業執行資格証の授与に関する申請が本弁法の規定する条件に合致すると認定した場合、申請を受けた日より 15 日以内に専利代理人従業執行資格証を授与しなければならない。本弁法の規定する条件に合致しないと認定した場合、申請を受けた日より 15 日以内に書面で申請人に通知しなければならない。

第二十五条 専利代理事務所は専利代理人を解雇する場合、30 日間繰り上げて当該専利代理人に通知しなければならない。専利代理人は辞職する場合、30 日間繰り上げて自分の属している専利代理事務所に通知しなければならない。

専利代理事務所は専利代理人と任用関係を解除する場合、その専利代理人の従業執行資格証を回収し、解任証明を提供しなければならない。それに、解任証明を提供した日より 10 日以内に中華全国専利代理人協会により、専利代理人従業執行資格証の取消手続をする。

第二十六条 専利代理事務所は営業停止又は取消をする場合、省、自治区、直轄市の知識

産権局に審査・許可された日より 10 日以内にその全ての専利代理人従業執行資格証を回収し、中華全国専利代理人協会により、専利代理人従業資格の取消手続をする。

第二十七条 中華全国専利代理人協会は専利代理人従業執行資格証を授与、変更又は取消を行った日より 5 日以内に国家知識産権局に届け出、関係材料を提出する。同時に、専利代理事務所の所在地である省、自治区、直轄市の知識産権局にその写しを届け出なければならない。

第二十八条 専利代理人従業執行資格証を有していない者は、経済的利益を得るために、専利代理業務を執行してはならない。

第二十九条 専利代理人は専利代理業務を受ける場合、属している専利代理事務所の名義で委任を受け、委任者と書面的な委任契約を締結し、統一的に費用を受け取り、如実に記帳しなければならない。

専利代理人は無断で委任を受け、専利代理業務を執行し、費用を受け取ってはならない。

第四章 専利代理事務所及び専利代理人に対する年度検査

第三十条 国家知識産権局は専利代理事務所及び専利代理人に対する年度検査を組織・指導する。国家知識産権局は省、自治区、直轄市の知識産権局及び国防専利庁に委任し、専利代理事務所及び専利代理人に対する年度検査を具体的に実施する。

許可されて設立した専利代理事務所及び専利代理業務を執行する弁護士事務所はいずれも年度検査に参加しなければならない。専利代理事務所の業務機構はその属している専利代理事務所と共に、年度検査に参加しなければならない。その関係資料の写しを同時に業務機構の所在地である省、自治区、直轄市の知識産権局に送付しなければならない。

中華全国専利代理人協会は専利代理事務所及び専利代理人の年度検査に協力して参与する。

第三十一条 専利代理事務所及び専利代理人に対する年度検査は毎年 1 回行われ、その期間は 9 月 1 日～10 月 31 日である。

第三十二条 専利代理事務所及び専利代理人に対する年度検査は下記の内容を含む。

- (一) 専利代理事務所は本弁法に規定する設立条件に合致するか否か。
- (二) 専利代理事務所のパートナー又は出資者は本弁法に規定する条件に合致するか否か。
- (三) 専利代理事務所で業務を執行している専利代理人は専利代理人従業執行資格証を持っているか否か、要求により従業資格研修に参加したか否か。
- (四) 専利代理事務所及び専利代理人には「専利代理懲戒規則（試行）」第六条、第七条、第八条に規定する違法行為があるか否か。
- (五) 前回の年度検査の済んだ日より、専利代理事務所の執行した専利代理業務の量。
- (六) 専利代理事務所の財務状況。
- (七) 他の年度検査すべき内容。

第三十三条 専利代理事務所は下記の年度検査材料を出さなければならない。

- (一) 専利代理事務所及び専利代理人の年度検査登録表
- (二) 専利代理事務所の業務報告
- (三) 専利代理事務所登録証の副本
- (四) 専利代理人の従業執行資格証
- (五) 財務報告
- (六) 他の出すべき書類

専利代理事務所の業務報告は本弁法の第三十二条に規定する各項内容を全面的に反映しなければならない。

第三十四条 年度検査で専利代理事務所及び専利代理人が本弁法の規程に合致しない行為があると発見したら、省、自治区、直轄市の知識産権局は、指定する期限以内にその行為を改正しようと指令しなければならない。期間を過ぎて改正しない場合、年度検査に合格しないという結論を下す。

年度検査で専利代理事務所及び専利代理人が「専利代理懲戒規則（試行）」第六条、第七条、第八条に規定される違法行為があると発見したら、各省、自治区、直轄市の知識産権局にその行為を懲戒するよう具申することができる。

第三十五条 年度検査に合格する場合、各省、自治区、直轄市の知識産権局は、その専利代理事務所の登録証及び当該機構で業務を執行している専利代理人の従業執行資格証に「年度検査合格」の印章を押す。年度検査に合格しない場合、「年度検査不合格」の印章を押す。

年度検査に参加せず、又は年度検査に合格しない専利代理事務所は、次回の年度検査に合格する前に、国家知識産権局又は各地の知識産権局で新しい専利代理業務を執行してはならない。

第三十六条 各省、自治区、直轄市の知識産権局は専利代理事務所及び専利代理人に対する年度検査を完成した日より 10 日以内に年度検査状況の総括と年度検査登録表を国家知識産権局に届出、弁理士従業執行資格証の年度検査結果を中華全国専利代理人協会に届出なければならない。

国家知識産権局は社会に専利代理事務所及び専利代理人に対する年度検査の結果を公表する。

第三十七条 国家知識産権局、各省、自治区、直轄市の知識産権局及び中華全国専利代理人協会の関係人員は専利代理事務所の年度検査における公開すべきでない内容を秘密にしなければならない。

第五章 附則

第三十八条 本弁法の解釈は国家知識産権局が責任を負う。

第三十九条 本弁法は 2003 年 7 月 15 日より施行する。

Ⅲ－９－３ 専利代理管理弁法修正決定

「専利代理管理弁法修正決定」（公布日 2011 年 3 月 28 日から実行）
国家知識産権局は、「専利代理管理弁法」（2003 年 6 月 6 日国家知識産権局令第 30 号発
布）第 23 条を改正しましたが、改正後の内容は、次のとおりです。

「専利代理管理弁法」第 23 条
中華全国専利代理人協会は、責任を持って、具体的に専利代理人従業証書の発行、変更及
び抹消を行い、国家知識産権局は法により監督・指導する。

Ⅲ－９－４ 専利代理人コード標準

2001 年 11 月 1 日から施行

1. 序言

1.1 総則

中国における専利登録出願代理の標準化を推進するため、専利代理人が出願人によりよいサービスを提供するように、中国国家知識産権局専利庁の自動化システム建設と合わせてサービスを提供するため、専利代理人の専利出願代理書類の規範化を保証し、公衆の調査を便利にし、専利情報の交換と共有を実現するため、また、中国国家知識産権局は専利代理事務所と専利代理人の身分の唯一性を確認し、専利審査のプロセスに対する管理を強化するため、本標準を制定する。

1.2 専利代理人コード標準の制定における基本原則

1. 2. 1 先進性原則。制定される標準は国際上の先端技術の発展方向に合致し、中国国家知識産権局の関係業務の発展の需要を満たすべきである。

1. 2. 2 簡単実用原則。制定される標準は簡单的且つ実用的であり、中国国家知識産権局の具体的な状況に合わせ、実施コストが低く、執行し易いである。

1. 2. 3 開放性とメンテナンス便利原則。制定される標準は開放性を持ち、メンテナンスが便利であり、訂正又は充実し易いである。

1. 2. 4 既存標準を十分に参考する原則。既存の国際標準、国家標準と各部が公布した標準に対して、原則的に守り、採用すべきである。直接に使用できない部分は、具体的な状況に従い改正して使用すべきである。

1.3 専利代理人コード標準の原則

1. 3. 1 コードの唯一性、固定性原則。コードの使用及び管理の便利を図るため、専利代理人コードは終始一貫に唯一性を堅持し、一つのコードが一人の専利代理人にしか対応しない原則を確定する。

また、一つのコードについては、その持ち主の法律意義が消えても他人に使用されてはならない。

同時に、専利代理人が新たな専利代理事務所に属している期間に授与された新たな専利代理人コードは固定性を保つべきである。

1. 3. 2 コードのつけ方が実用的である原則。本標準の 1. 2. 2 条項に従い、コードのつけ方は政府管理部門の編成、実施、管理及び保存の便利を与えると共に、外部人員又は機構の理解・使用上の便利を与えるため、簡潔的、実用的且つ規範的にしなければならない。

1. 3. 3 持続に改善する原則。ユーザーの使用に便利を与えるため、本標準を持続に改

善する。

1. 3. 4 専利用語の規範性原則。専利代理人コード標準に関する関係用語については、中国国家知識産権局が規範的な注釈を規定し、公衆に開示する。中国国家知識産権局は専利用語に対する唯一的且つ最終的な解釈権を有する。

2. 適用範囲

本標準は以下の範囲に適用される。

① 中国で専利登録出願を代理する専利代理事務所及び専利代理人

② 専利審査・許可・プロセス管理人員

③その他の分野における本標準の使用者

3. 専利用語及び定義

本標準には下記の専利用語及び定義を使用する。中国国家知識産権局は規範的な注釈を提供する。

専利代理人：専利出願人又はその他の当事者の委任を受けて、専利登録出願又はその他の専利業務を取り扱う専門者である。

専利代理事務所：委任者の委任を受け、委任権限の範囲内に、専利登録出願又はその他の専利業務を取り扱うサービス機構である。

コード：数字、文字又は数字と文字の組み合わせで固定な意味を有する対象を代表するものである。

唯一性：一つのコードは一つの専利代理事務所或いは一人の専利代理人しか代表できなく、また、一つの専利代理事務所或いは一人の専利代理人は一つのコードしか表示されないことである。

固定性：コードの表示する専利代理事務所、又は専利代理事務所を表示するコードは確定した後変えることはできないことであり、専利代理人が新たな専利代理事務所に属している期間に授与された新たな専利代理人コードは、所属機構を変更しない限り、確定した後変えることはできないことであり、専利代理人資格証書番号の第 3～7 桁、つまり大きい通し番号は確定した後変えることはできないことである。

専利代理事務所証書：専利代理事務所の従業資格を確認するため、中国国家知識産権局が授与する専利代理事務所登録証という証書である。正本と副本を含む。専利代理事務所証書は唯一性を有するものである。

専利代理人資格証書：人員が専利を代理する資格を有すると確認するため、中国国家知識産権局が授与する証書である。専利代理人資格証書は唯一性を有するものである。

専利代理人工作証書：人員が専利を代理する資格を有し、また専利代理業務を取り扱うことが許可されることを確認するため、中国国家知識産権局が授与する証書である。

省別行政区画コード：「中華人民共和国行政区画コード」国家標準 GB2260-1995 のコーディング規則に従い、前の二桁を採用する省別行政区画コードのことである。（下記の附則

1 を参照)

大シリーズ番号：ある特定の数字からの連続する数字の組み合わせであり、そのうち、後ろの数字が前の数字より一大きい。当該通し番号については、全国で統一な配列方式を採用する。

小シリーズ番号：ある特定の数字からの連続する数字の組み合わせであり、そのうち、後ろの数字が前の数字より一大きい。当該通し番号については、国家行政区画のうちで配列する方式を採用する。

パリティ・ビット：一つの数字、一連の文字又は一つの数字と文字の組み合わせ（ソース・データという）から計算して得た数字、文字又は数字と文字の組み合わせである。ソース・データとパリティ・ビットと一緒に伝送又は記載すると、伝送又は記載する過程にミスがあるか否かをチェックすることができる。

専利審査・許可・プロセス管理人員：専利登録出願の受理、審査・許可、プロセス管理の過程に出願書類及び関係データを処理、管理又はメンテナンスする人員である。

コード管理者：中国国家知識産権局に指定され、専任としてある種類の専利コードを担当する管理者である。

4. 専利代理人コード標準

4. 1 専利代理人コードのコーディング規則は以下である。

11 桁のアラビア数字を採用する。つまり、5 桁の専利代理事務所コード+専利代理人資格証書番号第 3~7 桁+1 桁のパリティ・ビット。

4. 2 コードの授与及び管理

中国国家知識産権局に指定されるコード管理者は本標準に従い専利代理人にコードを授与し、またそれを改正する権利を保留する。

中国国家知識産権局に指定されるコード管理者は専利代理人コードの標識・管理・維持を担当する。

5. コード管理者の責任

コード管理者は標準的、効率的な専利代理人コードの運行環境を建設する。その具体的な職責は以下である。

本標準に従い、専利代理コードを授与する。

コードクラスタの管理及びメンテナンスを担当する。

コードの唯一性及び固定性を確保する。

コード管理者はコード標準の規範的用語及び定義を解釈する。

改正措置に関する建議を提出する。

6. 発布と実施 本標準は中国国家知識産権局が発布・実施する。

6. 1 専利代理人コード標準の発布。本標準は 2001 年 11 月 1 日に発布する。

6. 2 専利代理人コード標準の実施

6. 2. 1 標準の実施

本標準は 2002 年 6 月 1 日に正式に実施すると暫定する。変更する必要がある場合は、本標準の訂正案を通して別に通告する。

6. 2. 2 標準の監督

中国国家知識産権局標準化委員会は本標準の実施を監督する。

6. 2. 3 標準の改進

中国国家知識産権局標準化委員会はコード管理者の提出した改進建議を評議・審査する。必要がある場合、新たな専利代理コード標準を制定する。

附則 1：「中華人民共和国行政区画コード」国家標準 GB2260-1995

附則 2：「専利代理人コード標準」に関する標準の規定

中華人民共和国国家知識産権局

二〇〇一年十一月一日

附則

附則 1：《中华人民共和国行政区划代码》国家标准

GB 2260-1995

国家基础地理信息系统地形数据库境界和居民地要素执行国家标准《中华人民共和国行政区划代码》（GB 2260-1995），并根据需要扩充了部分代码。代码的结构如下：

全国省级行政区划代码一览表

<pre class=precontent>

代码	省（自治区、直辖市）
1 1 0 0 0 0	北京市
1 2 0 0 0 0	天津市
1 3 0 0 0 0	河北省
1 4 0 0 0 0	山西省
1 5 0 0 0 0	内蒙古自治区
2 1 0 0 0 0	辽宁省
2 2 0 0 0 0	吉林省
2 3 0 0 0 0	黑龙江省
3 1 0 0 0 0	上海市
3 2 0 0 0 0	江苏省
3 3 0 0 0 0	浙江省

3 4 0 0 0 0	安徽省
3 5 0 0 0 0	福建省
3 6 0 0 0 0	江西省
3 7 0 0 0 0	山东省
4 1 0 0 0 0	河南省
4 2 0 0 0 0	湖北省
4 3 0 0 0 0	湖南省
4 4 0 0 0 0	广东省
4 5 0 0 0 0	广西壮族自治区
4 6 0 0 0 0	海南省
5 0 0 0 0 0	重庆市
5 1 0 0 0 0	四川省
5 2 0 0 0 0	贵州省
5 3 0 0 0 0	云南省
5 4 0 0 0 0	西藏自治区
6 1 0 0 0 0	陕西省
6 2 0 0 0 0	甘肃省
6 3 0 0 0 0	青海省
6 4 0 0 0 0	宁夏回族自治区
6 5 0 0 0 0	新疆维吾尔自治区
7 1 0 0 0 0	台湾省
8 1 0 0 0 0	香港特别行政区
9 1 0 0 0 0	澳门特别行政区（国家基础地理信息系统 扩充代码）

附则 2： 与《专利代理人代码标准》相关标准的规定

1. 简介

《规定》作为《专利代理人代码标准》的补充和注解，同样具有部级标准的法律强制性。

《规定》对三个与专利代理相关的代码，即《专利代理机构代码》、《专利代理人资格证书号码》、《专利代理人工作证书号码》，重新制定编码规则，作为部级标准予以规范和颁布。

2. 目标

加强专利代理代码的规范性和法律性，促进专利代理人资格的“三证”管理，完善中国国家知识产权局对专利代理机构、专利代理人的统一管理、协调和监督，更好地为申请人服务。

3. 编制《规定》的原则

此《规定》作为《专利代理人代码标准》的附录，应依据《专利代理人代码标准》条款1. 2和1. 3项，规定统一的代码编制原则。

4. 适用范围

此《规定》作为《专利代理人代码标准》的附录，应依据《专利代理人代码标准》条款2项，规定统一的适用范围。

5. 与专利代理相关的代码标准

5. 1 专利代理机构代码

采用5位阿拉伯数字：前2位用国家规定的省别行政区划代码表示，后3位采用行政区划各自的小流水号。

5. 2 专利代理人资格证书号码

采用7位阿拉伯数字：2位省别行政区划代码+5位大流水号。

5. 3 专利代理人工作证书号码

采用11位阿拉伯数字：5位专利代理机构代码+专利代理人资格证书号第3—7位+1位校验位。

注：以“专利代理人工作证书号码”作为“专利代理人代码”。

6. 代码的赋予和管理

此《规定》作为《专利代理人代码标准》的附录，应依据《专利代理人代码标准》条款4. 2项，统一代码的赋予和管理。

7. 代码管理者的责任

此《规定》作为《专利代理人代码标准》的附录，应依据《专利代理人代码标准》条款5项，指定统一的代码管理者及其责任。

8. 颁布和实施

此《规定》作为《专利代理人代码标准》的附录，应依据《专利代理人代码标准》条款6的相关规定，统一颁布和实施。

中华人民共和国国家知识产权局

二〇〇一年十一月一日

http://www.sipo.gov.cn/zcfg/flfg/zl/bmgz/200804/t20080403_369106.html [最終アクセス日：2013年1月4日]

III—9—5 2010 年專利代理人試驗問題

附件 1（客戶提供的交底材料）：

客戶發明了 1 種電機上置式食品料理機 10（參見圖 1），包括機頭 101，其內設置有機電 102 和電路控制器件 103；刀軸 104 從機頭 101 的下蓋伸出，其前端固定安裝刀片 105；U 型管狀的電熱器 106，從機頭 101 下蓋伸出；以及杯體 107。此外，食品料理機 10 還包括 1 個上下開口中空筒狀的引流罩 108，其上部卡合固定在機頭 101 的下蓋上，下部不接觸杯體 107 內側底部。引流罩 108 上設置有多個供水和制漿物料通過的引流孔 109，引流孔 109 的形狀可以為圓形、橢圓形或者矩形，位置為交錯分布。

該食品料理機可以處理大豆、花生、核桃、玉米等 5 谷雜糧原材料，用以自制豆漿、花生漿、核桃漿、玉米漿，甚至混合 5 谷漿等。使用時將水和制漿物料放入杯體 107 內，將引流罩 108 卡合固定到機頭 101 的下蓋上；機頭 101 扣裝在杯體 107 上，刀片 105 在引流罩 108 內伸入水中。接通電源，電熱器 106 加熱，電機 102 工作。制漿物料被旋轉的刀片 105 打碎，在引流罩 108 內形成不規則的渦流和負壓。制漿物料和水被從杯體 107 的底部吸入、提升到引流罩 108 內充分混合，在離心力的作用下被不斷地甩出，從引流孔 109 射出後回流到杯體 107 內。回流到杯體 107 內的制漿物料和水再次被從底部吸入、提升到引流罩 108 內，從而在杯體 107 和引流罩 108 之間反復循環（參見圖 2），並不斷被刀片 105 打碎，漿液中顆粒的細度逐漸提高，最終完成制漿過程。

由於食品料理機 10 中採用引流罩 108 代替傳統的過濾網罩，克服了過濾網罩死角難以清洗的缺陷。此外，由於制漿物料是在杯體 107 和引流罩 108 內隨水在大範圍內循環粉碎制漿，不是在過濾網罩內被粉碎制漿，因而粉碎制漿效果更好，營養更好地溶解在漿液中。

作為引流孔 109 的變形，還可以在引流孔 109 的上方增設外凸的引流帽 110（參見圖 2），當制漿物料經刀片 105 打碎後，繼續高速旋轉，沿引流孔 109 射出，由於受到外凸引流帽 110 的阻擋，降低出漿高度並有效回流，縮短了打漿循環時間。客戶通過實驗發現，引流罩 108 的下邊沿距杯體 107 內側底部距離為 15~25 毫米時，制漿物料的粉碎和循環效果較佳。最上端的引流孔 109 的上邊沿距引流罩 108 上邊沿的距離為引流罩 108 總高度的 1/5 時，制漿物料的粉碎和循環效果較好。

客戶還提供了 1 種不同於傳統豆漿機中刀片單向旋轉打漿的控制方式，所述控制方式由電路控制器件 103（參見圖 3）來實現。該電路控制器件 103 包括：電源模塊 1031，用於提供微處理機控制單元 1033 和電機 102 的工作電壓；時間檢測模塊 1032，用於檢測電機驅動時間；微處理機控制單元 1033，用於控制電機驅動模塊 1034 的工作狀態；以及電機驅動模塊 1034，用於驅動電機 102 的正反轉。

電路控制器件 103 工作時，微處理機控制單元 1033 向電機驅動模塊 1034 發出正轉信號，電機 102 正向運轉粉碎制漿物料；時間檢測模塊 1032 對電機 102 的正轉時間進行檢測，當正轉時間為 A 秒時，向微處理機控制單元 1033 發出時間已到信號；微處理機控制單元 1033

向电机驱动模块 1034 发出停止信号；时间检测模块 1032 对电机 102 的停止时间进行检测，当停止时间为 B 秒时，向微处理机控制单元 1033 发出时间已到信号；微处理机控制单元 1033 向电机驱动模块 1034 发出反向运转信号，电机 102 反转进 1 步粉碎制浆物料；时间检测模块 1032 对电机 102 的反转时间进行检测，当反转时间为 C 秒时，向微处理机控制单元 1033 发出时间已到信号；微处理机控制单元向电机驱动模块 1034 发出停止信号；时间检测模块 1032 对电机 102 的体制时间进行检测，当停止时间为 D 秒时，微处理机控制单元 1033 再次向电机驱动模块 1034 发出正转信号；重复上述过程，循环粉碎 N 次后，完成制浆过程（具体步骤参见图 4），其中，正反转时间、停止时间以及循环次数根据浆料不同可做不同设置，优选参数为： $5 \leq A \leq 10$, $2 \leq B \leq 5$, $5 \leq C \leq 10$, $2 \leq D \leq 5$, $5 \leq N \leq 10$ 。

以上过程中，在刀片 105 改变旋转方向的瞬间，部分浆料由于惯性作用，来不及改变运动方向，从而与改变方向的刀片 105 反向运动，使得浆料被撞击、摩擦得更充分。

附件 2（客户所了解的现有技术）：

[19] 中华人民共和国知识产权局

[12] 实用新型专利说明书

专利号 ZL 200720123456.7

[45] 授权公告日 2007 年 11 月 6 日

[11] 授权公告号 CN 2004：11234Y

[22] 申请日 2007.2.7

[21] 申请号 200720123456.7

（其余著录项目略）

说明书

具有特殊制浆装置的豆浆机

本实用新型涉及 1 种具有特殊制浆装置的豆浆机。

通常豆浆机是在常压下加热都将，加热过程中不断产生热蒸汽和气泡，豆浆机体积迅速热膨胀，为避免煮沸时溢锅，需要暂停加热，待液面下降后再通电加热，如此反复加热、停止几次才能制熟都将。这样制备的豆浆加热温度限于 100℃ 之内，品质和口味受到影响。

本实用新型公开了 1 种豆浆机，能在高于沸点时对豆浆持续加热，如图 5 所示，该豆浆机包括电机 1、刀片 2、滤罩 3、电热盘 4、制浆装置 5 及电路控制器件。该制浆装置 5 由外桶 51、内桶 52 和桶盖 53 组成，内桶 52 上端卡装在桶盖 53 内面上，桶盖 53 扣装在外桶 51 上端，内桶 52 的侧壁上设置有连通孔 54、内桶 52 的底部设置有循环孔 55，外桶 51 置于电热盘 4 上，刀片 2 伸入内桶 52，滤罩 3 上端卡装在桶盖 53 内面上，使用时，将豆子装入滤罩 3 内，水放入到制浆装置 5 中，电热盘 4 加热，电机 1 启动刀片 2 打豆制浆，经滤罩 3 过滤，豆渣残留在滤罩 3 内，而都将液流入制浆装置 5 的内桶 52 和外桶 51 内，豆浆液加热煮沸时，内桶 52 上部形成高于大气压 10~20 千帕的微压，内桶 52 内豆浆液面升高到内桶 52 侧壁上的连通孔 54 处，从连通孔 54 流入外桶 51，再经内桶 52 底部设置的循环孔 55 回流

到内桶 52 中，豆浆液在制浆装置内循环流动，持续加热 4~10 分钟，加热温度保持在 100℃~105℃，豆浆煮沸制熟。

附件 3（你检索的对比文件）：

[19] 中華人民共和國國家知識產權局

[12] 實用新型專利說明書

專利號：ZL 200820123456.7

[45] 授權公告日 2008 年 12 月 6 日

[11] 授權公告號 CN 2011212334Y

[22] 申請日 2008.2.5

[21] 申請號 200820123456.7

（其餘著錄項目略）

說明書

推進式攪拌機

本實用新型涉及工業用推進式攪拌機，具體涉及 1 種含有導流筒的推進式攪拌機。

本實用新型的目的是提供 1 種效率高、效果好的推進式攪拌機。

該攪拌機 1 包括葉片 2、傳動杆 3，其特徵在於還包括有導流筒 4，導流筒 4 側壁的上、下部分分別均勻開有上孔 51、下孔 52，導流筒 4 下端是開口的，上端與傳動杆 3 活動連接，葉片 2 位於導流筒 4 下孔 52 的下方（參見圖 6）。

將本實用新型安裝於反應器 10 中，導流筒 4 的上端與反應器 10 的傳動杆 3 活動連接，當反應器 10 中充滿液體時，啟動攪拌機 1，導流筒 4 內的液體在葉片 2 的作用下向下運動，液體流出導流筒 4 後在反應器 10 的作用下向上運動，當到達下孔 52 時，1 部分液體通過下孔 52 進入導流筒 4，其餘的液體通過上空 51 進入導流筒 4，然後向下運動，如此反復循環，達到攪拌、混合的目的。

用於攪拌含固體顆粒懸浮液時，在 1 部分液體通過下層孔 52 進入導流筒 4 後，上面液體的流速明顯變慢，反應器 10 內液體初速不同，從而使其中的固體顆粒按顆粒大小分為兩層。

本實用新型與現有技術相比具有結構簡單、攪拌效率高、攪拌效果好、節約能源，以及當用於固體顆粒懸浮液體時，可實現分層效果的優點。

附件 4（客戶來函）：

專利代理機構：

我公司經試驗發現，食品料理機中電熱器的合金材料，其組分含量（重量百分比）為 0.1%~0.3% 的 C，0.5%~1% 的 Mn， $P \leq 0.03\%$ ， $S \leq 0.03\%$ ，余量為 Fe 時，加熱效果較好。特別是組分和含量（重量百分比）為 0.18%~0.27% 的 C，0.5%~1% 的 Mn， $P \leq 0.03\%$ ， $S \leq 0.03\%$ ，余量為 Fe 時，既能保證力學性能，又有利於加工工艺，同時限制有害元素 P 和 S 的含量，防止 MnS 夾

杂物的析出，提高电热器的纯净度，可以获得更好的加热效果。

我公司于 2010 年 5 月 6 日向国家知识产权局提交过 1 份有关豆浆机的实用新型专利申请，该申请尚未公开，但在其说明书中，明确记载了豆浆机中电热器的合金材料的组分和含量（重量百分比）为：C 含量为 0.18%~0.27%，Mn 含量为 0.5%~1%的，P 含量为≤0.03%，S 含量为≤0.03%，余量为 Fe 的内容。

此外，我们还检索到 1 份由其他公司申请并已授权的对比文件（参见附件 5）。

现在我们就“电热器的合金材料”单独提出专利申请，获得保护，请予以弃理。

XX 公司

2010 年 11 月 6 日

附件 5（随客户来函提交的对比文件）：

[19] 中华人民共和国国家知识产权局

{12} 实用新型专利说明书

专利号 ZL 200920123456.7

{45} 授权公告日 2010 年 6 月 8 日

[11] 授权公告号 CN201431234Y

[22] 申请日 2009.11.8

{21} 申请号 200920123456.7

（其余著录项目略）

说明书

1 种防尘防烫伤热得快

本实用新型涉及 1 种放在热水瓶内实用的 U 型热得快。该热得快由导线及插头、瓶塞体、U 型电热管和防尘防烫伤外壳组成。其中用来制造 U 型电热管的合金材料，其组分和含量（重量百分比）为：0.15%的 C，0.7%的 Mn，0.01%的 P，0.01%的 S，其余为 Fe。

附件 1（客户提供的交底材料的附图）：

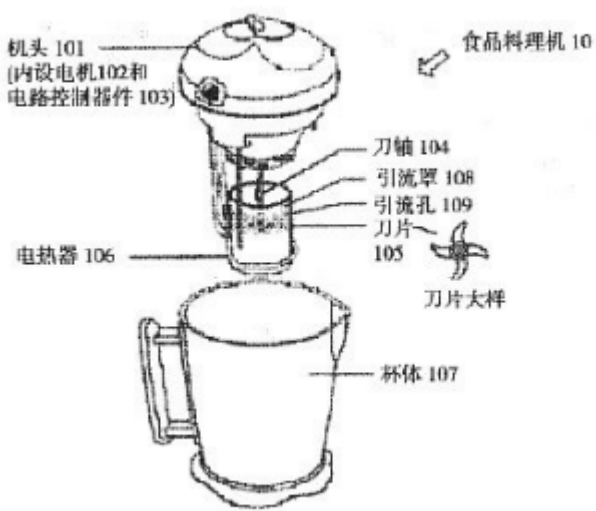


图 1 带有引流罩的食品料理机

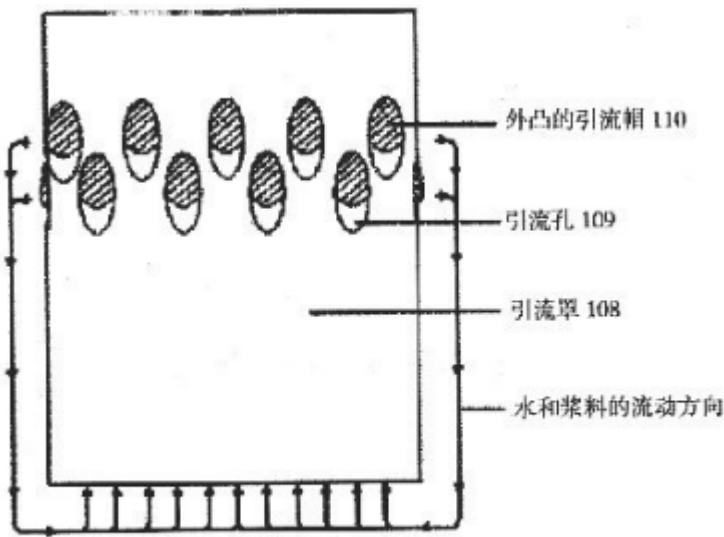
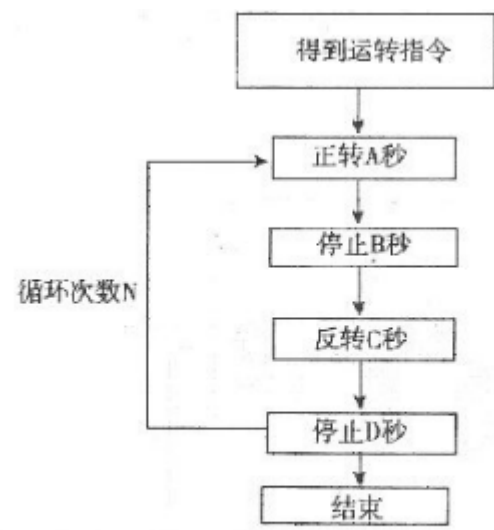
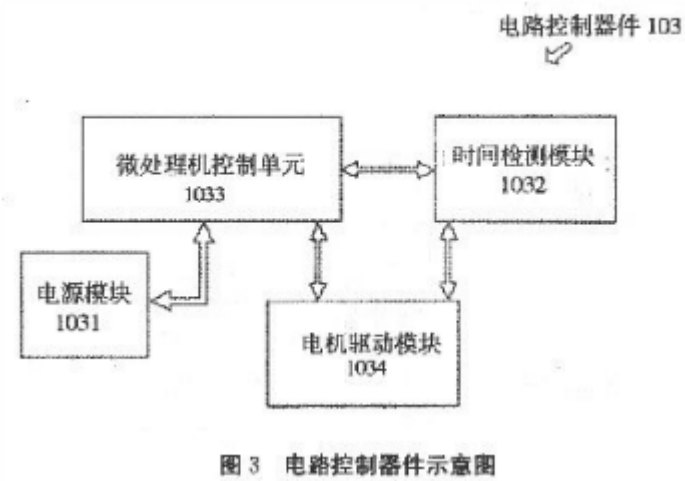


图 2 设有外凸引流帽的引流罩的示意图



附件 2（客户所了解的现有技术的附图）：

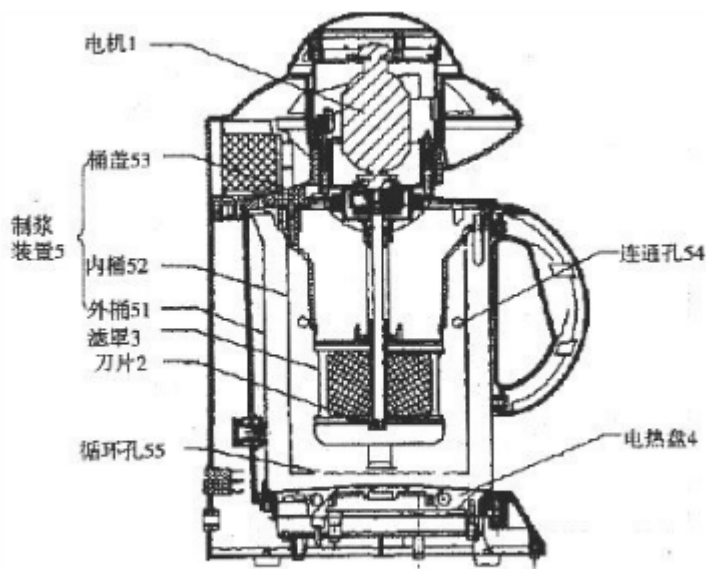


图 5 具有特殊制浆装置的豆浆机结构图

附件 3（你检索的对比文件的附图）：

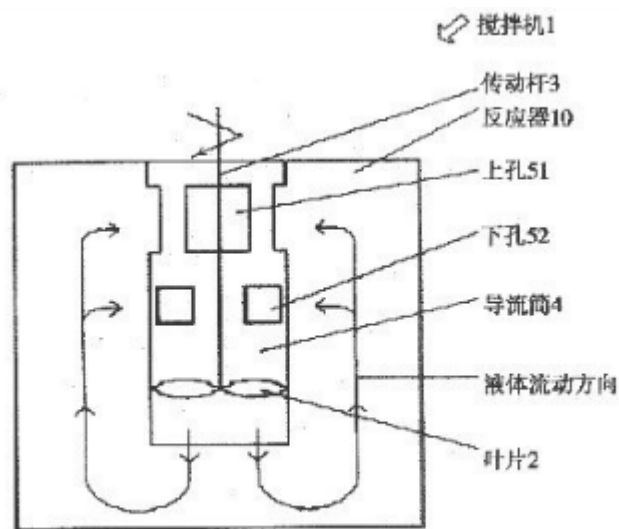


图 6 推进式搅拌机结构示意图

第 1 题：请根据上述交底材料，客户提供的现有技术以及你检索到的对比文件为客户撰写 1 份发明专利申请的权利要求书，具体要求如下：

1. 独立权利要求应当从整体上反映发明的技术方案、记载解决技术问题的必要技术特征，相对于现有技术具备新颖性和创造性，并且符合专利法及其实施细则对独立权利要求的其他规定。

2. 从属权利要求应当使得本申请面临不得不缩小独立权利要求保护范围的情况时具有充分的修改余地，但是其数量应当合理、适当，并且符合专利法及其实施细则对从属权利要求的所有规定。
3. 如果所撰写专利申请的权利要求书中包含两项或者两项以上独立权利要求，请简述这些独立权利要求能够合案申请的理由：如果认为该申请的 1 部分内容应当通过 1 份或者多份申请分别提出，则应当进行相应说明，并撰写出独立权利要求。

第 2 题：件数审查指南中关于确定最接近的现有技术需要考虑的因素；确定附件 2、3 中哪 1 篇是本申请最接近的现有技术；说明所撰写的权利要求书（如果提出多份申请，还包括相应的权利要求书）相对于现有技术具备新颖性和创造性的理由。

第 3 题：随后，该客户又向你所在的代理机构致函（附件 4）并附对比文件（附件 5），希望对“电热器的 合金材料”单独提出专利申请，请你根据客户提交的附件 4、附件 5，撰写专利申请的权利要求书，并说明该申请能否要求享有优先权以及能否获得保护的理
由。

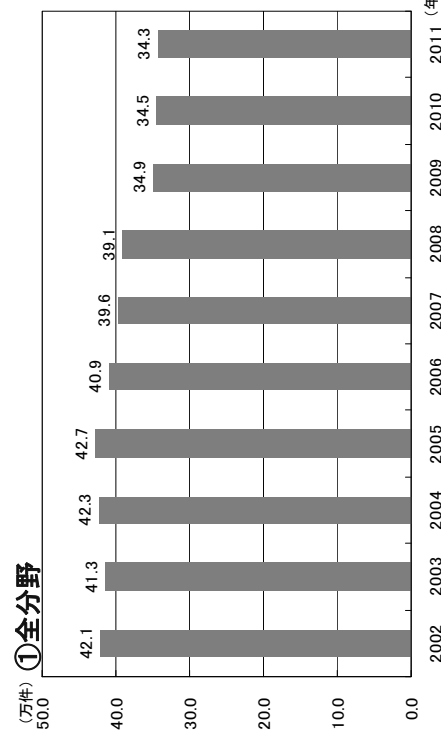
資料Ⅳ

IV. その他

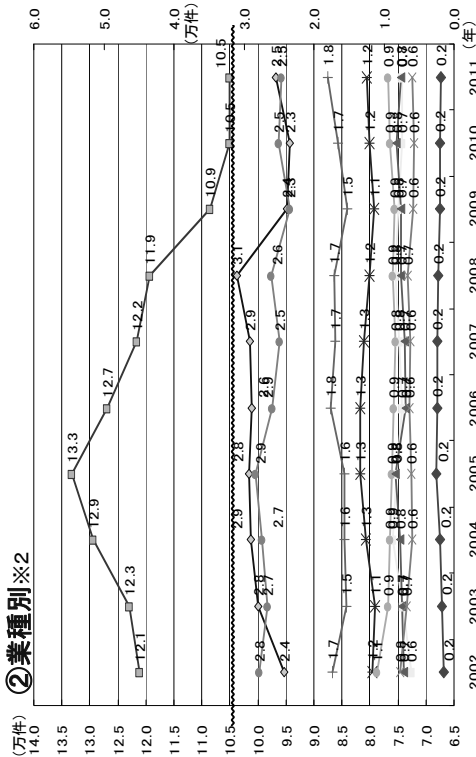
IV－1. 分野別特許出願件数、知財民事訴訟件数の推移等

1. 特許出願件数(全分野・業種別)

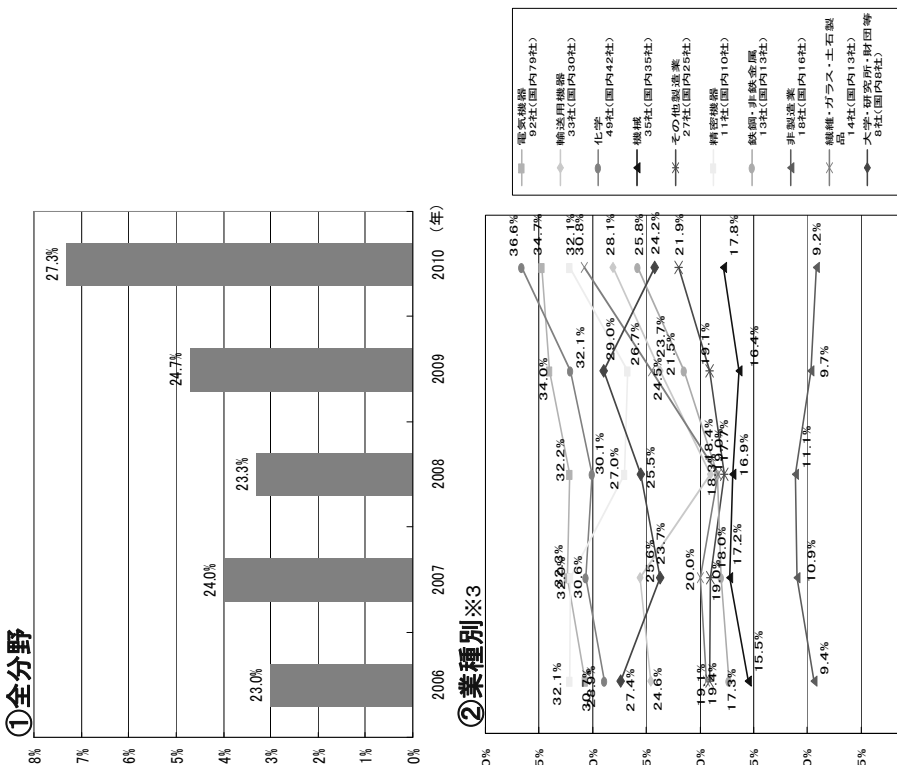
(1) 特許出願件数



② 業種別※2



(2) グローバル出願率※1



※1 日米欧の各特許庁になされる各年の特許出願のうち、外国にも特許出願される件数の比率。外国出願した国の数は、グローバル出願率に影響を及ぼさない。
日本のグローバル出願率は、特許庁データを利用して作成。なお、特許出願には、国内出願に基づかず直接各国特許庁に出願されたPCT出願を含む。

※2 2011年に上欄上位300社となった企業を業種別に分類し、これら企業を固定して各年の特許出願件数を計数(計数の対象としている企業はどの年も同じ)。

※3 ※2のうち、国内出願人のグローバル出願のみを計数。

(出典) 特許行政年次報告書に基づいて作成

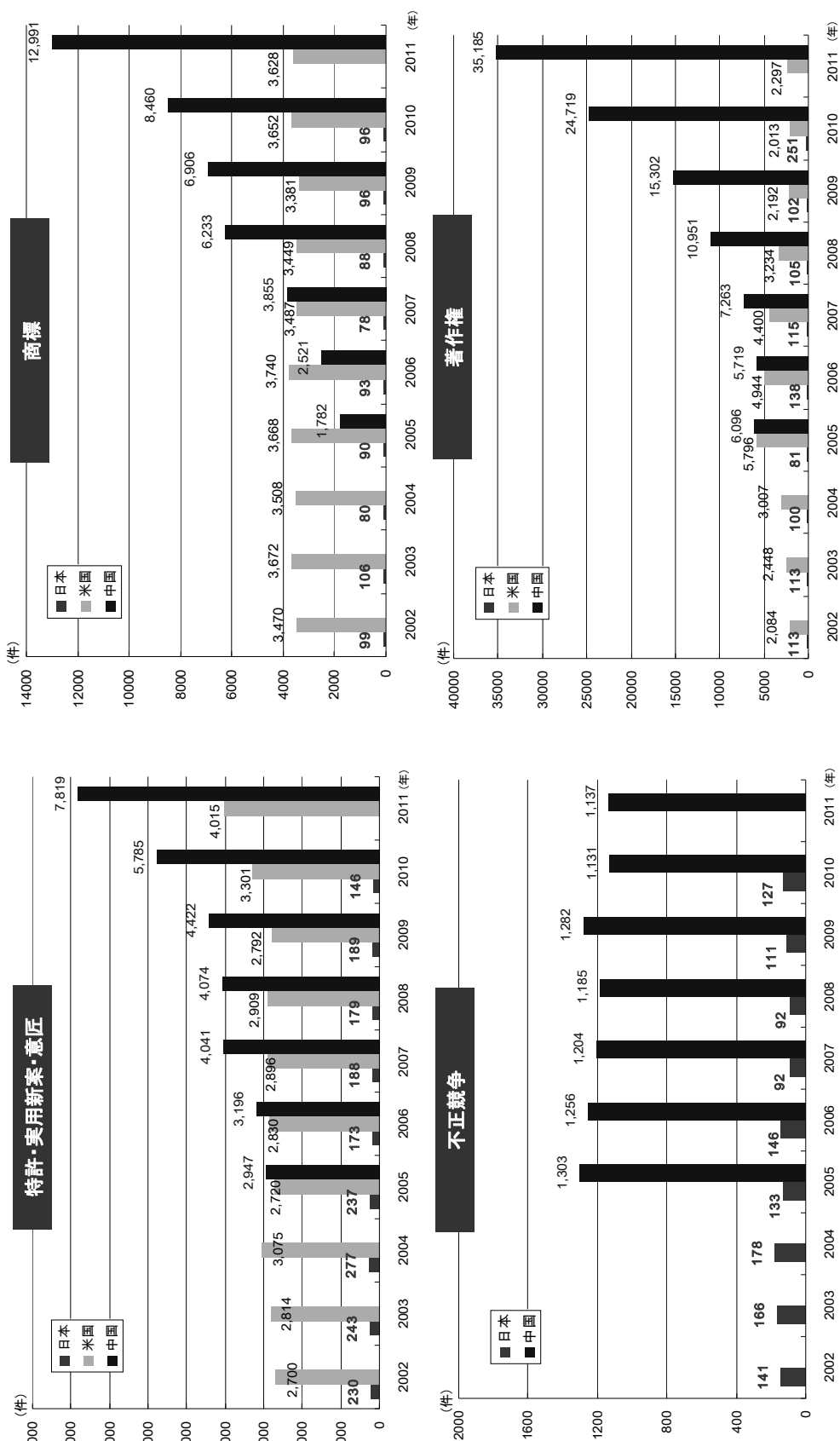
1. 特許出願件数(特許分類別)

順位	1996年		2001年		2006年		2011年	
	技術分野	出願件数	技術分野	出願件数	技術分野	出願件数	技術分野	出願件数
1	H01L(半導体装置)	16,293	G06F(デジタル処理)	29,277	G06F(デジタル処理)	22,010	H01L(半導体装置)	19,354
2	G06F(デジタル処理)	13,502	H01L(半導体装置)	19,900	H01L(半導体装置)	21,452	G06F(デジタル処理)	18,381
3	H04N(通信)	10,981	H04N(通信)	14,090	H04N(通信)	16,107	H04N(通信)	11,147
4	G11B(記録媒体)	9,164	G11B(記録媒体)	9,551	G03G(電子写真)	9,247	H01M(電池)	7,563
5	G03G(電子写真)	7,306	G02B(光学要素)	8,613	A63F(ゲーム)	8,628	G02B(光学要素)	7,534
6	G02B(光学要素)	5,932	G03G(電子写真)	8,416	A61K(医薬)	8,540	A63F(ゲーム)	7,502
7	B41J(プリンター)	5,443	A63F(ゲーム)	7,484	G02B(光学要素)	8,296	A61K(医薬)	6,500
8	G01N(分析)	4,873	A61K(医薬)	7,341	G01N(分析)	8,101	A61B(医療診断)	6,475
9	B65D(容器)	4,303	G01N(分析)	7,055	G11B(記録媒体)	7,941	G03G(電子写真)	6,455
10	B29C(プラスチック成型)	3,992	B41J(プリンター)	6,074	H01M(電池)	7,365	G01N(分析)	6,367
11	H05K(印刷回路)	3,941	H04L(デジタル通信)	5,976	B41J(プリンター)	6,367	B41J(プリンター)	5,210
12	C08L(高分子化合物の組成物)	3,796	H01M(電池)	5,735	A61B(医療診断)	6,351	H04Q(スイッチ、リレー、セレクタ)	5,017
13	H04L(デジタル通信)	3,788	B65D(容器)	5,396	H04L(デジタル通信)	5,976	C08L(高分子化合物の組成物)	3,992
14	G02F(光学変換)	3,725	H05K(印刷回路)	4,796	H04B(伝送)	5,816	H05B(電気加熱、照明回路)	3,475
15	B65H(薄板・線条材料の取扱い)	3,366	C08L(高分子化合物の組成物)	4,662	G02F(光学変換)	4,612	C07D(複素環化合物)	3,419
16	H01M(電池)	3,271	B29C(プラスチック成型)	4,654	C08L(高分子化合物の組成物)	4,532	H05K(印刷回路)	3,399
17	A61K(医薬)	3,201	A61B(医療診断)	4,639	H05K(印刷回路)	4,275	H04L(デジタル通信)	3,364
18	G03B(写真撮影・投影)	3,017	C12N(遺伝子工学)	4,528	C07D(複素環化合物)	4,153	B65D(容器)	3,130
19	H01J(電子管、放電ランプ)	2,967	G02F(光学変換)	4,337	B65D(容器)	4,074	H02J(電力給配電)	2,873
20	E04B(建築構造一般)	2,958	H04M(電話通信)	3,942	G09G(表示制御・回路)	3,535	H02K(発電機、電動機)	2,839
21	H04B(伝送)	2,884	H04B(伝送)	3,915	H05B(電気加熱、照明回路)	3,459	B29C(プラスチック成型)	2,711
22	A61B(医療診断)	2,702	B65H(薄板・線条材料の取扱い)	3,598	B29C(プラスチック成型)	3,425	G02F(光学変換)	2,700
23	A63F(ゲーム)	2,697	C07C(非環式化合物、炭素環式化合物)	3,313	B60R(自動車付属品)	3,312	F21S(照明装置)	2,605
24	C07C(非環式化合物、炭素環式化合物)	2,691	H01J(電子管、放電ランプ)	3,284	C12N(遺伝子工学)	3,182	C12N(遺伝子工学)	2,597
25	B01D(分離)	2,556	C07D(複素環化合物)	3,228	H04M(電話通信)	3,074	H01R(導電接続)	2,371
26	H01R(導電接続)	2,539	H05B(電気加熱、照明回路)	2,869	B65H(薄板・線条材料の取扱い)	2,932	H04M(電話通信)	2,365
27	B32B(積層体)	2,530	H04Q(スイッチ、リレー、セレクタ)	2,808	C07C(非環式化合物、炭素環式化合物)	2,742	B60R(自動車付属品)	2,319
28	H04M(電話通信)	2,528	C08G(高分子化合物)	2,799	H02K(発電機、電動機)	2,684	G08T(イメージング処理)	2,315
29	C02F(水処理)	2,458	C02F(水処理)	2,718	F16H(伝動装置)	2,676	G11B(記録媒体)	2,244
30	H04Q(スイッチ、リレー、セレクタ)	2,270	H01R(導電接続)	2,672	F16C(軸、軸受)	2,671	C08G(高分子化合物)	2,237

- ※1 各年の特許出願に対して第一分類として付与された特許分類(FI)を集計し、件数が多い上位30のサブクラスを抽出。
 ※2 サブクラスの技術内容を説明する括弧書き(例えば「半導体装置」等)は、実際の特許分類の説明を簡略化して記載。
 ※3 青色の文字は各年共通して上位の技術分野。
 ※4 色付きの欄は順位の変動が比較的大きい技術分野。
 ※5 白抜き文字は順位が下降傾向の技術分野。

(出典) 特許庁保有情報に基づいて作成

3. 日米中の知的財産民事訴訟の件数

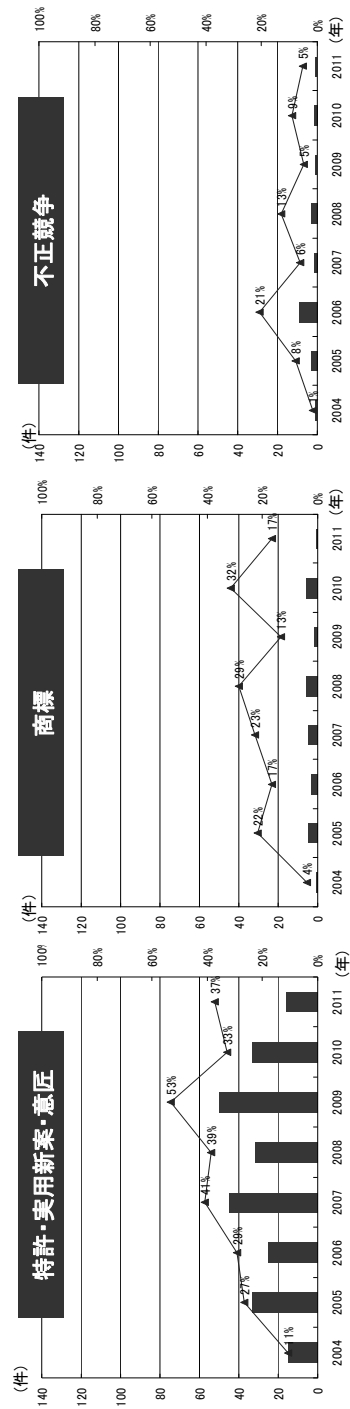


※ 日・中は暦年、米は前年の10月から当該年の9月までにおける新受件数。日の2011年、中の2002～2004年、米の不正競争関連はデータなし。

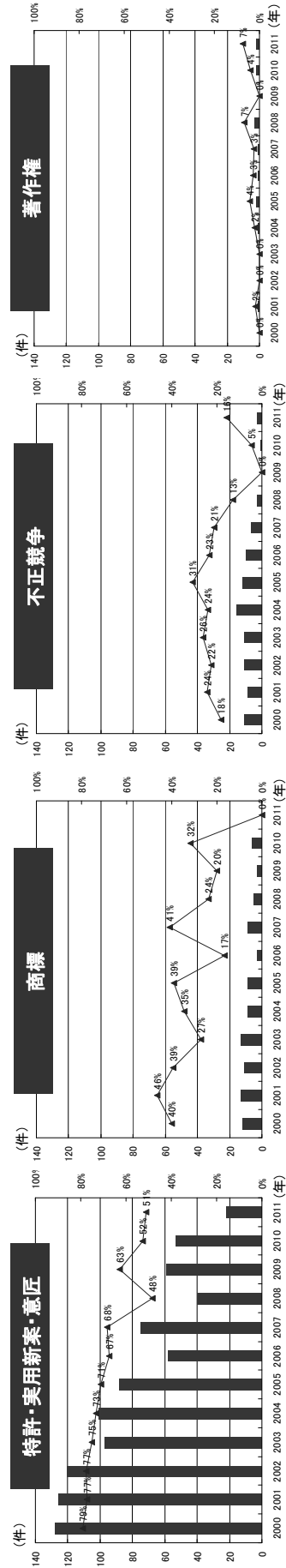
(出典) 日本：最高裁判所事務総局「知的財産権関連民事・行政事件の概況：民事通常訴訟事件 事件の種類別 新受件数(地方裁判所)」(法曹時報55～63巻、各12号)
 中国：中国知的財産権保護状況 (first-instance IPR civil cases) 2005～2011
 米国：Judicial Business of the U.S. Courts (US District Courts – Intellectual Property Cases Filed) 2002～2011

4. 知的財産民事訴訟における弁理士の実績

(1) 弁理士が共同訴訟代理人となっている裁判例の件数と割合



(2) 弁理士が補佐人となっている裁判例の件数と割合



※ 弁理士が共同訴訟代理人となれたのは2004年1月以降。弁理士が裁判所の許可なく補佐人となれたのは2001年1月以降。

(出典) 裁判所HPの知的財産裁判例集に基づいて作成

Ⅳ－２．弁理士法改正による弁理士業務の範囲拡大に関する中間意見書（日本弁護士連合会）

弁理士法改正による弁理士業務の範囲拡大に関する中間意見書

２０１２年（平成２４年）１０月２３日

日本弁護士連合会

弁理士法は、平成１９年一部改正法²²⁵施行から約４年半を経過したが、同法附則６条²²⁶において、施行後５年を経過した時点で同法施行の状況を勘案する等して、弁理士制度の改革等について必要な措置を講ずるものとされているところ、これに対する当連合会の意見は、以下のとおりとする。

意見の趣旨

弁理士の業務範囲を拡大する次の弁理士法の改正に反対する。

- １ 弁理士法４条３項に規定する産業財産権等の契約に関する相談等を、産業財産権等に関する相談等に拡大すること
- ２ 同法２条４項に規定する特定不正競争の範囲の拡大と、同法４条の弁理士業務に特定不正競争に関する「鑑定その他の事務」を加えること
- ３ 同法４条に著作物の登録手続代理を加えることと、同法５条１項に著作権に関する補佐人等の訴訟関連業務を加えること
- ４ 同法４条２項に種苗法に係る品種登録出願手続、育成者権に関する手続の代理（移転、専用利用権の設定等）を加えること
- ５ 同法６条に、特許庁の行政処分に対する異議申立、審査請求の結果に不服がある場合の取消訴訟の代理を加えること
- ６ 特定侵害訴訟について付記弁理士が単独受任をすること

意見の理由

非弁護士の法律事務の業務としての取扱いを禁止した弁護士法７２条の立法趣旨につき、最高裁判所は「弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、広く法律事務を行うことをその職務とするものであって、そのために弁護士法には厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のため必要な規律に服すべきものとされるなど、諸般の措置が講ぜられているのであるが、世上には、このような資格もなく、何ら

²²⁵ 平成１９年法律９１号 施行日：平成２０年４月１日

²²⁶ 附則６条は「政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定めている。

の規律にも服しない者が、自らの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とする例もないではなく、これを放置するときは、当事者その他の関係人らの利益をそこね、法理生活の公正円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、同条はかかる行為を禁圧するために設けられたものと考えられるのである。」（最大判昭和46年7月14日）と述べている。

すなわち、弁護士法は、依頼者ひいては国民（ユーザー）の利益を保護し、法的秩序を維持するとの公益的見地から、対立当事者間の法律上の紛争処理に携われる資格を原則として弁護士に限定しているが、その趣旨を達成するため、資格の取得には、法律一般の知識・素養を試す司法試験に続き、司法研修所を含む実務庁での裁判、紛争実務に関する一定期間の研修が必須とされ、さらに資格取得後も各弁護士会等での研修が継続的に実施されている。そして対立当事者紛争を前提とする職業倫理を確立するとともに、懲戒制度等による規律維持という法律上の堅固な仕組みが弁護士法により構築されているのである。このような法律上の紛争処理能力の獲得、蓄積に裏付けられた資格及び制度が、弁護士法に基づく弁護士資格であり弁護士制度である。

これに対し弁理士法に基づく弁理士資格及び弁理士制度は、本来は産業財産権の出願手続代理業務を主眼として構築されたものであって、対立当事者紛争を前提とした資格及び制度ではなく、また、弁護士制度のような職業倫理、懲戒制度等が必ずしも確立され、機能しているとはいえない。

したがって、産業財産権を含む知的財産権分野という一定の分野とはいえ、弁理士の業務範囲を拡大することにより、弁護士と同様の法律業務ができる可能性を孕む弁理士制度の見直しは、依頼者ひいては国民の利益を害する可能性を否定できず安易に認められるべきものではない。

これまで、平成14年、17年、19年の弁理士法改正によって、特定侵害訴訟代理、税関の輸入手続代理、特定不正競争業務の範囲拡大など、弁理士の業務範囲が拡大されてきた。当該改正の大きな理由の一つとして、依頼者等の利便性や依頼者ニーズの存在があり、今回の改正も同様に依頼者ニーズが、業務範囲の拡大の根拠に挙げられている。

しかしながら、今回、「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究」会が行った依頼者向けのアンケートの結果において明らかになったことは、これまで拡大されてきた範囲の業務に対して、依頼者ニーズが非常に少ないという事実であり、また今回の法改正による業務拡大に対する要望の低さである。

前記アンケート結果では、従前拡大されてきた業務に対して、依頼したことがないとの回答が大半を占め、そして今回の改正の是非についても、現状で問題がないとの回答が大半を占めていた（別紙参考資料を参照）。

このように、アンケート結果により、弁理士の業務範囲を拡大することに依頼者ニーズがないという事実が明白となったが、単にニーズがないということだけではなく、前述

したとおり、安易な業務拡大は、依頼者ひいては国民の利益を害する可能性を否定できないのであるから、到底認められるべきでない。

1 弁理士法4条3項に規定する産業財産権等²²⁷の契約に関する相談等²²⁸を、産業財産権等に関する相談等に拡大すること

(1) 結論 反対

(2) 理由

依頼者となる国民が不利益を受けるおそれが高い。

すなわち、弁理士法4条3項は、産業財産権等の相談等のうち契約に関する相談等に限定しているが、この限定を外すことになれば、弁理士が単独で窓口となって、産業財産権等の訴訟外の権利行使を契機とした訴訟の提起・遂行を含む法律問題の相談等を広く受けることが容認されることになる。

しかし、産業財産権等の権利行使についての相談等に応じるためには、産業財産権法の知識だけではなく、民法及び民事訴訟法の素養が不可欠であるところ、弁理士資格はそれらについての素養を担保するものではないため、民法、民事訴訟法等の知識や裁判実務に関するプラクティスを欠くことにより、総合的な判断ができず、処理方針を誤り、依頼者、ひいては国民に不利益を与えるおそれが生じる。また、産業財産権等に関する法律問題が単独で生ずることは稀であり、その他の法律問題と相俟って生ずるのが通常である。専門家として法律相談を受ける以上は、それらの法律問題についても分析し、説明することが求められる。例えば、特許権者から被疑侵害者に対する権利行使について相談を受ける場合には、訴訟提起前、訴訟係属中、又は判決確定後に、もし当該被疑侵害者につき法的整理手続が開始されたときには、手続法・実体法の両面においてどのような影響が生ずるのか、ということを依頼者に説明できなければならない。それができなければ、依頼者は、権利行使の利害得失や時期について適切な判断をすることができず、著しい不利益を受けるおそれがある。

特定侵害訴訟代理業務試験に合格した付記弁理士であれば、民法及び民事訴訟法については一定の素養を有することが担保されているが、それは弁護士との共同訴訟代理を前提としたものであり、かつ前記に例に挙げたようなその他の法律問題についての対応を可能とするものではない。

したがって、弁理士法4条3項の規定する産業財産権等の契約に関する相談等を、産業財産権等に関する相談等に拡大することは、依頼者、ひいては国民の不利益を必然的に招来することになり、容認できない。

²²⁷ この項で「特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密」を「産業財産権等」と略す。

²²⁸ 「契約の締結の代理若しくは媒介を行い、若しくはこれらに関する相談」を「相談等」と略す。

2 弁理士法 2 条 4 項に規定する特定不正競争の範囲の拡大²²⁹と、同法 4 条の弁理士業務に特定不正競争に関する「鑑定その他の事務」を加えること

(1) 結論 反対

(2) 理由

特定不正競争の範囲の拡大は、弁理士の裁判外紛争解決手続に関する代理業務（弁理士法 4 条 2 項 2 号）の範囲、弁理士が補佐人として当事者又は訴訟代理人と共に裁判所に出頭し陳述又は尋問の範囲（同法 5 条）、並びに特定侵害訴訟代理業務試験合格及び付記を条件として弁護士と共同して訴訟代理人となることのできる特定侵害訴訟の範囲（同法 2 条 5 項、6 条の 2）の拡大につながる。

不正競争防止法に関して依頼者の利益を護るためには、複雑な事実関係の中から、故意・過失、不正競争行為の存在、損害の発生、不正競争行為と損害との相当因果関係など、権利義務の発生を基礎付ける原因事実（又はそれらの障害となり、若しくは消滅を基礎付ける原因事実）を不足なく拾い出し、適切な法律構成を行うことが必須である。そのためには、産業財産権法と不正競争防止法の知識だけではなく、民法及び民事訴訟法の素養が不可欠であるところ、弁理士資格はそれらについての素養を担保するものではなく、上述したように、依頼者、ひいては国民に不利益を与えるおそれが生じる。

さらに、不正競争防止法に関する法律問題は、それ単体で、又は知的財産権法のみと関連して、生起するわけではない。実際、最高裁判所判例検索システム²³⁰を利用して、直近一年間（平成 23 年 7 月 1 日～平成 24 年 6 月 30 日）の間に不正競争防止法に関して下された地方裁判所判決を検索すると、合計 20 件が抽出されるが、そのうち、不正競争防止法のみが争点となった事件は 7 件のみであり、残りの 13 件では、民法上の不法行為、雇用契約やその取引に関する契約の違反、氏名権・肖像権侵害など、知的財産権法以外の法律に関する争点と一緒に主張・立証・審理・判断が行われている。

特定侵害訴訟代理業務試験に合格した付記弁理士であれば、民法及び民事訴訟法については一定の素養を有することが担保されているが、それは弁護士との共同訴訟代理を前提としたものであり、かつ前記に例に挙げたようなその他の法律問題についての対応を可能とするものではない。

現行法は、一部の不正競争行為については、前記の依頼者が受けるおそれのある不利益と、反対に弁理士の知見を活用することによる利便性とを比較した上で、弁理士の業務として加えている。しかし、もし、特定不正競争の範囲が現在以上に拡大され

²²⁹ 特定不正競争の範囲に、意匠・商標に関する営業秘密（不正競争防止法 2 条 1 項 4 ないし 9 号）、技術的制限手段回避関連規制（同項 10、11 号）、特許・実用新案・意匠に関する原産地等誤認惹起行為（同項 13 号）、形態模倣・技術的制限手段に関する競争者営業誹謗行為（同項 14 号）を追加すること

²³⁰ <http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010?hanreiSrchKbn=01>（裁判所ホームページより）〔最終アクセス日：2013 年 1 月 4 日〕

たり、特定不正競争に関する鑑定その他の事務が弁理士の業務範囲に加えられたりすることとなれば、依頼者、ひいては国民が受けるおそれのある不利益が利便性を上回ることとなり、容認できるものではない。

以下、さらに個別に問題点を述べる。

① 意匠・商標に関する営業秘密（不正競争防止法 2 条 1 項 4 ないし 9 号）

未発表の意匠・商標に関する紛争の具体例として、会社の一部役員・従業員が退職して競争会社を設立し、持ち出した未発表の意匠・商標に関する情報を利用して事業を開始したという場合を想定する。

この場合、まず争点となるのは、当該情報が不正競争防止法 2 条 6 項の「営業秘密」に該当するか否かであり、特に重要な要件は、「秘密として管理されていたか否か」である。この点、未発表の意匠・商標に関する情報の管理は、設計図面等の技術上の営業秘密の管理と比べてより一層、技術的手段よりも、社内規則、閲覧手続、社員教育などに頼る度合いが強いものと考えられる。弁理士資格は、これらの関連事実や、その積み重ねによる立証活動への素養を担保するものではない。

また、秘密情報の持ち出し・利用については、不正競争防止法違反の有無が一つの争点となるが、それだけではない。大量同時退職・引き抜き行為による不法行為（民法 709 条）の成否、就業規則・労働契約・秘密保持契約違反の有無、取締役忠実義務違反の有無など、民法・会社法・労働関連法規に関する争点も、不正競争防止法の争点と同じく、又はそれ以上に重要である。

したがって、未発表の意匠や商標が現実に存在することをもって、この問題の解決に弁理士を起用する理由になるものではない。

② 技術的制限手段回避関連規制（同項 10、11 号）

技術的制限手段は、技術に関するものではあるが、主たる争点となるのは、技術的制限手段やその回避の仕組みではない。むしろ、その回避機器・装置・プログラムの流通に関わる者の主観面（故意・過失）などが争われる局面が多くなると考えられる。弁理士が実際に輸入差止め等の代理が認められているといっても、それは、主観面などの要件が必要とされていないことが大きいと思料される。

③ 特許・実用新案・意匠に関する原産地等誤認惹起行為（同項 13 号）

特許・実用新案・意匠に関する原産地等誤認惹起行為として想定されているのは、具体的な材料、製造方法、効能・効果などを、例えば広告に記載しているが、その記載が虚偽である、という場合である。この場合、まず必要なのは、虚偽であるか否かの判断であるが、それは、広告に記載された字面だけから認定できるものではなく、対象とする需要者層を念頭に置いた上で、商品の

包装や説明書になされたその他の記載や商品の使用場面を総合考慮した上で、初めて行うことができるものである。また、材料、製造方法、効能・効果などに関する虚偽の表示については、不正競争行為の一つである原産地等誤認惹起行為への該当性のみならず、景表法（不当景品類及び不当表示防止法）、薬事法、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、食品衛生法などの法令違反の有無も、重要な争点となる。

このような虚偽の表示が存在するという事実をもって、この問題の解決に弁理士を起用する理由になるものではない。

④ 形態模倣・技術的制限手段に関する競争者営業誹謗行為（同項14号）

形態模倣は特定不正競争に既に含まれる行為であるが、形態模倣に関する競争者営業誹謗行為をそれに対する反訴と位置付けてやはり特定不正競争に含めようというのは、強引である。

形態模倣に関する告知が不正競争行為とされるか否かは、産業財産権侵害に関する告知と比較して、より一層、告知の具体的な態様や状況を総合考慮した上での判断となることが多いと考えられるのであって、現行法が依頼者にとって不便であるという根拠はない。

3 弁理士法4条に著作物の登録手続代理を加えること及び同法5条1項に著作権に関する補佐人等の訴訟関連業務を加えること

(1) 結論 反対

(2) 理由

① 著作物の登録手続代理について

弁理士制度は「工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを目的とする」（弁理士法1条）ものであり、この制度のもとに資格を付与された弁理士の業務は、経済産業省及びその外局である特許庁に対する手続の代理業務に限られている。この趣旨から、弁理士の懲戒処分も経済産業大臣の所管事項（同法32条）とされるとともに、弁理士会は経済産業省の監督下に置かれ、その会則も経済産業大臣の認可を受けなければならないとされている（同法57条2項、61条）のである。

したがって、文部科学省の外局である文化庁に対する手続となる著作権の登録手続の代理業務を扱うことは、およそ弁理士制度が想定しておらず適切な監督が行き届かないため、国民に不利益を与えるおそれがある

② 著作権に関する補佐人等の訴訟関連業務について

平成17年の弁理士法改正において、著作物の権利に関する事件の裁判外紛争解決手続における代理業務が弁理士法4条2項2号に追加されている。この

改正については、平成12年改正後の同法の施行後、著作権業務に関しては、契約代理人等としての実績を積み、著作権を必須の試験科目とし、既資格者に対して義務研修を課したことで著作権業務を行うにつき一定の能力担保が図られたこと等が、総合的に評価されたことを理由としている。

しかし、その後、著作物に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続における代理業務において弁理士が関与した実態や実績は何ら明らかになっておらず、また、任意の裁判外紛争解決手続は、民事訴訟法に基づく要件事実の存否及びこれを裏付ける事実関係の主張や証拠の収集、評価分析を行う必要のある訴訟手続とは手続面においても全く異なるものである。したがって、仮に裁判外紛争解決手続や、契約代理行為に関与した実績があるとしても、必要とされる能力は大きく異なることから、当然に訴訟手続に関与させることが適切であるとはいえない。

また、著作権は実体面においても、弁理士が専ら業務対象として扱う産業財産権とは大きく異なる。産業財産権が特許庁による権利付与手続を経て公権的な権利範囲の設定がされるのに対し、著作権は、登録手続を経ることなく権利が発生し、その権利の存否や権利範囲確定には、当事者間の取引の実態や事実関係についての詳細の調査分析と法的評価判断が必要となるのである。弁理士資格はそれらについての素養、能力を担保するものではないから、弁理士は著作権に関する訴訟手続において、専門的・技術的知識を補う補佐人として役割を果たせる立場にはない。

ところで、従前の弁理士法改正時において、特許庁は、特定侵害訴訟に関して著作権を含まないことについて、次のような理由を挙げていた。すなわち、訴訟において補佐人として関与し得るものは、「特許、実用新案、意匠若しくは商標、国際出願若しくは国際登録出願、回路配置又は特定不正競争に関する事項」であり、著作権に関する業務は含まれていない現状において、著作権に関する侵害訴訟の代理権を付与することとした場合、著作権について、弁理士が工業所有権に関し有している能力と同程度の能力を担保する必要が生じると考えられ、この場合、侵害訴訟代理権を付与する前提となる能力担保措置のハードルが過度のものとなり、却って弁理士の侵害訴訟代理業務への参入制限となるおそれがある、との理由²³¹である。

このような弁理士会の現状に何ら変更はなく、著作権をめぐる訴訟案件には技術的要素が含まれることも少ないことから、共同訴訟代理権を付与するのは不適切であるだけでなく、補佐人として弁理士を訴訟手続に関与させる必要性もない。

²³¹ 特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室編著『改定3版条解弁理士法』71頁（経済産業調査会刊、2009年）

4 弁理士法 4 条 2 項に、種苗法に係る品種登録出願手続、育成者権に関する手続の代理（移転、専用利用権の設定等）を加えること

(1) 結論 反対

(2) 理由

前項の著作物の登録手続代理でも述べたとおり、弁理士制度は経済産業省及びその外局である特許庁の指揮監督下に置かれることを前提としているところ、農林水産省に対する手続となる種苗法に係る品種登録出願手続及び育成者権に関する手続を扱うことは、およそ弁理士制度が想定しておらず、適切な監督が行き届かないため、国民に不利益を与えるおそれがある

さらに、品種登録出願手続は、産業財産権のように拒絶査定不服審判手続のような別段の異議申立手続は用意されておらず、拒絶処分に不服のある出願者は、行政不服審査法に基づく異議申立て（行政不服審査法 4 5 条）をし、また、行政事件訴訟法に基づき拒絶処分の取消訴訟を提起する構造となっている²³²。そうすると、品種登録出願手続の代理手続は、行政法及び行政事件訴訟法の素養が不可欠となるところ、弁理士資格はそれらについての素養を担保するものではない。

5 弁理士法 6 条に、特許庁の行政処分に対する異議申立て、審査請求の結果に不服がある場合の取消訴訟の代理を加えること

(1) 結論 反対

(2) 理由

弁理士法 6 条は、弁理士による単独訴訟代理を認める条文であるが、行政法及び行政事件訴訟法についての素養が担保されていない弁理士に訴訟代理を認めれば、依頼者の不利益と訴訟実務の混乱を招くことは必至である。例えば、行政事件訴訟法のみを取り上げても、抗告訴訟、当事者訴訟があり、また、前者の中にも、審決取消訴訟、無効確認の訴え、不作為の違法確認の訴え、義務付けの訴えなどがあり、そのどれを選択するかについては、十分な法律的素養をもって初めて適切に判断できるものというほかないからである。

6 特定侵害訴訟に関する付記弁理士による単独受任について

我が国の制度において、弁護士は、司法権の担い手であり、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする（弁護士法 1 条）のに対し、弁理士は行政の一翼を担い、産業の発展に資することを目的とする（弁理士法 1 条）のであって、そもそも、その役割は本質的に異なる。

²³² 農水省生産局知的財産課編著『最新逐条解説種苗法』79 頁（ぎょうせい、2009 年）

特定侵害訴訟代理試験に合格した付記弁理士は、2004年4月に付記弁理士の資格を得た者が最初に誕生して以降、順調に増加している。しかし、特定侵害訴訟代理に関する能力担保研修の水準は、弁護士との共同受任を前提とした能力担保として制度設計されているものであるところ、単独受任の能力まで担保しているものではない。単独受任と共同受任との間には、備えるべき法的判断能力に本質的な差異がある。

実際、特定侵害訴訟のユーザーから、付記弁理士による単独受任を求める声は出されていないし、弁護士と付記弁理士とが共同代理をする特定侵害訴訟においては、弁護士と付記弁理士とが事案に応じて適当と考えられる役割分担と相互協力を行っている。付記弁理士による単独受任が適当と認められる事案が現実には存在するとは考えられない。

また、新司法試験合格者は、2006年から2011年の合計で11,102名であるが、そのうち知的財産法を選択科目とした者は合計1,608名にのぼり、既に技術的バックグラウンドを有する知的財産法律家の有力な供給源となっている。加えて、医療過誤訴訟、建築紛争事件等、専門知識を要する専門分野は、知的財産だけに限らないところ、知的財産のみを特に取り上げて、法曹資格のない弁理士に単独訴訟代理権を付与する必要性は認められない。

以上

資料Ⅳ－３．日本弁護士連合会の「弁理士法改正による弁理士業務の範囲拡大に関する中間意見書」について（日本弁理士会）

※下記の意見書中、□で囲んだ箇所は、日本弁護士連合会の意見書（資料Ⅳ－２）の該当箇所を事務局が挿入したものである。

日本弁護士連合会の 「弁理士法改正による弁理士業務の範囲拡大に関する中間意見書」 について

平成２４年１２月２６日

日 本 弁 理 士 会

日本弁護士連合会が作成した平成２４年１０月２３日付けの標記意見書に対し、以下のとおり日本弁理士会の意見を述べる。

意見の趣旨

1. 弁理士制度には、弁理士法第３条（職責）、第２９条（信用失墜行為の禁止）、第３０条（秘密を守る義務）、第３１条（業務を行ない得ない事件）、第３１条の３（非弁理士に対する名義貸しの禁止）といった規範の他に、弁護士制度にはない研修受講の義務が第３１条の２（研修）に法定されている。したがって、弁理士制度において「職業倫理、懲戒制度等が必ずしも確立され、機能しているとはいえない」との主張は、当たらない。
2. アンケート結果で、現行の弁理士法上、弁理士業務として明記されていない業務について、依頼者ニーズがないと見えるのは、依頼者も弁理士に相談できないと考えているという現状が、アンケート結果に反映されたに過ぎない。
3. 確かに、弁理士試験は、民法、民事訴訟法を試験科目としていないが、弁理士法第４条第３項に規定する業務範囲に鑑みて、著作権法を試験科目としており、弁理士が著作物についての契約に関する相談等をできることとしている。したがって、著作物に関する相談等ができないとする方がむしろ不自然である。技術上の秘密についても同様である。司法試験においても全ての法律について試験が課されるわけではなく、憲法・民法・刑法等の一定の法律に関しての能力が担保されているに過ぎず、その他の法的素養の担保は、その後の各人の自己研鑽によるところが大

きい。また、各弁護士は、自分の専門以外の分野は、他の専門の弁護士に依頼することが、一般的であろう。

4. 弁理士法第4条第2項第2号は著作物に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続を、第4条第3項は著作物に関する権利に関する契約代理業務を規定しているが、これらの業務を遂行するに際して、文部科学省の外局である文化庁の特段の監督は必要とされていない。著作物の登録手続代理は行政書士等も代理している事項であり、行政書士もその業務を遂行するうえで文部科学省等の特段の監督を受けているわけではない。
5. 日本弁理士会は、「特定侵害訴訟に関する付記弁理士による単独受任」を求めるものではない。

以下、標記意見書内の日本弁護士連合会の各意見に関する日本弁理士会の意見を述べる。

1－1. 「弁護士制度のような職業倫理、懲戒制度等が必ずしも確立され、機能しているとはいえない」（2頁）との主張について

すなわち、弁護士法は、依頼者ひいては国民（ユーザー）の利益を保護し、法的秩序を維持するとの公益的見地から、対立当事者間の法律上の紛争処理に携われる資格を原則として弁護士に限定しているが、その趣旨を達成するため、資格の取得には、法律一般の知識・素養を試す司法試験に続き、司法研修所を含む実務庁での裁判、紛争実務に関する一定期間の研修が必須とされ、さらに資格取得後も各弁護士会等での研修が継続的に実施されている。そして対立当事者紛争を前提とする職業倫理を確立するとともに、懲戒制度等による規律維持という法律上の堅固な仕組みが弁護士法により構築されているのである。このような法律上の紛争処理能力の獲得、蓄積に裏付けられた資格及び制度が、弁護士法に基づく弁護士資格であり弁護士制度である。

これに対し弁理士法に基づく弁理士資格及び弁理士制度は、本来は産業財産権の出願手続代理業務を主眼として構築されたものであって、対立当事者紛争を前提とした資格及び制度ではなく、また、弁護士制度のような職業倫理、懲戒制度等が必ずしも確立され、機能しているとはいえない。

以下の事実から、弁理士制度において「職業倫理、懲戒制度等が必ずしも確立され、機能しているとはいえない」との主張は、当たらない。

弁理士制度には、弁理士法第3条（職責）、第29条（信用失墜行為の禁止）、第30条（秘密を守る義務）、第31条（業務を行い得ない事件）、第31条の3（非弁理士に対する名義貸しの禁止）といった規範の他に、弁護士制度にはない研修受講の義務（5年間で70時間）が第31条の2（研修）に法定されている。この義務付けられた継続研修の必要な単位を受講しない弁理士は処分の対象となっている（日本弁理士会会則第49条の2）。

懲戒制度は弁理士法第32条以下に規定されているとおり、何人も経済産業大臣に対して適当な

措置をとるべきことを求めることができるとされていると同時に、日本弁理士会会則第49条（会長の処分）において会員を処分することができる」と規定しており、二重の懲戒制度が用意されている。

また、弁理士法第62条（会則を守る義務）において、日本弁理士会の会員である全ての弁理士は弁理士会の会則を遵守する義務が定められている。その会則においては、第37条（秘密を守る義務）、第37条（違反行為の申告）、第40条（委嘱事項及び社会的貢献活動等を行う義務）、第41条（品位保持義務）、第41条の3（非弁理士に対する名義貸しの禁止）、第44条（弁理士の遵守すべき規律）、第45条（会則等の遵守）、第46条（使用人等の監督）、第47条（会員に対する監督）等の義務が規定されており、そのうえに同法第44条を受けて弁理士倫理（会令第36号）が規定されている。

したがって、職業倫理が確立されていないとはいえない。

これらの規定の遵守のために、当会は会員に対し5年間で1期間として10時間の倫理研修を受講することを義務付けている。また、処分請求については、綱紀委員会、審査委員会を経て会長が処分を行うこととしているが、さらに苦情処理を行うコンプライアンス委員会を設けて、処分対象者発生の事前抑制に力を入れており、毎年一定の成果を上げている。

また、請求人側において、綱紀委員会の調査結果に不服があった事案を検討する不服審議委員会は、過半数の委員が会員以外の弁護士等によって構成されている。

そもそも日本弁護士連合会が指摘するように、弁理士制度に職業倫理、懲戒制度等が確立されず機能していないというのであれば、弁理士に審決等取消訴訟の代理権や特定侵害訴訟の代理権のような裁判上の権能が認められているということの説明がつかないと思われる。

1-2. 「弁理士制度の見直しは、依頼者ひいては国民の利益を害する可能性を否定できず」（2頁）との主張について

したがって、産業財産権を含む知的財産権分野という一定の分野とはいえ、弁理士の業務範囲を拡大することにより、弁護士と同様の法律業務ができる可能性を孕む*弁理士制度の見直しは、依頼者ひいては国民の利益を害する可能性を否定できず*安易に認められるべきものではない。

弁護士法72条の立法趣旨につき、最高裁判所は「世上には、このような資格もなく、何らの規律にも服しない者が、自らの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とする例もないではなく、これを放置するときは、当事者その他の関係人らの利益をそこね、法理生活の公正円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、同条はかかる行為を禁圧するために設けられたものと考えられるのである。」（最大判昭和46年7月14日）と判示しており、弁護士による法律事務の独占といっても国民（ユーザ）の利益の観点に立って考えるべきものであって、弁護士の利益のための制度ではない。²³³このことは日本弁護士連合会も自認するところである。

²³³ 日本弁護士連合会調査室編著『条解弁護士法 第4版』609頁（弘文堂、2007年）

そして、弁理士は、知的財産権の中核を担う産業財産権分野に加えて、著作権法や不正競争防止法についても弁理士試験の短答式試験において考査しており、弁理士は資格取得後も不正競争防止法や著作権法を含む知的財産権分野全般について、弁理士会による研修（年間４００回程度、e－ラーニング２５０科目程度）が継続的に実施されている。

弁理士が所定の規律に服する国家資格であることは上記１－１の通りである。

してみると、例えば、プログラム特許や意匠、商標と関連する著作権、特許と関連する営業秘密、意匠と隣接する形態模倣、商標と隣接する不正競争行為について弁理士の業務として弁理士法に明記されれば、弁理士による知的財産権全般の相談業務につき、利益相反行為の禁止・守秘義務等の弁理士法の規律が及ぶことになり、結果として依頼者の利益にもなると考える。

これに対し日本弁護士連合会は、平成１２年弁理士法改正のときと同様に、弁理士が知的財産権に関する相談を受けることになれば依頼者となる国民が不利益を受けるおそれが高いと指摘されているが、同改正により弁理士が産業財産権以外の著作権法や不正競争防止法に関する一定の業務を行うようになってから１０年以上が経過するが、具体的に弁理士が国民に不利益を与えたという事件は発生していない。

このことから、日本弁護士連合会が指摘する「弁理士制度の見直しは、依頼者ひいては国民の利益を害する可能性を否定できず」との主張は、極めて抽象的な不安感に過ぎず、国民の利益を無視した弁護士の利益のための理屈に過ぎない。

２．「アンケート結果により、弁理士の業務範囲を拡大することに依頼者ニーズがないという事実が明白となった」（３頁）について

これまで、平成１４年、１７年、１９年の弁理士法改正によって、特定侵害訴訟代理、税関の輸入手続代理、特定不正競争業務の範囲拡大など、弁理士の業務範囲が拡大されてきた。当該改正の大きな理由の一つとして、依頼者等の利便性や依頼者ニーズの存在があり、今回の改正も同様に依頼者ニーズが、業務範囲の拡大の根拠に挙げられている。

しかしながら、今回、「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究」会が行った依頼者向けのアンケートの結果において明らかになったことは、これまで拡大されてきた範囲の業務に対して、依頼者ニーズが非常に少ないという事実であり、また今回の法改正による業務拡大に対する要望の低さである。前記アンケート結果では、従前拡大されてきた業務に対して、依頼したことがないとの回答が大半を占め、そして今回の改正の是非についても、現状で問題がないとの回答が大半を占めていた（別紙参考資料を参照）。

このように、アンケート結果により、**弁理士の業務範囲を拡大することに依頼者ニーズがないという事実が明白となった**が、単にニーズがないということだけではなく、前述したとおり、安易な業務拡大は、依頼者ひいては国民の利益を害する可能性を否定できないのであるから、到底認められるべきでない。

依頼者ニーズがないと見えるのは、現行の弁理士法上、弁理士業務として明記されていない業務については依頼者も弁理士に相談できないと考えているという現状が、アンケート結果に反映されたに過ぎない。

また、弁理士を対象としたアンケートにおいても、著作権や不正競争について相談を受けた弁理士の割合はそれほど多くないが、それは日本弁護士連合会の全会員に対しいったい何%の会員が著作権や不正競争の相談を恒常的に受けているかという議論と同様であり、数字を基準に議論すべき問題ではない。ニーズの強さの問題である。

例えば、この「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究」会合においても、中小企業の支援を行う東京都知的財産総合センターからは、弁理士の業務拡大に対する要望を頂いており、一部の中小企業には弁理士が知的財産全般の相談を扱うことに関して強いニーズがある。

3-1. 「産業財産権等の権利行使についての相談等に応じるためには、産業財産権法の知識だけではなく、民法及び民事訴訟法の素養が不可欠であるところ、弁理士資格はそれらについての素養を担保するものではない」（3頁）との主張について

1 弁理士法4条3項に規定する産業財産権等の契約に関する相談等を、産業財産権等に関する相談等に拡大すること

(1) 結論 反対

(2) 理由

依頼者となる国民が不利益を受けるおそれが高い。

すなわち、弁理士法4条3項は、産業財産権等の相談等のうち契約に関する相談等に限定しているが、この限定を外すことになれば、弁理士が単独で窓口となって、産業財産権等の訴訟外の権利行使を契機とした訴訟の提起・遂行を含む法律問題の相談等を広く受けることが容認されることになる。

しかし、産業財産権等の権利行使についての相談等に応じるためには、産業財産権法の知識だけではなく、民法及び民事訴訟法の素養が不可欠であるところ、弁理士資格はそれらについての素養を担保するものではないため、民法、民事訴訟法等の知識や裁判実務に関するプラクティスを欠くことにより、総合的な判断ができず、処理方針を誤り、依頼者、ひいては国民に不利益を与えるおそれが生じる。・・・

今回、当会が求める「産業財産権等に関する相談」²³⁴業務は、弁理士がユーザの抱える知的財産に関する問題につき相談を受けることによって全て把握したうえで、紛争性のある事案など必要なものは弁護士に依頼する、あるいは弁護士と共同で対処するなど、ユーザニーズの振り分けを行おうというものである。日本弁護士連合会が指摘するような、「弁理士が単独で窓口となって、産業財産権等の訴訟外の権利行使を契機とした訴訟の提起・遂行を含む法律問題の相談等を広く受けること」といったユーザの紛争解決を弁理士が単独で支援することを内容とするものではない。

現行の制度下においても弁理士は弁理士法第4条第3項に規定されるとおり契約代理業務を単独で行えるのであり、その前提となる契約に関する相談を受任している。およそ契約に関する相談を受任することができる能力を有する弁理士が知的財産の横の広がりについてユーザの一部の特定の

²³⁴ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、不正競争防止法上の利益、著作権、回路配置利用権、育成者権に関する相談をいう。

知的財産について相談を受任する能力がないとは言い難い。弁理士は、単に特許出願等の代理を受任する資格ではなく、弁理士法第1条が規定するように、弁理士は「工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを目的」とした制度である。弁理士が特許等の出願代理業務を遂行する際にも単に受任する以前にユーザの知的財産の発掘、知的財産に係るニーズを把握したうえで行うのであり、そこに相談業務が介在することは当然のことである。仮に、日本弁護士連合会の言うとおりであるならば、およそ弁理士は契約代理業務以外に何等の相談も受けることができないことになりかねない。そうであれば、契約代理業務も行い得ないであろう。相談無しの契約代理業務を考えることは困難である。契約代理業務が認められている前提に相談業務があるというべきであり、明文はないとしても、現状、相談業務は認められていると考えるのが自然である。

3-2. 「産業財産権等に関する法律問題が単独で生ずることは稀であり、その他の法律問題と相俟って生ずるのが通常である」（3頁）との主張について

・・・おそれが生じる。また、産業財産権等に関する法律問題が単独で生ずることは稀であり、その他の法律問題と相俟って生ずるのが通常である。

日本弁護士連合会が指摘するような他の法律が錯綜する法律問題については、従来弁理士が単独で受任することは原則としてあり得ず、通常はユーザから相談を受けた弁護士が産業財産権等に関する問題について弁理士に連絡してくるものである。また、ユーザが抱える法律問題が「産業財産権等に関する法律問題が単独で生ずることは稀」であるならば、およそ世上に「知的財産総合支援窓口」等の知的財産に関する専門の窓口が存在することは説明がつかないことになる。

3-3. 「民法及び民事訴訟法の素養が不可欠であるところ、弁理士資格はそれらについての素養を担保するものではなく」（4頁）について

2 弁理士法2条4項に規定する特定不正競争の範囲の拡大と、同法4条の弁理士業務に特定不正競争に関する「鑑定その他の事務」を加えること

(1) 結論 反対

(2) 理由

特定不正競争の範囲の拡大は、弁理士の裁判外紛争解決手続に関する代理業務（弁理士法4条2項2号）の範囲、弁理士が補佐人として当事者又は訴訟代理人と共に裁判所に出頭し陳述又は尋問の範囲（同法5条）、並びに特定侵害訴訟代理業務試験合格及び付記を条件として弁護士と共同して訴訟代理人となることのできる特定侵害訴訟の範囲（同法2条5項、6条の2）の拡大につながる。

不正競争防止法に関して依頼者の利益を護るためには、複雑な事実関係の中から、故意・過失、不正競争行為の存在、損害の発生、不正競争行為と損害との相当因果関係など、権利義務の発生を基礎付ける原因事実（又はそれらの障害となり、若しくは消滅を基礎付ける原因事実）を不足なく拾い出し、適切な法律構成を行うことが必須である。そのためには、産業財産権法と不正競争防止法の知識だけではなく、民法及び民事訴訟法の素養が不可欠であるところ、弁理士

資格はそれらについての素養を担保するものではなく、上述したように、依頼者、ひいては国民に不利益を与えるおそれが生じる。

日本弁護士連合会が指摘するように、弁理士制度は一部の弁理士を除いて、民法、民事訴訟法全般の素養を担保する制度ではない。しかしながら、弁理士法第5条に規定する補佐人業務、第6条に規定する審決等取消訴訟代理業務は全ての弁理士に認められた業務であり、弁理士は必要に応じて民法、民事訴訟法に関する知識を習得して業務に対応している。日本弁護士連合会の主張は、民法、民事訴訟法全般の素養が担保されていなければ一切の訴訟行為に関与できないというものであるが、およそ弁理士法上の上記の訴訟関連業務が永年に亘って遂行されていることに鑑みれば、弁理士が特定不正競争に関する鑑定その他の事務を遂行するうえで民法、民事訴訟法全般の素養の担保が必須であるとは言い難いのではないかと思料する。弁理士は、弁理士法第3条（職責）、第29条（信用失墜行為の禁止）の規範のもとに業務を遂行している。

そもそも当会が求めているのは、現行弁理士法の枠内で弁理士が取扱うことができる特定不正競争行為の範囲の拡大であり、特定不正競争行為についての単独での訴訟代理を求めている訳ではない。その限りにおいて、民法及び民事訴訟法の素養をことさら強調するのはポイントがずれているとしか言いようがない。

さらに、日本弁護士連合会が主張するような、単に民法や民事訴訟法という単体の法律が弁理士試験の試験科目として課されていないからそれらの素養が担保されないという理屈は、旧司法試験の合格者は産業財産権法の試験を受けていないから産業財産権法についての素養が担保されていない、という結論につながりかねない。司法試験においても全ての法律について試験が課されるわけではなく、憲法・民法・刑法等の一定の法律に関しての能力が担保されているに過ぎず、その後の法的素養の担保は各人の自己研鑽によるところが大きい。

すなわち、日本弁護士連合会の主張は当を得ていないと考える。

3-4. 「未発表の意匠・商標に関する情報の管理は、設計図面等の技術上の営業秘密の管理と比べてより一層、技術的手段よりも、社内規則、閲覧手続、社員教育などに頼る度合いが強いものと考えられる。弁理士資格は、これらの関連事実や、その積み重ねによる立証活動への素養を担保するものではない」（5頁）について

① 意匠・商標に関する営業秘密（不正競争防止法2条1項4ないし9号）

未発表の意匠・商標に関する紛争の具体例として、会社の一部役員・従業員が退職して競争会社を設立し、持ち出した未発表の意匠・商標に関する情報を利用して事業を開始したという場合を想定する。

この場合、まず争点となるのは、当該情報が不正競争防止法2条6項の「営業秘密」に該当するか否かであり、特に重要な要件は、「秘密として管理されていたか否か」である。この点、未発表の意匠・商標に関する情報の管理は、設計図面等の技術上の営業秘密の管理と比べてより一層、技術的手段よりも、社内規則、閲覧手続、社員教育などに頼る度合いが強いものと考えられる。弁理士資格は、これらの関連事実や、その積み重ねによる立証活動への素養を

担保するものではない。

弁理士は、依頼者である企業と長期に亘って継続して業務を行うことが多く、技術開発や発明奨励など企業の社内体制作りについて助言することがある。したがって、企業の未発表の意匠・商標に関する情報の管理には実態として関わっている。

ここで当会が要望する事項は、ユーザ未発表の意匠、商標についての相談に当たった弁理士が、公表まで若しくは出願まで営業秘密として管理することを、弁理士が行うことができる標榜業務としたいというものである。ご指摘のような顧客名簿の管理等の知的財産とは関係の薄い営業秘密についてまで弁理士が関与しようというのではない。また、弁理士の訴訟活動は弁護士と共同して行うことを前提としており、当会はその変更を求めているものでもない。

3－5. 「技術的制限手段は、技術に関するものではあるが、主たる争点となるのは、技術的制限手段やその回避の仕組みではない。むしろ、その回避機器・装置・プログラムの流通に関わる者の主観面（故意・過失）などが争われる局面が多くなると考えられる」（6頁）について

② 技術的制限手段回避関連規制（同項10，11号）

技術的制限手段は、技術に関するものではあるが、主たる争点となるのは、技術的制限手段やその回避の仕組みではない。むしろ、その回避機器・装置・プログラムの流通に関わる者の主観面（故意・過失）などが争われる局面が多くなると考えられる。弁理士が実際に輸入差止め等の代理が認められているといっても、それは、主観面などの要件が必要とされていないことが大きいと思料される。

侵害・非侵害の判断において、客観面が満たされていないにもかかわらず主観面のみを検討しても意味がなく、主観面（故意・過失）の判断は、客観面の要件が満たされた後に検討すべき事項である。

そして、客観面の判断については、常日頃から技術に通じている弁理士の知見を有効に活用することが国民の利益につながるし、訴訟になった場合には、弁理士と弁護士の共同訴訟活動を前提としているのであるから、弁護士と共に弁理士が主観面の判断においても貢献できるはずである。

3－6. 「品種登録出願手続の代理手続は、行政法及び行政事件訴訟法の素養が不可欠」（9頁）について

4 弁理士法4条2項に、種苗法に係る品種登録出願手続、育成者権に関する手続の代理（移転、専用利用権の設定等）を加えること

(1) 結論 反対

(2) 理由

前項の著作物の登録手続代理でも述べたとおり、弁理士制度は経済産業省及びその外局である特許庁の指揮監督下に置かれることを前提としているところ、農林水産省に対する手続となる種苗法に係る品種登録出願手

続及び育成者権に関する手続を扱うことは、およそ弁理士制度が想定しておらず、適切な監督が行き届かないため、国民に不利益を与えるおそれがある

さらに、品種登録出願手続は、産業財産権のように拒絶査定不服審判手続のような別段の異議申立手続は用意されておらず、拒絶処分に不服のある出願者は、行政不服審査法に基づく異議申立て（行政不服審査法45条）をし、また、行政事件訴訟法に基づき拒絶処分の取消訴訟を提起する構造となっている。そうすると、*品種登録出願手続の代理手続は、行政法及び行政事件訴訟法の素養が不可欠となる*ところ、弁理士資格はそれらについての素養を担保するものではない。

品種登録出願手続の代理は、およそ誰でも代理可能な手続であるという運用がなされており、このことは農林水産省に照会すれば確認できることである。また、現実には、弁理士の名において品種登録出願手続の代理が数多く行われていることは、平成19年の弁理士法改正時の参議院経済産業委員会²³⁵における農林水産省による答弁により明らかにされておりである。そして、ここで日本弁護士連合会が反論している行政法等の素養は、品種登録出願後の紛争処理にかかる問題であって、出願手続に必要な素養であるとは考えられない。

4-1. 「文部科学省の外局である文化庁に対する手続となる著作権の登録手続の代理業務を扱うことは、およそ弁理士制度が想定しておらず適切な監督が行き届かないため、国民に不利益を与えるおそれがある」（7頁）について

3 弁理士法4条に著作物の登録手続代理を加えること及び同法5条1項に著作権に関する補佐人等の訴訟関連業務を加えること

(1) 結論 反対

(2) 理由

① 著作物の登録手続代理について

弁理士制度は「工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを目的とする」（弁理士法1条）のものであり、この制度のもとに資格を付与された弁理士の業務は、経済産業省及びその外局である特許庁に対する手続の代理業務に限られている。この趣旨から、弁理士の懲戒処分も経済産業大臣の所管事項（同法32条）とされるとともに、弁理士会は経済産業省

²³⁵ 166 - 参議院 - 経済産業委員会 - 7号会議録 平成19年04月10日 農林水産大臣政務官の発言の抜粋
○大臣政務官（永岡桂子君） お答え申し上げます。

種苗法に基づきます新品種の登録出願につきましては、その手続は、育成者が自ら行うほかに弁理士などの第三者が代理して行うことができるわけでございます。現在、出願の約四割を占めております海外からの出願に当たりましては、弁理士が代理人となって行っている事例もございます。また、同様に我が国から海外への出願に当たりましては、弁理士が代理人となることも可能でございます。また、権利行使をします場面におきましては、育成者権者が自ら権利侵害への対抗措置を講ずることは困難な場合も多く、例えば育成者権の侵害訴訟における補佐人として育成者権者が弁理士を活用する場面も増えてくると考えられます。

さらに、今後、育成者権侵害におけます裁判外の紛争処理機関の活用も促進していく方針でございまして、その際、弁理士も参加いたします日本知的財産仲裁センターの活用を図っていく方針でございます。

いずれにいたしましても、植物の新品種の育成者権の保護にかかわる弁理士の活用につきましては、今後とも日本弁理士会などとも連携を取り組みたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

の監督下に置かれ、その会則も経済産業大臣の認可を受けなければならないとされている（同法５７条２項、６１条）のである。

したがって、文部科学省の外局である文化庁に対する手続となる著作権の登録手続の代理業務を扱うことは、およそ弁理士制度が想定しておらず適切な監督が行き届かないため、国民に不利益を与えるおそれがある。

弁理士法第４条第２項第２号は著作物に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続を、第４条第３項は著作物に関する権利に関する契約代理業務を規定しているが、これらの業務を遂行するに際して、文部科学省の特段の監督は必要とされていない。著作物の登録手続代理は行政書士を含む何人も代理できる事項であり、行政書士もその業務を遂行するうえで文部科学省等の特段の監督を受けているわけではない。

弁理士は著作物に関する権利に関する以上のような紛争解決手続の一端に関与する資格があるにもかかわらず、その前提となる登録手続に関与する資質がないとは、およそ紛争解決業務よりも行政庁に対する手続業務の方がより高度であると言っているに等しい。同様のことが、品種登録出願手続に関する日本弁護士連合会の主張（８頁）についても該当する。

４－２．「弁理士は著作権に関する訴訟手続において、専門的・技術的知識を補う補佐人として役割を果たせる立場にない」（８頁）について

② 著作権に関する補佐人等の訴訟関連業務について

平成１７年の弁理士法改正において、著作物の権利に関する事件の裁判外紛争解決手続における代理業務が弁理士法４条２項２号に追加されている。この改正については、平成１２年改正後の同法の施行後、著作権業務に関しては、契約代理人等としての実績を積み、著作権を必須の試験科目とし、既資格者に対して義務研修を課したことで著作権業務を行うにつき一定の能力担保が図られたこと等が、総合的に評価されたことを理由としている。

しかし、その後、著作物に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続における代理業務において弁理士が関与した実態や実績は何ら明らかになっておらず、また、任意の裁判外紛争解決手続は、民事訴訟法に基づく要件事実の存否及びこれを裏付ける事実関係の主張や証拠の収集、評価分析を行う必要のある訴訟手続とは手続面においても全く異なるものである。したがって、仮に裁判外紛争解決手続や、契約代理行為に関与した実績があるとしても、必要とされる能力は大きく異なることから、当然に訴訟手続に関与させることが適切であるとはいえない。

また、著作権は実体面においても、弁理士が専ら業務対象として扱う産業財産権とは大きく異なる。産業財産権が特許庁による権利付与手続を経て公権的な権利範囲の設定がされるのに対し、著作権は、登録手続を経ることなく権利が発生し、その権利の存否や権利範囲確定には、当事者間の取引の実態や事実関係についての詳細の調査分析と法的評価判断が必要となるのである。弁理士資格はそれらについての素養、能力を担保するものではないから、弁理士は著作権に関する訴訟手続において、専門的・技術的知識を補う補佐人として役割

を果たせる立場にはない。

最高裁判所ホームページの「判例検索システム」の「知的財産裁判例集」を用いて、昭和41年から平成24年3月末までの間に判決言い渡しが行われた著作権が争点となった判例を検索すると、747件がヒットする。その内、14件においては弁理士が補佐人として裁判に関与している。

これらの14件の事件は、民事訴訟法第60条の裁判所の許可を得た補佐人として、弁理士が著作権が争点となった事件に関与したものである。実際に補佐人となった弁理士に照会したところ、多くの場合、単に許可申請書を提出しただけで許可されている。

したがって、弁理士が著作権に関する訴訟手続において、専門的・技術的知識を補う補佐人として役割を果たせる立場にないということは事実を無視している。

現在、「知的財産推進計画 2012」において、「グローバル企業間では単純な特許紛争ではなく意匠や著作権も含む激しい「知財戦争」が繰り広げられている。そこでは、特許・実用新案、意匠・商標、著作権、トレードシークレット、ノウハウはもとより国際標準やアンチトラスト対応も含む全ての知財ツールを駆使する「多次元的（multi-dimensional）な知財マネジメントが欠かせない。」と述べられているとおり、現実の意匠や商標にかかる紛争においては著作権も対象として一緒に含まれることがある。例えば、キャラクター商品では商標権、意匠権と著作権とが密接に結びついているなど、訴訟においては著作権だけを切り分けて対応することは、ユーザの知的財産にかかる紛争解決のニーズを充足できるものではない。

5-1. 「弁理士法第6条は、弁理士による単独訴訟代理を認める条文であるが、行政法及び行政事件訴訟法についての素養が担保されていない弁理士に訴訟代理を認めれば、依頼者の不利益と訴訟実務の混乱を招くことは必至である。例えば、行政事件訴訟法のみを取り上げても、抗告訴訟、当事者訴訟があり、また、前者の中にも、審決取消訴訟、無効確認の訴え、不作為の違法確認の訴え、義務付けの訴えなどがあり、そのどれを選択するかについては、十分な法律的素養をもって初めて適切に判断できるものというほかないからである」（9頁）について

5 弁理士法6条に、特許庁の行政処分に対する異議申立て、審査請求の結果に不服がある場合の取消訴訟の代理を加えること

(1) 結論 反対

(2) 理由

弁理士法6条は、弁理士による単独訴訟代理を認める条文であるが、行政法及び行政事件訴訟法についての素養が担保されていない弁理士に訴訟代理を認めれば、依頼者の不利益と訴訟実務の混乱を招くことは必至である。例えば、行政事件訴訟法のみを取り上げても、抗告訴訟、当事者訴訟があり、また、前者の中にも、審決取消訴訟、無効確認の訴え、不作為の違法確認の訴え、義務付けの訴えなどがあり、そのどれを選択するかについては、十分な法律的素養をもって初めて適切に判断できるものというほかないからである。

弁理士法第6条に規定するとおり、弁理士は特許法第178条第1項、実用新案法第47条第1項、意匠法第59条第1項又は商標法第63条第1項に規定する訴訟に関して訴訟代理人となることができると規定しており、弁理士は永年に亘ってこの審決等取消訴訟の代理業務を単独で遂行してきたのであり、弁理士には素養が十分あると考えられる。

当会の要望事項である特許庁の行政処分に対する異議申立て、審査請求の結果に不服がある場合の取消訴訟の代理を加えることは、ユーザの相談受任、出願代理、審査・審判への対応等の一連の業務の一環であり、弁理士が係わった権利創設手続が行政処分取消訴訟においてのみ弁理士の手から離れて弁護士に手渡されるというユーザにとっての負担を軽減しようというものである。なお、一般財団法人知的財産研究所が今年実施した「今後の弁理士制度の在り方に関するアンケート調査結果（知財協＋中小企業）」において、特許庁の行政処分に対する異議申立又は審査請求の結果に不服がある場合の行政訴訟の代理を、仮に弁理士法に規定した場合には弁理士に依頼したいかとの設問に対し、回答者の半数以上から肯定する回答が寄せられている。

また、弁理士は、特許管理人として在外者の行政事件訴訟を扱うことができ（特許法第8条）、外国人（自然人、法人）が出願人の場合には特許管理人たる弁理士が訴訟手続を行い、現実に訴訟手続を行っているのに、国内の出願人の行政事件訴訟だけ扱えないというのが実体である。²³⁶

5－2．特定侵害訴訟に関する付記弁理士による単独受任について（9頁）

6 特定侵害訴訟に関する付記弁理士による単独受任について

我が国の制度において、弁護士は、司法権の担い手であり、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする（弁護士法1条）のに対し、弁理士は行政の一翼を担い、産業の発展に資することを目的とする（弁理士法1条）のであって、そもそも、その役割は本質的に異なる。

特定侵害訴訟代理試験に合格した付記弁理士は、2004年4月に付記弁理士の資格を得た者が最初に誕生して以降、順調に増加している。しかし、特定侵害訴訟代理に関する能力担保研修の水準は、弁護士との共同受任を前提とした能力担保として制度設計されているものであるところ、単独受任の能力まで担保しているものではない。単独受任と共同受任との間には、備えるべき法的判断能力に本質的な差異がある。

実際、特定侵害訴訟のユーザーから、付記弁理士による単独受任を求める声は出されていないし、弁護士と付記弁理士とが共同代理をする特定侵害訴訟においては、弁護士と付記弁理士とが事案に応じて適当と考えられる役割分担と相互協力を行っている。付記弁理士による単独受任が適当と認められる事案が現実に存在するとは考えられない。

また、新司法試験合格者は、2006年から2011年の合計で11,102名であるが、そのうち知的財産

²³⁶ このような在外者の行政事件訴訟に弁理士が関与した事件として以下のものがある。

【冒認出願】 H23（行コ）10003

【期限徒過】 H23（行ウ）542、H23（行ウ）535、H23（行ウ）514、H22（行ウ）183、H22（行ウ）65、H21（行ウ）377、H19（行ウ）56、H18（行コ）10001、H17（行ウ）609、

【補正関係】 H20（行コ）10002、H20（行ウ）82、H7（行ウ）301、H5（行ウ）99、S61（行ウ）85、

【委任状記載不備】 S60（行ウ）109、S60（行ウ）66

【その他】 H4（行ウ）60

法を選択科目とした者は合計1,608名にのぼり、既に技術的バックグラウンドを有する知的財産法律家の有力な供給源となっている。加えて、医療過誤訴訟、建築紛争事件等、専門知識を要する専門分野は、知的財産だけに限らないところ、知的財産のみを特に取り上げて、法曹資格のない弁理士に単独訴訟代理権を付与する必要性は認められない。

当会は、「特定侵害訴訟に関する付記弁理士による単独受任」を求めるものではない。

以上のとおり日本弁護士連合会より指摘されている事項をいくつか挙げて反論したが、仮に日本弁護士連合会が指摘するとおりであるならば、弁理士制度はユーザの知的財産に関する特許出願等の依頼を待ち受けていればよいだけの制度であり、現在の弁理士法が規定する鑑定業務、紛争解決業務等を弁理士の業務としていることは制度上の説明がつかないと言わざるを得ない。

日本弁理士会としては、これまでの日本弁護士連合会の種々の協力を多とするものであり、弁護士と弁理士が協同して国民のために広く知財の法的サービスを提供できるよう前向きな検討をお願いしたい。

以上

資料Ⅳ－４．日本弁理士会「日本弁護士連合会の『弁理士法改正による弁理士業務の範囲拡大に関する中間意見書』について」に関する意見書（日本弁護士連合会）

※下記の意見書中、□で囲んだ箇所は、日本弁理士会の意見書（資料Ⅳ－３）の該当箇所を事務局が挿入したものである。

日本弁理士会「日本弁護士連合会の『弁理士法改正による弁理士業務の範囲拡大に関する中間意見書』について」に関する意見書

２０１３年（平成２５年）１月２５日

日本弁護士連合会

当連合会が、２０１２年１０月２３日付けで、「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究」委員会（以下「委員会」という。）に対し、「弁理士法改正による弁理士業務の範囲拡大に関する中間意見書」（以下「当連合会中間意見書」という。）を提出したところ、当連合会中間意見書についての意見書として、日本弁理士会（以下「弁理士会」という。）より特許庁に対し、２０１２年１２月２６日付けで、「日本弁護士連合会の『弁理士法改正による弁理士業務の範囲拡大に関する中間意見書』について」（以下「弁理士会意見書」という。）が提出された。そこで当連合会は、弁理士会意見書に関し、次のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

弁理士会意見書は、当連合会中間意見書に対する適切な反論をなしておらず、当連合会は、当連合会中間意見書で述べたとおり、弁理士の業務範囲を拡大する弁理士法の改正に反対する。

意見の理由（各項目番号及びタイトルは、弁理士会意見書と対応）

- １－１ 「弁護士制度のような職業倫理、懲戒制度等が必ずしも確立され、機能しているとはいえない」（当連合会中間意見書２ページ）について

以下の事実から、弁理士制度において「職業倫理、懲戒制度等が必ずしも確立され、機能しているとはいえない」との主張は、当たらない。

弁理士制度には、弁理士法第３条（職責）、第２９条（信用失墜行為の禁止）、第３０条（秘密を守る義務）、第３１条（業務を行ない得ない事件）、第３１条の３（非弁理士に対する名義貸しの禁止）といった規範の

他に、弁護士制度にはない研修受講の義務（５年間で７０時間）が第３１条の２（研修）に法定されている。この義務付けられた継続研修の必要な単位を受講しない弁理士は処分の対象となっている（日本弁理士会会則第４９条の２）。

懲戒制度は弁理士法第３２条以下に規定されているとおり、何人も経済産業大臣に対して適当な措置をとるべきことを求めることができるとされていると同時に、日本弁理士会会則第４９条（会長の処分）において会員を処分することができる規定しており、二重の懲戒制度が用意されている。

また、弁理士法第６２条（会則を守る義務）において、日本弁理士会の会員である全ての弁理士は弁理士会の会則を遵守する義務が定められている。その会則においては、第３７条（秘密を守る義務）、第３７条（違反行為の申告）、第４０条（委嘱事項及び社会的貢献活動等を行う義務）、第４１条（品位保持義務）、第４１条の３（非弁理士に対する名義貸しの禁止）、第４４条（弁理士の遵守すべき規律）、第４５条（会則等の遵守）、第４６条（使用人等の監督）、第４７条（会員に対する監督）等の義務が規定されており、そのうえに同法第４４条を受けて弁理士倫理（会令第３６号）が規定されている。

したがって、職業倫理が確立されていないとは言えない。

当連合会の標記指摘に対し、弁理士会は、弁理士法第３条（職責）、第２９条（信用失墜行為の禁止）、第３０条（秘密を守る義務）、第３１条（業務を行い得ない事件）、第３１条の３（非弁理士に対する名義貸しの禁止）、第３１条の２（研修）、第３２条以下（懲戒制度）及び第６２条（会則を守る義務）並びに日本弁理士会会則の諸規定を列挙して、弁理士制度に職業倫理、懲戒制度等が確立されて機能していると反論する（弁理士会意見書２～３ページ）。

しかし、当連合会が指摘したのは、弁護士制度が「対立当事者紛争を前提とする」職業倫理を確立し、これが懲戒制度等により担保されているのに対し、弁理士制度は、そもそも対立当事者紛争を前提としたものではない、という点である。すなわち、いくら弁理士としての職業倫理が確立され、それが懲戒制度等により担保されているとしても、当該職業倫理が対立当事者紛争を前提としたものでなければ、対立当事者紛争における一方当事者に助言をする職業専門家として適切ではない、ということである。

１－２ 「弁理士制度の見直しは、依頼者ひいては国民の利益を害する可能性を否定できず」（当連合会中間意見書２ページ）について

これに対し日本弁護士連合会は、平成１２年弁理士法改正のときと同様に、弁理士が知的財産権に関する相談を受けることになれば依頼者となる国民が不利益を受けるおそれが高いと指摘されているが、同改正により弁理士が産業財産権以外の著作権法や不正競争防止法に関する一定の業務を行うようになってから１０年以上が経過するが、具体的に弁理士が国民に不利益を与えたという事件は発生していない。

このことから、日本弁護士連合会が指摘する「弁理士制度の見直しは、依頼者ひいては国民の利益を害する可能性を否定できず」との主張は、極めて抽象的な不安感に過ぎず、国民の利益を無視した弁護士の利益のための

理屈に過ぎない。

当連合会の標記指摘に対し、弁理士会は、弁理士が著作権法や不正競争防止法に関する一定の業務を行うようになってから具体的に弁理士が国民に不利益を与えたという事件は発生していない、当連合会中間意見書の指摘は抽象的な不安にすぎない、と反論する（弁理士会意見書 3～4 ページ）。

しかし、前記のとおり、そもそも、弁理士制度は「対立当事者紛争を前提とする」職業倫理を確立しておらず、それを懲戒制度等により担保していない。したがって、国民に不利益を与えていないのかの検証は困難であり、依頼者ひいては国民の利益を害する可能性を否定できないことには変わりはない。仮に、現時点で、不利益を与えた事実が確認できないとしても、その主な理由は、ただ単に、著作権法や不正競争防止法についての弁理士への依頼、相談事例がこれまで少なかったからである可能性を否定できない。

2 「アンケート結果により、弁理士の業務範囲を拡大することに依頼者ニーズがないという事実が明白となった」（当連合会中間意見書 3 ページ）について

また、弁理士を対象としたアンケートにおいても、著作権や不正競争について相談を受けた弁理士の割合はそれほど多くないが、それは日本弁護士連合会の全会員に対しいったい何%の会員が著作権や不正競争の相談を恒常的に受けているかという議論と同様であり、数字を基準に議論すべき問題ではない。ニーズの強さの問題である。

例えば、この「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究」会合においても、中小企業の支援を行う東京都知的財産総合センターからは、弁理士の業務拡大に対する要望を頂いており、一部の中小企業には弁理士が知的財産全般の相談を扱うことに関して強いニーズがある。

当連合会の標記指摘に対し、弁理士会は、「ニーズの強さの問題である」、「一部の中小企業には弁理士が知的財産全般の相談を扱うことに関して強いニーズがある。」と反論する（弁理士会意見書 4 ページ）。

しかし、一部の中小企業のニーズがあるというのが真実であると仮定しても、何を根拠、基準として「強いニーズ」とするのか、不明である。弁理士会による反論はなんら反論足りえない。

今回、「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究」が行った依頼者向けのアンケート結果により、弁理士の業務範囲の拡大について依頼者ニーズがないことは、もはや争いの余地のない、客観的に明白な事実である。

3-1 「産業財産権等の権利行使についての相談等に応じるためには、産業財産権法の知識だけではなく、民法及び民事訴訟法の素養が不可欠であるところ、弁理士資格はそ

れらについての素養を担保するものではない」（当連合会中間意見書３ページ）について

今回、当会が求める「産業財産権等に関する相談」²³⁷業務は、弁理士がユーザの抱える知的財産に関する問題につき相談を受けることによって全て把握したうえで、*紛争性のある事案など必要なものは弁護士に依頼する、あるいは弁護士と共同で対処するなど、ユーザニーズの振り分けを行おうというものである*。日本弁護士連合会が指摘するような、「弁理士が単独で窓口となって、産業財産権等の訴訟外の権利行使を契機とした訴訟の提起・遂行を含む法律問題の相談等を広く受けること」といったユーザの紛争解決を弁理士が単独で支援することを内容とするものではない。

現行の制度下においても弁理士は弁理士法第４条第３項に規定されるとおり契約代理業務を単独で行えるのであり、その前提となる契約に関する相談を受任している。およそ契約に関する相談を受任することができる能力を有する弁理士が知的財産の横の広がりについてユーザの一部の特定の知的財産について相談を受任する能力がないとは言い難い。弁理士は、単に特許出願等の代理を受任する資格ではなく、弁理士法第１条が規定するように、弁理士は「工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを目的」とした制度である。弁理士が特許等の出願代理業務を遂行する際にも単に受任する以前にユーザの知的財産の発掘、知的財産に係るニーズを把握したうえで行うのであり、そこに相談業務が介在することは当然のことである。仮に、日本弁護士連合会の言うとおりであるならば、およそ弁理士は契約代理業務以外に何等の相談も受けることができないことになりかねない。そうであれば、契約代理業務も行い得ないであろう。相談無しの契約代理業務を考えることは困難である。契約代理業務が認められている前提に相談業務があるというべきであり、明文はないとしても、*現状、相談業務は認められていると考えるのが自然である*。

当連合会の標記指摘に対し、弁理士会は、「ユーザの紛争解決を弁理士が単独で支援することを内容とするものではない」、「現状、相談業務は認められている」と反論する（弁理士会意見書５～６ページ）。

しかし他方で、弁理士会意見書は、「紛争性ある事案など必要なものは弁護士に依頼する、あるいは弁護士と共同で対処するなど、ユーザニーズの振り分けを」、まさに弁理士単独で行おうとするものであることを認めている（弁理士会意見書５ページ）。

当連合会の懸念は、弁理士資格は、そのような「ユーザニーズの振り分け」を行う素養を担保するものではない、という点にある。紛争性の有無の判断を含めたユーザニーズの正確な把握とその振り分けのためには、当連合会中間意見書３ページに例を挙げて述べたように、民法及び民事訴訟法の素養が不可欠であるばかりか、前述のとおり、対立当事者紛争を前提とした職業倫理を身に付けていなければならない。

また、弁理士に認められた範囲の業務を遂行するために必要な限度でなされる弁理士と依頼者との間の相談と、「産業財産権等に関する相談」業務は、明らかに異なるもの

²³⁷ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、不正競争防止法上の利益、著作権、回路配置利用権、育成者権に関する相談をいう。

であり、その両者を混同して「現状、相談業務は認められている」とするのは適切ではない。

3-2 「産業財産権等に関する法律相談が単独で生ずることは稀であり、その他の法律問題と相俟って生ずるのが通常である」（当連合会中間意見書3ページ）について

日本弁護士連合会が指摘するような他の法律が錯綜する法律問題については、従来弁理士が単独で受任することは原則としてあり得ず、通常はユーザから相談を受けた弁護士が産業財産権等に関する問題について弁理士に連絡してくるものである。また、ユーザが抱える法律問題が「産業財産権等に関する法律問題が単独で生ずることは稀」であるならば、およそ世上に「知的財産総合支援窓口」等の知的財産に関する専門の窓口が存在することは説明がつかないことになる。

当連合会の標記指摘に対し、弁理士会は、「他の法律が錯綜する法律問題については、従来弁理士が単独で受任することは原則としてあり得ず」とする（弁理士会意見書5ページ）。

しかし、この弁理士会の主張は、「産業財産権等に関する法律相談が単独で生ずることは稀であり、その他の法律問題と相俟って生ずるのが通常である」ことに対する反論になっておらず、むしろ、「産業財産権等に関する相談」業務を弁理士の業務とする必要がないことを支持するものである。

3-3 「民法及び民事訴訟法の素養が不可欠であるところ、弁理士資格はそれらについての素養を担保するものではない」（当連合会中間意見書3ページ）について

日本弁護士連合会が指摘するように、弁理士制度は一部の弁理士を除いて、民法、民事訴訟法全般の素養を担保する制度ではない。しかしながら、弁理士法第5条に規定する補佐人業務、第6条に規定する審決等取消訴訟代理業務は全ての弁理士に認められた業務であり、弁理士は必要に応じて民法、民事訴訟法に関する知識を習得して業務に対応している。日本弁護士連合会の主張は、民法、民事訴訟法全般の素養が担保されていなければ一切の訴訟行為に関与できないというものであるが、およそ弁理士法上の上記の訴訟関連業務が永年に亘って遂行されていることに鑑みれば、弁理士が特定不正競争に関する鑑定その他の事務を遂行するうえで民法、民事訴訟法全般の素養の担保が必須であるとは言い難いのではないかと思料する。弁理士は、弁理士法第3条（職責）、第29条（信用失墜行為の禁止）の規範のもとに業務を遂行している。

そもそも当会が求めているのは、現行弁理士法の枠内で弁理士が取扱うことができる特定不正競争行為の範囲の拡大であり、特定不正競争行為についての単独での訴訟代理を求めている訳ではない。その限りにおいて、民法及び民事訴訟法の素養をことさら強調するのはポイントがずれているとしか言いようがない。

さらに、日本弁護士連合会が主張するような、単に民法や民事訴訟法という単体の法律が弁理士試験の試験科目として課されていないからそれらの素養が担保されないという理屈は、旧司法試験の合格者は産業財産権法の試験を受けていないから産業財産権法についての素養が担保されていない、という結論につながりかねない。司法試験にお

いても全ての法律について試験が課されるわけではなく、憲法・民法・刑法等の一定の法律に関しての能力が担保されているに過ぎず、その後の法的素養の担保は各人の自己研鑽によるところが大きい。

当連合会の標記指摘に対し、弁理士会は、弁理士制度が民法及び民事訴訟法全般の素養を担保する制度ではないことを認めながらも、そのような素養の担保は、弁理士が特定不正競争に関する鑑定その他の事務を遂行するうえで必須ではないとする（弁理士会意見書6ページ）。そして、その理由として、単独での訴訟代理を求めている訳ではないこと、弁護士においても司法試験の試験科目は限定されていることを挙げる。

しかし、弁理士会が挙げる理由の前者についていえば、本来、単独で鑑定その他の事務を執り行うに際しては、単独の訴訟代理を行うのに必要十分な民法及び民事訴訟法の素養と同程度の素養が必要なのであって、訴訟になった場合にどのようなことになるのか、実体面及び手続面の双方について十分な素養がなければ、適切な鑑定その他の事務を執り行うことはできないはずである。

また、弁理士会が挙げる理由の後者について言えば、法体系における基本法（一般法）と特別法の関係についての理解を欠くというほかなく、憲法を頂点とする基本法の素養が担保されていない事実には変わりはない。

- 3－4 「未発表の意匠・商標に関する情報の管理は、設計図面等の技術上の営業秘密の管理と比べて一層、技術的手段よりも、社内規則、閲覧手続、社員教育などに頼る度合いが強いと考えられる。弁理士資格は、これらの関連事実や、その積み重ねによる立証活動への素養を担保するものではない」（当連合会中間意見書6ページ）について

弁理士は、依頼者である企業と長期に亘って継続して業務を行うことが多く、技術開発や発明奨励など企業の社内体制作りについて助言することがある。したがって、企業の未発表の意匠・商標に関する情報の管理には実態として関わっている。

ここで当会が要望する事項は、ユーザ未発表の意匠、商標についての相談に当たった弁理士が、公表まで若しくは出願まで営業秘密として管理することを、弁理士が行うことができる標榜業務としたいというものである。ご指摘のような顧客名簿の管理等の知的財産とは関係の薄い営業秘密についてまで弁理士が関与しようというのではない。また、弁理士の訴訟活動は弁護士と共同して行うことを前提としており、当会はその変更を求めているものでもない。

当連合会の標記指摘に対し、弁理士会は、「ユーザ未発表の意匠、商標についての相談に当たった弁理士が、公表まで若しくは出願まで営業秘密として管理することを、弁理士が行うことができる標榜業務としたい」ものの、「顧客名簿の管理等の知的財産とは関係の薄い営業秘密についてまで弁理士が関与しようというのではない」と反論する（弁理士会意見書6ページ）。

しかし、未発表意匠・商標の秘密管理が顧客名簿等の秘密管理とは性質が異なるものであるかのような主張は、その意味及び根拠が不明である。また、営業秘密として管理された顧客名簿が知的財産保護の対象ではないというかのような主張も、むしろ営業秘密保護についての理解に疑問を生じさせるものである。

3－5 「技術的制限手段は、技術に関するものではあるが、主たる争点となるのは、技術的制限手段やその回避の仕組みではない。むしろ、その回避機器・装置・プログラムの流通に係る者の主観面（故意・過失）などが争われる局面が多くなると考えられる」（当連合会中間意見書 6 ページ）について

侵害・非侵害の判断において、客観面が満たされていないにもかかわらず主観面のみを検討しても意味がなく、主観面（故意・過失）の判断は、客観面の要件が満たされた後に検討すべき事項である。

そして、客観面の判断については、*常日頃から技術に通じている弁理士の知見を有効に活用することが国民の利益につながるし、訴訟になった場合には、弁理士と弁護士の共同訴訟活動を前提としているのであるから、弁護士と共に弁理士が主観面の判断においても貢献できるはずである。*

当連合会の標記指摘に対し、弁理士会は、客観面の判断に「常日頃から技術に通じている弁理士」の知見を活用することが国民の利益につながるとする（弁理士会意見書 6 ～ 7 ページ）。

しかし、技術に限らず、立証活動に弁護士以外の専門家の知見が有益な事件は多いが、それら専門家は訴訟代理人として活動するわけではなく、あくまでも当該専門分野の専門家として活動する。「常日頃から技術に通じている弁理士」という描写が正しいものであるかはさておき、仮に正しいとしても、その技術に関する知見は、共同訴訟代理人としてではなく、技術の専門家として活用されるべきである。

3－6 「品種登録出願手続の代理手続は、行政法及び行政事件訴訟法の素養が不可欠」（当連合会中間意見書 7 ページ）について

品種登録出願手続の代理は、およそ誰でも代理可能な手続であるという運用がなされており、このことは農林水産省に照会すれば確認できることである。また、現実には、弁理士の名において品種登録出願手続の代理が数多く行われていることは、平成 19 年の弁理士法改正時の参議院経済産業委員会における農林水産省による答弁により明らかにされているとおりである。そして、ここで日本弁護士連合会が反論している行政法等の素養は、品種登録出願後の紛争処理にかかる問題であって、出願手続に必要な素養であるとは考えられない。

当連合会の標記指摘に対し、弁理士会は、農林水産省の運用において誰でも代理可能な手続であり、また、行政法等の素養は品種登録出願後の紛争処理にかかる問題であって出願手続に必要な素養ではないとする（弁理士会意見書 7 ページ）。

しかし、誰でも代理可能な手続について格別の資格に基づかずに代理手続を行うことと、弁理士が弁理士の標榜業務として代理手続を行うこととは、意味が異なる。もし同じであるとするのならば、弁理士の標榜業務に含める意義もない。

また、品種登録出願後の紛争処理についての素養があって初めて、適切な出願代理業務も行えるはずである。

4-1 「文部科学省の外局である文化庁に対する手続となる著作権の登録手続の代理業務を扱うことは、およそ弁理士制度が想定しておらず適切な監督が行き届かないため、国民に不利益を与えるおそれがある」（当連合会中間意見書7ページ）について

弁理士法第4条第2項第2号は著作物に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続を、第4条第3項は著作物に関する権利に関する契約代理業務を規定しているが、これらの業務を遂行するに際して、文部科学省の特段の監督は必要とされていない。著作物の登録手続代理は行政書士を含む何人も代理できる事項であり、行政書士もその業務を遂行するうえで文部科学省等の特段の監督を受けているわけではない。

弁理士は著作物に関する権利に関する以上のような紛争解決手続の一端に関与する資格があるにもかかわらず、その前提となる登録手続に関与する資質がないとは、およそ紛争解決業務よりも行政庁に対する手続業務の方がより高度であると言っているに等しい。同様のことが、品種登録出願手続に関する日本弁護士連合会の主張（8頁）についても該当する。

当連合会の標記指摘に対し、弁理士会は、著作物に関する裁判外紛争解決手続代理や契約代理業務の遂行が弁理士に認められていること、行政書士を含む何人も代理できる事項であることを理由に、反論する（弁理士会意見書7～8ページ）。

しかし、誰でも代理可能な手続について格別の資格に基づかずに代理手続を行うことと、弁理士が弁理士の標榜業務として代理手続を行うこととは、意味が異なる。もし同じであるとするのならば、弁理士の標榜業務に含める意義もない。また、著作物に関する裁判外紛争解決手続代理や契約代理業務には文化庁は係らないので、これらの業務が文化庁に対する登録手続代理業務を認める基盤となるものではない。

4-2 「弁理士は著作権に関する訴訟手続において、専門的・技術的知識を補う補佐人として役割を果たせる立場にない」（当連合会中間意見書7ページ）について

最高裁判所ホームページの「判例検索システム」の「知的財産裁判例集」を用いて、昭和41年から平成24年3月末までの間に判決言い渡しが行われた著作権が争点となった判例を検索すると、747件がヒットする。その内、14件においては弁理士が補佐人として裁判に関与している。

これらの14件の事件は、民事訴訟法第60条の裁判所の許可を得た補佐人として、弁理士が著作権が争点となった事件に関与したものである。実際に補佐人となった弁理士に照会したところ、多くの場合、単に許可申請書を提出しただけで許可されている。

したがって、弁理士が著作権に関する訴訟手続において、専門的・技術的知識を補う補佐人として役割を果たせる立場にないということは事実を無視している。

現在、「知的財産推進計画 2012」において、「グローバル企業間では単純な特許紛争ではなく意匠や著作権も含む激しい「知財戦争」が繰り広げられている。そこでは、特許・実用新案、意匠・商標、著作権、トレードシークレット、ノウハウはもとより国際標準やアンチトラスト対応も含む全ての知財ツールを駆使する「多次元的（multi-dimensional）な知財マネジメントが欠かせない。」と述べられているとおり、現実の意匠や商標にかかる紛争においては著作権も対象として一緒に含まれることがある。例えば、キャラクター商品では商標権、意匠権と著作権とが密接に結びついているなど、訴訟においては著作権だけを切り分けて対応することは、ユーザの知的財産にかかる紛争解決のニーズを充足できるものではない。

当連合会の標記指摘に対し、弁理士会は、過去46年間の747件の著作権関連事件の判決のうち2%弱の事件（14件）において弁理士が補佐人として関与していたこと、意匠や商標に係る紛争から著作権を切り放すことはできないことを根拠に、反論する（弁理士会意見書8ページ）。

しかし、たった2%弱の事件への関与実績が、その実質的な関与の度合いを問わずに、弁理士の専門的・技術的知識が有益であるという事実を証することにならないことは、いうまでもない。

また、意匠や商標に係る紛争から著作権を切り放すことはできないことも、弁理士が著作権関連訴訟において補佐人となることを正当化しない。むしろ、前記の2%弱の数字は、意匠や商標に係る紛争においても、弁理士の関与には自ずと限界があることを示すにすぎない。

5-1 「弁理士法第6条は、弁理士による単独訴訟代理を認める条文であるが、行政法及び行政事件訴訟法についての素養が担保されていない弁理士に訴訟代理を認めれば、依頼者の不利益と訴訟実務の混乱を招くことは必至である。例えば、行政事件訴訟法のみを取り上げても、抗告訴訟、当事者訴訟があり、また、前者の中にも、審決取消訴訟、無効確認の訴え、不作為の違法確認の訴え、義務付けの訴えなどがあり、そのどれを選択するかについては、十分な法律的素養をもって初めて適切に判断できるものというほかないからである」（当連合会中間意見書9ページ）について

弁理士法第6条に規定するとおり、弁理士は特許法第178条第1項、実用新案法第47条第1項、意匠法第59条第1項又は商標法第63条第1項に規定する訴訟に関して訴訟代理人となることができると規定しており、弁理士は永年に亘ってこの審決等取消訴訟の代理業務を単独で遂行してきたのであり、弁理士には素養が十分あると考えられる。

当会の要望事項である特許庁の行政処分に対する異議申立て、審査請求の結果に不服がある場合の取消訴訟の代理を加えることは、ユーザの相談受任、出願代理、審査・審判への対応等の一連の業務の一環であり、弁理士

が係わった権利創設手続が行政処分取消訴訟においてのみ弁理士の手から離れて弁護士に手渡されるというユーザにとっての負担を軽減しようというものである。なお、一般財団法人知的財産研究所が今年実施した「今後の弁理士制度の在り方に関するアンケート調査結果（知財協＋中小企業）」において、特許庁の行政処分に対する異議申立又は審査請求の結果に不服がある場合の行政訴訟の代理を、仮に弁理士法に規定した場合には弁理士に依頼したいかとの設問に対し、回答者の半数以上から肯定する回答が寄せられている。

当連合会の標記指摘に対し、弁理士会は、審決等取消訴訟代理の実績及び「弁理士が係った権利創設手続が行政処分取消訴訟においてのみ弁理士の手から離れて弁護士に手渡されるユーザにとっての負担」を根拠に反論する（弁理士会意見書８～９ページ）。

しかし、審決等取消訴訟代理のみをこれまで行ってきたという実績は、各種の訴えのうちのどれを選択するか判断に十分な法律的素養があることを示すものではない。

また、弁理士が関わった権利創設手続が行政処分取消訴訟において弁理士の手を離れることは、むしろ、行政庁による行政処分の適法性に限られることなく権利創設手続全般を見直す機会が得られるという点で、ユーザの利益に資するものである。

以上

資料Ⅳ－５．日本弁護士連合会の「日本弁理士会「日本弁護士連合会の『弁理士法改正による弁理士業務の範囲拡大に関する中間意見書』について」に関する意見書」に対する意見（日本弁理士会）

**日本弁護士連合会の
「日本弁理士会「日本弁護士連合会の『弁理士法改正による弁理士
業務の範囲拡大に関する中間意見書』について」に関する意見書」
に対する意見**

平成２５年２月１２日

日 本 弁 理 士 会

日本弁護士連合会が作成した平成２５年１月２５日付けの標記意見書に対し、以下のとおり日本弁理士会の意見を述べる。

意見の趣旨

日本弁護士連合会が指摘する事項は当を得ておらず、当該主張は妥当ではない。

意見の理由

（１－１．１－２．について）

日本弁護士連合会は、弁理士制度が「対立当事者紛争を前提としたものではない」と主張する。しかしながら、弁理士には、弁理士法第５条の補佐人としての権限、第６条の審決取消訴訟の代理権、第６条の２の特定侵害訴訟の代理権が付与されており、既に弁理士は対立当事者紛争にも関与している。したがって、日本弁護士連合会の意見は説明がつかない。

（２．について）

当会が「強いニーズ」と表現したのは、「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究委員会」の場においても現実に知的財産に係る多数の相談案件を処理している東京都知的財産総合センターの所長が、中小企業の代弁者として、弁理士が知財全般の相談を扱う必要性を説明していることや、弁理士が日常業務の中で中小企業から知財に関する様々な相談を受けている実態を考慮したものである。アンケート結果の数値の多寡によって判断すべきではない。

（３－１．について）

日本弁護士連合会は、弁理士資格はユーザニーズの振り分けを行う素養を担保するものではなく、「民法及び民事訴訟法の素養が不可欠であるばかりか、対立当事者紛争を前提とした職業倫理を身に

着けていなければならない」とする。

日本弁護士連合会が指摘するように、弁理士に認められた範囲の業務を遂行するために必要な限度でなされる弁理士と依頼者との間の相談と、「産業財産権等に関する相談」を混同しているのではなく、そもそもこれらをユーザが区別することは困難である。したがって、現状ではユーザが相談を躊躇し、問題解決を困難にしているのではないか。まずは、産業財産権を核にした知見を有する弁理士が窓口となることによってユーザニーズを把握することが社会にとって有益であると考える。

また、そもそもコンサルティング業務は資格に関係なく広く一般に行われていることでもあり、相談業務が弁護士法第72条の規制の対象と言えないのではないか。

（３－２．について）

日本弁護士連合会は、「産業財産権等に関する法律相談が単独で生ずることは希であり、その他の法律問題と相俟って生ずるのが通常である」とする。

「産業財産権等に関する法律相談が単独で生ずる」という意味は、産業財産法を検討することで解決可能な事項についての相談が生じるという意味であると考えるが、そのような相談は弁理士にとって稀ではなく、むしろ日常受けている多くの法律相談が産業財産法を検討することで対応できるものである。

産業財産法の適用される範囲内で、権利行使についての相談を受けることも、弁理士が日常行っている業務に基づいてこそ的確な対応が可能となるものであり、国民の利益を害することはない。

先の当会意見書は、弁理士の業務上の経験から、このような産業財産権等に関する相談と併せて、仮に、他の法律問題が相俟って生ずるような場合には弁理士が単独で受任することはないと説明したものである。

（３－３．について）

日本弁護士連合会は、「本来、単独で鑑定その他の事務を執り行うに際しては、単独の訴訟代理を行うのに必要十分な民法及び民事訴訟法の素養と同程度の素養が必要」とであるとする。

弁理士は、日常的な業務として種々の産業財産権等の鑑定を行ってきた。この鑑定の業務において、一番重要なことは、日々行っている顧客との産業財産権の対象事項についての意思疎通であり、更に、権利化までの過程で特許庁、裁判所との間で行われる諸手続きの経験である。

もちろん、訴訟を踏まえての鑑定業務においては、その後の訴訟実務において影響のある民法、民事訴訟法に関する知識も必要なのは当然のことであるが、知見が無い部分については自己研鑽によって補えばよいことである。

（３－４．について）

現行法下においても弁理士は不正競争防止法第2条第1項第4号から第9号までの「技術上の秘密」に関する業務については関与できており、当然、秘密としての管理方法についても理解している。

そもそも、当会は、「顧客名簿の管理」までは弁理士業務として求めるものではない。大切なのは、弁理士が根幹業務とする意匠、商標についての相談に当たった際に、公表まで若しくは出願までユーザ未発表の意匠、商標に関する営業秘密を扱う現実があるため、当会は現行法が規定する「技術上の秘密」だけでは不十分であると考えている。

（３－５．について）

先の当会意見書において、弁理士は、「弁理士法第４条第２項第２号は著作物に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続を、第４条第３項は著作物に関する権利に関する契約代理業務を規定している」旨を述べた。著作権法第２条第１項第２０号においても「技術的保護手段」を規定しており、不正競争防止法第２条第１項第１０，１１号の案件処理に要する知見と同様な知見が著作権法においても求められている。弁理士に著作物に関するこれらの手続代理が認められていることは、弁理士がこの問題処理に知見を有していることの表れであると考ええる。

また、弁理士は現在でも特定不正競争として不正競争行為に係る業務の一端を担っており、不正競争防止法第２条第１項第１０，１１号に規定される技術的制限手段回避に係る不正競争行為に関与するに際して、別途に特段の知見が必要であるとは考えられない。

（３－６．４－１．について）

現在、弁理士が品種登録出願や著作権の登録に関する手続を事実行為として行っていることを弁理士の標榜業務に追加することは、弁理士の名の下に弁理士法上規定された信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、業務を行い得ない事件、名義貸しの禁止といった責任を負って遂行することであり、誰でも代理可能な手続であっても弁理士の標榜業務とすることが重要であると考ええる。

（４－２．について）

日本弁護士連合会は、「たった２％弱の事件への関与実績が、その実質的な関与の度合いを問わずに、弁理士の専門的・技術的知識が有益であるという事実を証することにならない」と主張する。確かに件数は少ないが、これは、そもそも弁理士の業務として弁理士法上明記されていない現実を反映しているにすぎない。当然、弁理士法に明記されれば、弁理士の関与件数も増加することが期待される。

また、意匠や商標に係る紛争において著作権に係る主張が含まれている場合に、裁判の迅速審理の観点からも、弁理士が補佐人等として関与できることがユーザの知的財産紛争処理においても望ましいと考える。

（５－１．について）

日本弁護士連合会は、弁理士の審決等取消訴訟代理業務の実績が、「各種の訴えのうちどれを選択するか判断に十分な法律的素養があることを示すものではない」と主張する。しかし、先の当会意

見書で述べたとおり、弁理士は、特許法第8条に基づき特許管理人として在外者の行政事件訴訟を扱っており、外国人（自然人、法人）が出願人の場合には、特許管理人たる弁理士が処分の無効確認を含む訴訟手続を現実に行っている。したがって、弁理士が各種の訴えの選択に殊更の問題が生ずるとは考えられないし、そのような問題点があるという事実も無い。

また、日本弁護士連合会は、「弁理士が関わった権利創設手続が行政処分取消訴訟において弁理士の手を離れることは、むしろ、行政庁による行政処分の適法性に限られることなく権利創設手続全般を見直す機会が得られるという点で、ユーザの利益に資する」と主張する。そういう理屈はあり得るが、それは実状を反映したものとは考えられない。現実には、多くのユーザが弁理士に審決等取消訴訟の代理を依頼しており、日本弁護士連合会の主張は根拠がない。

以上

Ⅳ－6．秘匿特権に関する各国の規定

国名	法体系	「privilege」 秘匿特権の規定	「obligation, duty」等 守秘義務の規定	対象	法律・規則 判例	規定されている場合の根拠	備考
アメリカ	コモンロー	○	×	attorney	規則	1.連邦民訴規則26条(b)(1)及び(3) 2.連邦証拠規則501条,502条	
イギリス	コモンロー	○	○	patent agent	法律	Legal Services Act 2007, Section 280 ← (従来規定されていたPatent Act1977, section104は廃止)	
スイス	シビルロー	×	○ ensure maintenance of professional secrecy	patent attorney patent agent	法律	Bundesgesetz über die Patentanwältinnen und Patentanwälte (特許弁理士法) Art 1a, Art 10	
オーストラリア	コモンロー	○	×	patent attorney	法律	Patent Act 1990 (consolidated as of 1 January 2011), Section 200	2013年に施行される改正特許法において、シビルロー諸国の海外弁理士に適用されるかは不明。
ニュージーランド	コモンロー	○	○	legal adviser patent attorney (海外含む)	法律	Evidence Act 2006, section 54	
ドイツ	シビルロー	×	○ obligation, secrecy, duty of confidentiality	patent attorney	法律	1.Patentanwaltsordnung (弁理士規則), Sec.39a(2) 2.Berufsordnung der Patentanwälte (弁理士職業規則), Sec.2	
シンガポール	コモンロー	○	○	patent agent	法律	特許法Section95	
ロシア	シビルロー	○ 制限有り	×	?	?	職業上の秘匿義務(但し裁判所による開示決定有り)	根拠不明
EPO	—	○	○	professional representative	規則	Rule § 153	professional representative = European patent attorney
フランス	シビルロー	×	○	Industrial property attorney	法律	知的財産法422-11	European Patent Attorneyであれば EPO規定適用
韓国	シビルロー	×	○	弁理士	法律	民事訴訟法第344条及び第315条	

Ⅳ－７．弁理士会の処分実績

日本弁理士会による処分実績（過去5年、人数ベース）										平成25年1月21日
1. 処分請求（一般事案）										
平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		
処分請求件数	10	処分請求件数	8	処分請求件数	14	処分請求件数	4	処分請求件数	9	
処分件数	3	処分件数	2	処分件数	1	処分件数	1	処分件数	1	
戒告	1	戒告	1	戒告		戒告		戒告		
（内 会員の権利停止 経済産業大臣に対す る懲戒請求	1	（内 会員の権利停止 経済産業大臣に対す る懲戒請求	1	（内 会員の権利停止 経済産業大臣に対す る懲戒請求	1	（内 会員の権利停止 経済産業大臣に対す る懲戒請求	1	（内 会員の権利停止 経済産業大臣に対す る懲戒請求	1	
退会	1	退会		退会	1	退会		退会		
2. 継続研修未受講										
平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		
処分件数	1	処分件数	1	処分件数	1	処分件数	8	処分件数	1	
戒告		戒告		戒告		戒告		戒告		
（内 会員の権利停止 経済産業大臣に対す る懲戒請求		（内 会員の権利停止 経済産業大臣に対す る懲戒請求		（内 会員の権利停止 経済産業大臣に対す る懲戒請求		（内 会員の権利停止 経済産業大臣に対す る懲戒請求		（内 会員の権利停止 経済産業大臣に対す る懲戒請求		
退会		退会		退会		退会		退会		
3. 会費滞納による退会処分										
平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		
0		2		0		0		2		
4. 処分者合計										
平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		
3		4		1		9		4		

IV－8．各士業における懲戒制度

	弁理士	公認会計士	税理士	司法書士	土地家屋調査士	行政書士	社会保険労務士
懲戒事由	弁理士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったとき (法第32条)	【虚偽又は不当の証明についての懲戒(法第30条)】 ①公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合 ②公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合 【一般の懲戒(法第31条)】 公認会計士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は、法第34条の2の規定による指示に従わなかったとき ※課徴金納付命令(法第31条の2) ①又は②に該当する事実がある場合 ※内閣総理大臣の指示(法第34条の2) 内閣総理大臣は、公認会計士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、当該公認会計士に対し、必要な指示をすることができる	【脱税相談等をした場合の懲戒(法第45条)】 ①税理士が、故意に、真正の事実若しくは虚偽の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたとき ②税理士が、相当の注意を怠り、①に規定する行為をしたとき 【一般の懲戒(法第46条)】 ①又は②に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき	司法書士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき (法第47条)	調査士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき (法第42条)	行政書士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分等に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき(法第14条)	【不正行為の指示等を行った場合の懲戒(法第25条の2)】 ①社会保険労務士が故意に、真正の事実若しくは虚偽の作成、事務代理若しくは紛争解決手続代理業務を行ったとき、又は第15条の規定に違反する行為をしたとき ②社会保険労務士が相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたとき 【一般の懲戒(法第25条の3)】 前条の規定に該当する場合を除くほか、社会保険労務士が、第17条第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したとき、又は社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき
懲戒権者	経済産業大臣 (法第32条)	内閣総理大臣 (法第30条、第31条)	財務大臣 (法第45条、第46条)	法務局又は地方方法務局の長 (法第47条)	法務局又は地方方法務局の長 (法第42条)	都道府県知事(法第14条) 3)	厚生労働大臣(法第25条の2、第25条の3)
懲戒の種類	【懲戒の種類(法第29条)】 ・戒告 ・二年以内の業務の停止 ・登録の抹消 ・業務の禁止	【懲戒の種類(法第29条)】 ・戒告 ・二年以内の業務の停止 ・登録の抹消 ・業務の禁止	【懲戒の種類(法第44条)】 ・戒告 ・一年以内の業務の停止 ・業務の禁止	【司法書士に対する懲戒(法第47条)】 ・戒告 ・二年以内の業務の停止 ・業務の禁止 ※司法書士法人に対しては、上記に加えて二年以内の業務の一部停止	【調査士に対する懲戒(法第42条)】 ・戒告 ・二年以内の業務の停止 ・業務の禁止 ※土地家屋調査士法人に対しては、上記に加えて二年以内の業務の一部停止	【行政書士に対する懲戒(法第14条)】 ・戒告 ・二年以内の業務の停止 ・業務の禁止 ※行政書士法人に対しては、上記に加えて二年以内の業務の一部停止	【懲戒の種類(法第25条)】 ・戒告 ・一年以内の業務の停止 ・失格処分
戒告処分に聴聞を要するか	○ (法第33条第4項)	○ (法第32条第4項)	×	×	×	×	○ (法第25条の4第1項)
業務停止処分に聴聞を要するか	○ (法第33条第4項)	○ (法第32条第4項)	×	○ (法第49条第3項)	○ (法第44条第3項)	○ (法第14条の3第3項)	○ (法第25条の4第1項)
審議会への諮問を要するか	○	△ 公認会計士・監査審査会の勧告に基づく場合は諮問不要 (法第32条第5項)	○ (法第47条第4項)	×	×	×	×

Ⅳ－９．各士業における懲戒実績

士業	懲戒の種類	2009	2010	2011
弁理士	戒告	0	0	0
	業務停止	0	0	0
	業務禁止	1	0	0
公認会計士	戒告	0	0	1
	業務停止	6	6	4
	業務禁止	0	0	0
	業務改善命令	0	2	1
税理士	戒告	0	0	0
	業務停止	22	26	26
	業務禁止	7	11	8
司法書士	戒告	6	8	9
	業務停止	41	38	32
	業務禁止	4	4	5
土地家屋調査士	戒告	6	3	9
	業務停止	23	23	9
	業務禁止	1	2	0
行政書士	戒告	3	データなし	
	業務停止	8		
	業務禁止	2		
社会保険労務士	戒告	0	0	0
	業務停止	1	1	3
	失格処分	1	0	1

（出典）公認会計士・行政書士については、それぞれ金融庁・総務省より聴取。税理士・社会保険労務士については、それぞれ国税庁・厚生労働省のウェブサイトから取得。司法書士・土地家屋調査士については、処分の公告日を基準として官報検索により取得。

Ⅳ－１０．今後の弁理士試験及び実務修習の在り方に関する意見について (知的財産教育研究・専門職大学院協議会)

２０１３年（平成２５年）１月１８日

知的財産教育研究・専門職大学院協議会

今後の弁理士試験及び実務修習の在り方に関する意見について（要望）

当協議会は、下記のとおり、今後の弁理士試験及び実務修習の在り方に関する意見を取りまとめましたので、提出します。

つきましては、同意見の趣旨の実現を要望します。

記

１．短答式筆記試験一部科目免除について（弁理士法１１条４号）

現在、大学院において弁理士法施行規則第５条で定める工業所有権に関する科目の単位を修得し、当該大学院の課程を修了した者については、弁理士試験短答式筆記試験の一部科目が免除されている。これは、平成１９年弁理士法改正において、受験者層の拡大を通じて多様な人材を確保するために導入された制度である（注１）。

これに対して、各大学院においては、単なる法律の知識だけでなく、知的財産の活用やマネジメントを行うための実践的な教育を提供することにより、多様な人材の育成に貢献しているところである。短答式筆記試験一部科目免除は、弁理士を目指す者にとって、このような大学院進学への重要なインセンティブであり、将来の知財人材の質の向上を図るうえで重要な役割を担っている。

以上のとおり、短答式筆記試験一部科目免除の趣旨と大学院教育の現状を鑑み、短答式筆記試験一部科目免除は、大学院教育の普及と知財人材の質の向上の観点から、現行の制度を維持することを要望する。

なお、現時点では、短答式筆記試験一部科目免除による弁理士試験合格者数は少ない状況にあるが、これは、この制度が施行されてまだ十分な年数を経っていないことが原因である点に留意されたい。反対に、短答式筆記試験一部科目免除は、知財人材の質の向上に資するものであり、近年、国内の弁理士登録数が増加している問題には直接、影響するものではない点にも留意されたい。

（科目免除に対する要望ではないが、短答式筆記試験の対象科目を変更する場合には、文系出身の受験者が現状よりも不利になることのないように、理系科目の位置づけなどに配慮して頂きたい。）

2. 論文式筆記試験一部科目免除について（弁理士法 11 条 6 号）

論文式筆記試験一部科目免除についても、短答式筆記試験と同様に、大学院進学への重要なインセンティブであり、将来の知財人材の質の向上に資するものである。とくに、大学院教育においては、学位論文の作成に向けて、十分な研究指導が行われており、高い学識を有する人材育成が推進されている。

したがって、論文式筆記試験一部科目免除についても、現行の運用を維持することを要望する。

3. 実務修習について（弁理士法 16 条の 2）

現在、弁理士登録をしようとする者に対して、実際の出願書類の作成等の実務能力を担保するための実務修習が実施されているが、大学院が実務修習に関与（講師の派遣など）することは可能である（注 2）。

なお、このような実務修習への大学院の関与は、弁理士育成に向けた大学院による貢献という位置づけであり、必ずしも大学院を優遇する措置ではないことに留意されたい。（とくに、実務修習への関与は、大学院にとって、例えば、弁理士試験の一部科目免除を変更又は廃止することによる不利益への代償措置には値しないものであり、この点には十分に留意して頂きたい。）

以上

< 知的財産教育研究・専門職大学院協議会 会員校 >

青山学院大学大学院法学研究科

大阪大学大学院法学研究科

大阪工業大学知的財産専門職大学院

金沢工業大学大学院（知的創造システム専攻）

国土館大学大学院総合知的財産法学研究科

東京工業大学 技術経営専攻 知的財産マネジメント分野

東京理科大学専門職大学院知的財産戦略専攻

日本大学知的財産専門職大学院

【注 1】「弁理士法の一部を改正する法律案について（経済産業省、特許庁）」（平成 19 年 3 月）

「2. 法律改正の概要

弁理士の資質の向上及び責任の明確化、知的財産に関する専門職としての多様なニーズへの対応の観点から、以下の措置を講ずる。

・・・

②受験者層の拡大を通じて多様な人材を確保するため、知的財産に関する大学院の修了者及び弁理士試験の一部科目の既合格者に対して、弁理士試験の試験科目の一部免除制度を導入する。」

【注 2】「知的財産推進計画 2006（知的財産戦略本部）」（平成 18 年 6 月）

「4. 各分野の知的財産人材を育成する

（1）知的財産専門人材を育成する

・・・

- iv) 弁理士の資質の向上を図るため、基礎的な新人弁理士の研修や知財に関する国際制度・実例による研修など幅広い観点からの弁理士研修の充実のほか、弁理士試験合格者の実務能力を担保する方策、いわゆる付記弁理士のための研修等について、2006年度も引き続き、日本弁理士会の取組を促すとともに、大学（法科大学院、知財専門職大学院）、工業所有権情報・研修館等を活用する。」

IV-11. 弁理士制度の改正経緯

并理士制度の改正経緯

[illegible]

禁 無 断 転 載

平成 24 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究報告書

平成 25 年 2 月

請負先 一般財団法人 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 11 番地

精興竹橋共同ビル 5 階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@iip.or.jp

